# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 目　次

### Ⅰ．金融商品取引法関連


| | 頁 |
|---|---|
| **●有価証券の定義〔第2条第1項〕** | 1 |
| **▼いわゆる「学校債券」** | 1 |
| **▼その他の証券・証書（権利）** | 2 |
| **●有価証券とみなされる権利の定義〔第2条第2項〕** | 2 |
| **▼いわゆる集団投資スキーム持分**<br>集団投資スキーム持分への該当性／集団投資スキーム持分に係る出資財産の範囲／「出資者全員が事業に関与する場合」への該当性／「出資者全員が事業に関与する場合」における業務執行決定に関する意思表示の方法／「出資者全員が事業に関与する場合」に出資者の意思表示を要する「業務執行」の範囲／出資対象事業に常時従事する場合／出資対象事業の継続に不可欠な能力を発揮する場合／匿名組合員が「出資対象事業に関与する場合」／出資等の額を超えた収益の配当等を受けない権利／保険・年金関係の権利／法人への出資／士業関係の権利／「従業員持株会」等に係る権利／「取引先持株会」その他の類似制度／その他「集団投資スキーム持分」からの除外の適否が問題となる権利 | 3 |
| **▼学校法人等への貸付債権（いわゆる学校債）** | 17 |
| **●有価証券の募集（私募）・売出しの定義〔第2条第3項・第4項〕** | 18 |
| **▼取得勧誘・売付け勧誘への該当性**<br>信託受益権／集団投資スキーム持分／取得勧誘に類する行為 | 18 |
| **▼適格機関投資家**<br>証券会社・外国証券会社／届出により適格機関投資家となる金融機関等／届出により適格機関投資家となる一般法人／届出により適格機関投資家となる個人／届出により適格機関投資家となる一般法人・個人の有価証券残高要件／届出により適格機関投資家となる組合の業務執行組合員等／届出により適格機関投資家となる外国金融機関・外国政府等／適格機関投資家の届出手続等／適格機関投資家の範囲拡大と転売制限規定の関係 | 21 |
| **▼「第一項有価証券」の私募要件**<br>いわゆるプロ私募／少人数私募 | 26 |
| **▼「第二項有価証券」の私募要件**<br>「取得者数」要件の水準／取得者数の計算／「第二項有価証券」の募集等の相手方の人数の計算方法／私募となる「第二項有価証券」に係る転売制限等 | 27 |
| **▼有価証券の売出し** | 30 |
| **●有価証券の発行者の定義〔第2条第5項〕** | 30 |
| **▼信託受益権等の発行者**<br>委託者等のみの指図により信託財産の管理・処分が行われる場合／金銭以外の財産を信託財産とする場合／発行者が「委託者及び受託者」となる場合に関する意見／有価証券信託受益証券の発行者 | 30 |
| **▼信託の受益権の「発行時」**<br>「発行時」が信託の委託者が当該権利を譲渡する時となる場合／「発行時」が信託の効力が生ずる時となる場合／合同運用される信託の受益権の「発行時」 | 34 |
| **▼社団法人の社員権** | 35 |
| **●定義（金融商品取引業）〔第2条第8項〕** | 35 |
| **▼外国との取引に係る適用範囲** | 35 |
| **▼「業として」の解釈** | 35 |
| **▼親子会社間・グループ間取引等** | 36 |
| **▼金融商品取引業から除外される行為に係る金商法の適用関係** | 37 |
| **▼銀行等が行う「金融商品取引業から除外される行為」** | 39 |
| **▼有価証券の売買**<br>「業」要件への該当性／信託受益権の買付け／対外的行為の一切を委託して行う信託受益権の販売／信託受益権の「販売」と「発行」 | 39 |
| **▼有価証券の売買の媒介・取次ぎ・代理**<br>信託受益権の売買の代理・媒介／集団投資スキーム持分の出資者が運営者のために有価証券売買の媒介を行う場合 | 43 |
| **▼有価証券の売買（デリバティブ取引）の委託の媒介・取次ぎ・代理**<br>関係外国運用会社の委託を受けて行う取引所取引の委託の媒介・取次ぎ・代理等 | 44 |

| | |
|---|---|
| **▼店頭デリバティブ取引等**<br>対象範囲／プロ投資家向けの店頭デリバティブ取引業務の適用除外／適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方となる者／適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方となる適格機関投資家等／適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方に「相当する」外国の者／適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方となる株式会社の資本金要件／適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方の告示指定（特定目的会社等）／プロ投資家向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引等／貿易取引に付随するヘッジ目的の店頭デリバティブ取引／海外支店等が関与する店頭デリバティブ取引 | 44 |
| **▼有価証券の引受け**<br>信託受益権（商品ファンド持分等）の引受け／リース事業に係る匿名組合出資持分の引受け／不動産二層構造ファンドにおける「子ファンド」への出資持分の引受け | 53 |
| **▼有価証券の自己募集（私募）**<br>「業」要件への該当性／登録義務者の範囲／「発行者」が勧誘行為の一切を委託している場合／信託受益権の自己募集（私募）／自己募集（私募）が金融商品取引業となる有価証券の範囲／各種外国ファンド持分の自己募集等 | 56 |
| **▼有価証券の募集・売出し・私募の取扱い**<br>信託受益権の私募の取扱い／いわゆる一括支払信託の取扱い／金融商品取引業と信託契約代理業との関係／不動産証券化の場合 | 65 |
| **▼投資助言**<br>いわゆるSPC等を相手方とする投資助言等／不動産流動化スキームにおける投資助言業務と投資運用業の区分／不動産流動化スキームにおける投資助言等 | 69 |
| **▼投資運用（投資一任契約に係る業務）**<br>「自己運用」業務との関係／商品投資運用に伴いヘッジ目的で行うデリバティブ取引／取引一任契約等に基づく行為の適用除外／取引一任契約等の相手方となる「関係外国金融商品取引業者」の範囲 | 76 |
| **▼投資運用（投資信託委託会社の業務）** | 79 |
| **▼投資運用（自己運用）**<br>「投資助言」との関係／「主として」の解釈／「自己運用」業務への該当性／信託型ファンド／集団投資スキームの投資事業に伴いヘッジ目的で行うデリバティブ取引／投資運用権限を全部委託する場合の適用除外の対象範囲／特例業務届出者が投資運用権限を全部委託する場合／特例の対象となる「投資運用権限の全部委託」の要件／投資運用権限を全部委託する場合の適用除外の詳細要件等／二層型不動産ファンドの自己運用行為の適用除外／適用除外対象となる二層型不動産ファンドの匿名組合契約の相手方／適用除外対象となる二層型不動産ファンドの投資対象資産／二層型不動産ファンドの自己運用行為の適用除外に係る経過措置／いわゆる外国ファンドの自己運用 | 79 |
| **▼有価証券等管理（金銭・有価証券等の預託受入れ）**<br>適用範囲／市場デリバティブ取引の保証金 | 93 |
| **▼有価証券等管理（振替業関係）**<br>「特別口座」／適用範囲／外国口座管理機関／グローバル・カストディ業務 | 94 |
| **▼金融商品取引業になる行為（自己募集（私募）を行った投資信託受益証券の買取り）** | 97 |
| **▼その他、金融商品取引業の該当性が問題となる行為** | 97 |
| **●金融商品仲介業の定義〔第2条第11項〕** | 99 |
| **●市場デリバティブ取引の定義〔第2条第21項〕** | 100 |
| **●店頭デリバティブ取引の定義〔第2条第22項〕** | 100 |
| **▼店頭デリバティブ取引の定義から除外されるもの**<br>預金に組み込まれた「デリバティブ取引」／いわゆる損害担保契約／その他「店頭デリバティブ取引」の定義からの除外の適否が問題となるもの | 100 |
| **▼為替取引** | 101 |
| **▼いわゆるクレジット・デリバティブ取引** | 103 |
| **▼その他** | 104 |
| **●金融指標の定義〔第2条第25項〕** | 104 |
| **▼金融商品の価格・利率等** | 104 |
| **▼気象の観測の成果に係る数値** | 104 |
| **▼各種統計の数値** | 104 |
| **▼その他「金融指標」への追加の適否が問題となるもの** | 106 |
| **●特定投資家の定義〔第2条第31項〕** | 106 |
| **▼特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人** | 106 |
| **▼上場株券の発行会社** | 107 |
| **▼資本金5億円以上の株式会社** | 107 |
| **▼外国法人** | 109 |
| **▼その他の法人** | 111 |

| | |
|---|---|
| ▼個人 | 113 |
| ▼「特定投資家」への該当性を判断すべき相手方が問題となる場合 | 113 |
| ●金商業等府令における定義等〔金商業等府令第1章(総則)〕 | 115 |
| ▼「本店等」の定義 | 115 |
| ▼「非公開情報」「非公開融資等情報」の定義 | 115 |
| ▼「法人関係情報」の定義 | 116 |
| ▼訳文の添付 | 117 |
| ▼外国通貨の換算 | 117 |
| ●組織再編成等に係る開示制度〔第2条の2〕 | 118 |
| ●開示規制の適用除外有価証券〔第3条〕 | 119 |
| ▼適用除外有価証券の範囲 | 119 |
| ▼開示規制の対象となる有価証券投資事業権利<br>資産総額に占める有価証券投資運用割合の要件／信託受益権／いわゆる商品ファンド持分 | 119 |
| ●募集又は売出しの届出〔第4条〕 | 121 |
| ▼届出を要しない募集又は売出し<br>ストック・オプション／少額募集等 | 121 |
| ●有価証券届出書の提出〔第5条〕 | 123 |
| ▼組織再編成に係る提出義務 | 123 |
| ▼組織再編成に係る有価証券届出書 | 123 |
| ▼特定有価証券の範囲 | 124 |
| ▼特定有価証券に係る有価証券届出書<br>内国投資信託受益証券／内国投資証券／その他の様式 | 125 |
| ▼企業内容等の開示に係る有価証券届出書<br>四半期報告制度の導入に伴う有価証券届出書の改正／その他 | 129 |
| ●目論見書の作成〔第13条〕 | 131 |
| ●目論見書の交付〔第15条〕 | 131 |
| ●適格機関投資家向け勧誘の告知等〔第23条の13〕 | 132 |
| ●有価証券報告書の提出〔第24条〕 | 132 |
| ●有価証券報告書の記載内容に関する確認書の提出〔第24条の4の2〕 | 133 |
| ●財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価〔第24条の4の4〕 | 133 |
| ▼内部統制報告書の提出義務者等 | 133 |
| ▼内部統制報告書<br>適用の一般原則／内部統制評価の範囲／事業年度が異なる子会社がある場合の内部統制評価の基準日／内部統制報告書の記載事項等 | 134 |
| ▼内部統制監査報告書 | 136 |
| ▼外国会社の特例<br>内部統制報告書／監査証明 | 137 |
| ▼米国預託証券の発行者の特例 | 139 |
| ▼有価証券報告書等との関係 | 139 |
| ●四半期報告書の提出〔第24条の4の7〕 | 140 |
| ▼四半期開示制度 | 140 |
| ▼四半期報告書<br>企業の概況／事業の状況／設備の状況／提出会社の状況／経理の状況／保証会社情報 | 140 |
| ▼特定事業会社の特例 | 144 |
| ●臨時報告書の提出〔第24条の5〕 | 145 |
| ●大量保有報告書の提出〔第27条の24〕 | 145 |
| ●「業務の種別」の定義〔第28条〕 | 146 |
| ▼第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業 | 146 |
| ●金融商品取引業の登録〔第29条〕 | 146 |
| ▼経過措置 | 146 |
| ●金融商品取引業の登録の申請〔第29条の2〕 | 150 |
| ▼経過措置 | 150 |
| ▼登録申請書に記載する「重要な使用人」<br>法令等遵守指導業務の統括者等／助言・運用部門の統括者等／投資助言・代理業の営業所等の統括者等 | 151 |
| ▼登録申請書に記載する「業務の種別」 | 154 |
| ▼登録申請書に記載する「他に事業を行つている時は、その事業の種類」 | 155 |
| ▼登録申請書に記載する「不動産関連特定投資運用業を行う旨」 | 155 |

| | |
|---|---|
| ▼登録申請書に添付する「業務方法書」 | 156 |
| ▼登録申請書のその他添付書類<br>人的構成を記載した書面／役員・使用人の履歴書／官公署の証明書等／登録申請書の添付書類に記載すべき「特定関係者」の範囲等／「特定関係者」の状況を記載した書類の記載事項／不動産関連特定投資運用業を行う場合の添付書類／登録申請者が外国法人である場合 | 159 |
| ●金融商品取引業者登録簿への登録〔第29条の3〕 | 165 |
| ●金融商品取引業の登録の拒否〔第29条の4〕 | 165 |
| ▼一般的な人的構成の審査基準 | 165 |
| ▼不動産関連特定投資運用業を行おうとする者の人的構成の審査基準 | 165 |
| ▼最低資本金要件 | 167 |
| ▼「第一種金融商品取引業」を行う外国法人に係る要件 | 168 |
| ▼主要株主の適格性 | 168 |
| ●私設取引システム運営業務の認可基準〔第30条の4〕 | 169 |
| ●金融商品取引業の登録の変更の届出等〔第31条〕 | 169 |
| ▼役員・重要な使用人の変更 | 169 |
| ▼営業所・事務所の廃止 | 170 |
| ▼「不動産特定投資運用業」を行うこととなった場合 | 170 |
| ▼登録申請書添付書類の記載事項の変更 | 171 |
| ▼「業務の種別」の廃止 | 171 |
| ●営業保証金〔第31条の2〕 | 171 |
| ●取締役等の兼職制限（親・子法人等の定義）〔第31条の4〕 | 172 |
| ▼「親・子法人等」の定義 | 172 |
| ▼「親・子会社等」「関連会社等」の範囲 | 173 |
| ▼「親・子会社等」から除かれる「特別目的会社」 | 175 |
| ▼「親・子法人等」の定義から除かれる者 | 175 |
| ●対象議決権保有届出書の提出〔第32条〕 | 176 |
| ●金融機関の有価証券関連業の禁止等〔第33条〕 | 176 |
| ●金融機関の登録〔第33条の2〕 | 178 |
| ●金融機関の登録申請〔第33条の3〕 | 179 |
| ▼登録申請書に記載する「業務の種別」 | 179 |
| ▼登録申請書に添付する「業務方法書」 | 180 |
| ▼登録申請書に添付する役員・使用人の履歴書 | 180 |
| ●金融機関の登録の拒否等〔第33条の6〕 | 181 |
| ●登録金融機関登録簿への登録〔第33条の4〕 | 181 |
| ●登録金融機関の変更の届出〔第33条の6〕 | 181 |
| ●「特定金融商品取引業務」の特例〔第33条の8〕 | 182 |
| ●特定投資家への告知義務〔第34条〕 | 182 |
| ▼告知義務の対象範囲<br>既存顧客／告知義務が適用される者／告知を行うべき相手方／告知義務の対象となる「金融商品取引契約」の定義 | 182 |
| ▼告知の時期・頻度 | 185 |
| ▼告知の対象となる「契約の種類」 | 185 |
| ▼告知の方法 | 185 |
| ▼契約の種類 | 186 |
| ●特定投資家が一般投資家とみなされる場合〔第34条の2〕 | 187 |
| ▼経過措置<br>施行日前の移行手続 | 187 |
| ▼移行の申出<br>移行の申出の当事者／移行の申出の時期／移行の申出の単位 | 188 |
| ▼移行の期限日の特例<br>「期限日」となる「一定の日」／公表方法 | 190 |
| ▼一般投資家への移行の申出をした特定投資家への書面交付<br>様式／期限日後に行う行為に関する記載事項／その他の記載事項 | 192 |
| ▼特定投資家が一般投資家とみなされる場合の効果 | 194 |
| ▼「一般投資家とみなされる特定投資家」を代理して契約を締結する場合 | 194 |
| ▼「一般投資家への移行」に係る更新申出 | 195 |
| ●一般投資家（法人）が特定投資家とみなされる場合〔第34条の3〕 | 196 |
| ▼特定投資家への移行可能な法人の範囲 | 196 |
| ▼特定投資家への移行の申出の承諾 | 196 |

| | |
|---|---|
| **▼特定投資家への移行の申出をした法人からの書面による同意取得**<br>様式／記載事項 | 197 |
| **▼投資顧問契約・投資一任契約に係る「更新申出」の特例** | 198 |
| **●一般投資家（個人）が特定投資家とみなされる場合〔第34条の4〕** | 198 |
| **▼匿名組合の営業者等である個人**<br>移行の申出を行うことができる個人の要件／匿名組合の営業者等である個人が「特定投資家」とみなされる局面／外国組合の業務執行組合員等 | 198 |
| **▼その他特定投資家への移行可能な個人**<br>移行の申出を行うことができる個人の「3要件」／移行の申出を行うことができる個人の「純資産要件」「投資資産要件」の金額水準／移行の申出を行うことができる個人の「純資産要件」「投資資産要件」に係る資産の範囲／移行の申出を行うことができる個人の「投資資産要件」に係る算定方法／移行の申出を行うことができる個人の「純資産要件」「投資資産要件」の確認方法／移行の申出を行うことができる個人の「契約締結後1年経過要件」の解釈／移行の申出を行うことができる個人の「契約締結後1年経過要件」の確認方法 | 199 |
| **▼特定投資家への移行の申出をした個人への書面交付、書面による同意取得** | 206 |
| **▼一般投資家（個人）が特定投資家とみなされる場合の効果** | 206 |
| **▼特定投資家への移行の勧誘** | 207 |
| **●第一種金融商品取引業・投資運用業を行う者の業務範囲〔第35条〕** | 208 |
| **▼「付随・届出・承認業務」に係る金商法の諸規制の適用関係** | 208 |
| **▼「（付随・届出・承認）業務」への該当性** | 209 |
| **▼付随業務**<br>経営相談／デリバティブ取引に関連する資産の売買等／金銭債権の売買等／運用財産の「特定資産」への投資運用／その他投資運用業に付随する各種業務／その他「付随業務」への該当性が問題となるもの | 209 |
| **▼届出業務**<br>商品デリバティブ取引等、商品現物の取引等／金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介／宅地建物取引業、宅地・建物の賃貸／有価証券・デリバティブ取引に係る資産以外の資産への投資運用／組合契約・匿名組合契約の締結等／不動産の管理、不動産投資に関する助言／排出権デリバティブ取引、排出権自体の取引／その他「届出業務」と位置づけるか否かが問題となるもの | 214 |
| **▼承認業務**<br>経過措置 | 220 |
| **▼不動産証券化実務** | 220 |
| **▼ベンチャーキャピタル事業** | 222 |
| **▼届出書・承認申請書の添付書類等** | 222 |
| **●標識の掲示〔第36条の2〕** | 223 |
| **▼経過措置** | 223 |
| **▼標識を掲示する場所** | 224 |
| **▼標識の様式関係** | 224 |
| **●広告等の規制〔第37条〕** | 225 |
| **▼経過措置** | 225 |
| **▼全般的な意見** | 226 |
| **▼広告等規制の対象**<br>商品案内等／金利推移データの提供等／セミナー等／IR・金融知識啓蒙情報等／イメージ広告等／総会案内等 | 227 |
| **▼広告等から除外されるもの**<br>法令等に基づく書面等／アナリスト・レポート／ノベルティ・グッズ | 232 |
| **▼その特性が勘案されるもの**<br>テレビ・ラジオ広告／野球場の商品名看板等 | 233 |
| **▼広告等該当性に関する包括的質問** | 234 |
| **▼販売業者等が行う広告等** | 235 |
| **▼投資運用業者等が行う広告等** | 236 |
| **▼確定拠出年金向け商品** | 236 |
| **▼「多数の者」に対する情報提供**<br>「多数」の意義／特定多数関係／個別訪問 | 237 |
| **▼広告等の表示方法等**<br>ウェブサイト等における表示方法／詳細別表示の可否／「著しく異ならない大きさ」の意義／文字・数字の大きさの比較対象 | 240 |

| | |
|---|---|
| **▼顧客が支払うべき手数料等の表示**<br>「手数料等」の範囲／外枠手数料が存しない場合等／手数料等の計算方法／手数料等の額を表示できない場合／手数料等を表示できない理由の表示方法／手数料等の表示方法／他の書面の引用等／手数料等の種類ごとの表示／上限額の表示／手数料等の概要の表示／債券等売買取引における手数料等／デリバティブ取引に係る手数料等／スワップ取引において支払う金銭等／デリバティブのスプレッド等／外貨建投資信託における手数料等／ファンド・オブ・ファンズの手数料等／商品組成費用等／その他の手数料等 | 246 |
| **▼委託保証金等** | 260 |
| **▼レバレッジ情報の表示** | 260 |
| **▼損失リスクに関する事項の表示** | 262 |
| **▼売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合** | 263 |
| **▼その他の事項の表示**<br>顧客の不利益となる事実／所属する金融商品取引業協会 | 264 |
| **▼表示事項に追加すべきとの意見** | 267 |
| **▼誇大広告の禁止**<br>損失リスク／運用成績／抵当証券等に関する事項 | 267 |
| **▼広告と契約締結前交付書面の関係** | 269 |
| **●取引態様の事前明示義務〔第37条の2〕** | 270 |
| **▼対象取引** | 270 |
| **▼明示時期** | 270 |
| **●契約締結前の書面交付義務〔第37条の3〕** | 271 |
| **▼経過措置** | 271 |
| **▼契約締結前書面交付義務の対象範囲**<br>交付の相手方／有価証券の引受け等／有価証券の買取等／信託受益権の売買等／有価証券の保護預り等／相続等／顧客の同意がある場合等／国債等／再投資等／キャピタルコール／契約変更時／その他 | 274 |
| **▼契約締結前交付書面の交付義務を負う者**<br>登録金融機関による仲介／投資信託委託会社・販売会社／レバレッジドリース／二以上の金融商品取引業者等が書面交付しなければならない場合 | 285 |
| **▼契約締結前交付書面の交付方法等**<br>申込書・契約書を利用した交付／約款を利用した交付／商品説明資料等を利用した交付／包括的書面による交付等／情報通信の技術を利用した提供等 | 289 |
| **▼契約締結前交付書面の記載方法等**<br>記載方法に対する意見等／ポイント規制関係／電磁的交付とポイント規制関係／顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの／冒頭部分に記載すべき事項 | 292 |
| **▼契約締結前交付書面の記載事項**<br>記載事項に追加すべきとの意見等／記載事項について簡略化すべきとの意見等 | 297 |
| **▼契約締結前交付書面の共通記載事項**<br>契約の概要／手数料等／元本超過損が生ずるおそれの記載／市場リスクに関する記載事項／市場リスクにより元本超過損が生ずるおそれに関する記載事項／信用リスクに関する記載事項／信用リスクにより元本超過損が生ずるおそれに関する記載事項／契約の終了事由に関する記載事項／クーリング・オフの適用の有無に関する記載事項／クーリング・オフの手続に関する記載事項／当該金融商品取引業者等の概要に関する記載事項／取り扱う金融商品取引業の内容及び方法の概要に関する記載事項／当該金融商品取引業者等に連絡する方法に関する記載事項／加入している金融商品取引業協会等に関する記載事項 | 299 |
| **▼契約締結前交付書面の取引類型別記載事項**<br>有価証券の売買その他の取引に係る記載事項／信託受益権等の売買その他の取引に係る記載事項／不動産信託受益権の売買その他の取引に係る記載事項／出資対象事業持分の売買その他の取引に係る記載事項／外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る記載事項／主として信託受益権等に対する投資を行う出資対象事業持分の売買その他の取引に係る記載事項／商品ファンド関連取引に係る記載事項／デリバティブ取引等に係る記載事項／店頭金融先物取引に係る記載事項／投資顧問契約等に係る記載事項／投資一任契約等に係る記載事項 | 308 |
| **▼契約締結前交付書面の記載事項に関する確認等** | 318 |
| **▼契約締結前交付書面の届出** | 319 |
| **●契約締結前交付書面の交付を要しない場合〔第37条の3第1項ただし書〕** | 319 |
| **▼上場有価証券等書面を交付している場合の特例** | 320 |
| **▼同種の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例**<br>同種の内容特例の適用範囲／株券の売買等／債券の売買等／金銭債権信託受益権の売買等／出資対象事業持分の売買等／デリバティブ取引等／他の特例との関係／みなし交付／店頭金融先物取引に係る適用除外／特例の範囲に対する意見 | 323 |

| | |
|---|---|
| **▼目論見書を交付している場合の特例**<br>挟み込み方式等の可否等／目論見書の交付を要しない場合との関係／目論見書の記載方法等 | 329 |
| **▼契約変更書面を交付している場合の特例** | 334 |
| **●契約締結時等の書面交付義務〔第37条の4〕** | 335 |
| **▼経過措置** | 335 |
| **▼契約締結時交付書面の対象範囲** | 336 |
| **▼契約締結時等交付書面の交付方法** | 338 |
| **▼その他書面を交付するとき等**<br>投資信託契約の解約があったとき／取引残高報告書の交付義務の範囲／顧客の請求に応じて取引残高報告書を交付するとき／「事業年度の四半期の末日ごと」 | 338 |
| **▼契約締結時交付書面の共通記載事項**<br>金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名、登録番号／営業所又は事務所の名称／金融商品取引契約の概要／金融商品取引契約の成立、解約、払戻しの年月日／租税に関する事項／金融商品取引業者等に連絡する方法／注文・清算分離行為の際の手数料等の記載／共通記載事項に追加すべきとの意見 | 347 |
| **▼有価証券の売買等又はデリバティブ取引等に係る記載事項等**<br>自己又は委託の別／売付け、買付け、募集、私募、売出し等の別／銘柄、対象通貨その他取引の対象に係る名称／件数その他取引に係る数量／単価、対価の額等／顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法／取引の種類／取引の内容を的確に示すために必要な事項／国債の入札前取引／その他 | 354 |
| **▼有価証券の売買等又はデリバティブ取引等に係る記載事項の特則** | 359 |
| **▼デリバティブ取引等に係る記載事項の特則** | 360 |
| **▼信託受益権等の売買等に係る記載事項の特則** | 361 |
| **▼抵当証券等の売買等に係る記載事項の特則** | 361 |
| **▼出資対象事業持分等の売買等に係る記載事項の特則** | 361 |
| **▼信託受益権等を出資対象とする出資対象事業持分の売買等に係る記載事項の特則** | 362 |
| **▼投資顧問契約等に係る記載事項の特則** | 362 |
| **▼投資一任契約等に係る記載事項の特則** | 362 |
| **▼取引残高報告書の記載事項等**<br>顧客の氏名又は名称／金融商品取引契約に係る事項／金銭の受渡しの年月日及びその金額／金銭及び有価証券の残高／未決済勘定明細及び評価損益／信用取引に関する事項／有価証券関連店頭デリバティブ取引に関する事項／報告対象期間／取引残高報告書の記載を省略できる場合 | 362 |
| **▼契約締結時交付書面等の交付を要しない場合**<br>契約締結時交付書面等の交付を要しない場合の範囲／適格機関投資家に相当する外国の法人等／顧客が自己又は他の金融商品取引業者等の投資一任契約を締結している場合／有価証券の引受けに係るものである場合／既に締結している金融商品取引契約の一部の変更を内容とする契約が成立した場合／書面等の電磁的方法による交付／その他の意見 | 371 |
| **●保証金の受領に係る書面の交付〔第37条の5〕** | 377 |
| **▼対象取引** | 377 |
| **▼記載事項** | 378 |
| **▼交付方法** | 378 |
| **●書面による解除（クーリング・オフ）〔第37条の6〕** | 378 |
| **▼対象取引**<br>不招請勧誘の禁止の対象との関係／対象範囲／商品ファンド | 378 |
| **▼その他** | 380 |
| **●禁止行為〔第38条〕** | 381 |
| **▼虚偽表示の禁止** | 381 |
| **▼不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止**<br>不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止の対象取引／不招請勧誘禁止の対象取引／不招請勧誘の禁止の対象となる店頭金融先物取引の範囲／取引所金融先物取引／不招請勧誘の禁止の例外／勧誘受諾意思確認義務・再勧誘禁止の対象 | 381 |
| **▼契約締結前交付書面等の記載事項に関する実質的な説明義務**<br>説明の相手方／「書面の交付に際し」の要件／説明の方法・程度／顧客が説明を理解したか否かの確認／顧客の属性に応じた説明／非対面取引の場合／「契約締結前交付書面」の交付を要しない場合の特例に係る説明義務／顧客から「説明不要」の意思表明があった場合 | 384 |
| **▼重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示の禁止** | 393 |
| **▼特別の利益提供等の禁止** | 393 |
| **▼契約に基づく債務履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為の禁止** | 395 |
| **▼勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて行う店頭金融先物取引の勧誘の禁止** | 395 |

| | |
|---|---|
| ▼契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対する金融先物取引の勧誘の禁止 | 396 |
| ▼いわゆるフロントランニングの禁止 | 396 |
| ▼顧客の同意を得ずに行う顧客の計算による有価証券の売買等の禁止 | 397 |
| ▼法人関係情報を提供して行う勧誘の禁止 | 397 |
| ▼法人関係情報に基づいて行う自己取引の禁止<br>対象範囲／インサイダー取引規制との関係 | 398 |
| ▼作為的相場形成取引等の禁止 | 399 |
| ▼外国投資信託受益証券を取得する顧客に対する説明義務 | 399 |
| ▼店頭金融先物取引における対当取引の勧誘等の禁止 | 400 |
| ▼顧客に迷惑を覚えさせる時間に電話等により勧誘する行為の禁止<br>対象範囲／顧客に迷惑を覚えさせるような時間 | 400 |
| ▼その他禁止行為に追加すべきとの意見 | 401 |
| ●損失補てん等の禁止〔第39条〕 | 403 |
| ▼施行日前に契約をした取引 | 403 |
| ▼「損失補てん等」の範囲 | 403 |
| ▼「事故」の範囲 | 403 |
| ▼事故確認を要しない場合<br>金融商品取引業協会等のあっせんによる和解／弁護士会仲裁センターによる和解・仲裁／国民生活センター等のあっせんによる和解／認証紛争解決事業者の認証紛争解決手続による和解／弁護士が顧客を代理して成立する「和解」の意義／弁護士が顧客を代理して成立する和解に係る支払金額要件／弁護士が顧客を代理して成立する和解に係る調査・確認義務／弁護士が顧客を代理して成立する和解と「訴え提起前の和解」／司法書士が顧客を代理して成立する和解／損失補てん額が10万円以下の場合／過失による注文執行誤り、電子情報処理組織の異常による注文執行誤り | 404 |
| ▼申請形式<br>事故確認申請書の提出部数／事故確認申請書の記載事項／事故確認申請書の添付書類 | 411 |
| ●適合性の原則等〔第40条〕 | 413 |
| ▼適合性の原則 | 413 |
| ▼顧客の注文内容を確認することなく頻繁に当該顧客の計算により取引等する状況の禁止 | 415 |
| ▼著しく不適当と認められる数量・価格等により有価証券の引受けを行う状況の禁止 | 416 |
| ▼適切な審査を行わずに有価証券の元引受けを行う状況の禁止 | 416 |
| ▼法人関係情報に係る不公正取引を防止する措置を講じていない状況の禁止 | 418 |
| ▼情報の漏えい等の防止措置を講じていない状況の禁止 | 418 |
| ▼個人顧客情報を目的外利用しないための措置を講じていない状況の禁止 | 418 |
| ▼投資信託受益証券等の乗換えに関する重要事項について説明を行っていない状況の禁止 | 419 |
| ▼社債券の募集（私募）の取扱い等に際して重要な事象の説明を行っていない状況の禁止 | 419 |
| ▼十分な社内管理体制を整備せずに行う一定の裁量のある取引の禁止 | 419 |
| ▼その他 | 420 |
| ●最良執行方針等〔第40条の2〕 | 421 |
| ▼対象取引 | 421 |
| ▼対象有価証券 | 421 |
| ▼最良執行説明書の交付 | 422 |
| ●分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止〔第40条の3〕 | 422 |
| ●投資助言業務に関する禁止行為〔第41条の2〕 | 422 |
| ▼助言を受けた顧客が行う取引の情報を利用した自己取引の禁止 | 423 |
| ▼投資助言業務に係る損失補てん等の禁止<br>損失補てん等の範囲／投資助言業務又は投資運用業に係る事故確認 | 423 |
| ●投資助言業務に関する有価証券の売買等の禁止〔第41条の3〕 | 424 |
| ●投資助言業務に関する金銭等の貸付け等の禁止〔第41条の5〕 | 425 |
| ●投資運用業を行う者の忠実義務〔第42条〕 | 425 |
| ●投資運用業に関する禁止行為〔第42条の2〕 | 426 |
| ▼自己取引等の禁止の適用除外<br>対象範囲／権利者の同意取得の要件／取引価額の要件／所管金融庁長官等の承認を受けた取引 | 426 |
| ▼運用財産相互間取引の禁止の適用除外<br>対象範囲／「対象有価証券売買取引等」の範囲／運用財産相互間の「対象有価証券売買取引等」が必要かつ合理的と認められる場合／「対象有価証券売買取引等」に係る取引価額の要件／「対象有価証券売買取引等」以外の取引の適用除外要件／「対象有価証券売買取引等」以外の取引に係る権利者の同意取得の要件／「対象有価証券売買取引等」以外の取引に係る取引価額の要件 | 430 |
| ▼権利者の利益を害する条件による取引の禁止 | 435 |
| ▼運用として行う取引の情報を利用した自己取引の禁止 | 435 |

| | |
|---|---|
| ▼投資運用業に係る損失補てん等の禁止<br>投資助言業務・投資運用業に関する「事故」の範囲／投資運用業に係る事故確認 | 436 |
| ▼運用財産を特定せずに行う取引の申込みの禁止 | 437 |
| ▼投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限 | 438 |
| ▼運用権限の再委託の制限 | 439 |
| ●投資運用権限の委託〔第42条の3〕 | 439 |
| ●投資運用業に関する分別管理〔第42条の4〕 | 441 |
| ●投資運用業を行う者の金銭等の預託の受入れ等の禁止〔第42条の5〕 | 441 |
| ●投資運用業を行う者の金銭等の貸付けの禁止〔第42条の6〕 | 441 |
| ●運用報告書の交付義務〔第42条の7〕 | 443 |
| ▼運用報告書の記載事項 | 443 |
| ▼運用報告書の作成・交付方法 | 444 |
| ▼運用報告書の交付が不要な場合 | 445 |
| ●信託業法の適用除外〔第42条の8〕 | 445 |
| ●有価証券等管理業務を行う者の善管注意義務〔第43条〕 | 445 |
| ●有価証券等管理業務を行う者の分別管理〔第43条の2〕 | 446 |
| ▼分別管理監査 | 447 |
| ●デリバティブ取引等に関する区分管理〔第43条の3〕 | 447 |
| ●顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限〔第43条の4〕 | 449 |
| ●2以上の種別の業務を行う場合の禁止行為〔第44条〕 | 449 |
| ●その他業務に係る禁止行為（弊害防止措置）〔第44条の2〕 | 450 |
| ▼信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等の禁止<br>クレジットカード決済に係る適用除外要件 | 450 |
| ▼「非公開情報」関係 | 453 |
| ▼「その他業務」の顧客の取引の結了等のために行う勧誘の禁止 | 455 |
| ▼その他信用供与と関連する取引の禁止等 | 456 |
| ●親法人等・子法人等が関与する行為の制限（弊害防止措置）〔第44条の3〕 | 456 |
| ▼適用除外の承認関係 | 456 |
| ▼自己との取引を条件として「親・子法人等」が有利な条件での取引を行っている場合 | 457 |
| ▼「親・子法人等」が発行する有価証券の引受主幹事会社となることの制限 | 457 |
| ▼「親・子法人等」との間の非公開情報の授受の制限 | 457 |
| ▼「親・子法人等」から取得した非公開情報を利用した勧誘の制限 | 461 |
| ▼その他「親・子法人等」が関与する行為の制限 | 461 |
| ●特定投資家に係る適用除外〔第45条〕 | 461 |
| ▼行為規制が適用除外される取引の当事者 | 461 |
| ▼行為規制の適用除外 | 462 |
| ▼特定投資家に係る適用除外の例外 | 463 |
| ●業務に関する帳簿書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者）〔第46条の2〕 | 463 |
| ▼経過措置 | 463 |
| ▼帳簿書類の作成対象範囲等 | 465 |
| ▼交付書面の写し<br>契約締結前交付書面の写し／契約締結時等交付書面の写し | 468 |
| ▼非公開情報の授受に関する同意書面 | 469 |
| ▼注文伝票の記載事項<br>自己又は委託の別／取引の種類／権利行使価格又は権利行使期間／当事者があらかじめ定めた事由等／銘柄／売付け又は買付けの別／指値又は成行の別／受注日時・約定日時／オプションの対価の額／約定した金融商品の利率等又は金融指標／対価の額 | 470 |
| ▼注文伝票の作成方法等<br>約定が不成立の場合／注文伝票を電磁的記録により作成する場合／注文伝票の保存／注文伝票の作成を要しない場合 | 474 |
| ▼注文伝票に係る特則<br>取引契約書による注文伝票の代替／同一日において価格が変動しない投資信託又は外国投資信託の特例／電磁的記録により作成されている場合の一覧表による表示又は出力／記載項目の省略 | 476 |
| ▼取引日記帳の記載事項<br>顧客の氏名又は名称・相手方の氏名又は名称／売付け又は買付け等の別／単価・金額・約定価額／受渡年月日／自己又は委託の別／オプションの行使により成立することとなる取引の内容 | 478 |
| ▼取引日記帳の作成におけるクロス取引の取扱い | 481 |
| ▼取引日記帳に係る特則<br>他の帳簿書類との兼用／取引契約書による取引日記帳の代替 | 481 |

| | |
|---|---|
| **▼媒介又は代理に係る取引記録**<br>媒介又は代理の別／媒介又は代理の内容／媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額 | 482 |
| **▼有価証券等清算取次ぎに係る取引記録** | 484 |
| **▼募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録の記載事項等**<br>記載事項の省略／募集、売出し若しくは私募又は買取り若しくは解約若しくは払戻しの別／受注又は約定に関する記載事項 | 484 |
| **▼募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録の作成方法等** | 486 |
| **▼募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録の記載事項等**<br>受注数量、受注単価及び受注金額／受注日時 | 486 |
| **▼募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録の作成方法等**<br>作成時期及び約定不成立の場合／電磁的記録により作成する場合 | 488 |
| **▼顧客勘定元帳の記載事項等**<br>顧客勘定元帳の記載に係る範囲／約諾書番号／銘柄／取引の種類／単価・約定価格／委託手数料／信用取引支払利息若しくは信用取引受取利息又は品借料若しくは品貸料／入出金及び差引残高／受入保証金、委託証拠金、売買証拠金その他の担保財産に関する事項／数量、単価、金額／借方、貸方及び残高・スタート分の取引又はエンド分の取引の別・現先取引についてはその旨 | 488 |
| **▼顧客勘定元帳の作成方法等** | 492 |
| **▼受渡有価証券記番号帳の記載事項等**<br>受渡有価証券記番号帳の記載に係る範囲／銘柄、数量、券面額、記号、番号その他の当該証券又は証書を特定するために必要な事項 | 493 |
| **▼受渡有価証券記番号帳の作成方法** | 493 |
| **▼保護預り有価証券明細簿の記載事項等**<br>保護預り有価証券明細簿の記載に係る範囲 | 494 |
| **▼保護預り有価証券明細簿の作成方法** | 494 |
| **▼分別管理監査の結果に関する記録** | 494 |
| **▼トレーディング商品勘定元帳の記載事項等**<br>トレーディング商品勘定元帳の記載に係る範囲／相手方の氏名又は名称／借方又は貸方の区分／残数量・残金額・未決済約定金額／決済金額／時価金額・時価単価・みなし損益相当額／割引利率／クレジット・デリバティブ取引における記載事項／「第二号から前号までに掲げる取引に類似する取引」 | 494 |
| **▼トレーディング商品勘定元帳の作成方法等**<br>「銘柄ごとに取引の経過を個別に記載すること」／トレーディング商品勘定元帳と現先取引勘定元帳の兼用 | 497 |
| **▼トレーディング商品勘定元帳に係る特則**<br>「新規、解約又は転売の別及び決済金額」／取引日記帳による代用／「みなし損益相当額及び割引率」の省略／取引契約書参照方式による省略 | 497 |
| **▼現先取引勘定元帳の作成方法** | 499 |
| **▼投資運用業を行う者が作成すべき帳簿書類**<br>契約その他の法律行為の内容を記載した書面／運用明細書 | 499 |
| **▼投資運用業を行う者が作成すべき運用明細書の記載事項等**<br>取引の相手方の氏名又は名称／他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者に対し運用の内容を連絡した日時 | 500 |
| **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票** | 500 |
| **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票の記載事項**<br>取引の種類／指値又は成行の別／約定日時／他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者の商号又は名称 | 502 |
| **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票の作成方法**<br>「注文を受けたときに速やかに作成」／発注伝票のつづり込み方法／「一括発注」／発注伝票を電磁的記録により作成する場合 | 504 |
| **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票に係る特則**<br>運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面／平均額 | 506 |
| **▼帳簿書類の保存期間**<br>注文伝票の保存期間／交付書面の記載内容が同一である場合／包括同意書面／新たに帳簿書類となったものについて作成・保存を開始する時期／電磁的記録による保存 | 508 |
| **●事業報告書の提出等〔第46条の3〕** | 509 |

| | |
|---|---|
| ▼事業報告書<br>営業所の状況／業務の状況／自己資本規制比率の状況／分別管理の状況／特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況／投資一任契約に係る業務の状況／業務の状況に係るその他の事項／経理の状況に係る記載要領／損益計算書／株主資本等変動計算書／附属明細表 | 509 |
| ▼関係会社に関する報告書<br>報告対象範囲／関係会社の状況に係る注意事項 | 515 |
| ●説明書類の縦覧（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者）〔第46条の4〕 | 516 |
| ●金融商品取引責任準備金（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者）〔第46条の5〕 | 516 |
| ●自己資本規制比率〔第46条の6〕 | 517 |
| ▼自己資本 | 517 |
| ▼控除すべき固定資産等 | 517 |
| ●業務に関する帳簿書類（第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者）〔第47条〕 | 518 |
| ▼帳簿書類の保存期間 | 518 |
| ●説明書類の縦覧（第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者）〔第47条の3〕 | 519 |
| ●業務に関する帳簿書類（登録金融機関）〔第48条〕 | 519 |
| ▼交付書面等の写し | 520 |
| ▼トレーディング商品勘定元帳 | 520 |
| ▼金融商品仲介補助簿 | 521 |
| ▼金融商品仲介預り明細簿 | 522 |
| ▼帳簿書類の保存期間 | 522 |
| ●事業報告書の提出等（登録金融機関）〔第48条の2〕 | 522 |
| ▼登録金融機関の事業報告書<br>行っている業務の種類／営業所等数並びに役員及び使用人の状況／有価証券の売買等の状況／店頭デリバティブ取引等の状況／有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況／商品有価証券の内訳／保護預り等有価証券の分別管理の状況／金融商品仲介業務の状況 | 522 |
| ▼登録金融機関の業務又は財産の状況に関する報告書<br>有価証券の売買等の状況／市場デリバティブ取引の状況・外国市場デリバティブ取引の状況／登録金融機関業務に係る受入手数料の状況／みなし有価証券の売買等の状況／顧客分別金信託状況表 | 524 |
| ●金融商品取引責任準備金（登録金融機関）〔第48条の3〕 | 526 |
| ●休止等の届出〔第50条〕 | 526 |
| ●廃業等の届出〔第50条の2〕 | 529 |
| ●業務の不開始又は休止に基づく登録の取消し〔第54条〕 | 529 |
| ●みなし登録業者に対する登録番号の通知等〔第57条第3項〕 | 529 |
| ●外国証券業者が行うことのできる業務〔第58条の2〕 | 529 |
| ▼外国証券業者が行うことのできる業務 | 529 |
| ▼外国証券業者が一定の者を相手方として行うことのできる業務の範囲 | 530 |
| ▼外国証券業者が勧誘を行うことなく国内の者を相手方として行うことのできる業務の範囲 | 531 |
| ▼外国証券業者に対する行為規制 | 533 |
| ●引受業務の一部の許可〔第59条〕 | 533 |
| ●取引所取引業務の許可〔第60条〕 | 533 |
| ●取引所取引業務の許可の申請〔第60条の2〕 | 534 |
| ●取引所取引業者の業務に関する報告等〔第60条の6〕 | 534 |
| ●外国において投資助言業務・投資運用業を行う者に関する特例〔第61条〕 | 535 |
| ▼特例が適用される業務の範囲 | 535 |
| ▼特例が適用される業務の相手方の範囲 | 535 |
| ●情報収集のための施設の設置〔第62条〕 | 536 |
| ●適格機関投資家等特例業務〔第63条〕 | 537 |
| ▼経過措置 | 537 |
| ▼特例業務の対象に係る「適格機関投資家等」の範囲<br>「1名以上の適格機関投資家」の要件／「49名以下の一般投資家」関係／非居住者 | 537 |
| ▼「適格機関投資家等」以外の者が権利を取得するおそれが少ない要件<br>取得者が適格機関投資家である場合の譲渡制限要件／取得者が一般投資家である場合の譲渡制限要件／取得者が一般投資家である場合の「同種の新規発行権利」要件等 | 543 |

| | |
|---|---|
| ▼いわゆるファンド・オブ・ファンズ(FOFs)<br>「子ファンド」の運営者の責任／「親ファンド」が外国のスキームである場合／「親ファンド」が特別目的会社(SPC)である場合／「親ファンド」が他の集団投資スキームである場合／「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等である場合の特例／「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等である場合の人数要件／「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等である場合の当該LPS等の取扱い／「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等に類する外国のスキームである場合／「親ファンド」と「子ファンド」の運営者が同一の者である場合の特例 | 545 |
| ▼適格機関投資家等特例業務の届出を行う者 | 552 |
| ▼適格機関投資家等特例業務に関する届出手続 | 553 |
| ▼特例業務届出者に係る行為規制 | 554 |
| ▼特例業務届出者に対する命令等 | 555 |
| ▼その他 | 555 |
| ●外務員の登録〔第64条〕 | 555 |
| ▼経過措置 | 555 |
| ▼外務員登録が必要となる行為の範囲 | 556 |
| ▼登録申請書の添付書類 | 557 |
| ●外務員登録事項の変更等の届出〔第64条の4〕 | 558 |
| ●外務員登録事務の委任〔第64条の7〕 | 558 |
| ●金融商品仲介業の登録申請〔第66条の2〕 | 558 |
| ▼登録申請書 | 558 |
| ▼登録申請書の添付書類 | 559 |
| ●金融商品仲介業者の登録の変更の届出〔第66条の5〕 | 559 |
| ●金融商品仲介業者の広告等の規制〔第66条の10〕 | 559 |
| ●金融商品仲介業者の禁止行為〔第66条の14〕 | 560 |
| ●金融商品仲介業者の業務に関する帳簿書類〔第66条の16〕 | 560 |
| ●金融商品仲介業者の事業報告書の提出等〔第66条の17〕 | 560 |
| ●金融商品仲介業者の廃業等の届出等〔第66条の19〕 | 560 |
| ●金融商品取引業協会〔第67条・第78条〕 | 560 |
| ●金融商品取引業協会によるあっせん等〔第77条～第77条の3、第78条の6～第78条の8〕 | 561 |
| ●公益協会への売買の報告等〔第78条の3～第78条の5〕 | 562 |
| ●認定投資者保護団体の目的及び業務〔第79条の7〕 | 562 |
| ●認定投資者保護団体の認定業務の対象事業者〔第79条の11〕 | 562 |
| ●認定投資者保護団体によるあっせん〔第79条の13〕 | 563 |
| ●金融商品市場の免許申請の添付書類〔第81条〕 | 563 |
| ●自主規制業務〔第84条〕 | 563 |
| ●金融商品会員制法人・自主規制法人の登記事項〔第89条の2・第102条の9〕 | 564 |
| ●株式会社金融商品取引所の議決権の保有に係る認可〔第106条の3〕 | 564 |
| ●金融商品取引所の業務規程の記載事項〔第117条〕 | 564 |
| ●取引証拠金の預託〔第119条〕 | 564 |
| ●上場の届出等〔第121条〕 | 565 |
| ●上場廃止の届出等〔第126条〕 | 565 |
| ●総取引高、価格等の報告〔第131条〕 | 565 |
| ●金融商品債務引受業の免許申請の添付書類〔第156条の3〕 | 565 |
| ●金融商品取引業者の自己計算取引の制限〔第161条〕 | 566 |
| ●空売り及び逆指値注文の禁止〔第162条〕 | 566 |
| ●上場会社等の役員等による特定有価証券等の報告の提出〔第163条〕 | 566 |
| ●組合等の財産に属する特定有価証券等(短期売買規制)〔第165条の2〕 | 567 |
| ●会社関係者の禁止行為(インサイダー取引規制)〔第166条〕 | 568 |
| ▼対象有価証券・取引の範囲 | 568 |
| ▼重要事実の範囲 | 569 |
| ▼重要事実の軽微基準 | 570 |
| ▼社債等に係る適用除外事由 | 570 |
| ▼その他の適用除外事由 | 571 |
| ●公開買付者等関係者の禁止行為(インサイダー取引規制)〔第167条〕 | 572 |
| ●金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務〔第188条〕 | 573 |
| ●財務諸表の用語、様式及び作成方法〔第193条〕 | 573 |
| ▼四半期(連結)財務諸表等規則<br>総則／四半期(連結)貸借対照表／株主資本等に関する注記／四半期(連結)損益計算書 | 573 |
| ▼財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則 | 575 |

| | |
|---|---|
| ●罰則〔第202条〕 | 576 |


## Ⅱ．投資信託及び投資法人に関する法律関連


| | |
|---|---|
| ●定義〔第2条〕 | 577 |
| ▼運用指図権限を委託することができる者 | 577 |
| ▼特定資産の範囲 | 577 |
| ▼証券投資信託の主たる投資対象 | 577 |
| ●投信法施行規則第1章（総則） | 578 |
| ▼提出書類の訳文添付 | 578 |
| ●委託者指図型投資信託の委託者及び受託者〔第3条〕 | 578 |
| ▼委託者指図型投資信託の委託者となることができる者 | 578 |
| ●委託者指図型投資信託契約の締結〔第4条〕 | 579 |
| ▼投資信託約款の内容の届出 | 579 |
| ▼投資信託約款の記載事項<br>信託法の改正に伴う記載事項の変更／運用指図権限を委託する場合の記載事項 | 579 |
| ▼投資信託約款の記載事項の細目<br>信託契約の延長事由の説明に関する事項／運用指図権限を委託する場合の記載事項の細目 | 580 |
| ●委託者指図型投資信託の受益証券〔第6条〕 | 580 |
| ▼公社債投資信託の定義 | 580 |
| ▼受益証券の記載事項 | 581 |
| ▼委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え<br>受益権原簿の記載事項／受益権原簿の閲覧・謄写を拒むことができる場合 | 581 |
| ●証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止〔第7条〕 | 582 |
| ●金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等〔第8条〕 | 583 |
| ●議決権等の指図行使〔第10条〕 | 583 |
| ●特定資産の価格等の調査〔第11条〕 | 583 |
| ▼「利害関係人等」の範囲 | 583 |
| ▼指定資産の範囲 | 583 |
| ▼調査すべき事項の内容 | 584 |
| ●運用報告書の交付等〔第14条〕 | 584 |
| ▼経過措置 | 584 |
| ▼計算関係書類の金額の表示方法 | 585 |
| ▼計算期間の特例 | 585 |
| ▼附属明細表 | 585 |
| ▼適格機関投資家私募による場合の運用報告書の作成・交付義務の適用除外 | 586 |
| ▼運用報告書の作成・交付義務が適用除外とされるMRFの投資対象 | 586 |
| ▼運用報告書の作成・交付義務の適用除外の効果 | 586 |
| ▼運用報告書の作成期日の特例の対象となるMMFの投資対象 | 586 |
| ▼MRF・MMFの受益者に対する情報提供 | 587 |
| ●投資信託財産に関する帳簿書類〔第15条〕 | 587 |
| ●投資信託約款の変更内容等の届出〔第16条〕 | 587 |
| ●投資信託約款の変更等〔第17条〕 | 587 |
| ▼「重大な約款の変更等」 | 588 |
| ▼書面決議参考書類の記載事項 | 588 |
| ▼議決権行使書面の交付 | 588 |
| ●投資信託約款の解約等〔第20条〕 | 589 |
| ▼書面決議参考書類の記載事項 | 589 |
| ●委託者非指図型投資信託契約の締結〔第49条〕 | 589 |
| ●外国投資信託の届出〔第58条〕 | 589 |
| ▼届出義務が生じる「募集の取扱い等」の範囲 | 589 |
| ▼届出義務が適用除外とされる外国投資信託の種類 | 590 |
| ▼一定の場合に届出義務が適用除外とされる外国ETFの要件 | 592 |
| ▼届出の時期 | 592 |
| ●外国投資信託への投資信託に係る規定の準用〔第59条〕 | 592 |
| ▼外国投資信託の運用報告書作成交付義務 | 592 |
| ▼外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え | 592 |

| | |
|---|---|
| ●募集投資口の申込み等〔第83条〕 | 593 |
| ▼申込みをしようとする者に対する通知事項 | 593 |
| ●事務の委託〔第117条〕 | 593 |
| ●短期投資法人債の発行〔第139条の13〕 | 593 |
| ●外国投資法人の届出〔第220条〕 | 595 |
| ●金商法等の適用に関する特例〔第223条の3〕 | 595 |


## Ⅲ. 銀行法関連


| | |
|---|---|
| ●業務の範囲〔第10条〕 | 596 |
| ▼排出権取引 | 596 |
| ▼投資助言 | 596 |
| ▼デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理 | 597 |
| ●預金者に対する情報の提供等〔第12条の2〕 | 597 |
| ▼情報提供義務<br>デリバティブ取引との組合せ商品についての情報の提供／「取引を行う目的」の追加 | 597 |
| ▼特定取引勘定 | 598 |
| ●特定預金等〔第13条の4〕 | 598 |
| ▼特定預金等に関する意見等 | 598 |
| ▼中途解約時に違約金等を支払うこととなる預金等 | 599 |
| ▼外貨預金等 | 600 |
| ▼その他「特定預金等」への該当性 | 600 |
| ●特定投資家〔第13条の4で準用する金商法第34条等〕 | 601 |
| ▼外国法人顧客 | 601 |
| ▼特定投資家として申し出ることができる個人 | 601 |
| ●広告等の規制〔第13条の4で準用する金商法第37条〕 | 602 |
| ▼広告等への該当性 | 602 |
| ▼広告等の表示方法 | 603 |
| ▼顧客が支払うべき手数料等の表示 | 604 |
| ▼市場リスクに関する表示 | 606 |
| ▼顧客の判断に影響を及ぼす重要事項に関する表示 | 606 |
| ▼その他広告等表示事項 | 606 |
| ▼表示事項に追加すべきとの意見 | 606 |
| ▼誇大広告の禁止 | 608 |
| ▼広告等規制と域外適用等 | 609 |
| ●契約締結前の書面交付義務〔第13条の4で準用する金商法第37条の3〕 | 610 |
| ▼経過措置 | 610 |
| ▼契約締結前交付書面の交付方法等<br>包括的書面による交付等／情報通信の技術を利用した提供等／外貨預金に関する契約締結前交付書面の交付時期／その他の意見等 | 612 |
| ▼契約締結前交付書面の記載方法<br>顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの／リスク事項等 | 616 |
| ▼契約締結前交付書面の記載事項<br>手数料等／受入れの対象となる者の範囲／預入期間／利息の設定方法等／市場リスクに関する事項／期間延長による不利益／デリバティブと特定預金等との組合せ商品／「その他当該商品に関する詳細」等 | 617 |
| ●契約締結前交付書面の交付を要しない場合〔第13条の4で準用する金商法第37条の3第1項ただし書〕 | 620 |
| ▼外貨預金等書面を交付している場合の特例<br>書面の交付を要しない旨の意思の表明／包括的意思表明取得の可否／締結前一年以内要件について／外貨預金等書面の交付に関する説明 | 620 |
| ▼同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例<br>「同一の内容」の範囲 | 624 |
| ▼契約変更書面を交付している場合の特例 | 625 |
| ▼「外貨預金等書面」の特例と「同一の内容」の特例との関係等 | 626 |
| ▼契約締結前交付書面の交付を要しない場合として追加すべきとの意見 | 627 |
| ●契約締結時等の書面交付義務〔第13条の4で準用する金商法第37条の4〕 | 627 |

| | |
|---|---|
| ▼契約締結時交付書面の交付方法<br>複数の書面による交付等／遅滞ない交付等 | 627 |
| ▼その他書面を交付する場合 | 628 |
| ▼契約締結時交付書面の記載事項<br>預入金額／預入日等／銀行に連絡する方法／記載事項の省略 | 628 |
| ▼契約締結時交付書面の交付を要しない場合<br>外貨預金等書面を交付している場合の特例／同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例／契約変更書面を交付している場合の特例／契約締結時交付書面の交付を要しない場合として追加すべきとの意見 | 629 |
| ●書面による解除(クーリング・オフ)〔第13条の4で準用する金商法第37条の6〕 | 632 |
| ●禁止行為〔第13条の4で準用する金商法第38条〕 | 632 |
| ▼不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止 | 632 |
| ▼契約締結前交付書面等の記載事項に関する実質的な説明義務 | 634 |
| ▼特別の利益提供等の禁止 | 634 |
| ●損失補てん等の禁止〔第13条の4で準用する金商法第39条〕 | 635 |
| ●適合性の原則等〔第13条の4で準用する金商法第40条〕 | 635 |
| ●銀行の子会社の範囲等〔第16条の2〕 | 636 |
| ▼証券専門会社の業務 | 636 |
| ▼金融関連業務<br>金融関連業務の範囲等／金融関連業務の範囲に追加すべきとの意見 | 636 |
| ▼保険専門関連業務 | 638 |
| ▼その他意見 | 638 |


## Ⅳ. 保険業法関連


| | |
|---|---|
| ●業務の範囲等〔第97条〕 | 640 |
| ●保険金信託業務に係る広告等の規制<br>〔第99条第8項で準用する信託業法第24条の2で準用する金商法第37条〕 | 640 |
| ●保険金信託業務に係る契約締結前の書面交付義務<br>〔第99条第8項で準用する信託業法第24条の2で準用する金商法第37条の3〕 | 640 |
| ●子会社の範囲等〔第106条〕 | 641 |
| ●特定保険契約〔第300条の2〕 | 642 |
| ●特定投資家〔第300条の2で準用する金商法第34条等〕 | 643 |
| ▼契約の特定投資家への告知義務 | 643 |
| ▼契約の種類 | 645 |
| ▼特定投資家以外の顧客とみなされる場合 | 645 |
| ▼申出をした特定投資家に交付する書面 | 646 |
| ▼申出をした特定投資家以外の法人が同意を行う書面 | 646 |
| ▼特定投資家として申し出ることができる個人 | 647 |
| ▼一般投資家から特定投資家への変更の申出を承諾する場合 | 648 |
| ●広告等の規制〔第300条の2で準用する金商法第37条〕 | 648 |
| ▼広告類似行為 | 648 |
| ▼広告等の表示方法 | 649 |
| ▼顧客が支払うべき手数料等の表示 | 649 |
| ▼その他の事項の表示 | 651 |
| ▼誇大広告の禁止 | 652 |
| ●契約締結前の書面交付義務〔第300条の2で準用する金商法第37条の3〕 | 653 |
| ▼契約締結前交付書面の記載方法等 | 653 |
| ▼契約締結前交付書面の記載事項 | 655 |
| ▼契約締結前交付書面の交付を要しない場合 | 656 |
| ●契約締結時等の書面交付義務〔第300条の2で準用する金商法第37条の4〕 | 657 |
| ▼契約締結時交付書面の交付方法 | 657 |
| ▼契約締結時交付書面の記載事項 | 657 |
| ▼契約締結時交付書面の交付を要しない場合 | 659 |
| ●禁止行為〔第300条の2で準用する金商法第38条〕 | 659 |
| ●特定投資家に係る適用除外〔第300条の2で準用する金商法第45条〕 | 660 |
| ●その他の意見等 | 661 |

## Ⅴ. 信託業法関連


| | |
|---|---|
| ●特定信託契約〔第24条の2〕 | 663 |
| ●広告等の規制〔第24条の2で準用する金商法第37条〕 | 665 |
| ●契約締結前の書面交付義務〔第24条の2で準用する金商法第37条の3〕 | 666 |
| ▼信託業法上の説明義務と金商法上の書面交付義務との関係 | 666 |
| ▼給付可能額の記載 | 667 |
| ●信託契約の内容の説明を要しない場合〔第25条ただし書〕 | 667 |
| ●信託契約代理業に係る届出関係〔第71条等〕 | 667 |


## Ⅵ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律関連


| | |
|---|---|
| ●信託業法の準用〔第2条〕 | 668 |
| ●特定信託契約〔第2条の2〕 | 668 |
| ●特定投資家〔第2条の2で準用する金商法第34条等〕 | 668 |
| ●広告等の規制〔第2条の2で準用する金商法第37条〕 | 668 |
| ●契約締結前の書面交付義務〔第2条の2で準用する金商法第37条の3〕 | 670 |
| ●損失の補てん等を行うことができる信託契約〔第6条〕 | 670 |


## Ⅶ. 金融商品の販売等に関する法律関連


| | |
|---|---|
| ●金販法の適用対象への海外商品先物取引等の追加〔第2条第1項〕 | 671 |
| ●「重要事項」の説明義務〔第3条第1項〕 | 671 |
| ▼「金融商品の販売に係る取引の仕組み」 | 671 |
| ▼適合性の原則 | 672 |
| ▼「特定顧客」 | 673 |
| ▼「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」 | 674 |
| ●経過措置 | 674 |


## Ⅷ. 資産の流動化に関する法律関連


| | |
|---|---|
| ●届出書の添付書類〔第4条第3項〕 | 676 |
| ▼競争入札の実施要項 | 676 |
| ▼信託契約書 | 677 |
| ●契約締結前の書面交付義務〔第209条・第286条で準用する金商法第37条の3〕 | 677 |
| ▼資産対応証券の募集等を行う特定目的会社 | 677 |
| ▼特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者 | 677 |
| ●業務の運営の状況〔第209条・第286条で準用する金商法第40条第2号〕 | 677 |
| ▼資産対応証券の募集等を行う特定目的会社 | 677 |
| ▼特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者 | 677 |


## Ⅸ. その他の法律関連


| | |
|---|---|
| ●中小企業等協同組合法関連 | 679 |
| ●労働金庫法関連 | 679 |
| ●商品ファンド法関連 | 679 |
| ●金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律関連 | 680 |
| ●独立行政法人等登記令 | 680 |
| ●組合等登記令 | 681 |

## X. その他


| | |
|---|---|
| ●施行時期 | 682 |
| ●経過措置 | 685 |
| ▼旧信託契約代理店に関する経過措置 | 685 |
| ▼投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置 | 686 |
| ▼処分等の効力 | 686 |
| ▼営業保証金の取戻し | 686 |
| ●その他の意見・要望 | 687 |
| ▼金融サービス法制の在り方 | 687 |
| ▼販売・勧誘の態勢等 | 688 |
| ▼その他の意見 | 690 |

# 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正 式 名 称 | 略 称 |
|---|---|
| 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号） | 改正法 |
| 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号） | 整備法 |
| 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（今回公布） | 整備政令 |
| 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（今回公布） | 定義府令等一部改正府令 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（今回公布） | 投信規則等一部改正府令 |
| 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（今回公布） | 銀行法施行規則等改正府令 |
| 金融商品取引法 | 金商法 |
| 金融商品取引法施行令 | 金商法施行令 |
| 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金商業等府令 |
| 金融商品取引業協会等に関する内閣府令 | 協会等府令 |
| 金融商品取引業協会に関する内閣府令案 | 協会府令案 |
| 金融商品取引所等に関する内閣府令 | 取引所等府令 |
| 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 | 取引規制府令 |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 定義府令 |
| 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令 | 清算機関等府令 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 企業内容開示府令 |
| 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 特定有価証券開示府令 |
| 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 | 大量保有府令 |
| 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 | 財務諸表等規則 |
| 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 | 監査証明府令 |
| 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 | 中間財務諸表等規則 |
| 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 | 連結財務諸表規則 |
| 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 | 中間連結財務諸表規則 |
| 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 | 四半期財務諸表等規則 |
| 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 | 四半期連結財務諸表規則 |
| 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 | 内部統制府令 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律 | 投信法 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律施行令 | 投信法施行令 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 投信法施行規則 |
| 投資信託財産の計算に関する規則 | 投信財産計算規則 |
| 投資法人の計算に関する規則 | 投資法人計算規則 |
| 社債等の振替に関する法律 | 社債等振替法 |
| 資産の流動化に関する法律 | 資産流動化法 |
| 資産の流動化に関する法律施行規則 | 資産流動化法施行規則 |
| 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 | 兼営法 |
| 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令 | 兼営法施行令 |
| 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 | 兼営法施行規則 |

| 正　式　名　称 | 略　称 |
|---|---|
| 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 | 本人確認法 |
| 　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令 | 　本人確認法施行令 |
| 商品投資に係る事業の規制に関する法律 | 商品ファンド法 |
| 　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令 | 　商品ファンド法施行令 |
| 金融商品の販売等に関する法律 | 金販法 |
| 　金融商品の販売等に関する法律施行令 | 　金販法施行令 |
| 宅地建物取引業法 | 宅建業法 |
| 　　宅地建物取引業法施行規則 | 　　宅建業法施行規則 |
| 特定商取引に関する法律 | 特定商取引法 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 地球温暖化対策推進法 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | ADR 法 |
| 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号） | 信託法整備法 |
| 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号） | 株式等決済合理化法 |
| 証券取引法 | 証取法 |
| 　証券取引法施行令 | 　証取法施行令 |
| 　　証券会社の行為規制等に関する内閣府令 | 　　証券会社行為規制府令 |
| 　　証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令 | 　　証券外務員登録事務等府令 |
| 　　証券会社に関する内閣府令 | 　　証券会社府令 |
| 　　金融機関の証券業務に関する内閣府令 | 　　金融機関府令 |
| 　　証券会社の自己資本規制に関する内閣府令 | 　　証券会社自己資本規制府令 |
| 　　証券仲介業者に関する内閣府令 | 　　証券仲介業者府令 |
| 　　上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令 | 　　上場会社証券売買府令 |
| 外国証券業者に関する法律 | 外証法 |
| 　外国証券業者に関する法律施行令 | 　外証法施行令 |
| 　　外国証券業者に関する内閣府令 | 　　外証府令 |
| 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 | 投資顧問業法 |
| 　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令 | 　投資顧問業法施行令 |
| 　　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則 | 　　投資顧問業法施行規則 |
| 金融先物取引法 | 金先法 |
| 　金融先物取引法施行令 | 　金先法施行令 |
| 　　金融先物取引法施行規則 | 　　金先法施行規則 |
| 　　金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令 | 　　金融先物取引業者自己資本規制府令 |
| 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 | 監督指針 |

# Ⅰ．金融商品取引法関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●有価証券の定義〔第2条第1項〕 | |
| 1 | 金商法第2条第1項第10号に定める「投資信託の受益証券」のように、特別法（この例では投信法）の規定により発行されるものは、同項第14号に定める「受益証券発行信託の受益証券」に該当しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 2 | 英国法におけるユニットトラストのように、一般には受益証券発行信託の性質を有し、その特別な場合として外国投資信託に該当するものがあるが、そのような場合、当該信託の受益証券は、金商法第2条第1項第14号の性質を有する同項第17号に該当すると解すべきか、同項第10号に該当すると解すべきか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のように「外国投資信託」（投信法第2条第22項）に該当する信託の受益証券については、金商法上、金商法第2条第1項第14号の有価証券（受益証券発行信託の受益証券）の性質を有する同項第17号の有価証券（外国の者が発行する有価証券）ではなく、同項第10号の有価証券（外国投資信託の受益証券）と位置づけられるものと考えられます。 |
| 3 | 金商法第2条第1項第20号に規定する「預託証券」は、券面がある場合には有価証券として定義されているが、「当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなす」との規定の対象とするための内閣府令の手当てがなされていないため、券面が無い預託証券については有価証券として取り扱われないこととなる。そこで、券面が無い預託証券についても有価証券として取り扱われるよう、定義府令の改正を行ってほしい。近年、海外企業が発行する預託証券のうち、預託銀行が直接投資家に発行するものとして無券面の預託証券が出現しているが、無券面の預託証券が日本において有価証券と認められないと、日本では当該預託証券の公募ができず、海外発行体や日本の投資家にとって不利益になると考えられる。 | ご指摘のような「券面の無い預託証券」については、その法的性格や実務上の対応等について、引き続き、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| | ▼いわゆる「学校債券」 | |
| 4 | 金商法施行令案第1条第2号において想定される「金銭債権」を明確に定義してほしい。同規定は流動性の高い有価証券として規定しているが、一方で、学校法人は債券発行ができないため、想定する金銭債権がどのような性質のものか一般に想像し難いことから、明確な定義が必要と考える。 | 金商法施行令第1条第2号においては、学校法人等に対する金銭債権を表示した証券又は証書のうち、証券又は証書に債権者を表示せず、私法上の無記名証券として有価証券性が認められるものを想定しております。<br>なお、学校法人が設備拡充資金の借入れを目的として、一般の起債の方法により作成・発行した証券について、無記名証券に当たるとされた事例があります（最判昭和44年6月24日民集23巻7号1143頁）。 |
| 5 | 金商法施行令案第1条第2号の「指名債権でないもの」とは、「学校債の券面」上に学校債の発行（割当て）先が特定されていないものとの理解でよいか。<br>「学校債」が金銭消費貸借である以上、学校法人から見た発行（割当て）先、即ち借入先が不特定であることは考え難く、学校債原簿等において | 金商法施行令第1条第2号に規定する証券又は証書は、学校法人等に対する金銭債権を表示した証券又は証書のうち、証券又は証書に債権者を表示せず、私法上の無記名証券として有価証券性が認められるものが考えられます。<br>なお、学校法人等に対する金銭債権を表示した証券又は証書であっても、いわゆる証拠証券に |

| | | |
|---|---|---|
| | 管理されるはずである。ここでは「学校債の券面（証拠証券）」上に指名がないこと等の、狭義の定義であることを確認したい。 | すぎないものは、私法上の無記名証券として有価証券性が認められず、金商法施行令第1条第2号の有価証券に該当しないものと考えられます。 |
| 6 | 金商法施行令案第1条第2号の「指名債権でないもの」とは、債権者の名称が「証券又は証書」に記載されていなければ十分か。 | |
| 7 | 金商法施行令案第1条第2号は学校法人等が発行する債券を認める規定と理解しているが、同施行令の施行と同時に、私立学校法の改正により社債の発行が可能になるという趣旨か。 | 金商法施行令第1条第2号においては、学校法人等に対する金銭債権を表示した証券又は証書のうち、証券又は証書に債権者を表示せず、私法上の無記名証券として有価証券性が認められるものを想定しております。<br>金商法の整備にあわせて、例えば私立学校法を改正するなどして、学校法人が発行できる債券を新たに創設しているものではありません。 |
| 8 | 国立大学法人法に基づき国立大学法人が発行する債券は、金商法施行令案第1条第2号の有価証券指定には含まれず、金商法第2条第1項第3号に規定する債券との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼その他の証券・証書（権利）** | |
| 9 | 「医療機関債」は有価証券として定義されていないとの理解でよいか。 | 社会医療法人が医療法に基づいて発行する「社会医療法人債」は金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券に該当しますが、これに該当しないいわゆる「医療機関債」については、貴見のとおり、有価証券として定義しておりません。なお、金融審議会金融分科会第一部会報告（平成17年12月22日）においては、「医療機関債」の取扱いについて、「引き続き検討を行うことが適当と考えられる」とされており、これを踏まえ、実態を注視しつつ、政令指定の可能性について引き続き検討することとなります。 |
| **No.** | **●有価証券とみなされる権利の定義〔第2条第2項〕** | |
| 1 | 金商法第2条第2項に基づき有価証券とみなされる権利（いわゆるみなし有価証券）も金商法施行令案における「有価証券」に含まれるとの理解でよいか。金商法においては、第2条第2項において「有価証券とみなし…有価証券とみなして…この法律の規定を適用する」との文言があるため、金商法各条の「有価証券」については上記みなし有価証券も含めて適用されることは明らかであるが、金商法施行令案においては必ずしも明らかではない。特に、金商法施行令案第2条の9第1項における「有価証券」についてはみなし有価証券を含めないのが合理的にも思われる。 | 金商法施行令で用いられる「有価証券」については、金商法と同様に、特段の限定がない限り、金商法第2条第2項各号のみなし有価証券も含まれます。<br>なお、金商法施行令第2条の9第1項における「有価証券」については、出資対象事業の範囲に係る概念であることから、「みなし有価証券」を含めることが合理的と考えられます。 |
| 2 | 金商業等府令案第1条第1項では、同府令案において「有価証券」とは金商法第2条に規定する有価証券をいうことを定めているが、金商法第2条第2項に基づき有価証券とみなされる権利（いわゆるみなし有価証券）も金商業等府令案における「有価証券」に含まれるとの理解でよいか。 | 金商業等府令で用いられる「有価証券」については、金商法と同様に、特段の限定がない限り、金商法第2条第2項各号のみなし有価証券も含まれます。金商業等府令第1条第1項において「有価証券」とは「金融商品取引法第2条に規定する有価証券」と規定されているのは、その趣旨です。 |
| 3 | 定義府令案第1条第1項では、同府令案において「有価証券」とは金商法第2条に規定する有価証券をいうことを定めているが、金商法第2条第2 | 定義府令で用いられる「有価証券」については、金商法と同様に、特段の限定がない限り、金商法第2条第2項各号のみなし有価証券も含まれ |

| | | |
|---|---|---|
| | 項に基づき有価証券とみなされる権利（いわゆるみなし有価証券）も定義府令案における「有価証券」に含まれるとの理解でよいか。 | ます。定義府令第1条第1項において「有価証券」とは「金融商品取引法第2条に規定する有価証券」と規定されているのは、その趣旨です。 |
| | **▼いわゆる集団投資スキーム持分** | |
| | **（集団投資スキーム持分への該当性）** | |
| 4 | 金商法の「集団投資スキーム持分」には、投資法人は該当するか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、投資法人の発行する投資証券は金商法第2条第1項第11号に列記されており、いわゆる「集団投資スキーム持分」（同条第2項第5号に掲げる権利）には該当しません。 |
| 5 | 複数のリース会社が参加して行うリース事業（いわゆる協調リース）においては、通常、1のリース会社を幹事会社、他のリース会社を非幹事会社としており、幹事会社・非幹事会社はそれぞれ持分に応じてリース物件に係る固定資産税の納付義務を負い、非幹事会社であってもリース物件のユーザーに倒産等の事態が発生したときには、幹事会社の行う債権回収に協力する等、リース事業に関与している。また、幹事会社がユーザーとのリース契約の内容の変更等を行う場合には、非幹事会社の同意が必要となる。このような協調リースについては、民法組合、匿名組合、有限責任事業組合契約に基づく権利等ではないので、集団投資スキーム持分に該当しないとの理解でよいか。 | 有価証券とみなされるいわゆる「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）は、いかなる法形式に基づく権利によるかを問わないこととされており、ご指摘の権利が「民法組合、匿名組合、有限責任事業組合契約に基づく権利等ではない」からといって、「集団投資スキーム持分」に該当しないこととはなりません。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、他人から出資を受けた金銭等を用いてリース事業を行い、当該事業から得られた収益等を当該出資者に分配するような仕組みに係る権利は、「集団投資スキーム持分」に該当する可能性があると考えられます。一方、出資者全員が事業に関与している場合（金商法第2条第2項第5号イ）等の要件に該当する場合には、「集団投資スキーム持分」の定義から除外される可能性もあると考えられます。 |
| 6 | LLCは、合同会社の社員権に近いと思われるが、集団投資スキーム持分に該当しないのか。また、LLCの業務執行社員は、自己運用業の登録を行う必要はないのか。 | ご指摘の米国のLLCは州法ごとに内容が異なるものと承知しており、個々のLLC持分が合同会社の社員権に類するもの（金商法第2条第2項第4号）に該当するか、あるいはいわゆる集団投資スキーム持分に類するもの（同項第6号）に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。仮に、当該LLC持分が同項第4号に該当するのであれば、LLCの業務執行社員は投資運用業（同条第8項第15号）の登録を行う必要はありません。<br>なお、仮に今後合同会社又はこれに類する外国法人が投資のビークルとして用いられることが多くなる場合には、投資運用業の対象とすることについて検討することとなると考えられます（金商法第2条第8項第15号柱書の政令事項）。 |
| | **（集団投資スキーム持分に係る出資財産の範囲）** | |
| 7 | 現行の証取法では、民法上の組合に基づく権利は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とする組合契約に基づく権利（証取法施行令第1条の3の2第2項第1号イ）が有価証券に該当すると規定されているため、労務出資が含まれている組合は有価証券に該当しないものと解される。金商法第2条第2項第5号は、文言上は金銭その他の財産のみをもって出資の目的とする組合契約に限定されていないが、金商法第2条第2項第 | いわゆる「集団投資スキーム持分」は、「出資者・・・が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業・・・から生ずる収益の配当又は・・・財産の分配を受けることができる権利」と定義されている（金商法第2条第2項第5号）ことから、有価証券に該当する権利は、金銭等の出資をした組合員の権利であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 5号イ～ニのいずれにも該当しない組合において、労務出資をした組合員と金銭出資をした組合員がいる場合、金銭出資をした組合員の権利のみ有価証券に該当するとの理解でよいか。 | |
| 8 | 民法上の組合に基づく権利は、現行の証取法上、労務出資が含まれている民法組合は対象外と解されるが（証取法施行令第1条の3の2第2項第1号イ）、金商法第2条第2項第5号は、文言上は金銭その他の財産のみをもって出資の目的とする組合契約に限定されていない。これは労務出資をした者がいる民法上の組合についても、金銭等の財産の出資をした者のみの権利が有価証券にされるという趣旨か。 | |
| 9 | 金商法施行令案第1条の3第1項第1号は、いわゆる集団投資スキームに関して、出資者により出資された「金銭」を充てて行う事業から生じる収益を受け取る権利をみなし有価証券としている（金商法第2条第2項第5号）ところ、上記の「金銭」に類するものとして「有価証券」（金商法施行令案第1条の3第1項第1号）を定めている。この「有価証券」には、金商法第2条第2項に規定される「みなし有価証券」も含まれるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 10 | 特定有価証券開示府令案第1条の2では、「競走用馬」を「競馬法第14条の登録を受け、また受けようとするもの」に限定しているが、定義府令案第5条も同様とすべきではないか。 | 金商法施行令第1条の3第4号及び定義府令第5条の趣旨は、いわゆる集団投資スキームの持分が金商法上の「有価証券」とみなされることを回避するため、実質的には金銭等の出資に係る権利を発行しているにもかかわらず現物出資に係る権利を発行しているようにみせかけるような潜脱的行為を防止することにあると考えられます。<br>「競走用馬」の出資に係る権利についても、当該「競走用馬」が競馬法上の登録を受けるものであるかを問わず潜脱的行為を防止することが必要と考えられることから、ご指摘のような修正を行うことは適当でないと考えられます。 |
| | **（「出資者全員が事業に関与する場合」への該当性）** | |
| 11 | 金商法施行令案第1条の3第2項各号の要件の充足の有無に関して、第1号の「すべての出資者の同意を要すること」と第2号の「出資対象事業に常時従事すること」は、必ずしも出資に関する契約（例えば、当該出資対象事業にかかる匿名組合契約など）において規定されている必要はなく、別の契約（例えば、アセットマネジメント契約など）でそれぞれが規定されており、その結果ストラクチャー全体として、上記の要件を充たすこととなっていればよいとの理解でよいか。 | 金商法施行令第1条の3の2各号に規定する要件が実質的に遵守されることが必要であると考えられます。<br>まず、第1号の「すべての出資者の同意」については、原則として、業務執行の決定についてすべての出資者の同意を実際に得ることが必要となります。<br>次に、第2号の「出資対象事業に常時従事すること」等については、出資対象事業に係る契約等に当該要件が規定されているかどうかを問わず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される必要があると考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 12 | 金商法第2条第2項第5号の集団投資スキーム | 投資事業有限責任組合の全組合員が「出資対 |

| | | |
|---|---|---|
| | として投資事業有限責任組合契約を利用する場合において、無限責任組合員に対し助言を行う者又は無限責任組合員から委託を受けて運用を行う者（アセットマネージャー）と当該投資事業有限責任組合契約における有限責任組合員が同一人である場合には、同号イ、金商法施行令案第1条の3第2項第1号及び第2号ロの要件を満たすと考える余地はあるか。また、この仕組みが金商法第2条第2項第5号イ、金商法施行令案第1条の3第2項第1号及び第2号イ・ロの要件を満たす為の条件として、アセットマネージャーの行為が金商法第2条第8項第12号ロに該当する必要はないと考えてよいか。 | 象事業に関与する場合」の要件（金商法第2条第2項第5号イ）に該当する場合は、当該投資事業有限責任組合契約に基づく権利は「集団投資スキーム持分」の定義（同号）から除外されることとなります。<br>一方、ご指摘のような場合において、当該投資事業有限責任組合が行う投資事業について、「アセットマネージャー」（有限責任組合員）に投資判断や投資運用権限が「一任」されているような場合には、当該投資事業有限責任組合は「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」に該当しないものと考えられます。<br>逆に、全組合員が「出資対象事業に関与する場合」の要件を満たすかどうかは実質的に判断されるものであり、「アセットマネージャー」の行為が金商法第2条第8項第12号ロに該当しないからといって、当該要件を満たすことになるとは限らないと考えられます。<br>なお、実質的に当該投資事業有限責任組合の財産の投資運用を行っている者は、当該者が無限責任組合員であるか有限責任組合員であるかを問わず、いわゆる「自己運用」（同項第15号）を行うものとして金融商品取引業（投資運用業）の登録が必要となり得る点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **（「出資者全員が事業に関与する場合」における業務執行決定に関する意思表示の方法）** | |
| 13 | 金商法施行令案第1条の3第2項第1号において、「当該出資者の権利に係る契約その他の法律行為においてすべての出資者の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該出資対象事業に係る業務執行の決定についてすべての出資者が同意をするか否かの意思を表示することを要することを含む」とあるが、どのような場合を想定しているのか。 | 出資者全員がそれぞれの個性・能力を活かしつつ共通の目的に向かって主体的に事業に参画する場合には、当該出資者について「投資者」保護の必要は低いと考えられることから、このような出資者の権利については、有価証券とみなされるいわゆる「集団投資スキーム持分」の定義から除外することとしています（金商法第2条第2項第5号イ）。 |
| 14 | 金商法施行令案第1条の3第2項に定める「業務執行の決定」とは、いかなるレベルの決定と考えればよいか。また、これは、契約で自由に定めることが可能か。 | この趣旨に照らせば、業務執行の決定は、原則として全出資者の同意により行うべきものと考えられますが、全出資者に同意をするか否かの意思表示を必要とすることでも足りるものとしています（金商法施行令第1条の3の2第1号）。当該意思表示の方法等については、法令上特段の定めはなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、すべての出資者の意思表示が必要である点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 15 | 金商法施行令案第1条の3第2項第1号に定める「出資者の同意」又は「出資者が同意をするか否かの意思表示」については、書面による同意又は意思表示を含むとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられますが、当該同意又は当該意思表示は業務執行決定ごとに個別に行われる必要があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 16 | 例えば、「業務執行の決定に同意するか否かついて提案後一定期間内に同意又は不同意の意思を表示しなかった場合には、黙示の同意があったとして同意の意思を表示したものとみなす。」という規定（黙示の同意の規定）を設け、提案後に同意又は不同意の意思表示がなかった場合、金商法施行令案第1条の3第2項第1号の「すべての出資者が同意をするか否かの意思を表示すること」の要件を満たしているという理解でよいか。 | 金商法施行令第1条の3の2第1号は、「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」（金商法第2条第2項第5号イ）の要件の1つとして、業務執行の決定は原則として全出資者の同意により行うべきものと考えられますが、全出資者に同意をするか否かの意思表示を必要とすることでも足りるものとしています。<br>あくまでも「すべての出資者の同意」が原則であることから、「すべての出資者が同意をするか否かの意思表示をすることを要する」（金商法施行令案第1条の3第2項第1号）は実際にすべての出資者が意思表示をすることが必要であり、ご指摘のような「黙示の同意の規定」では当該要件が満たされないものと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 17 | 金商法施行令案第1条の3第2項第1号は、証取法施行令第1条の3の3の文言を引き継いだものと思われるが、「すべての出資者が同意をするか否かの意思を表示することを要することを含む」は、「すべての出資者が同意をするか否かの意思を表示させる機会を与えることを要することを含む」としてほしい。 | 当該要件は、法律における「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」（金商法第2条第2項第5号イ）を具体化するものであり、かつ、あくまでも「すべての出資者の同意」（金商法施行令第1条の3の2第1号）が原則であることから、ご指摘のような修正を行うことは適当でないと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 18 | 民法上の組合契約（又はこれに類する契約）を用いて形成される事業体（典型例としては、建設、映画製作、技術開発などを目的とするジョイント・ベンチャー）において、出資対象事業にかかる業務執行に関する決定を、会議体によってなすことが考えられる。このような場合、常にすべての出資者の出席を求めることは合理的ではなく、また、非現実的でもある。なぜなら，一部の出資者が疾病や事故等により会議体に出席できない事態は容易に想定し得るからである。したがって、金商法施行令案第1条の3第2項第1号において、「すべての出資者が同意の意思表示をすることを要すること」を要件とするのではなく、「すべての出資者が同意の意思表示をする権利を有することを要すること」を要件とし、例えば「合議体への出席者の過半数又はそれを超える割合の同意により決すること」も可とすることが現実的かつ合理的である。 | 当該要件は、法律における「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合（金商法第2条第2項第5号イ）を具体化するものであり、かつ、あくまでも「すべての出資者の同意」（金商法施行令第1条の3の2第1号）が原則であることから、ご指摘のような修正を行うことは適当でないと考えられます。<br>一方、当該同意又は当該意思表示の方法等については、法令上特段の定めはなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 19 | 民法上の組合契約（又はこれに類する契約）を用いて形成される事業体（典型例としては、建設、映画製作、技術開発などを目的とするジョイント・ベンチャー）において、出資対象事業にかかる業務執行の決定については、頭数、出資割合又は | 金商法施行令第1条の3の2第1号に定める要件の下で、出資対象事業に係る業務執行決定に関する同意又は意思表示の方法等については、法令上特段の定めはありません。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される |

| | | |
|---|---|---|
| | 持分割合等による多数決（過半数又はそれを超える割合の同意を要求する手法）により行う例が一般的である。このような多数決による手法は、「当該出資者の権利に係る契約その他の法律行為においてすべての出資者の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該出資対象事業に係る業務執行の決定についてすべての出資者が同意をするか否かの意思表示をすることを要する」場合に該当するとの理解でよいか。 | べきものではありますが、すべての出資者の同意を要しない旨の合意をした上で、すべての出資者が同意をするか否かの意思表示をする必要があり、実際に意思表示をしている実態があれば、実際の業務執行の決定は多数決により決することとする場合であっても、同号に該当し得るものと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| | **（「出資者全員が事業に関与する場合」に出資者の意思表示を要する「業務執行」の範囲）** | |
| 20 | 軽微あるいは日常的な業務執行については、一部の出資者にその決定を委任することも、当該委任が、本号所定の方法による出資者による意思表示を経て行われているならば、金商法施行令案第1条の3第2項第1号所定の条件から外れるものではないと考えるが、どうか。特に、金商法施行令案第1条の3第2項第2号においては、出資者のすべてが「出資対象事業に常時従事すること」を不可欠の要件としていないことに鑑みると、軽微あるいは日常的な業務執行についてもすべての出資者による「出資者の同意」又は「出資者が同意をするか否かの意思表示」を求めていないと解するのが相当である。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、軽微な日常的に反復して行われるような事務は、基本的には業務に含まれないものと考えられる一方、「出資対象事業に係る業務執行」のすべてが対象となるものと考えられます。<br>また、金商法施行令第1条の3の2第2号の規定は、出資者のすべてが「出資対象事業に常時従事すること」（同号イ）を原則とするものである点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 21 | 匿名組合員が複数いる場合において、金商法施行令案第1条の3第2項第1号の「当該出資者の権利に係る契約その他の・・・業務執行についてすべての出資者が同意を要するか否かの意思を表示することを要することを含む。」の意味は、例えば、匿名組合契約において出資者が営業者の業務執行の決定について同意権を有する場合を意味するのか。その場合、すべての業務執行の決定について同意権を有することが必要か、それとも、投資判断のような重要な業務執行の決定についてだけで足りるのか。 | ご指摘の「同意権」の意味にもよりますが、すべての出資者の同意を要しない旨の合意をする場合においては、すべての出資者が同意をするか否かの意思表示をすることが必要となります（金商法施行令第1条の3の2第1号）。<br>また、その執行に際してすべての出資者が同意をするか否かの意思表示の行うべき「業務」の範囲は、軽微な日常的に反復して行われるような事務は基本的には含まれないものと考えられますが、「重要な」業務執行に限定されるものではなく、「出資対象事業に係る業務執行」のすべてが対象となるものと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 22 | 金商法施行令案第1条の3第2項第1号においてすべての出資者の同意が必要とされる「業務執行の決定」とは、重要な財産の処分及び譲受けや、多額の借財に関する決定等、出資対象事業の継続の上で重要な事項に係る決定に限定されることを明確化してほしい。 | ご指摘の規定において、その執行に際して原則としてすべての出資者の同意が必要となる「業務」の範囲は、軽微な日常的に反復して行われるような事務は基本的には含まれないものと考えられますが、「重要な」業務執行に限定されるものではなく、「出資対象事業に係る業務執行」のすべてが対象となるものと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足り |

| | | |
|---|---|---|
| | | ず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 23 | 出資者間の契約において、出資対象事業の継続に必要な様々な業務について、出資者間における役割分担を決定した場合には、当該分担された役割に係る業務執行の範囲内においては、当該出資者の裁量によることも許容される旨を明確化してほしい。 | 金商法施行令第1条の3の2第1号に規定する業務執行の決定手続を経た上で、それに沿った軽微な日常的に反復して行われるような事務について一部の出資者が事実上行うことは妨げられないものと考えられますが、これを超えて、例えば「当該出資対象事業に係る業務」について役割分担を行い、それに基づき一部の出資者の裁量により業務執行の決定が行われる場合は、「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」（金商法第2条第2項第5号イ）の要件を満たさないものと考えられます。<br>いずれにせよ、「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」の要件への該当性については、当該要件が規制対象となる集団投資スキームに当たらないこととなる例外的な要件を定めるものであることから、個々の集団投資スキームの実態に即して、個別事例ごとに厳格かつ実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、単に契約等に定めを置くのみでは足りず、原則として、すべての出資者による同意を得て業務執行を行う必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の2第1号）。 |
| 24 | 「出資対象事業・・・に係る業務執行の決定についてすべての出資者・・・の同意を要すること」（金商法施行令案第1条の3第2項第1号）との規定に関し、どの程度の重要性を有する事項につき決定する場合にすべての出資者の同意が必要とされるのか不明確であり、ガイドライン等で貴庁の考え方を明らかにしてほしい。重要な決定のみをすべての出資者で決定すればよく、日常業務、一定程度の重要性を有しない業務については、出資者の内部で適宜委任又は分担することは認められるべきと考える。 | |
| | **（出資対象事業に常時従事する場合）** | |
| 25 | 金商法施行令案第1条の3第2項第2号イに規定する「出資対象事業に常時従事すること」との要件についても、どの程度従事すれば、常時従事すると考えられるのか不明確であって萎縮効果が大きく、貴庁の考え方をガイドライン等で明らかにされることが望ましいと考える。 | 「出資対象事業に常時従事すること」（金商法施行令第1条の3の2第2号イ）とは、当該出資対象事業の常務に日常的・継続的に実質的に従事する状況が想定されているものと考えられます。<br>個々の集団投資スキームの出資者が当該要件に該当するか否かについては、こうした考え方に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 26 | 「出資対象事業に常時従事すること」（金商法施行令案第1条の3第2項第2号イ）という要件に関して、出資者が法人や権利能力なき社団等（以下「法人等」）である場合、当該出資者が「出資対象事業に常時従事」しているかどうかについては、当該法人等の役員、従業員又は当該法人等と雇用関係にないが法人等の指図に従い、法人等の管理又は監督を受け、かつ法人等により解任され得る者で、出資対象事業に従事している者を基準に判断する、との理解でよいか。 | ご指摘の「出資者が法人や権利能力なき社団等（以下「法人等」）である場合、「出資対象事業に常時従事すること」（金商法施行令第1条の3の2第2号イ）の要件については、当該出資対象事業に関して当該法人等の意思決定を代行し得る者を基準に判断することとなると考えられます。 |
| 27 | 「出資対象事業に常時従事すること」（金商法施行令案第1条の3第2項第2号イ）という要件に関して、例えば、ジョイント・ベンチャーの当事者である法人や権利能力なき社団等（以下「法人等」）の従業員が、出資対象事業への従事と法人等のその他の業務を併せて行っている場合であっても、当該出資対象事業に相当程度の時間と | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「法人等の従業員」が他の業務に従事しているとしても、当該出資対象事業に関して当該法人等の意思決定を代行し得る者として、当該出資対象事業の常務に日常的・継続的に実質的に従事しているものであれば、「出資対象事業に常時従事すること」との |

| | | |
|---|---|---|
| | 労力を尽くしている場合は、当該出資者は「出資対象事業に常時従事すること」という要件を満たすとの理解でよいか。 | 要件（金商法施行令第1条の3の2第2号イ）に該当し得るものと考えられます。 |
| 28 | 「出資対象事業に常時従事すること」（金商法施行令案第1条の3第2項第2号イ）という要件に関して、例えば、映画の製作委員会（民法上の組合の形態であることが多い。）には、典型的には、映画の製作を担当する会社と製作された映画を配給する会社が出資しており、映画の製作を担当する会社は主として映画の製作段階で出資対象事業に従事し、映画の配給を担当する会社は主として製作後に作品を配給するという形で出資対象事業に従事する。<br>これらの会社は、映画の製作委員会の中で担っている役割の性質上、出資対象事業において中心的な役割を担う時期が異なる。このように、各出資者において出資対象事業に従事する時期が、当該組合において出資者が担っている役割の性質上異なる場合、自己の担っている役割を果たすべき場面で出資対象事業に従事していれば、「出資対象事業に常時従事すること」という要件を満たすとの理解でよいか。 | 「出資対象事業に常時従事すること」（金商法施行令第1条の3の2第2号イ）とは、基本的に、当該出資対象事業の常務に日常的・継続的に実質的に従事する状況が想定されているものと考えられますので、ご指摘のケースのように、各出資者が出資対象事業において中心的な役割を担う時期が異なり、必ずしも日常的・継続的かつ実質的に従事していると認められない場合には、「常時従事すること」との要件に該当しないものと考えられます。 |
| 29 | ファンドの投資委員会の出席、業務執行組合員の監視権、財務状況の一般組合員への適時報告義務等について投資契約で規定している場合には、間接的であっても継続的に従事していると判断することができるため、当該内容を規定している投資契約を結んでいるファンドの運営については、金商法施行令案第1条の3第2項第2号に該当するものと解してよいか。 | ご指摘のように「投資委員会の出席、業務執行組合員の監視権、財務状況の報告義務」について「投資契約」で規定しているのみでは、出資者のすべてが「出資対象事業に常時従事すること」との要件（金商法施行令第1条の3の2第2号イ）に該当しないものと考えられます。 |
| 30 | あるNPO法人で主宰している投資クラブ（民法上の組合組織）は、メンバー（概ね20人～30人程度）があらかじめ定めた規約に則って運営されており、その運用も、毎月開催される総会（全員参加）において決定が行われることから、こうしたスキームは金商法施行令案第1条の3第2項の要件に該当し、有価証券とみなされる「集団投資スキーム持分」に該当しないものとの理解でよいか。 | いわゆる投資クラブについては、従来より、①民法上の組合として組成され、かつ、組合としての基本的要件を満たすこと、②一部の会員に対する運用の委任が行われていないこと、③一部の会員がクラブ内での業務を営業として行うことがないこと、④不特定かつ多数の者により組成されるものではないこととの要件に該当するものであれば、金融関係法令の対象とならないものと解されています。<br>金商法の下では、投資クラブのメンバー全員が出資対象事業に関与する場合（金商法第2条第2項第5号イ、金商法施行令第1条の3の2）には、その持分は有価証券とみなされる「集団投資スキーム持分」に該当しないものと考えられますが、個別の投資クラブが当該要件を満たしているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（出資対象事業の継続に不可欠な能力を発揮する場合）** | |
| 31 | 金商法施行令案第1条の3第2項第2号ロは、証取法施行令第1条の3の3第2号ロに定められていた要件に倣って、「専門的な能力であって出資対象事業のために欠くことができないものを発揮して当該出資対象事業に従事すること」とすべ | ご指摘の現行の証取法施行令第1条の3の3第2号ロの規定は、有限責任事業組合を対象としているものです。金商法において、幅広い権利を含み得る「集団投資スキーム持分」の適用除外要件（金商法施行令第1条の3の2第2号ロ）として現行 |

| | | |
|---|---|---|
| | きであると思料するところ、同号ロにおいて「特に」「継続の上で」という要件が加重されている理由は何か。証取法施行令第1条の3の3第2号ロの解釈との間にどのような変更を生じる趣旨か。 | と同一文言を使用する場合には、多様な解釈が可能となり規制の潜脱が生じかねないことから、当該要件の趣旨を明確化するよう、規定を整備しているものです。 |
| 32 | 「特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことのできないものを発揮して当該出資対象事業に従事すること」（金商法施行令案第1条の3第2項第2号ロ）という要件に関して、例えば、映画の製作委員会（民法上の組合の形態であることが多い。）に玩具メーカーが出資する場合、当該玩具メーカーが映画から派生する知的財産権の管理をするといった形で出資対象事業に関与することがある。玩具メーカーにおいては、当該会社の業務の一環として知的財産権の管理が行われており、こうした業務で得たノウハウを活用して、映画制作委員会のために映画から派生的に発生する知的財産権の管理を、当該会社の知的財産権の管理と併せて行う場合が考えられる。このような場合、玩具メーカーは、「出資対象事業に常時従事」しているとは言い難い場合であっても、「特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことのできないものを発揮して当該出資対象事業に従事すること」という要件を充足し得るとの理解でよいか。 | ご指摘のような場合については、一般に「知的財産権の管理」のみをもって直ちに「特に専門的な能力」であると認められるものではないと考えられますが、当該「知的財産権の管理」が「特に専門的な能力」（金商法施行令第1条の3の2第2号ロ）を要するものであり、また、そうした能力を発揮して行う当該「知的財産権の管理」が「出資対象事業の継続の上で欠くことができない」（同号ロ）という特別の実態が認められれば、当該要件を満たし得るものと考えられます。具体的には、出資対象事業の実態に即して、個別事例ごとに厳格に判断されるべきものと考えられます。 |
| 33 | 金商法施行令案第1条の3第2項第2号ロで、「特に専門的な能力であつて出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを発揮して」いることが挙げられるが、不動産流動化スキームにおいて一般的なアセットマネージャー（対象不動産の留保金積立の指図・資産追加、売却指図又は助言等）やプロパティマネージャー（対象不動産のリーシング・テナント契約、メンテナンス等）はこれに該当すると解されるが、このような理解でよいか。 | ご指摘の不動産流動化スキームにおいて、一般には、「アセットマネージャー」や「プロパティマネージャー」であることのみをもって直ちに「特に専門的な能力」であると認められるものではないと考えられますが、「アセットマネージャー」や「プロパティマネージャー」が行う業務が「特に専門的な能力」（金商法施行令第1条の3の2第2号ロ）を要するものであり、また、そうした能力を発揮して行う当該業務が「出資対象事業の継続の上で欠くことができない」（同号ロ）という特別の実態が認められれば、当該要件を満たし得るものと考えられます。具体的には、出資対象事業の実態に即して、個別事例ごとに厳格に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（匿名組合員が「出資対象事業に関与する場合」）** | |
| 34 | AMがSPCに対して形式的には投資助言に該当する行為を行っている場合、AMが行う助言に対しSPCが匿名組合員の意向を確認し投資判断を行うこととなるが、AM及び匿名組合員が同一の一つの事業者である場合（AMと匿名組合員の両方の地位を有するような場合）には、当該SPCは、匿名組合員の同意を同時に得ていることになる。したがって、出資対象事業に係る業務執行の決定について実質的にすべての出資者の同意があること（金商法施行令案第1条の3第2項第1号）、出資者のすべてが出資対象事業に常時従事していること（同項第2号イ）のいずれにも該当し、SPCが投資運用業にも第二種金融商品取引業にも該当しないと考えてよいか。この場合、AM | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合には、「匿名組合契約」の性格から、そもそも匿名組合員が匿名組合の事業（出資対象事業）に常時従事すると認められるかが問題となり、「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）から除外される要件の1つである「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」（同号イ）に該当するかどうかは疑義があるものと考えられます。また、SPC（当該匿名組合の営業者）は有価証券である不動産信託受益権に投資を行うものであることから、AMの行為について投資助言・代理業又は投資運用業の登録が必要かどうかは、SPCが金融商品取引業の登録を要するかどうかと |

| | | |
|---|---|---|
| | も業登録が不要であるとの理解でよいか。AM及び匿名組合員が、各々複数でかつ同一の事業者であり、複数の当該AMが合議のうえ助言し、SPCが投資判断をする場合においても、同様に理解してよいか。 | は関わりなく、AMとSPCの個別の実態に即して判断されるべきものと考えられます。 |
| 35 | AMが、SPCに対し形式的には投資一任に該当する行為を行っていて、AM及び匿名組合員が同一の一つの事業者である場合(AMと匿名組合員の両方の地位を有するような場合)には、唯一の匿名組合員であるAMが業務執行の決定をしていることから、当然、すべての出資者の同意があること(金商法施行令案第1条の3第2項第1号)、出資者のすべてが出資対象事業に常時従事していること(同項第2号イ)のいずれの要件にも該当し、当該SPCは投資運用業にも第二種金融商品取引業にも該当しないと考えてよいか。この場合、AMも業登録が不要であるとの理解でよいか。 | |
| 36 | 金商法第2条第2項第5号の集団投資スキームとして匿名組合契約を利用する場合において、①一定の重要な事項について匿名組合員の同意が要求されており、②営業者に対して助言を行う者又は営業者から委託を受けて運用を行う者(アセットマネージャー)と当該匿名組合契約における匿名組合員が同一人である場合には、金商法第2条第2項第5号イ、金商法施行令案第1条の3第2項第1号及び第2号ロの要件を満たす余地はあるか。<br>また、この仕組みが金商法第2条第2項第5号イ、金商法施行令案第1条の3第2項第1号及び第2号イ・ロの要件を満たす為の条件として、アセットマネージャーの行為が金商法第2条第8項第12号ロに該当する必要はないと考えてよいか。 | |
| 37 | GK－TKスキームで行う不動産開発業務(適格機関投資家等特例業務であることを前提とする。)において、匿名組合員(複数の場合を含む。)が当該不動産開発業務に欠くことができない存在で、かつ当該匿名組合員による出資比率が、エクイティ総額の100%を占める場合、金商法第2条第2項第5号イ及び金商法施行令案第1条の3により、所定の要件を満たせば有価証券に該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、匿名組合員による出資比率は、ご指摘の「出資対象事業に関与する場合」の要件(金商法第2条第2項第5号イ)とは必ずしも関係がないものと考えられます。<br>また、仮に匿名組合員が出資対象事業に参画する場合を想定しているのであれば、「匿名組合契約」の性格から、そもそも匿名組合員が匿名組合の事業(出資対象事業)に常時従事すると認められるかが問題となり、「出資者の全員が出資対象事業に関与する場合」に該当するかどうかは疑義があるものと考えられます。 |
| | **(出資等の額を超えた収益の配当等を受けない権利)** | |
| 38 | 有限責任中間法人の定款において、基金には利息を付さず、かつ、基金拠出者に対してその拠出した額を超えて残余財産の分配を行わない旨の規定が置かれている場合には、当該基金拠出者の権利は、金商法第2条第2項第5号ロに該当し、有価証券に該当しないとの理解でよいか。<br>有限責任中間法人への基金拠出は「集団投資 | ご指摘のような条件が実際に遵守される限りにおいては、貴見のとおりと考えられます(金商法第2条第2項第5号ロ)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | スキーム持分」の定義から除外されていないため、有限責任中間法人が合同会社の社員権を有していれば、投資運用業に該当する可能性がある。定款上「基金の返還に係わる債権には利息を付さない、基金は中間法人が解散するときまで返還しない」等とされており、有限責任中間法人の清算時まで基金拠出者に金銭が分配されることはないという条件の下で、清算時の残余財産の分配額が基金拠出額を上限とする場合には、当該中間法人への基金拠出は金商法第2条第2項第5号ロに該当して「集団投資スキーム持分」とはならず、当該有限責任中間法人は投資運用業に該当しないことを確認したい。 | |
| | **（保険・年金関係の権利）** | |
| 39 | 確定給付企業年金法や法人税法附則、確定拠出年金法に基づく企業年金制度に係る契約に基づく権利は、金商法第2条第2項第5号の集団投資スキームに含まれない、又は、金商法施行令案第1条の3第3項第1号に該当するので、集団投資スキーム持分に該当しないとの理解でよいか。仮に集団投資スキーム持分に該当する場合には、これらの企業年金制度に係る契約に基づく権利についても集団投資スキーム持分から除かれるよう金商法施行令案第1条の3第3項に列記してほしい。 | 貴見のとおり、ご質問のような契約に基づく権利は、金商法第2条第2項第5号に該当しないか、又は金商法施行令第1条の3の3第1号の「保険業法第2条第1項各号に掲げる事業に係る契約に基づく権利」に該当することにより、いわゆる集団投資スキーム持分から除外されるものと考えられます。<br>なお、ご質問のような契約に基づく権利の中には、そもそも金商法第2条第2項第5号に該当しないものも含まれ得るため、一律に金商法施行令第1条の3の3第1号において例示的に列記することは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 40 | 非営利法人等がその使用者等との合意を経て実施する制度であって、一定の年金数理に基づいて運営されている私的年金制度（いわゆる非適年）に係る契約に基づく権利は、金商法施行令案第1条の3第3項第1号に該当するので集団投資スキーム持分に該当しないとの理解でよいか。<br>例えば、同じ職種であるなど一定の属性の者で構成する社団法人等の非営利法人が、その構成員の福利厚生等を目的として実施する年金制度は、金商法施行令案第1条の3第3項第1号に該当するので集団投資スキームに該当しないとの理解でよいか。 | 保険業法第2条第1項（第2号・第3号）の規定により、その引受けを行う事業が「保険業」に該当しないこととされているような「私的年金」に係る権利は、金商法施行令第1条の3の3第1号の「保険業法第2条第1項各号に掲げる事業に係る契約に基づく権利」に該当し、いわゆる集団投資スキーム持分の定義から除外されるものと考えられます。<br>いわゆる「私的年金」に関する事業が保険業法第2条第1項各号に掲げる事業に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に、当該事業が「保険の引受け」に該当するかどうか等の点から判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（法人への出資）** | |
| 41 | 金商法第2条第2項第5号ニに規定する政令で定める権利として、「本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利」の場合には適用除外となるが、「本邦の法令に基づいて設立された法人」を介した匿名組合形式による出資又は拠出に係る権利の場合は、適用除外となるか。 | 営業者が法人である匿名組合の持分は、「法人・・・に対する出資又は拠出に係る権利」（金商法施行令第1条の3の3第2号）に該当せず、「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）から除外されないものと考えられます。 |
| 42 | 金商法第2条第2項第5号ニに規定する政令で定める権利として、「本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利」の場合には適用除外となるが、「本邦の法令に基づいて設立された法人」に対する匿名組合事業への出資又は拠出に | |

| | | |
|---|---|---|
| | 係る権利の場合、適用除外との理解で良いか。 | |
| 43 | 金商法第2条第2項第5号ニに規定する政令で定める権利として、「本邦の法令に基づいて設立された法人(有限責任中間法人を除く。)に対する出資又は拠出に係る権利」の場合には適用除外となるが、特定目的会社の特定出資は適用除外となるか。 | 特定目的会社の特定出資は、「法人・・・に対する出資又は拠出に係る権利」(金商法施行令第1条の3の3第2号)に該当し、「集団投資スキーム持分」の定義(金商法第2条第2項第5号)から除外されるものと考えられます。 |
| 44 | 金商法施行令案第1条の3第3項第2号において、金商法第2条第2項第5号で有価証券とみなされる権利(いわゆる集団投資スキーム持分)から除かれるものから、有限責任中間法人に対する出資又は拠出に係る権利が除外されている。この点、有限責任中間法人は剰余金を社員に分配することを目的としない社団であり(中間法人法第2条第1号)、中間法人法第66条は「基金の返還に係る債権には、利息を付することができない」ことを規定しており、有限責任中間法人が収益を上げた場合であっても、基金を拠出した者がこうした収益の分配を受けることは制度上、認められていない。<br>したがって、有限責任中間法人の基金の返還に係る債権については、一般に金商法第2条第2項第5号ロに規定する除外事由に該当すると解されるところ、こうした除外事由に該当することから金商法施行令案第1条の3第3項第2号から除外されているのか。それとも、有限責任中間法人も集団投資スキームに用いられる可能性があることが前提となっているのか。 | 有限責任中間法人に関しては、残余財産分配を通じて収益を還元することが可能であり、投資ビークルとして活用される可能性があることから、有価証券とみなされるいわゆる「集団投資スキーム持分」の定義(金商法第2条第2項第5号)から除外しないこととしているものです(金商法施行令第1条の3の3第2号参照)。<br>なお、有限責任中間法人への基金拠出に際して、基金拠出者に基金拠出額を上回る残余財産分配が行われないように契約等で手当てし、こうした条件が実際に遵守されること等により、当該基金拠出に係る権利が金商法第2条第2項第5号ロの要件に該当することとなれば、当該権利は「集団投資スキーム持分」の定義から除外されるものと考えられます。 |
| 45 | 金商法施行令案第1条の3第3項第2号における「(有限責任中間法人を除く。)」は削除すべきである。あるいは、資産流動化のためのビークルとして用いられる特別目的会社(SPC)の持分を保有して倒産隔離性を実現することを目的とする有限責任中間法人の基金返還請求権については、集団投資スキーム持分(金商法第2条第2項第5号)に該当することはない旨、明示してほしい。 | 有限責任中間法人は、必ずしも行政庁による十分な監督が及ぶものではなく、また、残余財産分配を通じて収益を還元することで投資ビークルとして活用される可能性があることから、これを有価証券とみなされるいわゆる「集団投資スキーム持分」の定義(金商法第2条第2項第5号)から一律に除外することは、適当でないと考えられます。<br>なお、ご指摘のように、「倒産隔離性」を実現することを目的として用いられる有限責任中間法人については、その基金拠出に際して、基金拠出者に基金拠出額を上回る残余財産分配が行われないように契約等で手当てし、こうした条件が実際に遵守されること等により、当該基金拠出に係る権利が金商法第2条第2項第5号ロの要件に該当することとなれば、当該権利は「集団投資スキーム持分」の定義から除外されるものと考えられます。 |
| | **(士業関係の権利)** | |
| 46 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第15号によると、外国法共同事業は「外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするもの」と定義されており、民法上の組合契約以外の継続的な契約に基づき共同事業が行 | ご意見を踏まえ、金商法施行令第1条の3の3第4号の規定により「集団投資スキーム持分」の定義(金商法第2条第2項第5号)から除外される権利の範囲を「組合契約その他の継続的な契約に基づく権利」とするよう、規定を修正いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | われることも想定されている。民法上の組合契約以外の契約に基づき共同事業が行われる場合、金商法施行令案第1条の3第3項第4号柱書の要件を満たさないのか。 | |
| 47 | 集団投資スキーム持分の包括的定義から、不動産鑑定士業務を行う民法組合に係る権利を除外してほしい。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の3第4号ト）。 |
| 48 | 金商法施行令案第1条の3第3項第4号は、組合員の資格についての制限を定めていない。このことからすると、例えば、公認会計士の業務を出資対象事業とする組合において、公認会計士でない者が組合員に含まれていても、その一事をもって、「組合契約に基づく権利であつて、当該組合契約によって成立する組合が次に掲げるいずれかの者の業務を出資対象事業とするもの」という要件から外れるわけではない、との理解でよいか。 | 金商法施行令第1条の3の3第4号イ～リに掲げる者以外の者が組合員となる組合の持分は、同号に定める要件に該当せず、「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）から除外されないものと考えられます。この趣旨を明確化するため、当該規定により「集団投資スキーム持分」の定義から除外される権利の範囲は同号イ～リに掲げる者「のみ」を当事者とするものに限ることとするよう、規定を修正いたします。 |
| 49 | 金商法施行令案第1条の3第3項第4号イ～チに掲げるいずれかの者の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利であれば、同号イ～チに掲げる者以外の者を組合員とする場合であっても、同号に定める権利に該当し、「みなし有価証券」とはならないとの理解でよいか。 | |
| 50 | 「業務を出資対象事業とするもの」（金商法施行令案第1条の3第3項第4号）という点に関連して、金商法施行令案で列挙されている者（すなわち、公認会計士、弁護士、司法書士等）の業務に加えて、それ以外の業務を併せて出資対象事業とする組合（例えば、公認会計士の業務と事業コンサルティングの業務とを併せて行う場合）であっても、「組合契約に基づく権利であって、当該組合契約によって成立する組合が次に掲げるいずれかの者の業務を出資対象事業とするもの」に該当するとの理解でよいか。 | 金商法施行令第1条の3の3第4号イ～リに掲げる者のみを構成員とする組合等であっても、これらの者が通常行うべき業務以外の業務を行うものについては、同号に定める要件に該当せず、「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）から除外されないものと考えられます。この趣旨を明確化するため、当該規定により「集団投資スキーム持分」の定義から除外される権利の範囲は、出資対象事業が「専ら」金商法施行令第1条の3の3第4号イ～リに掲げる者の業務を行う事業であるものに限ることとするよう、規定を修正いたします。<br>なお、「（金商法施行令第1条の3の3第4号イ～リ）に掲げる者の業務」としてどの範囲の業務が該当するかについては、各資格を有する者の法令上の業務範囲等を勘案して個別事例ごとに判断されるべきものと考えられますが、例えば、ご指摘の公認会計士であれば、財務書類の監査・証明業務（公認会計士法第2条第1項）のほか、財務に関する相談に応ずる業務（同条第2項。いわゆるコンサルティング業務）等についても、通常想定される業務の範囲に含まれるものと考えられます。 |
| | **（「従業員持株会」等に係る権利）** | |
| 51 | 株券の発行者である会社、被支配会社又は関係会社から他の事業体に出向している従業員は、現在これらの会社において就業していないとしても、そこに在籍である以上は、「従業員」（金商法施行令案第1条の3第3項第5号、定義府令案第6条、第7条）に該当するとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 52 | 契約締結時点において株券の発行者である会社、被支配会社又は関係会社の「従業員」（金商法施行令案第1条の3第3項第5号、定義府令案第6条、第7条）であった者が、その後、他の事業体に転籍したり、又は、これらの会社を退職した場合においても、金商法施行令案第1条の3第3項第5号、定義府令案第6条、第7条の各条項が適用されるとの理解でよいか。 | ご指摘のような場合に、ある会社から転籍・退職した者は、当該会社の「従業員」に該当しないものと考えられます。したがって、各種持株会に係る権利が「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）から除外されることとなる要件（金商法施行令第1条の3の3第5号、定義府令第6条、第7条）を満たすためには、持株会に係る権利を有する従業員が転籍・退職する前に、当該従業員の脱会手続を済ませることが必要になる点に、留意が必要であると考えられます。 |
| 53 | ある事業のために複数の法人（「JVパートナー」）がジョイント・ベンチャー（「JV」）を組成するにあたって、当該JVを会社として組成する場合と、当該JVを民法上の組合契約又は有限責任事業組合契約によって組成する場合が想定される。JVが会社として組成された場合、当該JVはJVパートナーの「被支配会社」（定義府令案第6条）又は「関係会社」（定義府令案第7条）に該当し得るため、当該JVの従業員は集団投資スキームから除外される「（拡大）従業員持株会」を組成し得る。一方、当該JVが会社ではない場合、当該JVはJVパートナーの「被支配会社」（定義府令案第6条）又は「関係会社」（定義府令案第7条）に該当し得ないため、当該JVの従業員は集団投資スキームから除外される「（拡大）従業員持株会」を組成できない。このような不均衡は是正すべきではないか。 | ご指摘の会社型の「（拡大）従業員持株会」に係る権利については、当該制度が社会的に広く普及している実態も勘案し、「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）の範囲から除外しているものですが（金商法施行令第1条の3の3第5号、定義府令第6条、第7条）、ご指摘の「組合型JV」に係る持株会については、必ずしもそうした実態が認められないことから、ご指摘のような対応を行うことについては、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| 54 | 金商法施行令案第1条の3第3項第5号の「一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行う」という要件が存在する結果、未公開株式の持株会に関する権利は、有価証券投資事業権利等に該当することとなり、開示規制に服することとなる。しかし、公開株式の持株会と未公開株式の持株会とで区別すべき理由はなく、また、流動性の低い有価証券については開示規制を緩和するとの今般の法改正の趣旨からすれば、後者を前者よりもより厳格な開示規制に服させることは均衡を失し、上記趣旨に反するのではないか。 | ご指摘の趣旨が明らかではありませんが、法令上、ご指摘の規定（金商法施行令第1条の3の3第5号）に定める要件によって、「公開株式の持株会」と「未公開株式の持株会」の取扱いを違えることはしておりません。 |
| | **（「取引先持株会」その他の類似制度）** | |
| 55 | 人格なき社団である「取引先持株会」は、各会員の計算による対象株式の買付けの注文を証券会社に委託しているにすぎず、買い付けた株式の所有権は買付けの当初から（当該取引先持株会ではなく）各会員の共有になるとともに、買い付けられた株式は各会員が一定の場合に引き出すこととされており、当該取引先持株会が処分権限を有するものではない。こうした人格なき社団である取引先持株会の場合、金商法第2条第2項第5号で定める「出資」、「出資対象事業」、「出資対象事業から生ずる収益の配当又は財産の分配」に該当するものがないことから、みなし有価証券に該当しないと考えてよいか。仮に、みなし有価証 | 個別の実態にもよりますが、ご指摘の「取引先持株会」は、一般に、各会員から金銭の拠出を受け、当該金銭を充てて取引先企業の株式を取得する事業（出資対象事業）を行い、当該事業から生じる収益等を各会員に帰属させるスキームと考えられることから、当該「取引先持株会」に関して各会員が有する権利は、金商法第2条第2項第5号に規定するいわゆる「集団投資スキーム持分」に該当し得るものと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、「取引先持株会」のうち、一定の計画に基づいて個別の投資判断に基づかずに特定の株式等の買付けを継続的に行うものであること等の要件を満たすものについて |

| | | |
|---|---|---|
| | 券に該当すると考えなければいけない場合には、長い歴史のある社会的に実需のあるものなので、拡大従業員持株会と同様に適用除外としてほしい。 | は、業務執行者の裁量性が低く投資者保護の必要性も低いと考えられること等から、いわゆる「従業員持株会（役員持株会）」（金商法施行令第1条の3の3第5号、定義府令第6条）や「拡大従業員持株会」（定義府令第7条）と同様に、各会員が有する権利を「集団投資スキーム持分」の定義から除外するよう、規定を修正いたします。 |
| 56 | いわゆる「取引先持株会」については、営利性を目的としない（業ではない）ことから、金商法の規制に服させる必要性は乏しい一方、企業側にとっては、経営上、重要な意義を有する存在であることから、他の持株会と同様に集団投資スキーム持分の例外とすべきである。 | |
| 57 | 定義府令を修正し、取引先持株会をみなし有価証券から除外してほしい。 | |
| 58 | 金融庁長官への届出又は金融庁長官の指定により、取引先持株会をみなし有価証券から除外してほしい。 | |
| 59 | 持株会類似の企業職域向けサービスとして、投資信託を対象とする投資クラブを活用する例があり、導入企業にとって、社員の投資に対し福利厚生施策としての奨励金を付けやすい仕組みであることや社内での事務書類の取り回し負荷が軽い点に大きなメリットがある。本クラブについても、金商法施行令案第1条の3第3項第5号に規定する「持株会」に準ずるものとして、金商法第2条第2項第5号の集団投資スキーム持分の範囲から除外してほしい。 | いわゆる「従業員持株会」等のスキームは、出資者と結びつきの強い特定の銘柄のみを投資対象とするのに対して、ご指摘のようなスキームは多様な投資対象が想定され、規制対象から除外すれば投資者保護上支障が生ずるおそれもあることから、これを一律に有価証券とみなされる「集団投資スキーム持分」の定義から除外することは適当でないと考えられます。 |
| 60 | 持株会類似のサービスとして、投資信託を対象とする投資クラブを活用する例があり、導入企業にとって、社員の投資に対し福利厚生施策としての奨励金を付けやすい仕組みであることや社内での事務書類の取り回し負荷が軽い点に、大きなメリットがある。本クラブについても、金商法施行令案第1条の3第3項第5号に規定する「持株会」に準ずるものとして、金商法第2条第2項第5号の集団投資スキーム持分の範囲から除外してほしい。 | |
| | **（その他「集団投資スキーム持分」からの除外の適否が問題となる権利）** | |
| 61 | 金商法施行令案第1条の3第3項において、「資産の流動化取引を目的として、本邦又は外国の法令に基づいて設立された法人に対する出資又は拠出に係る権利（金商法第2条第2項第5号にいう意味をいう。）であって、当該法人に譲渡された資産の原保有者以外に、当該権利を有する者がないもの」についても例外とすべきである。<br>金銭債権などの資産の流動化関連取引の一般的な形態の一つとして、対象資産を当該目的のために設立された法人（いわゆる特別目的会社）に譲渡し、その資産を裏付けとして、金融機関等が優先部分のファイナンス（いわゆるアセット・バック・ローン）を供与し、原資産保有者（いわゆるオリジネーター）が出資を行い、この出資が優先部分のファイナンスの信用補完の役割を担う、というものがある。<br>資産の流動化関連取引においては、対象資産 | ご指摘のような場合において、金商法の規制を通じて「オリジネーター」の保護を図る必要性の程度は、当該「集団投資スキーム持分」の内容や当該「オリジネーター」の属性等により区々であると考えられることから、当該「オリジネーター」が取得する権利を「集団投資スキーム持分」の定義（金商法第2条第2項第5号）から一律に除外することは、適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | が金額的に小さい場合、あるいは、売掛債権のように資産の譲渡が頻繁に行われる場合などには、外国法上の特別目的会社の日本支店又は資産流動化のために設立した日本法上の合同会社・株式会社が利用されることが多い。このような特別目的会社に金融商品取引業者としての要件を求めることは合理的でなく、また資産流動化市場の健全な発展を阻害する要因となりうる。 | |
| | **▼学校法人等への貸付債権(いわゆる学校債)** | |
| 62 | 学校法人に限定した貸付債権をいわゆる「2項有価証券」として政令指定する理由はなぜか。また、当該貸付けは銀行法等や貸金業規制法の規制対象となりうることや、事業法人等への貸付けと社債等との整合性の観点を踏まえれば、あえて、学校法人への貸付けのみ学校債券と定義して規制するには及ばないのではないか。 | 金融審議会金融分科会第一部会報告(平成17年12月22日)においては、いわゆる「学校債」について、より多数の一般投資家向けに発行されている事例があるといった実態に鑑み、政令による有価証券指定の検討を進めることが適当と指摘されています。<br>これを踏まえ、今回の改正では、学校法人等の利害関係者(在校生・父母・卒業生等)以外の者が取得し得る当該学校法人等に対する貸付債権を、有価証券とみなされる権利として指定することとしたものです。 |
| 63 | 学校法人等に対する貸付債権を「みなし有価証券」とするのは、学校法人等に対するいわゆる「シンジケートローン」を追加するという趣旨か。 | 有価証券とみなされる権利としていわゆる「学校債」を指定する趣旨は、「学校債」が多数の一般投資家向けに発行されている事例があるといった実態に鑑み、投資者保護の徹底を図ることにあり、必ずしもいわゆる「シンジケートローン」を追加するという趣旨ではありません。<br>ただし、学校法人等に対するいわゆる「シンジケートローン」であって、同一の条件により行われるものであること等の要件を満たすものに係る貸付債権は、この「学校債」の定義に該当するものと考えられます。 |
| 64 | 金商法施行令案第1条の3の2に定められる学校法人宛貸付けに、金融機関等がシンジケーション方式で行う貸付けは含めないこととしてほしい。学校法人宛のシンジケートローンは、利率・弁済期などが同一で、複数の貸出人が行うため、外見的には金商法施行令案第1条の3の2に定める貸付けに近いが、その実質はいわゆる「学校債」とは相当に異なる。資金の出し手の太宗は融資を業とする金融機関で、条件や開示内容について個々に交渉を行うことも可能であり、平成17年12月22日付金融審議会第一部会報告にて規制対象とされなかった通常のシンジケートローンと変わりはないため。 | 有価証券とみなされる権利としていわゆる「学校債」を指定する趣旨は、「学校債」が多数の一般投資家向けに発行されている事例があるといった実態に鑑み、投資者保護の徹底を図ることにあり、必ずしもいわゆる「シンジケートローン」を追加するという趣旨ではありません。<br>ただし、学校法人等に対するいわゆる「シンジケートローン」であっても、同一の条件により行われるものであること等の要件を満たすものに係る貸付債権は、この「学校債」の定義に該当するものと考えられます。<br>なお、この場合においても、金商法施行令第1条の3の4に該当する権利の所有者が500名以上となる場合に開示規制の対象となることから、金融機関等が通常のいわゆるシンジケーション方式で行う貸付けは、開示規制の対象にならないものと考えられます。 |
| 65 | 銀行が一行で引き受ける「学校債」は、「複数の者が行う有利子貸付等」には該当しないと考えてよいのか。学校債の1回の募集に銀行がその全額を一行で引き受けた場合は明らかに「単独で行う有利子貸付金」である。仮にこれらの募集を連 | 銀行が一行で引き受けることにより成立する有利子貸付けに係る複数の債権(利率及び弁済期が同一であるもの)であって、当該引き受けられた複数の債権が当該銀行以外の者に譲渡され得ない場合には、「複数の者が行うもの」(金商法施行 |

| | | |
|---|---|---|
| | 続して行ったとしても、学校債の発行要件がその都度満たされている限り、それぞれ別個の学校債の募集・発行となることを確認したい。 | 令第1条の3の4第1号）に該当しないものと考えられます。 |
| 66 | 金商法施行前に「文部科学省課長通知（平成13年6月8日付13高私行4号）に基づき発行された「学校債」（借入金の性格を有し、かつ証券又は証書が民法上の証拠証券であるもの）は、金商法上の有価証券の対象外としてほしい。<br>従前、「学校債」のストラクチャリングを行うにあたり、同課長通知にある「借入金の性格を有するものである旨を明示する」のみでなく、「学校債券（借入証書）」は証取法第2条に定める有価証券ではなく、民法上の証拠証券にすぎない」旨をその募集要項において明確に定めているものがある。このような定めのある学校債について、（みなし）有価証券に該当することとされると、要項の内容との間に矛盾を生じ、混乱を引き起こすこととなるため、金商法施行前に発行された学校債については適用除外としてほしい。 | 金商法の施行の日より前に、文科省課長通知に沿って発行された「学校債」であって、消費貸借契約に基づく借入金の性格を有することが明らかであるものについては、民法上の指名債権と考えられることから、金商法施行令第1条第2号には該当しないものと考えます。<br>一方、金商法の施行日より前に、文科省課長通知に沿って発行された「学校債」であっても、金商法施行令第1条の3の4に該当するものについては、金商法の施行の日以後においては、金商法上の「みなし有価証券」として規制対象となりますが、これは民法上の指名債権性を否定するものではなく、文科省課長通知に基づく募集要項等の内容との間で矛盾・混乱を生じることはないものと考えます。<br>逆に、金商法施行前に発行された学校債について適用を除外すると、同一の学校法人が発行した「学校債」について、規制対象外のものと規制対象となるものが存在することになり、金融商品取引業者等による取扱い等の要否に差異が生じ、実務に混乱が生じかねず、適当でないと考えられます。 |
| 67 | 「みなし有価証券」を定義するにあたっては、学校会計上の決算科目による仕分けを考慮し、純然たる借入金は明確に除外してほしい。即ち学校会計上の「学校債」に該当するものを前提として限定運用することが望ましく、それ以外の決算科目である「借入金」まで含めたすべての資金調達手段を対象とすると、いたずらに対象範囲が拡大されてしまうことになりかねない。 | 金商法施行令第1条の3の4は、利率等が同一で複数の者が行う有利子の貸付けでなければ対象にならず、通常の借入金は除外されるものと考えられますが、学校会計上「借入金」とされているものであっても、金商法施行令第1条の3の4に規定する要件に該当する場合はみなし有価証券に該当します。<br>なお、みなし有価証券に係る開示書類には金商法に基づいて作成された財務諸表が記載されます。 |
| 68 | 定義府令案第8条第2項第1号の「父母その他これらに準ずる者」とは具体的にどの範囲か。親族関係が必要なのか。 | 親族関係は要件としておらず、学校法人等に在学する者の授業料その他在学に必要な費用を負担している者を想定しています。 |
| **No.** | **●有価証券の募集（私募）・売出しの定義〔第2条第3項・第4項〕** | |
| | **▼取得勧誘・売付け勧誘への該当性** | |
| | **（信託受益権）** | |
| 1 | 金融商品取引業者等が顧客（顧客となろうとする者）に対して、金商法第43条の3及び金商業等府令案第150条第1項第2号に定める金銭信託に言及して、当該金融商品取引業者等との取引を行うことを勧誘することは、当該金銭信託に係る受益権の「取得勧誘」（金商法第2条第3項）に該当しないという理解でよいか。もしこのような理解でよいとすれば、その旨をガイドライン等で明確にしてほしい。 | 一般に、法令等において、事業者が顧客から預託を受けた金銭を保全するための分別管理義務が定められている場合であって、当該義務の履行として信託を行う旨を当該事業者が当該顧客に伝えるような行為は、基本的に、「（信託受益権の）取得勧誘」に該当しないものと考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、いわゆる他益信託の受益権の「発行者」については、金銭信託に係るものであっても（「委託者」ではなく）「委託者及び受託者」とするよう、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 規定を修正いたします（定義府令第14条第3項第1号ハ）。ご指摘の金商業等府令第143条第1項第2号に規定する金銭信託についても、金融商品取引業者等が「委託者」となり顧客が「当初受益者」となる場合（他益信託の場合）であれば、当該金融商品取引業者等が当該信託の受益権の「取得勧誘」を行っていると認められる場合であっても、当該行為は信託受益権の「発行者」による「自己募集」に該当し、金融商品取引業に該当しない可能性があると考えられます（金商法第2条第8項第7号参照）。<br>　また、金融商品取引業者等の当該行為は、有価証券等管理業務（金商法第28条第5項・第1項第5号）に係る「金融商品取引契約」（同法第34条）の締結の勧誘に該当し、契約締結前交付書面の交付義務（同法第37条の3）の対象となり得る点に、留意が必要と考えられます。 |
| 2 | 次に掲げる各行為については、それぞれ信託に係る受益権の「取得勧誘」（金商法第2条第3項）に該当しないという理解でよいか。もしこのような理解でよいとすれば、その旨をガイドライン等で明確にしてほしい。<br>① 「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（会計制度委員会報告第13号）に基づいて信託財産が年金資産に該当する要件を満たすような条件を定めて、会社が年金受給権者を受益者として信託銀行に金銭を信託する行為<br>② 老人福祉法第29条第5項に基づき、有料老人ホームが入居者から家賃等を前払金として一括し、入居者を受益者として当該金銭を信託する旨を入居者に伝える行為<br>③ マンション等の賃貸業者が敷金等を保全するため、マンション等の賃借人を受益者として当該敷金等を信託する旨を賃借人に伝える行為 | 一般に、法令等において、事業者が顧客から預託を受けた金銭を保全するための分別管理義務が定められている場合であって、当該義務の履行として信託を行う旨を当該事業者が当該顧客に伝えるような行為は、基本的に、「（信託受益権の）取得勧誘」に該当しないものと考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>　なお、いわゆる他益信託の受益権の「発行者」については、金銭信託に係るものであっても（「委託者」ではなく）「委託者及び受託者」とするよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第3項第1号ハ）。ご指摘のような金銭信託についても、他益信託に該当する場合には、当該信託の委託者が受益者に対して「取得勧誘」を行っていると認められるとしても、当該委託者が行う行為は信託受益権の「発行者」による「自己募集」に該当し、金融商品取引業には該当しない可能性があると考えられます（金商法第2条第8項第7号参照）。 |
| | **（集団投資スキーム持分）** | |
| 3 | 集団投資スキーム（例えば、投資事業有限責任組合）において、投資事業により取得した有価証券を組合員に現物分配（清算時も含む。）することは、有価証券の売出しに該当しないとの理解でよいか。この理解は、組合員が分配を金銭で受けるか又は現物分配を受けるかの選択権を有する場合において、有価証券の現物分配は、組合員の共有財産を個別に帰属させる行為にすぎないことから、この場合も有価証券の売出しに該当しないとの理解でよいか。 | 組合等の事業活動の一環として、当該組合等が投資事業により取得した有価証券を組合員に現物分配（清算時も含む。）することは、有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘には該当せず、「有価証券の売出し」に当たらないものと考えられます。<br>　一方、特定の有価証券の取得だけのために組成された事業活動の実態がないような組合等が組合員に現物分配をするような場合には、有価証券の売出し規制を潜脱しようとして、当該組合を通じて、実質的には「有価証券の売出し」を行っているものとも考えられることから、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>　また、組合員が金銭の分配を受けるか又は現物分配を受けるかの選択権を有する場合につい |

| | | |
|---|---|---|
| | | ても、具体的な分配の方法や組合等の事業活動の実態について様々な場合が考えられますが、具体的な有価証券の現物分配が「有価証券の売出し」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があると考えられます。 |
| 4 | 組合契約では、各組合員が出資することを約束した出資金額(出資約束金額)を一度に払い込むのではなく、組合設立時には出資約束金額の一部のみを各組合員が払込み、出資約束金金額の残額は、無限責任組合員の求め(いわゆる「キャピタル・コール」)に応じて各組合員が払い込む方式(いわゆる「キャピタル・コール方式」)がしばしば採用される。この場合、無限責任組合員が、組合契約の規定に従い、組合設立後において、組合員に対して出資の払込みの履行を求めることは、既に締結された組合契約の履行にすぎず、金商法施行令案第1条の7の2の取得勧誘又は同施行令案第1条の8の2の売付け勧誘等には該当しないとの理解でよいか。 | 組合契約の規定に従って(組合設立後に)組合員に対して出資の払込みの履行を求めるものであって、組合員等について何らの前提条件もなく当該払込みを行う義務が定められているような場合には、既に締結された組合契約の履行を求めるものにすぎないものとして、取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないと考えられます。一方、当該出資の払込みの履行の求めに応じた(組合設立後の)組合員の出資が何らの前提条件もなく当該払込みを行う義務が定められているような場合には、組合設立時における出資の履行と一体の取得勧誘又は売付け勧誘等として、当該組合設立時において取得勧誘又は売付け勧誘等に該当していたものと考えられます。<br>ただし、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 5 | いわゆるキャピタル・コール方式を採用する組合契約では、無限責任組合員がキャピタル・コールを行ったところ、一部組合員がこれに応ずる出資の払込みを怠った場合に、当該組合員が払い込むべき金額を他の組合員が代わって払い込むこととする旨の条項が置かれることがある。このような代替出資が、組合契約上、他の組合員すべてが当該組合員の持分に応じて履行すべき平等な義務として規定されている場合には、金商法施行令第1条の7の2の取得勧誘又は同令第1条の8の2の売付け勧誘等に該当しないと解されるが相違ないか。また、このような代替出資が、他の組合員の権利として規定されている場合には、無限責任組合員からの具体的な勧誘がなされたか否かによって取得勧誘又は売付け勧誘等の該当性を議論することとなると解されるが相違ないか。 | ご指摘のような「代替出資」の規定については様々な場合が考えられることから、「代替出資」の規定による組合持分に関する払込みに係る行為が「取得勧誘」又は「売付け勧誘等」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。なお、組合契約の規定に従って(組合設立後に)組合員に対して出資の払込みの履行を求める行為は、組合員等について何らの前提条件もなく当該払込みを行う義務が定められているような場合、既に締結された組合契約の履行を求めるものにすぎないものとして、取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないものと考えられます。<br>また、「代替出資」に応じることが組合員の権利として定められているにすぎない場合や組合員の義務として定められているものの「代替出資」の前提条件があって「代替出資」を拒絶することができるような場合には、無限責任組合員の行為は取得勧誘又は売付け勧誘等に該当し得るものと考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **(取得勧誘に類する行為)** | |
| 6 | 定義府令案第9条第2号及び第4号において「信託の委託者」とあるが、同条第1号の規定における「信託の原委託者」との違いは何か。 | 定義府令第9条第1号の「信託の原委託者」は、「(特定目的信託の受益証券に係る)信託の受託者と信託契約を締結した者」を意味することとされています。<br>一方、同条第2号・第4号の「信託の委託者」は、受益証券発行信託の受益証券又は信託受益権の全般について、当該信託の委託者を意味す |

| | | |
|---|---|---|
| | | るものと考えられます。 |
| 7 | 定義府令案第9条第2号及び第4号の「信託の委託者」には、信託法第146条に基づき委託者の地位の移転が行われた場合における当該委託者の地位を譲り受けた者も含まれるのか。 | 貴見のとおり、「信託の委託者」（定義府令第9条第2号及び第4号）には、信託法第146条に基づき委託者の地位の移転が行われた場合における当該委託者の地位を譲り受けた者も含まれるものと考えられます。 |
| 8 | 定義府令案第9条第4号及び第14条第4項第1号イにおける「当該権利に係る信託行為の際における受益者が委託者である」は、「当該権利に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である」に改めるべきである。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（定義府令第9条第4号・第14条第4項第1号イ）。 |
| | **▼適格機関投資家** | |
| | **（証券会社・外国証券会社）** | |
| 9 | 適格機関投資家の範囲のうち「第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者」とは、現行の証券会社に該当するものと理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 10 | 現行の定義府令第4条第1項第2号において適格機関投資家として掲げられていた外国証券会社の支店が、定義府令案第10条においては削除されているが、これは当該支店が同条第1号に含まれるからとの理解でよいか。この場合において、当該支店は、金商法の施行日以後、個別に適格機関投資家として届出を行う必要があるか。 | 貴見のとおりであり、現行の外証法に基づき登録を受けている外国証券会社は、金商法の施行日において、同法第29条の登録を受けたものとみなされることから（整備法第2条第1項）、適格機関投資家として届出を行う必要はありません。<br>ただし、金商法の施行日から3か月以内に、金融商品取引業者として新規に登録を申請する際に提出しなければならない書類と同様の書類を提出しなければならないとされている（整備法第2条第2項）ことに留意が必要と考えられます。 |
| | **（届出により適格機関投資家となる金融機関等）** | |
| 11 | 定義府令案第10条第1項第9号において、信用協同組合は届出により適格機関投資家になることとされているが、改正を行わず現行のとおり届出を不要としてほしい。 | 信用協同組合については、①有価証券の取引等に当たって目論見書の交付や金融商品取引業者からの説明等を受けることを希望するものが相当数あるとの指摘があること、及び②信用協同組合は他の金融機関に比べて有価証券運用の規模が小さいこと等から、適格機関投資家を希望する場合に届出を求めることとしたものです（定義府令第10条第1項第9号）。 |
| 12 | 適格機関投資家になるための要件として届出を求めている次の者については、いずれも金融のプロとみなしても問題がないと認められることから、届出を求める必要はないのではないか。<br>① 純資産100億円以上である年金基金<br>② 信託会社・外国信託会社<br>③ 有価証券残高10億円以上の法人<br>④ 外国の法令に準拠して設立された金融商品取引業者等 | 金融機関以外の者については、①有価証券残高等の要件を満たす者であっても、有価証券の取引等に当たって目論見書の交付や金融商品取引業者からの説明等を受けることを希望する場合があるため、適格機関投資家となることを希望する者のみを適格機関投資家とする必要があること、及び②有価証券の取引等に当たり取引の相手方が適格機関投資家であるか否かが明確であることが必要であり、そのため、我が国の金融機関以外の者が適格機関投資家となる場合は広く周知する必要があることから、適格機関投資家となるための要件として、届出を求める必要があると考えられます。<br>なお、信託会社・外国信託会社については、専ら不動産に投資運用を行うなど、有価証券の投資運用を行わないものも存在し得ることから、一律に |

| | | |
|---|---|---|
| | | 適格機関投資家とすることは適当でないと考えられます。 |
| | **（届出により適格機関投資家となる一般法人）** | |
| 13 | 適格退職年金は、有価証券残高が10億円以上であるとして届出を行えば適格機関投資家となることができると理解してよいか。 | 定義府令第10条第1項第23号の要件を満たす法人は届出により適格機関投資家になることができるとされていますが、ご指摘の適格退職年金そのものは法人格を有さないため、当該規定は適用されないものと考えられます。 |
| 14 | 各種公務員等共済組合は適格機関投資家になることができるのか。 | ご指摘の共済組合が法人であって、定義府令第10条第1項第23号に規定する要件に該当する場合には、届出を行うことにより適格機関投資家になることができると考えられます。 |
| 15 | 届出を行えば適格機関投資家となることができる法人及び個人について、外国の法人及び外国の個人が含まれると理解してよいか。<br>また、外国の法令に基づく法人格のある合同会社（LLC）や外国の法令に基づく投資事業有限責任組合契約を締結した無限責任組合員に類する者は、適格機関投資家としての要件を備えて届出を行えば適格機関投資になることができると理解してよいか。 | 定義府令第10条第1項第23号に掲げる法人には外国法人を含み、同項第24号に掲げる個人には外国の個人を含むものと考えられます。<br>したがって、ご指摘の外国の合同会社（LLC）や外国の法令に基づく投資事業有限責任組合契約を締結した無限責任組合員に類する者についても、これらの規定の要件に該当する場合には、届出を行う外国の法人又は個人は、適格機関投資家になることができるものと考えられます。 |
| 16 | 外国の年金基金は適格機関投資家となることができるのか。 | ご指摘の外国の年金基金が法人であって、定義府令第10条第1項第23号に規定する要件に該当する場合には、届出を行うことにより適格機関投資家になることができると考えられます。 |
| 17 | インターバンク市場で実質的に投資のプロとして業務を行っている外資系証券会社の子会社やSPCについても適格機関投資家として認めてほしい。 | ご指摘の「外資系証券会社の子会社」や「SPC」についても、定義府令第10条第1項第23号に規定する要件に該当する場合には、届出を行うことにより適格機関投資家になることができると考えられます。 |
| | **（届出により適格機関投資家となる個人）** | |
| 18 | 定義府令案第10条第1項第24号において、有価証券残高10億円以上で、口座開設後1年を経過している個人は、届出により適格機関投資家となることができることとされている。しかし、投資者保護の観点から個人を適格機関投資家とすることは反対である。 | 適格機関投資家となる要件を満たす個人が適格機関投資家となるためには、適格機関投資家として有価証券等の販売等に当たって目論見書の交付や金融商品取引業者等への契約締結前交付書面の交付義務等の適用がなくなる可能性がある点を十分に検討した上で、自己の責任において届出を行うことが必要となります（定義府令第10条第1項第24号）。<br>一方、ご指摘の要件を満たす個人であっても、適格機関投資家となることを希望せず届出を行わない限りにおいては、目論見書の交付や金融商品取引業者等への契約締結前交付書面の交付義務等の適用等を通じて、投資者保護が図られるものと考えられます。 |
| 19 | 定義府令案第10条第1項第24号において有価証券残高が10億円以上であり、かつ、金融商品取引業者等との間で口座開設から一年以上経過しているものとして届出を行った者を適格機関投資家とすることとしているが、口座を開設した金融商品取引業者以外の金融商品取引業者との関係においても適格機関投資家となると理解してよいか。 | 貴見のとおり、届出により適格機関投資家となる個人（定義府令第10条第1項第24号）は、原則として、すべての取引について適格機関投資家として取り扱われることとなります。<br>ただし、組合契約等に係る業務執行組合員等として適格機関投資家になる個人（同号ロ）については、当該業務執行組合員等として取引を行う場合に限って適格機関投資家となる点に、留意が必 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 要と考えられます。 |
| | **（届出により適格機関投資家となる一般法人・個人の有価証券残高要件）** | |
| 20 | 定義府令案第10条第1項第23号又は第24号においては、直近の有価証券残高が10億円以上であるなど要件に該当するものとして届出を行った法人又は個人を適格機関投資家とすることとしているが、有価証券残高はどのように確認するのか。また、いつの時点の有価証券残高を基準とするのか。 | ご指摘の「有価証券残高」については、確認することができる最新の有価証券残高として、例えば、法人の場合はその直近の事業年度末日における貸借対照表、個人の場合は金融商品取引業者等が発行する最新の取引残高報告書等に基づき、当該届出を行おうとする者が自ら確認し、届出を行うことが必要となると考えられます。また、この確認の時点が、確認することができる最近日であることを明確にするため、「直近の日」とするよう、規定を修正いたします（定義府令第10条第1項第23号・第24号）。 |
| 21 | 定義府令案第10条第1項第23号又は第24号においては、直近の有価証券残高が10億円以上であるなど要件に該当するものとして届出を行った法人又は個人を適格機関投資家とすることとしているが、当該有価証券残高は時価かそれとも簿価か。 | 有価証券残高については、原則として時価により計算し、時価がないものについては公正妥当な基準により算定した額により計算することが適当であると考えています。 |
| 22 | 定義府令案第10条第1項第23号又は第24号に該当するものとして金融庁長官に届出を行う場合は、直近の有価証券残高が10億円以上であることが要件となっているが、有価証券残高にはいわゆるみなし有価証券も含まれるのか。 | 貴見のとおり、金商法第2条第1項・第2項に規定する有価証券が対象となると考えられます。 |
| 23 | 定義府令案第10条第1項第23号イにおいては、直近の有価証券残高が10億円以上であるとして届け出た法人を適格機関投資家とすることとしているが、当該有価証券残高に信託の受益権は含まれるのか。含まれる場合、信託の受益権の裏付けとなる土地の鑑定価格が10億円必要となるのか。また、適格機関投資家として官報に公告された法人が届出時の有価証券残高を満たさなくなった場合、適格機関投資家ではなくなるのか。 | ご指摘の信託の受益権についても、金商法上の有価証券に該当する（同法第2条第2項第1号参照）ことから、定義府令第10条第1項第23号イの「有価証券残高」に含まれるものと考えられます。この場合には、当該信託受益権の時価又は公正妥当な基準により算定した額が対象になるものと考えられます。<br>また、適格機関投資家として官報に公告された法人については、有価証券残高が10億円未満となった場合でも、公告された「適格機関投資家に該当する期間」中は、適格機関投資家として取り扱われることとなります。 |
| 24 | 定義府令案第10条第1項第23号又は第24号においては、直近の有価証券残高が10億円以上であるなど要件に該当するものとして届出を行った法人又は個人を適格機関投資家とすることとしているが、仮に当該有価証券残高が3億円以上であっても有価証券投資に関する専門的知識及び経験に大きな違いがあるとは思えない。このため、直近の有価証券残高が3億円以上である者として届け出た法人・個人を適格機関投資家としてほしい。 | 今回の改正においては、一般の法人又は個人についても、有価証券に対する一定額以上の投資を行う場合には「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」を有しているものとみなすこととした上で、適格機関投資家となるための他の基準とのバランス等を考慮して、その基準額を「10億円」と定めることとしているものであり（定義府令第10条第1項第23号イ・第24号イ）、これを引き下げることは適当でないと考えられます。 |
| 25 | 適格機関投資家に係る届出を提出する時点において有価証券残高が10億円を下回る場合であっても、届出を行おうとする日の直近の有価証券残高が10億円以上であれば適格機関投資家に係る届出を行うことができると理解してよいか。 | 定義府令第10条第1項第23号イ・第24号イでは、「（適格機関投資家となる旨の）届出を行おうとする日の直近の有価証券の残高」が10億円であることを要件としています。この「直近の日」とは、その者の有価証券残高を確認することができる最近日であると考えられることから、その日以後に有価証券の残高が10億円を下回ったとしても、その |

| | | |
|---|---|---|
| | | 状況を確認することができない限りは、適格機関投資家の届出を行うことも、必ずしも妨げられないものと考えられますが、当該状況を確認することができる場合には、届出をすることは適当でないと考えられます。 |
| | **（届出により適格機関投資家となる組合の業務執行組合員等）** | |
| 26 | 匿名組合契約を締結した営業者が、定義府令案第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに該当するものとして金融庁長官に届出を行った場合には、当該匿名組合契約に係る部分についてのみ適格機関投資家となることができると理解してよいか。 | 貴見のとおり、営業者として取引を行う場合についてのみ、適格機関投資家となることとなります（定義府令第10条第1項第23号柱書・第24号柱書参照）。 |
| 27 | 有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員で、有限責任事業組合契約に基づく出資対象事業に係る有価証券残高が10億円以上である者として届け出た者は適格機関投資家となることができるが、有限責任事業組合の出資者は当該業務を執行する組合員の過去の経験や実績又は投資姿勢に共感して出資を行うものである。このため、有価証券残高の10億円は高いのではないか。 | 今回の改正では、適格機関投資家の範囲を見直し、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する法人・個人を広く適格機関投資家の範囲に含めることとしております。ご指摘の有限責任事業組合の業務執行組合員等についても、業務執行組合員等として有価証券に対する一定額以上の投資を行う場合には「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」を有しているとみなすこととした上で、適格機関投資家となるための他の基準とのバランス等を考慮して、その基準額を「10億円」と定めることとしているものです（定義府令第10条第1項第23号ロ(1)・第24号ロ(1)）。 |
| 28 | 定義府令案第10条第1項第23号又は第24号では、組合契約等に基づく出資対象事業に係る有価証券残高が10億円以上であることが適格機関投資家の届出の要件とされているが、組合組成後、早急に適格機関投資家になることが求められることもあることから、組合全体において10億円以上有価証券に投資することが合意された場合を適格機関投資家の届出の要件に加えてほしい。 | 今回の改正では、組合契約等に係る出資対象事業における有価証券投資を通じて「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」を得ている業務執行組合員等である法人又は個人について、当該組合等の業務執行組合員等として行う取引に限って、適格機関投資家とすることとしたものです。有価証券投資を行うことが単に合意されたのみであって、実際の有価証券の残高が10億円以上（定義府令第10条第1項第23号ロ(1)・第24号ロ(1)）でないような場合は、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」（金商法第2条第3項第1号）を有するかどうかは定かではないことから、ご指摘のような修正を行うことは適当でないと考えられます。 |
| 29 | 定義府令案第10条第1項第23号ロ又は第24号ロでは組合契約等に基づく業務執行組合員等が適格機関投資家に係る届出を行う場合の要件として、すべての組合員の同意を得ることとされているが、当該同意は不要ではないか。 | 今回の改正では、組合契約等に係る出資対象事業における有価証券投資を通じて「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」を得ている業務執行組合員等である法人又は個人について、当該組合等の業務執行組合員等として行う取引に限って、適格機関投資家とすることとしたものです。その際、他の組合員の保護を図る観点から、その者が適格機関投資家として取引を行うことについて、他のすべての組合員の同意を求めることとしているものであり（定義府令第10条第1項第23号ロ(2)・第24号ロ(2)）、必要な要件であると考えられます。 |
| 30 | 定義府令案第10条第1項第23号ロ又は第24号ロでは匿名組合契約に基づく営業者が適格機 | 貴見のとおり、匿名組合の場合は、その出資対象事業を同一とするすべての匿名組合契約に係 |

| | | |
|---|---|---|
| | 関投資家に係る届出を行う場合の要件として、すべての匿名組合員の同意を得ることとされているが、匿名組合契約は二当事者間の契約で、常に匿名組合員は1名である。このため、すべての匿名組合員とは、投資事業を同一とする他のすべての匿名組合契約の匿名組合員であると理解してよいか。 | る匿名組合員の同意が必要であると考えられますが、ご意見を踏まえ、この趣旨を明確化するため、規定を修正いたします（定義府令第10条第1項第23号ロ(2)・第24号ロ(2)）。 |
| 31 | 適格機関投資家となっている組合の業務執行組合員が交代した場合、新たに業務執行組合員となった者に適格機関投資家の地位を承継することはできないか。 | 適格機関投資家は、その者が「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」を有しているかどうかで判断するものであり、ご指摘のように業務執行組合員が交代した場合には、改めて、新しい業務執行組合員が適格機関投資家としての要件（定義府令第10条第1項第23号ロ(1)・第24号ロ(1)等）に該当することが必要と考えられます。 |
| 32 | 民法上の組合の業務執行組合員が、例えば銀行などの適格機関投資家である場合、当該組合契約に係る取引を行う民法上の組合が適格機関投資家としての届出を行う必要はないと理解してよいか。 | 定義府令第10条第1項第23号ロ・第24号ロの要件は、法人又は個人としては同項第23号イ・第24号イの要件は満たさないものの、民法組合等に係る出資対象事業における有価証券投資を通じて「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験」を得ている業務執行組合員等である法人又は個人について、当該民法組合等の業務執行組合員等として行う取引に限って、適格機関投資家となることを認めているものです。<br>したがって、業務執行組合員等が銀行や金融商品取引業者等であることにより、そもそも適格機関投資家である場合には、同項第23号又第24号の規定による届出を行う必要はないものと考えられます。<br>なお、ご指摘の民法組合等の組合自体は法人格がないため、民法組合等の組合自体は適格機関投資家になることはできない点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **（届出により適格機関投資家となる外国金融機関・外国政府等）** | |
| 33 | 外国の法令に準拠して外国において投資信託に係る業務を行う法人についても適格機関投資家となることができるのか。 | 外国の法令に準拠して外国において投資運用業を行う法人が、資本金若しくは出資の額又は基金の総額が5千万円以上であるものとして届け出た場合は、適格機関投資家になることができます（定義府令第10条第1項第25号ロ）。 |
| 34 | 外国政府及び外国の中央銀行については、適格機関投資家になるための要件として届出を求めているが、当該届出を求める必要はないのではないか。 | 有価証券の取引等に当たり取引の相手方が適格機関投資家であるか否かが明確であることが必要であり、そのため、我が国の金融機関以外の者が適格機関投資家となる場合は広く周知する必要があることから、適格機関投資家となるための要件として、届出を求める必要があると考えられます（定義府令第10条第1項第26号）。 |
| | **（適格機関投資家の届出手続等）** | |
| 35 | 適格機関投資家の届出は1月又は7月の年2回とされているが、金商法が9月に施行された場合、今回の適格機関投資家の範囲の拡大を受けた届出は来年の1月から受付けられることとなる。同法施行後速やかに届出を行える措置を設けていただけないか。また、年2回の届出を増やして | 適格機関投資家に係る届出期間は、現行と同様に1月及び7月中とされており（定義府令第10条第3項）、今般の改正に伴って経過措置を設ける特段の必要はないと考えられます。<br>なお、届出機会の拡大については、金商法施行後の適格機関投資家に係る届出の状況等を踏 |

| | | |
|---|---|---|
| | いただけないか。 | まえ、必要に応じ、検討を行ってまいります。 |
| 36 | 届出を行って適格機関投資家となった者について氏名、名称、住所及び適格機関投資家に該当する期間を官報に公告し、金融庁ホームページにおいても公表することとなるのか。また、当該公告・公表事項に変更が生じた場合は、金融庁ホームページで周知してほしい。 | 適格機関投資家となる旨の届出を行った者の氏名又は名称、住所、適格機関投資家に該当する期間及びその者が組合等の業務執行組合員等（定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロの要件に該当する者）である場合は官報に公告され（同条第5項）、また、金融庁のホームページにおいても公表いたします。<br>なお、適格機関投資家として届出を行った内容に変更が生じた場合でも、当該変更について届出を行う必要はないことから、金融庁のホームページに当該変更の内容を掲載することは困難であると考えられます。<br>ただし、適格機関投資家として指定された者でその指定を金融庁長官により解除された者については、金融庁のホームページには掲載しないこととします。 |
| | **（適格機関投資家の範囲拡大と転売制限規定の関係）** | |
| 37 | 適格機関投資家となった個人が適格機関投資家として取得した有価証券については、適格機関投資家でなくなった時に売却しなければならないか。 | 個人投資家が適格機関投資家として取得し又は買い付けた「適格機関投資家向け有価証券」（いわゆるプロ私募（金商法第2条第3項第2号イ）等により適格機関投資家に発行された有価証券）について、当該個人が適格機関投資家に該当しなくなった場合でも、当該個人が当該有価証券を売却することは求められておりません。<br>なお、当該個人が適格機関投資家に該当しなくなった後において、一般投資家に対して売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には、当該個人を適格機関投資家とみなして、「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に係る規制（同法第4条第2項）を適用することとされています（定義府令第10条第2項）。 |
| 38 | 金商法では適格機関投資家の範囲が変更されているが、現行の証取法上で行われたいわゆるプロ私募などの有価証券の転売制限については、追加された適格機関投資家は含まれないとの理解でよいか。 | 金商法の施行日において既に「プロ私募」（証取法第2条第3項第2号イ）として発行されている有価証券は、証取法における「プロ私募」の要件を満たす限りにおいて、金商法において新たに適格機関投資家になった者に譲渡することは可能と考えられます。 |
| | **▼「第一項有価証券」の私募要件** | |
| | **（いわゆるプロ私募）** | |
| 39 | 社債券不発行でかつ振替社債に該当しない場合（会社法上の券面不発行の場合と登録債の場合）、適格機関投資家向け勧誘の要件を満たすためには、定義府令案第11条第2項第1号ロに定める説明書面に転売制限の記載をすればよいという理解でよいか。 | 会社法上の券面不発行の場合は貴見のとおりと考えられますが、登録債の場合は、定義府令第11条第3項第1号に定める要件を満たす必要があると考えられます。 |
| 40 | 外国投信の受益証券の適格機関投資家向け勧誘についても、社債と同じく、適格機関投資家への説明書面に転売制限の記載のみで足りるとすべきである。 | 外国投資信託受益証券に係る「適格機関投資家向け勧誘」の要件については、従前から、転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、適格機関投資家への説明書面に転売制限の記載がなされていれば、足りるものとされています（定義府令第11条2項第3号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（少人数私募）** | |
| 41 | 金商法施行令案では、現行の証取法施行令第1条の6第2項の250人制限は削除されているが、当該削除により、現行の証取法施行令の250名以下の適格機関投資家を含む少人数私募が募集になってしまうことから、第1項の人数の計算から適格機関投資家が除かれることを明確にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商法施行令第1条の6の要件について、有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であって、当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合（同令第1条の4）に該当するときは、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方の人数から「当該適格機関投資家を除く」こととするよう、規定を修正いたします。<br>また、現行の証取法施行令第1条の6第2項の規定により、同条第1項の勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家について、金商法施行後も引き続き適格機関投資家として勧誘の相手方から除かれるものとする経過措置を設けるよう、規定を修正いたします（整備政令第2条（証券取引法施行令の一部改正に伴う経過措置））。 |
| 42 | 少人数私募に該当するために取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金商法施行令案第1条の7に定める要件は、金商法第2条第3項第1号において取得勧誘の相手方として算入される者から除かれる適格機関投資家（同法施行令案第1条の4の要件を満たす者）については適用されないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、金商法施行令第1条の7第2号の要件について、有価証券を取得し又は買い付けた者が適格機関投資家であって、当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡される譲渡されるおそれが少ない場合（同令第1条の4）に該当するときは、当該有価証券を取得し又は買い付けた者の人数から「当該適格機関投資家を除く」こととするよう、規定を修正いたします。 |
| 43 | 預託証券の少人数向け勧誘に該当する場合が規定されているが、今回の案では券面が発行されている場合についての規定しかないため（定義府令案第13条第3項第8号）、当該規定について「前項各号に定める場合のいずれかに該当し、・・・」とすることにより、有価証券の内容等を説明した書面に転売制限が付されている旨の記載がされていれば、私募が可能となるようにしてほしい。 | ご指摘の「預託証券」が金商法第2条第1項第20号の有価証券を意味するのであれば、「券面のない預託証券」については金商法上の「有価証券」とはみなされない（同法第2条第2項柱書参照）ことから、これに関する規定は設けておりません。 |
| | **▼「第二項有価証券」の私募要件** | |
| | **（「取得者数」要件の水準）** | |
| 44 | みなし有価証券の「募集」又は「売出し」の要件（金商法第2条第3項第3号・第4項第2号）について、「募集」又は「売出し」に該当することとなる、勧誘に応じることにより有価証券を所有することとなる者の数を「五百名以上」とする旨の定め（金商法施行令案第1条の7の2・第1条の8の2）は、「五十名以上」と改めるべきである。 | 金商法第2条第2項各号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分等）については、有価証券の券面が発行されないこと等から、一般に流動性に乏しく、業者から顧客に対する説明義務に加えて、その情報を公衆縦覧を通じて広く開示する必要性は低いものと考えられます。このような考え方に基づき、金商法においては、流動性に乏しい有価証券については、原則として、有価証券届出書や有価証券報告書による公衆縦覧型の開示規制を課さないこととしております（同法第3条第3号参照）。一方、一般投資家を相手方として集団投資スキーム持分等の販売・勧誘を業として行う者に対しては、金融商品取引業の登録が義務づけられ（同法第2条第8項・第29条参照）、投資家に対する契約締結前の書面交付義務（同法第37条の3）等の行為規制を課すこととしており、投資家 |
| 45 | 原案では、流動性の乏しい有価証券については、公衆縦覧型の開示規制ではなく、事業者に直接説明義務を課すことで対応することとなっているが、これに反対し、みなし有価証券でも、EDINETで有価証券届出書等を閲覧できるようにすべきであると考える。 | |
| 46 | 金融審議会金融分科会第一部会報告（平成17年12月22日）では、有価証券の譲渡性が制限さ | |

| | | |
|---|---|---|
| | れていることなどにより、その所有者が一定の範囲に留まり、当該所有者が特定できるようなものについては、有価証券報告書などの公衆縦覧という間接開示を不要とし、その情報を直接提供することとするように、開示制度を整備するとあるが、この点、金商法第24条第1項ただし書の政令で定める場合として、政令で規定すべきではないか。 | に対する適切な情報提供が確保されるものと考えています。<br>ただし、有価証券に対する投資を主たる事業とする集団投資スキーム持分等であって、投資規模等に照らして相当な広がりをもつものについての情報は、その直接出資者はもとより、他の投資者の投資判断にとっても重要な情報であると考えられます。したがって、その投資運用の状況等を公衆縦覧を通じて広く開示させる必要性が高いものとして、出資総額の50%超が有価証券に投資され(同法施行令第2条の9・第2条の10参照)、かつ、出資総額が1億円以上あること(同法第4条第1項第5号参照)といった要件と併せて、所有者数が500名以上であること(同法施行令第1条の8の2等)との要件を定めているものであり、適切な要件であると考えられます。 |
| | **(取得者数の計算)** | |
| 47 | 委託者兼受益者ごとに別の信託契約を締結する場合には、仮に同種の信託契約に係る財産を合同して運用する場合であっても、個々の信託受益権の所有者は1名であるため、募集又は売出しに該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、同内容の信託契約に係る信託財産を合同して運用する場合には、当該信託受益権が個別に締結されるか否かに拘わらず、当該信託受益権の取得者の人数に即して、募集又は売出しに該当するかどうかが判断されるべきものと考えられます。 |
| 48 | 同一の出資対象事業、信託財産、合同会社等に係る有価証券投資事業権利等が、複数回に分けて取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合、有価証券投資事業権利等の募集又は売出しとなる500名の数え方は、当該取得勧誘時又は売付け勧誘時により新たに取得勧誘又は売付け勧誘等の結果として所有することとなる者の数により計算を行えばよく、従前の所有者の数を合算する必要はないとの理解でよいか。<br>また、有価証券投資事業権利等の募集については、金商法施行令案第1条の6の適用があるのか。 | 有価証券投資事業権利等の募集又は売出しに係る500名の計算については、その取得勧誘又は売付け勧誘等によって所有することとなる者の数で判定することとされています(金商法第2条第3項第3号・第4項第2号参照)。したがって、既存の有価証券の所有者であっても、その取得勧誘又は売付け勧誘等によって所有することとなる場合には、当然に、その者を含めて判定することになると考えられます。<br>一方、金商法施行令第1条の6(人数通算規定)は、「第一項有価証券」に関する規定であり、有価証券投資事業権利等の募集には適用はありません。<br>したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、第二項有価証券の新たな取得勧誘又は売付け勧誘等が、従前の取得勧誘又は売付け勧誘等と異なるものと認められる場合には、それぞれの取得勧誘又は売付け勧誘等ごとに判断することになると考えられます。<br>なお、各取得勧誘又は売付け勧誘等に応じることによって所有することとなる者が500名未満であって、募集又は売出しに該当しないこととなる場合でも、その有価証券(同一の種類の有価証券)の特定期間末日における所有者数が500名以上となる場合には、有価証券報告書の提出義務が生じる点に、留意が必要と考えられます(金商法第24条第1項第4号・第5項、同法施行令第4条の2、特定有価証券開示府令第26条の2)。 |

| | | |
|---|---|---|
| 49 | 金商法第2条第3項第3号は、「第二項有価証券」の取得勧誘が「募集」に該当するか否かを判断するに際し、取得勧誘の対象者の人数ではなく、「第二項有価証券」を実際に保有する人数を基準としているが、民法上の組合や投資事業有限責任組合等が「第二項有価証券」を保有する場合には、当該組合をもって1名の保有者と数えるのか、各組合員が「第二項有価証券」を保有するものとして数えるのか。 | 開示規制の適用に当たって「第二項有価証券」の取得勧誘が「募集」に該当するか否かを判断する際には、民法上の組合や投資事業有限責任組合等が「第二項有価証券」を保有する場合、これらの組合等が当該第二項有価証券の取得勧誘と合わせて組成される等の法を潜脱する目的で組成されたようなものではなく、当該組合等が当該第二項有価証券の取得勧誘とは無関係に独立に事業を行うものとして組成されているようなものであれば、当該組合等の業務執行者等をもって、1名の保有者と数えることになるものと考えられます。<br>いずれせよ、具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 50 | 同一の営業者が匿名組合持分を発行する場合でも、同一の有価証券についての当該取得勧誘による所有者が500名未満が所有することとなるものは募集に該当しないとの理解でよいか。その場合、同一の有価証券に該当するか否かの判断基準を示されたい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、匿名組合出資持分の同一性の基準としては、匿名組合が行う出資対象事業が同一であること等が考えられます。<br>このように同一性が認められる匿名組合出資持分について、取得者が500名以上となる場合（金商法施行令第1条の7の2・第1条の8の2）は、有価証券の募集・売出しに該当することとなると考えられます。 |
| 51 | 無限責任組合員を同じくする複数の組合が存在し、各組合のそれぞれの投資決定が別々に行われる場合には、仮に双方の組合が取得する銘柄が共通であることがあったとしても、双方の組合員の数を合算しないのが原則的に妥当であると考えるが、如何か。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、形式的には別の組合契約等に基づく権利であっても、当該組合等が行う出資対象事業が同一であるような場合には、有価証券の募集・売出しへの該当性の判断に当たっては、これらの組合等の持分は同一の有価証券と認められる可能性があると考えられます。<br>ご指摘のように、各組合等の投資決定が実質的にそれぞれ別個に行われる実態があれば、その無限責任組合員が同一であることのみをもって、必ずしも当該組合等の出資持分が同一の有価証券と認められることとなるとは限らないものと考えられますが、具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 52 | 有価証券投資事業権利等の募集又は売出しに関する「500名以上の者が所有することとなる」（金商法施行令第1条の7の2、第1条の8の2）場合の人数の計算については、適格機関投資家の数も含めて計算するのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 53 | 金商法第2条第3項第3号及び同条第4項第2号によってその数に含められるべき所有者とは、日本国内で行われた勧誘の結果として有価証券を所有するに至った者を意味するべきものと考えるが、相違ないか。 | ご質問の「日本国内で行われた」勧誘の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、金商法第2条第3項第3号及び同条第4項第2号によってその数に含められるべき所有者とは、勧誘行為が行われた場所が日本国内であると判断されるものについて、その結果として有価証券を所有するに至った者を意味するものと考えられます。 |
| | **（「第二項有価証券」の募集等の相手方の人数の計算方法）** | |
| 54 | 有価証券投資事業権利等の取得勧誘を300名 | 基本的には、貴見のとおりと考えられますが、 |

| | | |
|---|---|---|
| | に行い、同時に売付け勧誘等を別に300名に行った場合は、募集にも売出しにも該当しないと理解してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。<br>また、同一の有価証券投資事業権利等の事業年度末日における所有者数が500名以上となる場合には、有価証券報告書の提出義務が生じる点に、留意が必要と考えられます（金商法第24条第1項第4号・第5項、同法施行令第4条の2、特定有価証券開示府令第26条の2）。 |
| 55 | 「第二項有価証券」の募集又は売出しの定義における「有価証券を所有することとなる」場合の解釈としては、500名以上に対する取得勧誘又は売付け勧誘等を行っても、結果として所有者を499名以下となるような取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券投資事業権利等の募集又は売出しに該当しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>ただし、「第二項有価証券」の募集又は売出しに該当するか否かの判断は、「第二項有価証券」の募集の定義において「その取得勧誘に応じることにより」（金商法第2条第3項第3号）と規定され、売出しの定義において「その売付け勧誘等に応じることにより」（同条第4項第3号）と規定されていることから、取得勧誘又は売付け勧誘等を開始しようとする時点においてなされるものと考えられます。したがって、当該時点において500名以上が有価証券を所有することとなる見込みがある場合、原則として有価証券届出書の提出義務が生じる点に、留意が必要です。 |
| | **（私募となる「第二項有価証券」に係る転売制限等）** | |
| 56 | 現行の証取法におけるみなし有価証券の少人数私募では所有者の数が増加しないよう一括譲渡以外の譲渡を禁じる等の譲渡制限を設けていたが、金商法における有価証券投資事業権利等の私募を行う場合、約款等において有価証券の譲渡制限を設ける必要はないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりであり、有価証券投資事業権利等の私募については、譲渡制限の規定を設けていません（定義府令第11条及び第13条参照）。 |
| | **▼有価証券の売出し** | |
| 57 | 金商法施行令案第1条の7の3は、仮に「均一の条件」に該当しないとはいえない取引であっても、「取引所金融商品市場における有価証券の売買」の場合には、有価証券の売出しに該当しないとする規定と考えてよいか。また、「取引所金融商品市場における有価証券の売買」には、いわゆる立会外取引も含まれるのか。 | ご指摘の金商法施行令第1条の7の3は、「有価証券の売出し」の定義（金商法第2条第4項）に形式的に該当し得る取引のうち一定のものについて、当該定義から除外する取引の範囲を定める規定です。当該規定に定める「取引所金融商品市場における有価証券の売買」には、取引所金融商品市場内で行われるいわゆる立会外取引も含まれるものと考えられます。 |
| 58 | 金商法施行令第1条の8の2の規定による「第二項有価証券」の売出しの定義には、同令第1条の8の規定による「第一項有価証券」の売出しの定義と異なり、「均一の条件」という要件が無いが、価格その他の条件が異なる場合にも売出しに該当することとなるのか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商法第2条第4項第2号、金商法施行令第1条の8の2）。 |
| **No.** | **●有価証券の発行者の定義〔第2条第5項〕** | |
| | **▼信託受益権等の発行者** | |
| | **（委託者等のみの指図により信託財産の管理・処分が行われる場合）** | |
| 1 | 定義府令案第14条第2項第2号イは、信託業法第2条第3項第1号の「管理型信託」の定義と同一文言となっているが、金商法上も当該規定に該当する要件は、信託業法の判断基準と同様と考えてよいか。すなわち、信託会社等に関する総合的 | 委託者が発行者となる場合（定義府令第14条第2項第2号イ、第3項第1号イ）は、実質的に「委託者又は委託者から委託を受けた第三者が指図権を有する」と認められる場合であり、信託業法第2条第3項第1号に該当する場合に限定されるも |

| | | |
|---|---|---|
| | な監督指針5－2－1と同様の判断基準、又は信託業法第2条第3項第1号に該当すると判断される信託についてのみ定義府令案第14条第2項第2号イ、同条第3項第1号イに該当すると判断し得るのか。 | のではないと考えられます。 |
| 2 | 定義府令案第14条第2項第2号及び第3項第1号の「信託の委託者」には、信託法第146条に基づき委託者の地位の移転が行われた場合における当該委託者の地位を譲り受けた者も含まれ、その者が開示に関する責任を負うとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、「信託の委託者」（定義府令第14条第2項第2号イ・ハ、第3項第1号イ・ハ）には、信託法第146条に基づき委託者の地位の移転が行われた場合における当該委託者の地位を譲り受けた者も含まれ、当該地位の移転後は、当該委託者の地位を譲り受けた者が開示義務を負うものと考えられます。 |
| | **（金銭以外の財産を信託財産とする場合）** | |
| 3 | 定義府令案第14条第2項第2号ロ及び同条第3項第1号ロにおける「金銭以外の財産を信託財産とする場合」に該当するか否かは、信託の設定に際して委託者から受託者に移転された財産が金銭か金銭以外の財産かで判断するとの理解でよいか。 | 「金銭を信託財産とする」もの（定義府令第14条第2項第2号ロ・第3項第1号ロ）に該当するか否かは、基本的には、貴見のとおり、信託の設定に際して委託者から受託者に移転された財産が金銭であるか否かにより判断されるものと考えられます。<br>なお、ご指摘の定義府令第14条第2項第2号・第3項第1号については、①委託者指図型の信託（各号イ）は「委託者」が発行者、②委託者非指図型の自益信託で金銭を信託財産とするもの（各号ロ）は「受託者」が発行者、③委託者非指図型で②に該当するもの以外の信託（各号ハ）は「委託者及び受託者」が発行者となるよう、規定を修正いたします。 |
| 4 | 金銭と金銭以外の財産が併せて信託された場合については、「金銭以外の財産を信託財産とする場合」に該当し、「信託の委託者及び受託者」が発行者となるとの理解でよいか（定義府令案第14条第2項第2号及び同条第3項第1号関係）。 | 定義府令第14条第2項第2号及び第3項第1号については、①委託者指図型の信託（各号イ）は「委託者」が発行者、②委託者非指図型の自益信託で金銭を信託財産とするもの（各号ロ）は「受託者」が発行者、③委託者非指図型で②に該当するもの以外の信託（各号ハ）は「委託者及び受託者」が発行者となるよう、規定を修正いたします。<br>ご指摘の「金銭と金銭以外の財産が併せて信託される場合」は、上記②の「金銭を信託財産とする」ものに該当しないと考えられますので、上記①の委託者指図型の信託に該当しない限り、上記③に該当するものとして、「委託者及び受託者」が発行者となるものと考えられます。 |
| 5 | 信託の受益権に関して委託者及び受託者が発行者となる場合、いわゆる集団投資スキームに関して複数の業務執行組合員（民法上の組合契約の場合）、無限責任組合員（投資事業有限責任組合契約の場合）、営業者（匿名組合契約の場合）等が存在するために、特定の有価証券に関して発行者が複数となることがあり得る。このような場合、届出等についてどのように行うべきか。また、発行者が複数となる場合に、その一部の者が使用、届出等を行った書類に関し不実記載があった場合の責任は、こうした行為を行った発行者のみが負担すべきか、あるいはすべての発行者が連帯して負担すべきであるか。 | 「発行者」が複数となる場合には、「発行者」に義務づけられる届出等は、すべての「発行者」の連名で行うことになります。したがって、「発行者」が複数となる場合において、その一部の者が届出等に関し不実記載を行った場合の責任は、すべての「発行者」が連帯して負担すべきものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（発行者が「委託者及び受託者」となる場合に関する意見）** | |
| 6 | 発行者が委託者及び受託者となっているものは、手続的な負担を減らすべく受託者のみとすべきではないか。 | 発行開示については、①信託財産に金銭以外の財産が含まれる場合や②信託財産が金銭である場合でも他益信託の場合には、発行時点で受託者が信託財産を含む信託の内容に関する詳細な情報を有しないことが通常であることから、適切な情報開示のため、「委託者及び受託者」を発行者としています（定義府令第14条第2項第2号ハ及び同条第3項第1号ハ）。<br>他方、継続開示については、委託者非指図型の信託の場合、発行後の信託に関する情報は受託者に集中するため、委託者は信託の状況を常時把握しているとは言い難いものと考えられます。したがって、この場合において継続開示義務を負う者は「受託者」のみとされています（特定有価証券開示府令第22条の2）。<br>なお、受益証券発行信託の受益証券及び信託受益権の発行者の定めについては、①委託者指図型の信託（各号イ）は「委託者」が発行者、②委託者非指図型の自益信託で金銭を信託財産とするもの（各号ロ）は「受託者」が発行者、③委託者非指図型で②に該当するもの以外の信託（各号ハ）は「委託者及び受託者」が発行者となるよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第2項第2号・第3項第1号）。 |
| 7 | 受託者は、開示義務を負う信託受益権の裏付け資産である信託財産に係る情報を十分に把握していないことが通常であることから、定義府令案第14条第2項第2号ロかっこ書及び同条第3項第2号ロかっこ書に定める委託者及び受託者を委託者とすべきである。 | 発行開示については、①信託財産に金銭以外の財産が含まれる場合や②金銭が信託財産である場合でも他益信託の場合には、発行時点で受託者が信託財産を含む信託の内容に関する詳細な情報を有しないことが通常であることから、適切な情報開示のため、「委託者及び受託者」を発行者としています（定義府令第14条第2項第2号ハ及び同条第3項第1号ハ）。<br>他方、継続開示については、委託者非指図型の信託の場合、発行後の信託に関する情報は受託者に集中するため、委託者は信託の状況を常時把握しているとは言い難いものと考えられます。したがって、この場合において継続開示義務を負う者は「受託者」のみとされています（特定有価証券開示府令第22条の2）。<br>なお、受益証券発行信託の受益証券及び信託受益権の発行者の定めについては、①委託者指図型の信託（各号イ）は「委託者」が発行者、②委託者非指図型の自益信託で金銭を信託財産とするもの（各号ロ）は「受託者」が発行者、③委託者非指図型で②に該当するもの以外の信託（各号ハ）は「委託者及び受託者」が発行者となるよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第2項第2号・第3項第1号）。 |
| | **（有価証券信託受益証券の発行者）** | |
| 8 | 有価証券信託受益証券の定義・内容を明確にすべきである。また、有価証券信託受益証券については、「第二項有価証券」を対象とする必要は | 有価証券信託受託証券とは、「受益証券発行信託の受益証券のうち法第2条第1項各号に掲げる有価証券（受託有価証券）を信託財産とするもの |

| | | |
|---|---|---|
| | ないのか。更に、複数の有価証券が受託財産となる場合、発行者が複数いるという理解でよいか。 | であつて、当該信託財産である有価証券に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨等が当該信託に係る信託行為において定められているもの」（金商法施行令第2条の3第3号）と明確に定義されています。また、その「発行者」は、受託有価証券の発行者とされています（定義府令第14条第2項第3号）。<br>今回の改正では、「第一項有価証券」の権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれるような有価証券信託受益証券について、当該第一項有価証券と同内容の開示規制を適用すること等を目的として規定を整備しているものであり、ご指摘のように、「第二項有価証券」の受託有価証券とするものを対象とすることは、慎重な検討が必要と考えられます。<br>なお、有価証券信託受益証券は、原則として受託財産である有価証券を一種類にすることを要件としている（企業内容開示府令第1条の2、特定有価証券開示府令第1条の2）ことから、複数種類の受託有価証券が存在することは想定しがたく、発行者が複数になることはないと考えられます。 |
| 9 | 金商法施行令案第27条の2第2号又は第4号に規定する有価証券信託受益証券の発行者とは、原資産の発行者を指すのか、又は有価証券信託受益証券の発行者を指すのか。 | 有価証券信託受益証券（金商法施行令第2条の3第3号）の発行者は、その受託有価証券（同号）の発行者とされています（定義府令第14条第2項第3号）。 |
| 10 | 受託有価証券の発行者が信託契約の当事者となっていない場合、当該発行者には当該信託に関する有価証券信託受益証券の所有者は不明であるため、受託有価証券の発行者が信託契約の当事者となる有価証券信託受益証券に限定すべきである。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、現行の預託証券（証取法第2条第1項第10号の3（金商法第2条第1項第20号））については、当該預託証券に表示される有価証券の発行者が、当該預託証券に係る契約の当事者であることは要件とされておりません。ご指摘の有価証券信託受益証券についても、これと同様に、受託有価証券の発行者が信託契約の当事者であることを要件としていないものです。<br>この有価証券信託受益証券の発行者は、預託証券の発行者と同様に、原券（受託有価証券）の発行者とすることとしております（定義府令第14条第2項第3号）。当該有価証券信託受益証券に関して金商法第5条の規定による届出がなされる場合には、当該発行者は、当該有価証券信託受益証券に係る信託契約について、有価証券届出書等の開示書類に添付することが義務づけられております（企業内容開示府令第10条第1項第1号へ、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ニ等）。 |
| 11 | 定義府令案第14条第2項第3号に「法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの」を加えるべきではないか。 | 有価証券信託受益証券（金商法施行令第2条の3第3号）については、我が国の信託法に基づき設定される信託の受益証券のみを想定しております。外国の信託に係る受益証券の取扱いについては、その法的性格等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要と考えられます。このため、金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するものは加えていません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼信託の受益権の「発行時」** | |
| | **（「発行時」が信託の委託者が当該権利を譲渡する時となる場合）** | |
| 12 | 信託の受益権に関し、信託契約の中途解約及びこれに相当する行為（信託受益権の受託者による買取等）は、定義府令案第14条第4項第1号イに規定する「譲渡」に該当しないという理解でよいか。 | ご質問の行為が信託受益権の帰属が移転する場合には「譲渡」（定義府令第14条第4項第1号イ）に該当するものと考えられます。 |
| 13 | 委託者（兼劣後受益者）又は委託者の地位をも譲り受けた受益者が追加信託を行い、追加信託された財産見合いの受益権が委託者に対して追加発行される場合、「信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である場合」（定義府令案第14条第4項第1号イ）に該当するものと理解しているが、こうした理解でよいか。 | ご質問の追加信託がどのような場合に行われるかが明らかではありませんが、ご指摘の「追加信託」が、当該追加信託に係る当初信託の付随的な信託として行われる場合や当初信託の義務の履行として行われる場合など、実質的に新たな経済関係の形成・従来からの経済関係の変更といえないような場合には、貴見のとおりと考えられます（定義府令第14条第4項第1号イ）。<br>ただし、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（「発行時」が信託の効力が生ずる時となる場合）** | |
| 14 | 定義府令案第14条第4項第1号ロにおける「信託の効力が生ずる時」は、当初の信託設定をいい、追加信託をしたが追加の信託受益権は発行されない場合は含まないと解してよいか。 | 追加信託をしたものの追加の信託受益権が発行されない場合には、そもそも信託受益権の発行時点が問題にならないため、ご指摘の定義府令第14条第4項第1号ロの適用はないものと考えられます。なお、追加信託の結果、新たに信託受益権が発行される場合には、同規定の適用はあり得るものと考えられます。 |
| 15 | 発行者が「委託者及び受託者」とされている受益証券発行信託の受益証券についての発行時期は、（定義府令案第14条第4項のような定めはないが）委託者が受益証券を譲渡したときと理解しているがこうした理解でよいか。 | 受益証券発行信託の受益証券の発行時（「取得勧誘」の時点）は、自益信託（合同運用金銭信託等を除く。）については「委託者が受益証券を譲渡するとき」となります（定義府令第9条第2号）が、それ以外の信託については、「信託法の定めにより、受益証券が発行されるとき」となります。<br>なお、受益証券発行信託の受益証券の発行者の定めについては、①委託者指図型の信託（各号イ）は「委託者」が発行者、②委託者非指図型の自益信託で金銭を信託財産とするもの（各号ロ）は「受託者」が発行者、③委託者非指図型で②に該当するもの以外の信託（各号ハ）は「委託者及び受託者」が発行者となるよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第2項第2号）。 |
| 16 | 「信託行為の効力が生ずるときにおける受益者」が「委託者」のみならず第三者である場合、定義府令案第14条第4項第1号のイとロのいずれが適用されるか。受益者ごとに発行の時期が異なると考えるのか。 | 「信託行為の効力が生ずるときにおける受益者」が「委託者」のみならず、第三者も含む場合には、ご指摘の定義府令第14条第4項第1号イには該当しませんので、「イに掲げる場合以外の場合」として、同号ロが適用されるものと考えられます。 |
| | **（合同運用される信託の受益権の「発行時」）** | |
| 17 | 自益信託の場合でも、合同運用の信託の受益権については、信託の時点で投資を行う投資商品であることから、信託の受益権の譲渡時ではなく、信託の効力の発生時を発行時点とすべきではないか。 | ご意見を踏まえ、一個の信託約款に基づき複数の信託契約が締結される合同運用の信託については、信託の時点で投資を行う投資商品であることから、信託の効力の発生時点を金商法における有価証券の発行時点とすることにより、投資者に投資情報が提供されることとなるよう、規定を修 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 正いたします（定義府令第14条第4項第1号イ・ロ）。 |
| | **▼社団法人の社員権** | |
| 18 | 金商法施行令案第1条の3第3項第2号の規定による除外により、およそ社団法人に対する出資又は拠出に係る権利は、金商法第2条第2項第5号により有価証券とみなされる権利とならないと思われるが、そうであれば定義府令案第14条第3項第4号ホの「社団法人の社員権」とは何を意味しているのか明らかにしてほしい。 | ご意見を踏まえ、社団法人の社員権関係の規定を削除するよう、規定を修正いたします。 |
| **No.** | **●定義（金融商品取引業）〔第2条第8項〕** | |
| | **▼外国との取引に係る適用範囲** | |
| 1 | 海外ですべての行為が完結する場合は金商法の適用対象外と考えるが、内外関連取引についての取扱いは不明瞭であり、例示等で示してほしい。 | ご指摘の「内外関連取引」の意味にもよりますが、金商法では、外国の業者が国内にある者を相手方として行う取引であっても規制対象となり得ることを前提とした上で、一定の場合にこれを適用除外する旨の特例が置かれています（金商法第3章第5節）。<br>また、金融商品取引業者等が非居住者を相手方として行う取引であっても規制対象となり得ることを前提とした上で、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当すること（定義府令第23条第11号）とするなど、規制の柔軟化を図っています。<br>このように、外国の主体が当事者の一方となる取引についても、一義的には金商法の適用対象となり得るものと考えられますが、更に具体的な適用関係については、取引の実態に応じて個別事例ごとに判断されるべきものであり、一律に形式的な基準を定めれば規制の潜脱を生じさせるおそれもあることから、適当でないと考えられます。 |
| 2 | 外国に所在する口座（日本人・日本法人又は日本に所在する外国人・外国法人が日本国外に保有する口座も含む。）を通じた取引（「国外口座取引」）は、あえて（金商法等の適用が確実な国内ではなく）国外の口座を通じた取引を選んでいることから本邦の法制による投資家保護の要請は小さいといえ、また国外の口座を通じて直接日本の金融商品取引業者と取引するような顧客は、一般的に一定の投資経験・知識を有する顧客であることから、金融商品取引業から除外するか、あるいは国外口座取引に適用される行為規制は損失補填の禁止など、必要最低限のものにしてほしい。 | ご指摘の「国外口座取引」を一律に金融商品取引業の対象外とすることは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。<br>金商法では、取引の相手方が「特定投資家」に該当する場合には、一定の行為規制が適用除外されることとなります（同法第45条）。ご意見を踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当するよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第11号）。ただし、外国の個人顧客については、国内の個人顧客と同様の取扱いとしております。 |
| | **▼「業として」の解釈** | |
| 3 | 例えば、事業会社の行うデリバティブ取引が金融商品取引業に該当するか否かという文脈で、「『業として行う』といいうるためには、反復継続性に加えて対公衆性を有する行為であることが要件であると解され」るとの解説があるなど、金融商品取引業に該当するには「対公衆性」の要件が必要とされると説明されることがある。<br>この「対公衆性」の要件は、金商法第2条第8項 | 金商法第2条第8項各号のすべての行為類型について、「業として」行うことが「金融商品取引業」の要件とされており（同項柱書）、一般に、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うものをいうと解されていると考えられます。<br>具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ |

| | | |
|---|---|---|
| | 各号に規定されるすべての行為類型について妥当するものであるのか、あるいは金商法第2条第8項各号に規定される行為のうち特定の類型（上記のデリバティブ取引のほか、同項第1号の「有価証券の売買」など）に限って妥当するものであるのか。仮に後者の見解であるならば、規制の適否が不明確であることによって金融取引の参加者の行為が萎縮することを回避するために、「対公衆性」の要件が適用される行為類型について法令に明記してほしい。 | ます。<br>なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実に「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や「反復継続性」が想定されている場合等も含まれる点に留意が必要と考えられます。 |
| | **▼親子会社間・グループ間取引等** | |
| 4 | グループ会社間の取引に関する金融商品取引業の規制の要否については、個別具体的事情によると思われるが、少なくとも100％親会社のために匿名組合営業や任意組合におけるGP業務を行って有価証券投資等を行っているSPC等については、「業」に当たらないものとして、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘の「100％親会社」と「子会社」との取引を一律に「金融商品取引業」から除外することは、規制の潜脱を生じさせる可能性もあり、市場の公正性・透明性確保等の観点から、適当でないと考えられます。<br>また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものはありますが、形式的にはSPCが「100％親会社」のために行う取引であっても、実質的に「対公衆性」が認められるものもあり得る点に、留意が必要と考えられます。 |
| 5 | 定義府令案第16条において、金融商品取引業から除かれるものとして、「不動産特定共同事業法施行令案第1条第2号に定める場合」及びこれと利益状況が同一であるものとして流動化スキームにおいて多く利用される「匿名組合員及び投資運用業者が同一である場合」を新設してほしい。 | ご指摘の不動産特定共同事業法施行令第1条第2号は、「100％親会社」と「子会社」との間で締結する契約について「不動産特定共同事業契約」の定義（不動産特定共同事業法第2条第3項）から除外するものですが、金商法において、そうした取引を一律に「金融商品取引業」の定義から除外すれば、規制の潜脱を生じさせる可能性もあり、市場の公正性・透明性確保の観点から、必ずしも適当でないと考えられます。<br>また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような「匿名組合員及び投資運用業者が同一である場合」には、「匿名組合契約」の性格から、そもそも匿名組合員が匿名組合の事業（出資対象事業）に常時従事すると認められるかが問題となるものと考えられることから、法令において、そうした取引を「金融商品取引業」の定義から除外するような規定を設けることは適当でないと考えられます。 |
| 6 | 定義府令案第16条において、金融商品取引業から除かれるものとして、「不動産特定共同事業法施行令案第1条第2号に定める場合」を新設してほしい。 | |
| 7 | デリバティブ取引は経営上の様々なリスクをヘッジするために有効な手段であるが、一定の知識・人的資源や取引量が必要である。そこで、①企業グループ中の一の企業（「親会社等」）がグループ内の他の会社等（「関係会社等」）を相手方として店頭デリバティブ取引を行い、グループ外の金融商品取引業者等を相手方として店頭デリバティブ取引又は市場デリバティブ取引の委託を行う、②「親会社等」が「関係会社等」のために店頭デリバティブ取引又は市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次ぎ・代理を行うといった手段により、グループ全体としてリスク制御を行う必要がある。<br>この場合の「親会社等」の行為は、「関係会社 | ご意見を踏まえ、金商法上の内部統制報告書の提出義務を負う会社が連結対象子会社の為替リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引（差金決済が可能なもの）及び通貨オプション取引又はそれらの媒介・取次ぎ・代理については、「金融商品取引業」の定義（金商法第2条第8項柱書）から除くこととするよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第4号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 等」の依頼に基づくものであると同時に、グループ全体としてリスク管理やポートフォリオ改善を目的とするものであり、規制対象から除外しても投資者保護に支障を生ずるとは考えられない。また、日本企業の対外競争力の維持・向上という観点からも、金商法第2条第8項柱書の政令指定事項として規制対象から除外してほしい。 | |
| 8 | グループ企業の一部が、他のグループ企業のために、ヘッジ目的で通貨・利率その他のデリバティブ取引を行う場合があるが、①当該企業が企業グループ外の企業のためにデリバティブ取引を行うことはないこと、②当該デリバティブ取引が純然たるヘッジ目的であり投機目的でないこと、との条件が満たされる限り、当該デリバティブ取引が金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | |
| | **▼金融商品取引業から除外される行為に係る金商法の適用関係** | |
| 9 | 金商法施行令案第1条の8の3及び定義府令案第15条、第16条により金融商品取引業から除外される行為については、金商法第3章の規定(第28条～第65条の6)については適用がないとの理解でよいか。 | 「金融商品取引業」の定義から除外される行為(金商法施行令第1条の8の3・定義府令第16条)に対する金商法の規定の適用の有無については、各規定の趣旨等に照らして判断されるべきものと考えられます。<br>例えば、金商法第51条の一般的な監督規定等は、「金融商品取引業」以外の業務についても適用され得るものと考えられます。一方、当該行為は、基本的には、業規制や行為規制(例えば契約締結前・締結時の書面交付義務、運用報告書の作成・交付義務等)等の直接の適用対象とならず、帳簿書類の作成・保存義務の直接の適用対象ともならないものと考えられます。また、例えば、金融商品取引業から除外されるいわゆるプロ顧客向けの店頭デリバティブ取引等(金商法施行令第1条の8の3第1項第2号、定義府令第15条)については、外務員登録は必要ないものと考えられます。<br>また、「金融商品取引業」の定義から除外される行為については、その規定上行為の主体が限定されているもの等もあり、金融商品取引業者がそのすべてを行うことが一律に可能とはいえませんが、個別の規定の要件を満たす業務を行う場合には、基本的には「付随業務」(金商法第35条第1項柱書)として行うことができ、兼業の届出(同条第3項)を行うことなく、また兼業の承認(同条第4項)を受けることなく行うことが可能と考えられます。 |
| 10 | 金融商品取引業から除かれる行為を行うときは、契約締結前・締結時の書面交付、運用報告書の交付、帳簿書類の作成・保管など、その行う金融商品取引業に関して金融商品取引業者に適用される諸規定は適用されないとの理解でよいか。また、当該規定に関しては、金商法第35条に規定される届出又は承認の手続きは不要であるとの理解でよいか。 | |
| 11 | 金融商品取引業から除かれる行為(定義府令案第16条)を金融商品取引業者が行うときは、契約締結前・締結時の書面交付、運用報告書の交付、帳簿書類の作成・保管など、その行う金融商品取引業に関して金融商品取引業者に適用される諸規定は適用されないとの理解でよいか。<br>また、当該行為を投資運用業を営む金融商品取引業者が行う場合には、「付随業務」(金商法第35条第1項)として行うことができ、金商法第35条に規定される届出又は承認の手続きは不要であるとの理解でよいか。 | |
| 12 | 金融商品取引業から除外される行為(例えば、プロ向け店頭デリバティブ取引)については、金融商品取引業者は、帳簿書類(法定帳簿)の作成が免除されるとの理解でよいか。 | |
| 13 | 金融商品取引業から除外される行為を金融商品取引業者が業として行う場合(例えば、専門的知識・経験を有する投資家と店頭デリバティブ取引を行う場合)であっても、改めて、その他業務として承認を得る必要はないとの理解でよいか。 | |
| 14 | 金商法施行令案第1条の8の3等により金融商品取引業から除外される行為については、金商法第3章(金融商品取引業者等)の規定(第1節 | |

| | | |
|---|---|---|
| | (総則)から第8節(雑則)(金商法第28条～第65条の6までの規定))については適用がないとの理解でよいか。これらの適用除外行為を、対公衆性をもって反復継続して行う場合には、その他業務として兼業承認(金商法第35条第4項)を取得する必要はないとの理解でよいか。外務員登録を受けない役職員に行わせることもできるとの理解でよいか。 | |
| 15 | 金融商品取引業から除外されるプロ向けの店頭デリバティブ取引は、兼業規制の対象となる金融商品取引業者にとって承認業務になるのか。 | |
| 16 | 金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号等において、一定範囲の者を相手方とする店頭デリバティブ取引(非有価証券関連)及び当該者のための店頭デリバティブ取引(非有価証券関連)の媒介・取次ぎ・代理が金融商品取引業から除かれたが、この範囲の業務が付随業務であることを確認したい。 | |
| 17 | 金融商品取引業者が関係外国運用業者から委託を受けて行う有価証券の売買が、金融商品取引業から除かれていることを支持するが、この業務が付随業務となるのか等、位置づけを明確化してほしい。 | |
| 18 | 第一種金融商品取引業者及び投資運用業者が、金商法施行令案第1条の8の3又は定義府令案第16条に規定される「金融商品取引業に該当しない行為」を業として行う場合、これらの業務は金商法第35条第1項の付随業務となるのか、あるいは、同条第4項の承認業務となるのか。店頭デリバティブ取引を取扱う第一種業者がプロ向けデリバティブを扱うことを「付随業務」と解することは適当であると思われるが、投資運用業者が自己勘定でプロ向けデリバティブを行うことまで「付随業務」と解することは無理があると考える。いずれにせよ、付随業務に含まれることになる範囲を監督指針等で示すことも検討してほしい。 | |
| 19 | 金商法施行令案第1条の8の3に関し、「金融商品取引業から除外されるもの」とは、「列挙されているものだけ行うものは金融商品取引業の登録を要しない」というだけの意味か、それとも「金融商品取引業者が列挙された業務を行う場合であっても、金融商品取引業者とはみなさず、各種規制も適用されない」という意味まで含まれているのか。また、後者の解釈の場合は、そうした業務を第一種金融商品取引業者が業として行う場合、別途承認が必要となる業務となるのか。 | 「金融商品取引業から除外されるもの」とは、基本的には「列挙されているものだけ行うものは金融商品取引業の登録を要しない」という意味であると考えられ、一律に「金融商品取引業者が列挙された業務を行う場合であっても、金融商品取引業者とはみなされず、各種規制も適用されない」という意味まで含まれているものではないと考えられます。 |
| 20 | 定義府令案第16条第1項第3号イ・ロに掲げられた「投資一任契約」については、金商業等府令案第154条各号の禁止行為の規定は適用されないとの理解でよいか。 | ご指摘の金融商品取引業から除外される「投資一任契約に係る行為」(定義府令第16条第1項第8号イ・ロ)については、貴見のとおり、金商業等府令第147条各号に掲げる禁止行為のうち投資運用業に係るものは直接的には適用されないものと考えられます。<br>ただし、当該業務についても、基本的に金融商品取引業者等の付随業務(金商法第35条第1項 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 柱書）と認められることから、同法第51条の一般的な監督規定等が適用される点に留意が必要と考えられます。 |
| 21 | 第一種金融商品取引業者がプロ相手に店頭デリバティブ取引を行う場合においても、金商法第三章の業者規制（特定投資家にも適用される金商法第38条第6号や第39条等）は適用されるのかを確認したい。実際にはプロ向け取引しか行わない登録業者と、登録の義務がないプロ向け取引のみを行っている業者との間での規制の平仄はどうか。<br>更に、金商法施行令案第17条の14に関して、店頭デリバティブ取引において適用除外行為のみを行う者に外務員登録が必要かどうかを確認したい。 | 金融商品取引業者が金融商品取引業から除外されるプロ相手の店頭デリバティブ取引（金商法施行令第1条の8の3第1項第2号、定義府令第15条）を行う場合、基本的にはご指摘の「特定投資家にも適用される金商法第38条第6号や第39条等」は直接的には適用されないものと考えられます。<br>ただし、当該業務についても、基本的に金融商品取引業者の付随業務（金商法第35条第1項柱書）と認められることから、同法第51条の一般的な監督規定等が適用されると考えられることから、金融商品取引業者等が当該業務について特定投資家にも適用される禁止行為を行った場合、同条の業務改善命令等の対象になり得る点に留意が必要と考えられます。<br>なお、金融商品取引業から除外されるプロ向けの店頭デリバティブ取引等（金商法施行令第1条の8の3第1項第2号、定義府令第15条）については、外務員登録は必要ないものと考えられます。 |
| | **▼銀行等が行う「金融商品取引業から除外される行為」** | |
| 22 | 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。）等に関する金融商品取引業からの除外規定（金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号）は登録金融機関にも適用されるとの理解でよいか。 | 金融商品取引業から除外される行為（金商法施行令第1条の8の3、定義府令第15条、第16条）を銀行等が行う場合においても、登録金融機関の登録（金商法第33条の2）は不要と考えられます。 |
| 23 | 金商法第2条第8項本文の「投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの」として、金融商品取引業から除外される業務（金商法施行令案第1条の8の3）を銀行が行う場合、金商法第33条の2による登録も不要との理解でよいか。 | |
| 24 | 金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号により、プロ向けの金融先物取引などは金融商品取引業から除外されることとなるが、登録金融機関の登録業務からは除外されていない。これは均衡を失するので、登録金融機関の登録業務からも除外すべきではないか。 | |
| | **▼有価証券の売買** | |
| | **（「業」要件への該当性）** | |
| 25 | 現行の証取法上、自己投資目的で有価証券の売買を行う個人や企業の行為は、対公衆性を欠き、証券業の定義としての「有価証券の売買」には該当しないと一般に考えられているが、こうした解釈が金商法の下でも維持されていることを明確にした上で、定義府令案第16条第1項第1号を削除すべきである。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、現行の証取法の考え方と同様に、金商法においても、自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は、基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>一方、ご指摘の定義府令第16条第1項第1号については、「信託受益権の販売」のすべてが「自己のポートフォリオを改善するために行う」も |

| | | |
|---|---|---|
| | | のとは限らないことを前提として、現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」（10－2－1(1)）の内容も踏まえ、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められる行為に限定して、「金融商品取引業」の定義から除外することとしているものです。 |
| 26 | 資産流動化法に基づき設立される特定目的会社（TMK）が、不動産を信託財産とする信託受益権を特定資産として取得し、又は譲渡する場合は、当該取得・譲渡にかかる売買は金商法第2条第8項第1号に定める「有価証券の売買」に該当するが、当該行為を「業として行う」こととの要件には該当せず、TMKについて第二種金融商品取引業にかかる登録が必要となることは想定されていないと理解している。譲渡については定義府令案第16条第1項第1号の適用を受けると思われるが、より本質的には、当該売買は「公衆性」を有していない点にその理由が求められると理解している。こうした理解は正しいか。 | ご指摘のような特定目的会社（TMK）が不動産信託受益権を取得・譲渡する場合も「有価証券の売買」に該当し、かつ「業として行う」ことに該当し得ることから、定義府令第16条第1項第1号の規定により、金融商品取引業から明示的に除外することとしたものです。 |
| 27 | 資産流動化法上の特定目的会社が有価証券を売買する行為は、「金融商品取引業」に該当しないとの理解でよいか。こうした特定目的会社の行為が金融商品取引業に該当するとすれば、特定目的会社は株式会社ではないので第一種金融商品取引業及び投資運用業の登録拒否要件（金商法第29条の4第1項第5号イ）に該当してしまい、第一種金融商品取引業及び投資運用業の登録を受けることができないため、結果的に1項有価証券の売買等が行えなくなってしまう。特定目的会社が、有価証券を売買する行為は、「金融商品取引業」に該当しない旨を、政府令（金商法施行令案第1条の8の3、定義府令案第16条）で明示してほしい。 | 資産流動化法上の特定目的会社が有価証券を売買する行為について、ご指摘のように一律に「金融商品取引業」に該当しないとすることはできないと考えられます。<br>一方、特定目的会社が自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は、基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>具体的な取引が「自己のポートフォリオを改善するために行う」ものに該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 28 | デリバティブ取引は経営上の様々なリスクをヘッジするために有効な手段であるが、一定の知識・人的資源や取引量が必要である。そこで、①企業グループ中の1の企業（「親会社等」）がグループ内の他の会社等（「関係会社等」）を相手方として店頭デリバティブ取引を行い、グループ外の金融商品取引業者等を相手方として店頭デリバティブ取引又は市場デリバティブ取引の委託を行う、②「親会社等」が「関係会社等」のために店頭デリバティブ取引又は市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次ぎ・代理を行うといった手段により、グループ全体としてリスク制御を行う必要がある。<br>この場合の「関係会社等」の行為は、自己のリスク管理やポートフォリオの改善を目的とするものであり、対公衆性の要件を欠き「業として行う」ものに該当しないと考えられるが、規制範囲の明確化のため、同様に規制対象から除外してほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、現行の証取法の考え方と同様に、金商法においても、自己のポートフォリオを改善するために行う「デリバティブ取引」等は、基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものには該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。したがって、ご指摘の場合における「関係会社等」の行為は、基本的に「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。 |
| 29 | 定義府令案第16条第1項第4号に掲げる行為の一環として信託受益権の売買を行う場合、第二種金融商品取引業（金商法第28条第2項第2号、 | 定義府令第16条第1項第10号の特例はあくまでも投資運用業（金商法第2条第8項第15号）に該当する一定の行為を金融商品取引業から除外 |

| | | |
|---|---|---|
| | 第2条第8項第1号）についても適用除外となることを確認したい。 | するものであり、ご指摘の信託受益権の売買を例外とするものでないことから、信託受益権の売買が「業として」（金商法第2条第8項柱書）行われるものと認められる場合には、第二種金融商品取引業（金商法第28条第2項）を行う金融商品取引業者としての登録が必要となると考えられます。 |
| 30 | 定義府令案第16条第1項第5号の要件を満たすダブルTKスキームの場合、いわゆる子SPCがオリジネーターから購入した不動産信託受益権を、更に第三者へ譲渡する「売却行為」も、第二種金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | 定義府令第16条第1項第11号の特例はあくまでも投資運用業（金商法第2条第8項第15号）に該当する一定の行為を金融商品取引業から除外するものであり、ご指摘の不動産信託受益権の売買を例外とするものでないことから、当該「子SPC」が不動産信託受益権の売買を「業として」（金商法第2条第8項柱書）行っているものと認められる場合には、第二種金融商品取引業（金商法第28条第2項）を行う金融商品取引業者としての登録が必要となると考えられます。 |
| | **（信託受益権の買付け）** | |
| 31 | 第二種金融商品取引業として信託受益権を取り扱う場合、現行の信託受益権販売業の場合と異なり、「買い」側も業の対象となる可能性がある。この場合において、「買い」側にすべからく業規制が及ぶことを避けるため、「買い」側が金融商品取引業者に取得に関わる当該対外的行為の一切を委任した場合には、当該事業会社等の金融商品取引業の登録は不要としてほしい。 | 信託受益権の購入行為を一律に金融商品取引業から除外することは、投資者保護の観点から必ずしも適当ではなく、当該行為が「業として」（金商法第2条第8項柱書）行われるものであるかどうかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。 |
| 32 | 投資目的で投資家・SPCが信託受益権を購入する行為は、「有価証券の売買」（金商法第2条第8項第1号）には該当するものの、対公衆性を有する行為ではないので「業として」（同項柱書）行う行為には当たらないから、「金融商品取引業」（同項）に該当せず、第二種金融商品取引業の対象とならないとの理解でよいか。<br>定義府令案第16条第1項第1号は、信託受益権の販売の場面にしか適用されず購入の場面には適用がないため、上記のように「業として」行うものでないから第二種金融商品取引業に該当しないと整理できないと、投資家やSPCが常に第二種金融商品取引業の登録を受けなければ信託受益権を購入できなくなることになり、流動化・証券化による資金調達に重大な支障を生じさせることになる。<br>このような、投資家やSPCによる有価証券の購入行為は「対公衆性」を有する行為ではないので「業として」行っている行為に当たらず、「金融商品取引業」に該当しないという整理は、信託受益権以外の有価証券の場合にも妥当するとの理解でよいか。 | 現行の証取法の考え方と同様に、金商法においても、自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は、基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものには該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>具体的な取引が「自己のポートフォリオを改善するために行う」ものに該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、投資家やSPCによる有価証券の購入行為であっても、実質的に「対公衆性」が認められるものもあり得る点に、留意が必要と考えられます。 |
| 33 | 現行の信託受益権販売業が第二種金融商品取引業として規制されることについて、①現行制度では「販売」及びその代理又は媒介のみが規制されるが、新法では「売買」ともに規制されると解釈してよいか。その場合、②現行法の登録業者が改正法附則により「みなし登録業者」として「買取り」 | 貴見のとおり、金商法では、有価証券とみなされる信託受益権（同法第2条第2項第1号）の「売買」が規制対象になります（同条第8項第1号）。<br>現行の信託受益権販売業者は金商法の施行日において第二種金融商品業を行う金融商品取引業者としての登録を受けたものとみなされる（改 |

| | | |
|---|---|---|
| | も行う場合には、その旨を施行日後3月以内に提出する業務方法書の業務の内容に記載すれば行うことが可能か、あるいは改めて講習等を受けることが必要か。<br>　また、③受益権を継続的投資を目的に取得するのであれば、多数の受益権を取得する場合であっても登録は不要だが、将来転売する場合には登録が必要との理解でよいか。 | 正法附則第200条第1項）ことから、施行日から、ご指摘の「みなし登録第二種業者」として「買取り」も行うことができることになります。<br>　この場合、施行日から3月以内に、登録申請書記載事項を記載した書類及び登録申請書の添付書類（業務方法書等）を提出することとされています（改正法附則第200条第2項）。<br>　また、金融商品取引業者は、業務を適確に行うに足りる人的構成を有することが必要となりますが、法令上は、講習等の受講は義務づけられてはおりません。<br>　「金融商品取引業」の登録の要否は、単に転売をするかどうかにより判断するものではなく、当該「信託受益権の取得」が「業として」（金商法第2条第8項柱書）行われるものかどうかにより判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（対外的行為の一切を委託して行う信託受益権の販売）** | |
| 34 | 　定義府令案第16条第1項第1号の適用除外規定は、現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1（1）に該当する条項との理解でよいか。 | 　貴見のとおり、ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第1号）は、現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1（1）と同内容を定めるものと考えられます。 |
| 35 | 　信託会社監督指針10－2－1（1）によると、信託受益権の保有者が販売・勧誘に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、その旨を当該委任に係る契約書等に明記するなど一定の要件を満たした場合は、信託受益権販売業の登録を要しないとされているが、同趣旨は定義府令案第16条第1項第1号に引継がれているとの理解でよいか。 | |
| 36 | 　有価証券のうち、金商法第2条第2項第1号・第2号に掲げる権利の販売についてのみ金融商品取引業から除外する理由は何か。他の有価証券について、同様の要件を満たすものは金融商品取引業から除外すべきではないか。他の有価証券について金融商品取引業から除外を明示しない理由として、解釈上当然であるとの理解でよいか。 | 　個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、現行の証取法の考え方と同様に、金商法においても、自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は、基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものには該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>　一方、ご指摘の「信託受益権の販売」については、そのすべてが「自己のポートフォリオを改善するために行う」ものとは限らないことを前提として、現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」（10－2－1（1））の内容も踏まえ、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められる行為に限定して、「金融商品取引業」の定義から除外することとしているものであり（定義府令第16条第1項第1号）、これは単なる確認規定ではないものと考えられます。<br>　他の有価証券についてもこれと同様の取扱いを認めることについては、投資者保護に欠けることとならないかについて、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| 37 | 　定義府令案第16条第1項第1号は、発行者以外の者による信託受益権の販売（すなわち、信託受益券を取得した投資家の転売）に際して、勧誘行為を第三者にすべて委託していれば、当該販売行為は金融商品取引業に該当しない旨を定めたものであり、確認的な規定であるとの理解でよいか。また、こうした理解のもと、一般事業会社たる株式会社が保有する他社の株券を売却処分するに際して、勧誘行為をすべて金融商品取引業者に委託した場合、その売却行為は金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | |
| 38 | 　定義府令案第16条第1項第1号は、金融商品取引業者等による「代理又は媒介」が行われる場合の特例を定めているが、金融商品取引業者等 | 　ご指摘のように、信託受益権（金商法第2条第2項第1号）を取得した上で買い取って第三者に転売する行為は、「有価証券の売買の代理又は媒 |

| | | |
|---|---|---|
| | がいわゆるディーリングとして自ら一旦、当該「権利」を買い取って第三者へ転売する場合、又は転売目的で「権利」を買い取る場合には、適用はないのか。金融商品取引業者等がいわゆる自己投資として当該「権利」を取得しようとする場合に、当該金融商品取引業者に対して「権利」を販売する場合はどうか。 | 介」（同条第8項第2号）に該当せず、定義府令第16条第1項第1号に規定する特例の対象とならないものと考えられます。なお、この場合における金融商品取引業者の行為は、「有価証券の引受け」（金商法第2条第8項第6号）に該当する可能性がある点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、金融商品取引業者が自己投資として信託受益権を取得しようとする場合における当該信託受益権の売主による販売は、当該売主が「業として」当該行為を行うものであるかどうかについて、個別事例ごとに判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（信託受益権の「販売」と「発行」）** | |
| 39 | 定義府令案第16条第1項第1号の「販売」の定義は何か。 | 法令上別段の定義はありませんが、既に発行された有価証券の売付けを意味するものと考えられます。 |
| 40 | 定義府令案第16条第1項第1号の「販売」には、当初の委託者による信託受益権（金商法第2条第2項第1号のもの）の譲渡（定義府令案第9条及び第14条によれば「発行」）は含まれないとの理解でよいか。 | 有価証券とみなされる信託受益権（金商法第2条第2項第1号）の発行者が「委託者」又は「委託者及び受託者」とされる場合に、当該委託者が当該信託受益権の取得の勧誘を行う行為は、「販売」ではなく「自己募集（私募）」に該当するものと考えられます。<br>なお、当該行為は定義府令第16条第1項第1号の特例（金融商品取引業からの除外）の対象とはなりませんが、これは、信託受益権の「自己募集（私募）」が基本的に「金融商品取引業」には該当しない（金商法第2条第8項第7号参照）こと等を踏まえたものです。 |
| 41 | 定義府令案第16条第1項第1号は「権利の販売」とされているが、当該「権利」の「発行」時については、同条項は適用されないのか。 | |
| | **▼有価証券の売買の媒介・取次ぎ・代理** | |
| | **（信託受益権の売買の代理・媒介）** | |
| 42 | 現行の信託業法においては、金融庁の「信託業法Q&A」（平成17年6月29日）にもあるとおり、不動産信託受益権の販売における買主側の媒介のうち、以下に例示されたような純然たる買主側の立場に立ったものであると判断できる場合には、信託受益権販売業としての媒介業務に該当せず、登録は不要とされているが、本改正法における一般投資家の保護、取引の公正確保の観点に照らしても、同様な取扱いが合理的と考えられるので、その旨を記載してほしい。①信託受益権の売買につき、売主から直接又は間接的に委託を受けて（間接的な委託とは再委託、再々委託又はその連鎖をいう。）信託受益権販売契約の条件の確定又は締結に関与するものでないこと②信託受益権販売契約の条件の確定又は締結の関与に対する対価として、売主から直接又は間接的に、報酬又は手数料、その他名目のいかんにかかわらず経済的対価を受領する旨を約し、又は受領するものでないこと | ご指摘の「買主側の立場に立った信託受益権の売買の媒介」についても、「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものであれば、金融商品取引業に該当するものと考えられます（同項第2号）。<br>なお、改正前の信託業法では、「信託受益権販売業」として信託受益権の販売又はその代理・媒介が規制対象とされていたのに対し、金商法では、信託受益権が「有価証券」として位置づけられ、売買やその媒介等が規制対象とされています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（集団投資スキーム持分の出資者が運営者のために有価証券売買の媒介を行う場合）** | |
| 43 | 集団投資スキームの唯一の出資者が、当該集団投資スキームの運営者のために有価証券の売買の媒介を行う場合、自ら行う有価証券の売買の媒介と同視できることから、金融商品取引業の登録を不要としてほしい。 | 「有価証券の売買の媒介」を「業として」（金商法第2条第8項柱書）行う場合には、当該者が出資をする集団投資スキームの運営者のために行う場合であっても、「金融商品取引業」に該当するものと考えられます（同項第2号）。 |
| | **▼有価証券の売買（デリバティブ取引）の委託の媒介・取次ぎ・代理** | |
| | **（関係外国運用会社の委託を受けて行う取引所取引の委託の媒介・取次ぎ・代理等）** | |
| 44 | 投資運用業登録業者が、関係外国運用会社の委託を受けて行う取引所取引の委託の媒介、取次ぎ、代理が金商法の適用除外行為とされた。これは、例えば、グループ会社で、複数の日本株のファンドマネジャーがいる場合、取引執行機能を日本に集中させて、トレーディングの効率化を図ることを許容していると理解している。同じように、例えば日本と香港とにアジア株の運用を行うグループ会社がある場合、香港にトレーディング機能を集中するニーズがあるが、これも特に禁止する理由はないように思われる。アウトソーシング先の監督を適宜行うことを条件として、このような取り組みが可能であるならばそれを何らかの形で明確にしてほしい。 | 金商法上、ご指摘のような取組みが妨げられるものではないと考えられますが、実質的に運用権限の委託に該当する場合は、金商法第42条の3の規定に適合して行われることが必要となる点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼店頭デリバティブ取引等** | |
| | **（対象範囲）** | |
| 45 | 外国為替取引のうち「直物取引（スポット取引）」、「アウトライト取引」は、「金融商品先渡取引」ではあるものの、金商法第2条第22項第1号に規定されている「売戻し又は買戻し時は、差金授受によって決済することができる取引」に当たらない。よって、金商法第2条第8項第4号の「店頭デリバティブ取引」に該当せず、金融商品取引業には含まれないとの理解でよいか。 | 「直物取引」及び「アウトライト取引」の意味にもよりますが、差金決済を行うことができない取引については、貴見のとおりと考えられます（金商法第2条第8項第4号・第22項第1号）。 |
| 46 | 「為替スワップ取引」は金商法第2条第22項第5号に当たる。よって、金商法第2条第8項第4号の「店頭デリバティブ取引」に該当し、金融商品取引業に含まれるとの理解でよいか。 | 「為替スワップ取引」の意味にもよりますが、基本的に、貴見のとおり、店頭デリバティブ取引に該当するものと考えられます（金商法第2条第8項第4号・第22項第5号）。 |
| 47 | 既存の金利スワップを、法施行後に時価評価額を受渡しすることにより清算する行為（顧客が支払う場合、業者が支払う場合の両方が考えられる。）は金商法の対象外であるとの理解でよいか。 | デリバティブ取引については、当該契約締結のみならず、その履行についても金商法の規制対象になるものと考えられます（金商法第2条第8項第4号）。<br>なお、ご指摘の「金利スワップ」のように、金商法において新たに規制対象となるデリバティブ取引に係る金融商品取引業については、施行日から6月間は、登録を受けずに、引き続き金融商品取引業を行うことが認められています（整備政令附則第13条）。 |
| | **（プロ投資家向けの店頭デリバティブ取引業務の適用除外）** | |
| 48 | 定義府令案第15条（専門的知識及び経験を有すると認められる者等）の規定によれば、第一種金融商品取引業者、登録金融機関、適格機関投資家、資本金10億円以上の株式会社を顧客とし | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | て金商法第2条第8項第4号の店頭デリバティブ取引を行う場合は、金融商品取引業に該当しないため、これらの顧客に対する天候・地震デリバティブの販売については、第1種金融商品取引業者の登録のない損害保険代理店等による媒介等を継続することが可能との理解でよいか。 | |
| 49 | 金融商品取引業から除かれるプロ向け店頭デリバティブ取引と金融商品取引業に含まれる店頭デリバティブ取引を、トレーディング目的の「特定取引勘定」で行う場合には、いずれも取引を執行する組織や取引に係る勘定の分離を図る必要がないとの理解でよいか。 | 例えば区分管理義務（金商法第43条の3）のように、金商法の規制対象となるデリバティブ取引に係る規制等に適合するよう業務を行う必要がありますが、法令上、「金融商品取引業」とそれ以外の業務との間で組織・勘定を分離することまでは求められていないものと考えられます。 |
| 50 | デリバティブ内在商品（例えば、デリバティブ内在ローン等）の店頭デリバティブ取引部分についても、金商法第2条第8項柱書の適用除外対象となるか。 | いわゆる「デリバティブ内在商品」の「店頭デリバティブ取引部分」が金商法上の「店頭デリバティブ取引」に該当する場合であっても、金商法施行令第1条の8の3第1項各号に定める行為に該当するものであれば、「金融商品取引業」からの除外対象となると考えられます。 |
| 51 | 外国の業者が行うプロ相手の非有価証券関連店頭デリバティブ取引（金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号）については、金融商品取引業者の代理又は媒介は不要であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方となる者）** | |
| 52 | 金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号は、店頭デリバティブ取引を金融商品取引業の登録なく行うことができるための要件として、取引の相手方を制限している。しかし、金融商品取引業者等による媒介・取次ぎ・代理によってそうした取引が行われる場合には、金商法に規定される行為規制によって取引の相手方の保護が図られるので、更に取引の相手方を制限する必要はないと考えられる。<br>金融商品取引業者等による媒介・取次ぎ・代理によって取引が行われる場合には、取引の相手方を制限することなく、店頭デリバティブ取引を金融商品取引業の登録なく行うことができることとしてほしい。 | 「金融商品取引業」の定義から除外されるデリバティブ取引等の相手方の範囲は、昨今の一部銀行における不適正事例等も踏まえ、投資者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられることから、金商法施行令第1条の8の3第1項第2号の規定をご指摘のように修正することは、適当でないと考えられます。なお、金商法施行令第1条の8の3第1項第2号イ・ロの規定は、現行の金先法（第2条第11項第2号イ・ロ）と同様です。 |
| 53 | 店頭デリバティブ取引の取引先が媒介・代理により取引を行う場合、金融商品取引業からの除外判定の対象とすべき相手は、媒介・仲介者と契約の相手方のどちらか。 | 金商法施行令第1条の8の3第1項第2号の「相手方」とは、基本的には契約を締結する当事者であると考えられますが、最終的には実質的な取引の当事者が誰であるかを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。<br>したがって、ご指摘については、基本的には、「媒介・取次ぎ・代理」を行う者でなく実質的な取引の当事者である「契約の相手方」と考えられます。 |
| 54 | 媒介・取次ぎ・代理を行う者を通じて店頭デリバティブ取引を行うときの金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号の「相手方」とは、媒介・取次ぎ・代理を行う者でなく、店頭デリバティブ取引に係る契約の相手方との理解でよいか。 | |
| 55 | ブローカー経由で行う店頭デリバティブ取引について、金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号の「相手方」とは、約定先（保証先がある場合には保証先も含む。）との理解でよいか。 | 金商法施行令第1条の8の3第1項第2号の「相手方」とは、基本的には契約を締結する当事者であると考えられますが、最終的には実質的な取引の当事者が誰であるかを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。<br>また、貴見のとおり、「保証先」がある場合には |

| | | |
|---|---|---|
| | | 当該「保証先」も含まれるものと考えられます。 |
| | **（適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方となる適格機関投資家等）** | |
| 56 | 定義府令案第15条第1項第1号では、専門的知識及び経験を有すると認められる者等として「第一種金融商品取引業」を行う者が規定されているが、「有価証券関連業に該当するもの」を行う者が除外されている。「有価証券関連業に該当するもの」を行うことによって専門的知識及び経験が失われるという理由はないので、こうした制限は削除するべきと考える。 | ご指摘の「第一種金融商品取引業」であって「有価証券関連業に該当するもの」を行う金融商品取引業者は、適格機関投資家と位置づけられており（定義府令第10条第1項第1号）、同府令第15条第1項第2号に掲げられている者に該当することとなります。<br>ただし、ご意見も踏まえ、誤解を招くこととならないよう、「（有価証券関連業に該当するものを除く。）」を削除するよう、規定を修正いたします。 |
| 57 | 定義府令案第15条第1項第2号で「（第10条第1項）第25号」を除いているが、「第24号」が正しいのではないか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、定義府令第15条第1項第3号は、「外国の法令上」同項第1号・第2号に掲げる者に「相当する者」を定めるものです。同項第2号は適格機関投資家（同府令第10条第1項各号に掲げる者）を定めていますが、そのうち同項第25号の「外国の法令に準拠して外国において・・・業を行う者」については、「外国の法令上・・・相当する者」を改めて定めるまでもないことから、同府令第15条第1項第3号の規定から除いているものです。 |
| 58 | いわゆる適格機関投資家として扱われるためには金融庁長官に届出を行うことが要件とされる者があるが、この届出は、開示との関係で金融庁が適格機関投資家として扱われる者を公告するために必要であるため要求されているものと理解する。一方、取引の相手方として専門的知識及び経験を有すると認められるか否かを判定するにあたっては（定義府令案第15条第1項第2号）、その際の基準として届出を要求する必要はないものと考えられる。ついては、定義府令案第15条との関係ではこうした適格機関投資家に相当する者が届出を行ったことを要件としないこととしてほしい。 | 適格機関投資家となるために当局に届出を要することとされている者（定義府令第10条第1項各号参照）については、同府令第15条第1項第2号の規定により「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」に該当するためにも、当該届出を行っていることが必要となります。 |
| | **（適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方に「相当する」外国の者）** | |
| 59 | 定義府令案第15条第1項第3号の「外国の法令上前2号に掲げる者に相当する者」について、金融庁長官に届出を行ったことが要件とされる者（例えば、定義府令案第10条第1項第21号）に「相当する者」については、金融庁長官又は現地の当局に届出を行ったことは要求されないことを確認したい。 | 適格機関投資家となるために当局に届出を要することとされているものに「相当する」外国の者であって、当該国の法令において（届出等を行わなくとも）適格機関投資家に相当する取扱いを受けているような者については、実際に届出を行っていなくても、定義府令第15条第1項第3号の「外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者」に該当し得るものと考えられます。 |
| 60 | 定義府令案第15条第1項第3号は「外国の法令上同項第2号に掲げる者に相当する者」を規定しているが、この規定の趣旨は、外国の法令上、投資法人や銀行など、定義府令案第10条第1項各号に列記している者に相当する者を意味する趣旨か、あるいは外国の法令上、適格機関投資家に相当する者として認められるものを意味する趣旨か、確認させてほしい。<br>仮に前者の趣旨である場合には、定義府令案第10条第1項第23号のように届出が必要とされる | 基本的には「外国の法令上、投資法人や銀行など、定義府令第10条第1項各号（第25号を除く）に列記している者に該当する者を意味する趣旨」ですが、実質的には「外国の法令上、適格機関投資家に相当する者として認められるものを意味する趣旨」であると考えられます。<br>適格機関投資家となるために当局に届出を要することとされているものに「相当する」外国の者であって、当該国の法令において（届出等を行わなくとも）適格機関投資家に相当する取扱いを受 |

| | | |
|---|---|---|
| | 類型については、外国の法令上、また金商法上、特段の届出が行われていない場合でも定義府令案第15条第1項第3号に該当するとの理解でよいか。 | けているような者については、実際に届出を行っていなくても、定義府令第15条第1項第3号の「外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者」に該当し得るものと考えられます。 |
| 61 | 外国政府及び中央銀行について、特定投資家として取り扱うのか、あるいは金融商品取引業から除かれるものとして取り扱うのか。いずれでもない場合には、「専門的知識及び経験を有すると認められる者」に含めてほしい。 | 外国政府及び外国の中央銀行については、「一般投資家に移行できる特定投資家」と位置づけられることとなります（定義府令第23条第11号）。<br>また、本邦当局への届出を行えば適格機関投資家に該当することになり（定義府令第10条第1項第26号）、「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」に該当することになります（定義府令第15条第1項第2号）。<br>更に、当該外国政府及び中央銀行が存する国の法令において、開示規制の適用が除外されるなど適格機関投資家に相当する取扱いを受けるために届出等が要求されていない場合には、届出を行っていない場合においても、「適格機関投資家に相当する者」（定義府令第15条第1項第3号）として、「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」に該当し得るものと考えられます。 |
| 62 | 外国の法令に基づき設立され、当該外国の法令に基づき当局の許認可を受けて業務範囲について特段の限定なく信託業を行う信託会社は、金融庁その他の当局に対する届出を行わない場合であっても、定義府令案第10条第1項第21号に定める「信託業法第2条第2項に規定する信託会社（管理型信託会社を除く。）のうち金融庁長官に届出を行った者」に相当する者として、定義府令案第15条第1項第3号に該当するとの理解でよいか。<br>なお、当該外国において信託業務を行う会社は日本国内において信託業務は行っておらず、したがって信託業法上の外国信託会社の登録は行っていない。 | 外国の「信託会社」が定義府令第15条第1項第3号に定める者に該当するかどうかは、当該国において、国内の信託会社に係る規制に相当する規制の対象となっているか否か、開示規制が除外されるなど適格機関投資家に相当する取扱いを受けているか否かといった観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>仮に当該国の法令において、（届出等を行わなくとも）適格機関投資家に相当する取扱いを受けていると認められる場合には、届出を行っていなくとも、定義府令第15条第1項第3号に該当し得るものと考えられます。 |
| 63 | 取引の相手方が定義府令案第15条第1項第3号に掲げる「外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者」に該当するかどうかはどのようにして確認すればよいのか。 | 取引の相手方が外国の者である場合に、当該者が定義府令第15条第1項第3号に定める者に該当するかどうかは、金商法上特段の確認方法は規定されていませんが、「金融商品取引業」の範囲に関わるものであることから、当該国において、国内の各業者に係る規制に相当する規制の対象となっているか否か、開示規制が除外されるなど適格機関投資家に相当する取扱いを受けているか否かといった点について、適切な方法により慎重に確認が行われるべきものと考えられます。 |
| 64 | 店頭デリバティブ取引を専門に営む外国法人（いわゆるスワップハウス）は、定義府令案第15条第1項第3号の「外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者」に該当するとの理解でよいか。 | いわゆる「スワップハウス」や「ヘッジファンド」は、定義府令第15条第1項第3号に掲げる要件に一律に該当するものではなく、当該要件に該当するか否かが個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 65 | いわゆるスワップハウスやヘッジファンド等は、マーケットにおいて一般的に「専門的知識及び経 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 験を有すると認められる者」と認識されているため、本条項で明確に追加してほしい。 | |
| 66 | いわゆるスワップハウスやヘッジファンド等のようなマーケットのプレーヤーは、「専門的知識及び経験を有すると認められる者」（金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号イ）に該当するといえるか（あるいは、定義府令案第15条第1項第2号に該当する可能性はあるのか）。 | |
| | **（適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方となる株式会社の資本金要件）** | |
| 67 | 定義府令案第15条第2項は日本の株式会社のみを適用対象としているとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 68 | 海外のヘッジファンドを取り込むため、例えば、金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号に「合同会社」を追加し、金融庁長官告示でも「外国の法令に準拠して設立された合同会社・・に相当するもの」を追加してほしい。 | 合同会社の在り方は区々であり、必ずしもデリバティブ取引に関する高度なリスク管理能力が確保されているとは認められないことから、これを一律に「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」と位置づけることは適当でないと考えられます。 |
| 69 | 金融商品取引業者から除かれるものの範囲に係る資本金要件（金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号ロ）を、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が内閣府令で定める金額以上であると見込まれる株式会社」としてほしい。<br>あるいは、顧客からの聴取ベースによる確認でも可である旨を明確化してほしい。 | 「金融商品取引業」の定義から除外されるデリバティブ取引等の相手方の範囲については、昨今の一部銀行における不適正事例等も踏まえ、真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当であり、また「金融商品取引業」の定義からの除外範囲は明確である必要があると考えられることから、金商法施行令第1条の8の3第2項ロの規定をご指摘のように修正することは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>ご指摘のように、顧客からの「聴取」により確認を行うことも妨げられるものではありませんが、適時適切な確認を行わず、客観的に当該要件に該当しない顧客との間で金商法の規定に適合せずに取引を行えば、法令違反を問われる可能性がある点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、金商法施行令第1条の8の3第2項ロの規定は、現行の金先法（第2条第11項第2号ロ）と同様です。 |
| 70 | 定義府令案第15条第2項により、「資本金10億円以上の株式会社」は、専門的知識及び経験を有すると認められる者として、金融商品取引業の定義から除外されるデリバティブ取引等の相手方となる。ただし、現行の金先法ではこの金額基準が3,000万円であることや、金商法の「一般投資家への移行可能な特定投資家」の資本金基準が5億円であることから、整合性及び無用な複雑化を避ける観点から、当該基準も5億円の基準に平仄を合わせてほしい。 | 「金融商品取引業」の定義から除外されるデリバティブ取引等の相手方の範囲については、幅広い金融商品・取引を対象として投資者保護の徹底を図るという金商法の趣旨に鑑み、また、昨今の一部銀行における不適正事例等も踏まえ、真に支障がないと認められる範囲に限定するよう、現行の金先法の最低資本金基準（金先法施行規則第1条第2項）を大幅に引き上げることとしています。<br>なお、特定投資家制度は、特定投資家との取引について一部の行為規制の適用を除外するものである（金商法第45条参照）のに対して、この制度は、当該相手方との間で行う店頭デリバティブ取引等について「金融商品取引業」の定義自体から除外するものであり、制度の内容が大きく異なることから、これらの適用除外規定の対象となる者の範囲が異なることには合理性があると考えられます。 |
| 71 | 定義府令案第15条第2項では、専門的知識及び経験を有すると認められる者等として資本金10億円以上の株式会社が規定されているが、現行の金先法では3千万円とされる金額基準を急に増額していること、「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の基準が5億円以上の資本金であることから、整合性及び無用な複雑化を避ける観点からも、同一の5億円の基準に変更してほしい。また、 | |

| | | |
|---|---|---|
| | これには株式会社以外で資本金・出資金・基金等が5億円以上である国内法人や海外の同等の法人も含めてほしい。 | |
| | **（適用除外されるデリバティブ取引業務の相手方の告示指定（特定目的会社等））** | |
| 72 | 定義府令案第15条第1項第4号に基づく告示案（「専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件」）は、「資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社」に関する規定であるが、「株式会社と同種類の法人」という規定だけでは、文理上、外国会社が含まれるか否かが明らかではない。ついては、外国で設立された株式会社と同種類の法人も、同号に加えるべきである。更に、「特定投資家に移行できる個人」のような範疇の個人も、「専門的知識及び経験を有すると認められる者」に含めるべきである。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかでありませんが、定義府令第15条第1項第4号の規定に基づく金融庁告示（専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件）では、「外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人」が対象とされています（同告示第1号）。<br>なお、個人投資家の保護を徹底する観点から、個人については、適格機関投資家及び外国の法令上これに相当する者である者に限り、「金融商品取引業」の定義から除外される店頭デリバティブ取引等の相手方と位置づけることとしています（定義府令第15条第1項第2号・第3号、第10条第1項第24号）。 |
| 73 | 有価証券投資残高が10億円以上あれば、株式会社ではない法人であっても適格機関投資家としての届出が可能であることを踏まえ、定義府令案第15条第1項において「資本金、出資金又は基金等が5億円以上の法人」を追加してほしい。その上で、同項第3号の「外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者」を変更し、「外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者」とすることにより、外国法人も幅広くカバーされるようにしてほしい。 | 「金融商品取引業」の定義から除外される店頭デリバティブ取引等の相手方の範囲については、昨今の一部銀行における不適正事例等も踏まえ、真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられます。今回の改正により、株式会社であるか否かを問わず、また、外国法人を含め、当局に届出を行うことにより適格機関投資家となることができる要件が大幅に緩和されています（定義府令第10条第1項）が、この適格機関投資家の届出をしない法人を相手方とする店頭デリバティブ取引等についてまで「金融商品取引業」の定義から除外することは、適当でないと考えられます。 |
| 74 | 資産流動化法上の特定目的会社（TMK）を適格機関投資家とすることが困難な場合、定義府令案第15条に定める金融商品取引業にならない店頭デリバティブの範囲について、TMKを相手方とする場合も加えてほしい。仮にTMK一般を相手方とする場合を加えることができないのであれば、一定額（ただし、その金額は株式会社と同様の10億円ではなく、例えば、金先法施行規則第1条第2項との平仄から3千万円とすることが妥当と考える。）以上の特定資本を有するTMKを相手方とする場合も加えてほしい。<br>あるいは、TMKであってその発行する資産対応証券を「①適格機関投資家、②外国の法令上適格機関投資家に相当する者、③資本金10億円以上の株式会社」以外の者が取得していないものを加えてほしい。 | 「金融商品取引業」の定義から除外される店頭デリバティブ取引等の相手方の範囲は、幅広い金融商品・取引を対象として投資者保護の徹底を図るという金商法の趣旨に鑑み、また、昨今の一部銀行における不適正事例等も踏まえ、真に支障がないと認められる範囲に限定するよう、現行の金先法の最低資本金基準（金先法施行規則第1条第2項：3千万円）を大幅に引き上げることとしています。<br>これと同様の観点から、定義府令第15条第1項第4号の規定に基づく金融庁告示（専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件）では、特定資本金の額が「10億円以上」の特定目的会社（TMK）を対象としているものであり（同告示第2号）、当該基準をご指摘のように引き下げることは適当でないと考えられます。一方、ご意見も踏まえ、その発行する資産対応証券を適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社等のみが取得するTMK（特定資本金3千万円以上のもの）についても指定することとするよう、同告示の規定を修正いたします（同告示第2号）。<br>なお、ご意見も踏まえ、特定目的会社を特定投資家とするよう、規定を修正いたします（定義府令 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 第23条第7号)。 |
| 75 | ストラクチャー上の導管として扱う特別目的会社(株式会社・特定目的会社に限られない。)及び信託勘定(信託口)を相手方とする店頭デリバティブ取引についても、金商法の対象外として扱ってほしい。 | 資産流動化法上の特定目的会社(TMK)のうち特定資本金10億円以上のものは、定義府令第15条第1項第4号の規定に基づく金融庁告示(専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件)により、「金融商品取引業」の定義から除外される店頭デリバティブ取引等の相手方に含まれています(同告示第2号)。これに加えて、ご意見を踏まえ、また現行の規定(金先法施行規則第1条第1項第4号の規定に基づき、金融庁長官の指定する一般顧客から除かれる者を定める件第2号)も勘案し、その発行する資産対応証券を適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社等のみが取得するTMK(特定資本金3千万円以上のもの)についても、当該金融庁告示(専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件)において指定することとするよう、規定を修正いたします(同告示第2号)。<br>一方、資産流動化法上の特定目的会社(TMK)以外の特別目的会社(SPC)の在り方は区々であり、必ずしもデリバティブ取引に関する高度なリスク管理能力が確保されているとは認められないことから、これを一律に「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」と位置づけることは適当でないと考えられます。<br>なお、信託については、基本的に、受託者が「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」の要件に該当するかどうかにより判断されるべきものと考えられます。 |
| 76 | 定義府令案第15条に定める金融商品取引業にならない店頭デリバティブの範囲に、TMKに類似する特別目的会社(SPC)(あるいは、一定額(3,000万円)以上の資本金を有するTMKに類似する特別目的会社(SPC))を相手方とする場合を加えてほしい。 | 資産流動化法上の特定目的会社(TMK)以外の特別目的会社(SPC)の在り方は区々であり、必ずしもデリバティブ取引に関する高度なリスク管理能力が確保されているとは認められないことから、これを一律に「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」と位置づけることは適当でないと考えられます。 |
| 77 | 店頭デリバティブ取引に係る業規制の対象外となる「専門的知識及び経験を有すると認められる者」として、「適格機関投資家の子会社、又は適格機関投資家により設立若しくは管理されている特定目的会社(資産流動化法に定義される法人)及び外国法人で特定目的会社と同等な法人」を定めるか、又は告示指定してほしい。 | ご指摘の「適格機関投資家の子会社」は当該適格機関投資家とは独立した取引主体となるものであり、当該「子会社」自体が、「金融商品取引業」の定義から除外される店頭デリバティブ取引等の相手方の範囲に含まれるかどうかが判断されるべきものと考えられます。資産流動化法上の特定目的会社(TMK)については、ご意見を踏まえ、その発行する資産対応証券を適格機関投資家等のみが取得するもの(特定資本金3千万円以上のもの)を定義府令第15条第1項第4号の規定に基づく金融庁告示(専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件)において指定することとするよう、規定を修正いたします(同告示第2号)。<br>一方、ご指摘の「外国法人でTMKと同等の法人」の範囲が必ずしも明らかではなく、その在り方は区々であり、また、必ずしもデリバティブ取引に関する高度なリスク管理能力が確保されていると |

| | | |
|---|---|---|
| | | は認められないことから、これを一律に「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」と位置づけることは適当でないと考えられます。 |
| 78 | 本社のガバナンス等を考慮し、デリバティブ取引については、適用除外行為の中に、資本金10億円（相当）以上の法人（外国法人を含む。）の関連会社（子会社）も含めてほしい。 | ご指摘の「関連会社（子会社）」は親会社とは独立した取引主体となるものであり、当該「関連会社（子会社）」自体が、「金融商品取引業」の定義から除外されるデリバティブ取引等の相手方の範囲に含まれるかどうかが判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（プロ投資家向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引等）** | |
| 79 | 金融商品取引業から除かれている「プロを相手方として行い、又はプロのために媒介・取次ぎ・代理を行う店頭デリバティブ取引」には、有価証券関連店頭デリバティブ取引が含まれていないが、有価証券関連店頭デリバティブ取引も含めてほしい。 | 有価証券に関連しない「店頭デリバティブ取引」は、投資目的というよりもリスク管理等の目的で行われる場合もあり、特に「プロ投資家」が対象となる場合には投資者保護の必要性も乏しいことから、現行の金先法の規定（第2条第11項第2号参照）も参考として、金商法の規制を適用除外する特例を設けているものです（金商法施行令第1条の8の3第1項第2号）。<br>有価証券に関連する店頭デリバティブ取引についてもこうした特例を設けることは、市場の公正性・透明性確保の観点から問題があり得るものと考えられますが、そうした取引であっても「特定投資家」を対象とするものについては一定の行為規制が適用除外されており（金商法第45条）、規制の柔軟化が図られているものと考えられます。 |
| 80 | プロ向けの店頭デリバティブ取引を金融商品取引業から除外する一方、例えばプロ向けの信託受益権の販売等を除外していないのはなぜか。 | |
| | **（貿易取引に付随するヘッジ目的の店頭デリバティブ取引）** | |
| 81 | 商社等国内の事業法人が、他の事業会社との間で行う国際的な物品又はサービスの売買又は他の事業会社間で行われる売買の媒介、取次ぎ、仲介又は代行等の貿易取引（貿易取引）に付随し、貿易取引について当該事業会社が負担する為替リスクのヘッジ等純投資以外の目的において行う通貨オプション取引又は Non Deliverable Forward（差金決済を伴う為替予約取引）等の各種の通貨デリバティブ取引は、これを反復継続的に行う場合であっても、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、物品の売買・運送・保管・売買の媒介を業とする者（商社等）が、その取引に付随して事業者を相手方として行う為替予約取引（差金決済が可能なもの）及び通貨オプション取引（為替リスクのヘッジ目的のものに限る。）については、「金融商品取引業」の定義（金商法第2条第8項柱書）から除くこととするよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第3号）。 |
| 82 | 商社等が行う外国通貨建ての商取引において、相手方となる事業者が負担する為替リスクをヘッジするため、当該商取引に付随して、商社等が当該相手方となる事業者との間で為替予約（外国通貨の先渡取引）や通貨オプション取引等の通貨関連取引を行った上で、金融機関等とも同様の取引を行うことにより、為替リスクを当該金融機関等に切り出すことがある。このような通貨関連取引は、それ自体が独立して行われるものではなく、投機性もないため、金商法第2条第8項本文又は同条第22項本文における政令指定事項として、規制対象から除外してほしい。 | |
| | **（海外支店等が関与する店頭デリバティブ取引）** | |
| 83 | 銀行法等に基づく必要な許可等が得られてい | 当該銀行が行う店頭デリバティブ取引は、ご指 |

| | | |
|---|---|---|
| | ると仮定して、以下の各場合における海外での行為・関与主体については、金商法上の業者登録と行為規制のそれぞれについて、適用外との理解でよいか。①国内に所在する銀行の営業所(邦銀国内本支店ないし外銀国内支店等)が提供し勘定記帳する店頭デリバティブ取引について、海外の支店が勧誘行為・契約条件の交渉・契約締結行為(注文の受注)を代理する場合②国内に所在する銀行の営業所(邦銀国内本支店ないし外銀国内支店等)が提供ないし勘定記帳する店頭デリバティブ取引について、海外の支店が勧誘行為・契約条件の交渉・契約締結行為(注文の受注)を媒介する場合 | 摘の①・②の場合のいずれについても、顧客が我が国居住者か非居住者かが明らかでありませんが、例えば顧客が居住者である場合には、いわゆるプロ向け店頭デリバティブ取引(金商法施行令第1条の8の3第1項第2号)に該当して金融商品取引業から除外される場合を除き、金商法の規制対象となるものと考えられます。また、国内において販売・勧誘行為の一部がなされているような場合には、顧客が非居住者である場合であっても、金商法の規制対象となると考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な取引に対する金商法の適用の有無については、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、投資家が特定投資家である場合には一定の行為規制は適用除外となり(金商法第45条)、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。 |
| **84** | 上記①・②の各場合に対する判断は、当該取引の契約主体となる国内に所在する銀行の営業所が一切関与しない場合と、個別取引について何らかの関与(契約条件の確定や当該取引に係る説明資料の個別作成等)をする場合とで判断は異なってくると考えられるのか。 | 金商法の規制は、基本的には営業所単位ではなく法人(個人)単位で適用されるものであり、当該銀行が行う店頭デリバティブ取引が実質的に金商法の対象に該当するかどうかが判断されるべきものと考えられます。<br>非居住者を相手方とする取引について、国内において販売・勧誘行為を一切行っていない場合には、当該銀行が金商法の規制の適用対象外となる可能性もあるものと考えられますが、いずれにせよ、具体的な取引に対する金商法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| **85** | 上記①・②の各場合に対する判断は、海外で関与する主体が海外現地法人である場合と、国内拠点と同一法人格内の海外支店である場合によって判断に違いはあるものか。 | 金商法の規制は、基本的には営業所単位ではなく法人(個人)単位で適用されるものであることから、例えば顧客が居住者である場合、国内銀行と(その子会社の)「海外現地法人」のそれぞれについて、店頭デリバティブ取引の締結主体となり、又はその販売・勧誘行為を行う場合には、金商法の規制対象となる可能性があります。<br>これに対し、同一法人格内の「海外支店」が店頭デリバティブ取引の締結主体となり、又はその販売・勧誘行為を行う場合であって、それらの行為が金商法の規制対象に該当する場合は、国内銀行自体が規制対象となることとなります。<br>いずれにせよ、具体的な取引に対する金商法の適用の有無については、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| **86** | 上記①・②の各場合に対する判断は、金商法で規制対象となるサービスないし金融商品取引(金融商品・デリバティブ取引)によって違いはあるものか。 | 具体的な取引に係る金商法の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的な考え方については、金融商品・取引ごとに異なるものではないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼有価証券の引受け** | |
| | **（信託受益権（商品ファンド持分等）の引受け）** | |
| 87 | 委託者が保有する金銭債権を流動化目的で運用型信託会社に信託し、受託者である信託会社が固有勘定で「委託者（兼当初受益者）」から当該信託受益権を引受け、時期を見て第三者に販売するケースにおいて、当該信託会社は、当該引受け行為を金融商品取引業の登録なしに行えることを確認したい。①受託信託会社が固有勘定で信託受益権を保有する行為は、形式的には委託者からの信託受益権の「引受け」に該当するが、当該信託会社は共同発行者であるため、当該行為はいわば共同発行者間の売買にすぎず、金商法第2条第8項第6号の「引受け」に該当しないと解釈できる。また、②運用型信託会社は金商法第65条の5第1項により金融商品取引業の登録なしに信託受益権の売買等を行えるが、この「信託受益権の売買等」は「引受け」を排除するものではないと考えられ、運用型信託会社は金融商品取引業の登録が必要ないと解釈できる。仮に、①又は②の考え方をとれず、「第一種金融商品取引業」の登録が必要となれば、これまで信託会社が何の問題もなく可能であった行為が不可能となり、実務上大きな影響を受けることとなる。このため、自己が受託している信託受益権の引受けについては、何らかの措置が必要と考えられる。 | ご指摘のような解釈は困難であり、当該運用型信託会社の行為は、「有価証券の引受け」の定義である「（有価証券の募集（私募）等に際し、）当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること」（金商法第2条第6項・第8項第6号）に該当するものと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、受託者である運用型信託会社（又は運用型外国信託会社）が、固有勘定で「委託者兼当初受益者」から信託受益権を引き受け、その後に第三者に販売する行為については、「有価証券の引受け」の定義から除外するよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第7号）。 |
| 88 | 定義府令案第14条第3項第1号ロに定める信託の受益権のうち、金銭のみを信託財産とするもの（同号ロのかっこ書内の規定の適用を受けないもの）は、「委託者兼当初受益者」が投資家に当該信託の受益権を販売する目的で信託を設定し、その効力が生じた場合（定義府令案第14条第4項第1号ロ）であっても、当該信託の受益権の取得は、当該取得が業務性を有するか否かにかかわらず、また当該信託の受益権の販売が定義府令案第16条第1項第1号に該当するか否かにかかわらず、金商法第2条第8項第6号及び同条第6項第1号に定める「有価証券の引受け」に該当しないとの理解でよいか。<br>この理解で差しつかえない場合、定義府令案ではその結論が必ずしも明確ではないように思われるので、例えば定義府令案第16条第1項に新たな号を設けるなどして、明確化してほしい。 | ご指摘のいわゆる「自益信託」の信託受益権の「発行時」は、基本的に、「（委託者兼当初受益者が）受益権を譲渡する時」とされています（定義府令第14条第4項第1号イ）。この場合は、当該「委託者兼当初受益者」の行為は「有価証券の引受け」の定義（金商法第2条第6項・第8項第6号）に該当しないものと考えられます。<br>なお、いわゆる「自益信託」のうち「合同運用金銭信託」の「発行時」は、「当該権利に係る信託の効力が生ずる時」とするよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第4項第1号イ・ロ）が、この場合でも、「委託者兼当初受益者」（又はその委託先）のみが信託財産の運用指図権限を有する場合は、当該信託の受益権の「発行者」は「委託者」であること（同条第3項第1号イ）から、当該「委託者兼当初受益者」の行為は、「有価証券の引受け」の定義（金商法第2条第6項・第8項第6号）に該当しないものと考えられます。<br>一方、いわゆる「自益信託」であって「合同運用金銭信託」のうち受託者が信託財産の運用権限を有する場合については、信託受益権の「発行者」は「受託者」とされることから（定義府令第14条第3項第1号ロ）、「委託者兼当初受益者」が「投資家に当該信託の受益権を販売する目的」で当該信託を設定し、受益権を投資家に販売する場合には、「有価証券の引受け」の定義である「（有価証券の募集（私募）等に際し、）当該有価証券を取得 |

| | | |
|---|---|---|
| | | させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること」（金商法第2条第6項第1号、同条第8項第6号）に該当する可能性があるものと考えられます。当該行為は、いわゆる引受リスクがあるものとして必要な規制を適用することとしており、ご指摘のように「金融商品取引業」の範囲から除外することは、必ずしも適当でないと考えられます。なお、現行の証取法においても、例えば、委託者非指図型投資信託の受益証券を投資家に販売する目的で取得する行為は、「有価証券の引受け」に相当するものであり、受託者が運用権限を有する「合同運用金銭信託」についても、これと同様の取扱いとなるものです。 |
| 89 | 信託受益権が有価証券と位置づけられ、発行者・引受行為・引受業務等の規定も整備された中で、信託銀行の合同金銭信託の信託受益権を販売する行為が、引受け行為に当たると読めることを危惧している。流通性の低い集団投資スキームにおいては、組合形態を活用するケースや信託形態を利用するケースがあるが、このままでは、組合形態を活用する場合に第二種金融商品取引業登録、信託形態を活用する場合に第一種金融商品取引業登録が求められるという不整合が生じることとなる。<br>当該行為を「有価証券の引受け」として規制する必然性がない中で、信託受益権を有価証券化したことに伴って顕在化した問題と考えており、政・府令等において当該行為が引受けに該当しないことを明確化してほしい。 | いわゆる「合同運用金銭信託」の「発行時」は、「当該信託の効力が生ずる時」とするよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第4項第1号ロ）。したがって、受託者が信託財産の運用権限を有する場合には、信託受益権の「発行者」は「受託者」とされることから（同条第3項第1号ロ）、「委託者兼当初受益者」が「投資家に当該信託の受益権を販売する目的」で当該信託を設定し、受益権を投資家に販売する場合には、「有価証券の引受け」の定義（金商法第2条第6項・第8項第6号）に該当する可能性があるものと考えられます。<br>一方、例えば、典型的な信託型商品ファンド持分のように、「委託者兼当初受益者」（又はその委託先）のみが信託財産の運用指図権限を有する場合は、当該信託の受益権の「発行者」は「委託者」であること（定義府令第14条第3項第1号イ）から、当該「委託者兼当初受益者」が投資家に当該受益権を販売する行為は、「有価証券の引受け」の定義（金商法第2条第6項・第8項第6号）に該当せず、「有価証券の自己募集（私募）」と位置づけられると考えられます（同条第8項第7号、金商法施行令第1条の9の2参照）。<br>なお、現行の証取法においても、委託者指図型投資信託の委託者自身が受益証券を投資家に販売する行為は、「有価証券の引受け」ではなく「有価証券の自己募集（私募）」に相当するものであり、委託者（又はその委託先）が運用指図権限を有する「合同運用金銭信託」についても、これと同様の取扱いとなるものです。<br>また、ご指摘の「委託者指図型以外の信託であって金銭信託であるもの」については、これがいわゆる「自益信託」に該当する場合には信託受益権の「発行者」は「受託者」とされる（定義府令第14条第3項第1号ロ）一方、「自益信託」であって「合同運用金銭信託」以外の金銭信託の「発行者」は、基本的に「（委託者兼当初受益者が）受益権を譲渡する時」（同条第4項第1号イ）とされているので、この場合の当該委託者兼当初受益者の行為は「有価証券の引受け」の定義（金商法第2条第8項第6号）に該当しないものと考えられます。 |
| 90 | 従来より、信託型の商品ファンドについては、商品投資販売業者が受託信託銀行と直接契約を行い、その信託受益権を投資者（受益者）に対して販売しているという実態がある。しかしながら、今般の金商法では、当該信託受益権の取得が「有価証券の引受け」に該当しない旨の規定がなされておらず、信託型商品ファンドの販売実態と乖離が生じることとなる可能性がある。この点を踏まえ、政令・内閣府令において、第二種金融商品取引業者による信託型商品ファンドの販売が「有価証券の引受け」に当たらない旨を明確にするよう対応してほしい。 | |
| 91 | 委託者指図型以外の信託であって金銭信託であるものについては、「委託者兼当初受益者」が投資家に販売をする目的で信託を設定した場合には、当該信託の設定に伴う信託受益権の取得が「引受け」に該当するとされる可能性が否定できないように思われる。このため、信託型の商品ファンドの販売に当たっても「引受け」に該当する可能性は否定できないように思われ、第二種金融商品取引業者では販売できなくなる。<br>然るに、この点については、信託受益権の全面的なみなし有価証券化に伴って顕在化した問題であり、実質論からすれば、これを「有価証券の引受け」として規律する必要はないと考える。した | |

| | | |
|---|---|---|
| | がって、当該行為が「引受け」に該当しないことを明確化し、第二種金融商品取引業者でも信託型商品ファンドを販売できるようにしてほしい。 | |
| 92 | 委託者指図型以外の信託であって金銭信託であるものについては、「委託者兼当初受益者」が投資家に販売をする目的で信託を設定した場合には、当該信託の設定に伴う信託受益権の取得が「引受け」に該当するとされる可能性が否定できないように思われる。一方、現行の信託型商品ファンドにおいては、商品ファンド販売会社(主に運用法人)が「委託者兼当初受益者」として信託を設定し、商品投資信託受益権(信託型商品ファンド)を販売している。<br>この点は、信託受益権の全面的な「みなし有価証券」化に伴って顕在化したものであり、実質論からすれば信託型商品ファンドの係る行為を有価証券の「引受け」として規律する必要はないものと思料する。したがって、上記の信託型商品ファンドの係る行為が「引受け」に該当しないことを明確化してほしい。 | |
| | **(リース事業に係る匿名組合出資持分の引受け)** | |
| 93 | 航空機等を対象物件としたレバレッジドリース等のリース事業においては、リース会社が全額出資する会社(当該事業のみを行う会社)が営業者となり、当初リース会社がこの営業者と匿名組合契約を締結し、その後、匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡の形で売却することが一般的であるが、リース会社が営業者と匿名組合契約を締結する本商品における当該行為は、金商法上の「引受け」に該当しないとの理解でよいか。仮に、金商法の「引受け」に該当すると解する場合は、本行為を金融商品取引業から除外してほしい。 | ご指摘の場合において、匿名組合契約に基づく権利は有価証券とみなされるいわゆる集団投資スキーム持分(金商法第2条第2項第5号)に該当すると考えられることから、当該権利を投資家に販売する目的で取得する行為は、「有価証券の引受け」の定義である「(有価証券の募集(私募)等に際し、)当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること」(金商法第2条第6項第1号、同条第8項第6号)に該当するものと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う法人に限る。)がリース事業を行う完全子会社から匿名組合契約に基づく権利を引き受ける行為については、当該金融商品取引業者の資本金の額が5千万円以上であること等の要件の下で「有価証券の引受け」の定義から除外するよう、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第5号)。 |
| 94 | 航空機リース事業案件の実務では、商法上の匿名組合又は民法上の組合(「任意組合」)の形式で投資を行うが、航空会社等の契約関係者から倒産隔離等の要件を求められるため、リース会社の100%国内子会社が匿名組合営業者又は任意組合の業務執行社員(総称して「発行者」)となり、リース会社は発行者から持分の取得の申込みの勧誘を受託して投資家を勧誘している(対象となる投資家は国内の一般法人又は個人である。)。発行者が航空機を購入して航空会社等へリースするためには、前提として投資家による出資が必要になるが、航空機の購入に必要な資金を賄えるだけの出資が当該取得の申込みの勧誘時に集まらない場合があり、実務においては、そうした場合にはリース会社が当該持分を一旦取得し、その後に当該持分の取得を希望する投資家が見つかった時点で、リース会社の持分を譲渡するという対応をとることが一般的である。<br>金商法の下では、こうした実務が第2条第8項第6号に定める「有価証券の引受け」に該当する | |

| | | |
|---|---|---|
| | ようにも思われるが、その内容を勘案すれば、「投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められる」事情が存在することから、金商法施行令案第1条の8の3において適用除外してほしい。 | |
| | **（不動産二層構造ファンドにおける「子ファンド」への出資持分の引受け）** | |
| 95 | 不動産証券化の場面における二層構造ファンドにおいて、ファンド組成に関与する会社等が「子SPC」の匿名組合出資持分を一旦取得し、「親SPC」が組成された段階で「親SPC」に当該出資持分を譲渡する行為に関し、「親SPC」が組成された時点で譲渡先が無制限でなく「親SPC」に限定されていれば、当該会社は引受人に該当しないことを確認したい。 | ご指摘の場合において、「子SPC」への匿名組合出資持分は、有価証券とみなされるいわゆる集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号）に該当すると考えられることから、当該権利を「親SPC」に譲渡する目的で取得する行為は、「有価証券の引受け」の定義である「（有価証券の募集（私募）等に際し、）当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること」（金商法第2条第6項第1号、同条第8項第6号）に該当し得るものと考えられます。<br>ただし、ご指摘を踏まえ、不動産証券化の二層構造ファンドにおいて、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人に限る。）が一旦「子SPC」の匿名組合出資持分を取得し、「親SPC」が組成された段階で「親SPC」に当該出資持分を譲渡する行為を「金融商品取引業」の定義から除外するよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第6号）。 |
| | **▼有価証券の自己募集（私募）** | |
| | **（「業」要件への該当性）** | |
| 96 | GK－TKスキームにおいて、アセットマネージャーと匿名組合員が同一で、かつ当該匿名組合員による出資比率が100％の場合、対公衆性を欠くため、SPCは第二種金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘のような場合に、「匿名組合契約」の性格から、匿名組合員であるアセットマネージャーが当該匿名組合の事業にどの程度従事しているかについては、疑義があるものと考えられます。<br>いずれにせよ、アセットマネージャーと匿名組合員が同一であることをもって、当該SPCの行為が一律に「対公衆性を欠く」こととはならず、いわゆる集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号）の「自己募集（私募）」（同号、第8項第7号へ）を行うものとして、第二種金融商品取引業に該当する可能性があるものと考えられます。 |
| 97 | いわゆる「取引先持株会」については、多数の発行会社にて組成され運営されている歴史があり、トラブルが発生していないという実績もある。この「取引先持株会」の業務については、各会員の委託を受けて証券会社に対し買付けの注文を出す行為には「反復継続性」があることは疑いないものの、その会員は発行会社と取引関係のあるものに限られ、数が多くても「対公衆性」はないと考えられることから、「金融商品取引業」に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘の「取引先持株会」に関して各会員が有する権利は、金商法第2条第2項第5号に規定するいわゆる「集団投資スキーム持分」に該当し得るものと考えられます。また、その場合には、当該権利の取得勧誘を行う行為は「集団投資スキーム持分」の「自己募集」（同条第8項第7号）に、また、各会員から拠出を受けた金銭を充てて行う有価証券等への投資運用行為は「自己運用」（同項第15号）に、それぞれ該当し得るものと考えられます。ただし、ご意見も踏まえ、「取引先持株会」のうち一定の計画に基づいて個別の投資判断に基づかずに株式等の買付けを行うこと等の要件を満たすものについては、各会員が有する権利を「集団投資スキーム持分」の |

| | | |
|---|---|---|
| | | 定義から除外するよう、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の3の3第6号、定義府令第7条第1項第2号）。これにより、この対象となる「取引先持株会」スキームの運営者が行う行為についても、「金融商品取引業」の定義から除外されることとなります。 |
| 98 | 定義府令案第16条第1項第5号について、投資運用業に該当しないこととなる「子SPC」を営業者とする匿名組合の出資者は、同号の規定により一の「親SPC」に限定されるため、当該「子SPC」が「親SPC」と匿名組合契約を締結する行為は「有価証券の私募」に当たらず、当該行為について「子SPC」は第二種金融商品取引業に該当しないとの認識でよいか確認したい。また、仮に当該行為が「有価証券の私募」に当たるとしても、「子SPC」が私募の取扱いを第二種金融商品取引業者に委任した場合には、「子SPC」には私募行為は無いものとして、第二種金融商品取引業登録は不要との理解でよいか。 | 「子SPC」が一の「親SPC」のみを相手方として匿名組合契約を締結するものであり、別のスキームで別の相手方と匿名組合契約を締結すること等が想定されない場合には、当該「子SPC」の行為は「有価証券の私募」（金商法第2条第8項第7号へ）に該当すると考えられる一方、基本的には「業として」（同項柱書）行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないことから、第二種金融商品取引業としての登録は不要と考えられます。 |
| | **（登録義務者の範囲）** | |
| 99 | いわゆる集団投資スキームに関して複数のジェネラル・パートナーが存在する場合がある。このような事例において、一部のジェネラル・パートナーのみが、いわゆる集団投資スキームの持分の取得勧誘行為をなすことも多い。こうした事情の下では、実際に取得勧誘の行為を行うジェネラル・パートナーのみが第二種金融商品取引業を行うための登録を受け、あるいは（金商法第63条第1項第1号の要件を充足している場合には）適格機関投資家等特例業務の届出を行い、当該ジェネラル・パートナーが法に基づく行為規制に従って取得勧誘の行為を行えば投資家保護として十分である。<br>取得勧誘行為を行わない他のジェネラル・パートナーは、「発行者」ではあるものの「有価証券の募集又は私募」を行うわけではなく、法に基づく業規制を及ぼす必要はないと考えられるから、第二種金融商品取引業を行うための登録及び適格機関投資家等特例業務の届出は必要とされないとの理解で相違ないか。 | いわゆる集団投資スキーム持分の「自己募集（私募）」（金商法第2条第8項第7号へ）を行うものとして第二種金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出が必要となる者は、当該スキームの「ジェネラル・パートナー」であるか否かを問わず、実質的に「募集（私募）」行為を行っている者が該当するものと考えられます。したがって、貴見のとおり、複数の「ジェネラル・パートナー」が定められている集団投資スキームにおいて、一部の「ジェネラル・パートナー」が取得勧誘を全く行わない場合には、当該「ジェネラル・パートナー」は金商法上の登録（又は届出）義務の対象とならないものと考えられます。<br>なお、「ジェネラル・パートナー」が「取得勧誘を全く行わない」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 100 | 海外に居住するヘッジファンド・マネージャーが来日し、当該ヘッジファンド・マネージャーが適格機関投資家のみに対して金商法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る私募又は私募の取扱いを行う場合について、金商法第63条に定める適格機関投資家等特例業務の届出又は第二種金融商品取引業の登録を不要としてほしい。 | 金商法は、基本的には我が国居住者である投資者を保護するものであることを踏まえれば、国内投資家（居住者）が出資をする海外ファンドの運営者には、金融商品取引業者等としての登録又は特例業務届出者としての届出が必要であると考えられます。少なくとも、当該ファンド持分の取得勧誘を行う者について、金商法の登録又は届出義務を完全に適用除外とすることは、我が国の投資者保護や市場の公正性・透明性確保の観点から、適当でないと考えられます。 |
| 101 | 海外に居住するヘッジファンド・マネージャー及び海外に居住する投資家が来日し、当該ヘッジファンド・マネージャーが当該投資家に対して | 「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものであるかについて個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、非 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金商法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る私募又は私募の取扱いを行う場合について、金商法第63条に定める適格機関投資家等特例業務の届出又は第二種金融商品取引業の登録を不要としてほしい。 | 居住者間で取得勧誘が行われる場合であっても、当該取得勧誘が国内において行われるものである以上、我が国の市場の公正性・透明性確保の観点から、金商法が適用される場合があり得るものと考えられます。その場合には、ファンド持分の取得勧誘を行う者には、金融商品取引業者等としての登録又は特例業務届出者としての届出が必要であると考えられます。 |
| 102 | 外国の法令に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップ(「外国LPS」)の業務執行組合員が、日本投資家および外国投資家の双方に対して外国LPS持分の取得勧誘を行ったが、結果的に外国投資家のみがこの取得勧誘に応じた場合、当該業務執行組合員は第二種金融商品取引業の登録(適格機関投資家等特例業務の届出)が必要となるか。 | いわゆる集団投資スキーム持分(金商法第2条第2項第5号・第6号)は、一般に、その組成において投資者の需要等を踏まえながらその内容を確定させていく方法等が取られることが多く、どの時点を捉えて「取得の申込みの勧誘(募集)」が開始されたかを判断することが困難であることが想定されることから、金商法では、集団投資スキーム持分の「募集」の有無については、投資家が当該持分を取得するタイミングをとらえて判断することとしており、「取得勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの」が「私募」とされています(同条第3項第3号参照)。<br>一方、ご指摘の事例において、日本の投資家に対して「外国LPS持分」の取得勧誘を行った場合、結果として日本の投資家が取得勧誘に応じず取得に至らなかった場合でも、取得勧誘が行われて日本の投資家が取得することとなる可能性がある以上、実務的には、「募集」又は「私募」(金商法第2条第8項第7号)に該当するものとして、当該外国集団投資スキームの運営者は、金融商品取引業の登録(又は適格機関投資家等特例業務の届出)を要するものと考えられます。 |
| | **(「発行者」が勧誘行為の一切を委託している場合)** | |
| 103 | 金商法第2条第1項の有価証券の自己募集(同条第8項第7号)について、自ら勧誘を行わず、金融商品取引業者等に勧誘を委ねた場合は、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | 金商法第2条第8項第7号イ～トに掲げる有価証券の発行者が、その取得勧誘(同条第3項)を第三者に委託して自らは全く行わない場合には、「有価証券の自己募集(私募)」(同条第8項第7号)を行っているとは認められず、「有価証券の自己募集(私募)」に係る金融商品取引業の登録を受ける必要はないものと考えられます。なお、当該発行者が「取得勧誘を全く行わない」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 104 | 金商法第2条第8項第7号イ～トに規定される有価証券について、その発行者が、当該有価証券の取得勧誘に関する対外的行為の一切を金融商品取引業者に委任し、当該金融商品取引業者を通じたものを除き自らは全く取得勧誘行為を行わない場合には、当該発行者は「有価証券の募集又は私募」を行ってはいないものとして、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。<br>仮に、こうした考え方が妥当しないのであれば、定義府令案第16条第1項第4号のいわゆる自己運用(金商法第2条第8項第15号に規定する行為)に係る規定との平仄から、同旨の規定を設けてほしい。 | |
| 105 | いわゆる自己運用の場合には、投資運用業者に運用を行う権限の全部を委託する場合で一定の要件を満たす場合には、金融商品取引業には該当しないことが明確に規定されているが、いわゆる自己募集の場合も、第三者が募集又は私募 | |

| | | |
|---|---|---|
| | の取扱いを行い、自ら勧誘行為を行わない場合には金融商品取引業には該当しないことを明確に規定してほしい。 | |
| 106 | 金商法第2条第8項、金商法施行令案第1条の8の3第1項第4号に基づき金融商品取引業から除かれるものとして、集団投資スキーム持分に係る自己募集が第三者に一任されて行われる場合が明示されていないのは、こうした場合が金融商品取引業に該当しないことは解釈上導けるから、という理解でよいか。 | |
| 107 | SPCが第一種金融商品取引業若しくは第二種金融商品取引業の登録を受けた会社にその募集及び勧誘のすべてを任せた場合、SPC自体は第二種金融商品取引業の登録は不要、との理解でよいか。 | |
| 108 | 集団投資スキーム持分の募集又は私募を募集又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者にすべて委託し、自らはこれを行わない場合は、発行者は集団投資スキーム持分の自己募集を行っていないとの理解でよいか。そうであれば、本条に明確にそのような場合も規定してほしい。 | |
| 109 | 集団投資スキームにおいて、特別目的会社等が集団投資スキーム持分の募集又は私募に関する一切の行為を金融商品取引業者に委任し、自らは募集・勧誘行為を一切行わない場合、当該特別目的会社等の行為は自己募集に該当しないとの理解でよいか。 | |
| 110 | 集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号、第6号）について、特に定義府令案第16条第1項第1号のような規定がないが、現行証取法と同様に「勧誘」という事実がない場合には、募集又は私募（金商法第2条第8項第7号）に該当せず、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | |
| 111 | 信託受益権の販売については、定義府令案第16条第1項第1号にて、「勧誘をすることなく、金融商品取引業者等による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの」は金融商品取引業から除外されている。<br>いわゆるYK－TK（GK-TK）スキームにおいて、匿名組合出資を行う場合、金商法上の勧誘行為（自己募集）として営業者であるSPC（YK又はGK）が金融商品取引業の登録を求められることになると思われるが、勧誘行為を全面的に金融商品取引業者に委託した場合には、信託受益権販売の扱いと同様、当該SPC（YK又はGK）の業登録は不要であるとの理解でよいか。 | ご指摘のいわゆる「YK－TK（GK-TK）」スキームにおいて、「営業者であるSPC（YK又はGK）」が当該匿名組合出資持分の取得勧誘（金商法第2条第3項）を全面的に金融商品取引業者に委託して自らはまったく行わない場合には、「有価証券の自己募集（私募）」（同条第8項第7号）を行っているとは認められず、「有価証券の自己募集（私募）」に係る金融商品取引業の登録を受ける必要はないものと考えられます。<br>なお、当該発行者が「取得勧誘をまったく行わない」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>一方、信託受益権の販売について、ご指摘の定義府令第16条第1項第1号により金融商品取引業から除外されているのは、当該行為は勧誘をしない場合であっても「有価証券の売買」（金商法第2条第8項第1号）に該当することから、明示的に適用除外することとしているものです。 |
| 112 | 信託受益権と異なり、組合等に基づく権利（金商法第2条第2項第5号・第6号の権利）については、定義府令案第16条第1項第1号のような規定が置かれていないが、その募集又は私募に際して金融商品取引業者に募集又は私募の取扱いを委託し、業務執行組合員は募集又は私募行為を行わない場合は、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 113 | 金商法第2条第8項の「『業として』行うといいうるためには、反復継続性に加えて対公衆性を有する行為であることが要件であると解され」ている。とすると、同条第2項第5号又は第6号に掲げる権利等の有価証券の発行者が、勧誘等、有価証券の募集又は私募(以下「自己募集」)に関する対外的行為の一切を第三者に委託している場合には、当該発行者自身は、対外的行為を一切行っておらずその行為は対公衆性を有する行為とはいえないので、「業として」有価証券の自己募集を行っているものではないとして、当該有価証券の発行者の行為は「金融商品取引業」に該当しないとの理解でよいか。また有価証券の自己募集を時期を異にして複数回行った場合にも(例えば匿名組合員から追加出資を受ける場合等)、有価証券の自己募集に関する対外的行為の一切を第三者に委託している場合には、当該有価証券の発行者の行為に対公衆性はないので、「業として」有価証券の自己募集を行っているものではないとして、当該有価証券の発行者の行為は「金融商品取引業」に該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘のように「金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利等の有価証券の発行者が勧誘等、有価証券の募集又は私募(以下「自己募集」)に関する対外的行為の一切を第三者に委託している場合」については、有価証券の「自己募集」(同条第8項第7号)を行っているとは認められず、当該行為を「業として」(同項柱書)行っているかどうかを問わず、金融商品取引業に該当しないものと考えられます。なお、当該発行者自身が当該集団投資スキーム持分の「取得勧誘をまったく行わない」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>また、当該発行者から有価証券の「自己募集」に関する対外的行為の一切の委託を受ける当該第三者は、有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行っている者(金商法第2条第8項第9号)として、金融商品取引業(第二種金融商品取引業)の登録を受ける必要があると考えられます。 |
| 114 | 定義府令案第16条第1項第4号では、運用を行う権限の全部を投資運用業者へ委託したSPCは投資運用業の登録は必要ない。この場合において、SPCが金商法第2条第2項第5号に掲げる権利の私募の取扱いを第二種金融商品取引業者に委任した場合には、SPCには私募行為は無いものとして、第二種金融商品取引業登録も必要としないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、当該SPCにご指摘の「私募行為」がないかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **(信託受益権の自己募集(私募))** | |
| 115 | 信託受益権の発行者(定義府令案第14条第3項第1号)が金融商品取引業者に引き受けさせることを目的に当該受益権を譲渡する行為(現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1(2)の2つの例示中、前者の行為)は、「第二種金融商品取引業」に該当しないとの理解でよいか。 | 信託受益権の発行者自身による販売・勧誘行為(いわゆる「自己募集(私募)」)は、当該信託受益権がいわゆる商品ファンド持分に該当する場合(金商法施行令第1条の9の2)を除くほか、「金融商品取引業(第二種金融商品取引業)」の定義に該当しないものと考えられます(金商法第2条第8項第7号参照)。 |
| 116 | 信託受益権(金商法第2条第2項第1号)の募集・私募は金融商品取引業に含まれないことから(同条第8項第7号)、当初委託者が自ら行う信託受益権の譲渡については、金融商品取引業の登録なしで行うことができるとの理解でよいか。なお、当初委託者が信託受益権の譲渡の仲介又は代理等を第三者に委託する場合、当該第三者は、有価証券の募集・私募の取扱い(同条第8項第9号)を行うものであり、第二種金融商品取引業の登録を受けていることを要するとの理解である。 | 信託受益権の「発行者」は、委託者(又はその委託先)のみが運用指図権限を有する場合には「委託者」(定義府令第14条第3項第1号イ)とされています。それ以外の場合には、金銭以外の財産を信託財産とする場合は「委託者又は受託者」(同号ロ・ハ)とされており、更に、金銭を信託財産とする場合でも他益信託である場合は同様とするよう、規定を修正いたします(同号ロ・ハ)。<br>このように、「委託者」や「委託者又は受託者」が信託受益権の「発行者」である場合において、当該信託の「委託者」が信託受益権を譲渡する行為は、信託受益権の「自己募集(私募)」に該当し、「有価証券の売買」に該当するものではなく、当該信託受益権がいわゆる商品ファンド持分に該当する場合(金商法施行令第1条の9の2)を除くほか、「(第二種)金融商品取引業」の定義に該当し |
| 117 | 定義府令案第14条第4項第1号イに該当する信託の受益権に関して、信託の「委託者兼当初受益者」が第三者に当該信託の受益権を譲渡する行為は「有価証券の発行」であり(定義府令案第9条第2号・第4号参照)、「有価証券の売買」その他の金商法第2条第8項各号に規定する行為には | |

| | | |
|---|---|---|
| | 該当しないとの理解でよいか。<br>　また、信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である受益証券についても、同様に、信託の「委託者兼当初受益者」が第三者に当該信託の受益権を譲渡する行為は、「有価証券の売買」その他の金商法第2条第8項各号に規定する行為には該当しないとの理解でよいか。 | ないものと考えられます（金商法第2条第8項第7号参照）。この整理は、現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1(2)の記述とも整合的であると考えられます。<br>　なお、この場合において、当該「委託者」が行う行為は、「有価証券の引受け」の定義（同法第2条第6項・第8項第6号）に該当しないものと考えられます。<br>　また、当該「委託者」が当該信託受益権の譲渡の仲介を第三者に委託する場合は、当該第三者は「有価証券の募集（私募）の取扱い」（同項第9号）を行うものとして、「（第二種）金融商品取引業」に該当するものと考えられます。 |
| 118 | 　委託者が保有する金銭債権を流動化目的で運用型信託会社に信託し、信託受益権を「委託者（兼当初受益者）」が他の金融商品取引業者を介在させることなく自ら投資家に販売する場合、委託者は金融商品取引業の登録なく当該行為を行えることを確認したい。 | |
| 119 | 　現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1において、オリジネーターが、信託受益権を引き当てに実質的な受益者を募るSPCに譲渡する場合は、当該オリジネーターは信託受益権販売業の登録を要しないこととなっているが、定義府令案第16条においても、こうした規定を定めてほしい。 | |
| 120 | 　定義府令案第16条第1項第1号において、「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1(2)に該当する条項を設けていないのは、信託受益権の発行はそもそも「有価証券の売買」に該当しないため、金融商品取引業に該当し得ないからとの理解でよいか。 | |
| 121 | 　「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1(2)に相当する条項がないが、「発行者」による発行については募集・私募（金商法第2条第8項第7号）がないため、およそ金融商品取引業になり得ないとの理解でよいか。 | |
| 122 | 　「委託者及び受託者」若しくは「委託者」を発行者とする信託において、当初受益者である委託者が金融商品取引業者等を介さずに自ら信託受益権を第三者に譲渡する場合、当該譲渡は有価証券の発行行為として整理され、「有価証券の売買」（金商法第2条第8項第1号）にも「有価証券の募集又は私募」（同法第7号）にも該当しないので、「金融商品取引業」には当たらないとの理解でよいか。 | |
| 123 | 　「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1(2)において、信託の「委託者兼当初受益者」である信託受益権の保有者（オリジネーター）が、当該信託受益権を引当てに実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社に当該目的を契約書等に明記した上で譲渡する場合等、一定の場合においては、当該保有者自体は販売を行わないものとして、信託受益権販売業の登録を要しないとされている。<br>　金商法においても、オリジネーターが信託受益権を引当てに実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社に譲渡する行為は、「発行」（金商法第2条第5項、定義府令案第14条第3項第1号イ・第4項第1号イ）に該当すると思われるが、 | 　当該信託受益権がいわゆる商品ファンド持分に該当する場合（金商法施行令第1条の9の2）を除くほか、基本的には貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 「有価証券の募集又は私募」（金商法第2条第8項第7号）の対象に信託受益権は含まれないため、当該譲渡行為は金融商品取引業には該当せず、当該オリジネーターは第二種金融商品取引業の登録は不要との理解でよいか。 | |
| 124 | 不動産証券化の場面において、オリジネーターが不動産を信託受益権化させて第三者に譲渡する際は、信託受益権の発行の場面に該当すると思われる（金商法第2条第5項、定義府令案第14条第3項第1号イ・第4項第1号イ）。<br>金商法第2条第8項第7号では、「有価証券の募集又は私募」の対象には信託受益権は含まれないことから、オリジネーターが不動産を信託受益権化させて第三者に対し信託受益権を譲渡する行為について、オリジネーターには金融商品取引業の登録が不要であり、またオリジネーターの当該行為は引受けに該当しないことを確認したい。 | ご指摘の「不動産証券化の場面」については、基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| 125 | 金融商品取引業者等が顧客（顧客となろうとする者）に対して、金商法第43条の2第2項、金商業等府令案第148条に定める顧客分別金信託に言及して、当該金融商品取引業者等との取引を行うことを勧誘することは、当該金銭信託に係る受益権の「取得勧誘」（金商法第2条第3項）に該当しないという理解でよいか。もしこのような理解でよいとすれば、その旨をガイドライン等で明確にしてほしい。 | ご指摘のような場合に、金融商品取引業者等の行為が顧客分別金信託の受益権の「取得勧誘」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、顧客分別金信託のように、「受託者」が運用権限を有するいわゆる「他益信託」（「当初受益者」が「委託者」ではない信託）の「発行者」は「委託者又は受託者」とするよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第3項第1号ハ）。この場合、顧客分別金信託の「委託者」（金融商品取引業者等）が当該信託の受益権の「取得勧誘」を行っていると認められる場合であっても、当該行為は「信託受益権の自己募集（私募）」に該当し、「（第二種）金融商品取引業」の定義に該当しないものと考えられます（金商法第2条第8項第7号参照）。 |
| 126 | 委託者が保有する金銭債権を流動化目的で運用型信託会社に信託し、信託受益権を「委託者（兼当初受益者）」が投資家に譲渡するに際し、当該信託の受託者である信託会社が媒介する行為は、金融商品取引業の登録なしに行えることを確認したい。①信託会社の媒介行為は形式的には「募集（私募）の取扱い」に該当するが、定義府令案第14条第3項第1号ロかっこ書により、当該信託会社（当該信託の受託者）がいわば共同発行者として、発行時の「募集（私募）」を行っているとも考えられる。また、②運用型信託会社は金商法第65条の5第1項により金融商品取引業の登録なしに信託受益権（金商法第2条第2項第1号）の売買等を行えるが、この「信託受益権の売買等」は募集の取扱い又は私募の取扱いを排除するものではないと考えられ、運用型信託会社は金融商品取引業の登録なしに信託受益権の募集の取扱い又は私募の取扱いが行えると考えられる。 | まず、委託者等のみが当該信託財産の指図権限を有する場合には、当該信託受益権の「発行者」は委託者となる（定義府令第14条第3項第1号イ）ことから、当該運用型信託会社のご指摘の行為は、「募集（私募）の取扱い」に該当し、第二種金融商品取引業（金商法第28条第2項第2号）としての登録は必要となると考えられます。<br>一方、「委託者等のみが当該信託財産の指図権限を有する場合」以外の場合には、当該運用型信託会社は当該信託受益権の「発行者」に該当することから（定義府令第14条第3項第1号ロ）、ご指摘の行為も、新たに発行される信託受益権の取得勧誘を行うものとして、「有価証券の募集（私募）」に該当し、「金融商品取引業」の登録を受けずに行うことができると考えられます。 |
| 127 | 自益信託の場合、受託者が委託者に信託受益権を交付する行為は、金商法第2条第3項の取得 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、委託者が信託受益権の「発行者」とされる場 |

| | | |
|---|---|---|
| | 勧誘には該当しないため引受・私募の業規制はかからないと考えられるが、受託者（又は受託者及び委託者）が「発行者」とされる場合であっても、上記交付行為は受託者による委託者への信託受益権の譲渡又は販売という行為ではないと考えてよいか。 | 合（定義府令第14条第3項第1号イ）並びに委託者及び受託者が信託受益権の「発行者」とされる場合（同号ハ）において、受託者が委託者に信託受益権を取得させる行為については、「信託の引受け」に該当する一方、有価証券の引受け・私募といった金融商品取引業に係る業規制の対象にならないものと考えられます。<br>一方、受託者が信託受益権の「発行者」とされる場合において、受託者が委託者に信託受益権を取得させる行為は、「信託の引受け」に該当するとともに、基本的には有価証券の募集（私募）に該当するものと考えられますが、信託受益権についての自己募集は金融商品取引業の対象とされていませんので（金商法第2条第8項第7号参照）、金融商品取引業に係る業規制の対象にならないものと考えられます。 |
| 128 | 金商法施行令案第1条の9の2柱書の「目的とするもの」とは、当該有価証券の発行代わり金の資金使途とするものとの趣旨であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（自己募集（私募）が金融商品取引業となる有価証券の範囲）** | |
| 129 | 金融債の発行体が行う当該金融債に係る募集行為（募集債・新発債の募集行為）（例えば、商工債令第1条）は金商法上該当条文が存在しないため、金商法における行為規制の対象に該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘の「金融債」は金商法第2条第1項第3号の有価証券に該当し、同条第8項第7号イ～トに含まれていないことから、当該有価証券の「自己募集（私募）」は、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>なお、「金融債」について、買入消却、償還又は乗換等までの間、発行体が顧客のために行う保護預りは、「（金商法第2条第8項）第1号から第10号までに掲げる行為に関して」（同項第16号）行われるものではないと考えられますので、「有価証券等管理業務」（金商法第28条第5項、同条第1項第5号）に該当しないものと考えられます。ただし、顧客から第三者への「金融債」の売却が予定されている場合等は、「有価証券等管理業務」として金融商品取引業に該当するものと考えられます。 |
| 130 | 金商法第2条第8項第7号の「有価証券の募集又は私募」において、対象となる有価証券に資産流動化法の優先出資証券・特定社債券等が含まれておらず、TMKは、投資家を募る際に第二種金融商品取引業の登録をする必要がないことを確認したい。 | ご指摘の有価証券は金商法第2条第8項第7号イ～トに含まれていないことから、当該有価証券の「自己募集（私募）」は、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。 |
| 131 | 有価証券にはコマーシャルペーパーが含まれることになるが（金商法第2条第1項第5号・第15号、同条第2項）、CPの自己募集における発行者（いわゆるダイレクトペーパーの発行者）については、特に規制は見受けられない。改正前の証取法と同様、発行者には特段の規制はないとの理解でよいか。 | |
| | **（各種外国ファンド持分の自己募集等）** | |
| 132 | 集団投資スキーム持分の募集において金商法 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断さ |

| | | |
|---|---|---|
| | の規制が適用されないのは、①投資家が海外投資家(非居住者・外国法人等)であること、②募集行為を実際に実行する場所が物理的に海外であること、③ファンドの所在地が海外であること、④ファンド運営者(GP)の所在地が海外であること、⑤運用対象資産が海外の資産であることのうちのどの要件が満たされる場合なのかが不明確であり、政省令若しくは監督指針等にて明示してほしい。<br>また、海外投資家が本法令の適用を受ける場合、国内の投資家と同様に取り扱われるのか。 | れるべきものではありますが、原則として、国外において非居住者のみを相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該取得勧誘行為については、金商法の規制は適用されないものと考えられます。<br>一方、外国集団投資スキーム持分が金商法の規制対象とされている(第2条第2項第6号・第8項第7号へ)ことから、「ファンドの所在地が海外である」場合や「ファンド運営者(GP)の所在地が海外である」場合であっても、金商法の規制対象となり得るものと考えられます。また、金商法の規制対象である「有価証券」及び「デリバティブ取引」には外国のものも含まれることから、「運用対象資産が海外の資産である」場合であっても、金商法の規制対象となり得るものと考えられます。<br>外国投資家が金商法の適用を受ける場合には、基本的には国内投資家と同様に取り扱われるものと考えられます。ただし、金商法は、基本的には我が国居住者である投資者を保護するものであることを踏まえれば、外国法人との取引を行う業者に対して各種の行為規制を適用することは必ずしも必要でない面もあるものと考えられることから、ご意見も踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。なお、外国の個人顧客については、国内の個人顧客と同様の取扱いとしております。 |
| 133 | 金商法は、本来、日本国内の投資家を保護する法律であり、投資家、募集行為、ファンドの所在地、ファンド運営者のいずれもが、海外に存在する場合は、その適用の範囲外であると考えている。出資対象事業において、下記の要件が満たされる場合、金商法の規制が適用されないとの理解でよいか。また、その基準について、監督指針等で明示してほしい。①投資家が海外投資家(非居住者・外国法人等)であること。②募集行為を実際に実行する場所が物理的に海外であること。③ファンドの所在地が海外であること。④運用の意思決定が海外で行われていること。 | 原則として、国外において非居住者のみを相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該取得勧誘については、金商法の規制は適用されないものと考えられます。また、海外に所在するファンドが、非居住者のみから出資を受けた財産の投資運用を海外において行っている場合についても、同様と考えられます。いずれにせよ、金商法の具体的な適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 134 | 外国の集団投資スキーム(ファンド)の持分の取得者が、適格機関投資家と一定の人数(例えば、10人まで)のその他の国内投資家であるときは、金融商品取引業者の登録も、適格機関投資家等特例業務の届出も要しないようにしてほしい。人数の計算は、勧誘対象者ではなく、実際の取得者を基準にすること、外国の投資家は人数に算入しないことを要望する。また、仮に適格機関投資家等特例業務の届出義務を外国の集団投資スキーム(ファンド)に課すとしても、外国投資家は49名の非適格機関投資家の人数に算入しないことを確認したい。 | 金商法は、基本的には我が国居住者である投資者を保護するものであることを踏まえれば、国内投資家(居住者)が出資をする海外ファンドの運営者には、金融商品取引業者等としての登録又は特例業務届出者としての届出が必要であると考えられます。少なくとも、当該ファンド持分の取得勧誘を行う者について、金商法の登録又は届出義務を完全に適用除外とすることは、我が国の投資者保護や市場の公正性・透明性確保の観点から、適当でないと考えられます。<br>一方、海外のいわゆる投資ファンドに対して我が国の居住者が1人でも出資をすれば、当該ファンドの運営者に金融商品取引業(投資運用業)の登録又は特例業務届出者としての届出が必要で |
| 135 | 海外で組成するファンドの投資家に本邦の居住者が含まれる場合、原則として、当該ファンドの | |

| | | |
|---|---|---|
| | 運営者は金融商品取引業の登録が必要になるものと理解しているが、海外ファンドが日本の投資家を敬遠し、グローバル化する資本の流れを阻害することが予想されるため、金融商品取引業の例外としてほしい。 | あることとすると、ご指摘のように、むしろ我が国投資家によるグローバル投資の流れを阻害しかねないおそれも考えられます。<br>こうした点を考慮し、また、ご意見も踏まえ、本邦の居住者の出資者が10人未満の適格機関投資家に限られること等の要件を満たす外国集団投資スキームの「自己運用」(金商法第2条第8項第15号)について、「金融商品取引業」の定義から除外するよう、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第13号)。この場合には、当該ファンドの運営者は、当該「自己運用」を行うことにつき適格機関投資家等特例業務の届出(金商法第63条参照)についても要しないこととなります。 |
| 136 | 居住者である金商法第2条第2項第5号の権利の発行者が外国においてのみ当該権利の取得勧誘を行う場合、金商法第2条第8項第7号(自己募集)の金融商品取引業を行っていることにはならないことを確認したい。<br>なお、業規制であるため、国内の業者の行為については外国における非居住者向けの行為であっても規制するという考え方もあり得るとは思われるものの、自己募集についてまでかかる考え方を及ぼすのは、外国において非居住者向けにのみ勧誘を行う場合でも契約締結時書面の交付義務が生じるなど弊害の方が大きいと思われる。 | 原則として、国外において非居住者のみを相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該取得勧誘行為については、金商法の規制は適用されないものと考えられます。ただし、特に、当該集団投資スキームが国内に拠点を置いている場合には、非居住者向けに行う取得勧誘行為が「国外において」のみ行われていると言えるかどうかについて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、非居住者向けの取引が金商法の適用を受ける場合には、基本的には、国内投資家向けの取引と同様に取り扱われるものと考えられます。ただし、金商法は、基本的には我が国居住者である投資者を保護するものであることを踏まえれば、外国法人との取引を行う業者に対して各種の行為規制を適用することは必ずしも必要でない面があるものと考えられることから、ご意見も踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。なお、外国の個人顧客については、国内の個人顧客と同様の取扱いとしております。 |
| | **▼有価証券の募集・売出し・私募の取扱い** | |
| | **(信託受益権の私募の取扱い)** | |
| 137 | 「委託者及び受託者」を発行者とする信託において、当初受益者である委託者が「私募の取扱い」を行う登録金融機関を介して信託受益権の譲渡をする場合、私募の取扱い者である登録金融機関が「私募の取扱い契約」を締結する相手は「委託者のみ」とする契約でよいのか。それとも、すべての発行者(すなわち委託者及び受託者)から私募の取扱い(勧誘行為)を委託されなければならないか。発行者が「委託者及び受託者」であるからといって、委託者と受託者の双方が契約当事者となる必要があるとすれば、受託者と私募の取扱い者とが同一者となる場合もあるという点や、受託者は発行者ではあるものの受益権を保有していないという点から、違和感がある。このような観点から、発行者が「委託者及び受託者」で | 法令上、「発行者」が複数いる場合において、「募集(私募)の取扱い」を行う者が当該行為に係る契約を締結する相手方については、特段の制約はないものと考えられます。したがって、ご指摘の「私募の取扱い者である登録金融機関」は、「委託者のみ」との間で「私募の取扱い契約」を締結することは可能であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | も、受益権を保有しているのは当初受益者たる委託者であることから、私募の取扱い者である登録金融機関は、譲渡人である委託者との間で「私募の取扱い契約」を締結して勧誘行為を行えばよいとの理解でよいか。 | |
| 138 | 現行の信託業法においては、「信託会社等に関する総合的な監督指針」10－2－1(2)において、「信託の委託者兼当初受益者である信託受益権の保有者(オリジネーター)が、当該信託受益権を引当てに実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社に、当該目的を契約書等に明記した上で譲渡する場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして、信託受益権販売業の登録を要しないことに留意する。」と記載され、なおかつ、この場合には、当該保有者のほか、当該信託受益権の譲渡の代理・媒介のみを行う者も登録不要とされている(金融庁「信託業法Q&A」平成17年6月29日)が、本改正法における一般投資家の保護、取引の公平確保の観点に照らしても、同様な取扱いが合理的と考えられるので、その旨を記載してほしい。 | ご指摘の「信託の委託者兼当初受益者である信託受益権の保有者(オリジネーター)による当該信託受益権の譲渡」は「有価証券の募集(私募)」に該当し、その代理・媒介行為は「有価証券の募集(私募)の取扱い」(金商法第2条第8項第9号)に該当するものと考えられます。<br>金商法の下では、代理・媒介行為を「業として」(同項柱書)行う場合には「金融商品取引業」に該当するものと考えられます。これを一律に「金融商品取引業」の定義から除外する特例を設けることは、投資者保護に欠けることとならないかについて、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| | **(いわゆる一括支払信託の取扱い)** | |
| 139 | 支払企業の決済手段並びに下請企業の安定的な資金調達手段として用いられる「一括支払信託」(金銭債権信託)は、信託受益権を毎回あらかじめ決まった投資家(主に特別目的会社(ただし、当該信託受益権を引き当てに実質的な受益者を募る目的の者に限る))に譲渡する仕組みであることから、受益権を譲渡する委託者兼当初受益者や当該譲渡手続を代行する役割を担う者については、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。<br>なお仮に当該譲渡を金商法の2項有価証券の私募であるとしてしまうと、中小零細企業を含む全国数十万社といわれる下請企業(委託者)と信託会社とが私募の取扱契約を締結し、私募の取扱手数料を徴収しなければならなくなり、その場合下請法に抵触するおそれもあると考えられる。<br>このように毎回あらかじめ決まった投資家に信託受益権を引き渡す点を鑑みれば、「一括支払信託」の取引態様は、金商法において想定される有価証券の私募とは明らかに相違するものと思われる。また、こうした取引態様まで金商法の規制対象としてしまうと、全国の中小零細企業の資金調達に多大なる影響を与える可能性もあり、この点も踏まえご検討してほしい。 | ご指摘の「一括支払信託」は、事業者が売掛債権の流動化を図るため、委託者兼当初受益者として売掛債権を信託し、当該信託の受益権を第三者に譲渡するスキームと考えられますが、この場合は、当該事業者が第三者に信託受益権を譲渡した時点で、当該信託受益権が「発行」されたものとみなされます(定義府令第14条第4項第1号イ)。<br>当該事業者の業務は、信託受益権の「私募」として、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます(金商法第2条第8項第7号参照)。<br>一方、当該事業者と第三者との信託受益権の譲渡手続を代行する業務は、信託受益権の「私募の取扱い」として、「金融商品取引業」に該当するものと考えられます(同項第9号)。したがって、金融商品取引業者等は、顧客である事業者が特定投資家である場合を除き、契約締結前の書面交付義務等の行為規制を遵守する必要があるものと考えられます。なお、当該代行業務を行う者が事業者から手数料を徴収することを義務づけるような法令上の規定はありません。<br>なお、「一括支払信託」において、当初に事業者のために「私募の取扱い」を行うことを内容とする「金融商品取引契約」(金商法第34条)が締結され、その後当該契約に基づき同様の条件で事実行為としての「私募の取扱い」が行われるような場合は、「私募の取扱い」自体は「金融商品取引契約」に該当せず、当該行為の都度書面交付(金商法第37条の3、第37条の4)や特定投資家への告知(同法第34条)を行うことは求められないものと考えられます。もっとも、このように個々の私募 |
| 140 | 一括支払信託において、「委託者兼受益者」である納入企業が、自己が第三者に対して負担する①債務の支払のため、②債務の弁済(代物弁済)のため、あるいは③債務に関する担保差し入れのため、信託受益権を第三者に譲渡する行為は、「業として行う」ものではないので「金融商品取引業」(金商法第2条第8項)に該当しないとの理 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 解でよいか。<br>（平成16年の信託業法改正時における、「信託会社等に関する総合的な監督指針（案）」についての平成16年12月28日付「パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方」で、「営業には該当しないと考えられ信託受益権販売業の登録は不要」と回答されている。） | の取扱い行為が金融商品取引契約の「締結」ではなく「履行」に該当するか否かは、同一の契約に基づき同様の条件で行われるものといえるかどうかにより、個別の事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 141 | 金銭債権信託において、当初受益者である委託者が、特定の特別目的会社（当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募る目的の者に限る）等に定例的に信託受益権を譲渡するスキームで、譲渡の際に「取得勧誘」の行為が一切行われない場合については、委託者や譲渡手続きを代行する者の行為は、法の適用外であるとの理解でよいか。上記スキームは、主に事業会社が保有する手形や売掛債権の流動化を活用した資金調達スキームとして広く利用されている。仮に当該譲渡が規制対象であるとすると、当該事業会社と信託銀行が新たに私募の取扱い契約を締結する必要が生じるなど過大な負荷がかかることになり、上記資金調達スキームが成り立たなくなる可能性が充分に考えられる。「取得勧誘」の実体が無いにもかかわらず、このような取引形態までが法の規制対象となった場合、中堅中小を含む多くの事業法人の資金調達手段に少なからず影響を与える可能性があると考えられることから、検討してほしい。 | ご指摘の場合については、「当初受益者である委託者」の行為は当該信託受益権の「発行者」として行う「有価証券の私募」に該当し、基本的に「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます（金商法第2条第8項第7号参照）。<br>一方、「譲渡手続きを代行する者の行為」については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該行為は基本的には「有価証券の私募の取扱い」（同項第9号）として、「金融商品取引業」に該当するものと考えられます。 |
| | **（金融商品取引業と信託契約代理業との関係）** | |
| 142 | 改正後の信託業法第2条第8項では、「信託契約代理業」の定義が「信託契約（当該信託契約に基づく信託の受託者が当該信託の受益権・・・の発行者・・・とされる場合を除く。）の締結の代理・・・又は媒介を行う営業をいう。」と規定され、現状の信託契約代理業は、受託者が「発行者」となるか否かにより、信託契約代理業と金融商品取引業とに分かれることとなる。<br>定義府令案第14条では、信託受益権の「発行者」を①委託者等のみの指図により信託財産の管理・処分が行われる場合、②信託財産が金銭であって①以外の場合、③信託財産が金銭以外であって①以外の場合の3つに分け、また、「発行時」を①自益信託と②他益信託の2つの場合に分けていることから、信託受益権の「発行者」概念は、これらの組合せで6パターンに分類されることとなる。<br>この6パターンについて取扱いが異なるとすれば、現状の信託契約代理店の業務運営に混乱を生じさせることとなり、受益者にとってみても支障が生ずることとなると考えられることから、金商法施行後も、信託契約代理業として統一的な取扱いとしてほしい。 | 信託業法第2条第8項は、信託契約代理業を「信託契約（当該信託契約に基づく信託の受託者が当該信託の受益権・・・の発行者・・・とされる場合を除く。）の締結の代理・・・又は媒介を行う営業をいう。」と定義していますが、同項が信託の受託者が「発行者」とされる場合を「信託契約代理業」から除いている趣旨は、この場合において受託者のために信託契約締結の代理・媒介を行うことは、「募集（私募）の取扱い」（金商法第2条第8項第9号）に該当し、金融商品取引業として規制を受けることになるので、二重規制が生じることを避けることにあると考えられます。<br>したがって、受託者が信託受益権の「発行者」とされる場合において受託者のために信託契約締結の代理・媒介を行う業務については、「信託契約代理業」ではなく、基本的には金融商品取引業と位置づけられるものと考えられます。<br>一方、委託者が信託受益権の「発行者」とされる場合（定義府令第14条第3項第1号イ）並びに委託者及び受託者が信託受益権の「発行者」とされる場合（同号ハ）において、受託者のために信託契約締結の代理・媒介を行う業務は、「信託契約代理業」（信託業法第2条第8項）と位置づけられるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、いわゆる「他益信託」の |
| 143 | 特定信託以外の信託契約で、受託者が信託受益権の発行者とみなされ、「委託者（又は委託者 | |

| | | |
|---|---|---|
| | から指図の権限の委託を受けた者）のみの指図により信託財産の管理・処分が行われる場合」以外の場合であって、かつ、金銭を信託財産とする信託契約について、その媒介を行う者に係る規制の適用関係を確認したい。 | うち、受託者が運用権限を有し、かつ信託財産が金銭の場合については、委託者及び受託者が信託受益権の「発行者」とされるよう、規定を修正いたします（定義府令第14条第3項第1号ロ・ハ）。 |
| 144 | 信託契約締結の勧誘が「有価証券の発行とみなす」前の時点で行われるものがあると解されるが、こうした行為は金商法にいう募集・私募の取扱いには該当せず、信託業法又は兼営法に基づく行為となるとの理解でよいか。 | |
| 145 | 信託銀行（信託会社）が他の金融機関等の信託契約代理店となって、当初の信託契約締結の勧誘等を行う場合は、こうした行為は金融商品取引業ではなく、信託業法又は兼営法に基づく行為となるように思われるが、そのような理解でよいか。 | |
| | **（不動産証券化の場合）** | |
| 146 | AMが、投資対象候補である不動産信託受益権を事前に特定し、匿名組合員となる予定の投資家へ当該信託受益権の原資産である収益不動産の価値評価等につき説明を行う。当該説明を踏まえた投資意向の確認を投資家から得た上で、SPC（特例業務届出者）を組成し、AMを介して匿名組合契約を特例業務届出者（匿名組合営業者）と投資家（匿名組合員）とが締結する。当該締結と同時に投資家は特例業務届出者に出資金を払い込み（AMは運用資金を直接預からない）、特例業務届出者は投資家が匿名組合員となる時点までに既に合意している価格で不動産信託受益権を購入する。この場合において、SPC（特例業務届出者）組成前にAMが行う、投資家への当該収益不動産の価値評価に関する説明行為自体は、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該行為の時点で匿名組合契約への出資が想定されており、当該行為が当該出資を勧誘するものと認められる場合には、当該行為は集団投資スキーム持分の「私募の取扱い」（金商法第2条第8項第9号）に該当する可能性があると考えられます。 |
| 147 | AMが投資家に対して行うSPCとの匿名組合契約締結の勧誘行為は、SPCの組成段階に応じ、どの段階から金商法上の「私募の取扱い」（金商法第2条第8項第9号）に該当するものと理解すればよいか。特に、SPC（GK）の組成と投資家勧誘がほぼ同時期に並行して行われる場合は、（ⅰ）GK-TKスキームを採用することが決まった段階、（ⅱ）SPCの組成に着手（例えば、定款認証時）した段階、（ⅲ）SPCの組成が完了し法人格を取得した段階のいずれの段階か。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、匿名組合契約への出資を想定して当該出資を勧誘する行為は、ご質問中、（ⅰ）～（ⅲ）のいずれの段階であるかを問わず、集団投資スキーム持分の私募の取扱い（金商法第2条第8項第9号）に該当する可能性があると考えられます。 |
| 148 | 開発型不動産ファンドの実務では、AM会社が投資対象候補である土地を原資産とする不動産信託受益権を事前に特定し、匿名組合員となる予定の投資家に事業目論見（取得予定の土地、建物開発計画の概要、及びデベロップメントマネジメント業者（開発業務委託業者）である不動産会社）の説明を行う。その後、当該説明を踏まえた投資意向の確認を投資家から得た上で、SPC（特例業務届出者）が組成され、AM会社を介して、特例業務届出者（匿名組合営業者）と投資家（匿名 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該行為の時点で匿名組合契約への出資が想定されており、当該行為が当該出資を勧誘するものと認められる場合には、当該行為は集団投資スキーム持分の私募の取扱い（金商法第2条第8項第9号）に該当する可能性があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 組合員）とが匿名組合契約を締結することとなる。投資家は、当該締結と同時に特例業務届出者に資金を払い込み（AMは運用資金を直接預からない）、特例業務届出者は投資家が匿名組合員となる時点までに、既に合意している価格で不動産信託受益権を購入する。<br>この場合において、SPC（特例業務届出者）組成前にAM会社が行う投資家への当該事業目論見に関する説明行為自体は、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか確認したい。 | |
| 149 | 平成17年6月29日付けの「信託業法Q&A」においては、「不動産仲介業者が、不動産保有者から不動産現物の売却の委託を受けて購入者を探してきたところ、「不動産現物ではなく、信託受益権化して自分が指定する特別目的会社へ譲渡してほしい。」との要望を受けたため、不動産保有者と特別目的会社との間で信託受益権販売契約を締結し、当該不動産仲介業者が当該契約の媒介者となった。この場合、当該不動産仲介業者は信託受益権販売業の登録が必要か。」との質問及びそれに対する回答（信託受益権販売業の登録不要）が示されている。当該オリジネーターの代理・媒介を行う業者も第二種金融商品取引業の登録は不要としてほしい。 | 信託受益権の発行者（定義府令第14条第3項第1号イ）であるオリジネーターのために当該信託受益権の譲渡の仲介を行う行為は、信託受益権の「募集（私募）の取扱い」（金商法第2条第8項第9号）に該当し、「第二種金融商品取引業」の登録が必要になるものと考えられます。<br>金商法では、行為の相手方がいわゆる特別目的会社であっても、当該行為を一律に金融商品取引業から除外することとはしておらず、相手方の保護の必要性が低いといった事情については、特定投資家制度等により考慮することとしています。 |
| | **▼投資助言** | |
| | **（いわゆるSPC等を相手方とする投資助言等）** | |
| 150 | 資産流動化法上の特定目的会社（TMK）が信託受益権を運用対象とする場合、TMKから業務受託するアセットマネージャー（AM）については、投資助言業（TMKが投資に関する意思決定する場合）又は投資運用業（TMKがAMに運用を一任する場合）の登録が必要か。 | 資産流動化法上の特定目的会社（TMK）が、資産流動化計画に従って特定資産を取得する場合は、通常は投資判断（金商法第2条第8項第11号ロ）の余地が小さいものと考えられますが、投資判断の「助言」や「一任」が存在しないと一律に断定することは困難であり、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要になるものと考えられます。 |
| 151 | 実物不動産を特定資産とするTMKに対してのみ助言を行っているAMは、金商法第28条第3項・第4項に照らし、投資助言・代理業及び投資運用業に該当せず、金融商品取引業の対象外のため、業者登録が必要ないとの理解でよいか。 | TMK（特定目的会社）が有価証券又はデリバティブ取引への投資運用を行っていない限り、貴見のとおりであると考えられます。 |
| 152 | 集団投資スキームにおける運用者又は特定目的会社を相手方として行う投資助言・一任業務であって、当該投資助言・一任業務を行う者が、実質的に当該集団投資スキーム又は特定目的会社の唯一の出資者である場合に、匿名組合員、優先出資者又はそれらの子会社等が行う以下の行為を、金商法第2条第8項本文における政令指定事項として規制対象から除外してほしい。<br>① 中間法人等の利用により、いわゆる倒産隔離ビークルとして株式会社や合同会社等を設立した上、当該会社との間で、当該会社を営業者、自らを唯一の匿名組合員とする匿名組合契約を締結して財産を拠出し、営業者に対し、資産の取得やその売却等について助言指示等を行 | 自己が出資をする集団投資スキームの運営者や特定目的会社を相手方として行う業務であっても、これを一律に「金融商品取引業」の定義から除外すれば、規制の潜脱を生じさせる可能性もあり、市場の公正性・透明性確保の観点から、適当でないと考えられます。<br>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような「匿名組合員が営業者に対して助言指示等を行う場合」が、そもそも「匿名組合契約」の性格から認められるのかについて慎重な検討が必要と考えられることから、法令において、そうした取引を「金融商品取引業」の定義から除外するような規定を設けることは適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | うこと。<br>② 中間法人等に少額の特定出資を行わせることにより倒産隔離ビークルとして資産流動化法に基づく特定目的会社を設立し、自らが唯一の優先出資者となった上、当該特定目的会社に対して資産の取得やその売却等について助言・指示を行うこと。 | 一方、資産流動化法上の特定目的会社(TMK)が、資産流動化計画に従って特定資産を取得する場合は、通常は投資判断(金商法第2条第8項第11号ロ)の余地が小さいものと考えられますが、投資判断の「助言」や「一任」が存在しないと一律に断定することは困難であり、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要になるものと考えられます。 |
| 153 | 資産流動化取引では、特別目的会社が発行する資産担保証券(ABS)等の裏付資産として、オリジネーターから信託受益権を取得することが多い。特別目的会社の意思決定機関には(倒産隔離の観点から)取引当事者から独立した会計士等が就任し、誰からどのような信託受益権を取得するかは、事実上、アレンジャー(スポンサー)となる金融機関等が判断することが一般的である。<br>金商法では信託受益権が有価証券として取り扱われるため、金融機関等の業務が形式的に投資運用業又は投資助言・代理業に該当するとの解釈も不可能ではないが、金商法の規制が適用されれば、資産流動化取引の組成が著しく困難となる。また、ABS等の取引に金商法の規制を適用すれば投資者保護も図られることから、特別目的会社と金融機関等との取引を規制する必要性は乏しい。<br>このことから、金融機関の業務は、投資運用業や投資助言・代理業に該当しないとの理解でよいか。仮に正しくなければ、資産流動化のため特別目的会社を相手方とする取引は、投資運用業や投資助言・代理業から除いてほしい。 | いわゆる特別目的会社(SPC)を相手方として行う業務であっても、これを一律に「金融商品取引業」の定義から除外すれば、規制の潜脱を生じさせる可能性もあり、市場の公正性・透明性確保の観点から、適当でないと考えられます。<br>具体的な規制の適用については、当該金融機関の行う業務が、SPCの投資判断について「助言」を行うものであるか、又はSPCから投資判断等について「一任」を受けているものであるか等の観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 154 | 信託受益権を投資対象とする匿名組合の営業者として、届出により適格機関投資家等特例業務を行う者であるSPC(いわゆるYK－TK(GK－TK)スキームにおけるYK(GK))との間でアセットマネジメント契約を締結しているアセットマネジャー(AM)が、当該SPCに対して助言行為を行う場合には、当該AMは金融商品取引業者(投資助言・代理業)であることを要するか。 | 適格機関投資家等特例業務を行うSPCを相手方として行う業務であっても、投資助言業務を行うためには、金融商品取引業の登録が必要となると考えられます(金商法第29条)。 |
| | **(不動産流動化スキームにおける投資助言業務と投資運用業の区分)** | |
| 155 | 不動産流動化のケースにおけるAMの行為が投資助言業又は投資運用業に該当する可能性がある場合、実質的な投資判断は当該特例業務届出者が行っていると認められ、当該届出者に対してAMが行う不動産信託受益権の売買に係る業務が「投資一任業務」には該当せず、「投資助言業務」にすぎないといえるのはどのような場合か。例えば、特例業務届出者が不動産信託受益権の売買に際して、事前に当該AMである投資助言業者等を介して出資者である匿名組合員全員の意向確認を行い、その確認内容を記録・保存するという意思決定プロセスにより不動産信託受益権の売買を行っている場合は、AMの行為は投資運用業には該当せず、投資助言業にすぎないと | ご指摘のAMの業務が「投資助言業務」と「投資一任業務」のいずれに該当するかは、実質的な投資判断の一任及び投資権限の委任の有無により(金商法第2条第8項第12号ロ参照)、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、一律の基準を示すことは困難と考えられます。<br>ご質問のようなプロセスを経ていることは一つの考慮要素ではありますが、これをもって一律に「投資一任契約」ではなく「投資助言業務」に該当すると断定することは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的な判断が必要になるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 言えるか。 | |
| 156 | 特例業務届出者が保有する不動産信託受益権の売却行為において、匿名組合契約の内容に則り、あらかじめ決められた売却期間内で、特例業務届出者の指示に基づき、AMが当該不動産信託受益権の原資産である不動産の鑑定評価書を取得し、購入予定先と売買条件を交渉の上、特例業務届出者に報告する。AMは特例業務届出者の指示に基づき、当該条件を匿名組合員に示し、匿名組合員から特段の異論がないことを確認した上、特例業務届出者が購入先と当該信託受益権の売買契約を締結する。<br>しかしながら、匿名組合営業者である特例業務届出者が不動産信託受益権の売却等の投資判断を行う際に、特例業務届出者がAMを介して匿名組合員に売却条件を提示し意向を確認した場合でも、「匿名組合」という性格上、匿名組合員から明確な同意やこれを証する書面を取得できなかった場合、そのことをもって、AMの行為が(投資助言業務ではなく)投資運用業に該当することになるのか確認したい。 | 匿名組合員から明確な同意やこれを証する書面を取得できなかったことをもって、直ちにAMの行為が投資一任業務に該当するわけではなく、AMに対し実質的に「投資判断の一任」及び「投資権限の委任」が行われているかどうかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。 |
| 157① | 不動産信託受益権に投資するTMKスキームにおけるAMの主要業務が、不動産信託受託者への指図権行使を通じ、原資産である不動産の日常運営に関する計画策定および判断、TMK・特定社債権者・特定目的借入の貸手となる金融機関および優先出資者への各種報告義務、TMKによる不動産信託受益権の売却に関する助言および取引実施の補助業務(「AM業務」)であるとする。また、TMKの取締役には、AMや優先出資者との関係において第三者である公認会計士等が就任しているとする。<br>① TMKの保有する不動産信託受益権の出口における売却手続が資産流動化計画上定められており、AMがその裁量により売却先・売却価格を決定できない場合、前述のAM業務は投資助言業の登録の必要があるか確認したい。 | ご指摘のような場合であっても、例えば売却の方法や時期についての「投資判断」(金商法第2条第8項第11号ロ)に関する「助言」の余地は存在し得るため、AMの行為が「投資助言業務」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 157② | ② 資産流動化計画において、不動産信託受益権の出口における売却先・売却価格等が、AMの助言を参考とする旨定められ、かつ社員総会等のTMKの機関において実質的な投資家である優先出資者も参加の上で投資判断の可否を決定する旨定められ、かつ実行している場合、前述のAM業務は投資助言業登録のみで行えることを確認したい。 | ご質問のような場合には、AMの行為が「投資一任業務」ではなく「投資助言業務」に該当する可能性もあるものと考えられますが、AMに対し実質的に「投資判断の一任」及び「投資権限の委任」が行われていないかどうかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。 |
| 157③ | ③ TMKがバルク物件(多数の物件)の処分に当たり、優先出資者等の投資家との間であらかじめ目論見書等で最低売却価格等の売却条件を定め、資産流動化計画において当該条件を満たす限りは、売買契約の締結はTMKの取締役に委ねられる旨定められ、かつ実行されている場合、前述のAM業務は投資助言業登録のみで行えることを確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、ご質問のような場合に、TMKの取締役が売買契約を締結していることのみをもって、直ちに、AMへの「投資判断の一任」や「投資権限の委任」が実質的に行われていないと結論づけることは困難であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 158 | AMがSPCに対して形式的には投資助言に該当する行為を行っている場合、AMが行う助言に対しSPCが匿名組合員の意向を確認し投資判断を行うこととなるが、AM及び匿名組合員が同一の一つの事業者である場合（AMと匿名組合員の両方の地位を有するような場合）には、当該SPCは、匿名組合員の同意を同時に得ていることになる。この場合に、AMに業登録が必要であるとしても、AMと匿名組合員が同一法人であることから、利益相反は起こりえず、 AMは投資助言業で足りることを確認したい。AM及び匿名組合員が、各々複数でかつ同一の事業者であり、複数の当該AMが合議のうえ助言し、SPCが投資判断をする場合においても、同様に理解してよいか。 | AMの行為が投資助言業務（金商法第2条第8項第11号）と投資一任業務（同項第12号ロ）のいずれに該当するかは、SPCの行為が金融商品取引業に該当するかどうかとは関わりなく、また、AMと匿名組合員とが同一の者であるかどうかに関わりなく、AMとSPCの個別の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、個別事例ごとに判断されるべきものではありますが、ご指摘のような「AMと匿名組合員が同一の事業者である場合であってAMが行う助言に対してSPCが匿名組合員の意向を確認し投資判断を行う場合」が、そもそも「匿名組合契約」の性格から認められるのかについて、慎重な検討が必要と考えられます。 |
| | **（不動産流動化スキームにおける投資助言等）** | |
| 159 | 以下のうち、不動産証券化において「投資助言業務」となるのはアのみであり、イ～シは含まれないとの理解でよいか。<br>［ア）信託受益権の取得・売却に係る助言、イ）信託受益権の取得・売却の媒介、ウ）匿名組合出資による資金調達の媒介・アレンジメント、エ）SPC側のローン調達に関する事務手続代行・アレンジメント、オ）匿名組合員への分配金等の支払事務の代行、カ）テナントミックス・賃料水準の方針設定及び賃貸借契約の締結、キ）保守管理・軽微修繕等、ク）大規模修繕計画立案及び工事発注事務代行（工事請負契約・設計契約締結、法令対応、許認可取得、近隣対策、官庁折衝等）、ケ）大規模修繕等に関するSPCによる金銭の追加信託に係る判断及び実施の助言、コ）建替又は新規開発に係るSPCによる金銭の追加信託の判断及び実施の助言、サ）SPC・レンダー・匿名組合員に対する各種報告（投資助言を除く。）、シ）建替又は新規開発の場合に係る開発計画の立案及び工事関係（工事請負契約・設計契約の締結に関する助言及び対応、法令対応、許認可取得、近隣対策、官庁折衝等）］ | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご意見中、「ア）」の業務が投資助言業務に該当するほか、場合によっては「ケ）」、「コ）」の業務も投資助言業務に該当する可能性があるものと考えられます。 |
| 160 | 不動産私募ファンドスキーム（一層構造）における特別目的会社（SPC）が複数の投資家との間で匿名組合契約を締結している場合に、匿名組合員たる各投資家と外部の有識者とで構成される諮問委員会（投資委員会）を設置し、SPCが行う重要行為（信託受益権の取得・売却の適否、関連契約の変更、ローン返済等の適否等）についての諮問を受け、当該委員会がそれに対する意見を述べるような場合、外部の有識者は、たとえ報酬を貰っていたとしても、信託受益権の売却方法、売却時期や売却先の適否についての意見を述べるだけであるので、有価証券の価値についての助言を行っているわけではないとして、投資助言業には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合においても、「投資判断」（＝「投資の対象となる有価証券の・・・売買の別、方法及び時期についての判断」（金商法第2条第8項第11号ロ））に関する助言を報酬を受けて行うものとして、投資助言業務に該当する場合もあり得るものと考えられます。 |
| 161 | 不動産信託受益権に投資するTMKスキームにおけるAMの主要業務が、不動産信託受託者 | 資産流動化法上の特定目的会社（TMK）が、資産流動化計画に従って特定資産を取得する場 |

| | | |
|---|---|---|
| | への指図権行使を通じ、原資産である不動産の日常運営に関する計画策定および判断、TMK・特定社債権者・特定目的借入の貸手となる金融機関および優先出資者への各種報告義務、TMKによる不動産信託受益権の売却に関する助言および取引実施の補助業務(「AM業務」)であるとする。また、TMKの取締役には、AMや優先出資者との関係において第三者である公認会計士等が就任しているとする。<br>この場合、TMKは、特定資産である不動産信託受益権を資産流動化計画に従って取得することから、「AMによる不動産信託受益権の取得の助言」は存在しないとの理解でよいか。 | 合は、通常は投資判断(金商法第2条第8項第11号ロ)の余地が小さいものと考えられますが、投資判断の「助言」や「一任」が存在しないと一律に断定することは困難であり、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要になるものと考えられます。 |
| 162 | AMが、投資対象候補である不動産信託受益権を事前に特定し、匿名組合員となる予定の投資家へ、当該信託受益権の原資産である収益不動産の価値評価等につき説明を行う。当該説明を踏まえた投資意向の確認を投資家から得た上で、SPC(特例業務届出者)を組成し、AMを介して匿名組合契約を特例業務届出者(匿名組合営業者)と投資家(匿名組合員)とが締結する。当該締結と同時に投資家は特例業務届出者に出資金を払い込み(AMは運用資金を直接預からない)、特例業務届出者は投資家が匿名組合員となる時点までに既に合意している価格で不動産信託受益権を購入する。<br>この場合において、特例業務届出者による不動産信託受益権の購入については、投資家が匿名組合員となる前に既に合意したスキーム上で決められており、匿名組合契約の私募の段階でも第二種金融商品取引業者から投資家に説明がなされており、SPCは匿名組合員全員の意思に基づき当該不動産信託受益権を購入することとなるので、AMがSPCに対して行う信託受益権の購入に係る助言行為等は存在しないとの理解でよいか。仮に、このケースにおけるAMの行為が投資助言業ないし投資運用業に該当するのであれば、その根拠および理由は何か。 | ご質問のような場合には、通常は投資判断(金商法第2条第8項第11号)の余地が小さいものと考えられますが、投資判断の「助言」や「一任」が存在しないと一律に断定することは困難であり、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要になるものと考えられます。 |
| 163 | 開発型不動産ファンドの実務では、AM会社が投資対象候補である土地を原資産とする不動産信託受益権を事前に特定し、匿名組合員となる予定の投資家に事業目論見(取得予定の土地、建物開発計画の概要、及びデベロップメントマネジメント業者(開発業務委託業者)である不動産会社)の説明を行う。その後、当該説明を踏まえた投資意向の確認を投資家から得た上で、SPC(特例業務届出者)が組成され、AM会社を介して、特例業務届出者(匿名組合営業者)と投資家(匿名組合員)とが匿名組合契約を締結することとなる。当該締結と同時に投資家は特例業務届出者に資金を払い込み(AMは運用資金を直接預からない)、特例業務届出者は投資家が匿名組合員となる時点までに、既に合意している価格で不動産信託受益権を購入する。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | この場合において、SPC（特例業務届出者）による不動産信託受益権の購入及びデベロップメントマネジメント契約の締結については、投資家が匿名組合員となる前に既に合意したスキーム上予定されており、匿名組合契約の募集の段階でも第二種金融商品取引業者から説明がなされるので、AMがSPCに対して行う信託受益権の購入及びデベロップメントマネジメント契約締結に係る助言行為は存在しない、との理解でよいか。<br>仮に、このケースにおけるAMの行為が投資助言業ないし投資運用業に該当するのであれば、その根拠・理由は何か。 | |
| 164 | 特例業務届出者が保有する不動産信託受益権の売却行為において、匿名組合契約の内容に則り、あらかじめ決められた売却期間内で、特例業務届出者の指示に基づき、AMが当該不動産信託受益権の原資産である不動産の鑑定評価書を取得し、購入予定先と売買条件を交渉の上、特例業務届出者に報告する。AMは特例業務届出者の指示に基づき、当該条件を匿名組合員に示し、匿名組合員から特段の異論がないことを確認した上、特例業務届出者が購入先と当該信託受益権の売買契約を締結する。<br>このような場合、当該AMの行為が金商法上の投資助言業又は投資運用業のいずれに該当するのか、あるいはいずれにも該当しないのか確認したい。<br>特に、当該AMの行為が投資運用業に該当する可能性がある場合、その根拠・理由は何か。 | |
| 165 | TMKが実物不動産を保有しており、売却時に売却予定先の希望により、TMKが当初委託者となって当該不動産を信託し、信託受益権を譲渡する行為は、信託受益権の「発行」（金商法第2条第5項）に該当するが、信託受益権は「有価証券の募集又は私募」の対象には含まれず（金商法第2条第8項第7号）、TMKが行う信託受益権の発行は金融商品取引業に該当しないと思われる。したがって、AMが行う信託受益権の「発行」に係る「助言」行為も金融商品取引業には該当しないとの理解でよいか確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。ただし、AMの行為が信託受益権の「発行」に係る取得勧誘と認められる場合には、当該行為は「有価証券の募集（私募）の取扱い」（金商法第2条第8項第9号）に該当し、AMは第二種金融商品取引業としての登録が必要となる点に、留意が必要と考えられます。 |
| 166 | 定義府令案第14条第4項の規定によれば、当初は現物の不動産を保有していた者が、それを受託者に対して信託譲渡した結果発生した信託受益権を当初委託者兼受益者として保有するに至った段階では、未だ有価証券の発行はなされていない。したがって、もともとそのような現物の不動産を保有する者に対して不動産に関する投資助言を行っていた者は、当該不動産を単に信託受益権化し、引き続き同一の者が保有している時点（すなわち委託者が当該信託受益権を譲渡していない時点）では、有価証券に関する助言を行っていないこととなるため、未だ金融商品取引業者としての「投資助言・代理業」の登録を行う必要はないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要がありますが、信託受益権が発行されたとみなされる前の段階であっても、信託受益権を発行しようとする当初委託者兼受益者のために行う助言等の一連の準備行為は、「募集・・・又は私募の取扱い」（金商法第2条第8項第9号）として、「金融商品取引業」に該当する場合もあり得るものと考えられます。<br>なお、「投資助言・代理業」（金商法第28条）に該当する「助言」は、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する「助言」であり（金商法第2条第8項第11号）、信託受益権の発行者に対する募集又は私募に関する「助言」はこれに含まれないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 167 | SPCで適格機関投資家等特例業務の届出を行う場合、AM会社がSPCに対しAM契約（投資サービス提供）をしている場合は、投資顧問業の助言契約が必ず必要となるか。<br>不動産の売買に関する非公開の情報（価格・時期・決済方法等）をSPCに紹介する場合、不動産売買情報の希少性に伴い、情報提示が売買に結びつく頻度は高くなっているため、外形的にはあたかも投資一任又は助言の存在を示すように見られるが、SPCがAM会社と助言契約を締結しなくても、自社運用の仕組み（例：匿名投資家全員からの専門家の参加による投資委員会での投資運用）で対応可能と考えられる。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法令上、AM会社がSPCと「投資顧問契約」（や「投資一任契約」）を締結することは、義務づけられていないものと考えられます。<br>AM会社に対する具体的な規制の適用については、その行う業務がSPCの投資判断について「助言」を行うものであるか、又はSPCから投資判断等について「一任」を受けているものであるか等の観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 168 | 不動産流動化スキームにおけるAMの行為が投資助言業に該当する可能性がある場合も、AMの顧客は特例業務届出者であり、特例業務届出者の匿名組合員ではない。また、特例業務届出者と投資家との契約は匿名組合契約であることから、営業者に業務を任せていると理解される。この場合、匿名組合の営業者である特例業務届出者は、不動産信託受益権の売買等の投資判断を行う際に、金商法制度上、匿名組合員の意向を事前に確認することまでは求めていないとの理解でよいか。求める場合にはその理由をご教示ほしい。 | 法令上、特例業務届出者が匿名組合員の意向を確認することは、義務づけられていないものと考えられます。 |
| 169 | 信託受益権を投資対象とする匿名組合の営業者であるSPC（いわゆるYK－TK（GK－TK）スキームにおけるYK（GK））と投資一任契約を締結しているアセット・マネージャー（投資運用業者）が、当該SPCの保有する信託受益権の売却その他の運用を行おうとする時には、当該信託受益権を担保としてノンリコースローンを融資しているレンダーの承認が必要であるとした場合であっても、当該承認手続は担保保全上の行為であり、当該レンダーが投資運用業若しくは投資助言業の登録を義務づけられることはないとの理解でよいか。 | 「当該レンダー」の行為が「当該承認手続」のみである場合については、貴見のとおりと考えられます。 |
| 170 | 不動産信託受益権を運用財産とする場合において、投資運用業者が、投資法人その他特別目的会社（SPC）が保有する信託財産たる不動産に関して、信託契約の受託者に対してなす指図業務は、運用財産の運用行為の一環であるので、本来的な投資運用業務との理解でよいか。仮に、これに含まれないのであれば、届出業務として金商業等府令案第71条に規定してほしい。 | ご指摘の「不動産に関してなす指図業務」の内容が必ずしも明らかではなく、個別の指図の内容に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例えば、当該指図が不動産信託受益権の運用に関わるものである場合には、基本的には、投資運用業そのもの又はその付随業務（金商法第35条第1項柱書）に該当する一方、当該指図が不動産の管理に関するものである場合には、届出業務（金商業等府令第68条第14号）に該当するものと考えられます。 |
| 171 | 不動産信託受益権の指図行為は、投資運用業の付随業務になるとの理解でよいか。 | |
| 172 | 定義府令案第16条第1項第5号の要件を満たすダブルTKスキームの場合に、金融商品取引業の除外対象となる「子SPC」と投資顧問契約を締結して投資助言行為を行うことは、金融商品の助言という範疇ではなく、金商法第2条第8項第11号に定める投資助言行為に該当しないとの理解でよいか。 | 投資顧問契約を締結して助言を行う行為は、定義府令第16条第1項第11号の要件を満たす行為を行うSPCに対して行うものであっても、投資助言業務（金商法第28条第6項）に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼投資運用(投資一任契約に係る業務)** | |
| 173 | 一任勘定の顧客の勧誘が「投資運用業」に包含されることを確認してほしい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかでありませんが、基本的に、自らが投資一任契約の締結主体となろうとする者が当該投資一任契約の締結の勧誘を行う業務は「投資運用業」に該当し(金商法第2条第8項第12号ロ、第28条第4項)、また、他者のために投資一任契約の締結の代理・媒介を行う業務は「投資助言・代理業」に該当する(同法第2条第8項第13号、第28条第3項)ものと考えられます。 |
| 174 | 相手方が特別目的会社であり、名目的な取締役が置かれているにすぎない場合や、名目的に中間法人が業務執行社員となっている場合であっても、金商法第2条第8項第11号の投資顧問契約を締結し当該契約に従い業務を行う限り、投資運用業に該当しないことを明確にしてほしい。 | ご指摘のケースが投資一任業務(金商法第2条第8項第12号ロ)に当たるか否かは、顧客から投資判断が一任され、投資権限の委任を受けているかどうかにより、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。<br>投資顧問契約の形式をとっていても、顧客である特別目的会社において名目的な役員・業務執行社員が実質的に投資判断を行っていないような場合には、基本的には投資一任業務に該当するものと考えられます。 |
| | **(「自己運用」業務との関係)** | |
| 175 | 従来から、「投資ファンド」(民法上の組合、投資事業有限責任組合等)の業務執行を行う者(業務執行組合員、無限責任組合員等)の投資運用が、他の組合員との「投資一任契約」に基づく業務に該当するか否かが議論されてきた。業務執行組合員等は他人の財産ではなく共有財産を運用し、組合等の共同事業として行っていることから、「投資一任契約」には該当しないとの行政府の解釈もあった。後の金融庁担当官は「話合いによって投資対象を選定するなど、他人から投資判断を一任されているとは言えない場合には当たらないと考えられる。ファンド形態であっても、他人から投資判断を一任され、その投資判断に基づいて当該他人のために投資を行う営業実態があれば当たると考えられる」との考え方を示している。<br>この論点が、金商法の下でどのように解釈されるか伺いたい。「投資一任契約」への該当性は、従来議論されていたように、業務執行組合員等自らによる実質的な出資がされているか否かという観点から判断されるべきか。それとも、投資家が業務執行を行う者を監督し、(投資ファンド自体は存続させつつ)業務執行を行う者を解任して代替者を専任できるというようなガバナンスが効く形となっているか否かという観点から判断されるべきか。 | 金商法では、規制の実効性を担保する観点から、集団投資スキーム持分等を有する者から出資又は拠出を受けた金銭等を主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用する業務(いわゆる「自己運用」)を、明確に、「投資運用業」と位置づけることとしています(金商法第2条第8項第15号、第28条第4項第3号)。<br>したがって、金商法の下では、集団投資スキームの構成員であって、実質的に集団投資スキーム財産の「投資運用」を行っている者の業務は、基本的に、「投資一任契約に係る業務」(金商法第2条第8項第12号ロ)ではなく、「自己運用業務」(同項第15号)に該当する可能性が高いものと考えられます。<br>ただし、集団投資スキーム財産の投資運用を行っている場合であっても、実質的に「投資一任契約に係る業務」を行っていると認められる場合には、「自己運用業務」ではなく「投資一任契約に係る業務」に該当するものである点に留意が必要と考えられます。<br>なお、出資者の全員が出資対象事業に関与していると認められる場合については、各出資者の有する権利は集団投資スキーム持分の包括的定義から除外され(金商法第2条第2項第5号イ、金商法施行令第1条の3の2)、当該組合の構成員の業務は「投資運用業」に該当しないことになりますが、具体的にこうした場合に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的かつ厳格に判断されるべきものと考えられます。 |
| 176 | 匿名組合契約の営業者は自己に帰属する出資財産の運用を行っているのであるから、匿名組合契約は「相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約」ではなく、匿名組合の営業者の行為は金商法第2条第8項第12号ロには該当しないと考えているが、こうした理 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 解でよいか。 | |
| 177 | 投資事業有限責任組合、任意組合、匿名組合といった「組合型ファンド」における無限責任組合員、業務執行組合員又は営業者等の「業務執行者」については、金商法第2条第8項第12号ではなく、同項第15号によって規制されると整理した上で、その旨を明らかにしてほしい。 | ご指摘の「組合型ファンド」における「業務執行者」の業務については、実質的に「投資一任契約に係る業務」（金商法第2条第8項第12号ロ）を行っていると認められる場合には、「自己運用業務」（同項第15号）ではなく、「投資一任契約に係る業務」に該当するものと考えられます。 |
| 178 | 投資事業有限責任組合・任意組合・匿名組合を用いた集団投資スキームの自己運用については、原則として金商法第2条第8項第15号に該当し、同号かっこ書の「第12号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。」との記載は、あくまで第12号記載の投資一任業務の潜脱行為として行われていることが明らかな場合の例外規定であることについて確認したい。<br>また、集団投資スキームの自己運用を行う場合において、金商法第2条第8項第15号かっこ書の「第12号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。」に該当し、第12号の投資一任業務の潜脱行為として第15号の適用除外となるのはどのような場合を指すのか、少なくともどのような場合が該当するかの基準につき、明示（・例示）してほしい。 | 金商法第2条第8項第15号のかっこ書は、単に、概念の重複を調整する観点から、同項第12号の「投資一任契約に係る業務」等に該当するものについては、同項第15号のいわゆる「自己運用業務」に該当しないことを示すものにすぎないと考えられます。これは、同項第12号の「投資一任契約に係る業務」等及び同項第15号のいわゆる「自己運用業務」のいずれにも該当し得る行為を念頭に置くものであり、ご指摘のような「投資一任業務の潜脱行為」に限って対象とするものではないと考えられます。 |
| 179 | 主として有価証券又はデリバティブ取引を投資対象資産とする投資事業有限責任組合（これを投資事業有限責任組合Aという。）について、投資事業有限責任組合Aの無限責任組合員が別の投資事業有限責任組合（これを投資事業有限責任組合Bという。）の場合、投資事業有限責任組合Aの運用者としての業規制については、投資事業有限責任組合Aについて投資運用を行うのは投資事業有限責任組合Bの無限責任組合員であるから、投資運用業の登録は、投資事業有限責任組合Bの無限責任組合員に要求されるのか、あるいは投資事業有限責任組合Bに要求されるのか。 | 金融商品取引業の登録は、法人又は個人が行うべきものであり、組合名義での登録又は届出は想定されていないものと考えられます。<br>いずれにせよ、「投資事業有限責任組合A」の構成員のうち当該組合財産の「自己運用」（金商法第2条第8項第15号）を行っている者は、その者が無限責任組合員であるか有限責任組合員であるかを問わず、金融商品取引業（投資運用業）の登録義務が適用されるものと考えられます。<br>仮にご指摘の「投資事業有限責任組合A」の「自己運用」を行っている者が同組合の無限責任組合員である「投資事業有限責任組合B」の無限責任組合員であると認められる場合には、登録の主体は、「投資事業有限責任組合B」の無限責任組合員となると考えられます。 |
| 180 | 金商法第2条第8項第15号において、「主として有価証券又はデリバティブ取引にかかる権利に対する投資」をすることが要件とされているが、例えば有価証券又はデリバティブ投資の比率が50％を下回り、その要件を満たさない場合、同項第12号の一任業務に該当するものとして規制の対象となるのか。更に、この場合には、特例届出が使えないのか。 | 金商法では、概念の重複を調整する観点から、第2条第8項第12号の「投資一任契約に係る業務」等及び同項第15号のいわゆる「自己運用業務」のいずれにも該当し得る行為については、「自己運用業務」ではなく「投資一任契約に係る業務」等と位置づけることとされています（同項第15号かっこ書）。<br>こうした規定にかかわらず「自己運用業務」と位置づけられた業務について、その運用対象に占める有価証券又はデリバティブ取引に係る権利の割合が50％を下回ることとなっても、そのことだけをもって、当該業務が「投資一任契約に係る業務」等に該当するということとはならないものと考えられます。「投資一任契約に係る業務」に該当するかどうかは、第2条第8項第12号の定義に該当するかどうかにより判断されるべきものと考えら |

| | | |
|---|---|---|
| | | れます。 |
| 181 | 金商法第2条第8項第15号の「運用」には、①投資一任契約を締結したSPCに有価証券を取得させること、②当該SPCの有価証券取得費用を調達するため、レンダー候補を探索して条件を交渉し、当該SPCの代わりにローン契約を締結すること、③SPCが取得した有価証券を売却させるべく買主候補を探索し、SPCに代わって売却条件を交渉し契約を締結することは含まれるか。 | SPCと投資一任契約を締結して投資運用を行う業務は、金商法第2条第8項第15号の「自己運用業務」ではなく、同項第12号ロの「投資一任契約に係る業務」に該当するものと考えられます。<br>個別事例ごとに判断されるべきものではありますが、ご指摘の①・③の行為は「投資一任契約に係る業務」として行われるものと考えられます。一方、②の行為は、金商法第42条の6の規定（投資運用業に関する金銭等の貸付け又はその媒介・取次ぎ・代理の禁止）との関係が問題となり得る点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **（商品投資運用に伴いヘッジ目的で行うデリバティブ取引）** | |
| 182 | 商品投資顧問業者が商品運用に伴い行うヘッジ目的の為替取引（外国通貨先物取引及び外国為替の相対取引）については、商品投資一任契約の付随業務として金商法の適用除外としてほしい。 | 商品ファンド法に定める「商品投資顧問業者等」が為替リスクをヘッジするために行うデリバティブ取引は、それ自体が独立した運用対象であるとはいえず、これを金商法の「投資運用業」の規制対象とすれば、かえって投資者の利便を損なうおそれもあることから、ご意見を踏まえ、商品投資に付随して行う為替リスクのヘッジ目的の通貨デリバティブ取引を金融商品取引業（投資一任契約に係る業務）の定義から除外するよう、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第9号）。 |
| | **（取引一任契約等に基づく行為の適用除外）** | |
| 183 | 定義府令案第16条第1項第3号イに「数及び価格」とあるが、関係外国金融商品取引業者から売買の別及び銘柄について同意を得た上で、「数」又は「価格」のいずれかについて金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約は、投資一任契約には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものはありますが、基本的に、ご指摘のような契約は「投資一任契約」には該当せず、当該契約に基づく取引は「第一種金融商品取引業」又は「第二種金融商品取引業」として行うことができるものと考えられます（金商業等府令第123条第13号ロ・ハ参照）。 |
| 184 | これまで、有価証券関連以外の店頭デリバティブ取引を関係外国金融商品取引業者のために代理して行っていた金融商品取引業者は、新法施行後は新たに定義府令案第16条第1項第3号ロに規定する届出を行わなければならないか。当該届出の経過措置はあるのか。 | ご意見を踏まえ、現行の証券会社行為規制府令第1条第5項及び金先法施行規則第23条第4項に規定する届出書は、施行日において定義府令第16条第1項第8号ロに規定する届出書とみなす旨の経過措置を設けるよう、規定を修正いたします（定義府令等一部改正府令附則第3条）。<br>また、金商法において新たに「有価証券」又は「デリバティブ取引」となる商品・取引に係る「金融商品取引業」を施行日に行っている者は、施行日後6月間は、「金融商品取引業」の登録を受けていなくても当該業務を行うことができる旨の経過措置が整備されています（改正法附則第17条、整備政令附則第12条及び第13条第1項）。 |
| | **（取引一任契約等の相手方となる「関係外国金融商品取引業者」の範囲）** | |
| 185 | 定義府令案第16条第3項の「関係外国金融商品取引業者」は、外国において金融商品取引業に相当する業務を外国の法令に準拠して行なっていればよく、当該外国において登録等をしている必要はないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 186 | 定義府令案第16条第3項にいう「外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 又は第二種金融商品取引業を行う法人その他の団体」とは、外国において金商法第28条第1項ないし第2項に掲げる行為を反復継続して行う者をいうとの理解でよいか。例えば、公衆その他の第三者を相手方とせず、主として関係会社との間の取引の主体として設立され、ディーリングやヘッジ取引を行う外国の法人その他の団体には、外国の適用ある法令上は、規制当局からの免許や登録が要求されない場合があるが、そのような者も、「外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う法人その他の団体」に含まれるとの理解でよいか。 | |
| 187 | 「関係外国金融商品取引業者」には、外国において金融商品取引業に類する業を為す関係外国銀行も含まれることを確認したい。 | 「関係外国金融商品取引業者」には、外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う「関係外国銀行」も含まれますが、単に「類する業」を行うものは含まれないものと考えられます。 |
| | **▼投資運用(投資信託委託会社の業務)** | |
| 188 | 金商法第2条第8項第14号の規定により、外国投資信託の管理会社の行う管理(運用)業務も「投資運用業」に該当する可能性があると考える。「金融商品取引業から除かれるもの」として、定義府令案第16条では「金融商品取引業者が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用として行う有価証券の売買又はデリバティブ取引に係るものに限る。)を受けて行うもの」と規定されているが、これにより、外国投資信託の管理会社の登録は不要となるとの理解でよいか。 | ご指摘の定義府令第16条第1項第2号の規定は、投資運用業を行う金融商品取引業者が関係外国運用業者の委託を受けて行う(取引所における)有価証券売買等の委託の媒介・取次ぎ・代理について「金融商品取引業」の定義から除外する旨を定めるものであり、「投資運用業」の定義とは関係ありません。<br>なお、金商法施行令第1条の11の規定により、金商法第2条第8項第14号に掲げる行為のうち「金融商品取引業(投資運用業)」となるものの範囲は国内投資信託に係る投資運用に限定されており、外国投資信託に係る投資運用については、「金融商品取引業(投資運用業)」とならないものと考えられます。 |
| | **▼投資運用(自己運用)** | |
| | **(「投資助言」との関係)** | |
| 189 | 金商法第2条第8項第15号の「運用」には「指図」が含まれるが(同項第12号参照)、同項第11号に定める投資顧問契約に基づく「助言」にとどまる限りは、同項第15号の「運用」には該当しないことを確認したい。<br>また、投資顧問契約に基づき助言を行う者が、実質的に見ても、同項第12号ロにいう「投資判断の全部又は一部を委任されるとともに、投資判断に基づき当該相手方のために投資を行うのに必要な権限を委任」されている場合でなければ、同項第15号の「運用」には該当しないことを確認したい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法上の「運用」には「運用の指図を含む」こととされているものの(同法第2条第8項第12号)、その範囲には「助言」は含まれないものと考えられます。なお、この場合の「運用の指図」とは、基本的に、「信託財産の運用の指図」を念頭に置いたものと考えられます。<br>なお、投資顧問契約に基づき助言を行う者の行為が投資一任契約に係る業務に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **(「主として」の解釈)** | |
| 190 | 金商法第2条第8項第15号の規定中の「主として」とは、運用に係る資産の50%超を有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対して運用することとの理解でよいか。 | ご指摘の金商法第2条第8項第15号の規定中の「主として」とは、基本的に、運用財産の「50%超」を意味するものと考えられます。 |
| 191 | 金商法第2条第8項第15号の「主として」とは、 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 金商法施行令案第2条の9第1項第1号柱書・第2条の10第1項第1号柱書のように、投資金額の「合計額の百分の五十を超える額」との理解でよいか。 | |
| 192 | 「『主として』有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、」（金商法第2条第8項第15号）とは、具体的にはどの程度の割合を意味するか。 | |
| 193 | 「主として有価証券又はデリバティブ取引」にあたるか否かの計算方法について、デリバティブ取引と商品先物取引を投資対象とする際の運用割合を判断する計算方法については、投資顧問会社に対する運用委託額、又は預託する証拠金額等を計算時の分子として取り扱ってほしい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、例えば、運用委託手数料が「運用財産」から支払われる場合には、当該手数料額を、「運用割合」を計算する際の分母となる「運用財産」から控除することが適当と考えられます。また、証拠金等については、金商法上の「デリバティブ取引」に係るものであれば「デリバティブ取引に係る権利」に対する「運用割合」を算定する際に考慮すべきものであり、一方、「商品先物取引」に係るものであれば当該「運用割合」を算定する際に考慮する必要はないものと考えられます。<br>一方、ご指摘のように投資顧問会社に対する運用委託額又は預託する証拠金等を考慮する場合であっても、当該証拠金等に基づき行われるデリバティブ取引の額を考慮すれば明らかに「主として有価証券又はデリバティブ取引」に当たるような規制の潜脱が行われる場合には、「主として有価証券又はデリバティブ取引」に該当すると認められるものと考えられます。<br>いずれにせよ、デリバティブ取引における証拠金等の在り方は区々であり、運用財産に占める「有価証券又はデリバティブ取引に係る権利」の割合に関する判断基準を一律に定めることは困難と考えられることから、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（「自己運用」業務への該当性）** | |
| 194 | 資産流動化法上の特定目的会社が投資対象として信託受益権の取得・処分等の運用をする場合、優先出資で集めた資金を運用する特定目的会社の行為は、金商法上の自己運用には該当せず、金融商品取引業の登録は不要との理解でよいか。 | 資産流動化法上の特定目的会社に対する出資・拠出に係る権利は、金商法第2条第8項第15号イ～ハに掲げる有価証券に該当しないことから、その財産を主として有価証券等に投資運用する場合であっても、いわゆる「自己運用業務」（同号）に該当しないものと考えられます。 |
| 195 | TMKが信託受益権の取得・譲渡を行うとしても、特定出資者・優先出資者との関係において「投資運用業」に該当することはなく、当該TMKは金商法に基づく登録を受ける必要はないと理解する（もし該当するとなると、投資運用業の登録については株式会社性を求めていることと法律の根幹レベルで矛盾が生じてしまうことになる）。<br>これは、特定出資に係る権利・優先出資に係る権利は集団投資スキーム持分に該当しないので（金商法第2条第2項第5号ニ、金商法施行令案第1条の3第3項第2号）、特定出資者・優先出資者から出資を受けた金銭等の財産は「次に掲げる権 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産」（金商法第2条第8項第15号）に該当しないことによるとの理解でよいか。この点、疑義があるようであれば、府令において適用除外にかかる手当てを明確にしてほしい。 | |
| 196 | TMK自身が投資家から出資を受けた資金を不動産や不動産を原資産とする信託受益権で運用する行為は、金商法第28条第4項第1号・第2号・第3号に定義されている投資運用業に該当せず、金融商品取引業の対象外のため、TMK自身には業者登録が必要ないことを確認したい。 | TMK（特定目的会社）は法人であり、TMKに対する出資持分は集団投資スキーム持分の定義に該当しない（金商法第2条第2項第5号、金商法施行令第1条の3の3第2号）こと等から、貴見のとおりであると考えられます。 |
| 197 | ノン・リコースローンの提供において、合同会社又は特例有限会社が借主SPCとなる場合、通常はTK出資者によるTK出資とは別に、ケイマンSPCや中間法人による出資が借主SPCに入ることがある。当該ケイマンSPCや中間法人による出資について、当該ケイマンSPCや中間法人に対する基金拠出者が拠出した金額以上にリターンが生じないように仕組む措置（例えば、拠出した額に利息を付さない等の定款記載を行うなど）をとれば、当該借主SPCについて投資運用業（金商法第2条第8項第15号）の登録は必要とされないよう、定義府令案第16条に手当てしてほしい。 | ご指摘の「借主SPC」（匿名組合営業者）については、TK出資者から出資を受けた金銭等を主として有価証券等に投資運用するものであれば、金商法上の「自己運用業務」（金商法第2条第8項第15号ハ）に該当する可能性があると考えられます。また、「借主SPC」に出資を行う「ケイマンSPCや中間法人」についても、当該主体が例えば中間法人法上の有限責任中間法人（又はこれに類する外国の者）である場合は、当該主体に係る権利は金商法上の「集団投資スキーム持分」（同法第2条第2項第5号・第6号）に該当し（金商法施行令第1条の3の3第2号参照）、出資・拠出を受けた財産を「借主SPC」に匿名組合出資する行為は「自己運用業務」（金商法第2条第8項第15号ハ）に該当する可能性があると考えられます。ただし、当該主体について、残余財産の分配も含めて「基金拠出者が拠出した金額以上にリターンが生じないように仕組む措置」が講じられ、これが遵守されている限りにおいては、当該主体に係る権利は「集団投資スキーム持分」から除外されることとなります（同条第2項第5号ロ）。<br>いずれにせよ、こうした規制の適用関係を超えて、「借主SPC」の行う業務を一律に「投資運用業」の定義から除外することとすれば、規制の潜脱を生じさせるおそれもあり、市場の公正性・透明性確保の観点から、適当でないと考えられます。 |
| 198 | 匿名組合出資を受けた営業者が、匿名組合契約において具体的に特定された銘柄の株式を取得したうえ、同契約に規定される態様において専ら売却処分を行う場合又は当該売却のために有価証券処分信託を設定する場合には、当該営業者は金商法第2条第8項第15号ハに掲げる行為を行っていることにはならない（投資運用業者には該当しない）との理解でよいか。 | 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為に該当するかは、当該営業者が金融商品の価値等の分析に基づく「投資判断」（同項第11号ロ）に基づいて投資運用を行っているといえるかによるものであり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>「投資判断」には「価格」や「時期」等についての判断も含まれるので、ご指摘のような場合についても、金商法第2条第8項第15号の業務に該当する可能性があるものと考えられます。 |
| 199 | 不動産の私募ファンドにおいて、不動産ファンド会社のみがSPCに匿名組合出資を行い、当該ファンド会社が実質的には投資判断を行っているといえる場合、当該SPCは投資運用業の登録が必要か。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような「匿名組合員が実質的には投資判断を行っている場合」が、そもそも「匿名組合契約」の性格から認められるのかについて疑義があり、基本的には、SPCに対して投資運用業規制が適用される可能性 |

| | | |
|---|---|---|
| | | が高いものと考えられます。 |
| 200 | 信託受益権を投資対象とする匿名組合の営業者であるSPC（いわゆるYK－TK（GK－TK）スキームにおけるYK（GK））に対し、金銭を融資している者（レンダー）が、当該ローンの担保として投資対象たる信託受益権に設定した質権等の担保権を行使する場合において、その一環としてレンダーがSPCに対して、投資対象たる信託受益権等の処分等を求め、SPCがそれに対応することで、レンダーの債権を保全することが予定されている。この場合において、レンダーが、SPCに対して信託受益権の処分等を求める行為は、レンダーの債権保全のための行為であり、金銭その他の財産の運用を目的とする行為ではないことから、金商法第2条第8項第15号に規定する金融商品取引業にはあたらないとの理解でよいか。 | ご指摘の「自己運用業務」（金商法第2条第8項第15号）は、集団投資スキーム持分を有する者から出資・拠出を受けた金銭等の主として有価証券等への投資運用を行う業務をいうものであり、ご指摘のように、「レンダー」がSPCに対して信託受益権の処分等を求める行為は原則として該当しないものと考えられます。<br>ただし、当該「レンダー」が、実質的に、SPCによる信託受益権の処分等についての「投資判断の一任」及び「投資権限の委任」を受けている場合は、「投資一任契約に係る業務」（同項第12号ロ）に該当する可能性がある点に、留意が必要と考えられます。ご指摘のように、レンダーが自ら保有する債権の担保として設定された有価証券の処分をSPCに対して求めることは、「投資一任契約に係る業務」に該当しない可能性が高いと考えられますが、具体的な規定の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（信託型ファンド）** | |
| 201 | 信託受益権を有する者から出資又は拠出を受けた金銭の運用を行う（金商法第2条第8項第15号ロ）とは、具体的にはどのような場合を想定しているのか。 | ご指摘の規定（金商法第2条第8項第15号ロ）は、受益者のために信託財産を主として有価証券等に運用（又は運用指図）する業務が想定されているものと考えられます。<br>ただし、信託業法上の信託会社、外国信託会社又は自己信託を行う旨の登録（同法第50条の2第1項）を受けている者等が、その所有する信託財産について運用を行う業務は、信託業法上の規制が及ぶことから、金商法の対象からは除外されています（同法第65条の5第5項）。兼営法上の信託兼営金融機関が受託者である場合も同様です（金商法第33条の8第1項）。<br>また、例えば、信託業法上の「指図権者」（同法第65条）が行う業務についても、「投資一任契約に係る業務」（金商法第2条第8項第12号ロ）に該当するものを除くほか、ご指摘の規定（同項第15号ロ）の業務に該当する可能性があるものと考えられます。 |
| 202 | 「自己運用」とは「『権利を有する者から出資又は拠出された』金銭その他の財産の『運用』を行うこと」（金商法第2条第8項第15号）とされており、「現に権利を有する者から金銭その他の財産が出資又は拠出されていない場合」又は「運用がなされていない場合」は該当しないとの理解でよいか。<br>例えば、信託の受益権など有価証券を保有する者が、この有価証券について信託を設定（自己信託による場合を含む。）し、その信託の受益権を第三者に売却した場合、信託の受託者は信託行為の定めるところに従って、①信託財産に属する有価証券について配当を受領し又は償還を受け、これを投資家（すなわち受益者）に分配する | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例えば、委託者等のみの指図により信託財産の管理・処分が行われる信託の受託者が行う業務（管理型信託業（信託業法第2条第3項））については、金商法第2条第8項第15号等に定める「運用」に該当しないものと考えられます。<br>また、信託業法上の信託会社、外国信託会社又は自己信託を行う旨の登録（同法第50条の2第1項）を受けている者等が、その所有する信託財産について「投資運用」を行う業務は、信託業法上の規制が及ぶことから、金商法の対象からは除外されています（同法第65条の5第5項）。兼営法上の信託兼営金融機関が受託者である場合も同 |

| | | |
|---|---|---|
| | 行為、②信託財産に属する有価証券を処分し、その処分代金を投資家に分配する行為を行うことになるが、投資家は受託者に対して金銭その他の財産を拠出しておらず、かつ、信託財産の管理・処分がなされているだけで新たな「運用」がなされているわけではないから、信託の受託者の行為は「金融商品取引業」に当たらないとの理解でよいか。 | 様です（金商法第33条の8第1項）。 |
| 203 | 発行者が「委託者」若しくは「委託者及び受託者」とされる信託について、信託受益権を信託財産とするダブル信託スキームの信託受益権若しくは匿名組合等の有価証券を信託財産とする信託受益権の場合、投資運用業の規制を受けるのは「受託者」のみとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、信託受益権の「発行者」（定義府令第14条第3項第1号参照）とされるか否かにかかわらず、実質的に信託財産の有価証券等への運用（又は運用指図）業務を行う者に対して、金商法の「投資運用業」規制が適用されるものと考えられます。<br>なお、信託業法上の信託会社、外国信託会社又は自己信託を行う旨の登録（同法第50条の2第1項）を受けている者等が、その所有する信託財産について「投資運用」を行う業務は、信託業法上の規制が及ぶことから、金商法の対象からは除外されています（同法第65条の5第5項）。兼営法上の信託兼営金融機関が受託者である場合も同様です（金商法第33条の8第1項）。 |
| | **（集団投資スキームの投資事業に伴いヘッジ目的で行うデリバティブ取引）** | |
| 204 | 集団投資スキームの運用資産全額を海外市場において運用する場合、ブローカーへの預託資金は米国ドル等の外貨にて預託することから、運用終了時までの為替リスクを避けるために、相当額の為替ヘッジを行う。このヘッジ取引も「デリバティブ取引」としてカウントされることとなるが、資産全額について非有価証券による運用を意図していた場合においても、「主としてデリバティブ取引」を行う投資運用業とみなされるおそれがある。<br>ついては、ヘッジ目的で為替デリバティブを行う際には、純粋なデリバティブ取引とは区別して、「主として有価証券又はデリバティブ取引」から除外してほしい。 | いわゆる「自己運用業務」は、集団投資スキームの財産を「主として」有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対して投資運用するものと定義されています（金商法第2条第8項第15号）。<br>一方、ご指摘のように、運用財産を「有価証券以外の資産」に投資する場合において、それに伴う為替リスクをヘッジするための取引に係る権利が、運用財産全体の「50％超」となることは基本的に想定しがたいことから、ご指摘のような特例を設ける必要はないものと考えられます。 |
| | **（投資運用権限を全部委託する場合の適用除外の対象範囲）** | |
| 205 | 既存の不動産ファンドにおいて、契約を変更し、定義府令案第16条第1項第4号ロの要件を満たすことを条件に、本特例の適用を受けられるようにしてほしい。 | 定義府令第16条第1項第10号の特例は、「出資契約等の成立前」に当局に届出を行うこと（同号ホ）等が要件とされていますが、ご意見を踏まえ、金商法の施行の際現に「自己運用業務」（同法第2条第8項第15号）を行っている者については、当該届出期限を「施行日後六月以内」と読み替える経過措置を置くよう、規定を修正いたします（定義府令等一部改正府令附則第5条）。 |
| 206 | 主として有価証券等への投資運用を行う集団投資スキーム（ファンド）の運営者は、自己運用（金商業第2条第8項第15号）を行う者として金商法の規制対象となりうるが、運用権限の全部を金融商品取引業者等に委託する場合は、一定の要件の下で、当該運営者の行う業務を金融商品取引業の定義から除外する（定義府令案第16条）とされている。従来の商品ファンド法によって定められ | 金商法第2条第8項第15号は「主として」有価証券又はデリバティブ取引等に係る権利に対する投資運用を行う業務と定義されており、いわゆる商品ファンド持分の運営者が行う業務については当該定義に該当しないものもあると考えられますが、当該運営者が同法第2条第8項第15号の業務を行う場合であって、定義府令第16条第1項第10号の要件に該当するものであれば、同号の |

| | | |
|---|---|---|
| | ていたいわゆる商品ファンドの運営者に関しても運用権限の全部を外部委託すれば金融商品取引業の定義から除外されるか。 | 特例の対象となるものと考えられます。 |
| 207 | 定義府令案第16条第1項第4号により、自己運用を行う権限の全部を委託する場合は投資運用業から除かれることとなるが、複数の者に委託することで運用権限の全部を委託するものであっても、当該特例に該当するとの理解でよいか。 | ご指摘のような場合も定義府令第16条第1項第10号の要件を満たすならば該当し得ると考えられますが、運用権限を委託されたそれぞれの金融商品取引業者等（投資運用業を行う者）が善管注意義務・忠実義務・分別管理監督義務を負うことになりますので、各者間の責任分担が明確になっていることが望ましいものと考えられます。 |
| 208 | 定義府令案第16条第1項第4号によると、「運用」を行う権限をすべて金融商品取引業者に対し委任すると、委任者は金融商品取引業に該当しないと定められている。仮に「すべて」を委任していないとなると業登録が必要になってくるので、「運用」を行う権限とは何かが実務上非常に重要な問題となるが、定義が規定されておらず範囲が不明確である。<br>例えば、いわゆる投資ファンドによる投資に関しては、投資先候補の発掘、投資先候補との投資に係る交渉、投資先の決定、投資実行、投資実行後の投資先への支援、投資により取得した有価証券等の処分等様々な行為があるが、具体的にどの行為の権限を委任すれば「運用」を行う権限を「すべて」委任したと認められるのかが問題となる。<br>したがって、この「運用」の範囲を、政省令又は監督指針等でできる限り明確にしてほしい。 | ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第10号）の「運用」の意義は、金商法第2条第8項第15号の「運用」と同内容であると考えられます。<br>ご指摘の行為のうち「投資先候補の発掘」「投資先候補との投資に係る交渉」「投資先の決定」「投資実行」「投資により取得した有価証券等の処分」については「運用」に該当する可能性が高いものと考えられますが、具体的にどのような行為が「運用」に該当するかについての基準を一律に示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 209 | 定義府令案第16条第1項第4号に「運用を行う権限の全部を委託する」とあるが、当該「運用」は金商法の投資運用業務に係る権限と理解する。一般に、付随業務に相当する業務については金融商品取引業者ではない他の外部に委託することもあるが、当該要件にいう「運用」は投資運用業の本業に係るものであり、付随業務に係る権限は含まれないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 210 | 定義府令案第16条第1項第4号において、「金融商品取引業者等」の定義が不明だが、同項第1号の定義と同様との理解でよいか。 | 定義府令第1条第3項第6号において、「法第34条に規定する金融商品取引業者等」との定義が置かれています。 |
| | **（特例業務届出者が投資運用権限を全部委託する場合）** | |
| 211 | ファンド運営者の投資運用業登録義務に関する定義府令案第16条第1項第4号について、同号に規定された要件を満たし、かつ適格機関投資家等特例業務に該当する行為を行う場合、運営者自身による届出は必要か。<br>定義府令案の規定（第16条第1項第4号柱書かっこ書の「（法第63条第1項第2号に掲げるものを除く。）」）では、適格機関投資家等特例業務に該当する場合を金融商品取引業の適用除外対象から除いており、運営者自身による届出が必要であるように読める。しかし、適格機関投資家以外の投資家を対象とする場合でも定義府令案第16条第1項第4号の要件を満たせば登録・届出ともに不 | ご意見を踏まえ、適格機関投資家等特例業務の要件（金商法第63条第1項第2号）に該当する「自己運用」（同法第2条第8項第15号）についても、定義府令第16条第1項第10号の特例の対象となるよう、規定を修正いたします（同号柱書）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 要としながら、適格機関投資家等特例業務に該当すると届出が必要だとするのは、不均衡ではないか。 | |
| 212 | 定義府令案第16条第1項第4号の対象から「金商法第63条第1項第2号に掲げるもの」が除かれているが、当該適用除外の趣旨が、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を行う者から委託を受けた金融商品取引業者が金商法の規制に服して業務を行うことにより、投資家の保護が図られることにあるのであれば、「金商法第63条第1項第2号に掲げる行為」を除く合理性はない。また、定義府令案第16条第1項第4号に該当する場合であっても、「金商法第63条第1項第2号に掲げる行為」については、金商法第63条の届出義務及び行為規制に服することが必要となるのでは、取引の相手方が適格機関投資家等である場合に限って重い規制が課せられることに他ならず不均衡であり、規制の柔軟化の観点に反するものと考える。したがって、定義府令案第16条第1項第4号の対象から「金商法第63条第1項第2号に掲げるもの」を除く旨のかっこ書は削除すべきである。 | |
| | **（特例の対象となる「投資運用権限の全部委託」の要件）** | |
| 213 | 定義府令案第16条第1項第4号について、匿名組合スキームの場合、「対象行為者」に出資する匿名組合員に対し、AMが事前に投資意向の確認を行う場合がある。AMが投資一任業者であることを前提として、当該行為はAMの一任性を否定する（第4号要件を満たさない）ものではないとの理解でよいか、確認したい。 | AMが事前に匿名組合員の投資意向の確認を行うことによって、定義府令第16条第1項第10号の特例の要件が満たされなくなるわけではなく、AMの「投資一任性」については、対象行為者からAMに対して「投資判断の一任」及び「投資権限の委任」が実質的に行われているかどうかについて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます（金商法第2条第8項第12号ロ）。<br>なお、AMが事前に匿名組合員の投資意向の確認を行うことは、AMが実質的に「投資判断」を行っているか否かを判断する上での考慮されるべき事実となると考えられます。 |
| 214 | 定義府令案第16条第1項第4号の趣旨は、形式上ファンドの運営者になっている者が「運用」に関する意思決定過程から排除されていること、あるいは、投資家保護が図られていることにあるものと思われる。<br>実務上、投資一任契約を締結した金融商品取引業者等の投資判断だけではなく、投資家の意思決定にも基づいて、運用財産の取得・処分がなされる可能性がある。この場合、金融商品取引業者等に「運用権限の全部を委託」しているとは言い難いように思われる一方、形式上ファンドの運営者となっている者は、運用についての意思決定過程から排除されており、かつ、投資家保護という点でも投資家自身が意思決定に関与しているので特段の問題はないように思われる。<br>そこで、金融商品取引業者等に運用権限を委託しつつも、投資家が一定の意思決定権限を有する場合であっても、金融商品取引業から除外す | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該運用を行う権限の全部の委託を受けた金融商品取引業者等が、投資判断の際に投資家の意思を参考にすることとしていたとしても、「運用を行う権限の全部を委託」との要件に該当し得ると考えられます（定義府令第16条第1項第10号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ることとしてよいのではないか。 | |
| 215 | ファンド運営者の自己運用（金商法第2条第8項第15号）における運用権限を、投資一任契約によって金融商品取引業者（不動産流動化スキームにおけるアセット・マネージャー等）にすべて委託する場合は、運営者は金融商品取引業の規制を免れる（定義府令案第16条第1項第4号）が、この場合、ファンド出資者がファンド運用（主に運用資産の追加・売却のタイミング及び価格の決定）の意思決定において、一定の拒否権を保有するような事例であっても、運営者が出資契約上、運営者に認められる運用権限の全部を外部委託するのであれば、運営者の登録は不要となるものとの理解でよいか。 | 「対象行為者」が、出資契約等においてもかつ実質的にも「対象権利者」のため「運用を行う権限の全部を委託するもの」であると認められる場合には、ご指摘のように「ファンド出資者」（対象権利者）が「一定の拒否権を保有するような事例」であっても、定義府令第16条第1項第10号に該当し得ると考えられます。 |
| 216 | 定義府令案第16条第1項第4号について、投資一任業者であるAMの指示に基づき、匿名組合の営業者が信託受益権を直接購入又は売却する行為は、AMの投資一任性を否定する（第4号要件を満たさない）ものではないとの理解でよいか。 | 投資一任契約は「投資判断に基づき当該相手方のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約」と定義されており（金商法第2条第8項第12号ロ）、匿名組合の営業者が信託受益権を直接購入・売却する場合には、AMの「投資一任性」が否定される可能性があると考えられます。 |
| 217 | 定義府令案第16条第1項第4号で定義されている「対象行為者」が、同条項で定義される「対象権利」にかかる契約を複数締結している場合に、「対象権利を有する者」のために運用を行う行為が金融商品取引業に当たらないというためには、①「対象行為者」が締結する「対象権利」にかかる契約すべての運用を一括して委託する内容の投資一任契約を締結すれば足りるのか、又は「対象権利」にかかる契約ごとに投資一任契約を締結すれば足りるのか、あるいはどちらの手段もとりうるのか。②「対象権利」にかかる契約ごとに投資一任契約を締結する場合には、対象権利にかかる契約ごとに金融商品取引業者を選定し、投資一任契約を締結することで足りるとの理解でよいか。 | ご質問の①については、定義府令第16条第1項第10号の特例の要件として、「対象行為者」が締結する「対象権利」に係る契約すべての運用を一括して委託する内容の投資一任契約を締結する方法と「対象権利」に係る契約ごとに投資一任契約を締結する方法のいずれも可能と考えられます。<br>ご質問の②については、「対象権利」ごとに運用権限を全部委託する「金融商品取引業者等」を選定し、投資一任契約を締結することも可能と考えられます。 |
| 218 | 定義府令案第16条第1項第4号に定める全部委託の場合において、当該委託を受けて投資運用業を行う金融商品取引業者に関して、金商法第36条、第37条の3～第41条の5に定める「顧客」とは、こうした全部委託を行った委託者（定義府令案第16条第1項第4号に定める「対象行為者」）のみを指すとの理解でよいか。 | ご指摘の場合において金融商品取引業者等が行う「投資一任契約に係る業務」については、基本的に、「対象行為者」を顧客として各種規制が適用されるものと考えられますが、当該金融商品取引業者等は「対象権利者」に対しても当該投資一任契約に基づき忠実義務及び善管注意義務を負うこととなる点に、留意が必要と考えられます（定義府令第16条第1項第10号ロ）。 |
| 219 | 仮に出資の割合が一定以上の外国ファンドについて自己運用規制を及ぼす場合、定義府令案第16条第1項第4号の金融商品取引業から除外される場合に関して、運用の全部を委託する投資一任契約の相手方は、金融商品取引業者に限らず、外国法に基づき投資運用業を営む者も含まれることとしてほしい。金融商品取引業者に限られてしまい、外国法に基づき投資運用業を営む者が含まれないと、外国ファンドについては、事実上、定義府令案第16条第1項第4号の適用場面はほとんどないこととなってしまい、実務上の弊 | 定義府令第16条第1項第10号は、運用権限の全部委託先が一定の義務を負うことを要件づけることにより、委託元（「対象行為者」）の出資者（「対象権利者」）に対して一定の保護が及ぶことを前提として、当該対象行為者に対する投資運用業規制の適用を除外しているものです。<br>ご指摘の「外国法に基づき投資運用業を営む者」は必ずしも国内当局による監督が及ぶものではないため、これに運用権限が委託される場合にまで特例対象を広げることは、出資者の保護に欠けることとなるおそれもあり、適当でないと考え |

| | | |
|---|---|---|
| | 害が大きい。 | られます。<br>なお、ご意見も踏まえ、外国の投資ファンドの「自己運用」（金商法第2条第8項第15号）に係る規制の適用については、①出資者のうち本邦居住者が「10人未満の適格機関投資家」に限られ、②本邦居住者の出資額が総出資額の3分の1以下であることとの要件を満たすものについては、金融商品取引業（自己運用）の定義から除外するよう、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第13号）。 |
| | **（投資運用権限を全部委託する場合の適用除外の詳細要件等）** | |
| 220 | 定義府令案第16条第1項第4号イ(2)における「当該投資一任契約の概要」とは、どの程度を示すことが必要とされるか。 | ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第10号イ(2)）に定める「投資一任契約の概要」としては、例えば、契約期間や投資の方法・取引の種類等、投資一任契約に係る「契約締結時交付書面」の記載事項（金商業等府令第99条第1項、第107条第1項）のうち重要な事項について、権利者が理解できるよう具体的に分かりやすく記載することが求められるものと考えられます。 |
| 221 | 定義府令案第16条第1項第4号イにいう「当該投資一任契約の概要」とはどの程度記載する必要があるのか。 | |
| 222 | 定義府令案第16条第1項第4号イ(2)に規定する「当該投資一任契約の概要」とは具体的にはどのような内容についてどの程度の記載が必要となるのかご教示願いたい。 | |
| 223 | 定義府令案第16条第1項第4号ロ（1）の性質は、あくまでも当該投資一任契約の相手方に対する義務として、「対象権利を有する者のため忠実に投資運用業を行わなければならないこと」を定めなければならないとするものであって、「対象権利を有する者」を第三者とする第三者のための契約として当該「対象権利を有する者」の受益の意思表示を求めるものでもなく、「対象権利を有する者」を当該契約の当事者とすることを求めるものではないことを確認したい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第10号ロ（1））の要件は、「対象権利者」が当事者となる「出資契約等」についても適用されることに留意が必要と考えられます。 |
| 224 | 定義府令案第16条第1項第4号ロ（1）（2）において、「出資契約等」に定めるべき事項が規定されているが、「金融商品取引業者」（同号柱書）自体は、この「出資契約等」の契約当事者になる必要はないものとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 225 | 定義府令案第16条第1項第4号ロ（1）において、「対象権利を有する者のため忠実に投資運用業を行わなければならないこと」、及び、同号(2)において、「対象権利を有する者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならないこと」について、出資契約等及び投資一任契約において記載することが要件とされているが、当該出資契約等及び投資一任契約において、法令上許容される範囲内で金融商品取引業者の善管注意義務を緩和することを許容する条項を設けた場合であっても、上記要件を充足するとの理解でよいか。 | ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第10号ロ（1）（2））に定める忠実義務及び善管注意義務について、契約においてこれを緩和する旨の定めが置かれる場合には、当該規定に定める要件を満たさないこととなり、特例の対象とならなくなるものと考えられます。 |
| 226 | 定義府令案第16条第1項第4号ハにおいて、どの程度の監督を要求されるのか。 | ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第10号ニ）に定める要件は、「対象行為者」に対して「金融商品取引業（自己運用業務）」の規制を適用除外するための前提条件として、金融商品取引業者等が負うべき「自己運用業務」に係る分別管理 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 義務（金商法第42条の4）と同等の分別管理を当該「対象行為者」に求めるとともに、その状況について、行政当局が金融商品取引業者等を監督する場合と同等に監督するよう義務づけるものであり、厳格な監督が求められるものと考えられます。 |
| 227 | 定義府令案第16条第1項第4号ニによれば、金融商品取引業から除外されるために、SPCとの投資一任契約を締結する「金融商品取引業者等が、出資契約等の成立前に、対象行為者に関する事項を所管金融庁長官等に届け出」る必要があるが、ここでいう「成立前」とは、出資契約等（例えば匿名組合契約）の締結前をいうのか、その締結後効力発生前でも足りるのか確認したい。 | 「出資契約等の成立前」との文言からも明らかなとおり、出資契約等の締結前に届出をする必要があると考えられます。 |
| 228 | 定義府令案第16条第1項第4号ニ（4）については、対象行為者が特別目的会社であり職務執行者しかいない場合は、特段の記載は必要ないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（二層型不動産ファンドの自己運用行為の適用除外）** | |
| 229 | 定義府令案第16条第1項第5号は、不動産信託受益権を投資資産とするいわゆるYK（GK）－TKスキームにおけるファンドSPCの行為が金融商品取引業に該当しないための要件として、「匿名組合契約が1個であること」に加え、「いわゆるダブルTKスキームになっていること」を要求するが、こうした要件が、金融商品取引業に該当しないための「投資家の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」として妥当な設定となっているか疑問である。 | ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第11号）は、不動産証券化実務において多く利用されているスキームに限定した特例として、「金融商品取引業」の規制の適用除外を認めるものです。その要件として、「子ファンド」の匿名組合営業者の投資運用対象が不動産信託受益権に限られること、「子ファンド」に匿名組合出資を行う者が「親ファンド」の運営者（匿名組合営業者）に限られること、「親ファンド」である匿名組合営業者は金融商品取引業者等又は適格機関投資家等特例業務の届出者であること等を定めることにより、当該特例の対象は実務に定着したスキームに限られることとなります。<br>また、当該特例は、「親ファンド」が匿名組合の営業者であるようなファンド・オブ・ファンズ（FOFs）については、「子ファンド」の運営者に対する適格機関投資家等特例業務の特例の適用が制限されている点（金商法第63条第1項第1号ロ）を踏まえたものです。<br>したがって、当該特例は、「投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」（金商法第2条第8項柱書）に該当するものと考えられます。 |
| 230 | 定義府令案第16条第1項第5号の特例は実務慣行に配慮したものだろうが、本質的には、出資者が1名でその者が「金融商品取引業者（投資運用業を行う者）」又は「金商法第63条第2項等の届出を行った者」であるとき（同号イ）は、子ファンド運営者に業規制を課して投資家保護を図る必要性が乏しいことを反映したものと思われる。<br>同様に、親子ファンド間のエクイティ出資が匿名組合契約に基づく出資以外である場合や、親ファンドが匿名組合以外である場合も、当該規定の要件を満たす場合は、子ファンド運営者に業規制を課して投資家保護を図る必要はなく、その行為 | ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第11号）は、不動産証券化実務において多く利用されているスキームに限定した特例として、「金融商品取引業」の規制の適用除外を認めるものであり、出資者が1名であるスキームについてこうした特例を一律に認めることは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | を金融商品取引業から除外してよいのではないか。<br>　更にいえば、二層構造ファンドだけではなく一層構造のファンドでも、エクイティ投資家が1名でその者が「金融商品取引業者（投資運用業を行う者）」又は「金商法第63条第2項等の届出を行った者」であれば、ファンド運営者の行う行為を金融商品取引業から除外してよいのではないか。 | |
| | **（適用除外対象となる二層型不動産ファンドの匿名組合契約の相手方）** | |
| 231 | 　定義府令案第16条第1項第5号イにおいて「当該匿名組合契約の相手方になろうとする者」を「他の匿名組合契約の営業者」に限定する必然性はない。匿名組合出資のみを目的とする合同会社や株式会社など匿名組合の営業者以外の者も、「相手方になろうとする者」に認めるべきである。 | 　ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第11号）は、不動産証券化実務において多く利用されているスキームに限定した特例として、「金融商品取引業」の規制の適用除外を認めるものであり、いわゆる「親ファンド」が匿名組合の営業者以外の場合についてまで特例の対象を拡大することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。<br>　なお、当該特例は、「親ファンド」が匿名組合の営業者であるようなファンド・オブ・ファンズ（FOFs）については、「子ファンド」の運営者に対する適格機関投資家等特例業務の特例の適用が制限されている点（金商法第63条第1項第1号ロ）を踏まえたものであり、「親ファンド」が匿名組合以外のスキームである場合には、適格機関投資家等特例業務の特例が適用される余地が広い点にも、留意が必要と考えられます。 |
| 232 | 　定義府令案第16条第1項第5号に定める「一の相手方と締結した匿名組合契約」とは、営業者と匿名組合員の1対1の契約で、匿名組合員の総数が1名であるもののみに限られるとの理解でよいか。 | 　貴見のとおりと考えられます。 |
| 233 | 　定義府令案第16条第1項第5号において、「一の相手方と締結した匿名組合契約」の意味するところを明らかにしてほしい。匿名組合契約とは二当事者間の相対の契約であり、複数の相手方と同時に1本の匿名組合契約を締結することは法律上あり得ないため、匿名組合契約を締結する場合の相手方は、当然に「一の相手方」となる。複数の相手方と複数の匿名組合契約を締結することを除外する趣旨であれば、そのように記載することが望まれる。 | 　ご指摘のとおり、匿名組合契約は「二当事者間の相対契約」であることから、定義府令第16条第1項第11号柱書において「一の相手方と締結した匿名組合契約」と定めている趣旨は、いわゆる「子ファンド」の運営者が複数の相手方と（複数の）匿名組合契約を締結する場合は、当該特例の対象とならない旨を示すものと考えられます。 |
| 234 | 　定義府令案第16条第1項第5号の匿名組合契約の相手方の数を増やしてほしい。目安としては、現在税法上源泉徴収義務を負わないこととされている、9名としてはどうか。 | 　ご指摘の規定（定義府令第16条第1項第11号）は、不動産証券化実務において多く利用されているスキームに限定した特例として、「金融商品取引業」の規制の適用除外を認めるものであり、その要件として、「子ファンド」の匿名組合営業者の投資運用の対象が不動産信託受益権に限られること、「子ファンド」に匿名組合出資を行う者が「親ファンド」の運営者（匿名組合営業者）に限られること、「親ファンド」である匿名組合営業者は金融商品取引業者等又は適格機関投資家等特例業務の届出者であること等を定めることにより、当該特例の対象は実務に定着したスキームに限 |

| | | |
|---|---|---|
| | | られることとなると考えられます。<br>こうした範囲を超えて、「子ファンド」に匿名組合出資を行う者の人数要件を緩和することは、投資者保護の徹底や規制の潜脱防止の観点から、適当でないと考えられます。 |
| 235 | 二重の匿名組合契約を利用して宅地又は建物に係る信託の受益権に対する投資として運用を行うスキームを組成する場合、「匿名組合契約①」及び「匿名組合契約②」が同時期に締結されることもあり得るところ、「匿名組合契約②」が締結される時点において「匿名組合契約①」の効力が発生しておらず、「営業者①」が営業者の地位に就いていないこともあり得る。<br>そのような場合であっても、「匿名組合契約②」に基づき出資を受けた金銭その他の財産が宅地又は建物に係る信託の受益権に対して運用される時点(「営業者②」が当該信託の受益権を取得する時点)において、「営業者①」が「匿名組合契約①」に基づき金銭その他の財産の出資を受けていれば、定義府令案第16条第1項第5号イの「当該匿名組合契約の相手方になろうとする者が他の匿名組合契約の営業者」であるという要件を充足するとの理解でよいか。 | ご指摘の規定(定義府令第16条第1項第11号)は、不動産証券化実務において多く利用されているスキームに限定した特例として、「金融商品取引業」の規制の適用除外を認めるものであり、その要件として、「子ファンド」(営業者②)に匿名組合出資を行う者が「親ファンド」の運営者(匿名組合営業者)に限られ、かつ、「親ファンド」である匿名組合営業者(営業者①)は金融商品取引業者等又は適格機関投資家等特例業務の届出者であること等が定められています。<br>ご指摘のように、「親ファンド」(営業者①)が組成される前に「子ファンド」(営業者②)が不動産信託受益権を取得する場合には、これらの要件が満たされないものと考えられます。 |
| | **(適用除外対象となる二層型不動産ファンドの投資対象資産)** | |
| 236 | 定義府令案第16条第1項第5号には「宅地(かっこ内省略)又は建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資」とあるが、仮に投資対象の限定が必要であっても「宅地(かっこ内省略)又は建物」に限定するべきではなく、「不動産に関する権利」に拡張してほしい。 | ご意見を踏まえ、投資運用の対象となる信託受益権の範囲を「宅地又は建物」に係るものから「不動産」全般に係るものへと拡大するよう、規定を修正いたします(定義府令第16条第1項第11号)。 |
| 237 | 定義府令案第16条第1項第5号の特例の対象となる投資対象受益権の信託財産につき、宅地・建物のほか、地上権及び土地の賃借権を追加してほしい。また、ほとんどすべての不動産の信託は、費用見合いの現金の信託を伴うので、「主として宅地、建物、地上権又は土地の賃借権」との趣旨の文言にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、投資運用の対象となる信託受益権の範囲を「宅地又は建物」に係るものから「不動産」全般に係るものへと拡大するよう、規定を修正いたします(定義府令第16条第1項第11号)。<br>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、信託財産として、不動産のほか、不動産に付随する地上権・賃借権や不動産取引に付随する費用見合い現金が含まれるものも、この「不動産に係る信託受益権」の範囲に含まれ得るものと考えられます。 |
| 238 | 定義府令案第16条第1項第5号の特例は実務慣行に配慮したものであろうが、本質的には、出資者が1名でその者が「金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。)又は法第63条第2項若しくは第63条の3第1項の規定に基づく届出を行った者」である(定義府令案第16条第1項第5号イ)ときには、あえて子ファンドの運営者について業規制を課して投資家保護を図る必要性が乏しいことを反映したものと思われる。<br>子ファンドの投資対象が不動産以外の信託受益権その他の有価証券である場合も、子ファンドの運営者について業規制を課し投資家保護を図る必要はなく、その行為を金融商品取引業から除 | ご指摘の規定(定義府令第16条第1項第11号)は、不動産証券化実務において多く利用されているスキームに限定した特例として、「金融商品取引業」の規制の適用除外を認めるものであり、いわゆる「子ファンド」が不動産信託受益権以外の資産への投資運用を行う場合までを幅広く特例の対象とすることは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、投資運用の対象となる信託受益権の範囲を「宅地又は建物」に係るものから「不動産」全般に係るものへと拡大するよう、規定を修正いたします(定義府令第16条第1項第11号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 外してよいのではないか。 | |
| 239 | 定義府令案第16条第1項第5号において、投資対象を「宅地(かっこ内省略)又は建物に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利」に限定するべきではない。 | |
| 240 | 定義府令案第16条第1項第5号は、宅地又は建物に係る信託の受益権に対する投資として運用を行う場合に限り、金融商品取引業に該当しない旨の特則を定めているが、運用の対象を宅地又は建物に係る信託の受益権に限定する合理性はなく、定義府令案第16条第1項第5号イないしハの要件を充足する場合には、運用の対象にかかわらず金商法第2条第8項第15号に掲げる行為は金融商品取引業に該当しないものと改めるべきである。 | |
| 241 | 定義府令案第16条第1項第5号の投資対象の制限を削除してほしい。 | |
| | **(二層型不動産ファンドの自己運用行為の適用除外に係る経過措置)** | |
| 242 | 金商法施行の際に現にある二層構造ファンドであって、「子SPC」の運用対象が定義府令案第16条第1項第5号の要件を満たしている場合でも、「子SPC」自らが改正法附則第48条又は第49条に基づく届出を行う必要があるのか確認したい。当該定義府令案の趣旨に鑑みれば、「子SPC」自体に届出を求める必要はないと思われることから、定義府令案の修正をしてほしい。 | ご意見を踏まえ、既存の二層構造ファンドであっても定義府令第16条第1項第10号の特例の対象となり得るよう、「親ファンドの運営者」に係る要件を緩和し、「改正法附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務を行う者」を追加するよう、規定を修正いたします(同号イ)。<br>なお、改正法附則第49条の経過措置規定の適用を受ける者は、施行日後3月以内に「金商法第63条第2項の規定に基づく届出」をすることが必要となることから、「親ファンドの運営者」に係る要件に該当するものと考えられます。 |
| 243 | 金商法施行の際現にあり改正法附則第48条が適用される「親SPC」が営業者である匿名組合契約について、当該契約において、当該「親SPC」が将来的に「(不動産信託受益権を取得する)子SPC」に匿名組合出資を行う場合に、当該「親SPC」の匿名組合員による義務的追加出資について規定している場合があり得る。<br>こうした契約の下で施行日後に新たな「子SPC」を設立しようとする場合、その運用対象が定義府令案第16条第1項第5号の要件を満たすとしても、「親SPC」が定義府令案第16条第1項第5号イに定める者(金融商品取引業者(投資運用業を行う者)又は適格機関投資家等特例業務の届出者)には該当しないことが問題となる。そこで、改正法附則第48条が適用される「親SPC」を、定義府令案第16条第1項第5号イに定める者として追加規定してほしい。 | |
| | **(いわゆる外国ファンドの自己運用)** | |
| 244 | 出資者に日本投資家が存在しない外国LPSであって、その投資対象は日本企業の株式等であるが、調査やオペレーションの一切を日本国外で行っている場合、当該外国LPSの業務執行組合員は、投資運用業の登録が必要か。外国において投資運用業を行う者であっても、その顧客に日本投資家が存在しない場合には、投資運用業の登録は不要との理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、非居住者のみから出資を受けた金銭等を国外において投資運用している場合には、当該運用行為については、金商法の規制は適用されないものと考えられます。 |
| 245 | 集団投資スキームの運用を行う場合において、 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断さ |

| | | |
|---|---|---|
| | 本法令の規制が適用されないのは①投資家が海外投資家（非居住者・外国法人等）であること、②募集行為を実際に実行する場所が物理的に海外であること、③ファンドの所在地が海外であること、④ファンド運営者（GP）の所在地が海外であること、⑤運用対象資産が海外の資産であることのうちのどの要件が満たされる場合なのかが不明確であり、政省令若しくは監督指針等にて明示してほしい。また、海外投資家が本法令の適用を受ける場合、国内の投資家と同様に取り扱われるのか。 | れるべきものではありますが、原則として、非居住者のみから出資を受けた金銭等を国外において投資運用している場合には、当該運用行為については、金商法の規制は適用されないものと考えられます。一方、外国集団投資スキーム持分に係る権利者から出資又は拠出を受けた金銭等の運用が金商法の規制対象とされている（第2条第2項第6号、第8項第15号ハ）ことから、「ファンドの所在地が海外である」場合や「ファンド運営者（GP）の所在地が海外である」場合であっても、金商法の規制対象となり得るものと考えられます。また、金商法の規制対象である「有価証券」及び「デリバティブ取引」には外国のものも含まれることから、「運用対象資産が海外の資産である」場合であっても、金商法の規制対象となり得るものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、我が国の機関投資家による多様なグローバル投資の機会を確保する等の観点から、外国の投資ファンドの「自己運用」に係る規制の適用については、①出資者のうち本邦居住者が「10人未満の適格機関投資家」に限られ、②本邦居住者の出資額が総出資額の3分の1以下であることとの要件を満たすものについては、金融商品取引業（自己運用）の定義から除外するよう、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第13号）。<br>また、外国投資家が金商法の適用を受ける場合には、基本的には国内投資家と同様に取り扱われるものと考えられます。ただし、金商法は、基本的には我が国居住者である投資者を保護するものであることを踏まえれば、外国法人との取引を行う業者に対して各種の行為規制を適用することは必ずしも必要でない面もあると考えられることから、ご意見も踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第11号）。なお、外国の個人顧客については、国内の個人顧客と同様の取扱いとしております。 |
| **246** | 外国の組合型ファンド等の運用者にどの範囲で自己運用規制が及ぶのかを確認させてほしい。例えば、出資のすべてが日本国内の投資家によるものである外国ファンドについては、自己運用規制が及ぶのか。出資の50%以上が日本の投資家によるものである場合はどうか。また、当初は外国投資家のみであったが、その後持分が日本の居住者に譲渡された場合にはどのように考えるべきか。<br>仮に出資の割合が一定以上の外国ファンドについて自己運用規制を及ぼすのだとすると、1項有価証券に該当する外国籍のファンドやその運用者に関しては投資運用業規制の適用をしていないこととの平仄がとれないのではないか。また、外国籍ファンドについて、少しでも日本の投資家 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、国内の投資家から出資を受けた金銭等を業として投資運用している者は、金商法の「自己運用業務」（第2条第8項第15号ハ）の規制が及ぶものと考えられます。ファンドの運営が開始された後に、国内の投資家に当該ファンドの持分が譲渡された場合についても、基本的に同様と考えられます。<br>ただし、ご意見も踏まえ、我が国機関投資家が「外国籍ファンドへの投資から閉め出される結果となるおそれ」が生じることのないようにするとの観点から、①出資者のうち本邦居住者が「10人未満の適格機関投資家」に限られ、②本邦居住者の出資額が総出資額の3分の1以下であることとの要件を満たすものについては、金融商品取引 |

| | | |
|---|---|---|
| | が投資していれば自己運用規制が及ぶとの解釈を採ると、日本の投資家が外国籍ファンドへの投資から閉め出される結果となるおそれが高く、日本法の適用範囲という観点からも適切ではないと思われるので、合理的な指針を示してほしい。 | 業（自己運用）の定義から除外するよう、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第13号）。 |
| | **▼有価証券等管理（金銭・有価証券等の預託受入れ）** | |
| | **（適用範囲）** | |
| 247 | 金商法第2条第8項第16号にある「その行う第1号から第10号までに掲げる行為に関して」の具体的な趣旨は何か。例えば、単に顧客より有価証券の預託を受け、顧客の指図に従って当該有価証券の決済を行う場合は、これに該当しないとの理解でよいか。 | 金商法第2条第8項第16号の「その行う第1号から第10号までに掲げる行為に関して」行う金銭・有価証券の預託の受入れとしては、例えば、証券会社等の保護預り業務が該当するものと考えられる一方、単に有価証券の預託を受ける行為は必ずしも該当しないものと考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 248 | 金商法における「有価証券等管理業務」に相当する行為は、金商法第2条第8項第16号又は第17号に該当する行為に限られ、これらに類する行為は含まれないとの理解でよいか。 | ご指摘の「これらに類する行為」の内容が必ずしも明らかではありませんが、「有価証券等管理業務」とは金商法第2条第8項第16号及び第17号に掲げる業務をいうこととされており（同法第28条第5項・第1項第5号）、これ以外の業務は含まれないと考えられます。 |
| | **（市場デリバティブ取引の保証金）** | |
| 249 | 市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの自体は第二種金融商品取引業とされているが、これに伴い保証金を受領する行為は、「有価証券等管理業務」として第一種金融商品取引業となるか。<br>また、取引所取引において顧客からの証拠金を当該取引所に直接預託する場合でも、「有価証券等管理業務」として第一種金融商品取引業となるか。 | 市場デリバティブ取引に関して顧客から保証金を受領する業務は、貴見のとおり、「有価証券等管理業務」（金商法第2条第8項第16号）に該当するものと考えられます。<br>また、個別の実態にもよりますが、いわゆる「直接預託」についても、顧客の証拠金等が金融商品取引業者等を通じて金融商品取引所に預託される場合には、当該金融商品取引業者等の業務は、「有価証券等管理業務」に該当するものと考えられます。<br>なお、金商法施行の際現に証券業や金融先物取引業の登録を受けている者については、施行日において、有価証券等管理業務を行うものとして金商法第29条の登録を受けたものとみなされる旨の経過措置が整備されています（改正法附則第18条第1項、整備政令附則第54条第1項）。 |
| 250 | 金商法第2条第8項第16号の行為から、差換預託により有価証券等の預託を受ける行為を除外してほしい。 | ご指摘の「差換預託」とは、取引所の「取引参加者」が投資家から「委託証拠金」の預託を受ける一方で、当該預託を受けた額以上の額を「取引証拠金」として当該取引所に預託する行為をいうものと考えられますが、この場合でも、当該業務を行う者の財務の健全性を確保しなければ顧客が権利を喪失する危険が高く、これを「金融商品取引業（有価証券等管理業務）」の定義から除外することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。<br>なお、金商法施行の際現に証券業や金融先物取引業の登録を受けている者については、施行日において、有価証券等管理業務を行うものとし |

| | | |
|---|---|---|
| | | て金商法第29条の登録を受けたものとみなされる旨の経過措置が整備されています（改正法附則第18条第1項、整備政令附則第54条第1項）。 |
| 251 | 海外業者又は外国証券業者が、海外顧客から市場デリバティブ取引に係る証拠金として当該顧客から差換預託により有価証券等の預託を受ける行為は、「有価証券等管理業務」（第一種金融商品取引業）に該当しないことを確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、原則として、海外業者や外国証券業者（金商法第58条）が国外において非居住者から証拠金等の預託を受ける行為は、「金融商品取引業（有価証券等管理業務）」に該当しないものと考えられます。 |
| | **▼有価証券等管理（振替業関係）** | |
| | **（「特別口座」）** | |
| 252 | 株券電子化への移行後になお株券現物を所有している株主については、発行会社が株主毎に開設する「特別口座」を通じて管理することとなるが、発行会社が当該特別口座を株主名簿管理人（証券代行専業会社又は信託兼営金融機関）に開設し、株主名簿管理人が特別口座の管理を行う実務運営が想定されている。<br>株主名簿管理人が行う特別口座の管理に関する業務は、従来より株主名簿管理人が行う事務の一部として取り扱ってきた業務と同様であることから、金融商品取引業には該当しないものと理解してよいか。当該業務が金融商品取引業として位置付けられた場合には、従来から株主名簿管理人が行う事務として取扱ってきた業務であるにもかかわらず、株券電子化に伴い、システム面、体制面等抜本的な対応の見直しが必要となり、株主名簿管理人、ひいては発行会社への大幅な追加負担等影響を生じさせることになるおそれがあることから、そのように位置付けられる場合においても、株主名簿管理人が円滑に特別口座の管理業務を行えるよう、（金商法施行令案第1条の8の3第1項等により）当該業務を金融商品取引業の適用除外としてほしい。 | ご指摘の「特別口座」の開設を受けて社債等の振替を行う業務は、金商法第2条第8項第17号に該当するものとして、「金融商品取引業」の範囲に含まれるものと考えられます。<br>当該業務は、これを行う者の財務の健全性を確保しなければ、権利者が権利を喪失する危険が生じ得るものであり、これを「金融商品取引業」の定義から除外することは適当でないと考えられます。<br>なお、今後「株式等決済合理化法」の施行に向けて「特別口座」に関する実務対応の検討を進めていく中で、必要な措置について検討されるものと考えられます。 |
| 253 | 株券電子化への移行時に保管振替機関に預託されていない株式は、その発行者の委託に基づき、その各株主に関する振替口座が作成される（特別口座。株式等決済合理化法附則第8条）。また、株券不発行会社が振替利用会社に移行するとき、新規発行の時等にも、その記載を希望する一般口座を通知しない株主については、同様に、その発行者の委託に基づき各株主に関する振替口座が作成される（これも特別口座である）。これも振替口座簿の一般形態とされている。この特別口座については、発行会社が株券電子化後の株主の権利を守るために特に作るものであり、その開設を受けた株主も、その口座を証券売買の取引に使うことが法律上できない。その株主の一般口座への振替及び単元未満株の買取請求等のための発行会社口座への振替ができるのみである。このような特別口座については、まさに勧誘行為により作成・振替されるものではなく、また、売買取引等に使うことができないためその内容が変 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 更されることもほとんどなく、投資家保護のための各種規制は不要と考えられるところである。また、発行会社が、連絡のなかった多数の株主について作成するものであり、取引報告書や残高報告書等の書面を送ることにはかなりの困難が伴うものと考えられ、コストも相当なものである。したがって、この特別口座については、金商法の適用除外とする考慮をしてほしい。 | |
| | **（適用範囲）** | |
| 254 | 信託銀行が受託者として機能する証券化取引等において、信託銀行は関連する社債を口座管理機関として管理し、社債権者の変更に伴い、社債の振替を実施するなどの業務を行っている。<br>信託会社は、証券化取引分野において信託銀行と競合していくことを希望していると考えられるが、こうした業務を信託会社が行う場合、第一種金融商品取引業の登録及び行為規制を受けることとなる。しかし、この結論は信託銀行について登録金融機関として金商法第29条の規制を受けないことと均衡を失している。また、信託会社の行う受益権販売業務について、金商法第65条の5第1項で同法第29条の適用が除外されていることと均衡を失する。更に、信託会社は信託業法の下、金融庁等の監督下におかれていることから、第一種金商業者としての参入要件まで要求する必要はないと考えられる。<br>したがって、信託会社が行う社債等振替法に基づく社債等の振替業務について、金商法第29条の適用を除外し、金融商品取引業者としての登録を不要とする規定を整備してほしい。 | 「有価証券等管理業務」（金商法第2条第8項第16号・第17号）は、これを行う者の財務の健全性を確保しなければ、権利者が権利を喪失する危険が生じ得るものと考えられます。したがって、信託会社が当該業務を行う場合を含め、これを「金融商品取引業」の定義から除外することは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 255 | 金商法第2条第8項第17号では、社債等振替法にもとづく口座振替機関の業務が想定されていると理解するが、国内証券会社等が顧客のために証券口座で保有する外国証券に関しては、私法部分に関しては社債等振替法に基づくとの有力意見があるものの、法制審議会の間接保有証券部会での議論や、我が国におけるハーグ間接保有証券に関する条約に関する議論をとっても、間接保有される外国証券についての社債等振替法の適用については依然として不明確な状況にあると思われる。<br>同項第18号において、同項第17号に類似する業務として何ら規定もなく、国内証券会社等に開かれた証券口座を通じて間接保有される外国証券に関しては、類似する業務ではあるものの金商法の対象外との理解でよいか。一般の個人投資家が国内証券会社等を通じて外国証券への投資を増加させている昨今の状況を考えれば、投資家保護の観点から国内証券を管理する場合とアンバランスなものとなるのではないか。 | 金商法第2条第8項では、業として行うことが「金融商品取引業」に該当する行為が列挙されているところ、ご指摘の同項第17号には「社債等振替法第2条第1項に規定する社債等の振替を行うための口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと」が掲げられています。社債等振替法第2条第1項の「社債等」には、「外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利」（以下「外債」といいます。）が含まれており（第11号）、社債等振替法に基づき口座管理機関（同条第4項）が行う外債の振替に関する業務は、社債等振替法に基づき口座管理機関が行う社債・国債等の国内証券の振替に関する業務と同様に、金商法第2条第8項の「金融商品取引業」に該当し、同法の対象となります。 |
| | **（外国口座管理機関）** | |
| 256 | 外国間接口座管理機関が、日本国外で、投資家に対して口座管理業務に関するサービス等を | ご質問の「外国間接口座管理機関」の行為が「社債等振替法第44条第1項第14号に掲げる者 |

| | | |
|---|---|---|
| | 提供している場合、当該外国間接口座管理機関については、適合性原則等といった金商法上の行為規制は課されないとの理解でよいか（例えば、外国間接口座管理機関については、顧客が特定投資家か否かの判定をする必要がないことを確認したい）。 | が行うもの」（定義府令第16条第1項第15号）に該当するものである限り、当該行為は、金融商品取引業から除外され、貴見のとおり、基本的には金商法上の行為規制の対象にならないものと考えられます。 |
| 257 | 「金融商品取引業から除かれるもの」として、法第2条第8項第17条（口座振替業務）に掲げる行為について、海外金融機関で、かつ、SWIFT加盟社である者が行う場合を政令指定してほしい。 | 海外金融機関が行う振替が社債等振替法に基づいて行われるものでない限り、そもそも金商法第2条第8項第17号に掲げる行為に該当しません。また、社債等振替法に基づいて行われるものであっても、外国口座管理機関が行う社債等の振替は、金融商品取引業から除外することとしています（金商法施行令第1条の8の3第4号、定義府令第16条第1項第15号）。 |
| 258 | 外国の業者が本邦居住者に対して有価証券等管理業務を行うことは、以下の事情から、金商法の適用対象外（登録義務および行為規制の対象外）との理解でよいか。<br>① 外国の口座管理機関が行う社債等の振替が適用除外とされていること<br>② 日本において営業所を有しない外国の業者が金商法第29条の2に基づき金融商品取引業者としての登録を行うことはそもそも困難であること<br>③ 外国の業者は、そもそも第一種金融商品取引業者の株式会社要件を満たすことは困難であること<br>④ 外国の業者は、公認会計士による監査の受入れ義務、顧客分別金の信託等の行為規制につきその遵守が困難であること<br>仮に外国の業者が本邦居住者に対して有価証券等管理業務を行う場合においても金商法が適用される場合でも、国内の登録金融機関が有価証券等管理業務に関する契約の締結について、代理・媒介を行う場合、又は一定の基準を満たす顧客を相手とする場合は、適用除外としてほしい。 | 外国の業者が本邦居住者に対して有価証券等管理業務を行う場合、当該外国業者は金融商品取引業の登録が必要になります。<br>有価証券等管理業務については、当該業務を行う業者の財務状況や業務運営状況如何によって、本来の権利者が権利を喪失する危険が高いと解されることから、これを行う業者の財務の健全性及び業務運営の適正性を確保するため、第一種金融商品取引業に該当する業務と位置づけられたところであり、有価証券等管理業務に関する契約の締結を登録金融機関が代理・媒介したからといって、これを金商法の適用除外とすることはできないと考えられます。<br>なお、外国の口座管理機関が行う金商法第2条第8項第17号に掲げる行為が金融商品取引業から除外されている（定義府令第16条第1項第15号）その趣旨は、社債等振替法における外国の口座管理機関が、外国の投資者の投資促進のために特に認められたものと考えられるにもかかわらず、これに金融商品取引業の登録を求めてしまうと、社債等振替法における政策目的を阻害することにもなりかねない点にあります。 |
| | **（グローバル・カストディ業務）** | |
| 259 | 海外のカストディ銀行等が、日本国外で現地の法令に則り、有価証券等管理業務に相当する行為を行い、日本国内の機関投資家へサービスを提供するグローバル・カストディ業務は、「有価証券の決済保管業務、元利金配当金の代理受領業務等の管理業務（保管にあたっては、海外では無券面化が主流なので現物の保護預かりというより帳簿管理が主体）及びこれに付随する諸業務」であるが、このグローバル・カストディ業務は、①海外カストディ銀行等自身が金商法第2条第8項第1号から第10号までの行為をなすにあたって上記の管理業務を行うものではないことから同項第16号に該当するものではなく、また、②海外で行う管理業務であるから社債等振替法を根拠とするものではないことから、同項第17号に類似する業務で | ご質問の「グローバル・カストディ業務」の内容が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該業務が金商法第2条第8項第1号から第10号までに掲げられた行為に関して行われるものではなく、かつ社債等振替法に基づいて行われるものでもない場合は、貴見のとおり、「有価証券等管理業務」に該当しないものと考えられます。<br>なお、社債等振替法第44条第1項第14号の外国口座管理機関が行う社債等の振替については、金融商品取引業から除外することとしています（定義府令第16条第1項第15号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | はあるものの同号に該当するものではないとの理解でよいか。 | |
| 260 | グローバル・カストディ業務が金商法における「有価証券等管理業務」に該当しない場合、グローバル・カストディ業務は金商法第2条第8項第17号に類似する業務であることから、当該業務について金商法における「有価証券等管理業務」の一環として位置づけることの是非を含め今後検討することが必要ではないか。例えば、グローバル・カストディ業務を「有価証券等管理業務」と位置づけ、海外カストディ銀行本体に登録義務を負わせてはどうか（ただし、プロ・アマ間の取引で柔軟性を設ける金商法の趣旨から、適格機関投資家等のプロのみを相手方とする場合には登録義務及び登録要件の充足は免除し届出義務のみと整理するのが相当と考える。）。かつ、こうした海外カストディ銀行等と日本の顧客間の契約の代理又は媒介を行う業者について、より緩やかな第二種金融商品取引業者と位置づけることも一つの方法と思われる。 | ご指摘の点は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 |
| 261 | 現行銀行法においては、グローバル・カストディ業務に関わる海外カストディ銀行等と日本の顧客間の契約の代理又は媒介は「付随業務」に列挙されておらず、銀行あるいは外国銀行支店が当該業務を行うことは許容されていないと解釈されている。現在の実務においては、銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の3に基づき、銀行子会社によって、こうした媒介が行われている。この点、海外カストディ銀行本体について規制業種と位置づけた場合、当局において、当該海外カストディ銀行本体の日本における営業実態を監督することが可能となるため、銀行法施行規則第13条を改正し、海外カストディ銀行等と日本の顧客間の契約の代理又は媒介を付随業務に含める、若しくは金商法の登録金融機関の業務範囲に含めることも考えられる。<br>また、海外カストディ銀行本体に登録義務を負わせないまでも、それらの日本国内における拠点に一定の責任を負わせた上で、海外カストディ銀行とその顧客との間の契約締結に関する代理・媒介業務を「有価証券等管理業務」の一環と位置づけ、金商法の規制対象とすることも一定の合理性があるものと思われる。 | |
| | **▼金融商品取引業になる行為（自己募集（私募）を行った投資信託受益証券の買取り）** | |
| 262 | 自己募集投信の買取業務は、有価証券売買に当たるが、投信の自己募集に附帯する業務として、第二種業金融商品取引業の登録により行うことが可能であるとの理解でよいか。 | ご指摘のような業務は、金商法施行令第1条の12に規定されており、第二種金融商品取引業に該当するものと考えられます（金商法第28条第2項第4号）。 |
| | **▼その他、金融商品取引業の該当性が問題となる行為** | |
| 263 | そもそも仕組み行為として行う取引は金商法の対象外として扱うべきではないか。例えば、仕組み債の発行体と親銀行海外拠点との間で行うヘッジ取引を国内の金融商品取引業者が行う場合 | ご指摘の「仕組み行為として行う取引」の具体的内容が必ずしも明らかでなく、これを一律に金商法の適用対象外とすることは困難と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | に、発行体に対して投資者保護規定を適用するのは、すべてのリスクを債券保有者に転嫁してしまうのは確実であることを考えると、不必要だと思われる。 | なお、外国法人顧客はすべて「一般投資家に移行可能な特定投資家」とするよう、規定を修正しています（定義府令第23条第11号）。 |
| 264 | 集団投資スキームを用いた投資スキームを組成する場合、どのような投資対象に対して投資のニーズがあるか、潜在的な投資家からヒアリングすることが行われている（ニーズ・ヒアリング）。また、投資対象がある程度具体的に決まった場合、当該投資対象に投資を検討している投資家の意見を聞きながら、投資額、利用するヴィークル、共同投資家の範囲、当該投資スキームで締結される契約の条件を詰めていく作業が行われている（ファンド組成業務）。<br>これら「ニーズ・ヒアリング」・「ファンド組成業務」を、投資運用業又は投資助言業を提供するにあたってSPCのために行うことは、金商業のいずれの類型にも該当しないことから、金商業の登録を行う必要がないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、実質的に「SPC」のために「投資家」に対して「集団投資スキーム持分」（金商法第2条第2項第5号）の取得勧誘を行っているものと認められる場合には、「有価証券の募集（私募）の取扱い」（同条第8項第9号）に該当する可能性があるものと考えられます。この場合には、ご指摘の投資運用業（金商法第28条第4項）、投資助言・代理業（同条第3項）に加えて、第二種金融商品取引業（同条第2項）としての登録が必要となります。 |
| 265 | 金融商品取引業の定義から除外される行為等（金商法施行令案第1条の8の3）としては、「適格機関投資家を相手方とするもの」も含めるべきではないか。理由としては、①金商法第2条第8項で定める「その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」として、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者」である適格機関投資家を相手方とするものを含めても、投資者の保護のために支障を生ずると思われないこと、②現在、海外で機関投資家のみに提供されているサービスを日本にも導入しようとする際、海外では機関投資家のみが相手方であることを理由に証券業の登録等を要しないにもかかわらず、日本においては証券業の登録が必要となり、国際的に機関投資家のみに提供されているサービスを日本で受ける際の障壁となっていることが挙げられる。 | 適格機関投資家を相手方とする行為についても、市場を通じて一般投資家に影響を与え得ること等から、一定の規律は必要であり、一律に金商法の規制対象外とすることは適当でないと考えます。<br>なお、金商法では、適格機関投資家との間で取引を行う場合には、特定投資家制度により一定の行為規制が適用除外されることとなりますが（同法第2条第31項第4号、第45条）、市場の公正性・透明性確保の観点からの規制の適用はなお必要と考えられること等から、これを一律に適用除外とすることは適当でないと考えられます。 |
| 266 | インターバンク間の取引は、金商法の対象からは除外されるとの理解でよいか。 | インターバンク間の取引であっても、金商法の規制対象から一律に除外されるものではないと考えられます。 |
| 267 | 確定拠出年金法に基づく確定拠出年金運営管理業務は、金商法施行令案第1条の12においても「金融商品取引業となる行為」に含まれていないため、金融商品取引業に該当しないとの理解でよいか。 | 確定拠出年金法に基づく確定拠出年金運営管理業務自体については、貴見のとおりと考えられます。 |
| 268 | 短期社債の発行・支払代理業務（短期社債の発行、償還の際に「発行体」の代理人として保振や日銀等を介して証券決済・資金決済を行うもの。）は、金融商品取引業には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、顧客から金銭、有価証券の預託を受けている場合（金商法第2条第8項第16号）や社債等の振替を行う場合（同項第17号）でない限りは、基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| 269 | 企業が、職域役職員向けに投資信託を投資対象とする持株会類似のサービスを展開している場合、当該企業の人事部門等が福利厚生施策のひとつとして、役職員に対し、当該サービスの概要 | 法人の人事部門や財務部門が行う行為が金商法第2条第8項の「業として」行うものであるかは、個別事例に即して実質的に判断されますが、法人の人事部門や財務部門が行う行為が役職員の |

| | | |
|---|---|---|
| | の説明、投資対象となる投資信託等に関する説明、説明資料の配布、サービス利用のための各種申込書類の受入れ等を行う行為や、企業の財務部門が自社の資金を投資により運用する行為は、金商法第2条第8項の「業として」に該当しないとの理解でよいことを明確にしてほしい。 | 福利厚生の目的であり、役職員の側に立って取引を推進するものであっても、投資者である役職員の保護の必要性はあると考えられることから、一律に「業として」に該当しないということではないものと考えられます。<br>例えば、「集団投資スキーム持分」（金商法第2条第2項第5号）から除かれる各種持株会の要件（定義府令第6条、第7条等）に適合しない形で「持株会類似のサービス」が行われる場合には、その加入を募る行為や拠出を受けた金銭等を投資信託受益証券等に投資運用する行為は、「金融商品取引業（いわゆる自己募集・自己運用）」（金商法第2条第8項第7号・第15号）に該当する可能性がある点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、集団投資スキーム持分の自己募集（金商法第2条第8項第7号）については、自らは全く勧誘することなく、勧誘を金融商品取引業者等に全部委託する場合には金融商品取引業に該当しないと考えられます。また、自己運用については、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に投資信託の購入を行っており、「投資判断」を行っていないと認められる場合には、同項第15号に該当しないと考えられます。また、金商法では、自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>ご指摘の「企業（財務部門）が自社の資金を投資により運用する行為」に金商法の規制が及ぶか否かは、こうした点を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 270 | 平成16年の改正信託業法施行時に「信託会社等に関する総合的な監督指針」（案）について示された「パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方」で確認された信託受益権販売業に該当しない行為は、金融商品取引業ではないとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、現行の信託業法の解釈が金商法においてどのような形で引き継がれるかは、個別事例ごとに判断されるべきものと考えられます。 |
| **No.** | **●金融商品仲介業の定義〔第2条第11項〕** | |
| 1 | 金商法第2条第8項第4号で店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を「店頭デリバティブ取引等」として「金融商品取引業」の範疇に入れながら、同条第11項で店頭デリバティブ取引等を金融商品仲介業から除外した理由は何か。 | 「金融商品仲介業」については、投資者による金融商品取引へのアクセスを容易にする等の観点から、「金融商品取引業」と比較して参入規制を緩やかなものとする一方で、特に専門性及びリスクの高い「店頭デリバティブ取引」関係の業務については、その対象に含めないこととしているものです。<br>なお、現行の証券仲介業についても、同様の趣旨から、有価証券先渡取引及び有価証券店頭デリバティブ取引については、その対象に含めていないところです（証取法第2条第11項）。 |

| No. | ●市場デリバティブ取引の定義〔第2条第21項〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 金商法第2条第21項第6号の「政令で定めるもの」は、現時点で政令委任されるものがないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| No. | ●店頭デリバティブ取引の定義〔第2条第22項〕 | |
| | ▼店頭デリバティブ取引の定義から除外されるもの | |
| | （預金に組み込まれた「デリバティブ取引」） | |
| 1 | 金商法施行令案第1条の15により、預金に付随する通貨オプション取引が「店頭デリバティブ取引」から除外されるが、金利オプションは除外されないとの理解でよいか。<br>また、内蔵型金利オプション（ローンに内蔵される金利キャップやコーラブル預金などに内蔵されるスワップション）は除外されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、「預金に付随する金利オプション」は、「店頭デリバティブ取引」の定義から除外されるもの（金商法施行令第1条の15）として規定されておりません。<br>また、ご指摘の「内蔵型金利オプション」の中には、単に融資条件の特約を定めるものであって金商法上の「デリバティブ取引」に該当しないものもあり得るものと考えられますが、金商法の具体的な適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 2 | 金商法の「店頭デリバティブ取引」の定義からは、融資取引に内在するデリバティブ取引は除かれるとの理解でよいか。 | ご指摘の「融資取引に内在するデリバティブ取引」の中には、単に融資条件の特約を定めるものであって金商法上の「デリバティブ取引」に該当しないものもあり得るものと考えられますが、金商法の具体的な適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 3 | 預金に組み入れられた通貨オプション取引が店頭デリバティブ取引から除かれるものとして規定されているが、特定預金として銀行法で同等の行為規制が適用される預金に組み入れられたその他のデリバティブ取引も、店頭デリバティブ取引から除かれるものとの理解でよいか。 | ご指摘の「特定預金等」（銀行法第13条の4）に「組み入れられたデリバティブ取引」の中には、単に当該「特定預金等」に係る契約条件の特約を定めるものであって金商法上の「デリバティブ取引」に該当しないものもあり得ると考えられますが、金商法の具体的な適用の有無については、当該「特定預金等契約」とは別に金商法上の「デリバティブ取引」が行われていると認められるかどうかが個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 4 | 金商法施行令案第1条の15に規定する店頭デリバティブ取引から除かれるものとしては、同条第1号においていわゆる「通貨オプション」のみが規定されており、銀行法施行規則案第14条の11の4第1号に規定するいわゆる「デリバティブ預金」に内蔵され預金契約と一体不可分となっているスワップション取引等の店頭デリバティブ取引は除外対象となっていないが、後者についてはそもそも預金契約と一体不可分のものであり、特定預金等契約として銀行法において金商法に準じた規制を受けることから、店頭デリバティブ取引単体として金商法の規制が適用されることはないとの理解でよいか。 | |
| | （いわゆる損害担保契約） | |
| 5 | 金商法施行令案第1条の15第4号において、「貸付けに係る債務」は、「債務」又は「金銭債務」とすべきである。 | いわゆる損害担保契約（金商法施行令第1条の15第4号）については、例えば、預金保険機構等においても取扱いが想定されているものであり（預金保険法第2条第10項等）、そうした取引に金商法の規制を適用すればかえって利用者利便を損なうことも考えられることから、預金保険法等に |

| | | |
|---|---|---|
| | | 規定されている範囲に限って、「店頭デリバティブ取引」（金商法第2条第22項）の定義から除外することとしているものです。<br>この範囲を超えて、ご指摘のように「あらゆる（金銭）債務が弁済がなされないこととなった場合」を対象とする損害担保契約を「店頭デリバティブ取引」の定義から除外することは、金商法の規制対象にいわゆる「クレジット・デリバティブ取引」（同法第2条第22項第6号イ）を追加した趣旨を没却させかねず、利用者保護の観点から適当でないと考えられます。<br>なお、実務上「損害担保契約」と呼ばれている契約であっても、その内容が実質的に「債務の保証に係る契約」（金商法施行令第1条の15第3号）に該当するものであれば、「店頭デリバティブ取引」の定義から除外されることになります。 |
| | **（その他「店頭デリバティブ取引」の定義からの除外の適否が問題となるもの）** | |
| 6 | 金商法施行令案第1条の15第1号及び第2号に加え、「店頭デリバティブ取引の一方の当事者が日本に営業所を有しない外国法人であり、他方の当事者が金商法第29条の登録を受けた金融商品取引業者若しくは金商法第33条の2の登録を受けた登録金融機関であり、店頭デリバティブ取引にかかる契約締結行為が海外で行われる場合」についても除外するべきである。<br>日本に営業所を有しない外国法人たる投資者については、日本の法律で保護する必要がなく、金商法を適用する必要性はない（いわゆる域外適用の問題）。また、他方当事者が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合、投資者として保護する要請は少ない。更に、契約締結行為が海外で行われる場合には日本の公益の保護のため支障を生ずることもない。以上から、上記のような場合には除外するべきではないか。 | ご指摘のような国内に営業所を有しない外国法人との間の店頭デリバティブ取引を一律に金商法の規制対象から除外することは、規制の潜脱を生じさせるおそれがあり、また、一律に、「日本の法律で保護する必要がなく」と言い得るものでないと考えられることから適当でないと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、外国法人はすべて「一般投資家へ移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正しており（定義府令第23条第11号）、これにより、ご指摘のような取引については、規制の柔軟化が図られているものと考えられます。 |
| | **▼為替取引** | |
| 7 | いわゆる「先物為替予約」は、差金決済を前提としていなければ、金商法の「店頭デリバティブ取引」定義の対象外との理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、いわゆる為替予約であって差金決済を行うことができないものについては、貴見のとおり、金商法の「店頭デリバティブ取引」に該当しないものと考えられます（金商法第2条第22項第1号）。 |
| 8 | 為替予約は、売戻し又は買戻しを前提としていない。取引先の事情で為替予約が必要なくなった場合には、為替予約の解約処理を行っている。また、取引先が別途同額の売り又は買いを行って当該締結為替予約と同額の反対取引を行う場合があるが、この場合も差金の授受での決済を想定していない。したがって、為替予約は金商法第2条第22項第1号に規定されている店頭デリバティブ取引に該当しないとの理解でよいか。 | |
| 9 | 企業が将来の輸出入に合わせて外国為替予約を行っていて、実際の輸出入額に対して予約額に余剰が生じたような場合に、同一通貨・同一期日の取引であって当該余剰額の反対売買となる為替予約又は直物為替を取り、差金で決済する場合については、金商法第2条第22項第1号の | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のように、いわゆる為替予約について差金決済を行うことができる取引は、いわゆる「先渡取引」（金商法第2条第22項第1号）に該当する可能性があると考えられます。なお、そのような取引を「業として」行う場合には金 |

| | | |
|---|---|---|
| | 取引に該当しないということでよいか。 | 商法の業規制の対象となり得ると考えられますが、ご意見を踏まえ、物品の売買・運送・保管・売買の媒介を業とする者（商社等）がその取引に付随して事業者を相手方として行う為替予約取引及び通貨オプション取引（ヘッジ目的のものに限る。）については、「金融商品取引業」の定義から除くこととするよう、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第3号）。 |
| 10 | NDF取引（現地通貨の受け渡しはなく、ネット金額のみを一定の期日にあらかじめ設定したレートを使って、米ドル又はその他の主要な通貨によって決済するもの）は、金商法第2条第22項第1号に該当するか、同項第2号に該当するか（同項第1号に該当する場合、契約締結時交付書面への金商業等府令案第102条第1項第2号に係る記載は不要と解してよいか）。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のようなNDF取引は、基本的には金商法第2条第22項第1号（いわゆる「先渡取引」）に該当するものと考えられます。<br>なお、金商法第2条第22項第1号に掲げる取引についても、「契約締結時交付書面」において、「売付け等・買付け等の別」を記載する必要があります（金商業等府令第100条第1項第2号柱書）。 |
| 11 | 先物外国為替取引（通常、先物為替予約と呼ばれるもの）や為替スワップ（金利の授受は伴わず、複数通貨間で元本通貨の交換を契約当初時点と契約期限時点にそれぞれ行い、契約当初時点での通貨交換相場は実勢直物相場を、契約期限時点での通貨交換相場は契約当初時点における先物外国為替相場を用いるため、双方の相場の相違を反映して、契約期限時点においては複数通貨間での差額元本の交換が発生することになる取引）は、ここでいう「店頭デリバティブ取引」には含まれないとの理解でよいか。あるいは、上記取引であっても、「差金の授受によって決済することができること」を当該取引に係る契約の締結時において「あらかじめ前提（約定）とされていない場合に限って」含まれないとの理解でよいか。 | ご指摘の「先物外国為替取引」及び「為替スワップ」については、差金決済を行うことができない取引に限り、金商法の「店頭デリバティブ取引」に該当しないものと考えられます（金商法第2条第22項第1号）。 |
| 12 | 先物外国為替取引（通常、先物為替予約と呼ばれるもの）や為替スワップ（金利の授受は伴わず、複数通貨間で元本通貨の交換を契約当初時点と契約期限時点にそれぞれ行い、契約当初時点での通貨交換相場は実勢直物相場を、契約期限時点での通貨交換相場は契約当初時点における先物外国為替相場を用いるため、双方の相場の相違を反映して、契約期限時点においては複数通貨間での差額元本の交換が発生することになる取引）をあらかじめ差金決済を約定内容としないで契約締結したものの、事後的に顧客の要請ないし双方の合意に基づいて、結果的に差金決済した場合、当該要請ないし合意に基づいて差金決済する旨の契約条件の変更時点で、当該取引が「店頭デリバティブ取引」に該当することとなるのか。仮にそのような理解とした場合、原取引の時点に遡及して金商法の適用対象取引とみなされることとなるのか。仮に、金商法の適用対象取引であるとした場合、法定帳簿の整備義務や行為規制等については、具体的にどのように対応すればよいのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「先物外国為替取引」及び「為替スワップ」について、当該取引に係る契約の締結時に「差金の授受によって決済できること」が約定されておらず、事後的に差金決済をすることとなった場合であっても、全体としてみて当該取引は当初の契約締結時から実質的に「差金の授受によって決済することができる取引」であると認められる場合には、金商法の「店頭デリバティブ取引」に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 13 | 既存の通貨スワップ（契約期間中に同額での複数通貨間の元本交換とそれに付随する金利の授受が行われる取引）について、後日、その反対取引（再交換）である異種通貨間での元本の通貨交換部分について、当該交換元本と同額の先物外国為替取引（先物為替予約）によって、対応（リスクヘッジ）した結果、当初の通貨スワップ取引については金利（差金）のみの受渡となった場合、当該先物外国為替取引自体は、あくまで差額決済の手段として行われたものにすぎないため、店頭デリバティブ取引に該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘のような「先物外国為替取引」自体については、貴見のとおりと考えられます。 |
| 14 | いわゆる為替スワップないし直近スワップ（直物為替とその逆向きの先物為替を組み合わせたスワップ取引で、先物為替レートと直物為替レートとの差である「直先スプレッド」で取引されるもの）は、金商法上の店頭デリバティブには該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘の「先物外国為替取引」及び「為替スワップ」が差金決済できるものかどうかについて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 15 | ①クローズアウト・ネッティング（一括清算）、②ペイメント・ネッティング（同一当事者間で、履行期が同じ複数の債権・債務がある場合に、当該履行期における支払を差額決済により行うこと）、③ノベーション・ネッティング（同一当事者間で、履行期が同じ複数の債権・債務がある場合に、当該履行期を待たずに債権・債務をネットアウトし、契約更改により一本の債権債務にまとめること）は、「差金決済」に該当するか。①～③が差金決済にあたる場合でも、反対売買や買戻し取引ではなく、他の取引との間で行う①～③の決済は、差金決済に当たらないとの理解でよいか。また、取引開始時において①～③を予定しないものの、事後的な同意に基づき又は法律上の権限により①～③を行う場合は、「差金の授受により決済することができる取引」に該当するのか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、①～③が「売戻し又は買戻し・・・をしたとき」に行う差金決済（金商法第2条第22項第1号、金商法施行令第1条の16）に該当するかどうかについて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、契約の締結時に「差金の授受によって決済できること」が約定されておらず、事後的に差金決済をすることとなった場合であっても、全体としてみて当該取引は当初の契約締結時から実質的に「差金の授受によって決済することができる取引」であると認められる場合には、金商法の「店頭デリバティブ取引」に該当するものと考えられます。 |
| | **▼いわゆるクレジット・デリバティブ取引** | |
| 16 | 金商法施行令案第1条の14第1号に「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象」とあるが、これらの事由の「発生」も、突き詰めれば「気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値（金商法第2条第25項第2号）」又は「気象庁その他の者が発表する地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果に係る数値（金商法施行令案第1条の18第1号）」の変化によってあらわされるものと考えられる。何をもって「異常な自然変象」、「『発生』と『数値変化』」を画すかの判断基準はどのように考えればよいか。社会通念に沿って判断するしかないということか。 | ご指摘の「異常な自然現象（の発生）」は、金商法第2条第21項第5号・第22項第6号に掲げる取引（いわゆるクレジット・デリバティブ取引）における「支払事由」を定めるものですが、当該事由の「発生」は、貴見のとおり、「気象等の観測の成果に係る数値」の変化によって判断されることもあり得ると考えられます。その場合において、どの程度の数値変化であれば「異常な自然現象（の発生）」に該当するかは、社会通念に沿って、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、「気象等の観測の成果に係る数値」は「金融指標」（金商法第2条第25項）の範囲に含まれ、指標先物取引をはじめ各種デリバティブ取引の参照指標として用いられることが想定されています。一方、いわゆるクレジット・デリバティブ取引における「支払事由」は、「金融指標」とは異なる概念であり、基本的に、両者の重複は問題にならないも |

| | | |
|---|---|---|
| | | のと考えられます。 |
| 17 | 一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた豪雨が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引(いわゆるオプション型の天候デリバティブ取引)は金商法第2条第22項第6号の取引に該当するものと思われる。それでは、一方が金銭を支払いこれに対して当事者があらかじめ定めた豪雨が発生した場合において相手方が金銭を支払うことと同時に、金銭を支払った一方もあらかじめ定めた豪雨が発生した場合に金銭を支払うことを同時に約する天候デリバティブ取引と、双方が金銭を支払わず当事者があらかじめ定めた豪雨等が発生した場合において両方の当事者がお互いに金銭を支払うことを約する天候デリバティブ取引は、店頭デリバティブに関するどの規定が適用になるのか確認したい。 | 想定されている取引の内容が必ずしも明らかではありませんが、例えば、当事者の一方が金銭を支払い、「当事者があらかじめ定めた豪雨」が発生した場合において実質的に相手方が金銭を支払うような取引を意味するのであれば、いわゆるクレジット・デリバティブ取引(金商法第2条第22項第6号)に該当する可能性があると考えられます。また、当事者の一方が「当事者があらかじめ定めた降水量」に基づき金銭を支払い、相手方が「実際の降水量」に基づき金銭を支払うなど、実質的に、当事者があらかじめ約定した「金融指標」の数値と現実の数値との差に基づいて金銭の授受を約するような取引であれば、いわゆる指数先渡取引(金商法第2条第22項第2号)に該当する可能性があると考えられます。更に、これらの取引に類する取引についても、金商法の規制対象である「店頭デリバティブ取引」に該当するものと考えられます。<br>いずれにせよ、個々の取引が、金商法の店頭デリバティブ取引の定義(第2条第22項)のうちどのような取引類型に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼その他** | |
| 18 | 金商法第2条第22項第7号の「政令で定めるもの」は、現時点で政令委任されるものがないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●金融指標の定義〔第2条第25項〕** | |
| | **▼金融商品の価格・利率等** | |
| 1 | LIBOR、TIBOR等は金商法第2条第25項第1号の金融指標に該当するのか。 | ご指摘のような指標は、「金融指標」(金商法第2条第25項第1号)に該当するものと考えられます。 |
| | **▼気象の観測の成果に係る数値** | |
| 2 | 金商法の「金融指標」の定義規定にある「気象庁その他の者」(金商法第2条第25項第2号)には、海外における気象庁に準じた国家機関あるいは民間企業も含まれるか。 | 海外における気象庁に準じた国家機関や民間企業等が発表する気象等の観測の成果に係る数値は、「金融指標」の範囲に含まれるものと考えられます(金商法第2条第25項第2号)。 |
| 3 | 金商法の「金融指標」(金商法第2条第25項)の範囲には、海外の取引所に上場されている「気象に関する数値」も含まれるか。更に、含まれないのであれば、そうした数値に基づくデリバティブ取引を行う業務は、金商法第35条第4項の承認を受けるべき業務となるのか。 | 海外の取引所に上場されているかどうかを問わず、気象庁その他の者が発表する気象等の観測の成果に係る数値は、「金融指標」の範囲に含まれるものと考えられます(金商法第2条第25項第2号)。 |
| | **▼各種統計の数値** | |
| 4 | 金商法施行令案第1条の18第2号に「その他これらに準じる統計の数値」とあるが、「その他これらに準ずる統計」とは具体的にどのようなものをいうのか。 | ご指摘の「これらに準ずる統計」とは、例えば、外国政府等が発表する統計の数値であって「国民経済計算に係る数値」や「統計法に規定する統計調査の結果に係る数値」に相当するもの等が該当すると考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、国民経済計算に係る数 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 値や統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査の結果に係る数値に「準ずるもの」とは、「これらに相当する外国の統計の数値」である旨を明確にするため、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の18第2号）。 |
| 5 | 金商法施行令案第1条の18第2号の「その他これらに準ずる統計の数値」には、外国政府の発表するCPI等の物価指数その他の統計数値も含まれるか。 | 外国政府等が発表する統計の数値であって「国民経済計算に係る数値」や「統計法に規定する統計調査の結果に係る数値」に相当するものについては、「金融指標」の範囲に含まれるものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、国民経済計算に係る数値や統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査の結果に係る数値に「準ずるもの」とは、「これらに相当する外国の統計の数値」である旨を明確にするため、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の18第2号）。 |
| 6 | 金商法施行令案第1条の18第2号の「その他これらに準ずる統計の数値」には、民間企業の提供する統計数値も読み込まれるのか。更に、含まれないのであれば、そうした数値に基づくデリバティブ取引（いわゆる不動産デリバティブ取引等）は、金商法第35条第4項の承認を受けるべき業務となるのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、基本的に、民間企業の提供する各種統計数値は「国民経済計算に係る数値」や「統計法に規定する統計調査の結果に係る数値」に「準ずる」ものではなく、「金融指標」の範囲には含まれないものと考えられます。<br>また、そうした数値に基づき行われる取引であって金商法上の「デリバティブ取引」に類するものを行う業務は、個別事例ごとに判断されるべきものですが、基本的に、金商法第35条第1項柱書に規定する金融商品取引業者の「付随業務」に該当するものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、国民経済計算に係る数値や統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査の結果に係る数値に「準ずるもの」とは、「これらに相当する外国の統計の数値」である旨を明確にするため、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の18第2号）。 |
| 7 | 例えば「不動産デリバティブ」や「フリートデリバティブ」を想定した場合、金商法施行令案第1条の18第2号ではカバーされるのかが不明確であり、同条項における「これらに準ずる」か否かの基準を「公示性、中立性の観点から」等の文言で示してほしい。 | 金商法施行令第1条の18第2号に規定する「これらに準ずる統計の数値」とは、例えば、外国政府等が発表する数値であって「国民経済計算に係る数値」や「統計法に規定する統計調査の結果に係る数値」に相当するものなどを想定しています。<br>したがって、ご指摘の「不動産デリバティブ」や「フリートデリバティブ」の意味するところによるものであり、また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、こうした取引の「参照指標」は、必ずしも、金商法施行令第1条の18第2号に掲げるものには該当しないものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、国民経済計算に係る数値や統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査の結果に係る数値に「準ずるもの」とは、「これらに相当する外国の統計の数値」である旨を明確にするため、規定を修正いたします（金商法施行令第1条の18第2号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼その他「金融指標」への追加の適否が問題となるもの** | |
| 8 | 金商法第2条第25項第3号に該当する金融指標として、金商法施行令案第1条の18に、今後登場する様々な金融指標を包括的に解釈可能な規定を追加してほしい。政令案への追加ができない場合には、金融指標の追加指定について、内閣府令への委任規定をおいてほしい。 | ご指摘のように、今後行われる可能性があるデリバティブ取引を幅広く対象とするため、「金融指標」（金商法第2条第25項）について包括的定義を設けるとすれば、その規定内容が抽象的なものとなり、規制の透明性・予見可能性の観点から問題があると考えられます。<br>また、「デリバティブ取引」の定義は、賭博罪（刑法第185条）に係る違法性阻却の範囲を画するものでもあり、罪刑法定主義の観点から明確性が特に強く要請されることにも留意が必要と考えられることから、「金融指標」の範囲については、一定程度具体的な定義を設けることとしているものです。<br>今後、利用者保護が必要と認められる新しいデリバティブ取引が出現した場合には、政令で規定する「金融指標」の範囲の見直しを含め、機動的に対応してまいります。 |
| 9 | 「金融指標」（金商法第2条第25項）に、電力などエネルギーの価格を追加してほしい。 | ご指摘のようなエネルギー価格に係る取引については、これを「金融」取引と位置づけて金商法の規制を適用することの適否について、引き続き検討を行っていく必要があると考えられます。 |
| **No.** | **●特定投資家の定義〔第2条第31項〕** | |
| | **▼特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人** | |
| 1 | 定義府令案第23条第2号に規定する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とあるのは、何人にも容易に理解できる記載方法に変更いただけないか。 | 「特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人」（定義府令第23条第2号）とは、いわゆる「特殊法人」及び「独立行政法人」をいいます。<br>これらの一覧は総務省HPに掲載されておりますが、平成19年4月時点において、「特殊法人」には日本郵政公社、NTT各社、JR各社、JT、NHK、JRAなど37法人が該当するものとされています。また、「独立行政法人」には、（独）国際交流基金や（独）宇宙航空研究開発機構を含め、101法人が該当するものとされています。<br>一方、日本証券業協会、損害保険料率算出機構、生命保険契約者保護機構、国民年金基金（・同連合会）、厚生年金基金、企業年金基金、各種共済組合、生活協同組合（・同連合会）、労働組合、財団法人、社団法人、特定目的会社は、いずれも、「特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人」には該当しません。 |
| 2 | 「特定投資家」の範囲に含まれる「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」（定義府令案第23条第2号）とは、具体的に何を指すのか。現在、金融庁ホームページに、「特別の法律により設立される法人一覧」として「日本証券業協会」「損害保険料率算出機構」「生命保険契約者保護機構」が掲載されているが、当該法人を意味するのか。また、金商法施行後も、当該情報は金融庁ホームページに掲載されるのか。 | |
| 3 | 「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」（定義府令案第23条第2号）とは、具体的にどのような法人を指すか。特に、厚生年金基金や企業年金基金はこれに該当しないことを確認したい。 | |
| 4 | 定義府令案第23条第2号の「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」について、「特別の設立行為」とは例えば定款の作成等、その設立にあたって根拠法に「設立」に関する規定がないことから何らかの設立行為が必要になる法人を意味するという理解でよいか。<br>具体的には、例えば、厚生年金保険法等による厚生年金基金や企業年金基金、共済組合法による各種共済組合等が該当するという理解でよいか。 | |
| 5 | 「特別の法律により特別の設立行為をもって設 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 立された法人」（定義府令案第23条第2号）とは、国際交流基金・宇宙開発事業団等、いわゆる特殊法人のことを指し、労働組合や共済組合、財団法人、厚生年金基金等は含まないとの理解でよいか。 | |
| 6 | ①厚生年金基金・企業年金基金、②公団・公庫・公務員共済組合・独立行政法人、③財団法人・社団法人、④生活協同組合及び同連合会、⑤国民年金基金及び同連合会が「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」（定義府令案第23条第2号）に該当するか、確認したい。 | |
| 7 | 「特別の法律により特別の法律行為をもって設立された法人」（定義府令案第23条第2号）には特定目的会社も含まれるか。 | |
| | **▼上場株券の発行会社** | |
| 8 | 特定投資家のうち上場会社は、上場廃止等により要件を充足しなくなる可能性があるが、金融商品取引業者が個別に把握・管理することは困難であるため、金融商品取引業者はその変動を知らない場合には、投資家区分にかかる規制はかからないものであることを明確にしてほしい。また、定期的な精査が必要であると考える場合は、併せてその期間も明示してほしい。 | 既上場会社の上場廃止の事実は把握可能性が高く、金融商品取引業者等において、そうした情報を適切に把握することが求められるものと考えられます。 |
| 9 | 定義府令案第23条第8号に該当する企業の連結子会社も特定投資家に含めてほしい。 | ご指摘の「連結子会社」は親会社とは独立した取引主体となるものであり、当該連結子会社自体が特定投資家の定義に該当するか否かが判断されるべきものと考えられます。 |
| 10 | 有価証券届出書を届け出て有価証券を発行している法人は、「特定投資家」の範囲に含めてほしい。 | 「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲は、金融商品取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を類型的に定めることとしています。<br>有価証券届出書を届け出ている者のうち、上場株券の発行会社については、例えば財務報告に係る内部統制報告制度の適用対象とされており（金商法第24条の4の4・同法施行令第4条の2の7）、一定のリスク管理能力が確保されているものと見込まれます。一方、それ以外の者のリスク管理能力は区々であるものと考えられることから、これを一律に特定投資家の範囲に含めることは適当でないと考えられます。<br>いずれにせよ、「特定投資家」の定義に該当する法人以外の法人は、金融商品取引業者等に対して、特定投資家への移行の申出を行うことができます（金商法第34条の3）。 |
| | **▼資本金5億円以上の株式会社** | |
| 11 | 「特定投資家」の範囲には「資本金の額が5億円以上の株式会社」（定義府令案第23条第9号）が含まれるが、資本金変更時の捕捉が困難な場合が想定される。資本金5億円以上の株式会社が証券会社に連絡なしに減資を実施し、資本金5億円未満になった場合において、当該顧客から当該事情が発生した旨の申出がなく証券会社が知り | ご意見を踏まえ、「資本金の額が5億円以上の株式会社」を「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」とするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第9号）。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、資本金5億円以上 |

| | | |
|---|---|---|
| | 得ない場合には、当該顧客を引き続き「特定投資家」として取り扱うことを認めてほしい。 | の株式会社が減資を行い、資本金が5億円未満となった場合において、金融商品取引業者等が例えば、顧客の資本金について定期的(例えば1年ごと等)に確認しているにもかかわらず当該事情を知ることが困難であった場合には、基本的に、当該顧客から通知を受ける等により当該事情が明らかになるまでは、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる」場合に該当し得ると考えられます。 |
| 12 | 特定投資家であった顧客が上場廃止、減資などの事情により定義府令案第23条第8号、第9号の要件を満たさなくなった場合、当該事情変更があったときから直ちに金商法第45条の適用を否定し、一般投資家としての保護を与えなければならないとすると、金融商品取引業者に不可能を強いることにもなりかねず、不都合である。そこで、このような事情変更があった場合であっても、当該顧客からその旨の通知を受けるまでは、特定投資家として取り扱ってよいことを明確化すべきである。 | |
| 13 | 特定投資家のうち資本金5億円以上の株式会社は減資により要件を充足しなくなる可能性があるが、金融商品取引業者が個別に把握・管理することは困難であるため、金融商品取引業者はその変動を知らない場合には、投資家区分にかかる規制はかからないものであることを明確にしてほしい。また、定期的な精査が必要であると考える場合は、併せてその期間も明示しほしい。 | |
| 14 | 「一般投資家になることを選択できる特定投資家」の中で「資本金5億円以上の株式会社」があるが、契約後に資本金が5億円未満になった場合には、「(特定投資家になることができる)一般投資家」扱いになる。資本金の確認は、金融商品取引業者等の義務としてどのように求められるのか。確認は1年に一度必要か。 | |
| 15 | 「特定投資家」の要件への該当性が確認できない顧客は、「一般投資家」として取り扱うことを認めてほしい。特に「資本金の額が5億円以上の株式会社」(定義府令案第23条第9号)かどうかの確認については、当該会社が新株予約権付社債を発行している場合当該権利行使により資本金が5億円を超えているかどうか速やかに判明しない場合や、先方からの決算書等による確認ができない場合等が想定されるところ、そうした場合に当該投資家を「一般投資家」として取り扱うことは、投資家保護の観点からは問題ないと考える。 | ご意見を踏まえ、「資本金の額が5億円以上の株式会社」を「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」とするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第9号)。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、資本金5億円未満の株式会社がご指摘のように新株予約権付社債を発行している場合に当該権利行使により資本金が5億円以上となった場合において、金融商品取引業者等が例えば、顧客の資本金について定期的(例えば1年ごと等)に確認を行っているにもかかわらず当該事情を知ることが困難であった場合には、基本的に、当該顧客から通知を受ける等により当該事情が明らかになるまでは、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金が5億円以上であると見込まれる」場合に該当せず、当該顧客を特定投資家ではなく一般投資家として取り扱うことが可能と考えられます。 |
| 16 | 定義府令案第23条第9号の資本金要件については、資本金額に変更があった場合には顧客から届出を行うよう顧客との間で定めておくことにより、変更の届出がない限りは従前の資本金額を前提に取り扱うことでよいか。顧客の資本金額は公知とは限らず、常に顧客の資本金額を監視・調査し続けることは現実的でないため。 | 金融商品取引業者等が顧客の資本金額を確認する方法として、ご指摘のように、「資本金額に変更があった場合には顧客から届出を行うよう顧客との間で定めておく」方法もあると考えられますが、顧客から変更の届出がない場合であっても、金融商品取引業者等が少なくとも1年ごとに顧客の資本金について確認することが適当であると考 |

| | | |
|---|---|---|
| | | えられます。 |
| 17 | 特定投資家の範囲として、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」としてほしい。あるいは、顧客からの聴取ベースによる確認でも可である旨を明確化してほしい。 | ご意見を踏まえ、「資本金の額が5億円以上の株式会社」を「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」とするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第9号)。<br>ご指摘のような顧客からの「聴取」により判断することも「取引の状況その他の事情から合理的に判断」に該当し得ると考えられますが、例えば顧客の申告内容が実際の資本金の額と異なることが明らかであるような場合等には、単に申告内容によるのではなく、確認書類の提出などを求めることが適当であると考えられます。 |
| 18 | 定義府令案第23条第9号において、資本金5億円以上の会社の確認は、当該会社からの申告によるものでよいか。確認書類の提出などは不要か。 | |
| 19 | 「特定投資家」かどうかの要件確認(特に定義府令案第23条第9号における、資本金5億円以上の株式会社かどうか)については、当該顧客の口頭による申出によることを認めてほしい。 | |
| 20 | 「特定投資家」の範囲には「資本金の額が5億円以上の株式会社」(定義府令案第23条第9号)が含まれるが、顧客が当該要件に該当するかどうかは、証券会社が把握できている情報(法人顧客カード等)による判定でよいか。特定投資家に該当するかどうかが明らかでない顧客は、(当該顧客が特定投資家に該当するかどうかが明らかになるまでの間は、)一律に一般投資家として取り扱うことを認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、「資本金の額が5億円以上の株式会社」を「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」とするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第9号)。<br>ご指摘のような「法人顧客カード等」における情報により判断することも「取引の状況その他の事情から合理的に判断」に該当し得ると考えられますが、少なくとも1年ごとに当該情報を更新することが適当であると考えられます。 |
| | **▼外国法人** | |
| 21 | 「特定投資家」の範囲に「金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社」と「資本金の額が5億円以上の株式会社」が含まれているが(定義府令案第23条第8号、第9号)、同等の規模を持つ外国企業も含めてもらいたい。 | 「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲は、各種行為規制の適用が除外されたとしても保護に欠けることとならない者として、金融商品取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を定めることとしているものです。<br>一方、金商法は、主として我が国居住者である投資者を保護するものであること等を踏まえれば、外国法人との取引を行う業者に対して各種の投資者保護規制を適用することは、必ずしも必要ないものと考えられます。<br>こうした点を考慮し、また、ご意見を踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。ただし、外国の個人顧客については、国内の個人顧客と同様の取扱いとしております。 |
| 22 | 定義府令案第23条第7号に「その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者」とあるが、これを第10号として本条の一番後ろに置き、外国の法令に準拠して設立された上場会社及び資本金5億円以上の会社も範囲に入れてほしい。 | |
| 23 | 定義府令案第23条第8号、第9号に該当する外国の法人も、特定投資家に含めてほしい。 | |
| 24 | 外国の法令上、定義府令案第23条第8号・第9号に相当するものについても、特定投資家の範囲に含めてほしい。 | |
| 25 | 定義府令第23条第8号、第9号は、日本の会社に限定する必要はないのではないか(例えば、外国法人の日本支店である場合など。)。 | |
| 26 | 特定投資家の範囲のうち、「資本金の額が5億円以上の株式会社」(定義府令案第23条第9号)について、他の法令等において「外国の法令上これらの相当する者」等の記述により、外国で設立された法人であってもそれらに類する者は含まれるという考え方が大勢であるが、本案にはその記述がない。現状のままでは、海外の大企業は特定投資家に移行できない特定投資家以外の顧客との位置づけになり、整合性が図れないのではないか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 27 | 定義府令案第23条第9号により、資本金の額が5億円以上の株式会社に相当する外国法人については、特定投資家とみなして問題ないか。 | |
| 28 | 定義府令案第23条第9号は、特定投資家に移行可能な法人として、「資本金の額が5億円以上の株式会社」としており、国内の法人を想定していると思われるが、海外の顧客や関連会社もそれに含めるよう、「資本金の額が5億円以上の株式会社及び外国の法令に準拠して設立された法人」にしてほしい。 | |
| 29 | 定義府令案第10条第1項第25号に列記されている者(外国の法令に準拠している金融商品取引業者、金融機関、保険会社等)は、資本金水準にかかわりなく、その性格上、「特定投資家」の範囲に加えてほしい。 | |
| 30 | 適格機関投資家の要件を満たす海外の運用業者でありながら適格機関投資家としての届出を行っていない者は特定投資家とすべきではないか。特定投資家としたとしても一般投資家への移行が可能であれば投資家保護の観点からも不都合はないと考えられる。 | |
| 31 | 投資運用業者が外国籍の法人格を有する集団投資スキーム(以下、ヘッジファンド)と投資一任契約を締結する場合であっても、当該ヘッジファンドは現状の届出により外国金融機関等が適格機関投資家となるときに該当しなければ、特定投資家と認められないとの理解でよいか。また、その場合、当該ヘッジファンドは、特定投資家に該当しない法人(一般投資家)として申出により特定投資家に移行することは可能か。 | |
| 32 | 定義府令案第23条第10号を新設し、「外国法令上前号に掲げる者に相当する者」又は「外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で資本金の額が5億円相当以上のもの」を特定投資家に追加されたい(定義府令案第15条第1項第3号に対応する規定を追加されたい。)。 | |
| 33 | 特定投資家の定義に、定義府令案第16条第2項及び第3項にそれぞれ定義する「関係外国運用業者」及び「関係外国金融商品取引業者」を追加してほしい。 | |
| 34 | 定義府令案第23条第7号において、「特定投資家」として外国政府・外国の中央銀行・日本国が加盟している国際機関等が規定されているが、定義府令案第10条第1項第26号では、これらの者のうち金融庁長官に届出を行った者は適格機関投資家となるものとされている。したがって、定義府令案第23条第7号にいう「外国政府、外国の中央銀行、日本国が加盟している国際機関」は、これらのうち金融庁長官に届出を行っていない者のみを指すと解するのか。 | 「一般投資家への移行可能な特定投資家」は、金商法第2条第31項第4号において「前3号に掲げるもの(適格機関投資家・国・日本銀行)を除くほか、・・・内閣府令で定める法人」と規定されており、適格機関投資家としての届出を行った外国政府等は当然に除かれているものと解されます。<br>なお、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当すること(定義府令第23条第11号)に伴い、ご指摘の定義府令案第23条第7号は削除するよう、規定を修正いたします。 |
| 35 | 金融商品取引業者の行為規制は、国内投資家を保護するための制度であるので、行為規制(例えば、金商法第45条第1号から第4号までに引用 | 国外に所在する外国投資家を相手方とする場合であっても、一律に金商法の適用対象外になるとはいえないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | されている規定）は、国外に所在する外国投資家が金融商品取引業者と取引する際には適用がないことを確認したい。 | なお、ご意見を踏まえ、外国法人はすべて「一般投資家へ移行可能な特定投資家」に該当するよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第11号）。ただし、外国の個人顧客については、国内の個人顧客と同様の取扱いとなります。 |
| 36 | 仮に国外に所在する外国投資家が金融商品取引業者と取引する際にも金商法の行為規制が適用されるのであれば、特定投資家の範囲に関しては、外国投資家であっても、国内投資家とほぼ同様の取扱いをすべきであるので、下記の要望をしたい。<br>定義府令案第23条に第10号を新設し、「適格機関投資家に相当する外国の法人」を、第11号を新設し「金融商品取引所に相当する外国における取引所に上場されている株券の発行者である外国会社」を加える。更に、第12号を新設し、「外国における法人その他の団体で、第9号に定める者に類似する者」を加える。新設の第12号は、特定投資家制度の趣旨を踏まえて、第9号（資本金の額が5億円以上の株式会社）に相当する者で外国に所在する者を見ると、各国の法制に従った各種の会社・法人（LLC も含む。）、信託、法人格があるのと同様に取り扱われるLP等様々な者を含められる文言とすべきである。 | ご意見を踏まえ、外国法人はすべて「一般投資家へ移行可能な特定投資家」に該当するよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第11号）。<br>なお、それ自体に法人格がない信託及びLP等を特定投資家と取り扱うことは適当でなく、信託については受託者、LP等については業務執行者等を基準に特定投資家制度を適用することになるものと考えられます。 |
| | **▼その他の法人** | |
| 37 | 適格機関投資家等特例業務を行う者は、資金を運用する性格上、「特定投資家」の範囲に加えてほしい。 | 「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲は、資金を運用する主体であるか否かにかかわらず、金融商品取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を類型的に定めることとしています。適格機関投資家等特例業務の特例は、いわゆる集団投資スキームの出資者がリスク管理能力の高いプロ投資家等（「適格機関投資家等」）に限られる場合に、当該スキームの運営者に対し、金商法の規制の適用の特例を認めるものであり（金商法第63条）、この対象業者についても、一定のリスク管理能力が確保されているものと見込まれます。したがって、ご意見も踏まえ、適格機関投資家等特例業務を行う法人は「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第10号）。 |
| 38 | 適格機関投資家となる旨の届出をしていない投資顧問、ファンド、ベンチャーキャピタル等は、「資本金の額が5億円以上の株式会社」（定義府令案第23条第9号）でなければアマとなるとの理解でよいか。 | 「ファンド」や「ベンチャーキャピタル」の意味にもよりますが、ご指摘のような主体が、例えば、投資運用業を行うものとして金融商品取引業の登録を受けている場合など、適格機関投資家に該当する場合には、自動的に「特定投資家」に該当することとなります（金商法第2条第31項第1号）。<br>それ以外の場合でも、当該主体が上場株券の発行会社である場合又は資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社である場合など、「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当する可能性もあるものと考えられます。また、ご意見を踏まえ、例えば、第二種金融商品取引業を行 |

| | | |
|---|---|---|
| | | うものとして金融商品取引業の登録を受けている法人や適格機関投資家等特例業務の届出者である法人である場合についても、「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第10号）。<br>当該主体がこれらのいずれにも該当しない場合には、ご指摘のとおり、「一般投資家」として位置づけられることとなります。 |
| 39 | 適格機関投資家でない厚生年金基金や企業年金基金は、資金を運用する性格上、「特定投資家」の範囲に加えてほしい。 | 「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲は、資金を運用する主体であるか否かにかかわらず、金融商品取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を類型的に定めることとしています。<br>厚生年金基金、企業年金基金及び共済組合のうち適格機関投資家ではないものについては、そのリスク管理能力が区々であるものと考えられることから、これらを一律に特定投資家の範囲に含めることは適当でないと考えられます。<br>いずれにせよ、これらの法人は、金融商品取引業者等に対して、特定投資家への移行の申出を行うことができます（金商法第34条の3）。 |
| 40 | 適格機関投資家でない共済組合は、資金を運用する性格上、「特定投資家」の範囲に加えてほしい。 | |
| 41 | 企業年金基金を特定投資家に含めてほしい。 | |
| 42 | 資本金5億円以上を満たす場合は株式会社だけでなく、合同会社等も含めてほしい。また、資産流動化法に基づく内閣総理大臣への届出を行った特定目的会社も、資本金の大小にかかわらず追加してほしい。 | 「一般投資家に移行可能な特定投資家」の範囲は、金融商品取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を類型的に定めることとしています。<br>資本金が5億円以上の株式会社は監査役会等の設置義務（会社法第328条）や業務の適正を確保するための体制整備義務（同法第362条第4項第6号・第5項）が適用されるなど、一定のリスク管理能力が確保されているものと見込まれます。一方、ご指摘の合同会社、学校法人、宗教法人その他の法人のリスク管理能力は、その資本金等の額にかかわらず区々であるものと考えられることから、これを一律に特定投資家の範囲に含めることは適当でないと考えられます。<br>ただし、資産流動化法上の特定目的会社については、業務開始届出の添付書類とされている資産流動化計画（資産流動化法第4条第3項第2号）に従って行う資産流動化業務及びその付帯業務以外の業務が禁止され（同法第195条第1項）、資産流動化計画の変更には厳格な手続を要する（同法第151条）など、一定のリスク管理能力が確保されているものと見込まれることから、ご意見を踏まえ、特定投資家とするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第7号）。 |
| 43 | 定義府令案第23条第9号に、「資本金の額が5億円以上の株式会社」が掲げられているが、学校法人や宗教法人等株式会社でない組織形態の法人の中にも、投資家保護の観点から「資本金の額が5億円以上の株式会社」に準じて取り扱って差し支えない者がいるので、例えば「資産規模10億円以上の法人」を同条に追加してほしい。 | |
| 44 | 株式会社形態のみではなく、資本金、出資金又は基金等が5億円以上の法人（海外の法人を含む）はすべて特定投資家としてほしい。 | |
| 45 | 宗教法人、学校法人、医療法人などの公益法人、財団法人、社団法人等は、当初「一般投資家」に区分されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 46 | 特定投資家の範囲に、適格機関投資家に該当しない外国金融業者及び企業年金基金を含めてほしい。現状では、適格機関投資家に該当しない外国金融業者及び企業年金基金は一律に一般投資家となってしまうが、資本金・資産規模など一 | 「適格機関投資家」の範囲（定義府令第10条第1項）には、ご指摘の外国金融業者、企業年金基金、信用協同組合及び有価証券残高10億円以上の者のように、一定の要件を満たした者であって当局に届出を行ったものが含まれています。当 |

| | | |
|---|---|---|
| | 定の要件を満たす業者や基金については、特定投資家としてほしい。 | 該要件に該当するにもかかわらず適格機関投資家となる旨の届出を行わない者は、自らのリスク管理能力に照らして行政規制による保護の対象となることを望んでいる者もあり得ると考えられることから、これを一律に特定投資家と位置づけることは、適当でないと考えられます。<br>なお、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当すること(定義府令第23条第11号)に伴い、ご指摘の定義府令案第23条第7号は削除するよう、規定を修正いたします。 |
| 47 | 適格機関投資家としての届出をしない信用協同組合は、一般投資家に移行可能な特定投資家となる旨を明確にすべきである。 | |
| 48 | 有価証券残高が10億円以上の基準を満たした法人(海外の法人を含む)も、特定投資家としてほしい。 | |
| 49 | 定義府令案第15条の専門的知識及び経験を有すると認められる者等の定義と同府令案第23条の特定投資家の範囲が異なり、平仄があっていないので、第23条でも第15条と同様の規定を設けてほしい。 | ご指摘の定義府令第15条第1項各号は、「デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者」(金商法施行令第1条の8の3第1項第2号イ)を定めるものであり、これに該当する者との間で行う店頭デリバティブ取引については、金商法の規制の適用を除外することとされているものです(同号)。<br>一方、「一般投資家に移行可能な特定投資家」の範囲は、金融商品取引に関するリスクを的確に管理できると考えられる者等を類型的に定めることとしており、これに該当する者との取引については、金商法上の一定の行為規制の適用が除外されることとされています(金商法第45条)。<br>このように、これらの制度は趣旨が異なるものであることから、これらの対象となる者の範囲の平仄が問題となるものではないと考えられます。 |
| | **▼個人** | |
| 50 | 適格機関投資家の対象として個人が追加されたことを踏まえ、「一般投資家に移行可能な特定投資家」の区分においても個人を含めてほしい。 | 金商法の特定投資家制度では、個人投資家の保護を徹底する観点から、個人顧客は(適格機関投資家に該当するものを除き)すべて「一般投資家」と位置づけた上で、一定の要件(金商法第34条の4第1項各号、金商業等府令第61条・第62条)を満たすものに限り「一般投資家から特定投資家への移行」の申出ができることとしているものです。 |
| | **▼「特定投資家」への該当性を判断すべき相手方が問題となる場合** | |
| 51 | 信託受益権を譲り受ける特別目的会社が、当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募る場合(例えば、特別目的会社が譲り受ける受益権を引当に、特定投資家たる金融機関のみが特別目的会社に貸付を行うことにより実質的受益者となる場合等)、金融商品取引業者等は当該特別目的会社を金商法上の特定投資家(定義府令案第23条)として取り扱ってよいか。 | いわゆる特別目的会社について、当該特別目的会社自体が金商法第2条第31項各号に掲げる者に該当しない場合には、特定投資家として取り扱うことは認められないものと考えられます。<br>なお、そうした特別目的会社は、金融商品取引業者等に対して、特定投資家への移行の申出を行うことができます(金商法第34条の3)。 |
| 52 | 特別目的会社やファンドは、実質的な投資判断を行っているプロフェッショナルが関与しているのが通常であるので、単に資本金等の大小により投資家区分を判断することは適用ではないと思われ、資本金にかかわらず特定投資家として扱えるようにしてほしいい。少なくとも、特定投資家が投資判断を行っている特別目的会社やファンドについては、投資判断を行うものを顧客と捉え、特定 | いわゆる特別目的会社について、当該特別目的会社自体が金商法第2条第31項各号に掲げる者に該当しない場合には、特定投資家として取り扱うことは認められないものと考えられます。また、「ファンド」の意味にもよりますが、例えば、投資運用業を行うものとして金融商品取引業の登録を受けている場合など、適格機関投資家に該当する場合には、自動的に「特定投資家」に該当す |

| | | |
|---|---|---|
| | 投資家として扱うことができることとすべきである。 | ることとなります（同項第1号）。それ以外の場合でも、当該主体が上場株券の発行会社である場合又は資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社である場合など、「一般投資家に移行可能な特定投資家」に該当する可能性もあるものと考えられます。<br>　また、ご意見を踏まえ、例えば、第二種金融商品取引業を行うものとして金融商品取引業の登録を受けている法人や適格機関投資家等特例業務の届出者である法人である場合についても、「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第9号）。<br>　こうした要件に該当しない主体は、そのリスク管理能力は区々であると考えられることから、これを一律に「特定投資家」と位置づけることは適当でないと考えられます。いずれにせよ、「一般投資家」と位置づけられる法人は、金融商品取引業者等に対して、特定投資家への移行の申出を行うことができます（金商法第34条の3）。 |
| 53 | 　確定拠出年金へ商品提供機関として信託商品等を提供する場合、取引相手方が確定拠出年金資産管理契約を受託している信託銀行となるため特定投資家として対応するとの理解でよいか。 | 　確定拠出年金制度におけるいわゆる「商品提供機関」が行う取引については、当該取引の相手方は「資産管理会社」であって、加入者との対面は想定されていないことや、加入者への説明義務は確定拠出年金法令の規定に基づいて「運営管理機関」が行うものとされていることからも、加入者が「商品提供機関」の「顧客」に該当するとは考えにくいこと等から、一般的には、加入者ではなく、「資産管理会社」を相手方として行われているものと考えられます。<br>　したがって、当該「資産管理会社」たる信託銀行は適格機関投資家（定義府令第10条第1項第4号）として「特定投資家」に該当することから、当該「資産管理会社」たる信託銀行との関係においては、一定の行為規制が適用除外されることとなると考えられます。<br>　ただし、「商品提供機関」が加入者を直接勧誘するような場合においては、加入者が「商品提供機関」の「顧客」に該当することもあり得るものと考えられます。 |
| 54 | 　「金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社」（定義府令案第23条第8号）及び「資本金の額が5億円以上の株式会社」（同条第9号）の適格退職年金や規約型企業年金は、特定投資家に該当するとの理解でよいか確認したい。 | 　ご指摘の適格退職年金及び規約型企業年金は、母体企業と異なる法人格を有する制度ではないことから、当該年金制度に関する取引主体となる者（例えば信託の受託者）等が特定投資家の要件に該当するか否かが問題となるものと考えられます。 |
| 55 | 　店頭デリバティブ取引の取引先が媒介・代理により取引を行う場合、プロ・アマ判定において対象とすべき相手は、媒介・仲介者と契約の相手方のどちらか。 | 　「特定投資家」への該当性を判断すべき相手方とは、基本的には契約を締結する当事者であると考えられますが、最終的には実質的な取引の当事者が誰であるかを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。<br>　したがって、ご指摘については、基本的には、「媒介・取次ぎ・代理」を行う者でなく実質的な取引の当事者である「契約の相手方」と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 56 | 仮に外資系金融機関の東京支店が資本金10億円未満で、いわゆる店頭デリバティブ取引における「プロ」投資家の要件を満たしていない場合で、本店が当該要件を満たしている場合、一般投資家との取引として扱い、契約前事前書類の交付等を要することになるのか。 | 特定投資家への該当性は法人ごとに判断されるものであり、ご指摘のような場合には、当該「東京支店」を含む当該「外資系金融機関」自体が特定投資家に該当するか否かが問題となるものと考えられます。<br>なお、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第11号）。 |
| 57 | 外国の法人の国内営業所は、特定投資家ではないとの理解でよいか。 | |
| **No.** | **●金商業等府令における定義等〔金商業等府令第1章（総則）〕** | |
| | **▼「本店等」の定義** | |
| 1 | 金商業等府令案第1条第4項第1号において「本店等」の定義が定められてあるが、この場合の「本店」とは会社法上の本店でよいのか確認したい。なおその場合、登記上の本店であって、営業の実態がない場合であっても、「本店等」として取り扱ってよいか。 | 「本店」とは営業活動の中心としての実質を備えている営業所をいうものと考えられます。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、登記上の本店であっても営業活動の中心としての実態がないものを「本店等」として取り扱うことは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| | **▼「非公開情報」「非公開融資等情報」の定義** | |
| 2 | 金商業等府令案の「非公開情報」（第1条第4項第12号）の定義について、その内容の明確化を図ってほしい（証券会社として判定するのが難しい。）。 | ご指摘の「非公開情報」は、発行会社の運営・業務・財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、又は自己等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券売買等の注文動向その他の特別の情報をいうものと定義されており（金商業等府令第1条第4項第12号）、要件は明確にされているものと考えられます。業者が有する情報が「非公開情報」に該当するかどうかは、当該定義規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、この「非公開情報」の定義は、現行（証券会社行為規制府令第12条第1項第7号）と同様です。 |
| 3 | 非公開情報の定義に関し、「顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報」（金商業等府令案第1条第4項第12号）という文言は極めて漠然としているので、具体的にどのような情報をいうのか一義的に判断が可能となる基準を示してほしい。例えば、「顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報」の意味を顧客の注文でまだ執行されていないものに限定して解釈されるべきである旨を明確にしてほしい。 | ご指摘の「その他の特別の情報」（金商業等府令第1条第4項第12号）は、「金融商品取引業者等又はその親法人等・子法人等の役員・使用人が職務上知り得た」情報であることとの限定がされており、これらの者の職務によらずに知ることが困難な情報をいうものと考えられますが、必ずしも、顧客の注文でまだ執行されていないものに係る情報に限られるものではないと考えられます。業者の有する情報が「非公開情報」に該当するかどうかは、こうした規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、この「非公開情報」の定義は、現行（証券会社行為規制府令第12条第1項第7号）と同様です。 |
| 4 | 「非公開情報」の定義において規定されている「その他の特別の情報」とは、どのようなものが想定されているのか明示してほしい。 | |
| 5 | 金商業等府令案の「非公開情報」（第1条第4項第12号）及び「非公開融資等情報」（同項第13号）の定義に係る「特別な情報」については、金融 | ご指摘の規定（金商業等府令第1条第4項第12号・第13号）では、「非公開情報」及び「非公開融資等情報」となる「特別の情報」の範囲について、 |

| | | |
|---|---|---|
| | 商品取引に関する情報に限定されることを明確にしてほしい。 | 「顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる」情報であることや、「金融商品取引業者等又はその親法人等・子法人等の役員・使用人が職務上知り得た」情報であることなど一定の限定がされていますが、必ずしも金融商品取引に関する情報に限定されるものではないと考えられます。<br>なお、これらの定義は、現行(証券会社行為規制府令第10条第16号・第12条第1項第7号)と同様です。 |
| 6 | 金商業等府令案第1条第4項第12号の定義は、開示規制のかからない有価証券については適用対象外であるとの理解でよいか。 | 開示規制の適用除外となる有価証券を含め、すべての有価証券が適用対象となり得るものと考えられます。 |
| 7 | 「非公開情報」の定義における「重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる」(金商業等府令案第1条第4項第12号)ものとは、商品ごとに考えられうる、上場株券等における法人関係情報と同等のもの、という理解でよいか。<br>また、当然のことながら、本件投資判断に影響を及ぼすと認められる情報、とは商品別にレベルを判断すべきであり、「顧客」ごとにその影響を判断することまでは要求されてない、という理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「非公開情報」に該当するかは、基本的には一般的な顧客の視点から社会通念により判断されるべきものであり、個別の顧客ごとまた個別に商品ごとに判断されるものではないと考えられます。 |
| 8 | 非公開情報の発生時期について、金商法第166条第4項と同様、同項の機関決定がなされたときとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「非公開情報」は機関決定により生じるものとは限られないことから、必ずしもご指摘のとおりではないものと考えられます。 |
| | **▼「法人関係情報」の定義** | |
| 9 | 金商業等府令案の「法人関係情報」(第1条第4項第14号)の定義を、例えば、インサイダー取引の重要事実に合わせるなど、明確化してほしい。 | 金商法では、市場の公正性を確保する観点からの規制として、投資者全般を対象として刑事罰が適用され得るインサイダー取引規制(同法第166条)のほか、これを補完する形で金融商品取引業者等が行う取引について一定の規律を求めるための行為規制(例えば、金商業等府令第117条第1項第13号・第15号)が整備されています。これらの規制が対象とする取引の範囲は、その目的に応じて自ずと異なるものであることから、当該行為規制の要件にかかわる「法人関係情報」(同府令第1条第4項第14号)の定義をインサイダー取引規制の要件にかかわる「重要事実」と合わせることは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>「法人関係情報」の要件は、金商業等府令において明確にされているものと考えられますが、更に、業者が有する情報が「法人関係情報」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、この「法人関係情報」の定義は、現行(証券会社行為規制府令第4条第9号)と同様です。 |
| 10 | 金商業等府令案第1条第4項第14号の「法人関係情報」の定義を、インサイダー取引の重要事実に合わせるなど、明確化してほしい。 | |
| 11 | 金商業等府令案第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」とは、金商法第166条第1項・第2項の「重要事実」及び同法第167条第1項・第2項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実」のうち、「投資 | ご指摘の「法人関係情報」は「公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」(金商業等府令第1条第14号)と包括的に定義されている一方、「重要事実」は金商法第166条第2項において限定列挙 |

| | | |
|---|---|---|
| | 者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するもの」を除かないものとほぼ同義であるとの理解でよいか。 | 的に定義されているものであり、これらの範囲は、必ずしも同様ではないものと考えられます。 |
| 12 | 法人関係情報は金融商品取引業者により適切な管理態勢が講じられるべきであり、金商業等府令案第1条第4項第14号の末尾の「・・・公表されていない情報をいう。」を「・・・公表されていない情報であって、金融商品取引業者が適切に管理すべきものをいう。」と改めるべきである。 | 「法人関係情報」が適切に管理されるべきことはご指摘のとおりと考えられますが、「法人関係情報」の定義規定(金商業等府令第1条第4項第14号)において「金融商品取引業者が適切に管理すべきもの」との限定を行ったとしても金融商品取引業者等に「法人関係情報」の適切な管理を義務づけることとはならず、むしろ、個別の情報が「法人関係情報」に該当するかどうかが不明確となり、規制の実効性を損なうおそれがあるものと考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等における「法人関係情報」の適切な管理を求める観点からは、例えば、「その取り扱う法人関係情報の管理・・・について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」(金商業等府令第123条第5号)を禁止するなど、所要の規制が整備されているところです。 |
| | **▼訳文の添付** | |
| 13 | 金商業等府令案第2条の「特別の事情により日本語をもって記載することができない場合」とは、どのような場合が想定されているのか。例えば、原本が日本語ではない場合は、基本的に「特別の事情」に該当するとの理解でよいか。 | 「特別の事情により日本語をもって記載することができないもの」(金商業等府令第2条)としては、例えば、外国の政府機関が発行する書面の写しを提出する場合などが考えられます。 |
| 14 | 金商業等府令案第2条の「特別の事情により」とは、どのような場合を想定しているか具体的に示してほしい。 | |
| 15 | 金商業等府令案第2条の「特別の事情により」とは、どのような場合を想定しているか。 | |
| 16 | 金商業等府令案第2条で訳文を付さなければならないとされているが、全訳ではなく抄訳で足りるとするべきである。 | 行政当局において適正に審査・監督業務を遂行するためには、金融庁長官等に提出される書類について、一律に抄訳でよいこととするのは適当でないと考えられます。ただし、ご意見を踏まえ、金融庁長官等に提出すべき書類のうち、定款及び議事録について英語で記載されたものについては「概要の訳文」を付すことで足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第2条)。<br>同様に、取引所等府令第2条についても、規定を修正いたします。 |
| | **▼外国通貨の換算** | |
| 17 | 金商業等府令案第3条は、各種書類中の外貨建金額を邦貨建に換算するように定めるが、為替レートをどのように設定するかは、従前どおり、不適切でない範囲で提出者に一任されているとの理解でよいか。 | 金商業等府令では、各種提出書類中の外貨建て表示される金額を本邦通貨に換算する際の為替レートについて特段の限定はなく、業者において適切な換算レートを設定することが求められるものと考えられます。<br>なお、各種提出書類には、換算レート(「換算に用いた標準」)を付記すべきこととされています(金商業等府令第3条)。 |

| No. | ●組織再編成等に係る開示制度〔第2条の2〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 従来、「企業内容等の開示に関する留意事項」において「募集によらない発行」とされていた合併、株式交換、株式移転又は会社分割により株式を発行する場合には、金商法においては、募集又は売出しとする必要があるか。 | 金商法においては、合併、株式交換、株式移転又は会社分割(組織再編成)により有価証券の発行又は交付が行われる場合(金商法第2条の2参照)には、「有価証券の募集又は売出し」に該当するものとして、同法第4条第1項第2号の適用除外事由等に該当しない限り、有価証券届出書の提出義務が適用されることとなります。 |
| 2 | 組織再編成時における開示制度の新設について、投資者保護に資するとはいえ、作業量の増加等により、M&A市場の整備・発展が阻害されてしまうのではないか。また、会社法では事前開示が詳細化しており、反対株主の救済制度も存在することから、金商法においてこれほど多量の開示を求めることは必要ではないのではないか。 | 組織再編成に係る開示規制は、企業の合併・買収等の件数の増加等、最近の組織再編成を巡る動向を踏まえ、組織再編成に関する情報開示の充実を図る観点から、組織再編成により株式等が発行され(組織再編成発行手続)、又は既に発行された株式等が交付される(組織再編成交付手続)一定の場合について、有価証券の募集又は売出しと同様の開示規制を新たに課すこととしたものです。具体的には、開示会社を組織再編成の対象とする場合に、当該開示会社の株主が取得する株券等についての情報が開示されなくなることを防止し、投資者保護の徹底を図る等の観点から、組織再編成により株券等が発行され、又は交付される一定の場合について開示規制を課すこととしております。<br>一方で、①組織再編成の対象会社が非開示会社である場合については、あえて開示規制の対象にするという重要性に乏しいと考えられること、②組織再編成により発行され、又は交付される有価証券の発行会社が開示会社である場合には、その情報は有価証券報告書及び臨時報告書において開示されていることから、金商法第4条第1項第2号の規定により同法第5条の届出義務の対象外としているところです。<br>なお、組織再編成に係る有価証券届出書における統合財務情報については、ご意見も踏まえ、投資者に対する投資情報として適切な情報量とすべく、現行の有価証券届出書における主要な経営指標の推移に記載されている項目について記載するよう、規定を修正いたします(企業内容開示府令第2号の6様式(記載上の注意)(8))。 |
| 3 | 金商法施行令案第2条では、株式移転しか規定されていないが、金商法第2条の2の「その他会社の組織に関する行為で政令で定めるもの」の合併、会社分割及び株式交換を含まない趣旨か。含む趣旨であれば、「その他政令で定めるもの」との規定の場合、「その他」の前に規定する事由は例示であり、当該例示内容も含め改めてすべてのものを政令で規定する用法であるので、疑義を生じないために、政令において合併、会社分割及び株式交換を規定すべきではないのか。 | 開示規制の対象となる「組織再編成」は、「合併、会社分割、株式交換」(金商法第2条の2第1項)及び「株式移転」(金商法施行令第2条)が含まれます。<br>なお、金商法第2条の2に規定する「合併」、「会社分割」及び「株式交換」は単なる例示ではなく法律で規定されているものであり、改めて政令で定めなくとも、「組織再編成」の範囲に含まれることとなります。 |
| 4 | 会社分割の場合には、吸収分割会社又は新設分割会社(「分割会社」という。)が、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社(「承継会社等」という。)から割当てを受ける有価証券を分割会社の | ご指摘のような「承継会社等」の株券等が「分割会社」のみに割り当てられる場合であっても、当該会社分割により発行・交付される有価証券の発行者(「承継会社等」)が「分割会社」の連結決算の対 |

| | | |
|---|---|---|
| | 株主に分配しない限り、当該有価証券は分割会社に割り当てられるにすぎないため、剰余金の配当として当該有価証券の現物配当が行われる場合に限り、「分割会社」を組織再編成対象会社とするべきである。 | 象となるとは限らず、これらの会社について「分割会社」の株主や市場等に提供されるべき情報が開示されないおそれがあると考えられます。このため、「分割会社」を「組織再編成対象会社」の定義に含めた上で（金商法施行令第2条の2）、他の「組織再編成」の場合と同様に、当該「分割会社」の株主が50名以上の場合（同施行令第2条の4）には「承継会社等」が有価証券届出書の提出義務者の対象となるよう、規定を整備しているものです。 |
| 5 | 分割会社が交付を受けた承継会社・設立会社の株式が、当日又は後日、現物配当として分割会社の株主に交付される場合は、どのように規律されることになるのか。 | 分割会社が交付を受けた承継会社・設立会社の株式に関して開示が行われている場合（金商法第4条第6項）には、現物配当として当該分割会社の株主に交付されるときには、既開示の有価証券の売出しとして有価証券通知書の提出・目論見書の作成及び交付が必要になることがあり得るものと考えられます。<br>一方で、分割会社が交付を受けた承継会社・設立会社の株式に関して開示が行われている場合に該当しない場合には、未開示の有価証券の売出しとして有価証券届出書の提出・目論見書の作成及び交付が必要になることがあり得るものと考えられます。 |
| 6 | 組織再編成対象会社株主等の数は、どの時点を基準に判断されるのか。 | 組織再編成に係る書面の備置き開始日を基準に判断するものと考えられます。 |
| 7 | 金商法第2条の2第2項・第3項に関する政令・内閣府令に関する規定はないとの理解でよいか。 | 現時点においては、貴見のとおり、金商法第2条の2第2項・第3項に関する政令・内閣府令は規定されておりません。 |
| **No.** | **●開示規制の適用除外有価証券〔第3条〕** | |
| | **▼適用除外有価証券の範囲** | |
| 1 | 米国債等の外国国債等についてディスクロージャーの適用除外有価証券としてほしい。 | 日本国債については開示制度が適用除外されている（金商法第3条第1号）のに対して、外国国債等については、投資者保護の観点から、発行者である外国政府・外国地方政府等についての情報を適切に開示する必要があると考えられることから、開示規制の適用除外有価証券とすることは適当でないと考えられます。 |
| | **▼開示規制の対象となる有価証券投資事業権利** | |
| | **（資産総額に占める有価証券投資運用割合の要件）** | |
| 2 | 金商法施行令案第2条の9及び第2条の10における「有価証券」には、流動性が乏しく、市場が存在しない金商法第2条第2項各号に掲げる権利を含める必要はないのではないか。<br>あるいは、同法第3条第3号イ及びロの趣旨が、開示規制を潜脱することを防ぐ趣旨であるとすれば、「法第3条各号に掲げる有価証券に該当しない有価証券」に限定すべきではないか。 | 金商法第2条第2項各号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分等）については、有価証券の券面が発行されないこと等から、一般に流動性に乏しく、顧客に対する説明義務に加えて、その情報を公衆縦覧を通じて広く開示する必要性は低いものと考えられます。このような考え方に基づき、同項各号に掲げる権利について、原則として、有価証券届出書や有価証券報告書による公衆縦覧型の開示規制を課さないこととしております（同法第3条第3号参照）。<br>ただし、有価証券に対する投資を主たる事業とする集団投資スキーム持分等であって、投資規模等に照らして相当な広がりをもつものについての |

| | | |
|---|---|---|
| | | 情報は、その直接出資者はもとより、他の投資者の投資判断にとっても重要な情報であり、その投資運用の状況等を公衆縦覧を通じて広く開示させる必要性が高いものと考えられます。金商法施行令第2条の9・第2条の10の要件はこうした観点から定めているものであり、これらの規定における「有価証券」の範囲には、金商法第2条第1項・第2項で規定する有価証券のすべてを含めることが適当と考えられます。 |
| 3 | 「出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の100分の50」（金商法施行令案第2条の9第1項）又は「信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50」（金商法施行令案第2条の10第1項）は、出資・拠出された時点における金銭その他の財産の合計額又は信託設定された時点における信託財産に属する資産の価額の総額を考慮した上で、有価証券届出書又は有価証券報告書等の継続開示書類の提出を行えばよいのか。 | 発行時点において、出資・拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額又は信託設定される信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超えて有価証券への投資（金商法施行令第2条の9・第2条の10参照）を行う見込みである場合には、当該組合契約等や信託契約における定めにかかわらず、その組合等の権利又は信託受益権の取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券届出書提出義務の対象となると考えられます。<br>また、継続開示については、当該権利に係る特定期間の末日における出資金・拠出金の総額又は信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超えて有価証券に投資が行われている場合には、当該特定期間に係る有価証券報告書等を提出する必要があると考えられます（金商法第24条第1項第4号・第5項、同法施行令第4条の2）。 |
| 4 | 募集又は売出し時においては金商法施行令案第2条の9第1項に規定する要件を充足していなかったものの、期中において出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の100分の50を超える額が有価証券に投資される状態となったものについては、事後的に、有価証券による投資が出資された財産の50%を超えるという事態が生じうる。<br>このような場合、同令案第2条の9第1項に該当するか否かが明らかではなく、いつの時点において同項が適用されるかを明確にすべきではないか。 | 有価証券届出書は事前の開示書類であることから、募集又は売出し時において出資された財産の100分の50を超えない額を有価証券に対する投資に充てることを想定していた組合等については、事後に有価証券に対する投資額が出資された財産の額の100分の50を超えることとなった場合でも、事後に必ずしも有価証券届出書を提出する必要はないと考えられます。ただし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合でも、結果的には、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集・売出しを行ったものとして、刑事罰（金商法第197条の2第1号）の対象に当たり得る点に、留意が必要と考えられます。<br>また、当該有価証券の所有者数が特定期間末日において500名以上である場合には、当該特定期間に係る有価証券報告書の提出義務が発生することとなります（金商法第24条第1項第4号・第5項、同法施行令第4条の2）。当該義務の適用は当該特定期間の末日において判断されるものであり、当該特定期間の末日において有価証券に対する投資額が出資された財産の額の100分の50を超える場合には、同施行令第2条の9第1項の規定が適用され、有価証券報告書の提出義務の有無を判断することになると考えられます（金商法第24条第1項第4号・第5項、同法施行令第4条の2）。 |
| 5 | 「第二項有価証券」については、特定期間の末 | ご指摘の「第二項有価証券」については、特定 |

| | | |
|---|---|---|
| | 日において有価証券への投資額が出資総額等の100分の50を超えている場合には、有価証券報告書の提出義務が発生すると考えてよいか。 | 期間の末日における有価証券への投資額が出資総額等の100分の50を超えている場合には、継続開示規制の対象となる有価証券投資事業権利等に該当するものと考えられます（金商法第24条第1項第4号・第5項、同法施行令第2条の9・第2条の10・第4条の2参照）。 |
| 6 | 集団投資スキーム持分等に関し、出資総額等に対する有価証券投資の割合の判定について、具体的な計算方法が明確に規定される予定か、又は既に規定されているか。 | 出資総額等に対する有価証券投資の割合については、法令では具体的な計算方法について規定されておらず、集団投資スキーム等に係る財務諸表等において適切に算定されるべきものであると考えられます。 |
| | **（信託受益権）** | |
| 7 | 「有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託」には、①有価証券の信託を受けて、あるいは、②特定の有価証券の取得を目的とする金銭の信託を受けて当該目的に従い当該有価証券を取得して、それぞれ当該信託の信託財産を構成する有価証券を、事後（原則として）信託終了まで保有・管理することを企図した信託については、「投資に充てて運用」の要件を充足せず、含まれないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、信託を受けた有価証券の「管理」を目的とする信託であり、当該信託財産をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、開示規制の対象となる信託の受益権（金商法施行令第2条の10第1項第1号）に該当しないものと考えられます。一方、金銭の信託を受け、当該金銭を充てて有価証券を取得するような信託の受益権については、開示規制の対象となる可能性があるものと考えられます。 |
| 8 | 「その信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権」（金商法施行令案第2条の10第1項第1号）とあるのは、有価証券の管理又は処分のみを目的とする信託受益権を含まないとの理解でよいか。 | 信託財産である有価証券の「管理」を目的とする信託であり、当該信託財産をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、開示規制の対象となる信託の受益権（金商法施行令第2条の10第1項第1号）に該当しないものと考えられます。 |
| | **（いわゆる商品ファンド持分）** | |
| 9 | 金商法施行令案第2条の9第1項第1号ロ及び第2条の10第1項第1号リ(2)において、「特定法人が二以上の者から出資を受けないこと」と定めているが、商品ファンドにおいては、複数のファンド資金を合同で運用している場合があることから、この「二以上」との要件を削除するか、一定数までは出資を受けてもよいものとしてほしい。 | ご指摘の要件は、いわゆる商品ファンドスキームに関する特例（金商法施行令第2条の9第1項第1号・第2条の10第1項第1号ヌ）を利用して、主として有価証券に投資する集団投資スキーム持分等についての開示規制の潜脱が生じないように定めるものであり、必要な規制であると考えられます。 |
| 10 | 金商法施行時において募集中の商品ファンドについて、開示規制の適用に関する例外的措置若しくは経過措置を設けることを要望する。 | いわゆる商品ファンド持分については、一定の要件の下で金商法の開示規制を適用除外することとしており（金商法施行令第2条の9第1項第1号・第2条の10第1項第1号ヌ）、さらなる例外的措置又は経過措置は必要ないものと考えられます。 |
| **No.** | **●募集又は売出しの届出〔第4条〕** | |
| 1 | 現行の企業内容開示府令第6条の削除により、株券の少人数向け勧誘の場合は、有価証券の通知書の提出が不要となったと理解してよいか。 | 貴見のとおり、開示規制の対象でない会社が募集によらないで発行する株券であって、発行価額の総額が1億円以上であるものについて適用されていた有価証券通知書の提出義務の規定は、今回の改正により廃止されることとなります。 |
| | **▼届出を要しない募集又は売出し** | |
| | **（ストック・オプション）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 金商法施行令案第2条の12及び企業内容開示府令案第2条第1項からすると、ストック・オプションのための新株予約権が募集・売出しに該当しないための要件としては、譲渡制限条項と譲渡禁止がセットとなっているが、これらの制限事項は、会社と対象者との間で締結される新株予約権の割当契約の中で記載されていれば要件を満たすものと理解してよいか。あるいは、登記や発行要項等への記載も必要か。 | ご指摘のとおり、ストック・オプションのための新株予約権証券等の発行は、募集又は売出しの定義に該当する場合であっても、金商法第5条の届出義務を適用除外することとされています（金商法第4条第1項第1号・金商法施行令第2条の12）。<br>この要件として、新株予約権証券の発行の場合には、当該新株予約権の内容として会社法第236条第1項第6号に掲げる事項（いわゆる譲渡制限）が定められていなければならず（金商法施行令第2条の12）、また、外国の者が発行する証券で新株予約権証券の性質を有するものの発行の場合には、当該証券の譲渡禁止が付されていなければならないとされておりますが（同施行令同条、企業内容開示府令第2条第1項）、これらの制限が「セット」で要件付けられているものではない点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、新株予約権証券又はその性質を有する外国の者が発行する証券のいずれについても、譲渡制限又は譲渡禁止が有価証券の内容となっていることが必要であり、例えば「会社と対象者の間で締結される」契約上の譲渡制限のみでは、当該要件を満たさないものと考えられます。 |
| 3 | 発行会社がいわゆるストック・オプションとして新株予約権証券等を発行する際に、金商法第4条第1項第1号の規定による届出義務が免除される子会社の範囲が、企業内容開示府令案第2条第2項第2号のかっこ書の存在によって異なることになるが、内国会社と外国会社との間において当該差異を設ける理由はないのではないか。 | ご意見を踏まえ、「内国会社に関係する会社」と「外国会社に関係する会社」の範囲を同一とするよう、規定を修正いたします（企業内容開示府令第2条第2項）。 |
| 4 | ストック・オプションが募集・売出しに該当しないための要件として、付与対象者を発行会社の完全子会社の役員等のみに限定するのではなく、その子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有している場合における、当該他の会社（いわゆる孫会社）の役員にも付与される場合を追加してほしい。 | ご指摘の孫会社の役員等については、一般に、発行会社の情報を容易に取得できるものとは考えられないことから、当該者を対象とするストック・オプションの発行を金商法第5条の届出義務から適用除外することは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 5 | 組織再編成対象会社が発行しているストック・オプションとしての新株予約権（募集とされないもの）を親会社等にストック・オプションとして引き継ぐ場合は、金商法第5条の規定による届出が不要になるとの理解でよいか。 | 例えば、親会社が完全子会社を吸収合併する場合であって、当該子会社が役員等に発行したストック・オプションとしての新株予約権に、親会社のストック・オプションとしての新株予約権を新たに割り当てるような場合には、適用除外要件（金商法第4条第1項第1号・同法施行令第2条の12）の要件を満たす限りにおいて、有価証券届出書の提出は不要であると考えられます。 |
| | **（少額募集等）** | |
| 6 | 「第二項有価証券」については、何をもって募集の総額とするのかが明確ではなく、どのような場合に少額募集として届出が免除されるのかを明確にしてほしい。 | 「第二項有価証券」の募集価額・売出価額の総額としては、募集又は売出しに係る払込予定金額の総額が該当するものと考えられます。当該金額が1億円未満となる場合は、少額募集として、届出が免除され得るものと考えられます（金商法第4条第5項）。 |
| 7 | 投資法人については、アセット・マネジャーが | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありません |

| | | |
|---|---|---|
| | 共通であっても、ファンドごとで通算されることになっているが、投資信託や集団投資スキームでは、全く別ファンドであっても、発行者が形式的に重なっている場合には、少額募集・売出しの規定により通算されてしまう。この結論は不適切なので、定義府令案第12条と同じ「種類」の定義にするか、又は少なくとも信託財産等の資産が同一であるとの要素を加えてほしい。 | が、投資信託受益証券や集団投資スキーム持分について、発行者が同一であっても実質的に「全く別のファンド」であるものについては、出資対象事業が異なり「同一の種類（の特定有価証券）」（特定有価証券開示府令第2条第1号等）に該当しないと考えられます。 |
| **No.** | **●有価証券届出書の提出〔第5条〕** | |
| | **▼組織再編成に係る提出義務** | |
| 1 | 新設合併、新設分割、株式移転に係る特定組織再編成発行手続において、届出義務者は誰か。 | 新設合併設立会社、新設分割設立会社又は株式移転設立会社の代表取締役として就任予定である者が、届出手続を行うことになります。 |
| 2 | 特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続における届出の効力発生は、会社法におけるどの行為までに必要かについて、「企業内容等の開示に関する留意事項」で明確にしてほしい。 | ご指摘の点については、「企業内容等の開示に関する留意事項」において明示する方向で検討してまいります。 |
| | **▼組織再編成に係る有価証券届出書** | |
| 3 | 有価証券届出書に「公開買付けに関する状況」の記載が追加されているが、当該情報は、①提出会社が公開買付けを行う場合、又は②提出会社以外の者が公開買付けを行う場合で当該公開買付けにつき提出会社が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とする場合に記載すべきものと認識しているが、この場合、継続開示期間が1年未満の提出会社が有価証券届出書を提出する場合も想定されるが、同府令案第2号様式においては、「公開買付けに関する状況」の記載が必要であるか否かを確認したい。 | 組込方式又は参照方式による有価証券届出書を利用できない、又は利用しない継続開示会社が公開買付けを行う場合、又は提出会社以外の者が公開買付けを行う場合で当該公開買付けにつき提出会社が発行する有価証券をもって当該公開買付けの対価とする場合には、企業内容開示府令第2号の6様式を用いることとされています（同府令第8条第1項）。したがって、同府令第2号様式において「公開買付けに関する状況」を記載する必要はないものと考えられます。 |
| 4 | 企業内容開示府令案第2号の6様式の第2部で開示の対象となる公開買付けの範囲を明確にすべきである。 | ご意見を踏まえ、企業内容開示府令第2条の6様式第2部において記載の対象となる「公開買付け」の範囲を明確化するよう、規定を修正いたします（同様式（記載上の注意）（1）c、d）。 |
| 5 | 企業内容開示府令第2号の6様式の第2部の第1－1について、例えば三角合併のときは株式の発行会社が組織再編成当事会社ではないが、当該発行会社について、（記載上の注意）（1）aに相当する情報開示を行うこととすることを検討してほしい。 | いわゆる三角合併の場合には、株式の発行会社（有価証券報告書の提出会社）と組織再編成当時会社とは異なることとなりますが、企業内容開示府令第2号の6様式（記載上の注意）（1）aにおいては、組織再編成当時会社が提出会社以外である場合には、当該提出会社についての情報についても記載すべき旨が定められております。 |
| 6 | 企業内容開示府令案第2号の6様式において、提出会社の情報は、様式「第3部　発行者情報」としての記載で足り、「公開買付けの当事会社の概要」としてeに定める情報の記載は不要ではないか。 | 企業内容開示府令第2号の6様式第2部第1の2（組織再編成（公開買付け）の当事会社）において、提出会社が公開買付者でない場合（同様式（記載上の注意）（2）e参照）についても記載を求めることにより、投資者が当該組織再編成に係る当事会社の概要をまとめて把握することができる利点があることから、これを削除することは適当でないと考えられます。 |
| 7 | 企業内容開示府令案第2号の6様式の第2部の第2において、組織再編成対象会社と組織再編成の資産規模が相当程度異なる場合など、統合 | ご指摘の企業内容開示府令第2号の6様式によって有価証券届出書の届出を行うことが必要となる場合は、「開示が行われている」株券等に代え |

| | | |
|---|---|---|
| | 情報を開示する必要がない軽微基準を設けることを検討してほしい。 | て「開示が行われていない」株券等を交付する場合（金商法第4条第1項第2号参照）又は有価証券を対価とする公開買付けを行う場合（同法第27条の4第1項）（組込方式又は参照方式による有価証券届出書を利用でき、当該様式を利用する場合を除く。）に限られることとなります（企業内容開示府令第8条第1項第3号）。<br>このような場合は、組織再編成対象会社の株主や公開買付けの対象者の株主等に十分な情報開示を行う必要があると考えられるものであることから、ご指摘の場合も含め、記載内容に関する「軽微基準」を設けることは適当でないと考えられます。 |
| 8 | 投資者保護及び内外無差別の観点から、国内非上場会社による国内上場会社の三角合併等に際しても、企業内容開示府令案第2号の6及び第2号の7様式において、「経理の状況」に相当する開示を設けるべきである。 | 組織再編成による有価証券の発行者が内国会社、外国会社のいずれであっても、当該組織再編成による発行・交付手続に係る有価証券届出書において、当該発行者の「経理の状況」を開示することとしております。<br>具体的には、企業内容開示府令において、①発行者が内国会社である場合には、第2号の6様式第3部第5（上場等をしようとするための発行・交付手続の場合は、第2号の7様式第3部第5）において、②発行者が外国会社である場合には、第7号の4様式第3部第6において、それぞれ「経理の状況」の記載を求めることとしているものです（同府令第8条第1項第2号・第5号）。 |
| 9 | 企業内容開示府令案第2号の7様式による有価証券届出書を提出する会社が内国会社に限られることを明確にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、企業内容開示府令第2号の7様式により有価証券届出書を提出すべき会社は内国会社に限られることを明確にするよう、規定を修正いたします（同府令第8条第2項）。 |
| | **▼特定有価証券の範囲** | |
| 10 | 金商法施行令案第2条の13には、有価証券投資事業権利等が規定されていないが、有価証券投資事業権利等は、特定有価証券開示府令で開示が求められるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりであり、その旨を明確化するよう、規定を修正いたします（金商法施行令第2条の13第7号）。 |
| 11 | 開示規制の対象となる信託受益権は、金商法第3条第3号に規定する有価証券投資事業権利等をいうので、特定有価証券開示府令案第1条第5号における定義が広すぎるのではないか。 | ご意見を踏まえ、特定有価証券開示府令における「信託受益権」は有価証券投資事業権利等（金商法第3条第3号）に該当するものに限られることが明確になるよう、規定を修正いたします（同府令第1条第5号等） |
| 12 | クレジットリンクノート（SPCが社債を発行し、その利息の支払に充てるため、スワップカウンターパーティ（「CP」）とデフォルトスワップ等のデリバティブ契約を締結し、社債の発行手取金は預金に預けられデリバティブ契約に基づくCPに対する債務の担保として質権が設定される取引）についても、CPに対するデリバティブ契約上の権利を取得し、デリバティブ契約に基づきCPから支払われる金銭をもって社債の利払いに充てていることから、特定有価証券開示府令案第8条第2号イ・ロの要件を満たすと考えてよいか。もし、満たさないのであれば、規定を変えるべきではないか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「SPC」が特定有価証券開示府令第8条第2号イの「特別目的法人」に該当し、当該特別目的法人が取得する「CP」に対するデリバティブ契約上の権利が同号イの「譲渡資産」に該当し、かつ、当該「クレジットリンクノート」の債務の履行について「譲渡資産」の管理・運用・処分を行うことにより得られる金銭が充てられる仕組みと認められるものであれば、同府令第8条第2号イ・ロの要件を満たし得るものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼特定有価証券に係る有価証券届出書** | |
| | **（内国投資信託受益証券）** | |
| 13 | 特定有価証券開示府令案第4号様式のファンド・オブ・ファンズの定義において、使用されている「証券投資法人」及び「不動産投資法人」の定義は何か。 | 特定有価証券開示府令第4号様式のファンド・オブ・ファンズの定義については、ご意見を踏まえ、その内容を明確化するよう、規定を修正いたします（同様式（記載上の注意）（12）c、d）。 |
| 14 | 特定有価証券開示府令案第4号様式に関し、ファンド・オブ・ファンズの場合においても、ファンドの仕組みを記載することが規定されており、ファンド純資産総額の10％を超えて投資する場合、「投資対象ファンドの名称」、「運用の基本方針」、「主要な投資対象」及び「委託会社の名称」を記載することが規定されているが、どの程度記載すればよいか、その基準を明確にしてほしい。 | ファンド・オブ・ファンズについては、「ファンドの仕組み」（特定有価証券開示府令第4号様式（記載上の注意）（13））としてファンド・オブ・ファンズの仕組みを記載すべき旨を明確化するとともに、「投資対象」（同様式（記載上の注意）（15））としても、その主要な投資対象ファンドの「名称」、「運用の基本方針」、「主要な投資対象」及び「委託会社の名称」の記載を求めることとしているものです。<br>これらの記載に当たっては、投資者がファンドの仕組みや投資対象ファンドに関する情報を的確に理解できるよう、必要な情報を分かりやすく記載することが必要と考えられます。 |
| 15 | 特定有価証券開示府令案第4号様式（記載上の注意）（14）において、投資先ファンドの選定方針として挙げている「投資先ファンドの投資実績全体を重視しているか、あるいは投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか」という点について、実績重視か内容重視かが主な選択理由と理解されてしまうことから削除してほしい。 | ご指摘の「投資先ファンドの投資実績全体を重視しているか、あるいは投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等」との規定（特定有価証券開示府令第4号様式（記載上の注意）（14））は、当該ファンドが投資先ファンドを選定する際の方針として重視しているものの記載例を示したものであり、必ずしも、二者択一的な記載を求める趣旨ではありません。これら例示されているもののほか、投資先ファンドの選定方針として重視している事項があれば、当該事項を記載すれば足りるものと考えられます。<br>ご意見を踏まえ、二者択一的な記載を求めるものではないことを明確化するため、規定を修正いたします。 |
| 16 | 特定有価証券開示府令案第4号様式（記載上の注意）（15）において、「運用の基本方針」、「主要な投資対象」及び「委託会社の名称」（投資対象ファンドの名称は除く。）については、別の部分に記載することで代替可能としてほしい。 | 同一の様式を用いているにもかかわらず、同一項目について届出者ごとに記載箇所が異なることとなれば、投資者の理解を妨げるおそれがあると考えられます。こうした観点から、ご指摘の事項も含め、当該様式及びその記載上の注意に則して記載される必要があると考えられます。 |
| 17 | 特定有価証券開示府令案第4号様式において、ファンド・オブ・ファンズの場合にファンドの純資産総額の10％を超えて投資する投資対象ファンドの名称等を記載することとなるが、これらの項目が記載されていない場合は、「ファンドの純資産総額の10％を超えて投資しない」との理解か。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号様式（記載上の注意）（15）は、ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する投資対象ファンドがある場合において、当該投資対象ファンドの名称等の記載を求めるものです。当該事項の記載の有無をもって、ファンドが純資産総額の10％を超えて他のファンド（投資対象ファンド）に投資するか否かが決まるということではなく、あくまでも、各ファンドの運用方針によるものと考えられます。 |
| 18 | 特定有価証券開示府令案に関し、第4号様式の「運用体制」、第5号の4様式の「特定信託財産の関係法人」について、REITの資産運用会社は含まれるか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の「REITの資産運用会社」が投資信託財産の運用指図を行う者を指すのであれば、「運用体制」（特定有価証券開示府令第4号様式の記載上の注意（16））に含まれるものと考えられ |

| | | |
|---|---|---|
| | | ます。また、ご指摘の「REITの資産運用会社」が特定目的信託における特定信託財産の管理・処分の指図を行う者を指すのであれば、「特定信託財産の関係法人」（同府令第5号の4様式（記載上の注意）（12））に含まれるものと考えられます。 |
| 19 | 特定有価証券開示府令案第4号様式において、新たな記載事項として「内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等」が規定されているが、具体的には何をどの程度記載すればよいのか。また、「（管理体制）等」とあるが、ここにいう「等」は具体的には何を想定しているか。 | ご指摘の記載事項（特定有価証券開示府令第4号様式（記載上の注意）（16））については、例えば、ファンドの内部管理の組織の具体的な仕組み、ファンドに係る意思決定を監督する組織の具体的な仕組み、当該組織にどの程度の人員が所属しているか、これら組織がどのように関係しているか、委託会社等はファンドの関係法人に対してどのような管理を行っているかといった事項が考えられます。また、ご指摘の「等」とは、これら以外にも投資者による投資判断のために必要な情報があれば記載すべき旨を定める趣旨であると考えられます。<br>いずれにせよ、当該ファンドの運用体制について、投資者に必要な情報が分かりやすく記載されることが必要であると考えられます。 |
| 20 | 特定有価証券開示府令案第4号様式に基づく有価証券届出書の「ファンドの目的及び基本的性格」欄において、ファンド・オブ・ファンズについて記載内容の充実を図るのであれば、投資対象としているファンドの経理状況の記載も明文化し、情報開示の充実を図るべきではないか。 | 有価証券届出書の記載内容は、①投資者による投資判断に当たって真に必要な情報であるか、②当該情報が証券市場において浸透し、投資者が誤解なく利用できるものとなっているか、③開示を求めることによって発行者に過剰な負担を求めることとならないか等を総合的に勘案して定めているものです。<br>今回の改正では、ご指摘の特定有価証券開示府令第4号様式におけるファンド・オブ・ファンズの開示内容についても、こうした考え方に沿って充実を図ることとしておりますが、投資対象であるファンドの経理状況の開示を求めることは、発行者に過剰な負担を求めることとなりかねず、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 21 | 有価証券届出書の様式において、①投資運用会社の行政処分の履歴、②ファンド・オブ・ファンズ型の投資信託に関して採用されるファンドの投資運用会社と委託会社や販売会社との資本関係の有無と、ある場合にはその程度の開示を義務づけることを要望する。また、各商品における費用の比較を容易にする目的で、各会計期間における運用資産全体に対する総経費率の開示を義務化するよう要望する。更に、開示に使用される専門用語について、集団投資スキーム全体において、用語の統一を図る措置を要望すると同時に、開示資料の理解を促進するために、米国SECの制定するPlain English Ruleと同程度のルールの制定を要望する。 | 有価証券届出書の記載内容は、①投資者による投資判断に当たって真に必要な情報であるか、②当該情報が証券市場において浸透し、投資者が誤解なく利用できるものとなっているか、③開示を求めることによって発行者に過剰な負担を求めることとならないか等を総合的に勘案して定めているものです。<br>今回の改正では、例えば、内国投資信託受益証券に係る有価証券届出書の様式（特定有価証券開示府令第4号様式）等について、こうした考え方に沿って充実を図ることとしておりますが、ご指摘の行政処分の履歴やファンド・オブ・ファンズ型の投資信託における投資運用会社と委託会社等との資本関係については、投資信託の損益に直接的に影響する情報ではなく、記載を義務づける必要はないと考えられます。また、各商品の総経費率についても、別段の記載を求めることはしていませんが、「経理の状況」における損益の状況等を参照することにより、投資者がこれに準じた情報を入手することは可能と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | なお、いわゆる集団投資スキームの法形式は様々であり、法令では、規制対象の明確化等を図る観点から必要な用語を用いることとしています。ただし、実際に各種届出書類や目論見書を作成する際には、(様式において定めている部分を除き)必ずしも法令用語をそのまま用いる必要はなく、実務上、投資者の誤解を招かない範囲で、投資者に必要な情報が分かりやすく記載されることが望ましいと考えられます(特定有価証券の開示に関する留意事項13－1参照)。 |
| 22 | 特定有価証券開示府令案第4号様式(記載上の注意)(28)bにおける「第三者による調査結果」とは、具体的にどのようなことか。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号様式(記載上の注意)(28)bにおける「不動産の状況に関する第三者による調査」の具体的な範囲については、発行者において個別の状況に応じて適切に判断されるべきものではありますが、例えば、土地・建物の形状・立地(例えば三角地)、土壌汚染又は建物の耐震強度等の状況など、投資不動産の価格に重要な影響を及ぼし得る事項についての調査が考えられます。 |
| | **(内国投資証券)** | |
| 23 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(短期投資法人債)における「振出日」及び「振出地」とは何を記載すべきか。 | 短期投資法人債については、コマーシャル・ペーパー(CP)と同様に「振出日」及び「振出地」に該当するものはないことから、ご意見も踏まえ、これらを記載事項から削除するよう、規定を修正いたします(特定有価証券開示府令第4号の3様式第3等)。 |
| 24 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)として新たに規定された「監督役員による監督の組織・・・会計監査の相互連携等」については、監督役員による監督の組織、人員は、投資法人の機関の内容として当然に記載されること等から、「監督役員による監督の手続き及び会計監査との相互連携」すべきである。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(18)においては、「投資法人の統治に関する事項」等として記載すべき内容を確認的に例示し、記載が求められる事項の明確化を図っているものであり、ご指摘のように当該例示を削除することは、適当でないと考えられます。 |
| 25 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(18)において、「関係会社」の定義が不明であり、明確化してほしい。 | ご意見を踏まえ、「関係会社」ではなく「関係法人」とするよう、規定を修正いたします(特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(18))。<br>なお、「関係法人」との用語の定義は、同様式(記載上の注意)(17)bに定められています。 |
| 26 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(34)bで「評価者の氏名又は名称」とあるが、評価者が法人であれば法人名でよいのか。法人名と実際評価作業をした個人名の開示は必要になるのか。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおける「評価者の氏名又は名称」とは、基本的には、その価格評価について責任を負う者の氏名又は名称が記載されるべきものと考えられます。評価者が法人の場合には当該法人名を記載することになりますが、併せて、当該法人の役職員のうち実際に評価作業を行った者の氏名を記載することも妨げられないものと考えられます。 |
| 27 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおいて新たに「不動産の構造」と規定されているが、従来からの「構造」と同様の意味であれば、不要ではないか。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおける「不動産の構造」とは、従来から記載が求められている「(物件ごとの)構造」の内容にとどまらず、当該不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項であって「不動 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 産の構造」に関するものを広く記載するよう義務づけるものであり、必要な記載事項であると考えられます。 |
| 28 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおいて新たに規定された「不動産の状況に関する第三者による調査」とは、具体的には、建物調査報告書、鑑定評価書、地震リスク分析等を意味するとの理解でよいか。その旨を明示してほしい。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおける「不動産の状況に関する第三者による調査」の具体的な範囲については、発行者において個別の状況に応じて適切に判断されるべきものではありますが、例えば、土地・建物の形状・立地(例えば三角地)、土壌汚染又は建物の耐震強度等の状況など、投資不動産の価格に重要な影響を及ぼし得る事項についての調査が考えられます。<br>ただし、「不動産の状況に関する第三者による調査」の内容はこれらに限られるものではなく、こうした調査を特に例示することは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 29 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおいて新たに規定された「不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要」とは、各調査につきどのような情報を開示すればよいのか列挙してほしい。建物状況調査報告書であれば金融修繕費(短期・長期)の総額、鑑定評価書であれば評価額、地震レポートであればPML値(地震による予想最大損失率)の開示で足りるとの理解で正しいのか。 | ご指摘の特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおける「不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要」の具体的内容としては、例えば、ご指摘のように、例えば建物状況調査報告書であれば金融修繕費(短期・長期)の総額、鑑定評価書であれば評価額、地震レポートであればPML値等が該当し得るものと考えられますが、個別の物件の状況や行った調査の内容にも応じて、投資者の投資判断に必要な事項が適切に記載されることが必要と考えられます。 |
| 30 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおいて新たに規定された事項である「不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要」について、投資法人によっては百を超える保有物件のあるものもあるが、すべての物件について過去に取得した調査結果についても遡及的に開示を要求しているということか。物件によっては、ポートフォリオ全体では重要性の乏しいものも多く、特記するべき事項についてはともかく、全物件について要求するのではなく主要な物件に限定してほしい。 | 金商法の施行後に提出される有価証券届出書等においては、特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(34)bに即して、その調査時点にかかわらず、「不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要」を記載する必要があると考えられます。<br>なお、投資法人が複数の物件を保有する場合において、個々の物件の「ポートフォリオ全体における重要性」の判断基準は一律に定まるものではないことから、記載対象を「主要な物件」に限定することは、適当でないと考えられます。したがって、すべての物件について「不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要」を記載することが基本となりますが、投資者にとって分かりやすい適切な開示を行うために、実務上、物件ごとに「概要」の記載方法を変えるといった工夫をすることは妨げられないものと考えられます。 |
| 31 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式(記載上の注意)(34)bにおいて新たに規定された事項である「不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要」について、年間賃料に加えて、物件の取得前においては前主から信頼のおける資料の入手が困難なことが多いため、やむを得ない場合の例外として当該事項を記載しないでよい場合を明記してほしい。 | 特定有価証券開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(34)bでは、「不動産の状況に関する第三者による調査」を「行っていない場合にはその旨」を記載することとされており、ご指摘のように、前主から信頼のおける資料を入手できず、また、当該物件の取得後に調査を行っていない場合には、その旨を記載することが考えられます。 |
| 32 | 特定有価証券開示府令案第4号の3様式の第3部投資法人の評価情報第5経理の状況1財務諸 | ご意見を踏まえ、ご指摘の「注記表」の位置を変更するよう、様式を修正いたします(特定有価 |

| | | |
|---|---|---|
| | 表において、「(4)注記表」はキャッシュ・フロー計算書に対する注記も行っていることから、「(4)注記表」を「(6)キャッシュ・フロー計算書」の後にするよう、順序を変更してほしい。 | 証券開示府令第4号の3様式第3部第5の1)。 |
| | **(その他の様式)** | |
| 33 | 特定有価証券開示府令案第5号の4様式等において、「投資リスク」の項目が、第二部に設けられているが、「投資リスク」は裏付資産に関するものに限られず、有価証券そのものに関するものも想定されるため、第一部に設けるべきではないか。 | ご指摘の「投資リスク」(特定有価証券開示府令第5号の4様式(記載上の注意)(20－2))の内容は、裏付けとなる特定信託財産の状況を前提に記載されるものと考えられることから、同様式の第1部(証券情報)ではなく第2部(特定信託財産情報)において記載を求めることとしているものです。<br>なお、当該事項が第2部において記載されることをもって、ご指摘の「有価証券そのものに関するリスク」等の情報を記載することが、妨げられるものではないと考えられます。 |
| 34 | 特定有価証券開示府令案の第6号様式、第6号の2様式、第9号様式及び第9号の2様式の「委託者の状況」について、委託者が発行者(定義府令案第14条第3項第1号)に該当しない場合、「委託者」は信託の組成に関与しないときが多いものと考えられる。また、このような場合、「委託者」は不特定多数となり、このような者を開示することは困難である。したがって、上記様式において「委託者の状況」を記載するのは、「委託者」が発行者に該当する場合のみとしてほしい。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の「委託者の状況」(特定有価証券開示府令第6号様式第3部第2等)については、「委託者」が発行者である場合(定義府令第14条第3項第1号イ・ハ参照)にのみ記載を要することとするよう、規定を修正いたします。 |
| 35 | 特定有価証券開示府令案における信託受益権又は信託受益証券の開示様式において、「信託権利等」を記載することとなっているが、この内容が不明確であり、記載事項の説明を加える等して、記載事項の明確化をしてほしい。 | ご意見を踏まえ、「信託の概要」(特定有価証券開示府令第6号様式第2部第3等)の記載事項から「信託権利等」を削除するとともに、「その他」の項目として記載する事項の明確化を図るよう、規定を修正いたします。 |
| 36 | 特定有価証券開示府令案の第7号様式から第12号の6様式までにおいて、記載必須項目のうち、有価証券届出書又は以前提出した半期報告書若しくは有価証券報告書に記載された内容から変更のないものについては、その旨を記載すれば足りる、としてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、参照方式による有価証券届出書の提出は、特定有価証券については一定の内国投資証券及び外国投資証券等についてのみ認められているものであり(特定有価証券開示府令第11条の3参照)、この対象範囲を拡大することについては、投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| | **▼企業内容等の開示に係る有価証券届出書** | |
| | **(四半期報告制度の導入に伴う有価証券届出書の改正)** | |
| 37 | 企業内容開示府令案第2号様式(記載上の注意)(36)bのかっこ内の「四半期連結貸借対照表」「当該四半期連結貸借対照表」「四半期連結決算日現在」は、それぞれ「四半期貸借対照表」「当該四半期貸借対照表」「四半期決算日現在」ではないか。 | ご指摘のとおり規定を修正いたします(企業内容開示府令第2号様式(記載上の注意)(36)b)。 |
| 38 | 事業年度開始後3月を経過した日から提出期間を経過する日までに有価証券届出書を提出する場合には、第1四半期の業績の概要の記載を求められており、特に「可能な時は、当該形式(それぞれの財務諸表の形式)により記載すること」と | 業績に係る最新の情報は、投資者の投資判断において重要な情報であると考えられることから、有価証券届出書において、迅速かつ適切な開示を求めることとしています。したがって、ご指摘のように財務諸表の形式によることが困難な場合で |

| | | |
|---|---|---|
| | されている。各四半期の数値が固まらないことには何らかの記載もできないので、「当該形式(それぞれの財務諸表の形式)での記載が可能な場合には、業績の概要の記載が必要」としてほしい。 | あっても、定性的な情報等により「業績の概要」を記載することが求められるものと考えられます(企業内容開示府令第2号様式(記載上の注意)(60)b等参照)。 |
| 39 | 有価証券届出書には、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後の経過期間に応じて、四半期連結財務諸表を掲げられないタイミングの場合に、3月の業績の概要を記載することとなるが、累計の業績の概要も併せて記載するほうが投資者の判断に利用されやすく、また、その後開示される四半期報告書の内容を推察することにも有用となるのではないか。 | ご指摘の場合において、当該連結会計年度開始日からの「累計の業績の概要」は、投資者の投資判断に資する重要な情報であると考えられることから、ご意見を踏まえ、「累計の業績の概要」の記載を求めることとするよう、規定を修正いたします(企業内容開示府令第2号様式(記載上の注意)(60)b等)。なお、「3箇月の業績の概要」と「累計の業績の概要」を併記させることは、提出者に過度な負担を求めることとなりかねないことから、「累計の業績の概要」についてのみ記載を求めることといたします。 |
| 40 | 有価証券届出書において、最近連結会計年度の各四半期の売上高等の記載を求められているが、当該情報が記載可能である四半期の情報から記載することとしてほしい。特に非開示会社による新規の届出を行う際には、最近連結会計年度の第1四半期から継続開示会社同様の四半期決算を行うことは困難であると思われる。 | ご指摘の記載事項(企業内容開示府令第2号様式(記載上の注意)(60)c等))は、四半期報告書提出会社を対象として、前連結会計年度の第1四半期から第4四半期まで各四半期の売上高等の記載を求めるものであり、非開示会社を対象とするものではないと考えられます。 |
| 41 | 有価証券届出書の組込情報として、直近の四半期報告書又は半期報告書を組み込むこととされているが、有価証券報告書の提出日以降、直近の四半期報告書の提出日以前に提出された四半期報告書に記載された重要な変更の内容については、当該組込書類に含まれる直近の四半期報告書の該当する記載箇所に注記を付したうえで記載することとしてほしい。 | 組込方式による有価証券届出書(企業内容開示府令第2号の2様式)においては、組込情報である有価証券報告書の提出日から当該有価証券届出書提出日までの間に、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすような事象等が発生している場合には、「追完情報」として記載をすることとされています(同様式(記載上の注意)(1)参照)。<br>なお、組込情報である直近の四半期報告書の該当箇所に注記を付すことは認められないものと考えられます。 |
| 42 | 企業内容開示府令案第2号の2様式(記載上の注意)(2)bにおいて、四半期報告書が複数あるときは直近の四半期報告書のみを組込書類としているが、第2号の3様式においても、同様に、四半期報告書が複数あるときは直近の四半期報告書のみを参照書類とするとの理解でよいか。 | 企業内容開示府令第2号の3様式は、参照情報として、有価証券報告書の提出日から有価証券届出書提出日までに提出したすべての開示書類について記載を求めるものであり、当該期間中に複数の四半期報告書が作成されている場合は、そのすべてを記載する必要があると考えられます。 |
| 43 | 現行の企業内容開示府令第2号の4様式の届出書では、発行会社が新興市場へ上場する場合には、上場審査の一環で監査人のレビューがつく第1・第3四半期の業績について、取締役会の承認を得た場合には「第5経理の状況1(2)その他」に、それぞれ財務諸表形式で第1・第3四半期までの累計の業績を開示することが実務慣行として定着している。有価証券報告書未提出会社における四半期情報の取扱いについて、本改正案では特段の規定はないが、投資情報としての有用性の観点から、現行実務を継続できると理解していいか。 | 今回の改正では、企業内容開示府令第2号の4様式の記載事項等について、特段の改正を行っておりません。具体的な記載内容が法令に適合したものであるかどうかは、現行の取扱いも踏まえつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の「実務慣行」が記載事項に関連するものであって投資者の誤解を招かないような適切な内容のものである限りにおいて、そのような任意の取扱いも妨げられないものと考えられます。 |
| | **(その他)** | |
| 44 | 外国会社でマザーマーケットに上場せずに、 | 本邦において新規上場しようとする外国会社で |

| | | |
|---|---|---|
| | 本邦の新興市場に上場している会社が存在することから、外国会社についても、企業内容開示府令における内国会社の第2号の4様式と同様に「株式公開情報」のある有価証券届出書を作成すべきではないか。 | あっても、内国会社と異なり、一般的に居住者の株主が少ないと考えられることから、「株式公開情報」(企業内容開示府令第2号の4様式第4部)と同内容の開示を求めることについては、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| **No.** | **●目論見書の作成〔第13条〕** | |
| 1 | 目論見書のリスク項目をわかりやすい形式にするように義務化してほしい。 | 個別の有価証券ごとに「リスク項目」の内容やその重要性は異なり得ることから、一律の記載形式を定めることは困難と考えられますが、ご指摘のような点にも配意して、企業内容開示府令等の各様式の(記載上の注意)として「(リスク情報の記載について)具体的に、かつ、分かりやすく記載する」こと等を定めるなど、発行者に対して、投資者が理解しやすいようにリスク項目等を記載するよう求めることとしています。 |
| 2 | 特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続は、目論見書作成・交付義務の対象となっていないと理解しているが、そうだとすると、企業内容開示府令第12条の改正は不要ではないか。 | 貴見のとおり、特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続は、目論見書の作成義務(金商法第13条第1項・第2項)・交付義務(同法第15条第2項)を定めた規定においては「有価証券の募集又は売出し」の定義に含まれておりません(同法第4条第1項参照)。<br>一方、企業内容開示府令第2号の6様式等は、有価証券を対価とする公開買付けを行う場合(同法第27条の4第1項)にも用いられるものであることから(同府令第8条第1項第3号)、この場合を想定して、目論見書の記載内容を定める同府令第12条についても改正を行っているものです(同条第1号へ等)。 |
| **No.** | **●目論見書の交付〔第15条〕** | |
| 1 | 金商法第15条第2項において、目論見書の交付を義務づけられている金融商品取引業者には、投資運用業者は含まれないことを確認したい。 | 金融商品取引業者等は、「有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合」には、「目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない」こととされています(金商法第15条第2項)。<br>したがって、投資運用業を行う金融商品取引業者等であっても、「有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合」には目論見書の交付義務が生じるものであり、当該義務が一律に除外されるものではないと考えられます。 |
| 2 | 顧客がすべての法律行為に係る代理人を立てている場合、目論見書の交付は代理人に対して行うことで顧客に対する交付といえるか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、目論見書は投資者本人の投資判断のための書類であることを考えれば、代理人に対する交付であっても、投資者本人に確実に渡るような形で交付されることが望ましいと考えられます。 |
| 3 | 特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続における目論見書の交付対象者を「企業内容等の開示に関する留意事項」において明確にしてほしい。 | 特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続は、目論見書の作成義務(金商法第13条第1項・第2項)・交付義務(同法第15条第2項)を定めた規定においては「有価証券の募集又は売出し」の定義に含まれていない(同法第4条第1項参照)ことから、これらの手続に際しては目論見書の交付義務は適用されないものと考えられます。 |

| No. | ●適格機関投資家向け勧誘の告知等〔第23条の13〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 「第二項有価証券」の少人数向け勧誘に関する金商法第23条の13第3項に規定する勧誘の相手方に対する告知事項は、当該有価証券に関し、届出が行われていないことのみでよいか。この点を明確にされたい。 | ご意見を踏まえ、告知事項の内容を明確化するよう、規定を修正いたします(特定有価証券開示府令第20条第1項第3号)。 |
| 2 | 金商法第3条第3号に規定する有価証券投資事業権利等に当たらない「第二項有価証券」については、同法第2章の適用はないので、少人数向け勧誘の告知義務はないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 3 | 少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘(金商法第23条の13第3項・金商法施行令案第3条の2の3)における対象有価証券に、信託終了まで1年以内で分割ができないなど、社債等の振替に関する法律の短期社債などに類する性質を有する「第二項有価証券」たる信託受益権(流動化ビジネスにおいて幅広く売買されている)を追加してほしい。 | 社債等振替法に規定する短期社債等について「少人数向け勧誘」が行われる場合には、その旨が振替機関のシステム上明らかであることから、「少人数向け勧誘」に関する告知義務(金商法第23条の13第3項)の適用を要しないこととしているものです(同法施行令第3条の2の3)。<br>一方、ご指摘の信託受益権(同法第2条第2項第1号)については、短期社債等のような制度が整備されているものではないことから、同様の取扱いとすることは適当でないと考えられます。 |
| No. | ●有価証券報告書の提出〔第24条〕 | |
| 1 | 金商法第24条第1項における有価証券報告書の提出免除の対象有価証券として、株券及び優先出資証券が規定されているが、新株予約権、外国新株予約権、外国株券、外国優先出資証券、社債、特定有価証券についても、免除の対象有価証券として規定してほしい。 | 現行制度上、株券・社債等の募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した場合には、当該有価証券について継続的に有価証券報告書の提出義務を負うこととなりますが、当該有価証券が証券取引所に上場されない場合に、その所有者数が減少して流通性が乏しくなることを想定して、所有者数が25名未満である場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、有価証券報告書の提出義務を適用除外することとしています(証取法第24条第1項ただし書、証取法施行令第4条第2項第3号、現行企業内容開示府令第16条第2項)。<br>しかしながら、特に株券・優先出資証券については、償還期限が存在しないこと等から株主数を25名未満とすることは極めて困難であり、継続開示を行うために重いコスト負担を強いられている場合が多いとの指摘があることから、今回の改正においては、株券・優先出資証券に限って、有価証券報告書提出義務の免除要件を拡大することとしているものです(金商法第24条第1項ただし書、金商法施行令第3条の5・第4条の10、企業内容開示府令第15条の3)。こうした制度趣旨を踏まえれば、当該特例について、ご指摘のような有価証券を対象とする必要はないと考えられます。 |
| 2 | 金商法第24条第1項ただし書で定められている、報告書提出開始年度終了後5年という要件に、施行日前の期間分も加えてよいか。また、金商法第24条第1項ただし書で定められている要件に合致した場合、最初に提出義務のある半期報告書又は有価証券報告書から提出免除になるとの理解でよいか。 | ご指摘の有価証券報告書提出義務の免除要件(金商法第24条第1項ただし書)の適用については、施行日以後に到来する事業年度末日において、施行日前に終了した事業年度を含め、過去5事業年度の末日における株主数により判断することになると考えられます。また、当該特例規定の適用は、各事業年度末日において判断され、適用除外要件を満たす場合には、当該事業年度に係 |

| | | |
|---|---|---|
| | | る有価証券報告書から提出が免除されることとなると考えられます。 |
| 3 | 外国会社が内部統制府令案第11条に基づいて内部統制報告書を提出しようとする場合には、金商法第24条の4の4第6項の場合とは異なり、有価証券報告書は、引き続き、企業内容開示府令案第8号様式を用いて作成することになると理解するが、正しいか。 | ご指摘のとおり、すべての外国会社の有価証券報告書は、(金商法第24条の4の4第6項の規定にかかわらず、)企業内容開示府令第8号様式を用いて作成することになると考えられます。 |
| **No.** | **●有価証券報告書の記載内容に関する確認書の提出〔第24条の4の2〕** | |
| 1 | 企業内容開示府令案第10条第1項第1号トが削除されることとなっているが、初めて第2号様式や第2号の4様式を用いて有価証券届出書を提出する場合には、当該有価証券届出書の適正性はどのようにして確認されることになるのか。 | 現行の確認書制度(現行企業内容等開示府令第10条第1項第1号トなど)は、任意の制度として、代表者が有価証券届出書等の記載の適正性を確認した場合には、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書等の添付書類として提出することを認めるものですが、金商法においていわゆる確認書制度(第24条の4の2参照)が導入されたことにより、類似の制度が並存することとなれば投資者にとって分かりにくいものとなることから、現行制度については廃止することとしているものです。<br>いずれにせよ、有価証券届出書の適正性については、現行の任意の確認書や金商法上の確認書制度にかかわらず、有価証券届出書の不実開示についての責任により担保されるものと考えられます。<br>なお、金商法上の確認書制度は、平成20年4月1日から始まる事業年度に係る四半期報告書・有価証券報告書等からの適用となることから、平成20年3月31日までに提出される有価証券届出書等に現行の確認書を添付できることとする旨の経過規定を設けることとしております。 |
| **No.** | **●財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価〔第24条の4の4〕** | |
| | **▼内部統制報告書の提出義務者等** | |
| 1 | 確認書、内部統制報告書、四半期報告書について、非上場会社は提出義務がないという理解でよいか。 | 貴見のとおりであり、株券等を上場し、又は店頭登録している会社が対象となります(金商法施行令第4条の2の5・4条の2の7・4条の2の10)。 |
| 2 | 特定有価証券(金商法第5条第1項)の発行者は、確認書、内部統制報告書及び四半期報告書の提出義務はなく、任意でもこれら書類を提出することができないとの理解でよいか。 | 確認書、内部統制報告書及び四半期報告書を提出しなければならない会社は、株券等を上場し、又は店頭登録している会社としております(金商法施行令第4条の2の5・4条の2の7・4条の2の10)。<br>また、これら以外の有価証券報告書の提出会社については任意で提出することができますが、特定有価証券については、有価証券報告書を提出している場合(金商法第24条第5項において準用する同条第1項・第3項参照)であっても、確認書、内部統制報告書及び四半期報告書の提出義務はなく、また、任意での提出もできないこととしております(同法第24条の4の2第3項・第24条の4の4第3項・第24条の4の7第3項の政令を定めておりません。)。 |
| 3 | 金商法施行令案第4条の2の7第1項第4号に | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 「有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの」が掲げられているが、これは、非上場である株券等を受託有価証券として第4号に掲げる有価証券信託受益証券が上場される場合を想定しているのか。 | |
| 4 | 株券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券（金商法施行令案第4条の2の7第4号等）とは、具体的にどのようなものを指すのか。 | 有価証券信託受益証券とは、「受益証券発行信託の受益証券のうち法第2条第1項各号に掲げる有価証券（受託有価証券）を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨等が当該信託に係る信託行為において定められているもの」（金商法施行令第2条の3第3号）と定義されています。<br>ご指摘の株券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券としては、当該受益証券発行信託の受益証券の保有者が受託有価証券（株券等）に係る権利（株券が受託有価証券であれば、配当受領権・議決権等）を行使できるよう、信託行為において定められているものが該当すると考えられます。<br>なお、有価証券信託受益証券の発行者は、受託有価証券（株券等）の発行者とされています（定義府令第14条第2項第3号）。 |
| 5 | 金融商品取引所等の規則にもよるが、アンスポンサード（預託証券の発行者が、預託証券に表示される原券の発行者との間で当該預託証券の発行に関する契約を締結していないこと）の有価証券信託受益証券で上場又は店頭登録がなされるものについては、確認書、内部統制報告書及び四半期報告書の提出義務の対象有価証券から除外するべきではないか。 | 有価証券信託受益証券については、受託有価証券の権利内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨が信託行為において定められていること（金商法施行令第2条の3第3号）や、その「発行者」が受託有価証券の発行者とされること（定義府令第14条第2項第3号）等が規定されていますが、有価証券信託受益証券の発行者とみなされる受託有価証券の発行者が当該信託契約の当事者であることまでは求められておらず、ご指摘のような「アンスポンサード」の有価証券信託受益証券を発行することも可能と考えられます。<br>この場合において、投資者への適正な情報提供を確保する必要があることから、確認書、内部統制報告書及び四半期報告書の提出義務の対象有価証券から「アンスポンサード」の有価証券信託受益証券を除外することは、適当でないと考えられます。 |
| | **▼内部統制報告書** | |
| | **（適用の一般原則）** | |
| 6 | 内部統制府令案の「一般に公正妥当と認められる基準」とは、実施基準以外に何を想定しているのか。また、慣行とは何を指すのか。 | 内部統制府令第1条第4項に規定しているとおり、企業会計審議会の公表した、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（平成19年2月15日）が該当するものと考えられます。<br>また、監査の慣行は、今後、基準に従って内部統制監査の実務が行われて行く中で、形成されていくものと考えられます。 |
| | **（内部統制評価の範囲）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 内部統制府令案第2条第1号では、財務報告について、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告」とされているが、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」では、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告」(意見書)と定義が異なっているため、両者の関係につき明確にしてほしい。 | ご指摘の「意見書」の内容を法令で定める際に、技術的な観点から「意見書」とは異なる規定振りとしておりますが(内部統制府令第2条第1号参照)、「財務報告」の定義を「意見書」から変えるものではなく、同義であると考えられます。 |
| 8 | 委託業務の評価については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅱ．2．(1)財務報告に係る内部統制の有効性の評価において、「経営者が外部の受託会社の業務に関し、その内部統制の有効性を評価しなければならない」ことになっているが、証券業者が証券保管振替機構に株券の預託を行っている業務については、当実施基準でいう委託業務の範囲から除外されることを、念のため確認したい。 | 内部統制府令第3条に規定する財務計算その他の情報の適正性を確保するために必要な体制には、会社が業務を委託している場合における委託業務も含まれますが、当該委託業務が評価範囲に含まれるかどうかについては、各企業の状況により異なるため、一律に示すことは困難であり、各企業において適切に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **(事業年度が異なる子会社がある場合の内部統制評価の基準日)** | |
| 9 | 内部統制府令案第5条第3項では、内部統制報告書提出会社(以下「親会社」)と連結子会社との事業年度の末日が異なる場合について、連結子会社の内部統制に重要な変更が無い場合は、異なる事業年度の末日の内部統制の評価を基礎として行うことができる旨記載されている。<br>親会社の事業年度の末日が3月31日であり、連結子会社の事業年度の末日が12月31日であった場合、親会社が内部統制報告書を提出するのは、平成21年3月31日を末日とする事業年度からとなるが、その時点で連結子会社の内部統制の評価は、重要な変更が無い場合、平成20年12月31日を事業年度の末日として行うことになる。親会社の内部統制は平成20年4月1日から開始するのに対し、連結子会社の内部統制体制を平成20年1月1日から開始させることは、非常に困難を伴うことから、初年度に関してのみ、連結子会社の内部統制の開始を親会社と合わせる特例を考慮してほしい。 | 事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社について、当該連結子会社の当該事業年度に係る財務諸表を基礎として会社の連結財務諸表が作成されている場合には、当該連結子会社の内部統制の評価は、当該連結子会社の内部統制に重要な変更があった場合を除き、当該連結子会社の事業年度の末日における連結子会社の内部統制の評価を基礎として行うことができるとされています(内部統制府令第5条第3項)。<br>内部統制評価は、期末日を評価時点とし、事業年度開始の日における内部統制の有効性の評価を行うことは求められておらず、御指摘のような場合、連結子会社については、期末日である12月31日における内部統制の有効性を判断することになりますので、初年度の特例を設ける必要はないものと考えられます。<br>なお、仮に事業年度中に重要な欠陥が発見された場合でも、期末日までに是正されていれば、内部統制は有効であると評価することができることとされています。 |
| 10 | 内部統制府令案第5条第3項では、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社について、原則として「会社の内部統制報告書を作成するに当たっての当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価については、当該連結子会社の当該事業年度の末日における当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価を基礎として行うことができる。」とされているが、この場合、連結財務諸表における連結子会社の取り込みと一致させる必要があるか。 | 内部統制府令第5条第3項は、当該連結子会社の当該事業年度に係る財務諸表を基礎として会社の連結財務諸表が作成されている場合には、連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価を基礎として行うことができる旨を定めているものであり、連結財務諸表を作成する際の連結子会社の取扱いと一致しているものと考えられます。 |
| 11 | 内部統制府令案第5条第3項に「当該連結子会社の当該事業年度の末日後、当該連結財務諸表に係る連結決算日までの間に当該連結子会社の | 当該連結子会社のおかれた環境等により異なりますが、例えば、合併等による大幅な組織変更、決算方法の大幅な変更、取扱品目の大幅な |

| | | |
|---|---|---|
| | 内部統制に重要な変更があった場合を除き」との規定があるが、この「重要な変更があった場合」とは、具体的にどのような場合を示すのか。 | 変更などが考えられます。 |
| 12 | 内部統制府令案第5条第3項では、連結子会社の事業年度の末日後、連結財務諸表に係る連結決算日までの間に当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合、連結決算日における連結子会社の内部統制評価を行わなければならない、つまり当該変更を評価対象とする取扱いとなっている。しかし、限られた時間内での実務的な対応を考慮すれば、重要な変更については評価対象とせず、当該変更の開示にとどめるべきである。 | 連結子会社の事業年度の末日後に当該子会社の内部統制に重要な変更があった場合には、当該変更について、内部統制評価の対象とする必要があります（内部統制府令第5条第3項）。<br>ただし、当該変更が「やむを得ない事情」に該当する場合には、当該変更に係る部分を除外して評価することができることになると考えられます（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」参照）。 |
| | **（内部統制報告書の記載事項等）** | |
| 13 | 金商法第27条の30の5第1項の規定により内部統制報告書を提出する場合は、代表者・最高財務責任者の自署・押印が必要であるが、この場合以外は、自署・押印は必要ないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 14 | 内部統制報告書の「（記載上の注意）(4)」において、「会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。」とあるが、明確に最高財務責任者を定めている場合に限るとの理解でよいか確認したい。日本公認会計士協会監査基準委員会報告第3号「経営者による確認書」では、「代表取締役又は代表執行役以外の取締役又は執行役が財務諸表作成業務を担当する部署を所管している場合には、当該取締役又は執行役」の署名も求められているが、当該取締役又は執行役も「最高財務責任者」の対象となるのか。 | 最高財務責任者とは、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を最高財務責任者として定めている場合における当該者をいうこととされており、会社が最高財務責任者を定めていない場合には、ご指摘のように当該欄に記載しないことになるものと考えられます。<br>また、ご指摘の日本公認会計士協会の「経営者による確認書」における署名者とは、必ずしも一致しないものと考えられます。 |
| 15 | 内部統制報告書に「最高財務責任者の役職氏名」を記載した場合には、代表者と同様に、金商法第197条の2にある個人の罰則適用の対象となるか確認したい。 | 代表者の場合と同様に、金商法第197条の2に規定する個人の罰則適用の対象となり得ますが、実際には、虚偽のある内部統制報告書の提出へのかかわり方等について、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることになります。 |
| 16 | 内部統制報告書の「（記載上の注意）(7)c、d」において「財務報告に係る内部統制の評価手続の概要」、「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」を挙げているが、記載すべき範囲などが明確でないため、記載例などを追加してほしい。 | ご指摘の記載内容は各企業の状況により異なり得るものであり、これを一律に示すことは困難ですが、ご意見を踏まえ、事務ガイドライン等で記載内容を例示することを検討してまいります。 |
| 17 | 金商法第24条の4の4第4項において、内部統制報告書の添付書類は内閣府令で定めることとされているが、この点は何時手当されるのか確認したい。 | 内部統制府令において、内部統制報告書の添付書類として求めている書類はありません。今後、必要に応じ、検討することになると考えられます。 |
| | **▼内部統制監査報告書** | |
| 18 | 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」では、「原則として、同一の監査人により、財務諸表監査と一体となって行われるものである。」とされているが、法令上、内部統制報告書監査報告書を作成する公認会計士又は監査法人は、財務諸表の監査を行う公認会計士又は | 内部統制監査は、内部統制府令第1条第3項・第4項の規定により、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に従って実施することになりますが、同基準において、内部統制監査は、原則として、財務諸表監査と同一の監査人により実施することとされています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 監査法人と同じでなければならないか。 | |
| 19 | 「内部統制報告書」と財務諸表監査との関係について、「内部統制報告書」を監査する監査人と財務諸表監査を監査する監査人が同一でない場合があり得ると思われるので、そういった事態が想定される場合には「内部統制報告書」にその旨の記載を義務づけることを検討してもらいたい。 | 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」では、原則として、財務諸表監査と内部統制監査の監査人は同一であることを求めております。<br>仮に、例外的にこれらの監査人が同一でない場合においても、有価証券報告書及びそれと併せて提出される内部統制報告書のそれぞれに、監査報告書又は内部統制監査報告書が添付されることから、それらを参照することで監査人が同一でないことは明らかであり、内部統制報告書への記載は不要であると考えられます。 |
| 20 | 内部統制の監査の基準には、内部統制監査報告書の追記情報として、内部統制に重要な欠陥がある旨記載している場合で無限定適正意見を表明するときは、「重要な欠陥及びそれが是正されない理由」と重要な欠陥が財務諸表監査に及ぼす影響を追記するよう求めているが、内部統制府令案第6条第5項第1号では、前者の記載を要求していない。基準との整合性の観点から、前者の記載を要求するべきではないか。 | 会社の作成する内部統制報告書に「重要な欠陥及びそれが是正されない理由」が記載され、監査人がその記載について適正意見を表明する場合は、「重要な欠陥及びそれが是正されない理由」について監査人が確認したことになるものと考えられることから、重ねての記載は不要としたものです。 |
| 21 | 内部統制監査報告書は、「やむを得ない理由がある場合」を除き、財務諸表等の監査報告書と合わせて作成するとしているが、「やむを得ない理由」とはどのようなものか。 | 内部統制府令第7条の「やむを得ない理由」に該当する場合としては、やむを得ない事情等により、財務諸表の監査報告書又は内部統制監査報告書の一方が提出期限までに提出できないような場合などが考えられます。 |
| 22 | 内部統制府令案第8条において、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第2項第1号に規定する概要書に、内部統制監査の従事者、監査日数その他内部統制監査に関する事項の概要を合わせて記載するものとする。」とされているが、従事者、監査日数などの財務諸表監査と内部統制監査で区分して記載することに実務上の困難が生じる場合も想定される。このため、合算して記載し、「財務諸表監査と内部統制監査で区分して記載することが実務上困難であるため、合算して記載している」旨を注記する等の代替方法も検討してほしい。 | 内部統制府令第8条は、監査概要書において、内部統制監査の実施状況を確認するため、できるだけ一体として実施される財務諸表監査の実施状況と区分して、その実施状況の記載を求めるものです。なお、実務上、明確に区分することが困難な場合も考えられますので、そのような場合には合理的な方法によって区分して記載する旨を、事務ガイドライン等で例示することを検討してまいります。 |
| | **▼外国会社の特例** | |
| | **（内部統制報告書）** | |
| 23 | 米国に上場し米国証券取引委員会に登録されている米国以外の外国会社は、米国の規制（いわゆるSOX法）に基づき、米国証券取引委員会に対して、内部統制報告を提出しなければならない。こうした外国会社は、日本において金商法第24条の4の4第1項に基づく内部統制報告書を提出するにあたっては、米国における用語、様式及び作成方法によるという取扱いを希望すると思われる。これらの外国会社による財務報告については、米国の規制に従うことにより、内部統制が図られている。こうした外国会社が米国の基準にしたがった内部統制報告書を提出することについても、内部統制府令案第11条第1項を適用すること | 我が国に上場している外国会社が、当該外国会社の本国又は第三国において内部統制報告書の開示を行っている場合において、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないと認めるときは、我が国に提出する内部統制報告書について、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、本国又は第三国において開示している内部統制報告書の用語、様式、作成方法によることができることとしております。この場合、「財務報告に係る内部統制」は、我が国で開示している財務報告が適正に作成されるための体制をいうこととされています。したがって、当該外国会社が有価証券報告書において本国で開示している財務書 |

| | | |
|---|---|---|
| | はできるか。また、同条第2項を適用することはできるか。 | 類を提出している場合には、内部統制報告書についても本国における用語、様式、作成方法による内部統制報告書を提出する必要があります（内部統制府令第11条第1項）。同様に、当該外国会社が第三国で開示している財務書類を提出している場合には、当該第三国における用語、様式、作成方法による内部統制報告書を提出する必要があります（同令第11条第2項）。 |
| 24 | 外国会社の財務報告に係る内部統制につき、外国会社がその本国又は本国以外の本邦外地域において開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書を内部統制報告書として提出する場合においての具体的な申請手続方法並びに申請期間をご提示願いたい。 | 内部統制府令第11条に規定する「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認める場合」に該当するか否かについては、申請を要件としていないところであり、各会社においては、必要に応じ、財務局等にご照会いただくことになるものと考えられます。 |
| 25 | 内部統制府令案第11条第1項及び第2項のいずれを適用しようとする場合についても問題が生じる場合には、米国以外の外国会社が、日本においてこれまで開示してきた財務書類（つまり本国式財務書類）の開示の様式及びその財務諸表等規則上の根拠は変更せぬままに、米国式の内部統制報告書を日本において提出するという取扱いを、端的に認めてほしい。 | 財務報告に係る内部統制は、我が国で開示している財務報告が適正に作成されるための体制をいうこととされていますので、ご指摘の取扱いは困難であると考えられます。 |
| 26 | 内部統制府令案第13条第2号において、「第11条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点」を内部統制報告書について課して記載するものとするとされているが、どの程度の相違をもって主要な相違点と認識すべきか曖昧である。当該相違点を記載するにあたって準拠すべき作成方法並びに報告様式を追記してほしい。 | 内部統制府令第11条の規定を適用しないで内部統制報告書を作成する場合との主な相違点が具体的に記載されることを想定しておりますが、具体的な記載内容等は個々の会社の状況により異なり得ることから、一律に報告様式を示すことは困難であると考えられます。 |
| | **（監査証明）** | |
| 27 | 現行の証取法下の「公認会計士又は監査法人に相当する者」（証取法第193条の2第1項、証取法施行令第35条、監査証明府令第1条の3）による監査証明に相当すると認められる証明を受けた者は、当然に金商法第193条の2第2項前段の「政令で定めるもの」に含まれず、内部統制報告書についても監査証明の提出を義務づけられない（内部統制府令案第12条に該当する。）という運用になるとの理解でよいか。内部統制府令案第12条は、同府令案第11条に基づく内部統制報告書を提出する外国会社について、海外において監査証明に相当する証明を得ていることを条件に、日本において再度監査証明を受けることを不要とする条文である。しかしながら、同府令案の現文言によれば、あたかも、日本において提出する内部統制報告書（日本語で作成され、同府令に準拠して作成する場合との主要な相違点等も記載したもの）については、海外で監査を受けることを必要とするかのようである。ついては、海外で監査を受ける必要があるのは、あくまで、本国又は本国以外の本邦外地域において開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書であることが明確になるようにしてほしい。 | 外国においては、財務書類の監査証明と内部統制報告書の監査証明が併せて実施されているとは限りませんので、外国会社が当該会社の提出する財務書類について「公認会計士又は監査法人に相当する者」の監査証明に相当すると認められる証明を受けているとしても、内部統制報告書に係る監査証明を受けているとは限りません。したがって、内部統制府令第12条に規定するように、内部統制報告書に対する監査証明に相当すると認められる証明を受けていることが必要となります。内部統制府令第12条においては、「第11条の適用を受ける内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人に相当する者により金商法第193条の2第2項の監査証明に相当すると認められる証明を受けた者とする」としており、当該外国会社の本国又は第三国において作成した内部統制報告書について、当該本国又は第三国において監査証明に相当すると認められる証明を受けていることが要件とされていることは、明確であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 28 | 外国会社が金商法第193条の2第2項前段の「政令で定めるもの」に該当するとされ、監査証明の提出が義務づけられる場合においても、同法第193条の2第2項ただし書に規定する承認を受ければ監査証明の提出義務を免除されることになるが、財務局長等に提出することとされている承認申請書(内部統制府令案第9条)の「様式」、「必要書類」、「承認の基準」、「審査期間」を具体的に示してほしい。 | ご指摘の様式等については、今後、必要に応じて検討してまいります。 |
| | **▼米国預託証券の発行者の特例** | |
| 29 | 内部統制府令案第14条は、米国証券取引委員会に登録している会社について、内部統制報告書を米国の作成方法で作成することができる場合を規定しているが、同条は、内国会社に適用されるのか、外国会社に適用されるのか、それとも両方に適用されるのか、確認したい。 | 内国会社にのみ適用されます。<br>この点は、内部統制府令第14条が連結財務諸表規則に規定する連結財務諸表提出会社を対象としている一方で、連結財務諸表規則は外国会社には適用されないことから、明らかであると考えられます。 |
| 30 | 持株会社が、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社である場合、内部統制府令案第14条の規定が適用可能と思われるが、当該持株会社の連結対象子会社として米国式連結財務諸表の一部を構成している国内上場会社が、個社としては米国式連結財務諸表を米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録していない場合において、内部統制府令案第14条の規定を適用できるか。 | 内部統制府令第14条の対象は、連結財務諸表の提出について規定している連結財務諸表規則第93条と同様の考え方によっており、当該上場会社が、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社である場合に限られることから、ご指摘のような場合には適用できないものと考えられます。 |
| 31 | 内部統制府令案第16条で、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業が米国で要請されている用語、様式及び作成方法で内部統制報告書を作成している場合、当該内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法(第1号)、第14条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点(第2号)を記載することとなっているが、その記載内容につき、何らかの雛形を提供してほしい。 | 米国において要請されている内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法と、内部統制報告書を内部統制府令第14条の規定を適用しないで作成する場合との主な相違点について、具体的に記載されることを想定しておりますが、具体的な記載内容等は個々の会社の状況により異なり得ることから、一律に雛型を示すことは困難であると考えられます。 |
| | **▼有価証券報告書等との関係** | |
| 32 | 金商法第24条の4の2及び同法第24条の4の4の規定により、有価証券報告書と併せて確認書及び内部統制報告書を提出する場合において、EDINETの登録順序は、「有価証券報告書、確認書、内部統制報告書」の順序でよいか確認したい。 | 現在のところ、法令等において、登録順序を定めることは予定しておりません。 |
| 33 | 外国会社報告書の提出期限が事業年度終了後4月となっているが、有価証券報告書の添付書類として確認書、内部統制報告書も必要とされていることから、外国会社の有価証券報告書と同様に6月とするべきである。 | ご指摘のとおり、外国会社報告書は、原則として事業年度経過後4月以内に提出することとされており(金商法施行令第4条の2の2)、それに併せて内部統制報告書等を提出すべきものとされています(金商法第24条の4の4第1項参照)。この点について、内部統制報告書は、一定の要件を満たす場合には、当該外国会社の本国又は第三国で開示している内部統制報告書の用語・様式・作成方法によることができることとしていること(内部統制府令第11条)等から、十分な期間が確保されているものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 34 | 内部統制報告書及び金商法第193条の2第2項に規定される内部統制報告書にかかる監査報告書は、新規公開の届出書提出に際して、内部統制報告書の提出と併せて求められているのか。監査証明府令案第1条第1項第2号において、届出書における四半期財務諸表については、監査証明が必要である旨規定されているが、内部統制報告書にかかる監査報告書については金商法施行令案第36条、企業内容開示府令案第17条の6及び内部統制府令案(主に第4条)における継続開示会社を対象とする規定しかなく、届出書提出時には求められない。非開示会社による新規の届出に際しても、内部統制報告書及び当該報告書に係る監査証明を提出する規定が必要と考える。 | 内部統制報告書は、当該事業年度に係るプロセスとしての内部統制の状況を期末日で評価した結果等を記載し、有価証券報告書と併せて提出することを求めることとしたものです(金商法第24条の4の4)。このため、有価証券届出書の提出に際しては、内部統制報告書の提出は義務づけておりません。 |
| **No.** | **●四半期報告書の提出〔第24条の4の7〕** | |
| | **▼四半期開示制度** | |
| 1 | 外国会社の四半期報告書の提出期限については、翻訳等の負担も考え60日以内とすべきである。 | 四半期報告書については、外国会社も含め、法律レベルにおいて「45日以内の政令で定める期間内」に提出することが原則とされており(金商法第24条の4の7第1項)されており、金商法施行令では、その上限である「45日」と定めているものです(第4条の2の10第3項)。 |
| 2 | 四半期報告書の提出を義務づけられる会社は、有価証券報告書提出会社のうち、「法第24条第1項第1号の発行者である会社その他の政令で定めるもの」に限られるところ、第1四半期会計期間を対象とする四半期報告書の提出期限までに「法第24条第1項第1号の発行者である会社その他の政令で定めるもの」に該当しなくなった場合には、当該四半期報告書の提出義務がないとの理解でよいか。例えば、3月末日を事業年度の末日とする上場会社が7月に上場廃止になった場合、第1四半期についての報告を8月14日までに提出する必要がないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 3 | 「企業内容等の開示に関する留意事項について」7－2により、新たな決算の取締役会での承認や監査証明を受けた場合には、訂正届出書を提出することとなっている。四半期報告制度が導入されるに当たり、ある時点で有価証券届出書を提出し、「四半期若しくは中間期決算の取締役会承認」及び「当該期のレビュー受領」がいずれもファイナンス期間中に行われた場合、それぞれの場合において訂正届出書が必要となるか。 | 「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の内容については、別途、検討を行っており、その内容については後日公表する予定です。 |
| | **▼四半期報告書** | |
| 4 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)では、現行の半期報告書と同様のレベル、あるいはそれ以上の内容となっている。45日以内での開示であることを併せ考慮し、全体として簡素化を再検討してほしい。また実務負担軽減のため、東京証券取引所の決算短信との調整も検討してほしい。 | 四半期報告書の記載内容については、投資者に対し十分な情報を提供するため、基本的に、半期報告書の枠組みを用いつつ、迅速な開示を求める観点から、連結財務諸表のみの記載を求めること、項目を集約して記載を求めること、四半期において重要な変更等があった場合に記載を求めることとするなどの工夫をしております。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（企業の概況）** | |
| 5 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、第1部第1「4従業員の状況」について、四半期ごとに連結ベースの従業員数を作成することは、集計に時間を要するなど負担が重いため、本項目を削除するか、提出会社の計数のみ開示することとしてほしい。 | 「従業員の状況」は投資者の投資判断において重要な情報と考えられる一方、迅速な開示が求められていることを考慮し、従業員数のみの記載を求めることとしております。また、投資者の投資判断に有益な情報を提供する観点から、連結ベースの従業員数の記載を求めることとしております(企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(8)参照)。 |
| | **（事業の状況）** | |
| 6 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、第1部第2「2経営上の重要な契約等」について、各証券取引所が定める上場に関する規則により実施する適時開示において経営上の重要な契約は開示することとなっており、四半期報告書で開示する有用性は乏しいと考えられるため、本項目は削除してほしい。 | 四半期報告制度は法律に基づく開示制度であり、虚偽記載等については罰則が適用されるなど、金融商品取引所の適時開示とはその趣旨・目的を異にするものです。ご指摘の項目は、投資者の投資判断において重要な情報であると考えられることから、四半期報告書において記載を求めるものであり(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第2の2)、削除することは適当でないと考えられます。 |
| 7 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)(記載上の注意)(10)は、第2号様式(記載上の注意)(33)に対応する規定であると解する。第2号様式(記載上の注意)(33)の改正案においては、記載すべき項目が追加されているが、第4号の3様式(記載上の注意)(10)では当該追加事項につき記載を要求されていないが、よいのか。 | ご意見を踏まえ、企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(10)の内容を同府令第2号様式(記載上の注意)(33)と同様とするよう、規定を修正いたします。 |
| 8 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、第1部第2「3財政状態及び経営成績の分析」について、現行の半期報告書では記載を求められておらず、また、海外の四半期開示においても「財政状態及び経営成績の分析」(いわゆるMD&A)の開示は求められていない。本記載の作成負担は重く、四半期報告書においては、定性的情報は極力減らしてほしい。 | 「財政状態及び経営成績の分析」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第2の3)については、投資者の投資判断にとって重要な情報であると考えられることから、四半期報告書において記載を求めることとしておりますが、迅速な開示が求められていることを考慮し、半期報告書において記載を求めている「業績等の概要」や「対処すべき課題」等の関連する情報については、この「財政状態及び経営成績の分析」の中でまとめて記載することとし、記載の簡素化を図っているものです(同(記載上の注意)(11))。 |
| 9 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、「財務状態及び経営成績の分析」における経営成績に重要な影響を与える要因についての分析及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報は削除し、従来、半期報告書で開示が求められていた「業績等の概要」「対処すべき課題」「研究開発活動」に関する記載にとどめてほしい。 | |
| 10 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、「業績等の概要」「対処すべき課題」「研究開発活動」の各項目の実質的内容は、「財政状態及び経営成績の分析」に記載されることとなると考えられるが、これらの内容が、有価証券報告書の項目と異なる項目に記載されることは、投資家に混乱を生じさせる恐れがある。よって項目名を変えるか又は四半期報告書においても、「業績等の概要」「対処すべき課題」「研究開発活動」の各項目をおくべきである。 | 四半期報告書に記載する「財政状態及び経営成績の分析」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第2の3)については、迅速な開示を求める観点から、半期報告書において記載を求めている「業績等の概要」、「対処すべき課題」等の関連する項目を統合し、記載の簡素化を図ることとしているものです(同(記載上の注意)(11))。なお、その記載に当たっては、投資者にとって分かりやすいものとなるよう、配意する必要があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（設備の状況）** | |
| 11 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、「設備の状況」については、第2四半期のみの開示とするなど簡略化してほしい。 | 「設備の状況」は、投資者の投資判断にとって重要な情報であると考えられるため、各四半期報告書において記載を求めることとしていますが、一方で、迅速な開示を求める観点から、主要な設備について重要な異動があった場合のみ記載を求めることとしております(企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(12)等参照)。 |
| | **（提出会社の状況）** | |
| 12 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「1(1)①株式の総数」について、発行可能株式数を変更するには、一般的に株主総会の手続による定款変更が必要になるため、株式の発行可能株式総数が四半期ごとに変動することは考え難い。また、情報の有用性も低いと考えられることから、直前の有価証券報告書に記載した発行可能株式総数から変動があった場合のみに開示することとしてほしい。 | 発行可能株式総数など「株式等の状況」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第4の1(1)①)は、投資者にとってその会社の支配権にかかわる重要な情報であることから、四半期報告書においても記載を求めることとしているものであり、必要な記載事項であると考えられます。 |
| 13 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「1(1)②発行済株式」について、四半期連結財務諸表規則案第88条においても発行済株式総数の注記が求められている。また、株式交換等による発行済株式総数の大幅な増加の場合等を除く、期中の単純なストック・オプションの行使による微増等については有用性があるとは考え難い。したがって、本項目は削除するか、直前の有価証券報告書の計数から大幅な変動があった場合のみ開示することとしてほしい。また、種類株式を多数発行している会社にとっては作成負担も重いため、直前の有価証券報告書における記載内容から変更があった場合のみ開示することとしてほしい。 | 発行済株式など「発行済株式」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第4の1(1)②)は、投資者にとってその会社の支配権にかかわる重要な情報であることから、四半期報告書においても記載を求めることとしているものであり、必要な記載事項であると考えられます。 |
| 14 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「1(2)新株予約権等の状況」は、新株予約権等に関する注記と記載が重複することになると思われるため、四半期財務報告においては、特に迅速化の観点から、経理以外の記載項目との整合性を考慮し、例えば、当該記載を削除する等の検討が必要ではないか。 | 「新株予約権等の状況」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第4の1(2))としては、財務諸表の注記として記載すべき情報とは異なる情報についても記載することとしており、これを削除することは適当でないと考えられます。 |
| 15 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「1(2)新株予約権等の状況」において、「提出日の前月末現在」の記載を求めているが、四半期報告書の提出が45日以内とされていることから必要性が乏しいため、削除すべきである。 | ご意見を踏まえ、様式を修正いたします(企業内容開示府令第4号の3様式第1部4の1(2))。 |
| 16 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「1(6)議決権の状況」について、四半期における情報の開示が必要となる理由が明確ではなく、当該情報の有用性は乏しいと考えられるため、本項目を削除、又は企業買収防衛策や増資等、重要な変動がある場合のみ記載することとしてほしい。あるいは、第2四半期のみ記載することとしてほしい。 | 「ライツプランの内容」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第4の1(3))及び「議決権の状況」(同様式第1部第4の1(6))は、投資者にとってその会社の支配権にかかわる重要な情報であると考えられることから、四半期報告書においても記載を求めることとしているものあり、必要な記載事項であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | また、「ライツプランの内容」についても削除してほしい。 | |
| 17 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「1(4)発行済株式総数、資本金等の状況」について、四半期連結財務諸表規則案第92条において、株主資本の金額に著しい変動があった場合には主な変動事由を注記することとされている。したがって、同様式(記載上の注意)(16)bの資本金及び資本準備金の推移の記載は必要ないと考える。また、発行済株式総数についても、微増減については情報の有用性が乏しいと考えられるため、大幅な変動があった場合のみ開示することとしてほしい。 | 「発行済株式総数、資本金等の状況」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第4の1(4))は、投資者にとってその会社の支配権にかかわる重要な情報であることから、財務情報にかかる注記とは別に、四半期報告書においても記載を求めることとしているものであり、同様式(記載上の注意)(16)の内容を緩和することは適当でないと考えられます。 |
| 18 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、「大株主の状況」は、大量保有報告書等の適時開示も充実している中においては、投資家にとって四半期ごとに必要な情報とは考え難い。また、株主名簿について年2回しか確定していない現在の実務慣行においては、負担が大きく迅速性を阻害する要因となる。したがって、本項目を削除するか、若しくは第2四半期においても第1四半期及び第3四半期と同様に著しい変更がある場合のみ記載することとしてほしい。あるいは、第2四半期のみ記載することとしてほしい。 | 「大株主の状況」については、従来より、有価証券報告書及び半期報告書で年2回の情報開示を求めてきています。四半期報告書制度の導入に際しても、有価証券報告書及び第2四半期報告書において、年2回の情報開示を求めることとし、第1四半期及び第3四半期に関しては大株主に異動があった場合のみ記載を求めることとしております(企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(17)等参照)。 |
| 19 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、「大株主の状況」について、第1四半期及び第3四半期の末日現在の株主名簿を確定させて株主の状況を把握した上で大株主の異動を開示することを要求しているのか明確にしてほしい。なお、そのような意図であれば、負担が重いため、第1四半期及び第3四半期における基準日を定めた場合にのみ、大株主の異動があった場合にその旨を記載することとすべきである。 | 「大株主の状況」については、基本的に第2四半期報告書において記載を求めることとし、第1四半期及び第3四半期に関しては、大株主に異動があった場合のみ記載を求めることとしております(企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(17)等参照)。 |
| 20 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第4「2株価の推移」について、インターネット等により各企業の株価の日足データ等が簡単に取得できるようになっており、四半期報告書にあえて記載する有用性がないと考えられるため、本項目は削除してほしい。 | 「株価の推移」(企業内容開示府令第4号の3様式第1部第4の2)は、他の「株式等の状況」に関する事項と同様に、投資者にとってその会社の支配権にかかわる重要な情報であると考えられることから、四半期報告書においても記載を求めることとしているものであり、必要な記載事項であると考えられます。 |
| | **(経理の状況)** | |
| 21 | 四半期報告制度において、四半期累計期間に係る損益計算書は、第1四半期については不要としてほしい。 | 第1四半期においては、累計期間に係る損益計算書は当該期間に係る損益計算書と同内容のものになることから、ご意見を踏まえ、第1四半期累計期間に係る損益計算書のみの記載を求めることとするよう、規定を修正いたします(企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(24)b)。 |
| 22 | 四半期報告制度の適用初年度において、前年同四半期(連結)会計期間の対応する損益計算書や、初年度の第1・第3四半期における前年同四半期(連結)累計期間の対応する損益計算書は作 | 「四半期財務諸表に関する会計基準」等では、適用初年度においては、前年度の対応する四半期財務諸表の記載は要しないとされており、四半期財務諸表規則についても、平成20年4月1日以 |

| | | |
|---|---|---|
| | 成不要と解してよいか。また、初年度の第2四半期についても、前年に半期報告書を作成していることから前年同四半期(連結)累計期間の対応する損益計算書は作成可能と考えられるが、第1・第3四半期との整合性も踏まえ、前年同四半期(連結)累計期間の取扱いを明らかにしてほしい。 | 後に開始する事業年度に係る四半期財務諸表について適用することとされています。<br>それより前の事業年度については、法令上、四半期財務諸表の作成義務はないことから、四半期報告書の記載に当たり、前年度の四半期財務諸表を作成する必要はないものと考えられます(企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(21)b参照)。 |
| 23 | 四半期報告制度の適用初年度における連結財務諸表等の前年同期計数については、記載しなくても差し支えないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **(保証会社情報)** | |
| 24 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)において、継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項について、記載を省略、又は保証会社が連結子会社である場合など一定の要件を満たす場合には、記載を省略できることとしてほしい。 | 「保証会社情報」(企業内容開示府令第4号の3様式第2部第1)は、投資者の投資判断において重要な情報であると考えられることから、四半期報告書においても記載を求めることとしているものであり、必要な記載事項であると考えられます。 |
| | **▼特定事業会社の特例** | |
| 25 | 特定事業会社の対象範囲について、考え方を示してほしい。<br>今回の企業内容開示府令案では、上場保険会社は特定事業会社とされているが、保険持株会社も主たる業務は保険業であり、特定事業会社の範囲に加えるべきである。また、証券会社は特定事業会社の範囲に含まれるか。 | 銀行・銀行持株会社、保険会社等は、基本的に、単体の半期ベースで自己資本比率規制等を受けていますが、こうした情報は投資者の投資情報として重要であると考えられます。このため、これらの自己資本比率規制等の対象となる事業を行う会社(以下「特定事業会社」といいます。)の第2四半期報告書においては、中間連結財務諸表に加えて、単体の中間財務諸表の開示を求めるとともに、その提出期限を四半期終了後60日(通常の提出期限は45日)とするよう、規定を整備しているものです(金商法第24条の4の7第1項・同法施行令第4条の2の10・企業内容開示府令第17条の6第2項)。<br>一方、保険持株会社は自己資本比率規制等の対象ではありませんが、企業集団の事業全体に占める子会社である保険会社(「子保険会社」)の保険事業の割合が大きくなると、子保険会社の経営状況は保険持株会社の経営に大きな影響を及ぼすことになります。このような場合に、投資者に対し、より正確な情報を提供するためには、保険持株会社が四半期報告書において開示する財務諸表は、子保険会社の財務諸表と同様のものとする必要があるものと考えられます。このため、ご意見も踏まえ、保険持株会社(少額短期保険持株会社を含みます。)のうち、最近事業年度末における子保険会社の株式の価額が保険持株会社の総資産額の100分の50を超えるものについては、保険会社と同様に、特定事業会社の範囲に加えることとするよう、規定を修正いたします(企業内容開示府令第17条の6第2項第2号)。<br>なお、証券会社(有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者)については、半期ベースではなく日々の自己資本規制比率に基づく財務規制を受ける(金商法第46 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 条の6)ことから、特定事業会社の範囲に含めないこととしております。 |
| 26 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)の第1部第5「1四半期連結財務諸表」について、(記載上の注意)(22)eにおいて四半期レビュー報告書を四半期連結財務諸表に添付する旨の記載があるが、特定事業会社の第2四半期は、四半期レビューではなく中間監査基準により監査を受けることになるため、特定事業会社における中間監査報告書添付の扱いを追記する必要があるのではないか。 | ご指摘の企業内容開示府令第4号の3様式(記載上の注意)(22)eは、四半期連結財務諸表について記載しているものです。<br>一方、特定事業会社の第2四半期報告書には四半期連結財務諸表ではなく中間連結財務諸表を記載することとされており、中間連結財務諸表の記載方法については、中間監査報告書の取扱いを含め、同府令第5号様式(記載上の注意)に準じて記載することとされています(同府令第4号の3様式(記載上の注意)(32)参照)。 |
| 27 | 企業内容開示府令案第4号の3様式(四半期報告書)では、特定事業会社の第2四半期及び第3四半期の四半期連結損益計算書(3月情報)は「四半期連結財務諸表」ではなく「その他」に記載することとなっている。当該四半期損益計算書(3月情報)について、「監査証明」及び「注記」の必要性を確認したい。 | ご指摘のとおり、特定事業会社の第2・第3四半期の四半期報告書(企業内容開示府令第4号の3様式)については、第5(経理の状況)中「その他」において、これらの四半期会計期間の「損益の状況」を四半期連結損益計算書の形式により記載することとされています(同様式(記載上の注意)(24)・(26)・(29)・(31)・(32)参照)。<br>この記載内容は、財務諸表として記載を求めるものではないことから、公認会計士等による監査証明が求められるものではないと考えられます。<br>なお、投資者が当該「損益の状況」を理解する上で必要な情報については、注記等の形で記載する必要があると考えられます。 |
| **No.** | **●臨時報告書の提出〔第24条の5〕** | |
| 1 | 特定組織再編成発行手続又は特定再編成交付手続に該当する場合には、臨時報告書の提出事由とならないことを明確にしてほしい。 | 特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続について、新たに発行又は交付される有価証券に関して開示が行われている場合は有価証券届出書の提出義務が適用除外されますが(金商法第4条第1項第2号ロ)、この場合には、新たに有価証券の発行又は交付を行おうとする者は、臨時報告書の提出が必要となるものと考えられます(同法第24条の5第4項、企業内容開示府令第19条第2項第6号の2から第7号の4まで)。 |
| 2 | 企業内容開示府令案第19条第2項第4号の主要株主は、金商法第163条第1項に規定するものをいうと理解しているが、同法においては法第29条の4第2項にも「主要株主」が規定されていることから、規定を明確化してほしい。 | ご意見を踏まえ、「主要株主」の定義を明確化するよう、規定を修正いたします(企業内容開示府令第19条第2項第4号)。 |
| 3 | 企業内容開示府令案第19条第2項第6号の2等において「株式の数その他の財産の内容」とあるが、「株式の種類及び種類ごとの数その他の財産の内容」とすべきではないか。 | ご指摘の規定(企業内容開示府令第19条第2項第6号の2等)における「財産の内容」としては、「株式の数」は例示に過ぎず、株式の種類及び種類ごとの数についても当然に記載されるべきものと考えられます。 |
| **No.** | **●大量保有報告書の提出〔第27条の24〕** | |
| 1 | 大量保有府令案において、株券等信託受益証券に係る換算の方法について、「議決権の数」とされているが、信託受益証券の保有者が、受託有価証券に係る議決権を保有する場合に保有に計上し、当該議決権の数を「株式の数」に換算した数を保有に加えるということでよいか。 | ご意見を踏まえ、株券等信託受益証券については「株式の数」に換算した数とするよう、規定を修正いたします(大量保有府令第5条第6号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 大量保有府令案第2号様式の「(5)当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」について、第1号様式には「割合」及び「市場内外取引の別」の欄が設けられていることから、第2号様式についても同様の欄を設けるべきではないか。 | ご意見を踏まえ、様式を修正いたします(大量保有府令第2号様式(5))。 |
| **No.** | **●「業務の種別」の定義〔第28条〕** | |
| | **▼第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業** | |
| 1 | 金商業等府令案第4条第1号の「他の者・・・と共同して当該協議を行う」場合には、ある証券会社が、引受団契約に基づき引受団を組成する証券会社を代表し、単独で発行会社(又は売出人)と新株引受契約(又は株式売出引受契約)を締結する場合は含まれると考えてよいか。 | 引受団を代表して単独で発行者等と協議を行う場合は、「他の者と共同して当該協議を行うもの」(金商業等府令第4条第1号)に該当しないと考えられます。 |
| 2 | 「第二種金融商品取引業」の範囲について、現在自己設定ファンドの直接募集を行っている投資信託委託会社が「第二種金融商品取引業」の登録を得ることにより、自己ファンド以外のファンドの募集業務を行うことも可能になると考えてよいか。 | ご質問の趣旨が、他社が設定する投資信託の受益証券の募集の取扱いに関するものであれば、当該業務は「第一種金融商品取引業」に該当するものと考えられます(金商法第28条第1項第1号)。 |
| 3 | 第二種金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業や信託受益権販売業の登録を要することなく、外国投信又は外国籍の集団投資スキーム持分(海外のリミテッドパートナーシップ持分等)の販売・勧誘行為に従事できることを確認したい。 | 外国籍の集団投資スキーム持分(金商法第2条第2項第6号)の販売・勧誘は、「第二種金融商品取引業」として行うことが可能と考えられます(金商法第28条第2項第1号・第2号)。<br>外国投資信託の受益証券(同法第2条第1項第10号)については、設定者自身による販売・勧誘(いわゆる「自己募集」(同条第8項第7号))については「第二種金融商品取引業」と位置づけられますが(同法第28条第2項第1号)、その他の販売・勧誘については「第一種金融商品取引業」に該当するものと考えられます(同条第1項第1号)。 |
| 4 | 日本に本店、事務所等の拠点を持たず、海外で第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方に相当する業務を行う者が、日本の金融商品市場において、第二種金融商品取引業に相当する市場デリバティブ取引のみを行うことを希望する場合、この者は、第二種金融商品取引業の登録を行えばよく、第一種金融商品取引業の登録は不要との理解でよいか。 | ご指摘の海外の業者が、「第一種金融商品取引業」に相当する業務を行わない限りにおいては、貴見のとおりと考えられます。 |
| 5 | 金商法第28条では有価証券についての有価証券等清算取次ぎを第一種金融商品取引業、みなし有価証券についての有価証券等清算取次ぎを第二種金融商品取引業と規定しているが、有価証券に関連しない市場デリバティブ取引に関して清算受託を行う場合には、どのような登録申請を行えばよいか。 | 有価証券に関しない有価証券等清算取次ぎのうち、店頭デリバティブ取引に関するものは「第一種金融商品取引業」として、それ以外のものは「第二種金融商品取引業」に該当すると考えられます。<br>この趣旨を明確にするため、「公認会計士法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第99号)において金商法第28条第1項・第2項を改正しており、当該改正規定は金商法の施行日から施行される予定です(同改正法第2条、附則第1条第1号)。 |
| **No.** | **●金融商品取引業の登録〔第29条〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | みなし業者規定のないベンチャーキャピタル | ご指摘は、施行日に金融商品取引業の登録を |

| | | |
|---|---|---|
| | が、金商法施行後に第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合、登録が認められるまでの間、当該業者の位置づけはどのようになるのか。登録手続を進めつつも、別途、適格機関投資家等特例業務の届出を行わなければならないのか。 | 受けたとみなされる者以外の者が、いわゆる集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号）の「自己募集」（同条第8項第7号）又は「自己運用」（同項第15号）を行っている場合の取扱いに関するものと考えられますが、施行日後6月間（当該期間中に登録申請をした場合には、審査結果の通知を受けるまでの期間）は、引き続き、「第二種金融商品取引業」や「投資運用業」に係る登録を受けずに、当該業務を行うことが認められています（改正法附則第17条、整備政令附則第14条）。当該者が、「第二種金融商品取引業」や「投資運用業」に係る登録を申請する場合には、別途、適格機関投資家等特例業務の特例（金商法第63条）に係る届出を行うことは、必ずしも必要はないと考えられます。<br>なお、施行日前に出資の募集が終了している集団投資スキームについての自己運用（特例投資運用業務）を行っている者は、施行日後3月以内に届出を行えば、「金融商品取引業（投資運用業）」の登録を受けずに、当該特例投資運用業務を行うことが認められています（改正法附則第48条）。<br>また、施行日に現に行っている業務が適格機関投資家等特例業務の要件に該当する者については、適格機関投資家等特例業務の届出を（施行日前ではなく）施行日後3月以内に行うことが認められています（改正法附則第49条）。 |
| 2 | 現在、投資顧問業及び信託受益権販売業の登録を行っており、金商法のもとで、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の登録を予定しているアセット・マネージャーは、改正法附則第200条第1項により、施行日において第二種金融商品取引業の登録を受けたものとみなされる。信託受益権販売業の業務方法書においては、取扱対象として不動産信託受益権等についての記載はあるが、匿名組合出資についての記載はない。この場合でも、当該アセット・マネージャーは、直ちに匿名組合出資の権利に関する私募の取扱いを行うことができるとの理解でよいか。 | 施行日後も匿名組合出資持分の私募の取扱いを行うことができるものと考えられますが、施行日から起算して3月以内に、信託受益権や匿名組合出資持分等を取り扱う旨を記載した業務方法書等を提出していただく必要があります（改正法附則第200条第2項、金商法第29条の2第2項第2号、金商業等府令第8条第7号イ）。 |
| 3 | 現行の信託受益権販売業者がみなし登録業者として3月以内に新法による登録を受ける際、現行の登録を受けるために提出した書類の再提出は不要との理解でよいか。 | みなし登録業者は、施行日において第二種金融商品取引業を行う金融商品取引業者とみなされる（改正法附則第200条第1項）ので、新たな登録手続は必要ありませんが、施行日より3月以内に所定の書類を内閣総理大臣に提出しなければなりません（同条第2項）。 |
| 4 | 不動産信託受益権に係る投資助言や匿名組合出資に係る第二種金融商品取引業に関しては、施行日から起算して3月以内に行うこととされている業務方法書等の書類提出時に当該業務に係る追加記載をするとの理解でよいか。 | 現行の投資顧問業者と信託受益権販売業者の各登録を受けている者は、施行日において投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けたとみなされますので、その限りにおいて、貴見のとおりと考えられます（改正法附則第200条、整備法第37条）。 |
| 5 | 投資運用業登録を予定していないAM（現在投資顧問業及び信託受益権販売業の登録を行っており、金商法下で投資助言業及び第二種金融商 | ご指摘の整備法第37条に基づく「みなし登録助言・代理業者」は、施行日より、信託受益権に係る投資助言業務を行うことができます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 品取引業の登録予定）の経過措置について、AMが既に行っている投資顧問業登録時の業務方法書等においては、助言の対象となる有価証券の種類は不動産信託受益権を投資対象とする匿名組合出資権等に限定しており、不動産信託受益権自体についての記載は当然ない。この場合でも、「みなし登録助言・代理業者」は、直ちに信託受益権に対する投資助言を行えるとの理解でよいか。 | この場合、「みなし登録助言・代理業者」は、施行日後3月以内に、登録申請書記載事項（金商法第29条の2第1項）を記載した書面及び登録申請書添付書類（同条第2項）を提出する旨の経過措置が設けられています（整備法第37条第2項）。<br>施行日より投資助言業務の内容を変更するような場合も、その情報を施行日後3月以内に提出する当該書類に記載して提出すればよいものと考えられます。 |
| 6 | GK-TK一層構造ファンドにかかる投資運用業的業務についてアセット・マネージャー（AM）に投資運用業の登録申請を行う予定はない場合、改正法附則第17条第1項により、施行日から起算して6月間に限り、不動産信託受益権に係る一任運用業務を継続できるという理解でよいか。また、当該期間内は、AMは一任運用業務を新規受託することもできるとの理解でよいか。 | 改正法附則第17条第1項は、施行日後に登録申請を行うことを想定しているものですから、「登録申請を行う予定はない」にもかかわらず、登録することなく6月間「継続」又は「新規受託」することは、当該規定の趣旨を潜脱するものとして許容されないものと考えられます。 |
| 7 | 投資運用業登録を予定するアセット・マネージャー（現在、投資顧問業及び信託受益権販売業の登録を行っており、金商法のもとで投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録予定）は、投資運用業の登録申請を改正法附則第17条第1項に基づき施行日から起算して6月以内に行う場合、不動産信託受益権に係る一任運用業務（新規受託も含む）を、当該登録の可否が明らかになるまで継続できるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 8 | 改正法附則第48条に従って、施行日から起算して3月以内に届出を行った場合には、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為（適格機関投資家等特例業務に該当しないものに限る。）のうち、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る業務については当該業務が終了するまでの間、金商法第29条の登録をすることなく当該業務を行うことができるとされている。<br>ここでいう「施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る」業務には、匿名組合契約に追加出資を受けて自己運用を行う場合も含まれるとの理解でよいか。<br>また、合意により匿名組合営業者との間で合意があった場合には匿名組合の追加出資ができる旨の規定がある場合には、「施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る」業務に該当するとの理解でよいか。 | 原則として、追加出資義務が効力を有する期間及び出資義務上限金額が具体的に定められている「義務的追加出資」である場合には、「施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利」であるといえるため、改正法附則第48条が適用され、投資運用業の登録が不要となります。<br>ご質問の規定がある場合については、出資者は合意をしないことにより追加出資を拒否することができ、「義務的追加出資」とはいえないため、「施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る」業務に該当しないものと考えられます。 |
| 9 | 改正法附則第48条第1項の規定に基づく特例投資運用業務を行っている者は、金商法施行令案附則第11条第1項・第2項の規定にかかわらず（施行日から起算して6月経過した後も）特例投資運用業務が終了するまで、引き続き特例投資運用業務を行うことができるとの理解でよいか。 | 施行日後新たな勧誘を行わず、改正法附則第48条第1項の特例投資運用業務の範囲内で業務を行うのであれば、整備政令附則第11条第1項・第2項の規定にかかわらず、施行日後6ヶ月経過後も特例投資運用業務が終了するまで、引き続き特例投資運用業務行うことが可能です。なお、施行日後3ヶ月以内に所定の事項を当局に届け出る必要がある（改正法附則第48条第2項、第4項及び第6項）ことに留意が必要です。 |
| 10 | 金商法施行の際、現に同法第2条第2項第5号 | ご指摘の「子SPC」において改正法附則第48 |

| | | |
|---|---|---|
| | に掲げる権利について同条第8項第15号に掲げる行為にかかわる業務を行っている二層構造ファンド（親子ともにGK-TK）について、親SPCは適格機関投資家等特例業務に該当するが、金商法第63条第1項第1号ロに該当する場合、親SPCについては改正法附則第49条、子SPCについては同法附則第48条に基づく届出を行うとの理解でよいか。 | 条第1項の要件が満たされる場合には、貴見のとおりと考えられます。 |
| 11 | 不動産私募ファンドスキーム（一層構造）において、金商法施行前に匿名組合員である投資家と営業者である特別目的会社（SPC）との間で匿名組合契約が締結され、既に当初出資が行われてSPCが信託受益権を運用している場合（適格機関投資家等特例業務）においては、改正法附則第17条又は第48条のどちらが適用されることになるのか。<br>また、当該匿名組合契約にSPCが追加で信託受益権を取得する際の義務的追加出資を行う場合、改正法附則第17条又は第48条に該当し、新たな販売・勧誘行為に当たらないか。<br>更に、当該義務的追加出資金をもってSPCが新たに信託受益権を取得し、これを運用することも改正法附則第17条又は第48条に該当し、投資運用業の登録が不要との理解でよいか。 | 当該SPCの業務が「適格機関投資家等特例業務」に該当する場合には、改正法附則第49条が適用され、該当しない場合には、同法附則第48条が適用されます。当該SPCの業務が同法附則第48条第1項の要件を満たさない場合には、金融商品取引業の登録が必要になり、同法附則第17条が適用されることになり、ご指摘の「業務的追加出資」については、原則として、追加出資義務が効力を有する期間及び出資義務上限金額が具体的に定められている義務的追加出資である場合には、新たな勧誘に該当せず、当該資金をもって、新たに信託受益権を取得する場合にも、改正法附則第48条が適用され、投資運用業の登録が不要となります。 |
| 12 | 既存の不動産私募ファンドにおいては、匿名組合員との間で追加出資について定めがおかれている場合がある。このような既存の不動産私募ファンドにおいては、営業者と匿名組合員との間の匿名組合契約において、営業者の申込みに従って義務的に出資を求められる義務的追加出資が内容とされている場合と、匿名組合員の申出で任意に追加出資が行えることが内容とされている場合とがある。特に義務的に追加出資が定められている場合に出資を求めることは新たな販売・勧誘行為に当たらないとの理解でよいか。 | 原則として、追加出資義務が効力を有する期間及び出資義務上限金額が具体的に定められている「義務的追加出資」である場合には、「施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利」であるといえるため、改正法附則第48条が適用され、投資運用業の登録が不要となります。<br>他方、出資者は合意をしないことにより追加出資を拒否することができることとされている場合には、「義務的追加出資」とはいえないため、「施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係る」業務に該当しないものと考えられます。 |
| 13 | 改正法附則第48条第1項は、金商法施行の際、同法第2条第2項第5号に掲げる権利について投資運用業を行っている者は、当該業務終了まで引き続き業務を行えるものと規定し、いわゆる不動産私募ファンドスキーム（二層構造）における親SPCが子SPCに対して有する匿名組合契約に基づく権利についての投資運用業につき適用されるものと理解される。この点、「第2条第2項第5号」「に掲げる権利について同条第8項第15号に掲げる行為に係る業務を行っている者」とは、第2条第2項第5号に掲げる権利を有する者から匿名組合出資を受け、当該出資の運用を行っている者に対して適用されるとの理解でよいか。<br>そして、この理解を前提とした場合に、いわゆる二層構造ファンドにおいて、第三者から匿名組合出資を受けている親SPC、及び、親SPCから匿名組合出資を受けている子SPCの双方に対して改正法附則第48条が適用されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 14 | 従来、信託受益権販売業の登録を行わずに買取りだけを行っていた業者は、新法の登録が受理されるまでの間、既に取り扱っていた商談を引き続き行ってもよいか。 | 金商法の施行の際現に「新有価証券」(信託受益権も含まれます。)につき金融商品取引業を行っている者については、施行日から起算して6月間は従来の業務を引き続き行うことができるとされています(改正法附則第17条)。これは、当該6月間の間に登録申請を行うことを想定しているものです。 |
| 15 | 従来、信託受益権販売業の登録を行わずに、買取りだけを行っていた業者に、登録猶予期間はあるか。 | |
| 16 | 金商法施行令案附則第11条第1項の「新金融商品取引法第2条第8項第7号に掲げる行為に「係る」業務」の内容としては勧誘行為のみが該当し、勧誘行為終了後の事務的作業は含まれないと考えてよいか。例えば、施行日から起算して6月経過する前に勧誘を行い、勧誘に応諾した投資家に対して同期間経過後に契約の締結に必要な書類の発送その他事務作業を行う行為は同項の「新金融商品取引法第2条第8項第7号に掲げる行為に「係る」業務」に該当しないとの理解でよいか。 | 整備政令附則第14条第1項は、金商法の施行の際現に有価証券の募集又は私募に係る業務を行っている者に対して適用されることになり、ご指摘の「事務的作業を行う行為」についても、当該業務に該当するものと考えられます。<br>なお、施行日から6月間内に登録申請をした場合には、登録をする旨の通知を受ける日まで、又は6月間を超えて登録をしない旨の通知を受けるまでの間も、経過期間となります(同項)。 |
| **No.** | **●金融商品取引業の登録の申請〔第29条の2〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 整備法第37条の規定に基づき「みなし登録助言・代理業者」となるものが提出すべき書類は、金商業等府令案別紙様式第1号を参照して作成すればよいか。整備法第37条第2項の規定に基づく書類の様式は提示されておらず、他方、金商業等府令案別紙様式は「登録申請書」であり、形式は、みなし業者の提出すべき書類と異なるが、整備法第37条第2項は、当該書類に記載すべき事項として登録申請書に記載すべき事項を引用するため、みなし業者の提出すべき書類も登録申請書の様式を利用するのが便宜と思われる。 | ご意見を踏まえ、金商法の施行時に「金融商品取引業」の登録を受けたとみなされる者が、施行後3月以内に当局に提出すべき書類は、登録申請書の様式(金商業等府令別紙様式第一号)に準じて作成すべき旨を明確化するよう、規定を修正いたします(金商業等府令附則第15条)。 |
| 2 | 改正法附則第159条第2項に規定するみなし登録運用業者は、いわゆる投信受益権の直販を行っていない場合であっても、同項の規定により提出する書面に業務の種別として第二種金融商品取引業について記載する必要があるか。 | 改正法附則第159条第1項の規定により、すべての「みなし登録運用業者」が投資運用業及び第二種金融商品取引業に係る登録を受けたものとみなされますが、施行日以後に投資信託受益証券の直販等の第二種金融商品取引業を行わない場合には、同条第2項の規定により提出する書類には業務の種別として第二種金融商品取引業を記載する必要はありません。この場合、投資運用業のみに係る登録を受けたこととなります(同条第3項)。<br>他方、施行日前に投資信託受益証券の直販等を行っていなかった「みなし登録運用業者」であっても、施行日以降に新たに第二種金融商品取引業を行う場合には、同項の規定により提出する書類に第二種金融商品取引業を記載することができるものと考えられます。この場合、例えば第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等、登録拒否要件に該当しないための所要の措置を執る必要がある(金商法第52条第1項第1号参照)ほか、改正法附則第159条第2項の規定により提出するいわゆる業務方法書(金商法 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 第29条の2第2項第2号に掲げる書類）には、新たに行う第二種金融商品取引業に関する事項を記載する必要があるものと考えられます。 |
| 3 | 現在の証券会社・投資信託業者・投資顧問業者が改正法附則第159条第2項に基づき登録申請する場合の添付書類の内、履歴書、住民票の抄本、金商法第29条の4第1項第2号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書は、現に証券会社・投資信託業者・投資顧問業者の役員・重要な使用人として届出かつ受理されている場合は添付を省略可としてほしい。 | 改正法附則第159条第2項の規定により、所定の書類（金商業等府令第9条第2号・第3号問う）を内閣総理大臣に提出する必要があるものと考えられます。 |
| | **▼登録申請書に記載する「重要な使用人」** | |
| 4 | 金商法施行令案及び金商業等府令案に規定する「重要な使用人」は、具体的にはコンプライアンス、運用、トレーディングを行う部署のことを指すものであり、営業、事務、経営企画・人事等の業務を行う者は含まれないことを確認したい。 | 一般に、ご指摘のような営業、事務、経営企画・人事等の業務を行う者は「重要な使用人」の定義（金商法施行令第15条の4、金商業等府令第6条）には含まれないと考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 5 | 役員がいわゆる使用人兼務取締役となっている場合でも、当該役員が役員として登録されていれば、重ねて重要な使用人として登録する必要がないとの理解でよいか。 | ご指摘の「使用人兼務取締役」が「重要な使用人」の定義（金商法施行令第15条の4）に該当する場合には、登録申請書に当該者の氏名等を記載する必要があると考えられます。 |
| 6 | 金商業等府令案第6条第1項に関し、「重要な使用人」に含まれる「業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者」を登録申請書に記載するに当たっては、氏名のみを記載すればよいか。本支店名、部署名、役職名等の記載は不要か。 | 登録申請者は、金商業等府令別紙様式第一号により、「重要な使用人」の氏名・役職名を含む所定の事項を記載した登録申請書を提出することとされています。<br>また、登録申請書には、当該「重要な使用人」の履歴書、住民票抄本、官公署の証明書及び誓約書を添付することとされています（金商業等府令第9条第2号・第3号）。 |
| | **（法令等遵守指導業務の統括者等）** | |
| 7 | 「重要な使用人」として登録対象となる「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者」（金商法施行令案第15条の4第1号）とは、日本証券業協会規則で定める「内部管理統括責任者」と考えてよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘の「内部管理統括責任者」は、基本的に「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者」（金商法施行令第15条の4第1号）に該当し、当該者が登録申請者の「使用人」であれば、登録申請書に記載すべき「重要な使用人」に該当するものと考えられます。<br>なお、ご指摘の「内部管理統括責任者」でない者であっても、実質的に「重要な使用人」の定義に該当すると認められる場合には、「重要な使用人」に該当する点に、留意が必要と考えられます。 |
| 8 | 重要な使用人とされる「（統括者の権限を）代行し得る地位にある者」（金商業等府令案第6条第1項）とは、社内規程等に従い判断すればよいか。また、日本証券業協会公正慣習規則第13号「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第6条に規定する「内部管理統括補助責任者」としてもよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、「（統括者の権限を）代行し得る地位にある者」（金商業等府令第6条第1項）の範囲について、社内規程等を判断基準の1つとすることも妨げられないものと考えられます。<br>また、ご指摘の「内部管理統括補助責任者」は、実態にもよりますが、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者」（金商法施 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 行令第15条の4第1号)の「権限を代行し得る者」(金商業等府令第6条第1項)に該当し得るものと考えられます。<br>なお、ご指摘の「内部管理統括補助責任者」でない者であっても、実質的に「業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者」と認められる場合には、「重要な使用人」に該当する点に、留意が必要と考えられます。 |
| 9 | 「信託会社等に対する総合的な監督指針」3－2－4(2)におけるパブリックコメントにおいて、金融庁は、「信託受益権販売業の場合、「信託業務に携わった経験を有する者」は信託兼営金融機関の勤務経験者に限定するものではありません。また、「信託業務(及び信託法令)に関する知識を有する者」は、信託業務の経験を有する者である必要はありません。」という見解を示している。<br>金商法施行後も当該考え方は引き継がれ、第二種金融商品取引業者の使用人である「金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者」はあくまでも「業務を統括する者」であって、個別の知識については、社内外の専門家を使いつつ、これを統括するということで足り、当該個別の知識について知識経験を有していることまでは求めていないとの理解でよいか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者」(金商法施行令第15条の4第1号)は、金融商品取引業及びそれに係る法令等に関し、十分な知識・経験を有することが必要と考えられます。<br>なお、金融商品取引業の登録拒否要件として「金融商品取引業(投資助言・代理業を除く。)を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」が定められており(金商法第29条の4第1項第1号ニ)、その具体的な体制整備に関する考え方として、監督指針Ⅴ－3－1(1)①ニにおいて、「営業部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。」と記載されている点に、留意が必要と考えられます。 |
| 10 | 金商業等府令案第6条第1項の「…に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者」には、一部の権限のみが委任されているスタッフは含まれないことを確認したい。例えば、部長職にあるものを登録すればよいのであって、各所属スタッフについては登録不要であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、一部の権限のみが委任されている場合には、一般に、統括者の「権限を代行し得る地位にある者」(金商業等府令第6条第1項)には該当しないものと考えられます。ただし、各所属スタッフがこれに該当するか否かは、個別事例ごとに形式的な肩書を問わず実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 11 | 金商業等府令案第6条第1項の「同条第1項又は第3号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者」とは、「統括者としての権限」を代行し得る者を指しており、日常の業務についての代行権限を持つ者までも指すものではないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 12 | 金商法施行令案第15条の4第1号の「法令」には、法律、政令、内閣府令、告示、監督指針、検査マニュアル等のいずれを含むのか。「法令」に含まれないものがある場合、「法令等」に含む趣旨か。また、外国の法令や外国の法令に基づく同様の処分を「法令等」に含めない趣旨か。 | ご指摘の「法令」には、「法律」「政令」及び「内閣府令」等が含まれるほか、法令で引用されている「告示」等の内容も、法令を遵守する上で参照されるべきものと考えられます。また、「監督指針」や「検査マニュアル」は、当局が監督や検査を行う際の着眼点を公表しているものであり、法令そのものではありませんが、法令を遵守する上で留意されるべきものと考えられます。また、金商法施行令第15条の4第1号の「法令等」には、外国の「法令等」は含まれないものと考えられます。<br>なお、「定款その他の規則」は金融商品取引業協会や金融商品取引所の「定款その他の規則」を指すものです。 |
| 13 | 金商法施行令案第15条の4第1号における「法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)」の具体的内容を明らかにしてほしい。 | |

| | （助言・運用部門の統括者等） | |
|---|---|---|
| 14 | 「重要な使用人」として登録対象となる「助言又は運用を行う部門を統括する者」（金商法施行令案第15条の4第2号）には、役職等の制限があるか。また、「その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」は、社内規程等で定めることでよいか。 | 登録申請者の使用人のうち「助言又は運用を行う部門を統括する者」（金商法施行令第15条の4第2号）に該当する者は、その役職を問わず、登録申請書に記載すべき「重要な使用人」に該当するものと考えられます。<br>また、「これに準ずる者」の内容は、金商業等府令第6条第2項において「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」と定義されており、実質的に当該定義に該当する使用人は、社内規程等の定めにかかわらず、「重要な使用人」に該当するものと考えられます。 |
| 15 | 「政令で定める使用人」のうち、金商法施行令案第15条の4第2号で定める者の範囲は、業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とすることが望ましい。具体的には、金商業等府令案第6条第2項を削除し、第6条第1項の表現を「第1号及び第3号」、「第1号又は第3号」の部分を「各号」に変更してほしい。 | ご指摘の金商業等府令第6条第2項では、登録申請者の使用人のうち「助言又は運用を行う部門を統括する者」（金商法施行令第15条の4第2号）に「準ずる者」として、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」を定めています。<br>これは、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」は、登録申請者の使用人のうちでも顧客の資産形成に重要な影響を及ぼし得る者であることから、当該者が欠格事由に該当するか否かを登録申請時の審査項目として位置づけるものであり（金商法第29条の4第1項第2号参照）、この範囲を変更することは適当でないと考えられます。 |
| 16 | 投資運用業の登録申請の際に、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行っている者がいる場合には届け出る必要がある（金商法第29条の2第1項第4号）が、当該判断を合議体により行っている場合は、これを記載するということでよいか。 | 投資運用業の登録申請に際しては、「運用部門の統括者」及び「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」（金商業等府令第6条第2項）に該当する「使用人」がある場合に、当該使用人の氏名を登録申請書に記載しなければならないこととされています。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、「合議体」により行う投資判断に関与する使用人についても、これに該当する可能性があるものと考えられます。その場合は、当該使用人の氏名を登録申請書に記載する必要があります。 |
| 17 | 金商業等府令案第6条第2項は「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」と規定されているが、アナリスト等「有価証券の価値等の分析を行う者」に過ぎず「投資判断」までは行わない者ついては登録不要との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられますが、「投資判断を行う者」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 18 | 金商業等府令案別紙様式第1号の登録申請書には、①投資助言業務又は投資運用業に関し助言又は運用を行う部門を統括する使用人等の氏名及び②本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地を記載することとされているが、例えば、第一種金融商品取引業及び投資運用業を合わせてラップ口座を行う会社の場合、①の使用人名と②の営業所を記載すれば、社内規程等で定める営業員等（②の営業所に属する者）が投資運用業による投資一任契約の締結行為や当該契約の運用状況の説明等を行うことができるか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いわゆる自己運用型のラップ口座サービスを提供しようとする者は、「投資運用業」（金商法第28条第4項第1号）としての登録を受けることが必要になると考えられ、登録申請書に、「運用部門の統括者」等（重要な使用人）の氏名（同法第29条の2第1項第4号、金商法施行令第15条の4）や当該「業務の種別」（同法第29条の2第1項第5号）等の所定の事項を記載して登録申請を行い、登録を受けることが必要となります。<br>なお、投資一任契約の締結行為や運用状況の |

| | | |
|---|---|---|
| | | 説明等を行う営業員等は、基本的には「重要な使用人」に該当せず、登録申請書等への記載が求められるものではないと考えられます。 |
| | **（投資助言・代理業の営業所等の統括者等）** | |
| 19 | 「重要な使用人」について、投資助言・代理業において「営業所又は事務所を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」を登録することとされているが、これは支店長などを念頭におけばよいか。 | 個別事例ごとに形式的な肩書を問わず実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘の支店長等は、「投資助言・代理業に関し、営業所・事務所の業務を統括する者」等（金商法施行令第15条の4第3号）に該当し得るものであり、当該者が登録申請者の「使用人」であれば、登録申請書に記載すべき「重要な使用人」に該当するものと考えられます。 |
| 20 | 投資信託委託会社や投資一任業者は、別途投資助言業務を営んでいる場合でも、「営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者」を登録する必要がないとの理解でよいか。 | 「投資運用業を行う者」であっても、「投資助言・代理業」を兼業し、金商法施行令第15条の4第3号の要件に該当する「使用人」がある場合は、当該「使用人」の氏名を登録申請書に記載する必要があると考えられます。 |
| 21 | 金商法においては、投資運用業者が登録すべき使用人は、金商法施行令案第15条の4第1号及び第2号であり、同条第3号の登録は不要との理解でよいか。 | |
| 22 | 「重要な使用人」について、「第一種金融商品取引業」又は「投資運用業」を行う者が「投資助言・代理業」を行う場合、新たに登録が必要となる対象者は、金商法施行令案第15条の4第3号に規定する使用人のみでよいか。またその場合、当該営業所のなかで、例えば投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を行う者（営業員等）は、社内規程等に基づいて決められることでよいか。 | 現に第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者として登録を受けている金融商品取引業者は、その使用人のうち「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者」等（金商法施行令第15条の4第1号）及び「運用を行う部門を統括する者」等（同条第2号）を登録しているものと考えられます（金商法第29条の3第1項第1号）。<br>当該業者が新たに投資助言・代理業務を行う場合には、変更登録を受けることが必要となりますが（金商法第31条第4項）、その際には、ご指摘の「投資助言・代理業に関し、営業所・事務所の業務を統括する者」等（金商法施行令第15条の4第3号）のほか、（投資助言・代理業のうち）投資助言業務を行おうとする場合には「助言を行う部門を統括する者」等（同条第2号）についても、変更登録申請書において「重要な使用人」として追加して記載すべきものと考えられます（金商業等府令第22条参照）。<br>なお、「重要な使用人」に該当するかどうかは、社内規程等にかかわらず、法令の規定に基づき判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を行う者」自体については、「重要な使用人」の範囲に含まれておりません。 |
| | **▼登録申請書に記載する「業務の種別」** | |
| 23 | 金商法第29条の2第1項第5号の「業務の種別」については、金商業等府令案別紙様式第一号「登録申請書」中、第8面（別添6：業務の種別）において10業務に分類されているが、当該業務の種別は、以下の4業務（有価証券等管理業務を一つの業務とする場合には5業務）に分類されるべきではないか。<br>① 金商法第28条第1項第1号、第2号、第3号イ | ご指摘の金商業等府令別紙様式第一号の登録申請書中、別添6に記載すべき「業務の種別」については、金商法第29条の2第1項第5号かっこ書きに列挙されている業務に従い、10業務に分類することが適切であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | からハまで及び第4号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務<br>② 第二種金融商品取引業<br>③ 投資助言・代理業<br>④ 投資運用業<br>(⑤ 有価証券等管理業務) | |
| | **▼登録申請書に記載する「他に事業を行つている時は、その事業の種類」** | |
| 24 | 金商法第29条の2第1項第7号に、金融商品取引業者の登録申請書の記載事項として「他に事業を行つている時は、その事業の種類」があるが、兼業規制のある投資運用業の場合、付随業務以外の届出業務、承認業務の申請レベルは現行の投資顧問業法の認可投資顧問業者の申請内容と同レベルと考えてよいか。また、兼業規制のない第二種金融商品取引業、投資助言業の場合には、当該業務以外の業務の概要レベルの記載で足りることを確認したい。 | 金商業等府令別紙様式第一号第11面(別添8:他に行っている事業の種類)には、行おうとする業務の種別にかかわらず、他に行っている事業の種類について、具体的かつ簡潔に記載する必要があると考えられます。<br>なお、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が金商法第35条第2項各号の業務(届出業務)を行う場合は金商業等府令第69条に、金商法第35条第4項の承認を受けて業務を行う場合は金商業等府令第70条に従って届出又は申請することとされています。 |
| | **▼登録申請書に記載する「不動産関連特定投資運用業を行う旨」** | |
| 25 | 「不動産関連特定投資運用業」(金商業等府令案第7条第6号)の定義における「宅地若しくは建物に係る不動産信託受益権」の意味としては、信託財産が宅地・建物の所有権である場合のみならず、信託財産が宅地・建物の賃借権又は宅地の地上権等のみである場合も含まれるとの理解でよいか。また、信託財産が宅地・建物の所有権である場合のみならず、宅地・建物の賃借権、宅地の地上権又は金銭等が含まれる場合も含まれるという理解でよいか。その場合、宅地・建物が信託財産の一部を占めるに過ぎない場合にも、「不動産信託受益権」の定義に該当するとの理解でよいか。年金信託で運用資金の一部を不動産への投資に充てることがあるが、このような場合は、主たる信託財産が不動産ではないことから、「宅地若しくは建物に係る不動産信託受益権」に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、金商業等府令第7条第6号に規定する「不動産信託受益権」は、信託財産が専ら宅地・建物であるものを意味すると考えられます。その上で、信託財産の一部に、宅地及び建物に付随する賃借権等が含まれている場合であっても、宅地・建物「に係る」信託受益権として、「不動産信託受益権」の範囲に含まれ得るものと考えられます。なお、ご指摘の年金信託の例のように、「主たる信託財産が不動産ではない」ような信託の受益権は、「不動産信託受益権」の範囲に含まれないものと考えられます。<br>なお、年金信託に係る信託財産の運用指図権限を有する金融商品取引業者等の業務が「不動産関連特定投資運用業」(同府令第7条第7号)に該当するか否かは、当該年金信託の運用対象資産に占める不動産(現物)の割合等と関係なく、むしろ、当該年金信託の運用対象資産が不動産信託受益権に該当するか否かにより判断されるべきものである点に、留意が必要と考えられます。 |
| 26 | 金商業等府令案第7条の「不動産信託受益権(宅地若しくは建物に係る金商法第2条第2項第1号に掲げる権利)」の定義に関し、「宅地若しくは建物に係る」という文言は、広く不動産(土地およびその定着物)を指すものであり、宅建業法上の宅地・建物に限られるものではないことについて確認したい。また、土地についての借地権等が信託された場合もこれらに含まれることについても確認したい。 | ご指摘の「不動産信託受益権」(金商業等府令第7条第6号等)は、宅建業法上の宅地・建物に係る信託受益権をいうこととされています。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、信託財産として、宅地及び建物のほかそれらに付随する賃借権等が含まれている場合であっても、宅地・建物「に係る」信託受益権として、「不動産信託受益権」の範囲に含まれ得るものと考えられます。 |
| 27 | 「不動産関連特定資産運用業」(金商業等府令案第7条第6号)の対象となる財産に、宅地の地上権並びに宅地及び建物の賃借権を追加してほしい。 | |
| 28 | 通常、不動産信託受益権には敷金等の金銭 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断さ |

| | | |
|---|---|---|
| | や、建物付属の動産についても含まれているが、金商業等府令案第7条の「不動産信託受益権」の場合、概ねどの程度の割合以上が宅地・建物で構成されていればよいか。 | れるべきものではありますが、金商業等府令第7条第6号に規定する「不動産信託受益権」は、信託財産が専ら宅地・建物であるものを意味すると考えられます。その上で、信託財産の一部に宅地・建物に付随する「敷金等の金銭」や「建物付属の動産」が含まれている場合であっても、「不動産信託受益権」に含まれ得るものと考えられます。 |
| 29 | 信託財産として金銭等を信託し、管理・処分により宅地・建物を購入する場合等も想定されるが、このような場合であっても金商業等府令案第7条の「不動産信託受益権」に当たることにつき確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 30 | 金商業等府令案第7条第6号、第91条第1項・第2項、第92条第1項・第2項、第93条第3項第1号柱書・第3号、第109条第1項・第2項、第110条第1項・第2項の「主として」の内容を明確にしてほしい。これらは、金商法施行令案第2条の9第1号柱書、第2条の10第1項第1号柱書のように投資金額の「合計額の百分の五十を超える額」という意味で考えればよいのか。 | ご指摘の規定中の「主として」とは、基本的に、事業・投資を行う財産の「50%超」を意味するものと考えられます。 |
| | **▼登録申請書に添付する「業務方法書」** | |
| 31 | 金商業等府令案第8条に規定する業務方法書に記載すべき「業務運営に関する基本原則」「業務執行の方法」「苦情の解決のための体制」とは、どのように記載すればよいか。 | 業務方法書の記載事項（金商業等府令第8条）のうち、「業務運営に関する基本原則」（同条第1号）としては業務運営に当たっての基本的な考え方等を、「業務執行の方法」（同条第2号）としては各種業務をどの部門がどのような手続で行うか等を、「苦情の解決のための体制」（同条第5号）としては顧客の苦情に対応する部門等を、それぞれ記載することが考えられます。<br>更に、こうした点にとどまらず、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、業務の方法・内容に関する事項が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 32 | 金商業等府令案第8条第1号「業務運営に関する基本原則」、同条第2号「業務執行の方法」、同条第5号「苦情の解決のための体制」それぞれどのようなことを記載すればよいのか、監督指針等に示してほしい。業者が適正に業務を運営するためには、監督指針にある監督上の評価項目に即して、業務執行方法を詳細に記載する旨を明記する必要があると考える。 | |
| 33 | 業務方法書に記載すべき「業として行う金融商品取引行為の種類」とは、金商法第29条の2第1項第5号に定めるものと同じとの理解でよいか。 | 「金融商品取引行為」とは金商法第2条第8項各号に掲げる行為をいうものであり（金商法第34条）、「業として行う金融商品取引行為の種類」（金商業等府令第8条第4号）としては、金商法第2条第8項各号に掲げる行為のうち登録申請者が業として行おうとするものを記載すべきものと考えられます。<br>なお、金商法第29条の2第1項第5号に定める「業務の種別」は、この「業として行う金融商品取引行為の種類」とは異なるものである点に、留意が必要と考えられます。 |
| 34 | 業務方法書に記載すべき「取り扱う有価証券の種類」については、金商法第2条第1項に定める有価証券の種類を個別列挙する必要があるか。また「デリバティブ取引の種類」については、同法第2条第20項に定める「市場デリバティブ取引」「店頭デリバティブ取引」「外国市場デリバティブ取引」の区分のみ記載すればよいか。 | 業務方法書に記載すべき「取り扱う有価証券…の種類」（金商業等府令第8条第6号イ・第7号イ）としては、例えば、金商法第2条第1項各号の有価証券又は第2項各号の権利（みなし有価証券）のうち、登録申請者が取り扱おうとするものを記載することが考えられます。<br>また、「業として行うデリバティブ取引の種類」（金商業等府令第8条第6号イ・第7号イ）については、例えば、登録申請者が行おうとする取引の類 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 型(金商法第2条第21項各号・第22項各号)及び金融商品(金商法第2条第24項)・金融指標(金商法第2条第25項)を記載することが考えられます。<br>いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 35 | 業務方法書に記載すべき「当該業務(店頭デリバティブ取引業務・元引受業務)を行う部署の名称及び組織の体制」については、別途届出を行う業務分掌規程及び組織図によって代替することとし、記載事項から削除してほしい。 | 店頭デリバティブ取引業務や元引受業務は、リスク管理の必要性が高い業務であることから、当該業務を行う体制等について業務方法書への別段の記載を求めているものであり(金商業等府令第8条第6号ハ(2)・ニ(2))、これを削除することは適当でないと考えられます。 |
| 36 | 業務方法書に記載する「出資対象事業の概要」に関し、どの程度の詳細が必要とされるのか。例えば、出資対象の会社名まで要求されるならば、ファンドの場合登録申請の時点で出資対象会社が確定しているとは限らないから記載はできない。また、運用方法の詳細まで要求されると業務上の機密情報を開示することになりかねないおそれがある。 | 業務方法書に記載すべき「出資対象事業の概要」(金商業等府令第8条第7号ハ等)としては、例えば、いわゆる投資型ファンドの場合には、登録申請時点で投資先が確定していない場合であっても、投資対象となる有価証券の種類や基本的な運用方針等について、可能な範囲で記載することが望ましいと考えられます。<br>なお、業務方法書は公衆に縦覧されるものではない(金商法第29条の3参照)ことから、ご指摘の「運用方法の詳細」についても、実務上の機密情報が含まれるか否かにかかわらず、監督行政上必要な情報について的確に記載されるべきものと考えられます。<br>いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 37 | 航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等における匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱い及び売買の媒介を行うための第二種金融商品取引業登録において、業務方法書に記載する「当該権利に係る出資対象事業の概要」とはどの程度まで具体的に記載すればよいのか。一般的なスキーム説明書との理解でよいか。 | 業務方法書に記載すべき「出資対象事業の概要」(金商業等府令第8条第7号ハ等)として、例えば、いわゆる事業型ファンドの場合には、当該事業スキームの概要も含め、その行おうとする事業の事業計画の概要等を記載することが必要と考えられます。<br>いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 38 | 金商業等府令案第8条第7号ハ・第8号ニ・第9号ニにおいて匿名組合・任意組合等の権利を取り扱うときは、「当該権利に係る出資対象事業の概要」の記載が求められているが、具体的にどの程度の内容を記載すればよいのか例示してほしい。例えば、当該項目の記載内容は「不動産信託受益権への運用」等の簡易な記載でよいのか確認したい。 | 業務方法書に記載すべき「出資対象事業の概要」(金商業等府令第8条第7号ハ等)としては、例えば、いわゆる事業型ファンドの場合にはその事業計画の概要、投資型ファンドの場合には投資対象となる有価証券の種類や基本的な運用方針等、商品ファンドの場合にはその行う商品投資の種類・対象商品や基本的な運用方針等について、可能な範囲で記載することが望ましいと考えられます。<br>ご指摘のような不動産信託受益権に投資をするファンドについても、単に「不動産信託受益権への運用」といった簡易な記載にとどまらず、例えば、信託財産となる不動産の種類やその選定方針等を記載することが適当と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 39 | 業務方法書に記載する「出資対象事業の概要」は、信託受益権の取得・保有など概括的記載でよく、具体的に信託受益権等を特定する必要がないことを確認したい。 | 業務方法書に記載すべき「出資対象事業の概要」（金商業等府令第8条第7号ハ等）としては、例えば、いわゆる事業型ファンドの場合には、その事業計画の概要、投資型ファンドの場合には、投資対象となる有価証券の種類や基本的な運用方針等、商品ファンドの場合には、その行う商品投資の種類・対象商品や基本的な運用方針等について、可能な範囲で記載することが望ましいと考えられます。ご指摘のような信託受益権に投資をするファンドについても、単に「信託受益権の取得・保有」といった概括的な記載にとどまらず、例えば、信託財産の種類やその選定方針等を記載することが適当と考えられます。いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 40 | 業務方法書に記載すべき「信託財産の種類」の内容を明確にしてほしい。 | 業務方法書に記載すべき「（取り扱う信託受益権）に係る信託財産の種類」（金商業等府令第8条第7号ロ）としては、例えば、金銭、有価証券、その他の権利、商品及び不動産といった分類ごとにその内容を記載することが考えられますが、これにとどまらず、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 41 | 付随業務については、金商業等府令案第8条に規定する「業務の内容及び方法」を記載した書面に記載すればよいとの理解でよいか。<br>また、付随業務及び届出業務は、登録申請書の記載事項として規定される「他に行っている事業」に該当しないとの理解でよいか。 | いわゆる業務方法書の記載事項として、例えば「有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産を投資の対象とするときは、当該資産の種類」（金商業等府令第8条第9号ホ）など、「付随業務」に関係し得る事項が定められている場合には、当該事項について的確に記載することが必要と考えられます。こうした場合を除くほか、業務方法書において、「付随業務」に関する事項を一般的に記載する必要はないものと考えられます。<br>なお、登録申請書の記載事項である「他に行っている事業」（金商法第29条の2第1項第7号）には、本業（金融商品取引業）に付随して行う「付随業務」（同法第35条第1項）は基本的に含まれない一方、届出業務（同条第2項）や承認業務（同条第4項）は含まれるものと考えられます。 |
| 42 | 投資運用業を行う者が金商法第35条第1項に定める付随業務を行おうとする場合、金商法第29条の2第2項第2号に定める業務方法書において、当該付随業務の内容を記載する必要があるか。また、その他、投資運用業を行う者が付随業務を行うに当たり、必要な行政上の手続はないとの理解でよいか。 | いわゆる業務方法書の記載事項として、例えば「有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産を投資の対象とするときは、当該資産の種類」（金商業等府令第8条第9号ホ）など、「付随業務」に関係し得る事項が定められている場合には、当該事項について的確に記載することが必要と考えられます。こうした場合を除くほか、業務方法書において、「付随業務」に関する事項を一般的に記載する必要はないものと考えられます。<br>なお、登録申請書の記載事項である「他に行っている事業」（金商法第29条の2第1項第7号）に |

| | | |
|---|---|---|
| | | は、届出業務（同法第35条第2項）や承認業務（同条第4項）は含まれる一方、本業（金融商品取引業）に付随して行う「付随業務」（同法第35条第1項）は、基本的に含まれないと考えられます。したがって、業務方法書の変更届（金商法第31条第3項）が必要となる場合を除くほか、「付随業務」を行うに当たり、特段の手続は必要ないものと考えられます。 |
| | **▼登録申請書のその他添付書類** | |
| | **（人的構成を記載した書面）** | |
| 43 | 金商業等府令案第9条第1号の業務に係る人的構成の具体的記載内容を明示願いたい。部門名・人員数・当該部門配置社内要件・個人名等の記載を求めているのか。これを求めているとして、どこまでの記載を求めているのか明確にしてほしい。 | 金商業等府令第9条第1号の「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」には、申請者が「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成」（金商法第29条の4第1項第1号ニ参照）を有していることを示す情報を的確に記載することが望ましいと考えられます。なお、この具体的な審査基準は金商業等府令第13条に規定されており、また、監督上の着眼点は監督指針Ⅳ－1－2等に記載されていることから、実際に当該書面を作成するに当たっては、これらに留意して行うことが適当と考えられます。<br>いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その人的構成等が的確に記載されていることが必要であると考えられますが、例えば、ご指摘のように、部門名、人員数、部門配置に係る社内要件及び個人名等を具体的に記載することも考えられます。 |
| | **（役員・使用人の履歴書）** | |
| 44 | 「重要な使用人」を定義する金商法施行令案第15条の4第1号～第3号の規定について、同一の使用人が複数該当する場合、登録申請書に添付すべき履歴書等は1セット提出すればよいか。 | ご指摘の場合には、当該使用人の履歴書等の添付書類は、使用人ごとに1通提出すればよいものと考えられます（金商業等府令第9条第2号・第3号参照）。 |
| 45 | 金商業等府令案第9条第2号イに定められている履歴書のフォーマットを示してほしい。履歴者に監督上必要な項目が記載されていなければ、金商業等府令案第13条の審査ができないのではないか。 | 当局に提出する「履歴書」については、一般に広く作成・使用されているようなものであって、当該者の学歴・職歴等を記載したものであれば、特に様式は問わないこととしています。<br>なお、仮に、当局に提出された「履歴書」に監督上必要な項目の記載がないような場合は、監督実務上、追加の記載を求めることも考えられます。 |
| | **（官公署の証明書等）** | |
| 46 | 重要な使用人について登録申請書への添付が求められる「官公署の証明書」とは、具体的にどのようなものか。また、「これに代わる書面」とはどのようなものか。 | 登録申請書に添付すべき「官公署の証明書」（金商業等府令第9条第2号ハ・第3号ハ）について、「重要な使用人」が成年被後見人・被保佐人等（金商法第29条の4第1項第2号イ）に該当しないことの証明書としては法務局が発行する「登記されていないことの証明書」が、破産者でないことの証明としては本籍地市町村が発行する「身分証明書」が、それぞれ該当します。<br>また、「これに代わる書面」としては、外国の法令上成年被後見人・被保佐人・破産者と同様に取り扱われている者でないことの証明書が該当するものと考えられます。ただし、当該者の所在する |
| 47 | 「役員及び重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面」とは具体的にいかなるものを想定しているのか。外国人である役員等については、当該証明書又は書面が存在するかどうか不明である。仮にこのような証明書を手に入れることが不可能な場合については、宣誓書等で代替できると考えてよいか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 48 | 登録の申請に係る役員等が成年被後見人等に該当しない旨の「官公署の証明書又はこれに代わる書面」との規定があるが、「これに代わる書面」とは具体的にはどのような書面か。 | 国ではそうした証明書が発行されていない場合など、やむを得ない事情があると認められるときは、当該者本人による誓約書等を用いることも妨げられるものではないと考えられます。 |
| | **（登録申請書の添付書類に記載すべき「特定関係者」の範囲等）** | |
| 49 | 登録申請書の添付書類にその範囲を記載すべき「その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人その他の団体」とは、具体的に何を対象とするのか。範囲を明確にし、かつ限定してほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号）における「特定関係者」は、登録申請者が業務を適確に遂行できる能力を有する者であるか否か等の判断材料として、その業務遂行に影響を与え得るような「密接な関係」を有する者を幅広く把握しようとするものです。<br>「特定関係者」のうち「関係会社」については、主として自己資本規制比率（金商法第46条の6）の規制の遵守比率の順守状況を把握するために記載を求めるものですが、当該規制は「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」のみが対象であることから、ご意見も踏まえ、「関係会社」の範囲の記載については「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」のみに求めることとするよう、規定を修正いたします。<br>また、金商法制においては、「親・子法人等」の概念を見直して実質的支配力基準・影響力基準により判断することとしており（金商法施行令第15条の16参照）、ご指摘の「密接な関係を有する法人その他の団体」」も基本的に「親・子法人等」の範囲に含まれ得ることから、ご意見も踏まえ、これを「特定関係者」から削除するよう、規定を修正いたします。 |
| 50 | 金商法第29条の2第2項第2号に基づく登録申請書（及び整備法第37条第2項に基づく書類）として、「親法人等、…その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人その他の団体（特定関係者）の状況…を記載した書類」が求められているが、「特定関係者」の範囲が不明確である。「特定関係者」の範囲は限定列挙とすべき。 | |
| 51 | 登録申請書の添付書類である「特定関係者の状況を記載した書類」に記載すべき特定関係者の範囲を明確化してほしい。具体的には、「その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人その他の団体」の規定を削除する、又は当該規定により記載すべき特定関係者の範囲を明確に定義してほしい。 | |
| 52 | 金商業等府令案第9条第4号においては、親法人等、子法人等、持株会社のみならず、関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人その他の団体の状況を記載した書類が登録申請書の添付書類として要求されているが、金商業等府令案第184条第6項に規定する「関係会社」は第一種金融商品取引業者が財務の状況に関する報告を行うための規定であることから、第一種金融商品取引業を行わない者については、関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人その他の団体に関する状況表を添付する必要がないことを確認したい。また、投資運用業を行う金融商品取引業者については、登録金融機関の登録申請書の添付書類を定める金商業等府令案第49条と同様に「関係会社（親法人等、子法人等又は持株会社をいう。）」の状況表の添付で足りるものとしてほしい。 | |
| 53 | 金商業等府令案第36条第2項では、一定の条件のもとで、SPCはSPCの出資者等の子会社等に該当しないと推定する旨の規定があるため、仮にかかるSPCの出資者等が親会社等や子会社等の範囲に入るとしても、こうしたSPCは親法人等や子法人等の範囲に入らないことになると思われる。こうした場合において、金商業等府令案第9条第4号柱書「親法人等、子法人等、・・・その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人又はその他の団体」のうち、 | ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号）における「特定関係者」は、登録申請者が業務を適確に遂行できる能力を有する者であるか否か等の判断材料として、その業務遂行に影響を与え得るような「密接な関係」を有する者を幅広く把握しようとするものです。<br>ただし、金商法制においては、「親・子法人等」の概念を見直して実質的支配力基準・影響力基準により判断することとしており（金商法施行令第15条の16参照）、ご指摘の「密接な関係を有する |

| | | |
|---|---|---|
| | 「その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する法人又はその他の団体」について、上記のとおり、金商業等府令案第36条第2項により親法人等や子法人等の範囲から外れるSPCは含まれないとの理解でよいか。 | 法人その他の団体」」も基本的に「親・子法人等」の範囲に含まれ得ることから、ご意見も踏まえ、これを「特定関係者」から削除するよう、規定を修正いたします。<br>一定要件の下で出資者等の「子会社等」に該当しないものと推定される特別目的会社（金商業等府令第33条第2項）は、「親・子法人等」の範囲に含まれないことから、「特定関係者」にも含まれないものと考えられます。 |
| 54 | 金融商品取引業者としての登録を受けようとする一部上場企業若しくはその関連会社等が金商業等府令案第9条第4号に定める記載を行う場合、その企業数が膨大であり、また取引関係の事実の特定等に莫大な労力がかかる。金商業等府令案第10条第1項第2号ロにて、第一種金融商品取引業者・投資運用業者に関して主要株主等を記載することとされており、これ以外の業については免除しても大きな不都合はないものと思われるので、当該記載については免除してほしい。<br>また、金商業等府令案第9条第4号で記載した親法人等・子法人等に変更などがあった場合、届出の義務を負うことになり（金商法第31条第3項）、実務上の負担が著しく重くなると思われるため、この点からも金商業等府令案第9条第4号に定める記載を免除してほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号）における「特定関係者」は、登録申請者が業務を適確に遂行できる能力を有する者であるか否か等の判断材料として、その業務遂行に影響を与え得るような「密接な関係」を有する者を幅広く把握しようとするものです。<br>「親・子法人等」の範囲は、いわゆる弊害防止措置規定（金商法第44条の3等）の適用範囲を画するものとして、当該登録申請者が行おうとする業務の種別にかかわらず、当局において適時に情報を把握する必要があることから、第一種金融商品取引業を行わない者であっても、この届出義務を緩和することは適当でないと考えられます。<br>一方、「特定関係者」のうち「関係会社」については、主として自己資本規制比率（金商法第46条の6）の規制の遵守比率の順守状況を把握するために記載を求めるものですが、当該規制は「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」のみが対象であることから、ご意見も踏まえ、「関係会社」の範囲の記載については「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」のみに求めることとするよう、規定を修正いたします。<br>また、金商法制においては、「親・子法人等」の概念を見直して実質的支配力基準・影響力基準により判断することとしており（金商法施行令第15条の16参照）、ご指摘の「密接な関係を有する法人その他の団体」」も基本的に「親・子法人等」の範囲に含まれ得ることから、ご意見も踏まえ、これを「特定関係者」から削除するよう、規定を修正いたします。<br>以上により、「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」の「特定関係者」は、親法人等、子法人等、持株会社及び関係会社となり、「第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者」の「特定」関係者」は、親法人等、子法人等及び持株会社となります。 |
| 55 | 金商業等府令案第9条第4号に掲げられた書類は、現行の証取法でも証券業登録に際して類似の書類の添付が求められているが、この書類の準備は実務上の負担が重く、また第二種金融商品取引業者や投資助言業者等に関しては、その業務の性質に鑑み、当該書類に記載されている事項を当局が把握しておく必要性も比較的低いのではないかと思われる。したがって、第一種金融商品取引業の登録をする場合にのみ必要な書類としてほしい。 | |
| 56 | 金商業等府令案第9条第4号に定める親法人等、子法人等、持株会社、関係会社及び特定関係者に関する情報の記載は登録作業において著しい負担であるため、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業においては記載を不要とするか、範囲を限定した内容としてほしい。 | |
| 57 | 金商業等府令案第9条第4号の「親法人等」及び「子法人等」には、外国法人で日本に営業所を有しないものは含まれないにもかかわらず、「関係会社」には外国法人で日本に営業所を有しないものも含まれてしまうので、ここでいう「関係会社」については外国法人で日本に営業所を有しないものは除外してほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号）における「特定関係者」のうちの関係会社は、主として自己資本規制比率（金商法第46条の6）の規制の遵守比率の順守状況を把握するために記載を求めるものであり、国内に営業所等を有しない外国法人を除外することは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、「関係会社」の範囲の記載については「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 者のみに求めることとするよう、規定を修正いたしますので、当該記載は、国内に営業所等を有する外国法人に適用され（金商法第29条の4第1項第5号イ）、ご指摘の「国内に営業者等を有しない外国法人」には適用されないこととなります。 |
| 58 | 金商業等府令案第9条第4号の「特定関係者」は、「親法人等＋子法人等＋持株会社＋関係会社＋密接な関係を有する法人」をいう。<br>ここで、<br>・ 親法人等＝（財務諸表等規則上の）親会社 ＋ 親会社の子会社 ＋ 親会社の関連会社<br>・ 子法人等＝（財務諸表等規則上の）子会社 ＋ 子会社の関連会社<br>・ 持株会社＝（独禁法上の）持株会社<br>・ 関係会社＝（財務諸表等規則上の）親会社 ＋ 子会社 ＋ 関連会社 ＋ 親会社の子会社 ＋ 親会社の関連会社<br>・ 密接な関係を有する法人＝親法人等 ＋ 子法人等<br>であることから、<br>・ 特定関係者＝（財務諸表等規則上の）親会社 ＋ 親会社の子会社 ＋ 親会社の関連会社 ＋ 子会社 ＋ 子会社の関連会社＋（独禁法上の）持株会社<br>と概念整理できることを確認したい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、例えば「親法人等」の定義は金商法施行令第15条の16で規定されており、ご指摘のような者のほか、「特定個人株主が一定数以上の議決権を有する会社等」も該当する点に、留意が必要と考えられます。<br>「親・子法人等」「持株会社」及び「関係会社」の範囲に重複が生じ得る点はご指摘のとおりですが、当該書類には、当該「特定関係者」がいずれの者に該当するかの別を記載して提出することとされています（金商業等府令第9条第4号へ）。<br>なお、金商法制においては、「親・子法人等」の概念を見直して実質的支配力基準・影響力基準により判断することとしており（金商法施行令第15条の16参照）、「密接な関係を有する法人その他の団体」」も基本的に「親・子法人等」の範囲に含まれ得ることから、これを「特定関係者」から削除するよう、規定を修正いたします。 |
| 59 | 金商法及び関連政令・内閣府令案等は、特定関係者の範囲の定義において「財務諸表等規則」を広範に引用しているが、金融商品取引業者の親会社等に取引所上場株式や公募債券を発行する会社があり、それらに伴い有価証券報告書が提出されている場合、当該有価証券報告書に記載されている「連結子会社」・「持分法適用関連会社」は、金商業等府令案第9条第4号の「特定関係者」に該当するとの理解でよいか。<br>なお、この場合もこれらの会社は、金商業等府令案第36条第1項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかである」には該当しないものとする。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 60 | 金商業等府令案第9条第4号に「特定関係者」が定められているが、この「特定関係者」は「親法人等・・・その他の団体」にかかるのか、また、「その他登録申請者・・・その他の団体」にかかるのか、まぎらわしい。<br>なお、法令作成上、「その他登録申請者・・・」の前に「及び」を入れるべきではないのか。<br>加えて、「業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する」とはどのような場合か。監督指針等で例示してほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号）における「特定関係者」は、「親法人等、子法人等、持株会社及び関係会社」を総称するものですが、ご意見を踏まえ、誤解を招かないよう、規定を修正いたします。<br>なお、金商法制においては、「親・子法人等」の概念を見直して実質的支配力基準・影響力基準により判断することとしており（金商法施行令第15条の16参照）、「密接な関係を有する法人その他の団体」」も基本的に「親・子法人等」の範囲に含まれ得ることから、これを「特定関係者」から削除するよう、規定を修正いたします。 |
| 61 | 金商業等府令案第9条第4号の「特定関係者」の変更に係る変更届出について定めた法令・条項はどれか。 | 金融商品取引業者の「特定関係者」（金商業等府令第9条第4号）のうち、「親・子法人等」及び「持株会社」の範囲に変更があった場合は、金商 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 業等府令第199条第3号・第4号に掲げる場合に該当し、遅滞なく、その旨を届け出ることが義務づけられます（金商法第50条第1項柱書）。<br>　また、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者は、毎事業年度経過後4月以内に、「関係会社に関する報告書」を提出する必要があります（金商法第46条の3第2項、金商業等府令第173条第1号）。 |
| | **（「特定関係者」の状況を記載した書類の記載事項）** | |
| 62 | 　特定関係者の状況の記載事項を簡素化してほしい。具体的には、金商業等府令案第9条第4号ロ～への規定を可能な限り削除する等、特定関係者の状況の記載事項を簡素化してほしい。 | 　ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号）のうち「関係会社」については、主として自己資本規制比率（金商法第46条の6）の規制の遵守比率の順守状況を把握するために記載を求めるものですが、当該規制は「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」のみが対象であることから、ご意見も踏まえ、「関係会社」の範囲の記載については「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」のみに求めることとするよう、規定を修正いたします。<br>　また、金商法制においては、「親・子法人等」の概念を見直して実質的支配力基準・影響力基準により判断することとしており（金商法施行令第15条の16参照）、ご指摘の「密接な関係を有する法人その他の団体」」も基本的に「親・子法人等」の範囲に含まれ得ることから、ご意見も踏まえ、これを「特定関係者」から削除するよう、規定を修正いたします。残る「特定関係者」については、登録申請者が業務を適確に遂行できる能力を有する者であるか否か等の判断材料として、その業務遂行に影響を与え得るような「密接な関係」を有する者の状況を把握する必要があることから、金商業等府令第9条第4号イ～への情報を記載した書類の添付を求めるものであり、この記載事項を簡素化することは適当でないと考えられます。 |
| 63 | 　金商業等府令案第9条第4号ホの最近一年間の取引関係について、①取引関係とは何を記載するのか明確にしてほしい。②「最近一年間」とは、申請日の属する事業年度の直前の事業年度との理解でよいか。 | 　ご指摘の「最近一年間の取引関係」としては、登録申請者と「特定関係者」との間の業務上の関係が的確に記載されるべきものと考えられます。また、「最近一年間」とは、原則として、登録申請日の直近1年間をいうものと考えられます。<br>　なお、ご意見も踏まえ、当該趣旨を明確化する観点から、「取引関係」を「業務上の関係」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第9条第4号ホ）。 |
| 64 | 　特定関係者に関する開示事項として「最近一年間の取引関係」は必要ないのではないか。 | 　ご指摘の「登録申請者と特定関係者との間の・・・最近一年間の取引関係」は、登録申請者が業務を適確に遂行できる能力を有する者であるか否か等の判断材料として、その業務遂行に影響を与え得るような「密接な関係」を有する者の状況を的確に把握する必要があることから記載を求めているものであり、必要な情報であると考えられます。<br>　また、登録申請書に添付する特定関係者の状況を記載した書類は、公衆に縦覧されるものでは |

| | | |
|---|---|---|
| | | ありません（金商法第29条の3参照）。<br>なお、ご意見も踏まえ、当該趣旨を明確化する観点から、「取引関係」を「業務上の関係」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第9条第4号ホ）。 |
| 65 | 金商業等府令案第9条第4号へは、「①親法人等、子法人等、持株会社若しくは関係会社」「②これら以外の特定関係者」の①か②のいずれに該当するかの別を記載するものであり、「親法人等」「子法人等」「持株会社」「関係会社」の別を記載するものではないとの理解でよいか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第9条第4号へ）は、「親法人等」「子法人等」「持株会社」「関係会社」のいずれに該当するかの別の記載を義務づけるものと考えられます。 |
| | **（不動産関連特定投資運用業を行う場合の添付書類）** | |
| 66 | 登録申請書の添付書類の「不動産関連特定投資運用業を行う場合における業務遂行能力に関する事項を記載した書面」（金商業等府令案第9条第6号）とは具体的にはどのような内容の書面を想定しているのか。 | 登録申請者が不動産関連特定投資運用業（金商業等府令第7条第7号）を行おうとする場合は、当該業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有するかについて、「不動産投資顧問業登録規程」（平成12年建設省告示第1828号）に定める「総合不動産投資顧問業者」の登録を受け、又はこれと同程度の人的構成を有しているかどうかが審査されることとなります（金商業等府令第13条第1項第5号・金融庁長官告示）。<br>したがって、不動産関連特定投資運用業を行うものとして金融商品取引業の登録申請を行う者は、例えば、「総合不動産投資顧問業者」の登録を受けていることを証する書面など、当該審査基準に適合していることを証する書類を添付することが必要になると考えられます。 |
| | **（登録申請者が外国法人である場合）** | |
| 67 | 金商業等府令案第10条第1項第2号ハは、金融商品取引業の登録を行う場合の登録申請書の添付書類に関して、申請者が外国法人であるときは、主要株主に準ずる者について金商法第29条の4第1項第5号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面を定めているが、具体的にはどのような書面を意図しているのか。<br>なお、例えば申請を行う外国法人の設立国における何らかの公的な書類を添付書類として必要とするのでは、そのような書類を発行していない国で設立された法人が金融商品取引業の登録を受けることを事実上否定することとなり、金商法の目的の一つとして金融・資本市場の国際化への対応を図ることが掲げられていることに反するものと考える。金融・資本市場の国際化の観点から、多様な外国法人が金融商品取引業に参入することを可能とするために、特定の国で設立された法人が形式的に添付書類を用意することができないために金融商品取引業の登録が受けられないということにならないよう、添付書面の内容に十分に配慮してほしい。 | 金商法第29条の4第1項では、登録申請者が「主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、・・・外国金融商品取引規制当局・・・による確認が行われていない外国法人」（同項第5号へ）に該当する場合には「（金融商品取引業）の登録を拒否しなければならない」こととされています。<br>ご指摘の規定（金商業等府令第10条第1項第2号ハ）は、登録申請者である外国法人が当該登録拒否要件に該当しない旨を証する書面の提出を求めるものと考えられます。具体的な書面の内容としては、必ずしも、「外国当局が発行する書面」に限られるものではないと考えられますが、どのような書面であれば認められるのかについては、個別事例ごとに判断されるべきものと考えられます。<br>例えば、当該外国法人が業務を行う国の法令において「主要株主制度（に準ずる制度）」が整備されている場合は、当該外国法人が当該法令に準拠して業務を行っている以上は、当該外国の当局によって「主要株主（に準ずる者）」の適格性が確認されていると推認できると考えられます。したがって、当該国の法令に「主要株主制度」が整備されており、かつ、当該法人が当該法令に準拠し |

| | | |
|---|---|---|
| | | て業務を行っていることを証する書面を添付することも、認められ得るものと考えられます。<br>それ以外の場合において、例えば、当該書面として「主要株主(に準ずる者)」自身の誓約書等を提出することも、一律に妨げられるものではありませんが、「外国金融商品取引規制当局による確認」がされていることが推認できるものであることが必要と考えられます。<br>いずれにせよ、当該規定の運用に当たっては、「特定の国で設立された法人が形式的に添付書類を用意することができないために金融商品取引業の登録が受けられないということにならないよう」、配慮してまいります。 |
| 68 | 金商業等府令案第10条第1項第3号イは、第一種金融商品取引業の登録を行う場合の登録申請書の添付書類に関して、申請者が外国法人であるときは、外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者であることを証する書面を定めているが、具体的にはどのような書面を意図しているのか。また、金商業等府令案第10条第1項第2号ハの書面と同様、特定の国で設立された法人が形式的に添付書類を用意することができないために金融商品取引業の登録が受けられないということにならないよう、十分に配慮してほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第10条第3号イ)の書面としては、例えば、外国法人が外国において行う第一種金融商品取引業と同種類の業務について外国当局の許認可等を受けていることを証する書面等が考えられます。<br>具体的な書面の内容としては、客観性が確保された書面であれば「外国当局が発行する書面」に限られるものではないと考えられますが、どのような書面であれば認められるのかについては、個別事例ごとに判断されるべきものと考えられます。なお、当該規定の内容は、現行の外証府令第12条第3項第2号と同様です。<br>いずれにせよ、当該規定の運用に当たっては、「特定の国で設立された法人が形式的に添付書類を用意することができないために金融商品取引業の登録が受けられないということにならないよう」、配慮してまいります。 |
| **No.** | **●金融商品取引業者登録簿への登録〔第29条の3〕** | |
| 1 | 登録番号は、現行の番号を使用する取扱いとしてほしい。 | 金商法上の「金融商品取引業者」等の範囲には、現行の証取法、信託業法、投信法、外証法、投資顧問業法、金先法、商品ファンド法等の各業法により規制されていた業者が含まれることとなることから、現行の登録番号等を維持することは困難であり、施行日後に、新たに登録番号を付番することとなると考えられます。 |
| 2 | 金商法施行日以降、現行の登録番号は変更されるか。 | |
| **No.** | **●金融商品取引業の登録の拒否〔第29条の4〕** | |
| | **▼一般的な人的構成の審査基準** | |
| 1 | 金商業等府令案第13条第1号においては、登録申請者の人的構成の審査基準として「その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況」と規定されているが、基準のようなものを示してほしい。 | 登録申請者の人的構成の適確性は、最終的には、その行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しながら判断されるべきものであり、ご指摘の規定(金商業等府令第13条第1号)の形式的な解釈基準を定めることは困難と考えられます。<br>なお、登録申請者の人的構成の審査基準の考え方については、監督指針において記載されています。 |
| | **▼不動産関連特定投資運用業を行おうとする者の人的構成の審査基準** | |
| 2 | 金商法第29条の4、金商業等府令案第13条、金融庁告示案では、不動産関連特定投資運用業 | 「不動産関連特定投資運用業」(金商業等府令第7条第7号)を行おうとする登録申請者の人的構 |

| | | |
|---|---|---|
| | を行う場合の要件として、「不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること」と規定されているが、現行の投信法第9条第1項第2号で求められる認可の基準と実質的に同じとの理解でよいか。仮に違う場合は、具体的な基準をガイドライン等で明確化してほしい。 | 成の審査基準(金商業等府令第13条第5号)については、同号の規定の委任に基づく金融庁長官告示において、「不動産投資顧問業登録規程」(平成12年建設省告示第1828号)に定める「総合不動産投資顧問業者」としての登録を受け、又はこれと同程度の人的構成を有していることとの要件を定めることとしています。 |
| 3 | 金商法第29条の4、金商業等府令案第13条及び金融庁告示案では、投資運用業の登録の際の人的構成要件の審査基準として「不動産投資顧問業登録規程第3条第1項の総合不動産投資顧問業者としての登録を受けた者であること、又はその人的構成に照らして、当該登録を受けている者と同程度に不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること。」とあるが、総合不動産投資顧問業者としての登録は受けていなくても、「又は」以下の要件への該当性が審査されるとの理解でよいか。<br>仮に、総合不動産投資顧問業者としての登録を受けることが望ましいということであれば、当該登録には添付書類の一部として、「投資一任業務の開始後3年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面」「今後3年間(登録申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度から起算して3事業年度をいう。)の純資産額(資産総額から負債総額を減じた金額をいう。)の見込み」「今後3年間の投資一任契約にかかる契約資産額の見込み」等が求められており、人的構成のみを審査する基準としては乖離しており、過重と思われることから、人的構成要件の審査に絞った形での書類提出にするなどの配慮してほしい。 | 「不動産関連特定投資運用業」を行おうとする登録申請者の人的構成の審査基準(金商業等府令第13条第5号)については、同号の規定の委任に基づく金融庁長官告示において、「不動産投資顧問業登録規程」(平成12年建設省告示第1828号)に定める「総合不動産投資顧問業者」としての登録を受けている者に限らず、これと同程度の人的構成を有している者についても認めることとしています。 |
| 4 | 金商業等府令案第13条第4号の委任を受けた金融庁長官告示において、「…その人的構成に照らして、総合不動産投資顧問業者としての登録を受けている者と同程度に不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であると認められること。」とあるが、より具体的に定義してほしい。また、社会的信用を有する者とは具体的にはどのような者を指すのか。例えば、下記の登録・許認可を受けている者は、当該要件を満たしているか。また、満たしていない場合、どのような条件を加えれば当該要件を満たせるのか。<br>・ 宅建業法第50条の2第1項に規定する国土交通大臣の認可を受けた者<br>・ 不動産特定共同事業法第3条第1項に規定する不動産特定共同事業者として許可を受けた者<br>・ 不動産投資顧問業登録規程第3条第1項の一般不動産投資顧問業者としての登録を受けた | 不動産関連特定投資運用業を行う場合の人的構成の適確性(金商業等府令第13条第5号)については、「不動産投資顧問業登録規程」(平成12年建設省告示第1828号)の内容等を参考として、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、金融庁長官告示の内容以上に具体的な判断基準を示すことは困難と考えられます。<br>ご質問において例示された許認可・登録については、人的構成の適確性を審査する際の考慮要素にはなり得ますが、これのみをもって一律に人的構成が適確と判断されるものではなく、個別事例ごとの判断が必要になるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 者 | |
| 5 | 金商業等府令案第13条第4号は、「不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。」と規定している。<br>一方、金融庁告示案の「不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件」においては、「金融商品取引業等に関する内閣府令第13条第4号及び第52条第4号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定め、平成19年　月　日から適用する。不動産投資顧問業登録規程第3条第1項の総合不動産投資顧問業者としての登録を受けている者であること、（以下省略）」とされているが、金商業等府令案第13条第4号と併せ読むと金融庁長官の定める要件、すなわち「総合不動産投資顧問業者」に該当しないことという解釈となる。<br>常識的に考えれば総合不動産投資顧問業者であることが金融庁長官の定める要件と考えたほうが理にかなっていると思うが、本件はどのように解釈すべきか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の規定（金商業等府令第13条第5号）では、「金融庁長官の定める要件に該当しない」者、すなわち「総合不動産投資顧問業者としての登録を受けていること」等の要件に該当しない者については、適確な人的構成を有しない者（金商法第29条の4第1項第1号ニ）として、金融商品取引業の登録を拒否する旨を定めているものです。 |
| | **▼最低資本金要件** | |
| 6 | 一部の外国法域では、資本金という概念が存在しない。これは、日本において外国会社の支店形態で事業を営む業者にとりジレンマとなっている。外国会社の支店については日本への持込資本金のみを要件として、最低資本金の要件をはずしてほしい。 | 外国法人であっても、「第一種金融商品取引業」「第二種金融商品取引業」及び「投資運用業」を行う場合には、一定の財産的基礎が確保されている必要があることから、日本への持込資本金ではなく、当該外国法人自体の資本金要件を定めているものです（金商法第29条の4第1項第4号）。 |
| 7 | 金融商品取引業者の登録拒否事由である最低資本金額（金商法第29条の4第1項第4号）について、第二種金融商品取引業の最低資本金額を「1千万円」とする定め（金商法施行令案第15条の7第1項第4号）は、少なくとも「3千万円」と改めるべきである。 | 第二種金融商品取引業を行おうとする法人の最低資本金等の要件は、現行の信託受益権販売業や商品投資販売業等に関する規制を参考として、1千万円とすることが適当と考えられます。<br>なお、登録申請に当たっては「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成」の有無等も審査対象とされる（金商法第29条の4第1項第1号ニ）ほか、登録業者（金融商品取引業者）には投資者保護の観点から各種行為規制が適用されるところであり、これらの適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| 8 | 第二種金融商品取引業の登録に当たり、金商法施行令案第15条の7第1項第3号（最低資本金の額5千万円）に該当するのはどのような場合か。金商業等府令案第14条の「特定有価証券等管理行為」（定義府令案第16条第1項第7号）は、金商法第2条第8項第16号に掲げる行為が前提であるが、当該行為を業として行うのであれば第一種金融商品取引業（金商法第28条第1項第5号）に該当するのではないか。 | ご指摘の「特定有価証券等管理行為」（金商業等府令第7条第9号、定義府令第16条第1項第14号）は、「金融商品取引業」の定義から除外されるものであり（金商法第2条第8項柱書参照）、「第一種金融商品取引業」の登録を受けていなくても、当該行為を業として行うことが認められます。<br>金商法施行令案第15条の7第1項第3号では、「第二種金融商品取引業」を行おうとする者が「特定有価証券等管理行為」も併せて行う場合は、最低資本金要件を5千万円に加重することを定めることとしていましたが、法制的な観点から、当該規定からは最低資本金要件の加重に係る部分を削除し、代わりに、「金融商品取引業」の定義から除 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 外される「特定有価証券等管理行為」は「資本金等が5千万円以上の法人」が行うものに限ることとする（定義府令第16条第1項第14号）よう、規定を修正いたします。<br>同様の観点から、金商法施行令第15条の12についても修正を行っており、特に、個人については「特定有価証券等管理行為」の特例（定義府令第16条第1項第14号）から外れる点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼「第一種金融商品取引業」を行う外国法人に係る要件** | |
| 9 | 金商法施行令案第15条の8は、現行の外証法施行令第4条第2項第4号に対応する規定と理解しているが、「議決権の全部」ではなく、「発行済株式又は出資の持分の全部」とする理由があるのか。自己株式がある場合や無議決権株式が発行されている場合も「類するもの」から除外する趣旨か。 | 金商法第29条の4第1項第5号イは、外国法人が「第一種金融商品取引業」を行おうとする場合は、「当該外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者」であることを原則的な要件としています。<br>その上で、ご指摘の金商法施行令第15条の8では、現行の外証法施行令第4条第2項第4号の規定も参考としつつ、登録申請者と実質的に同視し得る者が「第一種金融商品取引業」と同種類の業務を行っている場合についても例外的に容認することとした上で、当該要件を厳格に定めることとしているものであり、例えば自己株式がある場合や無議決権株式がある場合などには、当該要件を満たさないこともあり得るものと考えられます。 |
| | **▼主要株主の適格性** | |
| 10 | 金商法第29条の4第1項第5号への「主要株主に準ずる者」の意味が不明確であるから、その範囲又はメルクマールを具体的に示してほしい。 | 金商法第29条の4第1項第5号への「主要株主に準ずる者」としては、基本的に、内国法人の「主要株主」の要件（同号ニ・ホ）と同様の要件を満たす者が考えられますが、例えば、当該外国法人が業務を行う国の法令において「主要株主制度（に準ずる制度）」が整備されている場合は、当該制度の対象となる者とすることも考えられます。<br>なお、当該規定は、現行の外証法第6条第1項第11号と同様の内容を定めるものです。 |
| 11 | 金商法第29条の4第1項第5号へ「主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者である」とは具体的に何を意味しているのか。<br>「主要株主に準ずる者」が法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたことがないことといったことを想定しているのか、あるいは、それ以上の広い概念、すなわち、暴力団のような反社会的勢力に属しないことも含むのか。 | 外国法人である登録申請者の「主要株主に準ずる者」が、内国法人の「主要株主」に係る欠格事由（金商法第29条の4第1項第5号ニ・ホ）を満たす場合のほか、暴力団のような反社会的勢力に属している場合についても、「金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれ」があるものと認められ得るものと考えられます。<br>なお、ご指摘の金商法第29条の4第1項第5号への規定は、現行の外証法第6条第1項第11号と同様の内容を定めるものです。 |
| 12 | 金商法第29条の4第2項の「主要株主」の範囲は、現行の証取法、投信法、投資顧問業法及びそれら政令・内閣府令等で定義されている「対象議決権保有届出書」を提出すべき者の範囲と同一との理解でよいか。<br>つまり、金商法施行日において、資本関係・人的関係等主要株主の定義要件該当事項に、その施行前と異動がない場合、現行の証券業者・投資委託業者・投資顧問業者の主要株主の範囲は、 | 基本的に、貴見のとおりと考えられます。なお、現行の各業法の規定に基づき「主要株主」が提出している「対象議決権保有届出書」は、施行日において、金商法第32条第1項の規定により提出したものとみなす旨の経過措置が設けられています（改正法附則第29条・第163条等、整備法第43条等）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金商法の主要株主の範囲と同一であることを確認したい。 | |
| 13 | 金商業等府令案第16条第2号から第4号までにおける「重要」の基準を具体的にしてほしい。また、同条第5号の「その他の会社の財務及び営業、又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実」とは、どのようなものを想定しているのか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第15条第2号～第5号）に該当するか否かの形式的な基準を設けることは適当でなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、当該規定は、現行の証券会社府令第7条の2（財務諸表等規則第8条第6項第2号）と同様の内容を定めるものです。 |
| 14 | 議決権の保有から、引受業務に伴い保有している有価証券を除外する規定について、金商業等府令案第17条第5号、大量保有府令案第4条第2号、取引規制府令案第24条第2号の3つの府令が異なる対象範囲を規定しているのはなぜか。いずれも元の条文は、「証券業を営む者」であった以上、金商業等府令案第17条第5号に規定するように、「金融商品取引業者又は外国証券業者」で統一すべきではないか。 | 金商業等府令第16条第5号に規定する「有価証券の引受けに係る業務」により株式を所有する主体、取引規制府令第24条第2号の「有価証券の引受け又は売出し」により株式を取得した主体、及び大量保有府令第4条第2号に規定する「引受け又は売出しを行う業務」により株券等を保有する主体は、それぞれ、現行の証券会社府令第7条の3第6号の「引受けを行う業務」により株式を所有する主体、上場会社証券売買府令第1条第2号の「引受け又は売出しを行う業務」により株式を取得した主体、及び大量保有府令第4条第2号の「引受け又は売出しを行う業務」により株券等を保有する主体（いずれについても「証券業を営む者」と規定されています。）と実質的に同様の者を対象としており、いずれも同じ範囲の者を対象としているものです。<br>その趣旨を明確化する観点から、ご意見を踏まえ、文言の統一を図ることとし、上記のいずれの主体についても「有価証券関連業を行う者」とするよう、規定を修正いたします。<br>なお、「有価証券関連業を行う者」については、外国の法令に準拠して外国において有価証券関連業を行う者も含まれるものと考えられます（金商法第58条参照）。 |
| **No.** | **●私設取引システム運営業務の認可基準〔第30条の4〕** | |
| 1 | 金商業等府令案第20条第1号は、現行の証券会社府令第10条第1号に対応する規定と理解しているが、金商業等府令案第20条第2号は新設されたと理解している。どのような事項を想定しているのか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第19条第2号）は、私設取引システム運営業務の認可申請者が提出する「業務方法書」（金商法第30条の3第2項）の記載事項のうち「私設取引システム運営業務に係る取引の公正の確保に関する重要な事項」（金商業等府令第17条第12号）について、当該認可に当たっての審査対象となる旨を明確化する趣旨の規定であると考えられます。 |
| **No.** | **●金融商品取引業の登録の変更の届出等〔第31条〕** | |
| | **▼役員・重要な使用人の変更** | |
| 1 | 役員等の変更がある都度、金商業等府令案第21条第1項第3号イの書面を作成することは、事務的に負担がある。当該規定の内容は事業報告書に記載することとし、役員等の変更の都度提出する書類からは除外してほしい。 | 「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制」（金商業等府令第20条第1項第3号イ）は監督行政上重要な情報であり、役員等の異動に併せて最新の情報を把握する必要が高いことから、当該情報を記載した書面を変更届出時の添付書類から除外することは、適当でないと考えられます。 |
| 2 | 「重要な使用人」の登録に際しては履歴書、住 | 金商法では、不適格業者の参入防止を図る観 |

| | | |
|---|---|---|
| | 民票抄本・身分証明・誓約書などの添付書類を提出する必要があり、人事異動の度にこれらの資料を収集し提出することは、数十から百以上の店舗を有する証券会社には極めて負荷が重いことから、現行の証取法で求められていない書類は提出不要にしてほしい。 | 点も踏まえ、(証取法とは異なり)新たに、登録申請者の「重要な使用人」として法令等遵守指導業務部門の統括者等を登録事項とするとともに、当該使用人が欠格事由に該当する場合は、登録を拒否する旨を定めています(金商法第29条の2第1項第4号、第29条の4第1項第2号・第3号、金商法施行令第15条の4)。<br>ご指摘のとおり、この「重要な使用人」の登録に当たっては、当該使用人に関する各種書類の添付を求めていますが(金商業等府令第9条第2号・第3号)、これらは、欠格事由への該当性などを厳格に審査するために必要なものであり、これら(の一部)を提出不要とすることは適当でないと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、「重要な使用人」の登録内容に変更があった場合の届出(金商法第31条第1項)の際の添付書類については、やむを得ない理由がある場合には遅れて提出することも認めるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第20条第1項第3号)。 |
| 3 | 履歴書・住民票抄本・証明書・誓約書を用意した上で人事異動等に伴う頻繁な届出を2週間以内に行うことは困難であるため、簡素化を図ってほしい。 | |
| 4 | 「住民票」に関しては、転居を伴う異動で重要な使用人になった場合、2週間以内に転居先が決まらない場合もあるので、遅れて提出してもよいか。 | |
| 5 | 金商業等府令案第21条第1項第3号ハの「重要な使用人」とは、金商法施行令案第15条の4に規定する使用人との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、金商業等府令第9条第2号イにおいて、この「重要な使用人」の用語の定義が定められています。 |
| | **▼営業所・事務所の廃止** | |
| 6 | 金商業等府令案第21条第1項第4号の「当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面」には、どのような事項を記載すればよいか。 | 金商業等府令第20条第1項第4号においては、営業所又は事務所を廃止する際に、当該営業所又は事務所に顧客の勘定が残存している場合等において、当該勘定をどのように処理するかという点が的確に記載される必要があると考えられます。 |
| | **▼「不動産特定投資運用業」を行うこととなった場合** | |
| 7 | 金商業等府令案第21条第1項第6号の「業務遂行能力に関する事項を記載した書面」には、どのような事項を記載すればよいか。 | 登録申請者が不動産関連特定投資運用業(金商業等府令第7条第7号)を行おうとする場合は、当該業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有するかについて、「不動産投資顧問業登録規程」(平成12年建設省告示第1828号)に定める「総合不動産投資顧問業者」の登録を受け、又はこれと同程度の人的構成を有しているかどうかが審査されることとなります(金商業等府令第13条第1項第5号・金融庁長官告示)。<br>ご指摘の規定(金商業等府令第20条第1項第7号)は、これと同様の観点から、登録業者が新たに当該業務を行う旨の変更届出をする際の提出書類にも、当該要件への該当性を的確に記載するよう求めるものと考えられます。<br>なお、不動産関連特定投資運用業を行うものとして金融商品取引業の登録申請を行う者についても、登録申請書に同様の書面を添付すべき旨が定められており(金商業等府令第9条第7号)、変更登録申請書についても同様とされています(金商業等府令第22条第2項第3号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼登録申請書添付書類の記載事項の変更** | |
| 8 | 現行の投信法では、毎年3月末現在の利害関係人等の状況表が法定帳簿とされているが、金商法施行後は投資運用業にこれは法定帳簿とされていない。ただし、同様の書類の添付が登録時点で求められており、金商法第31条第3項によれば、こうした書類の記載内容の変更の都度これを届出ることを求めているように読める。<br>特定関係者の状況表は、金商法第31条第3項に定める登録申請書の内容の変更の届出の対象とならないことを明確化してほしい。こうした要件が課される外資系金融機関への負担に配慮してほしい。 | 金商法第31条第3項は、登録申請書に添付する「業務方法書」の記載事項（金商業等府令第8条）に変更があった場合について、届出を求める規定です。一方、ご指摘の「特定関係者」の状況については、「業務方法書」とは別の添付書類（同府令第9条第4号）に記載することとされており、その内容に変更があった場合でも、金商法第31条第3項の対象とはなりません。<br>ただし、「特定関係者」のうち、例えば「親・子法人等」の範囲に変更があった場合は、金商法第50条第1項第8号及び金商業等府令第199条第3号の規定により、遅滞なく当局に届け出ればならないこととされている点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、この「親・子法人等」の範囲からは、国内に営業所・事務所等を有しない外国法人等を除くこととしており（金商業等府令第32条第3号）、外資系金融機関等の負担にも一定の配慮がされているものと考えられます。 |
| | **▼「業務の種別」の廃止** | |
| 9 | 現行の投資信託委託業者が「第二種金融商品取引業」のみなし登録を受け、登録申請書にもそれを記載した後に、いわゆる「直販」業務を完全に廃止した場合に、「第二種金融商品取引業」の休止等の届出を行う必要はないとの理解でよいか。 | 現行の投資信託委託業者は、施行日において「第二種金融商品取引業」及び「投資運用業」を行う旨の登録を受けたものとみなされます（改正法附則第159条第1項）。当該業者が、施行日後3月以内に提出する書類（同条第2項）において「業務の種別」（金商法第29条の2第1項第5号）として「第二種金融商品取引業」を記載した場合には、その後に「直販」業務を廃止して「第二種金融商品取引業」を行わなくなったときには、「変更登録」を受ける必要があると考えられます（金商法第31条第4項）。 |
| **No.** | **●営業保証金〔第31条の2〕** | |
| 1 | 投資助言・代理業と投資運用業を併せて行う者は、営業保証金を供託する必要がないことを確認したい。 | 貴見のとおり、「投資運用業」を行う者は、投資助言・代理業を併せて行う場合についても、営業保証金の供託義務の対象とされておりません（金商法第31条の2第1項）。 |
| 2 | 現行の信託業法第86条第1項の登録を受けている信託受益権販売業者が資本金1000万円未満の法人の場合について、金商法施行令案第15条の12による営業保証金を供託しても、法施行日後から6月を経過したとき（改正法附則第203条）には金商法第52条第1項第2号に該当し、登録取消しとなるのか。個人業者とのバランスがとれないのではないか。 | 現行の信託業法第86条第1項の登録を受けている信託受益権販売業者は、基本的に、施行日において、「第二種金融商品取引業」を行うものとして登録を受けたものとみなされます（改正法附則第200条第1項）。<br>金商法では、「第二種金融商品取引業」を行う法人は営業保証金供託義務の対象とされておらず（同法第31条の2第1項）、現行の信託受益権販売業者である法人は、現に供託している営業保証金の全額を取り戻すことができます（整備政令附則第7条）。一方、「第二種金融商品取引業」を行う法人には、施行日後6月が経過した以降は、最低資本金等規制（同法第29条の4第1項第4号）が適用されることとなります（改正法附則第203条第1項、金商法第52条第1項第2号参照）。そ |

| | | |
|---|---|---|
| | | の水準は、「第一種金融商品取引業」又は「投資運用業」を行わない場合については、現行の信託受益権販売業者に係る営業保証金の額（信託業法第91条第2項、同法施行令第21条）等を参考に、1千万円としております（金商法施行令第15条の7第1項第4号）。<br>したがって、信託受益権販売業者である法人の資本金等の額が1千万円未満である場合において、金商法の下でも当該業務を継続するためには、施行後6月以内に、資本金等の額を変更することが必要となると考えられます。 |
| **No.** | **●取締役等の兼職制限（親・子法人等の定義）〔第31条の4〕** | |
| 1 | 金商法第31条の4第4項に該当する場合、不動産会社等の親会社の取締役や従業員がその子会社である投資運用業者の代表取締役として兼職又は出向することは、法令上は可能であることを確認したい。 | 金商法上第31条の4第4項に従い届出を行えば、ご指摘のような兼職・出向は可能であると考えられます。 |
| | **▼「親・子法人等」の定義** | |
| 2 | 金商法施行令案第15条の16に規定される親法人等及び子法人等の範囲を図等で分かりやすく例示してほしい。 | 「親・子法人等」の範囲は、金商法施行令第15条の16において定義されているとおりです。 |
| 3 | 登録申請書の添付書類に記載することとなる親法人等・子法人等の範囲に係る規定が複雑でわかりにくいので、図示する等により、その範囲を明確に示してほしい。 | |
| 4 | 従来形式的に決められていた親子法人等の判定に財務諸表規則と同様の判断の要素が入ったため、範囲が極めて曖昧になり、結果として対象範囲が拡大する懸念がある。<br>例えば、A社とB社がグループ会社（資本関係は薄い）であって、A社がC社の議決権の20％を保有し、B社がC社の融資残高の51％に当たるブリッジローンを付けた場合に、C社は、（C社の議決権を保有していない）B社の子法人等に該当する可能性がある。どの程度の関係であれば、緊密な関係とみなされるかの判断基準は主観に左右される。<br>連結の場合には、規模により含めないことも可能であり、また決算時のみの問題であるが、本規定は規模の例外もなく、弊害防止の基準時点は決算期ごとではない。判定基準は、極力客観的に設定されるべきである。 | 現行の証取法の「親・子法人等」の定義については、その範囲が形式的に過ぎ、かつ不明確な面があるとの指摘があったことから、今回の改正では、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」及び「関連会社」概念を参考とした規定に改め（金商法施行令第15条の16）、規制の明確化等を図ることとしているものです。<br>これにより、特に、弊害防止措置規定（金商法第44条の3等）の実効性を確保し、金融商品取引業者等とその利害関係者との間の取引等により市場機能がゆがめられること等を防止することを意図しているものであり、必要な改正であると考えられます。<br>なお、「親会社等」、「子会社等」及び「関連会社等」の定義（金商法施行令第15条の16第3項・第4項）は、基本的に、銀行法令における「親法人等」、「子法人等」及び「関連会社等」と同様のものとされています（銀行法施行令第4条の2第2項・第3項）。 |
| 5 | 弊害防止措置は厳格な行為規制が課されることから、「親法人等」「子法人等」の範囲についてはできるだけ明確かつ限定的に規定してほしい。具体的には、親法人等・子法人等の定義が広範とならないよう、対象は金融商品取引業者との関係が緊密な「親会社」「子会社」「親会社の子会社」（みなし規定はなし）とし、親会社・子会社に比べ支配関係が限定的である関連会社は親法人等・子法人等の範囲から除いてほしい。 | 「親・子法人等」の範囲については、その明確化を図る等の観点から、現行の証取法等の関係規定を見直し、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」及び「関連会社」概念を参考とした規定としています（金商法施行令第15条の16）。<br>一方、金融商品取引業者等とその利害関係者との間で特別の関係にあることを利用した取引等が行われ、市場機能がゆがめられること等を防止する観点から、弊害防止措置の対象となる「親・子 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 親法人等及び子法人等の範囲からそれぞれ、「その親会社等の関連会社等」（金商法施行令案第15条の16第1項第3号）、「その関連会社等」（同条第2項第2号）を削除してほしい。 | 法人等」の範囲をご指摘のように過度に限定することは、適当でないと考えられます。 |
| 7 | 金商法施行令案第15条の16第3項及び金商業等府令案第36条第1項によれば、金融商品取引業者等の親会社等となる者の範囲に組合が含まれるとされており、この組合の定義には、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、匿名組合等が網羅的に含まれるものと理解している。<br>組合が当社の親会社等又は子会社等に該当し、組合の構成員が会社法上の会社である場合には、その構成員も、その資本関係・人的関係に基づき、同様に親会社等又は子会社等に該当するケースがあると思われる。このようなケースにおいて、当該組合及び組合の構成員たる会社の双方を当社の親法人等及び子法人等として届け出る必要性があるか疑義があるため、確認したい。<br>当社の親会社等又は子会社等として届出がなされた会社が支配し構成する組合及び当社の親会社等又は子会社等として届出がなされた会社が営業者を務める匿名組合の場合は、当該会社と組合の関係は極めて一体的であり、組合自体を親法人等又は子法人等として届ける必要性に乏しいと思われる。特に匿名組合に関しては、その性質上、組合員の出資は営業者に帰属し、営業者は自己の計算で業務を遂行するなど、組合と営業者の関係は事実上一体であると考えられる。そこで、組合の構成員が親法人等又は子法人等として届け出られている場合には、こうした組合、特に匿名組合について、親法人等又は子法人等の範囲から除外されるよう配慮してほしい。 | 金商法上の「親・子法人等」は、金融商品取引業者等とその利害関係者との間で特別の関係にあることを利用した取引等が行われ、市場機能がゆがめられること等を防止する観点から、弊害防止措置規定（金商法第44条の3等）の対象となる範囲を画するものです。<br>「親・子法人等」は、「会社、組合その他これらに準ずる事業体」の単位ごとに把握することとされており（金商法第15条の16第3項）、組合自体が「親・子法人等」の要件を満たす場合には、その構成員が固有に「親・子法人等」に該当するか否かにかかわらず、当該組合を「親・子法人等」と位置づけ、弊害防止措置規定の適用対象とすることが必要と考えられます。 |
| | **▼「親・子会社等」「関連会社等」の範囲** | |
| 8 | 金融商品取引業者の取締役が7名、その取締役のうち2名が金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社の役員又は使用人、その取締役のうち2名が金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社の100%を保有する株式会社の使用人であった者である場合、金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社は、親会社等に該当するか。<br>また、金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社の100%を保有する株式会社、親会社等に該当するか。<br>なお、いずれの場合もこれらの株式会社が、金商業等府令案第36条第1項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかである」には該当しないものとする。 | 金商法施行令第15条の16第3項は、「親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす」と規定しています。<br>ご指摘のケースにおいては、「金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社の100%を保有する株式会社」を「親会社等」と、「金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社」を「子会社等」と、「金融商品取引業者」を「他の会社等」と考えれば、「子会社等」は「他の会社等」の議決権の「40%以上50%以下」を保有しており、かつ、「親会社等」と「子会社等」の使用人が「他の会社等」の取締役の構成員（7名）の過半数（4名）を占めていることから、金商業等府令第33条第2号ロの要件に照らして、「親会社等及び子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合」に該当するものと考えられます。<br>この場合において、「金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社の100%を保有す |

| | | |
|---|---|---|
| | | る株式会社」(「親会社等」)は、「金融商品取引業者等」(「他の会社等」)にとっての「親会社等」に該当すると考えられます。また、「金融商品取引業者の議決権の50%を保有する株式会社」(「子会社等」)は、「金融商品取引業者等」(「他の会社等」)にとっての「親会社等」には該当しないものの、その「親会社等」の「子会社等」に該当するものとして、「親法人等」の定義に該当するものと考えられます(金商法施行令第15条の16第1項第2号)。<br>いずれにせよ、具体的な規制の適用にあたっては、個別事例ごとに実態に即して実質的な判断がなされるべきものと考えられます。 |
| 9 | 金商法施行令案第15条の16第3項の「親会社等」又は「子会社等」は、財務諸表等規則第8条第3項・第4項における「親会社」又は「子会社」と同内容と考えてよいか。 | 基本的に、貴見のとおりと考えられます。 |
| 10 | 金商法施行令案第15条の16第4項の「関連会社等」は財務諸表等規則第8条第5項・第6項における「関連会社」と同内容と考えてよいか。 | 基本的に、貴見のとおりと考えられます。 |
| 11 | 金商業等府令案第36条第1項・第2項の適用については、財務諸表等規則第8条第6項・第7項と同様の考え方で適用してよいとの理解でよいか(財務諸表規則の「子会社」概念とそろえるという思想的背景があるとの理解でよいか。)。 | ご指摘の規定(金商業等府令第33条第1項・第2項)は、金商法施行令第15条の16第3項の「親会社等」の範囲を定めるものであり、財務諸表等規則第8条第3項・第4項・第7項と同様の内容を定めているものです。 |
| 12 | 金商業等府令案第36条・第37条では、親会社等及び関連会社等の定義に「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配してないことが明らかであると認められるときは、この限りではない」と例外規定が設けられているが、「認められるとき」の判定基準が定められていない。この金商業等府令案の文言は財務諸表等規則の文言と同一であることから、連結財務諸表の対象会社を届け出れば足りるとの理解でよいか。 | 「親会社等」「子会社等」(金商法施行令第15条の16第3項)及び「関連会社等」(同条第4項)の定義は、財務諸表等規則上の「親会社」「子会社」及び「関連会社」の定義と基本的に同内容としており、その範囲の把握に当たっては、連結財務諸表の対象会社の範囲が参考になるものと考えられます。なお、金商法上の「親法人等」「子法人等」の範囲は、必ず連結財務諸表の対象会社の範囲と同一であるとは限らない点に、留意が必要であると考えられます。 |
| 13 | 金商業等府令案第36条本文ただし書にいう「支配していないことが明らかであると認められるとき」及び第37条本文ただし書にいう「重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるとき」とは、具体的にどのような条件が満たされればよいのか。 | |
| 14 | 金商業等府令案第36条第1項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかである」に該当する場合の要件を分かりやすく説明してほしい。<br>また、親会社の親会社(祖父会社)の子会社・孫会社・曾孫会社等で金融商品取引業を営んでおらず、それらの会社の意思決定機関及びその構成員と、金融商品取引業者の意思決定機関及びその構成員との間で、金融商品取引業者の意思決定について全く意思疎通がない状況は、金商業等府令案第36条第1項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 思決定機関を支配していないことが明らかである」に該当するか。もし、この状況でも金商業等府令案第36条第1項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかである」に該当しないとすると、このような会社まで親会社等として規制・届出等の対象とする行政の意図・合理性について説明してほしい。 | |
| 15 | 金商業等府令案第37条第1号・第2号の適用については、財務諸表規則第8条第6項第1号～第3号まで及び同条第7項と同様の考え方で判断してよいとの理解でよいか（財務諸表規則の「関連会社」概念とそろえるという思想的背景があるとの理解でよいか。）。<br>また、財務諸表規則第8条第6項第4号に対応する規定を金商業等府令案で設けていないのはなぜか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第34条）は、金商法施行令第15条の16第4項の「関連会社等」の範囲を定めるものであり、財務諸表等規則第8条第5項・第6項と同様の内容を定めているものです。<br>なお、財務諸表等規則第8条第6項第4号に相当する規定は、他の金融関係法令（銀行法施行規則第14条の7第2項）においても設けられておらず、この範囲の拡大については、引き続き慎重に検討を行うべきものと考えられます。 |
| | **▼「親・子会社等」から除かれる「特別目的会社」** | |
| 16 | 金商業等府令案第36条第2項で定義される「特別目的会社」とは、資産流動化法第2条第2項に定める「資産の流動化」と同様の事業を営むことを目的とする会社のみを指し、M&A取引における買収受皿会社や、集団投資スキームにおける投資運用会社（無限責任組合員や営業者となる会社）は、ここには含まないとの理解でよいか。<br>特別目的会社との概念は、金商業等府令案第242条第1項でも利用される重要な概念であることから、その定義について確認したい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第33条第2項）において、「特別目的会社」とは、資産流動化法上の特定目的会社のほか「事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体」と定義されています。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、貴見のとおり、いわゆる「買収受皿会社」や「投資運用会社」は、資産流動化法上の特定目的会社「と同様の事業を営む事業体」に該当しないものと考えられます。 |
| 17 | 金商業等府令案第36条第2項は、「特別目的会社」について、資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいうと規定しているが、「事業内容の変更が制限されている」とは具体的にどのような場合を示すものか。どのように事業内容の変更を制限している場合をいうのか。 | 事業内容の変更について、資産流動化法上の特定目的会社と同程度の制限がされているか否かを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼「親・子法人等」の定義から除かれる者** | |
| 18 | 金商業等府令案第9条第4号に規定する「親法人等」の定義（同府令案第1条第3項第14号）規定である金商法第31条の4第5項に基づき「金融商品取引業者と密接な関係を有する団体」の要件を規定する金商法施行令案第15条の16第1項が適用除外とする者は金商業等府令案第35条が規定するが、金商業等府令案第35条第1号及び第2号に規定する者を適用除外とする趣旨は何か。 | 金商業等府令第32条第1号は、金融商品取引業者などのいわゆる「従属会社」については、当該金融商品取引業者などと一体とみなして、「親・子法人等」に係る規制を除外する趣旨の規定であり、現行の証券会社府令第15条第1号・第18条第1号と同趣旨です。<br>金商業等府令第32条第2号は、金融商品取引業者などのいわゆる「従属会社」のうち、当該金融商品取引業者などが行う「金融商品取引業等及び金融商品仲介業」とは関係のない業務を行うものについては、非公開情報を取り扱わないとの要件の下で当該金融商品取引業者などと一体とみなして、「親・子法人等」に係る規制を除外する趣旨の規定であり、現行の証券会社府令第15条第3 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 号・第18条第3号と同趣旨です。 |
| 19 | 金商業等府令案第35条第1号・第2号に記載されている「自己」は「当該金融商品取引業者」の意味と思われるが、他の箇所と比較して文意がくみとりにくく、「親・子法人等」から除かれるもの自身のように読めるので、「当該金融商品取引業者」と改めるべきではないか。 | ご指摘の規定(金商業等府令第32条第1号・第2号)は、金融商品取引業者のみならず、登録金融機関、金融商品仲介業者その他の者の「親・子法人等」の範囲から除外される者についても規定するものであることから、ご指摘の箇所についても「金融商品取引業者」でなく「自己」との用語を用いているものです。 |
| 20 | 「営業所、事務所その他これらに準ずるもの」(金商業等府令案第35条第3号)には、例えば金商法第62条の駐在員事務所その他の施設は含まれないとの理解でよいか。すなわち、現行の証券会社府令の文言に「事務所」という文言が付け加わっているが、あくまでも営業所に準ずるもののみがこれに含まれるのか、それとも駐在員事務所であっても「事務所」に含まれるのか。 | ご指摘の規定(金商業等府令第32条第3号)の「営業所、事務所その他これらに準ずるもの」には、駐在員事務所その他の施設も含まれるものと考えられます(金商法第62条第1項参照)。 |
| 21 | 「親・子法人等」の定義から除かれる者の範囲に、金融商品取引業協会、投資者保護基金及び金融商品取引所を加えてほしい。 | ご指摘のような主体が金融商品取引業者等の「親・子法人等」に該当する可能性は限定的と考えられますが、仮にそのような関係が生じた場合には、これらの主体と当該金融商品取引業者等との間で弊害防止措置を講じることは必要と考えられることから、これらの主体を除外することは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●対象議決権保有届出書の提出〔第32条〕** | |
| 1 | 金商業等府令案第41条第1号で「個人であるときは、住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)・・・」とあるが、個人情報保護法の施行により、本籍を含め、人種、門地、政治的見解等の機微情報は慎重に取り扱うべきだと思われるが、行政当局が機微情報を取得する特段の理由はどこにあるのか。この条文以外にも、協会等府令案や取引所等府令案にも、それぞれの役員について同様の規定があるが、文字とおりセンシティブな問題ではないか。 | 金融商品取引業者の「主要株主」がその影響力を不当に行使する場合には、「金融商品取引業」の業務を適確に遂行できないおそれもあることから、監督行政上、「主要株主」に関する情報を把握する必要性は高いものと考えられます。こうしたことから、ご指摘の規定(金商業等府令第38条第1号)では、「対象議決権保有届出書」の添付書類として、個人株主については住民票の抄本等を求めることとしているものです。<br>なお、行政機関における個人情報の利用に当たっては、行政機関個人情報保護法に基づき、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護に努めてまいります。 |
| **No.** | **●金融機関の有価証券関連業の禁止等〔第33条〕** | |
| 1 | 金融機関においては、登録金融機関業務である対顧客デリバティブ営業を専ら所管する部署以外においても、同じ種類のデリバティブ取引を自己ディーリングとして実施している。例えば 金利スワップ取引の対顧客営業を所管する部署以外の特定取引勘定設置部署で執行される自己ディーリング目的の金利スワップ取引などがある。また、当該対顧客デリバティブ営業を専ら所管する部署においても、対顧客営業以外の目的(ポートフォリオヘッジやトレーディング)で行う金利先物取引や同オプション取引が存在する。本法律の立法目的が投資家保護・顧客保護であることを考慮すれば、上記デリバティブ取引(対顧客営業ではないもの)は、他の法律(銀行法など)の定めるところにより投資の目的をもって行うものであり、登録金 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、例えば、特定取引勘定(銀行法施行規則第13条の6の3)に関しては、当該勘定を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合が「投資目的」で行った業務に該当するものとされており(監督指針Ⅷ-1-1(1))、通常は特定取引勘定で行われる取引は「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(金商法第33条第1項)に該当しないものと考えられます。<br>このように「投資の目的をもって」行うと認められない取引については、「登録金融機関業務」に該当するものと考えられます(同法第33条の2第2号・第3号)。<br>なお、「他の法律の定めるところにより投資の目 |

| | | |
|---|---|---|
| | 融機関業務には該当しないとの理解でよいか。 | 的をもつて」行う取引(同法第33条第1項)に該当する場合には、こうした取引は登録金融機関の登録を受けずに行うことが認められており(同法第33条の2第3号かっこ書)、当該取引は「登録金融機関業務」の定義(同法第33条の5第1項第3号)にも含まれないものと考えられます。<br>業務範囲規制との関係については、例えば銀行であれば、銀行法第10条第2項第2号の規定より、「投資の目的をもって」有価証券関連デリバティブ取引を行うことが認められています(銀行法施行規則第13条の2第2号・第3号)。「投資の目的をもって」有価証券デリバティブ取引を行うにあたっては、特に同一部門において、対顧客向けの行うデリバティブ取引と自己の計算で行うデリバティブ取引を行う場合は、利益相反のおそれがある点に、留意が必要と考えられます(監督指針Ⅷ-1-1(1))。 |
| 2 | 銀行法施行規則案第13条の6の3第2項の特定取引勘定で記帳されるところの、顧客との取引は行わない、専ら投資の目的をもって行うデリバティブ取引については、金商法においても「金融商品取引業」には該当せず、登録金融機関としての登録は不要との理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、特定取引勘定(銀行法施行規則第13条の6の3)に関しては、当該勘定を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合が「投資目的」で行った業務に該当するものとされており(監督指針Ⅷ-1-1(1))、通常は特定取引勘定で行われる取引は「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(金商法第33条第1項)に該当しないものと考えられます。<br>このように「投資の目的をもって」行うと認められない取引については、「登録金融機関業務」に該当するものと考えられます(同法第33条の2第2号・第3号)。<br>なお、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(同法第33条第1項)に該当する場合には、こうした取引は登録金融機関の登録を受けずに行うことが認められており(同法第33条の2第3号かっこ書)、当該取引は「登録金融機関業務」の定義(同法第33条の5第1項第3号)にも含まれないものと考えられます。<br>業務範囲規制との関係については、例えば銀行であれば、銀行法第10条第2項第2号の規定より、「投資の目的をもって」有価証券関連デリバティブ取引を行うことが認められています。 |
| 3 | 金商法第33条の2第3号かっこ書に、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託する者の計算において行うものを除く」と定められているが、特定取引(銀行法施行規則案第13条の6の3第2項)として顧客との取引を行わない場合は、当該除外規定に該当するとの理解でよいか。なお、同項に列挙されている取引には、銀行が登録を受けて行うことができる証券業に含まれない取引(例えば、第1号の有価証券店頭デリバティブ取引など)も列記されている。 | |
| 4 | 現行の登録等証券業務として取り扱っている金融機関における公共債ディーリングは他業証券業(銀行法第11条第1号)として、銀証分離の原則に基づき(すなわち、金商法では有価証券関連業に関して)登録を義務づけられているものである。 一方、特定取引(銀行法施行規則案第13条の6の3第2項)として顧客との取引を行わないデリバティブ取引は、銀行法第10条第2項第2号に基づいて取扱いを許容されている取引であり、公共債ディーリングの例とは別個に検討されるべきものとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、特定取引勘定(銀行法施行規則第13条の6の3)に関しては、当該勘定を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合が「投資目的」で行った業務に該当するものとされており(監督指針Ⅷ-1-1(1))、通常は特定取引勘定で行われる取引は「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(金商法第33条第1項)に該当しないものと考えられます。<br>このように「投資の目的をもって」行うと認められない取引については、「登録金融機関業務」に該 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 当するものと考えられます（同法第33条の2第2号・第3号）。<br>なお、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引（同法第33条第1項）に該当する場合には、こうした取引は登録金融機関の登録を受けずに行うことが認められており（同法第33条の2第3号かっこ書）、当該取引は「登録金融機関業務」の定義（同法第33条の5第1項第3号）にも含まれないものと考えられます。 |
| 5 | みなし有価証券（レバレッジドリース等）の売買、媒介、取次ぎ、代理については、登録金融機関業務として規定されているとの理解でよいか。登録金融機関業務として規定される業務について、根拠規定を確認したいため。 | 銀行等は、金商法第2条第2項第5号のいわゆる「集団投資スキーム持分」を含め、「金商法第2条第2項の規定より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利」について、売買やその媒介・取次ぎ・代理等を行うことが認められています（同法第33条第2項第1号）。銀行等が当該業務を行う場合には、登録金融機関の登録を受けることが必要となります（金商法第33条の2第2号）。 |
| 6 | 登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて行う国債証券、投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の募集の取扱いなど、金商法第33条第2項第3号ハ及び第4号ロ以外の同項各号に掲げられている有価証券の売買の媒介等は、金商業等府令案第1条第4項第13号にいう「金融商品仲介業務」に該当するのか。 | 登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて行う国債証券や投資信託・外国投資信託受益証券の「募集の取扱い」は、金商法第33条第2項第1号又は第2号の行為に該当するものであり、「金融商品仲介行為」（金商法第66条の11、金商業等府令第1条第3項第37号）に当たらないものと考えられます。したがって、これを行う業務は、「金融商品仲介業務」（金商業等府令第1条第4項第13号）に該当しないものと考えられます。 |
| 7 | 登録金融機関が金融商品仲介業務を行うことができる根拠規定を確認したい。<br>外国証券の仲介を行う場合は金商法第33条第2項第3号ハにより、また、外国証券以外の有価証券の仲介を行う場合は同項第4号ロにより、それぞれ行うことができることを確認したいため。 | 銀行等は、金商法第33条第2項第1号及び第2号に掲げる有価証券についてはそれぞれ当該各号に規定する行為が認められているほか、貴見のとおり、外国国債証券（同項第3号）やその他の有価証券（同項第4号）についても、「金融商品仲介業務」（金商業等府令第1条第3項第37号）を行うことが認められています。銀行等がこれらの業務を行う場合には、登録金融機関の登録を受けることが必要となります（金商法第33条の2第2号）。 |
| 8 | 金商法第33条第2項第4号柱書の委任に基づく政令規定は空振りか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 9 | 商品デリバティブ取引について、証券会社に顧客を紹介している場合、登録金融機関業務には該当しないとの理解でよいか。また、登録金融機関業務でなければ、外務員資格も不要との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●金融機関の登録〔第33条の2〕** | |
| 1 | 銀行法に付随業務として規定されている保護預り業務及び振替業務を行っているが、その他の証券業務を行っておらず、証取法上の登録を行っていない会社は、金商法施行後においても、金商法上の登録は不要であるとの理解でよいか。 | 銀行等が「有価証券等管理業務」を行う場合は、登録金融機関の登録を受けることが必要となります（金商法第33条の2柱書）。<br>ご指摘のように、その他の証券業務を一切行っていない銀行等が行う「保護預り業務」は、金商法第2条第8条第16号に掲げる業務に該当しない可能性もあると考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 2 | デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバ | 貴見のとおり、銀行等が登録金融機関の登録を |

| | | |
|---|---|---|
| | ティブ取引等以外のもの（長期先物為替予約、天候デリバティブ等）については、登録金融機関業務として規定されているとの理解でよいか。 | 受けて行うことができる業務には、「デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの」が含まれます（金商法第33条の2第3号）。 |
| 3 | 信託銀行が、信託法整備法による改正後の兼営法第2条第3項及び信託業法第105条第1項の適用除外規定に基づき、信託業法第2条第10項に規定する信託受益権販売業の登録を行わず、証取法第65条の2第1項に基づく旧登録金融機関業務のみを登録している場合は、改正法の施行後も、改正法による改正後の兼営法第2条第3項に基づき、信託受益権売買等業務を行うものとして、改正法附則第54条の適用はなく、当該業務については「みなし登録金融機関」として施行日から起算して3月以内に内閣総理大臣に提出する義務はないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●金融機関の登録申請〔第33条の3〕** | |
| 1 | 金商業等府令案第47条第1号の「法令」には、法律、政令、内閣府令、告示、監督指針、検査マニュアル等のいずれを含むのか。「法令」に含まれないものがある場合、「法令等」に含む趣旨か。また、外国の法令や外国の法令に基づく同様の処分を「法令等」に含めない趣旨か。 | ご指摘の「法令」（金商業等府令第44条第1号イ）には、「法律」「政令」及び「内閣府令」等が含まれるほか、法令で引用されている「告示」等の内容も、法令を遵守する上で参照されるべきものと考えられます。また、「監督指針」や「検査マニュアル」は、当局が監督や検査を行う際の着眼点を公表しているものであり、法令そのものではありませんが、法令を遵守する上で留意されるべきものと考えられます。<br>また、金商業等府令第44条第1号イの「法令等」には、外国の「法令等」は含まれないもの考えられます。 |
| 2 | 現在、登録金融機関でない銀行（信託銀行兼営に認可はない）が、信託受益権販売業者として第二種金融商品取引業者の登録申請を行う場合、取り扱える信託受益権の種類は金銭債権に限られるのか。なお、現行で信託受益権販売業を登録申請する場合には、信託規則第84条第1号、信託会社等に関する監督指針10－2－4(1)に基づき信託受益権に係る信託財産を記載し登録申請を行うが、「監督指針」（案）では、金商法第28条第2項第1号に規定するみなし有価証券販売業者等が取り扱える信託財産権はどの法律に基づくのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「第二種金融商品取引業」の登録を受けた金融商品取引業者又は「登録金融機関」の登録を受けた銀行等は、信託財産の種類にかかわらず、信託受益権（金商法第2条第2項第1号・第2号）の販売・勧誘業務を行うことができると考えられます。<br>なお、「金融商品取引業」の登録申請者は金商法第29条の2第2項第2号・金商業等府令第8条第7号ロ、また、「登録金融機関」の登録申請者は金商法第33条の3第2項第2号・金商業等府令第45条第6号ロに基づき、取り扱う信託受益権に係る信託財産の種類を記載した「業務方法書」を登録申請書に添付して提出することが必要となります。 |
| | **▼登録申請書に記載する「業務の種別」** | |
| 3 | 金商業等府令案別紙様式第九号第6面（別添4）の「業務の種類」とは、登録金融機関業、投資助言・代理業等を記入するのか。それとも有価証券関連業であれば、現行どおり、公共債、投資信託、短期有価証券、証券仲介業に細分化して記入するのか。 | 金商業等府令別紙様式第九号中、「業務の種類」を記載する当該欄には、行う登録金融機関業務の種類（金商法第33条の2各号に掲げる行為、投資助言・代理業及び有価証券等管理業務）ごとに記載する必要があります。<br>ただし、金商法第33条の2第2号に定める行為を記載するにあたっては、金商法第33条第2項各号のどの行為に該当するかを記載する必要が |

| | | |
|---|---|---|
| | | あります。 |
| | **▼登録申請書に添付する「業務方法書」** | |
| 4 | 「業務内容方法書」の制定方法は、各金融商品取引業者等の任意でよいか。例えば、有価証券関連業と金融先物取引業を分けたり、有価証券関連業を更に細分化（公共債ディーリング・投資信託と短期有価証券を分ける等）する等により「業務内容方法書」を作成することでもよいか。<br>現在、登録金融機関は、有価証券関連業については日本証券業協会の雛型に基づき、金融先物取引業については金融先物取引業協会の雛型に基づき、それぞれ「業務内容方法書」を制定・変更しているが、現行制定の「業務内容方法書」を大幅に変更する必要はないとの理解でよいか。このとおりでなければ、「業務内容方法書」の雛形を示してほしい。<br>金融機関によって「業務内容方法書」の形式が区々となるのは望ましくないと考えられ、また、自行で変更するには期間を要するため。 | 登録金融機関の登録申請書に添付すべき「業務方法書」（金商法第33条の3第2項第2号）は、法令に定める事項（金商業等府令第45条）が的確に記載されているものであれば、様式等は特に問わないこととされておりますが、金商法の施行に伴って業務方法書の変更を行う際に、様式等についても所要の見直しを行うことが望ましいと考えられます。 |
| 5 | 「業として行う金融商品取引行為の種類」（金商業等府令案第48条第4号）とは、登録金融機関業、投資助言・代理業等を記入すればよいか。 | 「金融商品取引行為」とは金商法第2条第8項各号に掲げる行為をいうものであり（金商法第34条）、「業として行う金融商品取引行為の種類」（金商業等府令第45条第4号）としては、金商法第2条第8項各号に掲げる行為のうち登録申請者が業として行おうとするものを記載すべきものと考えられます。 |
| 6 | 「取り扱う有価証券」（金商業等府令案第48条第6号イ）とは、国債、地方債、投資信託等の区分でよいか。また、「業として行うデリバティブ取引の種類」とは、天候デリバティブ、地震デリバティブ、津波デリバティブ等の区分でよいか。 | 業務方法書に記載すべき「取り扱う有価証券…の種類」（金商業等府令第45条第6号イ）としては、例えば、金商法第2条第1項各号の有価証券又は第2項各号の権利（みなし有価証券）のうち登録申請者が取り扱おうとするものを記載することが考えられます。<br>また、「業として行うデリバティブ取引の種類」（金商業等府令第45条第6号イ）については、例えば、登録申請者が取り扱おうとする取引の類型（金商法第2条第21項各号・第22項各号）及び金融商品（第24項）・金融指標（第25項）を記載することが考えられます。<br>いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情にも応じて、その行おうとする業務の内容が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| | **▼登録申請書に添付する役員・使用人の履歴書** | |
| 7 | 現行の金先法では、登記事項証明書に記載されている役員（外国銀行本店役員を含む）のすべてについて誓約書、履歴書、住民票に相当する書類を提出する必要があるが、今回の金商業等府令案では、あくまでも業務を担当している本邦支店の役員に限定され、外国銀行本店の役員は対象外になるとの理解でよいか。 | 登録金融機関の役員のうち履歴書の提出が求められる者は、本邦支店の役員であるか否かにかかわらず、「登録金融機関業務を担当する役員」に限定されています（金商業等府令第47条第1項第2号）。 |
| 8 | 登録金融機関が投資助言・代理業をする場合には、金商業等府令案第50条第1項第2号において、「重要な使用人」の履歴書を添付することと | 登録金融機関の登録の申請者は、基本的に、他の金融関係法令により規制されており、その役員・使用人の資質について一定の適正性が確保 |

| | | |
|---|---|---|
| | されている一方、金商法第29条の登録により投資助言・代理業を行う場合には、履歴書に加え、住民票の抄本や身分証明書等を提出する必要がある（金商業等府令案第9条第2号・第3号）。同じ投資助言・代理業を行う以上、添付書面を統一してほしい。 | されていると考えられることから、金融商品取引業の登録申請手続と異なり、申請者の役員・使用人の欠格事由への該当性が審査事項とされていません（金商法第33条の5第1項参照）。<br>したがって、当該登録申請者が登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有する者であるかどうかの判断材料となる情報を除くほか、役員・使用人の欠格事由への該当性を審査するために必要な書類の提出を求める必要はなく（金商業等府令第47条第1項第2号参照）、金融商品取引業の登録申請に係る添付書類との統一を図る必要はないものと考えられます。 |
| **No.** | **●金融機関の登録の拒否等〔第33条の6〕** | |
| 1 | 「登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」（金商法第33条の5第1項第3号）とは、どういう場合か。例えば、兼務体制は、十分な人的構成を有しないことになるのか。 | 登録申請者が「登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成」（金商法第33条の5第1項第3号）を有しているか否かの審査基準は金商業等府令第49条に規定されており、また、監督上の着眼点は監督指針Ⅷ－2－1(2)等に記載されています。<br>ご指摘のような「兼務体制」をとる場合が一律に当該登録拒否要件に該当するということではなく、その行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しながら判断されるべきものと考えられます。 |
| 2 | 「その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人並びに組織体制」（金商業等府令案第52条第1号）について、その考え方を示してほしい。 | 登録申請者の人的構成の適確性は、最終的には、その行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しながら判断されるべきものであり、ご指摘の規定（金商業等府令第49条第1号）の規定の形式的な解釈基準を定めることは困難と考えられます。<br>なお、金融商品取引業に係る登録申請者の人的構成の審査基準の考え方については、監督指針において記載されています。 |
| **No.** | **●登録金融機関登録簿への登録〔第33条の4〕** | |
| 1 | 既に登録金融機関である場合には、登録番号は金商法施行前と同じにしてほしい。異なる登録番号が付与される場合には、3月間の経過措置が最大限活かせるよう施行前ないし施行後速やかに通知してほしい。 | 金商法では、現行の各業法の対象業者が統合された上で登録番号が付与されることとなるため、施行前と同じ登録番号が付与されることにはなりませんが、新たな登録番号は施行後できる限り速やかに決定するよう努めてまいります。 |
| 2 | 登録番号が変わるのであれば、既登録金融機関が登録申請を行った時点で、登録番号を通知してほしい。 | |
| **No.** | **●登録金融機関の変更の届出〔第33条の6〕** | |
| 1 | 「変更届出書」（金商業等府令案第54条）の様式を提示してほしい。 | 登録金融機関の登録申請書記載事項の変更の届出書については、金商業等府令第51条の規定に沿ったものであれば、様式は問わないこととしております。 |
| 2 | 「業務内容方法書変更届出書」（金商業等府令案第54条）の様式を提示してほしい。 | 登録金融機関の業務方法書の変更の届出書については、金商業等府令第52条の規定に沿ったものであれば、様式は問わないこととしております。 |

| No. | ●「特定金融商品取引業務」の特例〔第33条の8〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 気象庁が発表する気象の観測の成果に係る数値を対象指標とする天候デリバティブ取引と同じように、主に損害保険会社が取り扱っている商品として地震地動の観測の成果に係る数値を対象指標とする地震デリバティブ取引がある。同種の取引であるにもかかわらず、金商法第33条の8第2項に定める特定金融商品取引業務に該当するか否かの取扱いが異なっている(対象指標が「金融指標」に関する金商法第2条第25項第2号に該当するか、第3号に該当するかの差異による。)。そのため、現在地震デリバティブ取引の媒介等を行っている損害保険代理店等が、金商法施行後も地震デリバティブ取引の媒介等を継続する場合、第一種金融商品取引業の登録が必要となり、業規制の面で極めて負担が大きくなる。天候デリバティブ取引と地震デリバティブ取引の類似性に鑑みると、上記のような差異が必要であるとは思われないことから、地震デリバティブ取引の媒介を行う第一種金融商品取引業者については、各種業規制の適用を緩和する措置を講じてほしい。 | 金商法では「特定金融商品取引業務」の特例(同法第33条の8第2項)を設けていますが、この特例の対象は法律において真に必要な範囲に限定されており、政令・内閣府令等で追加することはできません。<br>いわゆる天候デリバティブ取引については、保険事故と損害の間の因果関係の立証が困難である等の事情から、保険の代替商品としてデリバティブ取引のニーズが強いと考えられる一方、いわゆる地震デリバティブ取引については、必ずしもそうした事情が認められないことから、金商法では、天候デリバティブ取引のみが「特定金融商品取引業務」の特例の対象とされているものと考えられます。<br>なお、地震デリバティブ取引を含め、金商法において新たに対象となるデリバティブ取引については、施行日から6ヶ月間登録を猶予する経過措置を設けています(整備政令附則第13条第1項等)。 |
| 2 | 特定金融商品取引業務を行う者が、当該業務に係る登録金融機関の代理を行う者である旨を明示するに当たり、示すべきもの及び方法として、いかなる内容を想定しているか明らかにしてほしい。 | ご質問の「明示」の方法について法令上特段の定めはありませんが、顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって行うことが必要と考えられます。 |
| 3 | 金商法第33条の8第2項柱書の規定中「登録金融機関を代理して」とあるが、この「代理して」は、登録金融機関とみなし使用人との間の法律関係が代理契約であることまで要求するものなのか。現在、登録金融機関と損害保険代理店との間の法律関係が媒介契約である場合には、同項の規定の適用を受けるにはこれを代理契約に変更する必要があるのか。 | 金商法第33条の8第2項に規定する「特定金融商品取引業務」は、登録金融機関を「代理して」行うものと定義されており、登録金融機関と顧客との取引を「媒介」する業務等は含まれないものと考えられます。 |
| No. | ●特定投資家への告知義務〔第34条〕 | |
| | ▼告知義務の対象範囲 | |
| | (既存顧客) | |
| 1 | 金商法第34条の「金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合」とは、施行日前において同一の顧客から同一の種類の対象契約を既に締結している場合は含まれないとの理解でよいか。 | 施行日前に契約を締結している既存顧客についても、金商法の施行日時点で、「金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合」(同法第34条)に該当するものと考えられます。<br>なお、施行日前に、同法第34条の例により、「(施行後に当該顧客が)一般投資家への移行の申出ができる旨」を告知することにより対応できる旨の経過措置が設けられています(改正法附則第33条、第57条)。 |
| 2 | 金商法第34条の「過去に」という規定は、「金商法施行時点において過去に」という解釈でよいか。すなわち、既存の顧客に対しては、改正法附則第33条に従い、金商法施行前に告知を行ってよいとの理解でよいか。 | |
| | (告知義務が適用される者) | |
| 3 | 金融商品取引業者が金融商品仲介業者に委託を行う場合において、金商法第34条の告知義務は、委託先の金融商品仲介業者には課せられな | 金商法第34条の告知義務を含む特定投資家制度関係の諸規定は、金融商品仲介業者には適用されません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | いが、当該仲介業者が行った告知は、委託を行った金融商品取引業者が行った当該告知とみなされるとの理解でよいか。 | ご指摘のような場合には、所属金融商品取引業者等が顧客との間で金融商品取引契約を締結するに際し、同法第34条の告知を自ら行う必要があると考えられます。なお、金融商品仲介業者が、その所属金融商品取引業者等が行うべき当該告知の事務を代行することは、妨げられないと考えられます。 |
| 4 | 金融商品取引業者が登録金融機関に金融商品仲介業務を委任する場合、金商法第34条に「金融商品取引業者等」とあるため、登録金融機関が金融商品取引契約の締結の媒介を行うに際しては、同条の告知義務が登録金融機関に課せられ、更に金融商品取引業者に当該契約の締結に際しては当該告知義務が課せられるとの理解でよいか。 | 金商法第34条の告知義務は、「金融商品取引契約の申込みを受けた場合」において「当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに」行うこととされているものですが、登録金融機関が金融商品仲介業務を行う場合には、金融商品取引契約の申込みを受けるのは当該登録金融機関ではなく委託金融商品取引業者であると考えられることから、基本的に、委託金融商品取引業者のみに告知義務が課されるものと考えられます。 |
| 5 | 金商法第34条の告知義務、第34条の2の承諾義務及び書面交付義務、第34条の3の承諾義務及び書面同意取得義務、第34条の4の書面交付義務及び確認義務並びに承諾義務は、金融商品取引契約を締結する委託金融商品取引業者のみにあり、勧誘を行う当該登録金融機関にはないとの理解でよいか。また、委託先が①登録金融機関の場合、②登録金融機関以外の場合で取扱いに違いはないとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第34条の告知義務をはじめとする特定投資家制度関係の諸規定は、金融商品取引契約の当事者となる金融商品取引業者等が適用対象とされており、金融商品仲介業者には適用されません。また、金融商品取引契約の当事者となるのは当該登録金融機関ではなく委託金融商品取引業者であると考えられることから、基本的に、委託金融商品取引業者のみに告知義務が課されるものと考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等は、「特定投資家から一般投資家への移行の申出」があった場合には承諾義務が課されていますが（同法第34条の2第2項）、「一般投資家から特定投資家への移行の申出」があった場合の「承諾義務」は規定されていない点に、留意が必要と考えられます（同法第34条の3第2項、第34条の4参照）。 |
| 6 | 金融商品取引業者が単に取引当事者間の媒介を行う場合にも、取引当事者双方に対して金商法第34条以下の告知又は交付を行わなければならないとの理解でよいか。 | 金商法第34条の告知義務を含む特定投資家制度関係の諸規定は、金融商品取引契約の当事者となる金融商品取引業者等が適用対象とされており、例えば、金融商品取引業者等が他の金融商品取引業者等の委託を受けて「媒介」を行うに過ぎない場合は、基本的に適用されないものと考えられます。<br>一方、金融商品取引業者等が顧客のために「媒介」を行う場合には、「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」（金融商品取引契約）の当事者となるものとして、当該顧客に対する告知義務等の適用があり得るものと考えられます。 |
| 7 | 金商法第34条の告知義務は、その相手方の属性（適格機関投資家、特定投資家、専門的知識及び経験を有すると認められる者）によって、金融商品取引業者に課せられる規制に差異がある場合、現実的に説明等の相手方となる者の属性によって判断するべきか。例えば、契約の相手方が金融商品取引業者によって代理又は媒介されている場合には金融商品取引業者を顧客として把握 | 特定投資家への該当性を判断すべき相手方（顧客）は、基本的には「金融商品取引契約」（金商法第34条）を締結する当事者であると考えられますが、最終的には実質的な取引の当事者が誰であるかを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。<br>したがって、例えば契約の相手方が他の金融商品取引業者により代理又は媒介されている場 |

| | | |
|---|---|---|
| | すれば足りるか。この点に関連して、現行の「企業内容等の開示に関する留意事項について」2－5の一般投資家を背後に有する信託銀行、投資顧問業者及び証券会社の適格機関投資家該当性の基準は、私募の要件として解釈について留意すべき事項を定めたものであり、その他の場合には、信託勘定における取引については信託銀行を適格機関投資家として取り扱えば足りるとの理解でよいか。 | 合であっても、基本的には当該契約の当事者について特定投資家への該当性を判断すべきであると考えられます。 |
| | **（告知を行うべき相手方）** | |
| 8 | 金融商品取引業者等において、顧客を特定投資家と一般投資家とに敢えて区分せず、顧客に対して一律アマとして取り扱う旨を告知するのであれば、一般投資家に移行可能な特定投資家に対する告知義務も果たされているとの理解でよいか。 | 金商法第34条の告知義務は、「一般投資家に移行可能な特定投資家」（金商法第2条第31項第4号）に対して「（当該）移行の申出ができる旨」を告知することを義務づけるものであり、ご指摘のように「一律に一般投資家（アマ）として取り扱う旨」を告げたとしても、当該義務が果たされたこととはならないものと考えられます。<br>なお、業者の自主的な対応として、特定投資家に対して一般投資家と同様の対応を行うことも妨げられませんが、業者が特定投資家の意思に反して一律にそうした対応を行うことは、法適用の柔軟化を図る特定投資家制度の趣旨に合致せず許容されないことに留意が必要と考えられます。 |
| 9 | 告知・書面交付等の対象は各金融商品取引業者の顧客であると考えるが、当該顧客と個別に合意がある場合、その指定する者を告知・書面交付の対象としてよいか。 | 金商法第34条の告知義務や同法第37条の3の契約締結前の書面交付義務は、「顧客」に対し行うこととされています。したがって、顧客の「代理人」に対して当該告知や書面交付がなされる場合を除くほか、基本的に、ご指摘のような「顧客の指定する者」に対し行うことは認められないものと考えられます。 |
| | **（告知義務の対象となる「金融商品取引契約」の定義）** | |
| 10 | 金商法第34条の「金融商品取引契約」には、業者が発行者と締結する社債等の引受契約は含まれないとの理解でよいか。 | 有価証券の発行者を相手方とする「有価証券の引受け」（金商法第2条第8項第6号）を行うことを内容とする契約も、「金融商品取引契約」（金商法第34条）に該当するものと考えられます。 |
| 11 | 発行者として自ら募集・売出しを行った金融債・短期商工債を金商法第2条第8項第17号に該当する振替決済口座管理業務で受け入れる場合のように、有価証券関連業に付随しない形で有価証券等管理業務を行う場合でも、金商法第34条の告知義務が適用されるのか。 | ご指摘のような「金商法第2条第8項第17号に掲げる行為」を行うことを内容とする契約も「金融商品取引契約」（金商法第34条）に該当すると考えられることから、そうした行為を行うことを内容とする契約の申込みを受けた場合は、当該行為が有価証券関連業に付随するかどうかにかかわらず、金商法第34条の告知義務の対象となり得るものと考えられます。 |
| 12 | 単に金商法第2条第8項第17号に掲げる行為を行う業務（口座管理業務）のみを行い、当該業務の対象となる有価証券の販売等を行わない場合、振替決済口座を開設した顧客について特定投資家管理（いわゆるプロ・アマ管理）を行う必要があるか。 | ご指摘のような「金商法第2条第8項第17号に掲げる行為」を行うことを内容とする契約も「金融商品取引契約」（金商法第34条）に該当すると考えられることから、そうした行為を行うことを内容とする契約の申込みを受けた場合は金商法第34条の告知義務の対象となり得るなど、特定投資家制度の対象となるものと考えられます。 |
| 13 | 社債等振替法に基づく振替業務の場合（売買は他証券会社等で行い、振替業務のみを当行で行う場合）であってもプロ・アマ判定は必要か。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼告知の時期・頻度** | |
| 14 | 改正法附則第57条に基づいて施行前に顧客に対して金商法第34条の告知を行った場合、当該告知時期から当該特定投資家から金融商品取引契約の申込みを受けた時期に係る規定はないが、経過期間に関する目途を示してほしい。 | 改正法附則第57条は、施行後最初に金融商品取引契約の申込みを顧客から受けるまでの期間について、具体的に制限しておりません。<br>ただし、施行後相当な期間が経過してから顧客から最初に契約の申込みを受けた場合には、改めて告知することが望ましい場合もあり得るものと考えられます。 |
| 15 | 「特定投資家への告知」は、「申込みを受けた場合で、契約を締結するまで」に行うことになっているが、市場性のある商品においては、申込みと契約締結は通常同時に行われるため、当該告知は、契約締結の勧誘時で問題ないか。 | 金商法第34条の告知は、金融商品取引契約の申込みに係る販売・勧誘に際して行うことも可能と考えられます。 |
| 16 | 特定投資家制度について、アマになることができるプロに対する「アマになることができる旨の告知」は、どのくらいの頻度で行えばよいか。例えば、既存の顧客に対しては、アマになることができる旨を書面により告知し(郵送し)、その後は、既存の顧客からの問い合わせに回答するという対応でよいか。また、新規顧客に対しては口座開設時に告知し、その後は、同様に問い合わせがあった場合に回答するという対応でよいか。 | 「一般投資家に移行できる特定投資家」に対する告知は、「契約の種類」ごとに、契約申込みを受けてから最初に契約を締結するまでの間に行うべきものとされており(金商法第34条)、金商法の施行日後に当該告知をした上で当該「契約の種類」に属する契約を締結した実績のある顧客に対して、当該顧客が当該告知を受けて「一般投資家への移行」の申出を行ったかどうかにかかわらず、繰り返し告知することまでは必要ないと考えられます。<br>また、告知の方法については特段の定めはなく、ご指摘のような方法も含まれ得ると考えられますが、「(当該顧客が)一般投資家への移行の申出ができる旨」を的確に理解できるような方法により行うことが必要であると考えられます。 |
| 17 | 特定投資家制度について、金商法第34条に基づき告知はしたが、顧客が「一般投資家への移行」の申出を行わなかった場合、この告知の有効期限はどうなるのか。再告知は必要なのか。 | 金商法第34条の告知については、告知の有効期限は定められておらず、また再告知義務は規定されていません。ただし、適合性原則(金商法第40条第1号)を踏まえ、当初の告知から相当期間経過した後には改めて告知することが望ましい場合もあり得るものと考えられます。 |
| 18 | 特定投資家への事前告知に有効期間はあるのか。 | |
| | **▼告知の対象となる「契約の種類」** | |
| 19 | 「特定投資家への告知義務」について、あらかじめ、過去の取引経験等を問わず、すべての「契約の種類」について告知することにより、法令上の義務を満たすと考えてよいか。また、現在行っていない業務についても、あらかじめ告知することはできるか。 | 「一般投資家に移行できる特定投資家」に対する告知は、「契約の種類」ごとに、契約申込みを受けてから最初に契約を締結するまでの間に行うべきものとされています(金商法第34条)。<br>したがって、(現に行っていない業務も含め)すべての「契約の種類」について同時に告知を行ったとしても、その後に、過去に契約を締結したことがない「契約の種類」に属する契約の申込みを受けた場合には、当該契約を締結するまでの間に、告知を行うことが必要になると考えられます。 |
| 20 | 特定投資家制度について、金商法第34条に基づく告知は、実務的には、過去の取引経験を問わず、すべての「契約の種類」について行ってもよいか。 | |
| | **▼告知の方法** | |
| 21 | 特定投資家制度について、金商法第34条に基づく告知は、口頭や電子メールでもよいか。また、ホームページへの掲載は、告知にはならないということか。 | 「一般投資家に移行できる特定投資家」に対する告知(金商法第34条)の方法については特段の定めはないことから、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるものであれば、口頭によることや書面・電子メール等を用いる方法も認められるものと考えられます。 |
| 22 | 金商法第34条の告知の方法は、書面に限らず、口頭あるいはホームページ等に明示する方 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 法でもよいとの理解でよいか。 | なお、当該告知は「(一般投資家に移行できる)特定投資家に対して」行うべきものであり、ホームページに所要の情報を掲載する方法や店頭に掲示する方法では認められないものと考えられます。 |
| 23 | 特定投資家に対する金商法第34条の2第1項の規定による申出ができる旨の告知は、店頭への掲示、ホームページへの掲載、又は契約書の冒頭への記載などの方法でよいか。 | |
| 24 | 特定投資家へ移行できる旨の告知を「情報通信の技術を利用して提供する方法」は規定されていないという理解でよいか。もしそうであれば、そのような方法も認めてほしい。 | |
| 25 | 金融商品取引業者等が、特定投資家に対し告知する際に交付する書面については、新たに作成することとなる書類であるが、記載すべき事項が記載されていれば、様式は問わないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、「一般投資家に移行できる特定投資家」に対する告知(金商法第34条)の方法については特段の定めはなく、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるものであれば、必ずしも、書面により行うことが求められているものではないと考えられます。 |
| 26 | 金商法第34条の告知を郵便等の送付により行う場合、同条の告知をしたといえるためにはどのような方法によることが必要か、具体的に示してほしい(例えば郵便物が不着になっていないことの確認等を想定しているのか)。 | 「一般投資家に移行できる特定投資家」に対する告知の方法については特段の定めはなく、ご指摘の郵便等の送付による方法も可能であると考えられますが、その際には、当該郵便等が顧客に確実に到達していることはもちろん、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われることが必要であると考えられます。 |
| | **▼契約の種類** | |
| 27 | 特定投資家制度において、「契約の種類ごとに」とは、例えば「匿名組合出資」のような括りとの理解でよいか。 | 金商法の特定投資家制度における「契約の種類」(同法第34条)は、金商業等府令第53条第1号～第4号に掲げられているとおり、4種類とされています。ご指摘の「匿名組合出資」は、「有価証券についての」ものとして、同条第1号に該当するものと考えられます。 |
| 28 | 有価証券デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約については、金商業等府令案第56条第1号、第2号のいずれに該当することとなるのか。 | 有価証券関連デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約は、金商業等府令第53条第2号の契約に該当するものと考えられます。 |
| 29 | プロであるかどうかは投資家・発行者の各立場により同じ顧客でも相違すると考えられるため、金商業等府令案第56条における「有価証券についての法第2条第8項第1号から10号までに掲げる行為」は、「法第2条第1号から第5号まで及び第10号」と「法第2条第6号から第9号までに掲げる行為」の2種類に契約の種類を分けてほしい。なお、「法第2条第6号から第9号までに掲げる行為」については、契約締結前交付書面の交付は不要と考える。 | 「契約の種類」(金商法第34条)については、金商業等府令第53条第1号～第4号に掲げる4種類としておりますが、ご指摘のようにこれを更に細分化するとすれば、制度が複雑化して実務にも負担となりかねないことから、適当でないと考えられます。<br>なお、有価証券の発行者を相手方とする「有価証券の引受け」を行うことを内容とする契約や、有価証券の発行者のために「有価証券の募集(私募)・売出しの取扱い」を行うことを内容とする契約も、「金融商品取引契約」(同法第34条)に該当するものであり、顧客保護の観点から、当該契約を締結する前に業者による説明が尽くされることが重要であることから、これらを「契約締結前の書面交付義務」の対象から一律に除外することは適当でないと考えられます。 |
| 30 | 「契約の種類」について、一般的な有価証券消費貸借取引に関する契約は、金商業等府令案第56条第1号の「有価証券の売買等を行う契約」に該当するとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、単に有価証券の消費貸借取引を行うことを内容とする契約は、基本的に「金融商品取引契約」に該当せず(金商法第35条第1 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 項第1号参照)、金商業等府令第53条第1号の契約にも該当しないものと考えられます。 |
| 31 | 「契約の種類」について、特約付有価証券消費貸借取引に関する契約は、当該取引の特性にデリバティブ取引の経済効果が内包されていても、金商業等府令案第56条第2号の「デリバティブ取引についての契約」ではなく、同条第1号の「有価証券の売買等を行う契約」に該当するとの理解でよいか。 | ご指摘の「特約付有価証券消費貸借取引」の内容にもよりますが、有価証券の消費貸借取引を行うことを内容とする契約自体は、基本的に「金融商品取引契約」に該当せず(金商法第35条第1項第1号参照)、金商業等府令第53条第1号の契約にも該当しないものと考えられます。<br>一方、ご指摘のような取引がデリバティブ取引としての性格を内包する場合には、デリバティブ取引関係の規制が適用される可能性があると考えられますが、この場合には、当該契約は金商業等府令第53条第2号の契約に該当する可能性があります。<br>いずれにせよ、個別の取引が「金融商品取引行為」に該当するか、また、該当する場合において、当該取引を行うことを内容とする「金融商品取引契約」がどの「契約の種類」に該当するかは、当該取引の実質的内容に応じて個別事例ごとに判断されるべきものと考えられます。 |
| 32 | 「契約の種類」について、他社株転換可能債の商品特性にはデリバティブ取引の経済効果が内包されているが、その売買等を行う契約は金商業等府令案第56条第1号の「有価証券の売買等を行う契約」に該当するとの理解でよいか。 | ご指摘の「他社株転換可能債」(いわゆるEB債)の取引を行うことを内容とする契約は、基本的に金商業等府令第53条第1号の契約に該当するものと考えられます。 |
| **No.** | **●特定投資家が一般投資家とみなされる場合〔第34条の2〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 移行の申出を受けた特定投資家等の期限日の管理等、顧客属性区分の管理に関するシステム対応が法施行日までに間に合わない可能性があるため、経過措置を設けてほしい。 | 金商法の「特定投資家制度」により規制の柔軟化を図る趣旨は、利用者保護を前提としつつリスクキャピタル供給の円滑化も両立させることにあり、特定投資家の保護は行政規制ではなく市場規律にゆだねることにより、過剰規制による取引コストを削減し、取引の円滑化が進むことが期待されます。<br>こうした趣旨を早期に実現する観点から、その施行をいたずらに遅れさせる経過措置を設けることは、必ずしも適当でないと考えられます。なお、特定投資家制度については、実務負担にも配慮し、所要の規定の修正や経過措置の整備等を行っているところです。 |
| | **(施行日前の移行手続)** | |
| 2 | 改正法附則第33条にて、施行日前に行う金商法第34条に係る告知は、施行時にて行ったものとみなすとの経過措置が設けられているが、施行前に特定投資家から自己を特定投資家以外の顧客として取扱う旨の申出、若しくは特定投資家以外の顧客から自己を特定投資家として取扱う旨の申出があった場合、施行日において、その受諾をすることは認められるのか。また、当該受諾の承諾日については施行日とすることでよいか。 | ご意見を踏まえ、金商法の施行日前においても、金商法第34条の2第1項・第3項の例により顧客が「特定投資家から一般投資家への移行」の申出をし、業者がこれに関する書面の交付をする場合は、施行日において当該移行に係る法定手続が行われたものとみなす旨の経過措置を設けるよう、規定を修正いたします(整備政令附則第22条)。<br>金融商品取引業者等が顧客からの当該申出を承諾すること自体は施行日後に行われる必要がありますが、当該経過措置により施行日において |
| 3 | 改正法附則第33条において、施行日前に金商法第34条に準じて行った告知については施行時 | |

| | | |
|---|---|---|
| | に行ったものとみなす旨の経過措置が設けられているが、当該告知に基づき、顧客から施行日前に「プロからアマ」への移行申請を受諾してもよいか。また、その場合の移行の有効期限はいつまでとなるか（施行日から1年か）。 | 当該申出を承諾することも容易になるものと考えられます。<br>この場合における「移行の有効期限」は、「施行日から1年」ではなく「承諾日から起算して一年」となります（金商法第34条の2第3項）。<br>一方、施行日前に、顧客が「一般投資家から特定投資家への移行の申出」を行うことは、法令上想定されておりませんが、施行日において顧客から当該申出を受けた業者が、所定の手続を経て、同日中に当該申出を承諾することも、制度上は妨げられないものと考えられます。ただし、当該承諾については、慎重な手続が法定されているほか、適合性原則（金商法第40条第1号）が適用されることに留意が必要と考えられます。 |
| 4 | 改正法附則第57条で、特定投資家への告知は、施行日以前の経過措置として認められているが、それに付随して、告知した後の特定投資家からの申出、金融機関の承諾についても、施行日以前の経過措置としてできるように認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商法の施行日前においても、金商法第34条の2第1項・第3項の例により顧客が「特定投資家から一般投資家への移行」の申出をし、業者がこれに関する書面の交付をする場合は、施行日において当該移行に係る法定手続が行われたものとみなす旨の経過措置を設けるよう、規定を修正いたします（整備政令附則第22条）。<br>なお、業者による「承諾」は、「一般投資家への移行」の効果を生じさせる行為であり、これを施行日以前に行うことを認めれば特定投資家制度を施行日以前に実施することともなりかねないことから適当でないものと考えられますが、施行日前の申出及び書面交付に係る経過措置を整備したことにより、施行日において、当該移行の申出を「承諾」することも容易になるものと考えられます。 |
| | **▼移行の申出** | |
| | **（移行の申出の当事者）** | |
| 5 | 特定投資家と一般投資家との間を移行可能な投資家に分類される法人を特定投資家として取り扱うか一般投資家として取り扱うかについては、法人単位で管理すればよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 6 | 登録金融機関が行う金融商品仲介業務においては、金商法第34条の2第1項による申出は、登録金融機関に対して行われたもののみで判断し、委託金融商品取引業者への申出ではないとの理解でよいか。 | 特定投資家制度は、金融商品取引業者等が「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」（金商法第34条）を締結する場合に適用される制度であり、登録金融機関が金融商品仲介業務を行う場合には適用されないものと考えられます。したがって、金商法第34条の2第1項による申出は、金融商品仲介業務を行う登録金融機関ではなく委託金融商品取引業者に対して行われることになります。 |
| | **（移行の申出の時期）** | |
| 7 | 契約締結前交付書面を交付する行為又はそれにあたっての顧客への説明は、勧誘（取得勧誘・売付け勧誘等・有価証券の私募・私募で発行された既発有価証券の販売の勧誘・金融商品取引契約の締結の勧誘）に該当しないとの解釈でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「契約締結前交付書面」の交付など販売・勧誘がある程度進んでいる段階であっても、顧客が一般投資家・特定投資家間の移行の申出を行うことや、金融商品取引業者等が当該申出を承諾することは、可能と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金商法第34条の2第2項によると、顧客（特定投資家）からの投資家区分の申出を金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行う前に業者は承諾しなければならない。しかし、顧客は金融商品の商品性について契約締結前交付書面を受領して内容を理解してから金商法第34条の2第1項の申出を業者に対して行うことが考えられる。<br>したがって、業者が契約締結前に商品性やリスクの説明・契約締結前交付書面の交付を行った後、顧客から投資家区分の申出（取引意思の表明）があり、業者がこれを承諾した時点からが勧誘との理解でよいか。 | 金商法第34条の2第2項の規定は、顧客が「特定投資家から一般投資家への移行」の申出を行った場合には、当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結前の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならないとする趣旨と考えられます。<br>なお、ご指摘の「契約締結前交付書面を交付する行為又はそれに当たっての顧客への説明」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきではありますが、基本的には「金融商品取引契約の締結の勧誘」に該当し得るものと考えられます。 |
| | **（移行の申出の単位）** | |
| 8 | 顧客が一の金融商品取引業者に複数の口座（普通の口座及びラップ口座等）を開設している場合は、口座によって当該顧客の取扱いが異なること（特定投資家から一般投資家への移行については、移行の申出を受け付けた口座のみで行うこと）を認めてほしい。 | 顧客が一の業者に複数の口座を開設している場合において、口座ごとに取扱いを違えることは、法令上想定されていないものと考えられます。<br>ただし、例えば、いわゆるラップ口座に係る「契約の種類」は、一般の口座に係る「契約の種類」とは異なる場合も想定されることから、そのような場合には、顧客の申出により口座間で異なる取扱いを行うことも可能であると考えられます（金商業等府令第53条参照）。 |
| 9 | 特定投資家制度では、「プロからアマ」「アマからプロ」のいずれの移行手続についても「契約の種類」ごとに行うものとされているが、包括的な申出を認めてほしい。特に「プロからアマ」の移行については、投資家も包括的な取扱いを望むと考えられ、また、業者としても業務負担が減るというメリットがある。 | 特定投資家・一般投資家間の移行の申出は、「契約の種類」ごとに行うこととされていますが（金商法第34条の2第1項、第34条の3第1項、第34条の4第1項）、投資家が、すべての「契約の種類」について一括して移行の申出を行うことは、妨げられないと考えられます。 |
| 10 | 特定投資家制度において、「プロからアマ」の移行は包括的ではなく「契約の種類」ごとに行うことが法令上の義務と考えるが、「アマからプロ」の移行において、包括的な承諾しか認めない（包括的な申出しか受け付けない）ことは、法令上、許容されていると考えてよいか。 | 貴見のとおり、「特定投資家から一般投資家への移行」は包括的ではなく「契約の種類」ごとに行われるべきものですが、当該申出を受けた業者は、原則として当該申出を承諾しなければならないこととされており（金商法第34条の2第2項）、「包括的な」申出ではなく個々の「契約の種類」ごとに申出を受けた場合であっても、この承諾義務の対象となるものと考えられます。<br>一方、「一般投資家から特定投資家への移行」の申出を受けた業者は、当該申出に係る「契約の種類」について申出者を特定投資家として取り扱うことの適否を適合性の原則（同法第40条第1号）等に照らして判断する必要があることから、当該申出を承諾する義務はありません（同法第34条の3第2項・第34条の4第4項）。ただし、「特定投資家への移行の申出」を行う者の属性にかかわらず、当該申出者の意思に反して、「包括的な」申出以外の申出を一律に承諾しないような対応を行うことは、金商法の特定投資家制度の趣旨に合致せず許容されない点に留意が必要と考えられます。 |
| 11 | 「契約の種類」の1つとして有価証券取引の契 | 金商法上、一般投資家・特定投資家間の移行 |

| | | |
|---|---|---|
| | 約が規定されているが、有価証券の幅は広く、商品によって取扱いを異にしてほしい顧客がいる。例えば、「株式はプロのままがよいが、仕組債やヘッジファンドはアマになりたい」「従来の有価証券はプロのままがよいが、みなし有価証券はアマになりたい」という場合が想定される。このため、有価証券の種類ごとに、「プロからアマ」の移行の申出を受けてもよいか。 | 手続は「契約の種類」ごとに行うこととされており、ご指摘のように、「有価証券の種類ごと」に移行手続を行うことは想定されていません。<br>なお、特定投資家向けの取引については各種行為規制の適用が除外されますが（金商法第45条）、これはあくまでも行政規制上の取扱いを定めるものであり、特定投資家のニーズに応じた自主的な対応として、一定の有価証券に係る取引について当該特定投資家を一般投資家と同様に取り扱うことは、可能と考えられます。 |
| | **▼移行の期限日の特例** | |
| 12 | 金商業等府令案第57条、第61条、第66条で定める内容は具体的にどのようなケースを想定しているのか。 | 「特定投資家から一般投資家への移行」（金商法第34条の2）や「一般投資家から特定投資家への移行」（同法第34条の3、第34条の4）については、移行の有効期間は原則として1年とされています。<br>一方、金融商品取引業者等における効率的な顧客管理の観点から、顧客ごとに異なる「期限日」ではなく統一的な「期限日」を設定するという実務上のニーズがあることを勘案し、ご指摘の規定（金商業等府令第54条、第58条、第63条）により、当該金融商品取引業者等が適切な方法により「一定の日」を公表しているものであれば、個々の顧客の移行の「承諾日」から1年を経過する日前であってもその日を「（統一的な）期限日」として設定することを認めているものです。 |
| 13 | 特定投資家制度について、（1年よりも短い日を期限日とする場合において）業者が一定の日を公表することの意味・必要性、公表の範囲、個人情報保護との関係について説明してほしい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定投資家制度における一般投資家・特定投資家間の移行の「期限日」は、「承諾日から起算して一年を経過する日」とすることを原則としつつ、各業者における効率的な顧客管理の必要性等も勘案し、業者において「一定の日」を定めることを認めているものです（金商業等府令第54条等）。<br>このように、当該例外規定は「統一的な『期限日』」の設定を可能とする趣旨のものであることから、その要件として、金融商品取引業者等が設定する当該期日を広く公表することが適当と考えられます（金商業等府令第54条第1項等）。<br>なお、当該要件はあくまでも「一定の日」を公表するものであり、この内容に個人情報は含まれないものと考えられます。 |
| | **（「期限日」となる「一定の日」）** | |
| 14 | 特定投資家制度における移行の「期限日」の特例を定める金商業等府令案第57条の規定では、同条第2項で「承諾日から起算して一年以内のうち最も遅い日とする」とされているが、この部分は不要ではないか。 | 特定投資家制度における一般投資家・特定投資家間の移行の「期限日」は、「承諾日から起算して一年を経過する日」とすることを原則としつつ、各業者における効率的な顧客管理の必要性等も勘案し、業者において「一定の日」を定めることを認めているものです（金商業等府令第54条等）。<br>業者によっては、「期限日」として複数の「一定の日」を定めることも想定されますが、この場合には、原則的な「期限日」に最も近い日を「期限日」とするために、ご指摘のような規定を整備したものであり、必要な規定であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 15 | 金商業等府令案第57条第1項の「一定の日」として金融商品取引業者等において複数の日を定める(例えば、年の上期と下期で1日ずつ定める)ことも可能との理解でよいか。 | ご指摘のように、金商業等府令第54条第1項等の「一定の日」として、複数の日を定めることも可能と考えられます。その場合は、承諾日から起算して1年以内の日のうち最も遅い日を「期限日」することとされています(同条第2項等)。 |
| 16 | 金融商品取引業者等が定める「一定の日」は年間に複数日定めてよいか。例えば、「毎月○日と□日」というような定めが可能か。 | |
| 17 | 金商業等府令案第57条第1項、第61条第1項及び第66条第1項において規定する「一定の日」は、金融商品取引業者等が複数の日を定めることができるとの理解でよいか。 | |
| 18 | 金商業等府令案第57条第1項第1号、第61条第1項第1号及び第66条第1項第1号の「当該日」とは、複数の日を定めてよいという趣旨かを確認させてほしい。 | |
| 19 | 特定投資家制度について、期限日を1年後の応当日とせず、一定の期限日を設定する場合において、上記の期限日について、顧客属性や承諾日等に応じて、複数の期限日を設定することは可能か。 | 顧客属性や承諾日等に応じて複数の期限日を設定することも可能ですが、その場合においても、「期限日」は「承諾日から起算して1年以内の日のうち最も遅い日」となる(金商業等府令第54条第2項等)点に留意が必要と考えられます。 |
| 20 | 特定投資家制度における移行の「期限日」の特例を定める金商業等府令案第57条第2項について、「承諾日から一年以内の日のうち最も遅い日」が休日又は祝日である場合は、翌営業日を期限日とすることとしてほしい。 | 金商業等府令第54条第1項等の「一定の日」として、ご指摘のように「(当該一定の日が)休日又は祝日の場合は、翌営業日」とすることも、それが適切な方法により公表されている限りにおいては妨げられないものと考えられます。<br>なお、当該「翌営業日」は、承諾日から起算して1年以内の日でなければならない点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **(公表方法)** | |
| 21 | 一般投資家・特定投資家間の移行の期限日について一定の日を定める場合、「営業所又は公衆の見やすい場所への掲示その他適切な方法により公表」するものとされているが、ホームページ等による公表が含まれると考えてよいか。また、顧客に紙ベースで交付することを以って公表することを認めてほしい。 | 特定投資家制度に関する「期限日」の公表方法については、「適切な方法」により行うこととされている(金商業等府令第54条第1項等)ほかは特段の定めはないことから、顧客一般が当該「期限日の定め」を的確に認識できるように行われるものであれば、例えばホームページ等や書面の交付等による「公表」も認められるものと考えられます。 |
| 22 | 特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日、特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日の公表について、「その他の適切な方法」として、例えば、顧客向けの事前説明資料あるいはパンフレットに記載することでもよいか。また、インターネット上の公表でもよいか。 | |
| 23 | 金商業等府令案第57条第1項の「その他適切な方法」はホームページへの掲載を含むとの理解でよいか。 | |
| 24 | 「適切な方法により公表」とあるが、顧客へのレター等も含まれるか、あるいはインターネット上の掲載でもよいのか。 | 顧客一般が当該「期限日の定め」を的確に認識できるように行われるものであれば、「インターネット上の掲示」も認められる一方、例えば既存の「顧客へのレター」のみでは「公表」に該当しないおそれがあるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼一般投資家への移行の申出をした特定投資家への書面交付** | |
| | **（様式）** | |
| 25 | 金融商品取引業者等が、特定投資家に対し、特定投資家以外の顧客として取り扱うことを承諾する際に交付する書面については、新たに作成することとなる書類であるが、記載すべき事項が記載されていれば、様式は問わないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（期限日後に行う行為に関する記載事項）** | |
| 26 | 金商業等府令案第58条第1号「対象契約」とは、「期限日以前に締結した対象契約」との理解でよいか。 | 貴見のとおりであり、ご意見を踏まえ、その旨が明確となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第55条第1号）。 |
| 27 | 金商業等府令案第58条第1号等にある「法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為」というのは、どういったことを想定したものか。 | 例えば、「取引残高報告書」・「商品ファンド運用状況報告書」を交付する場合（金商業等府令第98条第1項第3号・第4号参照）や、「期限日」直前に対象契約の締結が行われる場合において、当該対象契約に係る「契約締結時交付書面」の交付義務（金商法第37条の4）の履行が「期限日」後となるような場合が考えられます（金商業等府令第55条第1号）。 |
| 28 | 「アマ成り」した特定投資家は、期限日後は特定投資家に戻る。しかし、既存の契約が継続している場合、例えば、当該契約に関するアフターフォローを約束した場合について、引き続き当該者を「アマ」とみなしてアフターフォロー等の管理を継続する必要があるとも解釈できるが、そうした義務の対象となるものとして、具体的に、契約後のどのような行為を想定しているのか確認したい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第55条第1号の規定がどのような行為を想定するのかについてのご質問であれば、例えば、「取引残高報告書」・「商品ファンド運用状況報告書」を交付する場合（金商業等府令第98条第1項第3号・第4号参照）や、「期限日」直前に対象契約の締結が行われる場合において、当該対象契約に係る「契約締結時交付書面」の交付義務（金商法第37条の4）の履行が「期限日」後となるような場合が考えられます。 |
| 29 | 金商業等府令案第58条第1号に掲げる記載事項は、投資一任契約のような継続的契約に基づいて行う業務については、特定投資家が一般投資家として取り扱われることの承諾を1年ごとに更新する必要はないという趣旨の内容であるとの理解でよいか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第55条第1号）は、「一般投資家に移行している特定投資家」との間で投資一任契約のような継続的契約を締結した場合は、「期限日」後であっても当該契約の期間中に当該契約に関して行われる行為については、当該投資家を「一般投資家」とみなして、「運用報告書」の交付義務（金商法第42条の7）等の規定が適用されること（金商法第34条の2第5項）を明確化するものと考えられます。<br>なお、「特定投資家に移行している一般投資家」との間で投資一任契約のような継続的契約を締結した場合は、当該契約の期間中であっても「期限日」後に当該契約に関して行われる行為については、当該移行についての「更新申出」をしているものでなければ当該投資家は「特定投資家」とはみなされないこと（金商法施行令第15条の24参照）に、留意が必要と考えられます。 |
| 30 | 金商業等府令案第58条（一般投資家への移行の申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）に「期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨」とあるが、「期限日」直前に取引を行うことにより「期限 | 「特定投資家から一般投資家への移行」をした顧客との間で締結した取引契約については、当該顧客は一般投資家とみなされることとされています（金商法第34条の2第5項第2号参照）。<br>したがって、例えば、当該取引契約に係る契約 |

| | | |
|---|---|---|
| | 日」後に交付する書面(取引報告書等)については、当該顧客を特定投資家として取り扱うことにより交付不要の取扱いとしてよいか。 | 締結時交付書面等の交付のタイミングが「期限日」後となる場合でも、「期限日」以前に取引が行われていることから、当該書面の交付義務が適用されるものと考えられます。 |
| 31 | 金商業等府令案第58条第1号の条文中にある「期限日」について、当該書面は金融商品取引業者等が承諾する以前に交付する書面であるため当該書面を交付する際には、まだ承諾日及び当該承諾日に基づき決定される期限日が確定していないが、当該「承諾日」の記載はどのようにすればよいか。また、金商業等府令案第62条第2項第1号及び第66条第1項第2号にも同様の規定があるが、どのように取り扱えばよいか。 | 「一般投資家への移行の申出をした特定投資家」に交付すべき書面等には「承諾日」(及び「期限日」)を記載することが義務づけられており(金商法第34条の2第3項第1号・第2号等)、当該書面を交付する段階において、「承諾日」(及び「期限日」)が決定されていることが想定されているものと考えられます。<br>ご指摘の事項(金商業等府令第55条第1号等)の記載に当たっても、これを前提に記載することが求められるものと考えられ、仮に具体的な「承諾日」及び「期限日」が確定していない場合は、例えば当該書面を交付する時点において見込まれている「承諾日」及び「期限日」を記載することも可能と考えられます。<br>なお、仮に実際の「承諾日」及び「期限日」が当該書面に記載した「承諾日」及び「期限日」と異なることとなった場合には、金融商品取引業者等は実際の「承諾日」及び「期限日」を当該顧客に対して改めて書面で通知する必要があるものと考えられます。 |
| | **(その他の記載事項)** | |
| 32 | 金商業等府令案第58条第3号に掲げる事項のある書面を交付することにより、金商法第34条の2第6項の告知義務は果たされているとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかでありませんが、ご指摘の規定(金商業等府令第55条第3号)は、「一般投資家とみなされる顧客」に情報提供すべき事項として、「当該顧客を代理して他の業者との間で『期限日』前に締結する契約については、当該他の業者からも一般投資家として取り扱われる旨」を、書面記載事項としているものです。<br>一方、金商法第34条の2第6項は、業者が「一般投資家とみなされる顧客」を代理して他の業者との間で「期限日」前に契約を締結する場合において、当該他の業者を相手方として、「当該顧客が一般投資家とみなされる旨」を告知すべき旨を定めているものです。したがって、顧客に交付する書面への記載をもって、他の業者等への告知義務が果たされることとはならないものと考えられます。 |
| 33 | 「特定投資家から一般投資家への移行」をした顧客については、当該顧客が期限日経過後に自己を特定投資家として取り扱うことを希望する旨の申出がない場合は、「一般投資家への移行」の自動更新(引き続き当該顧客を一般投資家として取り扱うこと)を認めてほしい。<br>例えば、金商業等府令案第58条(一般投資家への移行の申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)として、「申出者は、期限日経過後に対象契約につき自己を特定投資家として取り扱うことを希望する旨を申し出ない場合は、特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨」を追加す | 金商法上、「特定投資家から一般投資家への移行」は、顧客(特定投資家)の申出を受けて、業者が所要の手続を経て当該申出を承認することにより、「期限日」までの間において効力を発することとされており(金商法第34条の2第5項参照)、そうした手続を経ることなく「移行」の効力を「更新」させることはできません。<br>なお、「一般投資家への移行」をした顧客は、期限日以前に、業者に対し、「期限日」後も引き続き自己を「一般投資家」として取り扱うよう申し出ること(更新申出)ができます。また、「一般投資家への移行」をした顧客から「更新申出」を受けていな |

| | | |
|---|---|---|
| | ることが考えられないか。 | い業者は、「期限日」後に最初に当該顧客と取引を行う前に、当該顧客を特定投資家として取り扱うこととなる旨を告知しなければならないこととされています（同条第9項・第10項）。<br>なお、この趣旨を明確にするため、「一般投資家への移行の申出をした特定投資家」に交付する書面の記載事項として、「期限日前に更新申出を行うことができること」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第55条第4号）。 |
| | **▼特定投資家が一般投資家とみなされる場合の効果** | |
| 34 | 特定投資家制度における「プロからアマ」の移行について、一旦は「アマ」に移行した顧客が、期限日前に「プロ」に戻りたいという意向を持つ可能性があるが、顧客から戻りたいという申出があっても法令上は拒否できることを、念のため確認したい。 | 所要の手続を経て「特定投資家から一般投資家への移行」を行った顧客は、「期限日」までは「一般投資家」とみなされることとなります（金商法第34条の2第5項参照）。<br>したがって、貴見のとおりであり、当該顧客の希望があったとしても、「期限日」までの間に行う当該顧客との取引について、当該顧客を「特定投資家」として取り扱うことで各種行為規制が遵守されない場合には、法令違反に該当するおそれがあると考えられます。 |
| 35 | 特定投資家制度について、承諾日後期限日までの間に一般投資家とみなされるようになった特定投資家から「特定投資家の取扱い」に戻してほしいとの再度の申出があった場合、金融商品取引業者はその申出を「一般投資家扱いのキャンセル」として取り扱うか、それとも「一般投資家が特定投資家扱いになるための申出」として取り扱うか。キャンセルであれば、金融商品取引業者は申出の承諾で足りるか。<br>また、その逆のケースで、特定投資家とみなされるようになった一般投資家から「一般投資家の取扱い」に戻してほしいとの再度の申出があった場合、金融商品取引業者はその申出を「特定投資家扱いのキャンセル」として取り扱うか、それとも「特定投資家が一般投資家扱いになるための申出」として取り扱うか。キャンセルであれば金融商品取引業者は申出の承諾で足りるか。 | 所要の手続を経て「特定投資家から一般投資家への移行」を行った顧客は、有効期間中に当該顧客から再度の申出があったとしても、「期限日」までは「一般投資家」とみなされることとなります（金商法第34条の2第5項参照）。したがって、当該顧客の再申出を受けて、「期限日」までの間に行う当該顧客との取引について、当該顧客を「特定投資家」として取り扱うことで各種行為規制が遵守されないこととなれば、法令違反に該当するおそれがあることに、留意が必要と考えられます。<br>同様に、所要の手続を経て「一般投資家から特定投資家への移行」を行った顧客は、有効期間中に当該顧客から再度の申出があったとしても、「期限日」までは「特定投資家」とみなされることとなります（金商法第34条の3第4項参照）。これを前提としつつ、当該顧客の再申出を受けた業者の自主的な対応として、当該「特定投資家への移行」をした投資家に対して、一般投資家と同様の対応を行うこと（例えば、契約締結前交付書面を交付すること等）は、不能であると考えられます。 |
| 36 | 金商業等府令案第2章第1節第5款において特定投資家等に関する事項が規定されているが、当該規定のなかに特定投資家が特定投資家以外の者とみなされる場合及び特定投資家以外の者が特定投資家とみなされる場合において、当該者が期限日までの間に自己を特定投資家以外の者又は特定投資家とみなす申出を撤回したい旨の申出があったときの取扱いが規定されていないが、このようなときの取扱いはいかようにすればよいか。 | |
| | **▼「一般投資家とみなされる特定投資家」を代理して契約を締結する場合** | |
| 37 | 金商法第34条の2第6項における「当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等」となる場合、仲介者から「申出者」が「特定投資家以外の顧客」（アマ）である告知を受けることになるが、仮に当該「申出者」が金融商品取引業 | ご指摘のような告知を受けた「相手方金融商品取引業者等」（金商法第34条の2第6項）は、仮に当該申出者が自身にとって、「特定投資家」である場合であっても、当該申出者を「一般投資家」として取り扱うこととなると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 者等にとって「特定投資家」（プロ）である場合も、当該契約については「申出者」をアマとして扱う必要があるか。 | |
| 38 | 顧客が信託銀行と常代契約を締結して、金融商品取引業者に信託銀行名義で口座を開設して行う取引は、金商法第34条の2第6項及び第8項の「特定対象契約」に該当しないとの理解でよいか。仮に該当する場合、金融商品取引業者が当該顧客の属性を把握し、直接説明義務等を果たすことはなじまないため、当該信託銀行を相手方とする取引に準ずる取扱いを認めてほしい。 | 「常代契約」の意味にもよりますが、信託銀行が「一般投資家とみなされる顧客」を代理して金融商品取引業者等との間で金融商品取引契約を締結する場合には、基本的に、金商法第34条の2第6項・第8項等の規定が適用されるものと考えられます。この場合には、信託銀行から「相手方金融商品取引業者等」に対して「当該顧客が一般投資家とみなされる旨」が告知されることにより（同条第6項）、「相手方金融商品取引業者等」において、当該顧客の属性を把握することが可能となると考えられます。<br>この場合において、信託銀行が顧客を代理して行う金融商品取引行為については、登録金融機関の業務として認められる範囲（金商法第33条の2等参照）に限り行うことができる点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、信託銀行が信託業務の一環として、受託者として金融商品取引業者等との間で各種取引を行う場合は、当該信託銀行に対しては基本的に金商法の規制は及ばず、同法第34条の2第6項・第8項等の規定も適用されないものと考えられます。 |
| | **▼「一般投資家への移行」に係る更新申出** | |
| 39 | 特定投資家制度について、「更新申出」は期限日のどの程度前から受け付けることが可能か。 | 「承諾日」以後であれば、「更新申出」の時期について特段の制約はありません。 |
| 40 | 金商法第34条の2第9項の告知は、①書面交付による告知、②口頭での告知を行い、告知した日時・告知をした相手等の記録を残す、③口頭での告知のみのいずれの方法でもよいか。 | 金商法第34条の2第9項の告知の方法については特段の定めはなく、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるものであれば、口頭によることや書面を用いる方法等も認められるものと考えられます。 |
| 41 | 特定投資家制度について、金融商品取引業者が期限日到来前に、顧客に対して期限の到来と期限日後の更新の意思を確認することをもって、告知を行ったこととみなしてよいか。 | ご指摘の告知義務（金商法第34条の2第9項）は、「特定投資家から一般投資家への移行」をした顧客から当該移行の「期限日」が経過した後に契約の申込みを受けた場合であって、当該顧客が当該移行の「更新申出」を行っていないときに、当該顧客に「特定投資家として取り扱う旨」を告知することを義務づけるものです。<br>「一般投資家へ移行した顧客」に対して、「期限日」前に、「期限日」が到来する旨を伝えるとともに「更新申出」の意思を確認することは妨げられませんが、それにもかかわらず当該顧客が「更新申出」をしていなかった場合において、「期限日」後に契約の申込みを受けたときには、金商法第34条の2第9項の告知を行う必要があると考えられます。 |
| 42 | 金商法第34条の2第1項において申込者は契約の種類ごとに申出可能とある。また、同条第3項及び金商業等府令案第57条において当該申込みに関する期限日が定められているとされている。仮に申込者が当初、一の契約の種類を申込 | ご指摘のように、当初から「一般投資家への移行」を行っている「契約の種類」について、「期限日」前に「更新申出」を受けた場合には、これを「期限日」前に「承諾」することは認められておらず（金商法第34条の2第10項）、「承諾日」や「期 |

| | | |
|---|---|---|
| | み、その後他の契約の種類を申し込んだ場合に、当該他の契約の種類の申込み時に当初の申込みの更新を確認することにより、第34条の2第10項に定める更新方法によらず、当初期限日を待たずに同時の承諾日及び期限日として更新することで問題ないことを確認したい。 | 限日」を更新することはできないと考えられます。<br>なお、ご指摘のような場合において、金商業等府令第54条等の定めるところにより統一的な「期限日」を定めれば、複数の「契約の種類」について移行の「期限日」を揃えることも可能であると考えられます。 |
| 43 | 金商業等府令案第2章第1節第5款において特定投資家等に関する事項が規定されているが、当該規定のなかで更新時の取扱いが明確にされていない部分があるが、当該時にも当然に新たに特定投資家が特定投資家以外の者とみなされる場合及び特定投資家以外の者が特定投資家とみなされる場合と同じく書面の交付義務等が課せられているとの理解でよいか。 | 金商法第34条の2第9項及び第34条の3第7項(第34条の4第4項で準用する場合を含む。)の「更新申出」は、それぞれ、金商法第34条の2、第34条の3及び第34条の4第1項の規定による「申出」に該当します。したがって、貴見のとおり、金融商品取引業者等が当該「更新申出」を承諾するまでの手続は、一般投資家・特定投資家間の通常の移行手続の場合と同様であると考えられます。 |
| **No.** | **●一般投資家(法人)が特定投資家とみなされる場合〔第34条の3〕** | |
| | **▼特定投資家への移行可能な法人の範囲** | |
| 1 | 特定投資家制度について、申出によりプロに移行できるアマとして、「法人(特定投資家を除く)」とあるが、例えば、資本金額の小さいSPVであってもプロに移行できるのか。また、外国籍の一般事業法人は、プロに移行できるのか。 | 法人は、資本金等の多寡にかかわらず、「特定投資家への移行」の申出ができるものと考えられます(金商法第34条の3第1項)。ただし、金融商品取引業者等は、一般投資家である法人から「特定投資家への移行」の申出を受けた場合には、当該申出の諾否に関して、いわゆる「適合性の原則」(金商法第40条第1号)等に照らして判断することが必要となる点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、外国法人については、すべて「一般投資家への移行ができる特定投資家」として位置づけるよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。 |
| 2 | 金商法第34条の3の「法人」には、外国の法人、信託(現実にはトラスティー)、法人格があるのと同様に取り扱われるLP等も含まれることを確認したい。 | 貴見のとおり、「法人」には外国の法人も含まれます(金商法第29条の2第1項第3号参照)。<br>なお、外国法人については、すべて「一般投資家への移行ができる特定投資家」として位置づけるよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。 |
| 3 | 金商法第34条の3第1項に定める「法人」には外国の法人も含まれるとの理解でよいか。 | |
| 4 | 金商法第34条の3の「法人」には、外国の法人が含まれること、更には信託(現実には、トラスティー)、法人格があるのと同様に取り扱われる LP 等も含まれるとの理解でよいか。 | |
| | **▼特定投資家への移行の申出の承諾** | |
| 5 | 特定投資家以外の顧客(法人・個人)から特定投資家として取り扱うように申出があった場合、当該申出を拒絶することが可能か。また、拒絶する場合の理由としてどのようなケースが考えられるか。 | 「特定投資家から一般投資家への移行の申出」については承諾義務が課されている(金商法第34条の2第2項)のに対して、「一般投資家から特定投資家への移行」の申出に承諾義務は設けられていません(同法第34条の3第2項参照)。<br>例えば、知識・経験・財産の状況に照らして「特定投資家」として取り扱うことがふさわしくない顧客から「特定投資家への移行」の申出を受けた場合には、適合性の原則(金商法第40条第1号)により、当該申出を承諾してはならないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼特定投資家への移行の申出をした法人からの書面による同意取得** | |
| | **（様式）** | |
| 6 | 金融商品取引業者等が、特定投資家以外の顧客である法人に対し、特定投資家として取り扱ってほしい旨の申出があった場合に、当該顧客から同意を得る際に交付する書面については、新たに作成することとなる書類であるが、記載すべき事項が記載されていれば、様式は問わないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（記載事項）** | |
| 7 | 金融商品取引業者等が、一般投資家による特定投資家への移行にかかる申出を承諾する場合に、あらかじめ申出者の同意を得るための書面に記載する事項のうち、「承諾日」の具体的な記載方法について、例えば「当該書面により申出者による同意を得た後、当該書面に不備がないことを当該金融商品取引業者等が確認をした日」といった記載をすることに問題はないか（実日付を記載しないことに問題はないか。）。<br>上記のとおり、「『当該書面により申出者による同意を得た後、当該書面に不備がないことを当該金融商品取引業者等が確認をした日』をもって、承諾日とみなす」とした場合、事後に申出者に対して、「承諾通知」のような形式をもって、同意書面に不備なく承諾された旨及びその実日付を改めて通知する必要はあるか。つまりは、「申出者の同意」が「金融商品取引業者等による承諾」よりも時間軸上、過去であるにもかかわらず、「申出者の同意」のための書面に「承諾日」を記載することにより、実務上は矛盾が生じると考える。 | ご指摘のとおり、「申出者の同意」（金商法第34条の3第2項、第34条の4第4項）は「金融商品取引業者等による承諾」よりも時間軸上、過去であることから、同意書における「承諾をする日」は、その後において承諾を予定する日を記載することになると考えられます。<br>なお、顧客から同意書を得た後に金融商品取引業者等が当該顧客の移行を承諾しなかった場合には、移行の効果は生じないこととなります。<br>また、仮に実際の「承諾日」及び「期限日」が当該同意書に記載した「承諾日」及び「期限日」と異なることとなった場合には、金融商品取引業者等は実際の「承諾日」及び「期限日」を当該顧客に対して改めて書面で通知する必要があるものと考えられます。 |
| 8 | 金融商品取引業者等が、一般投資家による特定投資家への移行にかかる申出を承諾する場合に、あらかじめ申出者の同意を得るための書面に「承諾日」を記載するが、当該申出者の書面による同意が不備なく徴求できなかった場合は、当然に承諾は成立し得ないため、同意を得るための書面に「不備なく同意を得られなければ承諾は出来ない」旨記載する運営に問題ないことを確認したい。また、その場合、金融商品取引業者等側に、申出者に対して承諾は不成立となった旨を改めて通知する義務は無いことを確認したい。 | 顧客の申出を不当に拒絶する目的があるといった事情がない限り、ご指摘のような記載を行うことも可能と考えられます。<br>また、法令上、ご指摘のような通知は義務づけられていませんが、実務上は当該申出者に対して当該通知をすることが望ましいものと考えられます。 |
| 9 | 金商業等府令案第62条第1項の記載事項について、適用されない行為規制の具体的内容を記載する必要があるのか、あるいは単に「法第45条各号に掲げる規定」が適用されないと記載すれば足りるのか。 | 文字とおり「法第45条各号に掲げる規定が適用されない」と記載するにとどまらず、その趣旨が申出者に的確に理解されるように記載することが適当と考えられます（金商業等府令第59条第1項）。 |
| 10 | 金商業等府令案第62条第2項（特定投資家への移行の申出をした法人からの同意取得書面の記載事項）について、第1号かっこ書内の「（投資顧問契約及び投資一任契約を除く。）」という記載は、投資顧問契約及び投資一任契約を取扱わない場合には不要であることを確認したい。 | 「特定投資家への移行」に係る「契約の種類」に投資顧問契約又は投資一任契約が含まれない場合には、貴見のとおり、同意取得書面に「投資顧問契約及び投資一任契約を除く。」（金商業等府令第59条第2項第1号）と記載することは不要と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 11 | 金商業等府令案第62条第2項第4号に掲げる事項のある書面を交付することにより、金商法第34条の3第5項の告知義務は果たされているとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかでありませんが、ご指摘の規定（金商業等府令第59条第2項第4号）は、「特定投資家とみなされる顧客」に対して情報提供すべき事項として、「当該顧客を代理して他の業者との間で「期限日」前に締結する契約については、当該他の業者からも特定投資家として取り扱われる旨」を、書面記載事項としているものです。一方、金商法第34条の3第5項は、業者が「特定投資家とみなされる顧客」を代理して他の業者との間で『期限日』前に契約を締結する場合において、当該他の業者（「相手方金融商品取引業者等」）に対して、「当該顧客が特定投資家とみなされる旨」を告知すべき旨を定めているものです。<br>したがって、顧客に交付する書面への記載をもって、他の業者等への告知義務が果たされることとはならないものと考えられます。 |
| | **▼投資顧問契約・投資一任契約に係る「更新申出」の特例** | |
| 12 | 特定投資家に移行した一般投資家が投資顧問契約又は投資一任契約を締結した場合において、当該投資家を特定投資家とみなして投資助言業務又は投資運用業に係る行為規制を適用除外するのは、当該移行に係る期限日までの間に限る旨規定されているが、この規定の対象となる一般投資家を個人に限定するか、（顧客の申出によりいつでも一般投資家に戻ることができることを条件に）契約時に顧客の同意があれば移行の期限日を設けずに契約の有効期間中はずっと特定投資家とみなすことができるなどの柔軟性をもたせてほしい。 | ご指摘の規定（金商法施行令第15条の24）は、「特定投資家に移行している一般投資家」との間で投資顧問契約・投資一任契約のような継続的契約を締結した場合は、当該契約の期間中であっても「期限日」後に当該契約に関して行われる行為については、当該移行についての「更新申出」をしているものでなければ当該投資家は「特定投資家」とはみなされない旨を定めるものです。<br>これは、「特定投資家に移行した顧客」の知識・経験・財産の状況に変化が生じている場合であっても、継続的契約の期間中は当該顧客が「特定投資家」として取り扱われるとすれば、当該顧客の保護に欠けることとなりかねない点を踏まえたものであり、ご指摘のように当該規定を修正することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●一般投資家（個人）が特定投資家とみなされる場合〔第34条の4〕** | |
| | **▼匿名組合の営業者等である個人** | |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の要件）** | |
| 1 | 金商業等府令案第64条に関し、組合運営者が「特定投資家への移行」を行う場合には、組合員を明らかにしたくないというケースが多く、個人の申出を信じるということでよいか。 | 匿名組合の営業者等が特定投資家への移行を行うためには、「特定投資家への移行」を行うことについて他のすべての匿名組合員等の同意を得ていること等が要件とされており（金商業等府令第61条）、業者は当該要件が満たされていることを確認する必要があると考えられます。 |
| 2 | 金商業等府令案第64条に関し、すべての匿名組合員の同意を得ていることをどのような方法で確認すれば足りるか、明示してほしい。例えば、営業者の証明書で代替することは認められるか。また出資の額とはコミットメントを指すと解釈してよいか（履行済み金額とすると業務が煩雑になることが想定されるため）。 | ご指摘の要件（金商業等府令第61条第1項第1号等）の確認の方法については法令に特段の定めはなく、例えば匿名組合員の同意書面の写し等により確認する方法等が考えられますが、単に営業者自身が作成する証明書のみでは、十分に確認ができない場合もあり得ると考えられます。<br>また、「出資の合計額」（同項第2号等）とは、現に出資されている金額をいうものと考えられ、単に |

| | | |
|---|---|---|
| | | コミットメントがなされたのみで出資がされていないものは、基本的に含まれないものと考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案第64条の「出資の合計額」について、未だ出資されていなくとも出資の約束をしている金額を意味するとの理解でよいか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第61条第1項第2号、第2項第1号ロ・第2号ロ）の「出資の合計額」とは、現に出資をされている金額をいうものと考えられ、「未だ出資されていなくとも出資の約束をしている金額」は基本的に含まれないものと考えられます。 |
| 4 | 匿名組合契約は営業者と匿名組合員（出資者）との2者間で締結される。金商業等府令案第64条第1項第2号の要件は、『同一の投資事業に係る』「その締結した匿名組合契約に基づく出資の合計額が3億円未満であること」という意味か。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第61条第1項第2号）。 |
| | **（匿名組合の営業者等である個人が「特定投資家」とみなされる局面）** | |
| 5 | 匿名組合契約を締結した営業者等としての要件を満たして「特定投資家への移行」をする個人は、当該匿名組合契約等の営業又は業務執行の場面に限って「特定投資家」として取り扱われるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 6 | 例えば匿名組合の営業者の場合、あくまでもその者が匿名組合の営業者として行為する場合にのみ、特定投資家として扱われることを選択でき、個人として行為する場合には、別途要件を満たす必要があるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 7 | 営業者が複数の出資対象事業を営んでいる場合には、そのうちのある出資対象事業に係る匿名組合契約すべての匿名組合員の同意があれば、当該事業における営業者としては特定投資家として取り扱うよう申し出ることができるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（外国組合の業務執行組合員等）** | |
| 8 | 「特定投資家への移行可能な個人」として、外国の法令に基づく組合契約等の業務執行組合員等も対象とするべきではないか。 | 外国の法令に基づく組合等の態様は区々であり、仮に、その運営者である個人を一定要件の下で「特定投資家への移行可能な個人」として位置づけるとすれば、当該要件の該当性の確認等が困難となることも考えられます。したがって、実務の円滑化や投資者保護の観点を踏まえれば、ご指摘のような修正を行うことは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| | **▼その他特定投資家への移行可能な個人** | |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「3要件」）** | |
| 9 | 金商業等府令案第65条は、特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の要件を定めた条文であるが、第1号から第3号までに定める要件がすべて充足されている場合を指すのか、いずれかのみ充足されていれば良いのか不明確である。 | 「特定投資家への移行可能な個人」に該当するためには、金商業等府令第62条第1号から第3号までの要件のすべてに該当する必要があります。<br>ご意見を踏まえ、この点が明確になるよう、規定を修正いたします（同条柱書）。 |
| 10 | 金商業等府令案第65条の「特定投資家への移行可能な個人」の要件についての定めは、当該規定に記載する3要件をすべて充足することを必要とすることを、条文の文言上明確にすべきであ | |

| | | |
|---|---|---|
| | る。 | |
| 11 | 「特定投資家に移行可能な個人」（金商法第34条の4第1項第2号）に該当するためには、金商業等府令案第65条各号に掲げる要件のいずれかに該当するだけでは足りず、すべてに該当する必要があることを明確化すべき。 | |
| 12 | 特定投資家に転換できる個人に関する要件については、すべての要件を満たすならば妥当である。3つの要件すべてを満たす旨を明記すべき。 | |
| 13 | 金商業等府令案第65条各号に定める要件は、「and条件」との理解でよいか。 | |
| 14 | 金商業等府令案第65条第1号から第3号までのうち、少なくともいずれか1つに該当していれば、特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人に該当するとの理解でよいか。 | |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「純資産要件」「投資資産要件」の金額水準）** | |
| 15 | 特定投資家に移行することが可能な個人の財産的要件（金商法第34条の4第1項第2号）について、純資産額及び投資性のある金融資産が「3億円以上」と見込まれることとの規定（金商業等府令案第65条第1号及び同条第2号の「3億円以上」との部分）は、純資産額及び投資性のある金融資産がいずれも「10億円以上」と見込まれることと改めるべきである。 | 特定投資家に移行可能な個人の範囲としては、諸外国の類似制度も参考としつつ、投資者保護の観点からこれらよりも慎重な要件として、「①純資産3億円以上、②投資性のある金融資産3億円以上及び③1年以上の取引経験」の3要件（金商業等府令第62条第1号～第3号）のすべてを満たす者を定めることが適当と考えられます。<br>個人投資家から「特定投資家への移行」の申出を受けた業者に対しては、当該移行に係る各種手続や適合性の原則が適用されることから、これらの規定の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| 16 | 個人についてのプロ・アマ区分の財産的要件基準について、「3億円」では低きに失する。せめて「10億円」とすべきである。 | |
| 17 | アマである個人がプロに移行できる要件については厳格にすべきであり、財産的要件は3億円でなく10億円とすべきである。 | |
| 18 | 個人についてプロ・アマを区別する基準は3億円でなく10億円以上とすべきである。 | |
| 19 | 特定投資家に移行することが可能な個人の財産的要件（金商法第34条の4第1項第2号）について、純資産額及び投資性のある金融資産が「3億円以上」と見込まれることとの規定は、「5億円以上」と見込まれることと改めるべきである。 | |
| 20 | 申出により特定投資家に移行可能な個人の要件を緩和し、保有する投資性の強い資産が3億円未満である個人も特定投資家に移行可能としてほしい。また、特定投資家制度は、業者側の負担の大きさに比較して、業者側・投資家側のいずれにとっても得られるメリットは少なく、かえって混乱を招くものではないか。 | 特定投資家に移行可能な個人の範囲としては、諸外国の類似制度も参考としつつ、投資者保護の観点からこれらよりも慎重な要件として、「①純資産3億円以上、②投資性のある金融資産3億円以上及び③1年以上の取引経験」の3要件（金商業等府令第62条第1号～第3号）のすべてを満たす者を定めているものであり、これを緩和することは、個人投資家保護の観点から適当でないと考えられます。<br>なお、金商法の「特定投資家制度」により規制の柔軟化を図る趣旨は、利用者保護を前提としつつリスクキャピタル供給の円滑化も両立させることにあり、特定投資家の保護は行政規制ではなく市場規律に委ねることにより、過剰規制による取引コストを削減し、取引の円滑化が進むことが期待さ |

| | | |
|---|---|---|
| | | れます。 |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「純資産要件」「投資資産要件」に係る資産の範囲）** | |
| 21 | 金商業等府令案第65条第1号でいう「資産」には、保有不動産や未上場会社の持分等、同条第2号にて定義する「資産」以外のものも含むものと解釈しているが、もし同号に規定する「資産」のみを指すのであれば、明確に表現してほしい。例えば、顧客の負債の申告額がゼロであり、弊社に預り資産が3億円以上であれば、これを満たすものとして取り扱うこととしたい。 | 貴見のとおり、金商業等府令第62条第1号の「資産」には、同条第2号イ～トに掲げる資産以外の資産も含まれると考えられます。<br>なお、ご指摘の「未上場会社の持分」については、当該会社が株式会社や合同会社等である場合には、「投資性のある金融資産」（金商業等府令第62条第2号）である「有価証券」（同号イ）に該当するものと考えられます。<br>なお、当該要件への該当性の確認方法については法令に特段の定めはなく、「顧客の負債の申告額がゼロ」「当社における当該顧客からの預り資産額が3億円以上」といった情報を判断材料とすることも考えられますが、これらにとどまらず、当社との取引状況や当該顧客が任意に提供した資料等も活用することにより、全体として「合理的に判断」することが必要となります。 |
| 22 | 「特定投資家への移行」をできる個人の要件について、金商業等府令案第65条第1号でいう「資産」には、保有不動産や未上場会社の持分など同条第2号で定義する「投資性のある金融資産」以外のものも含むものと解釈しているが、それでよいか。 | |
| 23 | 金商業等府令案第64条・第65条の要件充足性の判断につき、銀行がその顧客から特定投資家への移行の申出を受けた場合で、当該銀行が証券仲介業も営み、当該顧客が委託証券会社にて預り資産を有する場合には、当該銀行において、その委託証券会社における預り資産も含めて当該顧客の資産の額を判断してよいか。 | 貴見のとおり、登録金融機関がその顧客の「純資産要件」（金商業等府令第62条第1号）や「投資性のある金融資産要件」（同条第2号）等への該当性を確認する場合には、その委託金融商品取引業者における当該顧客の預り資産額も、判断材料の1つとなるものと考えられます。 |
| 24 | 金商業等府令案第65条第1号に規定する「資産及び負債の合計額」並びに同条第2号に規定する「資産の合計額」は、申出を受けた金融商品取引業者が当該申出者から保管の委託等を受けている有価証券等の資産の額をいうのか、それとも当該業者が保管の委託等を受けている以外の資産も含めた額をいうのか、いずれか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第62条第1号・第2号）における「資産」は、当社が顧客から保管の委託等を受けている有価証券等に限られないものと考えられます。 |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「投資資産要件」に係る算定方法）** | |
| 25 | 「特定投資家への移行」をできる個人の要件について、金商業等府令案第65条第2号ロの権利の資産価値は、原則として市場価格として認識してよいか。なお、負債（顧客にとってマイナスの時価）である場合には、認識しなくて良いと考えるが、それでよいか。 | 基本的には市場価格によるものと考えられますが、市場価格の算定が困難な資産等については、簿価を用いることも可能と考えられます。<br>また、顧客が保有する「投資性のある金融資産」（金商業等府令第62条第2号）として列記されているもののうち時価がマイナスであるものは、同号の「資産」としては認識されないこととなりますが、別途、「純資産3億円以上」の要件（同条第1号）への該当性を確認する際に「負債」として考慮されるべきものと考えられます。 |
| 26 | 金商業等府令案第65条第2号ロの「デリバティブ取引に係る権利」の額はどのような額か。想定元本、時価評価額のいずれか。時価評価額がマイナスの場合はどのような額となるか。 | |
| 27 | 金商業等府令案第65条第2号ロの「デリバティブ取引に係る権利」について、資産として認められる基準を明確化してほしい（担保価値、預託金残高、ポジション等）。 | |
| 28 | 金商業等府令案第65条第2号ロについて、デリバティブ取引に係る権利の資産価値は、原則、その時価によって認識したい。また、デリバティブ取引に係る負債（顧客にとってマイナスの時価）を控除する必要はないと理解する。したがって、当社に預り資産が3億円以上であれば、申出者が他 | 顧客が保有する「投資性のある金融資産」（金商業等府令第62条第2号）として列記されているもののうち時価がマイナスであるものは、同号の「資産」としては認識されないことから、ご意見中の「当社」における「投資性のある金融資産」の預り資産の価値が3億円以上であれば、「他社」にお |

| | | |
|---|---|---|
| | 社においてデリバティブ取引を行っているかどうか、またその時価評価がどうか等を調査せずとも、これを満たすものとして取り扱うこととしたい。 | ける預り資産の状況に関わりなく当該要件は満たされることとなると考えられます。<br>ただし、「特定投資家への移行の申出を行うことができる個人」としては、別途、「純資産3億円以上」の要件（同条第1号）への該当性を確認する必要があり、その際には、「デリバティブ取引に係る負債」や「他社におけるデリバティブ取引の状況等」についても考慮されるべきものと考えられます。 |
| 29 | 金商業等府令案第65条第2号ロの「デリバティブ取引に係る権利」の金額は、金商法施行令案第16条第3号に言う「取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額」を意味するのか。 | 金商業等府令第62条第2号ロの「デリバティブ取引に係る権利」の額は、基本的に当該権利の市場価格を想定しており、ご指摘の額とは必ずしも一致しないものと考えられます（金商法施行令第16条第1項第3号）。 |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「純資産要件」「投資資産要件」の確認方法）** | |
| 30 | 金商法第34条の4は、「特定投資家への移行」が可能な個人について定めているが、業者は、顧客から移行の申出を受けた場合、金商業等府令案で定める要件をどのように確認すればよいか。当該顧客から提示された情報や申告を基に判断するしか方法がなく、独自に調査する義務はないと考えているが、それで問題ないか。 | 金商業等府令第62条第1号・第2号の趣旨は、業者が顧客である個人の資産・負債の状況や資産内容を正確に把握する方法を有していないことを前提とした上で、「3億円以上」との水準が合理的に見込まれることを求めるものと考えられます。<br>当該要件への該当性の確認方法については法令に特段の定めはなく、また、金融商品取引業者等に必ずしも法的に独自に調査する義務を課すものではなく、確認に係る基準を一律に定めることは困難と考えられますが、例えば、自社における当該顧客からの預り資産額、自社との取引状況、当該顧客の自己申告の内容及び当該顧客が任意に提供した資料等を活用することが考えられます。<br>これにより、全体として「合理的に判断」して、純資産及び投資性のある金融資産が3億円以上と見込まれることが必要となります。 |
| 31 | 「特定投資家への移行」をできる個人の要件について、金商業等府令案第65条第1号等に「取引の状況その他の事情から合理的に判断して」とあるが、顧客の申告に基づき判断してもよいか。 | |
| 32 | 特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人について、金商業等府令案第65条第1号、第2号に該当するかどうかの確認は、顧客からの聴取ベース、あるいは申出によるもので問題ないか。 | |
| 33 | 金商業等府令案第65条においては、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して」と文言があるが、どのような場合に「合理的に判断し」たといい得るのか。 | |
| 34 | 金商業等府令案第65条第1号で「取引の状況その他の事情から合理的に判断して」とあるのは、自社における取引を根拠として合理的に判断可能な場合には、顧客に対して別途、資料の提出を求める必要はないとの理解でよいか。 | |
| 35 | 特定投資家に移行可能な個人の要件として、資産額を「取引の状況その他の事情から合理的に判断」する際の基準を具体的に示してほしい。 | |
| 36 | 「特定投資家への移行」をできる個人の要件について、取引の状況その他の事情から「合理的」に判断してとあるが、何をもってすれば「合理的」であるのか。社内で一定の規定を設けた上で、顧客の自己申告及び自社での取引・預り状況を確認することで要件は充足されるとの理解でよいか。 | |
| 37 | 「特定投資家への移行」をできる個人の要件について、どの程度の客観的事実があれば「取引の状況その他の事情から合理的に判断」したといえ | |

| | | |
|---|---|---|
| | るのか。具体的基準を示してほしい。 | |
| 38 | 「選択による特定投資家への移行」が可能な個人に該当することの確認義務（金商法第34条の4第2項）は、どのような方法によれば尽くしたといえるか、ガイドラインに例示等を挙げる等の方法により明らかにしてほしい。また、金商業等府令案第65条第1号及び第2号の「取引の状況その他の事情から合理的に判断して…見込まれること」とは、具体的にどのような場合をいうのか。 | |
| 39 | 特定投資家に移行可能な個人の純資産額が3億円以上になると見込まれること（金商業等府令案第65条）について、どのように確認するのか。顧客の申告でよいのか。 | |
| 40 | 金商法第34条の3及び第34条の4は特定投資家に移行可能な法人及び個人を定めるが、金融機関が顧客から移行の申出を受けた場合、金商業等府令案第64条及び第65条で定める要件について、どのように確認すれば良いのか。「取引の状況」のみから判断し難い場合、当該顧客から提示された情報を基に確認するしか方法がなく、独自に調査する義務はないと考えているが、それで問題ないか。<br>特に、金商業等府令案第65条第1号は、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が3億円以上になると見込まれること」と規定するが、当該金額は顧客が示した額を受け入れることを認めてほしい。 | |
| 41 | 個人の特定投資家への移行に関し、承諾日における純資産3億円以上及び金融資産3億円以上の要件の確認にあたっての「取引の状況その他の事情から合理的に判断して」とは、常に当該個人顧客から確認資料を徴求することまで必要とされてはいないとの理解でよいか。一般的には、当該個人顧客から従前の金融商品取引業者との取引の状況や財産の状況に関する申告書を徴求してそれをもって確認することで足りるか。 | |
| 42 | 「特定投資家への移行」をできる個人の要件のうち、金商業等府令案第65条第1号の「純資産3億円」要件及び同条第2号の「投資性のある金融資産3億円」要件でいう「資産」について、例えば、顧客の負債の申告額がゼロであり、かつ、当社に預り資産が3億円以上であれば、これを満たすこととしてよいか。 | ご指摘の事例において、自社に預り資産3億円以上であれば「投資性のある金融資産」に係る要件（同条第2号）は基本的には満たされるものと考えられますが、純資産に係る要件（同条第1号）が満たされているかどうかを判断するに当たっては、当該顧客に負債がないかを各種情報から合理的に判断する必要があると考えられます。 |
| 43 | 金商業等府令案第65条第2号について、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して」とは、第1号と同様、自社における取引のみを根拠として、それ以上の資料の提出を求めることなく判断してよい場合もあるとの理解でよいか。 | 「合理的に判断して・・・見込まれる」（金商業等府令第62条第1号・第2号）ためには、少なくとも、ご指摘の「自社における取引のみ」を根拠とすることでは足りず、当該顧客から申告や確認を得ることが必要であると考えられますが、場合によっては、更に当該顧客から資料の提供を求めること等が必要になる場合もあり得るものと考えられます。 |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「契約締結後1年経過要件」の解釈）** | |
| 44 | 金商業等府令案第65条第3号に関し、「最初 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第62条第3号 |

| | | |
|---|---|---|
| | に・・・締結した日」の「最初に」は、施行日以降に最初に締結した日を意味するのか。 | の「最初に・・・金融商品取引契約を締結した日」としては、施行日以前に金融商品取引契約に相当する契約を締結した日を含む旨を明確にするよう、規定を修正いたします（金商業等府令附則第10条）。 |
| 45 | 金商業等府令案第65条第3号の規定は、「特定投資家への移行」をできる個人について、「当該金融商品取引業者と契約締結後一年」との要件を規定したものと認識しているが、他の業者との契約から1年の場合も含まれるように誤認される恐れもあるので、「当該」業者との契約であることを明確化した方がよいのではないか。 | 特定投資家と一般投資家の間における移行は、金融商品取引業者等ごとであることとの趣旨から、ご意見を踏まえ、ご指摘の規定（金商業等府令第62条第3号）においては、申出者が「『当該金融商品取引業者等との間で』最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から一年以上経過していること」を要件としている旨を明確にするよう、規定を修正いたします。 |
| 46 | 「金融商品取引契約を締結した日」（金商業等府令案第65条第3号）とは、特定投資家にかかる移行の申出を受けた当該金融商品取引業者等における契約締結を指すのか、又は他の金融商品取引業者等における契約締結も含むのか。 | ご指摘の「他の金融商品取引業者等における契約締結」は含まれていないものと考えられます。 |
| 47 | 金商業等府令案第65条第3号に関し、当該業者等との間で過去に取引がない場合であっても、委託金融商品取引業者あるいは他社と既に取引があればよいか。 | 登録金融機関が金融商品仲介業務を行う場合には、金融商品取引契約の締結の当事者は登録金融機関ではなく、委託金融商品取引業者となりますので、金商業等府令第62条第3号の適用に当たっては、委託金融商品取引業者との取引が考慮されることになると考えられます。 |
| 48 | 金商業等府令案第65条第3号に関し、プロ成り申出時点で取引残高がなくても、1年以内に締結実績があればよいか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第62条第3号）では、過去1年以内の契約締結実績ではなく、「最初に申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること」が要件とされています。<br>特定投資家への移行の申出時点において「取引残高」があることは要件とされていませんが、金商業等府令第62条第1号・第2号において、承諾日における申出者の「純資産」及び「投資性のある金融資産」の額の見込みに関する要件が定められている点に、留意が必要と考えられます。 |
| 49 | 「特定投資家への移行の申出をできる個人」の要件として、「最初の契約を締結してから一年を経過」とあるが、ここでいう「契約」を口座開設と解すれば、口座開設のみ行って取引の無いいわゆる「カラ口座」があることから、「最初の取引」としてはどうか。ただし、取引とは言いにくい金銭・証券の入出金（庫）だけの場合やMRF等だけの取引は除き、逆に取引経験があれば、途中で一旦口座を解約していても移行を可能とする。 | 金商法では、例えば契約締結前の書面交付義務（同法第37条の3）など、金融商品取引業者等が「金融商品取引契約」（同法第34条）の締結又はその勧誘を行おうとする場合を規制対象とする規定が多く定められており、特定投資家制度においても当該契約概念を用いることとしているものです。一方、「取引」との用語は多義的であるため、ご指摘のように規定を修正すれば規制の明確性を欠くこととなるおそれもあることから、必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、「金融商品取引契約」の意義については「金融商品取引行為」（金商法第34条）ごとに解釈されるべきものではありますが、「口座開設」のみで、「契約」に該当するとは限られないものと考えられます。<br>また、ご指摘の金商業等府令第62条第3号の要件においては、特定投資家への移行の申出時点において「取引残高」があることは求められていませんが、同条第1号・第2号において承諾日に |

| | | |
|---|---|---|
| | | おける申出者の「純資産」及び「投資性のある金融資産」の額の見込みに関する要件が定められており、全体として、一定水準以上の知識・経験・財産を求めるような要件が整備されているものと考えられます。 |
| 50 | 「金融商品取引契約を締結した日」（金商業等府令案第65条第3号）について、例えば、投資信託振替制度によって投資信託受益権の口座振替（販売会社間の残高振替）が行われた場合の契約締結日とは、①振替元の金融商品取引業者等から振替先の金融商品取引業者等に受益権の移管が行われた日（振替元に対して振替依頼が行われた日、又は振替先の金融商品取引業者等の口座に残高が振替された日）とするのか、②振替元の金融商品取引業者等における契約締結日を振替先の金融商品取引業者等における契約締結日として引き継ぐのか。又は、③そもそも投資信託受益権の口座振替とは口座管理の移管であって振替先の金融商品取引業者等では販売（契約締結）は行っていないとみなすのか。なお、上記②の場合において、実務上、振替先の金融商品取引業者等が振替元の金融商品取引業者等における契約締結日を確認する方法が無いため、顧客の申告に頼らざるを得ないことになるが、問題はないか。また、上記③のように「振替先の金融商品取引業者等では販売（契約締結）は行っていないとみなす」場合であって、例えば累積投資契約により、分配金の再投資により投資信託受益権を取得させるときには、口座振替後初回の累積投資を、当該金融商品取引業者等における最初の契約締結とみなすのか。実務上は、振替先の金融商品取引業者等が口座振替後初回の分配金再投資を管理することは、現実的ではない。 | 特定投資家と一般投資家の間における移行は金融商品取引業者等ごとであるとの趣旨等から、ご指摘のような場合には、投資信託受益証券が「振替先の金融商品取引業者等」に移管された時点（「振替先の金融商品取引業者等」の口座に残高が振り替えられた時点（ご指摘のうち①の時点））において、顧客と「振替先の金融商品取引業者等」との間で「金融商品取引契約」が締結されているものと考えられます。 |
| 51 | 「金融商品取引契約を締結した日」（金商業等府令案第65条第3号）について、例えば相続によって被相続人の投資信託受益権等を相続人が承継した場合、当該相続人と金融商品取引業者等は、当該投資信託受益権等に係る金融商品取引契約をいつの時点で契約したとみなすのか。<br>①被相続人から相続人に当該投資信託受益権等の権利が承継された日（相続発生の日、又は当該金融商品取引業者等において名義変更の手続きが完了した日など）とするのか、②当該金融商品取引業者等における被相続人の契約締結日を引き継ぐこととするのか。又は、③そもそも相続による投資信託受益証券等の承継は相続人が主体的な意思を持って取得したものではなく、当該金融商品取引業者等と当該相続人の間に契約締結の関係はないとみなすのか、何れか。<br>また、上記③のように「相続による投資信託受益権等の承継は、契約締結していないものとみなす」場合であって、例えば累積投資契約により、分配金の再投資により投資信託受益権を取得させるときには、承継後初回の累積投資を、相続人 | 特定投資家と一般投資家の間における移行は顧客ごとであるとの趣旨等から、ご指摘のような場合には、投資信託受益証券が相続人に承継された時点（金融商品取引業者等において名義変更手続が行われた時点（ご指摘のうち①の時点））において、「相続人である顧客」と金融商品取引業者等との間で「金融商品取引契約」が締結されているものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | における最初の契約締結とみなすのか。なお、実務上、相続人による承継後初回の分配金再投資を管理することは、現実的ではない。 | |
| | **（移行の申出を行うことができる個人の「契約締結後1年経過要件」の確認方法）** | |
| 52 | 一般投資家（個人）から特定投資家に移行の申出を行うことができる個人の要件として、「最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から一年を経過していること」（金商業等府令案第65条第3号）とあるが、例えば、①業者等が保有する過去の取引に関するデータによる方法や、②（過去の取引に関するデータが存在しない場合には）聴取ベースによる方法により確認することでよいか。 | ご指摘の要件（金商業等府令第62条第3号）の確認は、基本的に、当該金融商品取引業者等が保有する過去の取引のデータによれば足りるものと考えられます。そうしたデータが存在しない場合において、顧客からの聴取のみによることは必ずしも十分ではなく、過去に取引を行ったことを示す書類が併せて提示されるなど、客観性をもって確認されることが必要と考えられます。 |
| | **▼特定投資家への移行の申出をした個人への書面交付、書面による同意取得** | |
| 53 | 金融商品取引業者等が、特定投資家以外の顧客である個人から特定投資家として取り扱ってほしい旨の申出があった場合に、当該顧客に確認する際に交付する書面については、新たに作成することとなる書類であるが、記載すべき事項が記載されていれば、様式は問わないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 54 | 特定投資家に移行した個人について、期限日までは「原則アマ（特定投資家以外）に戻れない」と書面に明示することは可能か。 | 「特定投資家への移行の申出をした個人」の同意を得る書面において、「期限日以前に・・・当該申出者を特定投資家として取り扱う旨」が法定記載事項とされており（金商法第34条の3第2項第5号、第34条の4第4項）、ご指摘のような事項は、これに相当するものと考えられます。 |
| | **▼一般投資家（個人）が特定投資家とみなされる場合の効果** | |
| 55 | 「特定投資家への移行」ができる個人の要件は、「承諾日」において備えていれば足りるのか。また、「プロ」移行後も3要件の充足が維持されている必要はあるか。「アマからプロ」への移行の期限は1年間と設定されているが、「プロ」への移行を承諾したものの、「期限日」前において、顧客の属性の変化等を総合的に勘案のうえ、「アマ」に戻した方が適切であると判断した場合には、業者の判断により「アマ」に戻すことは可能か。 | 個人顧客から「特定投資家への移行」の申出を受けた業者は、当該個人が「特定投資家への移行の申出を行うことができる個人」の3要件（金商業等府令第62条参照）に該当することを確認する義務がありますが（金商法第34条の4第2項）、当該要件は、移行の「承諾日」における当該個人の「純資産額」や「投資性の強い金融資産額」に関するものとされており、その後の移行の有効期間内における状況の確認を求めるものではないと考えられます。<br>したがって、法定の手続に従って「特定投資家への移行」をした個人は、その後の事情の変化にかかわらず、「期限日」までの間の法令の適用については「特定投資家」とみなされることとなります。<br>一方、金融商品取引業者等は、当該事情の変化を踏まえた自主的な対応として、当該「特定投資家への移行」をした個人に対して一般投資家と同様の対応を行うこと（例えば契約締結前交付書面を交付すること等）は、妨げられないと考えられます。 |
| 56 | 特定投資家への移行の要件を満たした個人が、プロ成り後その要件を満たすことができなくなった場合でも、期限日まではプロとして取り扱って | 法定の手続に従って「特定投資家への移行」（金商法第34条の4）をした個人は、「承諾日」以後の事情の変化にかかわらず、「期限日」までの |

| | | |
|---|---|---|
| | もよいのか。 | 間の法令の適用については「特定投資家」とみなされることとなります。したがって、当該期間中に、当該顧客を「特定投資家」として取り扱うこととしても、特段の問題はないものと考えられます。<br>一方、金融商品取引業者等は、当該事情の変化を踏まえた自主的な対応として、当該「特定投資家への移行」をした個人に対して一般投資家と同様の対応を行う（例えば契約締結前交付書面を交付すること等）ことは、妨げられないと考えられます。 |
| 57 | 特定投資家に移行可能な個人の純資産額が3億円以上になると見込まれること（金商業等府令案第65条）について、途中で純資産額が3億円未満となった場合は、どのように取り扱うのか。 | |
| 58 | 特定投資家への移行をした個人について、承諾日以降に著しく資産の額が下落した場合であっても、形式上は特定投資家の地位を維持できるのか。 | |
| 59 | 特定投資家に移行した個人が、その後、純資産又は金融資産に係る要件を満たさなくなった場合でも、当該承諾に係る期限日までは特定投資家として取り扱ってよいか。 | |
| 60 | 期限日以前にアマに戻る旨を申し出た場合は、特に手続きは不要（プロ移行を「撤回」したのみ）との理解でよいか。 | 法定の手続に従って「特定投資家への移行」（金商法第34条の4）をした個人は、その後の事情の変化にかかわらず、「期限日」までの間の法令の適用については「特定投資家」とみなされることとなります。期限日以前に顧客が申出により「一般投資家」に戻ることは制度上想定されておらず、金融商品取引業者等は、このような顧客の申出に応じる法的義務はありません。<br>ただし、金融商品取引業者等は、こうした場合における自主的な対応として、当該「特定投資家への移行」をした個人に対して一般投資家と同様の対応を行うこと（例えば契約締結前交付書面を交付すること等）は、妨げられないと考えられます。 |
| 61 | 顧客本人が特定投資家への移行基準を満たしている場合において、その代理人も属性等を踏まえ、社内的な特定投資家への移行基準を満たしている場合には、当該代理人を特定投資家として取り扱うことは可能か。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではなく、また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、業者との取引に関して顧客を代理する者がある場合でも、当該業者と取引関係に立つ主体は当該顧客本人であることから、当該顧客本人の属性（特定投資家か一般投資家か）に応じた取扱いがされるべきものと考えられます。 |
| | **▼特定投資家への移行の勧誘** | |
| 62 | 特定投資家へ移行することを選択しなかった一般投資家に対して、随時、「特定投資家として取り扱うように申し出ることができる」旨の説明をしてもよいか。<br>顧客の申出により一定の期限をもって移行が可能とあるが、該当する個人顧客に、申出があれば特定投資家へ移行できることの説明等を銀行よりするのは差し支えないか。 | 「特定投資家に移行可能な一般投資家」に対して「（当該顧客が）特定投資家への移行の申出を行うことができること」等を説明することは妨げられないと考えられますが、そのように「特定投資家への移行」の勧誘を行うことにより当該投資者の保護に欠けることとなるおそれがある場合には、適合性の原則（金商法第40条第1号）に違反することとなる点に、留意が必要と考えられます。 |
| 63 | 特定投資家に限定した商品を販売することに問題があるか。また、特定投資家に移行可能な一般投資家に対して、顧客が特定投資家に移行可能であるという事実を金融商品取引業者等から告げることに問題があるか。 | 金融商品取引業者等が、「特定投資家」向けに限定した金融商品を販売することは、特段妨げられないものと考えられます。<br>また、「特定投資家に移行可能な一般投資家」に対して、「（当該顧客が）特定投資家に移行可能であること」を告げることも妨げられないと考えられますが、そのように「特定投資家への移行」の勧誘を行うことにより投資者の保護に欠けることとなるおそれがある場合には、適合性の原則（金商法第 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 40条第1号）に違反することとなる点に、留意が必要と考えられます。 |
| **No.** | **●第一種金融商品取引業・投資運用業を行う者の業務範囲〔第35条〕** | |
| | **▼「付随・届出・承認業務」に係る金商法の諸規制の適用関係** | |
| 1 | 金商法第35条第1項及び第2項の業務は、それぞれ、行為規制（同法第37条の3等）の対象にならないとの理解でよいか。対象になる場合、同法第2条第22項第7号等の本来業務では「政令」で取引が追加されているのに対し、同法第35条第1項及び第2項において「内閣府令」で追加されているので、両者の規定ぶりに平仄がとれないため確認したい。 | 「付随業務」（金商法第35条第1項）、「届出業務」（同条第2項）及び「承認業務」（同条第4項）は、一般に、金商法の各種行為規制の直接の対象とはならないものと考えられますが、より具体的には、個々の規定の趣旨に照らして判断されるべきものと考えられます。<br>例えば、契約締結前の書面交付義務（同法第37条の3第1項）は「金融商品取引契約を締結しようとするとき」に事前の書面交付を義務づけるものであり、「付随業務」や「届出業務」に係る契約は「金融商品取引契約」の定義（同法第34条）に該当しないことから、これらの業務は当該書面交付義務の対象とならないものと考えられます。また、適合性の原則（同法第40条第1号）は「金融商品取引行為」（同法第34条）に係るものであることから、同様に、「付随業務」や「届出業務」は適合性原則の対象とならないものと考えられます。<br>一方、その他業務に係る禁止行為（同法第44条の2）の規定のように、「金融商品取引業」以外の兼業業務を念頭においた規制も整備されている点に、留意が必要と考えられます。 |
| 2 | 債券貸借取引、株券貸借取引、通貨の売買などの付随業務、届出業務及び承認業務は、金融商品取引業に該当せず、書面交付義務や適合性の原則などの行為規制の適用を受けないとの理解でよいか。 | |
| 3 | 届出業務に関して、金商法第44条の2に規定するその他業務に関する規制以外の禁止規定はないものとの理解でよいか。 | ご指摘の「その他業務に係る禁止行為」（金商法第44条の2）は、いわゆる「届出業務」（同法第35条第2項）も対象とする規定ですが、当該規定以外に「届出業務」に関連する規制が存在しないことを意味するものではありません。 |
| 4 | 金融商品取引業者が、宅地建物取引業、不動産特定共同事業、貸金業等の金融商品取引業以外の業を届出、承認業務として行うことが想定されるが、このような場合に金融商品取引業と届出、承認業務を金融商品取引業者の同一部署、同一役職員が行うことは法令上差し支えないか。 | 法令上、業務の種類ごとに部署・担当者を分けることまでは求められていませんが、弊害防止措置規定（金商法第44条の2）等に抵触しないよう業務を行う必要があると考えられます。 |
| 5 | 現行の投信法施行規則第64条では、営業報告書とは別に、兼業業務に関する業務の取扱い状況について報告を求めている。金商法及び金商業等府令案では投信法施行規則第64条のような報告書の提出は不要であると考えてよいか。 | 金融商品取引業者等が年1回提出すべき「事業報告書」の記載事項のうちには、例えば経理の状況など、兼業業務の状況も踏まえて記載すべき項目があるものと考えられますが、兼業業務の状況自体を定期的に報告すべき義務は課されておりません。 |
| 6 | 付随業務、届出業務、承認業務については、年次の業務報告書の提出が不要であると解釈してよいか。 | 付随業務等については事業報告書中、「経理の状況」など、必要な項目の記載は要しますが、別途報告書を作成する必要はありません。 |
| 7 | 金商法第35条第1項・第2項に定める業は、登録金融機関の業の対象にならないとの理解でよいか。<br>同法第34条以下では登録金融機関を含めた「金融商品取引業者等」とあるのに、同法第35条では第一種と投資運用業に限った「金融商品取引業者」を主語としており、「等」が除かれているため。 | 金商法第35条は、金融商品取引業者の業務範囲を定める規定であり、登録金融機関に対して適用されるものではありません。<br>銀行等に係る業務範囲は、銀行法その他の関係各業法において定められるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼「(付随・届出・承認)業務」への該当性** | |
| 8 | 投資運用業者が、自己勘定において、自らのポートフォリオを改善する目的で、不動産信託受益権その他の有価証券等に投資することは、付随業務、届出業務には特に列挙されてはいないが、業には該当しないと思われ、特別な兼業承認を得ることなくできるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられますが、権利者に対する忠実義務・善管注意義務(金商法第42条)や弊害防止措置規定(同法第44条の2)等に抵触しないように業務を行う必要があると考えられます。 |
| 9 | 投資運用業者が投資運用契約を締結している各々のSPCに対しセイムボート出資を行う場合、セイムボート出資の行為自体は業に該当しないと考えられることより、投資運用業の登録において、当該行為については届出業務・承認業務の手続も必要ないとの理解でよいか。 | セイムボート出資については「業」として行われる場合も多いものと考えられますが、その場合でも、当該業務は、金商法第35条第1項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。 |
| 10 | 集団投資スキームの組成後、投資家に対して、当該集団投資スキームの運用成績が報告されている。当該行為は、投資運用業の付随業務との理解でよいか。投資助言業の場合、当該業務を自由に行うことができるとの理解でよいか。 | 投資運用業を行う金融商品取引業者は、金商法第42条の7の規定に基づく義務として、顧客に対し「運用報告書」を交付すべきこととされています。当該義務が遵守されることを前提として、更に投資家に対して運用成績の報告を行うことについても、投資運用業に当然に付随する行為(金商法第35条第1項柱書)として認められるものと考えられます。 |
| | **▼付随業務** | |
| 11 | 金商業等府令案第71条第18号では、「法第35条第2項第1号から第6号まで又は前各号に掲げる業務に付帯する業務」を届出業務として認めているが、一方で、金商法第35条第1項の付随業務について「付帯する業務」を認める規定がない。バランスを取る観点から、金商法第35条第1項の付随業務に関し、これらの付随業務の付帯業務も含まれていることを明らかにしてほしい。 | 金商法第35条第1項各号に規定する「付随業務」は例示列挙であり、これらの業務を行う上で当然に行うこととなる事務等は、同項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に含まれるものと考えられます。 |
| | **(経営相談)** | |
| 12 | 金商法第35条第1項第12号の一般的な解釈として、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(平成19年3月)Ⅲ－4－2「その他の付随業務」の取扱い(1)」と同様の解釈であるとの理解でよいか。すなわち、「銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。」とされているが、金商法第35条第1項も同様の解釈でよいか確認したい。 | 金融商品取引業者が行う「他の事業者の経営に関する相談に応じる業務」(金商法第35条第1項第12号)の定義に該当する業務については、例えば、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、その本来業務と切り離して行われる場合であっても、「付随業務」に該当するものと考えられます。<br>なお、「M&Aに関する業務」は、「他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと」(同項第11号)に該当し得るものと考えられます。 |
| 13 | 「他の事業者の経営に関する相談に応じる業務」は各社が各様に届け出ているものであるが、現在、各証券会社が届け出ている内容でそのまま業務を継続することができるか。また、現在、各証券会社が届け出ている内容のままで業務が継続できないものがある場合には、届出業務の中の1つに、「他の事業者の経営に関する相談に応じる業務(金商法第34条第1項第12号に掲げるも | 現行の証券会社の届出業務とされている「他の事業者の経営に関する相談に応じる業務」(証券会社府令第25条第12号)の内容は、金融商品取引業者の付随業務とされている「他の事業者の経営に関する相談に応じる業務」(金商法第35条第1項第12号)に該当することから、現行の証券会社は、引き続き、関係する業務を継続できるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | のを除く。）」を規定すべきであると考えられる。 | |
| 14 | ベンチャーキャピタルファンドにおいては、ファンドによる投資実行後、業務執行を行う者が投資先の会社の成長のための支援を行い、また、投資家に対する業務執行の状況の報告を行うのが通常であり、これらは投資家のリスクを回避するため必要な事柄である。<br>この点、政令・内閣府令等での言及がないが、ベンチャーキャピタルファンドにおける投資先企業その他の者への経営の助言、取引先紹介、役員派遣、取締役会その他重要な会議への出席、投資先への融資の紹介、決算書類作成等のファンドの定型的事務の管理、情報又は施設の提供、市場調査、株価算定、研修やビジネスプラン発表会の実施、有価証券届出書等の書類作成の支援などは、「他の事業者の経営に関する相談」（金商法第35条第1項第12号）に含まれるとの理解でよいか。 | ご指摘の業務のうち、「投資先への融資の紹介」については、「届出業務」である「金銭の貸借の媒介」（金商法第35条第2項第3号）に該当し得るものと考えられます。その他の業務については、基本的に、「投資運用業」に当然に付随するものとして「その他の金融商品取引業に付随する業務」（同条第1項柱書）に含まれるか、「他の事業者の経営に関する相談」（同項第12号）に該当するかのいずれかであると考えられますが、更に具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（デリバティブ取引に関連する資産の売買等）** | |
| 15 | 金商法第35条第1項第13号に基づく政令は明記されていないため、通貨以外のものは、現時点ではないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、現時点では、金商法第35条第1項第13号に基づく政令は規定しておりません。 |
| 16 | 投資運用業を行う者は、金商法第35条第1項第13号を根拠として、為替オーバーレイ業務を行うことができるとの理解でよいか。なお、同号に定める「通貨その他デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産として政令で定めるもの」について規定する条項が見当たらないが、金商法施行令案で定めているのか。 | 金商法第35条第1項第13号では、「通貨その他政令で定めるデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産」の売買等を「付随業務」と位置づけることとしています。現時点では、当該政令は規定しておりませんが、その場合でも、「通貨」の売買等については「付随業務」と位置づけられるものと解されます。<br>これにより、例えば、「投資運用業を行う金融商品取引業者」が兼業届出・承認を受けずにいわゆる為替オーバーレイ業務を行うことも可能になるものと考えられます。 |
| 17 | 為替オーバーレイ業務及び通貨別資産の配分に関する助言業務は、投資運用業の付随業務であることを確認したい。 | 金商法第35条第1項第13号の規定により、通貨の売買等は「付随業務」として位置づけられており、いわゆる為替オーバーレイ取引も「付随業務」として行い得るものと考えられます。また、有価証券以外の「金融商品」（同法第2条第24項）の価値等自体について助言を行う業務は、「金融商品取引業（投資助言業務）」の定義に含まれていないところ（同条第8項第11号イ・ロ参照）、当該業務は、金商法第35条第1項柱書の「その他付随業務」と位置づけられるものと考えられます。<br>これにより、ご指摘の「通貨別資産の配分に関する助言業務」も、「付随業務」と位置づけられるものと考えられます。 |
| 18 | 定義府令案第16条において、関係外国運用業者等の委託等を受けて行う有価証券の売買等が規定されているが、金融商品取引業者がこれらの行為を行う場合、外貨建顧客資産のための取引であることが太宗であるから、あわせて外貨決済・通貨エクスポージャーを調節するための受動的な外貨取引を行う必要が想定される。これらの受 | 金商法第35条第1項第13号の規定により、通貨の売買等は「付随業務」として位置づけられています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 動的な外貨取引でデリバティブ取引に該当しないものについても、金融商品取引業者は、有価証券の売買等に付随するものとして当然に行うことができ、金商法第35条第4項の承認を要しないとの理解でよいか。 | |
| | **（金銭債権の売買等）** | |
| 19 | 現行の証券会社府令第25条第3号に規定されている「円建銀行引受手形の売買等に係る業務」について、改正後の根拠条文はどこにあるか。 | ご指摘の業務は、金商法第35条第1項（付随業務）第14号の「金銭債権（有価証券に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理」業務に該当するものと考えられます。 |
| | **（運用財産の「特定資産」への投資運用）** | |
| 20 | 金商法第35条第1項第15号ロで、運用可能な財産を政令で定めることとされているが、対応する政令の条文が見当たらない。 | 現時点では、金商法第35条第1項第15号ロに基づく政令は規定しておりません。 |
| 21 | 金商法第35条第1項第15号ロに規定する「政令で定める資産」に、商品及び商品についてのデリバティブ取引を追加してほしい。仮にこれが認められない場合、金融商品取引業者が、わずかでも、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に加えて、一定の特定資産以外の資産（例えば、商品及び商品についてのデリバティブ取引）に対する投資として運用財産の運用を行う場合には、常に、金商法第35条第2項第6号・第3項の兼業の届出義務が課されることになるとの理解でよいか。 | 運用財産の一部を商品又は商品デリバティブ取引に係る権利に投資運用する業務は、商品ファンド法の適用対象ともなり得るものであり（同法第2条第5項参照）、現時点では、金商法第35条第1項第15号ロ等に基づき「付随業務」として位置づけるほどの「金融商品取引業」との近接性が必ずしも認められるものとは限らないことから、同法第35条第2項第6号の「届出業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| | **（その他投資運用業に付随する各種業務）** | |
| 22 | 投資運用業者には、現行法の投資一任業者、投資信託委託業、投資法人資産運用業に加えて、現行法で規制されていなかった集団投資スキーム財産の自己運用業が含まれることになる。集団投資スキーム財産の自己運用業においては、TOBなどにより投資先の株式を100％取得する、自己の役職員又は第三者を投資先に役員として派遣する、積極的に株主提案権を行使する、委任状の勧誘活動を行うなどの、アグレッシブな活動が現在も行われていると認識している。金商法制の下で、兼業規制の関係で、これらの活動が特に制約されないことを確認したい。<br>理論的には、これらの投資先の価値向上のための活動は、価値を向上させた後に最終的に処分することと運用成績を向上させることを目的としているので、運用業務そのものであるかこれに付随するものとして、届出なくして可能であると考えてよいと思われる。そして、この理屈は集団投資スキーム財産の自己運用以外の投資運用業者にも妥当すると思われる。（ファンドの目論見書、運用ガイドライン、自主規制団体の諸規則に違反しないことを前提とする。）<br>もしも、これらの活動が付随業務でないとされる場合には、届出ベースで可能になるよう、金商業等府令案第71条に所要の修正をしてほしい。 | ご指摘のような業務は、基本的に、「投資運用業」そのもの（例えば「投資先の株式を100％取得する」行為等）であるか、又は「投資運用業」に当然に付随する業務（金商法第35条第1項柱書）に該当するものと考えられます。 |
| 23 | 投資法人の解散後の清算手続における、その | 貴見のとおり、投資法人資産運用業（金商法第 |

| | | |
|---|---|---|
| | 財産の換価処分等に係る資産運用業務を、金商業等府令案第71条に定める届出業務に加えてほしい。又は、本来的な投資運用業又はこれに付随する業務に含まれるのであれば、その旨を明確にパブコメにおいて記載してほしい。また、投資法人の解散後の清算手続における、その財産の換価処分等に係る資産運用業務が本来的な投資運用業又はこれに付随する業務に含まれない場合、当該業務を行う場合には、金商法第2条第8項第12号イではなく、同号ロに掲げる契約を締結した上で、兼業に係る届出又は承認を得る必要があるとの理解でよいか。すなわち、こうした業務を行う者は、改正後の投信法に定める「資産運用会社」(同法第2条第19号)である必要はないとの理解でよいか。 | 2条第8項第12号イ)を行う金融商品取引業者が、その顧客となる投資法人の清算手続において財産の換価処分等を行う業務は、同法第35条第1項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。 |
| 24 | 金商法第2条第8項第12号に定める投資一任契約を締結しているSPCから、運用報告書作成業務等の単にレポーティング業務を受託する場合、同法第35条第4項に定める承認業務には該当せず、付随業務であるとの理解でよいか。 | 当該SPCが金融商品取引業者である場合は、当該業務は金商法第35条第1項第9号の「他の金融商品取引業者等の業務の代理」に該当するものと考えられます。また、これに準ずるものと認められる限りにおいて、同項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。 |
| 25 | 現在投資一任業者の多くが兼業承認を取得している、関係会社の運用する外国籍ファンドに関する、関係会社と顧客との間の連絡の取次等の業務や資料の交付・翻訳等の業務は、金商法第35条第1項第8号の「有価証券に関連する情報の提供又は助言」に該当するのか。仮に該当しない場合、金商業等府令案第71条で届出業務としてほしい。 | ご指摘のような各種事務の受託・代行については、一般に、金商法第35条第1項第8号の「有価証券に関連する情報の提供又は助言」には該当しないと考えられ、むしろ、同項第9号の「他の金融商品取引業者等の業務の代理」に準ずるものと認められる限りにおいて、同項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。<br>なお、ご指摘のような業務として想定されるものの内容は多岐にわたることから、これを一律に「届出業務」と位置づけることは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 26 | 資産金融型証券(例えば、外国投資信託など)について、当該有価証券の募集や私募の取扱い等を行わない金融商品取引業者が資産金融型証券の発行者や運用者から委託を受けて権利者に対する運用報告等を行う業務は、金商法第35条第1項第8号の業務に該当するとの理解でよいか。 | |
| 27 | 現在は、投資一任会社が海外の関連会社の運用する外国投信の国内持込みに関して、需要調査、販売会社との交渉、ストラクチャリングに関する助言、ファンドの目論見書等を翻訳すること、運用報告書を作成代行すること、関係者との調整などについては、投資顧問業法第31条第1項の承認を得れば行い得るものと理解しているが(証券業務に該当するような行為を行わないことが前提)、金商法制の下では、こうした業務が、どのような手順を踏めば可能となるのか明確にしてほしい。<br>例えば、金商法第35条第1項第12号の「他の事業者の経営に関する相談に応じること」及び/又は第8号に定める「有価証券に関する情報の提供又は助言」に該当し、届出も承認も不要であると解釈できると思われるが、そのような理解でよいか(仮に、上記第8号・第12号では含みきれないと | ご指摘の業務のうち、例えば「ストラクチャリングに関する助言」のほか、外国投資信託の国内持込みに関する一般的な助言等は、金商法第35条第1項第12号の「他の事業者の経営に関する相談に応じる業務」に該当する可能性があると考えられます。<br>その他の各種事務の受託・代行については、一般に、同法第35条第1項第8号の「有価証券に関連する情報の提供又は助言」には該当しないと考えられ、むしろ、同項第9号の「他の金融商品取引業者等の業務の代理」に準ずるものと認められる限りにおいて、同項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。<br>なお、ご指摘の「外国投資信託の国内持込み」に関するものとして想定される業務の内容は多岐にわたることから、これを一律に「届出業務」と位 |

| | | |
|---|---|---|
| | 考えられる場合は、届出業務として可能になるように、こうした業務を金商業等府令案第71条に加えてほしい。例えば、届出業務に「関係外国運用業者に係る委託代行業務」を追加するなどの方法が考えられる。)。 | 置づけることは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 28 | 金商法第2条第8項第12号に定める各契約に基づき投資運用業を行う金融商品取引業者(「資産運用会社」)が、その契約の相手方たる権利者のために行う機関運営事務(株主総会、取締役会、役員会及び投資主総会などに係る招集手続、議事録作成、会場設営など。改正後の投信法第117条第4号に係る事務に相当する事務を想定。)については、届出業務として位置づけてほしい。又は、本来的な投資運用業又はこれに付随する業務に含まれるのであれば、その旨を明確にパブコメにおいて記載してほしい。 | ご意見を踏まえ、また、投資法人の機関運営事務の委託を受ける業務は投信法上法定されていること等を勘案し、金融商品取引業者が、投資法人の機関運営事務(改正投信法第117条第4号)やこれに準ずるSPCの機関運営事務の委託を受ける業務について、金融商品取引業者の届出業務として追加するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第68条第18号)。 |
| 29 | 金商法第2条第8項第12号に定める各契約の締結の相手方(「権利者」)は、投資法人その他特別目的会社(SPC)(以下「SPC等」)である場合も想定されるが、そのような「器」としての存在の権利者のために、投資運用業に付随して行う下記の業務は、届出業務として位置づけてほしい。又は、本来的な投資運用業又はこれに付随する業務に含まれるのであれば、その旨を明確にパブコメ又はガイドラインにおいて記載してほしい。<br>① 投資運用業者がSPC等に代わってレンダーに対して行う報告その他の諸手続<br>② 投資運用業者が行う、SPC等の各種申請書類や届出書類(登録事項変更届出書や事業報告書など)、開示書類等(有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書など)、資産運用に関する報告書及び資産運用の運営に係る各種計画策定業務<br>③ 投資運用業者が行う、SPC等に係る総務業務(バックオフィス・サービス)(会計事務所等の会社事務の委託先との連絡業務、SPC等の役員への連絡等の雑務、領収書の作成など)<br>④ 投資法人の資産運用業者が行う、投資証券の上場申請その他の上場に関する事務作業<br>⑤ 投資運用業者が行う、投資主や投資家に対する情報の適時開示その他のIR活動<br>⑥ 投資法人の資産運用会社が行う、投資法人を代理して資産保管業務受託者又は一般事務受託者等に対する通知又は指図等 | ご指摘の各種事務の受託の代行のうち、①、②、④、⑤及び⑥については、貴見のとおり、金商法第2条第8項第12号の業務を行う金融商品取引業者が、その顧客となる投資法人やSPCのためにご質問のような行為を行う業務は、基本的には、金商法第35条第1項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。<br>なお、③については、ご意見を踏まえ、SPC等の機関運営事務を届出業務として追加するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第68条第18号)。 |
| | **(その他「付随業務」への該当性が問題となるもの)** | |
| 30 | 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として運用財産の運用を行うことは、その運用財産の区分に応じて、金商法第35条第1項第15号又は第2項第6号により付随業務又は届出業務となるところ、こうした運用財産の運用に至らない助言を行う業務も、その助言の対象となる資産の区分に応じて、解釈上、金商法第35条第1項第15号又は第2項第6号に含ま | 貴見のとおり、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する「投資助言」は、当該資産に対する「投資運用」に準ずるものとして、「付随業務」(金商法第35条第1項柱書)又は「届出業務」(金商業等府令第68条第23号)として位置づけられるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | れることを明確にしてほしい。<br>　仮にこれが認められない場合、運用財産の運用に至らない助言を行う業務が金商法第35条第4項の承認業務に該当することになると妥当ではないので、運用財産の運用に至らない助言を行う業務を、届出業務として、金商法第35条第2項第7号に基づく内閣府令において指定してほしい。 | |
| | **▼届出業務** | |
| | **（商品デリバティブ取引等、商品現物の取引等）** | |
| 31 | 　金商法第35条第2項第1号において「商品取引所法第2条第16項に規定する商品市場における取引等に係る業務」と規定されているが、海外の商品市場における取引等は含まれていないとの理解でよいか。その場合、金商業等府令案第71条に「海外の商品市場における取引等」を可能とする旨、規定してほしい。 | 　金商法第35条第2項第1号の「商品取引所法第2条第16項に規定する商品市場における取引等に係る業務」には、ご指摘のとおり、海外の商品市場における取引等を行う業務は含まれないものと考えられます。当該業務に係るリスク管理体制を整備する必要性を踏まえれば、これを金融商品取引業者の「届出業務」と位置づけることについては、引き続き、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| 32 | 　金商業等府令案第70条第1項第1号では、「当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。）」とあるが、コモディティのデリバティブ取引に係る現物決済も可能とするため、当該かっこ書部分を削除してほしい。また、この「商品」の定義としては、商品取引所法第2条第4項に規定される商品と解すべきか。その場合、エタノールや液体水素・酸素等の広義のエネルギーも含めてほしい。 | 　ご意見を踏まえ、いわゆる商品デリバティブ取引の現物決済についても「届出業務」として行えるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第67条第1号）。<br>　なお、金商業等府令第67条第1号の「商品」の定義については、基本的に、商品取引所法上の「商品」と同範囲を想定しており、エタノール、液体水素、酸素等の広義のエネルギーを含めるか否かは、商品取引所法の在り方と併せて検討されるべき課題と考えられます。 |
| 33 | 　コモディティの現物取引にかかる業務についても、金融商品取引業者の「届出業務」等として取扱いが可能となるようにしてほしい。 | 　金商法では、「商品取引所法第2条第16項に規定する商品市場における取引等に係る業務」の全般が金融商品取引業者の「届出業務」となるよう規定を整備しており（金商法第35条第2項第1号）、商品取引所が開設する市場（商品市場）における上場商品の売買も「届出業務」の範囲に含まれることとなります。また、ご意見を踏まえ、いわゆる商品デリバティブ取引の現物決済についても「届出業務」として行えるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第67条第1号）。<br>　一方、こうした範囲を超えた商品の現物取引についてまで「届出業務」として位置づけることは、その移転・管理に伴うリスク管理体制を整備する必要性を踏まえれば必ずしも適当でなく、引き続き「承認業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| 34 | 　金商業等府令案第71条に「商品取引所法第2条第4項に規定される商品及びエタノール・液体水素・酸素等の広義のエネルギーの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（商品の預かり保管、貸借を含む。）」を可能とする旨、規定してほしい。 | |
| 35 | 　金商業等府令案第71条に「商品取引所法第2条第4項に規定される商品及びエタノール・液体水素・酸素等の広義のエネルギーの輸送の受託又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 　商品現物の輸送等に関するリスク管理の在り方は、「金融商品取引業」に係るリスク管理とは大きく異なるものであることを踏まえれば、これを「届出業務」と位置づけることは必ずしも適当でなく、引き続き「承認業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| 36 | 　金商業等府令案第71条に「先物取引等の決済に用いられる倉荷証券又はワラント又は預り証等 | 　ご指摘のような「証券」の売買等は、実質的に「金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは |

| | | |
|---|---|---|
| | の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 代理」（金商法第35条第1項第14号）に該当するものとして「付随業務」に該当する可能性があると考えられます。<br>これに該当しない場合には、当該取引により移転することとなる権利の性質により、損失リスクの管理体制等を個別に審査する必要があることから、これを一律に「届出業務」と位置づけることは必ずしも適当でないと考えられます。 |
| 37 | 金商業等府令案第71条に「鉱業権（試掘権、採掘権）や租鉱権に代表される権益等の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 鉱業権・租鉱権等の権利の取引に関するリスク管理の在り方は、「金融商品取引業」に係るリスク管理とは大きく異なるものであることを踏まえれば、これを「届出業務」と位置づけることは必ずしも適当でなく、引き続き「承認業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| 38 | 金商業等府令案第71条に「国内及び国外における電力、天然ガス等の設備保有、大口需要家向け供給、及び業者間市場参入等の業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 電力・ガスの設備保有・供給業務に関するリスク管理の在り方は、「金融商品取引業」に係るリスク管理とは大きく異なるものであることを踏まえれば、これを「届出業務」と位置づけることは必ずしも適当でなく、引き続き「承認業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| | **（金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介）** | |
| 39 | SPCに対するノンリコースローン等のファイナンス付け業務は、金商法第35条第2項第3号に規定される貸金業には該当せず、投資運用業の付随業務に含まれるとの理解でよいか。 | 貸金業として行うものであるかどうかにかかわらず、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務」（金商法第35条第2項第3号）は、金融商品取引業者の「届出業務」に該当することとされています。ご指摘のように、SPCに対するノンリコースローンのアレンジについても、これに該当する可能性があると考えられます。<br>なお、金融商品取引業者が、投資顧問契約又は投資一任契約の相手方に対して金銭の貸付けの媒介を行う場合は、同法第41条の5又は第42条の6の規定に違反する可能性がある点に、留意が必要と考えられます。 |
| 40 | 不動産ファンドにおいて、アセットマネージャーがSPCのためにレンダーを紹介する行為が、貸金業の規制等に関する法律（貸金業法）における貸金業（媒介業務）に該当し、兼業規制の対象となるか。 | ご指摘の行為が「貸金業」に該当するか否かは、貸金業法に照らして判断されるべきものと考えられます。<br>いずれにせよ、貸金業として行うものであるかどうかにかかわらず、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務」（金商法第35条第2項第3号）は、金融商品取引業者の「届出業務」に該当することとされています。ご指摘のように、アセットマネージャーがSPCのためにレンダーを紹介する業務も、これに該当する可能性があると考えられます。<br>なお、金融商品取引業者が、投資顧問契約又は投資一任契約の相手方に対して金銭の貸付けの媒介を行う場合は、同法第41条の5又は第42条の6の規定に違反する可能性があることに、留意が必要と考えられます。 |
| 41 | 特定投資家を相手方とした投資一任契約において顧客口座において借入資金を利用したレバレッジ運用を行う場合、金商法第45条第4号の規定により同法第42条の5及び第42条の6の適用 | 投資運用業を行う金融商品取引業者が金商法第35条第2項第3号に掲げる業務を行う場合には、同法第42条の5・第42条の6の規定の適用の有無にかかわらず、届出が必要になるものと考え |

| | | |
|---|---|---|
| | が除外されるが、同法第35条第2項第3号に規定する業務の届出が必要か。また届出が必要である場合、届出を行えば投資運用業を行う業者がレバレッジ運用を提供することが可能となるか。 | られます（同法第35条第3項）。更に、貸金業法その他の法令の適用の有無についても、留意が必要であると考えられます。 |
| | **（宅地建物取引業、宅地・建物の賃貸）** | |
| 42 | 投資運用業者が行う、マスターリース業務など建物の賃貸に係る業務は、金商法第35条第2項第4号に定める届出業務との理解でよいか。仮に、これに含まれないのであれば、届出業務として金商業等府令案第71条に規定してほしい。 | 宅建業法第2条第1号に規定する「建物」の賃貸については、貴見のとおり、「届出業務」（金商法第35条第2項第4号）に該当すると考えられます。 |
| | **（有価証券・デリバティブ取引に係る資産以外の資産への投資運用）** | |
| 43 | 金商業等府令案第71条では、金商法第35条第2項第6号に定める業務の範囲について、制約をおいた規定は見当たらない。結果として、通貨、不動産、商品等も届出を行うことにより、有価証券、デリバティブ取引以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行うことができるとの理解でよいか。 | 「運用財産」を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する業務は、金商法第35条第1項第15号の「付随業務」に該当するものを除くほか、貴見のとおり、同条第2項第6号の「届出業務」に該当するものと考えられます。<br>ただし、委託者指図型投資信託及び登録投資法人の資産を「宅地及び建物」（金商法施行令第15条の25）に投資運用する業務については、投信法第223条の3第1項の規定により、「特定投資運用行為を行う業務」として「承認業務」と位置づけられることとなる点に、留意が必要と考えられます。 |
| 44 | 投資運用業者が付随業務として行うことができるものとして、金商法第35条第2項第6号は、現物不動産の運用を含むとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「運用財産」（金商法第35条第1項第15号）の運用を行う業務のうち、「宅地及び建物」（金商法施行令第15条の25）に対する投資運用は、届出業務（金商法第35条第2項第6号）に該当すると考えられます。 |
| 45 | 投資運用業者であるAMが、投資運用業とは関係なく、平成12年建設省告示第1828号に係る総合不動産投資顧問業を行っている場合、当該業務は届出業務として金商法第35条第2項第6号又は金商業等府令案第71条第15号のいずれかに該当するとの理解でよいか。 | 金商法第35条第2項第6号は「運用財産」の投資運用に係る業務であり、「投資運用業とは関係なく」行われる業務は該当しないものと考えられますが、ご意見も踏まえ、他人のため有価証券又はデリバティブ取引以外の資産への投資運用を行う業務が「届出業務」と位置づけられるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第68条第19号）。<br>ご指摘の「（投資運用業とは関係なく行う）総合不動産投資顧問業」は、この金商業等府令第68条第19号（不動産等に対する投資運用）のほか、金商法第35条第2項第4号（宅地建物取引業等）や金商業等府令第68条第15号（不動産投資助言）等の業務に該当する可能性があると考えられます。 |
| 46 | 投資運用業者であるAMが、投資運用業とは関係なく、実物不動産を特定資産とする資産流動化法上の特定目的会社に対する特定資産管理処分受託業務を行っている場合、当該業務は届出業務として金商法第35条第2項第6号、金商業等府令案第71条第15号のいずれかに該当するとの理解でよいか。 | 金商法第35条第2項第6号は「運用財産」の投資運用に係る業務であり、「投資運用業とは関係なく」行われる業務は該当しないものと考えられますが、ご意見も踏まえ、他人のため有価証券又はデリバティブ取引以外の資産への投資運用を行う業務が「届出業務」と位置づけられるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第68条第19号）。<br>ご指摘の「（投資運用業とは関係なく行う）特定目的会社に対する特定資産管理処分受託業務」 |

| | | |
|---|---|---|
| | | は、この金商業等府令第68条第19号（不動産等に対する投資運用）のほか、金商法第35条第2項第4号（宅地建物取引業等）や、金商業等府令第68条第14号（不動産管理）・第15号（不動産投資助言）等の業務に該当する可能性があると考えられます。 |
| 47 | 金融商品取引業者（投資運用業を行う者）が商品投資顧問業を兼業する場合、（1）兼業を緩やかに認めてほしい。（2）証券・金融・商品を合体したハイブリッドな運用手法を投資家に提供できるように、事前交付書面、契約時交付書面、契約書及び報告書につき、金商法及び商品ファンド法の要件を満たす限り、証券・金融・商品を一体の取引として運用を行い、それらの取引について同一の書面にて行うことを認めてほしい。 | ご指摘の商品投資顧問業は、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産への投資運用を行うものとして、投資運用業を行う金融商品取引業者の届出業務（金商法第35条第2項第6号、金商業等府令第68条第19号）に該当するものと考えられます。<br>当該業者が金商法の規制に則して作成・交付する書面については、金商法令上の要件を満たしている限りにおいて、これを商品ファンド法その他の法令で作成・交付を義務づけられる書面として兼用することは、妨げられないものと考えられます。 |
| 48 | 金商業等府令案第71条では、貸出参加契約や排出権取引について、第一種業者や投資運用業者が媒介等をすることは可能と読めるが、これらを金商法第35条第2項第6号に基づく届出業務として資産運用業の対象とすることは可能か。 | 「運用財産」を貸出参加契約に係る権利や排出権取引に係る権利に投資運用する業務も、金商法第35条第2項第6号の「届出業務」に該当し得るものと考えられます。 |
| | **（組合契約・匿名組合契約の締結等）** | |
| 49 | いわゆるみなし有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理は「金融商品取引業」と定義されるため、定義の整合性を保つ観点から、「届出業務」にはそれらが該当しないことを明確にする必要があるのではないか。具体的には、金商業等府令案第71条第2号・第3号について、「組合契約（金商法第2条第2項第5号の規定により有価証券とみなされる権利に係る組合契約を除く。）」「匿名組合契約（金商法第2条第2項第5号の規定により有価証券とみなされる権利に係る匿名組合契約を除く。）」のように規定すべきかと思うが、どうか。 | 金融商品取引業者の「届出業務」は、「金融商品取引業及び金商法第35条第1項の規定により行う業務（付随業務）を除くほか」行うことができることが業務として列記されており（金商法第35条第2項参照）、例えばいわゆる集団投資スキーム持分の販売・勧誘業務など「金融商品取引業」に該当する業務が「届出業務」の範囲と重複しないことは、法令上明確であると考えられます。 |
| | **（不動産の管理、不動産投資に関する助言）** | |
| 50 | 金商業等府令案第71条第14号に届出業務として「不動産の管理業務」とあるが、「運用計画に沿った形での修繕、リーシング（賃貸）、バリューアップ、売却」は不動産の管理業務との理解でよいか。 | ご指摘の「不動産の管理業務」（金商業等府令第68条第14号）とは、不動産の価値を維持・向上させるための日常的な管理や改良行為を含むものであり、一般的には、「修繕」や「バリューアップ」も含むものと考えられます。<br>一方、「リーシング（賃貸）」や「売却」は、一般的には「不動産の管理業務」には該当しないものと考えられますが、宅地建物取引業として行う場合（金商法第35条第2項第4号）や運用財産の運用の一環としてこれら取引を行う場合（同項第6号）などは、「届出業務」に含まれ得るものと考えられます。 |
| 51 | 不動産会社であるAMが、投資運用業とは関係なく、建替え又は新規開発の場合に係る開発計画の立案及び工事に係る業務（工事請負契約・設計契約の締結に関する業務、建築基準法関連 | 金商法第35条第2項第6号は、「運用財産の有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産への投資運用」を「届出業務」として位置づけるものであり、投資運用業と関わりなく行う業務 |

| | | |
|---|---|---|
| | 対応業務、建築確認等許認可取得業務、近隣対策及び官庁折衝等の業務）を行っている場合、当該業務は金商法第35条第2項第6号又は金商業等府令案第71条第14号に該当するとの解釈でよいか。該当する条文がない場合は、届出業務となるよう追加措置してほしい。 | は、これに該当しないものと考えられます。<br>また、ご指摘のように不動産の「開発」に係る業務は、一般に、「不動産の管理業務」（金商業等府令第68条第14号）には該当しないものと考えられます。<br>こうした「開発」業務に係るリスク管理の在り方は、「金融商品取引業」に係るリスク管理とは大きく異なるものであることを踏まえれば、これを「届出業務」と位置づけることは必ずしも適当でなく、引き続き「承認業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| 52 | 投資運用業者であるAMが、投資運用業とは関係なく、不動産信託受益権に関して、当該信託受益権の売買以外（すなわち投資運用業に該当しない業務）に係る指図権の委託を受け、受益者であるSPCに代わり当該指図を行う業務は、金商業等府令案第71条第14号に該当するとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、信託財産である不動産について「売買以外の指図」を行う業務を想定しているのであれば、当該指図権の対象が「不動産の管理」に係るものである場合には、貴見のとおり、金商業等府令第68条第14号（不動産管理）の業務に該当するものと考えられます。 |
| 53 | 資産流動化法上の特定目的会社その他の特別目的会社が不動産を取得する場合における投資運用業者の資産運用業務は、金商業等府令案第71条第14号及び第15号に該当するとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「投資運用業を行う金融商品取引業者」が運用財産を不動産に投資運用する業務は、基本的に、「不動産の管理業務」（金商業等府令第68条第14号）や「不動産投資に関する助言」（同条第15号）には該当しないと考えられます。当該業務については、例えば、金商法第35条第2項第6号に掲げる届出業務に該当する可能性があると考えられます。 |
| 54 | 届出業務として「宅地又は建物にかかる投資に関し助言を行う業務」が新たに規定されたが、顧客の資産形成・資産管理に係るアドバイスの一環として不動産に係る投資助言を行うことは、この業務に含まれるか。 | ご意見を踏まえ、不動産全般に係る投資に関し助言を行う業務が「届出業務」の範囲に含まれるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第68条第15号）。 |
| | **（排出権デリバティブ取引、排出権自体の取引）** | |
| 55 | 金商業等府令案第71条第16号の「算定割当量その他これに類似するもの」とは、具体的に何か。京都議定書におけるERUやCER，EU排出権市場のEUA等は含まれるか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第68条第16号）の「算定割当量」との用語は、地球温暖化対策推進法第2条第6項で定義されています。ご指摘のERU（排出削減単位）は同項第3号に、CER（認証排出削減量）は同項第4号に該当するものとして、「算定割当量」に含まれると考えられます。<br>その他にどのようなものが「（算定割当量）に類似するもの」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のEUA（欧州排出権取引制度の排出権）については、これに含まれるものと考えられます。 |
| 56 | 金商業等府令案第71条第16号の「算定割当量その他これに類似するもの」とは何か明らかにしてほしい。少なくとも、どのような点において類似していることが必要か示してほしい。 | |
| 57 | 金融商品取引業者の「届出業務」には、算定割当量の先渡契約も含むとの理解でよいか。 | 「算定割当量の先渡契約」の意味にもよりますが、国連の認証を受けることを条件として算定割当量を譲渡することを内容とする契約も、金商業等府令第68条第16号の「算定割当量の譲渡に関する契約」に含まれ、「届出業務」に当たり得ると考えられます。 |
| 58 | 金商業等府令第71条第16号の「届出業務」には、海外の取引所に上場されているいわゆる排出権先物取引等はカバーされないのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のようないわゆる「排出権先物取引」等を行う業務は、金商業等府令第 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 68条第17号イの取引等を行う業務に該当する可能性があると考えられます。 |
| 59 | 金商業等府令案第71条第17号ロの排出権オプションの対象には、同号イの取引のみならず、第16号に掲げる取引も含まれるべきではないか。 | ご意見を踏まえ、いわゆる「排出権オプション取引」（金商業等府令第68条第17号ロ）の対象として、算定割当量の取得・譲渡に関する契約（同条第16号）に係る取引も追加することとするよう、規定を修正いたします。 |
| | **（その他「届出業務」と位置づけるか否かが問題となるもの）** | |
| 60 | 平成17年12月22日の金融審議会第一部会報告の別紙5の付随業務及び届出業務のイメージ図において、「特定法人等の業務の遂行等業務」というものが届出業務の中に掲げられていたが、これは今回の金商業等府令案では取り込まれなかったという理解でよいか。<br>例えば、関係会社に総務等のバックオフィスのサービスを提供したいという実務的なニーズは高いと思われるが、このような業務は現在の金商業等府令案だと承認業務になってしまうように思われる。関係会社へのサービス業務で金融商品取引業に該当せず、かつ弊害防止の観点から問題がない上記のような業務については、届出業務としてほしい。 | ご指摘の「総務等のバックオフィスのサービス」として想定されるサービスの内容は多岐にわたることから、これを一律に「届出業務」と位置づけることは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、例えば、いわゆる「バックオフィスのサービス」のうちシステム関係の業務であれば、金商業等府令第68条第8号の業務に該当する場合もあり得ると考えられます。 |
| 61 | 金商法第35条第2項第7号に規定する内閣府令で定める届出業務として、「債務保証の媒介」、「商品取引等（現物決済）業務」、「債務保証業務」、「債務履行引受契約に関する業務」が盛り込まれる予定となっていたと思うが、含まれないこととなるのか。 | ご指摘の業務は、金融審議会金融分科会第一部会報告（17年12月22日）において、「業務の自由度を高める観点から、これまで承認業務であったものを届出業務と位置づける」ものとして例示されているものであり、ご指摘を踏まえ、債務保証やその媒介に関する業務等についても「届出業務」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第68条第20号）。<br>また、金商法では、「商品取引所法第2条第16項に規定する商品市場における取引等に係る業務」の全般が金融商品取引業者の「届出業務」となるよう規定を整備しており（第35条第2項第1号）、商品取引所が開設する市場（商品市場）における上場商品の売買も「届出業務」の範囲に含まれることとなります。更に、ご意見を踏まえ、いわゆる商品デリバティブ取引の現物決済についても「届出業務」として行えるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第67条第1号）。一方、こうした範囲を超えた商品の現物取引についてまで「届出業務」として位置づけることは、その移転・管理に伴うリスク管理体制を整備する必要性を踏まえれば必ずしも適当でなく、引き続き「承認業務」と位置づけることが適当と考えられます。 |
| 62 | 銀行には付随業務として認められている「広告に係る業務」「顧客紹介業務」は、いずれも従来は承認業務であるが、金商法ではこれらは届出業務として認められないのか。 | 銀行と金融商品取引業者の業務範囲規制のバランスを勘案して、また、ご意見を踏まえ、「届出業務」の範囲に「顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務」（金商業等府令第68条第21号）や「他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務」（同条第22号）を追加するよう、規定を修正いたします。 |
| 63 | 金商業等府令案第71条に、関係外国運用業者 | ご指摘の「委託代行業務」として想定される業務 |

| | | |
|---|---|---|
| | からの委託代行業務の受託を追加してほしい。 | の内容は多岐にわたることから、これを一律に「届出業務」と位置づけることは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、各種事務の受託・代行については、一般に、金商法第35条第1項第9号の「他の金融商品取引業者等の業務の代理」に準ずるものと認められる限りにおいて、同項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するものと考えられます。 |
| | **▼承認業務** | |
| | **（経過措置）** | |
| 64 | 金融商品取引業者は、既に承認を受けている兼業について新たに認可を取得する必要はなく、登録時に単に承認済みの兼業について明記すれば足りることを確認したい。 | 金商法の施行の際、現に現行の証取法や投信法の規定により兼業の「承認」を受けている者は、施行日において、当該業務について金商法上の兼業の「承認」（同法第35条第4項）を受けたものとみなす旨の経過措置が整備されており（改正法附則第35条、第167条第3項）、新たに承認の申請を行う必要はないと考えられます。 |
| 65 | 金商法第35条第4項の承認業務の対象となるものを施行日において現に行っており、かつ、法又は施行令によって金商法第29条に定める登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者については、施行日から一定期間（兼業承認を取得するに足りる合理的な期間）、同項の規定を猶予してほしい。 | 金商法では、現行の証取法等と比較して業務範囲規制を緩和し、「付随業務」「届出業務」の範囲を拡大しています。また、施行日において「金融商品取引業」の登録を受けたものとみなされる業者が、金商法の施行の際に現に兼業の「承認」を受けている場合には、施行日において、当該業務について金商法上の兼業の「承認」（同法第35条第4項）を受けたものとみなす旨の経過措置が整備されています（改正法附則第35条等）。<br>こうしたことを超えて、更に、金融商品取引業者が兼業の「承認」を受けずに「承認業務」を行えるような経過措置を設けることは、当該経過期間中に当該「承認業務」に係る損失リスク管理が困難となり、投資者保護に支障が生ずるおそれも否定できないことから、適当でないと考えられます。 |
| | **▼不動産証券化実務** | |
| 66① | 不動産信託受益権を主たる投資対象とする匿名組合営業者であるSPCと投資一任契約を締結し、投資運用業を行うAMは、SPCに対し次のような業務を行うことが想定される。また、次の（エ）～（シ）の業務に関して、金融商品取引業者ではない第三者に再委託することも想定される。なお、AMが、投資運用業に該当しない業務に係る指図権の委託をSPCから受け、当該指図を行うこともある。<br>（ア）信託受益権の取得・売却の投資判断<br>（イ）信託受益権の取得・売却に係る媒介<br>（ウ）匿名組合出資による資金調達の媒介・アレンジメント<br>（エ）SPC側に立ったローン調達に関する事務手続きの代行・アレンジメント<br>（オ）匿名組合出資者に対する分配金等の金銭の支払いに係る事務代行<br>（カ）信託受益権の原資産である不動産のテナ | ご指摘の業務は以下のとおり分類されるものと考えられますが、具体的な規制の適用については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものである点に、留意が必要と考えられます。また、（イ）及び（エ）の業務については、金商法第42条の5・第42条の6の禁止規定との関係について、留意が必要と考えられます。（ア）は、「投資運用業」（投資一任契約に係る業務）に該当すると考えられます。（イ）は、第2項有価証券の売買の媒介（同法第2条第8項第2号）を行うものとして、「第二種金融商品取引業」に該当するものと考えられます。（ウ）は、第2項有価証券の募集又は私募の取扱い（同項第9号）として、「第二種金融商品取引業」に該当すると考えられます。（エ）は、同法第35条第2項第3号の「届出業務」に該当するものと考えられます。（オ）は、同条第1項第9号又はこれに準ずるものとして、「付随業務」に該当し得るものと考えられます。（カ・キ）は、金商 |

| | | |
|---|---|---|
| | ントミックス、賃料水準の方針設定及び賃貸借契約締結<br>(キ)信託受益権の原資産である不動産に係る保守管理、軽微な修繕等の運営<br>(ク)信託受益権の原資産である不動産の大規模修繕計画の立案及び工事発注に係る事務代行(工事請負契約・設計契約の締結の事務代行、建築基準法関連対応、建築確認等許認可取得、近隣対策及び官庁折衝等)<br>(ケ)建替え又は新規開発の場合に係る開発計画の立案及び工事(工事請負契約・設計契約の締結に関する助言及び対応、建築基準法関連対応、建築確認等許認可取得、近隣対策及び官庁折衝等)<br>(コ)信託受益権の原資産である不動産の大規模修繕等に関するSPCによる金銭の追加信託にかかる判断及び実施<br>(サ)信託受益権の原資産である不動産の建替え又は新規開発に係るSPCによる金銭の追加信託にかかる判断及び実施<br>(シ)SPC・レンダー・匿名組合出資者に対する各種報告(投資運用業に関わるものを除く。)<br>① 上記(ア)～(シ)の業務において、(ア)信託受益権の取得・売却の投資判断に係る業務は、投資一任契約に基づく投資運用業の業務に含まれ、(イ)及び(ウ)の業務は、顧客であるSPCに対する業務である場合は、投資一任契約に基づく投資運用業ないしはその付随業務に含まれるとの理解でよいか。また、顧客SPCに対し行う(エ)及び(オ)の業務、原資産の運営管理業務(上記(カ)～(ク)、(コ)、(シ))及び開発業務(上記(ケ)、(サ)、(シ))は、投資一任契約に基づく投資運用業又はその付随業務には含まれないとの理解でよいか。 | 業等府令第68条第14号の「届出業務」に該当し得るものと考えられますが、(カ)のうち「賃貸借契約締結」については、金商法第35条第2項第4号の「届出業務」に該当し得るものと考えられます。(ク・ケ)は、不動産の「開発」に関わる業務として、「承認業務」に該当する可能性があると考えられます。(コ・サ)は、実質的に信託受益権の追加取得に係る投資判断を行うものとして、「投資運用業」そのものに該当する可能性があると考えられます。(シ)は、基本的に、同条第1項柱書の「付随業務」に該当し得るものと考えられます。 |
| **66②** | ② 上記(エ)及び(オ)の業務、原資産の運営管理業務並びに開発業務の一部が金商法上の投資運用業務や付随業務となる場合には、どのような基準をもって当該業務となるのか。<br>仮に投資運用業又は付随業務に該当するとされた場合においては、当該業務を第三者に委託する場合の投資運用業又は付随業務の対象範囲は委託先の選定判断までであり、委託先に対してまで金商法の業規制はかからないものとの理解でよいか。こうした理解とは異なる場合は、具体的な規制範囲を示してほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「投資運用業」又は「付随業務」の範囲は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、一律の基準を示すことは困難と考えられます。<br>なお、「投資運用業」については、運用権限の委託については一定の制限が課され(金商法第42条の3第1項・第2項)、委託を受けた者も忠実義務・善管注意義務等の金商法上の行為規制の適用を受けることになります(同条第3項)。 |
| **66③** | ③ 上記(ケ)の開発業務は金商業等府令案第71条第14号に該当するとの解釈でよいか。該当する条文がない場合は、届出業務となるよう追加措置を要望する。 | (ケ)の「開発」業務は、必ずしも、金商業等府令第68条第14号の業務に含まれない面があると考えられます。こうした業務は、損失リスク管理体制について個別に判断する必要があり、これを一律に「届出業務」に追加することは、必ずしも適当でないものと考えられます。 |
| **66④** | ④ 仮に、上記(エ)～(シ)の業務が届出業務に該当する場合において、AMが自らは当該業務を兼業していないためこれを外部に再委託 | 一般論として、金融商品取引業者が「届出業務」に該当する業務を受託し、当該業務を第三者に再委託する場合であっても、当該金融商品取 |

| | | |
|---|---|---|
| | する場合、AMの届出業務として届出が必要か。 | 引業者が当該業務について当初受託者としての責務を負うものである以上は、金商法第35条第3項の届出を行う必要があるものと考えられます。 |
| 66⑤ | ⑤ SPCが上記(カ)～(サ)の業務を直接、AM以外の第三者に委託する場合、当該業務は、当該SPCを顧客とする投資運用業者の付随業務ないし届出業務には該当しないとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業者以外の者が行う業務については、当該金融商品取引業者の「付随業務」や「届出業務」として位置づけられることはないものと考えられます。 |
| | **▼ベンチャーキャピタル事業** | |
| 67 | ベンチャーキャピタル事業においては、下記に列挙するような行為が発生することが想定される。これらのうち、届出又は承認を要するものがあるか。また、これらのうち、付随業務とされる「他の事業者の経営に関する相談に応じること」に該当するものはどれか。<br>① 投資先企業への経営助言<br>② 投資先企業以外への経営助言<br>③ 取引先の紹介(証券会社、信託会社、証券代行会社、弁護士事務所、司法書士、監査法人、証券印刷会社、人材紹介会社、投資先企業、投資候補企業)<br>④ 人材の紹介<br>⑤ 常勤役員の派遣<br>⑥ 非常勤役員の派遣<br>⑦ 従業員の派遣<br>⑧ 取締役会への参加<br>⑨ 取締役会以外の重要会議への参加<br>⑩ M&Aの仲介<br>⑪ ファイナンス関連業務(資金調達業務にかかる支援)<br>⑫ ファンド管理事務の代行<br>⑬ 情報・施設の提供<br>⑭ 市場調査及び産業経済調査<br>⑮ 株価算定<br>⑯ 研修<br>⑰ イベント企画(ビジネスプラン発表会・勉強会・交流会)<br>⑱ 他のGPへの業務運営に係るアドバイス<br>⑲ 書類作成補助・支援(有価証券報告書等) | ご指摘の業務のうち、「届出業務」又は「承認業務」に該当することが直ちに明らかなものは見受けられませんが、実際にこれらの行為をすべて「付随業務」と位置づけることが適当かどうかは、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要になると考えられます。<br>また、これらの業務のうち、例えば①・②・⑱は金商法第35条第1項第12号の「他の事業者の経営に関する相談に応じること」に、⑩は同項第11号の「他の事業者の事業の譲渡・・・に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと」に該当し得ると考えられますが、当該業務及び金商法第35条第1項柱書の「その他付随業務」の双方に該当し得る業務もあることから、明確な切り分けを行うことは困難と考えられます。 |
| | **▼届出書・承認申請書の添付書類等** | |
| 68 | 兼業届出書に添付する「業務の方法」、「業務の損失の危険の管理方法」、「業務を行う部署の名称及び人員配置」(金商業等府令案第72条第1号)としては、具体的にどのような記載を想定しているか。 | ご指摘の兼業届出書の添付書類(金商業等府令第69条第1号)には、金融商品取引業者が当該「届出業務」をどのように行い損失リスクをどのように管理しようとしているかについて、届出者ごとの個別の事情にも応じて的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| 69 | 金商法第35条第5項、金商業等府令案第72条第1号及び第73条第2項第2号に規定されている「損失の危険」とは、監督指針Ⅲ－3－2－1(3)に記載されている市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクのこととの理解でよいか。 | ご指摘の金商法第35条第5項等に規定する「損失の危険」とは、「承認業務」を行うことにより生じ得る損失リスクが幅広く含まれるものと考えられますが、その内容として、例えば、「市場リスク」「信用リスク」「オペレーショナル・リスク」等も含まれ得るものと考えられます。 |
| 70 | 金商業等府令案第72条第2号の「当該業務の | 「届出業務」又は「承認業務」を廃止する際に、 |

| | | |
|---|---|---|
| | 廃止に伴う顧客勘定の処理の方法を記載した書面」とは、具体的にどのようなことを記載すればよいか。 | 当該業務に係る顧客の勘定が残存している場合等において、当該勘定をどのように処理するかという点が的確に記載される必要があると考えられます(金商業等府令第69条第2号)。 |
| 71 | 金商法第35条第4項の承認業務に許容される損失の危険としては、監督指針案Ⅵ－３－２－１②をあわせて読むと、投資運用業者の純資産額が5千万円を下回らないことが目安となると考えてよいか。 | 「第一種金融商品取引業」又は「投資運用業」を行う金融商品取引業者の純財産額が、金商法施行令第15条の9に規定する額(原則5千万円)に満たないこととなった場合には、当該金融商品取引業者は監督上の処分事由に該当することとされています(金商法第29条の4第1項第5号ロ・第52条第1項第3号)。<br>したがって、「承認業務」を行う場合における損失リスクの管理の最低限の留意点として、当該金融商品取引業者の純財産額が当該水準を下回らないことが求められるものと考えられます。 |
| 72 | 金商業等府令案第73条第2項の「当該業務の内容及び方法」、「当該業務に係る損失の危険の管理方法に関する次に掲げる事項」、「当該業務を所掌する組織及び人員配置」、「当該業務の運営に関する社内規則」の記載は、どのようなものを想定しているのか。 | ご指摘の承認申請書の添付書類(金商業等府令第70条第2項)としては、金融商品取引業者が当該「承認業務」をどのように行い損失リスクをどのように管理しようとしているかについて、届出者ごとの個別の事情にも応じて的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| **No.** | **●標識の掲示〔第36条の2〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 標識の掲示について、なんらかの経過措置を設ける必要があるのではないか。また、現行証取法・投信法・投資顧問業法に基づく標識を取り外すことができるのはいつか。 | 金商法第36条の2第1項の規定による標識掲示義務については、金商法の施行日から起算して3月を経過する日までの間は、適用しないこととされています(整備政令附則第23条第1項)。<br>なお、現行各業法に基づく標識掲示義務は、金商法の施行日においてそれらの法律が改正・廃止されることに伴って適用されなくなり、施行日以降は現行の標識を取り外すことは妨げられないものと考えられます。 |
| 2 | 金商法第36条の2第1項に規定する標識の掲示義務について、経過措置を設定してほしい。 | |
| 3 | 金商法第36条の2に関して、現行制度の標識は、新法移行と同時に新標識に付け替えるべきか、猶予期間があるか。新標識の様式はいつ頃公示されるか。 | |
| 4 | 登録番号が変わるのであれば、登録番号の標識への掲示義務及び契約締結時交付書面への記載義務に関する経過措置(施行後3月は適用しない)を、登録番号が確定してから3月としてほしい。 | 金商法第36条の2第1項の規定による標識掲示義務については、金商法の施行日から起算して3月を経過する日までの間は、適用しないこととされています(整備政令附則第23条第1項)。<br>また、金融商品取引業者等の登録番号の広告等及び契約締結前交付書面への記載義務についても、同様に3月の経過措置が設けられています(同条第2項)<br>なお、金商法では、現行の各業法の対象業者が統合された上で登録番号が付与されることとなるため、施行前と同じ登録番号が付与されることにはなりませんが、新たな登録番号は施行後できる限り速やかに決定するよう努めてまいります。 |
| 5 | 金商業等府令案第74条の標識を掲示すべき期日は、①現行証券業者・投資委託業者・投資顧問業者が金融商品取引業者とみなされた日か、②金融商品取引業者の登録申請をした日か、③登録申請後、登録番号が決まり標識を用意できた日か。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第36条の2第1項の規定による標識掲示義務については、金商法の施行日から起算して3月を経過する日までの間は、適用しないこととされており(整備政令附則第23条第1項)、金商法の施行日において金融商品取引業の登録を受けたものとみなされる業者もこの対象となるものと |

| | | |
|---|---|---|
| | | 考えられます。<br>　金商法施行後に新たに金融商品取引業の登録を受けようとする者については、登録申請段階においては「金融商品取引業者等」に対する各種規制は適用されませんが、金融商品取引業者等として登録を受けて「金融商品取引業」を行うこととなった際に、標識掲示義務の対象となるものと考えられます。 |
| | **▼標識を掲示する場所** | |
| 6 | 　金商法第36条の2の標識については、金商法第36条の2第1項において「公衆の見やすい場所」に掲示するものとされているが、営業所等の内側であっても、来訪した顧客が見やすい場所であれば「公衆の見やすい場所」であると考えてよいか。 | 　営業所等の内部であっても、来訪した顧客が見やすい場所に掲示されているものであれば、「公衆の見やすい場所」に該当し得るものと考えられます。 |
| 7 | 　金商法第36条の2の標識は、営業所の外壁に貼るなど、閉店後も一般公衆の目に触れるように掲示する必要があるのか。 | |
| 8 | 　顧客の訪問を予定していないコールセンターも、営業所として、金商法第36条の2の標識を掲示する必要があるのか。 | 　当該営業所が顧客の訪問を予定しているか、また、有人であるか無人であるかを問わず、コールセンターや店外ATMを含めたすべての営業所等について、金商法第36条の2第1項の標識掲示義務が適用されるものと考えられます。<br>　なお、監督指針Ⅲ－3－1(3)の内容にも留意が必要と考えられます。 |
| 9 | 　店外ATMで金融商品取引契約を締結することができない場合には、標識の掲示（金商法第36条の2第1項）は不要か。 | |
| | **▼標識の様式関係** | |
| 10 | 　標識については、金商業等府令案別紙様式第十号により、加入している金融商品取引業協会の名称を掲示することとされているが、加入しているすべての金融商品取引業協会名を掲示する必要があるか。 | 　貴見のとおりと考えられます。 |
| 11 | 　金商業等府令案別紙様式第十号により作成される「金融商品取引業者登録票」に、加入している金融商品取引業協会の会員コードを記載することは差し支えないか。 | 　金商業等府令別紙様式第十号に定める事項を明記した上で、更に他の事項を明記することは妨げられませんが、義務的に明記すべき事項についての公衆の見やすさを損なわないものとすることが求められるものと考えられます。 |
| 12 | 　金商業等府令案別紙様式第十号により作成される「金融商品取引業者登録票」の文字の大きさについて、最低サイズはあるのか。 | 　法令上特段の条件はありませんが、標識の掲示は公衆に対し業者が登録業者（金融商品取引業者等）であることを示すためのものであることから、公衆の見やすい大きさの文字・数字を用いることが求められるものと考えられます。 |
| 13 | 　金商業等府令案別紙様式第十号により作成される「金融商品取引業者登録票」の色・材質等について、条件はあるのか。 | 　法令上特段の条件はありませんが、標識の掲示は公衆に対し業者が登録業者（金融商品取引業者等）であることを示すためのものであることから、公衆の見やすい色・材質等を用いることが求められるものと考えられます。 |
| 14 | 　金商法第36条の2により掲示すべき標識について、その素材についての指定はあるか。また掲示するまで期間について経過措置はあるか。 | 　法令上特段の条件はありませんが、標識の掲示は公衆に対し業者が登録業者（金融商品取引業者等）であることを示すためのものであることから、公衆の見やすい素材を用いることが求められるものと考えられます。<br>　なお、金商法第36条の2第1項の規定による標識掲示義務については、金商法の施行日から起 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 算して3月を経過する日までの間は、適用しないこととされています（整備政令附則第23条第1項）。<br>金商法施行後に新たに金融商品取引業の登録を受けようとする者については、金融商品取引業者等として登録を受けて「金融商品取引業」を行うこととなった際に、標識掲示義務の対象となるものと考えられます。 |
| **No.** | **●広告等の規制〔第37条〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 広告等については、改正法施行時以降に制作するものが規制対象であり、旧法で制作したものをすべて差し替えることが必要となるものではないことを確認したい。 | 改正法施行後に行われる広告等については、広告物の作成が改正法施行前に行われたものであっても、金商法第37条の適用対象となると考えられます。<br>なお、施行日から3月を経過する日までは、広告等への登録番号の表示は不要とすることとしておりましたが（整備政令附則第23条第2項）、さらに、ご意見も踏まえ、既存資源の有効活用を図る観点からも、既に印刷されている広告物が使用される場合を念頭に、施行日から3月を経過する日までは、金融商品取引業の内容についての広告等の表示方法（金商業等府令第73条）及び金融商品取引業協会への加入の有無・名称の表示（同府令第76条第2号）の規定は、ビラ・パンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供には適用しない経過措置を設けるよう、規定を修正いたします（同府令附則第11条）。<br>これにより、既に印刷されている広告物については、広告等に表示すべき事項（金商法第37条第1項、金商法施行令第16条第1項、金商業等府令第76条第1号）のうち当該広告物に表示がないものを一体として提供される別紙・シール等に表示することにより、施行日から3月を経過する日までは配布が可能となると考えられます。<br>また、施行日から3月を経過した後も、既に印刷されている広告物と別紙・シール等をあわせて一体として情報提供する場合において、それらが一体として広告等規制を遵守するものとなっていれば、当該広告物等の配布が可能となると考えられます。 |
| 2 | 広告規制に関して、登録番号の表示は3月間の猶予が定められているが、広告規制全般について猶予期間を設けてほしい。現在あるすべての広告物について、表示事項を見直して修正をするためには一定の期間が必要であり、また印刷用紙の手配や印刷すること、印刷した広告物をすべての支店に配布することにも一定の期間が必要となるので、9月の施行の時点ではほとんどの広告が不可能になってしまう可能性がある。 | |
| 3 | 広告で新たに表示が必要とされる業者の登録番号等（金商法第37条第1項）、及び金商法施行に伴う文言の読替え（例 「証取法」→「金商法」）については、物理的な対応等の観点で、一定の経過措置を設けてほしい。 | |
| 4 | 既に作成されている広告物の使用について、一定の猶予期間を設けてほしい。 | |
| 5 | 現在既に印刷されている広告物については、一部の事項について法定要件を満たしていない。施行日に合わせて、在庫の広告物すべてを破棄して新しく作り直すことが望ましいとは考えるが、環境破壊などの視点からすると、すべて破棄することには躊躇を覚える。現在ある広告物に、法定要件が満たされていない事項のみを表示した別紙を作成し、それとあわせて交付することも可能としてほしい。 | |
| 6 | 作成済みの広告物の廃棄又はシール貼付けするなどの方法の手当てが必要となることから、すでに作成されている広告物の使用を、一定期間認めてほしい。 | |
| 7 | 改正法附則第14条により、施行日前に開始した有価証券の取得の申込みの勧誘はなお従前の例によるとされているが、当該勧誘の際に使用する目論見書以外の書類については、金商法第37条及び金商法施行令案第16条、金商業等府令案第76条等の規定は適用されず、広告等規制の適用を受けずに使用できるとの理解でよいか。 | ご指摘の改正法附則第14条は、金商法第4条、第13条第1項、第15条第1項並びに第23条の13第1項及び第3項の規定に係る経過措置であり、同法第37条に係る経過措置ではないことから、有価証券の取得の申込みの勧誘が施行日前に開始された場合であっても、改正法施行後に行われる広告等については、金商法第37条の広告等規制の適用対象となると考えられます。 |

| | ▼全般的な意見 | |
|---|---|---|
| 8 | 広告等規制（金商法第37条）に関する金商法施行令案第16条及び金商業等府令案第75条から第80条までの定めについては、基本的に賛成である。特に、広告等に表示するべき事項（金商法第37条第1項第3号）として、「損失が生ずることとなるおそれ」及び「元本超過損が生ずるおそれ」に加えて「その理由」を表示するべきとしている定め（金商法施行令案第16条第4号ロ及び同条第5号ロ）は、維持されるべきである。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の広告等規制の内容を基本的に維持し、その適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります（金商法第37条、金商法施行令第16条、金商業等府令第72条～第78条）。 |
| 9 | 金融商品取引業者等の行う広告等において表示義務の課される事項（金商法第37条第1項）及び不実表示等が禁止される事項（同条第2項）に係る金商法施行令案第16条及び金商業等府令案第77条ないし第79条に関しては、政府案のとおり施行すべきである。特に、顧客に損失若しくは元本超過損が生じるおそれがあること（金商法施行令案第16条第4号・第5号）、重要事項に関する不利益事実（金商業等府令案第79条第1号）については、修正することなく施行すべきである。 | |
| 10 | 広告規制について、特に、郵便等の方法で多数の者に同様の内容で行う情報の提供を広告に類するものとして広告規制の対象としていること、対価について詳細な表示を求めたこと、リスク情報を最大文字と著しく異ならない大きさで表示することを求めたことに賛同する。 | |
| 11 | 証券会社の広告は、注意書きが多く、ごちゃごちゃして見難いものが多いと言われている。金商業等府令案第75条～第80条においては、広告の表示事項・表示方法が新たに定められているが、その結果、表示項目が増え、施行後は更に見づらくなると懸念される。<br>今後、規制により広告の文字数が増える結果、投資家にとって重要な情報、リスク等が書いてあるにもかかわらず、文字数の多さから、結果として、投資家に、見落とされてしまう、あるいは、読み飛ばされてしまうといった弊害が起こるおそれがあると考えられる。<br>そこで、投資家が投資を行う上で重要だと考える項目、金融商品の経済条件、金融商品のリスクを明確に分離し、あらかじめ定められた範囲に表示させることを考慮してはどうか。視覚に訴えるメディアでは、重要なものを目立たせるためにはどの位置に素材を配置すればよいのかといった点を考慮して、画面を構成していると言われる。<br>金融商品の広告規制においても、そのような概念を取り入れれば、広告がより見やすくなり、投資家保護に資することが期待されると考える。 | 金商法制においては、金融商品取引に係る広告等をめぐる昨今の不適切事例も勘案し、投資者保護の観点から、広告等の表示事項を大幅に充実させることとしております。<br>一方、広告等の表示方法については、広告等として多種多様なものが想定されることに鑑み、法令においては概括的なルールを定めるに留めることとしております。<br>各金融商品取引業者等においては、投資者保護の観点から、広告等の表示方法を適宜工夫することが期待されます。 |
| 12 | 実務を踏まえると、「引受けにおける発行体」や「売出人」が一般投資家に該当する場合に「引受け」「売出し」にかかる提案活動について、「有価証券の売買その他の取引等」における一般投資家と同じレベル感で広告等規制を課すこと等はや | 有価証券の引受けにおける発行体や売出人に対しても適切な情報提供が行われる必要があり、これを広告等規制の対象から除外することは適当でないと考えられます。ただし、当該情報提供が「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提 |

| | | |
|---|---|---|
| | や過剰と考える。<br>ついては「引受け」「売出し」を行う場合の顧客については、行為規制の適用除外の例外（金商業等府令案第163条）において適格機関投資家と同様に取扱うこととするなどの規制緩和措置の検討をお願いしたい。 | 供」に当たらない場合には、広告規制の対象となりません。<br>なお、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、行為規制の適用除外の例外を定める金商業等府令第156条において行為規制の適用除外を定めることはできません。 |
| 13 | 金商法施行令案第16条第1号は、具体的な金融商品取引契約の締結を前提とした規定となっているが、広告規制の対象行為が極めて幅広いものとなっているため、同号を「金融商品取引契約（省略）の締結を誘引する場合にあっては、その契約に関して・・・」と修正すべきではないか。 | ご指摘の「金融商品取引契約」とは、顧客を相手方とし、又は顧客のために金商法第2条第8項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約と定義されています（金商法第34条）。<br>一方、広告等規制は、「その行う金融商品取引業の内容について」広告等を行う場合に適用されるものであり（同法第37条第1項）、金融商品取引業（同法第2条第8項各号に掲げる行為を行う業務）に関する情報提供がなされることが前提とされていることから、その細目として一定の金融商品取引契約を想定した規制を整備することは、法律の規定の趣旨に合致しているものと考えられます。<br>仮にご意見のように規定を修正する場合には、広告等に手数料等の情報を表示すべき場合が限定的に解釈されることともなりかねず、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| | **▼広告等規制の対象** | |
| 14 | 広告類似行為を、「郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ若しくはパンフレットを配布する方法その他の方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（金商業等府令案第75条）と定義しているが、「広告」の定義は何か。契約締結を誘引する手段として（勧誘を目的として）いなければ「広告」には該当しないとの理解でよいか。 | 一般的に広告とは、随時又は継続してある事項を広く（宣伝の意味も含めて）一般に知らせることをいうと考えられます。<br>広告等規制の対象は、「その行う金融商品取引業の内容について」行う広告等であり（金商法第37条第1項）、金融商品取引業の内容に関するものでない場合は、これに該当しないものと考えられます。 |
| 15 | インターネットのサイト（携帯サイト含む）、雑誌記事及びインターネットブログについても「広告等」の対象として挙げてほしい。 | 「インターネットのサイト（携帯サイトを含む）」に金融商品取引業者等が行う「金融商品取引業の内容」についての表示がなされている場合には、当該インターネットのサイトによる情報提供は、「広告」そのものに該当すると考えられます（金商法第37条第1項）。<br>「雑誌記事」及び「インターネットブログ」についても、その主体が「金融商品取引業者等」かどうか、その内容が「金融商品取引業の内容」かどうかによって、広告等規制の対象となるかどうかが判断されることとなります。 |
| 16 | 金商業等府令案第75条の広告類似行為として、インターネット上で商品内容を紹介するもの（携帯サイトを含む）、特定ないし一定範囲の商品購入を勧める雑誌記事及びインターネットブログを列挙して記載すべきである。 | |
| 17 | 個々の営業所が独自に作成しているパンフレットやチラシを配布することは、広告類似行為（金商業等府令案第75条）に該当するのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、個々の営業所が独自に作成しているパンフレットやチラシについても、「多数の者に対して同様の方法」で情報提供される場合には、広告類似行為に該当するものと考えられます。 |
| 18 | 金商業等府令案第75条の「その他の方法」とは、どのようなものをイメージしているのか。 | 「その他の方法」（金商業等府令第72条）との表現は、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（同条）に該当すれば、その方法を問わず広告類似行為に該当することを示すものです。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（商品案内等）** | |
| 19 | キャンペーンチラシ等でキャンペーン対象商品の商品名を表示する場合においても、リスク事項・手数料情報等の表示は必要なのか。 | 個別事例ごとに実態に即し実質的に判断されるべきものと考えられますが、商品名のみが表示されたチラシ等を配布する方法についても、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」について、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供に含まれると考えられますので、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。 |
| 20 | 個別の商品の種類や商品名のみを表示する場合でも広告表示事項の表示は必要になるのか。 | |
| 21 | 商品ラインナップを示す目的で商品名のみ表示する広告については、広告規制の対象外との理解でよいか。 | |
| | **（金利推移データの提供等）** | |
| 22 | 例えば、国債の販売時に顧客から過去の金利推移データの依頼を受け、顧客に対し金利のみを表示した推移表を提供したり、投資信託の販売時に過去の基準価格、収益分配実績の推移表を提供しているが、こうした推移表もパンフレット（広告）とみなされ、リスク情報等の記載が必要となるのか。<br>リスク事項等が記載されたパンフレットとセットで交付する場合は表自体にリスク情報等を表示する必要はないということでよいか。 | 国債の金利推移データのみでは、基本的には、「金融商品取引業の内容について」（金商法第37条第1項）の広告等には該当しないものと考えられますが、国債の販売用資料と併せて提供される場合には、これに該当する場合もあるものと考えられます。<br>一方、投資信託の基準価格や収益分配金実績の推移データは、個別の商品の販売用資料であり、「金融商品取引業の内容について」の広告等に該当するものと考えられます。<br>「金融商品取引業の内容について」の広告等に該当する場合、顧客に一体として交付される資料において、法令上の表示事項が充足されているかどうかが判断されることになります。 |
| 23 | 金商業等府令案第75条においては、どのような範囲の情報提供が規制対象となるのか、その具体的な基準を示してほしい。<br>例えば、（私募）投資信託の基準価格を毎日メール又はファクシミリにより配信しているが、以下のように配信対象先によって広告等規制の対象範囲が変わることはあるか。<br>① 既存顧客に対して、保有商品の基準価格をメール又はファクシミリにより配信する場合<br>② 既存顧客に対して、保有商品の基準価格と共に保有商品以外の基準価格も併せてメール又はファクシミリにより配信する場合<br>③ 新規に投信購入を検討している顧客に対して、基準価格をメール又はファクシミリにより配信する場合 | 投資信託の基準価格や収益分配金実績の推移データは、個別の商品の販売用資料であり、「金融商品取引業の内容について」の広告等に該当するものと考えられます。<br>なお、既存顧客に対して保有商品の基準価格を提供する場合であっても、投資信託の追加購入又は乗換えを誘引する手段として交付されることもあり得るものと考えられますので、広告等に該当するものと考えられます。 |
| | **（セミナー等）** | |
| 24 | 未公開会社を対象とするIPOセミナー・講演会等の開催や、そこで行われる単なる情報提供は、「多数の者に対する情報提供」として「広告類似行為」に含まれるか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、セミナーその他いかなる名目によるかを問わず、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」（金商法第37条第1項）について多数の者に同様の内容の情報提供が行われる場合には、広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当するものと考えられます。 |
| 25 | 金融商品取引業者等が顧客向けのセミナーを開催し、当該セミナーの中で特定の金融商品（投資信託等）の説明を行う場合、当該セミナーの「開催案内」は広告等に該当するか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、当該「セミナーの開催案内」において、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」について多数の者に同 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 様の内容の情報提供が行われる場合には、広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当するものと考えられます。<br>なお、監督指針Ⅲ－２－３－３(1)④において、「セミナー等(講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。)を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引の締結の勧誘(勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。)を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、金融商品取引契約に関連するものであることを明確に表しているのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している」ことが求められている点にも、留意が必要と考えられます。 |
| 26 | 金融商品取引業者が金融商品取引業とは直接関係のない広告(例えば、経済セミナー的な一般セミナーのご案内とか、その他の兼業業務に関する広告等)と行う場合も適用を受けるのか。その境目に関する判断基準のようなものが示されるのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の「経済セミナー的な一般セミナー」についても、例えば当該「セミナー」の中で金融商品取引への言及など「金融商品取引業の内容」が含まれる場合があり得るものと考えられることから、広告等に該当し得るものと考えられます。<br>なお、その他兼業業務に関する情報提供については、「金融商品取引業の内容」についての情報提供に当たらないことから、広告等規制の対象とならないものと考えられます。 |
| | **(IR・金融知識啓蒙情報等)** | |
| 27 | 自社のウェブサイト上に表示する情報は、すべて「広告類似行為」とみなされるのか。例えば、特定商品への投資の誘引以外の目的をもって表示する情報(具体的には、自社IR資料、金融商品の仕組みの紹介、金融知識啓蒙情報等)についても、「広告等」とみなされるか。 | 金融商品取引業者等が行う「金融商品取引業の内容」(金商法第37条第1項)に関する情報がウェブサイトに掲載される場合には、金商法の広告等規制の対象になり得るものと考えられます。<br>なお、例えば「IR資料」や「金融知識啓蒙情報等」のうちには、「金融商品取引業の内容」に該当しないものもあり得ると考えらます。<br>一方、「金融商品の仕組み」の紹介については、「金融商品取引業の内容」に該当する場合もあり得るものと考えられます。具体的には、個別事例ごとにその目的や内容等の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 28 | 金商業等府令案第75条は、金融商品取引業の内容について広告等を行う場合の類似行為について定めているが、それは監督指針案Ⅲ－２－３－３にある「投資者への投資勧誘の導入部分」に当たるような、特定の金融商品に係る申込み勧誘行為を対象とするものであって、具体的な金融商品に係る投資勧誘に該当しないもの、例えば会社の事業活動を紹介するための情報提供や株主向けの情報開示は、多数の者に対して行うものであっても本規定に該当しないと考えるが、どうか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば「会社の事業活動を紹介するための情報提供」や「株主向けの情報開示」のうちには、「金融商品取引業の内容」に該当しないものもあり得ると考えられます。 |
| 29 | 広告等とは、金融商品取引契約の締結を誘引する手段として行う表示であって、例えば、以下のような情報はこれらに含まれないとの理解でよいか。<br>① 税制に関する案内、各種制度変更に係る案 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、「税制に関する案内」、「各種公的制度変更に係る案内」、「一般的な業務内容を説明した資料」のうちには、「金融商品取引業の内容」に該当しないものもあり |

| | | |
|---|---|---|
| | 内<br>② 一般的な業務内容を説明した資料（仕組み・スキーム、メリット・デメリットなどが表示されたもの） | 得るものと考えられます。<br>一方、金融商品取引の「（仕組み・スキーム、メリット・デメリットなどが表示されたもの」は、「金融商品取引業の内容」に該当する場合もあり得るものと考えられます。 |
| 30 | 例えば投資信託の場合、投資信託一般についての広告をする場合においても個々の投資信託の説明が必要なのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「投資信託一般についての広告をする場合」において、必ずしも「個々の投資信託の説明」が必要であるものではないと考えられます |
| | **（イメージ広告等）** | |
| 31 | 営業目的ではない、会社の紹介広告（名刺広告）やイメージ広告等も、広告等規制の対象に含まれるのか。また、それらは含まれないのであれば、その境目に関する判断基準のようなものが示されるのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、当該「紹介広告（名刺広告）」や「イメージ広告」が当該金融商品取引業者等の概要説明にとどまるものであり、当該金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」に該当しないような場合には、当該通知（連絡）は、広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。 |
| 32 | 金融商品取引業者の概要についての広告については、「金融商品取引業の内容」についての広告等に該当しないとの理解でよいか。 | |
| 33 | 「広告」（金商法第37条第1項）の定義は何か。<br>特に「その行う金融商品取引業の内容について」（同項）という要件について、単なるイメージ広告は含まないと考えられるが、イメージ広告と「金融商品取引業の内容について」の広告との峻別基準も明らかにしてほしい。<br>例えば、特定の金融商品について言及がなく、単なる取扱業務の紹介にとどまる文書は同条の対象となるのか。限界的な事例を挙げると、社名に「株式投資のパートナー」などのキャッチコピーを付けると、金融商品取引業の内容についての広告となるのか。 | 一般的に広告とは、随時又は継続してある事項を広く（宣伝の意味も含めて）一般に知らせることをいうと考えられます。<br>広告等規制の対象は、金融商品取引業者が行う「金融商品取引業の内容」についての広告等であり（金商法第37条第1項）、金融商品取引業の内容に関するものでない場合は、これに該当しないものと考えられます。<br>単なるイメージ広告等にとどまり、実質的に判断してその行う「金融商品取引業の内容」に関するものでない場合には、広告等規制の対象にならないものと考えられます。<br>例えば、ご質問の「特定の金融商品について言及がなく、単なる取扱業務の紹介にとどまる文書」や「社名に『株式投資のパートナー』などとのキャッチコピー」を付けるにとどまるような場合には、基本的には広告等規制の対象とならないものと考えられます。<br>いずれにせよ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきであると考えられます。 |
| 34 | 広告等規制の対象となるのは、取り扱う特定の金融商品の取引の勧誘を目的としたものであり、金融商品取引業者自体の宣伝を目的としたものや、投資手法や投資対象に関する一般的なセミナー（特定の商品を対象としないもの又は取引の勧誘を目的としないもの）は含まれないものとの理解でよいか。<br>また、金商法第37条第1項柱書では「その行う金融商品取引業の内容について」という限定があるので、自らの供給する商品や役務の取引について個別・具体的な情報提供を目的とせず、単に抽象的・一般的にその業務内容について言及するにすぎない場合、例えば、求人広告や会社案内のパンフレットなどは規制の対象外であるとの理解でよいか。 | 広告等規制の対象は、当該金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」（すなわち当該金融商品取引業者等が行う金商法第2条第8項各号に掲げる行為に係る業の内容）について広告等とされておりますので（金商法第37条第1項）、単に従業員の募集を行うもの（「求人広告」）や当該金融商品取引業者等の概要を表示するにとどまる場合（「会社案内のパンフレット」）には、当該表示は広告等規制の対象にならないものと考えられます。<br>一方、「投資手法や投資対象に関する一般的なセミナー」については、「特定の商品を対象としないもの又は取引の勧誘を目的としないもの」であっても、その実態によっては、「金融商品取引等の内容」に該当する場合もあり得るものと考えられ |

| | | |
|---|---|---|
| | | ます。 |
| | **（総会案内等）** | |
| 35 | ある有価証券の保有者全員に対して、配当や株主総会案内など、当該有価証券の権利関係等に関する通知をすることがあるが、これは「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」ではあるものの、取引を誘引するような意図はないことから、広告等規制の対象にはならないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、通知内容が配当や株主総会に関する連絡事項にとどまり、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」に該当しないような場合には、当該通知（連絡）は、広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。 |
| 36 | 「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（金商業等府令案第75条）とは、あくまで勧誘を目的とした情報の提供との理解でよいか。勧誘を目的としない「情報の提供」（例えば、支店の移転等）は、「広告類似行為」に該当しないことを確認したい。 | 金融商品取引業等の行う「金融商品取引業の内容」に該当するかどうかは、例えば勧誘を目的としているかどうかといった主観的な目的のみにより判断されるものではなく、当該情報の内容等の客観面も含め、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>例えば、「支店の移転等」の連絡にとどまる場合には、「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。 |
| 37 | 「金融商品取引業の内容」についての広告等には、営業時間や営業案内の表示が含まれると考えられるが、こうした個別商品の説明を意図していない広告においてまでリスク説明や費用説明を求めるのは行き過ぎではないか。 | 広告等規制の対象は、当該金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」（すなわち当該金融商品取引業者等が行う金商法第2条第8項各号に掲げる行為に係る業の内容）について広告等とされておりますので（金商法第37条第1項）、単に営業時間や営業案内を表示するにとどまる場合には、当該表示は広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。 |
| 38 | 投資信託の受益者に対する連絡文書や商品名と当該商品に係る目論見書の提供場所等のみを表示する文書等の勧誘目的でない情報の提供は、広告等規制の対象から除外してほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、投資信託の受益者に対する連絡文書については、例えば通知内容が配当等に関する連絡事項にとどまり、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」に該当しないような場合には、当該通知（連絡）は、広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。<br>一方、金融商品取引業者等が取り扱う商品名、これに関する目論見書の提供場所等のみを表示する文書等については、当該金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」に関する情報提供として、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。 |
| 39 | 個別の商品名やその内容説明の表示がない書面等は、広告等規制の対象外との理解でよいか。例えば、広告物を郵送する場合に添付する手紙（挨拶状）や、業者が取扱っている商品・サービスを単に一覧にしたようなものは、現行の証券業協会の「広告等に関する指針」において広告には該当しないものとされており、引き続きこの取扱いとしてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、広告物に手紙（挨拶状）を添付して顧客に送付するような場合は、それらを一体のものととらえて広告等規制が適用されるものと考えられます。<br>また、金融商品取引業者等が取り扱う商品・サービスの一覧については、当該業者の行う「金融商品取引業の内容」に関する情報提供として、「広告類似行為」に該当し得るものと考えられ、特に個別の商品名を表示するものは、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼広告等から除外されるもの** | |
| | **（法令等に基づく書面等）** | |
| 40 | 金商法第37条の広告の意味を明らかにしてほしい。委託会社が作成・提供する情報は、商品に関する広告以外にも、様々なものがある。広告等規制では、特定商品のリスク説明や具体的な費用説明が義務づけられていることから、「法定公告」「会社公告」「受益者への周知、連絡、情報提供」など特定商品の募集勧誘を目的としていないものは、たとえ「多数・同様」の要件を充たしたとしても除外されているものとして考えられるが、これを明らかにしてほしい。 | 一般的に広告とは、随時又は継続してある事項を広く（宣伝の意味も含めて）一般に知らせることをいうと考えられます。<br>広告等規制の対象は、金融商品取引業の行う「金融商品取引業の内容」についての広告等であり（金商法第37条第1項）、金融商品取引業の内容に関するものでない場合は、これに該当しないものと考えられます。<br>法令の規定に基づき交付が義務づけられる書面等の交付は、基本的に、広告等規制の対象に該当しないものと考えられますが、ご意見を踏まえ、法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法については、広告等から除外することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第72条第1号）。 |
| 41 | 開示関係の規制に沿って行われる外国証券内容説明書等の交付は、「広告その他これに類似する行為」（金商法第37条第1項）に該当しないとの理解でよいか。 | 法令の規定に基づき交付が義務づけられる書面等の交付は、基本的に、広告等規制の対象に該当しないものと考えられますが、具体的な記載内容等に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法については、広告等から除外することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第72条第1号）。 |
| 42 | 投資信託の運用報告に関する広告等規制を対象外とすることを明確化してほしい。金商業等府令案第75条の後ろに「法令の定め又は金融商品取引業協会の規定により行う運用の報告（当該報告を利用して取引の勧誘を行う場合を除く。）を除く。）」等の文言を挿入してほしい。 | |
| | **（アナリスト・レポート）** | |
| 43 | 広告等規制の対象となる「広告類似行為」の範囲には、「アナリスト・レポート」が該当しないことを明らかにしてほしい。「アナリスト・レポート」は、日本証券業協会の理事会決議において「個別企業の評価・分析を行う資料」と定義され、記載要件や審査基準が明確に定められているので、広告類似行為としての規制にはなじまない。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、記載内容が「個別企業の分析・評価等」にとどまるような「アナリスト・レポート」の配布については、基本的には、広告等規制の対象となる「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。<br>一方、「アナリスト・レポート」が当該個別企業に係る有価証券等の販売・勧誘に用いられるような場合は、「金融商品取引業の内容」についての情報の提供として、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。<br>この趣旨を明確化にするため、「個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法」については、広告等から除外することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第72条第2号）。 |
| 44 | いわゆる「アナリスト・レポート」は、広告その他これに類似するものに当たらないとの理解でよいか。 | |
| | **（ノベルティ・グッズ）** | |
| 45 | 商品名の周知・宣伝のみを目的とした小物の販促品は、「広告類似行為」（金商業等府令案第75条）の範囲から除外してほしい。小物の販促品などに投資信託などの商品名を表示する場合は、広告等規制により必要な事項の表示は不可能と考えられる。 | 商品名の周知・宣伝のみを目的とした小物の販促品の配布なども、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」について、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供に含まれると考えられますので、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | なお、ご意見も踏まえ、商品名・業者名・元本損失が生ずるおそれがある旨・契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨のすべての事項のみが表示された景品等を提供する方法を広告等から除外することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第72条第3号）。 |
| | **▼その特性が勘案されるもの** | |
| | **（テレビ・ラジオ広告）** | |
| 46 | 放送媒体を用いた商品情報の提供やキャンペーン情報の案内（対象商品の告知を含む）は、広告・広告類似行為（金商業等府令案第75条）に該当するか。 | 放送媒体を用いた商品情報の提供やキャンペーン情報の案内は、広告に該当するものと考えられます。 |
| 47 | ラジオ広告については、広告等規制の対象とはならないことを確認したい（仮に対象となる場合は、登録番号等を音声で伝える必要があるということになるのか）。 | 金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」についての情報を提供するような行為については、その媒体・方法を問わず、幅広い投資家の投資判断に重大な影響を与えるものであることから、基本的に、手数料情報（金商法施行令第16条第1項第1号）やリスク情報（同項第4号・第5号）を明瞭・正確に表示させるなど、投資者保護の観点からの広告等規制を適用する必要があると考えられます。<br>ただし、ご意見も踏まえ、例えばテレビ・ラジオCM等においては、その特性から表示すべき事項のすべてを表示することが実際上困難であると考えられること等を勘案し、「元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨」及び「契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商法施行令第16条第2項、金商業等府令第77条）。<br>いずれにせよ、具体的な情報提供行為が広告等規制の対象となるか、該当する場合において当該規制に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 48 | 証券会社等はラジオによるCMも行っているが、広告等に表示すべき法定事項のすべてに言及することは不可能であり、このままでは、ラジオCMが事実上不可能となってしまう。投資家保護の趣旨は十分理解するものの、貯蓄から投資への移行や株券電子化への対応など、広く一般に訴えかけるべき事項は多い。したがって、ラジオCMについては、金商法第37条の適用を除外するか、あるいは「投資にはリスクがあるのでご注意ください」と端的に述べることのみを要件とするなど、一定の緩和をしてほしい。 | |
| 49 | TVのCFを使った広告に適用する規制を今後具体化する予定はあるのか。 | |
| 50 | インターネットやテレビによる広告では、閲覧・視聴する環境によっては見え方が異なる。例えば、インターネットの動画画面や携帯電話に内蔵されているテレビなどでは、極めて小さい表示しかされないことがある。このため、一般的なテレビ放映において見える程度の大きさで表示されているのであれば問題がないとの理解でよいか。また、視覚や聴覚に障害がある方にとって見えづらい、又は聞きづらい広告となる可能性もあるが、特に障害がない人にとって見える・聞こえるものであれば問題がないとの理解でよいか。 | 金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」についての情報を提供するような行為については、その媒体・方法を問わず、幅広い投資家の投資判断に重大な影響を与えるものであることから、基本的に、手数料情報（金商法施行令第16条第1項第1号）やリスク情報（同項第4号・第5号）を明瞭・正確に表示させるなど、投資者保護の観点からの広告等規制を適用する必要があると考えられます。<br>ただし、ご意見も踏まえ、一般放送、有線テレビ放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送、放送広告と同内容のものを表示するインターネット並びに看板、立看板、広告板、広告塔等の工作物等の屋内外の広告物においては、その特性から表示すべき事項のすべてを表示することが実際上困難であると考えられること等を勘案し、「元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨」及び「契約締結前交付書面等の書面の内容を |
| 51 | テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ）は、「その他の方法」（金商業等府令案第75条）に含まれるのか。<br>（理由）書面への表示方法について規定されているが、テレビやインターネットの画面の表示方法やラジオの音声を想定しているとは考えられないため。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 十分に読むべき旨」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商法施行令第16条第2項、金商業等府令第77条）。<br>いずれにせよ、具体的な情報提供行為が広告等規制の対象となるか、該当する場合において当該規制に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（野球場の商品名看板等）** | |
| 52 | 商品名の周知・宣伝のみを目的とした野球場の商品名看板などは、「広告類似行為」の範囲から除外してほしい。野球場の商品名看板などに投資信託などの商品名を表示する場合は、広告等規制により必要な事項の表示は不可能と考えられる。 | 商品名の周知・宣伝のみを目的とした野球場の商品名看板なども、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」について、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供に含まれると考えられますので、「広告」又は「広告類似行為」に該当するものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、屋外広告物等については、その特性にかんがみ、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨及び契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨が表示されていれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商法施行令第16条第2項、金商業等府令第77条第1項第3号・第2項）。 |
| | **▼広告等該当性に関する包括的質問** | |
| 53 | 「広告等」とは、金融商品取引契約の締結を誘引する手段として行う表示であって、例えば、以下のような情報はこれらに含まれないと解してもよいか。<br>① 従業員等の求人広告<br>② 引受業務、投資銀行業務に係る発行体等への提案資料<br>③ IR活動、会社説明会等に係る発行体等への提案資料<br>④ アナリストの取材依頼のために、発行体等へ提示・交付する資料<br>⑤ 注文内容又は取引内容の確認のため顧客に提示・交付する資料<br>⑥ 金商法に基づく契約締結前の事前書面交付のための書面及びそれに類する重要事項の説明書<br>⑦ 報道機関のみに配布する資料（取引を誘引する手段として顧客に交付する場合を除く。）<br>⑧ 顧客からの質問に対する回答であって、顧客からの質問について、その質問の範囲内（個別の商品内容の質問を受けている場合において、当該内容を回答することを含む。）において、口頭、書面、電子メール等により回答すること<br>⑨ 顧客資産の分析に係る資料（顧客資産の分析のみであって、当該分析を基に有価証券の売買その他の取引を誘引する表示を行う場合を除く。）<br>⑩ 法令・諸規則に規定する資料（目論見書、ディスクロージャー誌、運用報告書、外国証券内容 | 「広告等」は、「金融商品取引業の内容」について「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」とされており（金商法第37条第1項・金商業等府令第72条）、「広告等」への該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、次のとおりと考えられます。<br>まず、「金融商品取引業の内容」についてのものであることが要件となりますので、一般に、①、⑮～⑰は「広告等」に該当しないものと考えられます。<br>次に、単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報の提供は「広告等」に該当しませんので、一般に、②～⑥、⑧・⑨は「広告等」に該当しないものと考えられます。<br>⑦については、「取引を誘引する手段としての顧客に交付する場合」や例えばインターネット等を通じて広く顧客が入手可能な場合等でなく、報道機関のみに配布される限りにおいては、「多数の者」に対するものではなく、「広告等」に該当しないものと考えられます。<br>⑪については、投資信託の運用状況レポートは、個別の商品の販売用資料であり、「金融商品取引業の内容について」の広告等に該当するものと考えられます。既存顧客に対して保有商品の基準価格を提供する場合であっても、投資信託の追加購入又は乗換えを誘引する手段として交付されることもあり得るものと考えられますので、広告等に該当するものと考えられます。<br>⑫、⑬、⑭については、「金融商品取引業の内 |

| | | |
|---|---|---|
| | 説明書、取引所の規則に基づいて開示された上場会社のプレスリリース資料など)を、当該法令・諸規則に定められた目的で交付する場合(ただし、例えば投資信託の運用報告書をこれから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合など、当該法令・諸規則に定められた目的以外で取引を誘引する手段として交付する場合を除く。)<br>⑪ 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポートを、当該投資信託を所有している受益者に交付する場合(ただし、これから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合を除く。)<br>⑫ 新聞等の報道機関の記事又は雑誌の記事(記事の現物及びコピー)を当該報道機関等(著作権者)の事前の許諾の上、顧客に交付する場合(ただし、当該記事に商品案内等を書き足し、取引を誘引する手段として交付する場合を除く。)<br>⑬ 税制に関する案内、各種制度変更に係る案内、セミナー等の案内、有価証券取引に関するアンケート(ただし、これらの案内又はアンケートに加え、有価証券の売買その他の取引等を誘引する内容がある場合を除く。)<br>⑭ 発行体からの依頼により、当該発行体の株式、債券等の所有者である顧客に、当該発行体が作成したIR資料(製品又はサービス等の案内を除く。)を交付する場合(例えば、営業所内の明確に区分されたIRコーナーなどに当該資料を備置又は貼付しておき、来店した顧客が自由に持ち帰る又は閲覧させることを含む。)(ただし、そのような依頼がなく、有価証券の売買その他の取引等を誘引する目的で使用する場合を除く。)<br>⑮ 口座開設の通知又はお礼状(ただし、特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないものに限る。)<br>⑯ 添書又は電子メールの本文(特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの。また、審査済みの広告等を添付するための時候の挨拶や「○○の資料をお送りします。御検討ください。」等を記載した添書又は電子メールの本文)<br>⑰ 一般的な業務内容(特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの)を説明した資料 | 容」についての情報提供といえるかどうかを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断することになると考えられます。<br>⑫については、金融商品取引業者等が当該記事を利用する場合には、「金融商品取引業の内容」についての情報提供に該当し得るものと考えられます。<br>⑬については、税制に関する案内、各種公的制度変更に関する案内については、「金融商品取引業の内容」についての情報提供に該当しない場合もあり得るものと考えられますが、セミナー等の案内、有価証券取引に関するアンケートについては、「金融商品取引業の内容」についての情報提供に該当し得るものと考えられます。<br>なお、⑩のような法令に基づいて作成する資料の提供は、広告等規制の対象から除外するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第72条第1号)。 |
| | **▼販売業者等が行う広告等** | |
| 54 | 財務省作成の個人向け国債にかかるポスター・リーフレット等を販売会社が使用する場合に広告等に該当するか。その場合、その表示内容・表示事項に責任を持つのは、財務省か当該個人向け国債を取り扱う金融商品取引業者等か。また、当該広告等には、登録金融機関番号や金融商品取引業者等の商号・名称等の表示は必要か(金商法 | 金融商品取引業者等である販売会社が国債を販売するに当たり財務省作成の個人向け国債に係るポスター・リーフレット等を利用する場合には、「その行う金融商品取引業の内容について」(金商法第37条)行う行為として、広告等規制の対象になるものと考えられます。<br>この場合には、金融商品取引業者等である販 |

| | | |
|---|---|---|
| | 第37条第1項)。 | 売会社が広告等規制の適用対象となるため、当該販売会社が、法令に則した表示事項・表示方法のポスター・リーフレット等を使用する義務を負うものと考えられます。<br>金融商品取引業者等が行う広告等である限り、当該広告等においては、当該金融商品取引業者等の商号・登録番号を表示する必要があります。<br>なお、これらの事項の表示方法については、ポスター・リーフレットに当初から印字する必要は必ずしもなく、追加的にシールを貼り付けること等により対応することも可能と考えられます。 |
| 55 | 財務省作成の個人向け国債に係るポスター・リーフレットや、地方公共団体作成のポスター・リーフレットの店頭への掲示又は顧客への配布の場合も、要件を満たす必要があるとの理解でよいか。 | 金融商品取引業者等が財務省作成の個人向け国債に係るポスター・リーフレットや地方公共団体作成のポスター・リーフレットの店頭への掲示又は顧客への配布の場合についても、広告等規制の対象になるものと考えられます。<br>この場合には、金融商品取引業者等である販売会社が広告等規制の適用対象となるため、当該販売会社が、法令に則した表示事項・表示方法のポスター・リーフレット等を使用する義務を負うものと考えられます。<br>金融商品取引業者等が行う広告等である限り、当該広告等においては、当該金融商品取引業者等の商号・登録番号を表示する必要があります。<br>なお、これらの事項の表示方法については、ポスター・リーフレットに当初から印字する必要は必ずしもなく、追加的にシールを貼り付けること等により対応することも可能と考えられます。 |
| | **▼投資運用業者等が行う広告等** | |
| 56 | 金商業等府令案第75条は、広告を幅広く定義しているが、第一種金融商品取引業者・第二種金融商品取引業者でない投資運用業者が、契約締結の勧誘を目的とせず、単に会社の業務内容と運用している商品の説明のために開設しているホームページや会社案内誌で、「本サイト(又は資料)は、当社の業務内容と運用している商品の説明を目的としており、金融商品取引契約の勧誘を目的とするものではありません」という旨を明示しているものは、本条に該当しないことを確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、広告等規制の対象となる行為は必ずしも勧誘目的があるものに限定されず、投資運用業者が自らが取り扱っている運用商品の説明を行うような場合には、たとえご指摘のように勧誘目的でないと明示しているとしても、基本的には、当該投資運用業者が行う「金融商品取引業の内容」(当該投資運用業者にあっては金商法第2条第8項第12号、第14号、第15号)について広告等を行っているものと考えられます。<br>なお、投資信託委託会社が受益証券の募集の取扱いを販売会社に委託する場合には、当該投資信託委託会社は、自己募集を行っていることにはならず、「第二種金融商品取引業」の登録は不要と考えられます。この場合において、当該投資信託委託会社が自社の運用商品の広告を行うこととしても、それは「投資運用業」に関する広告であり、自己募集に該当するものではないと考えられます。 |
| | **▼確定拠出年金向け商品** | |
| 57 | 確定拠出年金向け投資信託において最終加入者に手交する書面は、金商法の適用は受けず、広告等規制等は、引き続き確定拠出年金法の規定が適用されることを確認したい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、確定拠出年金法に基づく企業年金制度に係る契約に基づく権利はいわゆる集団投資スキーム持分から除外されており、かつ、確定拠出年金 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 法の確定拠出年金運営管理業は金融商品取引業でないことから、確定拠出年金制度において管理運営機関が加入者である従業員に対して行う運用商品に関する情報提供については、基本的には金商法の広告等規制の適用はないものと考えられます。<br>一方、確定拠出年金制度においても商品提供機関が加入者である従業員に対して直接的にその運用商品に関する情報提供を行う場合については、広告等規制の対象となると考えられます。<br>さらに、商品提供機関が作成したその運用商品に関する資料については、管理運営機関が利用する場合であっても、その行う「金融商品取引業の内容」に該当する場合には、広告等規制の対象となると考えられます。 |
| | **▼「多数の者」に対する情報提供** | |
| | **（「多数」の意義）** | |
| 58 | 広告等規制の対象となる「広告類似行為」は、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」とされているが、「多数」とはどの程度の数を指すのか。2人以上か。 | 複数の者に対して同様の内容の情報を提供する行為は「広告類似行為」に該当する可能性があると考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 59 | 「広告類似行為」の定義において「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」とあるが（金商業等府令案第75条）、「多数の者」はどのように定義されるのか。 | |
| 60 | 「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」の「多数」及び「同様の内容」を明確にしてほしい。 | |
| 61 | 「多数の者」（金商業等府令案第75条）の目安を示してほしい。 | |
| 62 | ここでいう「多数」とは何名以上を意味するのか。私募等特定少人数向けの商品案内等は、当該規制の対象外との理解でよいか。 | |
| 63 | 金商業等府令案第75条第1項でいう「多数」とは、およそ何名以上を意味するか、何らかのガイドラインを示すことは可能か。例えば、特定少人数向けの商品案内等は当該規制の対象外との理解でよいか。 | |
| 64 | 「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」（金商法第37条）の意味については、広告それ自体の定義がなく、また広告類似行為（金商業等府令案第75条）についても「多数の者」の意義が明らかではないことから解釈上疑義が残るので、その定義を明らかにしてほしい。 | |
| 65 | 例えば、私募の取扱いを行う金融商品取引業者が投資家に対して郵便、ファクシミリ送信、電子メール等で取得の申込みの勧誘を行う際に当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容について情報提供する場合、その方法及び内容については広告等の要件を充足するものの、情報提供の相手方が「多数の者」といえるか不明であり、金商法第37条の規制が及ぶかが判然としない。同条の違反は同法第205条第10号によ | |

| | | |
|---|---|---|
| | り刑罰の対象となっており、罪刑法定主義の観点より構成要件の明確性が強く要請されることから、上記各定義を規定して明らかにしてほしい。 | |
| | **（特定多数関係）** | |
| 66 | 「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（金商業等府令案第75条）については、「不特定多数の者に対して同様の内容で行う提供」としてほしい。 | 単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報の提供については、当該行為が個別の販売・勧誘と考えられることから、広告等規制の対象にならないと考えられますが、多数の者に対して同様の内容で情報の提供が行われる場合については、投資者に対する適切な情報提供を担保する観点から、広告等規制の対象とすることが適当と考えられます。 |
| 67 | 「多数の者」に関する判断基準はあるか。例えば、特定の者を相手方とするか、不特定の者を相手方とするかによって、「多数の者」の判断に影響するか。 | |
| 68 | 「特定の者」を対象にする場合も、その対象が複数者であれば「広告類似行為」（金商業等府令案第75条）と解されるのか。例えば、顧客のみがログインできるウェブサイトの記載、受信を希望する登録者だけへ送信する電子メール、問い合わせがあったお客様へ送信する商品説明を記載した電子メールも該当するか。 | 相手方が特定されている場合でも、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供であれば、「広告類似行為」に該当し得るものと考えられます。<br>具体的には、個別事例ごとに判断されるべきものですが、例えば、その行う金融商品取引業の内容に関する情報を、顧客のみがログインできるウェブサイトに表示し、又は受信を希望する登録者のみへの電子メール送信により提供する行為も、多数の者に同様の内容の情報が提供されている場合には、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。<br>なお、顧客からの問合せに応じて行う商品説明を表示した電子メールの送信など、「多数の者に対する同様の情報提供」ではなく個別の問合せに対する回答と考えられるものについては、「広告類似行為」に該当しないものもあり得ると考えられます。 |
| 69 | 単独の顧客を対象とする商品・取引の説明・勧誘資料は、「広告その他これに類似する行為」（金商法第37条第1項）には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、単独の顧客のみを対象として当該顧客に即した情報の提供については、基本的に「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（金商業等府令第72条）に該当せず、「広告等」に該当しないものと考えられます。 |
| 70 | 取引先を訪問しセールス活動を行う際に利用するセールス資料のうち、当該顧客のために個別に作成した提案書は、「多数の者に同様の内容で行う情報の提供」（金商業等府令案第75条）には該当しないとの理解でよいか。 | |
| 71 | 店頭デリバティブ取引の場合には顧客ごとに個々の取引が異なる場合があるが、相対で契約書を締結する場合の提案書は、広告又は広告類似行為に該当しないとの理解でよいか。 | |
| 72 | 「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（金商業等府令案第75条）とあるが、特定の者に対して、提案書や案内文等を配布する行為は、広告類似行為に該当するか。 | |
| | **（個別訪問）** | |
| 73 | 当社では、店頭デリバティブ取引の勧誘において、当社の統一様式にて提案書を交付している。その際、顧客に対して提案書を一斉に交付するのではなく、渉外担当が顧客宛に顧客の訪問時・来店時に手交、郵送、FAX等により交付してい | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一般的には、①相手方が特定されている場合でも、また一斉に交付するものでない場合であっても、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供であれば、「広 |

| | | |
|---|---|---|
| | る。当該統一様式の提案書の交付のケースとして、①顧客のニーズを探る場合（ただし、一斉に交付するようなものではない）、②顧客のニーズを踏まえ、想定元本金額・期間を表示して個別の顧客あてに交付する場合がある。<br>金商業等府令案第75条には「住居を訪問して配布する方法」は広告類似行為から除くとあるところ、上記の提案書の交付は必ずしも「住居を訪問して配布する」とは限られず、店内での交付やFAX等での交付を行う場合もある。<br>この点、上記①については、顧客に対して一斉に交付するものではないため、広告等に該当しないと考えてよいのか。<br>また、上記②については、特定顧客宛への交付という点から、広告等には該当しないとの理解でよいか。 | 告類似行為」に該当するものと考えられる一方、②単独の顧客のみを対象として、当該顧客に即した情報提供（例えば特定の想定元本金額・期間を表示する等）を行う書面については、基本的に「多数の者に対する同様の内容の情報の提供」に該当せず、「広告等」に該当しないものと考えられます。<br>なお、「住居を訪問して配布する方法」は広告類似行為から除くと規定している部分については、ご意見も踏まえ、「住居を訪問して」ビラ・パンフレット等を配布する方法であっても「広告類似行為」に該当する場合があり得ることを明確化するため、規定を修正して当該部分を削除いたします（金商業等府令第72条）。 |
| 74 | 「ビラ若しくはパンフレットを配布する方法（住居を訪問して配布する方法を除く。）」（金商業等府令案第75条）について、①店頭等で対面で配布すること、②店内にパンフレット等を備え置くことは、いずれも広告類似行為とならないとの理解でよいか。また、顧客が不在等の理由によりポスト等にビラ若しくはパンフレットを投函する行為は、「住居を訪問して配布する方法」に当たるか。 | ご質問のような行為は、いずれも「広告類似行為」として広告等規制の対象となるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、「住居を訪問して」ビラ・パンフレット等を配布する方法であっても「広告類似行為」に該当する場合があり得ることを明確化するため、規定を修正して当該部分を削除いたします（金商業等府令第72条）。 |
| 75 | 広告等規制の対象となる「広告類似行為」の範囲からは、「住居を訪問して配布する方法」は除くものとされているが（金商業等府令案第75条）、顧客と面談せずただ単にポストに投函する場合についてはどうか。 | 顧客と面談せずにビラ・パンフレット等を単にポストに投函する場合や多数の住居に配布して回るような場合を含め、住居や事務所等を訪問してビラ・パンフレット等を配布することにより多数の者に同様の内容の情報を提供する行為は、「広告類似行為」として広告等規制の対象になるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、「住居を訪問して」ビラ・パンフレット等を配布する方法であっても「広告類似行為」に該当する場合があり得ることを明確化するため、規定を修正して当該部分を削除いたします（金商業等府令第72条）。 |
| 76 | 住居を訪問してパンフレットを配布する場合には広告等規制の対象外となるのか（金商業等府令案第75条）。 | |
| 77 | 「ビラ若しくはパンフレットを配布する方法」（金商業等府令案第75条）において、対象外となる「住居」には、事務所、店舗等を含み、「訪問して配布」すれば、広く適用除外されることとしてほしい。 | |
| 78 | 広告等規制の対象となる「広告類似行為」の範囲からは、ビラ・パンフレット等を配布する方法のうち「住居を訪問して配付する方法を除く」旨が規定されているが（金商業等府令案第75条）、同じ内容の紙を多数の住居に戸別訪問し配布しても「広告類似行為」にはならないのか。 | |
| 79 | 広告等規制の対象となる「広告類似行為」の範囲からは、「住居を訪問して配布する方法」は除くものとされているが（金商業等府令案第75条）、この「住居」には事務所や店舗等も含まれるとの理解でよいか。すなわち、「訪問して配布」をするものであれば、広告等規制から広く除外されるとの理解でよいか。 | |
| 80 | 広告類似行為には、住居を訪問して配布する方法が除かれているが（金商業等府令案第75条）、行員が直接ポストに投函する行為は、広告類似行為に該当しないとの理解でよいか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 81 | 「住居を訪問して配布する方法」（金商業等府令案第75条）とは、法人顧客の場合には、当該顧客の事務所と理解しても差し支えないか。その場合、顧客の事務所を往訪の上、特定の顧客宛提案書を配布することは、「広告等」には該当しないとの理解でよいか。 | 単独の顧客のみを対象として当該顧客に即した情報の提供を行う場合（例えば提案書等の交付）については、基本的に「広告等」に該当しないものと考えられます。 |
| 82 | 「住居を訪問して配布する方法」（金商業等府令案第75条）とは、法人顧客の場合には、当該顧客の事務所と理解しても差し支えないか。その場合、顧客の事務所を往訪の上、特定の顧客宛提案書を配布することは、「広告等」には該当しないとの理解でよいか。 | |
| 83 | 金商業等府令案第75条（広告類似行為）における「ビラ若しくはパンフレットを配布する方法（住居を訪問して配布する方法を除く）」との部分について、ビラやパンフレットについては、訪問配布の方法であろうがその他の配布の方法であろうが、その内容が適正である必要性は変わらないのであるから、かっこ内の部分は削除するべきである。 | ご指摘のとおり、「住居を訪問して」ビラ・パンフレットを配布する方法であっても、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」として広告類似行為と認められる場合には適正な表示等がなされる必要があることに変わりはないことから、規定を修正して当該部分を削除いたします（金商業等府令第72条）。 |
| 84 | 広告類似行為の要件の1つとして「ビラ又はパンフレットを配布する方法（住居を訪問して配布する方法を除く。）」（金商業等府令案第75条）が挙げられているが、カッコ内は削除してほしい。削除できない場合であっても「配布」という用語は「交付」に改めてほしい。 | |
| 85 | 金商業等府令案第75条について、ビラ・パンフレットの配布に関し、住居を訪問して行う配布を除外する規定を撤廃してほしい。 | |
| 86 | 金商業等府令案第75条に定める広告類似行為のうち、ビラ・パンフレット配布について、住居を訪問して行う配布を除外する規定を撤廃すべきである。 | |
| 87 | 金商業等府令案第75条（広告類似行為）における「ビラ若しくはパンフレットを配布する方法（住居を訪問して配布する方法を除く。）」との部分について、かっこ内の部分は削除するべきである。 | |
| | **▼広告等の表示方法等** | |
| 88 | 広告等の表示事項として、「金融商品取引業者の登録番号」、「金融商品取引業協会の名称」及び「当該金融商品契約に関する重要事実について顧客の不利益となる事実」が定められているが、これらは、個々の広告物に例外なく表示することが必要か。例えば、契約締結前交付書面等で記載している場合には、広告等での表示を省略できないか。 | 「広告等」は多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供であり、個々の顧客に対して交付される「契約締結前交付書面」とは異なるものとして位置づけられております。投資者保護の観点からは、広告等自体において、法令で規定する事項が明瞭かつ正確に表示されるべきであり、ご意見のような例外を設けることは適当でないと考えられます。 |
| 89 | 金商業等府令案第76条第1項では、広告等は「明瞭かつ正確に」表示することが義務づけられているが、金商法第37条第2項では、一定の事項について「著しく事実に相違する表示」や「著しく人を誤認させるような表示」が禁じられているにとどまる。<br>したがって、単なる誤記で誤解を生じさせないようなものであり、金商法第37条第2項に違反し | 広告等への表示が義務づけられる事項について誤記がある場合には、当該事項が「正確に」表示されていないものとして、金商法第37条第1項の規定に違反すると認められる可能性があると考えられます。<br>また、どの程度の誤記であれば「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」（金商法第37条第2項）ものに該当するかについては、個別 |

| | | |
|---|---|---|
| | ないようなものについては、金商業等府令案第76条第1項には違反しないとの理解でよいか。 | 事例ごとに実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>いずれにせよ、広告等は幅広い投資者の投資判断に影響を与え得るものであり、誤記が生じないよう十分に注意することが必要と考えられます。<br>なお、金商法第37条第1項については、同項に規定する事項を表示せず又は虚偽の表示をしたことが罰則の対象とされる一方、第2項については、同項の規定に違反したことが罰則の対象とされています（金商法第205条第10号・第11号）。 |
| 90 | 金商業等府令案第76条第1項、第267条第1項において、「法第37条第1項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない」若しくは「法第66条の10第1項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない」とあるが、明瞭か否かの判断は金融商品取引業者又は金融商品仲介業者等が個社の広告審査基準を定めた上での広告審査において行うとの理解でよいか明確にしてほしい。 | 「明瞭かつ正確」な表示（金商業等府令第73条第1項）といえるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、一律の基準を示すことは困難と考えられますが、各金融商品取引業者等においては、広告等が幅広い投資者の投資判断に影響を与え得るものであることに鑑み、「明瞭かつ正確」な広告等となるよう十分に注意することが必要と考えられます。<br>このような観点からすれば、広告等が「明瞭かつ正確」なものになるようにするため、各金融商品取引業者等において独自の広告審査基準を設けること自体は有意義なことと考えられますが、当然のことながら当該基準自体の適否も問題になり得ますので、これに準拠していれば問題が生じないとは言い切れない点に留意が必要と考えられます。 |
| 91 | 広告に表示するリスク情報についても、契約締結前の交付書面と同様に強調のための基準を設けてほしい。 | 広告等を行う場合におけるいわゆるリスク情報等の適正な表示については、金商法施行令第16条第1項第3号から第6号まで及び金商業等府令第75条・第76条に規定しており、これらの事項を明瞭かつ正確に表示することを義務づけております。<br>広告等規制においては、広告等のスペースは千差万別であること等を勘案して、契約締結前交付書面とは異なり、リスク情報等について、特定の大きさ以上の文字・数字による表示までは義務づけていないものの、最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで明瞭かつ正確に表示することを義務づけています（金商業等府令第73条第2項）。 |
| | **（ウェブサイト等における表示方法）** | |
| 92 | メールマガジンで、複数の金融商品について取り上げた場合、金商法第37条第1項各号に掲げる表示事項については、メールマガジンの末尾に一括して記載してよいか。あるいは、個々の金融商品の記載箇所に記載しなければならないか。 | 広告等に表示すべき事項は、明瞭かつ正確に表示すべきものとされています（金商業等府令第73条第1項）。<br>ご意見のような表示方法が当該規制に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、個々の金融商品のリスクの内容等が異なる場合には、個々の金融商品の表示箇所に併せて表示することが適切であると考えられます。 |
| 93 | 広告等規制に関して、インターネットにおいては、いわゆるバナー広告やリンクを張る形での広 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、少なくとも、利用者の視点か |

| | | |
|---|---|---|
| | 告を行うこともあるが、こうした場合は、バナーやリンクをクリックしてから後に現れる画面において、法定要件が満たされた広告が表示されれば問題ないか。 | らみた場合に、ご意見のバナーやリンクの表示と、それらをクリックした後に現れる画面との一体性が認められることが必要と考えられます。 |
| 94 | インターネット上のウェブサイトにおける表示は広告に該当すると理解するが、必要事項は必ず同一のページに表示する必要があるのか。顧客が各商品のリスク等を理解しやすくするために、リスク等を分かりやすく表示するページを用意しておき、リンクさせて必要表示事項は別途表示することで法令上の要件を満たすと解釈してよいか。 | |
| 95 | ウェブサイトにおける情報提供が広告等に含まれるとあるが、商品名の表示のあるウェブサイトにはすべてリスク説明が必要となるのか（例えば取扱商品一覧のような商品名表示のみのページであっても、各商品のリスクを当該ページ内に表示する必要があるのか。又は、他のページにおいて、具体的に詳細を説明するページにおいて表示すればよいのか。）。<br>仕組・内容等を詳細に説明する説明ページにおいて、同時にリスクについても詳しく言及することで対応したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、少なくとも、利用者の視点からみた場合に、ご意見の商品名の表示がある画面と、それらをクリックした後に現れる画面との一体性が認められることが必要と考えられます。<br>なお、広告等に表示すべき事項は、明瞭かつ正確に表示すべきものとされていますので（金商業等府令第73条第1項）、当該ウェブサイトが複数の階層によって構成されている場合には、リスク情報等を含む広告表示事項が一体として提供される実質が伴うよう格別の留意が必要と考えられます。 |
| | **（詳細別表示の可否）** | |
| 96 | 「投資信託キャンペーン実施中」といった短文広告において、当該短文広告自体に金商法第37条の要件を表示することなく、詳細については「ホームページで」「店頭で」という案内をし、あるいは「連絡先電話番号」を表示することにより、業者、商品やリスク等の情報・説明を得ることができるようにしておけば、法定要件を満たすとの理解でよいか。 | 広告等においては、広告表示事項が1枚の紙等にすべて表示されている必要はありませんが、各表示事項が金商業等府令第73条の表示方法等に従い一体として提供される必要があると考えられます。<br>一体として提供されているか否かは個別事例ごとに実質的に判断されるべきものですが、ご質問の場合においては、広告表示事項が一体として提供されているとは言い難いものと考えられます。 |
| 97 | リーフレット等を用いた広告に関しては、法定事項を表示できない理由と併せて「詳細は目論見書をご確認ください」といった表示をすることでよいか。 | 業者が、リーフレットその他の書面を用いて、その行う「金融商品取引業の内容」に関する広告等を行う場合には、当該書面において金商法第37条第1項各号に規定する事項を表示しなければならないものと考えられます。 |
| 98 | 広告等規制については、個別商品の目論見書等に必要事項が表示されている旨及び該当ページを示した上で、それ以外の要素を表示することでよいものとしてほしい。 | 広告等規制については、利用者の視点からみて一体性が認められる書面等において所要の表示事項が表示されている必要があり、ご意見のような方法は、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| | **（「著しく異ならない大きさ」の意義）** | |
| 99 | 広告等の表示方法（金商業等府令案第76条第2項）における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて、「最も大きなものと著しく異ならない大きさで」との定めは、「最も大きなものと異ならない大きさで」とするべきである。<br>広告等情報提供において、リターンとリスクをバランスのとれた形で表示すべきことは基本であり、「著しく」という限定は不要である。 | 広告等規制においては、広告等のスペースは千差万別であること等を勘案して、契約締結前交付書面とは異なり、リスク情報等について、特定の大きさ以上の文字・数字による表示までは義務づけていないものの、最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで明瞭かつ正確に表示することを義務づけています。広告等の目的やその特性を勘案すると、ご意見のような「最も大きなものと異 |

| | | |
|---|---|---|
| 100 | 金商業等府令案第76条第2項につき、リスク情報に係る文字の大きさは「著しく異ならない」ではなく「異ならない」とするべきである。 | ならない大きさで」とすることは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、ご指摘のとおり、広告等においてリターンとリスクとをバランスのとれた形で表示することは重要であり、ご指摘の規定は、その旨を義務づけているものと考えられます。 |
| 101 | 広告等の表示方法における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて「著しく異ならない大きさで」（金商業等府令案第76条第2項）ではなく、あまり違わない程度のバランスを求めるべきである。 | |
| 102 | リスク事項の表示方法については、文字の大きさについて規定するだけではなく、リスク事項をリターンなどのメリットに関する情報の近くに表示するなど、相互のつながりが分かりやすい形で表示させるべきである。 | ご指摘のとおり、広告等においてリターンとリスクとをバランスのとれた形で表示することは重要であり、「リスク事項をリターンなどのメリットに関する情報の近くに表示するなど、相互のつながりが分かりやすい形で表示」することが望ましいと考えられます。 |
| 103 | 多くの広告は、メリット情報とリスク情報が別々の場所に表示されている。メリットとリスクを同一文の中に表示し、消費者にとって理解・判断しやすい表示にすべきである（金商業等府令案第76条第2項）。 | |
| 104 | 広告規制が充実される方向性となっていることに賛成。金商業等府令案第76条第2項のリスク情報は、メリット情報との対比が容易なように表示することが必要。 | |
| 105 | 金商業等府令案第76条第2項のリスク情報の表示方法について、最も大きな広告表示事項と著しく異ならない大きさで表示するのみならず、広告で掲げられているメリットと同程度の大きさの文字又は数字で、メリットと並べるといった表示の分かりやすさを配慮した規定を設けてほしい。 | |
| 106 | リスクがある商品とない商品の組合せの場合（例：通常の預金＋外貨預金又は投資信託）は、バランスの問題という観点で、消費者に誤解を受けないような表現に留意するようにしないという規定振りにしてほしい。 | ご指摘のいわゆるセット商品については、ご指摘のとおり、「消費者に誤解を受けないような表現に留意する」必要があると考えられます。この点に関して、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して重要事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が禁止されていることに留意が必要と考えられます（金商業等府令第117条第1項第2号）。 |
| 107 | 「当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさ」（金商業等府令案第76条第2項）という部分は、基準が抽象的・主観的である。具体的基準に修正してほしい。 | 金商業等府令第73条第2項は、広告等においては当該商品のメリットとリスクについてバランスのとれた表示がなされることが重要であるとの観点から、リスク情報等について、「商品名」や「業者名」等を含む他の事項と「『著しく』異ならない大きさ」で表示すべき旨を定めるもので、広告等が有する影響力の大きさに鑑みれば、投資者保護上必要な規制と考えられます。 |
| 108 | 広告等では、金商法施行令案第16条第4号・第5号で規定する事項について、「（当該広告等において）当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする」とされているが、「著しく異ならない」とは、ポイント数で2倍程度までは含まれるとの理解でよいか。 | 「広告等規制」では、リスク情報等を表示する文字・数字の大きさについて、「広告等」であることの趣旨に鑑み、当該広告等の中で最大の大きさの文字・数字を用いることまでは義務づけていません。<br>金商業等府令第73条第2項は、広告等において、利用者の視点から、当該商品のメリットとリスクについてバランスのとれた表示をすることが重要であるとの観点から、リスク情報等について、「商品名」や「業者名」等を含む他の事項と「『著しく』異ならない大きさ」で表示すべき旨を定めるもの |
| 109 | 広告規制において、広告に表示する文字又は数字のポイント数について制限はあるのか。 | |
| 110 | 広告の表示方法において、最も大きな文字又は数字のうち最も大きなものと「著しく異ならない | |

| | | |
|---|---|---|
| | 大きさ」で表示するものとあるが（金商業等府令案第76条第2項）、「著しく異ならない大きさ」とは、対象とされる文字等の大きさの何割程度まで許容されるのか具体的に規定してほしい。 | です。<br>　具体的にどの程度の大きさの文字・数字を用いれば当該規制に適合するかについては、個別事例ごとに、利用者の視点から当該広告等の全体を見た場合にバランスがとれたものとなっているかどうかという観点から実質的に判断されるべきものであり、一律の形式的基準を設けることは適当でないと考えられます。 |
| 111 | 　広告等における表示について、「文字の大きさが一定程度以上（例えば12ポイント以上など）であれば許容される」といった基準を設けてほしい。 | |
| 112 | 　広告等の表示方法として、リスク情報等は最大の文字又は数字と著しく異ならない大きさで表示すべき旨が定められているが、もう少し具体的に示してほしい。 | |
| 113 | 　広告等に表示すべきリスク情報（金商法施行令案第16条第4号・第5号）の文字・数字は、他の事項の最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示すべきとあるが、これを厳格に解すると、タイトルまで比較対象となりうる。しかし、リスク情報をタイトルと同じ大きさの文字・数字で表示すると、かえって読みづらくなる可能性もあるので、あくまでも著しく異ならない大きさで表示すればよいとの理解でよいか。 | |
| 114 | 　金商業等府令案第76条第2項において、広告等の文字又は数字に関して、「最も大きなものと著しく異ならない大きさ」とは、どの程度のポイント（大きさ）の差を言うのか。 | |
| 115 | 　金商業等府令案第76条第2項及び第267条第2項において、金商法施行令案第16条及び第18条「第4号及び第5号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする」とあるが、著しく異ならない大きさとは如何なる大きさを指すのか、具体的な基準を明示してほしい。 | |
| 116 | 　金商業等府令案第76条第2項に関し、文字の最低ポイントを例えば12ポイントと定めれば、その基準を満たすことで十分な文字の大きさが確保されるとの理解でよいか。 | |
| 117 | 「最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示する」とあるが（金商業等府令案第76条第2項）、文字の大きさにかかわらず、枠を用いたり、文字を装飾したり、目立つ表示をすることも可としてほしい。 | 　リスク情報等を表示するに当たり、枠を用いたり、文字を装飾したり、目立つ表示をすることは望ましい措置と考えられますが、「最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示する」との規制を遵守する必要があると考えられます。 |
| 118 | 　リスク情報については、明瞭かつ正確に表示し、「最も大きなものと著しく異ならない大きさ」（金商業等府令案第76条第2項）で表示していれば、文字や数字の大きさは問わないとの理解でよいか。 | 　貴見のとおりと考えられますが、広告等において利用者の視点からメリットとリスクについてバランスのとれた表示をすることが重要であると考えられます。 |
| | **（文字・数字の大きさの比較対象）** | |
| 119 | 　商品名、著作権文言、帳票用度番号等も、金商業等府令案第76条第2項の規制対象となるのか。 | 　商品名、著作権文言、帳票用度番号等も「当該事項以外の事項の文字又は数字」（金商業等府令第73条第2項）に該当するものと考えられます。<br>　なお、広告等規制では、リスク情報を表示する文字・数字の大きさについて、当該広告等の中で |

| | | |
|---|---|---|
| | | 最大の文字・数字と異ならない大きさとすることまでは義務づけていません。 |
| 120 | 広告等では、金商法施行令案第16条第4号・第5号で規定する事項について、「(当該広告等において)当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする」とされているが(金商業等府令案第76条第2項)、この「当該事項以外の事項の文字又は数字」には商品名や金融商品取引業者名は含まれず、他の商品説明に関する表示部分と著しく異ならない大きさにすればよいか。 | 広告等においては、リスク情報について投資家の注意を喚起するような表示を行うことが重要であり、当該事項の文字・数字の大きさの基準となる「当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなもの」の範囲から、タイトル(表題)・見出し・商品名や業者名等を除外することは、適当でないと考えられます。 |
| 121 | リスク情報につき、「最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさ」で表示するとあるが(金商業等府令案第76条第2項)、広告等において見出し等は大きく表示することが一般的であるため、「見出し以外の本文との比較で著しく異ならない大きさで表示する」等としてほしい。 | |
| 122 | 広告の表示方法において、最も大きな文字又は数字のうち「最も大きなものと著しく異ならない大きさ」で表示するものとあるが(金商業等府令案第76条第2項)、商品名、運用会社名あるいは広告等のタイトルなど、社会通念上格別に大きく表示されることが一般的なものはここでいう「最も大きな」ものからは除かれるとの理解でよいか。 | |
| 123 | 金商法施行令案第16条第4号及び第5号(顧客の判断に重要な影響を及ぼすもの)に掲げる事項は、「それ以外の事項」の文字又は数字のうち「最大のものと著しく異ならない大きさ」で表示するとあるが(金商業等府令案第76条第2項)、「それ以外の事項」に表題部や見出しや図表における文字(通常16～18ポイント相当)は含まれないようにしてほしい。 | |
| 124 | 広告等では、政令で定めるリスク情報の文字・数字の大きさについて、その他の事項の最も大きなものと「著しく異ならない大きさ」で表示することとされているが(金商業等府令案第76条第2項)、この「その他の事項」から表題を除いてほしい。 | |
| 125 | 表示方法に関する規定(金商業等府令案第76条第2項)に関し、表題等は規制の対象外との理解でよいか。 | |
| 126 | 金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の広告等の表示方法として、特にリスク情報は当該事項以外の事項の最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示することが求められている(金商業等府令案第76条第2項)。ここでいう「当該事項以外の事項」とは、金商法施行令案第16条第4号・第5号以外の事由を意味するのであり、他の部分と比較してかなり大きな活字で記されることのあるパンフレット・ポスター等の冒頭の広告等の商品名(ないしは愛称)等との対比で著しく異ならない大きさで表示することを求めるものではないとの理解でよいか。 | |
| 127 | 「令案第16条第4号及び第5号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は | |

| | | |
|---|---|---|
| | 数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示する」とあるが（金商業等府令案第76条第2項）、「当該事項以外の事項」とは法第37条第1項各号に掲げる事項及び金商法施行令案第16条各号（第4号及び第5号を除く）に掲げる事項に限定されるか。<br>　限定される場合、「当該事項以外の事項」から法第37条第1項第1号を除外してほしい。<br>　限定されない場合、「当該事項以外の事項」から法第37条第1項第1号のほか、当該金融商品取引業者等の商標、並びに当該金融商品の名称、愛称、及び商標など、広告において比較的大きな文字を用いることが一般的であり、これと著しく異ならない大きさでリスク情報を表示するとかえって読みにくくなるような事項を除外してほしい。<br>　また、「著しく異ならない大きさ」について具体的な基準を示してほしい。 | |
| 128 | 　リスク説明を行う文字の大きさに関し、広告上の文字又は数字の中で「最も大きなものと著しく異ならない大きさ」で表示する必要があるとされているが（金商業等府令案第76条第2項）、ウェブページを含め、キャッチコピー、見出し、タイトル等ではなく、ボディコピー又は説明本文における文字の大きさに比較した大きさと考えてよいのか。 | |
| | **▼顧客が支払うべき手数料等の表示** | |
| | **（「手数料等」の範囲）** | |
| 129 | 　広告等に表示すべき手数料情報は、投資家の投資判断において重要な情報であるが、店頭取引においては手数料の算出基準が業者により異なる可能性が否定できない。このため、投資家の誤認防止の観点から、手数料そのものをきちんと定義づけてほしい。 | 　金商法においては、金融商品取引において顧客が支払うべき実質的な手数料を明らかにするという観点から、広告等に表示する「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものとして定義づけております（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 130 | 　金商業等府令案第77条第1項に「手数料等」に関する事項が規定されているが、信託契約等において「信託事務の諸費用等」が規定されている場合の当該諸費用等は手数料等に該当するのか。 | 　広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、「信託事務の諸費用等」も「手数料等」に含まれるものと考えられます。 |
| 131 | 　広告等にあたって表示を要する「手数料等」は、名称を問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価とされているが（金商業等府令案第77条第1項）、その範囲を明確にしてほしい。例えば、契約締結費用は含まれるか。 | 　広告等に表示すべき「手数料等」とは「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものと定義されており（金商業等府令第74条第1項）、金融商品取引契約に係る契約締結費用も「手数料等」に含まれるものと考えられます。 |
| 132 | 　「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」（金商業等府令案第77条第1項）とは、顧客が誰に対して支払うべき対価か。<br>　例えば、投資信託受益権等における信託財産留保額（信託期間の途中で換金する場合に、ファンド運用の安定性を高めるのと同時に長期に保 | 　広告に表示すべき「手数料等」（金商業等府令第74条第1項）には、顧客から業者に直接・間接に支払われる対価が含まれるものと考えられますので、ご質問の「信託財産留保額」も「手数料等」に含まれるものと考えられます。<br>　なお、租税は「手数料等」に含まれないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 有する受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保される資金）は、換金代金から控除されるものであるが、手数料等に含まれるか。<br>　また、租税に関する事項も含まれるか。<br>　また、「契約に関して」とは、権利の取得時及び保有の期間及び換金時のすべてを含むか。 | 　また、「契約に関して」とは、権利の取得時、保有期間及び換金時のすべてを含むものと考えられます。 |
| 133 | 「顧客が支払うべき対価の合計額」（金商業等府令案第77条第1項）は、投資信託であれば、販売手数料、信託報酬、信託財産留保額、税金（所得税、住民税等）も含まれるのか。 | 　広告に表示すべき「手数料等」（金商業等府令第74条第1項）には、顧客から業者に直接・間接に支払われる対価が含まれるものと考えられますので、投資信託における販売手数料、信託報酬、信託財産留保額は「手数料等」に含まれるものと考えられます。<br>　一方、税金（所得税、住民税等）については「手数料等」に含まれないものと考えられます。 |
| 134 | 　金商業等府令案第77条第1項の「手数料等」とは、投資一任契約に係る業務及び投資助言業務の広告については投資一任報酬及び投資顧問報酬を指すものであり、例えば組入資産の売買手数料等は含まれないとの理解でよいか。 | 　広告等に表示すべき「手数料等」（金商業等府令第74条第1項）には、顧客から業者に直接・間接に支払われる対価が含まれるものと考えられますので、投資一任契約における「手数料等」には、組入資産の売買手数料等も含まれるものと考えられます。<br>　一方、投資顧問契約においては、金融商品取引業者等は投資判断について顧客に対し助言を行うのみで、有価証券等に対する投資自体は顧客自身が行うものと考えられますので、投資顧問契約に係る「手数料等」に、有価証券等の売買手数料等は含まれないものと考えられます。 |
| 135 | 　金商業等府令案第77条第1項の手数料等に、信託報酬のように顧客が間接的に負担することとなるものも含まれる場合、同項の「対価」には投資信託における投資対象たる株式の売買手数料のようなものも含まれるのか確認したい。仮に含まれるならば、売買手数料については金額や計算方法を明らかにすることができないため、同項ただし書により表示できない理由を示さなければならないということになるとの理解でよいか。 | 　広告等に表示すべき「手数料等」（金商業等府令第74条第1項）には、顧客から業者に直接・間接に支払われる対価が含まれるものと考えられますので、「手数料等」には、投資信託における投資対象たる株式の売買手数料も含まれるものと考えられます。<br>　なお、「手数料等」については「上限額」の表示でも足りることとし、かつ広告等においては「手数料等」の「概要」の表示で足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。したがって、例えば株式の売買手数料について、これらの表示をすることができない場合に「その旨及びその理由」を表示することになりますが、広告等における具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 136 | 　金商業等府令案第77条第1項において「金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」という場合、「顧客が負担する」ではなく、「顧客が支払うべき」という表現が使われているため、例えば投資信託における信託報酬のように、顧客が間接的に負担することとなるものも含むという趣旨であれば、「支払うべき」という表現を「負担すべき」と改めるべきではないか。 | 　広告等に表示すべき「手数料等」（金商業等府令第74条第1項）には、顧客から業者に直接・間接に支払われる対価が含まれるものと考えられますので、貴見のとおり、顧客が間接的に負担することとなるものを含むと考えられます。ただし、ご指摘の信託報酬についても、顧客が間接的に「支払」っているといい得るものと考えられますので、条文の表現を変更する必要まではないものと考えられます。 |
| | **（外枠手数料が存しない場合等）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 137 | 広告等に表示すべき手数料等の情報について、金商法施行令案第16条や金商業等府令案第77条の「顧客が支払うべき対価」とは、例えば外枠での手数料、解約手数料及び投資信託の信託報酬のように、価格とは別途に表示されるべき対価であるとの考え方か。 | 広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除くものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、価格とは別途に表示される対価に限られるわけではありません。 |
| 138 | 金商業等府令案第77条第1項に「手数料等」に関する事項が規定されているが、金融商品取引業者等が顧客の相手方となって相対で成立させる取引（外国株式の国内店頭取引、既発債の取引等）で、当該取引に係る約定金額の内に含まれる手数料相当額は手数料等に該当するのか。 | いわゆる外枠手数料を徴収しない取引であっても、「有価証券の価格」等と「手数料等」に相当する部分とを切り分けることが可能な場合には、後者に関する情報を広告等に表示すべきものと考えられます。<br>なお、ご意見等も踏まえ、手数料等については、「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。したがって、上限額や計算方法も表示できないような場合に「その旨及びその理由」を表示することになるものと考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（手数料等の計算方法）** | |
| 139 | 例えば、通貨オプションを計算方法で示す場合には、「通貨オプションの権利行使の結果生じる為替予約の額に対する割合」を表示することとなるが、具体的にはどういうケースを想定しているか。また、「金融商品取引行為を行うことにより生じた利益」とは何を指すか。 | 「デリバティブ取引等の額・・・に対する割合」（金商業等府令第74条第1項）は、手数料等の計算方法の例示にすぎず、これ以外の方法で計算される手数料等については、当該方法を表示する必要があります。例えば、ご質問の「通貨オプション」については、いわゆるオプション料（プレミアム）に対する割合等を指すものと考えられます。<br>「金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合」（同項）とは、例えば金融商品の利回りのうち一定割合が手数料等として徴収される場合（いわゆる成功報酬等）等を想定するものです。 |
| 140 | 広告等に表示すべき手数料等の割合を計算する際の「運用財産の額」には、手数料や消費税等は含まれるか。 | 貴見のとおり、手数料や消費税等も含まれるものと考えられます。 |
| 141 | 金商法施行令案第16条第1号に規定する「顧客が支払うべき手数料」について、金額表示ではなく税込み手数料率の表示で足りるとの解釈でよいか明確にしてほしい。 | 貴見のとおり、手数料等に関する計算方法として、税込み手数料率を表示することも許容されるものと考えられます。 |
| | **（手数料等の額を表示できない場合）** | |
| 142 | ラップ口座（＝SMA）は投資一任契約に基づき一任運用するものであり、投資信託ラップの場合などは、論理的に、あらかじめ信託報酬の総額を明記することはできないと考えられる。<br>したがって、この場合には「表示できない旨及びその理由」の表示を許容する金商業等府令案第77条第1項ただし書が適用されることを確認したい。 | 手数料等の種類が多岐に亘る場合など、広告等にそのすべてを表示することが困難な場合も想定されることから、ご意見も踏まえ、手数料等は「上限額」の表示でも足りることとし、かつ広告等においては「概要」の表示でも足りることとするよう規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。これらの表示もできない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになると考えられます。<br>例えば、各投資信託ごとに複数の信託報酬が |

| | | |
|---|---|---|
| | | あり、そのすべてを表示することができない場合には、「手数料の上限額の概要」として最も高い信託報酬を表示する方法も妨げられないものと考えられます。<br>　また、そうした概要情報を表示した上で、手数料等の詳細は「目論見書等に記載されていること」「販売会社に問い合わせるべきこと」などを表示する方法も、妨げられないものと考えられます。<br>　いずれにせよ、どのような場合が手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要を「表示をすることができない場合」に該当するか、また、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 143 | 　例えば外国投資信託における監査費用など、金額の確定しない費用については、表示ができない理由として「確定していない」ことを広告等に表示すればよいか。<br>　なお、当該費用の内容と、費用が発生すること、顧客の負担となることは表示されることを前提とする。 | 　手数料等の種類が多岐に亘る場合など、広告等にそのすべてを表示することが困難な場合も想定されることから、ご意見も踏まえ、手数料等は「上限額」の表示でも足りることとし、かつ広告等においては「概要」の表示でも足りることとするよう規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。これらの表示もできない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになると考えられます。<br>　なお、ご指摘のように、顧客が負担すべき費用が確定していないため広告等への表示ができない場合には、「その旨及びその理由」を表示する前提として、当該費用が発生すること、当該費用の概要及び当該費用が顧客負担となることを表示する必要があると考えられます。<br>　いずれにせよ、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 144 | 　プライベート・エクイティ・ファンドでは、運営上発生する費用（監査費用、売買手数料、郵送料、振込手数料、弁護士等への報酬等）を実費で出資者負担とする定めを契約上設けていることが一般的だが、これらについては合計額又は計算方法を表示することができない場合としてその旨を表示することでよいか（金商業等府令案第77条）。 | |
| 145 | 　投資事業組合の運営にかかわる費用は、組合財産（組合員からの出資金）により負担することを慣例としており、顧客に対して出資金とは別に費用負担を求めることは通常はない。主な費用としては、運用報酬である管理報酬、運用成果に応じて運用者に対して支払われる成功報酬があり、これらについては計算方法を組合契約に定めている。このほか出資対象事業を営む上で発生する費用（監査費用、売買手数料、郵送料、振込手数料、弁護士等への報酬等）についても組合財産から負担できるとされているが、これらについては、実費を負担するものであり、当初から金額が決まっているわけではない。そこで、これらについては、「当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合」に該当し、「その旨及びその理由」を表示すればよいとの理解でよいか。 | |
| 146 | 　金額の確定していない費用については、確定していないことを、費用合計額の表示ができない理由として表示することが認められるか。 | |
| 147 | 　店頭デリバティブのような市場性商品で、かつ、計算方法を明示できない場合、提案時に呈 | 　ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、確定した金額等又は計算方法を表示すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 示する対価の合計額と、実際に支払うことになる対価の合計額に差異が生じることになるが、問題ないか。 | ができない場合には、「上限額」又はその計算方法の概要を表示することができるよう規定を修正いたします。更に「上限額」又はその計算方法の概要も表示できない場合には、「その旨及びその理由」（金商業等府令第74条第1項）を表示する必要があります。 |
| | **（手数料等を表示できない理由の表示方法）** | |
| 148 | 金商業等府令案第77条第1項に関し、手数料等の額を表示することができないとした場合の理由に関して、どの程度の内容を表示する必要があるのか。理由の表示に関しての適否の判断基準のようなものが示されるのか。 | 理由の表示の適否は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、顧客が当該理由を的確に理解できるよう表示する必要があると考えられます。 |
| | **（手数料等の表示方法）** | |
| 149 | 例えば、匿名組合契約方式の場合の「合計額又はその計算方法」とは、全投資家が負担すべき手数料として、「物件価格の○○％、総額××円」と表示すれば足りるか。あるいは、各投資家が支払うべき個別の手数料として、匿名組合出資持分単位ごととの表示（例えば、持分1億円当り△△円）と表示してもよいか。 | 全顧客が支払うべき手数料等の総額等に関する表示では足りず、各顧客がそれぞれに支払うべき手数料等の金額・割合等について表示する必要があるものと考えられます。 |
| 150 | 顧客が支払うべき手数料は総額表示（物件価格の○○％、総額××円等）を認めてほしい。仮に各投資家が支払うべき個別の手数料額を表示する場合には匿名組合出資持分単位ごととの表示とし、例えば1億円当たり△△円等と表示しても構わないか。 | |
| 151 | 「顧客が支払うべき対価」（金商業等府令案第77条第1項）については、合計額と計算方法の表示が混在してもよいか。 | 手数料等の表示において、合計額と計算方法が混在することも妨げられないと考えられますが、顧客が当該金融商品取引契約に係る手数料等の全容を的確に理解できるような表示をする必要があると考えられます（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 152 | 金商業等府令案第77条第1項に関し、手数料の額は自由化されており、金融商品取引業者によって様々なバリエーションが考えられると思うが、表示は金融商品取引業者の手数料体系すべてが対象となるのか。 | 当該広告等の対象となっている個別又は複数の金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき「手数料等」が表示される必要があると考えられます（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 153 | 金商業等府令第77条第1項の「顧客が支払うべき対価」について、広告の内容が特定の商品に絞ったものである場合には、他の商品に関する表示は省略できるのか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 154 | 金商業等府令案第77条第1項に関し、当該顧客が支払うべき手数料等がない場合、「手数料無し」についての表示が必要か。 | 広告等には「手数料等の合計額」等を表示すべきものとされており、仮に「手数料等の合計額」等がない場合には「なし」と表示する必要があるものと考えられます。<br>なお、「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から「有価証券の価格」等を除くものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、顧客が間接的に負担している費用等も含まれている点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **（他の書面の引用等）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 155 | 例えば、投資信託の取扱い銘柄の一覧等、複数の商品についての広告物を想定した場合、一覧性を確保するためには、一つ一つの商品の説明に利用可能なスペースには限りがある。このような場合においては、金商業等府令案第77条第2項以下についての表示は省略し、「信託報酬がかかります。目論見書でご確認ください。」等と表示すればよいか。 | ご質問のような表示では、手数料等の表示義務を適切に履行したことにはならないものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、広告等においては、手数料等の「上限額」の「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 156 | 広告等表示事項とされている「出資対象投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等の合計額又はその計算方法」（金商業等府令案第77条第2項）については、出資対象証券が多数になった場合など、やむをえない事情がある場合には、目論見書等を参照することを可能としてほしい。 | 投資者保護の観点から、広告等自体に、顧客が当該金融商品取引契約において支払うこととなる手数料等の概要等が表示される必要があると考えられ、契約締結前交付書面や目論見書を引用することのみでは足りないものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、広告等において表示すべき手数料等としては、その合計額又はその計算方法に代えて上限額又はその計算方法を表示する方法を可能とするとともに、広告等においてはそれらの「概要」が示されればよいこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 157 | 広告等においては、手数料等の概要を表示し、詳細については目論見書（契約締結前書面）を参照していただく旨の表示は認められるかを確認したい。 | |
| 158 | 金商業等府令案第77条において、広告等を行うに当たりその表示事項に「顧客が支払うべき（すべての）対価の合計額又は計算方法」と規定されているが、商品ファンドにおける費用は多岐に亘っており、管理手数料は成功報酬、先物売買手数料など試算額や運用次第により変動する事項も多く、更に複数の商品投資顧問会社を起用する場合は基準となる運用資産（配分）が変動するだけでなく、その手数料率や成功報酬も一律ではないので、すべての費用の合計額を明確に表示することは不可能であると考える。また計算方法の事項も相当数に亘るため、広告において表示できる事項をすべて表示することは、①複雑で難解なものとなる場合があり、かえって消費者を混乱させ、分かり辛いものとなる可能性がある②表示するためにより多くのスペースが必要になることから現実的に広告を行うこと自体が不可能に近いものになると考える。<br>現在、商品ファンドの契約前交付書面においては既に、顧客が支払うべき費用としてすべてに事項が開示され、その内容、金額、料率等が詳細に記載されており、金商法施行後の契約前交付書面においても同様の内容が記載されたものが交付されます。したがって、広告等を行うにあたっての表示事項は、販売手数料や解約手数料など投資家が直接、支払う事項の表示にとどめ、合計額を明確にできる事項以外の費用については、その項目のみを列記することとし、契約前交付書面を熟読する旨を表記することで対応したい。 | |
| 159 | 商品ファンドの手数料の表示については、現在、契約前交付書面においても既に顧客が支払うべき費用としてすべての費用を記載すると同時に、その内容、料率等詳細に記載されており、金商法施行後の契約前交付書面においても同様の内容が記載されたものが交付される。したがっ | |

| | | |
|---|---|---|
| | て、広告等を行うにあたっての表示事項は、合計額を明確にできるもの以外の費用については、その項目を列記することとし、契約前交付書面を熟読する旨を表記することで対応することとしてほしい。 | |
| 160 | 商品ファンドではその形態を問わずその中で支弁され、投資家が負担することとなる費用や報酬などの対価は、あらかじめその額が固定されているもの、料率が決まっているもの、計算方法は決まっているもののその説明に多くの定義や補足説明が必要なもの、及び項目のみ事前に分かっていて請求の到着以降に金額が判明するものなどがある。<br>金商業等府令案第77条では名称を問わず顧客が支払うべき対価を表示することとなっているが、これらの対価を、スペースに制約のある広告において詳細に記載することは文字数・サイズなどの観点からも表現に不足を招く、あるいは過剰な文字数によりかえって投資家の注意を散漫させてしまい、投資家に誤解や認識の違い等を生ぜしめることとなる可能性もあり、ひいては投資家の不利益につながるおそれがある。<br>広告においては、主要項目区分や所与の金額、固定料率などの表示にとどめても、詳細については、契約締結前の書面が交付されることから投資者保護に支障をきたすおそれはないと考えられることから、広告における対価の表示については締結前交付書面の概要的なものにしてほしい。 | |
| 161 | 広告等に表示すべき手数料等については、合計額を明確にできるもの以外の費用については、その項目を列記することとし、契約締結前交付書面を熟読する旨を表記することで対応できると認めてほしい(金商業等府令案第77条)。 | 手数料等の「上限額又はその計算方法の概要」(金商業等府令第74条第1項)を表示できる場合には、当該表示をする必要があると考えられます。 |
| 162 | 顧客への直接の販売会社となっていない金融商品取引業者が特定の金融商品について広告を行う場合、委託手数料等は販売会社ごとに異なり、すべて表示するのは事実上不可能であることから、「委託手数料等のお客様が支払う対価については、各販売会社にお問い合わせください」と表記すれば足りるか。 | ご指摘の「委託手数料等のお客様が支払う対価については、各販売会社にお問い合わせください」との表記では足りず、手数料等の「上限額又はその計算方法の概要」(金商業等府令第74条第1項)を表示できる場合には、当該表示をする必要があると考えられます。 |
| 163 | 顧客への直接の販売会社となっていない金融商品取引業者が特定の金融商品について広告を行う場合、「委託手数料等のお客様が支払う対価については、各販売会社にお問い合わせください」と表記すれば足りるか。(委託手数料等は販売会社ごとに異なり、すべて表示するのは事実上不可能であるため。) | |
| 164 | 金商業等府令案第77条において、広告等の表示事項においては「金融商品取引契約に関して支払うべき対価の合計額又はその計算方法」をすべて表示するよう規定されているが、商品ファンドでは費用の項目は多岐に渡っており、広告の目的上すべての費用を明確に表示するというのは | 広告等において手数料の合計額又はその計算方法を表示することは、投資者が手数料の全体を把握した上で投資判断を行うことができるようにするとの趣旨によるものであり、投資者保護の観点から、重要なものと考えられます。<br>一方、投資者が手数料等の全体を的確に理解 |

| | | |
|---|---|---|
| | 不可能と考えられる上、これを実行した場合には表示が複雑かつ難解なものとなり、投資者にとってかえって混乱するものと懸念される。<br>　また、商品ファンドでは、現在、契約締結前に交付する書面には投資者が支払うべきすべての費用・計算方法等を記載しており、また、金商法施行後の契約前交付書面においても同様の内容を記載するので、広告等の表示事項は、合計額を明確にできるもの以外の費用について、その項目を列記することとし、契約前交付書面を熟読する旨を表示することで足りることとしてほしい。 | できるような表示であることも重要と考えられることから、ご意見も踏まえ、「合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）ので、「投資者が支払うべきすべての費用・計算方法等の概要」を各別に表示することに加えて、投資者保護の観点から、手数料の合計額等を表示する必要があると考えられます。 |
| 165 | 　金商業等府令案第77条において、広告等の表示事項においては「金融商品取引契約に関して支払うべき対価の合計額又はその計算方法」をすべて表示するよう規定されているが、商品ファンドでは費用の項目は多岐に渡っており、広告の目的上すべての費用を明確に表示するというのは不可能と考えられる上、これを実行した場合には表示が複雑かつ難解なものとなり、投資者にとってかえって混乱するものと懸念される。<br>　また、商品ファンドでは、現在、契約締結前に交付する書面には投資者が支払うべきすべての費用・計算方法等を記載しており、また、金商法施行後の契約前交付書面においても同様の内容を記載するので、広告等の表示事項は、合計額を明確にできるもの以外の費用について、その項目を列記することとし、契約前交付書面を熟読する旨を表記することで足りることとしてほしい。 | |
| | **（手数料等の種類ごとの表示）** | |
| 166 | 　ファンド・オブ・ファンズ等においては、ファンドの信託報酬の中に個々のファンズの信託報酬を含めて表示するようになっているが、ファンドとファンズの信託報酬を別々に表示すべきであろう。<br>　ファンド・オブ・ファンズは、二重に信託報酬がかかっているため、手数料等が高めになる傾向がある。その事実を消費者が理解して自己決定できるよう情報が提供されるようにしてほしい。 | 　ご意見を踏まえ、「手数料等の種類ごとの金額若しくは上限額又はこれらの計算方法の概要」を広告等において表示することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 167 | 　金商業等府令案第77条第1項に関し、手数料等を金額で表示する場合に、合計金額のみではなく個別の金額での表示も可能としたい。 | 　顧客が手数料等の全体を把握できるよう、個別の金額のみならず、それらを足し合わせたものが「手数料等」となる旨を表示すべきであると考えられます。<br>　なお、ご意見を踏まえ、「手数料等の種類ごとの金額若しくは上限額又はこれらの計算方法の概要」を広告等において表示することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 168 | 　金商業等府令案第77条第1項には、手数料等の合計額を表示するとあるが、その内訳は必要ないのか。 | |
| 169 | 　「顧客が支払うべき対価」（金商業等府令案第77条第1項）については、合計額を表示していれば、その内訳の表示は不要との理解でよいか。 | |
| | **（上限額の表示）** | |
| 170 | 　広告等には「手数料等」の合計額や割合を表示すべき旨が定められているが、投資信託では、販売手数料、信託報酬、実績報酬、解約手数料や信託財産留保額等が該当し、販売時、保有時、売却時等で様々である。保有期間や運用実績等で「手数料等」の合計額は変動することや、実額負 | 　手数料等の合計額等に代えて上限額等を表示する方法も、顧客が支払うべき手数料等をあらかじめ明らかにするという規定の趣旨と整合的であることから、ご意見を踏まえ、そうした表示を可能とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 担となる報酬・費用等については事前に確定できないこと等から、実務的に、合計額(金額・割合)を表示することは難しい。<br>更に、ファンド・オブ・ファンズの場合には、投資対象ファンドが運用の過程で入れ替わるので、事前に合計額を算出できない。<br>手数料等を一覧的に表示することを基本としつつ、それぞれの場面におけるコストを上限で表示したり、別々に表示することを認めるなど、実務にあった表示方法としてほしい。 | ファンド・オブ・ファンズの場合など、1つの金融商品取引契約につき複数の種類の「手数料等」がある場合で、各手数料等の「種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」を表示した上で、「当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」を表示する必要がありますが、ご指摘のような「実額負担となる報酬・費用等について事前に確定できない」場合には、例えば「合計額の上限額又はその計算方法の概要」を表示することも可能であると考えられます。 |
| 171 | 「対価の合計額又は計算方法」(金商業等府令案第77条第1項)とあるが、届出書と同様、具体的な手数料等の金額又は料率に変えて、これらの上限のみを表示することができることとしてほしい。 | |
| | **(手数料等の概要の表示)** | |
| 172 | 広告等に表示すべき「手数料等」について、例えば株式の委託手数料など複数の手数料テーブルを用意している場合、そのすべてを表示することは困難であることから、代表的なテーブルのみを表示することでもよいか。 | ご意見を踏まえ、広告等においては手数料等の「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第74条第1項)。 |
| | **(債券等売買取引における手数料等)** | |
| 173 | 引受価格と販売価格の差額は発行体が負担するコストと考えられることから、顧客が支払うべき対価には当たらず、広告等に表示すべき「手数料等」に該当しないとの理解でよいか。仮に該当するのであれば、「差額は引受人の手取りになります」等の表示で足りるか。 | 広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除くものとして定義されており(金商業等府令第74条第1項)、基本的には有価証券の価格それ自体は「手数料等」に当たらないものと考えられます。したがって、ご質問の「引受価格と販売価格の差額」や「他社株転換条項付社債や外貨建て仕組債の売出しについて、販売会社とアレンジャーとの発行価格の差」、「債券売買取引における売買価格差」は、基本的に、広告等において表示の対象となる「手数料等」に該当しないものと考えられます。<br>ただし、手数料等を価格等に織り込むことにより一律に手数料等の開示が不要になるとはいえず、実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合には、当該手数料等についての表示が必要となると考えられます。<br>なお、ご意見等も踏まえ、手数料等については、「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第74条第1項)。したがって、上限額や計算方法も表示できないような場合に「その旨及びその理由」を表示することになるものと考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、ご指摘の「差額は引受人の手取りになります」は、手数料等の計算方法の概要であると認 |
| 174 | 広告等には、手数料等の情報として、いかなる名称によるかを問わず顧客が支払うべき対価の合計額又は計算方法を表示することが定められているところ(金商業等府令案第77条第1項)、他社株転換条項付社債や外貨建て仕組債の売出しについて、販売会社とアレンジャーとの発行価格の差は事実上の手数料となるが、この差額を明記しなければならないのか。 | |
| 175 | 自己が相対して売買を成立させ外枠手数料を徴収しない債券売買取引にかかる価格は、①刻々と変化する相場水準、②取引対象銘柄固有の流動性リスク、③銘柄の信用リスク、④ヘッジ・コスト、⑤取引コストなどを勘案したものであるとともに、同一時点であっても販売金額等の違いにより価格が異なる一物二価の性質を有している。<br>また、通常は、上記のファクターにより各社各様で定める時価を基準にコストを加味して手持ち商品の価格を決定しており、仕入れ値(簿価)を基準に売買価格を決定しているわけではない。したがって、販売価格に占める業者の利益のみを切り出して算定することは、困難であると考える。<br>また、仮に売買価格差が販売対価の「手数料」であれば消費税の課税対象となるはずであるが、そのような取扱いはなされていない。<br>したがって、こうした売買価格差については対 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 象となる有価証券の価格の一部と認識し、広告等に表示すべき「手数料」には該当しないとの理解でよいか。また、既発行銘柄の売出し価格についても、同様であるとの理解でよいか。 | められ、そのような表示方法も許容され得るものと考えられます。 |
| 176 | 金商業等府令案第77条第1項には「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」とあるが、債券取引においては、取引相手方である業者等の収益が取引価格にすべて含まれており、「顧客が支払うべき対価は取引価格のみ」というのが慣行である。条文の中で「有価証券の価格を除く」ともあることから、債券の場合は、顧客が支払うべき対価は、表示不要との理解でよいか。又は、「ただし、当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。」とあるが、「価格に手数料が織り込まれているため、表示できない」とするべきか。 | |
| 177 | 既発行の債券等の店頭仕切り売買においては「顧客が支払うべき対価」の概念がないことから、広告や契約締結前交付書面の記載事項における「手数料等」の項目は、「店頭仕切りである旨」を表記することが必要となるのか。 | |
| | **（デリバティブ取引に係る手数料等）** | |
| 178 | 店頭デリバティブ等は、通常、価格に手数料該当分が織り込まれている。したがって、その場合は、理由として、「通常価格に手数料該当分が織り込まれているため、表示できない」とすることでよいか。 | 広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、基本的には取引の対象となるものそれ自体の対価は「手数料等」に該当しないものと考えられます。<br>ただし、手数料等を価格等に織り込むことにより一律に手数料等の開示が不要になるとはいえず、実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合には、当該手数料等の表示が必要になると考えられます。ご質問のように取引価格に業者の手数料相当部分が含まれている場合には、広告等への表示が必要になると考えられます。<br>なお、ご意見等も踏まえ、手数料等については、「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。したがって、上限額や計算方法も表示できないような場合に「その旨及びその理由」を表示することになるものと考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 179 | 金商業等府令案第77条第1項には「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」とあるが、店頭デリバティブ等も価格に業者の収益が織り込まれているのが慣行であり、対価については表示不要と考えてよいか。又は、「価格に手数料該当分が織り込まれているため、表示できない」とすべきか。 | |
| 180 | 店頭デリバティブ取引の店頭仕切り契約においては「顧客が支払うべき対価」の概念がないことから、広告や契約締結前交付書面の記載事項における「手数料等」の項目は、「店頭仕切りである旨」を表記することが必要となるのか。 | |
| 181 | 一般的に店頭デリバティブ取引については手数料等に当たるものがないため、その場合は表示不要との理解でよいか。 | |
| 182 | 金商法施行令案第16条第1号の「顧客が支払うべき手数料」について、例えば店頭デリバティブ取引には存在しない、又は表示できないものもある。「顧客が直接手数料（その他これに類するもの）として支払うべき金額」としてほしい。 | |
| 183 | 例えば、差金決済（将来取引する外国為替や金利を決めて、決済日に実際の水準との差額のみを決済する取引）のように、顧客が支払うべき対 | 一般に「差金決済」自体は「手数料等」に該当しないものと考えられますが、「差金決済」に実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合に |

| | | |
|---|---|---|
| | 価の合計額をあらかじめ明示することはできない場合には、差金決済の計算方法を明示すれば足りるとの理解でよいか。 | は、ご質問のような方法により、顧客が実質的に支払うこととなる手数料等に相当する金額等が判明するのであれば、そのような方法も許容され得るものと考えられます。 |
| | **（スワップ取引において支払う金銭等）** | |
| 184 | 金商法第2条第22項第5号に定めるいわゆるスワップ取引につき、当事者が元本として定めた金額について双方当事者が支払うべき「相手方と取り決めた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて支払う金銭」は、広告等に表示すべき手数料等には該当しないとの理解でよいか。<br>例えば、顧客が固定金利を、業者が変動金利を相互に支払うスワップ取引において、顧客が支払うこととなる固定金利は、「手数料等」に該当しないとの理解でよいか。 | 広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、基本的には取引の対象となるものそれ自体の対価は「手数料等」に当たらないものと考えられます。<br>したがって、貴見のとおり、スワップ取引において顧客が支払うこととなる固定金利は「手数料等」に該当しないものと考えられます。<br>ただし、手数料等を顧客が支払うこととなる固定金利に織り込むことにより一律に手数料等の開示が不要となるとはいえず、実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合には、当該手数料等の表示が必要になると考えられます。 |
| 185 | 「対価の額」（金商法施行令案第16条、金商業等府令案第77条等）について、スワップ取引における期中に支払われる金銭（金商法第2条第22項第5号における双方当事者が支払うべき「相手方と取り決めた金融商品（中略）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて支払われる金銭」）は対価ではないとの理解でよいか。 | |
| | **（デリバティブのスプレッド等）** | |
| 186 | 自己が相対して売買を成立させ外枠手数料を徴収しない取引における「スプレッド」には、①顧客に事前交付する取引内容説明書等にその算定式が記載されているもののほか、②取引対象銘柄のマーケットリスク（オーバーナイトリスク等）や取引対象銘柄固有の流動性リスク（売買高、板状況等）等により、当該スプレッドから当社の利益（期待収益）のみを切り出して算定することが困難なものがある。<br>仮に、こうしたスプレッドが「手数料」であれば消費税の課税対象となるはずであるが、そのような取扱いはなされていない。したがって、こうした「スプレッド」については、対象となる有価証券の価格の一部と認識し、広告等に表示すべき「手数料」には該当しないとの理解でよいか。 | 広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除くものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、基本的には取引の対象となるものそれ自体の対価は「手数料等」に当たらないものと考えられます。<br>したがって、デリバティブ取引における売付けの価格と買付けの価格の差であるスプレッド自体は、基本的には「手数料等」に該当しないものと考えられます。<br>ただし、手数料等を取引価格に織り込むことにより一律に手数料等の開示が不要となるとはいえず、実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合には、当該手数料等の表示が必要になると考えられます。<br>なお、ご指摘の「顧客に事前交付する取引内容説明書等にその算定式が記載されているもの」は、手数料等の計算方法の概要であると認められ、そのような表示方法も許容し得るものと考えられます。 |
| 187 | 「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」（金商業等府令案第77条第1項）には、デリバティブのスプレッド部分は含まれないとの理解でよいか。 | |
| 188 | 手数料等（金商業等府令案第77条第1項）には店頭デリバティブ取引における金利・為替レート等に内包する銀行収益部分は含まれないとの理解でよいか。 | |
| | **（外貨建投資信託における手数料等）** | |
| 189 | 外貨建て投資信託等の場合、投資信託等と外貨両替の契約は別の契約との理解でよいか。 | 個別事例ごとに判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のような「外貨建て投資信託」等の |

| | | |
|---|---|---|
| | その場合、投資信託等と外貨両替の手数料は、それぞれ個別に「%」で示してもよいか。<br>なお、外貨建商品を販売する際の外貨⇔円貨の転換に関する費用は、手数料ではなくスプレッドであるため手数料等の対象外としてほしい。 | 販売にあたっては、「当該投資信託の販売に係る契約」と「外貨両替に係る契約」とが一体のものとして取り扱われる可能性があると考えられます。<br>この場合には、「投資信託の販売」及び「外貨両替」等に係る「手数料等」をそれぞれ個別に表示した上で、その種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要を表示する必要があると考えられます（金商業等府令第74条第1項）。 |
| | **（ファンド・オブ・ファンズの手数料等）** | |
| 190 | 「投資信託受益権等」に係る財産が、外国社債券その他の金商法第2条第1項第17号に掲げられている有価証券に対して拠出されるものであり、かつ、当該財産が当該外国社債券等の額面金額に対して一定率の保証料を負担するような場合、当該保証料は、金商業等府令案第77条第1項に規定される「手数料等」の範囲には含まれないものとの理解で差し支えないか。 | 広告等において表示すべき「手数料等」（金商業等府令第74条第1項）には、その名称を問わず、顧客が業者に直接・間接に支払うこととなる対価が含まれるものと考えられます。<br>したがって、投資信託受益権等に係る財産が有価証券の取得に対して出資又は拠出される場合において、当該有価証券に係る保証料が当該財産から拠出されている場合には、当該保証料は「手数料等」の範囲に含まれるものと考えられます。 |
| 191 | 金商業等府令案第77条第2項は、いわゆるファンド・オブ・ファンズに関する規定と思われるが、「当該投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出されるものである場合」という文言からは、例えばその投資信託受益権等に係る財産の5%のみを他の投資信託受益権等に対して出資又は拠出する場合でも同項の適用があると読めてしまうので、いわゆるファンド・オブ・ファンズに限定して同項が適用されるようにしてほしい。 | 投資信託受益権等に係る財産の5%のみが他の投資信託受益権等に対し出資又は拠出される場合であっても、投資者保護上、当該出資又は拠出に伴い顧客が間接的に支払うこととなる対価が表示されることが適当と考えられます（金商業等府令第74条第2項～第4項）。 |
| 192 | 広告等規制に関し、ファンド・オブ・ファンズに係る手数料等情報について定めた金商業等府令案第77条第2項・第3項の規定について、投資対象のファンド数が多数に及ぶ場合には、詳細情報をすべて開示することは困難である。<br>このような場合は「当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合」としてよいか。 | 手数料等の種類が多岐に亘る場合など、広告等にそのすべてを表示することが困難な場合も想定されることから、ご意見も踏まえ、手数料等は「上限額」の表示でも足りることとし、かつ広告等においては「概要」の表示でも足りることとするよう規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。これらの表示もできない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになると考えられます。<br>例えば、手数料テーブルが複数あり、そのすべてを表示することができない場合には、「手数料の上限額の概要」として最も高い手数料テーブルを表示する方法も妨げられないものと考えられます。<br>また、そうした概要情報を表示した上で、手数料等の詳細は「目論見書等に記載されていること」「販売会社に問い合わせるべきこと」などを表示する方法も、妨げられないものと考えられます。<br>いずれにせよ、どのような場合が手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要を「表示で |

| | | |
|---|---|---|
| | | きない場合」に該当するか、また、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 193 | ファンドに関しては、信託報酬のほか、当該ファンドから支払われる間接的な費用として、ファンドにおいて借入れを行った場合の金利やファンドに組み入れる有価証券の売買手数料等があるが、これらについてはその額や計算方法が定まっているものではなく、ファンドの運用成果に属するものであることから、広告に表示する必要はないとの理解でよいか。 | 広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から「有価証券の価格」等を除くものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、ご指摘のような費用も「手数料等」に該当する可能性があると考えられます。この点、同条第2項に定めるファンド・オブ・ファンズの場合には、投資対象ファンドに係る手数料等についても、広告等に表示すべき「手数料等」に含めることが明示されています。<br>なお、ご意見等も踏まえ、「手数料等」については「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「手数料等」の「概要」の表示で足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。上限額又はその計算方法の概要を表示することができない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになりますが、広告等における具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 194 | ファンド・オブ・ファンズ形態の投資信託であって、そのファンドの運用対象先であるファンドが複数かつ信託報酬率がそれぞれ異なる場合、募集又は継続募集するファンドに係る信託報酬率とその運用対象先であるファンドに係る信託報酬率を含めた実質的に係る信託報酬率を併記することで足りるか明確にしてほしい。<br>例えば新規に募集する場合、運用対象先のファンドに係る信託報酬率については下限から上限（1%～3%など）を併記し、また、運用対象先のファンドに運用実績のあるものについては過去の信託報酬の実績を併記する等の方法が考えられる。 | ご指摘の「ファンド・オブ・ファンズ形態の投資信託」の場合には、投資対象ファンドに係る手数料等についても、広告等に表示すべき「手数料等」に含めることが明示されています。<br>ご意見等も踏まえ、「手数料等」については「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「手数料等」の「概要」の表示で足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。<br>当該規定の下において、ご指摘のように「運用対象先のファンドに係る信託報酬率については下限から上限を併記する方法も許容され得るものと考えられます。一方、「運用対象先のファンドに運用実績のあるものについては過去の信託報酬の実績を併記する」方法の場合には、顧客が支払うべき信託報酬額の上限も併記する必要があるものと考えられます。 |
| 195 | 金商業等府令案第77条第2項では、広告等規制に関し、ファンド・オブ・ファンズに係る手数料開示の対象として「（投資信託受益証券・投資法人投資証券・集団投資スキーム持分）の価格と連動する仕組みを有する有価証券」を定めているが、リンク債のように対象資産の価格又はパフォーマンスにキャッシュフローが連動する債券についても、連動する投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料の表示が必要か。当該価格を参照するのみである場合には、手数料等の額が委託業者等により異なるために特定できないケースがあり、必ずしも表示できないこととなるが、このよ | リンク債の対象資産に係る信託報酬等の手数料等の表示も必要と考えられます。<br>なお、ご意見等も踏まえ、「手数料等」については「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「手数料等」の「概要」の表示で足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | うな場合には表示できない旨を表示すれば足りるか。 | |
| | **（商品組成費用等）** | |
| 196 | 金商業等府令案第77条第1項の「手数料等」に関し、例えば登録金融機関がデリバティブ取引の媒介を他者に委託している場合において、当該金融機関が当該他者に支払う委託手数料については、顧客が支払っているものではなく、また、金融審議会第一部会報告（H17.12.22公表）においても、商品の組成業者が販売業者に対して支払う販売手数料については区別して考えられている。このような委託手数料は本項の手数料等に含まれないことを確認したい。 | 貴見のとおり、商品の組成業者が販売業者に対して支払う販売手数料それ自体は、広告等において表示すべき「手数料等」に当たらないものと考えられます。<br>一方、広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、金融商品取引契約に関して顧客が直接・間接に支払うこととなる対価は広く表示が必要となることに留意が必要と考えられます。 |
| 197 | 金融商品取引業者が当該取引から得る収益や業者が当該金融商品を組成するためのコスト等は、顧客が金融商品取引業者に対して直接にも間接にも対価として支払うことがないものであり、また、金融商品取引契約の対価として支払うものでもないことから、広告等における表示対象とならないとの理解でよいか。 | |
| 198 | 契約締結前交付書面において開示が義務づけられている「顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項」（金商法施行令案第16条第1号）及び「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価の合計額又はその計算方法」（金商業等府令案第77条第1項）は、業者が明示的に受け取る手数料等を指し、業者が取引を行うことにより享受する収益については明示する必要はないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、「業者が取引を行うことにより享受する収益」それ自体は、広告等において表示すべき「手数料等」に当たらないものと考えられます。<br>一方、広告等に表示すべき「手数料等」とは、「いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」から有価証券の価格等を除いたものとして定義されており（金商業等府令第74条第1項）、金融商品取引契約に関して顧客が直接・間接に支払うこととなる対価は広く表示が必要となることに留意が必要と考えられます。 |
| | **（その他の手数料等）** | |
| 199 | 手数料等、包括開示の対象として規定されている他の投資信託受益権等である「出資対象投資信託受益権等」（金商業等府令第77条第2項）の範囲から上場有価証券（店頭登録を含む）を除外してほしい。 | ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、出資又は拠出の対象が上場有価証券（店頭登録を含む。）である投資信託受益権等である場合においても、当該出資又は拠出により顧客が間接的に支払うこととなる信託報酬その他の手数料等の表示が必要と考えられます。 |
| 200 | 手数料等は確実に元本・リターンを縮減する要因であるが、これまで貯蓄中心に資産を運用してきた消費者は、投資商品に手数料等がかかることを知らない、ないしはその意味を理解できず余り重要視しない傾向が強い。金商業等府令案第77条第1項は、「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、顧客が支払うべき対価（手数料等）の合計額又はその計算方法」が広告の表示事項の一つに挙げられている。<br>合計額又は計算方法であるから、計算式に使われる項目が明示されることになると思うが、消費者が自己決定する際、手数料等の情報を活用しやすいという視点から表示を考えるべきである。 | 手数料等の表示は投資者保護の観点から非常に重要と考えられる一方、広告等についてはそのスペースが千差万別であると考えられることから、少なくとも現時点においては、広告等において顧客が支払うべき手数料等の「種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」及び「種類ごとの金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」が明らかにされれば足りるものと考えられます。 |
| 201 | 消費者は手数料等の数値を見ても、安いのか | 手数料等の表示は投資者保護の観点から非常 |

| | | |
|---|---|---|
| | 高いのか判断できない。英国では主な手数料等の市場の平均値をFSAが計算し表示項目に加えている。平均値ないしは目安となる数値の表示は、消費者が手数料等を判断する上で役立つ重要な情報であり、表示項目に加えてほしい。 | に重要と考えられる一方、市場における手数料等の平均値の表示を義務づけるかどうかについては、「何をもって平均とするか」といった点を含め、慎重な検討が必要と考えられます。貴重なご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 202 | 金商業等府令案第77条第1項の「手数料等」については、ばらばらではなく1箇所にまとめて表示すべきとしてほしい。 | 広告等の必要的表示事項については、明瞭かつ正確に表示することが必要とされています（金商業等府令第73条第1項）。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、手数料等が区々に表示されることにより、顧客が手数料等の概要を的確に把握できないこととになっている場合には、同項の規定の趣旨に反することになると考えられます。<br>したがって、投資者保護の観点からは、ご指摘のとおり、「手数料等」については、「ばらばらでなく一箇所にまとめて表示」することが望ましいと考えられます。 |
| | **▼委託保証金等** | |
| 203 | 金商法施行令案第16条第2号には「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものがある場合にあっては、その額又は計算方法」とあるが、この内閣府令は規定されていないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼レバレッジ情報の表示** | |
| 204 | 広告等に表示するべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項に関する金商法施行令案第16条について、同条第3号イの「当該デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性がある旨」に、「及びその理由」を加えるべきである。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、投資者保護上、真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>いわゆる証拠金取引は、広告等において、証拠金（保証金）に関する情報、取引額が保証金等の額を上回る旨の情報及び損失リスクに関する情報の表示を義務づけています（金商法施行令第16条）。特に「元本超過損が生ずるおそれがある理由」（同条第1項第5号ロ）の表示を義務づけていますので、当該表示を通じて実質的には「当該デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性がある理由」の表示がなされているものと考えられます。<br>さらに、契約締結前交付書面に「契約の概要」を記載して説明すべきことが義務づけられています（金商法第37条の3第1項第3号等）。<br>これらの規制を適切に運用することにより、投資者保護を図ってまいります。 |
| 205 | デリバティブ契約に関して顧客の信用補完のために消費貸借契約に基づき支払う担保金であって、（デリバティブ契約の通常の損益については別途資金決済をするが）顧客がデフォルトした場合にのみ当該担保金を充当すること等の条件が契約に入っているようなものについては、金商法施行令案第16条第3号の「保証金等」には入らないとの理解でよいか。 | ご指摘の場合のように、顧客が行うデリバティブ取引に関し、顧客の信用補完のために消費貸借契約に基づき顧客から預託を受ける担保金についても、基本的には広告等にその情報を表示すべき「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金」（金商法施行令第16条第1項第3号）に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 206 | 金商法施行令案第16条第3号の「取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合」とは、どういう場合を想定しているのか。 | 例えば、いわゆる証拠金取引のように、顧客が預託すべき証拠金等の額を上回る額の取引が行われる場合を想定しているものです。 |
| 207 | 金商法施行令案第16条第3号ロでは、デリバティブ取引等の額の保証金等に対する比率を広告等に表示する旨が規定されているが、店頭デリバティブ取引などでは、当該期間中は広告期間中に一定の比率に定まるとは限らず、取引開始時期や環境に応じて比率が変動することとなる。このような場合には、「比率を算出できない」旨及び「時期や相場環境などによって異なるから」という理由を表示すれば足りることとしてほしい。 | いわゆるレバレッジの高い取引については、投資者保護の必要が特に高く、顧客が投資判断を行うために必要な情報が的確に提供されることが求められることから、広告等にいわゆるレバレッジ比率等の表示を義務づけているものです。<br>当該比率を算出することができない場合には「その旨及びその理由」を表示すべきこととされていますが（金商法施行令第16条第1項第3号ロ）、具体的な表示内容が当該規定に適合するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、ご指摘のような場合であっても、例えば、「レバレッジ比率」の上限を表示することができる場合には、当該上限を表示すべきものと考えられます。 |
| 208 | 店頭デリバティブのインディケーション（気配値）についても、広告等への「レバレッジ比率」の表示が必要となるか、確認したい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法施行令第16条第1項第3号においては、「顧客が行うデリバティブ取引等の額」が「顧客が預託すべき保証金等の額」を上回る可能性がある場合には、広告等にその比率等を表示すべき旨が定められています。 |
| 209 | 金商法施行令案第16条第3号につき、「保証金等」がゼロである場合には、何らの表示も必要ないと解釈してよいか。そのような解釈が正しいのであれば、「当該デリバティブ取引等について顧客が預託すべき委託証拠金・・・が存在する場合であって」との文言を冒頭に置くべきではないか。 | 貴見のとおり、保証金等の預託を行っていない場合には、基本的には、金商法施行令第16条第1項第3号の表示は必要ないと考えられます。ただし、「顧客が預託すべき保証金等」とされていることに示されているように、例えば顧客が契約締結時に保証金等の預託を行っていない場合であっても、顧客が事後的に保証金等を預託する必要が生じる場合には、当該表示が必要となると考えられます。<br>なお、同号は「顧客の行うデリバティブ取引の額が・・・保証金等の額を上回る可能性がある場合にあつては」と規定されておりますので、保証金等の預託がない場合等、取引の額が保証金等の額を上回る可能性がない場合に表示が不要であることは明確になっているものと考えられます。 |
| 210 | 金商法施行令案第16条第3号については、相場の状況によって追加される証拠金や市場（取引所）が額を定める証拠金などの存在に鑑みると、金融商品取引業者等が比率を表示できない場合もあるものと想定される。その場合、金融商品取引業者等は、どのように対応すればよいのか。また、比率を算出できない場合の理由に関して、どの程度の内容を表示する必要があるのか。理由の表示に関しての適否の判断基準のようなものが示されるのか。 | 金融商品取引業者等が比率を算出できない場合においては、その旨・理由を表示することになります（金商法施行令第16条第1項第3号）が、例えば、比率の上限を表示することができる場合には、当該上限を表示すべきものと考えられます。<br>理由の表示の適否については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、顧客が当該理由を的確に理解できるような表示をする必要があると考えられます。<br>なお、金商法施行令第16条第1項第3号は、現行の金先法第68条第4号を引き継いだ規定であり、現行の実務における取扱いが参考になるものと考えられます。 |
| 211 | 金商法施行令案第16条第3号に規定する「デリバティブ取引等の額」とは、いわゆる「想定元本」 | いわゆる「想定元本」の意味も含まれるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | のことを指すとの理解でよいか。 | |
| | **▼損失リスクに関する事項の表示** | |
| 212 | 金商法施行令案第16条第3号から第5号に挙げられている顧客の判断に影響を及ぼす重要事項は、投資一任契約や投資顧問契約においても表示する必要があるのか。 | 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロ）については、当該契約により行われることとなる有価証券又はデリバティブ取引に関する金商法施行令第16条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の表示が必要になると考えられます。<br>一方、投資顧問契約（金商法第2条第8項第11号）については、金融商品取引業者等が行う助言の内容に応じて金商法施行令第16条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を表示する必要があると考えられます。 |
| 213 | 社債券の場合、「指標に係る変動を直接の原因として損失が生じるおそれ」（金商法施行令案第16条第4号）でいうところの指標は存しないとの理解でよいか。 | 社債券について、損失の直接の原因となる指標が存在しないということはできず、例えば市場における金利の動向等がこれに該当し得るものと考えられます。 |
| 214 | 金商法施行令案第16条第4号ロ・第5号ロでは、広告等の表示事項として、損失が生じるおそれがある旨と理由を記載することが求められている。これらについては、契約締結前交付書面にも記載するべき事項であることから、少なくとも「理由」について表示することは過剰と考えられるため、広告の表示事項からは削除してほしい。また、これほど多くの表示事項について広告に表示すると、かえって投資家にとって分かりにくくなるものと考えられる。 | 利用者に対し、広告等の対象となる商品・取引の特性に関する情報を的確に提供する観点からは、広告等において、「損失が生ずることとなるおそれがある旨」や「元本超過損が生ずるおそれがある旨」を表示するだけにとどまらず、どのような場合にそうしたリスクが顕在化するのかといった情報についても表示することが重要であり、「理由」を広告等の表示事項から削除することは適当でないと考えられます。<br>一方、当該「理由」の表示の程度については、表示スペースに限りがあり得るという広告等の特性から、契約締結前交付書面における「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」（金商業等府令第82条第3号ロ）とは自ずから異なり得るものであり、かつ、広告等の中でもその具体的態様に応じて異なり得るものと考えられます。<br>いずれにせよ、広告等には、法令に規定する表示事項を明瞭かつ正確に表示すべきこととされており（金商業等府令第73条第1項）、投資者にとって分かりやすい表示をすることが求められるものと考えられます。 |
| 215 | 広告等への表示が義務づけられる「損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」のうち、「理由」とはどの程度の表示とすればよいか。例えば、ファンド・オブ・ファンズ等の場合には、すべてのファンドの運用手法について説明しなければならないか。 | 広告等への表示が義務づけられる「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」については、例えば、ご指摘のファンド・オブ・ファンズの場合において、必ずしも、すべてのファンドの運用手法を表示することが義務づけられているものではないと考えられますが、具体的な表示内容が当該規制に適合するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 216 | 広告等への表示が義務づけられる「元本欠損が生ずるおそれがある旨、原因となる指標及びその理由」の中の「理由」とは、どの程度の表示が必要か。例えば、「本投資信託の基準価額は、為替相場の影響を受けるため、投資元本を割り込むことがあります。」という表記によって、法令の要件を満たすとの理解でよいか。 | 具体的な表示内容が「広告等規制」に適合するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のような表示は、「指標」及び「（当該）指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨」を表示するにとどまっており、「理由」の表示とは言えないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 217 | 金商法施行令案第16条第4号等では、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」とあるが、「直接の原因」にはどの程度のことが含まれるか。また、「直接の原因」となる「指標」は、販売会社が影響が大きいと判断するものに限って表示することでよいか。例えば、<br>・ 外貨建て金融商品における表示通貨の対円での下落による円ベースでの損失<br>・ 投資信託における外貨建て組入れ有価証券の対円での下落<br>・ インデックス・ファンド、ブルベア型投信の連動対象資産の変動<br>・ 債券ファンドにおける金利の変動<br>などについては、「指標にかかる変動を直接の原因」とするものに含まれるか。 | 金融商品の価値は様々な要因により決定されるものであり、様々な指標の変動が直接・間接に影響し得ることを踏まえ、その変動が「損失が生ずることとなるおそれ」の「直接の原因」となるような「指標」を広告等の表示対象とすることとしています。<br>ご指摘のような例については、損失を生じさせる「直接の原因」となる「指標」の変動に該当するものと考えられますが、具体的な表示内容が法令に適合するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 218 | 金商法施行令案第16条第5号等の規定にある「元本超過損」との表現は、誤解を避けるため、「保証金等超過損」としてほしい。 | 金商法施行令第16条第1項第5号等では、「元本超過損が生じるおそれ」との用語は明確に定義されており、誤解を生じさせるものではないことから、修正を行う必要はないと考えられます。 |
| 219 | 金利等の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあって表示すべきとされている「当該指標」「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」（金商法施行令案第16条第4号）としては、現在目論見書等で記載している「当該投資信託は、株式など価格変動を伴う有価証券に投資をするため、元本を割り込む場合もある。」との記載で足りるか。 | 広告等における表示としては、基本的には貴見のとおりの表示でも足りるものと考えられますが、「株式など」をできるだけ具体化することが望ましいものと考えられます。 |
| | **▼売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合** | |
| 220 | 外国為替証拠金取引と異なり、顧客と売買の別を合意してから値を提示するような取引（通貨オプションなど）についても、あえて金商法施行令案第16条第6号の表示が必要か。 | ご質問のような取引についても、金商法施行令第16条第1項第6号に掲げる事項の表示が必要になると考えられます（金商業等府令第75条第2号）。 |
| 221 | 「売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合」（金商法施行令案第16条第6号）とは、オプション取引については売買プレミアムの差、スワップ取引については払い・受けのレートの差、NDF取引については輸入（ヘッジ対象通貨の購入）サイド・輸出（ヘッジ対象通貨の売却）サイドのレートの差を指しているとの認識でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第75条）。 |
| 222 | 広告等に表示すべき「スプレッド情報」（金商法施行令案第16条第6号）の具体的な内容を確認したい。個々の金利スワップ等において、銀行の収益スプレッド（収益部分）を明示するという意味なのか、それとも、銀行収益部分は含まず、いわゆる「TTSとTTMの差」との理解でよいか。 | ご指摘の「スプレッド情報」（金商法施行令第16条第1項第6号）は、顧客が行う「店頭デリバティブ取引」について、当該顧客が認識する「売付けの価格」と「買付けの価格」との差は当該顧客のコスト負担となることから、投資判断に影響を及ぼす情報として、それらの価格差がある場合には「その旨」を広告等に表示することを義務づけているものです。 |
| 223 | 広告等に表示すべきスプレッド情報について、金商法施行令案第16条第6号及び金商業等府令案第78条第1項第3号の規定は、市場スワップ取 | 金商法施行令第16条第1項第6号の規定は、「店頭デリバティブ取引」のうち金融商品取引業者等が顧客に売付けと買付けの双方の価格を提示 |

| | | |
|---|---|---|
| | 引(金商法第2条第21項第4号)に関するものと思われ、店頭スワップ取引(金商法第2条第22項第5号)には合致しないケースが多いように考えられる。<br>そうした場合は、「店頭スワップの解約を行った場合、解約コストを支払う必要がある」という程度の表現でよいか。 | する取引を対象とするものあり、同号の委任を受けた金商業等府令第75条第3号は「店頭スワップ取引」に関して、「売付けの価格と買付けの価格」に相当する概念を規定するものです。<br>金商法施行令第16条第1項第6号では、当該顧客が認識する「売付けの価格」と「買付けの価格」とに差がある場合は「その旨」の表示を義務づけているものであり、ご指摘のような表現による表示は、これに当たらないものと考えられます。 |
| 224 | 金商業等府令案第78条第1項第3号の規定は、具体的な表示事項をイメージすることが困難である。具体例を監督指針に示してほしい。 | 金商業等府令第75条第3号は、「店頭スワップ取引」における「売付けの価格」と「買付けの価格」に相当するものに差がある場合には、その旨の表示を義務づけるものです。 |
| 225 | 金融商品取引業者が、金融商品の売付けの価格と買付けの価格のいずれか一方しか表示しない場合、或いは双方とも表示しない場合には、その旨を重要事項として表示する必要があるか(金商法施行令案第16条第6号参照)。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、店頭デリバティブ取引関係の広告を行う場合において、金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合には、当該価格自体の表示の有無にかかわらず、差がある旨を広告等に表示することが義務づけられています。 |
| 226 | 金商法施行令案第16条第1項第6号の適用に関し、金融商品取引業者が金融商品の売付けの価格と買付けの価格のいずれか一方しか表示しない場合、又は双方とも表示しない場合には、その旨を重要事項として表示する必要があるか。 | |
| 227 | 金商法施行令第16条第5号・金商業等府令案第78条は、店頭デリバティブについていわゆるビッド/オファーの両方を開示することを求めているものと理解する。プレーンバニラのものであれば両価格があろうが、一部エキゾチックなもので、いくつかのオプション等を組み合わせることにより組成されたデリバティブの場合には、両価格は計算できないケースがある。この場合には、「差がある場合」に該当しないとの考え方でよいか。 | 金商法施行令第16条第1項第6号は、「店頭デリバティブ取引について、・・・売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあつては、その旨」と規定されていますので、真に売付けの価格と買付けの価格とに差がない場合には、同号の表示を要しないものと考えられます。<br>なお、当該規定は、「ビッド/オファーの両方を開示すること」を求めているものではなく、両者に差がある場合には、両者に差がある旨を広告等に表示することを義務づけているものです。 |
| | **▼その他の事項の表示** | |
| | **(顧客の不利益となる事実)** | |
| 228 | 顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として表示が求められる「当該金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」(金商業等府令案第79条第1号)とは、金販法において金融商品販売業者等の説明義務とされている事項と同種の範囲の事実と理解すべきものか。例えば、金販法第3条第5項で列挙されている「金融商品の販売に係る取引の仕組み」に相当するものと同様の事項と理解してよいものか。<br>また、仮に上記のように理解すべきものとした場合、顧客に説明すべき事項を定めた金販法と多数の顧客に対する広告において表示すべき事項を同種のものと考えることは過度な要請とも考えられるがいかがか。<br>逆に、本規制に基づいて広告において表示すべき事項として、金販法で説明すべきとされている事項(金販法第3条第5項で列挙されている「金融商品の販売に係る取引の仕組み」を含む)に相 | 「金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」(金商業等府令第76条第1号)を類型的に明示することは困難ですが、例えば、典型的な契約と比較して顧客に有利な条件が定められている契約において、そうした条件設定を可能とするため、顧客の不利益となりうるような契約条件が内在しているような場合には、当該条件となる「顧客の不利益となる事実」を表示すべきものと考えられます(銀行法施行規則第14条の11の20第1号参照)。<br>具体的にどのような事実が当該表示義務の対象となるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、必ずしも改正後の金販法第3条第1項第5号ハ項に掲げる事項を表示することを想定するものではありません。<br>なお、個別具体的な商品によっては、金商業等府令第76条第1号に表示すべき事項が存しない |

| | | |
|---|---|---|
| | 当するもの以外を想定しているとした場合には、具体的にどのような事項と理解すればよいか。<br>更に、個別具体的な商品によって、金商業等府令案第79条に相当するものがない場合には、そのような事実を表示しないという対応でもそれ自体は問題ないとの理解でよいか。 | こともあり得るものと考えられますが、各金融商品取引業者等において、表示の要否について慎重に判断する必要があるものと考えられます。 |
| 229 | 金商業等府令案第79条第1号に定める「金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」とは、契約締結前交付書面の記載事項以外で特に不利益なものとの理解でよいか。 | そもそも広告等規制と契約締結前の書面交付義務は適用される局面が異なる規制であり、広告等の表示事項と契約締結前交付書面の記載事項は一部重複している（例えば、金商法施行令第16条第1項第4号と金商業等府令第82条第3号）ことからも明らかなように、契約締結前交付書面の記載事項となっているからといって、必ずしも広告等の表示事項から除外されることにはなりません。<br>広告等においては、契約締結前交付書面の記載事項を含め、「金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」を表示する必要があると考えられます。 |
| 230 | 広告等には「重要な事項について顧客に不利益となる事実」（金商業等府令案第79条第1号）を表示することとなっているが、何を表示すればよいか。既に、手数料情報や損失が生ずるおそれなど、顧客に不利益となる事実は必須表示事項となっているので、当該項目は削除してほしい。 | 今回の改正後の銀行法施行規則においては、「銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあっては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨」を広告等に表示すべき旨が義務づけられています（銀行法施行規則第14条の11の20第1号）。<br>「金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」（金商業等府令第76条第1号）を類型的に明示することは困難ですが、特定預金等に関するこのような規定例を踏まえれば、例えば、典型的な契約と比較して顧客に有利な条件が定められている契約において、そうした条件設定を可能とするため、顧客の不利益となりうるような契約条件が内在しているような場合には、当該条件となる「顧客の不利益となる事実」を表示すべきものと考えられます。具体的にどのような事実が当該表示義務の対象となるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>当該規定は、このように、他の規定で網羅しきれない「顧客に不利益となる事実」についても広告等への表示を求めることにより投資者保護の徹底を図るためのものであり、これを削除することは適当でないと考えられます。 |
| 231 | 広告等において表示すべき事項として「重要な事項について顧客の不利益となる事実」（金商業等府令案第79条第1号）が掲げられているが、金商法施行令案第16条第1項第3号ないし第5号には損失が生ずることとなるおそれ等の事由の表示が定められている。これら政令の規定に加えて「重要な事項について顧客の不利益となる事実」を重ねて内閣府令で規定する趣旨を確認したい。 | |
| 232 | 「重要な事項について顧客に不利益となる事項」（金商業等府令案第79条第1号）について記載内容が不明確である。手数料や損失が生ずるおそれ等、顧客に不利益となる事実は表示が必要となっており（金商法施行令案第16条）、この規定は不要である。削除してほしい。 | |
| 233 | 「金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」（金商業等府令案第79条第1号）について、その考え方を示してほしい。 | |
| 234 | 金商業等府令案第79条第1号において、「顧客の不利益となる事実」とは、具体的に何を想定されているのか。また、今後それらの内容についての例が示されるのか。 | |
| 235 | 「当該金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」とは、具体的にどのような事実を指すのか明確にしてほしい。たしかに顧客の不利益となる事実について、すべて「明確かつ正確に」表示することは顧客保護の観点から重要であると思われるが、現実的には、無限定にディスクレーマーが増えるだけの結果と | ご意見を踏まえ、「放送メディアでのCM等」については、「時間に限定のある」等の特性があることから、そうした特性を勘案して、その表示事項について、元本損失又は元本超過額が生ずるおそれがある旨及び契約締結前交付書面等の書面の内容をよく読むべき旨とするよう、規定を修正いたします（金商法施行令第16条第2項、金商業等府 |

| | | |
|---|---|---|
| | なりかねず、本当に重要な部分が単に不利益が生じる可能性がある事実の羅列に埋もれ、読み飛ばされる懸念があるなど、顧客保護の観点から逆効果となりかねない。また、時間に限定のある放送メディアでのCM等を行う場合に困難が予想され、放送メディアを利用した広告を事実上禁止することになりかねない。「重要な事項」で範囲を限定するだけでなく、具体的な懸念のある事項を監督指針 Ⅲ－２－３－３(1)①等において列挙するか、告示に委任する方式にしてほしい。 | 令第77条)。 |
| 236 | 広告等に表示するべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項(金商法施行令案第16条又は金商業等府令案第79条)として、「金融商品取引契約にかかる権利を行使することができる期間の制限、解除をすることができる期間の制限、解除に関する事項」(金販法第3条第1項第7号、金商業等府令案第80条第1号参照)を加えるべきである。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、投資者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>なお、ご指摘の内容は、「重要な事項について顧客の不利益となる事実」(金商業等府令第76条第1号)に該当する場合には表示が義務づけられるほか、誇大広告の禁止対象とされています(同第78条第1号等)。また、契約締結前交付書面においても「契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容」(同第82条第8号)等が記載事項とされており、これらの規制を適切に運用することにより、投資者保護を図ってまいります。 |
| | **(所属する金融商品取引業協会)** | |
| 237 | 広告等には加入する金融商品取引業協会の名称を表示することとされているが(金商業等府令案第79条第2号)、複数の金融商品取引業協会に加入している場合には、すべての協会について表示する必要があるか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第76条第2号)。 |
| 238 | 広告等に表示すべきとされている「加入している金融商品取引業協会の名称」(金商業等府令案第79条第2号)については、加入しているすべての協会を挙げるべきか。 | |
| 239 | 広告等において表示すべき事項として「当該金融商品取引業協会の名称」(金商業等府令案第79条第2号)とあるが、取引種類に係わらず、加入している業協会(日証協・金先業協会等)をすべて表示することになるのか。 | 取引種類にかかわらず、また広告に係る業務に関連するかどうかにかかわらず、加入しているすべての金融商品取引業協会を表示する必要があると考えられます(金商業等府令第76条第2号)。 |
| 240 | 広告等に、加入している金融商品取引業協会の名称を表示することとなっているが(金商業等府令案第79条第2号)、加入しているすべての金融商品取引業協会名を表示するのか。又は、広告する商品に関連する協会名のみを表示することでよいか。 | |
| 241 | 金商業等府令案第79条第2号の「協会の名称」は、その金融商品取引業者が加入するすべての協会名称か、複数加入の場合はその広告に係る業務に関連する協会名称のみか。 | |
| 242 | 金商業等府令案第79条第2号については、協会に加入している事業者が加入協会名を表示するのみでなく、協会加入の有無についても開示されるべき。二重規制の費用を負担していない事業者であることの表示(協会への加入がないことの | 金融商品取引業協会への加入の有無については契約締結前交付書面の必要的表示事項となっており(金商業等府令第82条第14号)、投資者保護の観点からしても、広告等の必要的表示事項とする必要まではないものと考えられます(金商業 |

| | | |
|---|---|---|
| | 明示)も義務づけてほしい。 | 等府令第76条第2号)。 |
| | **▼表示事項に追加すべきとの意見** | |
| 243 | 全体として広告規制は充実されているが、その商品が消費者のどのような資産・運用目的にかなっているか、不適合なのか、消費者が判断できる表示も併せて必要である。 | 広告等に関する規制においては、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項の表示を義務づけるとともに、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させる表示をすることを禁じています(金商法第37条、金商法施行令第16条、金商業等府令第72条～第78条)。<br>こうした広告等規制は、例えばリスク情報等の明瞭かつ正確な表示など、投資者保護の観点から必要な表示を義務づけるものであり、ご指摘の「その商品が消費者のどのような資産・運用目的にかなっているか、不適合なのか」等については、法令の範囲内で業者が顧客の視点に立って創意工夫により対応することが重要であると考えられます。 |
| 244 | リスクの程度について誤認しかねない広告もみられることから、金商法施行令案第16条については、単に元本割れ等リスクがあるというだけでなく、どのような場合、どの程度のリスクが生じるのか併せて表示が必要である。 | |
| 245 | 金商法施行令案第16条に信用リスク並びに投資者保護基金への参加の有無を入れてほしい。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、投資者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>金商業等府令においては、信用リスクに係る事項を独立の表示事項とまではしていませんが、有利な条件設定の代償として信用リスクが高くなっているような商品については、当該信用リスクの高さを「重要な事項について顧客の不利益となる事実」(金商業等府令第76条第1号)として表示する必要があるものと考えられます。<br>なお、投資者保護基金への加入の有無については、広告等の必要的表示事項とする必要まではないものと考えられます。 |
| 246 | 例えば、預金と投資信託のセット商品で、複数の投資信託がセットの対象となっている場合、それらすべてについて手数料やリスク情報を表示することになると、膨大な量になり、かえって分かりにくくなるおそれがある。広告等への表示事項については、見やすさも考慮して、手数料やリスク情報等顧客に影響を及ぼす事項のうち、最低限必要な事項を示してほしい。 | 金融商品の広告をめぐる昨今の不適切事例も勘案すると、投資者保護の観点から広告等の表示内容についてはその充実を図ることが必要と考えられます。<br>なお、広告等に表示すべき手数料等については、事前に特定することができない等、表示ができない場合には、その旨及びその理由を表示すれば足りるなど一定の配慮をしているところです(金商業等府令第74条第1項)。また、テレビ、ラジオ等やいわゆるノベルティ・グッズ(景品等の物品)については、その特性を勘案した表示事項とするよう、規定を修正しています(金商法施行令第16条第2項、金商業等府令第72条第3号、第77条)。<br>いずれにせよ、各金融商品取引業者等において、適宜工夫して顧客にとって必要かつ十分な情報が分かりやすい形で提供されるよう配慮することが期待されます。 |
| | **▼誇大広告の禁止** | |
| 247 | 広告等規制における「著しく事実に相違する表示」「著しく人を誤認させるような表示」(金商法第37条第2項)とは、具体的にどういう表示か。例えば、信用度の異なる発行体の安全性を語る場合 | 個別の表示内容が「著しく事実に相違する表示」又は「著しく人を誤認させるような表示」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、これを類型的 |

| | | |
|---|---|---|
| | に、地方自治体と国を同等であるかのような表示は著しく事実と異なるといえるか。その他、いくつか例示してほしい。 | に例示列記することは困難と考えられます。<br>なお、金商法第37条第2項の規定は、現行の投資顧問業法第13条第2項や金先法第69条等と同様の規定振りであり、これらの規定に基づく行政処分事例が参考になると考えられます。<br>また、ご指摘の「信用度の異なる発行体の安全性を語る場合に、地方自治体と国を同等であるかのような表示」については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、当該禁止規定に抵触する場合もあると考えられます。 |
| 248 | 金商業等府令案第80条の「誇大広告」の関係で、同条第1号から第11号までの各事項に関して具体的のどのような内容が「著しく人を誤認させるような表示」（金商法第37条第2項）として取り扱われるのか。また、その判断基準のようなものが示されるのか。 | |
| 249 | 金商業等府令案第80条第5号、第6号の「金融商品取引業者等」には、金商法第61条第2項の規定により投資信託委託会社の外国の運用委託先は除かれると理解されるが、それでよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第78条第5号・第6号）。 |
| 250 | 投資一任契約について広告等をする場合に、誇大広告をしてはならない事項として、「投資判断の内容及び方法に関する事項」が規定されている（金商業等府令案第80条第10号）。一方、いわゆる自己運用については、同号に相当する規定が存在しないように思われるが、自己運用の場合において「投資判断の内容及び方法」に関して誇大広告をしてはならない旨を明確にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、いわゆる「自己運用」についても、「投資一任契約」と同様に、「投資判断の内容及び方法に関する事項」を誇大広告をしてはならない事項として追加するよう、規定を修正いたしました（金商業等府令第78条第10号）。 |
| | **（損失リスク）** | |
| 251 | 誇大広告をしてはならない事項（金商業等府令案第80条）として、「損失が生じるおそれに関する事項」を明記するべきである。 | ご指摘の損失リスクに関する事項は、「誇大広告をしてはならない事項」としては明記されていないものの、広告等への明瞭かつ正確な表示が義務づけられている（金商法施行令第16条第1項第4号・第5号、金商業等府令第73条第1項）ことから、これを表示せず、又は不実な表示をすれば、法令違反に該当するものと考えられます（金商法第205条第10号参照）。 |
| 252 | 誇大広告をしてはならない事項に「リスクの程度」に関する事項も加えてほしい。 | 広告等を行う場合におけるいわゆるリスク情報等の適正な表示に関しては、金商法施行令第16条及び金商業等府令第73条～第78条において規定しており、これらの事項を明瞭かつ正確に表示することを義務づけております。<br>金商法施行令第16条第1項においては、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨のみならず、その「理由」等についても表示すべきこととしており（金商法施行令第16条第1項第4号ロ・第5号ロ）、当該「理由」等の表示を通じて、顧客はリスクの程度についても把握することができると考えられます。 |
| | **（運用成績）** | |
| 253 | 誇大広告をしてはならない事項（金商業等府令案第80条）として、「過去の運用成績に関する事項」を加えるべきである。 | ご指摘の過去の運用成績に関する事項は、「誇大広告をしてはならない事項」として列記されている「金融商品取引業者等の金融商品取引業の実績に関する事項」（金商業等府令第78条第6号）に該当するものと考えられます。 |
| | **（抵当証券等に関する事項）** | |
| 254 | 抵当証券に関して誇大広告をしてはならない | ご指摘の抵当証券に関する事項は、「誇大広告 |

| | | |
|---|---|---|
| | 事項（金商業等府令案第80条第8号）として、「対象物件の評価額、同物件の担保力、債務者の信用力、債務者の財務状態に関する事項」を加えるべきである。 | をしてはならない事項」として列記されている「抵当証券等に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性又は保証に関する事項」（金商業等府令第78条第8号イ）に該当するものと考えられます。 |
| | **▼広告と契約締結前交付書面の関係** | |
| 255 | 金商法第37条の3の「契約締結前の書面」は必ず交付しなければいけない書面であり、金商法第37条の広告は、当然交付しなければいけない書面ではないが、もし交付等を行う場合（広告を行う場合）には遵守しなければならない事項の規制がある、という考え方であり、二つは全く別のものと考えられる。<br>つまり、契約締結前書面と広告は、各々の規制に縛られないとの理解で正しいか教えてほしい。一方、広告の規制内容を同時に満たしていれば、契約締結前書面を広告に使用すること（契約締結前書面の要件を満たしていれば、広告を契約締結前書面として交付すること）は問題ないとの理解でよいか。 | 「広告等」は、多数の者に同様の内容で行う情報提供であるのに対して、「契約締結前交付書面」は、個々の顧客との間で契約を締結する前に交付すべき書面であり、それぞれの趣旨に応じた表示・記載事項及び表示・記載方法が定められています。<br>なお、貴見のとおり、「広告等規制」及び「契約締結前の書面交付義務」のいずれの規制にも適合する書面であれば、これを広告等及び契約締結前交付書面として使用することは可能であると考えられます。 |
| 256 | 金商法第37条（広告等規制）と第37条の3（契約締結前の書面交付義務）の関連及び相違は何か。 | |
| 257 | 契約書により約定する取引（店頭デリバティブ取引など）においては、実際に契約書を締結する前に提案資料（取引に係る説明資料）をもって顧客に提案する場合が多いと考えられるが、当該提案資料は、広告ではなく契約締結前の書面に該当することを確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘の「提案資料」が「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」に該当する場合には、「広告等」に該当するものと考えられます（金商業等府令第72条）。<br>一方、当該「提案資料」が個別顧客への販売・勧誘局面で用いられ、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」に該当しない場合には、「広告等規制」の対象とはなりませんが、この場合にも、「契約締結前の書面交付義務」における記載方法・記載事項に関する規制（金商業等府令第79条、第82条等）の対象となる可能性があると考えられます。<br>なお、法令に則って「契約締結前交付書面」が交付される限り、顧客に他の書面を交付することは可能ですが、重要事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為は禁止されていること（金商業等府令第117条第1項第2号）に留意する必要があります。 |
| 258 | 広告等規制（金商法第37条）に関して、例えば、投資信託委託会社が複数の販売証券会社向けに作成する販売用資料を用いる場合には、当該資料の作成主体としては（販売証券会社ではなく）投資信託委託会社が明記されることとなるが、そうした資料を販売証券会社がそのまま使用することは不可か。あくまでも、自社名や登録番号を追記して「自社作成」としなければ、広告等規制に照らして使用不可ということか。 | 「広告等」を行う場合に、法令で定める必要な事項の表示が欠ける資料を用いることは、法令に違反するものと考えられます。<br>なお、ご意見のような場合において、例えば、「販売証券会社」が追加すべき事項（自社名・登録番号・販売手数料等）を表示した書面を別途作成し、これを当該資料に差し込むこと等により、顧客から見て一体として提供されるような方法は、広告等規制に適合し得るものと考えられます。 |

| No. | ●取引態様の事前明示義務〔第37条の2〕 | |
|---|---|---|
| | ▼対象取引 | |
| 1 | 金商法第37条の2の取引態様（自己がその相手方となって当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取り次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させる）を明らかにすべき者に投資運用業者は含まれないことを確認したい。 | 取引態様の事前明示義務（金商法第37条の2）は、顧客から「有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引」に関する注文を受けたときに適用されることとされており、基本的に、「第一種金融商品取引業」又は「第二種金融商品取引業」を行う金融商品取引業者等が対象となるものであって、「投資運用業」又は「投資助言・代理業」のみを行う金融商品取引業者等は対象とならないものと考えられます。 |
| 2 | 金商法第37条の2の「顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受け」という字句は、第一種金融商品取引業者・第二種金融商品取引業者の業務に係るもので、金商法及びこれに基づく政令・府令においてこの字句により示される事項は第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業を行わない投資運用業者又は投資助言・代理業者には適用されないことを確認したい。 | |
| 3 | 投資信託の銀行窓販業務における買取りの場合も、金商法第37条の2に規定する「顧客から有価証券の売買に関する注文を受けたとき」にあたるのか。 | 金融商品取引業者等が自己募集を行った投資信託の受益証券を買い取る行為は、有価証券の売買（金商法第2条第8項第1号）とは別の「金融商品取引業に該当する行為」として位置づけられており（同項第18号・金商法施行令第1条の12）、「顧客から有価証券の売買に関する注文を受けたとき」に該当しないものと考えられます。 |
| 4 | 投資信託の販売・解約は、金商法第37条の2に規定する「有価証券の売買」に該当せず、本条の適用はないとの理解でよいか。 | 取引態様の事前明示義務（金商法第37条の2）の対象となる「有価証券の売買」には、投資信託受益証券の売買は含まれますが、募集（私募）やその取扱いは含まれないものと考えられます。また、投資信託契約の解約は、「有価証券の売買」に含まれないものと考えられます。 |
| | ▼明示時期 | |
| 5 | 金商法第37条の2に関し、宅地建物取引業を営む金融商品取引業者が、売主等から不動産（信託受益権若しくは売買時点で結果的に信託受益権となる場合を含む。）の売却情報を受けた場合に、当該金融商品取引業者等が買主となるのか媒介となるのかを物件の情報を受けた段階で明示することは、一般的に明確ではないため現実的ではないと思われる。当該状況においては、金融商品取引業者等は、具体的な売買又は媒介契約締結前において、売買の当事者なのか、売買の媒介を行うのかの別が合理的に確定した段階で当該顧客に明らかにすればよいという理解でよいことを確認したい。 | 顧客が、自分が対面している金融商品取引業者等が売買若しくは取引の相手方であるのか、又は他人の計算で行う注文を受ける者であるのかを知ることは、投資者保護上必要であると考えられます。顧客から注文を受けた際に、これらのうちいずれになるのかが明確でない場合には、その旨を当該顧客に明らかにした上で、それが合理的に確定した段階で改めて当該顧客に明らかにする必要があると考えられます。<br>なお、この取引態様の事前明示義務は、顧客から「有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引」に関する注文を受けたときに適用されるものであり（金商法第37条の2）、不動産そのものの注文を受けたときには適用されません。 |
| 6 | 金商法第37条の2に関し、例えば店頭デリバティブ取引は通常、受注と契約締結が同時であるが、その場合、契約締結前書面に取引態様を記載することで、「注文を受けたときは、あらかじめ」これを明らかにしたとの理解でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられますが、取引態様を顧客が十分に理解することができるよう明示されている必要があると考えられます。 |
| 7 | 金商法第37条の2に規定する取引態様の事前明示義務に関し、事前明示のタイミングとして、契 | 金融商品取引業者等は、顧客から注文を受けたときは「あらかじめ」（金商法第37条の2）取引態 |

| | | |
|---|---|---|
| | 約締結前の交付書面において取引態様の明示をすればよいのか。あるいは、この方法が不適切ならば、事前明示のタイミングはどの時点が良いのか。その場合の明示の方法については、①書面交付による明示、②口頭での明示を行い、告知した日時・告知をした相手等の記録を残す、③口頭での明示のみのいずれの方法でもよいのか。それとも他により適切な方法があるか。 | 様を明示する必要がありますが、具体的なタイミングや方法等について特段の定めはなく、契約締結前交付書面において明示する方法を含め、事前に適切な方法により行うことが求められるものと考えられます。 |
| **No.** | **●契約締結前の書面交付義務〔第37条の3〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 書面交付義務の適用に当たっては、激変緩和措置を設けるべきである。 | ご意見を踏まえ、契約締結前交付書面については、利用者の利便性及び実務における円滑な施行の観点から、次のような経過措置を設けることとしております。<br>① 施行日から3月を経過する日までは、契約締結前交付書面への金融商品取引業者等の登録番号の記載を不要としております（整備政令附則第23条第2項）。<br>② 既存顧客との間で行われる上場有価証券又は店頭売買有価証券の売買等については、施行日から3月を経過する日までの間に取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合にあっては当該取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合にあっては施行日から6月以内（「上場有価証券等売買等経過期間」）に、当該既存顧客に上場有価証券等書面を交付すれば、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしております（金商業等府令附則第2条）。<br>③ 既存顧客との間で締結されるMMFに係る金融商品取引契約については、上場有価証券等売買等経過期間内に、当該既存顧客に目論見書等を交付すれば、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしております（金商業等府令附則第3条）。<br>④ 既存顧客との間で行われる信用取引・有価証券に関連する市場デリバティブ取引については、施行日から3月を経過する日までの間に取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合にあっては当該取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合にあっては施行日から6月以内（「信用取引等経過期間」）に、当該既存顧客に契約締結前交付書面を交付すれば足りることとしております（金商業等府令附則第4条）。<br>⑤ 既存顧客との間で施行日から3月を経過する日までの間に金融商品取引契約を締結する場合については、契約締結後遅滞なく契約締結前交付書面を交付すれば足りることとしております（金商業等府令附則第5条）。<br>⑥ 施行日後3月以内に交付する上場有価証券等書面については、登録番号の記載を不要としております（金商業等府令附則第12条）。 |
| 2 | 契約締結前交付書面の経過措置が、限定された金融商品取引契約のみとなっているが、他の金融商品取引契約についても認めてほしい。 | |
| 3 | 金商業等府令案附則第2条では、上場されている有価証券の売買等に関しては、書面交付について3月間の猶予期間が設けられているが、その他の有価証券はその特例が設けられていない。また、上場有価証券等書面以外の書面については、金商業等府令案附則第3条のような、施行日前の書面交付も許容されていない。したがって、上場有価証券以外の証券（既発行の国債、外債や信用取引、デリバティブ取引など）については、施行日以降に書面を交付しなければ契約の締結ができない。しかし、既発行の国債、外債や信用取引、デリバティブ取引についても、上場有価証券と同様に頻繁に取引が行われるものであり、一定の猶予期間が設けられなければ、顧客からの自発的な注文すら受注できない。上場有価証券以外の有価証券についても、少なくとも既に取引経験がある者との契約等については、書面交付につき、一定の猶予期間を設けてほしい。 | |
| 4 | 金商業等府令案附則第3条では、「金商業等府令案第82条第1項第1号の規定の例により」、上場有価証券等書面の施行日前交付ができる旨規定されているが、信用取引・発行日取引・デリバティブ取引等・取扱有価証券に関するものの取扱いが不明確である。この結果、これらの取引に関する契約締結前交付書面の交付時期は施行日当日に限定されるように思われるが、このような措置は現実的に著しく困難であるため、上場有価証券等書面と同様の経過措置を設けてほしい。 | |
| 5 | 契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付に関する経過措置の対象が、金融商品取引契約については上場有価証券のみに、また、特定預金等契約については外貨預金のみに限定されている。既存顧客の場合は、当該取引以外の取引についても、顧客から契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思表示があった場合は、施行後3か月以内に、当該書面に替わる書面の交付を認める等、経過措置の範囲を拡大すべきである。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 第二項有価証券である信託受益権の売買等における契約締結前の書面交付についても、金融商品取引業等府令案附則第2条第1項と同様、3ヶ月の経過措置を設けてほしい。<br>例えば、流動化ビジネスにおいて幅広く有価証券たる信託受益権の売買が行われている。信託受益権の売買の媒介を行う信託銀行は有価証券の私募の取扱いを行うこととなり、投資家に対して契約締結前書面を交付する義務が生じる。流動化ビジネスにおいては、1ヶ月などのショートタームで受益権を継続的に購入する投資家もいるなど、受益権の売買は頻繁に生じている。施行と同時に「あらかじめ」交付することとなると、施行前後に実務に過度の負担が生じたり、実務現場に混乱が生じるおそれがある。 | ⑦ 既存の証券会社については、施行日前においても、金商業等府令第80条第1項第1号の規定の例により、既存顧客に書面を交付することができ、この場合、既存の証券会社は、上場有価証券等書面を交付したものとみなされることとしております（金商業等府令附則第13条）。<br>⑧ 施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約について、金商法第37条の3第1項の規定の例により書面を交付しているときには、顧客に対して契約締結前交付書面を交付したものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとしております（金商業等府令附則第14条第1項）。<br>⑨ 施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約につき、旧金先法第70条第1項又は旧商品ファンド法第16条の規定により書面を交付しているときには、顧客に対して契約締結前交付書面を交付しているものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとしております（金商業等府令附則第14条第2項）。<br>⑩ 施行日後3月以内に交付する目論見書等については、契約締結前交付書面の作成方法に準ずる方法により作成する必要はないこととしております（金商業等府令附則第15条第1項）。<br>⑪ 金融商品取引業者等は、施行日以後に金融商品取引契約を締結しようとする場合には、施行日前においても、金商業等府令第80条第1項第3号の規定の例により、目論見書等を交付することができ、この場合、当該目論見書等については、契約締結前交付書面の作成方法に準ずる方法により作成する必要はないこととしております（金商業等府令附則第15条第2項）。 |
| 7 | 金商業等府令案附則第2条では、上場有価証券等書面の交付につき、施行日から3月間の猶予期間が設けられているが、施行日が平成19年9月頃となれば、平成19年12月までに交付しなければならないこととなる。上場有価証券等書面の初回交付については、すべての顧客に一斉に送付することを想定しているところ、一斉送付するものとして年末基準の取引残高報告書があり、これは翌年の1月に送付することになる。平成19年12月に上場有価証券等書面、平成20年1月に取引残高報告書と、2ヶ月にわたって一斉送付することは業者側の負担が重いので、上場有価証券等書面の交付に関する猶予期間を、原案の「3月」から「5月」以上に延長してほしい。 | |
| 8 | 金商業等府令案附則第2条第1項では、同条第1項において施行日後3月以内に上場有価証券及び店頭売買有価証券に関する契約締結前交付書面を交付する場合には金商法第37条の3第1項ただし書に定める適用除外要件に該当する旨を定める一方、金商業等府令案附則第2条第2項では同条第1項の場合に施行後3月以内に交付すべき上場有価証券等交付書面に限定している。金商業等府令案第82条第1項第1号においては、信用取引・発行日決済取引・デリバティブ取引等に関するものが除かれており、また、取扱有価証券に関するものもその定義上除かれるものと考えられるが、これらの取引についても金商業等府令案第2条に定める経過措置が適用されるか明確にしてほしい。 | |
| 9 | 施行時期をまたがって勧誘が行われた場合において、金商法の施行前から勧誘を行っており旧制度ベースで作成した目論見書を交付していたが、契約の約定は施行後となった場合につき、既に交付した目論見書は契約締結前交付書面とみなされるのか。 | |
| 10 | 金商業等府令案附則第3条では、上場有価証券等書面に係る施行日前において上場有価証券等書面が交付できると規定されているが、新法による登録番号の記載は不可能であることから、登 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 録番号を記載しないことでよいことを確認したい。 | |
| 11 | 契約締結前書面記載事項には、登録番号を記載することとなっているが、金商法施行後、登録番号を得るまでには相当の時間がかかるものと見込まれるが、契約締結前交付書面への登録番号の記載については、猶予期間があるのか。猶予期間がある場合、その間は現行のまま(為替先渡取引等については、金先業者として得ている登録番号を記載)でよいか。<br>また、契約締結時等書面記載事項にも、登録番号を記載することとなっているが、金商法施行後、登録番号を得るまでには時間がかかるものと見込まれる。<br>特に契約締結時等交付書面はシステムにより作成しているため、仕様変更が必要となる。契約締結時等交付書面への登録番号の記載については、猶予期間があるのか。<br>猶予期間がある場合、その間は現行のまま(為替先渡取引等については、金先業者として得ている登録番号を記載)でよいか。 | 契約締結前交付書面における登録番号の記載は、施行日から3ヶ月間猶予することとしています(整備政令附則第23条第2項)。<br>一方、登録番号は、契約締結前交付書面における記載事項(金商業等府令第37条の3第1項第2号)として顧客に情報提供され、契約締結時交付書面に重ねて記載する必要はないと考えられることから、契約締結時交付書面における登録番号の記載は、ご意見も踏まえ、これを不要とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第99条第1項参照)。<br>なお、現行の金先法に基づく登録番号は施行日に失効するものですので、施行日後の猶予期間にこれを記載した書面を顧客に交付する場合には、顧客が誤解することのないよう注意喚起等が必要と考えられます。<br>なお、新たな登録番号は施行日後できる限り速やかに決定するよう努めてまいります。 |
| 12 | みなし金融商品取引業者については、もともと許可業者であったことに鑑みて、登録が完了するまでの間は、従来の契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の使用を認めてほしい。 | ご意見も踏まえ、施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約につき、顧客に対し旧金先法第70条第1項又は旧商品ファンド法第16条の規定により書面を交付しているときには、当該顧客に対して契約締結前交付書面を交付しているものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令附則第14条第2項)。<br>一方、施行日後に新たに取引を行うこととなる顧客に対しては、可能な限り速やかに金商法制が予定する充実した情報提供等がなされるべきと考えられ、従来の契約締結前交付書面や契約締結時交付書面の使用を認めることは適当でないと考えられます。 |
| 13 | 金商業等府令案第83条における第77条第3項の準用については、6ヶ月(定例開示)程度の経過措置を設けてほしい。 | 手数料等の多寡や内容が顧客の投資判断に与える影響の大きさに鑑みれば、手数料等の情報については可能な限り速やかに金商法制が予定する充実した情報開示がなされるべきであり、施行日後6ヶ月にも及ぶ経過措置を設けることは適当でないと考えられます(金商業等府令第81条)。 |
| 14 | 金商業等府令案附則第2条では、上場有価証券等書面の交付について、施行日より3ヶ月間の猶予期間が設けられているが、このことにより上場有価証券等の勧誘にあたっては、金商業等府令案第124条第1項第1号に規定する説明義務についても同様に猶予されると認識してよいか。 | 金商業等府令第117条第1項第1号に規定する「説明義務」は上場有価証券等書面の交付に関して適用されるものであることから、上場有価証券等書面の交付の経過措置期間中に上場有価証券等書面が交付される場合には適用されるものと考えられます(金商業等府令附則第2条第2項)。 |
| 15 | 金商業等府令案附則第3条第1項にある「改正法第18条」とは、「改正法附則第18条」ではないか。 | ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします(金商業等府令附則第13条第1項)。 |

| | ▼契約締結前書面交付義務の対象範囲 | |
|---|---|---|
| | （交付の相手方） | |
| 16 | 金商法第37条の3第1項及び金商業等府令案第84条以下に基づき書面を交付すべき場合を画する「金融商品取引契約」、及び書面交付の相手方である「顧客」とは、それぞれ何を指すのか。<br>例えば、金融商品取引業者が発行者のために私募の取扱いを行う場合、<br>① 「顧客」とは有価証券の発行者であり、「金融商品取引契約」とは（金融商品取引業者と）発行者との間の私募の取扱い契約を指すか、<br>② 「顧客」とは有価証券の取得者であり、「金融商品取引契約」とは（発行者と）取得者との間で有価証券の取得契約を指すか、又は<br>③ これらの両方（①および②）を指すのか。<br>また、金融商品取引業者が売主のために売買の媒介を行う場合はどうか。 | 「金融商品取引契約」とは、「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（金商法第2条第8項各号に掲げる行為）を行うことを内容とする契約」をいいます（金商法第34条）。このうち、「顧客を相手方とし」は、基本的に顧客が金融商品取引業者等との間の金融商品取引行為の当事者となる場合をいい、「顧客のために・・・行う」は、基本的に金融商品取引業者等が顧客のために金融商品取引行為の媒介・取次ぎ・代理を行う場合をいうものであると考えられます。<br>なお、顧客が誰であるかは、投資者保護の観点から個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>金融商品取引業者等が有価証券の私募の取扱いを行う場合には、当該金融商品取引業者等は、当該有価証券の発行者のために私募の取扱いを行うことを内容とする金融商品取引契約を締結することから、発行者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>また、当該金融商品取引業者等が私募の取扱いを通じて有価証券を取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該金融商品取引業者等は取得者に対しても契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>金融商品取引業者等が有価証券の売主のために売買の媒介を行う場合には、当該金融商品取引業者等は、当該有価証券の売主のために売買の媒介を行うことを内容とする金融商品取引契約を締結することから、売主に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>一方、買主を相手方として有価証券の売買を行うことを内容とする金融商品取引契約は、当該金融商品取引業者等ではなく、当該有価証券の売主が締結するものであることから、当該金融商品取引業者等は買主に対して契約締結前交付書面の交付義務を負わないものと考えられます。ただし、当該金融商品取引業者等が当該買主のためにも売買の媒介を行うと認められる場合には、当該金融商品取引業者等は、当該買主のために売買の媒介を行うことを内容とする金融商品取引契約を締結すると認められることから、買主に対しても契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、有価証券の発行者や売主に対して交付する契約締結前交付書面については、有価証券の内容等に関する事項を記載する必要性に乏しいと考えられることから、当該事項の記載が不要となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第83条第3項等）。<br>なお、金商法第45条第2号に規定する「金融商 |
| 17 | 信託受益権や集団投資スキーム持分等の有価証券等の①売買の媒介を行う場合（金商法第2条第8項第1号）や②募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う場合（同項第9号）において、同法第37条の3第1項及び第37条の4第1項に基づき交付する書面の相手方たる「顧客」（同法第37条の3第1項柱書、第37条の4第1項本文）は、当該有価証券を取得しようとする者という理解でよいか。信託受益権や集団投資スキーム持分等の有価証券の①売買の媒介を行う場合や②募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う場合、金融商品取引契約の相手方は、それぞれ①当該有価証券の売り主、②当該有価証券の募集・売出し・私募を行う者で、当該有価証券を取得しようとする者ではないので確認したい。なお、これに付随して、同法第45条第2項の「金融商品取引契約の相手方」には、信託受益権や集団投資スキーム持分との有価証券の①売買の媒介を行う場合や②募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う場合には、当該有価証券を取得しようとする者が含まれると理解してよいか。 | |
| 18 | 金商法第37条の3及び第37条の4は、それぞれ金融商品取引契約の締結前及び締結時等において金融商品取引業者等が顧客に対して所定の書面を交付することを定めている。ここで、有価証券の発行者（A）から金融商品取引業者（B）が委託を受けて有価証券の私募の取扱いを行う場合（特に当該有価証券が金商法第2章の規定が適用されない有価証券である場合）、あるいは金融商品取引業者ではないAからBが委託を受けて有価証券の売買の媒介を行う場合、Bは投資家（C）に対して金商法第37条の3及び第37条の4に基づく書面交付が必要となるか確認させてほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 品取引契約の相手方」には、金融商品取引業者等が有価証券の売買の媒介を行う場合についても、有価証券の募集・売出しの取扱いや私募の取扱いを行う場合についても、有価証券の売主・発行者・所有者のみならず、当該有価証券を取得しようとする者も含まれるものと考えられます。ただし、金融商品仲介業者による媒介については、当該金融商品仲介業者は契約締結前交付書面の交付義務を負っていませんが、これは所属金融商品取引業者等が契約締結前交付書面の交付義務を負うことによるものと考えられます。 |
| 19 | 金商法第37条の3に関し、有価証券の売買について、金融商品取引業者等が代理又は媒介を行う場合、契約締結前交付書面の交付相手は誰になるのか。 | 金融商品取引業者等が有価証券の売主の代理又は媒介を行う際には、当該代理・媒介を行うことに係る契約につき、売主に対して、契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられ、また、買主のためにも売買の媒介を行うと認められる場合には、買主に対しても、契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>一方、金融商品取引業者等が、買主の代理又は媒介を行う際には、当該代理・媒介を行うことに係る契約につき、買主に対して、契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられ、また、売主のためにも売買の媒介を行うと認められる場合には、売主に対しても契約締結時交付書面の交付義務を負うものと考えられます。 |
| 20 | 金商法第37条の3に関し、顧客がすべての法律行為に係る代理人を立てている場合、契約締結前交付書面の交付は代理人に対して行うことで顧客に対する交付とみなすことは可能か。 | 契約締結前交付書面については、代理人に対して交付すれば足りると一律にいうことはできず、基本的には取引を行うかどうかの実質的な意思決定を行う者に対して交付する必要があるものと考えられます。 |
| | **（有価証券の引受け等）** | |
| 21 | 「契約締結前の書面交付」を要しない場合として、「有価証券の引受けに関する契約、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに関する契約を締結しようとする場合」を追加してほしい。 | 有価証券の発行者を相手方として引受けを行うことを内容とする契約や、有価証券の発行者・所有者のために募集・私募・売出しの取扱い（「金融商品取引契約」）を行うことを内容とする契約も、「金融商品取引契約」（金商法第34条）に該当するものであり、顧客保護の観点から、当該契約を締結する前に業者により当該契約の概要等について説明が尽くされることが重要であることから、これらを「契約締結前の書面交付義務」の対象から除外することは適当でないと考えられます。<br>なお、有価証券の発行者・所有者に対して交付する契約締結前交付書面については、有価証券の内容等に関する事項を記載する必要性は乏しいと考えられることから、ご意見を踏まえ、これらの記載が不要となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第83条第3項）。<br>また、これに伴い、有価証券の引受けにつき契約締結時の書面交付義務を適用除外する金商業等府令案第117条第1項第7号については、別に取引の条件を記載した契約書を交付することを適用除外の要件とする一方、適用除外の対象となる行為に「有価証券の発行者・所有者のために行う |
| 22 | IPOの場合に引受契約を締結する発行体は金商法上「顧客」と解されるが、IPOにおける引受契約を締結する場合であっても発行体に対して契約締結前交付書面を交付する必要があるのか。 | |
| 23 | 金融商品取引のうち金商法第2条第8項第6号（引受け）、第9号（募集若しくは売出し又は私募の取扱い）については、投資者の保護に支障を生ずることがない場合と考えられる（第6号及び第9号においては顧客は有価証券の発行会社又は売出人となるものと考えられる）ので、契約締結前交付書面の交付を不要としてほしい。 | |
| 24 | 有価証券の募集・売出し・私募の取扱いを行う場合において、金融商品取引業者等と発行会社との間の募集・売出し・私募取扱契約については、契約締結前交付書面の交付及び契約締結時交付書面の交付の義務は適用されないという理解でよいか。 | |
| 25 | 金商法第37条の4（契約締結時の書面交付義 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 務）に係る金商業等府令案第117条（契約締結時書面等の交付を要しない場合）第7号には、当該金融商品取引契約が有価証券の引受けに係るものである場合には交付を要しない旨が規定されている。<br>これとあわせ、金商業等府令案第82条（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）としても、有価証券の引受けに係るものである場合を加えてほしい。 | 募集・私募・売出しの取扱い」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第110条第1項第2号ト・チ）。<br>さらに、有価証券の引受け及び募集・売出し・私募の取扱いについては、有価証券の発行者・所有者に対する取引残高報告書の交付も不要であることが明確となるよう、規定を修正いたします（同府令第111条第2号・第3号）。 |
| 26 | 金融商品取引業者等が有価証券の募集、売出し、私募の取扱いを行う場合、金融商品取引業者等による募集等に応じて当該有価証券を取得する投資家との間で当該取得に関する契約を締結しようとする場合、金商業等府令案第82条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ契約締結前交付書面の交付が必要であり、当該契約を締結した時点で、金商業等府令案第117条第1項各号に定める場合を除き、契約締結時交付書面の交付が必要であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、当該金融商品取引業者等が募集・売出し・私募の取扱いを通じて有価証券を取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該金融商品取引業者等は取得者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>なお、当該金融商品取引業者等は、当該有価証券の発行者・所有者のために募集・売出し・私募の取扱いを行うことを内容とする金融商品取引契約を締結することから、発行者・所有者に対しても契約締結前交付書面の交付義務を負う点に留意が必要と考えられます。<br>なお、有価証券の引受けにつき契約締結時の書面交付義務を適用除外する金商業等府令案第117条第1項第7号については、別に取引の条件を記載した契約書を交付することを適用除外の要件とする一方、適用除外の対象となる行為に「有価証券の発行者・所有者のために行う募集・私募・売出しの取扱い」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第110条第1項第2号ト・チ）。 |
| 27 | 契約締結前交付書面の交付を要しないこととなっている投資信託については、適格機関投資家向け私募投資信託を除いた少人数私募投資信託のみが契約締結前交付書面の交付義務を負うという理解でよいか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、投資信託受益証券については、募集（又はその取扱い）の場合及び私募（又はその取扱い）の場合のいずれにおいても、「契約締結前の書面交付義務」の適用対象となります。<br>なお、顧客が適格機関投資家に該当する場合には、特定投資家制度により契約締結前交付書面の交付義務等が適用除外されることになります（金商法第2条第31項、第45条第2号）。 |
| 28 | 有価証券の発行会社と金融商品取引業者等との元引受契約については、金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面の交付の義務は負うが、金商業等府令案第117条第1項第7号により、契約締結時交付書面の交付の義務は負わないとの理解でよいか。 | 金融商品取引業者等が有価証券の発行会社との間で有価証券の元引受契約を締結する場合も、当該金融商品取引業者等には、契約締結前交付書面の交付義務が課されるものと考えられます。<br>また、これに伴い、有価証券の引受けにつき契約締結時の書面交付義務を適用除外する金商業等府令案第117条第1項第7号については、別に取引の条件を記載した契約書を交付することを適用除外の要件とする一方、適用除外の対象となる行為に「有価証券の発行者・所有者のために行う募集・私募・売出しの取扱い」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第110条第1項第2号ト・チ）。 |
| 29 | 金融商品取引業者間の下引受契約について | 金融商品取引業者等が「下引受契約」を締結す |

| | | |
|---|---|---|
| | は、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面のいずれも交付の義務がないとの理解でよいか。 | る場合も、「金融商品取引契約を締結しようとするとき」（金商法第37条の3第1項）に該当しますが、「下引受契約」の相手方となる金融商品取引業者等が第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る）又は投資運用業を行う者である場合には、当該金融商品取引業者等は適格機関投資家となりますので（定義府令第10条第1項第1号）、特定投資家制度により、書面交付義務が適用除外されることになります（金商法第45条第2号）。<br>なお、ご意見等を踏まえ、それ以外の金融商品取引業者も、「一般投資家に移行可能な特定投資家」と位置づけることとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第10号）。したがって、適格機関投資家となる者以外の金融商品取引業者等についても、特定投資家制度により、基本的には契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付義務が適用除外されることになります。 |
| 30 | 元引受契約を締結する金融商品取引業者が複数の場合（シンジケート団の場合）、そのうちの1社が発行会社に対して契約締結前交付書面を交付すれば、他の者は交付義務を負わないこととしてほしい。 | ご要望のような場合には、取引に関する事項を重複して顧客に提供する必要がないことから、一部事項の記載を省略することが認められています（金商業等府令第83条第2項等）。<br>一方、各金融商品取引業者等に関する事項は、各金融商品取引業者等がそれぞれ顧客に提供する必要があることから、契約締結前交付書面の交付自体の省略までを認めることは適当でないものと考えられます。<br>なお、複数の金融商品取引業者が連名で発行会社に対して1つの契約締結前交付書面を交付することも可能と考えられますが、その場合には、当該書面に当該複数の金融商品取引業者すべての概要等を記載する必要があると考えられます。 |
| | **（有価証券の買取等）** | |
| 31 | 「有価証券の売買」の際に契約締結前交付書面の交付義務が業者に求められているが、これは顧客の売り・業者の買いの際にも義務づけられていると考えるのか。その場合に求められる交付書面の記載事項は、具体的には何か。 | 金融商品取引業者等が、顧客に対し、有価証券を売却する場合のみならず、顧客から有価証券を買い取る場合も、基本的には契約締結前交付書面の交付が必要と考えられます。<br>この場合、契約締結前交付書面には金商法第37条の3第1項各号に掲げられた事項（金商業等府令第82条から第96条までに掲げられた事項も含む。）を記載する必要があると考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等が顧客に売り付けた有価証券を当該顧客から買い付ける場合等については、当該顧客に対し、契約締結前交付書面により改めて情報提供を行う必要性は乏しいと考えられますので、ご意見を踏まえ、金融商品取引業者等が顧客に売り付けた有価証券を当該顧客から買い付ける場合等については契約締結前交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号）。 |
| 32 | 契約締結前交付書面について、パブリックコメントに付された金商業等府令案によると、既に保有している有価証券を単純に売却するのみの場合でも事前交付が必要になると考えられる。顧客から預託を受けている有価証券について、顧客から売却の注文があったにもかかわらず、書面を交付していないとの理由で一旦は注文を断り、書面を交付してから再度受注するような事態となり、たとえ法令上の業者の義務であるとしても、投資家にとっても不利益となり、業者としても説明が困難となるのではないか。 | |
| 33 | 顧客が既に保有している有価証券の売却・解約等の換金については、契約締結前の書面交付を不要としてほしい。 | |
| 34 | 金融商品取引業者等が顧客から有価証券を買い取るような場合にあっても、売り主を「顧客」とし | |

| | | |
|---|---|---|
| | て契約締結前交付書面を交付する必要があるのか。 | |
| 35 | 契約締結前交付書面を交付した取引の反対売買については、同一内容契約に関する書面交付時から1年以上を経過した後でも、再度の交付を不要としてほしい。 | ご意見を踏まえ、「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」として、有価証券取引及びデリバティブ取引の「反対売買」（金商法施行令第33条の14第3項）等を内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号ハ）。 |
| 36 | 公共債の「はね返り玉」の買取は、「金融商品取引契約」に該当するとの理解でよいか。その場合、公共債の「はね返り玉」の買取については、説明が必要となる事項（特にリスクや手数料に関する事項の説明）は限られると考えられるため、契約締結前及び契約締結時の交付書面の記載事項については大幅な省略を可としてほしい。 | いわゆる公共債の「はね返り玉」の買取りに係る契約も、金融商品取引業者等が「金融商品取引契約を締結しようとするとき」（金商法第37条の3第1項）に該当するものと考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等が顧客に売り付けた有価証券を当該顧客から買い付ける場合等については、当該顧客に対し、契約締結前交付書面により改めて情報提供を行う必要性は乏しいと考えられますので、ご意見を踏まえ、これらの場合には契約締結前交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号）。<br>一方、契約締結時交付書面については、締結した契約内容を顧客が確認できるようにするため、その交付が必要と考えられます。 |
| 37 | 投資信託の買取については「金融商品取引契約」に該当し、解約については該当しないとの理解でよいか。その場合、投資信託の買取については、契約時に顧客に対し既に説明している事項を改めて説明する義務が生じることになるが、投資信託の買取に際して説明が必要となる事項は限られるため、説明事項については大幅な省略を可としてほしい。 | 貴見のとおり、投資信託の買取りに係る契約は「金融商品取引契約」に該当します（金商法施行令第1条の12）が、投資信託の解約は「金融商品取引契約」に該当しないものと考えられます（金商業等府令第98条第1項第1号参照）。<br>なお、金融商品取引業者等が顧客に売り付けた有価証券を当該顧客から買い付ける場合等については、当該顧客に対し、契約締結前交付書面により改めて情報提供を行う必要性は乏しいと考えられますので、ご意見を踏まえ、これらの場合には契約締結前交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号）。<br>一方、契約締結時交付書面については、締結した契約内容を顧客が確認できるようにするため、その交付が必要と考えられます。 |
| 38 | 金利スワップやクーポンスワップ（元本交換を行なわず、異種通貨の金利を交換する取引）を、時価評価額の受渡を行って清算し、契約関係を解消しようとする行為は、金商法第37条の3第1項にいう「金融商品取引契約を締結しようとする」に当たらないとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、基本的には、金利スワップ等に係る契約関係を解消しようとする行為は、金商法第37条の3第1項の「金融商品取引契約を締結しようとするとき」に該当しないものと考えられます。 |
| | **（信託受益権の売買等）** | |
| 39 | 現行信託業法においては、信託会社等に関する総合的な監督指針10－2－1(2)において、信託受益権を引当てに実質的な受益権を募ることを目的とする特別目的会社に、当該目的を契約書等に明記した上で信託受益権を譲渡する場合には、信託受益権の保有者から当該特別目的会社 | 信託受益権の当初委託者兼受益者であるオリジネーターが、当該信託受益権を第三者に譲渡する行為は、信託受益権の「発行者」による自己募集と位置づけられますので、基本的には金融商品取引業に当たらず（金商法第2条第8項第7号参照）、契約締結前交付書面等の交付は不要と |

| | | |
|---|---|---|
| | への譲渡は販売とはみなされず、当該特別目的会社への同法第94条の事前説明、第95条の契約時書面交付義務も課されていないと理解しているが、金商法上も同様のケースについて、特別目的会社への契約締結前の書面交付義務、契約締結時の書面交付義務等の免除規定の追加を検討してほしい。 | 考えられます。 |
| 40 | 現行の信託業法においては、信託受益権販売業者が信託受益権の売主との媒介契約の締結前、あるいは締結時に売主に対し書面を交付することは求められておらず、売買契約の成立時に一定の書面の交付が求められていた（信託業法第95条）。<br>金商法においては、売主との信託受益権に係る売買の媒介についても金融商品取引業とされており（金商法第2条第8項第2号）、契約締結前、締結時の書面の交付が求められることとなっている（金商法第37条の3、第37条の4）。本条の趣旨からすると、書面の交付は投資家の保護を目的とするものであり、売買契約の対象物である信託財産について最も良く知る者である売主との媒介契約締結時には、金商法第37条の3第1項第7号に規定する事項について書面交付時に記載を要しないものとしてほしい。 | 信託受益権の売主にとっても、売買契約の対象物である信託財産等に関する情報が示されることは重要であり、金融商品取引業者等は、信託受益権の売買の媒介を行う場合には、その売主に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付する必要があります。<br>なお、信託受益権の売主が金融商品取引業者等の特定投資家であれば、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付する必要はありません（金商法第45条第2号）。 |
| 41 | 流動化案件においてSPC、信託等が契約を締結する場合、SPC等に事前の書面を交付することは案件当事者にとって負担であり、最終投資家に対して勧誘する際に告知等投資家保護措置がなされている場合や、「有価証券の保有者（オリジネーター）が、当該信託受益権を引当てに実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社に、当該目的を契約書等に明記した上で譲渡する場合」には、SPCに契約締結前書面を交付しなくても投資家保護に欠けることはないので、書面交付を要しない場合に追加すべきである。 | 顧客が、いわゆる特別目的会社である場合でも、そのリスク管理能力は様々であると考えられますので、一律に情報提供の必要はないと言い切ることはできないものと考えられます。<br>一方、資産流動化法の特定目的会社については、一定のリスク管理能力が確保されていると見込まれることから、これを特定投資家とするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第7号）。<br>また、信託を用いたスキームの場合には、当該信託の受託者が特定投資家に該当する場合もあり得るものと考えられます。なお、信託受益権の当初委託者兼受益者であるオリジネーターが、当該信託受益権を第三者に譲渡する行為は、信託受益権の「発行者」による自己募集と位置づけられますので、金融商品取引業に当たらず（金商法第2条第8項第7号参照）、契約締結前交付書面を交付する必要はないと考えられます。 |
| 42 | 資産流動化取引においては、特別目的会社が金融商品取引業者等との間で金融商品取引契約を締結することがあり得るが、特別目的会社に対して締結前及び契約締結時等における書面交付を行ったとしても投資家の保護にはつながらず、かえって取引に要するコストが高まることになり、投資家の利益に反する。<br>他方、投資家と金融商品取引業者等との間の資産流動化商品に係る取引に関して金商法の規制を適用することにより、投資家の保護を図ることは可能である。以上の観点から、資産流動化取引における特別目的会社に対する書面交付はこれを不要とすべきであり、金商業等府令案第82条第1項及び第117条第1項に、資産流動化取引における特別目的会社が顧客となる場合を加えるべきである。 | |
| | **（有価証券の保護預り等）** | |
| 43 | 「契約締結前書面の交付義務」の対象からは、 | 有価証券等の「保護預り契約」は、有価証券等 |

| | | |
|---|---|---|
| | 例えば「保護預り契約」など、取引に伴うリスクが生じないものは除外してほしい。なお、除外できない場合は、たとえ1年以上取引残高が発生しなかった場合でも、保護預り契約（口座管理契約）自体は継続的に有効であることから、金商業等府令案第82条第3項の適用を受けられることを確認したい。 | 管理業務（金商法第2条第8項第16号・第17号）に係る契約として「金融商品取引契約」に該当することから、これを締結しようとするときは、契約締結前交付書面の交付が必要になると考えられます。<br>「保護預り契約」であっても、顧客が当該契約の概要や手数料等の情報を的確に理解できるよう、業者において説明義務が尽くされる必要があると考えられることから、これを一律に適用除外することは適当でないと考えられます。<br>なお、最初に締結した預託契約や振替契約に基づき行われる個々の預託や振替については、金融商品取引契約の締結に該当せず、その都度契約締結前交付書面を交付する必要はないものと考えられます。 |
| 44 | 有価証券等管理業務及び社債等の振替に関する口座管理機関の業務については、契約締結前及び契約締結時の書面交付に係る記載事項を具体的に示した規定が見受けられないが、これらの業務については、契約締結前および契約締結時の書面交付義務が免除されているとの理解でよいか。 | |
| 45 | 金融商品取引のうち金商法第2条第8項第16号（保護預り）及び第17号（社債等の振替）に係る契約については、投資者の保護に支障を生ずることがない場合と考えられるので、契約締結前交付書面の交付を不要としてほしい。 | |
| 46 | 契約締結前の書面交付義務の対象となる金商法第2条第8項各号の「金融商品取引契約」のうち、預託契約（第16号）及び社債等の振替契約（第17号）に係る書面交付義務に関しては、例えば、1年間取引残高がゼロであるような事態とならなければ、再度の書面交付は不要ということでよいか。 | |
| 47 | 金商法第37条の3及び第37条の4において、金融商品取引業者に対し、金融商品取引契約締結にあたって顧客に対する書面交付義務を規定しているが、社債等振替法第131条その他に規定する特別口座株主に対しては当該書面の交付を要しないものとしてほしい。つまり、金商業等府令案第82条（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）第1項及び第117条（契約締結時交付書面等の交付を要しない場合）第1項に追加規定してほしい。 | ご指摘の「特別口座」の開設を受けて社債等の振替を行う業務も、金商法第2条第8項第17号に掲げる行為に係る業務に該当すると考えられますので、顧客との間で「特別口座」に係る契約を締結することは、「金融商品取引契約にしようとするとき」に該当し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付義務の対象に含まれるものと考えられます。「特別口座」の管理に係る契約であっても、顧客が当該契約の概要や手数料等の情報を的確に理解できるよう、業者において説明義務が尽くされる必要があると考えられることから、これを一律に適用除外することは適当でないと考えられます。<br>なお、今後株券等決済合理化法の施行に向けて「特別口座」に関する実務対応の検討を進めていく中で、必要な措置について検討されるものと考えられます。 |
| | **（相続等）** | |
| 48 | 「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」（金商業等府令案第82条）について、顧客が相続により投資信託受益権を取得した場合には、契約締結前書面の交付は不要との理解でよいか。又、取得した投資信託受益権が累積投資契約である場合、相続後に分配金の再投資により投資信託受益権を取得する場合も、契約締結前交付書面の交付は不要との理解でよいか。 | 金商法上は、投資者保護の観点から、投資信託の受益証券が相続人に承継された時点（金融商品取引業者等において名義変更の手続が完了した時点）において、当該金融商品取引業者等と相続人との間で金融商品取引契約が締結されたと捉えるべきであり、当該承継の時点で契約締結前交付書面の交付が必要になるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 49 | 顧客が相続又は贈与により投資信託を取得した場合には、契約締結前書面の交付は不要か。また、取得した投資信託受益権が累積投資契約である場合、相続又は贈与後に分配金の再投資により投資信託受益権を取得する場合も、契約締結前交付書面の交付は不要か。 | 一方、その後の累積投資契約に基づく再投資による投資信託受益証券の取得については、相続による承継が行われた場合であるかどうかにかかわらず、一般的に契約締結前交付書面の交付が不要となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号ニ）。 |
| | **（顧客の同意がある場合等）** | |
| 50 | 金販法は、重要事項の説明を要しない旨の意思表明があった顧客については重要事項の説明は不要とされているが、金商法上の契約締結前書面の交付時に行うべきリスク説明が重複しているため、金販法上の説明不要意思表示の効力がかなり制限されてしまうのではないか。 | 金販法は民法上の損害賠償責任規定の特則を定めるものですが、ご指摘の「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合」（金販法第3条第7項第2号）には、重要事項の説明義務（同条第1項）が適用除外され、当該説明義務を尽くさなくとも損害賠償責任が問われなくなるという効力が生じます。<br>一方、金商法の契約締結前交付書面の交付義務は、一般投資家の保護という政策目的を達成する観点から、業者が負うべき顧客への業法上の説明義務を定めるものであり、顧客側の意思表明をもって当該義務を除外することは、適当でないと考えられます。 |
| 51 | 金商業等府令案第82条に掲げる書面交付を要しない場合として、交付を要しない旨の顧客の意思表明があった場合を追加すべきではないか。また、もし、追加が妥当でないとすれば、金販法第3条第4項第2号（説明を要しない顧客の意思の表明があった場合）との関係につき、見解を伺いたい。 | |
| 52 | 金商法上の特定投資家以外であって、既に金販法上の説明不要の意思表明を行った（金販法第3条第7項第2号）顧客は、「特定投資家」と同様に取扱い、金商法上の書面交付義務はないと解してよいか。 | |
| 53 | 契約締結前交付書面の交付を要しないとして顧客（プロまでとはいかない者）の同意を得た上で、業者としても顧客の知識、経験、財産の状況に照らして書面不交付に問題がないと判断される場合においては、当該顧客についても書面交付を要しないようにしてほしい。 | 金融商品取引業者等が、顧客の同意を得た上でその判断により書面交付を省略することを一律に認めることは、投資者保護のための規制の形骸化を招くおそれがあり、適当でないものと考えられます。 |
| 54 | 顧客によっては、ダイレクトディール先等デリバティブ全般についてプロとみなせるわけではないが一部の商品については精通しているケースがある。したがって、契約締結前書面の交付を要しないとして顧客の同意を得た上で、銀行としても顧客の知識、経験、財産の状況に照らして書面不交付に問題がないと判断される場合においては、アマについても書面交付を要しないようにしてほしい。 | |
| | **（国債等）** | |
| 55 | 国債・地方債・公共債等については、契約締結前の書面交付義務を免除してほしい。 | ご指摘のような有価証券についても、他の有価証券と同様、例えば元本割れのリスクはあること等から、投資者保護を図る観点から、これを販売・勧誘する業者において、リスク情報のほか取引の内容等について顧客への説明責任を尽くすことが重要であり、これを一律に除外することは適当でないと考えられます。 |
| 56 | 非上場有価証券である国債・地方債・社債・CPなど、元本割れを引き起こす価格変動リスクの発生源が「金利の上下」「外国為替相場の変動」「発行者の財務状況の悪化」という典型的な3要素に限られた債券（国内債券・外国債券の双方を含 | ご指摘の有価証券が「リスクの発生源が典型的な」ものであるとしても、元本割れのリスクは存するところであり、投資者保護の観点から、リスク情報や取引の内容等について顧客への説明責任が尽くされることが重要だと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | む）については、契約締結前の書面交付義務の免除は困難な場合だとしても、上場有価証券と同様に、1年ごとに包括的な書面を交付すれば足りることとしてほしい。 | また、上場有価証券等の商品性はある程度定型的であり、流通性や情報提供機会も確保されていると考えられるのに対し、店頭で売買される債券は多様な商品設計が可能であること等から、ご指摘のような「包括的な書面の交付」によって代替する方法は必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、金商業等府令案第82条第1項第2号の適用対象を明確化するため、1年以内に当該契約と「同種の契約」に係る契約締結前交付書面を交付している場合には、契約締結前交付書面の交付を不要とすることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第2号）。 |
| 57 | 企業内容等の開示が適用除外となっているもの（国債等）については、目論見書が作成されないため、書面の交付を免除してほしい。 | 行為規制としての契約締結前交付書面の交付義務は、投資者保護の観点から、顧客に対する直接の情報提供義務を課すものであり、国債等についても中途解約や流通市場においての売却等の際に損失が生ずるおそれがあることから、契約締結前交付書面の交付義務を免除することは適当でないと考えられます。<br>なお、行為規制に係る義務と開示規制に係る義務の統一的な履行をある程度可能とする観点から、金商法第15条第2項第2号に掲げる場合には契約締結前交付書面の交付が不要となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 58 | 契約締結前の書面の交付に係る例外規定として金商業等府令案第82条第1項第1号より第4号までが規定されているものの、金商法第13条における目論見書の作成義務が、同法第3条（適用除外有価証券）により適用除外とされている有価証券については、契約締結前の書面の交付についてその例外の対象となっていないが、例えば、個人向け国債や公募地方債、国際機関債等の募集又は売出しについては目論見書がなく、これら金商法第3条における適用除外有価証券の取引についても契約締結前の書面の交付を例外とする規定を設けてほしい。 | |
| 59 | 金商業等府令案第82条第1項第1号は、上場有価証券と店頭有価証券にのみ書面交付義務の免除を認めているが、債券の売買は、取引所外の相対取引で行うのが通例で、少なくとも非上場の債券のうち、投資適格の格付を持ち仕組み債でないものや発行体が政府や政府機関である場合（外国国債や米国のいわゆるエージェンシー債等）は、上場有価証券と同様の取扱いにしてほしい。そのようにしても投資者保護に欠けるところはないと考えられるし、また、金商業等府令案では、適格機関投資家に相当する外国の投資家は特定投資家となっておらず、そのような投資家と頻繁に債券売買を行うことが実務上困難となるのを避ける必要がある。 | 「投資適格の格付を持ち仕組み債でないもの」や「発行体が政府や政府機関であるもの」についても、元本割れのリスクは存するところであり、投資者保護の観点から、リスク情報や取引の内容等について顧客への説明責任が尽くされることが重要だと考えられます。<br>また、上場有価証券等の商品性はある程度定型的であり、流通性や情報提供機会も確保されていると考えられるのに対し、店頭で売買される債券は多様な商品設計が可能であること等から、上場有価証券等と同様に扱うことは困難と考えられます。<br>ただし、ご意見も踏まえ、金商業等府令案第82条第1項第2号の適用対象を明確化するため、1年以内に当該契約と「同種の契約」に係る契約締結前交付書面等を交付している場合には契約締結前交付書面の交付を不要とすることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第2号）。<br>また、外国法人顧客は、すべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします（定義府令第23条第11号）。 |
| | **（再投資等）** | |
| 60 | 「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」 | 金商法上は、投資者保護の観点から、投資信 |

| | | |
|---|---|---|
| | （金商業等府令案第82条）について、顧客が投資信託振替制度を活用して移管を受けることとなった累積投資信託について、当該累積投資信託の分配金の再投資により投資信託受益権を取得する場合は、契約締結前交付書面の交付は不要との理解でよいか（仮に契約締結前書面交付の交付が必要とされた場合にも、分配金の再投資の際にあらかじめ交付することは実務上困難であるため、移管を受けた際に書面を交付するという取扱いを認めてほしい）。<br>（累積投資契約に係る投資信託における分配金の再投資は、「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」に追加してほしい。） | 託の受益証券が振替先の金融商品取引業者等に移管された時点（振替先の金融商品取引業者等の口座に残高が振替された時点）において、振替先の金融商品取引業者等と顧客との間で金融商品取引契約が締結されたと捉えるべきであり、当該移管の時点で契約締結前交付書面の交付が必要になるものと考えられます。<br>一方、ご意見も踏まえ、その後の累積投資契約に基づく再投資による投資信託受益証券の取得については、振替による移管が行われた場合であるかどうかにかかわらず、一般的に契約締結前交付書面の交付が不要となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号ニ）。 |
| 61 | 投資信託の積立契約の申込時点では買付が行われていないため、契約締結時の書面交付は不要との理解でよいか。 | 投資信託の積立契約も「金融商品取引契約」に該当し、契約締結前交付書面の交付が必要になるものと考えられます。 |
| | **（キャピタルコール）** | |
| 62 | ① いわゆるキャピタルコール方式が採用されている金融商品取引契約において、キャピタルコールに応じる義務がある場合には、キャピタルコールの都度、新たな金融商品取引契約があるとはみなされず、したがって契約締結前書面や契約締結時書面交付は不要であるとの理解でよいか。<br>② 他方、キャピタルコールの義務はないが、契約上、運営者はキャピタルコールをすることができると定められており、出資者は、キャピタルコールの都度、追加出資をするか否かを検討するというスキームの場合には、当該キャピタルコールに応じて出資する都度、新たに金融商品取引契約が締結されると考えられ（交付を免除されている場合に該当しない限り）、契約締結前書面及び契約締結時書面の交付が必要になるという理解でよいか。このような場合、追加出資がなされるということ以外には、金融商品取引契約の内容が従前のものから主要な部分において変更されない場合には、契約締結時書面等の交付により顧客を保護する必要性は低いと考えられるため、契約締結前書面及び契約締結時書面の交付が免除される場合に加えてほしい。 | ① 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、出資対象事業持分の取得契約等において、出資対象事業持分の取得者が追加出資義務を負っている場合には、基本的には、当該追加出資は当初の出資対象事業持分取得契約において定められた義務の履行にすぎず、新たな金融商品取引契約の締結がなされるものではないと考えられますので、「キャピタルコール」時に改めて契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付する必要はないものと考えられます。<br>ただし、「金銭の受渡し」が行われることとなりますので、取引残高報告書の交付が必要になり得ることに留意が必要と考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号）。<br>② 一方、出資対象事業持分の取得者が追加出資義務を負っていない場合には、追加出資に関し、当該出資対象事業持分の発行者と取得者との間で新たな合意が形成されることとなると考えられますので、金融商品取引契約の締結される場合に該当し、原則として契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付が必要になると考えられます。<br>ただし、金商業等府令案第82条第1項第2号につき、契約締結前1年以内に当該契約と同種の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合には、契約締結前交付書面の交付を不要とするよう、規定を修正いたしますので（金商業等府令第80条第1項第2号）、こうした要件を充足する場合には、契約締結前交付書面の交付は要しないこととなります。<br>なお、契約締結時交付書面については、当該契約の内容を顧客が確認できるようにするため、その交付が必要と考えられます。 |
| | **（契約変更時）** | |
| 63 | 契約の変更は、既に存在する契約の継続性を | 既存の契約を変更しようとする場合において |

| | | |
|---|---|---|
| | 前提に締結されるものであるから、そもそも契約締結前交付書面の交付対象とはならず、金商業等府令案第82条第1項第4号に規定する契約変更書面についても交付は不要としてほしい。 | も、顧客に対し、当該契約変更の要否等を的確に判断し得るに足りる情報提供がなされるべきと考えられます。<br>したがって、契約の変更についても、新たな「金融商品取引契約の締結」と捉える必要があると考えられます。 |
| 64 | 既に締結している金融商品取引契約の一部の変更をする場合に、当該変更に係る事項を記載した書面を顧客に交付している場合は、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付は不要とされているが、新法施行前に締結された金融商品取引契約の一部の変更の場合は、そもそも契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付は不要との理解でよいか。 | 金融商品取引契約の一部変更も、新たな「金融商品取引契約の締結」と考えられるため、当初の契約の締結が金商法の施行日前になされた場合であっても、施行日後に契約の変更が行われるときには、当該契約の変更につき、契約締結前交付書面又は契約変更書面(金商業等府令第80条第1項第4号)の交付が必要と考えられます。 |
| | **(その他)** | |
| 65 | 契約締結前交付書面及び上場有価証券等書面は、金販法第2条で定義する「金融商品の販売」以外は交付を要しない、と解してもよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法においては、金融商品取引業者等が「金融商品取引契約を締結しようとするとき」(金商法第37条の3第1項)には契約締結前交付書面を交付することが必要とされており、「金融商品の販売」に限られていません。 |
| 66 | 金商法第2条第8項第5号に定める「有価証券等清算取次ぎ」については、一件ごとの取次ぎが、同法第37条の3第1項で定めるところの「金融商品取引契約」に該当するか。<br>もし、特定投資家ではない顧客で、同法第34条の3又は第34条の4によるみなし特定投資家でもない顧客からの委託を受けて上記取次ぎを行う場合には、契約締結前交付書面の交付が必要となるとの理解でよいか。 | 金融商品取引業者等と顧客が「有価証券等清算取次ぎ」に係る基本的な契約を締結しており、当該契約に基づき個々の取次ぎを行っている場合には、当該契約は「金融商品取引契約」に該当する一方、当該契約に基づく個々の取次ぎ自体は別個の「金融商品取引契約」該当しないものと考えられます。 |
| 67 | 契約締結前の書面交付義務を要しない場合として、公開買付代理人業務を入れてほしい。これまでそのような取扱いはしていないが、なんらの弊害・問題は生じていない。業者とTOBの買付者とは1対1の対等の関係であり、十分な資力があり比較検討可能な者であって、書面交付義務の規制の対象に馴染まないと思われる。<br>具体的には、「金融商品取引契約が有価証券の売買の代理に係るものである場合」が適用除外となるよう、追加してほしい。 | 金商法では、顧客がプロ(特定投資家)であるか一般投資家であるかに応じて規制の柔軟化を図っており、ご指摘の公開買付者が特定投資家である場合は、「契約締結前の書面交付義務」の適用は除外されることとなります。<br>一方、「有価証券の売買の代理に係る(契約)」について、顧客の属性にかかわらず一律に「契約締結前の書面交付義務」の適用を除外することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| 68 | 信用取引、発行日取引及び市場デリバティブ取引について、実務上、上場有価証券等と同様、その時々の市場価格に応じて瞬時に取引を成立させる要請が強いことから、契約締結前交付書面の交付はなじまない。よって、これらの取引も上場有価証券等書面、あるいはこれと同等の内容の書面(例えば信用取引においては金商業等府令案第84条第3号、第7号、第11号、第12号に掲げる事項を記載した書面など)の交付による契約締結前交付書面交付の免除に加えてほしい。 | ご指摘の取引は一般的には損失リスクが高い取引類型といえるものと考えられますので、投資者保護を図る観点から、顧客に対して契約締結前にあらかじめ十分な情報提供がなされることが重要と考えられます。<br>上場有価証券等書面の特例は、上場有価証券等の商品性がある程度定型的であり、流通性や情報提供の機会が確保されていること等を踏まえて特に設けられたものであり、瞬時に取引を成立させる要請が強いことのみをもって、包括的書面の交付により契約締結前交付書面等の交付に代え得るとすることは困難と考えられます。<br>なお、信用取引、発行日取引及び市場デリバテ |

| | | |
|---|---|---|
| | | ィブ取引について、例えば金商業等府令第80条第1項第2号の特例の活用が可能と考えられます。 |
| 69 | 金融商品取引業者等が、デリバティブ取引が組み込まれた有価証券等の実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社との間で当該デリバティブ取引を行う場合において、受益者に対し有価証券等を販売する(＝説明責任を最終投資家に対して負う)金融商品取引業者と、当該デリバティブ取引契約を特別目的会社と締結する金融商品取引業者が同一である場合には、特別目的会社に対しての契約締結前及び契約締結時の書面交付義務等の免除を検討してほしい。 | 顧客が、いわゆる特別目的会社である場合でも、そのリスク管理能力は様々であると考えられますので、一律に情報提供の必要はないと言い切ることはできないものと考えられます。<br>また、有価証券の売買等又はデリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の記載事項と出資対象事業持分の売買等に係る契約締結前交付書面の記載事項は異なっておりますので、別途書面交付がなされる必要があるものと考えられます。<br>なお、資産流動化法の特定目的会社については、一定のリスク管理能力が確保されていると見込まれることから、これを特定投資家とするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第7号)。<br>特定目的会社以外の特別目的会社を顧客とする場合については、必要に応じて特定投資家制度を活用することが考えられます。 |
| 70 | 金商業等府令案第82条は、契約締結前交付書面の交付を要しない場合を定めているが、ここに、適格機関投資家向け私募を行う場合が定められていない。他方で、金商法第23条の13においては、適格機関投資家向け勧誘の通知等について定めがある。このため、適格機関投資家向け私募を行う場合には、金商法第23条の13に定める通知と金商法第37条の3第1項に定める契約締結前書面の交付がいずれも必要となってしまうが、煩雑にすぎる。金商業等府令案第82条において、適格機関投資家向け私募の場合は除く旨の規定を追加してほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客が適格機関投資家に該当する場合には、特定投資家制度により契約締結前交付書面の交付義務等が適用除外されることになります(金商法第2条第31項、第45条第2号)。 |
| 71 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として金商業等府令案第117条第1項第5号と同様の場合(顧客が適格機関投資家に相当する外国法人)を追加してほしい。 | ご指摘を踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家へ移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。<br>これにより、外国法人顧客については、当該外国法人顧客が一般投資家へ移行しない限り、契約締結前交付書面を交付する必要はないことになります。 |
| | **▼契約締結前交付書面の交付義務を負う者** | |
| | **(登録金融機関による仲介)** | |
| 72 | 登録金融機関が金融商品仲介行為を行う場合には、当該行為は契約締結前の書面交付義務の対象外とされるのか。 | 登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う「媒介」による「金融商品仲介行為」(有価証券の売買等の媒介)については、原則として、「金融商品取引契約」の定義である「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」(金商法第34条)を締結しようとする行為には該当せず、「契約締結前の書面交付義務」の直接の対象にならないと考えられます。<br>この場合、委託をした金融商品取引業者が顧客に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うこととなり、顧客に対する説明責任を果たすこと |

| | | |
|---|---|---|
| | | が求められるものと考えられます。<br>一方、登録金融機関が、金融商品仲介行為として、有価証券の募集・売出しの取扱い又は私募の取扱いを通じて有価証券を取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、顧客を相手方とする金融商品取引行為に該当し、当該登録金融機関は取得者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。 |
| 73 | 「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」とも、登録金融機関が行う金融商品仲介業務においては、当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者のいずれかから交付されれば良いと考えてよいか。また、登録金融機関において金融商品取引契約が成立しない場合には、書面交付は委託金融商品取引業者が行うことになるのか。 | 登録金融機関が金融商品仲介行為として媒介を行う場合、原則として、顧客と委託金融商品取引業者との間の契約締結が問題となることから、委託金融商品取引業者が契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付義務を負うこととなると考えられます。<br>なお、登録金融機関の金融商品仲介行為としての媒介行為が顧客のためとも認められる場合には、当該登録金融機関も顧客への書面交付義務を負うとの考え方もあり得ますが、金融商品仲介業者については契約締結前交付書面等の交付義務が規定されていない趣旨にかんがみ、登録金融機関は顧客に対して契約締結前交付書面等の交付義務を負わないと解すべきと考えられます。<br>一方、登録金融機関が金融商品仲介行為として有価証券の募集・売出しの取扱い又は私募の取扱いを通じて有価証券を取得させる行為については、原則として登録金融機関が当該取得者に対して契約締結前交付書面等の交付義務を負うこととなると考えられます。 |
| 74 | 登録金融機関が証券仲介行為を行うに際して、書面交付義務は登録金融機関にあるとの解釈でよいか。あるいは登録金融機関と委託元証券会社両者に交付義務があるとされるのか。あるいはどちらかが交付し、残りの一方は自己の立場を説明する書面を交付することになるのか。<br>更に証券仲介行為により金融商品を媒介する場合で締結前書面の作成を委託証券会社が行っている場合、作成責任(法令で定められた事項が記載されているかの責任)に関しては、日本証券業協会の広告等及び景品類の提供に関する規則(公正慣習規則第7号・第5条第1項第2号)のとおり、委託証券会社の広告審査担当者の審査を受けていれば、証券仲介を行う登録金融機関(銀行)にはないと考えてもよいか(記載不備による顧客とのトラブルに関しては、当然に銀行が責任を負うものと認識している。)。 | |
| 75 | 金融商品仲介業務においては、書面交付義務は、「金融商品取引契約を締結しようとする」委託金融商品取引業者のみにあるとの理解でよいか。 | |
| 76 | 登録金融機関は、金融商品仲介業務において(適合性の判断を自行で行っている場合)、委託証券会社の作成した目論見書を交付した場合でも、併せて、契約締結前交付書面を交付する必要があるか。 | |
| 77 | 書面交付義務が委託金融商品取引業者のみでない場合、「契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。」場合であっても、金商法第37条の3に定める書面交付義務は「二以上の金融商品取引業者等」すべてにある。つまり委託金融商品取引業者及び登録金融機関の双方にあるとの理解になるのか。<br>また、委託先が登録金融機関の場合、登録金融機関以外の場合で取扱いに違いはないとの理解でよいか。 | 登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う「金融商品仲介行為」のうち媒介行為については、原則として、「金融商品取引契約」の定義である「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」(金商法第34条)を締結しようとする行為には該当せず、契約締結前交付書面の交付義務の直接の対象ともならないと考えられます。この場合、委託金融商品取引業者が契約締結前交付書面の交付義務を負うことになり、この点は、委託先が登録金融機関の場合と金融商品仲介業者の場合とで基本的に違いはないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 一方、「金融商品取引行為」が有価証券の募集・売出しの取扱い又は私募の取扱いを通じて有価証券を取得させる場合については、原則として、委託先が登録金融機関の場合には、当該登録金融機関が当該取得者に対して契約締結時交付書面の交付義務を負うこととなるのに対し、委託先が金融商品仲介業者の場合には、委託金融商品取引業者等が当該取得者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うこととなると考えられます。 |
| 78 | 金融商品仲介業を委託する場合において、所属金融商品取引業者等が作成した契約締結前交付書面の顧客への交付を委託先である仲介業者や登録金融機関が行うことに問題はないか。また、その場合、金商業等府令案第84条第9号及び第11号に定める「当該金融商品取引業者等」とは、所属金融商品取引業者等であるという認識でよいか。 | 所属金融商品取引業者等が金融商品仲介業者(又は登録金融機関)の媒介により金融商品取引契約を締結する場合でも、当該所属金融商品取引業者等には、顧客に対する契約締結前交付書面の交付義務が適用されるものと考えられます。<br>なお、当該契約締結前交付書面を仲介業者(又は登録金融機関)を経由して交付することも可能です。この場合、当該契約締結前交付書面には当該所属金融商品取引業者等の概要(金商業等府令第82条第11号)や連絡する方法(同条第13号)を記載する必要があり、また、顧客に対する説明義務(同府令第117条第1項第1号イ)も当該所属金融商品取引業者等に適用されることとなると考えられます。 |
| | **(投資信託委託会社・販売会社)** | |
| 79 | 投資信託委託会社がその設定する委託者指図型投資信託の受益証券を販売会社(金融商品取引業者等)を通じて販売する場合には、投資信託委託会社は個々の受益者(受益証券の取得者)を把握しておらず、したがってそのような受益者との間で金商法第2条第8項第14号の行為(投資信託財産等の運用)に係る金融商品取引契約の締結を認識することは実際上不可能である。したがってその場合、投資信託委託会社と個々の受益者との間で、金融商品取引契約は存在しないと理解し、その結果当該契約に係る「契約締結前交付書面」および「契約締結時交付書面」の作成・交付義務を投資信託委託会社は負わないと解釈してよいか。<br>また仮に、そのような場合にも金融商品取引契約の存在を認識するのであれば、投資信託委託会社が個々の受益者に対し「契約締結前交付書面」及び「契約締結時交付書面」の作成・交付義務を負わないよう、金商業等府令案第82条第1項、第117条第1項等に所要の手当をお願いしたい。 | 投資信託委託会社が販売会社に対し受益証券の募集の取扱いを委託し、自らは勧誘行為を全く行わない場合には、当該投資信託委託会社は自己募集(金商法第2条第8項第7号)を行わないものと解釈されます。この場合、当該投資信託委託会社は、自己募集に係る書面交付義務(金商法第37条の3、第37条の4)を負わないことになります。<br>一方、投資信託委託会社が受益証券の自己募集を行う場合には、受益証券の取得者に対して契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>なお、販売会社である金融商品取引業者等が私募の取扱いを通じて受益証券を取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該販売会社である金融商品取引業者等は、受益証券の取得者に対して契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付義務を負うものと考えられます。 |
| 80 | 第二種金融商品取引業を行う投資信託委託会社等がその発行する受益証券等の内容について、その販売会社(金融商品取引業者等)とともに投資家に対し説明することを行った場合に、販売会社のみが投資家との金融商品取引契約の締結(受益証券等の取得の申込みにかかるもの)を行うこととすれば、投資信託委託会社等は「契約締 | ご質問の場合には、投資信託委託会社は、販売会社とともに受益証券の販売・勧誘を行っているものと考えられますので、当該投資信託委託会社は、受益証券の取得者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>なお、販売会社である金融商品取引業者等が私募の取扱いを通じて受益証券を取得させる行 |

| | | |
|---|---|---|
| | 結前交付書面」を投資家に交付する義務はないと理解してよいか。 | 為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該販売会社である金融商品取引業者等は、受益証券の取得者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。<br>なお、顧客が取得した投資信託を解約する行為は、金融商品取引契約の締結に該当しないことから、契約締結前交付書面の交付義務の対象にならない一方、契約締結時等の書面の交付義務の対象となるものと考えられます（金商業等府令第98条第1項第1号）。 |
| 81 | 契約締結時又は解約時に顧客に交付されるべき書面は、販売業者と運用業者の両者による交付を要するかについて明確化してほしい。販売業者が必要な書面を顧客に交付することをもって本規定が充足するとみなすべきと考える。 | |
| | **（レバレッジドリース）** | |
| 82 | みなし有価証券（レバレッジドリース等）の媒介において（適合性の判断はリース会社で行っている場合）、リース会社の作成する契約締結前交付書面を交付した場合でも、併せて、契約締結前交付書面を交付する必要があるか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業者等が、私募の取扱いを通じて有価証券を投資者に取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該金融商品取引業者等は、有価証券の取得者に対して、自らの責任で作成した契約締結前交付書面を交付する義務を負うものと考えられます。<br>なお、適合性の判断は当該販売・勧誘を行う金融商品取引業者等が自ら行う必要があると考えられます。 |
| | **（二以上の金融商品取引業者等が書面交付しなければならない場合）** | |
| 83 | 金商業等府令案第85条第2項の「二以上の金融商品取引業者等が法第37条の3第1項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合」とは、具体的にどのようなケースが想定されているか。例えば、いわゆる製・販が分離しているようなケースも含まれるという理解でよいか。<br>またその場合、例えば同府令案第84条第1項第11号の「連絡する方法」については、製・販双方の記載は必要ないとの理解でよいか。また、第85条第2項の最後に「同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。」とあるが、ここでいう「同項各号」の指す条項は何か。 | 金商業等府令第83条第2項の「二以上の金融商品取引業者等が法第37条の3第1項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合」としては、例えば、同一内容の金融商品取引契約について、実際に顧客との間で契約締結を行う業者と、顧客のために当該契約締結の代理・媒介を行う業者双方に対して、当該顧客への契約締結前書面交付義務が適用されるような場合等が想定されます。<br>金商業等府令第82条第13号の「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」については、各金融商品取引業者等が自身に「連絡する方法」を記載すれば足りるものと考えられます。<br>なお、金商業等府令第83条第2項にいう「同項各号に掲げる事項」とは同条第1項各号を意味するものです。 |
| 84 | 金商業等府令案第85条第2項については、他の金融商品取引業者等が契約締結前書面を交付しているかまで確認するのは困難と思われるが、どのような状況が想定されているか。 | |
| 85 | 金商業等府令案第85条第2項の「二以上の金融商品取引業者等が法第37条の3第1項の規定により顧客に書面交付しなければならない場合」、金商業等府令案第102条第2項の「二以上の金融商品取引業者等が法第37条の4第1項の規定により顧客に書面交付しなければならない場合」とは、どのような取引を想定しているのか。（例えば金融商品仲介業を想定しているのか） | |
| 86 | 「一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面を交付しなければならない場合」（金商業等府令案第85条第2項）とは、金融商品仲介、み | |

| | | |
|---|---|---|
| | なし有価証券(レバレッジドリース等)の媒介等が該当するのか。 | |
| 87 | 金商業等府令案第85条第2項において、「一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等が法第37条の3第1項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同条第1項及び前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。」とあるが、不動産信託受益権の売買を、2社の第二種金融商品取引業者が共同で媒介する場合、2社のうち1社のみが、契約締結前交付書面を交付すれば足りるという理解でよいか。<br>また、同府令案第105条第2項によって準用される第102条第2項においても同様に理解してよいか。 | ご質問の「不動産信託受益権の売買を、2社の第二種金融商品取引業者が共同で媒介する場合」においては、当該2社それぞれが顧客に対し契約締結前交付書面等の交付義務を負うものと考えられます。 |
| 88 | 「一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等が金商法第37条の3第1項の規定により顧客に対し契約締結前書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面を交付したとき」には、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしてほしい。 | ご要望のような場合には、取引に関する事項を重複して顧客に提供する必要はないと考えられることから、記載事項の一部を省略することが認められています(金商業等府令第83条第2項等)。<br>一方、各金融商品取引業者等に関する事項は、各金融商品取引業者等がそれぞれ顧客に提供する必要があると考えられることから、契約締結前交付書面の交付自体の省略までを認めることは適当でないと考えられます。<br>なお、各金融商品取引業者等がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成して、顧客に交付する方法も妨げられないものと考えられます。 |
| | **▼契約締結前交付書面の交付方法等** | |
| | **(申込書・契約書を利用した交付)** | |
| 89 | 例えば、投資信託の窓販業務の場合、店頭においては「前」と「時」にほとんど時間差が無いことから、実務的な対応方法として、売却申込書を顧客に記入頂く前に売却申込書を使用して説明し、記入後にその写しを交付する対応でよいか。 | ご質問のような方法が一律に禁止されるものではありませんが、契約締結前交付書面の記載方法・記載事項及び契約締結時交付書面の記載事項に関する法令上の定めを満たしている必要があり、かつ、契約締結前交付書面と契約締結時交付書面の両者が明確に区別される必要があると考えられます。 |
| 90 | 契約書により約定する取引(店頭デリバティブ取引など)においては、当該契約書は調印前(又は直前)に交付し顧客が記名押印することが通常だと考えられる。このため、当該契約書の交付をもって契約締結前の書面となると考えてよいか。 | 当該「契約書」の交付をもって「契約締結前の書面交付義務」を履行したこととするためには、当該「契約書」が、「契約締結前交付書面」に関する記載方法・記載事項の要件(金商法第37条の3第1項各号、金商業等府令第79条・第82条以下)を満たしていることが必要と考えられます。<br>また、当該書面の交付時期についても、顧客が当該契約内容等を十分に理解した上で契約締結をするかどうかを判断することができるようにするとの趣旨に照らして、「あらかじめ」交付される必要があります。 |
| 91 | 信託受益権の売買の際には、売買契約書が書面により締結され、当該売買契約書には売買の条件に加え、信託受益権の内容の特定に係る情報が記載されるのが通常であるから、こうした売買契約書が、締結前に書面として顧客に交付され、顧客が当該書面の内容を確認の上、売買契約書を締結するということであれば、当該売買契約書自 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 体に金商業等府令案第86条が規定する記載事項が記載されれば足り、売買契約書以外に同条に定める記載事項を記載する書面を別途作成することは必要ではないことを確認させてほしい。 | |
| | **（約款を利用した交付）** | |
| 92 | 契約締結前交付書面については、プロ私募投信の場合は商品約款で対応可能か。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、投資信託の約款の交付をもって契約締結前交付書面の交付義務を履行したとするためには、当該約款が「契約締結前交付書面」の記載方法・記載事項の要件（金商法第37条の3第1項各号、金商業等府令第79条・第82条以下）を満たしていることが必要と考えられます。<br>なお、顧客が適格機関投資家である場合には、特定投資家制度に基づき、契約締結前交付書面の交付義務等は適用除外されます（金商法第45条第2号）。 |
| 93 | 私募投資信託の約款にも重要事項の大半が記載されているため、記載内容が満たされていれば、契約締結前交付書面交付の対象外としてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、「投資信託約款の内容等を記載した書面」（投信法第5条）の交付をもって契約締結前交付書面の交付義務を履行したとするためには、当該私募投資信託の約款が「契約締結前交付書面」の記載方法・記載事項の要件（金商法第37条の3第1項各号、金商業等府令第79条・第82条以下）を満たしていることが必要と考えられます。<br>なお、「契約締結前交付書面」の一部として「投資信託約款の内容」等を記載し、これを交付することにより「投資信託約款の内容等を記載した書面」の交付義務（投信法第5条）を履行することは、妨げられないものと考えられます。 |
| 94 | 適格機関投資家私募投信及び少人数向け私募投信の場合、目論見書を交付しないことから、契約締結前交付書面が必要となるが、その場合、約款を交付することにより契約締結前交付書面を不要とすることを認めてほしい。 | |
| | **（商品説明資料等を利用した交付）** | |
| 95 | 契約締結前交付書面は単独のものでなく、商品説明資料の一部に必要事項を記載する方法でもよいか。また、その場合、金商業等府令案第81条第2項及び第3項に規定する記載順については内容説明書全体における記載順ではなく、当該契約締結前交付書面の必要記載事項の中での記載順が満たされていればよいか。 | ご指摘の「商品説明資料」も含めた全体が書面としての一体性を確保するような形で交付され、かつ、所定の記載方法（金商業等府令第79条）に則したものとなっていることが必要と考えられます。また、当該「書面」において、契約締結前交付書面の必要的記載事項以外の事項が記載されることは妨げられませんが、これにより、必要的記載事項の記載順に関する規定（同条第2項・第3項）に適合しないような外観を有することは、認められないものと考えられます。<br>具体的な記載内容が法令に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 96 | 個別商品の条件等を記載した勧誘資料に契約締結前交付書面への記載事項も併せて記載し、これを取引前に交付すれば、契約締結前書面交付義務を履行したと解してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘の「勧誘資料」が、「契約締結前交付書面」の記載方法（金商業等府令第79条）や記載事項の要件（金商法第37条の3第1項各号、金商業等府令第82条以下）を満たしていることが必要と考えられます。 |

| | （包括的書面による交付等） | |
|---|---|---|
| 97 | 契約締結前交付書面の作成に当たって、株式・債券・投資信託等それぞれの必要記載要件を満たしたものであれば、1セットで包括的な書面を作成交付することは特に問題ないか。また、問題がない場合で、例えば株式は継続的に取引を行っていたが、債券は1年以上経過して取引を再開する場合、新たに書面を交付する必要があるか。 | 金融商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめ顧客に交付すべき「契約締結前交付書面」は、例えば「当該金融商品取引契約の概要」等が記載事項とされており（金商法第37条の3第1項第3号）、個別の契約ごとに作成・交付されることが原則であると考えられます。<br>なお、上場有価証券等の売買等については、取引に関する情報を包括的に記載した書面の交付によって「契約締結前交付書面」の交付に代えることが認められています（金商業等府令第80条第1項第1号）。<br>ご指摘の「…債券は1年以上経過して取引を再開する場合」については、当該債券に係る取引が上場有価証券等書面の特例の対象とならない場合には、新たに「契約締結前交付書面」を交付する必要があると考えられます。 |
| 98 | 全金融商品を網羅する契約締結前交付書面とは、どのような書面をイメージすればよいか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「契約締結前交付書面」は、例えば「当該金融商品取引契約の概要」が記載事項とされており（金商法第37条の3第1項第3号）、個別の商品ごとに作成され、個別の契約ごとに顧客に交付されることが原則であると考えられます。 |
| 99 | 契約締結前書面は、各事項ごとに分けたものを用意しておき、その組合せで交付してよいのか。<br>それとも、金商業等府令案第84条の共通記載事項を含めて、当該個別商品・取引について必要な項目すべてが一まとまりに記載されているものを用意する必要があるか。 | 契約締結前交付書面は所定の各事項を記載したものが、全体として書面としての一体性を確保するような形で交付され、かつ、所定の記載方法（金商業等府令第79条）に則したものとなっていることが必要と考えられます。<br>したがって、ご指摘の方法のうちでは、後者の「共通記載事項を含めて、当該個別商品・取引について必要な項目すべてが一まとまりに記載されているもの」を用意する必要があると考えられます。 |
| 100 | 業者の概要、その行う金融商品取引業の概要等、業者の連絡先及び加入している金融商品取引業協会等の情報は、契約締結前交付書面の交付の都度交付する必要があるか。他の契約等に際して一度交付していれば、以降は都度の交付は不要とし、これらの概要、連絡先及び加入協会に変更があった際に再交付するといった対応でよいか。 | 「当該金融商品取引業者等の概要」（金商業等府令第82条第11号）、「当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業・・・の内容及び方法の概要」（同条第12号）、「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」（同条第13号）及び「当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会」等に関する情報（同条第14号）は、いずれも、他の記載事項と併せて「契約締結前交付書面」に記載すべきものであり、これらの記載を省略した「契約締結前交付書面」を交付することは認められないものと考えられます。 |
| 101 | 金商法においては、契約締結前交付書面の交付が義務づけられているが、他法令においてもこれと同様の書面交付が義務づけられている場合がある。例えば、宅建業法上、宅地及び建物の信託受益権について同法第35条に定める重要事項説明の対象とされており、重要事項を記載した書面交付が義務づけられている。<br>金商法上求められる書面の記載内容と、宅建業法上の重要事項を記載した書面の内容は一部 | 契約締結前交付書面については、特定の様式を定めているわけではありませんので、一の書面の交付をもって、金商法第37条の3第1項の規定及び宅建業法第50条の2の4において読み替えて適用する同法第35条第3項の規定による交付とすることは可能であると考えられます。ただし、この場合においても、契約締結前交付書面については、金融商品取引契約の締結の前にあらかじめ交付する必要があるとともに、顧客に理解され |

| | | |
|---|---|---|
| | 重複するものと考えられるが、双方で求められる事項を遺漏無く記載した一の書面を交付することにより双方で求められる書面の交付義務を充足したものとする取扱いを認めてほしい。 | るために必要な方法及び程度により説明をしなければなりません（金商業等府令第117条第1項第1号）。<br>なお、先日（平成19年4月26日から5月25日まで）国土交通省よりパブリックコメントに付された宅建業法施行規則の改正案を踏まえ、金商業等府令案第87条第1項第7号から第15号までの規定を、同規則案第19条の2の6各号に準ずる規定に修正いたします（金商業等府令第85条第1項）。 |
| | **（情報通信の技術を利用した提供等）** | |
| 102 | 非対面取引（インターネット等）の場合、契約締結前及び契約締結時に書面を交付することは実務上困難であるため、画面上に表示することで代替可との理解でよいか。 | 非対面取引を行う場合においても、書面交付を要しない場合を除き、実際に書面を交付する方法、又は電磁的方法により書面に記載すべき情報を提供する方法のいずれかをとる必要があります。ご質問のように、画面上に書面に記載すべき情報を表示する方法では足りないものと考えられます。 |
| 103 | 営業所から遠方に所在する顧客で、電子計算機を有しない顧客との取引を考える上で、情報提供の手段として、ファックスを利用する方法を認めるべき。 | メモリー機能を有しないファクシミリ装置については、データ受信と同時に書面に記載すべき事項が紙面上に印刷されて出力されるため、当該ファクシミリ装置に対する送信は、書面の交付といい得るものと考えられます。<br>一方、メモリー機能を有するファクシミリ装置に対する送信は、送信と同時に出力されるという性質を有せず、受信者にとっても、送信された「書面」を一覧するためには、特定の操作をする必要があることから、電子計算機への送信と同様に取り扱われることとなると考えられます（金商法施行令第15条の22、金商業等府令第56条）。 |
| 104 | 金商業等府令案第82条各項に規定する書面の記載内容について、ファックスを利用して顧客等に送信することも電磁的方法による正当な交付方法として認めてほしい。 | |
| 105 | 5年間の消去不可期間を適用除外できる場合に、インターネットバンキングにおける表示画面（契約締結前・契約締結時交付書面の記載事項を具備）をプリントアウト可能にし、かつ画面上で「当該閲覧ファイルをプリントアウトするよう」促す仕様にする前提で、「（金商業等府令案第59条第1項第1号ニ）閲覧ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法」を追加してほしい。 | ご要望のような仕様にしたとしても、顧客が記載事項をプリントアウトするとは限らず、顧客において記載事項をいつでも再確認できるような状況が確保されるわけではないため、ご要望のような措置を講じることは適当でないと考えられます（金商業等府令第56条第2項第3号）。 |
| | **▼契約締結前交付書面の記載方法等** | |
| 106 | 金商法第37条の3に係る「契約締結前交付書面」について、その雛型等が提示される予定はあるか。 | 金商法の対象取引には多種多様なものがあることから、契約締結前に顧客に交付すべき「契約締結前交付書面」については様式が定められておらず、その「雛形」を示すことは予定しておりません。<br>いずれにせよ、「契約締結前交付書面」の記載事項・記載方法は、法令において明確に規定されており、個別の書面がこれらの要件に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>各金融商品取引業者等においては、顧客に対して投資判断に必要な情報を提供するという契約 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 締結前交付書面制度の趣旨に即して、顧客がその内容を的確に理解し得るよう、法令の範囲内で創意工夫して契約締結前交付書面の作成を行うことが期待されます。 |
| 107 | 金融庁長官等に提出する書類が日本語で記載されていないときは訳文を添付することとされるが（金商業等府令案第2条）、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面は、このような提出書類ではないため、顧客に理解できる言語で記載すれば足り、日本語訳を添付する必要はないとの理解でよいか。 | 契約締結前交付書面の交付に関しては、金商業等府令第117条第1項第1号が適用され、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明が必要とされております。<br>したがって、契約締結前交付書面については、貴見のとおり、顧客に的確に理解される言語で作成される必要があると考えられます。<br>また、契約締結時交付書面についても、取引内容を顧客に確認させるというその趣旨に鑑みれば、契約締結前交付書面と同様に、顧客に的確に理解される言語で作成される必要があると考えられます。 |
| 108 | 契約締結前書面の交付について、その記載の一部又は全部を、例えば「添付の契約書参照」又は「添付の契約書第〇条参照」という形で引用した書面及び当該引用された書面の交付による方法も、金商法第37条の3の要件を満たすと理解してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、顧客が当該契約締結前交付書面の記載事項の内容を的確に理解できるような記載内容になるのであれば、「添付の契約書」等を引用する方法も妨げられないものと考えられます。<br>ただし、単に契約の条項番号を引用するような記載方法は、顧客に十分な情報を提供するものでなく、適当でないと考えられます。<br>なお、「契約締結前交付書面」は顧客と契約を締結する前に交付すべきものである点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **（記載方法に対する意見等）** | |
| 109 | 契約締結前の書面の交付（金商法第37条の3）に関する金商業等府令案第81条から第99条までの定めについては、基本的に賛成である。特に、契約締結前交付書面の記載に関して、「損失が生じることとなるおそれ」等を「枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する12ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載」するとしている点（金商業等府令案第81条第2項）、及び「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な」事項を「書面の最初に平易に記載するもの」としている点（同条第3項）は、維持されるべきである。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の契約締結前交付書面の記載方法を基本的に維持し、当該規制の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります（金商業等府令第79条）。 |
| 110 | 契約締結前書面について、全体として8ポイント以上の文字で明瞭かつ正確に、リスク・手数料等は12ポイント以上の文字で明瞭かつ正確に規定されたことに賛同する。 | |
| 111 | 契約締結前交付書面の記載方法に関する原案の規定は良く考えられており、賛同する。 | |
| 112 | リスク情報の契約締結前書面での記載方法については、取引の実情に着目した工夫がされており、大いに評価できる。 | |
| 113 | 契約締結前交付書面の記載方法についての | |

| | | |
|---|---|---|
| | 規定は、注意喚起に有効であり賛成である。 | |
| | **（ポイント規制関係）** | |
| 114 | 書面の用紙の大きさ等によって見やすさは異なるので、契約締結前交付書面及び保証金の受領に係る書面の記載事項の文字又は数字における大きさのポイント指定については外してほしい。 | 契約締結前交付書面の交付は、投資者に必要な情報を提供するための重要な制度であり、その記載事項については、いずれも顧客にとって見やすい大きさの文字・数字で明瞭かつ正確に記載される必要があります（金商業等府令第79条）。<br>顧客に提供する資料に関し、リスク情報のみを小さい文字で記載している不適切事例が散見されることを踏まえますと、一定のポイント以上の大きさの文字・数字での記載を義務づける必要性は高いものと考えられます。<br>保証金の受領に係る書面についても、同様です（金商業等府令第114条第2項）。 |
| 115 | 契約締結前交付書面における文字及び数字の大きさについて、一部の事項につき12ポイント以上、その他の事項は8ポイント以上という要件となっているが、この要件を満たした書面を作成するにはかなりの枚数を割くこととなる。12ポイント以上とすべきとされている事項について、8ポイントであっても下線を引くことや文字の色を赤字にするなどの方法も認めてほしい。 | 12ポイント以上の大きさの文字・数字による記載を求めている事項（金商業等府令第79条第2項・第3項）は、いずれも、投資家の投資判断に影響を及ぼすこととなる重要事項であり、これを他の項目よりも大きな文字・数字で表示することが適当であると考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等が、こうした法定要件を満たした上で、一定の箇所に下線を引くことや文字の色を変えることなど、顧客の注意を喚起するための創意工夫を自主的に行うことは、望ましいものと考えられます。 |
| 116 | 契約締結前交付書面における12ポイントの使用は、必ずしも現行のビジネス慣行に合致しない。10．5ポイント程度が適切と思われる。特に金商法第37条の3第1項第5号に掲げる事項については、複数の指標が関係する商品などでは、書面の頁数が多くなり却って投資家にとって読みづらいものとなるおそれがあることから、12ポイントの使用は適当でないと考えられる。 | 契約締結前交付書面においては、他法令の規定例や利用者にとっての分かりやすさを踏まえ、投資者の投資判断に影響を及ぼすこととなる重要事項を12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて記載すべきとしており、こうしたポイント規制は、顧客に対する適切な情報提供の観点から、必要な規制と考えられます。<br>なお、ホールセール取引においては、特定投資家制度の活用（契約締結前交付書面制度の適用除外）が考えられます（金商法第45条第2号）。 |
| 117 | 高齢化への対応のため、契約締結前書面について8ポイント以上の文字でなく、10ポイント以上の活字使用を義務づけるべきである。 | 契約締結前交付書面における文字・数字のポイント数については、他法令の規定例も踏まえ、原則8ポイント以上の大きさとしており、更に、リスク情報等については枠の中に12ポイント以上の大きさで記載しなければならないとしております（金商業等府令第79条）。<br>また、金融商品取引業者等に対しては、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないことを禁止しています（金商業等府令第117条第1項第1号）。これらの規定の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| | **（電磁的交付とポイント規制関係）** | |
| 118 | 「契約締結前交付書面」を電磁的な方法で交付する場合も、文字の大きさは内閣府令で規定するポイント（12ポイント・8ポイント）としなければならないか。ウェブ画面における当初設定を内閣府 | 「契約締結前交付書面」を電磁的方法により交付する場合も、金商業等府令第79条に規定する記載方法に則したものとする必要があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 令で規定するポイントとするが、顧客が、設定を変更し、その後、小さなポイントで文字が表示されても問題ないと考えるが、それでよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、ウェブ画面に表示する方法を用いる場合には、金融商品取引業者等において所定の大きさの文字・数字で表示されるような設定をしていれば、当該書面の電磁的交付を受けた顧客の側が設定を変更したとしても、特段の問題はないものと考えられます。 |
| 119 | 広告等の表示（金商業等府令案第76条）又は契約締結前交付書面の記載方法（同府令案第81条）における文字・数字のポイント数は電磁的交付によるもの、またホームページに掲載されるような場合にも該当するのか。 | |
| 120 | 金商業等府令案第81条の文字・数字の大きさに関する規定（8ポイント、12ポイント）は、インターネットバンキングやモバイルバンキングではどのように考えるのか。 | |
| | **（顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの）** | |
| 121 | 契約締結前の書面の記載方法は「特に重要な事項は最初に平易に」とあるが、最初に記載しなければならない特に重要な事項とは何かが具体的に示されていないので、明らかにしてほしい。また、このような内容は、監督指針に含めてほしい。 | 金商業等府令第79条第3項の規定は、顧客が当該金融商品取引の特徴を十分理解できるようにする観点から、「当該金融商品取引契約の概要」（金商法第37条の3第1項第3号）のうち特に重要な事項や元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨等を簡潔かつ平易に記載することを想定するものです。 |
| 122 | 契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとされている「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」とは具体的に何を指すのか。 | |
| 123 | 金商業等府令案第81条第3項において、「金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。」とあるが、不動産信託受益権の売買の媒介の場合、最初に記載すべき「特に重要なもの」とはどのような事項か具体的に教えてほしい。 | |
| 124 | 「特に重要なもの」としてどのような事項を想定しているのか。 | |
| 125 | 契約締結前交付書面に最初に平易に記載すべき「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」とは具体的には、何を指すのか。 | |
| 126 | 金商業等府令案第81条第3項において「顧客の判断に影響を及ぼす特に重要なもの」とはどのようなものを指すのか。 | |
| 127 | 金商業等府令案第81条第3項については、削除していただくか、「特に重要なもの」として具体的に何を記載すべきなのかを明らかにしてほしい。 | |
| 128 | 「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（金商業等府令案第81条第3項）とあるが、「特に重要なもの」の考え方を示してほしい。 | |
| 129 | 金商業等府令案第81条第3項は「金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。」と規定している。しかし、何が | |

| | | |
|---|---|---|
| | 「特に重要なもの」か、また「平易」か否かという判断は、客観的基準で行うことは困難である。したがって、法令に含めるのではなく、監督指針に含めるべきではないか。法令に含めると、説明順序の正確性や平易さを顧客と争うケースが考えられるのではないか。仮に法令に残るのであれば、より明確な指針を監督指針等にお示しいただけないか。 | |
| 130 | 金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものとして契約締結前交付書面の最初に平易に記載する事項とは具体的には何を指しているのか明確にしてほしい（金商業等府令案第81条第3項）。 | |
| 131 | 「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（金商業等府令案第81条第3項）については、監督指針にも規定がないが、各業者等の判断に委ねられるという理解でよいか。 | 金商業等府令第79条第3項の規定は、顧客が当該金融商品取引の特徴を十分に理解できるようにする観点から、「当該金融商品取引契約の概要」（金商法第37条の3第1項第3号）等のうち特に重要な事項や元本欠損・元本超過損が生ずるおそれがある旨等を簡潔かつ平易に記載することを想定するものです。<br>基本的には各金融商品取引業者等が法令に則ってその判断により記載を行うことになりますが、事後的には当該記載の適切性等が監督の対象になり得るものと考えられます。 |
| 132 | 金商業等府令案第81条第3項は「金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。」と規定している。しかし、何が「特に重要なもの」か、また「平易」か否かという判断は、客観的基準で行うことは困難である。したがって、法令に含めるのではなく、監督指針に含めるべきではないか。法令に含めると、説明順序の正確性や平易さを顧客と争うケースが考えられるのではないか。仮に法令に残るのであれば、より明確な指針を監督指針等にお示しいただけないか。 | |
| 133 | 金商業等府令案第81条第3項の「特に重要」の範囲の判断は、金融商品取引業者に委ねられているとの理解でよいか。 | |
| 134 | 契約締結前交付書面に記載する「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（金商業等府令案第81条第3項）について、平易に記載するとは、当該金融商品取引契約を締結する顧客が理解できる程度でよいか。 | 「平易に記載」（金商業等府令第79条第3項）されている否かについては、一般的な顧客が当該記載内容を的確に理解し得るものとなっているか否かにより判断されることとなると考えられます。 |
| 135 | 「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（金商業等府令案第81条第3項）について、文字及び数字のポイントは8ポイント以上との理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」についての文字・数字のポイントは、12ポイント以上の大きさとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第79条第3項）。 |
| 136 | 金商業等府令案第81条第2項に掲げる枠内に記載すべき事項が「特に重要なもの」（第3項）でもあるとすると、ほぼ同様の内容のものが書面の冒頭に2回記載されることとなってしまい、投資家にとっても不便でないかと考えられることから、第3項は削除すべき。 | 金商業等府令第79条第3項の「特に重要なもの」は、基本的に「当該金融商品取引契約の概要」（金商法第37条の3第1項第3号）等のうち特に重要な事項や元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨等を記載するものであり、金商業等府令第79条第2項に規定する事項と重複するものではないと考えられます。 |
| 137 | 金商業等府令案第81条第1項～第3項の規定を見ると、金商法第37条の3第1項第4号～第6号の事項を、枠内だけではなく、枠の上部にも記 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 載しなければならないと読めるのではないか。記載が重複しないよう、明確化してほしい。 | |
| 138 | 契約締結前交付書面の記載方法について、最初に、「特に重要なもの」を平易に記載し、次に枠の中に12ポイント以上の大きさで記載することとなるが（金商業等府令案第81条）、両者が重複する部分については、書面の最初に平易に記載することでよいか。 | |
| | **（冒頭部分に記載すべき事項）** | |
| 139 | 契約締結前交付書面に記載すべき「書面の内容をよく読むべき旨」（金商業等府令案第84条第1項第1号）は、実効性を確保するために、枠内（同第81条第2項第3号参照）ではなく、書面の冒頭（同第81条第3項参照）に記載することとすべき。 | ご意見を踏まえ、「書面の内容を十分に読むべき旨」（金商業等府令第82条第1号）を契約締結前交付書面の冒頭部分に記載すべきこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第79条第3項）。 |
| 140 | 「契約締結前書面の内容をよく読むべき旨」を枠の中に日本工業規格Z8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、金商業等府令案第81条第3項に規定する事項の次に記載すべきこととされているが、こうした事項こそ、最初に平易に記載すべき事項としてほしい（金先法施行規則第19条第3項参照）。 | |
| 141 | 金商業等府令案第81条第3項の「交付書面の最初に」の「最初」とは、当該書面のカバーレター、表題等を含まず、また商品名等、合理的に考えて冒頭に来るべき内容の次からでよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼契約締結前交付書面の記載事項** | |
| | **（記載事項に追加すべきとの意見等）** | |
| 142 | 金商法第2条第2項各号により有価証券とみなされる権利に関しては、契約締結前交付書面の記載事項を目論見書と同程度の情報量としてほしい。 | 金商法第2条第2項各号に掲げる有価証券とみなされる権利の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項については、基本的には、<br>・ 当該権利が信託受益権である場合については、現行の信託業法令における信託受益権の売買契約締結時の交付書面の記載事項を、<br>・ 当該権利が出資対象事業持分である場合については、出資対象事業持分のうちその募集又は売出しが開示規制の対象となっているものに係る目論見書の記載事項を、<br>それぞれ引き継ぐこととしており、投資者保護のために必要かつ十分な情報提供がなされるものと考えられます。 |
| 143 | すべての金融リスク商品について、契約締結前交付書面に、リスクの程度を記載すべき。また、どのような資産・運用目的に適合し、かつ、適合しないかを示すべきである。 | 契約締結前交付書面には、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨のみならず、その「理由」等についても記載すべきこととしており（金商業等府令第82条第3号ロ・第4号ロ）、当該「理由」等の記載を通じて、顧客はリスクの程度についても把握することができると考えられます。<br>また、ご指摘の「どのような資産・運用目的に適合し、かつ、適合しないか」については、法令の範囲内で業者の実務上の創意工夫により、自主的 |

| | | |
|---|---|---|
| | | に契約締結前交付書面に記載することも可能であり、かつ、業者に対しては、契約締結前交付書面に関して顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることなく金融商品取引契約を締結することを禁止しております。これらの規定を通じて、ご意見の趣旨は反映されるものと考えられます。 |
| 144 | 契約締結前交付書面の記載事項(金商業等府令案第84条第12号)は、協会並びに投資者保護団体加入の有無、加入している場合にはその名称という趣旨にしてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結前交付書面の記載事項として、金融商品取引業者等が加入しているすべての金融商品取引業協会及び対象事業者となっているすべての認定投資者保護団体の有無(加入し、又は対象事業者となっている場合にあっては、その名称)について記載することとなっております(金商業等府令第82条第14号)。 |
| 145 | 契約締結前交付の書面の記載事項に投資者保護基金の加入の有無を入れてほしい。 | 投資者保護基金への加入義務の範囲は法令において定められるものであり(金商法第79条の27第1項)、また加入の有無は投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすとも言い難いと考えられますので、少なくとも現時点においては、契約締結前交付書面への必要的記載事項とする必要まではないものと考えられます。 |
| 146 | 金商業等府令案第84条(共通記載事項)に、「金融商品取引契約に係る権利を行使することができる期間の制限、解除をすることができる期間の制限、解除に関する事項」(金販法第3条第1項第7号、金商業等府令案第80条第1号参照)を加えるべきである。 | ご指摘の内容は、契約締結前交付書面の「共通記載事項」として列記されている「契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容」及び「法第37条の6の規定の適用の有無」(金商業等府令第82条第8号・第9号)等に該当するものと考えられます。 |
| 147 | 契約締結前交付書面の必要的記載事項として、日本証券業協会「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則－公正慣習規則第9号」第6条の2に規定する「新興市場銘柄についての説明」を追加すべきである。 | ご指摘の「新興市場銘柄についての説明」についても、契約締結前交付書面の必要的記載事項である「当該金融商品取引契約の概要」(金商法第37条の3第1項第3号)において、必要に応じて記載されることとなると考えられます。 |
| | **(記載事項について簡略化すべきとの意見等)** | |
| 148 | 契約締結前交付書面の記載事項を簡略化してほしい。<br>例えば多数の不動産信託受益権に分散投資するファンドの場合(特にダブルTKを利用する場合)には、最も厳しいときには、金商業等府令案第84条第1項、第85条第1項、第86条第1項、第87条第1項及び第89条第1項の記載が必要になり、しかも不動産信託受益権の場合、個別にすべての信託受益権について開示が必要となるが、これは公募される上場投資法人の有価証券届出書の記載を遙かに超えるものであって、過大な要求と思われる。<br>投資対象となる受益権のうち金額の大きいもの(上場投資法人が提出する有価証券報告書等と平仄を合わせるなら総資産の10%超のもの)に限って開示すれば足りる等の措置を講じてほしい。 | いわゆるダブルTK等の複雑な投資スキームがとられる場合には投資者保護の観点から詳細な情報提供が必要と考えられます。また、多数の不動産信託受益権に分散投資される場合においても、個々の不動産信託受益権ごとにリスクが異なると考えられる以上、個別の情報提供が必要と考えられます。<br>なお、集団投資スキームとしての仕組みの組成やガバナンスの在り方が法定されており、スキームの安定性が法的に担保されている投資法人に係る開示事項と比較して契約締結前交付書面の記載事項の多寡を論ずることは適当でないものと考えられます。<br>一方、ホールセール取引については、特定投資家制度の活用が考えられます。 |
| 149 | 契約締結前交付書面の共通記載事項(金商業 | 金商業等府令第82条(契約締結前交付書面の |

| | | |
|---|---|---|
| | 等府令案第84条）には、全業種に共通である事項のみを列挙し、各取引に固有である事項のみ同府令案第85条以下で規定してほしい。 | 共通記載事項）においては、基本的にすべての金融商品取引契約に共通する事項を列挙しており、金商業等府令第83条から第96条までにおいては、各金融商品取引契約の類型ごとに固有の事項を規定しております。 |
| | **▼契約締結前交付書面の共通記載事項** | |
| | **（契約の概要）** | |
| 150 | 契約締結前交付書面の記載事項について、「当該金融商品取引契約の概要」（金商法第37条の3第1項第3号）とは、具体的にどのような事項を記載すればよいか。 | 金融商品取引契約の内容は様々であり、その「概要」（金商法第37条の3第1項第3号）として記載すべき内容を一律に示すことは困難ですが、個別の金融商品取引契約ごとに、顧客が取引の内容を理解するために必要かつ適当と認められる情報を記載する必要があります。 |
| 151 | 「当該金融商品取引契約の概要」（金商法第37条の3第1項第3号）とはどのようなことを記載すればよいのか。 | |
| 152 | 契約締結前交付書面に記載する「金融商品取引契約の概要」とは、具体的にどの程度の内容を記載すればよいのか。 | |
| | **（手数料等）** | |
| 153 | 契約締結前交付書面の記載事項について、「顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法」は広告等への表示事項（金商業等府令案第77条）と重複しており、削除すべきである。 | 「広告等」は、多数の者に同一の内容で行う情報提供であるのに対して、「契約締結前交付書面」は、個々の顧客との間で契約を締結する前に交付すべき書面をいい、それぞれの場面に必要な規制を整備しているものであることから、これらの表示事項・記載事項に重複があるとしても、特段問題はないものと考えられます。<br>また、手数料等の情報は、取引の勧誘の相手方の投資判断に重要な影響を与えるものであり、これを「契約締結前交付書面」の記載事項から削除することは適当でないと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、広告等においては手数料等の概要を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第74条第1項）。 |
| 154 | 外貨取引に関する契約締結前交付書面は別途作成が必要か。作成が必要な場合は投資額に対する手数料等の割合等を表示することは困難であるため、スプレッド等を表示することでよいか。 | ご質問の「外貨取引」の内容が明らかではありませんが、当該外貨取引が「金融商品取引契約」（又は特定預金等契約・特定保険契約等）に該当するのであれば、契約締結前交付書面の作成・交付が必要と考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、手数料等については、上限額の記載でも足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第81条第1項）。<br>また、契約締結前交付書面において手数料等の上限額を記載することも困難な場合には、「その旨及びその理由」を記載すれば足りることとされております（同項）。 |
| 155 | 外国投資信託が契約締結前交付書面の交付対象となる場合、細かい諸費用等や投資額に対する費用等の割合を記載することは困難であるため、契約締結前交付書面や広告等に記載する手数料等は目論見書に記載されていない販売会社別の当初申込み手数料（手数料の上限表示は記載済み）のみとしてよいか。また、割合の算出は | 契約締結前交付書面及び広告等に記載する手数料等としては、販売会社別の当初申込手数料のみでは足りず、当該金融商品取引に関して顧客が直接・間接に支払うこととなる対価の記載が必要となります。<br>なお、ご意見を踏まえ、手数料等については、上限額の記載でも足りることとするよう、規定を修 |

| | | |
|---|---|---|
| | 投資額に対する当初申込み手数料の割合としてよいか。 | 正いたします（金商業等府令第81条第1項）。 |
| 156 | 投資信託の委託会社及び販売会社が交付すべき契約締結前交付書面に記載する手数料等については、上限額の記載でもよい旨を明記してほしい。 | |
| 157 | 公共債取引において、①金商法第37条の3第1項第4号で規定する「手数料等」が発生しない場合、②公共債や投資信託の取引において同項第6号で規定する「預託金その他の保証金」が発生しない場合、それらの記載は不要との理解でよいか。 | ①については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、手数料等が価格に織り込まれている場合であっても、実質的に手数料等に相当する部分に関する記載が必要であることに留意が必要と考えられます。<br>②については、委託証拠金その他の保証金が発生しない場合には記載は不要と考えられます。 |
| 158 | 金商業等府令案第77条において規定されるものは、金商法第37条の3第1項第4号で金商業等府令で定めるものを含まれると解釈するが、金商業等府令案第77条においては、条文の言及が金商法施行令案第16条第1号のみとなっている。金商法第37条の3第1項第4号にも言及すべきではないか。 | 金商法第37条の3第1項第4号に係る内閣府令委任事項は、金商業等府令案第83条において定められており、同条で同府令案第77条が読み替えられて準用されております（金商業等府令第81条・第74条）。<br>なお、広告等においては手数料等の概要を表示すれば足りるとすることに伴い、契約締結前交付書面に記載すべき手数料等に関する規定については、広告等に表示すべき手数料等に関する規定を準用することを改め、内容を書き下すこととします（金商業等府令第81条第1項）。 |
| 159 | 「法第37条の3第1項第4号に掲げる事項の概要」（金商業等府令案第81条第2項第1号）について、具体的に示してほしい。 | 「法第37条の3第1項第4号に掲げる事項の概要」（金商業等府令第79条第2項第1号）としてどのような記載をすべきかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該金融商品取引契約に関して支払うこととなる手数料等の概要を一般的な顧客が的確に理解し得る内容で記載する必要があると考えられます。 |
| | **（元本超過損が生ずるおそれの記載）** | |
| 160 | 金商法第37条の3第1項第6号の「内閣府令で定めるもの」は、現時点では定めていないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（市場リスクに関する記載事項）** | |
| 161 | 金商法第37条の3第1項第5号において「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨」とあるが、一方で、金商業等府令案第84条第2号において「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」とある。<br>上記の「変動により」と「変動を直接の原因として」とは、意味が異なるのか。同府令案においてあえて「直接」としたことに特段の意味はあるのか。 | 金商法第37条の3第1項第5号は「損失が生ずることとなるおそれがある旨」の記載を義務づける規定であるのに対して、金商業等府令第82条第3号は「損失が生ずることとなるおそれ」の直接の原因となる「指標」及び「理由」の記載を義務づけています。<br>金融商品の価値は様々な要因により決定されるものであり、様々な指標の変動が直接・間接に影響し得ることを考えれば、後者において記載が義務づけられる「指標」の範囲を限定することが適当であると考えられます。このため、金商業等府令第82条第3号等では、その変動が「損失が生ずることとなるおそれ」の「直接の原因」となるような「指標」及び「理由」が記載対象となるように、規定を整備しているものです。 |
| 162 | 金利、通貨の価格、金融商品市場における相 | 金商業等府令第82条第3号は、顧客が行う金 |

| | | |
|---|---|---|
| | 場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合に記載が求められる「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」とは、契約上の権利・義務に係る取り決めないしその仕組みによって係る損失が生じるといったような法的観点からの理由を想定すべきものか、あるいは、当該指標の変動原因やその変動方向・幅（程度）がいかなる経済的・統計的・市場環境的な原因（因果関係等）に支配・決定・影響されるといった経済的な観点からの理由を想定すべきものなのか。 | 融商品取引行為に係る市場リスクについての記載を求めるものです。<br>ご質問における分類に従えば、主に経済的な観点からの理由を実質的に記載することを想定したものといえますが、一方、契約上の権利義務関係いかんにより、市場リスクの配分が異なってくると考えられますので、その記載にあたっては、法的観点からの検討も必要不可欠と考えられます。 |
| 163 | 契約締結前交付書面の記載事項である「（指標に係る変動を）直接の原因として損失が生じること」の定義を明確化してほしい。例えば、①これらの有価証券を主に組み込んだ投資信託は、この規定に該当するか。また、②パッシブ運用の投資信託は、この規定に該当しないか。 | 金融商品の価値は様々な要因により決定されるものであり、様々な指標の変動が直接・間接に影響し得ることを踏まえ、契約締結前交付書面においては、その変動が「損失が生じることとなるおそれ」の「直接の原因」となるような「指標」及び「理由」を記載事項としているところであり、これは、既に金販法の説明義務対象となっているものと同様です。<br>当該事項は、例えば、「仕組み債」等のみを念頭に置いているものではなく、ご指摘の投資信託受益証券についても、何らかの指標の変動により顧客に損失が生ずることとなるおそれがあることには変わりないと考えられることから、①と②のいずれについても、取引を行おうとする際には、当該事項を記載した契約締結前交付書面が顧客に交付され、説明される必要があると考えられます。<br>なお、具体的な記載内容が法令に適合したものとなるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 164 | 契約締結前交付書面の記載事項とされている「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項」の「直接の原因」とは、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標」に元本、利金が連動する有価証券（仕組み債等）を念頭においているものと考えられるが、①これらの有価証券を主に組み込んだ投資信託は、この規定に該当するか。また、②パッシブ運用の投資信託は、この規定に該当しないか。 | |
| 165 | 「当該指標」（金商業等府令案第84条第2号）の表示方法について、どの程度の表示が要求されるのか。例えば、多数の通貨に投資しているファンド（例：グローバル・ソブリン）の場合、金融指標として必要な表示は、すべての投資通貨か、あるいは主要な投資通貨だけでよいのか。仮に主要な投資通貨とした場合は、ファンド全体に占める何割程度までを表示すればよいか。また、当該指標の表示期間はどの程度示せばよいか。 | ご指摘の金商業等府令第82条第3号は、損失の「直接の原因」となる指標の記載を求めるものです。投資対象となる通貨の価格変動は損失の「直接の原因」となり得ることから、特定が可能である限り、当該通貨のすべてを記載する必要があると考えられます。 |
| 166 | 契約締結前交付書面においては、金商業等府令案第84条第2号にて「金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」には、当該指標を記載することが求められている。当該指標は顧客に対する重要なリスクを明示する趣旨であることから、記載対象は項目であり、項目ごとに採用した数値ではないことを確認したい。また、不動産信託受益権の取引の場合においては、不動産の市況や賃料等、不動産鑑定評価におけるDCF法や取引事例比較法で活用される各種指数等のうち、重要なものを記載すれば足りるとの理解でよいか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の「不動産信託受益権」について損失のおそれを生じさせる直接の原因となる指標の記載が必要と考えられます（金商業等府令第82条第3号）。<br>具体的にどのような指標を記載すべきか個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。例えば、ご指摘の「不動産の市況や賃料等」は直接の原因となる指標に含まれるものと考えられますが、必ずしもこれらに限られるものではないと考えられます。 |
| 167 | 公共債取引において、金利変動により債券の価格が変動し、「損失が生ずることとなるおそれが | 具体的な記載内容については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考 |

| | | |
|---|---|---|
| | ある」（金商業等府令案第84条第2号）が、この場合、「イ．当該指標」、「ロ．当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」については、具体的にどのように記載するのか。 | えられますが、ご質問の場合においては、金利変動により債券価格が変動し、損失が生ずることとなるおそれがあることを一般的な顧客が的確に理解し得る内容で記載する必要があると考えられます（金商業等府令第82条第3号）。 |
| 168 | 有価証券の発行会社と金融商品取引業者等との元引受契約に関する契約締結前交付書面においては、金商業等府令案第84条第2号、第3号に定めるマーケットの変動による損失として何を記載すればよいのか。新規発行の場合は、発行会社としての損失はなく、記載不要という理解でよいか。<br>また、自己株式の処分又は売出しの場合には、マーケットの変動により処分又は売出しの価額が取得価額を下回ることを損失と考えているのか、それとも、処分・売出し対価となる金銭についてはマーケット変動による損失は考えにくいし、そもそも有価証券でもないため、自己株式の処分又は売出しの場合も損失はなく、記載不要ということか。 | 具体的な記載内容については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「顧客が行う金融商品取引行為について・・・損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては・・・」（金商業等府令第82条第3号）と規定されていることからも明らかなとおり、市場リスクが存しない場合には、本号の記載は不要と考えられます。<br>ただし、ご指摘の自己株式の処分又は売出しについては、市場リスクは存在するものと考えられます。また、新規発行については、ご指摘のとおり、厳密な意味での「損失」はないものと考えられますが、発行会社は市場価格の変動により、例えば当初予定していた調達予定額や金利と異なることとなるリスクを負っているといえ、そうしたリスクを「損失」と捉えることも十分考えられますので、相当の記載をすることが望ましいものと考えられます。 |
| 169 | 契約締結前交付書面の記載事項として「損失が生じるおそれがある理由」や「元本超過損が生ずるおそれがある理由」とあるが、どの程度の説明が必要か。 | 契約締結前交付書面に記載すべき「指標に係る変動により損失（又は元本超過損）が生ずるおそれがある理由」（金商業等府令第82条第3号ロ・第4号ロ）については、当該金融商品取引契約の内容のうち指標の変動と損失の発生との関係を説明するものとして、例えば、有価証券の商品性やデリバティブ取引の仕組み等を記載することが考えられます。<br>具体的な記載内容が法令の規定に適合しているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一般的な顧客が記載内容を的確に理解し得るものとなっている必要があると考えられます。 |
| | **（市場リスクにより元本超過損が生ずるおそれに関する記載事項）** | |
| 170 | 「委託証拠金その他の保証金」には、天候デリバティブ等のオプション料は含まれないとの理解でよいか。 | オプション取引におけるいわゆる「オプション料」は、基本的には取引の対価そのものであり、「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金」に該当しないものと考えられます（金商法第37条の3第1項第6号、金商業等府令第82条第4号）。 |
| 171 | 公共債や投資信託の取引において、「預託すべき委託証拠金その他の保証金」（金商業等府令案第84条第3号）が発生しない場合は、記載は不要との理解でよいか。 | 金商業等府令第82条第4号においては、「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては」と規定されており、委託証拠金その他の保証金が存せず、元本超過損が生ずるおそれが存しない場合には、本号の記載は不要と考えられます。 |
| | **（信用リスクに関する記載事項）** | |
| 172 | 契約締結前交付書面の記載事項として、「顧客が行う金融商品取引行為について当該金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれ」等とあるが、「その他の者」とは具体的に | ご指摘の金商業等府令第82条第5号・第6号は、いわゆる「信用リスク」の記載を求めるものであり、既に金販法の説明義務の対象となっているものと同様です（金販法第3条第1項第3号・第4号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 誰を指すのか。有価証券売買、デリバティブ取引、店頭金融先物取引及び投資顧問契約など、金融取引の種類ごとに、具体的に示してほしい。 | 金商法の対象取引には多種多様なものがあり、この「信用リスク」の原因となる「当該金融商品取引業者等その他の者」の範囲を類型的に示すことは困難ですが、例えば、取引を行おうとする有価証券の発行者等が該当し得るものと考えられます。 |
| 173 | 「当該金融商品取引業者等その他の者」（金商業等府令案第84条第4号）の「その他の者」とは、具体的には何か。例えば、投資信託の場合、「当該金融商品取引業者等」とは販売会社を指し、「その他の者」とは委託会社を指すのか。また、例えば、国債の場合、「当該金融商品取引業者等」とは取扱金融機関を指し、「その他の者」とは国を指すのか。国の場合、国の「業務又は財産の状況により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」とは具体的にどのように記載すべきか。 | ご指摘の金商業等府令第82条第5号は、いわゆる「信用リスク」の記載を求めるものであり、既に金販法の説明義務の対象となっているものと同様です（金販法第3条第1項第3号・第4号）。<br>投資信託については、通常、販売会社や委託者の信用リスクにより損失が生じるおそれはないため、これらの者は書面交付による説明の対象にならないものと考えられます。<br>国債については、通常、取扱金融機関の信用リスクにより損失が生じるおそれはないため、取扱金融機関は書面交付による説明の対象にならないものと考えられます。一方、例えば外国国債に関する外国の信用リスク等は、書面交付による説明の対象になるものと考えられます。 |
| 174 | 有価証券等管理業務を行っている者の業務・財産の状況の変化は、損失が生じるおそれの「直接の原因」（金商業等府令案第84条第4号）には該当しないという理解でよいか。 | 有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者等の業務・財産の状況の変化も、損失が生じるおそれの「直接の原因」（金商業等府令第82条第5号）に該当し得るものと考えられます。 |
| 175 | 公共債取引においては銀行が債券を分別保管しており、投資信託取引においては、受託会社が受益証券を分別保管しているが、その場合、「業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」に該当するのか。また、どのように書面に記載するのか。 | ご指摘の「公共債取引における銀行」や「投資信託取引における受託会社」等を含め、有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者等の業務・財産の状況の変化も、損失が生じるおそれの「直接の原因」（金商業等府令第82条第5号）に該当し得るものと考えられます。<br>なお、書面の記載内容については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、顧客が当該記載内容を的確に理解し得るようなものとなる必要があると考えられます。 |
| 176 | 金商業等府令案第84条第4号に「顧客が行う金融商品取引行為について当該金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該者」を契約締結前交付書面に記載すべき旨の定めがあるが、顧客が他の投資運用業務を行う金融商品取引業者と締結した金商法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約に基づき金融商品取引業者に口座を開設した場合、口座開設を受けた金融商品取引業者が金融商品取引契約の締結に際し顧客に交付する書面に記載する「当該者」には、当該他の投資運用業務を行う金融商品取引業者を含むのか。 | 個別事例ごとに判断されるものと考えられますが、ご指摘のような事例においては、一般的には、顧客と投資一任契約を締結している「他の投資運用業務を行う金融商品取引業者」の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として、当該顧客に損失が生ずるおそれがあるとはいえないと考えられます（金商法第42条の5本文参照）ので、当該他の金融商品取引業者についての記載は不要と考えられます。 |
| 177 | 金商業等府令案第84条第4号に定める金融商品取引業者等その他の者の信用事由に基づく損失としては、例えば、金融商品取引業者等の倒産により元引受契約に定める有価証券の引受金額が不払いとなるような場合を指しているとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問のような場合も含まれるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 178 | 金販法においては、「指標にかかる元本欠損（あるいは、元本を上回る損失）のおそれ」のみならず、第3条第1項第3号及び（4号）「当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損（及び元本を上回る損失）の生ずるおそれ」を説明するように求めているが、金商法においては、それ自体の説明は求めていないとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法では、いわゆる信用リスクに基づく元本欠損・元本超過損のおそれも契約締結前交付書面の記載事項とされています（金商業等府令第82条第5号・第6号）。 |
| | **（信用リスクにより元本超過損が生ずるおそれに関する記載事項）** | |
| 179 | 「預託すべき委託証拠金その他の保証金」（金商業等府令案第84条第5号）には、通貨オプション取引のオプション料や、キャップ取引のキャップ料は含まれないとの認識でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第82条第4号）。 |
| 180 | 匿名組合出資案件においては、投資家が、事業に要する各種費用を追加出資する義務が発生する可能性があるが、当該出資金は、「預託すべき委託証拠金その他の保証金」（金商業等府令案第84条第5号）には該当しないとの理解でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第82条第4号）。 |
| 181 | 匿名組合出資案件においては、投資家が、事業に要する各種費用を追加出資する義務が発生する可能性があるが、当該出資金は、「預託すべき委託証拠金その他の保証金」には該当しないとの理解でよいか。 | |
| 182 | 公共債や投資信託の取引について、「預託すべき委託証拠金その他の保証金」が発生しない場合は、記載は不要との理解でよいか。 | 金商業等府令第82条第4号においては、「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては」と規定されており、委託証拠金その他の保証金が存せず、当該おそれがない場合には、同号に係る記載は不要と考えられます。 |
| | **（契約の終了事由に関する記載事項）** | |
| 183 | 「当該金融商品取引契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容」（金商業等府令案第84条第6号）とあるが、その内容は「終了事由の全部」を記載するとの意味か、それとも適宜要約して記載することは許容されると解釈してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、顧客が「契約の終了の事由」の「内容」（金商業等府令第82条第8号）を的確に理解できるような内容であれば、適宜要約して記載することも許容されるものと考えられます。 |
| 184 | 契約締結前交付書面に記載すべき「終了の事由」に関して、顧客と既に締結している契約書を引用する方式は可能か。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、顧客が「契約の終了の事由」の「内容」を的確に理解できるような記載内容であれば、顧客が保有する書類（契約書等）を引用する方法も妨げられないものと考えられます。ただし、単に契約の条項番号を引用するような記載内容は、顧客に十分な情報を提供するものでなく、適当でないと考えられます。なお、「契約締結前交付書面」は顧客と契約を締結する前に交付すべきものである点に、留意が必要と考えられます。 |
| 185 | 契約締結前交付書面の記載事項として「金融商品取引契約の終了の事由」とあるが、例えば、業者として保護預りをしている債券が償還する場合の記載は必要か。あるいは、債券が償還したとしても、保護預り契約は終了しないことから、契約 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えばご指摘のように、業者が保護預りをしている債券が償還されても「保護預り契約」自体は継続されるような場合であれば、「債券が償還する場合」は「保護預り契約」の |

| | | |
|---|---|---|
| | の終了事由には当たらないと理解してよいか。 | 「契約の終了の事由」に該当しないものと考えられます。 |
| 186 | 公共債取引について、「契約の終了の事由がある場合」（金商業等府令案第84条第6号）とは、満期償還についても記載する必要があるか。 | |
| | **（クーリング・オフの適用の有無に関する記載事項）** | |
| 187 | 契約締結前交付書面では、金商法第37条の6の規定（書面による解除）の適用の有無についての情報は、適用がある場合だけ記載することとすべきではないか。書面解除の規定が適用されない場合まで「書面解除の適用がない」と記載すると、顧客が混乱する可能性があるのではないか。 | 金商業等府令第82条第9号の規定に基づき、書面による解除（いわゆるクーリング・オフ）の規定（金商法第37条の6）の適用がない契約を締結しようとする顧客に対して、「（当該契約については）クーリング・オフ規定が適用されない」旨を契約締結前交付書面に記載して説明するよう求めることは、当該顧客の保護の観点から重要であり、これを記載不要とすることは適当でないと考えられます。 |
| 188 | クーリング・オフの適用対象はパブリックコメント案では投資顧問契約のみとなっており、契約締結前交付書面の共通記載事項とする必要もないと考えられるので、金商業等府令案第84条第7号の規定は削除してほしい。 | |
| | **（クーリング・オフの手続に関する記載事項）** | |
| 189 | 契約解除に関する事項は金商業等府令案第97条第1項第5号・第6号に規定されているので、金商業等府令案第84条第8号は削除してほしい。 | 金商業等府令第82条第9号・第10号は、すべての金融商品取引契約に係る共通記載事項として、当該金融商品取引契約へのクーリング・オフの適用の有無、適用がある場合におけるクーリング・オフに関する事項の記載を求めるものです。今後クーリング・オフの対象となる金融商品取引契約が追加され得ることを踏まえれば、一般的枠組みとして必要と考えられます。 |
| | **（当該金融商品取引業者等の概要に関する記載事項）** | |
| 190 | 「当該金融商品取引業者等の概要」（金商業等府令案第84条第9号）についてはどの程度の記載を要するのか。例えば、HP等他の媒体を参照する記載でもよいか。 | 金融商品取引業者又は登録金融機関となる者には様々なものが想定されることから、「契約締結前交付書面」に記載すべき「当該金融商品取引業者等の概要」（金商業等府令第82条第11号）の具体的内容を類型的に示すことは困難ですが、一般的な顧客が当該金融商品取引業者等との間で契約を締結するか否かの判断をする上で必要な情報が的確に記載される必要があるものと考えられます。<br>その内容については、基本的には、HP等を参照する記載では足りず、一体として交付される契約締結前交付書面において記載される必要があると考えられます。 |
| 191 | 「契約締結前交付書面」に記載すべき業者の概要については、販売業者としての金融商品取引業者についてのみ記載すれば足りるか。商品によっては、発行者たる金融商品取引業者や運用者たる金融商品取引業者が登場することになるが、これらについては記載しなくてもよいか。 | 金商業等府令第82条第11号の「当該金融商品取引業者等の概要」とは、顧客に対して「契約締結前交付書面」を交付する義務を負う業者自身に関する情報をいうものと考えられ、当該金融商品取引契約の内容によって異なるものと考えられます。 |
| 192 | 金融商品取引業者の概要や業務の内容及び方法の概要を「契約締結前交付書面」に記載することとなっているが、その具体的な内容については各社の判断にゆだねるということでよいか。設立年月日、資本金、本店所在地、主な業務など1年を通じてほぼ変更のないものを記載することとしたいが。 | 金融商品取引業者又は登録金融機関となる者には様々なものが想定されることから、「契約締結前交付書面」に記載すべき「当該金融商品取引業者等の概要」（金商業等府令第82条第11号）の具体的内容を類型的に示すことは困難ですが、一般的な顧客が当該業者との間で契約を締結するか否かの判断をする上で必要な情報が的確に記 |

| | | |
|---|---|---|
| 193 | 契約締結前交付書面に記載する「当該金融商品取引業者等の概要」とは、「第一種金融商品取引業者」や「有価証券の売買その他の取引を主に行う第一種金融商品取引業者」という内容を念頭においているか。あるいは、もっと詳細な記述を想定しているか。具体的に教えてほしい。 | 載される必要があるものと考えられます。<br>個別事例ごとに判断されるべきものでありますが、例えば、設立年月日、資本金、本店所在地、代表者の役職・氏名、行っている業務の種別や主な業務等については、記載する必要があると考えられます。 |
| 194 | 公共債取引について、「業者等の概要」とは、どの程度まで記載する必要があるか。登録金融機関業務を何に基づいて、いつから行っているのか等具体的に記載するのか。 | |
| 195 | 契約締結前交付書面の記載事項のうち、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としての「金融商品取引業者等の概要」の記載内容について、具体的に示してほしい。 | |
| 196 | 金商業等府令案第84条第9号に規定する「当該金融商品取引業者等の概要」とは、金商法第28条各号に掲げる「業」又は「業務」の種類に応じた概要との理解でよいか。 | |
| 197 | 契約締結前交付書面に記載すべき「金融商品取引業者等の概要」としては、具体的にはどういったことを記載すれば足りるのか。 | |
| | **（取り扱う金融商品取引業の内容及び方法の概要に関する記載事項）** | |
| 198 | 契約締結前交付書面の記載事項のうち、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としての「金融商品取引業の内容及び方法の概要」について、具体的に示してほしい。 | 金融商品取引業者又は登録金融機関となる者には様々なものが想定されることから、「契約締結前交付書面」に記載すべき「金融商品取引業の内容及び方法の概要」（金商業等府令第82条第12号）の具体的内容を類型的に示すことは困難ですが、一般的な顧客が当該業者との間で契約を締結する否かの判断をする上で必要な情報を的確に記載する必要があるものと考えられます。 |
| 199 | 「当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要」（金商業等府令案第84条第10号）とは、契約締結前交付書面の対象となっている金融商品取引行為以外に当該金融商品取引業者等が行っているすべての金融商品取引業について幅広く記載を求める趣旨か。例えば、HP等他の媒体を参照する記載でもよいか。<br>また、登録金融機関業務として行っている有価証券関連業務は含まれないとの認識でよいか。 | 貴見のとおり、対象となっている金融商品取引契約に係る業務以外の金融商品取引業についても記載する必要があるものと考えられます。<br>その内容については、基本的には、HP等を参照する記載では足りず、一体として交付される契約締結前交付書面において記載される必要があると考えられます。<br>また、登録金融機関の行う有価証券関連業務も、この記載事項に含まれるものと考えられます。<br>なお、「概要」とされていますので、顧客が的確に理解できるような内容となるのであれば、適宜要約して記載することも許容されるものと考えられます。 |
| 200 | 「当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要」（金商業等府令第84条第10号）とあるが、この場合の金融商品取引業としては、当該顧客と具体的に契約締結することとなる金融商品やデリバティブに限定した内容でよいのか、それとも、当該金融商品取引業者が行っているすべての該当取扱業務全般について記載すべきものなのか。<br>また、仮に、当該取扱業務全般の記載が求められているとした場合には、その業務の範囲や種類を一般的ないし定型的に記載することで問題ないか。あるいは、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業といった業者類型の | |

| | | |
|---|---|---|
| | ことを記載すべきか。それとも、有価証券の売買、市場デリバティブ取引、その媒介・取次ぎ・代理、有価証券等清算取次ぎ、社債等の振替といった分類を記載すべきか。<br>更に、「金融商品取引業の・・・方法の概要」とは、媒介・取次ぎ・代理といった取引形態のことを指すのか、あるいは、店頭、インターネット、訪問販売といった物理的な手段やサービスの提供形態を記載すればよいのか。 | |
| 201 | 公共債取引を行う場合において、「金融商品取引業の内容及び方法の概要」（金商業等府令案第84条第10号）とは、取り扱っている債券の種類及び取扱方法として、募集、売出し、買取り等を記載すればよいのか。 | |
| 202 | 現行の投資顧問業法では、投資顧問業者に会社の概要（投資顧問業法に定める事項を網羅する）を記載した定型書面（第14条書面）を作成し、これを契約締結前に顧客に交付している。金商法の施行後は、投資助言・代理業、投資運用業及び第一種金融商品取引業を兼業する業者は、当該会社が営む全業種に関する事項を記載した書類の作成が義務づけられることになる。しかし、こうした場合には、投資運用業者は、当該顧客との契約に関係する種別の業務についての情報のみを記載した書類の交付で足りることを明確化してほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的な顧客が金融商品取引業者等との間で契約を締結するか否かを判断するに当たっては、当該業者等が行う金融商品取引業全般の概要が重要な情報と考えられますので、契約締結前交付書面においては、当該顧客との間で対象となっている金融商品取引契約に係る業務以外の金融商品取引業についても記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **（当該金融商品取引業者等に連絡する方法に関する記載事項）** | |
| 203 | 「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」（金商業等府令案第84条第11号）とあるが、①事業所・営業単位等、当該取引の窓口となっている部署の連絡先に限定されることなく、例えば、代表電話番号やコールセンターの電話番号、あるいはインターネットにおける問い合わせ用HPやメールアドレスなどを記載すれば足りると考えてよいか、又は②「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。投資信託の場合、投資信託会社（委託会社）の連絡先のみでよいか。受託会社、販売会社の連絡先も必要か。 | 契約締結前交付書面においては、顧客が金融商品取引業者等に対して各種照会等を行うための連絡先が適切に記載される必要があると考えられます（金商業等府令第82条第13号）。<br>① 代表電話番号等を記載することも妨げられないと考えられますが、その場合には、実際に各種照会等に対応する窓口に適切に取り次ぐ体制となっている必要があるものと考えられます。<br>② 「取扱店まで直接連絡してください」との記載では、「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」を適切に記載したことにならないものと考えられます。例えば、投資信託の販売会社が交付する書面においては、当該販売会社自身の連絡先を記載する必要があると考えられます。 |
| 204 | 「契約締結前交付書面」に記載すべき「顧客が業者に連絡する方法」については、業者の本社の代表電話番号のみの記載で足りるか。 | |
| 205 | 契約締結前交付書面に記載する「金融商品取引業者等に連絡する方法」（金商業等府令案第84条第11号）とは、当該金融商品取引業者の電話番号及び連絡先を記載するとの理解でよいか。 | |
| | **（加入している金融商品取引業協会等に関する記載事項）** | |
| 206 | 金商業等府令案第84条第12号に関し、複数の協会等に加入している場合には、「契約締結前交付書面」にすべての協会等を記載する必要があるか。 | 貴見のとおり、加入しているすべての金融商品取引業協会等を記載する必要があると考えられます（金商業等府令第82条第14号）。 |
| 207 | 金商業等府令案第84条第12号の「当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 護団体の有無(加入し、又は対象事業者となっている場合にあっては、その名称)」とは、当該商品に係る協会か団体かを明確に示してほしい。例えば投資信託であれば、「日本証券業協会」のみの表示でよいのかを明確にしてほしい。 | |
| 208 | 契約締結前交付書面に、加入している金融商品取引業協会の名称を記載することとなっているが(金商業等府令案第84条第12号)、加入しているすべての金融商品取引業協会名を記載するのか。又は、当該契約に関連する協会名のみを記載するのか。 | |
| | **▼契約締結前交付書面の取引類型別記載事項** | |
| | **(有価証券の売買その他の取引に係る記載事項)** | |
| 209 | 有価証券の募集、売出し、私募の取扱いを行う金融商品取引業者等と当該募集等に応じて当該有価証券を取得する投資家との間の当該取得に関する契約、及び有価証券の発行会社と金融商品取引業者等との元引受契約は、「有価証券の売買その他の取引に係る金融商品取引契約」に該当するとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第83条)。 |
| 210 | 公共債取引において、「有価証券の譲渡に制限がある場合」(金商業等府令案第85条第1項第1号)とは、国債等の買取りについての留意事項等(振替債の買取り禁止期間、個人向け国債の発行日より1年又は2年間の買取り不可等)を記載すればよいのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、貴見のとおり、「有価証券の譲渡に制限がある場合にあっては、その旨及び当該制限の内容」(金商業等府令第83条第1項第1号)としては、国債等の買取りについての留意事項等(振替債の買取り禁止期間、個人向け国債の発行日より1年又は2年間の買取り不可等)についても記載する必要があると考えられます。 |
| 211 | 有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面に記載すべき「当該取扱有価証券の売買の機会に関し顧客に注意を喚起すべき事項」(金商業等府令案第85条第1項第2号)として、当該有価証券の流動性が低いことを記載する必要があるか。 | 個別の事例ごとに判断されるべきものですが、一般に、取扱有価証券は上場有価証券と比較して流動性が低い場合が多いと考えられることから、「取扱有価証券の売買の機会に関し顧客の注意を喚起すべき事項」(金商業等府令第83条第1項第2号)として、その旨を記載した契約締結前交付書面を交付し、説明することが適当と考えられます。 |
| 212 | 「取扱有価証券の売買の機会に関し顧客の注意を喚起すべき事項」(金商業等府令案第85条第1項第2号)とは、具体的にどのように記載すればよいのか。 | |
| | **(信託受益権等の売買その他の取引に係る記載事項)** | |
| 213 | 金商業等府令案第86条第1項については、その全般が現行信託業法施行規則に定める契約締結時交付書面に比べて詳細にすぎる。現行レベルの開示で特に受益者の保護に欠けているとは思われないため、現行レベルの記載内容へ簡略化してほしい。 | 金商業等府令第84条第1項各号に掲げる事項は、投資者保護の観点からあらかじめ明示される必要があり、これを簡略化することは適当でないと考えられます。 |
| 214 | 金商業等府令案第86条第1項の規定は、新信託法が適用される信託を前提としているが、当分の間、旧信託法が適用される信託の受益権が存続するので、旧法信託の受益権に対応した規定が必要であると思われる。少なくとも、ガイドライン等で、旧法信託の場合、本項を適宜読み替えた | 金商業等府令第84条第1項各号においては、「・・・がある場合は、その旨及び当該定めの内容」と規定されており、各号に掲げる事項が存しない場合には、その記載は不要と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | り、およそ適用がない事項の記載を省略できることなどを明らかにしてほしい。 | |
| 215 | ①金商業等府令案第86条第1項第8号ロにおける「特別の定め」とは、新信託法（平成18年法律第108号をいう。）第105条中の信託行為における定めを、②同号ニにおける「特別の定め」とは、新信託法第163条第9号に基づき信託行為に定めた事由を、③同号ホにおける「特別の定め」とは、新信託法第164条第3項中の信託行為における「別段の定め」を、④同号へにおける「特別の定め」とは、新信託法第57条第1項中の信託行為における「別段の定め」及び新信託法第62条第2項中の信託行為における定めを、それぞれ指すとの理解でよいか。<br>また、金商業等府令案第86条第1項第8号へにおける「特別の定め」とは、受託者の任務の終了及び受託者の解任に関する特別の定め、即ち、新信託法第56条第1項第7号に基づき信託行為に定めた事由、同条第3項及び第5項中の信託行為における「別段の定め」、新信託法第58条第3項中の信託行為における「別段の定め」が含まれるか。含まれる場合は、同号へに明示してほしい。<br>この他、金商業等府令案第86条第1項第8号ロ、ニ、ホ及びへにおける「特別の定め」の範囲を具体的かつ網羅的に示してほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、①、②、③、④については、ご質問の定め又は事由も含まれ得るものと考えられます。<br>また、金商業等府令第84条第1項第8号への「特別の定め」に、ご質問の定め又は事由も含まれ得るものと考えられます。 |
| 216 | 金商業等府令案第86条第1項第8号ハについて、信託の分割につき、信託法の規定を引用してほしい。 | ご意見を踏まえ、規定振りを統一するため、「（信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。）」との部分を削除いたします（金商業等府令第84条第1項第8号ハ）。<br>なお、同号ハの「信託の併合」は信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいい、「分割」は同条第11項の信託の分割をいいます。 |
| 217 | 金商業等府令案第86条第1項第9号イについて、信託設定時に引き受けられた債務の金額の記載は、信託設定後直ちに受益権が売却される場合以外は不要にしてほしい。実務上、信託の受益権は、信託設定の直後だけではなく、5年後10年後に転売されることも多いので、同号ハの信託債権の記載で十分であると考える。 | 金商業等府令第84条第1項第9号イの「信託法第21条第1項第3号に掲げる権利に係る債務」の有無は、投資者保護上重要な情報であり、これを契約締結前交付書面に記載することは必要と考えられます。<br>なお、信託設定後直ちに受益権が売却される場合以外には記載が不要とは必ずしも言い切れないものと考えられます。 |
| 218 | 金商業等府令案第86条第1項第9号イの「債務」とは、同号に具体的記載事項として「債務の総額」等が示されていることから、金銭債務のみに限られるという理解でよいか。 | 主として金銭債務を想定しておりますが、信託法第21条第1項第3号に掲げる権利に係る債務に該当する限り、非金銭債務についても記載が必要となります。 |
| 219 | ①金商業等府令案第86条第1項第9号ニの「信用補完の内容」として、いかなる内容について、どの程度の記載を要するか、可能な限り具体的に教えてほしい。<br>②また、同号ニにおける「信用補完の内容」と資産流動化法施行規則第14条第7号にいう「信用補完又は流動性補完（特定資産の管理及び処分の状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の | ①取引の対象となる信託受益権等としては様々なものが想定されることから、一律の基準を示すことは困難であり、個別事例ごとに記載内容の適否が判断されることになると考えられますが、少なくとも当該信用補完の内容を顧客が的確に理解し得る程度の記載が必要になるものと考えられます（金商業等府令第84条第1項第9号ニ）。<br>②金商業等府令第84条第1項第9号ニは、信託受益権についての信用補完の内容の記載を要 |

| | | |
|---|---|---|
| | 履行を担保するための措置をいう。次条及び第16条において同じ。）の概要」との異同を教えてほしい。 | 求するものである一方、資産流動化法施行規則第14条第7号は、特定資産の管理・処分の状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置の記載を要求するものです。 |
| 220 | 金商業等府令案第86条第1項第14号の「当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準」の記載とは、具体的にいかなる記載が必要になるのか。 | 「当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準」（金商業等府令第84条第1項第14号）としていかなる記載をすべきかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますので、その具体的内容を一般的に示すことは困難と考えられます。 |
| 221 | ①金商業等府令案第86条第1項第16号ハにより「給付可能額」（新信託法第225条）を契約締結前交付書面に記載させる趣旨を教えてほしい。<br>②「給付可能額」の記載は、新信託法第225条にいう「法務省令で定める方法」（平成19年5月15日に法務省より公表された信託計算規則案第24条第1項に定める方法）を記載すれば足りるか。 | ①限定責任信託においては給付可能額を超えて信託財産に係る給付を行い得ないこととされておりますので（信託法第225条）、投資者保護の観点から、契約締結前交付書面への記載が必要と考えられます（金商業等府令第84条第1項第16号ハ）。<br>②貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る記載事項）** | |
| 222 | 「その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係る」（金商業等府令案第87条第1項）の「その他の取引」とは具体的にどのような取引を想定しているのか。 | 「その他の取引」とは、現行の証取法の概念（同法第1条等）を引き継ぐものであり、媒介、取次ぎ、代理、募集（私募）・売出しの取扱いなど、金商法第2条第8項各号に掲げる取引行為のうち有価証券の移転に係るものが広く含まれるものと考えられます（金商業等府令第85条第1項）。 |
| 223 | 不動産信託受益権及びそれらを組み込んだ組合出資等に係る契約締結前交付書面の記載事項として、宅建業法上の重要事項と同等の記載事項が求められている（金商業等府令案第87条・第92条）が、これは、不動産（あるいはその所有権の一部）の売買の代替として不動産信託受益権を売買する場合には必要かつ現実的である。<br>一方、不動産私募ファンドのように多数の物件を組み入れる場合として、特にアクティブ型の運用を行って物件の入れ替わりがある場合や、ファンド設立当初は物件がなく払い込んだ金銭の範囲で一定の基準・方針の範囲で物件を組み込んでいく運用を行う場合などには、記載困難又は記載義務に意味がない場合が考えられる。<br>そこで、例えば、不動産関連特定運用業（金商業等府令案第7条第6号）としての運用を行うファンドについては、ファンドマネージャーが物件のデューディリジェンスを行うことをもって、上記説明は省略してもよいこととする等の軽減措置を設けてほしい。 | 不動産信託受益権及び主として不動産信託受益権に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分の売買その他の取引がなされる場合には、対象不動産に関する情報は顧客の投資判断に重大な影響を及ぼすものと考えられ、「契約締結前交付書面」への記載の省略を認めることは適当でないと考えられます（金商業等府令第85条、第90条）。<br>なお、不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項を定めた金商業等府令第85条は、宅建業法において不動産を原資産とする信託受益権や組合持分権等の販売を行う場合には、原資産である不動産の状況に関し取引関係者への事前説明を行うべき義務が課されたこと（宅建業法第50条の2の4、第35条）と整合性を図るものです。 |
| 224 | 金商業等府令案第87条については、委託者及び受託者が信託受益権の発行者となる不動産信託契約の媒介を行う場合には適用がないことを確認したい。 | 「委託者及び受託者」又は「受託者」が信託受益権の「発行者」となる場合において、受託者のために信託契約締結の媒介を行うことは、「信託契約代理業」と位置づけられることになりますので、貴見のとおり、金商法第37条の3第1項及び金商業等府令第85条の適用はないものと考えられます。 |
| 225 | 信託契約代理店が受託者を信託受益権の発行者とする信託契約の媒介を行う場合の契約締結前・契約締結時の書面交付義務は一定の要件のもとに免除してほしい。 | |

| | （出資対象事業持分の売買その他の取引に係る記載事項） | |
|---|---|---|
| 226 | 集団投資スキーム（ファンド）の出資持分の売買等の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項のうち、金商業等府令案第89条第1項第2号ハ、ニ及びホに規定されている「関係業務」とは、何を指すのか。当該ファンドに関わる業務についてのみ記載すれば足りるとの理解でよいか。 | 「関係業務」（金商業等府令第87条第1項第2号ハ、ニ及びホ）としては、当該出資対象事業の発行者、運営者、有価証券の発行者及び運用・保管の受託者が、出資対象事業に関係して行っている業務を記載することになると考えられます。 |
| 227 | 金商業等府令案第89条第1項第2号ニの「出資対象事業の運営を行う者」とは、例えば、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が自らファンドを運営している場合には、「出資対象事業持分の発行者」と同一になるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 228 | 金商業等府令案第89条第1項第2号ニの「出資対象事業の運営を行う者」については、例えば投資事業有限責任組合の無限責任組合員がファンド資産の運用を第三者に委託している場合には、ファンド資産の運用を委託された当該第三者を記載すべきか。 | ご質問の場合については、運用権限を第三者に委託した無限責任組合員と委託を受けた第三者の双方を記載する必要があると考えられます。 |
| 229 | 実務上、出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業である場合において、当該有価証券に係る金商業等府令案第89条第1項第2号ホに掲げる事項が出資対象事業持分取引契約締結時に決定していないことも多いが、その場合には、どのような記載をすればよいのか。あるいは、全く記載しなくてもよいのか。 | 投資判断に必要となる情報をあらかじめ提供することにより顧客に十分な検討の機会を与えるという契約締結前交付書面の趣旨からすれば、必要的記載事項については事実に即して可能な限り記載する必要がありますが、書面交付時点において未確定な事項が存する場合には、書面の該当箇所に「未確定」と記載することも許容されるものと考えられます。<br>なお、実際は記載が可能であるにもかかわらず、手続を簡略化するために「未確定」と記載することは認められないものと考えられます。 |
| 230 | 契約締結前交付書面の記載事項のうち、金商業等府令案第89条第1項第2号ホ（1）について、投資対象が多数ある場合にもすべて記載するかに読めるが、ファンド・オブ・ファンズや単純に税務その他の理由により多重構造になっているファンドではなく、単純にポートフォリオ投資を行うようなファンドにおいてまで、契約締結前（時）書面ですべて投資対象を開示させる必要はないのではないか。例えば、総出資の10％以上を占める投資対象についてのみ記載するなどとし、記載内容を限定してほしい。<br>また、投資対象が未定である場合には、その旨記載すれば足りるということを確認させてほしい。 | 複数の投資対象に分散投資される場合においても、個々の投資対象ごとにリスクが異なると考えられる以上、基本的には各投資対象ごとに個別の情報提供がなされることが必要と考えられますが、ご意見も踏まえ、出資対象事業が有価証券に対する投資を行うものである場合にあっては、投資の総額に占める割合が大きいものから上位30社までを記載すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第87条第1項第2号ホ（1））。<br>なお、投資判断に必要となる情報をあらかじめ提供することにより顧客に十分な検討の機会を与えるという契約締結前交付書面の趣旨からすれば、法定の記載事項については事実に即して可能な限りの記載がなされる必要がありますが、書面交付時点において未確定な事項が存在する場合には、「未確定」と記載することも許容されるものと考えられます。 |
| 231 | 契約締結前交付書面の記載事項のうち、金商業等府令案第89条第1項第2号ホ（1）のかっこ書により、ファンドが2層構造となっている場合、ベビーファンドの投資対象有価証券についても開示を要することとされているが、当該かっこ書の規定は反復適用されるのか。すなわち、仮に反復適用 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第87条第1項第2号ホ（1））。 |

| | | |
|---|---|---|
| | されるとすると、3層構造、4層構造又は更に多重構造になっている場合には、そのすべての記載を要するということかを確認させてほしい。 | |
| 232 | 出資対象事業持分の「契約締結前交付書面」に記載する「出資対象事業の運営に関する事項」として、「組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項」（金商業等府令案第89条第1項第2号へ）を記載するよう規定されているが、顧客の投資の意思決定に当たり、「内部規則」までは不要ではないか。なお、金商業等府令案第89条第1項第2号ロとへは重複している。 | 出資対象事業持分に係る契約としては組合契約等が利用されることが想定されますので、出資対象事業の運営体制は必ずしも定型的なものとはいい難く、むしろ多種多様な制度設計がされる可能性があります。<br>したがって、顧客が出資対象事業持分に対する投資判断を行うにあたっては、内部規則を含めた出資対象事業の運営体制について情報があらかじめ提供されることが重要であると考えられ、内部規則に関する記載は必要と考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、記載事項の重複を排除するため、記載事項から「出資対象事業の運営に係る体制の概要」（金商業等府令案第89条第1項第2号ロ）を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第87条第1項第2号）。 |
| 233 | 出資対象事業の運営に関して記載を要する「規則」や「内部規則」（金商業等府令案第89条第1項第2号へ）とは、例えば投資事業有限責任組合であれば当該組合の「規則」や「内部規則」等をさし、運営者の規則等は含まないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第87条第1項第2号ロ）。 |
| 234 | 出資対象事業持分の「契約締結前交付書面」に記載する「経理に関する事項」（金商業等府令案第89条第1項第3号）の各項目に関しては、直近の決算書を添付するという対応でよいか。 | 貴見のとおり、金商業等府令第87条第1項第3号の「出資対象事業の経理に関する事項」としては、少なくとも直近の「事業年度、計算期間その他これに類する期間」（同項第2号ト）に係るものの記載が求められるものと考えられますが、決算書を添付する方法による場合には、全体が書面としての一体性を確保するような形で顧客に対して交付され、かつ、所定の記載方法（同府令第79条）に則したものとなっていることが必要と考えられます。 |
| 235 | 出資対象事業持分の「契約締結前交付書面」に記載する「経理に関する事項」（金商業等府令案第89条第1項第3号）として、貸借対照表や損益計算書等が規定されているが、例えば発行体がSPCの場合、SPCのものを記載すればよいのか。どのような主体のどのような事項を記載すればよいか、明確にしてほしい。 | ご指摘の金商業等府令第87条第1項第3号の「出資対象事業の経理に関する事項」は、当該出資対象事業持分の発行者（すなわち集団投資スキームの運営者）の経理の記載を求めるものではなく、あくまでも出資対象事業の経理について記載を求めるものであり、具体的な記載事項は当該規定に列記されています。 |
| 236 | 航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等のような商品の場合、金商業等府令案第89条、第108条で求められている事項には商品や事業内容に照らし、記載方法が不明であったり、記載そのものが困難なものも含まれているが、それらについては可能な範囲での記載でよいとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご質問の金商業等府令第87条第1項に掲げる記載事項については、事実に即して可能な限りの記載をする必要があると考えられます。<br>なお、ご指摘も踏まえ、出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結時交付書面の特則については、規定を削除することといたします。 |
| 237 | 契約締結前交付書面の記載事項の中に、「金融商品の対象となる企業が非上場企業である場合には、その企業に関する経営内容の開示（会計士作成の監査報告書の開示を含む）」を加えてほしい。 | 出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面には、当該出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であり、当該有価証券が株券である場合にあっては、発行者の商号、関係業務の内容、当該株券の発行者の業種、量、金額（簿価の総額及び時価の総額又は評 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 価額の総額）及びその評価方法等の記載が必要とされており（金商業等府令第87条第1項第2号ホ、第3号リ）、これらの規定を通じて、ご意見の趣旨は一定程度反映されるものと考えられます。<br>これらの記載を超えて、株券の発行者である会社の経営内容（公認会計士作成の監査報告書を含む）を契約締結前交付書面の記載事項とするかは今後の検討課題と考えられます。 |
| | **（外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る記載事項）** | |
| 238 | 外国出資対象事業持分の「契約締結前交付書面」に記載する「発行者に係る準拠法」とは、出資対象となる組合契約等の準拠法と考えてよいか。 | 貴見のとおり、「外国出資対象事業持分の発行者に係る準拠法の名称及びその主な内容」は、当該外国の集団投資スキームの準拠法に関する情報をいうものと考えられます。<br>なお、この趣旨を明確化するために、「外国出資対象事業持分に係る契約その他の法律行為の準拠法の名称及びその主な内容」を記載することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第88条第1項第1号）。 |
| 239 | 金商業等府令案第90条第1項第1号につき、外国出資対象事業持分の発行者は、組合ではなく、GP等を指すこととなるため、「持分に係る準拠法」とすべきではないか。 | |
| 240 | 外国出資対象事業持分の「契約締結前交付書面」に記載する「管轄権を有する裁判所」（金商業等府令案第90条第1項第5号）は、事前に定まらない場合があるため、「契約に管轄権を有する裁判所の規定がある場合は、その名称等」としてほしい。<br>国際私法上、たとえ契約書に双方当事者で合意した管轄裁判所の名称を記載したとしても、当該裁判所が様々な要素を考慮の上で管轄ではないと訴えを却下する可能性があり、結果として、「管轄権を有する裁判所の名称」ではなくなる可能性もあるからである。 | ご意見を踏まえ、「管轄権を有する裁判所」に関する情報は、当該外国出資対象事業持分に係る契約その他の法律行為に定めがある場合に限りその内容を記載することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第88条第1項第5号）。 |
| | **（主として信託受益権等に対する投資を行う出資対象事業持分の売買その他の取引に係る記載事項）** | |
| 241 | 二層構造ファンドにおける親SPCと投資家との間での金融商品取引契約については金商業等府令案第91条が適用されるとの認識でよいか。また、一層構造ファンドにおいてのSPCと投資家との匿名組合契約については、金商業等府令案第92条が適用されるとの認識でよいか。同条では「出資対象事業が主として不動産信託受益権」とあるが、この「主として」とは価値の過半の意味か。 | 二層構造のファンド又は一層構造のファンドいずれの場合も、当該ファンドの出資対象事業持分の売買その他の取引に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合には、まず金商業等府令第87条が適用されます。<br>このうち、当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として信託受益権等に対する投資を行う事業である場合には、同府令第87条に加え同府令第89条が適用されます。<br>また、当該出資対象事業持分が組合契約、匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に基づく権利に係るものであって、これらの権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものである場合は、同府令第87条及び第89条に加え第90条が適用されます。<br>「主として」の解釈については、貴見のとおりと考えられます。 |
| 242 | 実務上、出資対象事業が信託受益権等に対する投資を行う事業である場合において、当該信託受益権等に係る金商業等府令案第86条第1項各号に定める事項が出資対象事業持分取引契約締 | 投資判断に必要となる情報をあらかじめ提供することにより顧客に十分な検討の機会を与えるという契約締結前交付書面の趣旨からすれば、必要的記載事項については事実に即して可能な限り |

| | | |
|---|---|---|
| | 結時に決定していないことも多いが、その場合には、どのような記載をすればよいのか。あるいは、全く記載しなくてもよいのか。 | 記載する必要がありますが、書面交付時点において未確定な事項が存する場合には、書面の該当箇所に「未確定」と記載することも許容されるものと考えられます。<br>なお、実際は記載が可能であるにもかかわらず、手続を簡略化するために「未確定」と記載することは認められないものと考えられます。 |
| | **（商品ファンド関連取引に係る記載事項）** | |
| 243 | 「勧誘の開始日が属する前々月末日」における当該商品ファンドに係る資産配分状況が記載事項とされているが（金商業等府令案第93条第1項第30号）、この規定ぶりでは追加型の商品ファンドについては「当初の募集又は売出しの開始日が属する前々月末日」と解し得るので、投資家保護上、問題がある。契約締結前交付書面の使用期限を設けるなどの措置を講ずることが必要ではないか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理・媒介が「締結等」と定義づけられており、「当該締結等の勧誘の開始日」との記載があることにより「当初の募集又は売出しの開始日が属する前々月末日」と解し得ることにはならないものと考えられます。<br>なお、金商業等府令第91条第1項第30号は、現行の商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第1項第31号を引き継いだもので、現行実務における取扱いが参考になると考えられます。 |
| | **（デリバティブ取引等に係る記載事項）** | |
| 244 | デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項における「債務履行方法と決済方法」（金商業等府令案第95条第1項第2号）、「手数料の徴収方法」（同項第5号）とは、口座からの引落し等により行うという記載でよいか。 | 「債務の履行の方法・・・決済する方法」（金商業等府令第93条第1項第2号）については、現物決済か差金決済か等を、「手数料等を徴収する方法」（同項第5号）については、手数料等をどの金額から控除するか又は別途徴収するか等を記載する必要があり、「口座からの引落し等により行う」との記載のみでは足りないものと考えられます。 |
| 245 | デリバティブ取引等に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、ISDA－MASTER及びISDA－CSA契約に基づく担保金等は、「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金」に該当するか。 | ご指摘のような「担保金」も、「契約締結前交付書面」にその情報を記載すべき「顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金」（金商業等府令第93条第1項第4号等）に該当するものと考えられます。 |
| 246 | デリバティブ取引等に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、「デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金」（金商業等府令案第95条第1項第4号）とは具体的に何を指すのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、いわゆる外国為替証拠金取引において、顧客が業者に預託する証拠金等が該当するものと考えられます。 |
| 247 | デリバティブ取引等に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、「委託証拠金その他の保証金」に充当できる財産の「充当価格」が事前に確定していない場合は、「計算方法や比率（下限を含む。）」を記載すればよいか。また、担保契約書締結時点で確定していない場合は、約定直前に双方合意の上で受入れることになるが、この場合はその旨を記載することでよいか。「代用有価証券」の種類が確定していない場合は、どのような対応をすればよいか。 | ご意見を踏まえ、「委託証拠金その他の保証金に充当することができる財産の種類及び充当価格」について、これらを記載することができない場合はこれらに準じた情報を記載することを認めることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第93条第1項第4号）。 |
| 248 | デリバティブ取引等に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、保証金の「返還の方法」（金商業等府令案第95条第1項第4号）というのは、保証金が返還されるための条件を記載するという趣旨か。その他、どのようなことを想定してい | ご指摘の事項（金商業等府令第93条第1項第4号）については、例えば、顧客が「委託証拠金その他の保証金」の返還を請求する相手方に関する情報や、特に当該業者が破綻した場合の取扱い等に関する情報が記載されるべきものと考えら |

| | | |
|---|---|---|
| | るか。 | れますが、具体的な記載内容が法令に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 249 | 金商業等府令案第95条第1項第5号にいう「手数料」とは、金利スワップ取引のスワップレートや通貨オプション取引のオプション料に内包されている金融機関の収益は含まれないとの理解でよいか。 | いわゆる外枠手数料を徴収しない取引であっても、有価証券の価格等と「手数料等」に相当する部分とを切り分けることが可能な場合には、後者は「手数料等」に含まれるものと考えられます（金商業等府令第93条第1項第5号）。<br>いずれにせよ、具体的な記載内容が法令に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 250 | 登録金融機関において、「デリバティブ取引の受託等に係る手続に関する事項」（金商業等府令案第95条第1項第6号）とは、通常の銀行取引に必要な書類を除き、当該デリバティブ取引固有の手続として、取引の締結前に顧客が行わなければならない手続を記載するという理解でよいか。 | 金商業等府令第９３条第１項第６号においては、顧客からデリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理の申込みを受けるに当たり必要となる手続を記載する必要があると考えられます。<br>なお、本号は、基本的には金先法施行規則第19条第1項第6号の規定を引き継いだものであり、現行の実務における取扱いも参考になるものと考えられます。 |
| 251 | デリバティブ取引等に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、金商業等府令案第95条第1項第6号・第7号において、手続に関する事項や用語説明を記載するように定められているが、具体的にどのようなものを記載すればよいか、何らかの指針を示してほしい。 | 一般に、デリバティブ取引は複雑な仕組みを有する取引であることから、その手続的事項や主要な用語等の基礎的事項を顧客が十分に理解していなければ、その保護に欠けるおそれがあると考えられます。ご指摘の金商業等府令第９３条第１項第6号・第7号の規定は、こうした観点から、顧客が理解すべき事項について「契約締結前交付書面」に記載し、説明するよう求めているものです。<br>その内容は多種多様なものが考えられるため、類型的に示すことは困難であり、また、具体的な記載内容が法令に適合したものと言えるかどうかは、上記の規定の趣旨に照らして個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 252 | デリバティブ取引等に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、「デリバティブ取引に関する主要な用語及び基礎的な事項」とは具体的にどのようなものを指すか。 | |
| 253 | デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項として「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」（金商業等府令案第95条第1項第7号）が規定されているが、例えば、通貨スワップであれば、それに限定してその基本的な取引の仕組みの内容やそれに関連する専門的な用語の意味を記載することで十分なものなのか、あるいは、金利スワップ取引の顧客に対しても、通貨スワップやオプション取引についての取引の仕組みやそれに関連する専門用語の説明を記載する必要があるものなのか。<br>更には、仮に基本的な取引の仕組みや専門用語の説明に加えて、その利用目的やリスク管理手法等まで掘り下げた説明を記載する必要があるとなれば、限られた紙面の制約の下では、文字の大きさが小さくなるか、小冊子的なものになってしまうことも考えられるが、どの程度までの項目と記載内容が求められるものなのか。 | |
| 254 | 金商業等府令案第95条は、有価証券関連デリバティブにも適用されるが、現行証取法第40条第1項及び証券会社府令第28条第2項に比べ記載項目が大幅に増えており、中には実態と合わないものもある。なぜ今新たに開示が要求されるの | 有価証券関連デリバティブについては記載項目が増加しておりますが、これは証取法と金先法の統合に伴い、デリバティブ取引に係る契約締結前交付書面の記載事項を横断化したことに伴うものであり、複雑な仕組みを有するデリバティブ取 |

| | | |
|---|---|---|
| | か、その趣旨を示してほしい。 | 引の特質に鑑みれば、投資者保護上必要な対応と考えられます。 |
| | **（店頭金融先物取引に係る記載事項）** | |
| 255 | 「カバー取引」とは、店頭金融先物取引（いわゆる外為証拠金取引など）をヘッジする目的で行う、取引所金融先物取引（金商法施行令案第16条の4第2項に掲げる契約）又は店頭金融先物取引に限定されることを確認したい。 | 「カバー取引」とは、金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭金融先物取引により生じ得る損失の減少を目的として行う金商法施行令第16条の4第2項第1号イからハまでに掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は他の金融商品取引業者等その他の者を相手方として行う店頭金融先物取引であって、当該顧客が行った店頭金融先物取引と市場デリバティブ取引の対象とする金融商品若しくはオプション又は市場デリバティブ取引に係る金融指標及び売買の別その他これらの準ずる事項が同一のものと定義づけられており（金商業等府令第94条第1項第1号）、基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| 256 | 金商業等府令案第96条第1項第1号は、店頭金融先物取引につき、カバー取引に係る市場名や相手方を記載を要求しているが、カバー取引の相手方は、顧客（カウンターパーティ）とは関係のない情報である。記載を要求するその趣旨は何処にあるのか。 | 金商業等府令第94条第1項第1号は、現行の金先法施行規則第19条第1項第4号ハの規定を引き継いだものです。<br>カバー取引相手方については、顧客自身が店頭金融先物取引や金融商品取引業者の安全性を正確に判断できるようにするために、その名称・業務内容を契約締結前交付書面の記載事項としたものであり、委託者等の保護の観点から必要な情報と考えられます。 |
| 257 | 金商業等府令案第96条第1項第1号について、店頭金融先物取引において「カバー取引相手方」（金商業等府令案第96条第1項第1号）を記載することとなっているが、相手方が特定できない場合には、記載不要と考えてよいか。また、インターバンク市場参加者が、カバー取引をインターバンク市場において行い、ALM管理をしている銀行は対象外と（記載も不要）との理解でよいか。 | いわゆるインターバンク市場参加者がカバー取引をインターバンク市場において行う場合であって、あらかじめカバー取引相手方を特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものと考えられます（監督指針Ⅳ－3－3－2(4)⑤）。 |
| 258 | カバー取引の定義で、原資産となる「市場デリバティブ取引の対象とする金融商品若しくはオプション又は市場デリバティブ取引に係る金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事項が同一のもの」という要件があるが（金商業等府令案第96条第1項第1号）、「これらに準ずる事項」とは何か。また、いわゆるオプション取引とそのデルタ・ヘッジは、売買の別が同一とは限らないがカバー取引とする趣旨か。同様に原資産そのものではないが似たような値動きをもつ金融商品を使ってヘッジをすることもあり、この場合はカバー取引には当たらないと考えるべきか。 | 「これらに準ずる事項」（金商業等府令第94条第1項第1号）としては、市場デリバティブ取引の対象とする金融商品、オプション、市場デリバティブに係る金融指標及び売買の別に準ずる事項を記載するものと考えられ、具体的に何が該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。ご指摘の取引についても、「カバー取引」に該当し得るものと考えられます。<br>なお、同号は、現行の金先法施行規則第19条第1項第4号ハの規定を引き継いだものであり、現行の実務における解釈も参考になり得るものと考えられます。 |
| 259 | 店頭金融先物取引に係る「契約締結前交付書面」の記載事項に関し、現行の金先法と同様の規定であることから、現在のやり方であれば、金商法上も問題がないと考えてよいか。 | 貴見のとおり、金商業等府令第94条第1項の規定は、基本的に現行の金先法施行規則（第19条第1項第4号～第6号）の規定の考え方を引き継ぐものです。ただし、具体的な記載事項が法令の規定に適合するものかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えら |

| | | |
|---|---|---|
| | | れます。 |
| 260 | 店頭金融先物（金商業等府令案第96条）取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則における「店頭金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項」（金商業等府令案第96条第1項第3号）とは、金商法第38条の禁止行為を記載するという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 261 | 店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項として、「店頭金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項」（金商業等府令案第96条第1項第3号）を定めた規定であるが、法令の引用のない一般事項としての定めとなっている。本規定の実効性を高めるために、「第〇条第×項第△号に定める事項」などと規定してほしい。 | 金商業等府令第94条第1項第3号は現行の金先法施行規則第19条第1項第5号の規定を引き継いだものであり、金商法第38条の禁止行為を記載することを想定するもので、投資者保護上必要な規定と考えられます（金商業等府令第94条第1項第3号）。 |
| | **（投資顧問契約等に係る記載事項）** | |
| 262 | 金商業等府令案第97条第1項第5号では、契約解除に関する事項について「契約締結前交付書面を交付した日から起算して」と規定されているが、これは「契約締結時交付書面を受領した日から起算して」の誤りではないか。 | ご意見を踏まえ、契約締結時交付書面を受領した日から起算されることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第95条第1項第5号）。 |
| 263 | 金商業等府令案第97条第1項第6号の記載の対象となる金融商品取引契約の解除（解除の効力が解除を行う旨の書面を発した時に効力を生じるもの）は、金商法第37条の6に係る解除のみであることを明示してほしい。 | 金商業等府令第95条第1項第6号の記載の対象となる「当該金融商品取引契約の解除」は、金商法第37条の6第1項の規定による解除であると考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、この趣旨が明確となるよう、規定を修正いたします（同号）。 |
| 264 | 金商業等府令案第97条第1項第6号の「書面を発した時」とは、契約当事者が投函した時点等の発信主義を取る解釈ということでよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第95条第1項第6号）。 |
| 265 | 締結しようとする金融商品取引契約が投資顧問契約の場合の契約締結前交付書面の記載事項中、クーリング・オフに関する事項（金商業等府令第97条第1項第5号、第6号）は共通記載事項（同第84条第8号）と一部重複しているが、同一の事項を複数記載することは要しないとしてほしい。 | 基本的には、契約締結前交付書面の記載事項に重複が生じる場合については、同一事項を複数記載する必要はないものと考えられます（金商業等府令第82条第9号・第10号、第95条第1項第5号・第6号）。 |
| | **（投資一任契約等に係る記載事項）** | |
| 266 | 金商業等府令案第98条第1項第1号の「投資の方法及び取引の種類」の意味を明らかにしてほしい。 | 金商業等府令第96条第1項第1号においては、取引方法、決済方法、運用方法その他の事項を記載することを想定しております。同号は、現行の投資顧問業法施行規則第17条第2項第2号と同内容であり、現行の実務における解釈も参考になるものと考えられます。 |
| 267 | 金商業等府令案第98条第1項第2号の「顧客のために投資判断を行い、又は同該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者」には、投資運用プロセスを投資判断と発注に区分している場合、投資判断者（いわゆるファンドマネージャー）であり、発注のみを行なう者（いわゆるトレーダー）は含まないことを明示してほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、当該トレーダーが顧客のために投資判断を行わない場合には金商業等府令第96条第1項第2号に規定する者に含まれないと考えられます。 |
| 268 | ①運用の権限の委託を行う場合で、委託を受けた者がその一部を更に他の者に再委託を行う場合における、当該再委託を受ける者は金商業 | 貴見のとおりと考えられます。なお、ご意見を踏まえ、この趣旨が明確となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第96条第1項第3号、第13 |

| | | |
|---|---|---|
| | 等府令案第98条第1項第3号の「委託をする場合における当該者」に該当するという理解でよいか。<br>　また、②当該再委託先は、金商業等府令案第138条第1号の「委託先」に含まれるという理解でよいか。 | 1条第1号)。 |
| | **▼契約締結前交付書面の記載事項に関する確認等** | |
| 269 | 　不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項として必要となるのは、金商業等府令案第84条第1項各号から第87条第1項各号までということか。 | 　不動産信託受益権の売買その他の取引に関する契約締結前交付書面については、金商業等府令第82条各号、第83条第1項各号、第84条第1項各号及び第85条第1項各号に掲げる事項のみならず、金商法第37条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事項の記載も必要となります。 |
| 270 | 　ベンチャーキャピタルファンド等の集団投資スキーム持分の契約前・契約時交付書面記載事項は、「出資対象事業持分の売買その他の取引」として、金商業等府令案第89条、第108条が適用され、記載内容が重複することから、「有価証券の売買その他の取引」として、同府令案第85条、第100条、第102条、第103条は適用されないという理解でよいか。 | 　ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「出資対象事業持分の売買その他の取引」は、当然に「有価証券の売買その他の取引」に該当します。<br>　したがって、契約締結前交付書面においては、金商業等府令第83条(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)第1項各号及び第87条(出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)第1項各号に掲げる事項の記載が必要となりますが、これらの記載事項に重複は生じないものと考えられます。<br>　また、契約締結時交付書面においては、金商業等府令第100条(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)及び第101条(有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則)に掲げる事項の記載が必要となりますが、これらの記載事項に重複は生じないものと考えられます。<br>　更に、出資対象事業持分の売買その他の取引に係る取引残高報告書も交付が必要となります(金商業等府令第98条第1項第3号)。<br>　なお、ご意見も踏まえ、金商業等府令案第108条の「出資対象事業持分の売買その他の取引」に関する契約締結時交付書面の記載事項については、契約締結前交付書面の記載事項に統合することとし(金商業等府令第87条第1項各号)、契約締結時交付書面については「出資対象事業持分その他の取引」に係る記載事項の特則は設けないこととするよう、規定を修正いたします。 |
| 271 | 　金商法第37条の3第1項第5号及び第6号まで並びに金商業等府令案第84条第2号から第5号までに掲げる契約締結前交付書面の共通記載事項は、投資一任契約や投資顧問契約についても記載が必要か。 | 　投資一任契約(金商法第2条第8項第12号ロ)については、当該契約により行われることとなる有価証券又はデリバティブ取引に関する同法第37条の3第1項第5号及び第6号並びに金商業等府令第82条第2号から第5号までに掲げる事項の記載が必要になると考えられます。<br>　投資顧問契約(金商法第2条第8項第11号)についても、金融商品取引業者等が行う助言の内容となる有価証券又はデリバティブ取引に係る同法 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 第37条の3第1項第5号及び第6号並びに金商業等府令第82条第2号から第5号までに掲げる事項の記載が必要になると考えられます。 |
| 272 | 金商法第37条の3で規定されている「契約締結前の書面交付」について、有価証券等管理業務における契約についても金融商品取引契約に当たり、同書面の交付義務を負うと考えられるが、その場合の記載事項については、同条第1項各号並びに金商業等府令案第84条（契約締結前交付書面の共通記載事項）を充足すればよいと考えるがどうか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 273 | 信用取引に関する契約締結前交付書面は、金商業等府令案第85条と第95条のいずれにより規律されることとなるのか明らかにされたい。同府令案第95条第1項第1号は金商法施行令案第16条第3号に規定する事項を記載すべき旨規定しているが、同号における「デリバティブ取引等」の定義においては信用取引が含まれることとなっている一方、金商業等府令における「デリバティブ取引等」の定義においては信用取引が含まれないこととなっており、信用取引に関する契約締結前交付書面の取り扱いが必ずしも明確でないので明らかにしてほしい。 | 金商業等府令における「デリバティブ取引等」の定義には、信用取引は含まれておりません（同府令第1条第3項第17号）。<br>したがって、信用取引に関する契約締結前交付書面について同府令第93条が適用されることはありません。一方、同府令第82条は信用取引にも適用されます。 |
| | **▼契約締結前交付書面の届出** | |
| 274 | 「当該勧誘に応じることにより500名以上の者が当該勧誘に係る金融商品取引契約を締結することとなるもの」（金商法施行令案第16条の2）における「500名以上」とは、当該第一種金融商品取引業者から勧誘を受けて当該ファンドに係る契約を締結する者が500名以上となる場合をいい、複数の金融商品取引業者が一つのファンドに係る募集又は募集の取扱いを行っている場合には、合算の必要はないという理解でよいか。 | 複数の金融商品取引業者が、1つのファンドに係る募集又は募集の取扱いを行っている場合には、当該人数を合算する必要があると考えられます。 |
| 275 | 金商法第37条の3第3項の500名の計算は、勧誘に応じた当初の投資家のみを対象とし、その後の譲受人を含まないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●契約締結前交付書面の交付を要しない場合［第37条の3第1項ただし書］** | |
| 1 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合（金商業等府令案第82条）であっても、原則として契約締結前交付書面の交付を行うという取扱いをしてもよいか。 | 契約締結前の書面交付義務が免除される場合であっても、金融商品取引業者等が顧客に対し任意に同様の書面交付を行うことは妨げられるものではありません。 |
| 2 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、顧客が適格機関投資家（プロとして能力があると考えられる外国人を含む。）である場合を規定すべき。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、適格機関投資家は特定投資家となりますので（金商法第2条第31項）、契約締結前交付書面の交付義務は適用除外となります（金商法第45条第2号）。 |
| 3 | 顧客から見た重複を避けるためにも、金融商品取引業に移行する「信託契約の締結を金融商品取引業者等が代理・媒介する場合」の販売ルール等について、当該契約締結を信託銀行が行い、信託銀行が信託業法上の顧客あて説明等の義務を果たしている場合には、金融商品取引業 | 受託者のために信託契約締結の代理・媒介を行う行為のうち、金融商品取引業に該当することとなるのは、受託者が信託受益権の「発行者」とされる場合と考えられます（信託業法第2条第8項参照）が、この場合において、受託者のために信託契約締結の代理・媒介を行う者は、有価証券の募 |

| | | |
|---|---|---|
| | 者等に対する金商法上の販売勧誘ルールの適用を除外してほしい。<br>(例)<br>・ 契約締結前の書面交付義務(金商法第37条の3)の適用除外規定(金商業等府令案第82条)<br>・ 契約締結時等の書面交付義務(金商法第37条の4)の適用除外規定(金商業等府令案第117条)<br>・ プロ・アマ管理(特定投資家への告知義務(金商法第34条)等) | 集(私募)の取扱い(金商法第2条第8項第9号)を行う「金融商品取引業者等」として、顧客に対し書面交付義務(同法第37条の3、第37条の4)を負うことになると考えられます。<br>この場合、当該「金融商品取引業者等」は、当該有価証券の「発行者」のために有価証券の募集(私募)の取扱いを行うことを内容とする金融商品取引契約を締結することから、「発行者」に対して書面交付義務を負うものと考えられます(なお、当該「発行者」が適格機関投資家等の特定投資家に該当する場合、書面交付義務は適用除外されます(金商法第45条第2号))。<br>また、当該金融商品取引業者等が、募集(私募)の取扱いを通じて有価証券を取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該金融商品取引業者等は取得者に対しても書面交付義務を負うものと考えられます。<br>ただし、受託者が「発行者」とされる信託受益権(定義府令第14条第3項第1号ロ)のうち、「発行時」が「(委託者兼当初受益者が)受益権を譲渡する時」とされるもの(同条第4項第1号イ)については、当該金融商品取引業者等が募集(私募)の取扱いを行う時点では、有価証券の取得者が存在しないことから、当該金融商品取引業者等は、「発行者」である受託者に対して書面交付を行えば足りるものと考えられます。<br>なお、これらの場合、受託者は、信託契約の相手方である委託者に信託業法上の説明義務を負うものと考えられますが(信託業法第25条)、信託業法と金商法はそれぞれ異なる観点から説明義務を定めており、説明事項の内容も必ずしも一致しないことから、信託業法上の説明義務が適用されることをもって、一律に金商法上の書面交付義務を適用除外することは適当でないと考えられます。 |
| | **▼上場有価証券等書面を交付している場合の特例** | |
| 4 | 金商業等府令案第82条第1項第1号の特例の対象となる「(上場有価証券の)売買その他の取引」とは、どのような取引をさすのか。金商法第2条第8項第2号・第3号に規定される「媒介・取次ぎ・代理」等との理解でよいか。 | 「有価証券の売買その他の取引」とは、現行の証取法の概念(同法第1条等)を引き継ぐものであり、ご指摘のような取引のほか、例えば募集(私募)・売出しの取扱いなど、金商法第2条第8項各号に掲げる取引行為のうち有価証券の移転に係るものが広く含まれるものと考えられます。 |
| 5 | 金商業等府令案第82条第1項第1号の特例の対象となる「(上場有価証券の)売買その他の取引」には、取引所取引のみならず、相対取引(店頭取引)も含まれるか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 6 | 金商業等府令案第82条第3項について、「上場有価証券等書面」に複数の上場有価証券(例えば、株式とETFなど)を記載しているような場合には、そのうちのどれか1つ(例えば、株式のみ)の | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第80条第3項)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 契約が書面交付後1年以内に締結されていれば、当該書面に記載されている他の部分（例えば、ETF）も含めて、更に1年以内の書面交付義務が免除されると解釈されるか。 | |
| 7 | 上場有価証券等の包括書面については、個別商品の羅列ではなく、新しい商品が出た場合でも読み込めるような、ある程度柔軟に対応できるような書面を認めてほしい。 | 「上場有価証券等書面」においては、その対象とする上場有価証券等に関する情報をできるだけきめ細かく記載することが必要と考えられます。<br>どの程度の記載内容であれば法令に適合したものと言えるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、既存の上場商品と異なる商品性を有する有価証券が新たに上場されるような場合において、当該商品性（契約の概要、リスク情報等）についても的確に記載された「上場有価証券等書面」が交付されなければ、当該有価証券に係る取引は、「上場有価証券等書面」を交付している場合に「契約締結前交付書面」の交付を要しないこととするとの特例（金商業等府令第80条第1項第1号）の対象とはならず、「契約締結前交付書面」の交付を要することになる可能性があると考えられます。 |
| 8 | 交付書面の記載事項のすべてを一体の印刷物ではなく、一部の記載事項を別紙にして、同時に交付する形態を認めてほしい。例えば、上場有価証券等書面について、委託手数料のテーブルは顧客ごとに異なるため、そのすべてを同じ書面に記載することはかえって顧客にとってはわかりにくいものとなることから、「別紙参照」として、別紙を同時に交付すればよいこととしてほしい。 | 上場有価証券等書面の作成に際して「別紙」を用いることも可能ですが、その場合には、当該別紙も含めて全体として書面としての一体性を確保するような形で交付される必要があります。<br>また、上場有価証券等書面については、契約締結前交付書面の記載方法（金商業等府令第79条）に準じて作成される必要がありますので（金商業等府令第80条第1項第1号）、別紙を用いる場合も、上場有価証券等書面の法定の記載方法に則したものとなっていることが必要と考えられます。 |
| 9 | 金商業等府令案第82条第1項第1号の「上場有価証券等」には、外国金融商品市場に上場している有価証券等も含まれるか。すなわち、上場外国株・外国債券は、上場有価証券等書面による包括的書面交付が可能か。また、ETF、REIT、クローズドエンドファンド等の上場投信はどうか。 | 金商業等府令案第82条第1項第1号では、投資信託受益証券（ETF等）・投資法人投資証券（REIT等）を含め、国内取引所の上場有価証券の売買等については基本的に「上場有価証券等書面」の特例の対象としておりましたが、外国取引所の上場有価証券等は対象としておりませんでした。<br>ご意見を踏まえ、顧客の利便性を勘案して、当該特例の対象として、外国の取引所に上場されている有価証券及び外国の店頭市場で取引されている有価証券の売買等を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第1号）。 |
| 10 | 「上場有価証券等書面」の対象を、外国で上場している有価証券についても適用対象にしてほしい。 | |
| 11 | 金商業等府令案第82条第1項第1号に規定する上場有価証券等に、外国金融市場に上場している有価証券も加えてほしい。 | |
| 12 | 金商業等府令案第82条第1項第1号に「金融商品取引所に上場されている」とあるが、当該金融商品取引所は、金商法第80条の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けて開設される国内の取引で、外国取引所は含まれないとの理解でよいか。 | |
| 13 | 外国預託証券は、株券発行会社の属する国と流通国の制度上の違いを克服するために発行した預託証券であり、預託証券の流通の仕組みやリ | 上場有価証券等書面に係る特例は、上場有価証券等の商品性がある程度定型的であり、流通性や情報提供機会も確保されていると考えられるこ |

| | | |
|---|---|---|
| | スクについての周知は必要なものの、取引に関しては、海外金融商品取引所に上場されている外国株式と同様なため、上場有価証券等書面で取扱うことのできる証券として取り扱ってよいものか確認させてほしい。 | とから特に設けられたものです。したがって、当該外国預託証券についても、それ自体に上場有価証券等書面に係る特例の対象となり得るような特質が認められる場合（当該外国預託証券自体が、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券又は外国の取引所に上場されている有価証券若しくは外国店頭売買証券に該当する場合）に限り、上場有価証券等書面に係る特例が適用されることとなります（金商業等府令第80条第1項第1号）。 |
| 14 | 「上場有価証券等書面」の記載事項と「最良執行方針」の記載事項の双方を記載した書面を作成し、1年ごとに顧客へ交付する場合には、契約締結前書面交付義務と最良執行方針交付義務の双方を履行したものと解してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、「上場有価証券等書面」（金商業等府令第80条第1項第1号）と「最良執行方針等を記載した書面」（金商法第40条の2第4項）の法定の記載事項を網羅した一つの書面を交付することにより、これら2つ書面の交付を行うことも妨げられないものと考えられます。<br>ただし、当該一つの書面の中で、「上場有価証券等書面」に相当する部分と「最良執行方針等を記載した書面」に相当する部分を明確に区分する必要があり、また、上場有価証券等書面は契約締結前交付書面の記載方法（金商業等府令第79条）に準ずる方法により作成される必要があることに留意が必要と考えられます。 |
| 15 | 金商業等府令案第82条第2項の「上場有価証券等書面を交付した日から一年以内に上場有価証券等売買に係る金融商品取引契約の締結を行った場合」とはどのように場合か。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「上場有価証券等書面を交付した日・・・から一年以内に上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約の締結を行った場合」（金商業等府令第80条第3項）とは、顧客に対し、上場有価証券等書面（同条第1項第1号）を交付した日から1年以内に、上場有価証券等売買等（同号）に係る金融商品取引契約の締結を行った場合をいい、例えば、上場有価証券等書面を顧客に交付した日から1年以内に上場株式の売買契約を締結する場合がこれに該当します。 |
| 16 | 金商業等府令案第82条第2項・第3項の規定の意味するところは、一度「上場有価証券等書面」又は「契約締結前交付書面」を交付した後は、変更がない限り、1年に1回以上の取引が続けば再度の交付は不要ということか。 | 貴見のとおり、一旦「上場有価証券等書面」を交付した後においては、当該書面記載内容に変更を要する場合等を除き、「上場有価証券等売買等」に係る契約を1年に1回以上締結していれば、当該契約については、基本的に「契約締結前交付書面」・「上場有価証券等書面」の交付を要しないと考えられます（金商業等府令第80条第1項第1号・第3項）。<br>また、店頭金融先物取引に係る契約を除き、「契約締結前交付書面」を交付した後においては、同種の内容の契約を1年に1回以上締結していれば、当該契約については、基本的に「契約締結前交付書面」の交付を要しないと考えられます（同府令第80条第1項第2号・第4項）。 |
| 17 | 金商法施行後の経過措置期間において、上場有価証券等を保有している顧客又は過去1年以内に取引を行った顧客への交付を行い、その後は3年程度のサイクルでこれと同様の基準で交付を行うことを許容してほしい。上場有価証券は、証 | 上場有価証券等書面の特例は、上場有価証券等についてはその商品性がある程度定型的であり、かつ流通性や情報提供機会も確保されていることにかんがみ、投資者保護を前提とした上で、利用者の利便性も勘案して、過去1年以内に包括 |

| | | |
|---|---|---|
| | 券会社の商品として一般的なものであり、顧客の認知度も高いため、原則全顧客へ上場有価証券等書面を交付することを条件にすれば、3年程度のサイクルの交付で構わないのではないか。そうすることにより交付漏れやシステム対応がスムーズになると考えられる。 | 的書面を交付していれば、例外的に契約締結前交付書面の交付を要しないこととするものであり、投資者保護の観点からすれば、過去1年以内に上場有価証券等書面が交付されていることが最低限必要と考えられます。<br>書面の交付漏れの防止やシステム対応をスムーズにするという専ら金融商品取引業者等の都合により、これを3年以内の交付で足りるとすることは適当でないものと考えられます。 |
| 18 | 当社には株式投資を配当や株主優待を楽しむ顧客が沢山いるが、そのような顧客は、購入した株券を当社に保護預りしたままほとんど売買せず、資金が必要となるときに売却することが多く、通常、1年以内での売却はない。このようなケースについては新たな契約の締結として書面の交付をする必要はなく、保護預り契約が続いている限り、売買契約が継続しているものとして、書面交付をしなくてよいと考えてよいか(なお、売却時に当社の手数料等が変わっていたりした場合には当然書面が事前交付される。)。特に上場株式等については、開示の充実により顧客に個別発行体の情報は十分に提供されるようになっていることから、店頭有価証券取引や信用取引などとは扱いを変えてほしい。 | 上場有価証券等書面の特例は、上場有価証券等についてはその商品性がある程度定型的であり、かつ流通性や情報提供機会も確保されていることにかんがみ、利用者の利便性等を勘案して、過去1年以内に包括的書面を交付していれば、例外的に契約締結前交付書面の交付を要しないこととするもので、投資者保護の観点からすれば、過去1年以内に上場有価証券等書面が交付されていることが最低限必要と考えられます。<br>一方、保護預り契約が継続していることをもって一体の売買契約が継続しているものとみなすことはできず、上場有価証券等書面等の特例等が適用されない限り、原則どおり個々の取引ごとに契約締結前交付書面の交付が必要になります。<br>なお、ご意見も踏まえ、契約締結前交付書面については、金融商品取引業者等が顧客に売却した有価証券の買取りを当該顧客から行う場合においては交付を要しないものとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第80条第1項第5号)。 |
| 19 | 一般投資者は金融商品取引業者と必ずしも継続して取引をしているとは限らず、有価証券の買付をした後1年以上も保護預けをしたまま取引をしない場合もあるが、1年以上保護預けした上場有価証券等については、売付し、又は売付して他の有価証券を買い付けしようとしても、書面の交付がなされていないとして取引ができなくなるおそれがある(取引基本契約を締結して、1年以上現金を預けた後に上場有価証券又は店頭売買有価証券を買付しようとする場合も同様である。)。デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引などはそれなりのリスクがあるため、長期間取引をしない場合には書面の交付は必要だが、投資家が上場有価証券等の取引をしようとするときに、1年以上取引がないことを理由に書面が到達するまで取引できないというのは問題ではないか。また、上記のように1年以上業者に有価証券を預けたままのときに、書面の交付がなくても取引契約すなわち取引が可能となるか。 | |
| | **▼同種の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例** | |
| | **(同種の内容特例の適用範囲)** | |
| 20 | 基本契約書の締結(原本双方保管)を行っている顧客について、当初契約締結前交付書面を交付した後、1年間取引がなく、その後取引が発生する場合でも、契約締結前交付書面は不要と考えて差し支えないか。 | ご質問のような場合において、当該取引が金融商品取引契約の締結に該当するときは、金商業等府令第80条第1項第2号の要件に該当せず、契約締結前交付書面の交付が必要になると考えられます。 |
| 21 | 「金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約と同一の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付 | ご指摘のとおり、金融商品・取引の価格変動性等を勘案しますと、通常、「全く同一の内容の契約というものは想定しにくい」と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 書面を交付している場合」（金商業等府令案第82条第1項第2号）とあるが、ここでいう「同一の内容」とは、どこまでの同一性を求めているのか（通常、金融商品の価格等は日々変動することから、全く同一の内容の契約というものは想定しにくいため）。 | そもそも当該規定は、当該顧客が過去1年以内に同内容の契約締結前交付書面を交付されている場合には、当該顧客は当該取引（金融商品取引契約）に関する情報を既に得ていることから、改めて契約締結前交付書面の交付を義務づける必要はないとの考えによるものであり、現行の証取法第40条第1項ただし書及び証券会社府令第28条第3項と同趣旨の規定といえます。このような趣旨からすると、過去1年以内に交付した契約締結前交付書面と厳密に「同一の内容」ではなくても、「同種の内容」である場合には、当該顧客に対し十分な情報が提供されており、投資者の保護に支障が生ずることがないものと考えられます。<br>このような観点から、ご意見も踏まえ、金商業等府令案第82条第1項第2号における「当該金融商品取引契約と同一の内容」を「当該金融商品取引契約と同種の内容」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第2号）。<br>同号の適用の可否については、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを、個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられます。当該判断にあたっては、同号の規定の上記趣旨にかんがみ、特に当該契約に関して契約締結前交付書面を通じて顧客に提供されるべきリスク情報（金商法第37条の3第1項第5号・第6号、金商業等府令第82条第3号から第6号まで）等が同様であるかが重要な要素となると考えられます。 |
| 22 | 金商業等府令案第82条第3項に規定する「同一の内容の金融商品取引契約」とはどのようなものを指すのか。 | |
| 23 | 1年以内に当該契約を締結していれば契約締結前交付書面の交付を要しないこととなる「同一の内容」の金融商品取引契約といえるためには、どの程度の同一性を要請しているのか。 | |
| 24 | 金商業等府令案第82条第1項第2号に記載されている「同一の内容の金融商品取引契約について・・・」の「同一」とは、どこまでの内容を指すのか示してほしい。これは、仮に銘柄や対象商品が同一でも、債券取引における約定日や価格（利回り）や、デリバティブ取引における行使価格等は、日々に相場を反映して同一とはなりえないためである。 | 金融商品取引契約が「同種の内容」かどうかについては、基本的には、①有価証券については、少なくとも、金商法第2条第1項各号及び第2項各号に列記されている有価証券ごとに異なるものであり、②デリバティブ取引については、少なくとも、その取引類型（金商法第2条第21項各号、第22項各号）、原資産である金融商品（同条第24項）又は参照指標である金融指標（同条第25項）が異なる取引ごとに異なるものとなると考えられます。一方、①金商法第2条第1項各号及び第2項各号に列記されている有価証券の種類が同一であっても、また、②デリバティブ取引に係る取引類型、原資産又は参照指標の種類が同一であっても、必ずしも「同種の内容」となるものではないと考えられます。例えば、金商法第2条第1項第5号に掲げる「社債券」については、普通社債、一般の新株予約権付社債、MSCB（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）等は、社会通念に照らして「同種の内容」に該当しないものと考えられます。さらに、普通社債についても、発行体の信用リスクに大きな相違がない場合には、基本的には「同種の内容」に該当するものと考えられますが、その発行体の信用リスクに大きな差異がある場合には、「同種の内容」に該当しないものと考えられます。「同種の内容」に関するより具体的な基準については、自主規制機関である認可金融商 |
| 25 | 「同一の内容」の契約を行っている場合は、都度の書面交付は不要とされているが（金商業等府令案第82条第1項第2号等）、「同一の内容」を判断する基準は何か。<br>例えば、金融商品取引契約における運用（ヘッジ）期間・価格・（想定）元本等、顧客のニーズや市場環境によって契約の都度変わり得る数値以外の取引の仕組み（スキーム）が異ならなければ、「同一の内容」と考えてよいか。 | |
| 26 | 金商業等府令案第82条第1項第2号に「有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約と同一の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付書面を交付している場合」とあるが、これらに関して次に掲げる理解でよいか。<br>① 「有価証券の売買その他の取引に係る金融商品取引契約」とは、個別の銘柄ごとの金融商 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 品取引契約をいうのではなく、金商法第2条第1項各号及び同条第2項各号に規定する有価証券から金商業等府令案第82条第1項第1号に規定する「上場有価証券等売買等」及び同項第3号に規定する「目論見書を交付している場合」に該当するものを除いた有価証券の種類ごとに、同法第2条第8項各号に掲げる行為を行うことを内容とする各契約を「同一の内容の金融商品取引契約」である。<br>② 「デリバティブ取引等に係る金融商品取引契約」とは、金商法第2条第20項に掲げる取引の種類に応じ、同条第21項各号、第22項各号及び第23項に定める取引の類型ごとに、同条第24項に規定する金融商品を同じくするもの又は同条第25項に規定する金融指標を同じくするものを「同一の内容の金融商品取引契約」である。 | 品取引業協会等が、投資者保護を図る観点から、実態を踏まえつつ自主ルールを策定することが期待されます。 |
| 27 | 契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に当該契約締結前交付書面に係る金融取引と同一の内容の金融商品取引契約の締結を行った場合は、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして改めて書面の交付は要しないとされているが（金商業等府令案第82条第1項第2号）、まったく同一内容の取引に限定することなく、同種類の取引まで対象を広げてほしい。1年以内に同種の取引につき書面交付を受けていれば、投資家においても内容を熟知しているはずであるから、このような手当てを行っても投資家保護に欠けるところはないと考えられる。 | ご意見を踏まえ、過去1年以内に当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付した金融商品取引契約と「同種の内容」の金融商品取引契約であれば契約締結前交付書面の交付を不要とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第2号）。 |
| 28 | 金商業等府令案第82条第1項第2号、第3項の「同一の内容」の範囲はどのように考えればよいのか。金商法第34条の「契約の種類」が同一であれば「同一の内容」と解してよいか。 | 「契約の種類」（金商法第34条）が同一であっても、必ずしも「同種の内容」となるものではないと考えられます。 |
| | **（株券の売買等）** | |
| 29 | 金商業等府令案第82条第1項第2号、第3項の「同一の内容」の範囲はどのように考えればよいのか。株券であれば別銘柄であっても「同一の内容」と解してよいか。 | 株券のうち、上場株式等の売買等については、「上場有価証券等書面」の特例（金商業等府令第80条第1項第1号）の適用対象となり得ると考えられます。上場株式等の信用取引等については、「上場有価証券等書面」の特例の適用対象とされておらず、金商業等府令第80条第1項第2号の適用の可否を検討することとなりますが、基本的には、上場株式等の銘柄を問わず、「同種の内容」に該当するものと考えられます。<br>一方、いわゆる非上場株式等の売買等についても、金商業等府令第80条第1項第2号の適用の可否を検討することとなり、非上場株式等のうち「取扱有価証券」（金商法第67条の18第4号）については、その流動性等（金商業等府令第83条第1項第2号参照）に鑑み、上場株式等とは「同種の内容」とならないと考えられる一方、基本的には、取扱有価証券である限りは銘柄ごとに異なるものでなく、「同種の内容」に該当するものと考えられます。 |

| | （債券の売買等） | |
|---|---|---|
| 30 | 金商業等府令案第82条第1項第1号に定める特例の対象となる「上場有価証券等」以外の有価証券・デリバティブ取引は、「同一の内容」の金融商品取引契約についての特例（第2号）の対象とならなければ、取引ごとに「契約締結前交付書面」を交付する必要があるが、この「同一の内容」の契約の内容を明らかにされたい。例えば、「第10回個人向け国債」と「第11回個人向け国債」は、利率等が異なるが、「同一の内容」といえるか。 | 金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられますが、個人向け国債の販売に係る契約については、その商品性に大きな変更がない限り、各発行回における適用利率が異なるとしても、「同種の内容」に該当するものと考えられます。 |
| 31 | 外債等の取引に関する書面交付に当たっては、取引通貨が異なるごとに別の書面の交付を必要とするのか。あるいは、基本的なリスク等の説明がなされていれば、包括的な書面交付で対応可能か。 | 金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられますが、取引通貨が異なる外国債の販売に係る契約については、通貨の違いにより金商業等府令第82条第3号イ（いわゆる市場リスクの原因となる指標）の記載事項に相違が生じるものと考えられますので、基本的には「同種の内容」に該当しないものと考えられます。 |
| 32 | 目論見書が作成されない国際機関債等の募集・売出しも、金商業等府令案第82条第1項第2号に規定する「同一の内容の金融商品取引契約についての契約締結前書面」の特例の対象となるか。 | 金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられますが、国際機関債の販売に係る契約については、少なくとも各国際機関債で通貨建てが異なる場合には、通貨の違いにより金商業等府令第82条第3号イ（いわゆる市場リスクの原因となる指標）の記載事項に相違が生じるものと考えられますので、基本的には「同種の内容」に該当しないものと考えられます。<br>一方、同一の発行体による同一の通貨建ての国際機関債については、発行利率や償還期間等が異なるとしても、「同種の内容」に該当するものと考えられますが、発行体が異なることにより信用リスクに相当な相違があるような場合には、基本的には「同種の内容」に該当しないものと考えられます。 |
| 33 | 標準的な非上場国債、政府保証債、地方債、社債等について、債券の主たる内容が同一の場合は、例えば回合や償還日の違いがあっても、同一内容の契約とし「1年以内に同一内容の契約」が適用される範囲とし、債券と上場株式の規制のレベル感を同等としてもらいたい。 | ご質問における「債券の主たる内容」の意味が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられます。ご指摘の「非上場国債、政府保証債、地方債、社債」については、有価証券としての種類の相違等から、それぞれ「同種の内容」に該当しないものと考えられます。なお、上場株式等については、その商品性がある程度定型的であり、流通性や情報提供機会も確保されていると考えられる一方、店頭で売買される債券については、多様な商品設計が可能であり、かつ上場有価証券に比し流通性も劣ると考えられること等から、上場株式等と同等の取扱 |

| | | |
|---|---|---|
| | | いとすることは困難と考えられます。 |
| | **（金銭債権信託受益権の売買等）** | |
| 34 | 金商業等府令案第82条について、例えば金銭債権信託受益権の投資家宛の販売において、原債務者が同一であり、かつ商品の仕組みやレート条件（TIBOR＋0.50%など）等が変わらない受益権を、反復継続して販売する場合で、契約締結前1年以内に契約締結前交付書面を交付のうえ説明を行っている場合は、同条に基づき、その後1年間は繰り返し契約締結前交付書面を交付し続ける必要は必ずしもないと思われるが、そのような理解でよいか。 | 金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられます。<br>ご質問の「金銭債権信託受益権」の販売に係る契約については、原債務者が同一であり、かつ商品の仕組みやレート条件等が変わらないことから、基本的には、「同種の内容」に該当するものと考えられます。 |
| | **（出資対象事業持分の売買等）** | |
| 35 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合（金商業等府令案第82条）として、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約と「同一の内容の金融商品取引契約」について契約締結前交付書面を交付している場合という要件が課されている。例えば、投資事業有限責任組合等の投資ファンドにおいて、組成時の組合員の加入と、その後のクロージングにおける組合員の加入又は既存組合員の出資約束金額の増額とは、「同一の内容の金融商品取引契約」によるものとの理解でよいか。 | 金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられます。<br>ご質問のような同一の「投資ファンド」に係る出資対象事業持分については、基本的には、「同種の内容」に該当するものと考えられます。 |
| | **（デリバティブ取引等）** | |
| 36 | デリバティブ取引等においては、全く同一の内容の金融商品取引契約を過去に締結したか締結しようとしたということは通常想定しにくい。デリバティブ取引等が対象とする金融商品又は金融指標等の種類（金利、通貨、株式、株価指数、法人の信用状態等）や売買等の対象である有価証券の種類（社債、株券等）が同一である金融商品取引契約について1年以内に契約締結前交付書面を交付している場合には契約締結前交付書面の交付を不要としてほしい。 | ご意見も踏まえ、原案における「同一の内容」を「同種の内容」とするよう、規定を修正いたします。<br>ただし、ご指摘のように「デリバティブ取引等」に係る取引類型及び原資産・参照指標の種類が同一であっても、必ず「同種の内容」となるものではないと考えられます。<br>金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断するべきものと考えられます。 |
| 37 | 金商業等府令案第82条第1項第2号及び第3項で規定する「同一の内容の金融商品取引契約」において、「同一」とみなされる契約は、個別の取引条件がすべて一致することまでは求められておらず、合理的な範囲で同一の契約とみなされるものとの理解でよいか。例えば単純に円の変動金利と円の固定金利を交換する金利スワップ契約であれば、顧客が固定金利を受取、変動金利を支払う契約であれば、指標金利の種類（LIBORやTIBOR）の違い、変動金利のスプレッド幅、固定金利の絶対水準に相違があったとしても、同一の内容と判断することは可能との理解でよいか。 | 金商業等府令第80条第1項第2号の適用にあたっては、当該金融商品取引契約が「同種の内容」といえるかを個別事例ごとに顧客の視点から社会通念に照らして実質的に判断すべきものと考えられます。<br>「同種の内容」については、貴見のとおり、「個別の取引条件がすべて一致すること」までは求められていないと考えられますが、ご質問の「円の変動金利と円の固定金利を交換する金利スワップ契約」であっても、少なくとも、「指標金利の種類（LIBORやTIBOR）」が異なる場合には、金商業等府令第82条第3号イ（いわゆる市場リスクの原因となる指標）の記載事項に相違が生じるものと考えられることから、基本的には「同種の内容」に |

| | | |
|---|---|---|
| | | 該当しないものと考えられます。 |
| | **（他の特例との関係）** | |
| 38 | 金商業等府令案第82条第1項第2号、第3項の「同一の内容」の範囲はどのように考えればよいのか。同一銘柄の株券の買いと売りは、「同一の内容」と解してよいか。 | ご質問の「同一銘柄の株券の買いと売り」は、「同種の内容」に該当するものと考えられます。なお、ご意見も踏まえ、「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」として、有価証券の買付けを行った場合における当該有価証券の売付けや有価証券取引・デリバティブ取引の反対売買等を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号）。したがって、「同一銘柄の株券の買いと売り」の取引については、同号の適用の可否を検討することとなると考えられます。 |
| 39 | 「同一の内容の金融商品取引契約」とは、いかなる場合に同一性が認められるのか。<br>例えば、以前に有価証券を買った顧客が、当該有価証券を1年以内に売る場合、これは「同一の内容の金融商品取引契約」を締結する場合に該当するのか。 | ご質問の「以前に有価証券を買った顧客が当該有価証券を売る場合」は、「同種の内容」に該当するものと考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等が顧客に売り付けた有価証券を当該顧客から買い付ける場合等については、契約締結前交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第5号）。<br>したがって、ご質問の場合は、同号の特例の適用の可否を検討することとなると考えられます。 |
| 40 | 外国金融商品取引所に上場している有価証券（外国株式）は、金商業等府令案第82条第1項第2号に規定する「同一の内容の金融商品取引契約についての契約締結前交付書面」の特例の対象となるか。 | 「同一の内容」の特例については、過去1年以内に当該顧客に対し「同種の内容」の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合であれば、契約締結前交付書面の交付を不要とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第2号）。しかし、「外国株式」であっても、その中にはリスクの程度等に差異があるものが存在することから、一律に「同種の内容」といえるものではなく、個別事例ごとに実態を踏まえて実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、投資者の利便性を勘案して、「上場有価証券等書面」に係る特例の対象として、外国の取引所に上場されている有価証券及び外国の店頭市場で取引が行われている有価証券の売買等を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第1号）。<br>したがって、ご指摘の「外国金融商品取引所に上場している有価証券（外国株式）」については、基本的には「上場有価証券等書面」に係る特例を利用することが考えられます。 |
| | **（みなし交付）** | |
| 41 | 金商業等府令案第82条第3項に関し、必要記載事項を満たした契約締結前交付書面を顧客に対し既に交付している場合、1年以内に同一内容の金融商品取引契約の締結を行い、その後1年以内に更に同一の取引を繰返し行った場合には、それぞれ書面の交付があったものとみなされ、契約締結前の書面交付を行う必要はないと解してよいか（ロールオーバーされると解してよいか）。 | 店頭金融先物取引を除き、貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第80条第4項）。なお、同条第1項第2号の規定の修正に合わせて、同条第4項の規定も「同種の内容」とするよう修正しています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 42 | 契約締結前交付書面のみなし交付の適用を受け、契約締結を行ってから1年以内であれば、再度、みなし交付に基づいて金融商品取引契約を締結できるか。 | |
| | **（店頭金融先物取引に係る適用除外）** | |
| 43 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に当該契約締結前交付書面に係る金融商品取引契約と同一の内容の金融商品取引契約（店頭金融先物取引に係るものを除く。）の締結を行った場合が規定されているが（金商業等府令案第82条第3項）、「（店頭金融先物取引に係るものを除く。）」とあるのは、取引所金融先物取引と並んで削除してほしい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第80条第1項第2号の特例の適用対象とされていることを前提とした上で、金商業等府令第80条第4項は、店頭金融先物取引についても、当該特例が適用された場合において、その後、1年以内に更に店頭金融先物取引が行われた場合については、当該特例は適用されないことを規定しているものと考えられます。<br>これは、店頭金融先物取引については、レバレッジが高いこと等のリスクが高い商品であることを考慮し、投資者保護の観点から、1年ごとには実際に契約締結前交付書面の交付がなされるべきとしているものと考えられます（金商業等府令第80条第4項）。 |
| 44 | 「店頭金融先物取引に係るものを除く」（金商業等府令案第82条第3項）となっているが、登録金融機関における「元本を上回る損失のおそれがない取引」は除かないでほしい。 | 店頭金融先物取引については、投資者保護の観点から、現行の金先法における厳格な規制内容を基本的に引き継ぐこととしています（金商業等府令第80条第4項）。 |
| | **（特例の範囲に対する意見）** | |
| 45 | 個人向け国債（5年もの・10年もの）をATMで取り扱っている（個人向け国債の専用口座（通帳）の開設は窓口で対応）場合、専用口座開設時に「契約締結前交付書面」を交付することにより、以降の購入時には、当初交付より1年経過後においても「契約締結前交付書面」を交付することなく、ATMで取引を行うことを可としてほしい。 | 投資者保護を前提とした上で、利用者の利便性にも配慮する観点から、「一年以内」との要件を設けたところであり（現行の証取法第40条第1項ただし書、証券会社府令第28条第3項参照）、この期間を更に伸長することは適当でないと考えられます。なお、金商業等府令第80条第1項第2号は、契約締結前の書面交付義務を免除するための要件として、「金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し・・・同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合」と規定していることから、1年以内に実際に同種の内容の金融商品取引契約が締結されたことまで求めるものではなく、1年以内に同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の交付が行われていれば足りるものと考えられます。したがって、実務的には、契約締結の間隔が1年を超える場合であっても、書面交付の間隔が1年を超えないよう、顧客に対し定期的に書面交付を行うこと等により、金商業等府令第80条第1項第2号の要件は満たし得るものと考えられます。 |
| | **▼目論見書を交付している場合の特例** | |
| 46 | 契約締結前書面の交付を要しない場合として目論見書を交付している場合があげられているが、目論見書は契約者全般の理解を、当該契約書面は主として消費者の理解を得ることを目的として作られているように思われ、交付目的に若干の違いがあるように思われる。当面重複して交付 | 契約締結前交付書面も目論見書も、投資者に対して投資判断に必要となる情報提供を行うために直接的に交付されるものであり、これらを二重に交付する必要性は乏しいものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | するように義務づけてほしい。 | |
| 47 | 金商業等府令案第82条第1項第3号について、当該有価証券の目論見書の作成責任を負う金融商品取引業者が当該有価証券の販売を行う金融商品取引業者と異なる場合には、適用されないこととしてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご質問の場合においても、顧客に対し契約締結前交付書面と目論見書の双方を交付すべきとする必要性は乏しいと考えられます（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| | **（挟み込み方式等の可否等）** | |
| 48 | 目論見書を手交することで書面交付を要しない取引については、金融商品取引業者等の概要など、販売会社固有の事項は除いてもらいたい。 | 「契約締結前交付書面」の記載事項は、販売会社の情報等を含め、投資者保護を図る観点から重要な情報を列記しているものであり、当該書面を目論見書の交付によって代替する場合も同内容の情報提供が確保される必要があることから、金融商品取引業者等の概要等の記載を不要とすることは適当でないと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、書面としての一体性を保ちつつ「契約締結前交付書面」の記載事項が網羅されるよう補正された目論見書が交付されていれば、「契約締結前交付書面」の交付を要しないこととなる旨を明確にするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 49 | 目論見書（契約前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る）を交付している場合には契約締結前交付書面の交付を要しないとされているが、契約前交付書面の記載事項に「当該金融商品取引業者等の概要」があるため、目論見書で契約前交付書面を代替するには、当該目論見書に目論見書を使用するすべての金融商品取引業者等の概要を記載する必要がある。よって、目論見書を手交することで契約前書面の交付を要しない取引については、金融商品取引業者等の概要等、販売会社固有の事項は除いてほしい。 | |
| 50 | 契約締結前交付書面の交付省略について、目論見書には、販売会社が受領する販売手数料は（販売会社によって相違することから）明記されていないという問題がある。金商業等府令案第82条第1項第3号の特例による対応を可能とするため、例えば各ファンドの販売手数料を一覧したパンフレットとともに目論見書を交付することで、契約締結前書面を交付したものとみなしてほしい。 | |
| 51 | 投資信託の窓口販売において金融商品取引業者等が作成した書面に投資信託の目論見書を添付し、それらを契約締結前交付書面として使用してもよいか。<br>また、投資信託の窓口販売において投資信託の目論見書を使用する場合、契約締結前交付書面として記載すべき事項の一部について、①別に印刷した書面を挟み込む方法や、②余白等に任意の方法（シール貼付、ゴム印の押印等）で補記する方法を用いれば、契約締結前交付書面を交付せずに当該目論見書を使用することで問題ないか。 | 契約締結前交付書面については、必ずしも一つの書面にまとめられている必要はなく、添付資料を含めた全体が書面としての一体性を確保するような形で交付され、かつ、所定の記載方法（金商業等府令第79条）に則したものとなっていれば足りるものと考えられます。<br>また、金商業等府令第80条第1項第3号では「契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されている」との要件を満たす「目論見書」を交付している場合には、契約締結前交付書面の交付を要しないこととされていますが、「目論見書」についても、添付資料を含めた全体が書面としての一体性を確保するような形で交付され、かつ所定の記載方法に則したものとなっている場合には「契約締結前交付書面」の交付を要しない場合に該当するものと考えられます。ご意見を踏まえ、この点を明確化するため、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。<br>なお、ご指摘のような「別に印刷した書面を挟み込む方法」や「余白に任意の方法（シール貼付、ゴム印の押印等）で補記する方法」がとられる場合には、基本的には書面としての一体性を確保する方法で交付されているといい得るものと考え |
| 52 | 金商業等府令案第82条第1項第3号については、目論見書に記載されていない事項を別紙に記載し、目論見書に添付して交付することでも差し支えないか。 | |
| 53 | 投資信託の場合、契約締結前交付書面の記載事項の大部分は目論見書に記載されているため、不足分のみを記載することでよいか確認させてほしい。 | |
| 54 | 投資信託の販売に際して交付される目論見書に販売会社の情報又はあるいは販売会社が定める販売時の手数料率の水準等を記載することは、 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 実務上又は公正取引上の観点から目論見書への記載が難しいことから、目論見書については、金商業等府令第82条の定める「契約締結前の書面交付を要しない場合」に該当するための要件（契約締結前の書面に記載すべき事項のすべてが記載されているもの）を満たしていない場合が一般的であり、別途書面交付が必要となると思われる。<br>　しかし、投資家の立場としては投資信託の購入に際して、交付されるべき書面が追加されることになる一方、契約締結前書面として交付される書面の統一的な雛形が定められるなどしない場合、本来購入に際して説明を受けるべき内容・事項あるいは知っておくべき事項についての正確な認識が持ちづらく、投資家保護上も好ましくないと考えられる。投資信託の法定開示資料として勧誘の基本は目論見書であり、目論見書の内容に加えて契約締結前書面に記載されるべき事項を具体的に明確化し、統一的な書面の雛形などを証券業協会等業界団体で整備されるよう働きかけるなど、行政上の指導面でも配慮してほしい。 | られます。 |
| 55 | 　契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、「当該顧客に対し目論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合」とあるが、当該目論見書に登録番号のみ記載されていない場合には、目論見書とは別に登録番号を記載した書面を交付することで、契約締結前交付書面の交付は不要になると理解してよいか。 | 　ご指摘の場合については、当該目論見書の記載が契約締結前交付書面の記載方法（金商業等府令第79条）に準ずる方法によるものであり、かつ、当該目論見書と当該「登録番号を記載した書面」が一体のものとして顧客に交付される必要があるものと考えられます（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 56 | 　契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、当該顧客に対して「目論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合」が規定されているが、委託会社名等、通常目論見書に記載されない事項も記載したものでなければ、当該契約締結前交付書面に代わるものとなることはできないということか。 | 　貴見のとおりと考えられます。 |
| 57 | 　契約締結前交付書面の交付に代えて、「当該顧客に対し目論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合」が認められているが、目論見書に「記載すべき事項のすべてが記載されている」状況ではない場合に、不足している事項を別紙で作成し、目論見書と同時に交付することで法令上の要件を満たすと理解してよいか。 | 　当該目論見書と当該「別紙」が一体のものとして顧客に交付される必要があると考えられます（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 58 | 　契約前交付書面を要しないものとして、「目論見書（契約前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る）」（金商業等府令案第82条第1項第3号）とあるが、記載がない場合、当該未記載部分のみ別紙で補完する方法は可能か。<br>　また、インターネット取引においては、多くの金融機関が共同で「目論見書閲覧システム」を利用 | 　ご指摘の「当該未記載部分のみ別紙で補完する方法」については、当該目論見書と当該「別紙」が一体のものとして顧客に交付される必要があると考えられます。<br>　また、ご意見を踏まえ、当該「別紙」に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを可能とするよう規定を修正いたしますが（金商業等府令第80条第2項）、ご質問の「インターネット取引」に |

| | | |
|---|---|---|
| | して共通の目論見書を交付しているので、個別金融機関の商号や登録番号等の記載事項を目論見書上へすべて記載することは困難である。<br>ついては、個別金融機関の商号や登録番号等の記載事項の一部については、目論見書を閲覧する直前あるいは直後の画面において確認できるようにすることでよいか。 | おける「目論見書を閲覧する直前あるいは直後の画面において確認できるようにする」方法については、目論見書に記載すべき事項と当該「別紙」に記載すべき事項とが、一体のものとして顧客に情報提供されていると認められることが必要となると考えられます。 |
| 59 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として目論見書にすべてが記載されている場合とあるが、これに加えて、目論見書に書面を挟み込む等の方法により対応することも可能となるよう手当てしてほしい。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。この場合、当該目論見書と当該書面とが一体のものとして顧客に交付される必要があるものと考えられます。 |
| 60 | 目論見書によって契約締結前交付書面の交付に代える場合に、投資信託については、投資信託を運用する投資運用業者と投資信託の販売（募集の取扱い）をする第一種金融商品取引業者とが分かれていることから、目論見書には投資運用業者の商号・住所・登録番号を記載すれば、販売会社の商号等を記載する必要はないと考えてよいか。 | ご指摘の販売会社に係る情報は、投資者が投資判断をするに当たって重要なものと考えられることから、契約締結前交付書面の記載事項とされているものであり（金商業等府令第８２条第１１号）、金融商品取引業者等が投資信託の募集の取扱いを行う場合、目論見書によって契約締結前交付書面の交付に代えるためには、販売会社に係る情報を記載する必要があると考えられます。 |
| 61 | 目論見書で充足できていない項目（例：金融商品取引業者の概要）のみ記載した書面を別紙として交付すれば、金商業等府令案第82条第1項第3号の目論見書を交付したものと認められるか。<br>上記取扱いが認められる場合、目論見書及び別紙を契約締結前に交付すれば、必ずしも同時に交付する必要はないと解してよいか。<br>また、当該目論見書及び別紙は、顧客ごと・取引ごとにセットで保存する必要があるか、それとも、目論見書のサンプルと、別紙だけ綴ったものを別々に保存しておけばよいか。 | ご意見を踏まえ、目論見書に不足している記載事項を差し込み等により追加する方法も認められるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。この場合、目論見書と「別紙」は一体として交付される必要があり、別々の機会に交付される場合には要件を満たさないものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、目論見書（一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）等についても、業務に関する帳簿書類に該当することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第１５７条第１項第１号ハ等）。したがって、顧客に交付した当該目論見書及び別紙の写しは、帳簿書類として保存の対象になるものと考えられます。<br>これに関し、金商業等府令第157条第1項第1号の帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する必要がありますが、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合には、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。 |
| 62 | 目論見書を郵送する場合、当該目論見書を入れる封筒の表面に販売会社の商号、住所、登録番号を記載することで、当該記載項目については契約締結前の書面として記載すべき事項を満たしていると考えてよいか。 | ご指摘のような方法では、「書面」としての一体性をもって所要の事項が記載されているものとは考えられないことから、「契約締結前交付書面」の交付を要しない場合（金商業等府令第80条第1項第3号）に該当しないものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、書面としての一体性を保ちつつ「契約締結前交付書面」の記載事項が網羅されるよう補正された目論見書が交付されていれば、「契約締結前交付書面」の交付を要しないこととなる旨を明確にするよう、規定を修正いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（目論見書の交付を要しない場合との関係）** | |
| 63 | 契約締結前交付書面の交付省略に関連して、現在、コールセンターでは、電話にて投資信託を購入する場合、手元に最新の目論見書があるか電話にて確認する対応としているが、金商法施行後も同様の対応でよいか。 | ご質問の場合は、金商法第15条第2項第2号の適用を想定するものと考えられますが、同号は、当該有価証券と同一銘柄の有価証券を所有する者やその同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者が目論見書の交付を受けないことについて同意をした場合に目論見書の交付を不要とするもので、同号が適用される場合においては、顧客に対し取引の対象となる有価証券に関する十分な情報提供が既になされていると考えられます。<br>この場合において、契約締結前交付書面により、重ねて情報提供することを義務づける必要性は乏しいと考えられますので、ご意見を踏まえ、同号に掲げる場合には契約締結前交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 64 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、「当該顧客に対して目論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合」と規定されているが、一度交付をすれば、次回以降の追加購入の際、交付不要と考えてよいか。 | |
| 65 | 目論見書が交付されるケースにおいては契約締結前交付書面の交付は不要とされている（金商業等府令案第82条第1項第3号）が、金商法第15条第2項第2号により顧客の同意を得て目論見書交付が不要となるケースについても、契約締結前交付書面の交付も不要としてほしい。 | |
| 66 | 金商法第15条第2項第2号の規定により顧客の同意を得て目論見書の交付が不要とされている場合には、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしてほしい。 | |
| | **（目論見書の記載方法等）** | |
| 67 | 金融商品が複雑になっていることもあり、金融機関から交付される目論見書については、どこがポイントなのか（特にリスクとなる点、信託報酬の割合と計算方法など）を見つけることが非常に困難なほど分かりにくくなっており、リスクや手数料等を十分に理解できないためトラブルになっているケースも多い。そこで、目論見書も、契約締結前交付書面の記載方法に則るべきと考える。 | ご指摘のとおり目論見書についても顧客にとって分かりやすいものとなっている必要があると考えられますので、ご意見を踏まえ、契約締結前交付書面の記載方法（金商業等府令第79条）に準ずる方法により作成された目論見書を交付している場合等に限り、契約締結前交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 68 | 目論見書交付の場合に「交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る」（金商業等府令案第84条第1項第3号）とされているが、この場合の「すべて」に、金商業等府令案第81条（契約締結前交付書面の記載方法）に記載すべき様式（フォント、記載順序、枠等）の体裁は含まれないとの認識でよいか。 | |
| 69 | 契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、記載すべき事項のすべてが記載されている目論見書を交付している場合があるが（金商業等府令案第82条第1項第3号）、当該目論見書の記載について、文字や数字の大きさ、枠内への記載、特に重要なものを最初に平易に記載等の要件を満たす必要があるか。 | |
| 70 | 契約締結前交付書面の代替となる目論見書は、内容だけでなく字の大きさ（12P ・8P）も契約締結前交付書面に準じる必要があるか。 | |
| 71 | 契約締結前の交付書面について、リスク項目を強調して記載する点については評価できるが、適用除外項目の中にある目論見書を交付している場合を除外にするのであれば、目論見書についても同様の書式とするか、交付している場合につ | |

| | | |
|---|---|---|
| | いてもリスクなどを明瞭に記載した書面を交付することにしてほしい。 | |
| | **▼契約変更書面を交付している場合の特例** | |
| 72 | 「金融商品取引契約の内容の一部の変更を内容とする金融商品取引契約」（金商業等府令案第82条第1項第4号、第117条第1項第8号）とは、投資信託の積立契約の項目変更契約（例えば、毎回の購入金額や毎回の購入引落日の変更）及び投資信託の分配金受取方法変更（再投資⇔出金）は該当しない理解でよいか。<br>また、投資信託の積立契約の申込時点では買付が行なわれていないため、契約締結時の書面交付は不要との理解でよいか。 | ご質問のうち、「投資信託契約の積立契約の項目変更契約」（例えば、毎回の購入金額や毎回の購入引落日の変更）は、「金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約」（金商業等府令第80条第1項第4号）に該当するものと考えられます。<br>一方、「投資信託の分配金受取方法変更（再投資⇔出金）」については、金融商品取引契約に基づき顧客の選択により変更するものである場合には、該当しないものと考えられます。 |
| 73 | 同一の投資信託を買い増す場合は、金商業等府令案第82条第1項第4号でいう「契約の変更」に当たらず、改めて「契約締結前交付書面」を交付する必要はないか。 | 「同一の投資信託を買い増す」行為は、「既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約」の締結（金商業等府令第80条第1項第4号）に当たらず、新たに金融商品取引契約を締結する場合に当たるものと考えられます。<br>したがって、同項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当しない限り、原則どおり契約締結前交付書面の交付が必要になると考えられます。ただし、金商法第15条第2項第2号イに該当し得ることから、顧客が同意すれば契約締結前交付書面の交付は不要となると考えられます（金商業等府令第80条第1項第3号）。 |
| 74 | 金商業等府令案第82条第1項第4号に関し、店頭デリバティブ取引の内容の一部変更（例：期間の変更（期間5年→3年）など）については、コスト算出、合意後に約定となるため、契約変更書面の交付は契約締結時以降とならざるを得ないが、その場合には契約締結前交付書面の交付は不要と解してもよいか。 | 契約締結前交付書面に代替する「契約変更書面」（金商業等府令第80条第1項第4号ロ）は、変更契約の締結前に交付する必要があります。 |
| 75 | ラップ口座（SMA）において同一条件で契約金額を増やす場合は、金商業等府令案第82条第1項第4号でいう「契約の変更」に当たらず、改めて「契約締結前交付書面」を交付する必要はないか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、継続的契約である投資一任契約に当たるいわゆる「ラップ口座」に関する契約金額の増額は、契約内容の一部を変更する契約の締結と位置づけられるものと考えられます。<br>したがって、「契約変更書面」（金商業等府令第80条第1項第4号ロ）又は「契約締結前交付書面」の交付が必要となると考えられます。 |
| 76 | 金商業等府令案第82条第1項第2号の特例（前1年以内に書面交付をした契約と同一内容の契約であれば交付不要）は、契約内容が変更になったら一旦外れるが、変更になる時点に先立ってあらかじめ、又は変更と同時に第4号の要件（契約変更書面の交付）を満たせば、変更後においても引き続き契約締結前交付書面の交付を要しないと考えてよいか。 | 金商業等府令第80条第1項第1号は、過去1年以内に交付した「上場有価証券等書面」に所要の情報が記載されている上場有価証券等売買等に係る契約を締結する場合を想定した特例であり、また、同項第2号は過去に1年以内に「契約締結前交付書面」を交付した契約と「同種の内容」の契約を別途締結する場合を想定した特例です。<br>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、新たな金融商品取引契約を締結する場合は金商業等府令第80条第1項第1号から第3号までの特例の適用の可否を検討することとなり、既存金融商品取引契約の一部変更の場合には、同項 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 第4号の特例の適用の可否を検討することとなります。 |
| 77 | 「上場有価証券等書面」「契約締結前交付書面」について、交付した日から1年以内に契約締結を行った場合は、当該締結日においてこれらの書面を交付したものとみなす旨が規定されているが、当初交付日以降に、顧客が支払うべき手数料などに制度変更等が生じた場合においても、金商業等府令案第82条第1項第4号の「契約変更書面」の交付が必要となるのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、過去1年以内に「上場有価証券等書面」を交付している場合において、新規に上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約を締結するときには契約締結前交付書面の交付は要しないものと考えられます(金商業等府令第80条第1項第1号)。また、契約締結前1年以内に当該契約と同種の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合には契約締結前交付書面の交付は要しないものと考えられます(同項第2号)。<br>なお、契約変更書面(同項第4号ロ)は、既に締結している金融商品取引契約の一部を変更することを内容とする金融商品取引契約を締結しようとする際に用いられるものであり、既存の契約と別の契約を締結する場合には適用されないものと考えられます。 |
| 78 | 金商業等府令案第82条第1項第4号の「契約変更書面」は、変更後の内容を表すべきものか、あるいは変更内容(新旧対照表のイメージ)を表したものか。 | 契約内容の一部を変更する場合に交付する「契約変更書面」とは、「契約締結前交付書面」の義務的記載事項のうち「当該変更すべき記載事項を記載した書面」とされており(金商業等府令第80条第1項第4号ロ)、変更後の当該記載事項及び変更内容が明瞭・正確に記載される必要があるものと考えられます。 |
| 79 | 金商業等府令案第82条第1項第4号について、変更後の契約締結の約諾書を交付していれば要件を満たし、契約締結前書面を交付する必要はないと考えてよいか。 | 契約内容の一部を変更する場合に交付する「契約変更書面」とは、「契約締結前交付書面」の必要的記載事項のうち「当該変更すべき記載事項を記載した書面」とされており(金商業等府令第80条第1項第4号ロ)、顧客に対して当該要件に則した書面を交付する必要があると考えられますので、ご指摘の「約諾書」が当該要件に則している必要があります。また、「契約変更書面」は、変更契約の締結前に顧客に交付する必要があります。 |
| **No.** | **●契約締結時等の書面交付義務〔第37条の4〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 金商業等府令案第101条に関し、経過措置の設定又は延長(経過措置期間3ヶ月を半年間への延長)をお願いしたい。システム改修を要する事案であり、その準備期間としての経過措置期間が必要である。 | 利用者保護の観点からは、金商法制の施行はできる限り早い方が望ましいと考えられる一方、金商法制の適切かつ円滑な施行のためには、利用者保護に留意しつつ、ご指摘のシステム改修を要すること等を勘案し、契約締結時交付書面の記載事項を簡素化するよう、規定を修正いたします。 |
| 2 | 契約締結時交付書面については、商品・取引とも多岐にわたるため、システム対応には、それなりの時間を要すると考える。このため、経過措置を講じてほしい。 | |
| 3 | 金商業等府令案の附則第4条の「登録番号に係る経過措置」により施行日から起算して3ヶ月を経過する日までの間は、契約締結時交付書面等に登録番号の記載を要しないが、当該記載は人手で処理できるものではなく「システム開発」を伴うものであり、当該開発にはかなりの時間がかかると予想される。開発に要する時間を考慮し当該経過措置の期間を1年とするなど大幅に延長してほ | ご意見を踏まえ、金融商品取引業者等の登録番号は、契約締結時交付書面の記載事項から削除するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第99条第1項参照)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | しい。 | |
| 4 | 金商業等府令案第115条第6項に関し、法律施行前に締結済みの契約について、既に契約締結時交付書面に相当する書面を交付していれば、法律施行後に交付する取引残高報告書の記載事項について、同項(取引残高報告書への記載の省略)を適用してもよいか。 | ご意見を踏まえて、個別のデリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項については、取引残高報告書における記載を省略することができるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第108条第9項)。 |
| | **▼契約締結時交付書面の対象範囲** | |
| 5 | ① 振替とは、振替口座簿の記載を変更することにより、有価証券の権利の移転を法的に行うものであり、有価証券の売買等の取引行為自体の履行行為としての位置づけを持つにすぎず、投資家に対する「勧誘行為」とは無縁のものであるので、その取引行為自体について上記金商法の規制を及ぼしている場合に、振替自体について、そのような規制を及ぼす必要はないと考える。また、取引行為自体について取引報告書等の交付義務の規制がない場合には、その履行行為である振替自体にもその規制に必要性はないと考えられる。<br>② 取引報告書及び残高報告書の制度趣旨は、約定等の契約成立が不明確になり易いことから、投資家保護のため、その約定等の成立を明確にさせるため書面等を交付させることとしたものである。しかし、振替については、そのような性質はなく、また社債等振替法に従って作られる振替口座簿にあらゆる記録が残り、また、その振替口座簿の不記載や不当な変更については刑事罰が存在するなどして、その口座開設及び振替の存否は極めて明確にされており(口座管理機関は加入者の求めに応じて証明書を発行する義務もある。)、投資家保護のため、取引報告書等の書面を改めて作成・交付する必要はない。現行でも、社債等の振替及び株券の保管振替に関して、これらの書面の作成交付を要求されていないところである。<br>③ 振替口座の開設及び振替行為を行うことは、社債等振替法第44条に規定される口座管理機関のみが行うことができる。その口座管理機関は、内閣総理大臣の認可を受けた振替機関の定める業務規程に従って厳格にその業務を規制・監督され、また、証券会社以外の口座管理機関についても銀行法等により行政当局による監督を受けていることが前提とされている。したがって、既に、投資家保護のため、十分な規制・監督を受けていると考える。 | 金商法第2条第8項第16号の保護預り及び同項第17号の振替業はそれぞれ金融商品取引業に該当するものであり、当該行為を行うことを内容とする契約に関しては、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面の交付も必要となると考えられます。<br>一方で、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面の交付義務は金融商品取引契約の締結・成立に係るものであり、個別の取引の内容に即して実質的に判断されるべきものではありますが、金商法第2条第8項第16号の保護預り及び同項第17号の振替業については、当初に基本的な契約(「金融商品取引契約」)を締結する場合、個々の受渡し又は振替自体は当該金融商品取引契約に基づく行為であって、「金融商品取引契約」に該当するものでないと考えられることから、その後の個々の受渡し又は振替自体に際して「取引報告書」(契約締結時交付書面)や「取引残高報告書」を交付する必要がないと考えられます。 |
| 6 | 金商業等府令案第100条から第119条までに規定されている契約締結時等の交付書面及び同府令案第171条に規定されている顧客勘定元帳は、媒介又は代理に係る顧客との取引も「顧客が行う取引」に含まれているように思われるが、除外してほしい。というのも、媒介は非常に範囲が広く、媒介業者としての関与も様々である。したがっ | 「金融商品取引契約」は、「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」(金商法第34条)とされていること等から、金融商品取引業者等が「顧客のため」でなく媒介・代理を行う場合は、「金融商品取引契約」の成立に該当せず、契約締結時交付書面等の交付義務の対象とならないと考えられます。一 |

| | | |
|---|---|---|
| | て、これらの書面及び帳簿の必要項目のすべての情報を把握していない場合も考えうる。媒介又は代理については、「媒介又は代理に係る取引記録」のみとしてほしい。 | 方、金融商品取引業者等が「顧客のために」媒介・代理を行う場合は、「金融商品取引契約」の成立に該当し、契約締結時交付書面等の交付義務の対象となると考えられます。 |
| 7 | 金商業等府令案第100条から第119条に規定されている契約締結時等の交付書面は、媒介又は代理に係る顧客との取引も「顧客が行う取引」に含まれているように思われるが、除外してほしい。というのも、媒介は非常に範囲が広く、媒介業者としての関与も様々である。したがって、これらの書面の必要項目のすべての情報を把握していない場合も考えうる。媒介又は代理については、「媒介又は代理に係る取引記録」のみに修正してほしい。 | 一の金融商品取引契約について二以上の金融商品取引業者等が契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が金商業等府令第100条から第107条までの各条の第1項に定める事項を記載した契約締結時交付書面を顧客に交付したときには、他の金融商品取引業者等は、当該事項を契約締結時交付書面に記載する必要はないこととされています（同府令第100条第2項等）。<br>なお、ご意見を踏まえ、有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理（顧客が発行者又は所有者である場合に限る。）に係る契約が成立した場合であって、契約ごとに取引条件を記載した契約書を交付する場合については、契約締結時交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（同府令第110条第1項第2号へ）。<br>また、顧客勘定元帳については、同府令第164条第1項柱書において、媒介又は代理に係るものを顧客勘定元帳の作成対象から除くこととするよう、規定を修正いたします。 |
| 8 | 金銭の授受、有価証券の残高が発生しない取引については、「取引残高報告書」の作成は不要としてほしい。 | 取引残高報告書については、残高の異動だけでなく、一定期間に行われた取引の内容について顧客が確認する方途を提供することをも趣旨としています。したがって、金銭の授受や有価証券の残高が発生しない場合においても交付する必要があると考えられます。<br>なお、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間契約が成立しておらず又は受渡しを行っていない場合については、金銭・有価証券残高がある場合に限り、1年ごとの取引残高報告書の交付義務があることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号）。 |
| 9 | 資産運用業者に関して規定の情報開示が行われた場合、関連情報の提出義務が履行されたとみなされる（換言すればいわゆる「15条書面」を別途交付する必要はない）ことを確認したい。更に、新制度下においてはこうした情報を「特定投資家」に交付する義務はないことを確認したい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の締結・成立に際して、契約締結前交付書面と契約締結時交付書面のいずれも顧客に交付する必要があります（金商法第37条の3、第37条の4）。<br>なお、金融商品取引契約の相手方が特定投資家である場合については、貴見のとおり当該書面交付義務の適用が除外されています（同法第45条第2号）。 |
| 10 | 金商業等府令案第100条の「その他書面を交付するとき」の対象商品として特定預金等契約（外貨預金）は含まれないという認識でよいか（特定預金等契約の場合は、契約が成立したときのみ契約締結時の書面を交付すればよいか）。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第98条参照）。 |
| 11 | 金利スワップやクーポンスワップ（元本交換を行わず、異種通貨の金利を交換する取引）を、時価評価額の受渡しを行って清算し、契約関係を解消しようとすることを合意した場合は、金商法第37条 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結前交付書面を交付する必要があるのは「契約を締結しようとするとき」、契約締結時交付書面を交付する必要があるのは「契約が成立し |

| | | |
|---|---|---|
| | の4第1項にいう「金融商品取引契約が成立したとき」に該当せず、「その他内閣府令で定めるとき」にも当たらないとの理解でよいか。該当する場合は、交付すべき書面の記載内容は金商業等府令の何条を参照すればよいのか。 | たとき」であり、基本的には、契約を解約するのみの場合にはこれらの書面を交付する必要はないと考えられます（金商法第2条第8項各号及び第34条参照）。 |
| | **▼契約締結時等交付書面の交付方法** | |
| 12 | 契約締結時等の書面交付は、一般的な事務処理に従い、顧客保護を害することがないように交付すれば、「遅滞なく」行っていると解しても良いか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられますが、契約締結時等交付書面の交付を「遅滞なく」（金商法第37条の4第1項）行ったといえるかどうかは、「一般的な事務処理」の内容が適切かどうか等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 13 | 例えばコールセンターにおける電話受付にて約定する場合には、契約締結時交付書面は、約定日以降に郵送等により事後交付されることとなるが、この取扱いは金商法第37条の4第1項に規定する「遅滞なく」を満たすと考えてよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例えば電話受付で約定した取引についての「契約締結時交付書面」を約定後に郵送等により交付する取扱いでも、「遅滞なく」との要件を満たし得るものと考えられますが、そのためには、当該郵便物等が実際に「遅滞なく」顧客に交付されていることが必要になります。 |
| 14 | 契約締結時交付書面の交付はFAXでもよいのか。 | メモリー機能を有しないファクシミリ装置においては、データ受信と同時に書面に記載すべき事項が紙面上に印刷されて出力されるため、当該ファクシミリ装置に対する送信は書面の交付といえるものと考えられます。一方、メモリー機能を有するファクシミリ装置への送信は、送信と同時に出力されるという性質を有せず、受信者にとっても送信された「書面」を一覧するためには特定の操作をする必要があることから、電子計算機への送信と同様に取り扱われることとなります（金商法施行令第15条の22、金商業等府令第56条）。 |
| | **▼その他書面を交付するとき等** | |
| 15 | 金商業等府令案第100条以下に定める契約締結時等の交付書面は、法定記載事項が明確に記載されていれば、契約申込書類の顧客控であっても差し支えないとの理解でよいか。 | 契約締結時等交付書面については、法令上特段の様式は定められておらず、法令の要件を満たしている限りにおいては、貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（投資信託契約の解約があったとき）** | |
| 16 | 「投資信託契約の全部若しくは一部の解約があったとき」（金商業等府令案第100条第1項第1号）に交付する書面は現行の取引報告書と同じものという理解でよいか。 | 「投資信託契約の・・・全部又は一部の解約があったとき」（金商業等府令第98条第1項第1号）に交付する契約締結時等交付書面は、現行の証取法における取引報告書（同法第41条第1項、証券会社府令第30条）に相当するものですが、金商法令における記載事項等の要件を充足するよう作成・交付される必要があります。 |
| 17 | 投資信託契約の一部解約があったときに契約締結時交付書面の交付義務を負うのは、その解約の請求を受け付けた販売会社（金融商品取引業者等）と理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 18 | 金商業等府令案第100条第1項第1号において契約締結時交付書面を交付するときとして「投資信託の解約があったとき」と規定されているが、当該解約があったときには、いわゆる「MRF」の | ご意見を踏まえ、契約締結時等交付書面の交付を要しない場合として、いわゆるMRFの自動解約についても追加するよう規定を修正いたします（金商業等府令第110条第1項第1号ハ）。一 |

| | | |
|---|---|---|
| | 自動解約及びその他類似のMMF等の投資信託の解約の場合も含まれるのか。 | 方、「MMF等の投資信託の解約」の場合には、交付が必要になります（同府令第98条第1項第1号）。 |
| | **（取引残高報告書の交付義務の範囲）** | |
| 19 | 金商業等府令案第100条第1項第3号に掲げるときに作成する書面は取引残高報告書と理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号）。 |
| 20 | 金商法第37条の4により「金融商品取引契約が成立したとき」には、契約締結時交付書面を交付し、これとは別に有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等（有価証券清算取次ぎを除く。）に係る金融商品取引契約が成立し、又は有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合に、取引残高報告書の交付が必要となるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号）。 |
| 21 | 有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立し、又は有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合、契約締結時に交付する書面は取引残高報告書で可との理解でよいか。 | 取引残高報告書は、契約締結時交付書面とは別途交付が義務づけられるものです（金商業等府令第98条第1項第3号）。<br>契約締結時には、契約締結時交付書面を交付する必要があると考えられます。 |
| 22 | 金商業等府令案第100条第1項第3号に掲げるときに作成する書面は取引残高報告書と理解してよいか。また、同号において顧客から請求があった場合は、取引成立等の都度取引残高報告書を交付しなければならないとされているが、取引成立の都度取引報告書を交付している場合は、当該時点では金銭及び金融商品等の残高のみを記載した書面を交付すればよいこととしてほしい（不定期に作成し、前回交付時以降の異動明細を作成することは困難であるため。）。 | 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結したときには、遅滞なく、締結した契約の内容を顧客が確認するための書面である契約締結時交付書面を交付する必要があります（金商法第37条の4第1項本文）。一方、この契約締結時交付書面には、当該時点における金銭及び有価証券の残高を記載する必要はありません。（金商業等府令第99条～第105条）。<br>当該金融商品取引契約の内容が有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等である場合には、一定期間（原則3ヶ月、取引実績がない場合は1年）ごとに、当該期間に行われた取引の内容及び当該期間の末日における有価証券及び金銭の残高を確認するための書面である取引残高報告書を交付する必要があります（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。<br>なお、顧客の利便性の観点から、顧客から請求があったときは、契約成立又は受渡しの都度、取引残高報告書を交付する必要があります（同号イ）。 |
| 23 | 「有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎは除く。第115条第5項において同じ。）に係る金融商品取引契約」の成立時は、現行証取法第41条の「取引報告書」を交付すればよいことを明確にしてほしい。現行の証取法第41条の「取引報告書」の改正府令上の位置づけは現行法と変更が無いこととを明確にしたい。 | 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結したときは、遅滞なく、締結した契約の内容を顧客が確認するための書面である契約締結時交付書面を交付する必要があります（金商法第37条の4第1項本文）。契約締結時交付書面は現行の証取法第41条の「取引報告書」に相当するものですが、金商法令における記載事項等の要件を充足するよう作成・交付される必要があります。<br>また、当該金融商品取引契約の内容が有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等である場合には、一定期間（原則3ヶ月、取引実績がない場合は1年）ごとに、当該期間に行われた取引の内容及び当該期間の末日における有価 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 証券及び金銭の残高を確認するための書面である取引残高報告書を交付する必要があります（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| 24 | 「有価証券の売買その他の取引」（金商業等府令案第100条第1項第3号等）の「その他の取引」とは、有価証券の売買の媒介、取次ぎ、代理を指すのか。 | 「有価証券の売買その他の取引」の「その他の取引」には、有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理のほか、有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理、有価証券の募集、私募若しくは売出し又はこれらの取扱い等、有価証券の取得や譲渡に係る行為が含まれます（証取法第42条の2第1項第1号、第44条第1号等参照）。<br>媒介・取次ぎ・代理の場合であっても、投資者保護上取引残高報告書の交付義務は維持すべきと考えられる一方、ご意見を踏まえ、このような場合には、関係する金融商品取引業者等のいずれかが所定の記載事項を記載した取引残高報告書を交付した場合には、他の金融商品取引業者等の取引残高報告書の記載事項を簡素化することができるように規定を修正いたします（金商業等府令第108条第2項・第4項）。 |
| 25 | 「有価証券の売買その他の取引」（金商業等府令案第100条第1項第3号等）の「その他の取引」とは、有価証券の売買の媒介、取次ぎ、代理を指すのか。<br>指すとした場合、媒介、取次ぎ、代理の場合は、契約の当事者（本人）ではないので、「取引残高報告書」を作成・交付するのは不必要であり、また実務的にも困難であると考えられる。 | |
| 26 | 金商業等府令案第100条第1項第3号の「有価証券の売買その他取引」に、株券貸借取引や通貨の売買等の付随業務は含まれないとの理解でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| 27 | 「出資対象事業持分の売買その他の取引」については、取引残高報告書の作成・交付義務が無いことを確認したい。 | 取引残高報告書は、顧客に一定期間内に行われた取引の内容並びに当該一定期間の末日における有価証券及び金銭の残高を報告するためのものであり、頻繁に売買されるもののみを想定しているものではありません。例えば、「出資対象事業持分の売買その他の取引」も有価証券の取引として適用対象となります（金商業等府令第98条第1項第3号）。 |
| 28 | 金商業等府令案第100条第1項第3号の「有価証券の売買その他の取引」には、投資事業有限責任組合の無限責任組合員（組合出資持分の発行者）による有限責任組合員に対する組合出資持分の発行は含まれないという理解でよいか。 | ご指摘の行為は、有価証券のいわゆる自己募集（金商法第2条第8項第7号ヘ）に該当するものであり、含まれるものと考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号）。 |
| 29 | 金商業等府令案第100条第1項第3号の「有価証券の売買その他の取引」について、投資事業有限責任組合における有限責任組合員の無限責任組合員に対する出資金の払込みが、無限責任組合員からの要請に従って行われるキャピタルコール方式による場合、こうしたキャピタルコールに基づく出資金の個別の払込みは、「有価証券の売買その他の取引」に該当しないという理解でよいか。 | 「有価証券の売買その他の取引」に該当するかどうかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることになりますが、ご質問の「キャピタルコール方式」に基づく出資金の個別の払込みについては、当該「有限責任組合員」が追加出資義務を負っている場合には、当初の出資対象事業持分取得契約において定められた義務の履行に過ぎず、新たな金融商品取引契約の成立するものではないと考えられます。<br>ただし、「金銭の受渡し」が行われることになりますので、取引残高報告書の交付が必要になると考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号柱書）。 |
| 30 | 金商業等府令案第100条第1項第3号の「有価証券の売買その他の取引」に係る「金融商品取引契約」には、有限責任組合員が有する投資事業有限責任組合における組合出資持分の売買の媒介に係る契約は含まれるか。 | 含まれるものと考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| 31 | 金商業等府令案第100条第1項第3号の「有価証券の売買その他の取引」について、<br>① 投資事業有限責任組合における無限責任組合員の出資持分の第三者への譲渡は、含まれるか。<br>② ①が仮に「有価証券の売買その他の取引」に含まれるとしても、投資事業有限責任組合では組合決算時に、投資事業有限責任組合法に基づき、組合財務諸表や顧客ごとの持分明細等を記載した決算書を送付しているので、取引残高報告書の交付は不要ではないか。 | ① 含まれるものと考えられます。<br>② 取引残高報告書は、顧客が一定期間に行った取引の内容及び当該一定期間の末日における残高を定期的に確認できるようにすることを目的とする書面であり、ご指摘の場合についても、法令に従って取引残高報告書の交付が必要であると考えられます。 |
| 32 | 金商業等府令案第100条第1項第3号の「有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立し、又は有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合」とは、有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約以外の金融商品取引契約であっても、有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合には、取引残高報告書の作成義務があると考えてよいか(例えば、振替決済口座管理業務において、有価証券若しくは金銭の受渡しが発生したときは、取引残高報告書が必要となると考えるが差し支えないか)。 | 貴見のとおり、金銭又は有価証券の受渡しが発生した場合には、取引残高報告書の交付が必要であると考えられます(金商業等府令第98条第1項第3号柱書)。 |
| 33 | 金商業等府令案第100条第1項第3号に「金融商品取引契約が成立し」とあるのは、「顧客が約諾書を差し入れたとき」「注文を出したとき」「約定が成立したとき」のいずれの時点を指すのか不明瞭である。取引残高報告書は約定があった場合に作成すべき書面であると考えられるため、「約定が成立した場合」と作成すべき時点を明確に記載してほしい。 | 金商業等府令第98条第1項第3号は、多様な金融商品取引契約がそれぞれいつ成立したかを表す包括的な表現であり、個別具体的な意味については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 34 | 有価証券の売買その他の取引に係る金融商品取引契約が成立し、かつ当該有価証券について金商法第2条第8項第16号及び第17号に定める有価証券等管理業務を行う場合、金融商品取引契約としては2つの契約が並存している。この場合、顧客宛に契約締結時に交付する書面(取引残高報告書を含む)はそれぞれの契約ごとに必要となるのではなく、1通ずつで足りると考えてよいか。 | 金融商品取引業者等は、有価証券の売買その他の取引に係る金融商品取引契約が成立したときは、顧客に対し契約締結時交付書面を交付する必要があります。<br>一方、金商法第2条第8項第16号及び第17号に定める有価証券等管理業務を行う場合であって、当初に基本的な契約(「金融商品取引契約」)を締結する場合には、個々の受渡し又は振替自体は当該金融商品取引契約に該当するものでないと考えられることから、その後の受渡し又は振替の都度契約締結時交付書面を交付する必要がないものと考えられます。<br>取引残高報告書については、有価証券・金銭の受渡しを行った場合には、顧客に交付する必要があると考えられます(金商業等府令第98条第1項第3号)。この場合において、契約締結時交付書面も取引残高報告書も法令上特段の様式は定められていないことから、法令上の要件を満たしている限りにおいては、1通の書面で両者を兼ねることも妨げられないものと考えられます。 |
| 35 | 取引残高報告書(金商業等府令案第115条)は、いわゆる「口座」管理されていて残高があるも | 取引残高報告書は、ご指摘の「いわゆる『口座』管理されていて残高があるもの」に該当するかど |

| | | |
|---|---|---|
| | のについて報告する書面であるとすれば、信託受益権の売買等はこれに該当しないため、信託受益権の売買等は取引残高報告書の交付が必要な範囲から除外してほしい。<br>仮に、取引の結果として記載すべき事項を記載した書面を交付すべきということであれば、契約締結時の交付書面の記載事項に含めればよく、取引残高報告書を義務づける必要はないのではないか（取引残高報告書と契約締結時の交付書面とで、記載項目は相当程度重複している）。 | うかにかかわらず、投資家が一定期間に行った取引の内容及び当該期間の末日における残高等を定期的に確認できるようにすることを目的とする書面と考えられます。<br>したがって、都度行った取引結果のみを投資家に通知することを目的とする「契約締結時交付書面」をもって代替し得るものではなく、また、投資者保護の観点から、信託受益権をその対象から除くことは適当でないと考えられます。<br>なお、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間金融商品取引契約が成立しておらず又は受渡しを行っていない場合には、3月以下の報告対象期間ごとに投資家に対して取引残高報告書を交付する必要はないと考えられ、更に金銭・有価証券の残高がある場合に限り、1年ごとの取引残高報告書の交付義務があることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| 36 | 金銭又は証券の預託、社債等の振替時において取引残高報告書に記載し、四半期ごとに顧客へ交付すること及び顧客から請求があったときは契約又は受渡しの都度交付することを認めてほしい。上記取扱いが認められない場合には、2年程度の経過措置期間を認めてほしい。<br>過去の証取法においては、金銭又は有価証券の受領時の書類として「受渡計算書」、「預り証」が規定されていたが、新たに「取引残高報告書」を作成することとしたうえで、当該書類が廃止された経緯がある。こうした経緯も踏まえ、金銭又は有価証券の受領時には「取引残高報告書」を交付することすべきである。<br>経過措置については、本項目は、法令上新たに作成が義務づけられた事項であり、当該事項に関連する多数のシステム及び帳票を同時に新規に構築する必要があるため、求めるものである。なお、システム対応に必要な期間については、個々の項目に対応が必要な期間で判断するのではなく、金商法に対応するための一連の対応に必要な期間で判断してほしい。 | 当初締結する金銭又は証券・証書の預託及び社債等の振替に係る基本契約については「金融商品取引契約」に該当する一方、当該基本契約に基づいて行われる個々の金銭又は証券・証書の預託及び個々の社債等の振替は「金融商品取引契約」に該当しないと考えられることから、個々の行為については契約締結時交付書面を作成・交付する必要はなく、取引残高報告書に報告対象期間における金銭・有価証券の受渡しについて記載すれば足りると考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号、第108条第1項第2号ロ・第3号～第5号）。 |
| 37 | 金融商品取引行為（金商法第2条第8項各号）に、同項第17号の「社債等の振替に関する法律第2条第1項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。」（以下「口座管理業務」）が含まれている。<br>一般債（社債等振替法第2条第1項に規定される社債等）については、平成18年1月より証券保管振替機構を振替機関とする一般債振替制度が開始されており、口座管理業務の対象となる有価証券の販売等を行わず、単に口座管理業務（カストディ業務）のみを行う場合も、金商業等府令案第100条第1項第3号に規定する「取引残高報告書」を交付する必要があるのか。 | 当該口座管理業務に係る金融商品取引契約を締結する際に口座管理業務を行う旨の基本的な契約を締結し、かつ金銭又は有価証券の受渡し（口座管理機関における振替を含む）を行っていない場合には、取引残高報告書を交付する必要がないと考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号柱書）。 |
| 38 | 金融債の発行体が行う当該金融債の募集は、金商法上の行為規制対象に該当しないと理解し | |

| | | |
|---|---|---|
| | ているが、当該金融債の発行体が同法第2条第8項第17号の口座管理業務を行い、当該金融機関において当該金融債の口座管理業務（カストディ業務）を行う場合、金商業等府令案第100条第1項第3号に規定する「取引残高報告書」を交付する必要があるのか。 | |
| 39 | 金商業等府令案第117条第1項第2号に掲げる取引が成立した場合で、契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付している場合でも、当該契約にかかる有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合には、金商業等府令案第100条第1項第3号の規定により取引残高報告書の交付が必要と考えてよいか（例えば、店頭デリバティブ取引において、金銭の受渡しを行った場合は、取引残高報告書が必要となるが差し支えないか）。 | 貴見のとおり、金銭又は有価証券の受渡しを行った場合には、店頭デリバティブ取引について契約締結時交付書面の交付を要しない場合であっても（金商業等府令第110条第1項第2号ホ）、取引残高報告書の交付が必要と考えられます（同府令第111条参照）。 |
| 40 | 金商法第37条の4に基づく「取引残高報告書」を交付するときとして、金商業等府令案第100条第1項第3号イ及びロにおいてその詳細が定められている。同号においては、顧客がイに基づく請求をしなかった場合はロに基づき、事業年度の四半期の末日ごとに取引残高報告書の交付を行わなくてはならないとされている。<br>だが、「取引残高報告書」は、顧客と金融商品取引業者との取引関係が継続的なものである場合を前提にしていると考えられ、継続的な取引を前提としない場合の交付の意義は薄く、反対に、金融商品取引業者の経済的負担を増加させ、ひいては顧客の負担する報酬・手数料等に転嫁されその負担を増すものと考える。例えば不動産の信託受益権等の金商法第2条第2項各号に規定するみなし有価証券については、金融商品取引業者と顧客との売買が、宅地建物の売買と同様に単発のものであることから、金商業等府令案第100条第1項第3号ロ（1）の規定は、金商法第2条第2項各号に規定するみなし有価証券には適用しないよう、検討してほしい。 | 取引残高報告書は、一定期間に行われた顧客の取引の内容及び一定期間末日における顧客の有価証券及び金銭の残高を顧客が確認する方途を提供するための書面であり、投資者保護の観点から必要な書面であると考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間金融商品取引契約が成立しておらず又は受渡しを行っていない場合については、金銭・有価証券の残高がある場合に限り、1年ごとの取引残高報告書の交付義務があることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| | **（顧客の請求に応じて取引残高報告書を交付するとき）** | |
| 41 | 金商業等府令案第100条第1項第3号イの規定と、同号ロ(2)との関係を教えてほしい。 | 金商業等府令第98条第1項第3号ロ(2)の規定は、同号イの顧客に対して金融商品取引契約の成立の都度又は金銭若しくは有価証券の受渡しの都度取引残高報告書を交付する場合であっても、当該取引残高報告書において同府令第108条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の記載を省略する場合には、当該事項を記載した取引残高報告書を3月ごとに作成・交付しなければならないことを定めるものであり、現行の証券会社府令別表第8「十三　取引残高報告書」の「記載要領等」欄の五の規定と同趣旨の規定です。 |
| 42 | 顧客から金商業等府令案第100条第1項第3号イの請求があった場合、同書面における報告対象期間はいずれの期間を指すか。 | 金商業等府令第98条第1項第3号イの取引残高報告書については、顧客の請求に応じて、当該取引残高報告書の対象となる個別の金融商品取引契約の成立又は受渡しの都度交付するもの |

| | | |
|---|---|---|
| | | であることから、ご意見を踏まえ、「報告対象期間」の概念を用いないこととするよう、規定を修正いたします（同府令第108条第3項）。 |
| 43 | 取引報告書を取引成立の都度交付しているため、取引残高報告書を金商業等府令案第100条第1項第3号イの規定に基づき、更に交付する必要はないのではないか。<br>取引残高報告書の交付は、四半期ごとの交付で差し支えないと考える。 | 金融商品取引業者等は、顧客の財産を管理することから、当該顧客が、自分が行った取引の内容及びその取引を行うこと等により異動した有価証券若しくは金銭の残高を確認したい場合にその方途を提供することは、投資者保護上必要な措置であると考えられます。<br>なお、金商業等府令第98条第1項第3号ロは、顧客が同号イの請求をした場合は適用されません（同号ロ（1））ので、基本的には取引残高報告書を報告対象期間の末日ごとに交付し、顧客が請求した場合（同号イ）には、報告対象期間の末日ごとの交付に代えて、契約の成立又は受渡しの都度に交付することとなると考えられます。 |
| 44 | 顧客からの請求がなくとも例えば四半期に一度以上取引残高報告書を交付している場合は、それ以上の顧客からの請求があっても応じる必要がないようにしてほしい。<br>又は、顧客からの請求があっても、取引残高報告書は金銭等の受渡しの回数に応じて交付すればよいとの理解でよいか。 | |
| 45 | ① 金商業等府令案第100条第1項第3号イについては削除してほしい（少なくとも、店頭デリバティブ取引について、金融商品取引契約成立の都度、顧客の請求に基づき取引残高報告書を交付することは適用を除外）。<br>② 削除できない場合には、契約締結時交付書面における記載が取引残高報告書の記載をすべて充足している場合には、当該契約成立時に取引残高報告書を別途交付することは不要（契約締結時交付書面と取引残高報告書の兼用は可）としてほしい。<br>③ なお、パブリックコメントに付された同府令案どおりの対応が必要となった場合には、相応の経過措置（猶予期間）を設けてほしい。 | ① 有価証券関連の店頭デリバティブ取引については、現行の証取法令においても、取引残高報告書を顧客の請求に応じて交付すべきことが定められています（証券会社府令別表第8「十三 取引残高報告書」の「記載要領等」欄の四）。今回の金商法制の整備にあたっては、このような取扱いを非有価証券関連デリバティブ取引についても横断化することが適当であると考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号イ）。<br>② 取引残高報告書の記載事項は、契約締結時交付書面の記載事項に包含されるものではないため、契約締結時交付書面の交付により取引残高報告書の交付自体を省略することまでは認められませんが、取引残高報告書においては、契約締結時交付書面に記載されている事項の記載を一部省略することが認められています（金商業等府令第108条第9項等）。<br>③ 取引残高報告書の交付は投資者保護上必要な措置であると考えられますので、交付について特段の経過措置は設けないこととします。 |
| 46 | 私募の取扱いにおいて、取引口座（保護預り口座、振替口座等）の開設を伴わない場合には、以下のとおり手当をしてほしい（現行法令（金融機関府令別表16の記載要領等の第3）におけるのと同様の取扱い。）。<br>① 顧客からの請求の有無にかかわらず、当該金融商品取引契約の成立又は受渡しの時に取引残高報告書を交付することとする（金商業等府令案第100条第1項第3号イ関係）。<br>② 上記の取引残高報告書を同府令案第101条第1項の契約締結時交付書面と位置づける。<br>③ 取引残高報告書の定期交付（同府令案第100条第1項第3号ロ）の対象外とする。 | 金商法令では、私募の取扱いについても契約締結時交付書面（現行の証取法における取引報告書に相当）の交付が必要とされています（金商法第37条の4第1項）。<br>したがって、私募の取扱いについて取引残高報告書の交付を不要としている現行の証取法令の仕組み（証取法第41条第1項本文）を、金商法において引き継ぐことは適当でないと考えられます。<br>なお、ご意見等を踏まえ、残高のない顧客については、残高がなくなった日の属する3ケ月の期間について取引残高報告書を交付すれば、1年ごとのものを含め、それ以降は交付が不要となるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| 47 | 金商業等府令案第100条第1項第3号イの取引残高報告書について、 | ① 顧客が当該金融商品取引契約の成立又は当該受渡しの都度取引残高報告書の交付を請求 |

| | | |
|---|---|---|
| | ① 顧客から請求があった場合は、いかなる場合でも金融商品取引業者等は、当該金融商品取引契約の成立又は当該受渡しの都度取引残高報告書を作成し、交付する義務を負うのか。<br>② こうした請求は口頭によるものも含むのか。<br>③ 顧客からの請求の有無にかかわらず、当該金融商品取引契約の成立又は当該受渡しの都度取引残高報告書を作成し、交付することは認められるのか。 | した場合には、当該請求に応じて交付する必要があると考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号イ）。<br>② 貴見のとおりと考えられます。<br>③ 顧客からの請求がない場合には金商業等府令第98条第1項第3号ロの規定が適用されることになると考えられますが、都度交付することを妨げるものではないと考えられます。 |
| 48 | 有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等（有価証券清算取次ぎを除く。）に係る当該金融商品取引契約が成立し、又は有価証券若しくは金銭の受渡しを行った場合には、その都度取引残高報告書の交付を受けることについて顧客から請求があったときは、当該金融商品取引契約の成立又は受渡しの都度、取引残高報告書を交付すべきとされているが、例えば有価証券の売買契約が成立して数日後に受渡しが行われた場合には、売買成立時及び受渡し時のいずれか一方において、取引残高報告書を交付すれば足りるとの理解でよいか。 | 取引残高報告書は、金銭及び有価証券の残高に加えて取引の内容も示す書面になるので、顧客からその都度取引残高報告書を交付することについて請求があったときは、基本的には、同書面をその都度交付する必要があると考えられます。<br>一方、ご質問のケースについては、有価証券の売買契約の成立及び有価証券・金銭の受渡しは実質的に一体のものとして行われるものであることから、取引残高報告書の交付においてご質問の取扱いも妨げられないものと考えられます。 |
| | **（「事業年度の四半期の末日ごと」）** | |
| 49 | 金商業等府令案第100条第1項第3号ロの「事業年度」は、顧客ではなく金融商品取引業者等の事業年度を意味するとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、「事業年度」を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| 50 | 取引残高報告書について、四半期ごとに作成することとなっているが、これは3、6、9、12月末でなければならないのか。<br>3ヶ月に一度のサイクルで作成するのであれば、例えば、1、4、7、11月末基準など、各金融機関の裁量で決められるようにしてほしい。 | ご意見を踏まえ、「事業年度の四半期の末日ごと」を「一年を三月以下の期間ごとに区分した期間の末日ごと」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| 51 | 「事業年度の四半期の末日ごと」とは、事業年度が4月から翌年3月の場合、6月、9月、12月、翌年3月の末日を指すと理解しているが、現行の取扱いでは事業年度の四半期の末日とは異なる日に取引残高報告書を作成している場合がある。システムの変更には一定の時間が必要となるので、当該規定の適用時期について配慮してほしい。 | |
| 52 | 金商業等府令案第100条第1項第3号ロにおいて取引残高報告書を交付する時期について「事業年度の四半期の末日ごと」に規定されているが、当該規定であるとすべての金融商品取引業者が、すべての顧客に対して、同一の基準日を基に取引残高報告書を交付することになると業者の事務作業が集中するため、また、郵便事情等も考慮し、交付の回数は「案」のとおりにしたうえで「交付する時期」については、金融商品取引業者が定めることができる旨の配慮をしてほしい。 | |
| 53 | 取引残高報告書の交付について、「事業年度の四半期の末日ごと」ではなく、従来どおり「四半期の末日ごと」とはならないか。また、「事業年度 | |

| | | |
|---|---|---|
| | の四半期の末日ごと」の場合、3ヶ月程度の経過期間を設けることができないか。当社では取引残高報告書の大量印刷、発送により業務量が増大し、顧客への書面の交付が遅延しないように営業店を3グループに分けて四半期（3ヶ月）ごとに作成し発送している。事業年度ごととなると、設備の増強あるいは外部業者への委託等の新たなコスト負担の発生が考えられる。 | |
| 54 | 「事業年度の四半期の末日ごと」（金商業等府令案第100条第1項第3号ロ）については、<br>① 営業日ベースの提示でもよいか。<br>② 事業年度が6ヶ月の場合でも「3ヶ月ごと」の作成でよいか。<br>③ 金商法の施行が本年9月末までに行われた場合、初回の取引残高報告書は9月末時点のものとなるのか。 | ① 金商業等府令第98条第1項第3号ロの取引残高報告書の作成基準日は、「報告対象期間の末日」とされており、当該日が営業日でなくても、当該日を基準として作成する必要があるものと考えられます。なお、当該報告対象期間の末日から「遅滞なく」交付される限り、実際の交付を営業日ベースで行うことも可能と考えられます。<br>② ご意見の趣旨を踏まえ、報告対象期間を1年を3月以下の期間ごとに区分した期間とするよう規定を修正いたしますので、事業年度が6月である場合、半期ごと（3月ごと）を作成基準日とするか、他の期間を設けてその期間ごととすることが可能であると考えられます。<br>③ 金商法の施行日が属する「三月以下の期間」の取引残高報告書の作成基準日をどのようにするかは、金商業等府令第98条第1項第3号ロの規定に従い、各金融商品取引業者等が報告対象期間を設定して定めることが考えられます。<br>なお、仮にご指摘の「9月末」（9月30日）が報告対象期間の末日とされる場合には金商法の施行日と同日になりますが、当該報告対象期間は基本的には金商法の施行前であることから、9月30日を末日とする取引残高報告書については、従前の取扱い（証取法における取扱い）とすることも可能と考えられます。 |
| 55 | 「四半期の末日ごと」とあるが、毎月末日ごとなどの交付形態も認めてほしい。現行の監督指針Ⅲ-2-4では「四半期ごとには」とされている。これを受け、当社では、より密な間隔で定期交付を行っているためである。 | ご意見を踏まえ、「事業年度の四半期の末日ごと」を「一年を三月以下の期間ごとに区分した期間の末日ごと」にするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。<br>したがって、金融商品取引業者等が、自主的に法令で求められる最低限の水準（3月ごと）より高い頻度（例えば1月ごと）で、顧客に対して取引残高報告書を交付することは可能です。 |
| 56 | 取引残高報告書については、四半期に限らず、例えば毎月のように、より短いサイクルで顧客宛てに交付することでもよいか。 | |
| 57 | 取引残高報告書は、「事業年度の四半期の末日ごと（直近に取引残高報告書を作成した日から一年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合には、当該日から一年を経過する日ごと）」（金商業等府令案第100条第1項第3号）に交付するとあるが、店頭デリバティブ取引のように取引口座を設けない取引の場合、各個別取引がすべて終了した後においては、取引残高報告書を交付する必要はないとの理解でよいか。 | 取引残高報告書は、顧客が報告対象期間における自らの取引の内容等を確認する目的であることから、店頭デリバティブ取引の決済がすべて完了し、債権債務関係が全く残っていない場合であっても、取引が終了した日が属する報告対象期間については、取引残高報告書の交付が必要であると考えられます（金商業等府令第98条第1項第3号ロ）。 |
| 58 | 金商業等府令案第100条第1項第3号ロに関 | ご意見等を踏まえ、金銭・有価証券の残高のな |

| | | |
|---|---|---|
| | し、店頭デリバティブ取引についてかっこ書記載箇所については「残高がある顧客に限る」とし、「(直近に取引残高報告書を作成した日から 1 年間当該金融商品取引が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合には、当該日から 1 年を経過する日ごと)」の交付ルールについて、「(直近に取引残高報告書を作成した日から当該金融商品取引が成立しておらず、又は・・・、当該日から1年を経過する日ごととすることも可)」としてほしい。 | い顧客については、残高がなくなった日の属する3ヶ月の期間について取引残高報告書を交付すれば、それ以降は交付が不要となるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。<br>また、ご意見を踏まえ、1年ごとに交付が可能である場合であっても3月ごとの交付を選択することができるよう、規定を修正いたします(同号ロ)。 |
| 59 | 金商業等府令案第100条第1項第3号ロかっこ書内の「直近に取引残高報告書を作成した日」は「直近に当該金融商品取引契約が成立した日」、「当該日」は「直近に取引残高報告書を作成した日」の誤りではないか(同府令案第115条第2項かっこ書も同様。)。 | 当該規定は直近に金融商品取引契約が成立したか否かではなく取引残高報告書を作成したかどうかを基準としていることから、原案の規定が適当と考えられます(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。 |
| 60 | 航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等に係る匿名組合契約地位譲渡契約等、スポット的にみなし有価証券の売買を行った顧客に対しても、事業年度の四半期の末日ごと(又は、金銭に受渡日から1年を経過する日ごと)に取引残高報告書を作成の上、顧客に交付しなければいけないのか。<br>また、この手続はいつまで続けなければいけないのか。航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等における匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱い及び売買の媒介を行う第二種金融商品取引業者にとって、「取引残高報告書」とは何か。 | 取引残高報告書は顧客が報告対象期間における自らの取引の内容等を確認する目的もあることから、ご意見のケースにおいても取引残高報告書を作成の上、顧客に交付する必要があると考えられます。<br>一方、ご意見等を踏まえ、金銭・有価証券の残高のない顧客については、残高がなくなった日の属する3ヶ月の期間について取引残高報告書を交付すれば、それ以降は交付が不要となるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。<br>また、「私募の取扱い」及び「売買の媒介」についても、顧客が当該取引内容等を確認するためにも取引残高報告書の交付は必要と考えられます。 |
| 61 | 口座を解約した者に対する解約直後の四半期末における取引残高報告書の交付要否を確認させてほしい。<br>(例)2007年11月20日に最後の約定があった顧客(以後、建玉や金銭は保有していない)が同年11月末で口座を解約した場合の同年12月以降の交付要否。 | 口座を解約された日の属する報告対象期間において、契約成立若しくは受渡しがあり、又は金銭・有価証券の残高があった場合には、当該報告対象期間に係る取引残高報告書を顧客に交付する必要があるものと考えられます。 |
| | **▼契約締結時交付書面の共通記載事項** | |
| 62 | 「金融商品取引契約が成立したとき」(金商法第37条の4第1項)には、取引に先立って締結する「基本契約書の締結」は含まれないとの理解でよいか。 | 基本契約であっても、金融商品取引行為を行うことを内容とする「金融商品取引契約」(金商法第34条)に該当しますので、契約締結時交付書面の交付は必要と考えられます。 |
| 63 | 金商業等府令案第101条～第102条はあくまでも書面の記載事項のみの記載に留め、交付タイミングについてはまとめて同府令案第100条に記載した方が明確になるのではないか。 | 金商法第37条の4の契約締結時等交付書面は、「契約締結時交付書面」及び「その他書面」に区分され、「契約締結時交付書面」は金融商品取引契約が成立したときに交付され(同条第1項本文)、「その他書面」は金商業等府令第98条第1項に規定するときにそれぞれ交付することとされています。したがって、ご指摘の「交付タイミング」については、金商法第37条の4第1項本文、金商業等府令第98条第1項に記載されており、同府令第99条及び第100条はあくまでも契約締結時 |
| 64 | 金商業等府令案第100条において定義されている契約締結時交付書面の交付タイミングについて、例えば株式の売買については、第3号に該当し、事業年度の四半期の末日ごとのみの交付で構わないと読める。しかし、第101条～第102条においては、「金融商品取引が成立したとき」と記 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 載があり、取引ごとにも交付が必要とも読め、どのタイミングで交付すべきかがはっきりしない。 | 交付書面の記載事項を定めるものです。<br>なお、ご指摘の金商業等府令第98条第1項第3号の書面は、「その他書面」のうちの取引残高報告書について定めるものです。 |
| 65 | 取引報告書の交付をもって契約締結時交付書面の交付とみなすことができるか。 | 現行の証取法令に基づく取引報告書(証取法第41条)は、基本的に金商法の「契約締結時交付書面」に相当するものと考えられますが、金商法令上の記載事項その他の要件を満たしていることが必要であると考えられます。 |
| 66 | 媒介のみを行う信託契約代理店においては、契約締結時交付書面は、代理店ではなく信託会社が行えばよいという理解でよいか。 | 受託者のために信託契約締結の代理・媒介を行う現行の信託契約代理店は、受託者が信託受益権の「発行者」とされる場合(定義府令第14条第3項第1号ロ)には、有価証券の募集(私募)の取扱い(金商法第2条第8項第9号)を行う「金融商品取引業者等」として、顧客に対し契約締結時交付書面の交付義務(同法第37条の4)を負うことになると考えられます(信託業法第2条第8項参照)。<br>この場合、受託者である信託会社は、信託契約の相手方である委託者に信託業法上の説明義務を負うものと考えられますが(信託業法第25条)、信託業法と金商法はそれぞれ異なる観点から説明義務を定めており、説明事項の内容も必ずしも一致しないことから、信託業法上の説明義務が適用されることをもって、一律に金商法上の契約締結時交付書面の交付義務の適用を除外することは適当でないと考えられます。 |
| 67 | 取引先が海外金融機関・証券会社である場合でも、金商法規制の対象となり、法定帳簿の作成・保管が必要となるのか。必要となる場合でも、契約締結時交付書面・取引残高報告書の作成は不要と考えてよいか。 | ご意見を踏まえ、外国法人は一律に一般投資家へ移行可能な特定投資家として位置づけるよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。<br>これにより、外国法人を相手とする取引については、当該外国法人が一般投資家へ移行しない限り、契約締結時交付書面及び取引残高報告書の作成・交付が不要となります。この場合には、契約締結時交付書面及び取引残高報告書の写し(金商業等府令第157条第1項第1号イ)を帳簿書類として作成・保存する必要もないものと考えられます。 |
| 68 | 取引残高報告書は、金商業等府令案第101条第1項の適用対象外となることを確認したい。 | 貴見のとおり、金商業等府令第99条第1項は、契約締結時交付書面の記載事項を定めたものであり、取引残高報告書の記載事項を定めたものではありません。 |
| 69 | 金融商品取引契約が成立したときに顧客に交付する書面について、現行どおり取引報告書という名称を利用することに問題はないか。 | 金商業等府令においては、金商法第37条の4第1項に規定する書面を「契約締結時交付書面」と規定していますが、実際の取引における書面の名称については特に制限はなく、「取引報告書」という名称を使用することも可能と考えられます。 |
| 70 | 一部の金融商品においては、契約締結の際、通帳と計算書等のように別々の書面にそれぞれ必要事項を記載する場合があることから、必ずしも1つの書面に必要事項(金商業等府令案第115条)を記載する必要はないことを確認したい。 | 別々の書面に記載する場合であっても、それらが一体のものとして交付される場合には、契約締結時交付書面を交付したものと考えられます。<br>なお、取引残高報告書については、通帳に記載する方法も認めることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第108条第6項)。 |

| | | |
|---|---|---|
| 71 | 金商法においては、契約締結時交付書面に加えて投資一任契約書が法定帳簿と規定されたが、現行の投資顧問業法同様、契約締結時交付書面は投資一任契約書と一体として作成することが可能であるとの理解でよいか確認させてほしい。<br>また、契約締結時交付書面と投資一任契約書を分けて顧客に交付する場合、投資一任契約書の記載事項は任意としてよいか確認させてほしい。 | 両者併せて契約締結時交付書面に係る所定の記載事項が記載されていれば、契約締結時交付書面と「投資一任契約書」を一体として交付することは可能と考えられます。<br>一方、これらの書面を分けて顧客に交付する場合には、契約締結時交付書面自体に所定の記載事項が記載されていることが必要になりますが、その場合には「投資一任契約書」の記載事項は任意となると考えられます。 |
| 72 | 契約締結時交付書面に記載すべき事項がすべて契約書自体に記載されていれば、当該契約書（又はその写し）の交付をもって契約締結時交付書面に代えることができるか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 73 | 契約締結時交付書面に記載すべき事項の一部が契約書自体に記載されている場合、①当該契約書（又はその写し）及び②当該契約書に記載されていない事項を記載した書面、の両方を交付することにより、契約締結時交付書面に代えることができるか。 | 顧客に対してこれらの書面を一体として交付すると認められる場合には、ご質問①及び②の書面の交付をもって契約締結時交付書面の交付を行うことができると考えられます。 |
| 74 | 契約締結時交付書面の共通記載事項（金商業等府令案第101条第1項）には、全業種に共通である事項のみを列挙し、各取引に固有である事項のみ第102条以下で規定するべきである。 | 基本的に契約締結時交付書面の共通記載事項（金商業等府令第99条）にはすべての金融商品取引契約に共通である事項のみを列挙しており、同府令第100条以下では各取引に固有の事項を規定しています。 |
| 75 | 契約締結前の交付書面と契約締結時の交付書面を同様の記載方法にしてほしい。リスクについての確認は、契約締結前、締結時に複数回に行うこととで投資家保護につながると考えられる。 | 契約締結時交付書面は、顧客が契約締結前交付書面の交付を受け、契約が成立した後に、当該契約内容等を確認できるようにするために交付されるものであり契約締結前交付書面と趣旨が異なることから、その記載事項についてそれぞれ別途規定することとしています。 |
| | **（金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名、登録番号）** | |
| 76 | 契約締結時交付書面である取引報告書を郵送する場合に、同封する別の紙に、販売者の商号、住所、登録番号を記載することで、当該記載項目については契約締結時交付書面の記載事項を満たしていることを確認したい。また、郵送する場合に、取引報告書を入れる封筒の表面に販売会社の商号、住所、登録番号を記載することで、同様に契約締結時交付書面の記載事項を満たしていると考えてよいか。 | ご指摘の「同封する別の紙に、販売者の商号、住所、登録番号を記載する」方法については、書面が複数のものにわたったとしても、それらが実質的に一体のものとして顧客に交付されるのであれば、契約締結時交付書面の要件を充足し得るものと考えられます。<br>また、ご意見にあるように郵送する場合の封筒に契約締結時交付書面の作成者の商号及び住所を記載する方法については、例えば郵送された契約締結時交付書面の作成・交付者が封筒に記載のある者である旨が当該契約締結時交付書面に記載されている等、当該者が契約締結時交付書面の作成・交付者であることが顧客に理解される方法で記載されていれば可能であると考えられますが、顧客の理解の観点からは、同封する別の紙に販売者の商号、住所、登録番号を記載して実質的に一体として交付される方法がより望ましいと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、金商業等府令案第101条第1項第2号（登録番号）を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第99条第1 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 項)。 |
| 77 | 「金融商品取引業者等の登録番号」は契約締結前の交付書面での記載内容であり、契約締結時において、投資家は既に知り得ている内容である(金商法第37条の3)。したがって、契約締結時交付書面の記載事項のうち「金融取引業者等の登録番号」については契約締結前の交付書面での記載内容であり記載省略扱いとしてほしい。なお、記載事項として省略できない場合でも、あらかじめ公表することで足りる取扱いを認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令案第101条第1項第2号(登録番号)を削除するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第99条第1項)。 |
| 78 | 契約締結時交付書面の共通記載事項として、「当該金融商品取引業者等の登録番号」が追加されているが、本条項を削除してほしい。また、残すとしても対応を行うまでに一定の猶予期間を設けてほしい。従来においては、左記登録番号の記載がなくとも、特段の投資家保護上の問題は生じていないためである。 | |
| 79 | 顧客に交付する書面には、例えば税法に基づく特定口座年間取引報告書等があり、当然金融商品取引業者等の商号、名称や営業所の名称等を記載しているが、「当該金融商品取引業者等の登録番号」の記載は要しないと理解している。 | |
| 80 | 書面交付分については、送付する封筒又は葉書の差出人欄に登録番号を記載することでもよいこととしてほしい。電子交付分については、例えば電子交付画面のトップページに登録番号を記載することでもよいこととしてほしい(書面を交付する際に一体となって存在する封筒に登録番号が記載されていれば、また、電子交付する際に、その書面表示画面に到達するまでに必ず参照することとなる画面に、登録番号が記載されていれば、顧客への周知という観点から、十分に当該書面に直接記載するのと同等の効果が期待できると考えるため)。<br>上記取扱いが認められない場合には、2年程度の経過措置期間を認めてほしい。本項目は、法令上新たに記載することが義務づけられた項目であり、また、契約締結時交付書面については商品・取引ごとに作成を行っており、作成している種類が多岐にわたっているため、システム対応に相当の期間を要するため、経過措置を求めるものである。なお、システム対応に必要な期間については、個々の項目に対応が必要な期間で判断するのではなく、金商法に対応するための一連の対応に必要な期間で判断してほしい。 | |
| 81 | 契約締結時交付書面を圧着ハガキ又は封書等で交付する場合、その圧着ハガキ又は封書等の外部に記載又は印字された社名等の下部等に当該金融商品取引業者等の登録番号を記載することによって、金商業等府令案第101条第1項第1号及び2号に定められた共通記載事項を満たすとの解釈でよいか明確にしてほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | **（営業所又は事務所の名称）** | |
| 82 | 金融商品取引業者等の営業所又は事務所の名称について、次に掲げる顧客について、顧客の同意がある場合については、記載を省略できるものとしてほしい。<br>① 証券会社<br>② 外国証券会社<br>③ 金商法第65条の2第3項に規定する登録金融機関<br>④ 適格機関投資家（①から③までに掲げる者を除く。）<br>なお、現行の証券会社府令別表第2の備考欄6には、同様の規定が設けられている。 | 今回の金商法において特定投資家制度が導入されたことにより、ご指摘の「証券会社」、「外国証券会社」及び「登録金融機関」の大半を含む「適格機関投資家」（定義府令第10条第1項）については、特定投資家（金商法第2条第31項第1号）として契約締結時交付書面を交付する義務がない（同法第45条第2号）ことから、ご意見のような規定を設ける必要はないものと考えられます。 |
| 83 | 金商業等府令案第101条第1項第3号の「営業所又は事務所」は、当該金融商品取引業者等のすべての営業所又は事務所か、その契約の管理・実行を主管する営業所又は事務所か、後者の場合、支店の営業活動に基づく契約でも本社がその契約の管理・実行を主管する場合、本社のみの記載でよいか。 | 基本的には、「その契約の管理・実行を主管する営業所又は事務所」であり、ご指摘の「支店の営業活動に基づく契約でも本社がその契約の管理・実行を主管する場合」には、当該「支店」及び「本社」の両方の記載が必要となると考えられます。 |
| | **（金融商品取引契約の概要）** | |
| 84 | 金商業等府令案第101条第1項の記載事項で、金融商品取引契約の概要（同項第4号）というものがあるが、これは何か。従来から売買があった際に売り・買いの別、自己・委託の別を記載していたが、それをもって「概要」とすることができるのか。また、金商法第2条第8項第16号及び第17号については「金銭・有価証券の預託」であるとか「（社債等の）振替」と記載すればよいか。 | 金商業等府令第99条第1項第3号に掲げる「当該金融商品取引契約の概要」とは、成立した金融商品取引契約の概要のうち、同府令第100条から第107条までに規定する事項以外の事項であって、顧客がその内容を確認するために必要な事項をいうものと考えられます。<br>有価証券の売買その他の取引における売買の別や自己又は委託の別については、同府令第100条第1項第1号及び第2号に掲げられているため、同府令第99条第1項第3号に掲げる事項には含まれないものと考えられます。<br>なお、契約締結時交付書面は、顧客が自身の締結した契約の内容を確認するためのものであることから、ご指摘の「金融商品取引契約の概要」については、当該概要に照らして簡潔に記載すれば足り、契約締結前交付書面における「金融商品取引契約の概要」（金商法第37条の3第1項第3号）と同等の記載である必要はないものと考えられます。 |
| 85 | 「当該金融商品取引契約、前条第1項第1号の解約又は同項第2号の払戻しの概要（略）」（金商業等府令案第101条第1項第4号）とは、例えば、「自己又は委託の別、売付け又は買付けの別、銘柄、数量、単価、金額、経過利子、手数料、受渡金額」でよいか。 | |
| 86 | 金商業等府令案第101条第1項第4号において、「概要」を記載することとされているが、「次条から第114条までに規定する「もの」を除く」との除外規定がある。この「もの」とは、デリバティブ取引等の取引を指すのか、あるいは各条文に規定されている事項を指すのか。<br>デリバティブ取引等の取引を指すのであれば、「概要」の記載は不要と解してよいか。<br>「事項」を指すのであれば、デリバティブ取引において、同府令案第102条及び第104条の記載事項以外の「概要」に記載すべき事項は、どのようなものが想定されるのか。 | 金商業等府令第99条第1項第3号の「次条から第107条までに規定するもの」とは、これらの各条に規定された事項を指すと考えられます。同府令第99条第1項第3号かっこ書は、同府令第100条から第107条に規定する契約締結時交付書面の記載事項との重複を排除するための規定です。当該取引の概要を顧客が的確に理解し得るよう、取引類型に応じ必要かつ十分な事項を記載する必要があると考えられます。<br>「当該金融商品取引契約の概要」の記載については、同府令第100条から第107条までに規定する記載事項以外に記載すべき事項がなければ、記載する必要はないと考えられます。 |
| 87 | 金商業等府令案第101条第1項に規定する契 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 約締結時交付書面の共通記載事項のうち同項第4号に「金融商品取引契約の概要」で金商業等府令第102条から114条までに規定するものを除くとあるが、具体的にどのような事項を記載すべきと考えればよいのか。例を示してほしい。 | |
| 88 | 金商業等府令案第101条第1項第4号の契約の概要はどの程度の内容を記載する必要があるか。 | |
| | **（金融商品取引契約の成立、解約、払戻しの年月日）** | |
| 89 | 「当該金融商品取引契約の成立、前条第1項第1号の解約又は同項第2号の払戻しの年月日」（金商業等府令案第101条第1項第5号）は、「約定年月日」、「受渡年月日」との理解でよいか。 | 取引類型に応じ、「契約成立年月日」、「解約年月日」又は「払戻し年月日」のいずれかを記載することになると考えられます（金商業等府令第99条第1項第4号）。「契約成立年月日」については、適切な場合には、「約定年月日」を記載することも可能と考えられますが、「受渡年月日」は基本的には「契約成立年月日」に該当しないものと考えられます。 |
| 90 | 契約時締結時交付書面の共通記載事項において、「当該金融商品取引契約成立の年月日」とは、必ずしも決済日（受渡日）に限られたものではなく、譲渡人と譲受人の当事者間の合意が確認された日との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（租税に関する事項）** | |
| 91 | 金商業等府令案第101条第1項第6号について、契約締結時交付書面の共通記載事項として、「租税に関する事項」が追加されているが、どのレベルでの記載が要求されるのか。例えば、特定口座のように複数の明細によって計算されるものについては、不要としてほしい。<br>手数料等及び租税に関する事項は、具体的な料率、税率までを書く必要はなく、そういうものが課される旨の記載で足りるか。 | 個別の取引の内容に即して判断されるべきものではありますが、顧客が的確に理解できるように具体的に記載する必要があり、ご指摘のように単に「そういうものが課される旨」では足りないものと考えられます。 |
| 92 | ① 「租税に関する事項」（金商業等府令案第101条第1項第6号）の「租税」とは、顧客が支払う手数料に伴う租税のことか、あるいは、顧客が受け取る金銭等に係る租税を指すのか。<br>② 「租税に関する事項」について、例えば、「本取引の会計・税務処理については必ず事前に公認会計士・監査法人・税理士にご相談下さい。」とだけ記載しても問題ないか。 | ① 租税については、顧客が支払う金銭に係るもののみならず、顧客が受け取る金銭に係るものも含め、その概要を記載する必要があるものと考えられます。<br>② ご質問のような記載では、租税に関する概要を適切に記載したことにならないものと考えられます。<br>なお、「租税に関する事項」（金商業等府令案第101条第1項第6号）については、契約締結時交付書面の記載事項から削除する一方、契約締結前交付書面にその概要の記載を義務づけることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第82条第7号）。 |
| 93 | 契約締結時交付書面の共通記載事項として「租税に関する事項」が追加されているが、どのレベルでの記載が要求されるのか。また店頭デリバティブ取引のように、「租税に関する事項」や「連絡方法」など一般的な取決事項は、マスター契約等に記載され、個別のコンファメーションには書かれないものもある。このような場合に、マスター契約等に記載があれば、契約締結時交付書面への | 金商業等府令第110条第1項第2号は、店頭デリバティブ取引を含む、一定の取引について、契約締結時交付書面の交付を、契約するごとに取引の条件を記載した契約書を交付することで代替することを認めています。<br>なお、「租税に関する事項」（金商業等府令案第101条第1項第6号）については、契約締結時交付書面の記載事項から削除する一方、契約締 |

| | | |
|---|---|---|
| | 記載は不要であることを確認させてほしい。 | 結前交付書面にその概要の記載を義務づけることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第82条第7号）。 |
| | **（金融商品取引業者等に連絡する方法）** | |
| 94 | 金商業等府令案第101条第1項第8号の「金融商品取引業者等に連絡する方法」とは、「担当部署名」及び「電話番号」の記載で要件を満たすという理解でよいか。 | 当該規定については、顧客が契約について苦情を含む各種照会等を行うための連絡先の確認を適切に記載する必要があると考えられます（金商業等府令第99条第1項第7号）。<br>ご質問の「担当部署名及び電話番号」の記載は当該要件を満たし得ると考えられる一方、「当該金融商品取引業者等の電話番号」については、実際に顧客からの連絡に適切に対応できる体制となっている必要があると考えられます。 |
| 95 | 「当該金融商品取引業者等に連絡する方法」（金商業等府令案第101条第1項第8号）とは、①事業所・営業単位等、当該取引の窓口となっている部署の連絡先に限定されることなく、例えば、代表電話番号やコールセンターの電話番号、あるいはインターネットにおける問い合わせ用HPやメールアドレスなどを記載すれば足りると考えてよいか、又は②「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。 | 当該契約に関して顧客が苦情を含む各種照会等を行うための連絡先が適切に記載される必要があると考えられます。<br>① 代表電話番号等を記載することも一律に禁止されるものではありませんが、その場合には、実際に各種照会等に対応する窓口に適切に取り次ぐ体制となっている必要があるものと考えられます。<br>② 「取扱店まで直接連絡してください」との記載では、「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」（金商業等府令第99条第1項第7号）を適切に記載したことにならないものと考えられます。例えば、投資信託の販売会社が交付する書面においては、販売会社自身の連絡先を記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **（注文・清算分離行為の際の手数料等の記載）** | |
| 96 | 金商業等府令案第101条第2項柱書の記述が市場デリバティブ取引に係る記述であるのに対して、その行為の場合分けである各号の定義の中に、店頭デリバティブ取引（「同条第22項○号に掲げる取引」）の記述が入っている。これは間違いではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令案第101条第2項第1号中「及び同条第二十二項第二号に掲げる取引」を削除し、同項第2号中「並びに同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引」を削除し、同項第3号中「及び同条第二十二項第五号に掲げる取引」を削除し、同項第4号中「及び同項第二十二項第六号に掲げる取引」並びに「及び第二十二条第六号」及び「いずれかの」を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第99条第2項）。 |
| 97 | 金商業等府令案第101条第2項に掲げられる記載事項は市場デリバティブ取引に関するものであるので、各号で引用される「同条第22条○号」の記載は不要であり、削除してほしい。 | |
| 98 | 金商業等府令案第101条第2項の記載事項は全業種に共通する内容とは思われないので、共通記載事項から外してほしい。 | 金商業等府令第99条第2項は、同条第1項第5号の記載事項の特則であることから、共通記載事項から外すことは困難であるので、当該規定を維持することといたします。 |
| | **（共通記載事項に追加すべきとの意見）** | |
| 99 | 契約締結時交付書面の共通記載事項として、苦情相談窓口も加えてほしい。 | 契約締結前交付書面の記載事項として金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体の有無並びにその名称を定めており（金商業等府令第82条第14号）、これにより顧客は金融商品取引業者等の行う業務に関する苦情の解決を申し出る際の申出先を把握することができると考えられます。<br>また、金融商品取引業者等は契約締結時交付書面の共通記載事項である「顧客が当該金融商 |
| 100 | 登録申請時の提出書類だけでなく、契約締結時交付書面の共通記載事項にも、苦情相談窓口も加えるべきである。 | |
| 101 | 契約締結時交付書面には、苦情等解決のための体制についての情報の記載が必要。 | |
| 102 | 契約締結時交付書面の共通記載事項として、 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 「苦情の解決のための体制（苦情相談窓口を含む）」を加えるべきである。 | 品取引業者等に連絡する方法」において、自らの「苦情相談窓口」を記載することが適当と考えられます。 |
| | **▼有価証券の売買等又はデリバティブ取引等に係る記載事項等** | |
| | **（自己又は委託の別）** | |
| 103 | 契約締結時交付書面の共通記載事項として、「委託の場合にあっては、相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地」（金商業等府令案第102条第1項第1号）が追加されているが、本条項を削除してほしい。これまで、記載がなくても投資家保護上、特段の問題が生じていなかった項目である上、記載することが極めて煩瑣であるため。 | 基本的に現行規定を引き継いだものであり、かつ、投資者保護上重要なものと考えられますので、規定を維持することといたします（金商業等府令第100条第1項第1号）。 |
| 104 | 金商業等府令案第102条第1項第1号を全面削除してほしい。全面削除が難しいようならば、現実的に対応可能な取引類型に限定して記載することとしてほしい。現実的に対応可能な取引類型に限定して記載することとなる場合には、2年程度の経過措置期間を認めてほしい。①相手方の住所（海外を含む）を最新の状態に管理しておくこと、②外国有価証券の委託取引において相手方は判定不能である場合があること、③TOBの買付者に対する相手方は不特定多数であり、記載することは現実的でないため。経過措置については、本項目は、法令上新たに記載することが義務づけられた項目であり、当該項目に関連する多数のシステム及び帳票を同時に修正する時間が必要であることから、求めるものである。なお、システム対応に必要な期間については、個々の項目に対応が必要な期間で判断するのではなく、金商法に対応するための一連の対応に必要な期間で判断してほしい。 | 基本的に現行規定（証券会社府令別表第2の記載事項の欄の六から九まで、金先法施行規則第20条第1項第5号）を引き継いだものであり、かつ、投資者保護上重要なものと考えられますので、規定を維持することといたします。 |
| 105 | 委託等である媒介についてそれぞれ相手方を記載する必要があるということとしてほしい。業者間で行う媒介の場合（例：A証券会社の顧客売り／当社の顧客買い）で考えると、当社の顧客向け書面に記載すべき事項は商号「A証券会社」所在地「A証券会社の所在地」ということでよいのか。PTSへ取り次ぐ場合の相手方は開設者でよいのか。 | ご意見も踏まえ、「（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合に限る。）」を「（店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）」に修正しますので（金商業等府令第100条第1項第1号）、有価証券の売買の媒介又は取次ぎの場合には相手方を記載する必要はありません。 |
| 106 | 自己又は委託の別並びに委託の場合（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合に限る）にあっては、相手方が希望しない場合であっても、その商号名称又は氏名及び住所又は所在地を記載する必要があるのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、相手方の希望の有無を問わず、相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地を記載する必要があると考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、金商業等府令第100条第1項第1号を「（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合に限る。）」を「（店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）」と修正しますので、有価証券の売買の場合には相手方を記載する必要はありません。 |
| 107 | 「自己又は委託の別並びに委託の場合にあっ | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありません |

| | | |
|---|---|---|
| | ては、相手方の商号、名称…」（金商業等府令案第102条第1項第1号）とあるが、投資信託において「自己」「委託」とはどのような区分をさすのか。 | が、投資信託については、投資信託委託会社がいわゆる直販を行う場合には「自己」、投資信託の販売会社が投資信託委託会社から委託を受けて募集又は私募の取扱いを行う場合には「委託」に分類されるものと考えられます。 |
| 108 | 店頭デリバティブ取引については「自己」との取引しかないと考えられるので、金商業等府令案第102条第1項第1号の記載は不要と考えてよいか。 | 店頭デリバティブ取引についても、金融商品取引業者等が顧客の委託を受けて行うことが理論上あり得ることから、「自己又は委託の別」（金商業等府令第100条第1項第1号）を記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **（売付け、買付け、募集、私募、売出し等の別）** | |
| 109 | 募集・売出しに際して顧客に目論見書を交付している場合には、契約締結時書面への「募集、売出しの別」の記載について、「募集・売出し」と記載することを認めてほしい。上記取扱いが認められない場合には、2年程度の経過措置期間を認めてほしい。<br>金融商品取引業者が募集・売出しにより顧客に有価証券を取得させる際に、あらかじめ又は同時に当該顧客に交付する目論見書では、募集・売出しの別を明示しており、顧客は目論見書を参照することにより、当該取得行為について、募集・売出しの別を容易に把握することが可能であるため。経過措置については、本項目は、法令上新たに記載することが義務づけられた項目であり、当該項目に関連する多数のシステム及び帳票を同時に修正する時間が必要であることから、求めるものである。なお、システム対応に必要な期間については、個々の項目に対応が必要な期間で判断するのではなく、金商法に対応するための一連の対応に必要な期間で判断してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第100条第1項第2号柱書を「売付け等（売付けその他の有償の譲渡又は解約若しくは払戻しをいう。）又は買付け等（買付けその他の有償の取得をいう。）の別（次のイからニまでに掲げる取引にあっては、それぞれイからニまでに定めるものの別）」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 110 | 金商業等府令案第102条第1項第2号については、「又は募集、売出し若しくは私募若しくは買取り、解約若しくは払戻しの別」を削除し、「売付け若しくは買付けの別」としてほしい。これまで、「又は募集、売出し若しくは私募若しくは買取り、解約若しくは払戻しの別」の記載がなくても投資家保護上、特段の問題が生じていなかった項目である上、記載することが極めて煩瑣で大変である。 | |
| 111 | 上記について削除が難しい場合、募集、売出しの区別がつかないIPO等については、「募集・売出し」等の記載でもよいこととしてほしい。これは募集と売出しを同時に実施するIPO等においては、顧客への販売時、募集玉と売出し玉を分けて管理していないケースがあるためである。 | |
| 112 | 売買の別に加えて、「募集、売出し若しくは私募若しくは買取り、解約若しくは払戻し」を表現しなければならないのか。商品ごとに言葉を使い分けて表示するのは大変である。ただし書などで読替えを一覧表示することでよいか。 | |
| 113 | 契約締結時交付書面については、従来どおりの表記を継続することも可としてほしい。例えば、「売付け又は買付けの別・・・」とあるが、現先取引 | 「スタート」「エンド」との表記が一律に禁止されるものではないと考えられますが、それらが「売付け」「買付け」のいずれを指すものであるかが、一 |

| | | |
|---|---|---|
| | の場合、(顧客から見て)買戻し条件付売りの場合は、「スタート」を「売付け」、「エンド」を「買付け」、売戻し条件付買いの場合は、「スタート」を「買付け」、「エンド」を「売付け」として取り扱うことでよいか。 | 般的な顧客にとって十分に理解できるものであることが必要と考えられます。 |
| 114 | 金商業等府令案第102条第1項第2号に関し、店頭デリバティブ取引については新規・解約の別のみ表示し、オプションについては加えて売買区分を表示するという理解でよいか。 | 店頭デリバティブ取引のうち、金商法第2条第22項第1号に掲げる取引については売付け・買付けの別(金商業等府令第100条第1項第2号柱書)、それ以外の取引については同号イからニまでに掲げる事項の別をそれぞれ記載する必要があります。<br>オプション取引については、顧客がオプションを付与する立場の当事者となるもの又はオプションを取得する立場の当事者となるものの別を記載する必要があります(同号ロ)。 |
| 115 | 金商業等府令案第102条第1項第2号イからニまで及び第115条第1項第2号ハの規定における「当事者」については、以下のような記載でよいか。<br>【金利スワップの場合】<br>変動金利の受け手と払い手<br>【通貨オプションの場合】<br>オプションの購入者と売却者<br>【NDF取引の場合】<br>輸入サイド(ヘッジ対象通貨の購入)と輸出サイド(ヘッジ対象通貨の売却) | 基本的には貴見のとおりと考えられますが、一般的な顧客にとって十分に理解できるものであることが必要と考えられます(金商業等府令第100条第1項第2号イ～ニ、第108条第1項第2号ハ)。 |
| 116 | 「上回る」(金商業等府令案第102条第1項第2号イ)というのは通貨オプション等為替関連デリバティブ取引の場合、自国通貨建てを言うのか外国通貨建てを言うのか不明確であるが、当該通貨の一般的な建値を使用すればよいという理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第100条第1項第2号イでは、例えば、ある通貨について当事者が約定した指標(「約定数値」)と当該通貨についての現実の指標(「現実数値」)を比較しており、比較対象が不明確になることはないものと考えられます。 |
| 117 | 店頭スワップ取引(金商法第2条第22項第5号)に係る契約締結時交付書面ならびに取引残高報告書の記載事項のうち、「売付け若しくは買付けの別」に相当する記載については、「締結又は解約」の意味も含める書きぶりとしてほしい。店頭スワップ取引(金商法第2条第22項第5号)については、市場スワップ取引(金商法第2条第21項第4号)とは取引の方法が全く異なり、単純に双務支払契約を締結するだけとなることからである。 | 金商業等府令第100条第1項第2号及び第108条第1項第2号が求めているのは、顧客がどのような立場で取引を行っているかを確認できるようにするためのものであるので、締結又は解約を記載事項とすることは適当でないと考えられます。<br>成立した金融商品取引契約が金商法第2条第22項第5号に係るものであって、契約の当事者の双方が金銭を支払うものである場合には、金商業等府令第100条第1項第2号ハ又は第108条第1項第2号ハ(3)の記載事項として、金銭を支払う立場である旨を記載するとともに、同府令第100条第1項第3号又は第108条第1項第2号ホの記載事項として、金銭を支払う原因となる金融商品の利率等又は金融指標について記載するものと考えられます。<br>また、当該金融商品取引契約を解約した場合には、同府令第100条第1項第7号又は第108条第1項第2号ニに掲げる事項として、その旨を記載するものと考えられます。 |
| | **(銘柄、対象通貨その他取引の対象に係る名称)** | |
| 118 | 「銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標 | ご質問のような記載では、「銘柄(取引の対象と |

| | | |
|---|---|---|
| | その他これらに相当するものを含む。)」(金商業等府令案第102条第1項第3号)とあるが、店頭デリバティブ取引においては、例えば以下のような記載でよいか。<br>例:「金利デリバティブ」「通貨オプション」「天候デリバティブ」 | なる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。)」(金商業等府令第100条第1項第3号)の事項を適切に記載したことにはならず、例えば、取引の対象となっている金利、通貨や気象観測数値の種類を具体的に記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **(件数その他取引に係る数量)** | |
| 119 | 「約定数量」(金商業等府令案第102条第1項第4号)とあるが、店頭デリバティブ取引では当初想定元本でよいか。 | 「約定数量」(金商業等府令第100条第1項第4号)とは、店頭デリバティブ取引の当初想定元本と必ずしも一致するものではなく、約定した取引の件数又は数量を記載すべきものと考えられます。 |
| | **(単価、対価の額等)** | |
| 120 | ① 金商業等府令案第102条第1項第5号に関し、店頭デリバティブ取引については、「単価」の記載は不要、「対価の額」についても一体契約として顧客と契約時に金銭の受払いがない取引については記載不要という理解でよいか。<br>② また、「単価」について、通貨オプション・NDFについては、「対価の額」(通貨オプションについては対価をオプション料とし、NDFについては対価をヘッジ対象通貨額×締結相場によって算出される決済通貨額とすれば)を記載すれば、「単価」の記載は不要であるという理解でよいか。<br>③ また、「取引一単位当たりの金額又は数値」については、金利スワップ、通貨オプション・NDFには関係ないという理解でよいか。 | ① 店頭デリバティブ取引についても、「単価」の存在する取引類型については、これを記載する必要があります。また、契約時に金銭の授受がない取引であっても、「対価の額」が存在しないとは限らないものと考えられます(金商業等府令第100条第1項第5号)。<br>②③ 店頭デリバティブ取引における金商業等府令第100条第1項各号の記載については、個別の取引ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば「通貨オプション」について「単価」又は「取引一単位当たりの金額又は数値」があればその記載が必要となると考えられます。また、「金利スワップ」や「NDF」についても、「単価」又は「取引一単位当たりの金額又は数値」があり得るものと考えられます。 |
| | **(顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法)** | |
| 121 | ① 「顧客が支払うこととなる金銭の額」(金商業等府令案第102条第1項第6号)とは、金利スワップや通貨オプションについては何を想定しているか。<br>② 「計算方法」(同号)は「当行所定」との記載でよいか。NDF取引においては、決済金額とすれば契約時には確定しないので記載不要でよいか。<br>③ なお、NDFの決済金額の決定方法については別途説明を行っているので、NDFの決済相場が確定した場合においてどのような計算で受払金額が算出されるかについての説明及び書類の作成時点で差額が確定していない旨を、契約締結時交付書面及び取引残高報告書(金商業等府令案第115条第1項第2号チにおいて「支払金額及び手数料」が記載事項とされている。)に記載する必要がないことも確認したい。 | ① 例えば顧客が支払う手数料等を想定していますが、個別の取引ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます(金商業等府令第100条第1項第6号)。<br>② 「計算方法」については、「当行所定」との記載では、適切な記載をしたことにならないものと考えられます。<br>③ 「顧客が支払うこととなる金銭の額」(金商業等府令第100条第1項第6号)が契約締結時に確定していない場合には、「計算方法」を記載する必要があります(同号)。その内容は、取引残高報告書においても記載する必要があるものと考えられます(同府令第108条第1項第2号チ)。 |
| 122 | 「顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法」に関して、スワップポイントは通貨間の金利差に基づいて支払い、あるいは受領するものであるが、その金額は各業者が通貨ごとに定めるものであり、一律の計算方法を示せるものではない。し | ご提案の方法では顧客が支払うべき金額やその計算方法が契約締結時交付書面において示されていないと考えられることから、不十分であり、個別の事案の内容に即して記載方法を適切に記載する必要があると考えられます(金商業等府令 |

| | | |
|---|---|---|
| | たがって、当該規定に関するスワップポイントについての記載内容としては、支払方顧客が、金融商品取引業者が公表する金額を支払うべき旨を記載することでよいということにしてほしい。 | 第100条第1項第6号)。 |
| 123 | 取引報告書には、約定価格、数量、手数料、顧客が支払うこととなる金銭の額を記載することが求められている。<br>金商業等府令案第102条第1項第6号の「計算方法」を記載する必要はないのではないか。<br>「計算方法」を記載するとすれば、具体的にはどのような記載をすればよいのか。 | 例えば、店頭デリバティブ取引においては、顧客が有するポジションがどのような価値を有するかを把握することが重要であると考えられます。<br>「計算方法」(金商業等府令第100条第1項第6号)については、決済時において顧客のポジションから当該顧客が支払うこととなる金銭の額を算定する過程について顧客が理解できるように記載することが必要であると考えられます。 |
| 124 | 「計算方法」については、支払金額を計算することができる項目がすべて記載されていることをもって「計算方法」とすることでよいか。 | 利用者保護の観点からは、顧客が支払うこととなる金額を算出する際の各事項だけではなく、その計算方法も記載する必要があると考えられます。 |
| 125 | 金商業等府令案第102条第1項第6号は現行の「取引報告書」で記載している記載項目及びその注釈と理解してよいか確認したい。 | 金融商品取引契約の種類によっては、金商業等府令第100条第1項第6号に掲げる事項と証券会社府令別表第2に定める取引報告書の記載事項が同一である場合もあり得ますが、今回新たに記載事項となったものもありますので、留意が必要であると考えられます。 |
| 126 | 一般的に店頭デリバティブ取引については手数料はないが、その場合は金商業等府令案第102条第1項第6号に記載する内容は、第5号と同内容のため、記載不要という理解でよいか。 | 「顧客が支払うこととなる金銭」(金商業等府令第100条第1項第6号)とは、例えば顧客が支払う手数料等を想定しています。<br>手数料等については、価格に織り込むことによりその記載を免れるような潜脱があり得ることから、外枠で支払われる金額が存在しない場合であっても、価格のうち実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合には、当該部分について記載する必要があるものと考えられます。<br>したがって、店頭デリバティブ取引について、外枠で支払われる手数料等が存在しない場合であっても、同項第5号の記載事項とは別に、「顧客が支払うこととなる金銭の額及び計算方法」(同項第6号)を記載する必要があり得るものと考えられます。 |
| | **(取引の種類)** | |
| 127 | 「取引の種類」(金商業等府令案第102条第1項第7号)とは、具体的には何か。また、取引の内容を的確に示すために必要な事項とは、具体的には何か。 | 金商業等府令第100条第1項第7号は現行の証券会社府令別表第2の「記載事項」欄の「一 取引の種類」と同趣旨の規定であり、例えば、成立した金融商品取引契約が株式の売買であれば、通常の取引であるのか、信用取引であるのかといった取引の種類を、株式のオプション取引であれば、プットなのかコールなのか、権利行使なのか権利割当てなのかといった取引の種類を記載する必要があると考えられます。<br>また、金商業等府令第100条第1項第8号の規定は、顧客が成立した金融商品取引契約の内容を確認するために、同項第1号から第7号までの事項に加えて更に記載する必要がある場合に、当該内容を的確に示す事項を記載するために設けた規定であり、具体的な類型を示すことは困難 |

| | | |
|---|---|---|
| | | であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。 |
| 128 | 契約締結時交付書面の「取引の種類」（金商業等府令案第102条第1項第7号）とは、「有価証券の売買その他の取引」あるいは「デリバティブ取引等」のいずれかを記載すればよいか。 | 「取引の種類」（金商業等府令第100条第1項第7号）については、有価証券の種類や、デリバティブ取引の原資産（「金融商品」）、参照指標（「金融指標」）、取引類型（例えば先渡取引、オプション取引、スワップ取引等）等を記載する必要があるものと考えられます。 |
| 129 | 有価証券の募集、売出し、私募の取扱いを行う金融商品取引業者等と当該募集等に応じて当該有価証券を取得する投資家との間の当該取得に関する契約を締結する場合、契約締結時交付書面上、「取引の種類」として具体的に何を書けばよいのか。 | 顧客が成立した金融商品取引契約の種類を的確に理解することができるように、個別の取引の内容に即して判断されるべきものであると考えられます。 |
| | **（取引の内容を的確に示すために必要な事項）** | |
| 130 | 金商業等府令案第102条第1項第8号「取引の内容を的確に示すために必要な事項」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。 | 金商業等府令第100条第1項第8号の規定は、顧客が成立した金融商品取引契約の内容を確認するために、同項第1号から第7号までの事項に加えて更に記載する必要がある場合に、当該内容を的確に示す事項を記載するために設けた規定であり、具体的な類型を示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。 |
| 131 | 契約締結時交付書面に記載すべき「取引の内容を的確に示すために必要な事項」とは、具体的に何を想定しているのか。 | |
| | **（国債の入札前取引）** | |
| 132 | 契約締結時書面の交付に関し、国債の入札前取引において発行日前に銘柄が確定する場合、書面交付は当該国債の発行日ではなく、それ以前の銘柄確定時点で行ってもよいか。 | 金商業等府令第100条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事項を記載した書面は、発行日において交付する必要があると考えられます（同条第3項ただし書）。 |
| | **（その他）** | |
| 133 | 金商業等府令案第102条第1項の1行目かっこ書で除かれるものに、「出資対象事業持分」も加えてほしい。 | 当該規定は出資対象事業持分について投資者保護上必要な規定であり、適用除外とするのは適当でないと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結時交付書面の記載事項を簡素化するため、金商業等府令案第109条及び第110条の規定を削除し、同府令案第108条の記載事項を契約締結前交付書面の記載事項（金商業等府令第87条）とするよう、規定を修正いたします。 |
| | **▼有価証券の売買等又はデリバティブ取引等に係る記載事項の特則** | |
| 134 | 有価証券関連デリバティブ取引に関し、限月間スプレッド取引にかかる旨記載するとあるが（金商業等府令案第103条第1項第2号ロ）、これはいわゆる債券先物に限定してよいのか。 | 「金融商品取引所又は外国金融商品市場を開設する者の規則で定める隔月間スプレッド取引に係るものであるとき」（金商業等府令第101条第1項第2号ロ）に該当する場合には、いわゆる「債券先物」でなくても記載が必要となります。 |
| 135 | 金商法第28条第8項第4号では当事者/相手方の何れがどの金額を支払ってもよい書きぶりになっているのに対して、金商業等府令案第103条第1項第7号ロ及びニでは「顧客が支払うこととなる金銭の額の計算に係る有価証券指標又は有価証券の銘柄」、「顧客が受領することとなる金銭の額の計算に係る金利、有価証券指標、通貨の種 | 金商業等府令第101条第1項第7号ロ及びニは、顧客が行った金商法第28条第8項第4号ホに掲げる取引の内容を顧客に確認させるために必要な事項と考えられますが、金商業等府令第101条第1項第7号ロ及びニに該当する事項がなければ、当該事項については特に記載する必要がないものと考えられます。なお、同号ロ及びニの規 |

| | | |
|---|---|---|
| | 類又は有価証券の銘柄」と、書き分けられているが、法に併せた規定に戻してほしい。 | 定は、現行の証券会社府令別表第2の「記載事項」欄の八と同趣旨の規定です。 |
| | **▼デリバティブ取引等に係る記載事項の特則** | |
| 136 | 金商業等府令案第104条第1項第1号等で規定する「証拠金その他の保証金」は、同府令案第84条第3号の「委託証拠金その他の保証金」と同義か。 | ご意見を踏まえ、「委託証拠金その他の保証金」に統一するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第82条第4号、第102条第1項第1号・第2号）。 |
| 137 | 担保金額は個別の取引ごとではなく、顧客とのすべての取引を勘案して金額を算出することがあり、当該取引に係る金額を単独で示すことは不可能である場合があることから、計算方法を記載する方法も可能とした上で、計算方法に関して、顧客と別途締結している担保契約書を引用する方式を可能にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、「デリバティブ取引に係る委託証拠金その他の保証金に係る契約を個別のデリバティブ取引ごとに締結していない場合にあっては、その旨及び当該保証金の額の計算方法」を記載することとする修正をいたします（金商業等府令第102条第1項第1号）。 |
| 138 | ① 金融等デリバティブ取引についての契約締結時交付書面には、「成立したデリバティブ取引に係る証拠金その他の保証金の種類及び金額」と「預託すべき相手方」を記載することになっているが（金商業等府令案第104条）、その証拠金等にはCSAに則って差し入れられたコラテラルを含むのか。（コラテラルは取引契約ごとに差し入れられるものではなく、一のマスター契約の下で行われる複数の個別契約のエクスポージャーを対して調整されるので、個別契約ごとのコラテラルの金額を記載するのは困難である。）<br>② また、記載事項の中にはマスター契約・スケジュールに記載され、個別のコンファメーションには書かれないものもある。（例えば、金商業等府令案第101条第6号の租税に関する事項や第8号の連絡方法など）マスター契約等に記載があれば、契約締結時交付書面への記載は不要であることを確認したい。 | ① ご指摘のCSA（Credit Support Annex）に則って差し入れられた「コラテラル」についても、含まれるものと考えられます。個別契約ごとの金額の記載が不可能であれば、基本契約について差し入れられたコラテラルの金額を記載することも可能と考えられます。<br>② あらかじめ締結した基本契約書に記載された事項であっても、個々の取引に係る契約締結時交付書面において記載の省略はできないと考えられます。<br>なお、契約するごとにコンファメーションなど取引の条件を記載した契約書を交付する店頭デリバティブ取引については、そもそも契約締結時交付書面の交付が不要と考えられます（金商業等府令第110条第1項第2号ホ）。 |
| 139 | 「証拠金その他の保証金を預託すべき相手方」（金商業等府令案第104条第1項第2号）を記載事項することとされているが、店頭取引においては、「当社」又は「○○株式会社（業者名）」と、また、取引所取引においては「東京金融先物取引所」等と記載しなくてはならないのか。<br>自明のことであり、記載は不要ではないか。 | 「委託証拠金その他の保証金」は金融商品取引業者等の破綻時には顧客資産を担保するものとして顧客がその預託先を把握することは重要であると考えられますので、当該事項の記載を不要とするのは適当でないと考えられます（金商業等府令第102条第1項第2号）。<br>なお、具体的な記載については、顧客が「預託すべき相手方」を的確に理解することができるようにする必要がありますが、ご質問のような記載も可能と考えられます。 |
| 140 | デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則における「期限前に決済」（金商業等府令案第104条第1項第4号）とは、具体的にはどのような事態を想定しているのか。デリバティブ取引の反対取引や解約とは異なる概念であると考えてよいか。 | 金商業等府令第102条第1項第4号は、デリバティブ取引の期限前に反対取引を行う場合等を想定しています。 |
| 141 | 金商業等府令案第104条第1項第5号の預託先について、「東京金融先物取引所」取引では、直接預託の場合、預託先は「東京金融先物取引所」であることは自明のことであり、記載を省略し | 「委託証拠金その他の保証金」は特に市場デリバティブ取引においては金融商品取引業者等の破綻時には顧客資産を担保するものとして重要ですので、その預託先の記載を省略することはでき |

| | | |
|---|---|---|
| | て差し支えないか。 | ないと考えられます。<br>直接預託であるか差換預託であるかの違いを正確に理解しない顧客も想定しうることから、直接預託であったとしても預託先の記載が必要であると考えられます。 |
| | **▼信託受益権等の売買等に係る記載事項の特則** | |
| 142 | 信託受益権に関し、契約締結前交付書面に記載の事項を再度契約締結時交付書面に記載する条項は義務の二重化であるので、削除してほしい。信託業法第95条の契約締結時交付書面においても同様の条項があるものの、同条の説明義務は、説明義務であって書面交付義務でないために、同条で契約締結時の妥結事項として記載する事項である一方、金商法においては既に契約締結前交付書面という形で書面が交付されている状態であるため、不要と考えられるためである。 | ご意見を踏まえ、信託受益権等の売買その他の取引及び出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として信託受益権等に対する投資を行う事業であるものの売買その他の取引については、契約締結前交付書面と契約締結時交付書面の記載事項の重複を回避するために、金商業等府令案第105条、第106条、第109条及び第110条を削除するとともに、同府令案第102条第1項柱書中「信託受益権等及び」を削除し、信託受益権等の売買その他の取引を行った場合には、金商業等府令第100条第1項に規定する事項を記載することとするよう、規定を修正いたします。 |
| | **▼抵当証券等の売買等に係る記載事項の特則** | |
| 143 | 抵当証券につき、契約締結前交付書面にて既に記載した事項の記載は、銘柄を特定する事項の範囲にとどめ、それ以外は不要としてほしい。 | 利用者保護上必要な記載事項であると考えられますので、ご意見のような措置は適当でないと考えられます（金商業等府令第103条）。 |
| | **▼出資対象事業持分等の売買等に係る記載事項の特則** | |
| 144 | 出資対象事業持分取引の売買取引に係る契約締結時交付書面における記載事項において、販売と運用で業者が異なる場合における「販売業者たる金融商品取引業者に関する事項」と「ファンドの運用業者たる金融商品取引業者に関する事項」を区別してほしい（金商業等府令案第108条第1項柱書に引用されるところの第101条第1項第1号から第4号まで及び第9号から第12号まで）。<br>また、「当該事業者との出資の契約を交わす時（又は解約）」と「持分の売買（譲渡）を行う時」の場合分けが出来ていないので、記載事項を峻別してほしい（第3号、第4号、第6号、第7号は出資（又は解約）時の契約書に記載の事項であって、持分の譲渡契約には普通記載しないので、持分の売買（譲渡）を行う時は省略可能としてほしい。あるいは、これらの記載事項は契約締結前交付書面の記載事項に移管して、契約締結時交付書面の記載事項からは削除してほしい。）。 | 金融商品取引契約が出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合における金商業等府令第99条第1項各号の「金融商品取引業者等」は、当該取引を行った金融商品取引業者等であり、当該出資対象事業に係る金融商品取引業者（投資運用業）ではありません。<br>また、ご意見を踏まえ、金商業等府令案第108条から第110条までを削除するとともに、同府令案第108条第1項第3号から第7号までに掲げる事項については、金商業等府令第87条第1項に規定する記載事項（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）として規定するよう、修正いたします。 |
| 145 | 金商業等府令案第108条第1項第2号に規定の既に契約締結前交付書面で記載している事項につき、契約締結時交付書面に記載させることは二重となるので、削除していほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令案第108条から第110条までを削除するとともに、同府令案第108条第1項第3号から第7号までに掲げる事項については、金商業等府令第87条第1項に規定する記載事項（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）として規定するよう、修正いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼信託受益権等を出資対象とする出資対象事業持分の売買等に係る記載事項の特則** | |
| 146 | 二層構造ファンドにおける親SPCと投資家との間での金融商品取引契約については金商業等府令案第109条が適用されるとの認識でよいか。また、一層構造ファンドにおいてのSPCと投資家との匿名組合契約については、金商業等府令案第110条が適用されるとの認識でよいか。 | 原案では、二層構造のファンド又は一層構造のファンドいずれの場合も、当該ファンドの出資対象事業持分の売買その他の取引に係る金融商品取引契約が成立した場合には、金商業等府令案第108条、第109条又は第110条が適用されることとなっていましたが、投資者保護の観点を踏まえつつ類似の内容の書面を重複して交付することを回避する観点から、当該金融商品取引契約が成立した場合には、金商業等府令案第108条から第110条までを削除し、金商業等府令第100条のみが適用されるよう、規定を修正いたします。<br>なお、金商業等府令案第108条第1項第3号から第7号までに掲げる事項については、金商業等府令第87条第1項（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）に移行するよう、規定を修正いたします。 |
| | **▼投資顧問契約等に係る記載事項の特則** | |
| 147 | 金商業等府令案第113条第1項中「第101条各号に掲げる事項」は「第101条第1項各号に掲げる事項」の誤りではないか。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（金商業等府令第106条第1項柱書）。 |
| | **▼投資一任契約等に係る記載事項の特則** | |
| 148 | 金商法第2条第8項第13号に掲げられている行為のうち、投資一任契約の締結の媒介に際しては、金融商品取引契約が成立することはないので契約締結時等交付書面は不要との解釈でよいか。 | 「金融商品取引契約」には顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約も含まれます（金商法第34条）ので、投資一任契約の締結の媒介に際しても契約締結時交付書面の交付は必要と考えられます（金商業等府令第107条）。一方、投資一任契約の締結の媒介については、取引残高報告書の交付は必要ありません（同府令第98条第1項第3号）。<br>なお、二以上の金融商品取引業者等が契約締結時交付書面を交付しなければならない場合で、いずれか一の金融商品取引業者等が所定の記載事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等の書面記載事項は簡素化されます（同府令第107条第2項）。 |
| 149 | 「賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容」とあるが、ここでいう「賠償額の予定に関する定め」とは、具体的にどのようなものを指すのか。 | 金商業等府令第107条第1項第4号の規定は、投資一任契約に係る債務不履行に対する損害賠償額の予定と違約金に関する定めがあるときは、これらの内容を記載するために設けられた規定です。同号は、現行の投資顧問業法第33条において準用する同法第15条第1項第6号の規定と同趣旨の規定です。 |
| | **▼取引残高報告書の記載事項等** | |
| 150 | 監督指針案Ⅲ－3－3(1)①に基づき、契約成立時に必要な事項を記載した書面を別途交付している場合、店頭デリバティブ取引について取引残高報告書中に再度記載する必要はないと考えるが、この理解でよいか。 | 監督指針Ⅲ－3－3(1)①は、「一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねることができること」を許容するものにすぎず、契約締結時交付書面の交付をもって取引残高報告書における記載を省略することまでも認めるものではありません。<br>なお、デリバティブ取引等については、契約締 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 結時交付書面又は契約書に記載した事項の一部を、取引残高報告書における記載から省略できることが法令において明確に規定されています（金商業等府令第108条第9項等）。 |
| 151 | 現行の金融機関府令第46条第1項関係の別表16において「取引残高報告書を交付し又は通帳方式により通知しなければならない」（通帳方式で可）と規定しているが、金商法でも現行規定が適用される（通帳方式で可）という認識でよいか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第108条に新たな項として「金融商品取引業者等は、第一項又は第三項に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを顧客に交付することに代えて、当該事項を通帳に記載する方法により顧客に対して通知することができる。」を加えるよう、規定を修正いたします（同条第6項）。 |
| 152 | 現行の金融機関府令において、公共債については、一定の記載要件を満たした通帳を取引残高報告書に代えることができる旨が規定されているが、今後も引続き、一定の記載要件を満たした通帳については取引残高報告書として交付できると考えてよいのか。 | |
| 153 | 「取引残高報告書」は、通帳式でもよいか。 | |
| 154 | 個別契約書を取り交わす取引については、「取引日記帳」「顧客勘定元帳」「取引残高報告書」についても省略可能としてほしい。 | 取引残高報告書は、一定期間に行った取引の内容及び一定期間末日における有価証券及び金銭の残高の内容を顧客が確認するための書面であり、投資者保護の観点から必要な書面であると考えられます。 |
| | **（顧客の氏名又は名称）** | |
| 155 | 口座管理機関として「取引残高報告書」を交付するとした場合、金商業等府令案第115条第1項第1号、第3号及び第5号を記載すればよいのか。 | 金融商品取引業者等が有価証券・金銭の受渡しを行った場合には、顧客に対して取引残高報告書を交付する必要があり（金商業等府令第98条第1項第3号）、当該取引残高報告書には同府令第108条第1項第1号、第3号及び第5号を含め所要の事項を記載する必要があると考えられます。<br>なお、二以上の金融商品取引業者が取引残高報告書を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が所定の記載事項を記載した取引残高報告書を交付したときは、他の金融商品取引業者等は取引残高報告書の作成・交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第108条第2項）。 |
| | **（金融商品取引契約に係る事項）** | |
| 156 | 金商業等府令案第115条第1項第2号の「契約の成立の年月日」とは、約定日との解釈でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような解釈も可能と考えられます。 |
| 157 | 金商業等府令案において、「約定日時」「約定年月日」「当該金融商品取引契約の成立の年月日」は同じ意味か。帳簿間で項目名が異なるため確認させてほしい。また、同じ意味であれば項目名を統一してほしい。 | 「約定日時」（金商業等府令第158条第1項第10号等）とある場合、約定した日のみならず約定した時間まで記載することが必要である一方、「約定年月日」（同府令第108条第1項第2号イ等）とある場合は、約定した時間まで記載する必要はありません。このようにそれぞれで意味が異なることから、規定を維持いたします。<br>また、「約定年月日」は「契約の成立の年月日」（同府令第99条第1項第4号）に含まれ得ると考えられます。 |
| 158 | 金商業等府令案第115条第1項第2号ロにある「有価証券の受渡の年月日」並びに第115条第1項第2号ニにある「有価証券の種類」と第115条第 | 金商業等府令第108条第1項第3号の記載事項は期間中の有価証券の取引の内容を示すものであり、期間の末日における金銭等の残高に加え |

| | | |
|---|---|---|
| | 1項第3号の「報告対象期間において行った有価証券の受渡しの年月日並びに当該有価証券の種類…」は同義であり重複感があるが、約定基準と受渡基準に分けて作成しなければならないということか。 | て取引の内容も示すという取引残高報告書の目的上、必要な記載事項と考えられます。なお、現行の証券会社府令別表第8の第13号に同様の規定があります。 |
| 159 | 金商業等府令案第115条第1項第2号ハ(1)については、「ウリ・カイの別」、同号ハ(2)については、「ウリ・カイの別及びプット・コールの別」を記載することでよいこととしてほしい。 | 金商業等府令第108条第1項第2号ハに掲げる事項を取引残高報告書において表記する方法については、必ずしも同号ハと同じ文言である必要はありませんが、同号ハの趣旨を踏まえ、取引を行ったことにより顧客がどのような立場の当事者となったのかについて顧客が十分理解することができるように記載する必要があり一般的な顧客を想定する場合、ご指摘のような記載では足りないものと考えられます。 |
| 160 | 「売付け若しくは買付けの別、又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは解約若しくは払戻しの別」とあるが、店頭デリバティブ取引については「売付け若しくは買付けの別」のみ表示すればよいか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第108条第1項第2号ハの柱書を「売付け等(売付けその他の有償の譲渡又は解約若しくは払戻しをいう。)又は買付け等(買付けその他の有償の取得をいう。)の別(次の(1)から(4)までに掲げる取引にあっては、それぞれ(1)から(4)までに定めるものの別)」とするよう、規定を修正いたします(同府令第100条第1項第2号参照)。 |
| 161 | 店頭デリバティブ取引について、「売付け又は買付けの別」として「顧客が相手方と取り決めた金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの」を記載するとあるが、本項目については、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第108条第9項の「契約締結時交付書面」を「契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 162 | 「上回る」(金商業等府令案第115条第1項第2号ハ)というのは通貨オプション等の為替関連デリバティブ取引の場合、自国通貨建てを言うのか外国通貨建てを言うのか不明確であるが、当該通貨の一般的な建値を使用すればよいとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第108条第1項第2号ハ(1)では、例えばある通貨について当事者が約定した指標(「約定数値」)と当該通貨についての現実の指標(「現実数値」)を比較するものであり、比較対象が不明確になることはないものと考えられます。 |
| 163 | 取引残高報告書の記載事項等において、「デリバティブ取引の種類」(金商業等府令案第115条第1項第2号ニ)とあるが、「店頭デリバティブ」「市場デリバティブ取引」「外国市場デリバティブ取引」と明示することでよいか。 | 「取引の種類」(金商業等府令第108条第1項第2号ニ)については、有価証券の種類や、デリバティブ取引の原資産(「金融商品」)、参照指標(「金融指標」)、取引類型(例えば先渡取引、オプション取引、スワップ取引等)等を記載する必要があるものと考えられます。 |
| 164 | 「銘柄」(金商業等府令案第115条第1項第2号ホ)には、店頭デリバティブ取引については、通貨、金利の種類を記載するという理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第108条第1項第2号ホを「銘柄(取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。)」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 165 | 店頭デリバティブ取引において、契約書がそれぞれの取引につき取り交わされるものに関しては、契約番号の記載により、指定されている記載項目に代えることと出来ないか。契約書が取り交わされる取引に関しては、契約番号によって取引相手とその内容を確認し合う慣行がある。応答する契約書を補助帳票として保存することを前提とし | ご意見を踏まえ、金商業等府令第108条第1項第2号ホを「銘柄(取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。)」とするよう、規定を修正いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | て、契約番号を記載することで、記載事項に代えることとしてほしい。 | |
| 166 | 店頭デリバティブ取引（有価証券関連を含む）の「取引残高報告書」への銘柄の記載につき、銘柄を記載することに代えて、取引契約書の契約番号を記載することも認めてほしい。 | |
| 167 | スワップ取引等においては、取引の対象を銘柄として表記することが実務的にも困難であり、顧客とも取引の対象を契約番号で確認することが、市場慣行となっている。 | |
| 168 | 「銘柄」は、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい。 | |
| 169 | 「約定数量」「数量」は同じ意味か。帳簿間で項目名が異なるため確認させてほしい。また同じ意味であれば項目名を統一してほしい。 | ご意見を踏まえ、「約定数量」と「数量」のうち、意味が同じものについては項目名を統一するよう、規定を修正いたします。 |
| 170 | 「約定数量」「数量」は、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなると思われますが、ご質問の場合については、「当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書」として、金商業等府令第108条第9項に該当し、省略できる場合があると考えられます。 |
| 171 | 「約定数量（数量がない場合にあたっては、件数又は数量に準ずるもの）」とあるが、スワップ、クレジット・デリバティブ取引においてはその概念がないため、表示不要としてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がまったくないものについては記載を要しないと考えられます。 |
| 172 | 金商業等府令案第115条第1項第2号トは何を記載すべきか不明瞭なため、取引種類ごとに記載項目を明示するか削除してほしい。 | 例えば、株式の売買の場合であれば一株当たりの株価、デリバティブ取引の場合であれば対価の額や約定数値など、各取引の内容に応じ、取引一単位当たりの金額又は数値を記載する必要があります。 |
| 173 | 「単価、対価の額、約定数値、その他取引一単位当たりの金額又は数値」とあるが、商品によってはそのいずれかでよいか。概念的には、「約定価格」に該当すると思われるが、その認識でよいか。同じであれば項目名を統一してほしい。あるいは、一単位当たりの「約定価格」が求められるのか。そうであれば「単位」の概念のある取引にのみ記載することとでよいか。 | 基本的には貴見のとおりですが、当該規定は多様な金融商品について包括的に規定するものであり、項目名を統一することは困難と考えられます。また、具体的な記載方法については個別の取引の内容に即して判断するべきものと考えられます。 |
| 174 | 「対価の額」が重複している。金商業等府令案第115条第1項第12号ニは不要ではないか。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（金商業等府令第108条第1項第12号参照）。 |
| 175 | 「対価の額」「オプションの対価の額」は、契約上受渡が発生しないものは記入不要という理解でよいか。 | 個別の取引の内容に即して判断されることになりますが、受渡しが発生しないものについては記入は不要と考えられます。 |
| 176 | 金商業等府令案第115条第1項第2号トにつき、店頭デリバティブ取引については単価の記載は不要、対価の額についても一体契約として顧客と契約時に金銭の受払いがない取引については記載不要という理解でよいか。 | 店頭デリバティブ取引についても、「単価」の存在する取引類型については、これを記載する必要があります。また、契約時に金銭の授受がない取引であっても、「対価の額」が存在しないとは限らないと考えられます。 |
| 177 | 従来の取引残高報告書の記載要件では「金額等（手数料を含む）」とされていたが、金商業等府令案第115条の記載事項では「チ　支払金額及び手数料」とされている。株式委託手数料等は定 | ご意見を踏まえ、また「手数料等」は契約締結時交付書面の記載事項とされていること（金商業等府令第99条第1項第5号）を勘案し、同府令第108条第1項第2号チを「支払金額（手数料を含 |

| | | |
|---|---|---|
| | 額制(ボックスレート)等を採用しているケースもあり、取引残高報告書への記載はなじまないと考えられることから、従来どおり、手数料を含めた精算代金(受渡し金額)の記載としてほしい。 | む。)」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 178 | 「支払金額」と「決済金額」と「金銭の受渡の金額」は同じ意味か。 | 異なる意味と考えられます。いずれも現行の取引残高報告書の規定を引き継いでいるものですが、「支払金額」とは顧客が実際に金融商品取引業者等に支払う金額で、手数料も含む額です。「決済金額」とは、決済の金額を指し、手数料は含まれません。「金銭の受渡しの金額」とは、決済後、実際に受渡しを行った金銭の額を指しています。 |
| 179 | 「手数料」は店頭デリバティブ取引については概念がないため、表示不要でよいか。また、「委託手数料」とは同じ意味か。 | 店頭デリバティブ取引についても、実質的に手数料に相当するものが価格に織り込まれている場合があると考えられますが、取引残高報告書における記載事項としては、ご意見も踏まえ、「支払金額(手数料を含む。)」とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第108条第1項第2号チ)。 |
| 180 | 金商業等府令案第115条第1項第2号チに関し、一般的に店頭デリバティブ取引には手数料はないが、その場合は記載不要という理解でよいか。 | |
| 181 | デリバティブ取引等の場合、取引残高報告書の記載事項とされている「支払金額及び手数料」に該当するものがないが、記載しなくてもよいか。 | |
| 182 | 金商業等府令案第115条第1項第2号リについては、店頭デリバティブ取引については記載不要という理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、「先物取引又は先渡取引」の別を削除する修正をいたします(金商業等府令第108条第1項第2号リ)。<br>なお、店頭デリバティブ取引については、同号ニの規定により、店頭デリバティブ取引の種類を記載することになります。 |
| | **(金銭の受渡しの年月日及びその金額)** | |
| 183 | 金商業等府令案第115条第1項第4号については、登録金融機関(銀行等)が行う①投資信託や公共債等の取引の場合、②店頭デリバティブ取引の場合は記載不要という理解でよいか。 | ご質問の①及び②のような取引であっても、報告対象期間において金銭の受渡しがあった場合には、当該受渡しについて記載する必要があると考えられます(金商業等府令第108条第1項第4号)。 |
| 184 | 通貨オプション契約においては、複数の行使期日が設定されているケースがあり、例えば、行使期日が毎月(年12回)設定されている場合は、四半期ごとに3回の受渡しが発生する。「各行使期日」による受渡しは、金商業等府令案第115条第1項第4号の「金銭の受渡し」に該当するのか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第108条第1項第4号)。 |
| | **(金銭及び有価証券の残高)** | |
| 185 | 「報告対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高」は別途帳簿を作成していれば記載省略でよいか。 | 「報告対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高」は、取引残高報告書において顧客が確認すべき最も重要な情報の一つであり、投資者保護の観点から記載を省略することは適当でないと考えられます(金商業等府令第108条第1項第5号)。 |
| 186 | 金商業等府令案第115条第1項第5号については、登録金融機関(銀行等)が行う①投資信託や公共債等の取引の場合、②店頭デリバティブ取引の場合は記載不要という理解でよいか。 | ご質問の①及び②のような取引であっても、報告対象期間の末日において金銭及び有価証券の残高があれば、当該残高について記載する必要があると考えられます(金商業等府令第108条第1項第5号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| 187 | ① 省略できる取引残高報告書の記載事項として、報告書対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高から、「個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等が行われた後の金銭及び有価証券の残高」が除かれているが、金商業等府令案第115条第1項第5号は、そもそも報告対象期間(同条第2項により原則として四半期を意味するとされている。)の末日における金銭及び有価証券の残高のみを記載事項としているのであって、個別の取引ごとの金銭及び有価証券の残高は記載事項としていないのではないか。<br>② 金商業等府令案第115条第1項第5号により、個別の取引ごとの金銭及び有価証券の残高が取引残高報告書に記載すべき事項とする趣旨であるのか、同条第5項第2号において「個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等が行われた後の金銭及び有価証券の残高」が除かれている理由は何故か。 | 顧客の請求により契約成立又は受渡しの都度交付する取引残高報告書(金商業等府令第98条第1項第3号イ)については、「個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る当該有価証券及び金銭の受渡しが終了した後の有価証券及び金銭の残高」を記載することとしています(同府令第108条第3項第2号)。<br>一方、顧客に一定期間ごとに交付する取引残高報告書(同府令第98条第1項第3号ロ)については、「報告対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高」を記載することで足ります(同府令第108条第1項第4号)。 |
| | **(未決済勘定明細及び評価損益)** | |
| 188 | 金商業等府令案第115条第1項第6号について、「報告対象期間の末日における信用取引、発行日取引(国債の発行日前取引を除く)及びデリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益」とあるが、未決済勘定明細とは何を指すのか。「評価損益」や「時価金額」や「みなし損益相当額」と同義か。同じ意味であれば項目名を統一してほしい。異なるものであれば、それぞれの定義を明確にしてほしい。 | 個別の取引の内容に即して判断されることになると考えられますが、「未決済勘定明細」(金商業等府令第108条第1項第6号)としては、報告対象期間の末日において決済の行われていない信用取引、発行日取引(国債の発行日前取引を除く。)及びデリバティブ取引に係る債権債務関係の明細を記載することを想定しています。 |
| 189 | 金商業等府令案第115条第1項第6号には、「デリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益」とあるが、<br>① 「未決済勘定明細」とは何を指すか。<br>② 「評価損益」とは業者の独自の評価基準に基づく値を使用するものという理解でよいか。また、円換算の時価でよいか。 | ① 金商業等府令第108条第1項第6号は、報告対象期間の末日において決済が行われていないデリバティブ取引に係る債権債務関係の明細を記載することを想定しています。<br>② 同号の「評価損益」については、円換算時価を記載することも可能と考えられますが、一般に公正妥当と認められる基準により算定する必要があると考えられます。 |
| 190 | デリバティブ取引の「評価損益」として記載すべき数値は各社の算出基準に基づくものでよいか。 | |
| 191 | 通貨オプション契約においては、複数の行使期日が設定されているケース、例えば、行使期日が毎月(年12回)設定され、5年契約の場合は合計で60回の行使期日が存在する場合などがある。未決済勘定明細とは、60回を明細にして記載することを意味するのか。その場合、評価損益は各明細ごとに表示する必要があるのか。 | 貴見のとおり、取引残高報告書には、オプションを行使する都度、評価損益を記載する必要があります。ただし、取引残高報告書の報告対象期間は原則として3ヶ月とされているところ(金商業等府令第98条第1項第3号)、当該期間内に行われた取引について記載することとなります。 |
| 192 | 金商業等府令案第115条第1項第6号に規定の「デリバティブ取引の評価損益」は、店頭スワップ取引を考えると、評価損益という概念自体、意味不明と考えられるため削除してほしい。少なくとも、せめて「時価評価額」としてほしい。 | 金商業等府令第108条第1項第6号の規定は、現行の証券会社府令別表第八の取引残高報告書の記載事項と同内容を記載したものであり、規定を維持いたします。 |
| 193 | 取引残高報告書の記載要項等の項目の一つに「報告対象期間の末日における信用取引、発行日取引(国債の発行日前取引を除く。)及びデリバ | 一定期間に行われた取引の内容や一定期間末日における有価証券や金銭の残高を顧客が確認するための書面である取引残高報告書の趣旨に |

| | | |
|---|---|---|
| | ティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益」がある。評価損益については、日本証券業協会の時価情報のガイドラインにおいては、本来取引先より時価情報を求められた場合で証券会社が対応できる限りにおいて提供すべき旨を定めており、時価情報の適正な提供のために、顧客に提示する時価情報を顧客の要請する算出方法で提供しているため、顧客ごとに、同種類の取引であっても異なる算出方法(「仲値」、「エグジット価格」等)となっている。他方、取引残高報告書の記載要項等の項目の一つとしてのデリバティブ取引の評価損益の記載は、システム的に一つの算出方法でしか提供できないために、時価情報の提供において「エグジット価格」の提供を受けている顧客が取引残高報告書において、「仲値」の情報を受け取る等による混乱を回避するために、手作業で取引残高報告書における評価損益の記載を表示しているという事務負担がある。したがって、取引残高報告書の記載要項等の項目の一つとしてのデリバティブ取引の評価損益の記載の削除をお願いしたい。 | かんがみれば、「評価損益」は、投資者保護上重要な情報であり、記載する必要があると考えられます(金商業等府令第108条第1項第6号)。なお、「評価損益」については、顧客ごとにその算出方法が明示されていれば、異なる算出方法を用いることも可能であると考えられます。 |
| 194 | ① 顧客からの照会に速やかに対応できる体制が整備されている場合は、評価損益の記載を省略可としてほしい。<br>② 金商法第2条第22項第3号に定める取引がスワップションである場合、その記載はスワップの記載に準じることでも可としてほしい。現状、オプション項目の記載は行っていない。OPTとSWPでは帳票フォーマットも異なるため、システム変更は大掛かりとなる。<br>③ 「取引日記帳」における金商業等府令案第166条第3項第4号の省略規定同様、「顧客勘定元帳」「取引残高報告書」にも省略規定を設けてほしい。<br>④ 数量及び金額の記載があり、単価が容易に算出できる場合は、単価の記載を省略可能としてほしい。 | ① 一定期間に行われた取引の内容や一定期間末日における有価証券や金銭の残高を顧客が確認するための書面である取引残高報告書の趣旨にかんがみれば、評価損益は、投資者保護上重要な情報であり、記載する必要があると考えられます(金商業等府令第108条第1項第6号)。<br>② ご指摘の「スワップション」の内容が必ずしも明らかでなく、また個別事例ごとに実態を踏まえ実質的に判断されるべきものではありますが、当該「スワップション」が基本的にオプションの性格を有する場合には、オプションとして記載する必要があるものと考えられます。<br>③ ご指摘のような省略規定を設けることは監督上の必要性から困難ですが、「取引残高報告書」については、個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項の記載を省略することができることとしています(金商業等府令第108条第9項)。<br>④ 「単価」について、記載可能な場合は、記載する必要があると考えられます(金商業等府令第108条第1項第2号ト)。 |
| 195 | 「特定預金等」(銀行法第13条の4)については、取引残高報告書に時価評価額を記載することまでは必要としないと理解してよいか。 | 特定預金等(銀行法第13条の4)については、取引残高報告書の作成・交付は義務づけられていません。 |
| | **(信用取引に関する事項)** | |
| 196 | 金商業等府令案第115条第1項第7号ハにおいて、信用取引支払利息等が記載事項とされている。当社においては、受取利息は書いている | 金商業等府令第108条第1項第7号ハは、金融商品取引業者等に対し、信用取引に係る支払利息であることが顧客に理解されるような方法により |

| | | |
|---|---|---|
| | が、支払利息については「諸経費」として書いているが、このような取扱いは可能か。 | 記載することを求めています。なお、同号ハの規定は、現行の証券会社府令別表第8の「十三　取引残高報告書」の「記載事項」欄の「一　信用取引」の「信用取引支払(受取)利息」を踏まえて規定したものであり、規定の趣旨は変更しておりません。 |
| 197 | 信用取引の弁済期限(金商業等府令案第115条第1項第7号ロ)について、期限がない信用取引の場合は、「期限なし」と記載すればよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第108条第1項第7号ロ)。 |
| | **(有価証券関連店頭デリバティブ取引に関する事項)** | |
| 198 | 「自己又は委託」(金商業等府令案第115条第1項第11号～第13号各イ)とあるが、店頭デリバティブ取引については委託の概念がないため、表示不要でよいか。 | ここでいう「自己又は委託」とは、金融商品取引業者等が店頭デリバティブ取引等を行った際に当該金融商品取引業者等が相手方となったのか、又は媒介、取次ぎ、若しくは代理したのかを明らかにするために記載が必要とされるもので(金商法第37条の2参照)、現行の証券会社府令別表第8の「十三　取引残高報告書」の「記載事項」欄の四、五及び六の「委託か自己かの別」と同趣旨の規定です(金商業等府令第108条第1項第11号～第13号各イ)。 |
| 199 | 「期日」(金商業等府令案第115条第1項第11号ロ)とあるが、「受渡年月日」と同じ意味か。 | 金商業等府令第108条第1項第11号ロの「期日」とは、金商法第28条第8項第4号イの「将来の一定の時期」の具体的期日を意味します。 |
| 200 | 「オプションの行使により成立することとなる取引の内容」は、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい(取引日記帳については金商業等府令案第166条第3項第4号により省略が認められているため。複雑な店頭デリバティブ取引の取引内容を一覧で表記することが困難な場合があるため。)。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第108条第9項の「契約締結時交付書面」を「契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 201 | 取引残高報告書、顧客勘定元帳、トレーディング商品勘定元帳の「受渡年月日」は、帳票作成期間内に発生した受渡年月日を表示させることとでよいか。不可の場合、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **(報告対象期間)** | |
| 202 | 通貨オプション契約においては、複数の行使期日が設定されているケースがあるが、各行使期日は契約には該当しないので、他の契約を行わなかった場合は、報告対象期間は1年間との理解でよいか。 | オプションの権利行使により行われる取引に係る契約が「金融商品取引契約」に該当する場合には、当該金融商品取引契約が成立した場合における報告対象期間は3月となります(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。 |
| 203 | 取引残高報告書の作成頻度について、四半期より短い周期(月次)の作成も認めてほしい。現状月次で作成しており、これを変更するにはシステム対応負荷がかかるとともに投資家保護の観点からも問題ないと思われるため。 | ご意見を踏まえ、取引残高報告書の法令上の作成頻度として、「四半期より短い周期」も可能とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。 |
| 204 | 取引残高がない場合は取引残高報告書は作成不要とさせてほしい。 | 有価証券又は金銭の残高がなくなった日の属する報告対象期間に係る取引残高報告書は作成・交付する必要がありますが、それ以降は、新たに有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等が行われず、又は金銭若しくは有 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 価証券の受渡しが発生しない限り、作成・交付する必要はありません。<br>なお、ご意見も踏まえ、上記趣旨の明確化等のため、直近に取引残高報告書を作成した日から1年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合には、金銭又は有価証券の残高があるときに限り、1年等ごとの取引残高報告書の作成・交付すれば足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。 |
| 205 | 新法施行が9月である場合、施行直後の9月末における、業者の提出すべき取引残高報告書の対象期間はどうなるのか。金商業等府令案第115条第2項において、「報告対象期間」は同府令案第100条第1項第3号ロの四半期(直近に取引残高報告書を作成した日から1年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合には、当該日以降1年間)と規定されているため、新法施行前の7月分及び8月分を記載する必要性について確認させてほしい。 | 金商法施行後最初に交付される取引残高報告書については、1年を3月以下の期間に区切って定めた報告対象期間について、同法の規定に従って作成することとなると考えられます。<br>なお、仮に施行日である9月30日が報告対象期間の末日とされる場合には、当該報告対象期間は基本的には金商法の施行前であることから、9月30日を末日とする取引残高報告書については、従前の取扱い(証取法における取扱い)とすることも可能と考えられます。 |
| 206 | 現行証取法下で「報告対象期間」が1ヶ月の取引残高報告書を毎月送付する運用としている証券会社が見受けられるが、新法施行後は法の求める「報告対象期間」は原則3ヶ月である。1ヶ月分の情報のみを掲載した取引残高報告書を毎月送付することで報告義務を果たしたとみなされるのか、又は、別途3ヶ月分を取り纏める必要があるのか、確認させてほしい。 | ご意見を踏まえ、「1ヶ月分の情報のみを掲載した取引残高報告書を毎月送付すること」も可能であることを明確化するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第98条第1項第3号ロ)。 |
| | **(取引残高報告書の記載を省略できる場合)** | |
| 207 | 請求により取引残高報告書を作成する場合において記載事項を省略できる場合として、取引残高報告書に「デリバティブ取引等に係る金銭の受渡しが終了している旨の記載」がある場合とあるが(金商業等府令案第115条第5項第1号)、契約締結時で、かつ、受渡しが未済の場合は、本号に基づく記載事項の省略は不可ということか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、当該取引残高報告書の記載事項の明確化を図るため、規定を修正いたします(金商業等府令第108条第3項)。 |
| 208 | 都度取引残高報告書の提出をしなければならない場合の必要記載項目は、カッコ内の「除き」規定と解するのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご質問の場合には、当該取引残高報告書に金商業等府令第108条第3項各号に掲げる事項を記載すればよいものと考えられます。 |
| 209 | 「契約締結時交付書面に記載されている事項は省略できる」とあるが、金商業等府令案第117条第1項第2号イで、「店頭デリバティブ取引で個別契約書を交付する場合は契約締結時の交付書面の省略」が認められている。したがって、店頭デリバティブ取引で個別契約書を交付する場合は第115条第6項の規定が適用されると解してよいか。 | ご意見を踏まえ、規定の趣旨を明確化するため、金商業等府令第108条第9項の「契約締結時交付書面」を「契約締結時交付書面又は当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 210 | 個別のデリバティブ取引について金商業等府令案第117条第1項に掲げる契約締結時交付書面の交付を要しない場合においても、少なくとも店頭デリバティブ取引は当該取引の条件を記載した契約書をもって、同府令案第115条第6項にお | |

| | | |
|---|---|---|
| | ける契約締結時交付書面と読み替えることにより、同項を適用できるという理解でよいか。 | |
| 211 | ① 店頭デリバティブ取引に関して、各種記載事項が定められているが、当該取引においては契約書がそれぞれの取引において取り交わされ契約番号で取引相手とも確認をし合う慣行を考慮し、(応答する契約書が契約番号により特定可能であることを前提として)契約番号を記載することで足りるものとしてほしい。金商業等府令案第115条第6項で、一定事項について記載の省略が認められているが、更なる負担の軽減を求めるものである。<br>② 同じく店頭デリバティブ取引に関して評価損益の記載が必要とされているが、店頭取引という取引の性格上公の機関による基準値がない事情や、また上場物(日本株や国債)においても期末の価格表示の義務がないこととを考えて、記載項目から削除してほしい。 | ① ご意見を踏まえ、取引残高報告書における「銘柄」の記載について、「契約番号」をもって代替できるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第108条第1項第2号ホ)。<br>② 店頭デリバティブ取引には評価損益が存しないと一律にいうことはできず、また投資者保護上重要な記載事項であることから、削除することは適当でないと考えられます。 |
| 212 | 事故処理である場合に記載を省略できる事項は、金商業等府令案第115条第1項各号の事項のうち、どれが当たるか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、金商業等府令第108条第1項に掲げる事項のうち、「事故処理」(金商業等府令第118条第1号イからホまでに掲げる行為があった場合に、当該行為に係る取引を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために行う取引であって、顧客の同意を得て行うもの)に係る事項は、特段の限定なく記載を省略することが可能とされています(同府令第108条第10項)。 |
| | **▼契約締結時交付書面等の交付を要しない場合** | |
| | **(契約締結時交付書面等の交付を要しない場合の範囲)** | |
| 213 | 契約締結時交付書面の交付を要しない場合を定めた条項には、「顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されている」(金商業等府令案第117条第1項第1号)との文言があるが、「速やか」とはどの程度か。 | 「速やか」との用語は、「直ちに」ほどではないものの「遅滞なく」よりも早い場合を指します。したがって、顧客からの照会時に回答しなければならないものではありますが、遅くとも、2～3日程度以内には回答できることが必要と考えられます。 |
| 214 | 「速やかに回答できる体制」に具体的な基準はあるか。 | 「速やかに回答できる体制」とは、顧客から照会があった場合にはできるだけ早く回答できる体制を意味します。なお、金商業等府令第110条第1項第1号は、現行の証券会社府令第30条第2項第1号の規定を踏まえて規定したものです。 |
| 215 | 証券総合口座におけるMRF自動買付け及び売却は、契約締結時交付書面の交付対象外という認識でよいか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第110条第1項第1号に「法第二条第一項第十号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託の受益証券に限る。)の売買」を加えるよう、規定を修正いたします(同号ハ)。 |
| 216 | 累積投資契約に基づく分配金再投資及び定期引き出し契約に基づく分配金相当額分の売却は、契約締結時交付書面の交付対象外という認識でよいか。 | ご意見を踏まえ、「累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の売付け」を追加するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第110条第1項第1号イ)。 |
| 217 | 投信定時買付サービス(積立投信等)による買付けは、契約締結時交付書面の交付対象外という認識でよいか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 218 | 金商業等府令案第117条第1項第1号イの「累積投資契約」とは、投資信託の定時定額購入も含まれると理解してよいか。 | 当該投資信託の定時定額購入が、金商法第35条第1項第7号及び金商業等府令第66条の要件を充足する場合には、「累積投資契約」に該当するものと考えられます。 |
| 219 | 店頭デリバティブ取引で契約が成立した場合であって、契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付している場合(金商業等府令案第117条第1項第2号)については、契約締結時以外に書面を交付することを要しないという理解でよいか。 | 店頭デリバティブ取引について、契約を締結するごとに取引条件を記載した契約書を交付する場合には、契約締結時交付書面の交付義務は免除されます(金商業等府令第110条第1項第2号ホ)が、契約締結前交付書面や取引残高報告書の交付は必要となります。 |
| 220 | 店頭デリバティブ取引においては、SwapsWireやDTCCといった電子コンファームシステムの導入が業界標準となってきている。こうした外部専門会社の電子プラットフォーム上で電子保存されているデータは従来の紙ベースの個別取引契約書に代わるものとして扱っている。金商業等府令案第117条第1項第2号の中で「当該取引の条件を記載した契約書を交付するもの」等と記載されている場合、こうした電子プラットフォーム上で相互に確認し、保存されているデータも契約書に相当するものとして認めてほしい。 | 「当該取引の条件を記載した契約書」に代えて電磁的方法による提供も可能とされていますが、そのためには一定の要件を満たす必要がある点に留意が必要と考えられます(金商業等府令第110条第1項第2号ホ、第2項～第7項)。 |
| 221 | 契約締結時交付書面の交付を要しない事由の1つである、契約条件を記載した契約書の交付に関して、ISDAコンファメーション(個別の明細書に相当)も同様な事例として書面交付を要しないようにしてほしい。 | 成立した金融商品取引契約が店頭デリバティブに係るものである場合であって、「ISDAコンファメーション」が交付される場合には、「当該取引の条件を記載した契約書」として、当該金融商品取引契約に係る契約締結時交付書面を交付することを要しないものと考えられます(金商業等府令第110条第1項第2号ホ)。 |
| 222 | 店頭デリバティブ取引については、契約ごとに取引条件を記載した契約書を交付すれば、契約締結時交付書面の交付は不要とされているが(金商業等府令案第117条第1項第2号イ)、「当該取引の条件」を記載していれば、契約締結時交付書面で記載が求められる事項については記載不要との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第110条第1項第2号ホ)。 |
| 223 | ISDAベースで行う店頭デリバティブ取引における契約締結時書面交付義務(金商法第37条の4)は、コンファメーションを交付することで充足できると考えられるが、そのような理解でいいか。また、業者側から顧客(カウンターパーティ)に対し、取引日のうちにFAXを送れば、仮に双方の調印がそろうのが後日であっても、「遅滞なく」交付したことになるか。また、後に内容を変更し、ファイナルなものに確定したのが後日であっても、遅滞ありとはされないことを確認したい。 | 金商業等府令第110条第1項第2号ホは、店頭デリバティブ取引が成立した場合であって、契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付しているときには、契約締結時交付書面の交付を要しないこととしておりますので、同号の定めに従い「コンファメーション」を交付している場合には、契約締結時交付書面を交付する必要はないものと考えられます。<br>ご質問のような方法が一律に禁止されるものではありませんが、「当該取引の条件を記載した契約書」を遅滞なく交付する必要がありますので、取引日に交付されたドラフトからの変更の有無・程度などに照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 224 | 国内の証券会社が海外の親会社のために媒介をしてオフショア・ブックをした取引については、コンファメーションが当該ブッキング・エンティティから顧客(カウンターパーティ)宛に直接交付される。この場合、媒介者である国内証券会社はコン | ご指摘の「海外の親会社」が「外国証券業者」(金商法第58条)である場合には、「国内の証券会社」が媒介し、顧客が適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社である場合等に限り、我が国で金融商品取引業の登録をすることなく、 |

| | | |
|---|---|---|
| | ファメーションを作成しないが、顧客に必要な主要な情報は当該ブッキング・エンティティから交付されたとして、別の書面を作成・交付する義務はないと考えてよいか（海外の金融機関がブッキング・エンティティになった場合は、それを金商業等府令案第101条以降でいう当該金融商品取引業者等に当たると考える。その場合、例えば金商業等府令第101条第1項第2号の登録番号は、「なし」と記載することになる。）。 | 顧客と有価証券関連店頭デリバティブ取引を行うことができます（同法第58条の2ただし書、金商法施行令第17条の3第2号ロ、金商業等府令第213条第2項）。この場合、当該「海外の親会社」は金融商品取引業者でないことから、顧客に対する契約締結時交付書面の交付義務はありませんが、当該「国内の証券会社」が「顧客のため」に当該媒介を行うものと認められる場合には、当該媒介行為（「金融商品取引行為」）について契約締結時交付書面を交付する必要があると考えられます。<br>　また、当該取引が「金融商品取引業者」から適用除外される「有価証券関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引」等に該当する場合（金商法施行令第1条の8の3第1項第2号）には、当該「海外の親会社」も当該「国内の証券会社」のいずれも当該顧客に対して契約締結時交付書面の交付義務を負わないこととなると考えられます。 |
| 225 | 　契約締結時の書面交付義務（金商法第37条の4）について、「店頭デリバティブ取引、債券等、債券等の売戻条件付売買、着地取引、選択権付債券売買で契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき」には適用除外となるが、顧客からあらかじめ同意書を徴求した上で、個別契約書の締結を省き個別取引明細書交付で代用する場合がある。この場合でも、金商法第37条の4は適用されないとの理解でよいか。<br>　また、個別契約書を取り交わす場合（及び当事者の合意によって個別取引明細書で代用する場合）には、「取引日記帳」「顧客勘定元帳」「取引残高報告書」について、省略可能としてさせてほしい。 | 　ご指摘の「同意書」及び「個別取引明細書」が「取引の条件を記載した契約書」に該当すると認められる場合には、契約締結時交付書面の交付は不要となります（金商業等府令第110条第1項第2号）が、この点については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。 |
| 226 | 　流動化案件においてSPC、信託等が契約を締結する場合、SPC等に契約締結時交付書面を交付することは案件当事者にとって負担であり、最終投資家に対して勧誘する際の告知等の投資家保護措置が為されている場合や、「有価証券の保有者（オリジネーター）が、当該信託受益権を引当てに実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社に、当該目的を契約書等に明記した上で譲渡する場合」には、SPCに契約締結時交付書面を交付しなくても投資家保護に欠けることはないので、書面交付を要しない場合に追加すべきである。 | 　ご指摘の事例において、オリジネーターがSPCに信託受益権を譲渡する行為は金融商品取引業（金商法第2条第8項第7号参照）に当たらず、SPCに契約締結時交付書面を交付する必要はないと考えられます。 |
| 227 | 　契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付することにより、契約締結時交付書面の交付を省略できる取引に、第二項有価証券に係る売買取引を加えてほしい。 | 　ご意見にある第二項有価証券とは、金商法第2条第2項各号に掲げる有価証券とみなされる権利（以下、本項目において、「みなし有価証券」とする。）のことと思われますが、みなし有価証券に係る金融商品取引契約の締結に際し、ご意見にあるような対応により契約締結時交付書面の顧客への交付を省略することは顧客保護の観点から適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（適格機関投資家に相当する外国の法人等）** | |
| 228 | 「適格機関投資家に相当する外国の法人その他の団体」のみが契約締結時交付書面の交付を要しないと定められているが、国内の適格機関投資家は対象外という理解でいいのか確認したい。 | 外国法人については、すべて特定投資家に該当するよう規定を修正していること（定義府令第23条第11号）に伴い、契約締結時交付書面の交付が不要となる（金商法第45条第2号）ことから、金商業等府令案第117条第1項第5号を削除するよう、規定を修正いたします。<br>また、取引残高報告書についても特定投資家である外国法人への交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第111条第1号）。 |
| 229 | 金商業等府令案第117条第1項第5号の「適格機関投資家に相当する」という場合の要件は具体的には何か。 | |
| 230 | 金商業等府令案第117条第1項第5号に定める「適格機関投資家に相当する外国の法人その他の団体（信託会社を除く。）」に該当するか否かを判断する場合に、定義府令案第10条第1項における適格機関投資家の定義を参照することとなるが、定義府令案第10条第1項各号で「○○のうち金融庁長官に届出を行った者」という限定が付されているときに、そこに規定される資本要件等は満たしているものの金融庁長官への届出を行っていないため「適格機関投資家」となっていない外国の法人その他の団体であっても、「適格機関投資家に相当する」と定めている趣旨から判断して、金商業等府令案第117条第1項第5号に規定する者に含まれると理解してよいか。 | |
| | **（顧客が自己又は他の金融商品取引業者等の投資一任契約を締結している場合）** | |
| 231 | 金商業等府令案第117条第1項第6号の規定は具体的にどのような取引を想定しているのか。 | 投資一任契約に基づく取引等についてその都度顧客に契約締結時交付書面を交付するまでの必要はないと考えられることから、現行の証券会社府令第30条第2項第6号と同様の規定を設けているものです（金商業等府令第110条第1項第5号）。 |
| 232 | 金商業等府令案第117条第1項第6号ロでは、対象となる取引等について、金商業等府令案第117条第1項第1号又は第2号に限定されているが、限定しないでほしい。現行の証券会社府令においては、取引等は限定されていないためである。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令案第117条第1項第6号ロの規定を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第110条第1項第5号）。 |
| | **（有価証券の引受けに係るものである場合）** | |
| 233 | 有価証券の引受けとは、発行会社と引受証券会社（主幹事及び並び幹事をいう）との間の引受契約のことか。 | 貴見のとおりであり、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、金商法第2条第6項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいいます（同条第8項第6号、金商業等府令第110条第1項第2号ト）。<br>なお、顧客に対して少なくとも引受けに係る契約書を交付することは重要と考えられることから、他の規定との整合性を図って、契約締結時交付書面及び取引残高報告書の交付を不要とするための条件として、「契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付する」ことを定めるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第110条第1項第2号）。 |
| 234 | 金商業等府令案第117条第1項第7号に定める契約は、発行者、売出人、募集又は売出しに応ずる者のいずれも対象とする旨を確認したい。 | 成立した金融商品取引契約が有価証券の引受けに係るものである場合には金商業等府令第110条第1項第2号トに該当しますが、成立した金融 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 商品取引契約が募集・私募又は売出しに係るものである場合には、契約締結時交付書面を交付する必要があると考えられます。 |
| 235 | 金商業等府令案第117条第1項第7号に定める契約に「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに関する契約に係るもの」を追加してほしい。 | 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る金融商品取引契約が成立した場合に、顧客(発行者・売出人を含む)に対して契約締結時交付書面の交付を通じてその金融商品取引契約の内容を確認する方途を提供することは、投資者保護上重要なことであると考えられます。 |
| 236 | 金商業等府令案第117条第1項第7号に引受に係る契約である場合の契約締結時交付書面の免除規定が定められているが、同様に、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る契約についても、顧客(発行者又は売出人)に対する契約締結時交付書面の免除規定を追加してほしい。 | ご意見も踏まえ、顧客が発行者・所有者(売出人)である場合に限り、有価証券の募集・売出しの取扱い又は私募の取扱いについて、契約締結時交付書面及び取引残高報告書の交付を要しないこととするよう、規定を修正したします(金商業等府令第110条第1項第2号チ、第111条第3号)。 |
| 237 | 公開買付代理人業務として行う有価証券の売買の代理に係る契約についても、「有価証券の引受けに関するもの」が除外されているのと同様の観点から、除外してほしい。具体的には、金商業等府令案第117条第1項第7号に、「有価証券の売買の代理に係るものである場合」を追加してほしい。 | 有価証券の売買の代理に係る金融商品取引契約が成立した場合に、顧客に対してその金融商品取引契約の内容を確認する方途を提供することは、投資者保護上重要なことであると考えられます。 |
| | **(既に締結している金融商品取引契約の一部の変更を内容とする契約が成立した場合)** | |
| 238 | 契約締結時交付書面に代わる契約変更書面の交付は、当該変更契約が成立した後遅滞なく行えばよいのか。また、当該条文をもって、現行の投資顧問業法施行規則第26条第1項第1号及び第29条の2第1項第1号の規定が廃止されたと考えてよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第110条第1項第6号)。<br>なお、金商法制の施行日において投資顧問業法施行規則は廃止されます。 |
| 239 | 金商業等府令案第117条第1項第8号では、契約変更時に都度変更内容を記載した書面を交付することでもよいのか。 | 貴見のとおり、金商業等府令第110条第1項第6号は、変更契約の都度、「当該変更すべき記載事項を記載した書面」を交付することを想定しています。 |
| 240 | 金商業等府令案第117条第1項第8号では、ダイレクトチャネルにおいて契約締結時交付書面に当該金融商品に係る変更取引をあらかじめ全量網羅的に記載したうえで、電磁的方法で交付することでもよいのか。 | 金商業等府令第110条第1項第6号は、変更契約の都度、「当該変更すべき記載事項を記載した書面」を交付することを想定しており、あらかじめ契約締結時交付書面において、発生し得る変更取引をすべて記載する方法は認められないものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、既に締結している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約が成立した場合であって、契約締結時交付書面の記載事項を変更すべき事項を記載した書面については、書面の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法等によることができるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第110条第8項)。 |
| 241 | 金商業等府令案第117条第1項第8号には、投資信託の定時定額購入の変更契約(例えば、毎回の購入金額の変更や毎回の購入日の変更等)は含まれるのか。 | ご質問のような変更契約に伴い契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがあるときは、金商業等府令第110条第1項第6号に規定する書面を交付する必要があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 242 | 金商業等府令案第117条第1項第8号は、例えば投資一任契約の料率の変更について、当然ながら契約変更前の契約締結時等の書面には、変更前の料率が記載されており、変更後料率は記載されていない。<br>これは、契約変更前の契約締結時の書面の一言一句でも変更する場合には、改めて変更箇所以外を含めたすべての法定事項を記載した契約締結時の書面の交付を要するとも解釈される懸念がある。<br>本号の「変更に係る事項」とは、上記の例では投資一任契約に係る料率という事項のことであり、年○%といった具体的な値のことではないことを明らかにしてほしい。 | 既に締結している金融商品取引契約の一部を変更する変更契約が成立した場合であって、「契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある」場合には、「当該変更すべき記載事項を記載した書面」を交付する必要があります（金商業等府令第110条第1項第6号）。 |
| | **（書面等の電磁的方法による交付）** | |
| 243 | 店頭デリバティブ取引のうち、Swapswire やDTCCなどのコンピュータのコンファメーション・マッチング・サービスを利用して行われるものについては、当事者間でISDAのマスター・アグリーメントは取り交わすが、個別取引に係る契約書を取り交わさず、一方が取引内容を画面に表示させ、他方がこれを承認することにより取引が成立する。このような場合には、取引内容（個別取引に係る契約書の記載内容と同様）が表示される Swapswire やDTCCのシステムで閲覧できることにより、契約書の電磁的方法による提供をしたと考えても良いか。 | 店頭デリバティブ取引の「条件を記載した契約書」の交付については、一定の要件の下で、契約書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができることとされています（金商業等府令第110条第1項第2号ホ・第2項～第7項）ので、当該要件を満たす場合には、ご質問のような方法も認められることになります。 |
| 244 | 「顧客の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる」（金商業等府令案第117条第2項）とあるが、顧客の承諾を得る方法として、口頭で確認したうえで記録することも可としてほしい。また、インターネット取引では顧客の承諾ボタンの押し下げ、ATM取引では顧客の承諾ボタンのタッチ等、できる限り簡便な方法にしてほしい。 | 投資者保護の観点から、顧客の承諾の明確性を確保するために、書面又は情報通信を利用する方法により承諾を得ることが求められており（金商業等府令第110条第3項）、当該規定を維持いたします。 |
| | **（その他の意見）** | |
| 245 | 金商法第2条第8項第16号（顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること）の金融商品取引契約が成立したときは、金商業等府令案第101条において、契約締結時の書面の交付することとされているが、交付を不要としてほしい。 | 金商法第2条第8項第16号の保護預り及び同項第17号の振替業はそれぞれ金融商品取引業に該当するものであり、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面の交付も必要となると考えられます。<br>一方で、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面の交付義務は金融商品取引契約の締結・成立に係るものであり、個別の取引の内容に即して実質的に判断されるべきものではありますが、金商法第2条第8項第16号の保護預り及び同項第17号の振替業については、当初に基本的な契約（「金融商品取引契約」）を締結する場合、個々の受渡し又は振替自体は当該金融商品取引契約に基づく行為であって、「金融商品取引契約」に該当するものでないと考えられることから、その後の個々の受渡し又は振替自体に際して「取引報告書」（契約締結時交付書面）や「取引残高報告 |
| 246 | 金商法第2条第8項第17号（社債等振替法に規定する社債等の振替を行うために口座開設を受けて社債等の振替を行うこと）の金融商品取引契約が成立したときは、金商業等府令案第101条において、契約締結時の書面の交付することとされているが、交付を不要としてほしい。<br>従来においては、左記契約については、書面の交付はしなくてもよいとされており、特段の投資家保護上の問題は生じていない。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 書」を交付する必要がないと考えられます。 |
| 247 | 2項有価証券は、契約書を作ることが多いため、契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付することにより、契約締結時交付書面の交付を省略できる取引に、2項有価証券に係る売買取引を加えてほしい。 | 契約締結時交付書面は、顧客が成立した金融商品取引契約の内容、特に当該金融商品取引契約の構成要素を端的に確認するために契約書とは別に作成される書面であり、投資者保護の観点からは、金商法第2条第2項に掲げる権利の売買その他の取引についても、契約締結時交付書面を交付することが適当と考えられます。 |
| 248 | 金商業等府令案第118条にある金商法第37条の4第1項ただし書に規定する場合とは、顧客が外国政府などであって当該顧客の権限ある者から書面などによりあらかじめ取引残高報告書の交付を要しない旨の承諾を得た場合とあるが、外国政府などは特定投資家であることから法第45条において取引残高報告書の交付は適用しないとなっている。したがって、顧客が外国政府などであってもあらかじめ取引残高報告書の交付は要しない旨の承諾を得る必要はないという理解でよいか。 | 金商業等府令第111条第1項第1号の規定は、「顧客が適格機関投資家である場合を除く。」と規定されているように、外国政府などのうち、適格機関投資家としての届出(定義府令第10条第1項第26号)を行っていないものに対して適用されるものです。<br>なお、外国法人をすべて特定投資家とするよう規定を修正していること(定義府令第23条第11号)に伴い、「特定投資家である外国法人」も除外するよう、規定を修正いたします。 |
| 249 | 金商業等府令案第118条第1号において「顧客の権限のある者からあらかじめ取引残高報告書の交付を要しない旨の承諾を得」に加えて、同府令案第117条第1項第5号イと同じく、「契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき」も加えてほしい。店頭デリバティブ取引については、取引残高報告書を不要としてほしい。 | 取引残高報告書は、顧客資産の状況を報告するものとして交付を義務づけることは投資者保護の観点から重要であると考えられますので、規定を維持することといたします。<br>なお、店頭デリバティブ取引については、取引残高報告書の記載事項のうち当該店頭デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書に記載されている事項の記載を省略することが認められています(金商業等府令第108条第9項)。 |
| 250 | 顧客が適格機関投資家である場合を除く、とあるが、その理由は適格機関投資家であれば、交付省略ができないということか。 | 顧客が適格機関投資家である場合には、当該顧客から個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていれば、取引残高報告書を交付する必要はありません(金商法第45条第2号、金商業等府令第156条第1号)。 |
| 251 | 顧客が適格機関投資家に相当する外国の法人である場合においても、交付省略の承認や照会体制の整備の要件を満たしている場合には、外国政府等の場合と同様に取引残高報告書の交付省略を認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、外国法人は特定投資家とするよう修正(定義府令第23条第11号)しており、個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていれば、取引残高報告書を交付する必要はありません(金商法第45条第2号、金商業等府令第156条第1号)。 |
| **No.** | **●保証金の受領に係る書面の交付〔第37条の5〕** | |
| | **▼対象取引** | |
| 1 | 金商法第37条の5第1項に規定する保証金として内閣府令に委任されているのは金商業等府令案第120条に規定する店頭金融先物取引であるので、店頭金融先物取引に係る保証金を受領した場合には書面を交付するとの理解でよいか。 | 店頭金融先物取引(金商法施行令第16条の4第1項)及び取引所金融先物取引(同条第2項)に関して保証金を受領した場合に書面交付義務が生じることになります(金商業等府令第113条)。 |
| 2 | 金商法第37条の5の保証金の受領に係る書面交付義務は、直接受領のみについて交付することでよいか。既に預託されている金銭又は有価証券を保証金へ振り替える場合については不要か。 | ご指摘のような場合も「保証金を受領したとき」(金商法第37条の5第1項)に該当し、書面交付が必要になると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼記載事項** | |
| 3 | 金商業等府令案第121条第1項第2号の「金融商品取引業者等の登録番号」は不要ではないか。 | ご意見を踏まえ、当該事項を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第114条第1項参照）。 |
| 4 | 金商業等府令案第121条第1項第3号「金融商品取引業者等に連絡する方法」とは、取扱店の電話番号が記載されていればよいか。 | 例えば、顧客が当該書面の内容を確認することができる窓口の連絡先等を記載する必要があると考えられます（金商業等府令第114条第1項第2号）。 |
| 5 | 金商業等府令案第121条第1項第6号を削除してほしい。市場デリバティブ取引に係る保証金については、各取引所及び各取引において、包括的な取扱いを行っており、個別取引を限定することが困難と考える。 | 「保証金に係る取引の種類及び取引の対象とする金融商品又は金融指標の種類」（金商業等府令第114条第1項第5号）は、投資者保護上必要な情報として、現行（金先法施行規則第21条第1項第4号）と同様に「保証金の受領に係る書面」への記載を義務づけることが適当と考えられます。 |
| 6 | 金商業等府令案第121条第1項第7号を削除してほしい。市場デリバティブ取引に係る保証金については、各取引所及び各取引において、包括的な取扱いを行っており、個別金融商品市場を開設する者を限定することが困難と考える。 | 「保証金に係る取引を行う金融商品市場又は外国金融商品市場を開設する者」の情報（金商業等府令第114条第1項第6号）は、投資者保護上必要な情報として、現行（金先法施行規則第21条第1項第3号）と同様に、「保証金の受領に係る書面」への記載を義務づけることが適当と考えられます。 |
| 7 | 金商業等府令案第121条第1項第8号の「保証金の種類及び価額」とは、何を指すか。同項第9号との関係が不明である。 | ご意見を踏まえ、重複排除の観点からご指摘の規定を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第114条第1項参照）。 |
| 8 | 金商業等府令案第121条第1項第9号を削除してほしい。本項目を記載することは、極めて大変であり、記載しなくても、投資家保護上、特段の問題が生じるとは考えられないため。 | 「保証金の金銭又は有価証券等の別」等の情報（金商業等府令第114条第1項第7号）の情報は、投資者保護上必要な情報として、現行（金先法施行規則第21条第1項第6号）と同様に、「保証金の受領に係る書面」への記載を義務づけることが適当と考えられます。 |
| | **▼交付方法** | |
| 9 | 保証金の受領に係る書面については、電子媒体による提供を含まないとの理解でよいか。 | 金商法第37条の5第2項の規定（金商法第34条の2第4項の規定を準用）により、「保証金の受領に係る書面」の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが認められています。 |
| **No.** | **●書面による解除（クーリング・オフ）〔第37条の6〕** | |
| | **▼対象取引** | |
| | **（不招請勧誘の禁止の対象との関係）** | |
| 1 | 金融取引は商品が情報によってしか認識できず、しかもリスクを内包しているという特殊な商品であり、不招請勧誘を禁止すべきであるが、仮に不招請勧誘禁止となる取引を限定し、業者側に不招請勧誘を認めるのであれば、これに対する消費者側の対抗手段としてクーリング・オフを認めるべきである。 | 不招請勧誘の禁止（金商法第38条）の対象については、レバレッジが高いことなどの商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態等から、店頭の金融先物取引を定めることとしています（金商法施行令第16条の4第1項）。<br>一方、金商法におけるクーリング・オフ規定（金商法第37条の6）については、利用者被害の実態のほか、価格変動リスクを有する商品には当該制度は馴染まない面があること等を考慮して対象を定めるべきものであり、必ずしも、不招請勧誘禁止の代替措置として位置づけられるものではないものと考えられます。 |
| 2 | 不招請勧誘の禁止対象となっていない取引については、クーリング・オフを認めるべきである。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | このクーリング・オフ規定の当面の適用対象としては、投資顧問契約を規定していますが（金商法施行令第16条の3第1項）、今後、利用者被害の実態等にかんがみ、クーリング・オフの対象に追加すべき金融商品・サービスが把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、対応してまいります。 |
| | **（対象範囲）** | |
| 3 | クーリング・オフの対象は、商品、勧誘方法、締結場所などを限定することなく、幅広く対象とするべきである。 | クーリング・オフの対象範囲については、①執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態、②価格変動リスクを有する商品のようにクーリング・オフの適用が馴染まない商品があること等を勘案し、当面の適用対象として、現行においてクーリング・オフの対象とされている投資顧問契約を規定しています（金商法施行令第16条の3第1項）。<br>なお、今後、利用者被害の実態等にかんがみ、クーリング・オフの対象に追加すべき金融商品・サービスが把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、適切に対応してまいります。 |
| 4 | クーリング・オフの対象は広く金融商品全般とすべきである。 | |
| 5 | 金商法施行令案第16条の3は、クーリング・オフの規定の対象となる契約を投資顧問契約に限定するが、金融商品取引全般に広く認めるべきである。 | |
| 6 | クーリング・オフの対象は広く指定すべき。 | |
| 7 | クーリング・オフの対象となる契約を拡大すべき。 | |
| 8 | 訪問販売や電話勧誘販売により締結された金融商品取引契約については、広くクーリング・オフの対象としてほしい。 | |
| 9 | クーリング・オフについては、政令指定とされたのは、投資顧問契約にとどまったが、他の分野の商品・サービス（たとえば特商法関係）と比べて、余りに狭い。金融商品は、複雑・難解であり、結果が分かるのに長期を要する。複雑・難解・ハイリスクの商品は、政令指定の枠組みを広げて、クーリング・オフの対象としてほしい。 | |
| 10 | クーリング・オフの対象を投資顧問契約に限定しているが、横断化の観点において、特定預金・特定保険を含めて適用対象を拡大してほしい。 | 金商法第37条の6のクーリング・オフの対象範囲については、①執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態、②価格変動リスクを有する商品のようにクーリング・オフの適用が馴染まない商品があること等を勘案し、当面の適用対象として、現行においてクーリング・オフの対象とされている投資顧問契約を規定しています（金商法施行令第16条の3第1項）。また、当該クーリング・オフ規定は、銀行法第13条の4において準用されていますが、当面は、当該規定の対象となる預金商品は定めないこととしています。<br>いずれにせよ、今後、利用者被害の実態等にかんがみ、クーリング・オフの対象に追加すべき金融商品・サービスが把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、適切に対応してまいります。<br>なお、保険業法においては、従来よりクーリング・オフ規定が整備されており（同法第309条）、今回の金商法の施行に際しても、当該制度には特段の変更は行っておらず、特定保険契約も適用対象となっています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（商品ファンド）** | |
| 11 | 商品ファンドの販売に際してクーリング・オフ制度の適用を除外されたことは、顧客の意思に沿うタイムリーな投資行動を可能にするものと考える。 | ご指摘のように利用者利便が向上することが望まれますが、今後、利用者被害の実態等にかんがみ、クーリング・オフの対象に追加すべき金融商品・サービスが把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、適切に対応して行くこととなる点に、留意が必要と考えられます。 |
| 12 | 商品ファンドの販売について、今般の法改正で商品ファンドの運用規制が大幅に緩和されたほか、金商法に位置づけられた関係上、商品性が大幅に変化したとも見られるが、現実には商品取引員が販売していることからすれば、直ちにクーリング・オフを撤廃することには反対である。 | 金商法第37条の6のクーリング・オフの対象範囲については、①執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態、②価格変動リスクを有する商品のようにクーリング・オフの適用が馴染まない商品があること等を勘案し、当面の適用対象として、現行においてクーリング・オフの対象とされている投資顧問契約を規定しています（金商法施行令第16条の3第1項）。<br>一方、商品ファンドについては、ご指摘のとおり、現行ではクーリング・オフの適用対象とされていますが（現行の商品ファンド法第19条）が、価格変動リスクを有する商品であることや、利用者被害の実態が特段見られないこと等を勘案して、金商法の下では、現時点ではクーリング・オフの適用対象とはしておりません。<br>いずれにせよ、今後、利用者被害の実態等にかんがみ、クーリング・オフの対象に追加すべき金融商品・サービスが把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、対応してまいります。 |
| 13 | 現行の商品ファンド法から金商法に移行するにあたって参入規制が緩和されることを勘案すれば、商品ファンドもクーリング・オフ規制の対象にすべきであるが、規制の横断化という観点からは、同様の商品はクーリング・オフ規制の対象とすべきである。 | |
| | **▼その他** | |
| 14 | 金商法第37条の6第1項の「内閣府令で定める場合」に該当する条項番号を教えてほしい。 | 現時点では、金商法第37条の6第1項に基づく内閣府令は規定しておりません。 |
| 15 | 金商業等府令案第122条第1項・第2項に示されている解除に伴う損害賠償又は違約金の考え方は、特定商取引法の中途解約に近い形であるが、「販売業者は申込みの撤回に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とする特定商取引法のクーリング・オフの考え方をとるべきである。 | ご指摘の規定（金商業等府令第115条）の根拠となる金商法第37条の6第3項は、クーリング・オフが適用される場合において、金融商品取引業者等は「顧客が支払うべき対価を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」旨を規定しています。これは、金融商品取引契約の特性を踏まえ、解除条項の濫用リスクを抑制する観点を考慮しつつ、利用者保護を確保する観点から定められたものと考えられます。 |
| 16 | クーリング・オフは問題営業活動の結果であり、クーリング・オフで解約事例が発生した場合、解約事由の問題点を定期的に監督官庁に報告し、消費者保護の改善に資するため公表することとすべきである。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |

| No. | ●禁止行為〔第38条〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 金商業等府令案第124条に掲げる禁止行為のうち投資助言業務及び投資運用業のみを行うものに適用されるものを明確にしてほしい。 | 例えば「投資顧問契約」や「投資一任契約」は「金融商品取引契約」に含まれることから、金商業等府令第117条第1項第1号～第6号・第9号等の規定については、投資助言業務又は投資運用業のみを行う金融商品取引業者等に対しても適用され得るものと考えられます。<br>その他の規定の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼虚偽表示の禁止** | |
| 2 | 現行の証券会社行為規制府令第4条第1号と同様に、「虚偽の表示」も禁止行為にすべきではないか。「虚偽告知」や「広告等」では捕捉できない「虚偽表示」も禁止行為とすることが妥当であると思料するためである。 | ご意見を踏まえ、金融商品取引契約の締結又はその勧誘において、「虚偽の表示」又は「重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示」をすることを禁止の対象とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第117条第1項第2号）。 |
| | **▼不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止** | |
| | **（不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止の対象取引）** | |
| 3 | 元本割れのリスクのある金融商品は、すべて不招請勧誘禁止、勧誘受託意思確認義務、再勧誘禁止の適用対象とすべきである。またこれらの勧誘行為に対する規制には、訪問勧誘だけでなく電話勧誘を含めるべきである。 | 金商法では、いわゆる適合性の原則（個別の投資者の属性に応じて不適当と認められる勧誘の禁止）を、事前説明義務と並ぶ投資者保護のための販売勧誘ルールの柱と位置づけ、すべての金融商品取引契約に適用することとしています（同法第40条第1号）。<br>一方、不招請勧誘の禁止（同法第38条第3号）については、適合性の原則の遵守をおよそ期待できないような場合について、訪問又は電話による勧誘を一律に禁止するものです。当該規制は、利用者の金融商品・サービスへのアクセスを制限する面もあることから、レバレッジが高いこと等の商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮して対象商品・取引を定めることが適当であり、店頭金融先物取引を定めることとしています（金商法施行令第16条の4第1項）。<br>勧誘受諾意思確認義務（金商法第38条第4号）及び再勧誘の禁止（同条第5号）については、不招請勧誘を禁止するまでは至らないものの、適合性の原則の遵守に問題があり、適合性の原則よりも踏み込んで投資者保護を図る必要がある商品・取引を対象とすることが適当であり、金融先物取引（店頭金融先物取引・取引所金融先物取引）を定めることとしています（金商法施行令第16条の4第2項）。<br>なお、今後、商品性や実態等に鑑み、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐためにこれらの禁止規定の対象として追加すべき金融商品・サービスの類型が把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、適切に対応してまいります。 |
| 4 | 元本割れするリスクのある商品は、すべて不招請勧誘禁止、勧誘受託意思確認義務、再勧誘禁止の対象とすべきである。 | |
| 5 | 不招請勧誘の禁止の対象となる金融商品取引を店頭金融先物取引のみに限定すること、再勧誘の禁止を金融先物取引に限る今回の措置には反対する。 | |
| 6 | 不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止の対象となる金融商品取引契約については、市場リスクのある金融商品全般を指定すべきである。 | |
| 7 | リスクのある商品は、すべて不招請勧誘禁止、勧誘受託意思確認義務、再勧誘禁止の対象とすべきである。 | |
| 8 | 今回の金融商品の勧誘行為に対する規制の中では、不招請勧誘禁止は店頭金融先物取引のみに、勧誘受託の意思確認の義務づけ・再勧誘の禁止については金融先物取引に限定されているが、リスクのある金融商品による被害者を出さないために、ノルマ販売をしないこと、不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘の禁止の対象には、リスクのある金融商品全体にしてほしい。 | |
| 9 | 顧客保護の観点から不招請勧誘・再勧誘の禁止、勧誘受諾の意思確認、プロ・アマの区分などが取り上げられている。大手銀行の実態からして、優越的地位の濫用への反省からお客様の実態を見て、お客様にとっての経済合理性のある勧誘であるかどうかを、勧誘する側がどう判断したかの訴求資料の完備が求められる。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | そのためにはアマ利用者に対しては、不招請勧誘、再勧誘禁止などを全金融機関対象に課すべきである。販売に当たっては、そのことを伝え、本人の同意を取る必要がある。 | |
| | **（不招請勧誘禁止の対象取引）** | |
| 10 | 不招請勧誘は原則として全面禁止とすべきである。 | 不招請勧誘の禁止規定（金商法第38条第3号）を一律に適用することとすれば、例えば新たな金融商品・サービスについての勧誘が一律に禁止されること等により、利用者の金融商品・サービスへのアクセスを制限する面があることから、レバレッジが高いこと等の商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮して対象商品・取引を定めることが適当であり、店頭金融先物取引を定めることとしています（金商法施行令第16条の4第1項）。<br>今後、商品性や実態等に鑑み、適合性の原則の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止の対象とすべき追加すべき金融商品・サービスの類型が把握された場合には、不招請勧誘の禁止規定の対象として迅速かつ機動的に政令指定を行い、適切に対応してまいります。 |
| 11 | すべての金融商品を不招請勧誘禁止とすべきである。 | |
| 12 | 不招請勧誘の禁止の対象となる取引としては、金融商品取引全般を指定すべきである。 | |
| 13 | 不招請勧誘の禁止（金商法第38条第3号）の対象となる契約については、その範囲を拡大して「元本欠損のおそれのある取引」に改めるべきである。少なくとも、現行法（金先法第76条第4号）と同様に、金融先物取引の受託等を内容とする取引全般（店頭金融先物取引だけでなく取引所金融先物取引を含む。）を不招請勧誘の禁止の対象とするべきである。 | 不招請勧誘の禁止の対象は、レバレッジが高いこと等の商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮し、店頭金融先物取引を定めることが適当と考えられます。<br>取引所金融先物取引は、証拠金の取扱い等に関して取引制度が整備されていることから、不招請勧誘の禁止の対象とはしませんが、勧誘受諾意思確認義務（金商法第38条第4号）及び再勧誘の禁止（同条第5号）の対象とし、これらの規制を厳正に運用することにより、投資者保護を図ってまいります。<br>今後、取引所金融先物取引を含め、適合性の原則の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止の対象とすべき取引類型が把握された場合には、政令において迅速かつ機動的に指定を行い、適切に対応してまいります。 |
| 14 | 不招請勧誘の禁止については、すべての「元本欠損の生ずるおそれがある取引」に対して適用させてほしい。 | |
| 15 | 不招請勧誘禁止の対象は、元本欠損のおそれのある取引に改めるべきである。少なくとも、金融先物取引全般を対象とすべきである。 | |
| 16 | 不招請勧誘の禁止の対象を拡大すべきである。 | |
| 17 | 不招請勧誘の対象の政令指定が余りに狭すぎることが根本的な問題である。ボラティリティーが高い、レバレッジがかかっている、元本を超える損失の生じるおそれがある等のキーワードでくくられるハイリスク商品は不招請勧誘禁止の対象にしてほしい。 | |
| 18 | 不招請勧誘禁止は消費者トラブルの大きな原因の一つなので、リスクのある金融商品を幅広く指定すべきである。 | |
| 19 | 不招請勧誘を禁止する金融商品取引の範囲を拡大し、投資商品すべてとすべきである。 | |
| 20 | 不招請勧誘を禁止する対象から「取引所金融先物取引」を除外すべきではない。また、金商法の対象たる金融商品の販売においては、広く不招請勧誘は禁止の対象とすべきである。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 21 | 不招請勧誘禁止の対象とする金融商品を店頭金融先物取引に限定しているが、不招請勧誘となる取引としては金融商品取引全般を指定すべき。 | |
| 22 | 不招請勧誘の禁止については、投資商品すべてとすべきである。 | |
| | **（不招請勧誘の禁止の対象となる店頭金融先物取引の範囲）** | |
| 23 | 金商法施行令案第16条の4第1項で不招請勧誘等が禁止される行為として定められているものは、現在の金先法第2条第4項に定める行為と同様に、第1号は外国為替証拠金取引・為替先渡取引・直物為替先渡取引、第2号は金利先渡取引（FRA）、第3号は通貨等のオプション取引を念頭に置いたものと考えてよいか。また、スワップ取引は金商法第2条第22項第5号に別途定義されており、不招請勧誘の対象からは除外されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、いわゆる不招請勧誘の禁止の対象としては、現行の金先法の「店頭金融先物取引」と同内容を定めることとしており、例えば店頭スワップ取引については、当該対象範囲に含まれておりません。 |
| 24 | 証券、銀行系の場合、別件での依頼で客先に出向いたときに外国為替取引の案内をすることは不招請勧誘（金商法第38条第3号）に当たるのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、不招請勧誘の禁止規定（金商法第38条第3号）については、「別件での依頼で顧客に出向いたとき」に行う当該顧客の要請を受けずに行う勧誘行為についても対象となるものと考えられます。<br>なお、当該規定は、外国為替証拠金取引などの店頭金融先物取引を対象とするものですが（金商法施行令第16条の4第1項）、単なる外国為替取引については、必ずしもその対象には含まれないものと考えられます。 |
| 25 | 不招請勧誘の禁止に関して、金先法関係の政令・内閣府令案のパブリックコメントでは、「金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引は、基本的には店頭金融先物取引に該当すると考えますが、最終的に個別の取引ごとに判断することになります。」との回答がされている。これは、外貨預金の為替リスクのヘッジ等実需に基づくもののみを行う場合には、「金融先物取引」としないことを意図したものと思料する。今般の金商法についても、当該取引については同様の理解でよいか。 | 一般に、自己のポートフォリオを改善するために行う「デリバティブ取引」等は、基本的に「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。<br>ただし、例えば、「（第三者の）外貨預金の為替リスクのヘッジ」目的でデリバティブ取引を行う場合のように、「自己のポートフォリオを改善するために行う」ものには該当しない取引もあり得るところであり、ご指摘の「実需に基づくもののみを行う場合」にあっても不招請勧誘の禁止の対象となり得るところであり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（取引所金融先物取引）** | |
| 26 | 金融先物取引業者のうち、取引所取引業者に不招請勧誘の禁止は適用されないとの理解でよいか。その区別の根拠は何か。 | いわゆる不招請勧誘の禁止の対象としては、現行の金先法の「店頭金融先物取引」と同内容を定めることとしており、「取引所金融先物取引」については、当該対象範囲には含まれておりません。<br>不招請勧誘の禁止の対象は、レバレッジが高いこと等の商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮し、「店頭金融先物取引」を定めることとしています。<br>一方、「取引所金融先物取引」は、証拠金の取扱い等に関して取引制度が整備されていることから、不招請勧誘の禁止の対象とはしませんが、勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止の対象と |

| | | |
|---|---|---|
| | | し、これらの規制を厳正に運用することにより、投資者保護を図ってまいります。<br>なお、ご指摘の「取引所取引業者」であっても「店頭金融先物取引」を行う場合には、不招請勧誘の禁止の対象となる点に留意が必要と考えられます。 |
| 27 | 不招請勧誘の禁止については、現行の金先法と同様に、金融先物取引全般を対象としてほしい。 | 不招請勧誘の禁止の対象は、レバレッジが高いこと等の商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮し、「店頭金融先物取引」を定めることが適当と考えられます。<br>「取引所金融先物取引」は、証拠金の取扱い等に関して取引制度が整備されていることから、不招請勧誘の禁止の対象とはしませんが、勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止の対象とし、これらの規制を厳正に運用することにより、投資者保護を図ってまいります。<br>今後、取引所金融先物取引を含め、適合性の原則の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止の対象とすべき取引類型が把握された場合には、政令において迅速かつ機動的に対応してまいります。 |
| 28 | 不招請勧誘の禁止の対象となる契約として、店頭金融先物取引のみが指定されているが、取引所取引も不招請勧誘禁止とすべきである。店頭であろうと、取引所であろうと取引される商品の特性には変わりなく、また、取引所取引の事業者が、すべて、法を遵守した取引をするとは限らない。金商法ができたことで現行の消費者保護が一歩後退することは、法制定の趣旨にかんがみ、許容すべきではない。 | |
| 29 | 不招請勧誘の禁止につき現行の法令より規制内容が後退することのないよう強く求める。 | |
| 30 | 現在禁止されている取引所金融先物取引の不招請勧誘を解禁するのは不当ではないか。 | |
| 31 | 不招請勧誘の禁止対象から取引所金融先物取引を除外することには反対である。 | |
| | **（不招請勧誘の禁止の例外）** | |
| 32 | 不招請勧誘の禁止（金商法第38条第3号）の禁止の例外に関する規定（金商業等府令案第123条）を削除するべきである。 | 不招請勧誘の禁止は、利用者の金融商品・サービスへのアクセスを制限する面もあるため、対象範囲を慎重に検討する必要があるところ、継続的取引関係にある顧客との取引や貿易会社等のヘッジ目的のための取引については、必ずしも不招請勧誘の禁止の対象とするほどの投資者保護の必要がなく、これらを除外することが適当であると考えられます（金商業等府令第116条）。 |
| 33 | 金商業等府令案第123条が規定する不招請勧誘の禁止の例外は、いずれも削除してほしい。 | |
| | **（勧誘受諾意思確認義務・再勧誘禁止の対象）** | |
| 34 | 勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止について幅広く指定すべきである。 | 勧誘受諾意思確認義務（金商法第38条第4号）及び再勧誘の禁止（同条第5号）については、不招請勧誘を禁止するまでは至らないものの、適合性の原則の遵守に問題があり、適合性の原則よりも踏み込んで投資者保護を図る必要がある商品・取引を対象とすることが適当であり、金融先物取引（店頭金融先物取引・取引所金融先物取引）を定めることとしています（金商法施行令第16条の4第2項）。<br>なお、今後、商品性や実態等に鑑み、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐためにこれらの禁止規定の対象として追加すべき金融商品・サービスの類型が把握された場合には、迅速かつ機動的に政令指定を行い、適切に対応してまいります。 |
| 35 | 勧誘受託意思確認義務と再勧誘禁止について適用対象を限定するのはおかしいのであって、幅広く指定すべき。 | |
| | **▼契約締結前交付書面等の記載事項に関する実質的な説明義務** | |
| 36 | 内閣府令で定める禁止行為（金商法第38条第6号）について、契約締結前交付書面等の書面交 | ご指摘の禁止行為の内容を維持し、その適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります |

| | | |
|---|---|---|
| | 付に際し、リスク情報等について「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないこと」を禁止する旨の規定（金商業等府令案第124条第1項第1号）は、政府案のとおり維持されるべきである。 | （金商業等府令第117条第1項第1号）。 |
| 37 | 禁止行為について、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないことを禁止する旨の規定は、高く評価する。特に説明義務の対象となる事項について金商法第37条の3第1項第7号を含めたことは重要であり強く支持する。また、リスク情報の契約締結前交付書面での記載方法については、取引の実情に着目した工夫がされており、大いに評価できる。 | |
| 38 | 禁止行為の中で説明義務を事実上位置づけたことについては、賛同する。 | |
| 39 | 個別の商品で規定されている点（例：保険の意向確認書面）と、金商業等府令案第124条第1項第1号の規定は何が異なるのか。類似している内容は、ひとつの法律に集約してほしい。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかでありませんが、金商業等府令第117条第1項第1号は、「契約締結前交付書面」等の交付に関し、「顧客に理解されるために必要な方法及び程度」による説明を義務づけるものです。<br>なお、預金・保険は銀行法・保険業法で規制されており、金商法の直接の対象とはしていませんが、投資性のある金融商品・取引を対象とする横断的な投資者保護法制を構築する観点から、投資性の強い預金・保険の販売・勧誘については金商法と同等の規制を適用することとしており、ご指摘の説明義務についても、所要の規定が整備されています（銀行法施行規則第14条の11の30第2号、保険業法施行規則第234条の27第3号等）。<br>また、ご指摘の「保険の意向確認書面」は、保険業法上のいわゆる体制整備義務（保険業法第100条の2、保険業法施行規則第53条の7）を具体化するものとして、「保険会社向けの総合的な監督指針」に定められているものです。 |
| 40 | 金商業等府令案第124条第1項第1号では、禁止行為の内容として「必要な方法及び程度による説明をしないこと」と規定しているが、そもそも金商法第38条は「次に掲げる『行為』をしてはならない」と定めており、不作為を禁止行為とするこのような規定は、法が認めた委任の範囲を超える違法な規定の疑いがあるのではないか。<br>説明義務を契約締結前の書面の交付義務に包含しているために、監督権限行使の根拠を明確化するために禁止行為として実質的な説明義務を規定したものと推察されるが、もしそうだとすればそもそも本法に規定すべきであり、常識で考えても不自然と言わざるを得ないこのような日本語を用いて内閣府令で規定することは、適法な委任命令とはいえないと思われる。 | 金商業等府令第117条第1項第1号の規定の趣旨は、金融商品取引業者等が契約締結前に交付すべき書面に関し、当該契約締結前に「顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をせずに」当該契約を締結することを禁止するものであり、必ずしも「不作為」を禁止するものではなく、金商法第38条第6号の委任の範囲を超えるとの指摘は当たらないものと考えられます。<br>なお、金商法における「説明義務」を「書面交付義務」（金商法第37条の3第1項）として規定している点は、相対型のディスクロージャー規制である「目論見書交付義務」との整合性等を勘案したものです。こうした法律の規定を前提として、内閣府令において更にその実質化を図るための規定を整備することは、適当であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ただし、ご指摘も踏まえ、当該規定の趣旨を明確化するため、規定を修正いたします（金商業等府令第117条第1項第1号）。 |
| | **（説明の相手方）** | |
| 41 | 代理人による取引の場合、包括的な代理権が適切に授与された代理人に対して、金商業等府令案第124条第1項第1号で要求される条件を満たした説明をすれば、重複して口座名義人（本人）に対して説明をする必要はないとの理解でよいか。<br>また、本人が取引の決定をして発注のみを代理人が行う場合、代理人に対しては説明義務がないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「代理人による取引」の場合については、基本的には、「顧客の代理人」に対して説明義務を果たせば足りるものと考えられます。なお、この場合において、当該「代理人」が顧客が行う取引の代理を「業として」（金商法第2条第8項柱書）行うことは、「金融商品取引業」に該当するものとして、業規制や行為規制（顧客本人に対する説明義務等）の対象となる可能性があると考えられます。<br>ご指摘の「本人が取引の決定をして発注のみを代理人が行う場合」については、基本的には、本人に説明している場合には、代理人に対しては説明義務はないものと考えられます。 |
| | **（「書面の交付に際し」の要件）** | |
| 42 | コールセンターを活用したビジネスモデルにおいては、顧客から資料請求があった際に、まず金商法第37条の3第1項に定める契約締結前交付書面を送付、その上でコールセンターから当該顧客に連絡を取り、送付済みの書面を参照しながら金商業等府令案第124条第1項第1号に定める適切な説明を行い、最終的な約定に至る。同号は、「書面の交付に際し」当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないことを禁止行為としているが、上記のように書面交付と同時に説明が行われない場合であっても、契約締結前書面が交付されており、かつ内容についての適切な説明が約定に先立って行われていることから、同号との関係では特段の問題はないとの理解でよいか。 | ご質問のような場合であっても、「契約締結前交付書面」の内容が、適切な方法及び程度によって「契約締結前に」説明されているものであれば、金商業等府令第117条第1項第1号に抵触しないものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、この点を明確にするため、「書面の交付に際し」（原案）ではなく「書面の交付に関し、あらかじめ」顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく金融商品取引契約を締結する行為を禁止の対象とするよう、規定を修正いたします。 |
| 43 | 金商業等府令案第124条第1項第1号において契約締結前交付書面等の「交付に際し」一定の事項を説明しないことが禁止行為に該当する旨の規定がされているが、当該規定では当該書面を説明なくして郵送する行為等そのものが禁止行為に該当すると思料する。顧客の保護、利便性に配慮し、更に、「貯蓄から投資」への流れを止めないためにも当該規定は「書面を交付し、当該金融商品取引契約を締結するまでに」説明をしないことが禁止行為に該当すると改正してほしい。 | |
| 44 | コールセンター取引の場合、金商法第37条の3第1項第3号～第7号までに掲げる事項についての電話での説明のタイミングは、金商業等府令案第124条第1項第1号でいう「書面の交付に際し」とは必ずしも一致しないことが考えられるが、この場合は、受注までに当該説明を行えばよいか。 | |
| 45 | 「書面の交付に際し」（金商業等府令案第124条第1項第1号）との記載があるが、実務上は、当該書面を郵送等で交付してから、実際に説明する | |

| | | |
|---|---|---|
| | までの間には相当程度の日数がかかることも多いので(複数の顧客に送付しているようなケース)、ある程度の時間的猶予は認めてほしい。 | |
| 46 | 海外に居住する者に対する契約締結前の書面交付については、事前に書面を郵送・電子メールにて送付し、顧客がその書面を見ながら、当行担当者が日本から電話にて説明を行うことで、契約締結前の事前説明義務(金商業等府令案第124条第1項第1号)を果たしたとの理解でよいか。 | ご指摘のような方法を用いることを含め、契約締結前交付書面の内容が適切な方法及び程度によって「契約締結前に」説明されているものであれば、金商業等府令第117条第1項第1号に抵触しないものと考えられます。<br>この点を明確にするため、「書面の交付に際し」(原案)ではなく「書面の交付に関し、あらかじめ」顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく金融商品取引契約を締結する行為を禁止の対象とするよう、規定を修正いたします。<br>なお、外国法人顧客については、すべて「一般投資家へ移行可能な特定投資家」と位置づけるよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。外国法人顧客が「特定投資家」である場合は、契約締結前の書面交付義務(金商法第37条の3第1項)やその内容の事前説明義務(金商業等府令第117条第1項第1号)は適用されないものと考えられます(金商法第45条第2号参照)。 |
| 47 | 「書面の交付に際し、(中略)当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」という禁止行為について、一の目論見書に複数のサブ・ファンド(ファンド・ファミリー)の情報が記載されている場合、当該(記載必要項目を満たした)目論見書を交付し、顧客が購入を希望するあるサブ・ファンドについて、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行った後に当該投資信託の当該サブ・ファンドを購入した顧客が、同じファンド・ファミリーの中の別のサブ・ファンドを後日購入する場合も、同じ目論見書を交付し同様の説明をする必要があるか。説明自体は重要と考えるが、当該規定中に「交付に際し」とあるので、適用関係を確認させてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合には、顧客に販売しようとする商品について「目論見書」に記載されている内容が「契約締結前に」適切な方法及び程度によって説明されるべきものであり、当初の目論見書交付時に当該商品に関する説明を行っていない場合には、当該商品について再度の説明が必要となる場合があるものと考えられます。この点を明確にするため、「書面の交付に際し」(原案)ではなく「書面の交付に関し、あらかじめ」顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく契約を締結する行為を禁止の対象とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第117条第1項第1号)。<br>なお、「目論見書を交付している場合」は「契約締結前交付書面」の交付を要しない場合として認められますが(同府令第80条第1項第3号)、当該特例の要件として、当該目論見書が「契約締結前交付書面」の記載方法(同府令第79条)に準じた方法により作成されているものであることを求めるよう、規定を修正いたします。ご指摘のように「一の目論見書に複数のサブ・ファンドの情報が記載されている」場合には、当該目論見書が当該要件を満たすものであるかについて、留意が必要と考えられます。 |
| | **(説明の方法・程度)** | |
| 48 | 金商業等府令案第124条第1項第1号の「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」とは、どの程度の説明を要するのか。 | 「契約締結前交付書面」等の記載事項に関する実質的な説明義務(金商業等府令第117条第1項第1号)に関して、その「方法及び程度」については法令上特段の定めはなく、説明の態様等に関する形式的・手続的な面よりも、顧客の属性(知 |

| | | |
|---|---|---|
| 49 | 「契約締結前交付書面」の内容の説明義務（金商業等府令案第124条第1項第1号）について、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じて、「顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明」の手続（例えば、顧客の理解の確認手続等）についての基準を示してほしい。 | 識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして当該顧客が当該書面の内容を的確に理解するかという実質面が重視されることになると考えられます。<br>いずれにせよ、当該規定に適合するように顧客への説明義務が尽くされていると言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなると考えられ、一律の基準を示すことは困難であると考えられます。 |
| 50 | 「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」（金商業等府令案第124条第1項第1号）の「必要な方法及び程度」について、その考え方を示してほしい。 | |
| 51 | 金商業等府令案第124条第1項第1号の「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」とは、顧客によって、いちいち説明の方法を変えなければならないということか。具体的には、どういう説明を想定しているのか。 | ご質問のとおり、当該顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして説明の「方法及び程度」を変える必要があるものと考えられます（金商業等府令第117条第1項第1号）。 |
| 52 | 現行では説明を受けた顧客が署名をすることが求められているが、本来は義務を負う者が責任を明確化する意味で書面への署名を行うべきである。顧客への説明を行った者が契約書面に署名することを義務づけるべきである。 | 金商業等府令第117条第1項第1号では、「契約締結前交付書面」等の交付に関して、業者が顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく金融商品取引契約を締結する行為を禁止の対象としています。<br>ご指摘の趣旨は、説明者に署名を義務づけることにより顧客に対する適切な説明を確保することにあると思われますが、当該規定の適切な運用を通じて、その趣旨が反映されるものと考えられます。 |
| | **（顧客が説明を理解したか否かの確認）** | |
| 53 | 契約締結前交付書面等の交付に際し、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」が禁止行為とされている（金商業等府令案第124条第1項第1号）が、金融商品取引業者は、実際に顧客が理解したかどうかを確認する義務は負っていないとの理解でよいか。 | 「契約締結前交付書面」等の記載事項に関する実質的な説明義務（金商業等府令第117条第1項第1号）に関して、顧客が当該書面の内容を理解したことを形式的に確認することが義務づけられているものではありませんが、当該規定については当該顧客が当該書面の内容を的確に理解するかという実質面が重視されるものであり、実務上の工夫の1つとして、例えば、顧客が当該書面の内容をよく読んだ旨を確認することが適切な場合もあるものと考えられます。<br>なお、顧客の主観的な内心は他者には分からないことから、業者は、その説明義務を通じて顧客が結果的に「理解した」ことの確認までは求められていないものの、顧客に「理解される」ために必要な方法及び程度による説明を行う必要があります。 |
| 54 | 金商業等府令案第124条第1項第1号では、顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明が求められているが、例えば、①取引を完了させる最終段階で、上席者が取引内容が理解されていることを顧客に直接確認する、②説明の後に顧客から「商品のリスクを理解された場合にのみ承認の署名をして下さい。リスクを理解されて | ご指摘のような手続・方法も実務的な工夫の一つとして十分考えられますが、当該規定については当該顧客が当該書面の内容を的確に理解するかという実質面が重視されるものであり、必ずしも一定の形式的な手続・方法を履行すれば足りるというものではない点に、留意が必要と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | いない場合は、本確認書に署名しないで下さい」のような注意を喚起する文言を入れた確認書面を受け入れる、③上記の①②を併用する、などの場合は「必要な方法及び程度」を尽くしていると判断されるのか。若しくは、外見的にも「当該顧客が理解しているであろうと」判断できる状況が求められるのか。 | |
| 55 | 適合性の原則に基づく説明義務（金商業等府令案第124条第1項第1号）の程度については、①現実に顧客が説明内容を理解すること、その事実を確認することまでは必要ない、②説明の程度は、顧客ごとに個別に定まるのではなく、同様の立場（顧客属性・資産・経験等）にある顧客が通常理解しうると判断される程度でよい、との理解でよいか。 | 「当該顧客」に理解されるために必要な方法及び程度による説明が必要となりますから、当該顧客と同様の属性を有する顧客が社会通念上「理解する」と判断される方法・程度による説明を基本とした上で、「当該顧客」ごとに個別に適切な説明の方法・程度による必要があるものと考えられます。 |
| 56 | 顧客が高齢で妥当な理解力が低下していると思われる場合、契約締結前交付書面の記載事項を顧客が真に理解していることを、売手側が立証する手段が必要である。 | 金商業等府令第117条第1項第1号では、契約締結前交付書面等の交付に関して、業者が顧客の知識・経験・財産の状況及び契約の締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることなく契約締結することを禁止しています。<br>したがって、業者は特定の顧客の属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をする必要があります。業者が、当該顧客が真に理解していることを正確に把握することは困難と考えられますが、例えば、業者が当該顧客の理解度を何らかの方法で確認するなど、実務上の工夫を行うことは有用であると考えられます。 |
| 57 | 金融機関は書面を交付する義務のみだけでなく、消費者が書面を理解したことについて確約を取るようにしてほしい。 | 金商業等府令第117条第1項第1号では、業者に対して顧客が理解したことを形式的に確認することが義務づけられているものではありませんが、業者が当該規定を遵守するための実務上の工夫として、当該顧客の理解度を確認することは十分考えられるところです。 |
| 58 | 顧客側に書面を交付するだけでなく、顧客の理解を確認しながら契約締結を進めることを義務づけるべきではないか。 | |
| | **（顧客の属性に応じた説明）** | |
| 59 | 金商法第45条第2号の規定で、金商法第37条の3は特定投資家に対して不適用となっている趣旨から、金商業等府令案第124条第1項第1号も特定投資家に対しては不適用としてほしい。 | 金商業等府令第117条第1項第1号の説明義務は、同号イ～ニに掲げる書面の交付に関して適用されるものであることから、取引の相手方が「特定投資家」であって当該書面の交付義務が適用除外される場合（金商法第45条第2号）は、当該説明義務も適用されないものと考えられます。<br>ご意見を踏まえ、この趣旨を明確化するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第117条第1項第1号柱書）。 |
| 60 | 「財産の状況」（金商業等府令案第124条第1項第1号）については、純資産の額やリスク資産の額等の一時点の残高（ストック）を考慮すればよく、年収、年間借入れ返済額等の収支（フロー）についてまで聴取することを当該条文は要請していないと考えてよいか。 | ご指摘の「財産の状況」を考慮する際には、ストックの状況だけではなく、フローの状況を含む顧客の財産全体の状況に照らして判断する必要があります。 |
| | **（非対面取引の場合）** | |
| 61 | 金商業等府令案第124条第1項第1号の「当該 | 「契約締結前交付書面」等の記載事項に関する |

| | | |
|---|---|---|
| | 顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、その具体的な基準を、対面取引及び非対面取引の場合について教えてほしい。 | 実質的な説明義務（金商業等府令第117条第1項第1号）に関して、その「方法及び程度」については法令上特段の定めはなく、説明の態様等に関する形式的・手続的な面よりも、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして当該顧客が当該書面の内容を的確に理解するかという実質面が重視されることになると考えられます。<br>こうした考え方は、対面取引と非対面取引（例えばインターネット取引やATM取引等）とで異なるものではありませんが、特に非対面取引の場合には、その特性に鑑み、例えば、顧客が「契約締結前交付書面」の内容をよく読んだ旨を確認すること、顧客からの問合せに適切に対応できる態勢を整備すること、及び照会頻度の高い質問についての「Q&A」を掲載することなど、実務上の工夫が必要であると考えられます（金融監督庁「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」（電子金融研究会報告・平成12年4月18日）参照）。<br>この点に関連して、監督指針では、「インターネットを通じた説明の方法」に係る実務上の工夫の例示として、「金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認すること」があげられています（監督指針Ⅲ－2－3－4(1)④）。<br>いずれにせよ、当該規定に適合する形で顧客への説明義務が尽くされていると言えるかどうかは、個別事例ごとに判断されることとなると考えられます。 |
| **62** | 「顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」とあるが、非対面取引（ATM、インターネット等）においては、各顧客に応じた説明をどのようにして行えばよいのか。 | |
| **63** | 金商業等府令案第124条第1項第1号に、契約締結前交付書面について「説明をしないこと」を禁止行為として規定しているが、情報通信の技術を利用して書面を交付する場合であっても、説明は行わなければならないと考えるべきか。 | |
| **64** | 個人向け国債をATMで取り扱っている場合、既存顧客については、あらかじめ「契約締結前交付書面」を顧客宛に送付することで、金商業等府令案第124条第1項第1号の説明責任を果たしたものとみなしてほしい。 | 「契約締結前交付書面」については、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして理解されるために必要な方法及び程度による説明」を行うべきものとされており（金商業等府令第117条第1項第1号）、あらかじめ当該書面を顧客に送付することだけでは、当該説明義務を果たしたこととはならないと考えられます。<br>なお、既存顧客については、「上場有価証券等書面」のほか「契約締結前交付書面」全般についても、施行日前の交付を認めることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令附則第14条）。ただし、この場合でも、単に当該書面を交付することだけでは当該説明義務を果たしたこととはならない点は同様であり、例えば、顧客が「契約締結前交付書面」等の内容をよく読んだ旨を確認すること、顧客からの問合せに適切に対応できる態勢を整備すること、及び照会頻度の高い質問についての「Q&A」を掲載することなど、実務上の工夫が必要であると考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な顧客への説明状況が当該規定に適合したものと言えるかどうかは、個 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 別事例ごとに判断するべきものであると考えられます。 |
| 65 | 「契約締結前交付書面」の内容の説明義務（金商業等府令案第124条第1項第1号）について、非対面取引についてはインターネット上で説明を行うこととなるが、この場合には顧客それぞれの適合性に鑑みた説明は不可能であり、定型的な説明文章となってしまうが、問題はないか。 | 「契約締結前交付書面」等の記載事項に関する実質的な説明義務（金商業等府令第117条第1項第1号）は、対面取引か非対面取引（例えばインターネット取引等）かを問わず、顧客が当該書面の内容を的確に理解するかという実質面が重視されるものであり、特に非対面取引の場合には、その特性に鑑み、例えば、顧客が「契約締結前交付書面」の内容をよく読んだ旨を確認すること、顧客からの問合せに適切に対応できる態勢を整備すること、及び照会頻度の高い質問についての「Q&A」を掲載することなど、実務上の工夫が必要であると考えられます（金融監督庁「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」（電子金融研究会報告・平成12年4月18日）参照）。<br>この点に関連して、監督指針では、「インターネットを通じた説明の方法」に係る実務上の工夫の例示として、「金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認すること」があげられています（監督指針Ⅲ－2－3－4(1)④）。<br>なお、非対面取引であっても、いわゆる適合性の原則（金商法第40条第1号）の下で、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約を締結する目的を把握した上で、不適当と認められる勧誘を行ってはならないとされています。当該説明義務は、こうした顧客の属性を踏まえた「説明」を行うことを求めるものである点に留意が必要と考えられます。<br>こうしたことを踏まえれば、単にインターネット上に初心者向けの定型的な説明文章を表示するだけでは必ずしも十分でないと考えられますが、具体的な顧客への説明状況が当該規定に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなると考えられます。 |
| 66 | 「契約締結前交付書面」の内容の説明義務（金商業等府令案第124条第1項第1号）について、「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」とあるが、インターネットで金融商品取引を受託する場合、顧客の知識・経験・財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的を確認することが難しいので、ホームページの記載は初心者向けのみで対応してよいか。 | |
| 67 | 契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されている目論見書を交付している場合、契約締結前交付書面の交付を要しないこととされている。投資信託のインターネット取引の場合に、目論見書において、契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが重要事項（注意事項）として「最も知識・経験・財産の乏しい顧客」に理解可能なレベルで記載されている前提であれば、インターネット取引画面では敢えてこれを繰り返すことなく、例えば「目論見書に記載されている重要事項（注意事項）はご理解いただけましたか」という問いに「Yes」と答えなければ発注できない仕組を手当てしておけば、金商業等府令案第124条第1項第1号の書面交付時の説明要件は満たされるとの理解でよいか。 | 「契約締結前交付書面」等の記載事項に関する説明義務（金商業等府令第117条第1項第1号）は、対面取引か非対面取引（例えばインターネット取引等）かを問わず、顧客が当該書面の内容を的確に理解するかという実質面が重視されるものであり、特に非対面取引の場合には、例えば、顧客が「契約締結前交付書面」の内容をよく読んだ旨を確認すること、顧客からの問合せに適切に対応できる態勢を整備すること、及び照会頻度の高い質問についての「Q&A」を掲載することなど、実務上の工夫が必要であると考えられます。<br>ご指摘のように、インターネット取引画面上で「理解」の確認を求める方法も、実務上の工夫の1つとして十分考えられるものですが、形式的にそのような方法をとっていれば必ず当該要件が満た |

| | | |
|---|---|---|
| 68 | 「書面の交付に際し、(中略)当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」という禁止行為について、インターネット取引においては、目論見書をダウンロードしたことを確認の上で、ウェブ上で「目論見書を読み、内容を理解した」旨の確認のクリックをさせる方法のみで当該要件を満たすと理解してよいか。あるいは、それだけでは要件を満たさず、補足的に、幾つかの具体的な質問をし、順次確認のクリックをさせていく方法等を導入することにより要件を満たすことができるとの理解でよいか。 | されるというものではない点に、留意が必要であると考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な顧客への説明状況が当該規定に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに判断されることとなると考えられます。 |
| | **(「契約締結前交付書面」の交付を要しない場合の特例に係る説明義務)** | |
| 69 | 上場有価証券等書面は例えば取引残高報告書に同封する等の方法により交付することが想定されるが、上場有価証券等書面の交付については、金商業等府令案第124条第1項第1号の説明義務の対象外としてほしい。 | 「契約締結前の書面交付義務」は、一般投資家の保護を徹底する観点から、業者が負うべき顧客への業法上の説明義務を定めるものですが、上場有価証券等の商品性はある程度定型的であり、流通性や情報提供機会も確保されていると考えられることから、例外として、上場有価証券等の取引に関する情報を包括的に記載した書面(上場有価証券等書面)の交付によって「契約締結前交付書面」の交付に代えることが認められています(金商業等府令第80条第1項第1号)。<br>この場合においても、顧客が上場有価証券等の取引に関するリスク情報等を的確に理解することが重要であり、ご指摘の説明義務の適用を除外することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| 70 | 「上場有価証券等書面」や「同一の内容の金融商品取引契約についての契約締結前交付書面」は1年ごとに交付することとなるが、「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」はその都度(毎年)必要となるのか。これらの書面を前回交付してから1年以上経過した後における再交付については、金商業等府令案第124条第1項第1号の規定は適用しないこととしてほしい。 | 金商業等府令第117条第1項第1号の規定は、顧客に交付すべき「契約締結前交付書面」や「上場有価証券等書面」等に記載されたリスク情報等を顧客が的確に理解できるよう、当該顧客に対する説明を義務づけるものであり、これらの書面を交付する都度適用されるものと考えられます。<br>ご指摘のように当該説明義務を除外することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| 71 | 金商業等府令案第124条第1項第1号イの契約締結前交付書面の交付に際して、必要な方法及び程度による説明をしないことが禁止行為とされている。一方、同府令案第82条第3項では「契約締結前交付書面を交付した日から一年以内に」「同一の内容の金融商品取引契約の締結を行った場合」は、交付したものとみなすと規定されているが、同項に基づき書面を交付しない場合であっても、契約の都度、同府令案第124条第1項第1号イが適用されるのか。 | 金商業等府令第80条第1項第2号・第3項の規定により契約締結前交付書面の交付が不要とされる場合は、金商業等府令第117条第1項第1号イの規定は適用されないものと考えられます。 |
| 72 | 金商業等府令案第124条第1項第1号ハにおいて目論見書を交付する場合の説明義務が規定されているが、金商法第15条第2項第2号に規定する目論見書交付が省略できる場合においては、この説明義務についても省略できるとの理解でよいか。 | 「契約締結前の書面交付義務」は、一般投資家の保護を徹底する観点から、業者が負うべき顧客への説明義務を定めるものですが、目論見書により当該顧客への情報提供が確保される場合には、規制の重複排除の観点から、「契約締結前の書面交付義務」の適用を除外することとしているものです(金商業等府令第80条第1項第3号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | なお、ご指摘の金商法第15条第2項第2号に該当する場合には、目論見書を交付しなくても投資者保護に欠けることがないと考えられるものとして、目論見書の交付を省略することが可能とされています。当該規定の趣旨にかんがみ、また、ご意見を踏まえ、「金商法第15条第2項第2号に該当する場合」には(目論見書のみならず)「契約締結前交付書面」の交付を省略できるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第80条第1項第3号)。<br>金商業等府令第117条第1項第1号の説明義務は、同号イ～ニに掲げる書面の交付に関して適用されるものであることから、「金商法第15条第2項第2号に該当する場合」として目論見書及び「契約締結前交付書面」の交付が省略される場合は、当該説明義務は適用されないものと考えられます。 |
| | **(顧客から「説明不要」の意思表明があった場合)** | |
| 73 | 金販法では、同法第3条第1項の重要事項の説明義務について、同条第7項第2号において顧客の意思表明があれば説明を要しない旨が規定されている。金商法における「契約締結前交付書面」の交付に際しての当該書面の記載事項に関する説明義務(金商業等府令案第124条第1項第1号)についても、同じ扱いにしてほしい。 | 金販法は民法上の損害賠償責任規定の特則を定めるものであり、ご指摘の「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合」(金販法第3条第7項第2号)には、重要事項の説明義務(同条第1項)が適用除外され、当該説明義務を尽くさなくとも損害賠償責任が問われなくなるという効力が生じます。<br>一方、金商法の「契約締結前の書面交付義務」は、一般投資家の保護という政策目的を達成する観点から、業者が負うべき顧客への業法上の説明義務を定めるものであり、顧客側の意思表示をもって当該説明義務を除外することは、適当でないと考えられます。 |
| | **▼重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示の禁止** | |
| 74 | 内閣府令で定める禁止行為(金商法第38条第6号)について、「誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」を禁止する旨の規定(金商業等府令案第124条第1項第2号)は、政府案のとおり維持されるべきである。ただし、同号の「重要な事項につき」との文言を削除するべきである。 | 「誤解を生ぜしめるべき表示」については、その一切を禁止対象とすれば却って顧客への円滑な情報提供を阻害するおそれがあることから、顧客の判断に影響を及ぼすような重要な事項を禁止対象とする旨を明確化することが適当と考えられます。<br>ご指摘の禁止行為の内容を維持し、その適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。<br>なお、当該規定は、現行の規定(証券会社行為規制府令第4条第1号)と同様の規定です。 |
| | **▼特別の利益提供等の禁止** | |
| 75 | 金商業等府令案第124条第1項第3号については、「特別の利益」の定義があいまいである。現行の証券会社行為規制府令第4条第2号(顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為の禁止)と、適用範囲は変わらないとの理解でよいか。 | 金商業等府令第117条第1項第3号は、「特別の利益」の提供等を制限するという点で現行の証券会社行為規制府令第4条第2号の規定を引き継ぐものですが、現行同様に「提供を約」す行為のほか、「顧客若しくは第三者に」「提供する行為」や「第三者をして」「提供を約させ、又はこれを提供させる行為」についても対象としている点について、留意が必要と考えられます。 |
| 76 | 金商業等府令案第124条第1項第3号については、特別の利益の定義があいまいであるため、 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 提供を約する行為や提供する行為を対象とすると、ますます適用範囲が不明確になる。現行の証券会社行為規制府令第4条第2号「提供することを約して勧誘する行為」と適用範囲は変わらないとの理解でよいか。 | また、現行は「勧誘する行為」が禁止されていますが、金商業等府令第117条第1項第3号では「特別の利益」の提供等自体が禁止されることについても、留意が必要と考えられます。 |
| 77 | 現行の証券会社行為規制府令第4条第2号と異なり、特別利益を提供する行為のみを以って禁止行為と定められている(「勧誘する行為」の有無を問わないものとされている)が、こうした改正は、現行法上の法規制としての位置づけを大きく変更し、不当に禁止行為の範囲を拡大するものであり、現行と同様の規制内容に戻すべきと考える。<br>単に特別利益の提供行為のみを禁止するとした場合、現行法上の法規制としての位置づけを大きく変更するものとなるばかりでなく、その適用範囲が極めて広範となり得ることとなる。すなわち、改正案の規制は目的又は意思の内容の如何を問わずに利益提供行為を禁止するものであり、損失補てん・利益供与規制においては「損失を補てんするため」「利益を補足するため」「利益を追加するため」といった意思が要件とされている等から、このような規制が著しく妥当性を欠くことは明らかと考えられる。 | ご指摘のとおり、現行の証券会社行為規制府令第4条第2号では「勧誘する行為」が禁止されているのに対し、金商業等府令第117条第1項第3号では「特別の利益」の提供等自体を禁止することとしていますが、対象範囲は「金融商品取引契約につき」行う特別の利益の提供の約束又はその提供に限られています。<br>いずれにせよ、当該規定は、市場の公正性を確保する観点から、刑事罰の対象となる損失補てん等の禁止(金商法第39条)よりも幅広い行為を対象とするものであり、必ずしも「規制が著しく妥当性を欠く」ものではないと考えられます。 |
| 78 | 現行法の下では「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」(証券会社行為規制府令第4条第2号)が禁止されているところ、新法の下では「特別の利益を提供する行為」(金商業等府令案第124条第1項第3号)が禁止されているが、規定の内容に差異を設けた趣旨をご説明してほしい。また、「特別の利益を提供する行為」の禁止は、具体的にどのような場合に適用があるのか明確にしてほしい。 | |
| 79 | 業者が銀行等に預託している証拠金に金利が付いた場合、証拠金を業者に預託している顧客に対して当該金利を支払うことは、金商業等府令案第124条第1項第3号の利益供与に該当するか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、業者が「証拠金を業者に預託している顧客」のうちの特定の顧客ではなくそうした顧客全般を対象に当該金利を支払う場合であれば、基本的に、金商業等府令第117条第1項第3号の「特別の利益」の提供に該当しないものと考えられます。<br>なお、金商法では、預託を受けた金銭の分別管理の結果として生じる果実の帰属について特に定めをおいておりませんが、ご指摘のような金利の支払が法令に適合したものと言えるかどうかは、「証拠金」等の預託をした顧客の有する権利について「集団投資スキーム持分」(金商法第2条第2項第5号)に該当する可能性があること等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 80 | 投資助言業務に関し、顧客に提供するサービスの内容が同一であるにもかかわらず顧客ごとに報酬の料率を変えた場合、公平性の原則に反すると解されたり、利益供与(金商業等府令案第124条第1項第3号)と評価されたりすることとなるか。そのような場合について金融行政上何らかの | 投資助言業務に係る報酬の額について、顧客ごとに異なる額を定めるとしても、一定の料率表に基づく等の合理的な理由があるような場合には、特段問題とならないものと考えられます。<br>いずれにせよ、他の顧客よりも有利な報酬額を設定することが「特別の利益」の提供(金商業等府 |

| | | |
|---|---|---|
| | 牽制が予定されているか。 | 令第117条第1項第3号）に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、他の顧客に対して負うべき忠実義務（金商法第41条第1号）に適合しているか否かが問題となり得ることについても、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼契約に基づく債務履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為の禁止** | |
| 81 | 金商業等府令案第124条第1項第5号は「債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し」としてほしい。さもなければ、債務不履行など顧客の責めに帰すべき事由により、金融機関がその債務の履行を拒否する場合には、当然に禁止行為に該当しないことを明確化してほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第5号）は、真に「顧客の責めに帰すべき事由」や「正当な理由」が存する場合等において債務を履行しないことまでを一律に禁止するものではないと考えられます。<br>なお、当該規定は、現行の金先法第76条第7号に同旨の規定があり、その対象は「不当に拒否」に限定されておりません。 |
| 82 | 金融商品取引業者に正当な理由がある場合には、債務の全部又は一部の履行の拒否ができるよう、「債務の全部又は一部の履行を」の後に「正当な理由なく」という文言を追加し、個別具体的な状況の下で正当な理由がある場合には、金融商品取引契約に基づく債務の履行の拒否も許容される余地を残してほしい。金融商品取引業者としては、金融商品取引契約に基づく債務の履行を拒否したりすべきではないというのは大原則であり、「正当な理由」の判断は厳格になされるべきものとは思われるが、現実の取引においては想定外のことも起こりうるのであり、債務の履行の拒否や遅延を完全に否定する必要はないのではないか。 | |
| 83 | 金商業等府令案第124条第1項第5号の禁止行為は、取引所の参加者に当然に課せられる注意義務に従って履行を拒否した場合は、該当しないものと考える。例えば、取引所取引終了20分前に、ある銘柄をCD条件により10,000株で取引所において買い付けるよう顧客から申込みを受け、過去の市場流動性等を勘案して全株執行することが可能と判断して約したものの、実際の市場流動性は過去と比較して非常に低い結果となり、仮に全株執行をすれば取引終了間際の市場価格へ著しい影響を与えてしまうことから、「顧客に全株執行できない」旨を連絡しようとしたが連絡がつかず、執行担当者の判断で全株数の発注を行わないような場合が考えられる。こうした場合は当該禁止行為に該当しないことを明確化するため、対象を「債務の全部又は一部の履行を『不当に』拒否」に限定してほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のような場合は、顧客からの注文に際して、業者に対し執行に関する一定の裁量を認めているものであり、当該裁量の範囲内で合理的な理由に基づき注文を執行しないとしても、債務の履行の「拒否」に該当しないものと考えられます。<br>なお、当該規定は、現行の金先法第76条第7号に同旨の規定があり、その対象は「不当に拒否」に限定されておりません。 |
| | **▼勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて行う店頭金融先物取引の勧誘の禁止** | |
| 84 | 金商業等府令案第124条第1項第7号（不招請勧誘禁止対象契約についての勧誘目的隠蔽による顧客集め）については、集めただけで（勧誘に至らなくても）禁止にするべきである（同号の「て当該金融商品取引契約の締結を勧誘す」を削除するべきである。）。 | ご指摘の規定は、いわゆる不招請勧誘の禁止規定（金商法第38条第3号）の潜脱を防止するため、当該禁止規定の対象となる取引の電話・訪問による勧誘のほか、勧誘目的を明示しないで顧客を集めて勧誘する行為を禁止するものです（金商業等府令第117条第1項第8号）。<br>単に顧客を集める行為であって勧誘を伴わないものを禁止することは、こうした規定の趣旨を越 |

| | | |
|---|---|---|
| | | えるものであり、顧客への情報提供の機会等を過度に制約するものであることから、適当でないと考えられます。 |
| 85 | 金商業等府令案第124条第1項第7号の規定により、店頭デリバティブ等に関するセミナー等において、あらかじめ金融商品取引契約を勧誘する目的を明示せずに契約締結の勧誘を行うことが禁止とされているが、これは当該セミナーの場での勧誘が対象とされており、後日個別に勧誘を行う行為は含まれないと解してよいか。また、当日セミナー終了後に顧客の了解を得て別の場所等で勧誘を行う場合はどうか。 | ご指摘の規定(金商業等府令第117条第1項第8号)は、いわゆる不招請勧誘の禁止規定(金商法第38条第3号)の潜脱を防止する観点から、セミナー等の形式により、勧誘の要請をしていない顧客に対して契約締結の勧誘をする行為を禁止する趣旨のものです。<br>当該規定の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、後日個別に顧客を電話・訪問により勧誘する行為は、そもそも不招請勧誘の禁止規定に抵触するものと考えられます。また、「勧誘する目的があることをあらかじめ明示しないで」集めた顧客に対し、当日のセミナー終了後に(勧誘を行うことの)同意を得ようとする行為自体が、(勧誘受諾意思確認義務(金商法第38条第4号)の遵守というよりは)当該セミナー開催と一連の行為と認められることから、金商業等府令第117条第1項第8号の規定の潜脱目的で行う行為として、当該規定に抵触する可能性があるものと考えられます。 |
| 86 | 特定投資家は、金商法第38条第3号から第5号までの規定が適用除外となっている(同法第45条第1号)趣旨に鑑み、金商業等府令案第124条第1項第7号・第8号は、特定投資家については適用除外してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第117条第1項第8号・第9号の規定の対象となる「顧客」から特定投資家を除外するよう、規定を修正いたします(第1号についても同様といたします。)。 |
| | **▼契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対する金融先物取引の勧誘の禁止** | |
| 87 | 金商業等府令案第124条第1項第8号について、当該商品について顧客から積極的な拒否の意思表示がない場合は、当該禁止規定に該当しないものと考えて問題ないか。例えば、証券口座を開設した顧客に対して、電子メール等を用いて外国為替証拠金取引の案内をすることは、直ちに禁止行為に当たるものではないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではあり、また、「積極的な拒否の意思表示」の意味にもよりますが、顧客が「あらかじめ契約を締結しない旨の意思」を表示しているものでなければ、電子メール等を用いた案内をすることも、直ちにご指摘の規定(金商業等府令第117条第1項第9号)に違反することとはならないものと考えられます。<br>なお、当該規定は、いわゆる再勧誘の禁止規定(金商法第38条第5号)の潜脱を防止するため、これと同範囲の取引として、金融先物取引を対象することとなります(金商法施行令第16条の4第2項)。この金融先物取引については、いわゆる勧誘受諾意思確認義務(金商法第38条第4号)が適用されることから、ご指摘のような電子メールの送付が「勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思を確認することをしないで勧誘する行為」に該当する場合は、当該確認義務違反となり得る点に、留意が必要と考えられます。更に、店頭金融先物取引については、不招請勧誘が禁止されていることから、「訪問又は電話」により店頭の外為証拠金取引を勧誘することは禁止されている点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼いわゆるフロントランニングの禁止** | |
| 88 | 金商業等府令案第124条第1項第9号の規定 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありません |

| | | |
|---|---|---|
| | は、現行法（証取法第42条第1項第8号、証券会社行為規制府令第4条第15号）と異なり、「有利な価格」の文言が削除されていると見受けられるが、適用が拡大されたとの理解でよいか。 | が、ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第10号）中の「有利な価格」との用語の意義は、基本的に、現行の証取法令と同様と考えられます。 |
| 89 | 金商業等府令案第124条第1項第9号の規定は、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に関しては、どのように解釈すべきか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第10号）は、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引についてもいわゆるフロントランニング規制の対象に含めることとしているものであり、顧客から注文を受けた取引を成立させる前に、当該顧客の取引と同一又は有利な価格で、自己の計算において同一の取引を行うことが禁止されることとなります。<br>その具体的な適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼顧客の同意を得ずに行う顧客の計算による有価証券の売買等の禁止** | |
| 90 | 金商業等府令第124条第1項第10号では、「あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）をする行為」が禁止されているが、投資運用業は規制対象から除外してほしい。仮に除外しないとしても、投資運用業者が、顧客との間の契約に基づいて顧客・権利者のために運用を行う限り、同禁止行為に抵触しないとの理解でよいか。 | 金商法令では、金融商品取引業者等が「投資運用業」として行う取引については、例えば「運用として行う取引」（金商法第42条の2第5号参照）といった表現を用いることにより、「第一種金融商品取引業」や「第二種金融商品取引業」として行う取引等との区別を図っています。したがって、ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第11号）において単に「有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引」とされているものとして、「投資運用業」として行う取引は想定されていないものと考えられます。 |
| | **▼法人関係情報を提供して行う勧誘の禁止** | |
| 91 | 金商業等府令案第124条第1項第13号は、金商法第166条のインサイダー取引の未然防止のための行為規制であり、インサイダー取引規制では「特定有価証券等」に係るデリバティブ取引等のみが規制の対象となっている。このため、金商業等府令の規定についても、発行会社の特定有価証券等を参照するCDS取引のみが規制されており、発行会社そのものの信用事由を参照するCDS取引は対象外であるとの理解でよいか。 | 金商業等府令第117条第1項第14号は、市場の公正性を確保する観点から、金融商品取引業者等が取り扱う有価証券関連の取引に係る行為規制として、刑事罰の対象となるインサイダー取引規制よりも幅広い取引を規制対象とするものです。有価証券に係るいわゆるクレジット・デリバティブ取引（金商法第2条第21項第5号・第22項第6号）については、当該取引の支払事由（クレジットイベント）に関する法人に係る有価証券について、その発行者に関する「法人関係情報」を提供して勧誘する行為が禁止されており、「特定有価証券等」以外の有価証券を参照するCDS取引も対象となり得るものと考えられます。なお、ご意見を踏まえ、当該規定の対象となるクレジット・デリバティブ取引はあくまでも有価証券を参照するクレジット・デリバティブ取引に限られる旨を明確にするため、「有価証券に係るデリバティブ取引」等とするよう、規定を修正いたします。いずれにせよ、個別の取引が当該規定に抵触するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、ご指摘の「発行会社そのものの信用事由」であっても実質的に「発行会社の特定有価証券等を参照するCDS取引」と認められるものもあり得ると考えられる点に、留 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 意が必要と考えられます。 |
| 92 | 金商業等府令案第124条第1項第13号に規定する「法第2条第21項第5号イ若しくは同条第22項第6号イに掲げる法人」とは、いわゆるクレジットデフォルトスワップ（CDS）の「参照法人」を指すものと理解されるが、本規定にいう「法第2条第21項第5号イ若しくは同条第22項第6号イに掲げる法人に係る有価証券の発行者」についても、「参照法人」そのものと同義であるとの理解で問題ないか。その場合、「に係る有価証券の発行者」の部分は不要と思われるので、削除すべきではないか。 | 社債等の有価証券を参照するクレジット・デリバティブ取引については、当該有価証券の発行者（＝「参照法人」）に係る信用事由が支払事由となり（金商法第2条第21項第5号イ・第22項第6号イ）、貴見のとおり、当該発行者（＝「参照法人」）の法人関係情報を提供して勧誘を行うことが禁止されることになります。<br>なお、金商業等府令第117条第1項第14号の対象となるクレジット・デリバティブ取引はあくまでも有価証券を参照するクレジット・デリバティブ取引に限られる旨を明確にするため、「有価証券に係るデリバティブ取引」等とするよう、規定を修正いたします。 |
| 93 | 普通社債券に係るCDS取引は金商法第166条柱書の「売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引」に含まれるものの、普通社債券の売買と同様に、取引規制府令案第58条により、いわゆるデフォルト情報に基づく取引を除き、インサイダー取引規制の対象から除外されることを確認したい。<br>その上で、金商業等府令案第124条第1項第13号の規定は、インサイダー取引の未然防止の趣旨による行為規制であり、普通社債の売買に関する法人関係情報については、取引規制府令案第58条に規定するデフォルト情報に限定されるべきものと理解されているが、普通社債券に係るCDS取引についても同様の理解でよいか確認したい。<br>（なお、金商業等府令案第124条第1項第15号の法人関係情報を利用して行う自己取引の規制についても、普通社債の売買については、デフォルト情報に基づく自己取引のみが禁止されていると理解されている。） | 貴見のとおり、社債等に係るCDS取引へのインサイダー取引の適用に関する「重要事実」の範囲は、普通社債券等の売買取引に係る「重要事実」と同様に、いわゆるデフォルト関係情報（取引規制府令第58条）に限られるものと考えられます。<br>一方、金商業等府令第117条第1項第14号は、市場の公正性を確保する観点から、金融商品取引業者等が取り扱う有価証券関連の取引に係る行為規制として、刑事罰の対象となるインサイダー取引規制よりも幅広い取引を規制対象とするものです。こうしたことから、ご指摘の「法人関係情報」についても、「重要事実」とは異なる定義が定められており（同府令第1条第4項第14号）、社債等の売買や社債等のCDS取引に係る「法人関係情報」は、必ずしも、いわゆるデフォルト関係情報に限られないと考えられます。<br>いずれにせよ、個別の取引が当該規定に抵触するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 94 | 第二種金融商品取引業者が不動産の売買・その媒介等を兼業する場合において、不動産信託受益権の売主たる上場会社から、当該不動産信託受益権の売却及びその媒介について依頼を受けた場合、当該信託受益権に関する情報（当該上場会社が、当該信託受益権の売却を行っているという情報を含む。）は、取引の対象たる資産そのものに関する情報になるので、金商業等府令案第124条第1項第13号の「法人関係情報を提供して勧誘する行為」に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、ご指摘のような取引は、「法人関係情報を提供して勧誘する行為」に該当しないものと考えられます。 |
| 95 | 金商業等府令案第124条第1項第13号及び第15号において、「有価証券の売買その他の取引」とあるが、ここにいう「有価証券」とは、金商法第2条第2項によって有価証券とみなされる権利も含まれるのか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第1条第1項）。 |
| | **▼法人関係情報に基づいて行う自己取引の禁止** | |
| | **（対象範囲）** | |
| 96 | 金商業等府令案第124条第1項第15号の適用対象を「第一種金融商品取引業者」に限定してほしい。それができないのであれば、政策投資（発 | ご意見を踏まえ、ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第16号）を「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を |

| | | |
|---|---|---|
| | 行会社との取引関係に基づいて行う株券等の投資）による株券等の売買及びクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引等については、本号の適用除外としてほしい。また、社債の自己売買業務についても、本号の適用除外としてほしい。 | 行う者に限る。）又はその役員若しくは使用人」に限定するよう、規定を修正いたします。 |
| 97 | 金商業等府令案第124条第1項第15号の禁止行為の対象から、登録金融機関による政策投資（発行会社との取引関係に基づいて行う株券等の投資）による株券等の売買及びクレジット・デフォルト・スワップ（CDS取引）については、本号の適用除外としてほしい。 | |
| 98 | 第二種金融商品取引業者が不動産の売買・その媒介等を兼業する場合において、不動産信託受益権の売主たる上場会社から、当該不動産信託受益権を購入する場合において、当該信託受益権に関する情報（当該上場会社が、当該信託受益権の売却を行っているという情報を含む。）は、売買取引の対象たる資産そのものに関する情報になるので、第二種金融商品取引業者によるこうした取引は、「法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等」（金商業等府令案第124条第1項第15号）に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、ご指摘のような取引は、「法人関係情報に基づいて」行われるものに該当しないものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第16号）を「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又はその役員若しくは使用人」に限定するよう、規定を修正いたします。 |
| | **（インサイダー取引規制との関係）** | |
| 99 | 金商業等府令案第124条第1項第15号は「法人関係情報」を利用した自己取引を規制するものであるが、当該規定では、「法人関係情報」の情報源である上場会社等と業者との間の取引のように、金商法第166条第6項第7号で許容されている市場外取引又はデリバティブ取引については許容されることを確認したい。当該規定は、そもそも、インサイダー取引の外郭的な規制であり、法律において例外として許容される取引は、同様に例外として明示されるべきである。 | 金商業等府令第117条第1項第16号は、市場の公正性を確保する観点から、金融商品取引業者等が取り扱う自己取引に係る規制として、刑事罰の対象となるインサイダー取引規制よりも幅広い取引を規制対象とするものです。したがって、金商法第166条のインサイダー取引規制の適用が除外される取引であっても、自動的に当該行為規制の対象から除外することは適当でないと考えられます。<br>いずれにせよ、個別の取引が当該規定に抵触するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 100 | 禁止行為とされている「法人関係情報に基づいて、自己の計算において（中略）取引等（中略）をする行為」の適用除外として、金商法第166条第6項各号及び同法第167条第5項各号に掲げる適用除外と同様の適用除外を設けてほしい。 | |
| | **▼作為的相場形成取引等の禁止** | |
| 101 | 金商業等府令案第124条第1項第18号中に「相場若しくは相場若しくは取引高」とあるが、誤植ではないか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第117条第1項第19号）は、「（上場金融商品等・店頭売買有価証券の）相場」又は「相場又は取引高に基づいて算出した数値」を変動させる目的等をもって行う取引の申込み・委託等を禁止しているものであり、誤植ではありません。 |
| | **▼外国投資信託受益証券を取得する顧客に対する説明義務** | |
| 102 | 金商業等府令案第124条第1項第24号中の「外国投資信託の受益証券に係る金商法第2条第8項第1号から第3号までに掲げる行為（当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は | 当該規定は、外国投資信託受益証券（外国ETF）について、金融商品取引業者等がその買い手側として、顧客から買付けを行い、顧客の売付けの媒介、取次ぎ、代理を行い、又は顧客の市場における売付けの媒介、取次ぎ、代理を行う場合を |

| | | |
|---|---|---|
| | 外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）」とは、具体的にどのような場合が想定されているのか。 | 除いているものと考えられます（金商業等府令第117条第1項第25号）。 |
| | **▼店頭金融先物取引における対当取引の勧誘等の禁止** | |
| 103 | 金商業等府令案第124条第1項第25号（両建て勧誘の禁止）については、「店頭金融先物取引の受託等」を「金融商品取引の受託等」に改めるべきである。 | 店頭金融先物取引については、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点も考慮して、現行の金先法施行規則第25条第6号と同様に、ご指摘の禁止行為（金商業等府令第117条第1項第26号）を整備しているものです。 |
| 104 | 金商業等府令案第124条第1項第25号は店頭金融先物取引に限定して顧客の行う取引と対当する取引の勧誘等を禁じているが、公開市場における金融先物取引における当該行為も禁止の対象に含めてほしい。 | |
| 105 | 金商業等府令案第124条第1項第25号の規定は、現行の金先法と同様の規定であり、現在のやり方が金先法上適法であれば、新法上も問題がないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、金商業等府令第117条第1項第26号の規定は、基本的に現行の金先法施行規則（第25条第6号）の規定の考え方を引き継ぐものです。ただし、具体的な勧誘等が当該規定に抵触するものかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 106 | 金商業等府令案第124条第1項第25号は「勧誘その他これに類似する行為をすること」を禁止しているが、他の規定は「勧誘」を適用対象としているにもかかわらず、同号のみ「類似する行為」とあいまいな規定にする必要はなく、禁止される行為の範囲も非常に不明確となる。「勧誘すること」とすべきではないか。 | いわゆる「対当取引」は、不当に手数料等を得ることを目的とする悪質な行為であり、「勧誘」のみならず、それに類似する「勧誘」の前段階の行為についても禁止する必要があると考えられることから、現行の金先法施行規則第25条第6号の規定により、店頭金融先物取引に係るこうした取引は「勧誘」のみならず「これに類似する行為」も禁止しているものです。<br>店頭金融先物取引については、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態をなお考慮する必要があることから、現行の金先法施行規則第25条第6号と同様に、ご指摘の禁止行為（金商業等府令第117条第1項第26号）を整備しているものです。 |
| | **▼顧客に迷惑を覚えさせる時間に電話等により勧誘する行為の禁止** | |
| | **（対象範囲）** | |
| 107 | 金商業等府令案第124条第1項第27号の禁止行為は「顧客に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘する行為」と包括的な規制にしてほしい。 | ご指摘のように「顧客に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘する行為」を包括的に規制対象とすれば、その規定内容が抽象的なものとなり、規制の透明性・予見可能性が損なわれ、ひいては利用者利便を損なうおそれもあると考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、個人顧客を相手方とする場合は、ご指摘の規定を「金融商品取引契約」全般に拡大するよう、当該規定を修正いたします（金商業等府令第117条第1項第7号）。金商法と同等の規制が適用される投資性のある預金・保険等についても、同様の修正を行います（銀行法施行規則第14条の11の30第5号、保険業法施行規則第234条の27第4号等）。<br>こうした規制の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 108 | 金商法第38条第3号では、「金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の勧誘をする行為」を禁止行為として規定しているが、金商業等府令案第124条第1項第27号は、顧客の要請があっても「顧客に迷惑を覚えさせるような時間」に限定して禁止するのはなぜか、確認したい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第117条第1項第7号)は、勧誘の要請がない顧客に対する訪問・電話による勧誘の一切を禁止するいわゆる不招請勧誘の禁止(金商法第38条第3号)や、契約を締結しない旨の意思等を表示した顧客に対する勧誘の一切を禁止するいわゆる再勧誘の禁止(同条第5号)のように勧誘自体を「禁止」するものではなく、むしろ、投資者保護の観点から、勧誘の要請があった顧客に対する勧誘を含め、具体的な勧誘方法について、社会通念に照らした一定の規律を求めるものと考えられます。<br>なお、この趣旨については、勧誘対象となる契約の類型を問わず当てはまるものであることから、ご意見を踏まえ、個人顧客を相手方とする場合は、当該規定の対象を「金融商品取引契約」全般に拡大するよう、規定を修正いたします。なお、銀行法施行規則や保険業法施行規則においても、投資性のある預金・保険等について、同様の修正を行います。 |
| 109 | 金商業等府令案第124条第1項第27号について、金融商品取引契約について電子メール又はダイレクトメールによる商品案内をすることも、当該規定による禁止の対象となるか。 | 電子メールやダイレクトメールによる商品案内は、ご指摘の規定(金商業等府令第117条第1項第7号)の対象(「電話又は訪問により勧誘する行為」)ではないものと考えられます。 |
| 110 | 金商業等府令案第124条第1項第27号については、不招請勧誘の禁止の例外(同府令案第123条)と同様の例外規定を設けてほしい。例外規定を設けることができなければ、顧客の範囲を個人(特定投資家である個人を除く)に限定してほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第117条第1項第7号)は、いわゆる不招請勧誘の禁止(金商法第38条第3号)等のように勧誘自体を「禁止」するものではなく、むしろ、投資者保護の観点から、勧誘の要請があった顧客に対する勧誘を含め、具体的な勧誘方法について、社会通念に照らした一定の規律を求めるものと考えられることから、ご指摘のような例外を設けることは、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| | **(顧客に迷惑を覚えさせるような時間)** | |
| 111 | 金商業等府令案第124条第1項第27号において、「顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為」が禁じられているが、顧客ごとに迷惑を覚える時間は異なると考えられ、顧客に応じて法令違反になるとすると、業者としては予測不可能な状態になる。「社会通念に照らして顧客に迷惑を覚えさせる時間」など中立的な判断基準としてほしい。 | 例えば、顧客から事前に了解を得ているような場合を除き、夜中に電話・訪問による勧誘を行うことは、「顧客に迷惑を覚えさせる」可能性が高いものと考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な電話・訪問による勧誘行為が当該規定に抵触するかどうかは、社会通念に照らして個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 112 | 「顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為」(金商業等府令案第124条第1項第27号)について、顧客に対してあらかじめ連絡を行う時間帯を明示している場合にはこの規定の適用を免れるものとの理解でよいか。また、不足金の発生など、顧客に不利益な事象が発生し、あるいはその可能性が高い場合に顧客に連絡を行い、反対売買を促す場合には適用除外としてほしい。 | |
| | **▼その他禁止行為に追加すべきとの意見** | |
| 113 | 適格機関投資家への届出を条件に、商品の斡旋・提供を行う行為の禁止項目を設定してほし | 金商法では、利用者保護を前提としつつリスクキャピタル供給の円滑化も両立させる観点から、 |

| | | |
|---|---|---|
| | い。<br>　金融商品取引業者が自己の特定の商品の提供を意図し、本来は適格機関投資家の届出を行う意思のなかった者に対して届出を勧誘する可能性は多分にある。また、同一商品であっても、適格機関投資家専用商品として、非適格機関投資家商品とは異なった報酬体系を設定し、適格機関投資家の届出を顧客に推奨するといった行為も想定できる。<br>　適格機関投資家の届出の有無は、あくまでもリスク資産に対する知識と経験、及び損失や短期的な収益の振れに対する許容度から投資家が自ら判断すべきことであり、金融商品の提供者から勧誘されるべきことではない。 | 「特定投資家」制度を導入し、顧客が「特定投資家（プロ）」である場合には、契約締結前の書面交付義務などの行為規制を適用除外することとしています。ご指摘の「適格機関投資家」は「特定投資家」と位置づけられており（金商法第2条第31項第1号）、仮に、その知識・経験・財産の状況に照らして適当でない者が「適格機関投資家」になることの「届出」をした場合は、当該者の保護に欠けることとなるおそれがあると考えられます。<br>　顧客に対して「適格機関投資家」になることの「届出」の勧誘をすることを一律に禁止することは、利用者利便を損なうおそれもあり、必ずしも適当でないと考えられますが、当該「届出」の勧誘を行うことにより投資者の保護に欠けることとなるような場合には、適合性の原則（同法第40条第1号）に違反する可能性があると考えられます。 |
| 114 | 　禁止行為の事項に、勧誘に際して、広告規制に違反する資料を用いることを禁止する事項を追加してほしい。 | 　ご指摘の広告等の規制（金商法第37条）においては、①顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項の表示義務（同条第1項）及び②著しく事実に相違し、又は著しく人を誤認させるような表示の禁止（同条第2項）が定められています。<br>　個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、勧誘に際してこうした規制に違反する資料を用いることは、そもそも広告等の規制に違反する可能性があるほか、虚偽告知の禁止（金商法第38条第1号）、断定的判断の提供等の禁止（同条第2号）、及び虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示の禁止（金商業等府令第117条第1項第2号）といった規定に抵触する可能性があると考えられます。<br>　また、具体的な勧誘を行う段階においては、金融商品取引業者等に対し、契約締結前の書面交付義務（金商法第37条の3第1項）や当該書面等に関する顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明義務（金商業等府令第117条第1項第1号）が適用され、顧客に対する適切な情報提供が確保されることとなると考えられます。<br>　こうした規制の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| 115 | 　金融先物取引において、転売・買戻し等により当該取引を終了させる意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うように勧誘することを、禁止行為として加えてほしい。 | 　取引を終了させる意思を表示した顧客に対する勧誘を一律に禁止することは、利用者利便を損なうおそれもあり、必ずしも適当でないと考えられます。<br>　ただし、金融先物取引については、再勧誘の禁止（金商法第38条第5号）や契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対する勧誘の禁止（金商業等府令第117条第1項第9号）等の規定の対象とされており、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、顧客が当該取引を終了させる意思を表示したにもかかわらず当該契約を継続するよう勧誘を続けることは、これらの規制に抵触するおそれがあると考えられます。また、契約に基づく債務履行を拒否し、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 又は不当に遅延させる行為の禁止（同項第5号）への該当性についても、問題となり得るものと考えられます。<br>　いずれにせよ、こうした規制の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| No. | ●損失補てん等の禁止〔第39条〕 | |
| | ▼施行日前に契約をした取引 | |
| 1 | 　有価証券関連以外のデリバティブ取引など、現行の証取法で規制対象となっていない商品について、金商法施行前に契約した取引について事故（金商業等府令案第125条第1号）に該当する事象が発生した場合には、金商法第39条に基づく事故確認申請は不要との理解でよいか。 | 　現行の証取法の対象となっていない取引であって、金商法の施行前に契約を締結したものについても、施行後は損失補てん等の禁止規定（同法第39条）が適用されるものと考えられます。したがって、当該規定の適用が除外されるためには、原則として、事故確認の申請を行うことが必要と考えられます（同条第3項ただし書、第5項）。 |
| 2 | 　金商法施行前に行われた損失補償契約で、金商法施行後その履行が完了していない場合の取扱いはどうなるか。 | 　金商法で新たに規制対象となる商品・取引について、金商法の施行前に損失保証契約が締結されているものについて、金商法の施行日後に当該契約が履行される場合には、損失補てん等の禁止規定（同法第39条）が適用されるものと考えられます。したがって、当該規定の適用が除外されるためには、原則として、事故確認の申請を行うことが必要と考えられます（同条第3項ただし書、第5項）。 |
| | ▼「損失補てん等」の範囲 | |
| 3 | 　金商法第39条で規定されている「損失補てんの禁止」について、有価証券等管理業務については、規定がなく、趣旨からかんがみても対象外と考えるがどうか。適用除外事項として、金商業等府令案第125条において「事故」が規定されているが、ここでも有価証券売買取引等（同条第1項）並びに投資助言業務又は投資運用業（同条第2項）について規定されているのみである。 | 　金商法第39条の規定は、「有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引」（有価証券売買取引等）を対象とするものであり、貴見のとおり、「有価証券等管理業務」は対象とならないものと考えられます。 |
| 4 | 　プライベート・エクイティ・ファンドでは、一定の基準値と利益額との差額の一定割合（20％程度）を成功報酬として運用者が受領し、運用期間終了後において顧客への分配金額が出資金額を下回っている際には、当該成功報酬を過去に受領した範囲内で顧客に返還するという契約（いわゆるクローバック条項）が定められることが多くあるが、当該手法は報酬の前払の性格を有するものであるため、損失補てんには当たらないとの理解でよいか。 | 　個別事例ごとに判断されるべきものではありますが、ご指摘のような契約は、「成功報酬」に係るものとして、基本的に、金商法第39条で禁止される「損失補てん等」に該当しないものと考えられます。 |
| | ▼「事故」の範囲 | |
| 5 | 　金商業等府令案第125条第1号イ～ニの具体的な内容はどのようなものか。また、同号ホの「その他法令に違反する行為を行うこと」とは、具体的には何が想定されるか。 | 　金商業等府令第118条第1号イ～ホの具体的な内容としては、例えば、同号イにおいては顧客の注文内容を確認しないで有価証券売買取引等を行うことなどが、同号ロにおいては有価証券等の性質・取引条件や有価証券等の価格の騰貴・下落等について顧客を誤認させるような勧誘を行うことが、同号ハにおいては事務処理ミス等によって顧客の注文執行を誤ることが、同号ニにおいては注文執行に関する電子計算機のシステム障害 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 等が該当するものと考えられます。また同号ホにおいては、顧客に損失を及ぼすような法令違反行為の全般が想定されているものと考えられます。 |
| 6 | 資産流動化法上の特定目的会社(TMK)を用いた証券化取引においては、特定目的会社が発行する特定社債に際して、スポンサーが、TMKやアセット・マネジャーによる一定の重大な債務不履行、不法行為によって特定社債権者に発生した損害を補償することを内容とする、いわゆるスポンサーレターを差し入れることが行われている。スポンサーがスポンサーレターを差し入れる行為は金商業等府令案第125条第1号ハに該当するとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該特定社債を取り扱う金融商品取引業者等が、顧客(特定社債権者)に損失が生じた場合に当該損失を補てんする旨をスポンサーに申し込ませ、又は約束させる行為は、金商法第39条で禁止される「損失補てん等」に該当する可能性があると考えられます。<br>当該禁止規定は、当該申込み・約束・提供が「事故」による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合は適用除外されますが(同条第3項)、ご指摘の「TMKやアセット・マネジャーによる一定の重大な債務不履行、不法行為」による損失の補てんがこれに該当するか否かは、「事故」の定義(金商業等府令第118条)に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>また、「事故」による損失が生じた場合において補てんの申込み・約束又は提供をするときは、原則として、事故確認の申請を行うことが必要と考えられます(金商法第39条第3項ただし書、第5項)。 |
| | **▼事故確認を要しない場合** | |
| 7 | 金商業等府令案第126条は「事故の確認を要しない場合」を極めて限定的に示しているが、事故対応は的確と共に迅速が重要であり、本条はこれらの観点から実務に適さない。<br>もちろん元となる事故を発生させないことが最良であるが、そのための方策を妥当な範囲で施していても、事故はあり得るものだという現実的で合理的な立場から制度を構築する必要がある。金商業等府令案は、的確性を重視するあまり迅速性への配慮を欠いたものとなっており実務的でない。現実性を欠き、実務的でない制度は、現実には発生した事故を発生しなかったことにしたいという誘引を惹起し、かえって的確な対処が実施されないという事態を招く懸念がある。 | 金商法第39条では、現行の証取法を引継ぎ、有価証券売買取引等に関する損失補てん等を原則として禁止していますが、金融商品取引業者等又はその役員・使用人の違法行為や不当な行為(事故)により生じた損失の補てんは例外としています。その際、当該例外により当該禁止規定の潜脱が生じないよう、原則として「事故」による損失の補てんであることについて当局の確認を要することとしていますが、これは、市場の公正性・透明性を確保する上で、必要な規制であると考えられます。<br>ご指摘の規定(金商業等府令第119条第1項)では、当局が確認を行わなくても「事故」による損失の補てんであることが推認されるような客観的な手続がとられている場合について、当該確認を不要とすることとしています。この範囲については、「事故」による損失の補てんをより円滑に行えるようにする観点から、原案では認定投資者保護団体、弁護士会の仲裁センター及び国民生活センター等によるあっせんによる和解等が成立している場合を追加しているところですが、更に、ご意見を踏まえ、弁護士が顧客を代理して和解が成立した場合に係る支払額要件の引上げや司法書士が顧客を代理して和解が成立した場合の追加(同項第8号、第277条第1項第8号)を行うなど、規定を修正いたします。 |
| | **(金融商品取引業協会等のあっせんによる和解)** | |
| 8 | 金商業等府令案第126条第1項第7号に規定 | 金融商品取引業協会や認定投資者保護団体 |

| | | |
|---|---|---|
| | する和解について、同号ハに規定する調査の実施、立証資料の作成・交付等の事項は、同項第4号の「金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせんによる和解が成立している場合」においても、同程度の事項、手続が求められるのか。求められるならばその具体的な内容は何か。求められないならばそれはなぜか。 | は、「投資者の保護」等を目的として金商法の下で業務を行い、特に、その行うあっせん手続について金商法に明確に規定されている団体であることから（同法第77条の2、第78条の7、第79条の13）、当該団体のあっせんによる和解が成立している場合は、「事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであること」についての調査・確認等を要件とすることなく、「（当局による）事故の確認を要しない場合」として位置づけているものです（金商業等府令第119条第1項第4号）。<br>一方、「弁護士又は司法書士が顧客を代理して行う手続により和解が成立している場合」（同項第8号）について、当局による事故の確認のない損失補てん等を無制限に認めることとすれば、当該禁止規定の潜脱が生じるおそれもあることから、弁護士・司法書士による「事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであること」についての調査・確認等を要件としているものと考えられます（同号ハ）。 |
| 9 | 金商業等府令案第126条第1項第4号の認定投資者保護団体とは、どのような団体を想定しているのか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第119条第1項第4号）に定める「認定投資者保護団体」の制度は、金商法上の自主規制機関以外の民間団体がその構成員である業者や対象となることに同意した業者に関する投資商品の苦情解決・あっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定すること等により当該団体の業務の信頼性を確保し、当該団体の自主的取組みを通じて当該業務の推進を図る制度です（同法第4章第3節）。金商法は特定の類型の民間団体について、認定投資者保護団体となることを想定しているものではありませんが、例えば、投資性の強い預金・保険・信託等を取り扱う業者を構成員とする団体、消費者団体やNPO法人等が、認定投資者保護団体の認定を受けることが考えられます。 |
| | **（弁護士会仲裁センターによる和解・仲裁）** | |
| 10 | 金商業等府令案第126条第1項第5号において、損失補てんの禁止の適用除外となる場合として弁護士会が設置する仲裁センター等紛争解決機関においてなされる「あっせんによる和解」を規定することには賛成であるが、弁護士会が設置する仲裁センター等紛争解決機関においてなされる「あっせんによる和解」だけでなく、同機関において行われる「仲裁判断」を加えるべきである。 | ご意見を踏まえ、弁護士会が設置する仲裁センターが行う「仲裁判断」についても、損失補てん等の禁止に係る事故確認の例外事由に該当することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第119条第1項第5号、第277条第1項第5号）。 |
| 11 | 金商業等府令案第126条第1項第5号に関し、弁護士会仲裁センターの「あっせん和解」だけでなく「仲裁判断」を加えるべきである。 | |
| | **（国民生活センター等のあっせんによる和解）** | |
| 12 | 金商業等府令案第126条第1項第6号に関し、消費者側のかねてからの主張をとり入れ、国民生活センターのあっせんによる和解と併せて、地方公共団体のあっせんによる和解について事故確認を要しない場合として明記していることは、極め | ご意見を踏まえ、ご指摘の規定の内容を維持し（金商業等府令第119条第1項第6号）、「事故」による損失の補てん等がより適切かつ円滑に行われる環境を整備してまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | て高く評価できる。<br>　今後、地方公共団体の消費生活センターでは、資格を持ち、継続的な研修を受けている消費生活相談員が「専門的知見に基づいて適切かつ迅速に」金融分野のあっせんによる和解に取り組むことができ、消費者行政の一層の前進に貢献することができると考えられる。 | |
| 13 | 　金商業等府令案第126条第1項第6号の「消費者基本法関係のあっせん」とは、具体的に何を想定しているか。 | 　ご指摘の規定（金商業等府令第119条第1項第6号）に定める「消費者基本法第19条第1項又は第25条に規定するあっせんによる和解が成立している場合」としては、国民生活センターや各地方公共団体の消費生活センターにおいてあっせんによる和解が成立している場合が該当するものと考えられます。 |
| 14 | 　金商業等府令案第126条に、損失補てんの事故確認不要の場合として、各地の消費生活センターのあっせんを加えてほしい。 | 　金商法では、金融商品取引業者等又はその役員・使用人が「事故」による損失の補てんを行う場合は、原則として当局による「事故の確認」を行うべきこととしていますが、当局が確認を行わなくても「事故」による損失の補てんであることが推認されるような客観的な手続がとられている場合について、当該確認を不要とすることとしています（金商法第39条第3項ただし書、金商業等府令第119条第1項）。<br>　この範囲については、ご意見を踏まえ「事故」による損失の補てんをより円滑に行えるようにする観点から、従来の「裁判所の確定判決を得ている場合」や「裁判上の和解が成立している場合」等に加え、例えば、「消費者基本法第19条第1項又は第25条に規定するあっせんによる和解が成立している場合」等を追加しており（金商業等府令第119条第1項第6号等）、これにより、国民生活センターや各地方公共団体の消費生活センターにおいてあっせんによる和解が成立している場合についても含まれることになると考えられます。 |
| | **（認証紛争解決事業者の認証紛争解決手続による和解）** | |
| 15 | 　金商業等府令案第126条第1項第4号・第5号との関連において、ADR法第5条に基づく法務大臣の認証を得た民間紛争解決機関における和解も一定の要件のもとで認めるべきである。 | 　ご意見を踏まえ、ADR法第5条に基づく法務大臣の認証を得た「認証紛争解決事業者」のうち、その「紛争の範囲」（同法第6条第1号）として有価証券売買取引等（金商法第39条第1項第1号）に係る紛争を含むものが行う「認証紛争解決手続」による和解が成立している場合についても、「事故の確認を要しない場合」に追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第119条第1項第7号、第277条第1項第7号）。 |
| 16 | 　金商業等府令案第126条第1項第4号及び第276条第1項第4号には、ADR法に基づく認証紛争解決事業者が行う民間紛争解決手続において和解が成立した場合が含まれていない。これは、弁護士会が設置した機関のあっせんによる和解が成立している場合等が規定されていることと比してバランスを欠く。金商業等府令案第126条第1項及び同第276条第1項に、「ADR法第5条に基づく認証を受けた認証紛争解決事業者が行う | 　ご意見を踏まえ、ADR法第5条に基づく法務大臣の認証を得た「認証紛争解決事業者」のうち、その「紛争の範囲」（同法第6条第1号）として有価証券売買取引等（金商法第39条第1項第1号）に係る紛争を含むものが行う「認証紛争解決手続」による和解が成立している場合についても、「事故の確認を要しない場合」に追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第119条第1項第7号、第277条第1項第7号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 民間紛争解決手続において和解が成立した場合」を追加すべきである。<br>　また、認定投資者保護団体が行うあっせんがここに含まれている以上、認定投資者保護団体が行うADR法に基づく民間紛争解決手続や仲裁法に基づく仲裁を排除する理由はない。よって、金商業等府令案第126条第1項及び第276条第1項に「認定投資者保護団体が認証紛争解決事業者として行う民間紛争解決手続において和解が成立した場合」「認定投資者保護団体による仲裁法に基づく仲裁判断を得ている場合」を追加すべきである。 | 　なお、ADR法において法務大臣の認証の対象となる「民間紛争解決手続」（同法第2条第1号）は「和解の仲介」とされており、また、金商法では、「認定投資者保護団体」が行う業務として、（「苦情の解決」のほか）「あっせん」を想定した規定が整備されています（同法第79条の7第1項第2号、第79条の13）。<br>　一方、ご指摘の「仲裁判断」は、「認証紛争解決事業者」の認証又は「認定投資者保護団体」の認定の対象としては必ずしも想定されていないものと考えられることから、「事故の確認を要しない場合」として「（これらの団体による）仲裁法に基づく仲裁判断を得ている場合」を追加することは、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| | **（弁護士が顧客を代理して成立する「和解」の意義）** | |
| 17 | 　金商業等府令案第126条第1項第7号の「和解」には裁判上の和解は含まないとしても、どのような手続に従う必要があるのか。和解には互譲の要素があることが必要か。例えば、金融商品取引業者が全面的に過失を認め、140万円以下の金銭を支払う内容の契約を、顧客側の弁護士の代理の下で締結した場合、これに該当するとの理解でよいか。 | 　「和解」とは「互譲」が要件となるものと考えられますが（民法第695条）、一方の当事者が全面的に過失を認めたような場合において一律に「互譲」がないということとはならず、合意の内容を総合的に判断することが必要となると考えられます。ご指摘のような場合についても、金商法第119条第1項第8号イ～ハの要件を満たすものであれば、同号の「事故の確認を要しない場合」に該当し得るものと考えられます。 |
| | **（弁護士が顧客を代理して成立する和解に係る支払金額要件）** | |
| 18 | 　事故確認制度については、銀行法や保険業法にはなく、金商法の場合に必要というのは整合性がない。もはや制度を存続する意味はない。<br>　仮に制度を存続するにしても、少なくとも、140万円の上限を設ける必要はなく、弁護士が代理人となっていればよい。 | 　金商法第39条では、現行の証取法を引継ぎ、有価証券売買取引等に関する損失補てん等を原則として禁止していますが、金融商品取引業者等又はその役員・使用人の違法行為や不当な行為（事故）により生じた損失の補てんは例外としています。こうした規定は、今回の改正後の銀行法（第13条の4）や保険業法（第300条の2）等においても準用されています。<br>　そのうち、特に証券市場については、損失補てん等によりその公正性・透明性が損なわれる実態が過去に見られたことから、「事故」の場合の例外によって当該禁止規定の潜脱が生じないよう、金商法第39条において銀行法・保険業法等よりも厳しい要件を定め、「事故」による損失の補てんであることについて当局の確認を要することとしているものであり、現時点では引き続き必要な制度であると考えられます。<br>　なお、弁護士が関与する場合において当該禁止規定を無制限に適用除外することとすれば、市場の公正性・透明性を確保するとの制度趣旨が没却されるおそれがあることから、事故確認が不要な場合として認められる「弁護士が顧客を代理して成立する和解」からは、和解金額が社会通念に照らして高額に及ぶ場合は対象外とすることが適当と考えられます。<br>　ただし、ご意見を踏まえ、特に、個人投資家の被害額が相当な額に及ぶことも多い実態等を考慮して、弁護士が顧客を代理する場合における和 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 解金額の上限を「1千万円以下」に引き上げるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第119条第1項第8号ロ）。 |
| 19 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ロに規定する和解金額の上限が小さすぎる。この程度の金額では、顧客が支払う弁護士費用で消えてしまい、結果的に顧客の利益にならない。簡易裁判所の訴額上限に合わせる必要はなく、従来損失補てん等により解決を図ってきた業界を対象と限定し、1千万円程度としてほしい。 | ご意見を踏まえ、個人投資家の被害額が相当な額に及ぶことも多い実態等を考慮して、和解金額の上限を「1千万円以下」に引き上げるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第119条第1項第8号ロ）。 |
| 20 | 金商業等府令案第126条第1項第7号に関し、弁護士が顧客を代理して行う和解を規定することには賛成であるが、和解金額が140万円以下の場合に限定する旨の要件（同号ロ）は削除するべきである。 | ご指摘の損失補てん等の禁止は、市場の公正性・透明性を確保する観点から重要な規制であり、弁護士が関与する場合であっても無制限に適用除外することとすれば制度趣旨が没却されるおそれもあることから、和解金額が高額に及ぶ場合は対象外とすることが適当と考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、特に、個人投資家の被害額が相当な額に及ぶことも多い実態等を考慮して、和解金額の上限を「1千万円以下」に引き上げるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第119条第1項第8号ロ）。 |
| 21 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ロに関し、弁護士が顧客を代理して行う和解について、金銭的な制限なく損失補てん禁止の適用除外とすべきである。 | |
| 22 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ロに関し、弁護士が顧客を代理して行う和解について和解金額が140万円以下の場合に限定することには反対である。 | |
| 23 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ロについて、弁護士が顧客を代理して行う和解を140万円以下に限定すべきでない。 | |
| 24 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ロに関し、弁護士が顧客を代理して行う和解について、和解金額が140万円以下という限定は撤廃すべきである。 | |
| 25 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ロに関し、事故の確認を要しない場合の要件の1つとして、和解の成立により金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が140万円を超えないことが挙げられているが、当該額の制限は撤廃してほしい。 | |
| 26 | 金商業等府令案第126条第1項第7号に規定する、弁護士が顧客を代理する和解であって損失補てんの「事故確認」を要しないものとされる要件について、顧客に支払う額が「140万円を超えないこと」とされているが、この和解金額は、経費（弁護士費用や諸経費など）をすべて含んだものとの理解でよいか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第119条第1項第8号ロ）は、「当該和解の成立により金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額」に係る要件を定めるものであり、当該額に諸経費が含まれる場合もあるものと考えられます。<br>なお、当該要件については、個人投資家の被害額が相当な額に及ぶことも多い実態等を考慮して、和解金額の上限を「1千万円以下」に引き上げるよう、規定を修正いたします。 |
| | **（弁護士が顧客を代理して成立する和解に係る調査・確認義務）** | |
| 27 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ハでは、弁護士が事故による損失の補てんである旨の調査をし、確認したことを証する書面を業者に交付することを要件付けているが、業者から見て、相手方の弁護士にこのような書面を出させることは、実務上困難な場合が予想される。和解において顧客を弁護士が代理していることで十分ではない | ご指摘の損失補てん等の禁止（金商法第39条）は、市場の公正性・透明性を確保する観点から重要な規制であり、弁護士が関与する場合であっても無制限に適用除外することとすれば、制度趣旨が没却されるおそれもあると考えられます。和解プロセスの透明性を確保するためには、弁護士が「支払が事故による損失を補てんするために |

| | | |
|---|---|---|
| | か。 | 行われるものであること」を確認することが必要であり、当該要件を削除することは適当でないと考えられます（金商業等府令第119条第1項第8号ハ）。 |
| 28 | 金商業等府令案第126条第1項第7号ハの「和解が成立している場合」に係る「（中略）イの弁護士が調査し、確認したことを証する書面」の金融商品取引業者への交付が確認不要の要件のひとつとされているが、その求められる具体的な書面の内容（調査、確認事項等）はどのようなものか。また、同号ロに規定の顧客に対して支払額が「140万円を超えないこと。」としているのはなぜか。 | 損失補てん等の禁止（金商法第39条）は、市場の公正性・透明性を確保する観点から重要な規制であり、弁護士が関与する場合であっても無制限に適用除外することとすれば、制度趣旨が没却されるおそれもあると考えられます。このため、ご指摘の規定（金商業等府令第119条第1項第8号ハ）において、弁護士が顧客を代理して行う和解プロセスについての透明性を確保する観点から、弁護士から金融商品取引業者等に対して、「支払が事故による損失を補てんするために行われるものであること」を調査・確認したことを証する書面の交付を要件としているものです。当該調査や確認の方法については特段の定めはありませんが、当該弁護士において、「支払が事故による損失を補てんするために行われるものであること」が的確に調査・確認されることが必要であると考えられます。 |
| 29 | 金融商品取引業者等は、顧客との紛争に際して、顧客に生じた損失が金商法第39条第3項に規定する「事故」による損失ではない旨を主張しつつも、相手方代理人により金商業等府令案第126条第1項第7号ハの「書面」の交付を受ければ、和解に応じて解決金を支払うことが可能であるとの理解でよいか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業者等は、争いの相手方となる顧客側の弁護士から「支払が事故による損失を補てんするために行われるものであること」を調査・確認したことを証する書面の交付を受けていること（金商業等府令第119条第1項第8号ハ）等の要件を満たしている場合には、当局による「事故」の確認を受けることなく、当該顧客との和解に応じて「解決金」を支払うことが可能であると考えられます。 |
| | **（弁護士が顧客を代理して成立する和解と「訴え提起前の和解」）** | |
| 30 | 金商業等府令案第126条の「事故の確認を要しない場合」として、弁護士が顧客を代理しているすべての場合（和解金額の多寡を問わない）、及び訴え提起前の和解（民事訴訟法第275条の即決和解）を追加してほしい。 | いわゆる即決和解（民事訴訟法第275条第1項）は、当事者間で合意した内容を簡易裁判所に申し立てて「和解調書」を作成することが一般的であり、訴訟上の和解のように、裁判所が当事者間での合意形成に実質的に関与するものではないと考えられます。これを一律に「事故の確認を要しない場合」に加えるとすれば、「事故」により生じた損失を補てんするものであることについての客観的な証明がないままに、当事者間の合意をもって損失補てんを行えることとなりかねないことから、必ずしも適当でないと考えられます。<br>金商業等府令では、弁護士が顧客を代理して成立する和解であって一定の要件を満たすものについては、「事故の確認を要しない場合」に追加することとしています（金商業等府令第119条第1項第8号）。市場の公正性・透明性を確保する観点から、弁護士が関与する場合を無制限に適用除外することとすれば、損失補てん等の禁止規定（金商法第39条）の趣旨が没却されるおそれもあることから、和解金額が高額に及ぶ場合は対象外とすることが適当と考えられますが、ご意見を踏 |

| | | |
|---|---|---|
| | | まえ、特に、個人投資家の被害額が相当な額に及ぶことも多い実態等を考慮して、和解金額の上限を「1千万円以下」に引き上げるよう、規定を修正いたします(同号ロ)。<br>なお、弁護士が関与して当事者間で合意を得た内容について即決和解がされた場合も、金商業等府令第119条第1項第8号イ～ハに定める要件に適合するものであれば、「事故による確認を要しない場合」に該当するものと考えられます。 |
| | **(司法書士が顧客を代理して成立する和解)** | |
| 31 | 司法書士は簡易裁判所の事物管轄に属する紛争(「金融取引に関する紛争」を含む)の裁判上・裁判外の代理権(司法書士法第3条第1項第7号)を有していることから、第126条第1項第7号を、弁護士と共に「司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争について行う和解手続において、司法書士が同条第2項に規定する法務大臣の認定を得た者である場合を含む。」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、司法書士が顧客を代理して和解が成立している場合についても、支払金額が司法書士法第3条第1項第7号に定める額(140万円)以下であること等の要件の下で、「事故の確認を要しない場合」に追加するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第119条第1項第8号、第277条第1項第8号)。 |
| | **(損失補てん額が10万円以下の場合)** | |
| 32 | 金商業等府令案第126条第1項第8号において、1日の取引において(中略)財産上の利益が「10万円に相当する額を上回らない」としているのはなぜか。 | 金商法では、市場の公正性・透明性を確保する観点から、現行の証取法と同様に、金融商品取引業者等又はその役員・使用人が「事故」による損失の補てんを行う場合は、原則として当局による「事故の確認」を行うべきこととしています。その上で、損失補てん額が少額(10万円以下)である場合には、例外として当該確認を不要としており(金商業等府令第119条第1項第9号)、これにより円滑かつ迅速な対応を可能とし、投資者保護を図ることとしているものと考えられます。 |
| 33 | 事故に起因する損失の補てんにつき、金商法第39条第3項、金商業等府令案第126条第1項第8号は損失補てん金額が寡少である場合の除外規定を設けているが、この規定を有意義なものにするには、その定める金額が余りに寡少と考える。この金額は、口座の残高の一定割合(例えば10bps 等)に設定することを提唱する。<br>また、同号につき、事前の事故確認申請ではなく、財務局への速やかな事後報告又は少なくとも「file and use」と呼ばれる通知制度への変更を検討してほしい。<br>なお、この規定において、「顧客」とはそれが個人でない場合には「取引」を指すことを明確化してほしい。 | 金商法では、市場の公正性・透明性を確保する観点から、現行の証取法と同様に、金融商品取引業者等又はその役員・使用人が「事故」による損失の補てんを行う場合は原則として当局による「事故の確認」を行うべきこととしていますが、損失補てん額が少額(10万円以下)である場合には、例外として、当該確認を不要としています(金商業等府令第119条第1項第9号)。一方、この要件をご指摘のように緩和することとすれば、口座残高が高額の顧客に対しては、高額の損失補てんを行うことが可能となりかねず、損失補てん等の禁止規定の趣旨を没却することとなりかねないことから、適当でないと考えられます。<br>なお、ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第119条第1項第9号に掲げる場合において、当局の「事故の確認」を受けずに損失の補てんをした場合には、翌月末日までに財務局長等に報告すべきこととされています(同条第3項)。<br>また、当該規定において「顧客」とは、個人であるか法人であるかにかかわらず、有価証券売買取引等における、金融商品取引業者等の相手方当事者を指すものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（過失による注文執行誤り、電子情報処理組織の異常による注文執行誤り）** | |
| 34 | 金商業等府令案第126条第1項第9号に関し、事故確認申請不要の場合として第125条第1号ハ（事務処理ミス）又はニ（システム障害）に該当し、かつ事故であることが明らかである場合と規定されているが、同号イ（未確認売買）及びロ（誤認勧誘）に該当する場合も同様に事故確認申請不要としてほしい。<br>未確認売買、誤認勧誘とも、金商業等府令案第206条第5号においては、事務処理ミスやシステム障害の場合と同様に内閣総理大臣への届出の対象外となっていることから、事故確認申請についても事務処理ミスやシステム障害の場合と同様の取扱いをすることが合理的ではないか。 | 金商法では、市場の公正性・透明性を確保する観点から、現行の証取法と同様に、金融商品取引業者等又はその役員・使用人が「事故」による損失の補てんを行う場合は原則として当局による「事故の確認」を行うべきこととしています。また、ご指摘の金商業等府令第118条第1号ハ（過失による注文執行誤り）又は同号ニ（電子情報処理組織の異常による注文執行誤り）はいずれも執行段階での誤りであり、帳簿書類等により顧客の本来の注文内容を確認することにより「事故による損失であること」を推認できるものと考えられることから、例外として、これらの「事故」に伴う損失の補てんについては「事故の確認」が不要とされています（同府令第119条第1項第10号）。<br>一方、金商業等府令第118条第1号イ（未確認売買）又は同号ロ（誤認勧誘）は、いずれも勧誘段階の行為が問題となるものであり、帳簿書類等においても当該「事故」について確認できないものと考えられます。これらの事実が当局への届出事項とされているとしても（同府令第199条第7号）、顧客の個別の取引との因果関係が明確でない以上は、これによる損失の補てんを無制限に認めることとすれば損失補てん等の禁止規定の趣旨を没却することとなりかねず、適当でないと考えられます。 |
| | **▼申請形式** | |
| | **（事故確認申請書の提出部数）** | |
| 35 | 金商業等府令案第127条に関し、現行の金融機関府令では、事故確認申請書及びその事実を証するために必要な書類は、正本1通及び写し1通を提出することとなっているが、金商業等府令のもとでは、正本のみ管轄財務局長に提出するとの理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、事故確認申請者が財務局長に提出する申請書及び添付書類については、正本1通及びその写し1通を提出すべきことを明確にするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第120条）。 |
| | **（事故確認申請書の記載事項）** | |
| 36 | 金商業等府令案第128条各号に掲げる事項を財務局長に報告しなければならないとされているが、社内でその内容を記録しておくことをもって、報告したこととみなしてほしい。また、記載内容を簡便化してほしい。特に、同条第3号については、同府令案第125条第1号イ～ホの別のみの記載としてほしい。 | 金商法では、市場の公正性・透明性を確保する観点から、現行の証取法と同様に、金融商品取引業者等又はその役員・使用人が「事故」による損失の補てんを行う場合は原則として当局による「事故の確認」を行うべきこととされています。<br>当該確認を受けようとする者は、確認申請書及び添付書類を当局に提出すべきものとされており（金商法第39条第5項）、社内記録の保存をもって「事故の確認」に代えることは認められないと考えられます。確認申請書の記載事項（金商業等府令第121条）は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために必要な情報の記載を求めているものであり、ご指摘のように、これを過度に簡素化することは、制度趣旨を没却することになりかねず、適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 37 | 金商業等府令案第128条第1号について、「商号、名称又は氏名」とは、いずれか1つを記載するとの理解でよいか。会社名及び代表者名両方の記載は不要か。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 38 | 金商業等府令案第128条第3号ロに関し、「顧客の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)」を事故確認申請書の記載事項としているが、このうち「代表者の住所」については、必ずしもすべての場合に登記簿謄本を本人確認書類として受け入れている訳ではなく、口座開設時に届けられていない場合もある。特に上場企業等の顧客に対して損失を補てんする場合に、代表者個人の住所を顧客に照会する場合があるが、個人情報保護法施行以降、顧客より当該情報を直接入手することは困難な状況になっていることから、当該箇所を除外してほしい。 | ご意見を踏まえ、顧客が法人である場合における「代表者の住所」については、損失補てんの事故確認申請書の記載事項から削除するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第121条第3号ロ、第279条第3号ロ)。 |
| 39 | 金商業等府令案第128条第3号ハの「事故の概要」と同号ニの「理由」について、記載すべきより具体的な内容はどのようなものか。 | いわゆる事故確認の申請書の記載事項(金商業等府令第121条)は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために必要な情報の記載を求めているものです。同条第3号ハの「事故の概要」及び同号ニの「補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由」については、どのような「事故」が生じたのか、当該「事故」とどのような因果関係により顧客に損失が生じたのかといった点について、当局が「確認」を行うために必要な情報が的確に記載される必要があると考えられます。 |
| 40 | 金商業等府令案第128条第3号ホの「提供をしようとする財産上の利益の額」に関して、その確認手続においては当該金額の申請の事実の確認の他、当該金額に関する判断・評価等がその範囲内のものと位置づけられているか。そうであるならば、その理由は何か。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いわゆる事故確認の申請書の記載事項(金商業等府令第121条)は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために必要な情報の記載を求めているものです。「提供等をしようとする財産上の利益の額」(同条第3号ホ)についても、当局において、その水準が「事故」により当該顧客に生じた損失に見合う額であることが「確認」できるよう、必要な情報が的確に記載される必要があると考えられます。 |
| 41 | 金商業等府令案第128条第4号の「その他参考となるべき事項」について、その考え方を示してほしい。 | いわゆる事故確認の申請書の記載事項(金商業等府令第121条)は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために必要な情報の記載を求めているものであり、同条第4号においては、当局の「確認」のため「参考となるべき事項」を申請書に的確に記載すべき旨を定めるものと考えられます。 |
| 42 | 金商業等府令案第128条第4号の「その他参考となるべき事項」について、参考となるべき事項がなければ、事故確認申請書への記載は不要との理解でよいか。 | いわゆる事故確認の申請書の記載事項(金商業等府令第121条)は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために必要な情報の記載を求めているものです。同条第4号の「その他参考となるべき事項」に該当するもの |

| | | |
|---|---|---|
| | | がなければ、必ずしも当該事項を記載する必要はないものと考えられますが、いずれにせよ、申請書全体として、当局が「確認」を行う上で必要な情報が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| | **（事故確認申請書の添付書類）** | |
| 43 | 金商業等府令案第129条第1項の「顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証する書類その他参考となるべき資料」を当該申請に添付することとしているが、その趣旨は何か。<br>また、金融商品取引業者が金商業等府令案第128条第3号ホに基づき確認申請した事項に係る「提供をしようとする財産上の利益の額」と顧客が同府令案第129条において確認、証明することとの関係性はどうか。 | いわゆる事故確認の申請書の記載事項（金商業等府令第121条）は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために必要な情報の記載を求めているものです。その際、申請内容の真実性を判断する上で、当該「事故」に起因する争いの相手方である顧客が、この申請内容について合意をしていることを確認する必要があると考えられることから、その旨を証明する書面の添付を求めているものと考えられます（同府令第122条）。<br>ご指摘の「提供をしようとする財産上の利益の額」（同府令第121条第3号ホ）についても、当該金額が「事故」により生じた損失額の水準と見合うものであることについて顧客が合意していることを確認することが必要であることから、当該添付書類においてその旨が証明されていることが必要と考えられます。 |
| 44 | 金商業等府令案第129条第1項の確認申請書の添付書類について、「その他参考となるべき資料」について、その考え方を示してほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第122条）として、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために、当該申請内容の真実性を判断する上で必要と考えられる「参考となるべき資料」が、事故確認の申請書の添付書類として的確に提供されるべき旨を定めるものと考えられます。 |
| 45 | 金商業等府令案第129条第1項「その他参考となるべき資料」について、参考となるべき事項がなければ、事故確認申請書への添付は不要との理解でよいか。 | いわゆる事故確認の申請書の添付書類（金商業等府令第122条）は、当局において、当該申請対象となる支払が「事故」による損失を補てんするために行うものであることを「確認」するために、当該申請内容の真実性を判断する上で必要と考えられる情報の提供を求めているものです。同条の「その他参考となるべき資料」に該当するものがなければ、必ずしも当該資料を提出する必要はないものと考えられますが、いずれにせよ、申請書・添付書類全体として、当局が「確認」を行う上で必要な情報が的確に提供されていることが必要であると考えられます。 |
| **No.** | **●適合性の原則等〔第40条〕** | |
| | **▼適合性の原則** | |
| 1 | 金商法第40条第1号に規定する「不適当と認められる勧誘」とは、具体的にはどのような勧誘を想定しているのか。 | ご指摘の金商法第40条第1号は、いわゆる「適合性の原則」を定めるものであり、例えば、金融商品取引について高度な知識・経験を有しない顧客に対して複雑な商品を勧誘することや、顧客の資産状況に照らして過当な取引を勧誘することなど、個々の顧客の属性に見合わず、当該顧客の |

| | | |
|---|---|---|
| | | 保護に支障を生ずるおそれがあるような勧誘を行うことを禁止しているものと考えられます |
| 2 | 金商法第40条第1号の「金融商品取引契約を締結する目的」について、日本証券業協会公正慣習規則第9号第4条(顧客カードの整備等)による顧客カードに記載されている「投資目的」をもって判断するとの理解でよいか。 | 金融商品取引業者等が、いわゆる適合性の原則の趣旨に則して業務を行う観点から「(顧客の)金融商品取引契約を締結する目的」を把握するためには、形式的に「顧客カード」の記載事項に基づき行えば足りるということではなく、(「顧客カード」の方法によるかを問わず)当該事項を適時適切に把握することが必要であると考えられます。 |
| 3 | 金商法第40条第1号において、金融商品取引業者等は金融商品取引契約の締結等の勧誘に関し、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘」を行ってはならないとあるが、宅地建物取引業を営む金融商品取引業者が、不動産を裏づけとする信託受益権売却情報を得て、媒介行為を行おうとする場合には、当該売買当事者の顧客の知識、経験、財産の状況、売買の目的等のすべてを明示的に把握することが、顧客(売買当事者)からの情報提供の状況により難しいことがある。このような場合においては、金融商品取引業者が当該顧客以外から入手した周辺情報等により合理的に顧客の状況等を把握できれば、必ずしも顧客自身から書面等にて顧客の知識、経験、財産の状況等を確認する必要がないことを確認したい。なお、顧客の知識、経験については、実物不動産に関する知識、経験も含めてよいか。 | 顧客情報は当該顧客に直接確認することが基本になると考えられるものの、周辺状況等から顧客情報を把握することもあり得るものと考えられます。その上で、具体的な勧誘行為が金商法第40条第1号に抵触するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることになると考えられます。<br>ご指摘の事例においては、金融商品取引業者等が着目すべき顧客の知識・経験は、直接的には信託受益権取引に関する知識・経験であると考えられますが、実物不動産取引に関する知識・経験の程度が不動産信託受益権取引に関する知識・経験の程度に連動するような事情が認められる場合には、当該実物不動産取引に関する知識・経験も含めて判断することも考えられます。なお、「適合性の原則」の遵守に関する考え方については、監督指針Ⅲ－2－3－1に留意が必要と考えられます。 |
| 4 | 金商法第40条第1号、金商業等府令案第124条、銀行法施行規則案第14条の11の29第2号に関し、適合性の確認のための資産、負債等に関する質問に対して回答を拒む顧客には、適合性の確認ができないとして、たとえ顧客が取引を望んだとしても金融商品の販売・外貨預金の受入れ等を拒否することに問題はないと解してよいか。当方からは勧誘をしていないとの確認書の差入れを受けて取引に応じるとの運用は可能か。<br>また、顧客が質問への回答を拒否する場合でも、契約締結前交付書面の内容を充分説明して理解が得られたと判断すれば、取引に応じることができるとの理解でよいか。 | ご指摘の規定(金商法第40条第1号、金商業等府令第117条第1項第1号、銀行法施行規則第14条の11の30第2号)で義務づけられる適当な勧誘や必要な説明の方法・程度等については、法令上特段の定めはされておらず、勧誘・説明の態様等に関する形式的・手続的な面よりも、顧客の属性(知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的)に照らして適切な勧誘・説明を行っているかという実質面が重視されるべきものと考えられます。<br>具体的な勧誘・説明がいわゆる「適合性の原則」に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>ご指摘のように顧客が「適合性の確認のための資産、負債等に関する質問に対して回答を拒む」ことをもって直ちに当該顧客との間で取引を行わないとの対応をとることは、顧客利便を過度に損ないかねない面があることから、慎重に検討する必要があると考えられますが、業者が相当な努力を尽くしたにもかかわらず、当該顧客の姿勢に変化がなく、業者が顧客の適合性を確認することができないような場合には、業者は「適合性の原則」(金商法第40条第1号)に則して当該顧客との間の取引を拒むこともできると考えられます。<br>このような場合は、たとえ当該顧客から「勧誘をしていないとの確認書の差入れ」を受けたとして |

| | | |
|---|---|---|
| | | も、当該「取引に応じるとの運用」は適当でないと考えられます。<br>なお、ご指摘の「顧客が質問への回答を拒否する場合でも、契約締結前交付書面の内容を充分説明しても理解が得られたと判断」する場合がそもそもあり得るのか疑問ですが、仮にそのような場合であっても、当該顧客の取引については慎重に検討することが適当と考えられます。 |
| 5 | 金商法第40条第1号、銀行法施行規則案第14条の11の29第2号に関し、当初より外貨預金に興味を持って来店された顧客の場合、仮に聴取した顧客の財産や知識の状況では適合性がない、又は疑わしいと判断されても、顧客の依頼に基づいて商品の特徴やリスク事項等を説明すること自体は勧誘に当たらず、狭義の適合性に対する違反にはならないとの理解でよいか。<br>この場合に、顧客がどうしても取引を行いたいと主張する場合は、当行からは一切勧誘はしていないこと及び顧客が自己の責任において取引を行うことを明確にした上で取引に応じることは問題があるか。逆にこのような顧客との取引は拒否をしなければならないということか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、顧客の依頼に応じて商品の内容の説明を行うことは、必ずしも「勧誘」に該当しないことから、直ちに、いわゆる「適合性の原則」（準用金商法第40条第1号）に違反することとはならないものと考えられます。<br>その場合においても、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして必ずしもふさわしくないような取引を勧めることは「適合性の原則」に違反するおそれがあるほか、当該顧客の属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることが必要となると考えられます（銀行法施行規則第14条の11の30第2号）。そして、当該顧客と当該取引を行うことが不適当と認められる場合には、ご指摘のように「顧客がどうしても取引を行いたいと主張する場合」であって、「当行からは一切勧誘をしていないこと」及び「顧客が自己の責任において取引を行うことを明確にする」としても、「適合性の原則」に違反する可能性があるものと考えられます |
| 6 | 金商法第40条第1号に関し、元本保証商品購入の目的を持って来店した顧客が、元本保証でない商品の店頭掲示の広告物を見るなどして当該商品の説明を希望した場合に、当該商品の説明に応じることは、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を」行うものではないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、顧客の依頼に応じて商品の内容の説明を行うことは、必ずしも「勧誘」に該当しないことから直ちに、いわゆる「適合性の原則」（金商法第40条第1号）に違反することとはならないものと考えられます。ただし、ご指摘のような場合においては、特に、当該顧客の契約を締結する目的（元本保証商品の購入）に照らして、当該顧客が説明を希望した「元本保証でない商品」は当該目的に合致していない旨が顧客に理解される程度・方法により説明される必要があるものと考えられます（金商業等府令第117条第1項第1号、銀行法施行規則第14条の11の30第2号等）。<br>なお、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして必ずしもふさわしくないような取引を勧めることは、「適合性の原則」に違反するおそれもある点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼顧客の注文内容を確認することなく頻繁に当該顧客の計算により取引等する状況の禁止** | |
| 7 | 金商業等府令案第130条第1号に関し、顧客に無断で金融取引を行うことは、このような取引が「頻繁」に行われるものでなくても、禁止の対象とされるべきである。他方、顧客の計算において「頻繁に」取引を行うことは、「過当取引」として禁 | ご指摘の規定（金商業等府令第123条第1号）は、顧客に無断で取引を行うことを想定するものではなく、顧客の注文内容を事後的に確認するような取引を頻繁に行うことを禁止する趣旨のものである一方、ご指摘の「顧客の同意を得ずに当該 |

| | | |
|---|---|---|
| | 止の対象とされるべきである。<br>　したがって、同号について「頻繁」の文言を削除するべきである。また、同号とは別に、「頻繁に当該顧客の計算において有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引をしている状況」との規定を設けるべきである。 | 顧客の計算により取引をする行為」は、現行（証券会社行為規制府令第4条第16号）の規定を引継ぎ、引き続き禁止行為として規定されています（金商業等府令第117条第1項第11号）。<br>　なお、顧客の注文に基づき顧客の計算において頻繁に取引をしている状況については、必ずしも当該顧客の保護に欠けることとならないことから、こうした業務状況を一律に禁止対象とすることは適当でないと考えられます。 |
| | **▼著しく不適当と認められる数量・価格等により有価証券の引受けを行う状況の禁止** | |
| 8 | 　金商業等府令案第130条第3号の「著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件」とは、どのような内容か。 | 　ご指摘の規定（金商業等府令第123条第3号）に該当する状況としては、例えば、発行会社との取引関係に配慮して、当該発行会社にとって過度に有利な条件により「有価証券の引受け」を行うような状況が考えられますが、どのような事例であれば当該規定に抵触するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>　なお、「著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件」の表現は、現行（証券会社行為規制府令第10条第3号）と同様です。 |
| 9 | 　金商業等府令案第130条第3号の「著しく不適当」とはどの程度か、何か想定する基準はあるのか。 | |
| 10 | 　金商業等府令案第130条第3号の「著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況」については、「著しく」でなくとも禁止すべきである。「著しく」なければ禁止しなくてよい理由を示してほしい。 | 　「有価証券の引受け」について、「不適当と認められる」価格・数量その他の条件により行うことが望ましくないことは、ご指摘のとおりと考えられます。ただし、「有価証券の引受け」に係る「適正な条件」も一義的には定まらないと考えられる中で、金商業等府令第123条第3号の要件をご指摘のように修正すれば、「適正な条件」から少しでも乖離した条件により「有価証券の引受け」を行うことが当該禁止規定に抵触するものと解されかねず、過度に厳格な規制となりかねず、適当でないものと考えられます。<br>　なお、当該規定については、「著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況」は当事者の「目的」を問わず禁止されるべきものであることを明確にするため、現行の証券会社行為規制府令第10条第3号と比較して、「自己の取引上の地位を維持し又は有利ならしめるため」との文言を規定せず、要件の厳格化を図っているものです。 |
| 11 | 　金商業等府令案第130条第3号は現行の証券会社行為規制府令第10条第3号を引き継ぐものと思われるが、「引受けに関する自己の取引上の地位を維持し、又は有利ならしめるため」という目的が削除されている。単に「著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況」では適用範囲が非常に不明確なので、上記の目的要件は残してほしい。もし、削除されるとしても、適用範囲はこれまでと変更がないとの理解でよいか。 | 　「著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況」（金商業等府令第123条第3号）は、当事者の「目的」を問わず禁止されるべきものであることから、その点を明確にするため、現行の証券会社行為規制府令第10条第3号の規定を修正しています。どのような事例であればこれに抵触するかについては、当該規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼適切な審査を行わずに有価証券の元引受けを行う状況の禁止** | |
| 12 | 　金商業等府令案第130条第4号に関し、「有価証券の元引受けを行う場合において」とは、有価 | 　「有価証券の元引受け」の定義は、金商法第28条第7項に定められています（金商業等府令第1 |

| | | |
|---|---|---|
| | 証券届出書提出等を伴う、いわゆるファイナンス審査に係る場合であって、取引所への上場申請時に行われる、いわゆる株式公開審査は含まれないとの理解でよいか。 | 条第2項参照)。<br>ご指摘の「ファイナンス審査」や「株式公開審査」の意味にもよりますが、取引所への新規上場に向けて有価証券の「元引受け」を行う業務は、金商業等府令第123条第4号の規定の対象となるものと考えられます。 |
| 13 | 金商業等府令案第130条第4号に関し、「その他引受けの適否の判断に資する事項」には、当該引受行為により、引受けを行う証券会社やそのグループ会社に及ぶ可能性のある風評リスクや法的リスクに係る事項も含まれるのか。 | 金商業等府令第123条第4号における「引受けの適否の判断に資する事項」は、ご指摘のような事項も含め、幅広い事項が想定し得るものと考えられます。 |
| 14 | 金商業等府令案第130条第4号に関し、有価証券の元引受けを行う場合において、「適切な審査を行っていないものと認められる状況」とは、どのような状況か。 | 引受審査の適切性については、一律の基準を示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、監督指針Ⅳ－3－2－2(1)における記載にも留意する必要があると考えられます。 |
| 15 | 金商業等府令案第130条第4号に「判断に資する事項の適切な審査を行っていないものと認められる状況」とあるが、金融商品取引業者等で審査記録を作成・保存する必要はあるか。どのような基準で適切な審査を行っているか否かが判定されるのか。 | 引受審査の適切性については、一律の基準を示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、監督指針Ⅳ－3－2－2(1)における記載にも留意する必要があると考えられます。<br>なお、法令上は、引受審査記録の作成・保存が義務づけられているものではありませんが、「有価証券の元引受け」を適正に行うためには、その審査過程の記録が作成され、一定期間保存されることが通常であると考えられます。そして、監督指針においても、「審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか」との記載が追加されています。 |
| 16 | 金商業等府令案第130条第4号において審査の対象となる有価証券については、日本証券業協会が定める公正慣習規則第14号を踏まえて、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等に限定すべきであると考える。仮に、上記のように限定しない場合、地方債や政府保証債、短期社債、信託受益権の元引受けにおける「適切な審査」として求められる基準を明らかにしてほしい。<br>また、地方債や政府保証債、短期社債、信託受益権の有価証券に限定した元引受けを行う登録金融機関においても、引受部門と組織分離した引受審査部門を整備する等の体制整備が求められるかどうかについても明らかにしてほしい。 | 適切な引受審査を行うべき有価証券は「株券等」に限られるものではないことから、金商業等府令第123条第4号の対象をご指摘のとおり限定することは、適当でないと考えられます。<br>引受審査の適切性については、一律の基準を示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、適切な引受審査を行う上で、必要な体制を整備することは必要となりますが、その具体的な内容については、法令上特段の定めはなく、個々の金融商品取引業者等において適切に判断されるべきものと考えられます。なお、監督指針Ⅳ－3－2－2(1)では、「第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者」についての記載ではありますが、「審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか」との着眼点が記載されており、形式的な「組織」の整備よりも、その機能・効果面が重視されるものである点に、留意が必要であると考えられます。 |
| 17 | 金商業等府令案第130条第4号に関し、短期社債の場合、有価証券報告書・決算短信等の公開情報又は発行体より提出を受けた発行体等に係る説明書及び外部格付機関の外部格付を参考 | 金商業等府令第123条第4号に関して、個別の取扱いが該当するか否かについては、実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご質問のような取扱いも、「適切な審査」に該 |

| | | |
|---|---|---|
| | に一定期間ごとに社内審査により取扱枠を設けて当該枠の範囲内で取扱うことが通常であるが、こうした取扱いが「適切な審査」を行っていると考えてよいか。 | 当し得るものと考えられます。 |
| | **▼法人関係情報に係る不公正取引を防止する措置を講じていない状況の禁止** | |
| 18 | 金商業等府令案第130条第5号は、金融商品取引業者等がその業務を行う上で取り扱う法人関係情報を顧客に対して提供して勧誘する行為や、法人関係情報の管理が不十分である場合に当該情報が第三者の不公正取引を結果的に助長することとなる行為、あるいは自ら自己売買業務に利用する行為を禁じた金商業等府令案第124条第1項第13号から第15号までの規定の裏づけとして、金融商品取引業者等がその取得した法人関係情報について適切な管理を行うべき旨を定めた条文であると理解される。したがって、金商業等府令案第130条第5号の規定では、金融商品取引業者が知り得ず、また、知り得ない故に管理もできない未公表の事実に基づいて顧客が不公正取引を行った場合には、それをもって金融商品取引業者の管理態勢が不十分であると判断されるべきものではないことを明らかにしてほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第123条第5号)は、金融商品取引業者等が知り得ない「法人関係情報」を想定しているものではないと考えられますが、当該規定の具体的な適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼情報の漏えい等の防止措置を講じていない状況の禁止** | |
| 19 | 「顧客の注文の内容を確認せずに頻繁に顧客の計算において売買を実施(金商業等府令案第130条第1号)」や「投資者の計算において行う取引であることを知りながら、投資者の意思を確認しない(同条第2号)」という状況と異なり、同条第6号の情報の漏えい、滅失又はき損は、ヒューマンエラーに起因するものである。同条第1号や第2号のような第130条の他の条文と同条第6号が同列で並んでいることは条文のレベル感に差があるので、削除するか、あるいは「必要な措置を全く講じておらず、極めて不適切な状況」など修正し、該当するケースをガイドライン等で示してほしい。 | 金商業等府令第123条第6号は、現行の証券会社行為規制府令第10条第4号の2を引き継いだものであり、これを削除することは、顧客情報の保護の観点から、適当でないものと考えられます。<br>当該規定の解釈に当たっては、現行法における解釈が参考になるものと考えられます。 |
| | **▼個人顧客情報を目的外利用しないための措置を講じていない状況の禁止** | |
| 20 | 金商業等府令案第130条第7号について、「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報」という表現は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の「第6条機微(センシティブ)情報について」における機微(センシティブ)情報の定義(「政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」)と微妙に表現が異なる。個人情報の中でも特別に厳格に取り扱うべき情報として慎重に検討され、同ガイドラインに限定列挙された経緯を踏まえ、同ガイドライン第6条と同じ表現に本条文を修正してほしい。 | 金商業等府令第123条第7号は、現行の証券会社行為規制府令第10条第4号の3を引き継いだものです。<br>規定の解釈に当たっては、現行法及びご指摘の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」における解釈が参考になるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼投資信託受益証券等の乗換えに関する重要事項について説明を行っていない状況の禁止** | |
| 21 | 金商業等府令案第130条第9号では、投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該「乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」と規定されているが、具体的な基準を教えてほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第123条第9号)に関しては、監督指針Ⅳ－3－1－2(3)において記載されています。<br>なお、当該規定は、現行(証券会社行為規制府令第10条第8号)と同様です。 |
| 22 | 金商業等府令案第130条第9号では、投資信託等の有価証券に限定しているが、特定預金・特定保険も含めた対応つまり同一性格の商品内だけでなく異なる性格の商品にも言及すべきではないか。 | ご指摘の規定(金商業等府令第123条第9号)は、現行の証券会社行為規制府令第10条第8号を引き継ぐものであり、十分な説明がないまま投資信託受益証券の「乗換え」を勧誘する実態が見られたことを踏まえて整備された規定です。ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、投資信託受益証券の一部解約と併せて別の金融商品・取引に係る契約を締結する場合には、「乗換え」に関する重要な事項というよりも、新たに契約を締結しようとする金融商品・取引に関する説明責任が果たされるべきものと考えられます。 |
| | **▼社債券の募集(私募)の取扱い等に際して重要な事象の説明を行っていない状況の禁止** | |
| 23 | 金商業等府令案第130条第11号に定める「説明」の相手方となる「顧客」とは、「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」の双方を含むものと思われるが、同号にいう「投資判断に影響を及ぼす重要な事象」は、投資者の属性によって異なるものと考えられる。したがって、「特定投資家」・「特定投資家以外の顧客」ごとの具体的なガイドライン等を明示してほしい。<br>また、監督指針案Ⅳ－3－1－2(4)では、金商業等府令案第130条第11号の「説明」について、「顧客」を「個人である顧客」と限定して解釈・明示されているが、金商業等府令案第130条第11号の規定と監督指針案Ⅳ－3－1－2(4)とを解釈すればよいか。 | ご意見を踏まえ、また、現行規定(証券会社行為規制府令第10条第9号)との連続性にも配意し、ご指摘の規定(金商業等府令第123条第11号)の「説明」の相手方を「個人である顧客」に限定するよう、規定を修正いたします。その際、ご意見を踏まえ、「個人である顧客」であって「特定投資家」を相手方とする場合には当該説明義務を除外するよう、規定を修正いたします。<br>なお、ご指摘のように、(一般投資家である)個人顧客に係る「説明」については、監督指針Ⅳ－3－1－2(4)において記載されています。 |
| 24 | 金商業等府令案第130条第11号の「顧客」は「個人である顧客」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、説明の相手方を「個人である顧客(特定投資家を除く。)」に限定するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第123条第11号)。 |
| 25 | 金商業等府令案第130条第11号について、説明を要する顧客を「個人である顧客」又は「一般投資家」に限定してほしい。 | |
| 26 | 金商業等府令案第130条第11号について、短期社債に関して、元引受けされた社債券の私募の取扱いは、申込期間自体が存在しないが、この場合は顧客説明は不要との理解でよいか。 | 基本的には、貴見のとおりと考えられます。<br>なお、ご指摘の規定(金商業等府令第123条第11号)の「説明」の相手方については、ご意見を踏まえ、また、現行規定(証券会社行為規制府令第10条第9号)との連続性にも配意し、「個人である顧客」に限定するよう、規定を修正いたします。個人顧客が短期社債を購入することは基本的に想定されず、監督指針Ⅳ－3－1－2(4)において当該「説明」を要するものとして想定されている「個人向け社債等」の範囲にも、短期社債は含まれていないことから、実質的にも、短期社債について当該規定の適用は特段問題とならないものと考えられます。 |
| | **▼十分な社内管理体制を整備せずに行う一定の裁量のある取引の禁止** | |
| 27 | 金融商品取引業者が第一種金融商品取引業 | ご指摘の規定(金商業等府令第123条第13 |

| | | |
|---|---|---|
| | 又は第二種金融商品取引業として金商業等府令案第130条第13号に掲げる行為を行う場合には、投資運用業としての規制は受けないとの理解でよいか。 | 号)は、金融商品取引業者等が「第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として」同号イ～ホに掲げる行為を行う場合において十分な社内管理体制の整備を求めるものであり、当該行為を行う業務は「投資運用業」には該当しないことが前提とされているものと考えられます。 |
| 28 | 金商業等府令案第130条は、登録金融機関についても適用されるものであるが、同条第13号にのみ「第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として」との文言が入っているのはなぜか。 | 金商業等府令第123条第13号イ～ホに掲げる行為は、現行の証券会社が例外的に行えることとされている証券会社行為規制府令第1条第1項第1号～第6号に列記されている行為の内容を引き継ぐものであり、金商法の下でも、十分な社内管理体制が整備されることを前提として、これらを「第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として」(投資運用業の登録を受けずに)行い得る旨を明確にしているものと考えられます。<br>なお、登録金融機関についても、「第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業」に相当する「登録金融機関業務」として、これらの業務を行うことが可能と考えられます。 |
| 29 | 証取法第42条は、第1項ただし書において「内閣府令で定めるもの」については同条第5号の禁止行為を適用しないこととしており、現行の金融機関府令第18条が禁止行為の適用除外行為を規定している。同様に、金商法第38条では、ただし書において「内閣府令で定めるもの」については同条の禁止行為を適用しないこととしているが、当該「内閣府令で定めるもの」として規定されているのは、金商業等府令案第123条のみとなっている。現行の金融機関府令第18条と同様に、少なくとも金商業等府令第130条第13号ロ～ホの契約締結行為については、禁止行為から適用除外とすべきではないか。 | 現行の証取法第42条第1項ただし書は、禁止対象となる「(同項)第5号及び第6号に掲げる行為」(個別取引ごとの顧客の同意を得ないで、売買の別・銘柄・数・価格について定めることできることを内容とする契約の締結)のうち、例外的に認められる行為を内閣府令に委任しています。<br>一方、金商法第38条ただし書は、禁止対象となる「(同条)第3号から第5号までに掲げる行為」(不招請勧誘、勧誘受託意思の不確認及び再勧誘)のうち、例外的に認められる行為を内閣府令(金商業等府令第116条)に委任するものであり、その対象は、現行の証取法第42条第1項ただし書の内閣府令とは、自ずと異なるものと考えられます。<br>なお、ご指摘の金融機関府令第18条の行為は、金商業等府令第123条第13号イ～ホにおいて規定されており、金融商品取引業者等が、十分な社内管理体制が整備されることを前提として、これらを「第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として」(投資運用業の登録を受けずに)行い得る旨が明確にされているものと考えられます。 |
| | **▼その他** | |
| 30 | 金商業等府令案第130条第16号の「(第258条第3号に規定する事故をいう。)」は、「(第125条に規定する事故をいう。)」ではないか。 | ご指摘の規定(金商業等府令第123条第16号)における「事故」は、金融商品仲介業者の「事故」をいうものであることから、その定義を定める金商業等府令第258条第3号を引用しているものです。 |
| 31 | 金商業等府令案第130条第18号でいう「委託」とは、金融商品仲介業務の委託との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第123条第18号)。 |
| 32 | 金商業等府令案第164条に規定する「帳簿書類」を作成・保存していない状況は、法第40条第2号の対象外との理解でよいか。 | 金融商品取引業者等が法定帳簿書類を作成・保存していない状況は、金商法第40条第2号の禁止規定の対象となるというよりも、法定帳簿の作 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 成・保存義務（金商法第46条の2、第47条、第48条）に直接違反するものとして、罰則（金商法第198条の6第3号）又は行政処分の対象となり得るものと考えられます。 |
| No. | ●最良執行方針等〔第40条の2〕 | |
| | ▼対象取引 | |
| 1 | 金商法第40条の2によりデリバティブ取引が対象となっているが、金商法施行令案第16条の6によりデリバティブ取引は除かれているとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商法施行令第16条の6第1項第2号）。 |
| 2 | 最良執行方針について、デリバティブ取引はすべて対象外になるとの理解でよいか。 | |
| 3 | デリバティブ取引に係る最良執行方針については、今回の金商法施行令案では、対象とされるものはないが、今後必要に応じ政令で追加するという趣旨か。 | |
| 4 | 金商法第40条の2第1項では、デリバティブ取引のうちの一部が除かれるような記載ぶりであったが、金商法施行令案ですべてのデリバティブ取引が対象外となった経緯を示してほしい。 | 金商法では、「有価証券の売買及びデリバティブ取引」のうち「政令で定めるもの」を除いた取引について、最良執行方針等の作成・公表義務の対象とする旨を規定しています（金商法第40条の2第1項・第2項）。<br>当該政令の具体的な内容として、現行の証取法施行令第16条の2第1項と同様に、一定の上場株券等、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の売買が最良執行方針等の作成・公表義務の対象となるよう、規定を整備しているものです（金商法施行令第16条の6第1項）。 |
| 5 | 投資運用業者が最良執行方針等を確立し、これを顧客に開示する義務があるかにつき明確化してほしい。 | 最良執行方針等の作成・公表義務（金商法第40条の2）は、一定の上場有価証券、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の売買を対象とすることとされています（金商法施行令第16条の6第1項）。したがって、基本的に、「第一種金融商品取引業」を行う金融商品取引業者等が対象となるものであり、「投資運用業」のみを行う金融商品取引業者等は対象とならないものと考えられます。 |
| 6 | 金商法第40条の2は投資運用業者には適用されないとの理解でよいか。 | |
| | ▼対象有価証券 | |
| 7 | 金商法第40条の2第1項によれば、有価証券の売買等に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより最良執行方針等を定めなくてはならないとされている。金商法施行令案第16条の6においては、上場株券等を除く有価証券の売買が挙げられており、例えば不動産信託受益権及び匿名組合出資持分については、最良執行方針等を定める必要はないことを確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 8 | 最良執行方針は、その作成対象となる有価証券を取り扱わないことを業務方法書に明記する場合には、作成を要しないとの理解でよいか。 | 最良執行方針等の作成・公表義務（金商法第40条の2）は、一定の上場有価証券、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の売買を対象とすることとされています（金商法施行令第16条の6第1項）。したがって、これらの有価証券を取り扱わない旨を業務方法書に明記し、そのとおりに業務を行う限りにおいては、当該作成・公表義務は適用されないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 9 | 金商業等府令案第131条第1項第6号では、最良執行方針の対象となる有価証券に投資信託の受益証券が記載されているが、基準価格で売買されるという取引慣行があることから、対象から除外してほしい。 | 金商業等府令第124条第1項各号の有価証券は、金融商品取引所に上場された場合に最良執行方針等の作成・公表義務（金商法第40条の2）の対象となる有価証券を定めるものです。ご指摘の投資信託受益証券（金商業等府令第124条第1項第6号）についても、金融商品取引所に上場される場合には、他の上場有価証券と同様に当該義務の対象とすることが適当であると考えられます。なお、同号の規定は、現行（証券会社行為規制府令第10条の2第1項）と同様です。 |
| 10 | 金商法施行令案第16条の6第1項第1号のかっこ内は、前後の文脈から不要ではないか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「上場株券等の売買」（金商法施行令第16条の6第1項第1号イ）には「デリバティブ取引」（同項第2号）に該当する先物取引（金商法第2条第21項第1号）が含まれ得ることから、概念の重複を整理するため、ご指摘のかっこ書を規定しているものであり、必要な規定であると考えられます。 |
| | **▼最良執行説明書の交付** | |
| 11 | 金商業等府令案第131条第6項に関し、特定投資家である顧客から同意を得た時とは、あらかじめ、同意を得た期間を決めておけばよいか（一般投資家→特定投資家に客がなる際は、その時に同意を得ておけばよいか）。 | 貴見のとおり、特定投資家からあらかじめ同意を得て「期間」を定めている場合は、当該特定投資家から「最良執行説明書」（金商法第40条の2第5項、金商業等府令第124条第5項）の交付を求められたときは、当該「期間」内に交付をすればよいものと考えられます（同条第6項）。<br>なお、ご意見も踏まえ、特定投資家の同意に係る「期間」が20日を超えるものである趣旨を明確化するよう、規定を修正いたします。 |
| **No.** | **●分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止〔第40条の3〕** | |
| 1 | 金商法第40条の3は、分別管理が確保されていない事業に対して投資する集団投資スキーム持分に係る金融商品取引業を禁止しているが、金商業等府令案第132条に規定する分別管理確保の要件のうち「それらの内容が投資者の保護を図る上で適切であること」（同条第1号）という要件は、具体的にはどういう措置を指すのか。 | 例えば、当該集団投資スキームの財産が運営者の固有財産等と適切に区分して管理されず、当該集団投資スキームの投資者の保護に欠けることとならないよう、適切な措置を行わせること等が考えられます（金商業等府令第125条第1号）。 |
| 2 | 分別管理に関する金商業等府令案の規定（第132条（分別管理が確保されているもの）、第139条（分別管理）、第143条（確実かつ整然と管理する方法）、第150条（金銭の区分管理）、第151条（有価証券等の管理区分））、及び金商法施行令案第16条の7（同第1条の3第1項各号）は、少なくとも提案の規律が維持されるべきである。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の分別管理に関する規制の内容を維持し、その適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります（金商法施行令第16条の7、金商業等府令第125条、第132条、第136条、第143条、第144条）。 |
| **No.** | **●投資助言業務に関する禁止行為〔第41条の2〕** | |
| 1 | 投資助言業務及び投資運用業に関する禁止行為は弊害防止措置なども含め何ヶ所にも分散して規定されているため、非常に分かりづらい。これらの業務の特殊性に鑑み、それぞれの業務の特則において全禁止行為を集中・整理してほしい。 | 金商法では、投資助言業務及び投資運用業の特殊性に鑑み、これらの業務を行う金融商品取引業者等に係る行為規制を、「特則」としてまとめて規定しています（同法第3章第2節第2款・第3款）。併せて、弊害防止措置等についても、まとめて規定しています（同節第5款）。<br>金商業等府令においても、金商法上の投資助言業務に係る禁止行為（同法第41条の2）、投資運用業に係る禁止行為（同法第42条の2）及び弊 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 害防止措置（同法第44条～第44条の3）の規定の委任に基づき、関係する内閣府令事項を所定の位置において規定することとしているものです。 |
| | **▼助言を受けた顧客が行う取引の情報を利用した自己取引の禁止** | |
| 2 | 投資助言業者又は投資運用業者が、顧客との契約上の義務として顧客が行う投資と同じ投資を「並行投資」として行う場合であって、投資助言業者又は投資運用業者が自己の計算において行う取引については、顧客資産の運用に関する投資判断とは別の新たな投資判断は存在しないというような場合には、「情報を利用」（金商法第41条の2第4号、第42条の2第5号）したことにはならないとことを確認したい。<br>例えばベンチャーファンドなどの組合型ファンドの運用者は、投資家との契約上、投資家との利害を一致させるため、ファンドが行った投資対象に対して自ら投資することを約するとことがある。投資運用業者が顧客の資産の運用として行う取引に関して収集した情報は、常に「並行投資」として行われる取引にも利用されるとも言えるが、実質的な弊害が何らないにもかかわらず、そのような場合にまで禁止規定が適用されると、「並行投資」ができなくなるか、又は「並行投資」をする場合には全く情報を共有しない別部門が独自に行わなければならないこととなり、実務的な弊害が大きい。 | 金商法第41条の2第4号及び第42条の2第5号の規定の趣旨は、助言を受けた顧客が行う取引や運用として行う取引に関する情報を「利用」して、自己取引により利益を図るなどの利益相反を防止することにあると考えられます。<br>したがって、個別事例ごとに取引情報を「利用」した取引であるかどうかが判断されるべきものではありますが、ご指摘の「並行投資」が一律に禁止されるものでないと考えられます。 |
| 3 | 投資助言業者が投資顧問契約しているSPCに対し、当該SPCへ匿名組合出資している投資家等からの要請等もあり、当該投資家と同様に当該投資助言業者が当該SPCへ匿名組合出資する場合（いわゆるセイムボート出資）が多いが、このような投資助言業者の行為は金商法第41条の2、第41条の3及び金商法施行令案第16条の8の投資助言業者の禁止行為には該当しないとの理解でよいか。 | 投資助言業務を行う金融商品取引業者等がご指摘の「セイムボート出資」を行うこと自体は禁止されていませんが、投資助言業務に係る各禁止行為の規定の趣旨に則して個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 4 | 投資助言業者がSPCに対し、オリジネーターとして不動産信託受益権を売却し、再度SPCから不動産信託受益権を買い受け、他に転売することは、金商法第41条の2第4号の禁止行為に該当しないとの理解でよいか。特に金商法第41条の3、金商法施行令案第16条の8第1号によれば、第二種金融商品取引業として行う場合には顧客との間の有価証券の売買等は禁止行為から除外されていることから、投資助言業者が第二種金融商品取引業者でもある場合、金商法第41条の2第4号の禁止行為には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、助言を受けた顧客との合意に基づいて当該顧客と有価証券の取引を行うような場合は、金商法第41条の2第4号の「顧客が行う取引に関する情報を利用して」に該当しない場合もあり得ると考えられます。<br>ただし、その場合であっても、同法第41条の3の禁止対象となりますので、例えば「第二種金融商品取引業として行う場合」など同条の適用除外とならない限り行うことができない点に、留意が必要であると考えられます（金商法施行令第16条の8参照）。 |
| | **▼投資助言業務に係る損失補てん等の禁止** | |
| | **（損失補てん等の範囲）** | |
| 5 | 投資助言業務又は投資運用業を行っているAMが、顧客であるSPCとAM（又はAMが指定す | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、原則的には、金商 |

| | | |
|---|---|---|
| | る相手方）との間で買取価格までは定めていない優先買取交渉権を設けた契約、また、SPCが保有する信託受益権の原資産である不動産に対するマスターリース（建物賃貸借契約で最低保証賃料を定めるもの）契約は、原資産にかかる行為として、禁止行為には該当しないとの理解でよいか。 | 法第38条の2第2号、第41条の2第5号及び第42条の2第6号の規定には抵触しないものと考えられます。 |
| | **（投資助言業務又は投資運用業に係る事故確認）** | |
| 6 | 投資助言業務及び投資運用業は個別取引と違い、運用が継続されているため、原状回復のために事故確認申請を行うと事故処理を行っている間に新たな不具合が生まれる可能性があること等から、当該業務は事故確認申請制度になじまないものとして従来から処理されている。今後も、実質的な原状回復手続により事故処理を行うべきではないか。 | 投資助言業務に関する損失補てん等の禁止規定（金商法第41条の2第5号）及び投資運用業に関する損失補てん等の禁止規定（豆腐お第42条の2第6号）では、損失が「事故」に起因する場合には補てんを行うことが認められていますが、当局による「事故の確認」の定めはなく、各金融商品取引業者等において適正に判断されるべきものと考えられます。 |
| 7 | 仮に、投資助言業務及び投資運用業における事故処理も事故確認制度の対象であるとするならば、従来の証券事故処理の対象においても除外規定があることから、当該事故処理にも対象となる最低金額等の規定を置くべきである。 | |
| 8 | 投資助言業務又は投資運用業に関する事故について確認を要しない場合を定めてほしい。 | |
| 9 | 金商業等府令案第125条第2号は、金商法第39条第3項を受けたものとして投資助言業務・投資運用業に係る「事故」の定義を規定しているが、投資助言業務・投資運用業に関する損失補てん禁止の例外（金商法第41条の2第5号かっこ書、第42条の2第6号かっこ書）については、金商法第39条第3項の事故確認義務は適用されないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●投資助言業務に関する有価証券の売買等の禁止〔第41条の3〕** | |
| 1 | 金商法第41条の3の対象となる「有価証券の売買」（金商法第2条第8項第1号）には、発行に際し有価証券を取得する行為（プライマリー）を含まないことを明確にしてほしい。具体的には、顧客に対して匿名組合出資を行う行為を含まないことを明確にしてほしい。 | 金商法第41条の3の対象となる「有価証券の売買」（同法第2条第8項第1号）には、ご指摘の匿名組合出資を行う行為など、有価証券の発行に際し当該有価証券を取得する行為は含まれないものと考えられます。 |
| 2 | 証券化取引において、①顧客（＝ファンド運営者）が新たに発行する有価証券を取得すること、②他の投資家から顧客が発行した有価証券を買い受けることは、金商法第41条の3の禁止規定に該当しないと考えてよいか。 | 当該禁止行為の趣旨に則して個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。ただし、ご指摘の②の場合において、実質的に「顧客のために」買い受けると認められる場合には、金商法第41条の3の禁止に該当し得るものと考えられます。 |
| 3 | 金商法施行令案第16条の8第1号は、金商法第41条の3の適用除外として「第二種金融商品取引業として行う場合」を規定しているが、例えば「第二種金融商品取引業」と「投資助言・代理業」の登録を行っている者が、同法第36条（顧客に対する誠実義務）や第38条（禁止行為）等に抵触しない前提であれば、次の行為は可能との理解で | 当該禁止規定の趣旨に則して個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該行為を第二種金融商品取引業として行う場合であれば、基本的には金商法第41条の3の適用除外に該当するものと考えられます（金商法施行令第16条の8第1号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | よいか。<br>① 投資顧問契約を締結し、助言業務を提供している相手方(顧客)が、助言に基づき不動産信託受益権を売買する際に売買の媒介を行うこと。<br>② 投資顧問契約を締結し、助言業務を提供している相手方(顧客)と不動産信託受益権を売買すること。 | |
| 4 | 個別性の強い不動産信託受益権について取引を行う場合、金商法第41条の3及び同条ただし書が適用され、第41条の2第4号の適用がないことを明確にしてほしい。 | 特段の定めがない限り、金商法第41条の2第4号の規定において「有価証券」とあるのは、ご指摘の「個性の強い不動産信託受益権」を含め、有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号の権利も含まれます。 |
| **No.** | **●投資助言業務に関する金銭等の貸付け等の禁止〔第41条の5〕** | |
| 1 | 投資助言業者又は投資運用業者たるAMがSPCに対し、出口の一つとして、リファイナンスについての助言を行うことがあるが、当該助言は、レンダーの選定や条件の比較等について借手側で行うにすぎない。この場合は、金商法第41条の5・第42条の6に規定される貸付けについての「媒介、取次ぎ若しくは代理」には該当せず、AMは当該SPCに対してリファイナンスについての助言ができるという理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の行為は、金商法第41条の5及び第42条の6に規定する禁止行為(顧客への第三者による金銭等の貸付けの媒介・取次ぎ・代理)に該当する可能性があると考えられます。 |
| 2 | 顧客が特別目的会社である場合であって、特別目的会社が発行するすべての有価証券の所有者の承諾を得た場合、又は特別目的会社が発行するすべての有価証券の所有者が当該有価証券に係る出資に加えて当該貸付債務を負担するおそれがない場合を、金商法施行令案第16条の11(投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外)に加えるべきではないか。 | 金商法第41条の5の規定は、顧客の承諾の有無等にかかわらず一律に適用される禁止規定であり、ご指摘のような適用除外を設けることは適当でないと考えられます。<br>なお、法人である特別目的会社は申出により特定投資家に移行することが可能であり(金商法第34条の3第1項)、投資顧問契約の相手方が特定投資家である場合には、同法第41条の5の規定が適用除外されます(同法第45条第3号)。 |
| 3 | 金商法第41条の5の例外(同条ただし書)として金融商品取引業者が貸付けの媒介等を行う場合の貸主は、「他の金融商品取引業者」等に限定する必要はないのではないか。 | 投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止(金商法第41条の5)については、特に必要性が認められる行為に限定して例外を認めているものであり(金商法施行令第16条の11)、これをご指摘のように拡大することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●投資運用業を行う者の忠実義務〔第42条〕** | |
| 1 | 新政省令をもって、現行の投資一任業者と投資信託委託業者に適用される規定の整合性が図られているか。 | 金商法令では、現行の投資顧問業法で規制されている「投資一任契約に係る業務」及び投信法で規制されている「投資信託委託業」「投資法人資産運用業」を規制対象として統合し(金商法第2条第8項第12号・第14号)、これらを「投資運用業」(同法第28条第4項)と位置づけて横断的に規制することとしています。金商法施行令及び金商業等府令は、こうした金商法の規定の委任に基づき定められるものであり、全体として、ご指摘に応える内容が整備されているものと考えられます。 |
| 2 | 投資運用業の忠実義務(金商法第42条)は、付随業務には及ぶが、届出業務及び承認業務には及ばないとの理解でよいか。 | 届出業務(金商法第35条第2項)及び承認業務(同条第4項)については貴見のとおりと考えられます。付随業務(同条第1項)については法令上 |

| | | |
|---|---|---|
| | | は適用されないものと考えられますが、付随業務と併せて行う投資運用業に該当する業務については忠実義務が適用される点に、留意が必要と考えられます。 |
| 3 | AMが付随業務のみを外部に委託する場合、委託先には投資運用業の忠実義務(金商法第42条)は及ばないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 4 | 金商法第2条第8項第12号ロ又は同項第15号を行う投資運用業者が、複数の顧客(SPC)と投資一任契約を締結し業を行う場合で、複数の顧客の投資対象希望が同一属性(例えば、不動産信託受益権の原資産が東京都内の貸事務所であること)の場合に、法令上は顧客ごとに部署・担当者まで分けることを求めていないとの理解でよいか。 | 複数の顧客を相手方として投資運用業を行う業者は、忠実義務・善管注意義務(金商法第42条)等に抵触しないように業務を運営することが求められますが、法令上、顧客ごとに担当部署を分け、部署間での情報共有を遮断することまでは必ずしも求められておりません。 |
| **No.** | **●投資運用業に関する禁止行為〔第42条の2〕** | |
| 1 | 日本のベンチャーキャピタル業界においては、運用者本人あるいは運用者の子会社・関連会社において、投資先からコンサルティングフィーを受領することが一般的である。運用業者として登録された場合に、利益相反に対する規制も受けることになるが、金商法第42条の2あるいは関連する府令案を見ても、包括的な規定しかなく、判断基準としては曖昧に過ぎると考えるがどうか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第42条の2各号及び金商業等府令第130条第1項各号では、利益相反のおそれが高いと類型的に認められる行為を「禁止行為」として列記しているものです。<br>ご指摘のような点については、投資者に対する受託者責任の観点から不適切なものであれば、これらの禁止行為規定のほか、顧客に対する忠実義務(金商法第42条第1項)との関係が問題となり得るものと考えられます。 |
| | **▼自己取引等の禁止の適用除外** | |
| | **(対象範囲)** | |
| 2 | 同一のベンチャーキャピタル事業者が、「投資対象非限定ファンド」と「投資対象限定型ファンド」を同時に運営する場合において、「投資対象非限定型ファンド」が「投資対象限定型ファンド」の投資家(民法上の組合契約の場合には一般組合員、投資事業有限責任組合契約の場合には有限責任組合員)として参加することがある。<br>この場合、当該ベンチャーキャピタル会社によって代表される「投資対象非限定型ファンド」は、(「投資対象限定型ファンド」を運営し、その持分の取得を勧誘する)同じベンチャーキャピタル会社との間で取引を行っていることとなるが、現金出資を行い組合契約等に従って分配を受けるという関係においては、2つのファンド間で資産の売買を行うような場合と違い、一方の犠牲において他方が利するという可能性は実質的に存在しない。したがって、こうした場合は、金融商品取引業者による「自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用」には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のようなケースは、例外規定(金商業等府令第128条)に該当しない限り、金商法第42条の2第1号の自己取引の禁止規定に抵触する可能性があると考えられます。<br>同一の金融商品取引業者等が複数のファンドの運用を行う場合において、一のファンドから他のファンドへの出資が行われる場合には、不必要な出資や一方のファンドに不利な条件での出資が行われる可能性があることから、これを一律に適用除外とすることは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。 |
| 3 | 金商法第42条の2第1号に規定する自己取引については、権利者全体の利益確保を目的に行う場合があるため、これが認められる要件は緩やかに解するべきと考える。具体的には、金商業等 | 金商法では、投資運用業を行う金融商品取引業者等の利益相反取引による弊害を防止する観点から、いわゆる自己取引を原則として禁止しています(同法第42条の2第1号)。その上で、金商 |

| | | |
|---|---|---|
| | 府令案第135条第2号イに定める自己取引禁止の適用除外要件を「すべての権利者の同意」ではなく「多数決の同意」で足りるとすることや、第136条第1項第1号イ(1)に準じて「運用財産の運用を終了させるために行うものである場合」を除外要件として加えるべきであると考える。また、第135条第2号柱書において「次に掲げる要件のすべてを満たす取引」とあるのは、「次に掲げる要件のいずれかを満たす取引」とすべきであると考える。 | 業等府令第128条第2号イ及びロの要件の「すべて」を満たす場合など一定の場合に限ってこれを例外的に適用除外しているものであり、例えば「いずれか」一方の要件のみを満たせば足りることとするなど、ご指摘のように要件を緩和することは、必ずしも適当でないと考えられます。ただし、ご意見を踏まえ、集団投資スキームの自己運用(金商法第2条第8項第15号)に関して、契約その他法律行為に定めがある場合には、一定の要件の下で、(全権利者の同意ではなく)全権利者の4分の3の同意等で足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第128条第2号イ)。 |
| 4 | 金商業等府令案第135条第2号柱書において「次に掲げる要件のすべてを満たす取引」とあるのは、「次に掲げる要件のいずれかを満たす取引」とすべきである。 | |
| | **(権利者の同意取得の要件)** | |
| 5 | 金商業等府令案第135条第2号イの「個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得たものであること」との要件に関し、権利者との間の契約(例えば、投資事業有限責任組合の場合は、同組合に係る組合契約等)において同意を取得すべき人数要件を引き下げることや、権利者の代表者によって構成されるアドバイザリー・ボード等の機関の同意によって権利者全員の同意に代えることを可能としてほしい。 | ご意見を踏まえ、集団投資スキームの自己運用(金商法第2条第8項第15号)に関して、契約その他法律行為に定めがある場合には、一定の要件の下で、(全権利者の同意ではなく)全権利者の4分の3の同意等で足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第128条第2号イ)。 |
| 6 | 投資運用業者が匿名組合営業者であるSPCと投資一任契約を締結する場合、金商業等府令案第135条第2号イ・第136条第1項第2号イにある「すべての権利者」とは、金商法第42条の定義から当該営業者のことであり、当該営業者に対して匿名組合出資している匿名組合員、レンダー、受託者は該当しないことを確認したい。 | ご指摘の規定は、金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)がいわゆる自己取引又は運用財産相互間取引を行う場合には、個別の取引ごとに「権利者」(金商法第42条第1項参照)の同意を得るべき旨を定めているものです。ご指摘の「レンダー」や「受託者」については、その意味するところにもよりますが、基本的に、この「権利者」に該当しないものと考えられます。一方、ご指摘の「匿名組合員」は、実質的に「権利者」に該当し得る場合がある点に、留意が必要と考えられます。<br>具体的には、ご指摘のように匿名組合営業者であるSPCが金融商品取引業者等と投資一任契約を締結して有価証券等への投資運用を行う場合には、当該SPCは、①金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)、②定義府令第16条第1項第10号の特例の対象者、又は③適格機関投資家等特例業務を行う者(金商法第63条第2項、第63条の3第1項)のいずれかに該当することが考えられます。<br>①の場合は、実質的には当該SPCによる運用権限の委託(金商法第42条の3)に該当し、当該SPCに対して適用される自己取引又は運用財産相互間取引の禁止規定が当該SPCから運用権限の委託を受けた金融商品取引業者等に対しても適用される(同条第3項)ことから、当該禁止規定の例外としてこれら取引を行う場合に同意を得るべき「権利者」は、当該SPCに匿名組合出資をした匿名組合員が該当するものと考えられます。<br>②の場合においても、運用権限の委託先が自 |
| 7 | 定義府令案第16条第1項第4号により匿名組合営業者が投資運用業者に運用権限を全部委託している場合において、金商業等府令案第135条第2号イ、第136条第1項第2号イにある「すべての権利者」とは、当該匿名組合営業者であることを確認したい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 己取引又は運用財産相互間取引を行う場合には、当該SPCに匿名組合出資をした匿名組合員の保護に欠けることのないよう、当該委託先が、当該SPCの同意に加えて、当該匿名組合員からも同意を得ることが必要と考えられます。この趣旨を明確にするため、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第10号ハ）。<br>③の場合においては、委託先が同意を得るべき相手方としては当該SPCが該当し、当該SPCに匿名組合出資をした匿名組合員は該当しませんが、これは、当該匿名組合員がいわゆる「プロ向けファンドへの出資者」に該当することも踏まえたものです。 |
| 8 | 仮に、金商業等府令案第135条第2号イ・第136条第1項第2号イにある「すべての権利者」に匿名組合員が含まれると解釈される場合には、一部の匿名組合員からは同意を書面でとることができないこともあり得るため、当該匿名組合員の意向を確認した記録を保持しておくこと等でよいか確認したい。 | 金商業等府令第128条第2号イ・第129条第1項第2号イに規定する「同意」について、その記録を作成・保存することが望ましいと考えられますが、法令上、当該同意取得の方法については規定されておらず、権利者の同意の有無を正確に記録するものであれば、ご指摘のような方法も可能と考えられます。 |
| 9 | 金商業等府令案第135条第2号ロの価額等に関する要件だけでなく、投資家の側の何らかの事前承認が必要であるとしても、同号イが定めるように、個別の取引ごとにすべての権利者の同意を取得しなければならないという規制のかけ方ではなく、より緩やかな要件に従うこととすべきである。すなわち、事前の包括的・概括的な権利者の承認が得られている場合や、投資運用業に係る組合契約等において当該利益相反取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがある場合には、これを充足するものとして扱うことを許容すべきである。<br>なお、本号（ロも含む。）の自己取引規制については、信託業法施行規則案第41条第3項第2号とのバランスにも配慮してほしい。 | 金商法では、投資運用業を行う者の利益相反取引による弊害を防止する観点から、いわゆる自己取引を原則として禁止しています（同法第42条の2第1号）。その上で、個別取引ごとに権利者の同意を得ることなど一定の要件を満たす場合に限って、これを例外的に適用除外としているものであり（金商業等府令第128条）、ご指摘のように、この要件を緩和して包括的な同意や契約等の定めがあれば足りることとするのは、適当でないと考えられます。<br>また、金商法制では、投資者保護を徹底する観点から、信託業法と異なる規律を定めるものであり、規制内容を同一とすることは、必ずしも適当でないものと考えられます。 |
| | **（取引価額の要件）** | |
| 10 | 金商業等府令案第135条第2号ロ（1）から（3）までは、いずれも一定の市場があるもののみを想定しているようであり、流動性が低い有価証券は要件を満たすことが困難なので、流動性が低い有価証券にも配慮した要件としてほしい。 | 上場有価証券や店頭売買有価証券等のみならず、流動性の低い有価証券の取引であっても、合理的な方法により算出した価額によるものであれば、金商業等府令第128条第2号ロ（3）の要件に該当し得るものと考えられます。 |
| 11 | 金融商品取引業者による「自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用」の禁止規定（金商法第42条の2第1号）の例外要件である金商業等府令案第135条第2号ロ（3）における「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引」は、上場又は店頭登録を行っていない株式等のみならず、市場価格のない有価証券の取引についても、除外事由として含み得るものと考えてよいか。 | |
| 12 | 金商業等府令案第135条第2号ロ（3）のように、「前日の公表されている最終の価格に基づき | 金商法では、投資運用業を行う金融商品取引業者等の利益相反取引による弊害を防止する観 |

| | | |
|---|---|---|
| | 算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」であることを一律に要求するのではなく、より一般的な、いわゆるアームズ・レングス・ルールによって対処する余地を認めるべきである。具体的には、「同様の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、権利者に不利にならない条件で行う場合」をも許容すべきである。 | 点から、いわゆる自己取引を原則として禁止しています（同法第42条の2第1号）。その上で、取引価額の適正性が確保されていること等の一定の要件を満たす場合に限って、これを例外的に適用除外としているものであり、ご指摘のように、取引価格に関する要件を緩和することは、適当でないと考えられます。<br>なお、市場価格が存在しない取引において、ご指摘のように「同様の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件」により行う取引についても、当該取引の価額が合理的な方法により算出されているものであれば、金商業等府令第128条第2号ロ（3）の要件に該当し得るものと考えられます。 |
| 13 | 未上場株券及び集団投資スキーム持分について、金商業等府令案第135条第2号ロの適用がありうるか。その場合、「合理的な方法により算出した価額」とは何か。 | 未上場株券や集団投資スキーム持分の取引であっても、金商業等府令第128条第2号の要件を満たす取引であれば、適用除外対象となり得ます。<br>「合理的な方法により算出した価額」は、価格算定が恣意的なものではなく、商品属性に応じ、適切な市場慣行に従った合理的な算定根拠に基づく価格を意味するものと考えられます。 |
| 14 | 価格が公表されていない有価証券（未上場株式・信託受益権等）についても、合理的な方法により算出したものであれば、金商業等府令案第135条第2号ロの要件を充足することを明示すべきである。未上場株式・信託受益権に関し、どのような算出方法が合理的な方法といえるか。例えば、未上場株式については第三者評価機関の評価による方法、不動産信託受益権については不動産鑑定士の評価による方法はどうか。 | 価格が公表されていない有価証券についても、合理的な方法により算出されたものであれば、金商業等府令第128条第2号ロ（3）の要件に該当し得ると考えられます。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、未上場株式について第三者評価機関の評価に基づき価額を算出する方法や不動産信託受益権について不動産鑑定士の評価に基づき価額を算出する方法は、「合理的な方法」に該当し得るものと考えられます。 |
| 15 | 金商業等府令案第135条第2号ロ（3）における「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」には、不動産の信託受益権につき、当該不動産の直近の鑑定評価に基づき算出された価額も含まれると理解してよいか。 | |
| 16 | 不動産信託受益権の場合は、金商業等府令案第135条第2号ロ（3）にある「前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額」は存在しない。一方、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とあるが、当該信託受益権の原資産である不動産について不動産鑑定を利用する場合には、多額の費用・時間を要すること及び不動産は日々の値動きまでは想定されないことに鑑み、現行の実務上、通常使用されている概ね6ヶ月以内の不動産鑑定評価額を基準としているが、これが「合理的な方法により算出した価額」に当たるとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、6ヶ月以内の鑑定評価額により算出した価額が「合理的な方法により算出した価額」に該当する場合もあり得る一方、例えば、不動産価格が短期間で変動するような状況の下では、該当しない場合もあり得るものと考えられます。<br>いずれにせよ、「合理的な方法により算出した価額」に該当するためには、当該不動産鑑定が信頼に足りるものであることが必要となるものと考えられます。 |
| | **（所管金融庁長官等の承認を受けた取引）** | |
| 17 | 金商業等府令案第135条第3号及び第136条第1項第3号における「所管金融庁長官等の承認を受けた取引」として想定される内容は具体的にどのようなものか。「承認」は個別取引ごとに申請 | 基本的に、承認は個別取引ごとの申請が必要となると考えられますが（金商業等府令第128条第3号及び第129条第1項第3号）、どのような取引を承認するかは、利益相反のおそれなどを検 |

| | | |
|---|---|---|
| | しなければならないのか。 | 討しつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼運用財産相互間取引の禁止の適用除外** | |
| | **（対象範囲）** | |
| 18 | 「運用財産相互間」（金商業等府令案第136条第1項第1号）とは、投資信託財産相互間、投資一任業務に係る運用財産相互間のほか、投資信託財産と投資一任業務に係る運用財産間も含むとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 19 | 金商業等府令案第136条第1項第1号ロに規定する「対象有価証券売買取引等」の内容や方法を規定する同条第2項及び第3項においては、第二項有価証券についての規定がないが、信託会社や信託兼営金融機関が信託業法第29条第2項の規定に従って行う取引は認められると考えてよいか。例えば、不動産信託受益権に関し、当該不動産信託受益権に係る信託の信託財産たる不動産について、適正な情報に基づく鑑定評価額又は当該鑑定評価額を基準として合理的な方法で算出された価額で行う運用財産相互間取引については、現行実務への影響を考慮すると、当然に認められるべきものと考える。 | 信託会社や信託兼営金融機関がその所有する信託財産の管理・処分を行う業務については、信託業法・兼営法の規制の対象とされていることから、金商法の規制は基本的に適用されないものと考えられます（金商法第33条の8第1項、第65条の5第5項参照）。<br>ご指摘の規定は、金融商品取引業者等が行う投資運用業に係る禁止行為（金商法第42条の2第2号（運用財産相互間取引の禁止））に係るものですが、当該規制についても適用されないものと考えられます。 |
| 20 | 金融商品取引業者（投資運用業）がアセットマネージャーを勤めるファンド（SPC）と、その兄弟会社である金融商品取引業者（投資運用業）がアセットマネージャーを勤める別のファンド（SPC又はREIT）との間で取引を行うことは、法第42条の2、金商業等府令案第135条で禁止される行為にも該当せず、また、金商法第44条の3第1項、金商業等府令案第160条、金商法施行令案第15条の16で禁止される行為にも該当しないという理解でよいか。 | 金商法第42条の2第2号において禁止されている運用財産相互間取引は、同一の金融商品取引業者等が運用する運用財産相互間における取引を想定しているため、ご指摘のような取引は、原則として形式的にはこれに該当しないものと考えられますが、実質的に同号の趣旨を潜脱するものであるかどうか、また、その他の同条又は金商業等府令第130条に規定する禁止行為に該当するかどうかについて、それぞれの規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるものと考えられます。<br>また、ご指摘のような取引は、例えば、グループ会社である他の金融商品取引業者の利益を図るために行う不必要な取引であれば金商法第44条の3第1項第3号に該当することになりますが、同条第1項及び金商業等府令第153条に規定する弊害防止措置に抵触するかどうかについては、それぞれの規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるものと考えられます。 |
| | **（「対象有価証券売買取引等」の範囲）** | |
| 21 | 運用財産相互間の取引が許容される場合について、運用対象資産が「対象有価証券売買取引等」であるかそれ以外かにより、要件に違いがあるのはなぜか。<br>運用対象資産の取引が「対象有価証券売買取引等」以外の場合であっても、金商業等府令案第136条第1項第1号イの各事由に該当する場合には、投資家の承諾を要求せずに運用財産相互間の取引を認めるべきではないか。 | 金商法では、投資運用業を行う金融商品取引業者等の利益相反取引による弊害を防止する観点から、いわゆる運用財産相互間取引を原則として禁止しています（同法第42条の2第2号）。その上で、類型的に取引価額の公正性が確保されているものと認められる「対象有価証券売買取引等」（金商業等府令第129条第2項）に限って、同条第1項第1号イの各事由に該当する場合を例外的に適用除外しているものであり、ご指摘のように、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 当該要件を緩和して「対象有価証券売買取引等」以外の取引についても同様の取扱いとするのは、適当でないと考えられます。 |
| 22 | 金商業等府令案第136条第1項については、同項第1号ロにおいて「対象有価証券売買取引等」であることが条件となっているところ、この「対象有価証券売買取引等」には未上場有価証券の取引が含まれていないので(同条第2項)、未上場有価証券への適用除外要件についても明確に規定されるべきと考える。 | ご指摘の未上場有価証券の取引は「対象有価証券売買取引等」(金商業等府令第129条第2項)には該当しませんが、この場合でも、同条第1項第2号の適用除外要件等の適用があり得ます。 |
| 23 | 金商業等府令案第136条第1項第1号は、イ及びロの要件を満たすことを求めているが、ロの「対象有価証券売買取引等」には不動産信託受益権の売買取引が該当しないため、不動産信託受益権への適用はない。そこで、不動産信託受益権の取引であっても同号の適用がなされるよう、修正してほしい。 | 不動産信託受益権の価格評価は困難性を伴うことから、これに係る取引を金商業等府令第129条第1項第1号の適用対象とすることは、適当でないと考えられます。 |
| 24 | 不動産信託受益権の運用を終了させる場合に、必ずしも金商業等府令案第136条第1項第2号(すべての権利者の同意)に基づくのではなく、同項第1号によるべき場合もあると思われ、同条第2項は、そのような場合を許容する規定とすべきである。 | |
| 25 | ファンド間売買の適用除外となる取引対象として、金商業等府令案第136条第2項第1号ハにおいて、抵当証券及び(価格が公表されている)受益証券発行信託の受益証券を追加してほしい。 | 抵当証券や受益証券発行信託の受益証券は、その価格評価に困難性を伴うことから、これらに係る取引を「対象有価証券売買取引等」(金商業等府令第129条第2項)と位置づけて同条第1項第1号の適用対象とすることは、適当でないと考えられます。 |
| 26 | 金商業等府令案第136条の「運用財産相互間取引の禁止の適用除外」として、不動産投資ファンドについても、金商業等府令案第135条第2号で読むことができるとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の不動産投資ファンドの取引についても、合理的な価額により行われること等の要件を満たすものであれば、(金商業等府令第129条第1項第2号ロで引用する)同府令第128条第2号ロの要件に該当し得るものと考えられます。 |
| | **(運用財産相互間の「対象有価証券売買取引等」が必要かつ合理的と認められる場合)** | |
| 27 | 金商業等府令案第136条第1項第1号イ(4)において運用財産相互間取引の禁止の適用が除外される「双方の運用財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合」とは、具体的にどのような場合か。当該場合に該当するか否かの基準を示してほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第129条第1項第1号イ(4))については、監督指針(Ⅵ－2－3－1(2)③)において記載されています。 |
| 28 | 金商業等府令案第136条第1項第1号イ(4)に規定する「当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合」の具体的な事例について、例示してほしい。 | |
| 29 | 信託財産間取引禁止の例外として挙げられている「双方の運用財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合」(金商業等府令案第136条第1項第1号)とは、それぞれの信託財産にとって、ある資産の「買い」又 | ご指摘の規定(金商業等府令第129条第1項第1号イ(4))の要件に該当するためには、基本的には、双方の運用財産の運用方針・運用財産額や市場の状況に照らして、それぞれの運用財産について当該取引を行うことの必要性・合理性が認められれば足り、他の運用財産との間で取引を |

| | | |
|---|---|---|
| | は「売り」が信託財産の運用の観点から必要かつ合理的であれば足り、信託財産間取引を行うこと自体が必要かつ合理的であることまでは要しない趣旨であることを確認したい。文言上も、その趣旨を明確にしてほしい。 | 行うこと自体の必要性・合理性についても認められる必要はないものと考えられます。<br>したがって、例えば、それぞれの運用財産について同一資産について、必要性・合理性のあるものとして取引所取引を行う場合には、双方の注文が結果的に対当し得るような場合であっても、当該取引を行うことの必要性・合理性が認められ得るものと考えられます。 |
| 30 | 例えば、運用資産相互間の情報が完全に遮断された状態で、各ファンド・マネジャーが各自の運用方針に基づき、誠実に注文を市場に発注している場合で、当該取引の約定結果が偶然に運用資産相互間でマッチングしたようなケースでは、各ファンド・マネジャーはあらかじめ運用財産相互間取引を意図していた訳ではなく、結果対当ということで「運用財産相互間取引の禁止」の適用除外行為に該当すると考えてよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のようなケースは金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)の要件に該当し得ると考えられます。<br>なお、その場合であっても、運用財産相互間取引の禁止規定が適用除外されるためには、同号ロの要件への該当性も必要となる点に、留意が必要であると考えられます。 |
| 31 | 金商業等府令案第136条第1項第1号イ(4)に関し、当該取引を行うことが「必要」であることまで要求すると、一般的に運用においては一定の裁量をもって取引がなされることからすれば、これを厳密に解釈すると認められる範囲が極めて狭くなってしまうため、「必要」は削除し、「合理的」であることをもって足りるものとしてほしい。 | 金商法では、投資運用業を行う金融商品取引業者等の利益相反取引による弊害を防止する観点から、いわゆる運用財産相互間取引を原則として禁止しており(同法第42条の2第2号)、その上で、「対象有価証券売買取引等」(金商業等府令第129条第2項)であって同条第1項第1号イ(4)の要件に該当する場合など一定要件を満たす場合に限って、当該禁止を例外的に適用除外しているものです。<br>ご指摘のように、単に「合理的」と認められる取引であれば(運用財産相互間取引を行う「必要性」が必ずしも認められない場合でも)当該例外を許容することとするのは、適当でないと考えられます。 |
| 32 | 金商業等府令案第136条第1項第1号イ(4)の「認められる」とは、事後的に例えば検査の時点において検査官が認められるか否かを判断するのではなく、運用者が取引時点において認識している事実を前提としてそのように判断すれば足りることを、明らかにしてほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第129条第1項第1号イ(4))は、金融商品取引業者等が運用財産相互間取引を行おうとする時点において、「双方の運用財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる」ことを求めるものと考えられます。したがって、取引時点において客観的に「必要かつ合理的」と認められるかどうかが判断されることとなるものと考えられます。なお、当該金融商品取引業者等は、当該規定に基づき例外的に運用財産相互間取引を行う場合には、当該要件への適合性について説明責任を負うべきものと考えられます。 |
| 33 | 金商業等府令案第136条第1項第1号イ(4)に規定する「運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合」として監督指針案Ⅵ－2－4－1(2)③等において、イからへまでの例が掲げられているが、これらに該当する場合には、いわゆるセーフハーバーとなるものであり、これら以外の場合においても、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、ファンド間取引に係る恣意性 | ご指摘の監督指針(Ⅵ－2－2－1(2)③、Ⅵ－2－3－1(2)③、Ⅵ－2－4－1(2)③)は、金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)の要件に該当する場合を類型的に記載しているものですが、個別の取引がこれらに該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>また、同監督指針に例示されているもの以外でも、金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)の要件に該当する取引はあり得るものと考えられま |

| | | |
|---|---|---|
| | の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合には、例外となりうるとの理解でよいか。 | す。 |
| 34 | 金商業等府令案第136条第1項第1号イにおいて、現行の投信法施行令第17条第1号イ(4)等における「取引を成立させる意図をもって行うものでない場合」が例外として挙げられていないのは、もともと「取引を成立させる意図」がなければ信託財産間取引に該当しないことが当然との前提であるとの理解でよいか。 | 現行の投信法施行令第17条第1号イ(4)の規定等のように行為者の「意図」の有無という主観的要素を基準とする場合は、当該要件への該当性の判定が困難となる場合があることから、金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)では、これに代わる要件として、当該取引を行うことの必要性・合理性という客観的要素を基準とすることとしたものです。 |
| | **(「対象有価証券売買取引等」に係る取引価額の要件)** | |
| 35 | 金商業等府令案第136条第3項第1号後段の取引は、いわゆる取引所外取引を指すと考えてよいか。そうだとすれば、その旨の文言を追加して明確化すべきではないか。 | 金商業等府令第129条第3項第1号前段は、「取引所金融商品市場において行うもの」を規定しているのに対し、同号後段は、取引所金融商品市場において行う取引以外の取引を想定した規定であると考えられます。 |
| 36 | 金融商品取引業者等が「公正な価額」(金商業等府令案第136条第1項第1号ロ)の要件を充足する方法を明確にしてほしい。 | ご指摘の金商業等府令第129条第1項第1号ロの「公正な価額」については、同条第3項において具体的に規定しております。 |
| | **(「対象有価証券売買取引等」以外の取引の適用除外要件)** | |
| 37 | 金商業等府令案第136条第1項第2号柱書において「次に掲げる要件のすべてを満たす取引」とあるのは、「次に掲げる要件のいずれかを満たす取引」とすべきである。 | 金商法では、投資運用業を行う金融商品取引業者等の利益相反取引による弊害を防止する観点から、いわゆる運用財産相互間取引を原則として禁止しています(同法第42条の2第2号)。その上で、金商業等府令第129条第1項第2号イ及びロのすべてを満たす場合など一定の要件を満たす場合に限って、これを適用除外としているものであり、ご指摘のように、当該要件を緩和していずれか一方のみを満たせば足りることとするのは、適当でないと考えられます。 |
| | **(「対象有価証券売買取引等」以外の取引に係る権利者の同意取得の要件)** | |
| 38 | 同一運用業者の運用するファンド間取引について、それぞれのファンドの投資家全員が同意するときには、「運用財産相互間取引の禁止」の適用除外として規定してほしい。実務上、①あるファンドの投資期間(匿名組合契約の期間等)が満了した場合に、別のファンドを組成し、受益権等を移転させて前のファンドの投資家に資金を返還させつつ、当該別のファンドにおいて運用を継続する場合、②投資家が同じであっても、リファイナンスに当たって前の銀行と異なる銀行から融資を受ける際に、倒産隔離等の要請により新たなSPCを組成せざるを得ない場合、③投資のコンセプトが全く異なるファンド間での売買(オポチュニティ型からローリスク型への売却)を行う場合など、同一運用業者の運用するファンド間取引の必要性は非常に高い。また、それぞれのファンドの投資家が同意しているのであれば弊害のおそれはないのだから、信託法及び信託業法における規制(受益者の承諾があれば取引可能)と同レベルにすべきである。 | ご指摘のような場合も、金商業等府令第129条第1項第2号の要件を満たす場合には、運用財産相互間取引の禁止規定(金商法第42条の2第2号)の適用が除外されることとなります。なお、当該特例においては、投資者保護を徹底する観点から、単に形式的な同意取得を要件とするのではなく、権利者への説明・同意取得及び公正価額での取引を求めているものと考えられます。<br>なお、集団投資スキームの自己運用(金商法第2条第8項第15号)を行う場合において、当該特例に係る権利者からの同意取得要件については、契約その他法律行為に定めがある場合には、一定の要件の下で、全権利者の4分の3の同意等で足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第129条第1項第2号イ)。 |
| 39 | 金商法第42条の2第2号に規定する運用財産 | ご意見を踏まえ、集団投資スキームの自己運用 |

| | | |
|---|---|---|
| | 相互間の取引については、権利者全体の利益確保を目的に行う場合があるため、当該取引が認められる要件は緩やかに解すべきと考える。具体的には、金商業等府令案第136条第1項第2号に定める適用除外要件を、すべての権利者の同意ではなく多数決の同意で足りるとすることが考えられる。 | (金商法第2条第8項第15号)に関して、契約その他法律行為に定めがある場合には、一定の要件の下で、全権利者の4分の3の同意等で足りることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第129条第1項第2号イ)。 |
| 40 | 運用財産相互間取引の禁止の例外として、金商業等府令案に「個別の取引ごとに双方の運用財産のすべての権利者(登録投資法人にあっては投資主)に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得たものであること」とあるが(同府令案第135条・第136条参照)、当該権利者の同意を得たといえるためには、投資主全員の同意が必要であって投資主総会による承認では認められないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、投資主総会の多数決による承認では、運用財産相互間取引の禁止の例外は認められないものと考えられます。 |
| 41 | クロス取引禁止の適用除外には、クロス取引の対象となる双方の運用財産の権利者全員の同意は必須か、あるいは、権利者全員への取引内容の開示のみで足りるか。 | 「対象有価証券売買取引等」(金商業等府令第129条第2項)に該当する場合等を除くほか、運用財産相互間取引の禁止規定(金商法第42条の2第2号)の適用除外事由は、取引内容の開示のみでは足りず、双方の運用財産の権利者の同意が必要となります(金商業等府令第129条第1項第2号)。<br>なお、金商業等府令第129条第1項第1号及び第3号による適用除外については、権利者の同意取得は、法令上の要件とはされておりません。 |
| | **(「対象有価証券売買取引等」以外の取引に係る取引価額の要件)** | |
| 42 | 未上場株券及び集団投資スキーム持分について、金商業等府令案第136条第1項第2号ロが引用している第135条第2号ロの適用があり得るか。その場合、「合理的な方法により算出した価額」とは何か。 | 市場価格のない有価証券(例えば、未上場株券や集団投資スキーム持分)の取引であっても、金商業等府令第129条第1項第2号ロで引用する同府令第128条第2号ロの要件を満たす取引であれば、運用財産相互間取引の禁止の適用除外の対象となり得るものと考えられます。<br>「合理的な方法により算出した価額」は、価格算定が恣意的なものではなく、商品属性に応じ、適切な市場慣行に従った合理的な算定根拠に基づく価格を意味するものと考えられます。 |
| 43 | 金商法第42条の2第2号による利益相反取引禁止の適用除外として、金商業等府令案第136条第1項ではすべての権利者の同意や対価の合理性などの条件を定めているにとどまらず、対象有価証券についても限定しており、未公開株式やファンドの出資持分は対象外とされる趣旨のようである。しかしながら、金商業等府令案第136条第2号ロが参照している第135条第2号ロ(3)における「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引」には、上場又は店頭登録を行っていない株式等のみならず、市場価格のない有価証券も含み得るものとの理解でよいか。 | |
| 44 | 金商業等府令案第136条第1項第2号ロ(第135条第1項第2号ロ)の「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引」に該当する基準又は具体例を示してほしい。取引対象が不動産又は不動産信託受益権の場合に、当該取引が「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引」に該当するこ | 不動産信託受益権の取引についても、合理的な方法により算出した価額により行うものであれば、金商業等府令第128条第2号ロ(3)の要件に該当し得ると考えられます。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、不動産信託受益権について不動産鑑定士の評価に基づき価額を算 |

| | | |
|---|---|---|
| | とがあり得るのか否か、また、該当することがあり得るとすれば具体的にはどのような方法により価額を算出した場合であれば該当するのか。<br>例えば、一社又は複数社から取得した不動産鑑定評価額（の平均値）であれば該当するか。当該売買価額の妥当性について価格調査書を一社又は複数社の不動産鑑定業者から取得すれば該当するか。 | 出する方法等は、「合理的な方法」に該当し得るものと考えられます。この場合、当該不動産鑑定が信頼に足りるものであることが必要となるものと考えられます。 |
| 45 | 不動産取引における「市場価格」とは、売主・買主が合意してなされた取引実行価格が唯一である。これに鑑み、不動産鑑定評価書（概ね6ヶ月以内のもの）を開示・説明の上で、実際の売買価格について金商業等府令案第136条第1項第2号イで説明が義務づけられている「当該取引の内容」の一部として説明し、これにより「当該権利者の同意」を得た価格をもって、同号ロ（第135条第2号ロ(3)）の「合理的な方法により算出した価額」としてほしい。 | ご指摘のような当事者間で合意した価額であれば当該価額が「合理的な方法により算出した価額」となるとは限らず、客観的に「合理的な方法により算出した価額」であると認められることが必要になるものと考えられます。 |
| | **▼権利者の利益を害する条件による取引の禁止** | |
| 46 | 金商法第42条の2第4号に関して、個々の受益権に個別性がある不動産信託受益権の取引については、「通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件」の内容が明確でないため、例えば、金商業等府令案第136条第1項第2号イと同様の手続により免責されることを明確にしてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、不動産信託受益権のように個別性の強い有価証券の取引であっても、取引慣行に従って条件が決定される場合など、合理的な過程により形成された価格その他の条件であれば、必ずしも「権利者の利益を害する」こととはならないものと考えられます。<br>逆に、こうした条件から逸脱した取引であって「権利者の利益を害する」ものについては、例えば、ご指摘のように権利者から同意を得る手続（金商業等府令第129条第1項第2号イ参照）が想定できないことから、これを適用除外事由とすることは適当でないと考えられます。 |
| 47 | 個々の受益権に個別性がある不動産信託受益権の取引について顧客相互間で取引を行う場合、どのような場合に「権利者の利益を害することとなる取引」となるかが明確でないため、例えば金商業等府令案第136条第1項第2号イと同様の手続により免責されることを明確にしてほしい。 | |
| | **▼運用として行う取引の情報を利用した自己取引の禁止** | |
| 48 | 同一のベンチャーキャピタル会社が業務を執行する複数の投資事業有限責任組合等のファンドが同じ会社に投資する場合や、ベンチャーキャピタル会社とその運営するファンドが同じ会社に投資する場合は、これら投資者は投資機会の存在に関する情報を共有するだけであって、いずれかの投資者の犠牲において他の投資者を利する現実的な危険があるわけではないから、「運用として行う取引に関する情報を利用して」いるのではなく、金商法第42条の2第5号により禁止されないとの理解でよいか。 | 金商法第42条の2第5号の規定の趣旨は、運用に関する情報を「利用」した自己取引により利益を図るなどの利益相反を防止することにあると考えられます。したがって、個別事例ごとに運用に関する取引情報を「利用」した取引であるかどうかが判断されるべきものでありますが、いわゆる「並行投資」等が一律に禁止されるものでないと考えられます。<br>また、同一の金融商品取引業者等が運用を行う複数のファンドが同一の会社に投資をする場合は、基本的に金商法第42条の2第5号が対象とする「自己の計算において」行う取引に該当しないものと考えられます。 |
| 49 | ベンチャーキャピタル（VC）において、「VC本体とそのVCがファンド運営者（GP）であるファンドとの並行投資」及び「同一VCがGPであるファンドによる並行投資」については、外形的には金商法第42条の2第5号の禁止行為の対象となり得る可能性があるが、実質的には該当しないものと考えており、VCの運営上も一律に禁止されるべきではないため、これが禁止行為に該当しないこと | |

| | | |
|---|---|---|
| | について確認したい。 | |
| 50 | 証券化取引において、①顧客(＝ファンド運営者)が新たに発行する有価証券を取得すること、②他の投資家から顧客が発行した有価証券を買い受けることは、金商法第42条の2第5号の禁止規定に抵触するか。 | |
| 51 | 金商業等府令案第135条(自己取引禁止の例外)、第136条(運用財産相互間取引禁止の例外)に該当する不動産信託受益権の取引を行う場合は、金商法第42条の2第5号の規定が適用されないことを明確にしてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例外的に認められる自己取引(金商業等府令第128条)は、基本的には、「運用として行う取引に関する情報を利用して」行う取引(金商法第42条の2第5号)に該当しないものと考えられます。<br>また、運用財産相互間取引(金商業等府令第129条)については、基本的には金商法第42条の2第5号が対象とする「自己の計算において」行う取引に該当しないものと考えられます。 |
| | **▼投資運用業に係る損失補てん等の禁止** | |
| | **(投資助言業務・投資運用業に関する「事故」の範囲)** | |
| 52 | 金商法第39条第3項に規定される事故確認の手続きは、投資助言業務及び投資運用業については適用がないと理解しているが、投資助言業務又は投資運用業に関する事故が金商業等府令案第125条第2号に規定されているため、投資助言業務及び投資運用業も金商法第39条第3項の規定の適用対象と解され得る。したがって、投資助言業務及び投資運用業が当該規定の適用対象とならないことが明確となるよう、金商業等府令案第125条第2号は削除してほしい。 | 投資助言業務に関する損失補てん等の禁止規定(金商法第41条の2第5号)及び投資運用業に関する損失補てん等の禁止規定(同法第42条の2第6号)では、損失が「事故」に起因する場合には補てんを行うことが認められています。これらの規定における「事故」の定義は同法第39条第3項に定められていることから、有価証券売買取引等に関する「事故」と投資助言業務・投資運用業に関する「事故」を区別するため、金商業等府令第118条において、第1号と第2号とに分けて定義を置いているものです。<br>いずれにせよ、投資助言業務に関する損失補てん等の禁止規定(金商法第41条の2第5号)及び投資運用業に関する損失補てん等の禁止規定(同法第42条の2第6号)では、損失が「事故」に起因する場合には補てんを行うことが認められていますが、当局による「事故の確認」の定めはなく、各金融商品取引業者等において適正に判断されるべきものと考えられます。 |
| 53 | 投資顧問契約に基づく投資助言業及び投資運用業を営む金融商品取引業者は、金商法第39条第3項の「事故」については、金商業等府令案第125条第1号の適用はなく、適用される可能性があるのは専ら同条第2号であることを確認したい。 | 金商業等府令第118条第1号は有価証券売買取引等に関する「事故」を定めるものであり、「第一種金融商品取引業」又は「第二種金融商品取引業」を行う者が対象となるものと考えられます。「投資助言業務」又は「投資運用業」のみを行う者については、同条第2号の投資助言業務・投資運用業に関する「事故」の規定が適用されるものと考えられます。 |
| 54 | 金商法第42条の2第6号は、「権利者又は第三者に対し、財産上の利益を提供」することを禁じているが、その例外として、金商業等府令案第125条では、一定の事故により「顧客又は第三者」に損害を及ぼした場合に損失補てんが可能とされている。権利者、第三者と顧客の位置づけを明確 | ご指摘の金商業等府令第118条第2号の「顧客」とは投資助言業務の「顧客」(金商法第41条の2第5号参照)に対応し、「権利者」とは投資運用業に係る「権利者」(金商法第42条第1項柱書、第42条の2第6号参照)に対応するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | にしてほしい。 | なお、金商法第42条の2第6号では、「第三者」に対する「財産上の利益の提供」についても禁止対象としていますが、これはあくまでも、「権利者の損失の全部又は一部を補てんし、又は・・・権利者の利益に追加する」目的がある場合に限られています。これを踏まえ、金商業等府令第118条第2号においても、当該禁止規定が適用除外される「事故」の範囲を「(一定の行為により)顧客又は権利者に損失を及ぼしたもの」に限定し、「第三者に損失を及ぼしたもの」は含めていないものです。 |
| 55 | 約款違反により損害が生じた場合は、投資運用業者は損失補てんを行うことができるとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、投資運用業を行う金融商品取引業者等が「約款違反」行為を行い、それにより権利者に損失が生じた場合には、「事故」に起因する損失に該当する(金商業等府令第118条第2号ハ参照)ものとして、当該損失を補てんすることが認められ得るものと考えられます。 |
| 56 | 金商業等府令案第125条第2号ハの「契約その他の法律行為」には、助言・一任顧客からの口頭(電話等音声によるもの一般を含む)の指示も含まれるとの理解でよいか。 | ご指摘の「金商法第42条の3第1項各号に掲げる契約その他の法律行為」(金商業等府令第118条第2号ハ)とは、例えば投資一任契約や投資信託契約(投資信託約款)等をいうものであり、基本的に、権利者からの口頭の指示等は含まれないものと考えられます。なお、金融商品取引業者等が、顧客からの指示に違反する行為により当該顧客に損失を与える場合は、「任務を怠ること」(同号ロ)により権利者に損失を及ぼしたものとして、「事故」の定義に該当する可能性があると考えられます。 |
| | **(投資運用業に係る事故確認)** | |
| 57 | 投資運用業者の事故に起因して顧客に生じた損失の補てんに関する定めは、投資運用業者(証券投資信託、その他の集団投資スキーム(その拠点が日本の国内外であることを問わない)、又は投資一任勘定の投資運用者)が、こうした損失補てんに当たり、財務局に事前の事故確認申請を行うことを要件とするものではないとの理解でよいか。 | 金商法第41条の2第5号及び第42条の2第6号では、損失が「事故」に起因する場合には補てんを行うことが認められていますが、当局による「事故の確認」の定めはなく、各金融商品取引業者等において適正に判断されるべきものと考えられます。 |
| 58 | 金商法第39条及び金商業等府令案第125条・第126条において、金融商品取引業について一般的に損失補てんの確認手続きが定められているが、金商法第42条の2第6号において投資運用業に関する特則として損失補てんについての規定が存在し、こちらには事故の確認の手続き等は規定されておらず、投資運用業にはこうした確認手続きは適用されないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 59 | 金商法第39条第3項では事故について内閣総理大臣の確認が必要とされているが、第42条の2第6号の事故については当該確認は不要と考えてよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼運用財産を特定せずに行う取引の申込みの禁止** | |

| | | |
|---|---|---|
| 60 | 金商業等府令案第137条第1項第7号に規定する「運用財産の運用に関し、取引の申込みを行った後に運用財産を特定すること」とは具体的にどのような内容なのか確認したい。 | 当該規定は、複数の運用財産(ファンド等)の運用を行う業者が、どの運用財産に帰属する取引であるかを特定せずに取引の申込みを行い、事後的に、当該取引の効果を帰属させる運用財産を特定する行為を禁止するものです。 |
| 61 | 金商業等府令案第137条第1項第7号は、「取引の申込みを行った後に運用財産を特定すること」を禁じている。これは、複数のSPCから投資運用を一任されているAMが、例えば不動産信託受益権の購入を申し込んだ後、当該不動産信託受益権の運用先として、このうちのSPCから一つのSPCを特定することと理解してよいか。 | ご指摘の例は、当該禁止行為に該当すると考えられます。 |
| | **▼投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限** | |
| 62 | 金商業等府令案第137条第1項第8号では、「運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出」と規定されている。ここでいう「発生し得る危険に対応する額」「合理的な方法」とは、どのような事項を指すのか。 | 例えば、統計的手法を用いることにより、運用財産の運用として行うデリバティブ取引について一定の確率の下で生じうる最大損失額を算出するような方法が考えられます。 |
| 63 | 禁止行為として、「(投資信託(私募に係るものを除く)の)運用財産に関し発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ合理的な方法により算出した額が純資産額を超えることとなる場合において、デリティブ取引を行い、又は継続することを内容とした運用」(金商業等府令案第137条第1項第8号)が規定されているが、これは、現行の投信法施行規則第27条第1項第5号が削除されたことの対応条文との理解でよいか。つまり、実務上の取扱いとしては、「危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額」を、投信協会の「投資信託等の運用に関する規則」第17条(先物取引等の制限等)(いわゆる「評価損50%ルール」)に求めることで問題はないか。又は、別途社内ルール等の整備がミニマム・スタンダードとして求められるのか。 | 金商業等府令第130条第1項第8号の規定は、運用財産の運用として行うデリバティブ取引について、現行投信法施行規則第27条第1項第5号が想定する「評価損」ではなく、例えば統計的手法を用いることにより、将来において一定の確率の下で生じうる最大損失額を算出することにより、適切なリスク管理を行うよう求めるものと考えられます。したがって、ご指摘の「投信協会」の「評価額50%ルール」に求めることは適当でないと考えられます。 |
| 64 | 金商業等府令案第137条第1項第8号に規定する「発生し得る危険に対応する額」とは、デリバティブ取引によって発生した評価損ではなく、新たに発生し得る損失であって、それを金融商品取引業者等が合理的な方法により算出し、監視することを求めているとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 65 | 金商業等府令案第137条第1項第8号の「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額」は、危険に対応する額を確率論的に算出することを求められていると解釈されるが、その場合、額を算出するには、危険に対応する額を算出するために想定する期間を設定する必要がある。その期間を記載すべきである。その期間を任意と | 「危険に対応する額」を算出するために想定すべき期間は、当該運用財産の内容等に応じて区々であると考えられることから、一律に一定期間を定めることは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>なお、ご指摘のように、「危険に対応する額」が恣意的に小さく算出される場合には、当該額は、「合理的な方法により算出した額」に該当しない可能性があるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | すると、短くすれば「危険に対応する額」を任意に小さく設定できてしまい、禁止行為の意味がない。 | |
| | **▼運用権限の再委託の制限** | |
| 66 | 金商業等府令案第137条第1項第10号の「再委託をしないことを確保するための措置」とは、具体的にどのような措置を指すのか。法令又は監督指針で明確にしてほしい。 | ご指摘の「再委託をしないことを確保するための措置」（金商業等府令第130条第1項第10号）については、委託契約等にその旨の定めを置くことや委託先への指導によって行うことも含まれ得ると考えられるほか、委託の態様に応じて様々な方法があり得ることから、これを一律に定めることは必ずしも適当でないと考えられます。<br>どのような方法であれば法令の要件に適合したものとなるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 67 | 金商業等府令案第137条第1項第10号を削除するか、既存の委託契約については適用除外となるように経過措置を設けてほしい。又は、契約書等に明文の条項がなくとも、契約書等の解釈や委託先への説明等により合意・理解されている場合も含まれることを確認したい。 | |
| 68 | 金商業等府令案第137条第1項第10号は、同号に規定する措置が具体的にいかなるものか不明確であるし、不作為を禁止行為とすることは他の禁止行為がすべて作為を対象としていることとの均衡上妥当でない。第138条で、委託契約等に定めるべき事項として、一定の例外を除いて再委託しない旨を規定するべきではないか。 | |
| 69 | 投資運用業務に係る委託された権限の一部の再委託について、①「再委託」については金商法自体では特に規定されておらず、特に禁止もされていないと思われるが、金商業等府令案第137条第1項第10号によれば、投資運用業務に係る「委託」された権限の一部については、「再々委託」をしない措置をとる限り「再委託」してよいとの理解でよいか。②金商業等府令案第137条第1項第10号の反対解釈により、再々委託は禁止されているとの理解でよいか。③金商法第42条の3第3項によれば、忠実義務（第42条）及び禁止行為（第42条の2）の規制が直接的に適用されるのは委託先までであり、再委託先は適用対象に含まれていないとの理解でよいか。 | ①については、委託に係る権限の全部の「再委託」は禁止されている一方、一部の「再委託」は禁止されていないものと考えられます。②については、貴見のとおりと考えられます。③については、金商法第42条及び第42条の2が直接適用されるのは運用権限の「委託先」までですが（同法第42条の3第3項）、金融商品取引業者等及び「委託先」は、権利者に対する忠実義務・善管注意義務（同法第42条）に基づき、「再委託先」の選任・監督について責任を負うものと考えられます。 |
| **No.** | **●投資運用権限の委託〔第42条の3〕** | |
| 1 | 当社が運営するファンドは、運用財産の一部を海外子会社が運営するファンドに投資することとしており、当該ファンドとの出資契約締結を予定しているが、これは投資行為であって運用権限の委託には該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。 |
| 2 | 金商法第42条の3に規定される「運用を行う権限の委託」の「運用」は有価証券の運用を指し、現物不動産は含まれない、との理解でよいか。 | 金商法第42条の3第1項の対象となる「運用を行う権限」は、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資運用に関する権限を意味し、貴見のとおり現物不動産に関する運用権限は含まれないと考えられます。 |
| 3 | 「投資運用業」の構成要素の一部であるファンドの運用報告書の作成や議決権の代理行使の実施等の業務については、金融商品取引業者以外の者への委託が許容されることを確認したい。 | 「権利者のため運用を行う権限の全部又は一部」（金商法第42条の3第1項）に該当しないものについては、金商法施行令第16条の12に規定する者以外の者に委託することも可能であると考えられます。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、運用報告書の作成 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 事務や議決権の代理行使の実施事務等の業務は、基本的には「権利者のため運用を行う権限」に該当せず、金商法施行令第16条の12に規定する者以外の者に委託することも妨げられないものと考えられます。<br>なお、運用報告書の作成・交付は、「金融商品取引業者等」の義務とされていることに留意が必要と考えられます（金商法第42条の7）。 |
| 4 | 議決権行使指図は「権利者のため運用を行う権限」（金商法第42条の3第1項）に含まれ、その委託先は金商法施行令案第16条の12に定める者に限られるとの理解でよいか。 | 議決権行使指図そのものについては、権利者に対する受託者責任を果たすものとして、実質的に「権利者のため運用を行う権限」（金商法第42条の3第1項）と一体的に捉えることが適当であると考えられることから、貴見のとおり、「権利者のため運用を行う権限」に含まれ、その委託先は金商法施行令第16条の12に定める者に限られるものと考えられます。 |
| 5 | 金商法施行令案第16条の12第2号かっこ書の解釈について、「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」であるものの、投資運用業以外の金商法第29条の登録を受けた者である場合には、運用権限を委託することができないことになるのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 6 | 金商法第42条の3の運用権限の委託の規定において、運用を再委託する場合には、金商業等府令案第138条に定める事項を運用委託契約に定めることを要することとされている。<br>金商業等府令案第138条第3号の反対解釈から、投資運用業を行う金融商品取引業者が受け取る報酬から「（当該再）委託に係る報酬」が支払われる場合においては、再委託にかかる報酬を顧客との運用委託契約に記載する必要はないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 7 | 国内の投資家による出資の割合が一定以上の外国ファンドについて自己運用規制を及ぼすのだとしても、当該外国籍ファンドは、外国法に基づくものである以上、当該外国ファンドの運用者が運用を委託できる者は、金融商品取引業者か金商法第61条の外国業者の特例が適用される者に限られるということはないということを確認したい（金商法第42条の3、金商法施行令案第16条の12関連）。 | ファンドの運用者が金融商品取引業者等（投資運用業）である場合には、その運用するファンドが国内ファンドであるか海外ファンドであるかを問わず、等しく金商法の規制が及ぶため、海外ファンドの運用者が運用権限を委託できる者は、金商法施行令第16条の12に規定する者に限定されます（金商法第42条の3第1項）。<br>一方、①適格機関投資家等特例業務に係る自己運用（金商法第63条第1項第2号）を行う海外ファンドの運用者や、②国内投資家が10人未満の適格機関投資家であるなど一定の要件を満たす海外ファンド（定義府令第16条第1項第13号）の運用者は、金融商品取引業等（投資運用業）の登録義務が免除されており、金融商品取引業者等ではないファンドの運用者には金商法第42条の3の規制は適用されないことから、当該ファンドの運用者は金融商品取引業者等でない非居住者に対しても運用を委託することができるものと考えられます。 |

| No. | ●投資運用業に関する分別管理〔第42条の4〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 投資信託・年金特定信託・特定金銭信託の運用のように、信託銀行が有価証券等を管理するものであれば、金商業等府令案第139条第2項各号に該当するとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではなく、また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、信託銀行に有価証券等を管理させる方法は、基本的に、金商業等府令第132条第2項第4号に規定する管理方法に該当するものと考えられます。<br>なお、金商法第42条の4の規定は、いわゆる集団投資スキームの「自己運用」(同法第2条第8項第15号)を行う者を対象とするものであり、例えば、投資信託財産の運用を行う者は対象とはなりません。また、集団投資スキーム財産を投資信託受益証券や信託受益権への投資として運用する場合は、当該集団投資スキームの運営者は、運用財産である当該受益証券や受益権について分別管理義務を負うこととなる点に、留意が必要と考えられます。 |
| 2 | 金商業等府令案第139条第2項第5号イには、信託契約書や匿名組合契約書(譲渡契約を含む)などが含まれるとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案第139条第2項第5号イの「当該有価証券等に係る権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類」とは、何を意味するのか明らかにしてほしい。<br>例えば、①信託受益権証書や②権利に係る契約書がこれに該当するか否かについて、教えてほしい。また、当該権利に係る契約書において、権利行使に関し上記①及び②のいずれも要しない旨が記載されている場合はどうか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の信託受益権証書や各種権利に係る契約書は、基本的に、金商業等府令第132条第2項第5号イの「書類」に該当するものと考えられます。<br>ただし、権利行使の際に当該証書・契約書等を要しないこととされている場合は、これらの証書・契約書等自体は同号イの「書類」には該当せず、代わりに、当該権利を第三者(例えば、信託の受託者や集団投資スキームの運営者等)により管理させるとともに、当該管理の状況を自己の帳簿により直ちに把握できるようにしておくことが必要になると考えられます(同号ロ)。 |
| No. | ●投資運用業を行う者の金銭等の預託の受入れ等の禁止〔第42条の5〕 | |
| 1 | 不動産の流動化案件におけるアセットマネージャーが行う単なる通帳の管理などは、金商法第42条の5の「預託」ではないことを明確にしてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「通帳の管理」は、実質的に「金銭…の預託」を受けていることと同視しうるものとして、金商法第42条の5の禁止規定に抵触する可能性があるものと考えられます。 |
| No. | ●投資運用業を行う者の金銭等の貸付けの禁止〔第42条の6〕 | |
| 1 | 金融商品取引業者は、その行う投資運用業に関して、顧客に対して金銭等を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭等の貸付けの媒介・取次ぎ・代理をすることが原則として禁止されているが、他の金融商品取引業者が金商法第35条第1項に規定する業務として行う顧客への金銭等の貸付けの媒介等は例外とされている。更に、信託業務を営む金融機関である登録金融機関については、その行う他の金融機関から顧客への金銭等の貸付けの媒介等についても許容されている。後者を踏まえれば、前者についても、金融商品取引 | 投資一任契約に関する業務に関して、顧客に金銭・有価証券の貸付け又はその媒介等を行う行為は、当該顧客の過剰投資につながるおそれもあることから原則として禁止されているものであり(金商法第42条の6)、その例外として認められる場合を拡大することは適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 業者が貸付けの媒介等を行う場合の貸主は、「他の金融商品取引業者」に限定する必要はないのではないか。 | |
| 2 | 金商法第42条の6の例外（同条ただし書）として金融商品取引業者が貸付けの媒介等を行う場合の貸主は、「他の金融商品取引業者」等に限定する必要はないのではないか。 | |
| 3 | ファンドに対する融資を当該ファンドの運用業者が仲介することについて、禁止されないこととしてほしい。 | 投資運用業を行う金融商品取引業者等の金銭等の貸付け及びその媒介等の禁止規定（金商法第42条の6）は、投資運用業のうち投資一任契約及び登録投資法人との資産運用委託契約を締結して行うもの（同法第2条第8項第12号に掲げる行為を行う業務）に関して行われる場合を対象としており（同法第42条の5参照）、いわゆる投資ファンドの自己運用業務（同法第2条第8項第15号）は対象とされておりません。<br>一方、金融商品取引業者等が（ファンド運営者等を相手方として）投資一任契約を締結し、これに基づき投資運用を行う場合には、金商法第42条の6の禁止規定の対象となり得ますが、当該投資一任契約の相手方が特定投資家である場合は、当該禁止規定は適用除外されています（同法第45条第4号）。 |
| 4 | 投資運用業を行う業者が、融資のアレンジ（ファンドとレンダー間の媒介業務）をすることは、金商法第42条の6に抵触しないことを確認してほしい。 | |
| 5 | 「不動産関連特定投資運用業」の場合についても、資産取得のための借入れについて代理・媒介することも認めてよいのではないか。 | |
| 6 | 金商法第42条の6に基づく投資運用業に関する金銭・有価証券の貸付け等の禁止規定の適用除外として、資産運用会社が投資法人のために金銭・有価証券の貸付けの媒介・代理を行う場合に限らず、不動産ファイナンスないしファンド案件において、投資運用業に従事するアセットマネージャーが、SPCに対して貸付けを行う金融機関等との間で当該SPCのために契約交渉等を行う場合も認めてほしい。この点は、投資助言業に従事するアセットマネージャーとの関係においても、同様である。 | 投資法人は適格機関投資家として特定投資家に該当し、適切なリスク管理が可能と考えられることから、金商法第42条の6による禁止規定の適用除外とされているものです（金商法施行令第16条の13第5号、金商業等府令第133条）。<br>一方、ご指摘の不動産ファイナンス・不動産ファンド案件において、投資一任業務又は投資助言業務に従事するアセットマネージャーがSPCによる借入れの契約交渉を行う場合は、金商法第42条の6（又は第41条の5）の禁止規定の対象となり得るものであり、これを一律に適用除外することは投資者保護の観点から適当でないと考えられますが、当該SPCが特定投資家に該当する場合は、当該禁止規定は適用除外されています（同法第45条第4号（又は第3号））。 |
| 7 | 顧客が特別目的会社である場合であって、特別目的会社が発行するすべての有価証券の所有者の承諾を得た場合、又は特別目的会社が発行するすべての有価証券の所有者が当該有価証券に係る出資に加えて当該貸付債務を負担するおそれがない場合を、金商法施行令案第16条の13に定める適用除外事由に加えてほしい。 | 金商法第42条の6は、顧客に金銭・有価証券の貸付け又はその媒介等を行う行為は、当該顧客の過剰投資につながるおそれもあることから、当該顧客の承諾の有無等にかかわらず一律に適用される禁止規定であり、ご指摘の適用除外規定を設けることは適当でないと考えられます。<br>なお、投資一任契約の相手方が特定投資家である場合には、当該禁止規定は適用除外されています（金商法第45条第4号）。 |
| 8 | 金商法施行令案第16条の13において、投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付等の禁止の適用除外が定められており、同条第2号で「法第35条第1項に規定する業務として」行う顧客への金銭又は有価証券の貸付及びその媒介・代理が適用除外されている。これは、投資運用業を営む金融商品取引業者が有価証券の空売りを行 | 空売りに伴い行う有価証券の貸借又はその代理・媒介は、金商法第35条第1項第1号に規定する「有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理」に該当するものであり、当該業者が第一種金融商品取引業を行っている場合であれば、金商法施行令第16条の13第2号イに定める適用除外要件に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | う場合において、それに付随して行う有価証券の借入れ又はその媒介・代理を含むと解してよいか。 | |
| 9 | 投資運用業者が信用取引によらない空売りを行うことは、金商法第42条の6に抵触するか。なお、投資信託委託業においては、特に禁止されていないことから一般的に行われている。 | 金融商品取引業者等がその行う投資運用業（投資一任業務及び登録投資法人との資産運用委託契約）に関して信用取引（いわゆる制度信用及び一般信用の両方が含まれます。）に付随して顧客に対して有価証券を貸し付けて空売りを行うことは可能ですが、信用取引に付随しない有価証券の貸付け、また信用取引に付随しても第三者による有価証券の貸付けにつき媒介・取次ぎ・代理を行うことはできないものと考えられます（金商法第42条の6）。なお、投資信託委託業については、同条の適用対象とされていません。 |
| **No.** | **●運用報告書の交付義務〔第42条の7〕** | |
| | **▼運用報告書の記載事項** | |
| 1 | 運用報告書の記載事項として規定されている「取引の方法」（金商業等府令案第141条第1項第3号ロ）につき、金商業等府令案第165条第1項第3号と平仄を合わせ、「取引の種類」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、「取引の方法」を「取引の種類」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第134条第1項第3号ロ）。 |
| 2 | 金商業等府令案第141条第1項第3号ハの有価証券の売買その他の取引について、「売買の別」も記載事項とすべきではないか。 | ご意見を踏まえ、運用として行った有価証券取引等の「売付け等又は買付け等の別」を運用報告書の記載事項に追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第134条第1項第3号ハ(1)）。 |
| 3 | 金商業等府令案第141条第1項第4号の「報酬の額」について、投資一任契約に係る業務においては発生主義での対応が困難であるため、現行投資顧問業法施行規則第31条第3号と同様、「報酬を得た場合は、当該報酬の額」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、運用報告書には「対象期間において支払を受けた・・・運用に係る報酬の額」を記載することとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第134条第1項第4号）。 |
| 4 | 金商業等府令案第141条第1項第4号及び第5号において、運用報酬とその他の業務に関する手数料等が別建てで規定されており、不明確になっているため、現行投資顧問業法施行規則と同様の規定としてほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第134条第1項第4号・第5号）は、現行の投資顧問業法施行規則第31条第3号・第4号の例にならい、「運用報酬」と「その他業務に関する手数料等」とを別建てで規定しているものです。 |
| 5 | 投信の取引については「取次ぎ」という概念はないことから、運用報告書の記載事項についての規定（金商業等府令案第141条第1項第5号）にある「運用財産に係る取引の取次ぎを行った場合」には該当しないのか。 | ご意見を踏まえ、例えば、当該業者による投資信託受益証券の募集・私募の取扱い等に係る手数料等も運用報告書の記載事項に含まれるようにするため、手数料等を表示すべき行為を「運用財産に係る取引について第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務に該当する行為」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第134条第1項第5号）。 |
| 6 | 「運用報告書」の記載事項とされている「その内容ごとの手数料、報酬」（金商業等府令案第141条第1項第5号）は、どのようなものを想定しているのか。仮に、「その内容ごとの手数料」として現物株式の手数料と株式先物・オプション取引の手数料を区別する必要があるならば、「投資一任業者が投資一任業務に係る業務以外の業務を行う場合（いわゆるラップ業者）」においては、現物株式の手数料と株式先物・オプション取引の区別をす | いわゆるラップ口座サービス等を提供する業者は、運用財産の運用を行うことにより顧客から報酬を受けるほか、第一種金融商品取引業等として当該運用財産に係る取引の取次ぎ等を行うことにより手数料等を受けることが想定されることから、それらの情報のそれぞれを顧客に提供することが必要と考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、後者の手数料等についても、個別取引ごとの手数料等を記載する必要 |

| | | |
|---|---|---|
| | ることは困難であると考えられる。また、投資一任に係る業務に対する報酬額を契約資産額に応じて1年分などを先に徴収する場合においても、その内容ごとの手数料を区別することは困難であると考えられる。このため、取引の都度、手数料を徴収しないラップ口座においては、同項第4号に規定する「運用財産の運用に係る報酬の額」の記載によって代用することはできるか。 | はない旨を明確にするよう、運用財産に係る取引の取次ぎ等を行った場合の記載事項(金商業等府令第134条第1項第5号)を、「その内容ごとの手数料(等)の額」から単に「手数料(等)の額」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 7 | 金商業等府令案第141条第1項第6号ロにおける「他の運用財産」には、第136条に規定される運用財産相互間取引禁止の適用除外取引を行う場合は含まれないことを確認したい。また、具体的に何を想定しているか明らかにしてほしい。 | 金商業等府令第134条第1項第6号ロにおいて運用報告書の記載事項とされている「他の運用財産」との間の取引としては、同府令第129条第1項各号において例外的に認められている運用財産相互間取引が該当するものと考えられます。 |
| 8 | 金商業等府令案第141条第1項第9号の「内部管理に関する業務の執行状況」について、必ず記載しなければならない事項を明示してほしい。また、同号に掲げる事項に関する報告とその他の内容に関する報告の時期をずらす等の対応が可能であるか確認したい。 | ご意見を踏まえ、「内部管理に関する業務の執行状況」を運用報告書の記載事項から削除するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第134条第1項参照)。<br>なお、運用報告書に記載すべき事項の一部を記載せず、当該事項を記載した書面を別の機会に交付することや当該事項について「説明書類」(金商法第46条の4等)を参照するよう記載することは、認められないものと考えられます。 |
| 9 | 金商業等府令案第141条第1項第9号の記載方法については、金商法第46条の4に定める「説明書類」の該当箇所を参照のこととのみ記載することは可能か。 | 運用報告書に記載すべき事項の一部を記載せず、当該事項について「説明書類」(金商法第46条の4等)を参照するよう記載することは、認められないものと考えられます。 |
| | **▼運用報告書の作成・交付方法** | |
| 10 | 複数の投資運用業者により一の出資対象事業を行っている場合、運用報告書の交付を連名で行うことは可能か。 | 複数の業者が同一の運用財産の運用を行う場合には、運用報告書を連名で作成・交付することも可能と考えられます。 |
| 11 | 金商業等府令案第141条第3項では、「運用報告書は、対象期間経過後遅滞なく作成し、知れている権利者に交付しなければならない」と規定されているが、郵送にて交付の場合、発信主義、到達主義のどちらの基準が想定されているのか。なお、到達主義の場合、到達の確認義務はあるのか。また、到達の確認義務がある場合は、何を持って到達したと判断されるのか。 | 法令上、知れている権利者への運用報告書の交付方法には特段の定めはなく、郵送によって行うことも認められるものと考えられますが、その場合には、ご指摘の「到達主義」の考え方の下、当該運用報告書が知れている権利者に到達するように送付することが必要と考えられます。<br>なお、法令上、郵送によって交付する場合における到達の確認義務は規定されていませんが、確実に到達するように送付することが必要と考えられます。 |
| 12 | 投資運用業者(A)が、主として投資信託に対する運用を行う内容の投資一任契約を顧客と締結している場合であって、その運用として他の金融商品取引業者等(B)が販売する投資信託に運用を行う場合には、(A)は(B)から契約締結時書面(取引報告書)や目論見書の交付を受ける場合があるが、(A)は当該投資一任契約の顧客にその契約締結時書面(取引報告書)や目論見書そのものを顧客に交付する義務はなく、投資運用業者として金商法第42条の7の運用報告書の交付義務等を果たせばよいとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、法令上、(A)は、(B)から交付を受けた取引報告書や目論見書そのものを顧客(投資一任契約の相手方)に交付する義務を負わず、投資運用業を行う金融商品取引業者等として、金商法第42条の7の運用報告書をその顧客に対して交付する義務を負うものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼運用報告書の交付が不要な場合** | |
| 13 | 金商業等府令案第141条第4項第2号に規定する「他の法令」とは、具体的にどのような法令を想定しているのか明らかにしてほしい。例えば、信託銀行が作成し、委託者に交付する信託財産の管理に係る報告書等が該当するとの理解でよいか。 | ご指摘の信託財産状況報告書(信託業法第27条)は、6ヶ月に一回以上交付され、運用報告書に記載すべき事項がすべて記載されているものであれば、金商業等府令第134条第4項第2号に規定する書面に該当し得るものと考えられます。 |
| 14 | 運用報告書の交付を要しない場合として、金商業等府令案第117条第1項第5号(顧客が適格機関投資家に相当する外国法人等である場合における適用除外)と同様の場合を規定してほしい。 | ご意見も踏まえ、外国法人はすべて「一般投資家に移行可能な特定投資家」(金商法第2条第31項第4号)に位置づけるよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。<br>これにより、当該外国法人が一般投資家に移行する場合を除き、当該外国法人に対する運用報告書の交付義務は適用除外されることとなります(金商法第45条第4号)。この場合、顧客からの運用報告書に記載すべき事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている必要があることに留意が必要と考えられます(金商業等府令第156条第4号)。 |
| **No.** | **●信託業法の適用除外〔第42条の8〕** | |
| 1 | AMが信託業法上の指図権者である場合において、当該AMが受益者に代わって、信託受益権の原資産である不動産の保守管理等の業務に関する指図を行う場合がある。<br>金商法第42条の8では「信託業法の適用除外」が規定されているが、これは金融商品に関する投資判断について信託業法の規定を適用除外するものであり、信託受益権の原資産である不動産に係る当該業務に関する指図までを除外するものではないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、信託受益権の原資産である不動産の保守管理等の業務に関する指図は、基本的には金融商品取引業に該当しないものと考えられます(金商法第35条第2項第7号、金商業等府令第68条第14号)。 |
| 2 | SPCが、信託受益権の原資産である不動産の保守管理等の業務を(AM以外の)第三者に直接委託する一方、投資運用業者であるAMに、当該原資産である不動産の保守管理等の業務に関する指図権の委託することがある。この場合、AMがSPCに代わって、当該第三者の業務判断にかかる指図を行うこととなる。<br>金商法第42条の8では「信託業法の適用除外」が規定されているが、同条は金融商品に関する投資判断について信託業法の規定を適用除外するものであり、信託受益権の原資産である不動産に係る当該業務に関する指図までを除外するものではないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、信託受益権の原資産である不動産の保守管理等の業務に関する指図は、基本的には金融商品取引業に該当しないものと考えられます(金商法第35条第2項第7号、金商業等府令第68条第14号)。 |
| **No.** | **●有価証券等管理業務を行う者の善管注意義務〔第43条〕** | |
| 1 | 有価証券等管理業務にかかる善管注意義務の内容は、顧客の属性、取引内容の理解能力、取引の形態等に応じて、一律ではなく異なるものであり、その判断にあたっては、当該状況に応じた取引慣行が考慮されると理解してよいか。<br>例えば、有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者が、有価証券の預託に関して、プロフェッショナルである顧客から一部の有価証券につい | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の善管注意義務(金商法第43条)は、必ずしもすべての顧客について一律の取扱いを求めるものではなく、ご指摘のように顧客の属性や取引慣行等も考慮し善管注意義務を尽くすことも、妨げられるものではないと考えられます。<br>なお、民事上の損害賠償責任の範囲を限定す |

| | | |
|---|---|---|
| | ては更に特定のサブ・カストディアンに預託するよう指示を受けた場合、当該金融商品取引業者は、当該サブ・カストディアンの選任・監督についても原則として善管注意義務を負うこととなろうが、このような場合は、当該顧客、金融商品取引業者及びサブ・カストディアンの三者間で、サブ・カストディアンの選任・監督については金融商品取引業者は一切の義務を負わない旨を合意するのが実務である。一方で、顧客より、保管の形態をより厳重なものとするよう、義務を加重する形で依頼を受けることもある。<br>こうした実務は、有価証券等管理業務に係る善管注意義務を全体として軽減・加重するものではなく、あくまでも業務内容の一部について、プロフェッショナルの顧客には一般の顧客とは異なる程度の義務を課すことを相当とするような取引慣行によるものであり、善管注意義務規定に反するものではないと理解することでよいか。なお、業者に課される業法上の義務があったとしても、顧客との契約において義務違反による損害が発生した場合の賠償義務の範囲を限定することは、契約自由の原則により許されるという理解でよいか。 | る合意の有効性は、あくまでも私法上の問題であり、金商法が規律するものではないと考えられます。<br>一方、私法上の合意によって金商法上の善管注意義務を免除軽減することはできず、金商法上は金融商品取引業者等は有価証券等管理業務について「サブ・カストディアン」の選任・監督についても善管注意義務を負うことになるものと考えられますが、当該善管注意義務を尽くしたかどうかの判断に当たっては、当該私法上の合意も勘案されることになるものと考えられます。 |
| 2 | 有価証券等管理業務を行う登録金融機関が留意すべき規定は、(1)金商法第3章第2節第1款(空振りとなる第35条等は除く。)及び同節第4款、(2)同法第3章第2節第4款のみのどちらか。 | 金商法第3章第2節第1款の規定中、「金融商品取引業者等」(金融商品取引業者又は登録金融機関)を対象とする規定は、有価証券等管理業務を行う登録金融機関に対しても当然に適用されるものと考えられます。 |
| **No.** | **●有価証券等管理業務を行う者の分別管理〔第43条の2〕** | |
| 1 | 現行の分別保管に関する規制では、「直接預託」については対象外と認識しているが、金商法においても「直接預託」は対象外との理解でよいか確認したい。 | 個別の実態にもよりますが、顧客の証拠金等が金融商品取引業者等を通じて金融商品取引所に預託される場合には、当該証拠金等は、当該金融商品取引業者等が分別管理すべき対象となるものと考えられます。 |
| 2 | 金商業等府令案第143条第1項に規定する有価証券に「社債等振替法に基づき振替機関で口座管理する顧客の有価証券」は包含されないとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第2条第8項第17号の行為を行う金融商品取引業者等が顧客の有価証券を口座管理する場合も分別管理義務(同法第43条の2)の対象となり、金商業等府令第136条第1項第5号の方法により当該有価証券を分別管理する必要があると考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案第143条第1項第4号では、第三者をして保管させる方法として「自己のための口座と区分する方法その他の方法により」と規定されているが、現行規制(分別保管府令第2条第1項第4号)では「自己の取引のための口座と区分する等の方法により」となっている。これらにおける「その他の方法」と「等」の解釈は変わらないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 4 | 金商業等府令案第147条の主体は、「金融商品取引業者」ではなく「金融商品取引業者等」と規定しなくてよいか。現行の分別保管府令第4条第7項(金商業等府令案第147条第2項の規定に相当)は、金融機関証券業務府令第28条において | 金商業等府令第140条第1項については、登録金融機関が信用取引を行うことは想定されない(金商法第156条の24第1項参照)ため、ご指摘のような修正を行う必要はないと考えられます。<br>金商業等府令第140条第2項については、ご |

| | | |
|---|---|---|
| | 登録金融機関について準用されているようだが、金商業等府令案第147条第2項では、当該規定が登録金融機関について適用されないことにならないか。 | 意見を踏まえ、登録金融機関についても主体に含むものとするよう、規定を修正いたします。 |
| 5 | 金商業等府令案第148条では、顧客分別金信託の要件につき記載されているが、金融機関を対象とした公共債の窓販で募集等受入金を事前に受け入れる場合も該当するか。 | 金融機関がその行う公共債の募集の取扱いに関して金銭の預託を受ける場合には、顧客分別金信託の方法による分別管理義務の対象になるものと考えられます。<br>なお、募集等受入金については、その払込日に顧客分別金信託契約を解約又は一部解約できることとされており(金商業等府令第141条第1項第9号ロ)、当該解約により払い戻された金額を払込みに充てることが可能です。<br>また、差替計算基準日から信託を行う差替日までの間に払込日が到来して実際に払込みが行われた募集等受入金については、差替日においてこれに相当する金額を信託しないとの取扱いが明確に可能となるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第141条第2項)。 |
| 6 | 銀行が有価証券等管理業務を行う場合に、顧客の金銭を管理する際には、顧客分別金信託分別金として信託銀行に預けずに、銀行の顧客の預金口座の管理でよいか。 | 銀行が有価証券等管理業務として金銭を管理する場合には、顧客分別金信託の方法による分別管理義務の対象になるものと考えられます。<br>一方、銀行がその本来業務として金銭を預金として受け入れている場合には、顧客分別金信託の方法による分別管理義務の対象にならないものと考えられます(監督指針Ⅷ－2－6(1))。 |
| 7 | 金商業等府令案第148条第1項第2号の「受益者代理人」の役割・職責は、現行の分別保管府令第5条第1項第2号の「信託管理人」と同一との理解でよいか。その場合、名称が変わったのはなぜか。 | ご指摘の「受益者代理人」は、受益者のために受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するという点において、現行の「信託管理人」と基本的に同様の役割・職責を負うものと考えられます。<br>なお、信託法(平成18年法律第108号)の施行後においては、「信託管理人」の選任が認められるのは「受益者が現に存しない場合」のみとされる(同法第123条第1項)ことから、これに伴い、現行の「信託管理人」との用語を「受益者代理人」に改める規定の整備を行うこととしているものです(金商業等府令第141条第1項第2号)。 |
| | **▼分別管理監査** | |
| 8 | 登録金融機関が作成・保存すべき帳簿書類として「分別管理監査の結果に関する記録」(金商業等府令案第164条第1項第12号)が掲げられているが(同府令案第191条第1項第2号)、すべての登録金融機関は、毎年1回以上、監査法人等の分別管理監査を受ける必要があるのか。 | 金商法では、「金融商品取引業者」に対して「分別管理監査」を受けるよう義務づけていますが(同法第43条の2第3項)、登録金融機関にはそのような義務はありません。<br>なお、ご意見を踏まえ、登録金融機関が作成・保存すべき帳簿書類(金商業等府令第184条第1項第2号)から「分別管理監査の結果に関する記録」(金商業等府令第157条第1項第12号)を除くよう、規定を修正いたします。 |
| **No.** | **●デリバティブ取引等に関する区分管理〔第43条の3〕** | |
| 1 | 金商法第43条の3の規定には「(金商法)第119条の規定により顧客から預託を受けた金銭又は有価証券」とあるが、金商法第119条は取引所における市場デリバティブ取引に関する規定である | 金商法第43条の3の規定は「デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。)」に関して顧客から預託を受けた保証金等についての区分管理義務を定めるもので |

| | | |
|---|---|---|
| | ため、当該規定に基づく金商業等府令案第150条の規定も市場デリバティブ取引に係るものであるはずであり、店頭デリバティブ取引に係る条項は不要ではないか。 | あり、また、ご指摘の「(金商法)第119条の規定により顧客から預託を受けた金銭又は有価証券」は当該区分管理の対象となる保証金等の例示であることから、店頭デリバティブ取引等に関するものも当該区分管理義務の対象となると考えられます。 |
| 2 | デリバティブ取引について、ISDA Credit Support Annex (CSA)においては、取引の時価状況等により、消費貸借契約に基づき担保の授受を行っているが、当該担保について分別管理の対象外となることを確認したい。 | 有価証券関連デリバティブ取引に関し金融商品取引業者等が預託を受けた有価証券等については、契約により当該金融商品取引業者等が消費できる一定のものについては、分別管理義務の対象から除外されます(金商法第43条の2第1項第2号)。<br>また、ご意見を踏まえ、金商法の施行に伴い新たに規制対象となる店頭デリバティブ取引に関して授受される担保についても、同様に、契約により金融商品取引業者等が消費できる一定のものは分別管理義務の対象から除外するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第143条第3項、第144条第3項、第145条第2項)。 |
| 3 | ISDAのCSA契約等の消費貸借型の契約の対象有価証券が金商法第43条の3第1項でいう「保証金又は有価証券」に該当せず、当該契約に基づく担保の受渡が金商法上の分別管理義務に抵触しないことを確認したい。<br>金商業等府令案第150条第1項第4号では、店頭デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理を行った場合における「媒介等相手方への預託」が規定されており、同項第3号にも、店頭デリバティブ取引において、他業者へカバー取引を行ったときの相手方への預託について規定されている。もし、消費貸借型のCSA契約等が分別管理義務の対象となった場合、店頭デリバティブ取引につき、その種類と取引相手に応じて担保の取扱いが異なることとなり、実務上、仕組みの構築及び担保に係る契約書の変更手続きを伴い、業者ばかりか投資家も煩雑となる。 | ご指摘の場合のように、顧客が行うデリバティブ取引に関し、顧客の信用補完のために消費貸借契約に基づき顧客から預託を受ける担保金についても、金商法第43条の3第1項の「顧客から預託を受けた・・・保証金又は有価証券」に該当するものと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、金商法の施行に伴い新たに規制対象となる店頭デリバティブ取引に関して授受される担保であって、契約により金融商品取引業者等が消費できる一定のものは、分別管理義務の対象から除外するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第143条第3項、第144条第3項、第145条第2項)。 |
| 4 | 海外業者が海外顧客から取引証拠金又は委託証拠金として金銭の預託を受けた場合は、金商業等府令案第150条の適用はなく、当該金融商品取引業者が預金又は貯金を行う場合、その預金先・貯金先は必ずしも日本国内の金融機関である必要はないとの理解でよいか。 | 海外業者が海外顧客から証拠金の預託を受ける行為は、基本的に金融商品取引業(有価証券等管理業務)に係る規制の対象とはならないものと考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>当該行為が金融商品取引業と位置づけられる場合には、当該「海外業者」は「第一種金融商品取引業」を行うものとして金商法上の登録を受ける必要があり、登録要件として国内に営業所・事務所の設置等が義務づけられる(金商法第29条の4第1項第5号イ)ほか、ご指摘の金商業等府令第143条の規制も適用されることとなると考えられます。 |
| 5 | 金商業等府令案第150条第1項各号に金銭の区分管理の方法が示されているが、業者が銀行等に預託している証拠金に金利がついた場合に、証拠金を業者に預託している顧客に対して当 | 金商法では、預託を受けた金銭の分別管理の結果として生じる果実の帰属について、特に定めをおいておりません。<br>なお、ご指摘のような金利の支払いが法令に適 |

| | | |
|---|---|---|
| | 該金利を支払うことは問題ないか。 | 合したものと言えるかどうかは、「証拠金」等の預託をした顧客の有する権利について「集団投資スキーム持分」（金商法第2条第2項第5号）に該当する可能性があること等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 6 | 金商業等府令案第150条第1項第2号に信託業法第3条の免許を有する信託会社への金銭信託が掲げられていないのはなぜか。 | 当該規定は、現行の金先法施行規則第29条の6第1項第2号と同様の内容を定めたものですが、ご意見を踏まえ、信託会社との信託契約であって一定の要件を満たすものについても区分管理の方法として認めるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第143条第1項第2号）。 |
| **No.** | **●顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限〔第43条の4〕** | |
| 1 | レバレッジローンを活用する企業買収投資においては、ローンの提供者（銀行）より、投資先会社の発行する株券を担保として提供することを求められることが多いため、当社が運営するファンドでは、組合契約上「無限責任組合員が本組合のために必要と判断する場合には、本組合が保有する投資証券等を、担保に提供することができる」と規定している。<br>金商法第43条の4は、顧客の有価証券を担保に供する場合に顧客の同意を得ることを義務づけているが、第4款「有価証券等管理業務に関する特則」における条項として定められているため、ファンドで保有する有価証券の担保提供については、金商法第43条の4及び金商業等府令案第153条に従って都度顧客から書面による同意を得ることは不要と考えるがどうか。 | 金融商品取引業者等が運営するファンドにおいて、当該ファンドの財産として保有する有価証券は、金商法第43条の4第1項の「顧客の計算において自己が占有する有価証券又は顧客から預託を受けた有価証券」に該当しないことから、貴見のとおり、当該規定による規制の対象とならないものと考えられます。<br>なお、金融商品取引業者等は、集団投資スキーム財産の「自己運用」（同法第2条第8項第15号）に係る運用財産に関して、同法第42条の4の規定に基づき分別管理する義務を負う点について、留意が必要と考えられます。 |
| **No.** | **●2以上の種別の業務を行う場合の禁止行為〔第44条〕** | |
| 1 | 金商法施行後は1つの法人が2以上の種別の業務を行うことが想定されるが、金商法で定める禁止事項の抵触防止のために必須な場合を除き、第一種金融商品取引業、投資運用業、第二種金融商品取引業又はその他の金融商品取引業を行う同一法人内のビジネスユニットの間でのファイアーウォールが義務づけられることはないとの理解でよいか。 | 2以上の種別の業務を行う業者は、ご指摘のように、弊害防止措置に関する規定（金商法第44条）等に抵触しないように業務を運営することが求められますが、法令上、「業務の種別」ごとに担当部署を分け、部署間での情報共有を遮断することまでは求められておりません。 |
| 2 | 金融商品取引業について、投資運用業とともに第二種金融商品取引業・投資助言業の登録を行う場合、法令上は業ごとに部署・担当者までは分けることを求めていないとの理解でよいか。 | |
| 3 | 金商法第44条第1号は、同種の「有価証券」が市場に存在することを前提としており、例えば個性の強い不動産信託受益権について取引を行う場合は、第41条の2第1号や第42条の2第2号が適用される代わりに、本号の適用がないことを明確にしてほしい。 | 特段の定めがない限り、金商法第44条第1号や金商業等府令第147条各号等の規定において「有価証券」とあるのは、ご指摘の「個性の強い不動産信託受益権」を含め、有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号の権利も含まれます。 |
| 4 | 金商業等府令案第154条は、同種の「有価証券」が市場に存在することを前提としており、個別性の強い不動産信託受益権など、有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号の権利について取引を行う場合については適用がないことを明確 | |

| | | |
|---|---|---|
| | にしてほしい。 | |
| 5 | 「投資助言・代理業」と「第二種金融商品取引業」の登録を行っているAMが 投資顧問契約をしているSPCに対して不動産信託受益権の取得・売却の助言を行うとともに、売主・買主を探索・勧誘することが、一般的に行われている。こうした行為は、文言上、金商業等府令案第154条第1号の禁止行為に抵触すると読めなくもないことから、修正してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第147条第1号の禁止規定について、投資助言業務の顧客が行った取引又は運用財産の運用として行った取引を結了させ、又は反対売買を行わせるための取引である旨を説明して勧誘している場合は、当該禁止の対象としないよう、規定を修正いたします（金商業等府令第147条第1号）。 |
| 6 | 金商業等府令案第154条第1号の「取引等を結了させ」は、取引を成立させるという意味か。そうでない場合、その意味を具体的に示してほしい。 | ある取引を「結了させ」るために行う取引とは、例えば、既に成立している先物取引の決済に必要な有価証券を調達するために行う取引等が該当するものと考えられます（金商業等府令第147条第1号）。 |
| 7 | 金商業等府令案第154条第2号では、「投資助言業務又は投資運用業に関して、非公開情報（有価証券の発行者又は投資助言業務及び投資運用業以外の業務に係る顧客に関するものに限る。）に基づいて、顧客の利益を図ることを目的とした助言を行い、又は権利者の利益を図ることを目的とした運用を行うこと」が禁止行為とされている。当社は、投資対象とする未上場企業の事業等に関する情報を、顧客サービスの一貫としてファンド出資者等に無償で提供することがあるが、こうした情報は「非公開情報」には該当せず、本規定は適用されないと考えるが、どうか。 | 金商業等府令第147条第2号において利用が制限されている「非公開情報」は、「有価証券の発行者又は投資助言業務及び投資運用業以外の業務に係る顧客に関する」に限定されており、ご指摘の「投資対象とする未上場企業の事業等に関する情報」が、「発行者に関する」「非公開情報」に該当しない場合には、必ずしも同号の禁止行為に該当しないものと考えられます。<br>なお、当該「非公開情報」に係る発行者・顧客の同意を得て行う助言又は運用については、金商業等府令第147条第2号の禁止行為に該当しないこととなるよう、同号の規定を修正いたします。 |
| 8 | 第二種金融商品取引業者として不動産信託受益権のオリジネーターから売却の媒介の依頼を受けたAMが、当該不動産信託受益権を自己が助言又は運用するファンドに取得させる場合は、不動産信託受益権の売却に係る情報及び原資産である不動産にかかる情報は、買主となり得る者に伝達されることが予定されているものであることから、金商業等府令案第154条第2号の「非公開情報」には該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘のような情報も「非公開情報」に該当し得るものと考えられますが、ご意見を踏まえ、当該「非公開情報」に係る発行者・顧客の同意を得て行う助言又は運用については、金商業等府令第147条第2号の禁止行為に該当しないこととなるよう、同号の規定を修正いたします。 |
| **No.** | **●その他業務に係る禁止行為（弊害防止措置）〔第44条の2〕** | |
| 1 | 金商法第2条第2項第5号のような流動性に乏しい「みなし有価証券」（航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等）に関しては、金商法第44条の2から第44条の4までの適用を受けないとの理解でよいか。<br>また、金融商品取引業者等との取引に当たって顧客側から与信供与の依頼があった場合は、上記条項の禁止行為、行為の制限、与信供与の制限に当たらない、との理解でよいか。 | 金商法第44条の2から第44条の4までの規定は、いわゆる「みなし有価証券」に係る取引であるか否かを問わず、また、顧客側から与信供与の依頼があったか否かを問わず、適用されるものと考えられます。 |
| | **▼信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等の禁止** | |
| 2 | 信用供与を条件とする金融商品取引契約の締結・勧誘の原則禁止が明記されていることに賛同する。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の禁止規定（金商法第44条の2第1項第1号・第2項第1号）の適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| 3 | 投資助言業務又は投資運用業を行うAMが契約しているSPCに対し、当該SPCへ匿名組合出資している投資家等からの要請等もあり、当該投資家と同様に当該AMが当該SPCへ匿名組合出 | 「信用の供与」とは将来の一定の日時まで一定額の反対給付につき期限の利益を認めるものが想定されることから、SPCに匿名組合出資を行うことは、貴見のとおり、基本的には「信用の供与」 |

| | | |
|---|---|---|
| | 資する場合(いわゆるセイムボート出資)がある。<br>AMが第二種金融商品取引業者の登録を行い、自らセイムボート出資しつつ不動産信託受益権をSPCに媒介する行為や投資家に対し匿名組合契約の勧誘する行為等は、セイムボート出資を前提とした商品スキームの組成に関することであり、また、セイムボートとしての匿名組合出資は「信用の供与」に該当しないため、金商法第44条の2第1項第1号に該当しないとの理解でよいか。 | に該当しないと考えられます。 |
| 4 | 「登録金融機関その他業務」としての銀行の「貸付」は、金商法第44条の2第2項第1号及び金商業等府令第157条第4号から第6号までの対象に該当すると考えられるが、証券仲介業務で勧誘・販売しようとした有価証券等について、銀行側からの慫慂ではなく顧客からの申出により、この貸付の代わり金を当該有価証券等の購入に充当する場合も、禁止されるのか。銀行法施行規則第14条の11の3に係るパブリックコメントでは、「外貨預金又は仕組預金の預入と、その原資とするための借入れの双方の取引」は「顧客の希望により行う取引であれば必ずしも抱合わせ販売や優越的地位の濫用に該当しないものと考えられますが、契約意思の確認のため、必要な情報が的確に提供されることが前提となります」と回答されているが、この考え方は、金商法第44条の2第2項第1号等にも適用されると考えてもよいか。すなわち、顧客の意思が確認できれば、上記のような有価証券の売買のための資金の貸付けは、「金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として」有価証券の売買の受託をする行為に該当しないとの理解でよいか。 | 信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等は、顧客に過当取引を生じさせるおそれもあることから、原則として禁止されているものです(金商法第44条の2第2項第1号等)。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、顧客の希望により行うものであっても、当該有価証券売買等の受託等が実質的に信用供与を「条件として」行われると認められるものであれば、当該禁止規定に抵触する可能性があるものと考えられます。 |
| 5 | 累積投資契約のクレジットカード決済(2か月未満の一括払い、10万円以下)が認められているが(金商業等府令案第155条)、総合口座の貸越についても認めてほしい。 | 信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等は、顧客に過当取引を生じさせるおそれもあることから、原則として禁止されています(金商法第44条の2第1項第1号・第2項第1号)。<br>ご指摘の点は、この禁止規定の例外に関するものですが、引き続き、利用者保護の徹底と利用者利便向上の観点を比較衡量したうえで、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件の下で有価証券取引における「総合口座貸越」を認めるかどうかにつき、引き続き検討を行う必要があるものと考えられます。<br>なお、本件については、「規制改革会議」の「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「平成19年度検討開始」とされています。 |
| | **(クレジットカード決済に係る適用除外要件)** | |
| 6 | 信用供与を条件とする金融商品取引契約の締結・勧誘の有価証券売買の受託等が例外的に認められる場合の要件については、原案の内容に賛同する。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の要件(金商業等府令第148条)の内容を維持し、その適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。 |
| 7 | 金商業等府令案第155条について、投資信託 | ご指摘の利用額の要件(金商業等府令第148 |

| | | |
|---|---|---|
| | の積立取引等において複数の銘柄を購入する場合には、月々の支払いが10万円を超える可能性がある。信用供与額はカード会社ごとに上限が設定されていることから、あえて個人ごとの上限を設定することは投資家の利便性低下となるため、上限規制を撤廃してほしい。 | 条第2号）は、クレジットカード決済による有価証券売買により顧客の資力を上回る過当取引が生じないようにするために定めているものであり、投資者保護の観点から、当該要件を緩和することは適当でないと考えられます。 |
| 8 | 金商業等府令案第155条に定める上限額を、100万円としてほしい。それができない場合、当該上限額を20万円としてほしい。 | |
| 9 | 金商業等府令案第155条の「同一人に対する信用の供与が10万円を超えることとならないこと」との要件について、他の金融商品取引業者との取引内容まで把握することはできないことから、「金融商品取引業者ごとに10万円を超えないこと」との要件との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 10 | 金商業等府令案第155条の「同一人に対する信用の供与が10万円を超えることとならないこと」との要件について、「累積投資契約における1回あたりの買付け上限額が10万円まで」との理解でよいか。 | 一時点における信用の供与が10万円を超えないことが必要であり、当月までの未決済分と当月分を合算した額が10万円を超えない範囲内でなければならないものと考えられます。 |
| 11 | 金商業等府令案第155条の趣旨は、1回の購入金額が10万円以下の累積投資を認めるものと考えられるが、クレジットカード会社の決済日は各社バラバラに設定しているため、クレジットカード会社によっては一時的に2回分の購入金額を信用供与することが想定される。この場合の解釈としては、当月における累積投資の合計金額が10万円以下であれば、クレジットカード会社の決済日の設定により2月分の購入代金が信用供与されることになったとしても、当該要件に抵触することはないとの理解でよいか。 | |
| 12 | 金商法では、一定の場合にクレジットカードによる投信購入を可能にしているが、例えば、5万円の投信を10回に分けて購入すれば合計50万円の投信購入が可能なのか。できない場合、その理由は何か。 | |
| 13 | クレジットカードでの支払いの場合、売上日（約定日）から当該個人の支払日までに最短25日～最大55日程度の期間があるが、前月売上分についての支払日が到来する前の当月の利用については、当月分として別途10万円まで利用可能と捉えてよいか。 | |
| 14 | 毎月5日締め翌月2日支払のクレジットカードによる有価証券決済の1回の積み立て上限額は5万円となるのか、10万円となるのか。 | |
| 15 | 金商業等府令案第155条第3号の要件は、定時定額に有価証券を買い付ける積み立てサービスのみを想定しているのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 16 | 金商業等府令案第155条第3号の要件を見直し、いわゆるスポット買いも対象としてほしい。 | クレジットカード決済による有価証券売買により、顧客の資力を上回る過当取引が生じないようにするため、その累積投資契約に基づく取引のみを対象としているものであり（金商業等府令第148条第3号）、投資者保護の観点から、当該要件を緩和することは適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 17 | 金商業等府令案第155条の「累積投資契約」は、第69条の「累積投資契約」と同一なのか。仮に同一ならば、本サービスについても監督指針案Ⅳ－4－2－4が適用され、投信、国債、地方債は購入できるが社債は購入できないと思われるが、累積投資契約により社債も購入できるようにしてほしい。 | ご指摘の2つの規定（金商業等府令第66条、第148条第3号）における「累積投資契約」は同一内容を規定するものであり、いずれも監督指針Ⅳ－4－2－4の記載が当てはまるものと考えられます。<br>なお、当該監督指針では、累積投資業務において取り扱える有価証券として、「電気事業会社の発行する社債券等定期的に相当額の発行が行われると認められる社債券」が挙げられています。 |
| 18 | 「累積投資契約」は、金商業等府令案第69条にいう「累積投資契約」と同一のものか。同一であるならば、なぜ準用の形をとらなかったのか。 | |
| 19 | 金商業等府令案第69条と第155条の2つの累積投資契約が同一の内容を規定するものである場合には、本サービスについても監督指針案Ⅳ－4－2－4が適用され、投信、国債、地方債は購入できるが社債は購入できないと思われるが、累積投資契約により社債も購入できるようにしてほしい。 | |
| 20 | 金商業等府令案第155条第3号の「あらかじめ定めた期日」とは、有価証券の対価に相当する額が金融商品取引業者に交付される期日にかかわらず定められるものとの理解でよいか。 | 金商業等府令第148条第3号の「あらかじめ定めた期日」は、金融商品取引業者等と顧客が締結する累積投資契約の中で定められるものと考えられます。 |
| | **▼「非公開情報」関係** | |
| 21 | 金商業等府令案第156条（第157条）第1号が禁止する「非公開情報を得るために行う金融商品取引行為」とは、どのように認定されるのか。 | ご指摘の規定の趣旨は、業者の業務運営の状況や市場の状況等に照らして不必要な金融商品取引行為を行うものであって、顧客の非公開情報を入手するために行うものであることが明らかであるような取引が行われることにより、市場の公正性が損なわれないようにすることにありますが、その対象となる取引の範囲を画することは困難な面があるとともに、原案のように一律の禁止とすれば過剰な規制ともなりかねないとの観点から、ご意見も踏まえ、当該規定を削除する修正をいたします（金商業等府令第149条・第150条参照）。 |
| 22 | 「非公開情報」の定義（金商業等府令案第1条第4項第12号）の広範性に鑑みると、金商業等府令案第156条（第157条）第2号によりいかなる場合においても当該非公開情報に基づく金融商品取引行為が禁止されるとすることは、行為規制として過剰と考えられるとともに、顧客の非公開情報が「金融商品取引業者その他業務を通じて得られた」ものであるか否かの判断を要するという点で実務上の困難が生じうる。したがって、一定の除外規定を設けてほしい。 | ご指摘の金商業等府令案第156条（第157条）第2号の規定の趣旨は、「その他業務」を通じて得られた非公開情報を利用した取引によって市場の公正性が損なわれないようにすることにありますが、その対象となる取引の範囲を画することは困難な面があるとともに、原案のように一律の禁止とすれば過剰な規制ともなりかねないとの観点から、ご意見も踏まえ、当該規定を削除する修正をいたします。<br>また、金商業等府令案第156条（第157条）第1号及び第3号についても、ご意見を踏まえ、当該規定を削除する修正をいたします（金商業等府令第149条・第150条参照）。 |
| 23 | 金商業等府令案第156条（第157条）第2号の規定が、現行の証券会社行為規制府令第11条第2号・第4号等（投資一任業務・投資信託委託業等の兼業に係る規定）と同様に、「その他業務」の性質から金融商品取引業者が顧客に対して忠実義務を負っている場合において忠実義務違反となるような行為を禁止するものであるとすると、「その他業務」一般について非公開情報に基づく取引行為を禁止する必要性はないと考えられるので、対象となる「その他業務」の範囲を、現行と同様の | |

| | | |
|---|---|---|
| | ものに限定してほしい。 | |
| 24 | 金商業等府令案第156条(第157条)第2号の規定では、金融商品取引業者がその他業務を通じて得られた非公開情報に基づいて行なう金融商品取引行為が一律に禁止されている。<br>一方、同府令案第160条第8号では、金融商品取引業者が親・子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約を締結することが禁止されているが、顧客から書面の同意を得て取得した非公開情報を利用する場合は、当該禁止行為から除外されている。本規定についても、非公開情報を金融商品取引業者に提供した者を相手方とする金融商品取引行為や、顧客から書面の同意を得て取得した非公開情報に基づく取引行為については、除外してほしい。 | |
| 25 | 金商法制の下で金融機関が店頭デリバティブ取引を業として行うにあたっては、現行法において必要とされていない登録金融機関としての登録が必要とされることになるところ、金商業等府令案第157条第1号から第3号までの各禁止規定が具体的にどのような場合に適用されるのか明確にしてほしい。また、これらの禁止規定を改めて規定する理由を説明してほしい。<br>例えば、同条第2号の禁止規定に関して、登録金融機関が預金や資金貸付けに係る業務を行うことによって取得した「非公開情報」を利用して、当該顧客との間で店頭デリバティブ取引を行うことが禁止されることになるのか。「非公開情報に基づいて行う金融商品取引行為」とは、どのような状況が想定されているのか。なぜ、そうした状況が新たに禁止されることになるのか。 | |
| 26 | 金商業等府令案第157条第2号の規定は、削除してほしい。削除できない場合には、「非公開情報」の範囲を明確化したうえで、禁止対象を「登録金融機関業務に関して、登録金融機関その他業務を通じて得られた非公開情報(有価証券の発行者に関するものに限る。)に基づいて、顧客の利益を図ることを目的とした金融商品取引行為(有価証券の売買その他の取引に限る。)を行うこと」をとするよう、修正してほしい。他の各号の禁止対象とする行為についても、「金融商品取引行為」全般ではなく、有価証券の売買その他の取引(及び投資運用業等)であり、更に、(有価証券等の)投資家との取引に限定すべきではないか。 | |
| 27 | 登録金融機関その他業務に係る禁止行為(金商業等府令案第157条)から、第2号を削除してほしい。もし削除ができないのであれば、「登録金融機関その他業務を通じて得られた非公開情報」とはあくまで「発行者である会社」の情報であって金融商品取引行為を行おうとする顧客の情報ではないこと、及び「発行者」とは登録金融機関が勧誘する有価証券の発行者であることを、明確化してほしい。 | |
| 28 | 宅地建物取引業者として、実物不動産のオリジ | |

| | | |
|---|---|---|
| | ネーターから売却の媒介依頼を受けたAMが、当該不動産を信託受益権化して自己の助言又は運用するファンドに取得させる場合、不動産の売却にかかる情報および原資産である不動産にかかる情報は、買主となり得る者に伝達されることが予定されているものであることから、金商業等府令案第156条第2号の「非公開情報」に該当しないものとの理解でよいか。 | |
| 29 | 金商業等府令案第157条第2号の禁止行為の趣旨及び想定している具体的な禁止行為はどのようなものか。監督指針案Ⅷ-1-1(6)(9)の「いわゆる機微情報の流出入の遮断」等の態勢整備規定の、法令上の根拠規定という位置づけか。<br>いずれにせよ、有価証券の定義の拡大に伴い様々な性質を有する権利が有価証券とみなされることとなったが、実務が萎縮したり過度な負担が生じることのないよう、射程範囲を明確化してほしい。 | |
| 30 | 金商業等府令案第157条第2号と、監督指針(案)Ⅷ-1-1-(6)(9)のいわゆる「機微情報」に関する規制との関係を確認したい。 | |
| 31 | 登録金融機関が銀行取引等又は親法人等・子法人等から得た顧客の非公開情報に基づいて当該顧客と金融商品取引を行うこと、あるいは当該顧客の信用に関連する金融商品取引等を他の顧客と行うことは、弊害防止措置による規制対象ではないとの理解でよいか。 | 銀行取引を含む「登録金融機関その他業務」を通じて得られた非公開情報を利用した金融商品取引を一律に禁止すれば過剰な規制ともなりかねないこと等から、ご意見も踏まえ、当該禁止を定めた規定を削除する修正をいたします(金商業等府令第150条参照)。<br>なお、登録金融機関がその「親・子法人等」との間で非公開情報の授受を行うことは原則禁止されている(金商業等府令第154条第4号)ことに、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼「その他業務」の顧客の取引の結了等のために行う勧誘の禁止** | |
| 32 | 金商業等府令案第156条(第157条)第3号の「その他業務に係る顧客が行った有価証券の売買その他の取引」とは、具体的にはどのような取引を指すのか、確認したい。有価証券の売買その他の取引は「金融商品取引業」であり、その取引を行う顧客は金融商品取引業に係る顧客に当たるのではないか。 | ご指摘の金商業等府令案第156条(第157条)第3号の規定の趣旨は、「金融商品取引業」の顧客と「その他業務」の顧客との間での利益相反的な取引の勧誘を禁止することにありますが、その対象となる取引の範囲を画することは困難な面があるとともに、原案のように一律の禁止とすれば過剰な規制ともなりかねないとの観点から、ご意見も踏まえ、当該規定を削除する修正をいたします(金商業等府令第149条・第150条参照)。 |
| 33 | 金商業等府令案第156条(第157条)第3号の規定が、「その他業務」の顧客とそれ以外の顧客との間の利益相反を防止する趣旨の規定であるとすれば、業務の性質上利益相反の発生の可能性がある業務について規制すれば足り、「その他業務」一般についてまで規制することは不要であると考えられる。したがって、対象となるその他業務の範囲を、現行と同様のものに限定してほしい。 | |
| 34 | 金商業等府令案第156条(第157条)第3号の「金融商品取引業者(登録金融機関)その他業務に係る顧客が行った有価証券の売買その他の取引」をより詳細に記載すべきではないか。<br>例えば、顧客からの申出に基づいて既に販売した債券を転売する場合、転売の相手方に対して | |

| | | |
|---|---|---|
| | 当該債券の買付けを勧誘することは、本号の禁止行為に該当しないことを明確化してほしい。 | |
| 35 | 不動産信託受益権でなく実物の不動産を保有するTMKが資産流動化計画等に基づき不動産を売却する際、金融商品取引業者であり、かつ、当該TMKのAMである者が買主を探索する行為は、金商業等府令案第156条第3号の「金融商品取引業者その他業務」の禁止行為に該当しないとの理解でよいか。該当する場合には、実務上支障が出ることから、何らかの対応規定を設けてほしい。 | |
| | **▼その他信用供与と関連する取引の禁止等** | |
| 36 | 金商業等府令案第156条第4号について、証券発行による資金調達までの短期的なブリッジローン取引の締結又は勧誘を行う場合のように、形式的には、有価証券の発行による資金調達とブリッジローンの取引又は勧誘が一体として行われる場合であっても、優越的な地位の濫用や抱き合わせ的な要素がないことが明らかであることから、与信行為を「条件として」取引・勧誘が行われるものではないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、形式的には有価証券の発行による資金調達とブリッジローンの取引又は勧誘が一体として行われる場合であっても、実質的に「資金の貸付け(等)を行うことを条件として」金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うものでなければ、ご指摘の禁止規定(金商業等府令第149条第1号)に該当しないと考えられます。 |
| 37 | 金融商品取引契約の締結に際し、顧客から登録金融機関に対し信用供与の申入れが存在する場合において、例えば登録金融機関による優越的地位の濫用等の蓋然性が乏しいと外形的にもみなせる等の場合に、当該登録金融機関が投資家保護に十分に配慮し、また適合性の原則からも投資家保護の観点からの懸念が小さいと判断されるときには、顧客からの申し出による当該信用の供与は金商業等府令案第157条第4号又は第5号にいう「条件」に該当しないことを確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、顧客の希望により行うものであっても、実質的に「信用の供与等の条件として」又は「信用の供与等を行うことを条件として」行われる取引については、金商業等府令第150条第1号又は第2号に該当する可能性があるものと考えられます。 |
| 38 | 金商業等府令案第157条第6号の対象は、独禁法ガイドライン(「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日公正取引委員会))の対象が「融資先企業等」とされていることとの平仄を合わせるため、「融資先企業等」に限定すべきではないか。 | ご指摘の規定(金商業等府令第150条第3号)は、独禁法上の規制とは異なり投資者保護の観点から定めるものであり、この範囲を限定することは適当でないと考えられます。<br>なお、現行の信託業法施行規則第99条第3号において、同様の規定が置かれています。 |
| 39 | 金商業等府令案第157条第7号ロに関して、私募の取扱いにあたっては、取扱い対象となる有価証券につき「発行開示書類」が作成されないことから、「自己が借入金の主たる借入先」である旨は説明不要との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●親法人等・子法人等が関与する行為の制限(弊害防止措置)〔第44条の3〕** | |
| | **▼適用除外の承認関係** | |
| 1 | 金融商品取引業者が金商法第31条の4第5項及び金商法施行令案第15条の16に規定する「親法人等」に該当するクレジットカード会社の加盟店となり、クレジットカード決済によって投資信託を販売する場合、金商法第44条の3第1項による内閣総理大臣の承認が不要である旨を確認したい。仮に、内閣総理大臣の承認が必要であって | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合は、金商法第44条の3第1項第2号の規定(当該業者との間で取引契約を締結することを条件としてその親・子法人等が信用を供与していることを知りながら、当該契約を締結する行為)に該当し得るものであり、これを行うためには、承認(同項 |

| | | |
|---|---|---|
| | も、金商法施行前に承認申請を受け付けられ、施行日に承認を得ることを可能とする附則を設けてほしい。 | ただし書等)を受ける必要があると考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、金商法の施行日前から当該承認の申請を行うことが可能となるよう、規定を修正いたします(金商業等府令附則第16条)。 |
| 2 | 金商法上の「親会社等」に該当するクレジットカード会社の加盟店となり、クレジットカード決済によって投資信託を販売する場合に、内閣総理大臣の承認は不要であると考えてよいか。<br>仮に承認が必要である場合には、「金商業等府令案第155条に係る金商法第44条の3第1項の内閣総理大臣の承認の申請については、施行日前に受け付けるものとし、当該申請が施行日前に審査をするために相当な期間をおいてなされ、かつ承認できる内容のものであった場合には、施行日において内閣総理大臣の承認があったものとする。」との趣旨の附則を設けてほしい。 | |
| | **▼自己との取引を条件として「親・子法人等」が有利な条件での取引を行っている場合** | |
| 3 | 金商業等府令案第160条第2号に「当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っている」とあるが、それを金融商品取引業者が知るかどうか以前の問題として、そういう取引が行われてよいものか。そのような取引が行われてよい理由を示してほしい。 | ご指摘の規定(金商業等府令第153条第2号)は、金融商品取引業者等が行う行為に関する禁止行為を定めるものであり、その「親・子法人等」が行う行為を規制するものではありません。これは、当該「親・子法人等」が金商法の規制対象とならないことによるものであり、そうした行為を肯定する趣旨ではないと考えられます。 |
| 4 | 金商業等府令案第160条第2号等において「知りながら」との文言が多く使用されているが、これは、当該取引の担当者が知っていることを意味するとの理解でよいか。また、当該取引の担当者には、積極的な調査義務はないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の金商業等府令第153条第2号・第3号・第5号の「知りながら」「知っている」に該当するか否かについては、基本的に、これらの規定の対象となる取引に関与している者が「知っている」か否かが問題となるものと考えられます。<br>なお、これらの規定は、当該取引に関与している者に対して積極的な調査義務を課す趣旨ではないと考えられます。 |
| | **▼「親・子法人等」が発行する有価証券の引受主幹事会社となることの制限** | |
| 5 | 「親・子法人等」が発行する有価証券の引受主幹事会社となることが認められる要件として、当該有価証券の時価総額の平均を算定する際に、発行日から一定期間手前に起点日を設定できるよう手当てしてほしい。 | ご意見を踏まえ、「発行日前六月のいずれかの日」を「算定基準日」とできるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第153条第4号ロ(1))。 |
| 6 | 「親・子法人等」が発行する有価証券の引受主幹事会社となることが認められる要件として、「過去3年間の平均時価総額が250億円以上」という要件を追加してほしい。 | 時価総額のみの基準は、継続的な取引量が必ずしも反映されず、市場価格の適正性の基準として、必ずしも適当でないと考えられます。 |
| | **▼「親・子法人等」との間の非公開情報の授受の制限** | |
| 7 | 金融商品取引業者とその「親・子法人等」との間における、発行者又は顧客の非公開情報の授受にかかる規制が強化されているが、持株会社による子会社の経営管理やグループ間の連携による業務運営に支障を及ぼす恐れがあるので、現状並みとしてほしい。具体的には、規制対象となる | ご意見を踏まえ、非公開情報の授受の禁止規定(金商業等府令第153条第7号)の対象を「有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)」に限定するよう、当該規定を修正いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金融商品取引業者を「有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者」のみとしてほしい。府令案のとおりであると、例えば、投資信託委託会社・投資顧問会社（投資運用業を行う者）や不動産投融資業を行う会社（信託受益権の販売につき第二種金融商品取引業を行う者）が、情報授受について制約を受けることとなる。 | |
| 8 | 例えば第二種金融商品取引業者として登録している主として不動産業を営む法人が、「金融商品取引業」ではない他の業務に関連して取得した「顧客」に関する情報をその親会社・子会社との間で共有する前に、「顧客」の事前の書面同意が必要であるという解釈の余地があるとするなら、金融商品取引業への参入における隠れた大きな障壁となるものと考える。<br>この解釈の余地が生まれぬよう、金商業等府令案第160条第7号の本文を「発行者等に関する非公開情報をその親・子法人等若しくは子法人等から金融商品取引業において使用することを目的として受領すること、又は金融商品取引業に関連して取得した非公開情報を当該親・子法人等に提供すること」に改めてほしい。<br>また、非公開情報の入手経路としては、実際に金融商品取引業者と対している顧客から、その他の発行体等に関する情報を入手するケースも想定される。業者と直接の取引関係にない当該発行体等から書面による同意を得ることは極めて困難であり、親法人等との情報の共有以前に同意書の取得が義務づけられていると解されれば、業務を進める上で大きな障害となり得る。したがって、本号で対象となる情報は、「発行体、顧客から直接得ている情報に限る」こととしてほしい。 | |
| 9 | 金商業等府令案第160条第7号の「有価証券の発行者又は顧客に関する非公開情報」には、次の情報が該当しないことを確認したい。<br>① 金融商品取引業者の親法人等が、仲介業者等を介して、特に守秘義務等を負うことなく得たオリジネーターによる不動産信託受益権の売却情報<br>② 金融商品取引業者の親法人等がオリジネーターから売却の媒介の依頼を受けた不動産信託受益権の売却および原資産である不動産に関わる情報 | ご指摘のような情報は、いずれも、「非公開情報」に該当し得るものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、「親・子法人等」との間で「非公開情報」の授受を制限する規制（金商業等府令第153条第7号）の対象を「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に限定するよう、当該規定を修正いたします。 |
| 10 | 金商業等府令案第160条第7号（第161条第4号）イでは、親・子法人等との間における非公開情報の受領・提供の禁止に係る例外として「発行者等の書面による同意」がある場合を定めているが、当該同意の内容は、非公開情報を個別に列挙しない形のもの、いわゆる包括的なものでよいか。 | 個別事例ごとに、例えば当該「発行者等」の意思を勘案する必要がありますが、金商業等府令第153条第7号（第154条第4号）イの同意書面において、対象となる非公開情報を必ず個別に列記しなければならないまでの義務はないものと考えられます。 |
| 11 | 内部統制報告制度（金商法第24条の4の2・第24条の4の4）が導入されたところであるが、上場企業が適切な財務報告をする上では、子会社である投資助言・代理業者や投資運用業者（ベンチ | ご意見を踏まえ、非公開情報の授受の禁止規定の例外として、非公開情報の漏洩防止措置が的確に講じられていることを条件として「法第24条の4の2第1項に規定する確認書又は法第24条 |

| | | |
|---|---|---|
| | ャーキャピタル等を含む。）の個別の取引の状況についても内容を把握しておくことが必要と考えられる。このような内容は非公開情報が含まれる可能性があるため、「第24条の4の2・第24条の4の4の作業に必要な場合」は、非公開情報の授受の禁止規定を適用除外してほしい。 | の4の4第1項に規定する内部統制報告書を作成するために必要な情報を提供する場合」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第153条第7号へ、第154条第4号へ）。 |
| 12 | 金商法では、内部統制の強化として第24条の4の2（有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出）及び第24条の4の4（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）の規定による義務づけがされているが、現在の監査強化の流れを考慮すると、内部統制の一環として非公開情報の授受の必要が出てくることが懸念される。そのため、有価証券報告書提出会社は、親・子法人等に該当する金融商品取引業者等のすべてと金商法第44条の3第1項ただし書の承認（弊害防止措置に係る承認）を受ける必要があると考えられるが、例えば、ファンド等を子会社に持つ有価証券報告書提出会社などは、金商法で規制されない事業会社（商社など）も含まれることから、弊害防止措置に係る承認制度を知らない場合が想定されるとともに、実務負担も大きいものと考えられる。こうしたことから、金商業等府令案第160条第7号で適用除外とされている事項として、内部統制制度に係る場合を追加してほしい。 | |
| 13 | 今回、親子法人等の定義に関連会社等が追加されたが、これにより、金融商品取引業者が関連会社等（現行基準で親子法人等の定義に該当しない会社）にシステムの開発や保守管理を委託している場合であって、当該関連会社等がグループ以外のシステム関連業務を相当行っている場合には、金融商品取引業者と当該関連会社等との取引に弊害防止措置が適用されることになる。システム開発や保守管理を行うに当たっては、非公開情報に触れざるを得ないので、「専ら」グループ内の金融商品取引業等の遂行のための業務を行っている場合（金商業等府令案第35条第1号）とはいえない場合であっても、その委託を受けた業務遂行に必要な限りにおいて、情報授受に係る弊害防止措置の適用を除外してほしい。 | 現行の証取法の下で「親・子法人等」の定義に該当しない会社であっても、いわゆる影響力基準に照らして金融商品取引業者等の「親・子法人等」に該当することとなるものは、実態として当該業者との関係が深いものと認められることから、基本的に、非公開情報の授受の禁止規定（金商業等府令第153条第7号、第154条第4号）の対象となるべきものと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、金融商品取引業者等が「親・子法人等」に対してシステム等の保守管理業務のため必要な情報を提供する場合は、当該禁止規定の適用を除外するよう、規定を修正いたします（同府令第153条第7号ト、第154条第4号ト）。<br>これに関連して、金商法第44条の3第1項ただし書による適用除外の承認申請の対象となる「内部管理に関する業務」から、「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」を削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第151条第4項）。 |
| 14 | 親・子法人等との非公開情報授受の禁止規定（金商業等府令案第160条第7号）について、行政庁の命令による場合には、非公開情報の授受を認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、非公開情報の授受の禁止規定の例外として「法令等（法令又は法令に基づく行政官庁の処分等）に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合」を追加するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第153条第7号チ、第154条第4号チ）。 |
| 15 | 金商業等府令案第160条第7号の例外規定に、「合併等事業再編の場合であって、合併等事 | 「親・子法人等」との間で合併等の事業再編を行おうとする場合であっても、両当事者における |

| | | |
|---|---|---|
| | 業再編を進めていく上で必要な情報を受領又は提供する場合」との条項を追加してほしい。 | 非公開情報の適切な取扱いの必要性はなお残ることから、当事者間における非公開情報の授受の禁止規定（金商業等府令第153条第7号）の適用を一律に除外することは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>ただし、この場合においても、当該禁止規定の適用除外について金商法第44条の3第1項ただし書の承認の申請を行うことは可能であり、個別の事業再編案の内容等に応じて、当該承認の可否等が判断されることとなるものと考えられます。 |
| 16 | 親法人等若しくは子法人等に「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を委託する場合も、金融商品仲介業にかかる委託を行う場合等にファイアーウォールの例外が認められているのと同様に、例外を認めてほしい。<br>新規の契約を締結することに加えて、契約を継続してもらうために顧客に情報提供などを行う（運用報告を含むクライアントサービスを行う）ことも、投資助言・代理業又はこれに付随する業務であると理解しているが、これを行うために共有が必要となる情報の範囲は必然的に広くなるため、限定列挙ではなく、「代理・媒介を行うために合理的に必要な情報」という形で、できる限り幅広い情報を共有できるよう規定してほしい。<br>更に、海外のグループ会社が日本国内の顧客に対して勧誘を行わない場合、これらの関係会社は金融商品取引業者として登録を得る必要がないので、登録の有無で線引きはしないでほしい。なお、顧客の同意書をとればよいのではないかとの議論がありうるが、顧客になる前に情報共有について書面で同意してもらうことは、事実上不可能であることに留意してほしい。必要があれば、顧客が拒絶した場合にはそれ以後は共有できないといったオプトアウトの規定があれば、顧客保護上は十分であると考える。 | 「親・子法人等」に投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介を委託する場合であっても、両当事者における非公開情報の適切な取扱いの必要性はなお残ることから、そうした場合に非公開情報の授受の禁止規定（金商業等府令第153条第7号、第154条第4号）の適用を一律に除外することは、必ずしも適当でないと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、金商業等府令第153条第7号の対象を「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に限定するよう、規定を修正いたします。その上で、当該禁止規定の適用除外について金商法第44条の3第1項ただし書の承認の申請を行うことも可能であり、個別の申請内容に応じて、当該承認の可否等が判断されることとなるものと考えられます。<br>なお、「親・子法人等」の定義からは、国内に営業所・事務所を有しない外国法人等は除かれています（金商業等府令第32条第3号）。 |
| 17 | 金商業等府令案第35条第3号により、「親法人等」及び「子法人等」の定義から「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者」は除かれることから、金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、金商業等府令案第160条第7号に定める「顧客等に関する非公開情報」を、当該顧客等に対する契約上の守秘義務や他の法令上の制限がない限りにおいて、当該外国の法人等から受領し、又は当該外国の法人等に提供することは可能と理解してよいか。 | 貴見のとおり、国内に営業所・事務所等を有しない外国法人等は「親・子法人等」の定義から除外されており（金商業等府令第32条第3号）、当該外国法人等との間の行為については、金商業等府令第153条第7号の規定は適用されないものと考えられます。<br>なお、この場合においても、ご指摘のとおり、「当該顧客等に対する契約上の守秘義務や他の法令上の制限」等に留意が必要と考えられます。 |
| 18 | 金商業等府令案第160条第7号ハに「金融商品仲介業務」とあるが、同号ロと平仄を合わせて、「金融商品仲介業」とすべきではないか。 | 金商業等府令においては、登録金融機関が金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の委託を受けて当該者のために金融商品仲介行為（有価証券取引の媒介等）を行う業務は、「金融商品仲介業」ではなく「金融商品仲介業務」（同府令第1条第4項第13号）との用語を用いており、ご指摘のような修正を行う必要はないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼「親・子法人等」から取得した非公開情報を利用した勧誘の制限** | |
| 19 | 金商業等府令案第160条第8号の規定について、 既に金融商品取引業者において当該顧客から金商業等府令案第160条第7号イの同意書を取得している場合は、当該親法人等若しくは子法人等において、別途、当該顧客から書面による同意を得る必要はないとの理解でよいか。 | 金商業等府令第153条第7号イ及び第8号に定める「同意」取得は、いずれも、顧客から非公開情報を入手してそれを提供する者が行うべきものであり、ご指摘のように、その親・子法人等から非公開情報を受領する立場にある金融商品取引業者が「既に(当該顧客から)同意書を取得している場合」は、想定されていないものと考えられます。<br>なお、この趣旨を明確にするため、金商業等府令第153条第7号イ(及び第154条第4号イ)に定める「書面による同意」とは「非公開情報の『提供』についての同意」であることとするよう、当該規定を修正いたします。 |
| | **▼その他「親・子法人等」が関与する行為の制限** | |
| 20 | 金商業等府令案第160条第12号の「何らの名義によってするかを問わず、法第44条の3第1項の規定による禁止を免れる」は、脱法行為が禁止であることを示していると解釈されるが、脱法行為は元々禁止であり、府令化に馴染まない。これをあえて府令化する必要があるという特定のケースを想定しているのか。 | ご意見のとおり、脱法行為は許容されるものではありませんが、金商業等府令第153条第12号は、親法人等・子法人等が関与する禁止行為については、特に親法人等・子法人等以外の名義を使う等の方法による脱法行為が想定されることから、明示的にこれを禁止する趣旨を確認するものであると考えられます。 |
| **No.** | **●特定投資家に係る適用除外〔第45条〕** | |
| | **▼行為規制が適用除外される取引の当事者** | |
| 1 | 金融商品仲介業務において、登録金融機関と委託金融商品取引業者との間で、投資家のプロ・アマ区分に差が生じることは差し支えないか。 | 特定投資家制度は、金融商品取引業者等が「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」(金商法第34条)を締結する場合に適用される制度であり、登録金融機関が金融商品仲介業務を行う場合には適用されないものと考えられます。 |
| 2 | 有価証券の取次ぎの媒介を行う場合は、1回の注文に関し、取次証券会社と取次ぎを媒介する証券会社と2つが存在することがある。この場合、取次ぎの媒介は、取次ぎという金融商品取引を成立させるために尽力する行為であるため、取次証券会社が「プロ」として取り扱う顧客については、取次ぎの媒介を行う証券会社も自動的に「プロ」として取り扱ってもよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、ご指摘の「取次ぎの媒介を行う証券会社」が「取次証券会社」の委託を受けて当該「取次証券会社」のために取引契約の締結の媒介をする場合は、当該「取次ぎの媒介を行う証券会社」の行為は基本的には「金融商品取引行為」(金商法第34条)に該当しないと考えられることから、各種説明義務等は一義的に「取次証券会社」が負うべきものであり、当該「取次証券会社」との関係で「特定投資家への移行」をしている顧客については、そうした行為規制が除外されるものと考えられます。<br>一方、「取次ぎの媒介を行う証券会社」が顧客の委託を受けて当該顧客のために取引契約の締結の媒介をする場合は、当該行為は「金融商品取引行為」に該当すると考えられることから、そうした媒介行為を請け負う局面で「取次の媒介を行う証券会社」から顧客への説明義務等が適用され、また、実際に取引契約を締結しようとする局面で「取次証券会社」から顧客への説明義務等が適用されるものと考えられます。一般投資家である顧客を「特定投資家」として取り扱うためには、当該顧客からのそれぞれの証券会社への申出に基づ |

| | | |
|---|---|---|
| | | き、所要の手続を経た上で、それぞれの証券会社が「(移行の)承諾」をすることが必要であると考えられます。<br>一方、この場合における「取次ぎの媒介」と「取次ぎ」は実質的に一体のものとして考えられることから、実務的には当該顧客は「取次ぎの媒介を行う証券会社」に対して当該申出をすれば、「取次証券会社」に対しても同様の申出を行ったものとして取扱うことも妨げられないものとして考えられます。 |
| 3 | 同様の契約の種類に関して、同一の顧客が、一の委託金融商品取引業者との契約については自己を特定投資家として取り扱うよう申し出て、他の委託金融商品取引業者との契約については同様の申出を行わない場合、当該登録金融機関は、当該顧客の申出に従って、一の委託金融商品取引業者については特定投資家として取扱い、他の委託金融商品取引業者については特定投資家以外の顧客として取り扱うことができるとの理解でよいか。 | 登録金融機関が金融商品仲介業務を行う場合には、金融商品取引契約の締結を行う当事者は当該登録金融機関ではなく委託金融商品取引業者であると考えられることから、「特定投資家への移行」も、基本的に、委託金融商品取引業者に対して行うべきものと考えられます。<br>したがって、「特定投資家への移行」を行っている委託金融商品取引業者との間の取引については、当該顧客は特定投資家として取り扱われる一方、そうした移行を行っていない委託金融商品取引業者との間の取引については、当該顧客は一般投資家として取り扱われることとなると考えられます。 |
| 4 | 同様の契約の種類に関して、同一の顧客が、一の委託金融商品取引業者との契約については自己を特定投資家として取り扱うよう申し出て、かつ委託金融商品取引業者が承諾し、他の登録金融機関業務に係る契約については同様の申出を行わない場合、当該登録金融機関は、当該顧客の申出に従って、金融機関仲介業務については特定投資家として取扱い、他の登録金融機関業務については特定投資家以外の顧客として取扱うことができるとの理解でよいか。 | 登録金融機関が金融商品仲介業務を行う場合には、金融商品取引契約の締結を行う当事者は当該登録金融機関ではなく委託金融商品取引業者であると考えられることから、「特定投資家への移行」も、基本的に、委託金融商品取引業者に対して行うべきものと考えられます。<br>したがって、「特定投資家への移行」を行っている委託金融商品取引業者との間の取引については、当該顧客は特定投資家として取り扱われることとなります。<br>一方、登録金融機関が顧客との間で行う取引については、当該顧客が当該登録金融機関との関係において「特定投資家への移行」を行っているかどうかにより判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼行為規制の適用除外** | |
| 5 | 広告規制に関して口座開設前の顧客の属性が特定投資家であるか一般投資家であるか確認することは現実的には著しく困難であると思われるが、そのような場合は一律に一般投資家として取り扱うこととなるという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、特定投資家向けに行う勧誘において広告等の規制(金商法第37条)の適用が除外されるケースとしては、例えば、複数の特定投資家に同様の内容で送付するダイレクトメールや電子メール等が考えられます。 |
| 6 | 証取法の下で行ってきた取引報告書・取引残高報告書の交付は、金商法制下においては、金融商品取引契約の相手方が特定投資家であれば不要と考えてよいか。 | 貴見のとおり、契約締結時等の書面交付義務(金商法第37条の4)は、金融商品取引契約の相手方が特定投資家である場合には適用除外されており(同法第45条第2号)、現行の証取法の「取引報告書」や「取引残高報告書」であっても対象となるものと考えられます。<br>ただし、当該適用除外の要件として、顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 答できる体制の整備が求められる（金商業等府令第156条第1号）ことに、留意が必要と考えられます。 |
| 7 | 特定投資家、特定投資家に移行した者に対し、書面上で金商法第45条各号に規定した項目は適用しないと記載したうえで、実際には、契約締結前交付書面や契約締結時交付書面の交付を行っても法令上問題ないか。 | 金商法の「特定投資家制度」により規制の柔軟化を図る趣旨は、利用者保護を前提としつつリスクキャピタル供給の円滑化も両立させることにあり、特定投資家の保護は行政規制ではなく市場規律に委ねることにより、過剰規制による取引コストを削減し、取引の円滑化が進むことが期待されます。<br>金融商品取引業者等の自主的な対応として、特定投資家に対して一般投資家と同様の対応を行うことも妨げられませんが、業者が特定投資家の意思に反して一律にそうした対応を行うことは、法適用の柔軟化を図る特定投資家制度の趣旨に合致せず許容されないことに留意が必要と考えられます。 |
| | **▼特定投資家に係る適用除外の例外** | |
| 8 | 金商業等府令案第163条各号の「体制の整備」は通常業務に支障のないレベルにあるかどうかを業者が適切に判断すべきとの理解でよいか。体制整備について何らかの判断基準が明確化されるのか。 | 金商業等府令第156条第1号等を踏まえてどのような「体制」を整備するかについては、各業者の業務運営の状況に応じて、特定投資家である顧客の利便性確保の観点から適切に判断すべきものと考えられます。 |
| 9 | 特定投資家の適用除外の例外として定められる「顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合」（金商業等府令案第163条第1号）とは、特定投資家からの個別の取引に関する照会に対して、一般投資家からの個別の取引に関する照会に対しての回答のための体制整備と同程度の回答体制を整備することを求められるもの、との理解でよいか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第156条第1号等）は、一般投資家と異なり必ずしも「契約締結時等交付書面」等の交付を受けない特定投資家に対しても、当該書面に記載される内容について「速やかに回答できる体制」の整備を求めるものであることから、一般投資家に対する回答のための体制との比較は、問題とならないものと考えられます。<br>具体的にどのような「体制」を整備するかについては、各業者の業務運営の状況に応じて、特定投資家である顧客の利便性確保の観点から適切に判断すべきものと考えられます。 |
| 10 | 金商業等府令案第163条各号で規定される体制が、過去の一定の時点から整えられていなかったと事後的に判断された場合でも、金商法第45条ただし書が遡って適用されることはないとの理解でよいか。また、仮に遡及的適用を認める可能性があるのであれば、取るべき体制を監督指針で明確化してほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、各種行為規制の適用があり得た時点において金商業等府令第156条各号に規定する場合に該当していたことが判明した場合は、金商法第45条の適用除外規定は適用されず、行為規制の違反に該当する可能性があると考えられます。<br>なお、金商業等府令第156条第1号等を踏まえてどのような「体制」を整備するかについては、各業者が業務運営の状況に応じて、特定投資家である顧客の利便性確保の観点から適切に判断すべきものと考えられます。 |
| **No.** | **●業務に関する帳簿書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者）〔第46条の2〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 金商業等府令案第164条で要求されている帳簿作成義務に関して、従来の証取法及び金先法の規制対象商品から金商法においては規制対象商品が大幅に拡大されたこと、また、新たな帳簿 | ご意見を踏まえ、帳簿書類の作成・保存のためのシステム開発等に要する期間に係る経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置（1年間の経過措置）を設けることといたします |

| | | |
|---|---|---|
| | 書類が追加されたことを考慮すると、当該改正案に示した要件をすべて満たした記録を作成するために大規模なシステム開発・選考措置が必要と思われる。今回のパブリック・コメント後に確定される府令を待ってから、本格的なシステム開発・変更に取り組むとしても、施行日までの期間がわずか2ヶ月と短すぎる。最短でも経過措置を施行日から1年は設けてほしい。 | (金商業等府令附則第18条・第19条)。 |
| 2 | 帳簿書類全般に対するシステム対応等の業務構築が必要と考えられることから、帳簿書類に関する施行については一定の猶予期間を設けてほしい。 | |
| 3 | 業務に関する帳簿書類の作成等については、経過措置を設けてほしい。 | |
| 4 | 現在、証券会社は業務の多大な部分に関してシステムにて運営しており、株券電子化や取引所新システム導入対応といった案件を対応している。一方、金商法の施行にかかる影響範囲は広く、現在想定されている施行日までには十分な期間がない現状を踏まえると、金商法の施行をシステムトラブルなく円滑に行うためには、帳簿書類等の対応について一定の経過措置を設けてほしい。 | |
| 5 | 業務に関する帳簿書類のうち、新たに金商法の対象となる取引に係る取引日記帳等については、システム対応が必要であるが、システム対応に相当の時間を要する。現在作成している帳簿を当分の間、有効とする等の経過措置を設けてほしい。 | |
| 6 | 「発注伝票」(金商業等府令案第178条)の記載事項である「約定日時」(同条第1項第9号)及び「約定価格」(同項第10号)の記載の実施は、システム対応に一定の時間を要するため、一定の猶予期間をほしい。 | |
| 7 | 金商業等府令案第178条が規定する「発注伝票」等、システム対応に一定期間が必要なものについては、施行日を延期するような経過措置をお願いしたい。<br>【理由】システム対応に3月から半年を要するため。 | |
| 8 | ① 旧金先法の規定に基づき作成した「業務に関する帳簿書類」のうち、金商法において作成が義務付けられていない書類(同法における「業務に関する帳簿書類」として兼用しているものは除く。)について保存する必要はあるのか否か、確認いたしたい。<br>② 旧金先法の規定に基づき保存年限5年として作成された「業務に関する帳簿書類」の保存年限は、新法の施行により影響を受けるのか否か、確認いたしたい。 | 金商業等府令の施行前に旧金先法を含む旧法令に基づき作成された帳簿書類の保存期間は当該旧法令に定める保存期間とすることを明確にする経過措置を設けることといたします(整備政令附則第57条)。 |
| 9 | 今回の改正により保存期間が延長になる帳簿については、その経過期間の対応について明確にしてほしい。 | 金商業等府令の保存期間が適用されるのは当該府令施行後に作成・保存される帳簿書類になります。<br>また、金商業等府令の施行前に旧法令に基づ |

| | | |
|---|---|---|
| | | き作成された帳簿書類の保存期間は当該旧法令に定める保存期間とすることを明確にする経過措置を設けることといたします（整備政令附則第30条、第34条、第48条、第50条、第53条、第57条、第59条）。 |
| | **▼帳簿書類の作成対象範囲等** | |
| 10 | 第一種金融商品取引業を行う業者であっても、第二種金融商品取引業に該当する業務については、金商業等府令案第188条第1項に規定する帳簿書類を作成すればよいか。 | 第一種金融商品取引業を行う業者は、金商業等府令第157条第1項に規定する帳簿書類を作成する必要があります。 |
| 11 | 金商法の規制対象である取引と非対象取引が混在している業務の場合、特に区別せず、すべての取引について帳簿書類を作成・保存することは可能か（例えば、取引相手毎に作成要否を業務システムで管理することが必要であるかを確認したい）。 | 金商法第46条の2、第47条及び第48条においては、「業務に関する帳簿書類」を作成、保存することとされています。<br>ここでいう「業務」とは、金商法で定める業務をいい、金商法の対象とならない取引については含まれないものと考えられます。<br>よって、帳簿書類は金商法の対象となる取引について作成・保存することが原則ですが、混在している場合であっても、対象取引と対象取引とならない取引を明確に区分でき、対象取引のみを抽出できるようになっていればよいものと考えられます。 |
| 12 | 総勘定元帳及び現金出納帳は会計帳簿として会社法第432条第2項の規定により10年間の保存義務があるが、日計表については、金商法及び会社法に特に規定されていないと考えられるため、金商法下では作成・保存義務がないと理解してよいか。 | 金商法上はそのような理解で結構ですが、一般論として、会社においては、決算手続などにおいて適時に正確な会計帳簿を作成する上で、最も基礎的な帳簿として日計表の作成が行われているものと考えられます。 |
| 13 | 金先法第78条及び同法施行規則第26条で作成が求められる帳簿書類は、金商業等府令案第164条により金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類に統合されるとの認識でよいか。 | 「統合」の趣旨が明らかではありませんが、金融先物取引業者については、金商法施行後は、第一種金融商品取引業者として、金商業等府令第157条第1項に掲げる帳簿書類の作成が求められることとなります。 |
| 14 | 金先法が廃止されているが、金先法施行規則第26条第1項第5号で作成・保存が義務づけられている「金融先物取引業勘定元帳」については、金商業等府令案第164条に規定されていないため、作成・保存義務がないと理解してよいか。 | 金商法上は、「金融先物取引業勘定元帳」について作成義務はありません。<br>ただし、金商業等府令の施行前に旧法令に基づき作成された帳簿書類の保存期間は当該旧法令に定める保存期間とすることを明確にする経過措置を設けることとします（整備政令附則第30条、第34条、第48条、第50条、第53条、第57条、第59条）。 |
| 15 | 定義府令案第16条第1項第3号イ又はロに該当する行為は、金融商品取引業から除かれるものの、投資一任契約の一種として整理されているように理解する。これらの行為について、帳簿書類の作成については、これまでどおり委託注文として整理して取り扱えば足りると理解してよいか。 | 貴見のとおり、定義府令第16条第1項第8号イ又はロに該当する行為は、投資運用業に該当しないものの、第一種金融商品取引業（又は第二種金融商品取引業）に該当し、「委託注文」として取り扱うこととなると考えられます。 |
| 16 | 金商法施行令案第1条の8の3により、金融商品取引業から除外される行為については、金商法第46条の2の帳簿書類に係る規定の適用がないとの理解でよいか。金商法第46条の2の規定は「金融商品取引業者」がその「業務に関して」作成を義務づけられていることから、金融商品取引 | 基本的には貴見のとおりと考えられます。ただし、金融商品取引業者が特定有価証券等管理行為（金商業等府令第7条第9号）を行う場合には、同府令第181条第1項第2号ロに規定する帳簿書類を作成する必要があります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 業から除外される行為には適用がないことを確認したい(なお、管理上、必要に応じ金商法第46条の2に基づかない記録は適宜作成することが前提と考えている。)。 | |
| 17 | 金融商品取引業者が、適格機関投資家等(金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号イ及びロに該当する者)を相手方として、有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く店頭デリバティブ取引を行う、又は、当該者のために、当該取引の媒介若しくは代理を行う行為に関しては、行為そのものが金融商品取引業から除かれているため、金商業等府令案第164条で列挙されている帳簿書類の作成は不要であるとの理解でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第157条)。 |
| 18 | 帳簿作成義務の対象となる取引について、金商法施行令案第1条の8の3に規定する金融商品取引業から除かれる行為等については、帳簿書類を作成する必要はないとの理解でよいか。 | |
| 19 | 金商法第35条第1項に記載されている付随業務に関しては、金商業等府令案第164条に定める「業務に関する帳簿書類」は不要であるとの理解でよいか。 | 付随業務は金融商品取引業と直接的に関連する業務であり、金商法第35条第1項各号に掲げる業務は例示とされているところ、例えば、累積投資契約の締結(同項第7号)を行った場合など、当該行為自体は金融商品取引業に該当しないものの、当該行為を原因として金融商品取引業が行われることも考えられることから、具体的な帳簿書類の作成については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 20 | 付随業務(金商法第35条第1項)、届出業務(同条第2項)及び承認業務(同条第4項)について、帳簿書類の作成義務はないと理解してよいか。 | 付随業務は金融商品取引業と直接的に関連する業務であり、金商法第35条第1項各号に掲げる業務は例示とされているところ、例えば、累積投資契約の締結(同項第7号)を行った場合など、当該行為自体は金融商品取引業に該当しないものの、当該行為を原因として金融商品取引業が行われることも考えられることから、具体的な帳簿書類の作成については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>一方、届出業務及び承認業務については、貴見のとおりと考えられます。 |
| 21 | 金商業等府令案第164条の規定により金融商品取引業者が作成すべき業務に関する帳簿書類は、金融商品取引業に関するものに限定され、金商法第35条第2項(届出業務)又は同条第4項(承認業務)に関するものは作成が不要であるとの理解でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられます。 |
| 22 | 帳簿書類について他の帳簿書類と兼ねることはできないか。 | 合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねることができるものと考えられます(監督指針Ⅲ－3－3(1)①参照)。 |
| 23 | 外国銀行支店が、本邦において行ったデリバティブ取引や有価証券の売買等の業務から生じるポジションを、当該外国支店に係る外国銀行の本邦外の本支店又は海外関係会社(「海外本支店等」)に集中させる形態で業務を行う場合がある。このような業務形態において、外国銀行支店 | 外国銀行支店にとって、当該「外国銀行の本邦以外の本支店」は同人格の法人であることから、「顧客」に該当しないと考えられる一方、「海外関係会社」は別の法人格であり、これが「顧客」に該当せず、これを相手方とする行為が一律に金融商品取引業に該当しないということはできないも |

| | | |
|---|---|---|
| | は、デリバティブ取引や有価証券の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理又は投資一任契約を、あたかも海外本支店等を「顧客」として、金融商品取引業を行っているものと取り扱う必要はないことを確認したい。<br>銀行法上、外国銀行支店は一の銀行とみなし、同法の規定が適用される。しかし、外国銀行支店による海外本支店等の関与するこのような業務形態を、外国銀行支店が海外本支店等を相手として金融商品取引業を行っているものと取り扱う必要がないと判断するためには、こうした業務形態の実質を考慮するべきであると考える。<br>すなわち、当該業務形態における外国銀行支店と海外本支店等との関係は、あくまでも同一グループ内における取引担当所在地と記帳地の関係にすぎない。こうした記帳の形態は、グローバルに活動する金融機関として、各地域における業務から生じるリスク・ポジションを、グローバルなベースで集中管理するため、当該金融機関の一定の地域の本支店等に集中させる、いわゆる、内外の金融機関で現在広く一般的に採用されている「グローバル・ブッキング」若しくは「オフショア・ブッキング」というリスク管理及び業務管理の一環として行っているものであり、外国銀行支店は海外本支店等を「顧客」として「業」を行っているものではない。このように、海外本支店等は実質的の「顧客」と評価するべきではなく、対顧客業務としての性格（公衆性）を持たないものは、金融商品取引業を構成しないと考えるがどうか。 | のと考えられます。 |
| 24 | 外国銀行支店等が海外本支店等においてブックされるデリバティブ取引や有価証券の売買の成立に関与する場合、実際に取引は海外本支店等にブックされ、外国銀行支店にブックされないので、外国銀行支店が金融商品取引業者本人としての帳簿書類を作成し保存することは要求されないものと理解してよいか。 | 外国銀行支店等においてブックされない場合であっても、外国銀行支店等はそのデリバティブ取引や有価証券の売買の当事者になっているものと考えられるため、その帳簿書類（金商業等府令第157条第1項）の作成・保存が必要となるものと考えられます。 |
| 25 | 国内の証券会社が海外の親会社のために媒介をしてオフショア・ブックをした取引における契約締結時交付書面は、金商業等府令案第164条に定める法定帳票になると思われる。これは、コンファメーションが当該ブッキング・エンティティから顧客（カウンターパーティ）に発行される。この写しを当該ブッキング・エンティティにおいて5年間保存し、かつ媒介した国内証券会社が必要なときに直ちに取り出せるようになっていれば法定帳票保存義務を満たしたと考えてもよいか。 | 帳簿書類の作成保存の対象となるのは、契約締結時交付書面の写しであり（金商業等府令第157条第1項第1号ニ）、その作成・保存義務者は金融商品取引業者等となります。<br>なお、「海外の親会社」が国内の顧客と店頭デリバティブ取引を業として行う場合、「国内の証券会社」が媒介する場合であっても、法令上の除外要件（金商法施行令第1条の8の3第1項第2号、第17条の3第2号等）に該当しない限り、金融商品取引業の登録が必要となる点に留意が必要と考えられます。 |
| 26 | 帳簿書類、記載内容、記載要領等は、廃止される金融機関府令及び証券会社府令と同様に3段表にしてほしい（法令等は投資家及び業者にも分かりやすく明瞭に記載すべきと考える）。 | 法令の形式に関しては、ご指摘のように法文中に「表」を使用することにより法文の平易化等につながる場合も考えられるところであり、そうした点も含め、今後とも必要に応じて、適切に検討を行ってまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼交付書面の写し** | |
| 27 | 金商業等府令案第164条第1項第1号に規定する帳簿書類として作成・保存しなければならない「書面の写し」とは、まさにそのものだけが認められるのか。例えば、「標準様式＋各顧客データ」を帳簿書類として扱ってよいか。 | 金商業等府令第157条第1項に規定する帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する必要がありますが、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。 |
| 28 | 金商業等府令案第164条第1項第1号に規定する帳簿書類として作成・保存しなければならない「書面の写し」は、その記載事項に顧客名等が法定要件とされていないものが含まれるが、当該書面の写しの保存は書面の種類ごとに各1部を保存するだけでよいのか。又は、すべての交付書面に、顧客名等を記載し、保存を要するのか。更に、顧客名を記載し、保存を要するとした場合において、今回の法改正以前から交付義務のあった同号ホに定める「最良執行方針」はどのように取り扱えばよいか。 | 金商業等府令第157条第1項第1号に規定する帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する必要があり、ご指摘にあるような当該書面の記載事項として顧客名がないものについては、顧客名が確認できる方法で保存する必要があります。<br>ただし、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。なお、最良執行方針ではなく顧客から求められたときの最良執行説明書の写しが帳簿書類として保存対象となっています（同号イ(5)）。 |
| 29 | 金商業等府令案第164条第1項第1号は、作成すべき帳簿書類として、契約締結前交付書面や契約締結時等交付書面の写しの保存を求めているが、金融商品取引契約の相手方が特定投資家である場合などは、金商法第45条により契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面の作成・交付義務が免除されている。このような場合には、原本が存在しないため、当該帳簿書類の作成は要しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第157条）。 |
| | **（契約締結前交付書面の写し）** | |
| 30 | 契約締結ごとにあらかじめ交付する契約締結前交付書面は、契約締結に至ったものだけが業務に関する帳簿書類の対象になり、それまでに顧客へ交付した、実際に締結された契約内容とは異なる内容を記載した契約締結前交付書面の写しについては、帳簿書類として保存する義務はないものと解してよいか。 | 金商業等府令第157条第1項第1号イ(3)に規定する帳簿書類（金商法第37条の3第1項の規定により顧客に交付する契約締結前交付書面の写し）は、同項の規定に基づき交付した書面の写しが帳簿書類として作成・保存の対象となりますので、契約締結に至らなかったものも作成・保存の対象となります。 |
| 31 | 契約締結前の書面の交付に関して、条件の異なる提案書を複数提示したような場合に、どのレベル若しくは段階での顧客への交付書類を帳簿書類とするのかを明示してほしい。顧客との確認段階（ドラフト）まで必要となると、保管書類が膨大となる。当初交付書類又は最終確定版のどちらかにすべきではないか。 | |
| 32 | 顧客に金商法第37条の3第1項に規定する契約締結前交付書面を交付したが契約締結までには至らなかった場合は、実際の取引がない顧客について契約締結前交付書面を長期間保存することは金融商品取引業者の事務負担が大きいため、当該顧客について当該契約締結前交付書面 | |

| | | |
|---|---|---|
| | は「業務に関する帳簿書類」（金商業等府令案第164条第1項第1号ハ）から除外してほしい。 | |
| | **（契約締結時等交付書面の写し）** | |
| 33 | 契約締結時等交付書面の写しについて、特に他の帳簿書類で代替が可能な旨の記載がないが、従来どおり、取引報告書については取引日記帳による、取引残高報告書については顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿による代替を可能としてほしい。個別に写しを保管しなければならない場合、新たにシステム対応や保管のためのコスト負担がかかる。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する帳簿書類（契約締結時等交付書面の写し）については、当該帳簿書類と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該帳簿書類の記載事項がすべて記載されている他の帳簿書類をもって代替できる旨、監督指針に記載することとします（監督指針Ⅲ－３－３(1)⑥）。 |
| 34 | 現行の証券会社府令では、同府令別表第2において、取引報告書の写しの保存について、「第60条第1項第2号に規定する取引日記帳に取引報告書控を兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、取引日記帳が取引報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。」と、また、別表第8において、取引残高報告書の写しの保存について、「第60条第1項第7号に規定する顧客勘定元帳及び同項第9号に規定する保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿が取引残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。」とされていますが、この取扱いは今回の金商業等府令案においても同様に考えてよいか。 | |
| 35 | 金商業等府令案第164条第1項第1号ニに規定する書面の写しについては、取引日記帳、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿に代えることができることとしてほしい。 | |
| 36 | 金商業等府令案第164条第1項第1号ニに規定する書面の写しについては、取引日記帳、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿に代えることができることとしてほしい。従来の証券会社府令にも同様の規定がある。 | |
| 37 | 現行と同様、取引残高報告書の写し（金商業等府令案第164条第1項第1号ニ）の保存については、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨の表示をすることにより、これに代えることができると考えて良いか。 | |
| 38 | 契約締結時書面として法令で求められている記載項目がすべて記載されている契約書を顧客と金融商品取引業者の双方が持っている場合、金商法第37条の4第1項第1号に規定する「契約締結時等の書面の写し」は、その契約書の正本を保存していればよいとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼非公開情報の授受に関する同意書面** | |
| 39 | 金融商品取引業者が作成・保存するべき帳簿書類として金商業等府令案第160条第7号イ（発行者等による非公開情報の授受に関する同意書）に規定する書面を定めているが、既に現行の証 | 施行前の証券会社行為規制府令第12条第1項第7号の同意は施行後の金商業等府令第153条第7号イの同意とみなされること（同府令附則第29条）から、貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 券会社行為規制府令第12条第1項第7号に規定する同意書を取得している場合において、当該同意書を金商業等府令案第160条第7号イに規定する同意書として取り扱えるとの理解でよいか。<br>また、親法人等又は子法人等で保存している同意書については、金商法の施行後においても、引き続き親法人等又は子法人等において保存すればよいとの理解でよいか。 | なお、保存義務については、金融商品取引業者に課せられている義務であることに注意する必要があります。 |
| 40 | 情報共有の同意書について、親法人等又は子法人等たる第一種金融商品取引業者又は登録金融機関にて原本を保存し、情報を受領する資産運用業者においては写しを保管すれば足りることとしてほしい（同意書等への記名捺印においては、顧客においても通常それなりの手続きが必要となることから、顧客より「（同意の意思表示としては）両者を名宛人とする同意書を1通出せば足りるはず」といった主張がなされる可能性があるため）。 | 非公開情報共有の同意書（金商業等府令第157条第1項第2号ハ）は、非公開情報を提供する有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等から取得するものであり（同府令第153条第7号イ）、同意書を取得した金融商品取引業者はこれを帳簿書類として保存する必要がありますが、情報を受領する者には保存義務はありません。 |
| | **▼注文伝票の記載事項** | |
| 41 | 投資信託の注文伝票について、取引日記帳をその写しとし、約定日、約定数量を表示することでよいか。 | 注文伝票（金商業等府令第157条第1項第3号、第158条）は、注文等の事項を原則注文を受けたときに作成するものであるのに対し、取引日記帳は個別の取引経過を事後に作成するものであり、その趣旨や目的が異なるものであり、そのような取扱いはできないものと考えられます。 |
| 42 | 金商業等府令案第165条第1項において、「（媒介又は代理に係るものを除く。）」と規定しているが、同項第1号では証取法を継承して従来どおり「自己又は委託の別」と表記されている。ここでいう「委託」については取次ぎ又は委託の取次ぎに限定しており、媒介又は代理については除外し、同府令案第167条に従い、帳簿書類を作成するということでよいか。<br>同府令案第165条は金商法第2条第8項第1号から第4号までの行為についての注文伝票（ただし媒介又は代理に係るものを除く。）の記載要件を規定しており、一方、同府令案第167条は、第165条で除外した媒介又は代理についての記載要件に分かれているため自己と取次ぎの範疇と媒介と代理の範疇を区別しているように読み取れるからである。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第158条第1項柱書）。 |
| | **（自己又は委託の別）** | |
| 43 | 注文伝票の記載事項について、店頭デリバティブ取引においては、自己・委託の別は、契約当事者が明らかなため、改めて「自己又は委託の別」（金商業等府令案第165条第1項第1号）という言葉自体を表記する必要はないとの理解でよいか。 | 店頭デリバティブ取引であっても、自己又は委託の区分が必要な場合もあり得ると考えられますが、当該金融商品取引業者等における特定の種類の取引がすべて顧客と自己の相対取引であることが明らかである場合などについては、「自己又は委託の別」（金商業等府令第158条第1項第1号）を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことも可能と考えられます。 |
| 44 | 自己注文と顧客注文の区別は、自己・委託の別（金商業等府令案第165条第1項第1号）と理解して、店頭取引に関しては、すべて自己注文と考えればよいか。 | |
| 45 | 「自己又は委託の別」（金商業等府令案第165条第1項第1号）は委託取引を行わない場合は記 | 自己又は委託の別（金商業等府令第158条第1項第1号）については、例えば、当該金融商品 |

| | | |
|---|---|---|
| | 載不要としてほしい。 | 取引業者等における特定の種類の取引がすべて顧客と自己の相対取引であることが明らかである場合などについては、「自己又は委託の別」を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことも可能と考えられます。 |
| | **（取引の種類）** | |
| 46 | 「取引の種類」（金商業等府令案第165条第1項第3号）の項目には、店頭デリバティブ取引については個別商品名称ではなく、金利スワップ、通貨オプション等の分類を記載することでよいか。 | ご意見のような事項の記載に加え、店頭デリバティブ取引については、「取引の種類」（金商業等府令第158条第1項第3号）の項目に、同号ニからトまでに定める事項についても記載することとなります。 |
| 47 | 「信用取引又は発行日取引」（金商業等府令案第165条第1項第3号イ）は、「信用取引又は発行日取引（国債の発行日前取引を除く）」ではないか。 | 金商業等府令第158条第1項第3号イに掲げる記載項目には、国債の発行日前取引も含まれます。 |
| 48 | 「期間利回り」（金商業等府令案第165条第1項第3号ロ（4））を記載項目とした理由を確認したい。 | 「期間利回り」（金商業等府令第158条第1項第3号ロ（4））については、従来、証券会社府令別表第8に定める注文伝票の記載事項ではなかったものの、同表の記載要領等の欄において記載されているとおり、少なくとも執行店の伝票上は判別できるよう求めていたものです。<br>金商業等府令では、期間利回りが現先取引の重要な要素であることに鑑み、また帳簿書類の記載項目を整理する観点から、記載することとしたものです。 |
| 49 | 金商法第2条第21項第2号に掲げる金融先物取引でありながら「限月」や「受渡」といった概念の存在しない取引所為替証拠金取引については「限月又は受渡年月日」（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（1））の項目は記載不要であることを確認したい。 | 監督指針Ⅲ－３－３（1）④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 50 | 「限月間スプレッド取引」については受注した旨及び受注スプレッドを記載する（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（3））とあるが、現行、東京金融先物取引所が規則上で定める先物のストラテジー取引の種類は6種（オプションは30種）であり、今後も増える可能性があることから、同号の記載は現行金先法施行規則別表第4（同規則第26条関係）の表記に準じ、「ストラテジーの種類」の記載を求める内容としてほしい。 | ご意見を踏まえ、注文伝票の記載事項として、ストラテジー取引についてはその種類を記載するよう、規定を修正いたします。<br>また、金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（3）においては、限月間スプレッド取引について金商法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る記載事項としていましたが、これを削除し、市場デリバティブ取引全般を対象とするストラテジー取引に係る記載事項として、新たに金商業等府令第158条第1項第3号に項目を設けるよう修正いたします（同号チ）。なお、金融商品仲介補助簿の記載事項についても、同様の修正を行います（同府令第283条第1項第3号チ）。 |
| 51 | 「限月」（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（1）・ホ（4）、第166条第1項第10号ロ・11号ホ、第174条第1項第3号ロ）とあるが、店頭デリバティブ取引については限月の概念がないため、表示不要としてほしい。 | 監督指針Ⅲ－３－３（1）④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされているところです。 |
| 52 | 注文伝票、取引日記帳の「受渡年月日」（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（1）・ヘ及び第166条第1項第7号・第10号ロ・第12号ロ）は、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存して | ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一 |

| | | |
|---|---|---|
| | いる場合には省略できることとしてほしい。 | 体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針に記載することとします（監督指針Ⅲ－３－３（１）⑨）。 |
| 53 | 注文伝票の記載事項の一つに「新規、決済又は解除の別」（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（2））、「新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別」（同号ホ（3））、及び「新規、権利行使、転売又は買戻しの別」（同号ト（2））とあるが、新規・決済等の区別を外国人投資家に要求するのは大変難しく理解を得がたい状況であり、また、委託証拠金の計算においても、リスク等の要素を踏まえ、発注時の新規、決済又は解除の別とは独立して計算がなされている。以上のことを踏まえると、注文伝票に新規、決済又は解除の別の記載は、実務に則していないため、削除してほしい。 | ご意見の取引がどのような取引をさすのかが明らかではありませんが、金商業等府令第158条第3項第5号において、金融商品取引所の規則により注文時に「新規、決済又は解除の別」（同条第1項第3号ニ（2）、ホ（3）及びト（2））などを指示することが不要とされているものについては、記載を省略することができることとされています。 |
| 54 | 注文伝票の記載事項の一つに「新規、決済又は解除の別」等（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（2）、ホ（3）及びト（2））とあるが、先物市場はグローバルに取引されており、日本市場のみ新規・決済等の区別を外国人投資家に要求するのは大変難しく理解を得がたい状況であり、グローバル・スタンダードに統一することが我が国の先物市場の更なる発展へ貢献すると考えられる。また、委託証拠金の計算においては、リスク等の要素を踏まえ、発注時の新規、決済又は解除の別とは独立して計算がなされている。以上のことを踏まえると、注文伝票に新規、決済又は解除の別の記載は実務に則していないため、削除してほしい。 | |
| 55 | 上場デリバティブ取引に関して、「新規、転売、買戻しの別」等（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ（2）、ホ（3）及びト（2））を記載するものとされているが、投資家が同日中に頻繁に売買を繰り返す場合は、新規・転売・買戻しの別を特定することなく包括的な発注をすることが通常であり、その都度、その特定を求めることは煩雑に過ぎて実務に即しないので、当該記載事項を免除してほしい。 | |
| 56 | 上場デリバティブ取引に関して、権利行使によるものであることを注文伝票上明らかにすること（金商業等府令案第165条第1項第3号ホ（3）及びト（2））とされているが、個別株オプション等の自動権利行使、株価指数オプションでのSQ決済等のように投資家の任意の権利行使によるものではなく、取引所による強制的な権利行使については、日付・値段等に基づき特定が可能であるため、あえて注文伝票上に明記する必要性に乏しく、特に事務処理負担が重くなるおそれがある。また、それによって発生する先物取引（国債オプションの権利行使で国債先物が組成される）についても同様である。したがって、権利行使によるものであることを注文伝票上明記する必要があるのは、顧客から権利行使の依頼があったものに限定してほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 57 | 顧客の注文による取引に加え、会員等の自己取引に係る注文伝票についても「新規又は決済等の別」（金商業等府令案第165条第1項第3号ニ(2)、ホ(3)及びト(2)）は記載不要とできる内容に変更してほしい（金商業等府令案第165条第2項第6号）。 | ご意見を踏まえ、会員等の自己取引に係る注文についても「新規又は決済等の別」（金商業等府令第158条第1項第3号ニ(2)、ホ(3)及びト(2)）の記載が省略できるよう、同条第3項第5号の規定を修正いたします。 |
| | **（権利行使価格又は権利行使期間）** | |
| 58 | 「権利行使期間」（金商業等府令案第165条第1項第3号ホ(1)・ト(1)又は第166条第1項第11号ロ・第13号ロ）は、「権利行使期限」を表示すればよいか。商品により項目名が異なるため、確認させてほしい。同じ意味であれば項目名を統一してほしい。 | 帳簿書類の記載事項については、記載内容が正しければ記載事項の名称が異なることは問題ありません。なお、金商業等府令においては、「権利行使期限」という表現は使用されていません（同府令第158条第1項第3号ホ(1)・ト(1)、第159条第1項第11号ロ・第13号ロ）。 |
| 59 | 「権利行使価格」及び「権利行使期間」（金商業等府令案第165条第1項第3号ホ(1)・ト(1)又は第166条第1項第11号ロ・第13号ロ）は、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい。<br>「権利行使期間」は「権利行使期限」を表示すればよいか。帳簿間で項目名が異なるため確認させてほしい。また同じ意味であれば項目名を統一してほしい。 | ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針に記載することとします（監督指針Ⅲ－3－3(1)⑨）。<br>なお、金商業等府令においては、「権利行使期限」という表現は使用されていません（同府令第158条第1項第3号ホ(1)・ト(1)、第159条第1項第11号ロ・第13号ロ）。 |
| | **（当事者があらかじめ定めた事由等）** | |
| 60 | 金商業等府令案第165条第1項第3号ト(3)及び第174条第1項第5号ホ及びヘに規定する事項については、取引契約書に契約番号を付して管理し、保存している場合には省略できることとしてほしい。取引日記帳については金商業等府令案第166条第3項第4号により省略が認められているため、他の帳簿書類も同様の扱いとしてほしい。 | ご意見を踏まえ、「銘柄」を定義している金商業等府令第158条第1項第4号を「銘柄（取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は取引の条件を記載した契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。）」とするよう、規定を修正いたします。 |
| | **（銘柄）** | |
| 61 | 「銘柄」（金商業等府令案第165条第1項第4号及び第166条第1項第4号）とは、個別金融商品名ではなく、通貨、金利の種類などを記載することでよいか。 | 「銘柄」を定義している金商業等府令第158条第1項第4号については、「銘柄（取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は取引の条件を記載した契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。）」に修正しています。なお、銘柄の記載については、例えば、取引の対象となっている金利、通貨や気象観測数値等の種類を具体的に記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **（売付け又は買付けの別）** | |
| 62 | 「上回る」（金商業等府令案第165条第1項第5号イ）というのは通貨オプション等為替関連デリバティブ取引の場合、自国通貨建てを言うのか外国通貨建てを言うのか不明確であるが、当該通貨の一般的な建値を使用すればよいという理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第158条第1項第5号イでは、例えばある通貨について当事者が約定した指標（「約定数値」）と当該通貨についての現実の指標（「現実数値」）を比較するものであり、比較対象が不明確になることはないものと考えられます。 |
| | **（指値又は成行の別）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 63 | 注文伝票の記載事項のうち「指値又は成行の別」（金商業等府令案第165条第1項第8号）は、店頭デリバティブ取引については概念がないため、表示不要でよいか。 | ご質問の取引が具体的にどのような取引をさすのかが明らかではありませんが、帳簿書類の記載事項については、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| | **（受注日時・約定日時）** | |
| 64 | 注文伝票の記載事項の受注日時（金商業等府令案第165条第1項第9号）及び約定日時（同項第10号）について、店頭デリバティブ取引においては、受注行為と約定行為は同時に起こるため、約定日を一つ表記することで足りるとの理解でよいか。 | ご意見にあるような、受注と約定が同時に発生する取引については、受注日時（金商業等府令第158条第1項第9号）及び約定日時（同項第10号）として、受注及び約定の日時を一つのみ記載することも可能と考えられます。 |
| 65 | 受注の概念のない取引（店頭デリバティブ取引等）については「受注日時」（金商業等府令案第165条第1項第9号）の表示は不要で良いか。 | ご意見の取引がどのような取引をさすのかが明らかではありませんが、受注と約定が同時に発生する取引については、受注日時（金商業等府令第158条第1項第9号）及び約定日時（同項第10号）として、受注及び約定の日時を一つのみ記載することも可能と考えられます。 |
| 66 | 「注文伝票」の記載事項のうち、「受注日時」（金商業等府令案第165条第1項第9号）、「約定日時」（同項第10号）については、時刻までの特定や記載は困難であることが多く、年月日のみとしてほしい。 | どのような取引を想定した質問であるか明確ではありませんが、原則として、時刻の記載は必要であると考えられます。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)⑤において、「店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない」とされています。 |
| | **（オプションの対価の額）** | |
| 67 | 「オプションの対価の額」（金商業等府令案第165条第1項第11号ロ、第166条第1項第6号、第171条第1項第1号チ及び第174条第1項第2号ヌ）は、実額でもレート表示でもよいか。 | 具体的には個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、一般にオプションの対価の額としては実額を記載するものと考えられます（金商業等府令第158条第1項第11号ロ、第159条第1項第6号、第164条第1項第1号チ、第167条第1項第2号ヌ）。 |
| | **（約定した金融商品の利率等又は金融指標）** | |
| 68 | 指標スワップ取引についての「約定した金融商品の利率等又は金融指標」（金商業等府令案第165条第1項第11号ハ）と「支払いに係る指標又は受取りに係る指標」（同府令案第174条第1項第4号ロ）は同じ意味か。帳簿間で項目名が異なるため確認させてほしい。また同じ意味であれば項目名を統一してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第167条第1項第4号ロの規定を「約定した金融商品の利率等又は金融指標」とするよう、規定を修正いたします（同府令第158条第1項第11号ハ参照）。 |
| | **（対価の額）** | |
| 69 | 当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に金銭を受領する権利の「対価の額」（金商業等府令案第165条第1項第11号ニ及び第174条第1項第5号リ）は、実額でもレート表示でもよいか。 | 具体的には個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、一般に実額を記載するものと考えられます（金商業等府令第158条第1項第11号ニ、第167条第1項第5号リ）。 |
| | **▼注文伝票の作成方法等** | |
| | **（約定が不成立の場合）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 70 | 「約定が不成立の場合には、その旨を表示すること」（金商業等府令案第165条第2項第2号）と規定されているが、例えば、「約定不成立」と注文伝票の余白部分に手書きで記入することでもよいか。 | 約定が不成立の場合、その旨を表示されていればよいため、そのような取扱いも可能と考えられます（金商業等府令第158条第2項第2号）。 |
| 71 | 「約定が不成立の場合には、その旨を表示すること」（金商業等府令案第165条第2項第2号）と規定されているが、現行、約定が成立した場合には、約定内容を記載しており、成立しなかったものについては注文内容のみで約定内容が記載されていない。このことをもって、約定が成立したか不成立かは判別している。現行の運用を引き続き認めてほしい。 | 約定の成立・不成立の記載について、当該金融商品取引業者において統一した厳格な取扱いが行われている場合には、ご意見にあるような取扱いも可能と考えられます（金商業等府令第158条第2項第2号）。 |
| | **（注文伝票を電磁的記録により作成する場合）** | |
| 72 | 注文伝票を電磁的記録により作成する場合には、「自己の取引の発注の場合にあっては発注を行うときまでに電子計算機へ入力すること」（金商業等府令案第165条第2項第3号イ）とあるが、入力と発注が同時でもよいか。すなわち、発注を行う端末に入力した発注データを使用して電磁的記録による注文伝票を作成することも許容されるか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第158条第2項第3号イ）。<br>なお、規定の位置づけの整合性を図る観点から、取引契約書の代替の取扱いについては、金商業等府令案第165条第3項第3号から監督指針Ⅲ－3－3（1）⑦に記載するよう、変更いたします。 |
| 73 | 注文伝票を電磁的記録により作成する場合、自動的に記録される日時（金商業等府令案第165条第2項第3号ロ）は、受注・発注日時ではなく、電子計算機への入力日時という理解でよいか。 | 注文伝票を、電磁的記録により作成する場合は、注文を受けたとき又は発注を行うときまでに電子計算機への入力が求められているため、自動的に記録される日時（金商業等府令第158条第2項第3号ロ）は、貴見のとおり、電子計算機へ当該注文又は発注を入力した日時となります。 |
| | **（注文伝票の保存）** | |
| 74 | 注文伝票の保存は「発注の日付順」（金商業等府令案第165条第2項第4号イ）に保存することとなっているが、実務上、当該注文伝票は発注単位で保存するもの（債券等）と約定単位で保存するもの（株式等）があるため、「発注又は約定の日付順」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の「発注又は約定の日付順」でも保存が可能となるよう、金商業等府令第158条第2項第4号の規定を修正いたします。 |
| | **（注文伝票の作成を要しない場合）** | |
| 75 | 金商業等府令案第165条第2項第8号の「有価証券又は市場デリバティブ取引につき」という表現は体裁がアンバランスである。「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引につき」とするか、「有価証券又は市場デリバティブ取引に係る金融商品又は金融指標につき」とすべきではないか。 | ご意見を踏まえ、「有価証券又は市場デリバティブ取引に係る金融商品若しくは金融指標につき」と規定を修正いたします（金商業等府令第158条第2項第8号）。 |
| 76 | 金商業等府令案第165条第2項第8号は、「金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において特定の銘柄の有価証券又は市場デリバティブ取引につき恒常的に売付け又は買付けの気配を提示する会員等が、当該気配として行う注文については、作成することを要しない」との規定があるが、取引所為替証拠金取引における自己の計算によるマーケットメーク注文については、当該府令案に該当するとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第158条第2項第8号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼注文伝票に係る特則** | |
| | **（取引契約書による注文伝票の代替）** | |
| 77 | 金商業等府令案第165条第3項第3号により、店頭デリバティブ取引に関しては、（契約書に該当記載事項があれば）契約書をもって注文伝票に代替できるものとされているところ、店頭デリバティブ取引の性質や実務慣行に照らし、記載する必要のないものは、契約書に記載されていなくても差し支えないようにしてほしい。例えば、「店頭」取引においては、「委託」取引はあり得ないので、「自己又は委託の別」は記載されていなくても差し支えのないようにしてほしい。また、「指値又は成行の別」も同様である。「受注日時」と「約定日時」については、店頭デリバティブ取引においては、注文と約定を区別していない取引の実情、及び約定時間を契約書には書かない実務慣行を考慮し、契約書に「約定日」の記載さえあればよく、「受注日時」と「約定日時」が契約書に記載されることは要しないようにしてほしい。 | ご意見にあるような取引の性質や実務慣行から記載する必要のないものとは、どのようなものであるか明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、店頭デリバティブ取引であっても、自己又は委託の区分が必要な場合もあり得ると考えられますが、取引契約書の記載内容により、自己の取引であることが明らかであるような場合に「自己又は委託の別」の記載を省略することや、受注と約定が同時であるような取引について受注及び約定の日時を一つのみ記載することは可能と考えられます。<br>また、店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない旨、監督指針Ⅲ－3－3(1)⑤に記載しています。<br>なお、規定の位置づけの整合性を図る観点から、取引契約書の代替の取扱いについては、金商業等府令案第165条第3項第3号から監督指針Ⅲ－3－3(1)⑦に記載するよう、変更いたします。 |
| 78 | 金商業等府令案第165条第3項第3号において注文伝票は取引契約書で代替できるとあるが、取引契約書に不足項目がある場合は、適宜補記する形で許容されるか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、規定の位置づけの整合性を図る観点から、取引契約書の代替の取扱いについては、金商業等府令案第165条第3項第3号から監督指針Ⅲ－3－3(1)⑦に記載するよう、変更いたします。 |
| 79 | 第二項有価証券は、実体券面の移転と占有を以って（あるいは法律に定められた方式により電子的に権利移転がなされる振替の方法を以って）権利の移転がなされる第一項有価証券と異なり、組成に際しては信託契約書や組合契約書、権利の移転に際しては指名債権譲渡方式等により譲渡契約書等を締結する等、契約書が存在することが多い。<br>一方で、取引所に上場する株式等と異なり、その譲渡の条件などは契約書に規定され、近年、契約書の標準化が進んでいるとは言え、細かい条件面では譲渡契約書の詰めの作業などを行うことがあり、何度も契約書のドラフトのやり取りなどを行うこともあるが、受注→約定という現在の証取法の注文伝票の様式を取ると、どの時点が受注なのか・成約なのか（契約書の条件がそろったときなのか、調印したときなのか）、条件の詰めの最中に交渉の決裂をした場合、受注取消しとすべきなのか、等を法律論まで踏み込んで解釈しても理解に苦しむ場面が多い。契約書締結行為というものがあるにもかかわらず、契約書の存在しない上場株式同様に証拠書面としての受注伝票を求められる点に、実務面で沿わない面を多々感じる。<br>実際、平成16年に投資事業有限責任組合等の | ご意見にある第二項有価証券とは、金商法第2条第2項各号に掲げる有価証券とみなされる権利のことと思われますが、注文伝票については、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、それぞれの帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもって帳簿書類とすることができます。<br>なお、規定の位置づけの整合性を図る観点から、取引契約書の代替の取扱いについては、金商業等府令案第165条第3項第3号から監督指針Ⅲ－3－3(1)⑦に記載するよう、変更いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 一部の組合出資持分につき、みなし有価証券とされた際、実務面で上記のような不具合を感じたにもかかわらず、改善を訴える機会もなく、また、今般、新たに第二項有価証券（みなし有価証券）となった信託受益権では、旧信託業法において存在しなかった注文伝票を新たに求められることとなり、上記のような実体面に沿わない場面に再度遭遇することとなりかねない。よって注文伝票の作成を要しないこととしてほしい。 | |
| 80 | 店頭デリバティブ取引のうち、SwapswireやDTCCなどのコンピュータのコンファメーション・マッチング・サービスを利用して行われるものについては、当事者間でISDAのマスター・アグリーメントは取り交わすが、個別取引に係る契約書を取り交わさず、一方が取引内容を画面に表示させ、他方がこれを承認することにより取引が成立する。このような場合には、取引内容（個別取引に係る契約書の記載内容と同様）が表示されるSwapswireやDTCCのシステムで閲覧できること又は取引内容の情報を電磁的記録若しくは紙面等で保存することにより、注文伝票の作成要件を満たしているという理解でよいか。 | ご質問にある契約手法が書面による契約の取り交わしと同様の効力を持つのかが必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、当該手法による契約が書面による契約と同様の効力を有しており、かつ、注文伝票の記載事項がすべて含まれている場合には、当該取引契約書をもって注文伝票とすることが可能と考えられます。<br>なお、規定の位置づけの整合性を図る観点から、取引契約書の代替の取扱いについては、金商業等府令案第165条第3項第3号から監督指針Ⅲ－３－３（１）⑦に記載するよう、変更いたします。 |
| | **（同一日において価格が変動しない投資信託又は外国投資信託の特例）** | |
| 81 | 「同一日において価格が変動しない投資信託又は外国投資信託の受益証券に係る第1項各号に掲げる事項」（金商業等府令案第165条第3項第4号）とは、投資信託又は外国投資信託の受益権の買取りのみが該当するとの理解でよいか。 | 同一日において価格が変動しない投資信託及び外国投資信託の受益証券についての売買又は取次ぎが該当します（金商業等府令第158条第3項第3号）。 |
| 82 | 金商業等府令案第165条第3項第4号に、同一日において価格が変動しない投資信託等について、記載事項を一部簡素化することが可能である旨の規定があるが、第169条において募集等に係る取引記録の作成が別途設けられていることから、当該条項においては、会社型投信を規定していると考えてよいか。 | 注文伝票は、金商法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関するものが記載の対象となります。なお、募集等に係るものは金商業等府令第157条第1項第7号又は第8号に掲げる帳簿書類を作成することとなりますので、注文伝票（同項第3号）の作成は必要ありません。 |
| | **（電磁的記録により作成されている場合の一覧表による表示又は出力）** | |
| 83 | 注文伝票、募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録について、一覧表形式で出力可能な場合（金商業等府令案第165条第3項第7号、第169条第3項及び第170条第3項）は、現行の証券会社府令別表8「注文伝票に係る記載要領等11」と同様の要件と理解してよいか。<br>また、媒介又は代理に係る取引記録（金商業等府令案第167条）については、特段の要件無しに一覧表形式での出力が認められると考えてよいか。 | 注文伝票、募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録の一覧表形式による出力は、それぞれの条文に従い電磁的記録により作成されていることが要件となります（金商業等府令第158条第3項第6号、第162条第3項第2号、第163条第3項第2号）。<br>また、媒介又は代理に係る取引記録（同府令第160条）を一覧表形式で出力することについては、貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（記載項目の省略）** | |
| 84 | 新規以外の既存取引の決済、権利行使、解除に係る注文伝票は、金融商品取引業者で連番管理している取引番号を記載することにより金商業 | 決済、権利行使、解除等の別が容易に判別できるものであれば、そのような記載方法も可能と考えられます（金商業等府令第158条第1項各号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 等府令案第165条第1項第各号に掲げる記載項目を省略できることとしてほしい。 | なお、ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項については、当該金融商品取引業者において統一した取扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができる旨、監督指針に記載することとします(監督指針Ⅲ－3－3(1)⑧)。 |
| | **▼取引日記帳の記載事項** | |
| 85 | 「取引日記帳」について、金商法第2条第8項第8号に規定する売出しの場合も作成することになっているが、同条第4項に「『有価証券の売出し』とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に該当するものをいう」とあるように、行為としては「勧誘」であり、「取引」とは異なることから、「取引日記帳」の作成が必要な行為から除外されるべきではないか。 | 「取引日記帳」は、金商業等府令第159条第1項柱書に定める行為に関して成立した金融商品取引に係る記録を記載するための帳簿書類であり、有価証券の売出しに関しても、記載の対象とすることが適当であると考えられます。 |
| | **(顧客の氏名又は名称・相手方の氏名又は名称)** | |
| 86 | 「顧客の氏名又は名称」(金商業等府令案第166条第1項第2号)と「相手方の氏名又は名称」(同項第8号)という表現の違いは、相手が顧客なのか、顧客以外の業者等なのかの表現を分けたものと考えてよいか。 | 「顧客の氏名又は名称」及び「相手方の氏名又は名称」の記載については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、明確化を図る観点から、金商業等府令第159条第1項第2号「顧客の氏名又は名称」を「委託者である顧客の氏名又は名称」と修正いたします。 |
| 87 | 「顧客の氏名又は名称」と「相手方の氏名又は名称」は相対取引である店頭デリバティブ取引においては同じものを指すという理解でよいか。また、同じ意味であれば項目名を統一してほしい。更に、取引日記帳では重複しているためどちらか一方にしてほしい。 | |
| 88 | 相対取引の場合、金商業等府令案第166条第1項第2号の顧客と同項第8号の相手方は同一と考えられることから、「取引先」という名称で統一してもよいか。 | |
| 89 | 新規に発行される社債券、特定社債券又は特定目的会社の優先出資証券の私募の取扱いにおいて、金商業等府令案第166条第1項第8号の「相手方」は誰になると考えればよいか。 | 一般的には、私募の取扱いに応募した顧客を指すものと考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、金商業等府令第159条第1項第2号について、明確化を図る観点から、「顧客の氏名又は名称」を「委託者である顧客の氏名又は名称」修正いたします。 |
| | **(売付け又は買付け等の別)** | |
| 90 | 金商業等府令案第166条第1項第3号、第169条第1項第3号及び第170条第1項第3号に掲げる事項については、目論見書において、募集期間中に行われる行為が募集あるいは売出しであることを確認することができれば、募集・売出しに際して顧客に交付した目論見書と同一の目論見書を社内で保存することを条件に、「募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録」、「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」「取引日記帳」及び「顧客勘定元帳」に「売買の別」を記載すればよいこととしてほしい。 | 目論見書の記載だけでは、売買の別を除いた金商業等府令第159条第1項第3号、第162条第1項第3号及び第163条第1項第3号に掲げる記載事項のすべてを確認することはできないと考えられるため、そのような取扱いを認めることは困難であると考えられます。<br>ただし、同府令第162条及び第163条については、第158条第3項第3号(同一日に価格が変動しない投資信託等に係る記載事項の簡素化)と同様の規定を設けるよう、規定を修正いたします(第162条第3項第1号、第163条第3項第1号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 上記取扱いが認められない場合には、2年程度の経過措置期間を認めてほしい。<br>目論見書では、募集・売出しの別が明らかであること、また、目論見書を保存することにより、「募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録」等に記載する約定年月日、銘柄等から、顧客が行った取引が募集・売出しの別を容易に把握することが可能であるため。経過措置については、本項目は、法令上新たに記載することが義務付けられた項目であり、当該項目に関連する多数のシステム及び帳票を同時に修正するための時間が必要であることから、求めるものである。<br>なお、システム対応に必要な期間については、個々の項目に対応が必要な期間で判断するのではなく、金商法に対応するための一連の対応に必要な期間で判断してほしい。 | また、ご意見を踏まえ、帳簿書類の作成・保存のためのシステム開発等に要する期間にかかる経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置(1年間の経過措置)を設けることといたしました(金商業等府令附則第18条・第19条)。 |
| | **(単価・金額・約定価額)** | |
| 91 | 金商業等府令案第166条第1項第5号の「単価」と第6号の「約定価格」は、等しく「約定価格」を意味するものと理解してよいか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第159条第1項第5号及び第6号の記載事項を整理し、規定を修正いたします。同様に、同府令第164条第1項第1号ト及びチも規定を修正いたします。 |
| 92 | 金商業等府令案第166条第1項第5号の「金額」と第6号の「約定価格」は異なるのか。 | |
| 93 | 取引日記帳の記載項目の約定価格(金商業等府令案第166条第1項第6号)は、同項第5号の単価と実質的には一致していると思われるので省略してもよいか。 | |
| 94 | 金商業等府令案第166条第1項第6号及び第171条第1項第1号チに掲げる「約定価格」は、何を記載すべきか不明瞭なため、取引種類ごとに記載項目を明示するか削除してほしい。 | |
| 95 | 金商業等府令案第166条第1項第5号及び第174条第1項第2号ヌ・第3号チに掲げる「単価」については、「単価」の概念のない取引については、記載不要でよいか。 | ご意見の取引がどのような取引をさすのかが必ずしも明らかではありませんが、帳簿書類の記載事項については、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 96 | 金商業等府令案第166条第1項第5号及び第171条第1項第1号トに「金額」とあるが具体的に何を指すのか確認させてほしい。「約定金額」、「元本として定めた金額」、「決済金額」、「手数料」、「取引一単位あたりの金額」、「支払金額」、「入出金」、「金銭の受渡金額」等、金額に係る記載事項は多数あるが、そのいずれでもよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、ご意見の部分にある「金額」は、行われた金融商品取引の総取引額を指すものと考えられます(金商業等府令第159条第1項第6号、第164条第1項第1号チ)。 |
| | **(受渡年月日)** | |
| 97 | 「受渡年月日」(金商業等府令案第166条第1項第7号)とあるが、具体的に何を指すのか確認させてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般に、受渡年月日とは、有価証券の受渡しが実際に行われた日又はデリバティブ取引において決済が行われた日を指すものと考えられます(金商業等府令第159条第1項第7号)。 |
| 98 | 店頭デリバティブ取引において、受渡年月日(金商業等府令案第166条第1項第7号)とはどの日を指すのか。 | 金商業等府令第159条第2項第4号において、受渡年月日は、実際に受渡しを行った年月日を記載することとしています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する項目がないものについては記載を要しない。」こととしています。 |
| 99 | 取引日記帳における受渡年月日（金商業等府令案第166条第1項第7号）は最終受渡日の記載としてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第159条第2項第4号に規定されているとおり、原則として、実際に受渡しを行った年月日を記載する必要があります。 |
| 100 | 「受渡年月日」（金商業等府令案第166条第1項第7号）とあるが、差金決済の取引は当該項目を記載できないため、共通記載項目からは外してほしい。 | 監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、記載事項に直接合致しないものは、当該事項に準ずるものを記載し、該当する項目がないものは記載を要しないこととしています。したがって、ご指摘の「差金決済」取引のように受渡年月日を記載できないものについては、記載する必要はありません。 |
| 101 | 受渡年月日（金商業等府令案第166条第1項第7号）については、同条第2項第4号において「受渡年月日欄は実際に受渡しを行った月日を記載すること」とあるが、債券取引でのフェイル発生により全量、若しくは一部の受渡において受渡日が当初約定時に定めた日と異なる受渡日となることによる実際の受渡日を取引日記帳へ記録するのではなく、別途フェイル状況を管理する帳票等に記録管理することも認められないか。 | 受渡年月日とは、有価証券の受渡しが実際に行われた日を指すものと考えられます（金商業等府令第159条第2項第4号）。このため、ご質問の債券に係る取引においては、フェイル発生の如何を問わず、取引日記帳には、受渡年月日及び約定年月日を記載する必要があります（金商業等府令第159条第1項第7号・第1号）。 |
| 102 | 受渡年月日（金商業等府令案第166条第1項第7号）については、同条第2項第4号において「受渡年月日欄は実際に受渡しを行った月日を記載すること」とあるが、取引日記帳作成時は受渡未済であり、予定期日しか表示できないため、予定年月日の記載とさせてほしい。 | 取引日記帳に限らず帳簿書類の作成に当たり、作成時において確定していない事項については、当該事項が確定した後に速やかに記載することや、ご意見のように予定日を記載することができます。ただし、記載された予定日が変更となった場合には、当然、当該記載を修正する必要があります。 |
| 103 | 受渡年月日（金商業等府令案第166条第1項第7号）については、募集等の場合は、「募集等の代金の払込みを受けた年月日」としてほしい。募集等については、当該有価証券の入庫日が確定していないことが多く、「実際に受渡しを行った年月日」を定義付けることが困難と考える。 | 原則として、実際に受渡しを行った日を記載する必要があります（金商業等府令第159条第2項第4号）。ただし、株券の募集の場合など、約定時点において、券面が存在していないようなケースについては、ご意見のような取扱いも可能と考えられます。<br>なお、そのような場合について、個別の払込みがあった時点を受渡日とするのか、払込期日の最終日を受渡日とするのかについては、あらかじめ社内規定において統一的なルールを定めておく必要があります。 |
| | **（自己又は委託の別）** | |
| 104 | 取引日記帳の記載事項として、「自己又は委託の別」（金商業等府令案第166条第1項第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イ）が定められているが、「店頭」取引においては「委託」取引はあり得ないので、「店頭取引」であることが自明な取引（例えば、店頭デリバティブ取引）では「自己又は委託の別」の記載は省略できることとしてほしい。 | 店頭デリバティブ取引であっても、自己又は委託の区分が必要な場合もあり得ると考えられますが、当該金融商品取引業者等における特定の種類の取引がすべて顧客と自己の相対取引であることが明らかである場合などについては、「自己又は委託の別」（金商業等府令第159条第1項第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ）を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことも可能と考えられます。 |
| | **（オプションの行使により成立することとなる取引の内容）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 105 | 金商業等府令案第166条第1項第11号へに掲げる事項については、監督指針案Ⅲ－3－3(1)①に基づき、成立する取引内容が別途当該取引に関する帳簿に記載されている場合は省略可能との認識でよいか(店頭デリバティブ取引は長期取引が主であり、取引日記帳に記載すると膨大となるため)。 | 帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合は、これらを一体として当該帳簿書類とすることができると考えられます。<br>なお、規定の位置づけの整合性を図る観点から、当該記載事項の一部と取引契約書の一体管理の取扱いについては、金商業等府令案第166条第3項第4号から監督指針Ⅲ－3－3(1)⑨に記載するよう、変更いたします。 |
| | **▼取引日記帳の作成におけるクロス取引の取扱い** | |
| 106 | 金商業等府令案第166条第2項第5号では、「クロス取引(取引所金融市場において成立した直近の価格で売買を成立させる取引をいう。)」とあるが、取引の成立は場内又は場外を問わないのか。東京金融先物取引所の「ブロック取引」では、取引所内の公開で行われるオークション方式によらず、取引の当事者間において、相対で数量や価格(申込み直前の15分間の高値及び安値の範囲内の価格等)等の条件についての合意後に、取引所へ申込みを行い、取引所の承認により取引所内で執行された取引と同じ取扱いをするが、当該取引を「クロス取引」に該当すると理解して良いか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第159条第2項第5号の「クロス取引」の定義については、取引所金融市場における取引である旨の明確化を図るため、規定を修正いたします。<br>なお、ご指摘の「ブロック取引」についても、同号に規定する「クロス取引」に該当する場合には、その旨を表記する必要があります。 |
| 107 | クロス取引(金商業等府令案第166条第2項第5号)について、東京金融先物取引所の「ブロック取引」がこれに該当するか否か、確認いたしたい。(現行の記載では該当しないように思われる。) | |
| 108 | 取引日記帳への記載において「クロス取引についてはその旨を表示する」(金商業等府令案第166条第2項第5号)とあるが、国債先物、同先物オプションの同一ディーラーによる寄付・引け時の売り/買い同額注文はクロス取引との認識でよいか。 | ご指摘のような取引が「クロス取引」(金商業等府令第159条第2項第5号)に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、「クロス取引」の定義については、明確化を図るため、規定を修正いたします(同号)。 |
| | **▼取引日記帳に係る特則** | |
| | **(他の帳簿書類との兼用)** | |
| 109 | 取引日記帳は、取引報告書(＝契約締結時交付書面)の控(写)と兼用可能として良いか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する帳簿書類(契約締結時等交付書面の写し)については、当該帳簿書類と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該帳簿書類の記載事項がすべて記載されている他の帳簿書類をもって代替できる旨、監督指針に記載することとします(監督指針Ⅲ－3－3(1)⑥)。 |
| 110 | 「取引日記帳」と「取引報告書(控)」との兼用は認めていないが、登録金融機関については、従来どおり、兼用も認めてほしい。 | |
| | **(取引契約書による取引日記帳の代替)** | |
| 111 | 店頭デリバティブ取引に関しては、契約書がそれぞれの取引において取り交わされ、契約番号で取引相手方とも確認しあう取引慣行を考慮し、契約書及び契約番号をもって取引日記帳に代替できることとしてほしい。 | 取引日記帳については、注文伝票等と異なり、成立した取引について事後に作成し、個別の取引経過が確認できるとともに、取引履歴が一覧できるものが求められているものであることから、取引契約書の作成をもって記載事項をすべて省略することは適当でないと考えられます。 |
| 112 | 現在、有価証券関連の店頭デリバティブ取引に | |

| | | |
|---|---|---|
| | おいて、帳簿書類上は各記載事項の概略を表示し、その詳細な内容については取引契約書を参照することとしている。今後、有価証券関連以外の多様な店頭デリバティブ取引が行われることが見込まれるが、これらの取引についても、有価証券関連の店頭デリバティブ取引で認められているように、帳簿書類上は概略で表示し、詳細な内容については取引契約書を参照する方法を認めてもらいたい。具体的には、金商業等府令案第166条第3項第3号及び第4号に規定する事項にだけでなく、第166条第1項第10号から第13号に規定する事項について、帳簿書類上は概略を表示し、詳細な内容については取引契約書を参照する方法を認めてほしい。契約ごとに個別性が高く、一定の様式で記載することが正確性を欠く場合があると想定される。 | ただし、ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項の一部について、取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針に記載することといたします(監督指針Ⅲ－3－3(1)⑨)。 |
| | **▼媒介又は代理に係る取引記録** | |
| 113 | 媒介又は代理に係る取引記録は、被媒介者がすべて海外に居住している場合や、本人と相手方の双方とも国内に居住していない場合でも、作成・保存しなければならないのか。 | そのような場合であっても、媒介又は代理に係る取引記録の作成・保存は必要となるものと考えられます(金商業等府令第160条)。 |
| 114 | 媒介を働きかけたが成約に至らなかったケースにおいては、作成義務は生じないという理解でよいか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられますが、成約に至らなくても手数料等の対価を得ている場合には、作成・保存は必要と考えられます。 |
| 115 | 金商業等府令案第164条第1項第5号に掲げる帳簿書類に関し、スワップの交渉相手が外資系金融機関の東京支店担当者で、Booking Entityが外資系金融機関本店の場合、どちらをスワップ相手として見ればよいのか教えてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引契約の相手方(実質的な当事者)が誰であるのかによるものと考えられます。 |
| 116 | 媒介又は代理に係る取引記録の作成対象として、スワップの媒介・代理業務に係る取引記録も含まれるのか。 | 媒介又は代理に係る取引記録については、金商業等府令第160条柱書に規定するとおり、金商法第2条第8項第2号から第4号までに掲げる行為(媒介又は代理に係るものに限る。)に関して作成する必要があり、「スワップの媒介・代理業務に係る取引記録」も含まれるものと考えられます。 |
| 117 | 「媒介又は代理に係る取引記録」について、金商業等府令案第167条第1項に掲げる記載事項を現在使用しているシステム等で確認できるものについては、そのまま当該取引記録として認めてほしい。また、新たにシステムを構築する必要がある場合には、経過措置を認めてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的な考え方として、当該システムにおいて金商業等府令第160条各号に規定する記載事項がすべて記録されており、「媒介又は代理に係る取引記録」として出力することが可能となっているような場合には、当該帳簿書類を作成しているものと考えられます。<br>また、帳簿書類の作成・保存のためのシステム開発等に要する期間にかかる経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置(1年間の経過措置)を設けることといたします(金商業等府令附則第18条・第19条)。 |
| 118 | 媒介又は代理に係る取引記録について、取引ごとに記録する取引記録と、包括の媒介又は代理にかかる契約書に一元化する取引記録の使い分けについては、個社ごとに取り決めてよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、媒介又は代理に係る取引を行った場合には、金商業等府令第160条各号に規定する事項を記載した媒介又は代理に係る取引記録を作成する必要があります。 |
| 119 | 媒介・代理取引の場合、「媒介又は代理に係る | ご意見にある十分な情報を正確に把握してい |

| | | |
|---|---|---|
| | 取引記録」のみを作成・保存すれば足り、他の帳簿書類は作成不要としてほしい。特に、媒介の場合は、契約の当事者でないため、取引日記帳や顧客勘定元帳の作成に十分な情報を正確に把握しているとは限らないので、実務的に不可能ではないかと思われる。 | ない状況がどのようなものであるか必ずしも明らかでありませんが、行われた金融商品取引契約の内容を正確に記録する観点から、媒介又は代理に係る取引についても、「媒介又は代理に係る取引記録」だけではなく、作成対象となっているその他の帳簿書類を作成する必要があります。<br>なお、媒介又は代理に係る取引は、取引日記帳の作成対象となっておりません（金商業等府令第159条第1項柱書）。<br>また、ご意見を踏まえ、顧客勘定元帳については、媒介又は代理に係るものを作成対象から除くこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第164条第1項）。 |
| | **（媒介又は代理の別）** | |
| 120 | 媒介又は代理に係る取引記録の位置づけ及び「媒介又は代理の別」（金商業等府令案第167条第1項第3号）の具体的定義を教えてほしい。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、媒介又は代理に係る取引記録は、金融商品取引契約の成立に際し金融商品取引業者が行った媒介又は代理に関する記録をいいます（金商業等府令第160条）。また、媒介又は代理の定義については、金商法第2条第8項第2号から第4号までに掲げる行為のうちの媒介又は代理に係るものをいいます。 |
| 121 | 「媒介又は代理の別」（金商業等府令案第167条第1項第3号）が記載項目となっているが、この区別をする実益は乏しいと思われ、削除すべきである。もし、区別が必要であれば、明確な定義規定を置くべきである。 | 金融商品取引契約の成立に当たり、金融商品取引業者がどのような関与をしたのかを明確にする観点から、法的性格の異なる両者の区分について記載が必要であると考えられます（金商業等府令第160条第3号）。なお、媒介又は代理の定義については、金商法第2条第8項第2号から第4号までに掲げる行為のうちの媒介又は代理に係るものをいいます。 |
| | **（媒介又は代理の内容）** | |
| 122 | 「媒介又は代理の内容」（金商業等府令案第167条第1項第4号）について、具体的にどのような記載が必要か。 | 個別の事案に応じて記載される内容は異なると考えられますが、基本的には、金融商品取引業者が媒介又は代理をした取引の内容を記載することとなるものと考えられます（金商業等府令第160条第4号）。 |
| 123 | 「媒介又は代理の内容」（金商業等府令案第167条第1項第4号）とは、具体的に対象となった金融商品取引契約について主要項目（取引4要素）を媒介者が認識した範囲で記載しておけば足りるか。つまり、媒介行為の後、被媒介者同士で条件を違えて契約したり、本人と契約相手方が合意の上、契約の解除や変更をした場合など、代理・媒介の記録と実際の取引が合致しない場合があっても、虚偽記載とならないことを確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご意見にあるように、媒介行為の後に、契約当事者同士の合意により契約条件が変更されるなどのケースについて、変更後の契約条件が記録されていないことはやむを得ないものと考えられます（金商業等府令第160条第4号）。 |
| | **（媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額）** | |
| 124 | 媒介又は代理に関する取引記録の手数料に関する記載事項（金商業等府令案第167条第1項第5号）について、具体的にどのような事項を記載する必要があるか。契約時や帳簿作成時に手数料が確定していない場合はどうするか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、基本的には、手数料等の対価の額を記載することとなります（金商業等府令第160条第5号）。<br>なお、契約時や帳簿作成時に手数料が確定していない場合は、予定額を記載し、確定後に必要に応じて修正する方法や確定後に記載する方法 |

| | | |
|---|---|---|
| | | などが考えられます。 |
| 125 | 「媒介又は代理にかかる取引記録」の記載事項である「媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額」（金商業等府令案第167条第1項第5号）が規定されているが、個別の取引ごとにこのような手数料等の授受が行われていない実務を考慮すると、個別の取引ごとの開示は物理的にかなり困難であり、削除してほしい。仮に、削除が不可能であるとしても、媒介又は代理の取引の報酬等は関連会社間においては、移転価格税制に基づく包括的な報酬の分配、分割が市場の主力となっている現状に不向きであり、個別にこのような手数料等の計算や授受が行われていない実務を考慮すると、個別の取引ごとの開示は実質的に不可能であると考えられるので、少なくとも関連会社への媒介・代理については記載を不要とするなどの例外措置をとってほしい。 | 具体的な記載については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、記載事項を削除することは適当でないと考えられます（金商業等府令第160条第5号）。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。<br>また、媒介又は代理に係る取引記録を含む帳簿書類については、金融商品取引業に関して、金融商品取引業者が作成・保存することを求めているものであり、公衆縦覧のようないわゆる「開示」を求めているものではありません。 |
| 126 | 金商業等府令案第167条第1項第5号「媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額」について、「媒介又は代理に関して顧客から受け取る手数料、報酬その他の対価の額」であることを明確化してほしい。また、個別の取引毎に紐付けしない形で媒介等の対価を定める場合など、取引毎に表示できない場合があるので、同府令案第77条第1項ただし書と同様の規定を追加してほしい。 | ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、当該記載事項の手数料等は、媒介又は代理に関して顧客から受け取るものを指します（金商業等府令第160条第5号）。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する項目がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 127 | 「媒介又は代理に関して受取る手数料、報酬その他の対価の額」（金商業等府令案第167条第1項第5号）について、個別取引毎ではなく取引額や収益を基礎として一定の算定方式に基づいて手数料等の額を計算をする旨の包括的な契約を締結している場合であって個別取引毎の手数料等の算定が不可能な場合には、当該契約書の保管をもって足りるとの理解でよいか。 | 監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する項目がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| | **▼有価証券等清算取次ぎに係る取引記録** | |
| 128 | 金商業等府令案第168条の「有価証券等清算取次ぎに係る取引記録」の作成を要する取引とは、どのようなものを想定しているのか。TFXの清算参加者が行っている清算受託については、「有価証券等清算取次に係る取引記録」の作成は不要であることを確認したい。 | 東京金融先物取引所（社名変更後は東京金融取引所）における清算受託は金商法第2条第27項第1号に該当し、「有価証券等清算取次ぎに係る取引記録」の作成が必要であると考えられます（金商業等府令第161条）。 |
| | **▼募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録の記載事項等** | |
| | **（記載事項の省略）** | |
| 129 | 投資信託の場合、注文伝票の記載要件を金商業等府令案第165条第3項第4号で簡素化しているが、同府令案第169条及び第170条に定める取引記録についても同様に簡素化してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第162条及び第163条について、同府令第158条第3項第3号（同一日に価格が変動しない投資信託等に係る記載事項の簡素化）と同様の規定を設けるよう、修正いたします（第162条第3項第1号、第163条第3項第1号）。 |
| 130 | 金商業等府令案第169条第1項及び第170条第1項に掲げる事項については、注文伝票又は取引日記帳中に取引記録として記載すべき事項 | 金商業等府令第158条第1項、第162条第1項及び第163条第1項に規定するとおり、注文伝票と募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録及 |

| | | |
|---|---|---|
| | が含まれている場合は、それをもって同府令案第164条第1項第7号及び第8号に掲げる帳簿書類の作成義務を満たすものとして、別途、これらの帳簿書類を作成する必要はないとの理解で差し支えないか。明確化のため、例外規定を設けてほしい。 | び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録について、その作成対象となる行為は重複しないものと考えられます。<br>取引日記帳については、募集等の取引記録等と異なり、成立した取引について事後に作成し、個別の取引経過が確認できるとともに、取引履歴が一覧できることが求められるため、当該取引記録等とは別に作成する必要があります。 |
| | **（募集、売出し若しくは私募又は買取り若しくは解約若しくは払戻しの別）** | |
| 131 | 金商業等府令案第169条第1項第3号及び第170条第1項第3号に掲げる事項については、「売付け若しくは買付けの別」としてほしい。従来、「募集、売出し若しくは私募若しくは買取り、解約若しくは払戻しの別」の記載がなくても投資家保護上、特段の問題が生じていなかった項目である上、記載することが極めて大変である。<br>上記について、修正が難しい場合、募集、売出しの区別がつかないIPO等については、“募集・売出し”等の記載でもよいか。募集と売出しを同時に実施するIPO等においては、顧客への販売時、募集玉と売出し玉を分けて管理していないケースがある。 | 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い等の行為は、金融商品取引業において重要な行為として位置づけられており、金商業等府令第162条第1項第3号及び第163条第1項第3号に掲げる区分は必要な記録と考えられます。<br>なお、ご意見にあるように、実務上、募集と売出しを区別せずに取引を行っているようなケースについては、併記する方法も可能と考えられます。 |
| | **（受注又は約定に関する記載事項）** | |
| 132 | 金商業等府令案第169条第1項第4号を削除し、同項第5号の「約定単価」を削除した上で「約定数量（数量がない場合にあっては、件数又は数量に準ずるもの）又は約定金額」としてほしい。募集若しくは売出し又は私募においては、受注という概念がなく、単価については、目論見書等に規定されており、約定時の取決め事項ではない。 | 「受注」は金商業等府令第162条（第163条）第2項第1号に規定する「募集等に係る申込みを受けたとき」をいい、「約定」とは申込みを受けた取引が成立したときを指すものであり、これらは異なる概念と考えられますので、当該項目を削除することは適当でないと考えられます。<br>また、目論見書に記載されている事項であっても、取引記録を作成する上で、約定単価は重要な事項ですので、記載する必要があるものと考えられます。ただし、受注と約定が同時に発生する取引について、受注及び約定に係る記載をまとめて行うことも可能です。 |
| 133 | 「募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録」及び「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」において、受注日時（金商業等府令案第169条第1項第6号及び第170条第1項第6号）は、募集・売出し期間前に顧客からの需要調査（いわゆるブックビルディング）を受け付けた日時ではなく、条件決定後に顧客との間で配分数量等についての合意が得られたときと解してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、「受注」とは、金商業等府令第162条第2項第1号及び第163条第2項第1号に規定する「募集等に係る申込みを受けたとき」を指すものと考えられます。<br>したがって、ご指摘の「募集・売出し期間前に顧客からの需要調査（いわゆるブックビルディング）を受け付けた日時」は「受注」に当たるものと考えられます。 |
| 134 | 募集若しくは売出し又は私募においては、受注という概念がないため、金商業等府令案第169条第1項第6号及び第170条第1項第6号を削除し、第169条第1項第7号及び第170条第1項第7号を「約定日」としてほしい。 | 「受注」とは、金商業等府令第162条第2項第1号及び第163条第2項第1号に規定する「募集等に係る申込みを受けたとき」をいい、「約定」とは申込みを受けた取引が成立したときを指すものであり、これらは異なる概念と考えられますので、当該項目を削除することは適当ではないと考えられます。なお、受注と約定が同時に発生する取引について、受注及び約定に係る記載をまとめて行うことも可能であると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 135 | 募集等でいうところの約定日時（金商業等府令案第169条第1項第7号及び第170条第1項第7号）とは何か。例えば、約定を一括処理している場合には、どう表現すれば良いのか。注文と同時に約定処理している場合は、受注日時（同府令案第169条第1項第6号及び第170条第1項第6号）と同日時を記載すれば良いが、一括約定処理の場合、約定日は記載できるが、時間ができない。 | 「約定」とは申込みを受けた取引が成立したときを指しますので、帳簿書類の記載に当たっては、取引が成立した日時を取引ごとに記載することとなります（金商業等府令第162条第1項第7号、第163条第1項第7号）。なお、ご意見にあるような受注と約定が同時に発生する取引について、受注及び約定に係る記載をまとめて行うことも可能と考えられます。<br>また、ご意見を踏まえ、同府令第162条及び第163条について、第158条第3項第3号（同一日に価格が変動しない投資信託等に係る記載事項の簡素化）と同様の規定を設けるよう修正いたします（同府令第162条第3項第1号、第163条第3項第1号）。 |
| | **▼募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録の作成方法等** | |
| 136 | 「申し込みを受けたときに、速やかに作成すること」（金商業等府令案第169条第2項第1号及び第170条第2項第1号）とあるが、これは「（需要予測後の）募集若しくは売出し又は私募に係る伝票を電磁的記録により作成したとき」と理解してよいか。募集若しくは売出し又は私募に係る「約定が不成立の場合」（金商業等府令案第169条第2項第2号及び第170条第2項第2号）とは、顧客から申し込みを受け「伝票を電磁的記録により作成したとき」の翌日以降から募集最終日等までの間に当該顧客から申込みの取消しを受けた場合と理解してよいか。募集若しくは売出し又は私募に係る電磁的伝票は注文伝票と異なり、起票即顧客勘定へ起票されるものの、当日中の取消しについては相殺する仕様のシステムを利用している場合において、「伝票を電磁的記録により作成したとき」と同日に当該顧客から申込みの取消しを受けた場合、顧客からの申込みそのものを記載することができないが問題ないか。 | 詳細が不明な既存のシステムを前提としたご質問と思われ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、約定の不成立には、募集期間内の約定取消を含むものと考えられ、その場合であっても、「募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録」又は「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」を作成する必要があります（金商業等府令第162条第2項第2号、第163条第2項第2号）。 |
| 137 | 募集の不成立（金商業等府令案第169条第2項第2号）とは、「募集期間内の約定取消」のことを指しているとの解釈で良いかを確認したい。そうだとした場合、約定が不成立の場合には約定日当日の取消も含まれるのか確認したい。新設条文につき確認をさせてほしい。現在のシステムでは、約定日当日の取消しは、募集明細帳や取引日記帳からは削除する扱いとなっているため、金商法下では、約定日当日の取消しも記録を残す必要があるのか。 | 募集に係る約定の不成立には、「募集期間内の約定取消」を含み、その場合であっても、「募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録」又は「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」を作成する必要があります（金商業等府令第162条第2項第2号、第163条第2項第2号）。 |
| 138 | 申込みと同日に申込みの取消しがあった場合、そもそも申込みがなかったものとして金商業等府令案第169条又は第170条の取引記録の作成は必要ないものと考えてよいか。従来より募集等の場合においては、申込みは日単位で管理できる認識をしている。 | |
| | **▼募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録の記載事項等** | |
| 139 | 募集若しくは売出し又は私募に係る媒介取引が行われた場合、当該取引を記載すべき法定帳 | ご質問にある募集若しくは売出し又は私募に係る媒介取引とはどのような行為であるか必ずしも |

| | | |
|---|---|---|
| | 簿は金商業等府令案第169条(募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録)に定める取引記録ではなく、第167条(媒介又は代理に係る取引記録)であると理解してよいか。 | 明らかではありませんが、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行ったものについては、すべて金商業等府令第157条第1項第8号に掲げる「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」を同府令第163条の規定に基づき作成する必要があります。 |
| 140 | 登録金融機関が行う個人向け国債及び投資信託の販売・解約のうち募集の取扱いに該当するものについては、注文伝票の作成を要しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。募集の取扱いについては、金商業等府令第157条1項第8号に掲げる「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」を作成・保存することになります。 |
| 141 | 募集又は売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録と取引報告書(控)との兼用は認めていないが、登録金融機関については、従来どおり兼用も認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する帳簿書類(契約締結時等交付書面の写し)については、当該帳簿書類と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該帳簿書類の記載事項がすべて記載されている他の帳簿書類をもって代替できる旨、監督指針に記載することとします(監督指針Ⅲ－3－3－(1)⑥)。 |
| | **(受注数量、受注単価及び受注金額)** | |
| 142 | 受注数量、受注単価及び受注金額(金商業等府令案第170条第1項第4号)は、顧客からの申込数量、申込単価、申込金額を記載するとの理解でよいか。そのような解釈であれば、「受渡数量、受渡単価及び受渡金額」に変更してほしい。 | ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「受注」は金商業等府令第163条第2項第1号に規定する「募集等に係る申込みを受けたとき」をいいます。 |
| 143 | ① 株式等の募集・売出しについては、ブックビルディング方式が一般的だが、ブックビルディングは「受注」には当たらず、「受注」とはブックビルディング後の申込期間中に配分の連絡を行い、顧客の確認を得た時点を言っているとの理解でよいか。また、一般的に、申込期間は投資家が投資についての判断を行う期間であり、当該期間中であれば、投資家はいったん買付けの意思表示をしたとしても、それを撤回し得る。この考えによれば、募集・売出しにおける買付けの意思表示が撤回できない状況になり、こうした買付けの確定を受けての約定の時点は、募集期間最終日の営業終了時とし、一つの記載で足りると考えてよいか。<br>② また、この考え方によれば、「受注」したにもかかわらず、「約定が不成立」という状況は考えにくいが、どのような場合をもって「受注があったにもかかわらず約定が不成立」と解すべきか。「受注金額」、「約定金額」については、数量と単価の記載があれば算定できるものであり、特に必須記録項目とする必要はないのではないか。<br>③ なお、現在各社において募集に係る記録は作成しているものの、当該改正案に示した要件をすべて満たした記録(特に、「受注日時」)作成を行うためには、システム開発措置が必要と考えられるため、経過措置を施行時より最短でも1年は設けてほしい。 | ① 「受注」の時点については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、「受注」とは、金商業等府令第163条第2項第1号に規定する「募集等に係る申込みを受けたとき」を指します。したがって、「ブックビルディング」は「受注」に当たるものと考えられます。<br>② また、約定が不成立となる場合についても、個別事例ごとに判断されるべきものではありますが、例えば、募集口数を上回る申込みを受注したような場合に約定に至らないものが発生するようなケースが該当するものと考えられます。受注金額及び約定金額については、貴見のとおり、他の記載事項により算定することが可能ですが、取引の内容を明確に記録する観点から必要な記載事項として規定しています。<br>③ 帳簿書類の作成・保存のためのシステム開発等に要する期間にかかる経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置(1年間の経過措置)を設けることといたします(金商業等府令附則第18条・第19条)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（受注日時）** | |
| 144 | 受注日時（金商業等府令案第170条第1項第6号）は、募集の取扱いについては、「時刻」表示は不要とするとともに受渡年月日にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第163条について、第158条第3項第3号（同一日に価格が変動しない投資信託等に係る記載事項の簡素化）と同様の規定を設けるよう修正いたします（同府令第163条第3項第1号）。<br>なお、「受注」とは、同府令第163条第2項第1号に規定する「募集等に係る申込みを受けたとき」をいい、一般的には受注と受渡しの時点が異なるため、受注日時を受渡年月日とする取り扱いはできないものと考えられます。 |
| | **▼募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録の作成方法等** | |
| | **（作成時期及び約定不成立の場合）** | |
| 145 | 「募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録」は、募集等に係る申込みを受けたときに「速やかに」作成すること（金商業等府令案第170条第2項第1号）となっており、かつ約定が不成立の場合はその旨を表示すること（同項第2号）となっている。しかし、申込みを受けたときと約定の成否が判明するまでにタイムラグがある場合もあって、この二つの要請は矛盾するのではないか。 | 金商業等府令第163条第2項第1号は、募集等に係る申込みを受けたときに「速やかに」作成することを求めているものです。また、同項第2号は、当該申込みを受けた後に約定が不成立となった場合には、その時点においてその旨の記載を求めているものです。したがって、この二つの要請は矛盾するものではないと考えられます。 |
| 146 | 顧客都合によるキャンセルの場合は、金商業等府令案第170条第2項第2号で表示が求められる「契約不成立の旨」を不要としてほしい。 | 顧客都合によるキャンセルの場合も金商業等府令第163条第2項第2号の表示の対象となります。 |
| | **（電磁的記録により作成する場合）** | |
| 147 | 金商業等府令案第170条第2項第3号イにおいて「募集等に係る申込みを受けたときに電子計算機へ入力すること」と規定されていることか、帳簿書類の保存スペースが無くなったことから、事後的にデータベース化するのは認められないということか。 | 電磁的記録によらずに、当該帳簿書類を作成し、事後的に電磁的記録により保存することは可能です。ただし、e文書法（「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」）の規定のほか、監督指針Ⅲ－3－3(6)の記載に留意する必要があります。 |
| 148 | 金商業等府令案第170条第2項第3号ロに掲げる「時刻」は募集の取扱いの場合、記載不要としてほしい。 | 電子計算機へ入力した日時及び時刻が自動的に記録されることは、電磁的記録により作成する場合の条件の1つであり、時刻の記録は必要です（金商業等府令第163条第2項第3号ロ）。 |
| | **▼顧客勘定元帳の記載事項等** | |
| | **（顧客勘定元帳の記載に係る範囲）** | |
| 149 | 金商業等府令案第171条の規定によると顧客勘定元帳は、媒介又は代理に係る顧客との取引も「顧客が行う取引に含まれている」ように思われるが、除外していただけないか。というのも、媒介は非常に範囲が広く、媒介業者としての関与も様々である。したがって、帳簿の必要項目のすべての情報を把握していない場合も考えうる。媒介又は代理については、「媒介又は代理に係る取引記録」のみに修正してほしい。 | ご意見を踏まえ、媒介又は代理に係るものを顧客勘定元帳の作成対象から除くこととするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第164条第1項柱書）。 |
| 150 | 金銭の授受、有価証券の残高が発生しない取引については、「顧客勘定元帳」の作成は不要としてほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 151 | 媒介・代理の場合、顧客勘定元帳の作成が不要であることを確認したい。現在の実務的運用を念のため確認したい。 | |
| 152 | 金商業等府令案第164条第1項第9号の「顧客勘定元帳」は、社債等振替法に規定する「振替口座簿」に当たると考えてよいか。 | 「顧客勘定元帳」は、業者が顧客と行った取引に関して必要な事項を記録した帳簿書類ですが、「振替口座簿」は、その記載又は記録により社債や国債の権利についての帰属を定めるものです。したがって、両者は趣旨・目的が異なるものであり、「顧客勘定元帳」は「振替口座簿」に当たりません。 |
| 153 | 顧客勘定元帳の作成において信用取引等のうち取引所取引である自己取引の国債先物・同オプション取引及び外国債券先物・同オプション取引は含まれないとの認識でよいか。<br>また、顧客勘定元帳は、銀行の自己取引として短資業者等や証券会社等との間で行う相対取引については作成対象外としてよいか。 | 顧客勘定元帳は、顧客が行う取引に関し、作成することになります(金商業等府令第157条第1項第9号)。<br>ご指摘のような自己取引が登録金融機関業務に当たる場合は、トレーディング商品勘定元帳(同項第13号)又は現先取引勘定元帳(同項第14号)等を作成することになります。<br>なお、自己取引の相手方は顧客に該当する場合がありますので、その場合は顧客勘定元帳を作成する必要があることに留意が必要と考えられます。 |
| 154 | 投資事業有限責任組合の財産は、組合員(運用者及び顧客)の共有に属するものとされており、各組合員の持分額は組合の財産総額に出資割合を乗じて算出される。このような組合の性質から、出資割合が同じであればいずれの組合員の持分額も同額であるため、顧客勘定元帳は不要ではないかと思われるが、どうか。 | 出資割合が同じであるときに顧客勘定元帳を不要とする規定がないこと、顧客勘定元帳に記載すべき事項は持分額以外の事項であることから、法令の手続に従って顧客勘定元帳を作成・保存する必要があります。 |
| 155 | 投資事業有限責任組合(組合)で生じた損益は、組合員(運用者及び顧客)の出資割合に応じて各顧客に帰属するため、顧客の持分額は組合損益により変動する。このような損益による顧客の持分額の変動は、顧客が行う取引として顧客勘定元帳に記載すべきか。 | 投資事業有限責任組合で生じた損益による顧客の持分額の変動を顧客勘定元帳に記入することまでは法令上求められていません(金商業等府令第164条)。 |
| 156 | 投資事業有限責任組合の損益は、中小企業等投資事業有限責任組合会計規則、金融商品会計に関する実務指針など基づく会計基準により異なる利益が存在するが、顧客勘定元帳に記載する場合の利益は、中小企業等投資事業有限責任組合会計規則に基づく利益でよいか。 | 投資事業有限責任組合の損益を顧客勘定元帳に記入することまでは法令上求められていません(金商業等府令第164条)。 |
| 157 | 店頭デリバティブ取引に関しては、顧客勘定元帳に相当する帳簿を作成・保管する実益が乏しいので、入出金の記載・契約番号による管理体制が整備されていれば、顧客勘定元帳の作成を省略できる旨の例外規定を設けてほしい。 | ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客の行った取引に係る記録として、顧客勘定元帳は、店頭デリバティブ取引に関する事項(金商業等府令第164条第1項第1号)を含め、適切に作成・保存される必要があると考えられます。 |
| | **(約諾書番号)** | |
| 158 | 「約諾書番号」(金商業等府令案第171条第1項第1号ロ)とは何を指すのか。 | 「約諾書番号」(金商業等府令第164条第1項第1号ロ)とは、顧客が同号に規定する取引を始めるに当たり、当該顧客から差し入れられた約諾書の番号(記号)をいいます。 |
| 159 | 顧客勘定元帳において信用取引等で約諾書番号(金商業等府令案第171条第1項第1号ロ)の記載を必要としているのは受託業務に関するものと | 「約諾書番号」(金商業等府令第164条第1項第1号ロ)とは、顧客が同号に規定する取引を始めるに当たり、当該顧客から差し入れられた約諾書の |

| | | |
|---|---|---|
| | 考えてよいか(自己取引の選択権付売買は対象外と考えてよいか)。 | 番号(記号)をいいます。<br>また、選択権付債券売買の場合は、約諾書がないため記載する必要はありません。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 160 | 「約諾書番号」(金商業等府令案第171条第1項第1号ロ)は、「契約番号」「取引番号」と読み替えてもよいか。 | ご質問の内容が必ずしも明らかではありませんが、帳簿書類の記載事項について、記載内容が同じであれば記載事項の名称が異なることは問題ないと考えられます。 |
| 161 | 金商業等府令案第171条第1項第1号ロに掲げる「約諾書番号」については、現行、金融先物取引口座設定約諾書上記載を予定していないものであることから、監督指針Ⅲ－3－3(1)④に定めるとおり該当する記載事項がないものとして解釈できることを確認いたしたい。 | 帳簿書類の記載事項については、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。よって、基本的に貴見のとおりと考えられます。 |
| | **(銘柄)** | |
| 162 | 取引契約書に契約番号を付して管理し保存している場合には、「銘柄」(金商業等府令案第171条第1項第1号ハ・第2号ハ)を省略できることとしてほしい。「取引日記帳」については、取引契約書に契約番号を付して管理し保存している場合には、銘柄を省略できることとされているので、「顧客勘定元帳」についても同様の規定を設けてほしい。スワップ取引等においては、取引の対象を銘柄として表記することが実務的にも困難であり、顧客とも取引の対象を契約番号で確認することが、市場慣行となっている。 | ご意見を踏まえ、「銘柄」を定義している金商業等府令第158条第1項第4号を「銘柄(取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は取引の条件を記載した契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。)」とするよう、規定を修正いたします。 |
| 163 | 店頭デリバティブ取引において、「銘柄」(金商業等府令案第171条第1項第1号ハ)とは、通貨、金利の種類を記載するという理解でよいか。 | 「銘柄」を定義している金商業等府令第158条第1項第4号については、「銘柄(取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は取引の条件を記載した契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。)」と規定を修正しています。なお、銘柄の記載については、例えば、取引の対象となっている金利、通貨や気象観測数値等の種類を具体的に記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **(取引の種類)** | |
| 164 | 金商業等府令案第171条第1項第1号ニ「取引の種類」について、従来の証券会社府令では規定されておらず、対応が極めて大変であるため、本事項を削除してほしい。 | 「取引の種類」は金商業等府令第158条第1項第3号で定義しているとおり、記載事項は現行の証券会社府令(別表第8　七　顧客勘定元帳)と同様の内容となっています。 |
| 165 | 顧客勘定元帳の記載事項について、現行の証券会社府令と比較すると「受渡月日」がなくなっているが、不要となったのか。 | 金商業等府令第158条第1項第3号において「取引の種類」を定義しており、当該定義において「受渡年月日」を記載事項(例えば同号ニ(1))としています。 |
| 166 | 「取引の種類」(金商業等府令案第171条第1項第1号ニ)には、店頭デリバティブ取引については金利スワップ、通貨オプション等の分類を記載するという理解でよいか。 | ご質問の記載に加え、店頭デリバティブ取引については、「取引の種類」(金商業等府令第158条第1項第3号)の項目に、同号ニからトまでに定める事項(同号ニ(2)及び(3)、ホ(3)並びにト |

| | | |
|---|---|---|
| | | (2)を除く。)についても記載することとなります(金商業等府令第164条第1項第1号ニ)。 |
| | **(単価・約定価格)** | |
| 167 | 金商業等府令案第171条第1項第1号トの「単価」と同号チの「約定価格」は同じものか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第164条第1項第1号ト及びチの記載事項を整理し、規定を修正いたします。なお、同府令第159条第1項第5号及び第6号も同様に修正いたします。 |
| 168 | 金商業等府令案第171条第1項第1号トで「単価」の記載があるが、なお、チで「約定価格」の記載が必要か。 | |
| | **(委託手数料)** | |
| 169 | 金商業等府令案第171条第1項第1号リの「委託手数料」は、店頭デリバティブ取引については概念がないため、表示不要としてほしい。 | ご意見の取引が具体的にどのような取引をさすのかが必ずしも明らかでなく、また、店頭デリバティブ取引についても、手数料が価格に織り込まれているような場合には手数料を概念することは、可能であると考えられますが、帳簿書類の記載事項については、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています(金商業等府令第164条第1項第1号リ)。 |
| | **(信用取引支払利息若しくは信用取引受取利息又は品借料若しくは品貸料)** | |
| 170 | 金商業等府令案第171条第1項第1号ヌの「信用取引支払利息若しくは信用取引受取利息又は品借料若しくは品貸料」は、店頭デリバティブ取引については概念がないため、表示不要としてほしい。 | ご意見の取引が具体的にどのような取引をさすのかが必ずしも明らかではありませんが、帳簿書類の記載事項については、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています(金商業等府令第164条第1項第1号ヌ)。 |
| | **(入出金及び差引残高)** | |
| 171 | 金商業等府令案第171条第1項第1号ルの「入出金」は、帳簿作成期間内に発生した該当取引に係る入出金のみの表示でよいか。別途帳簿を作成していれば、記載省略でよいか。<br>「差引残高」は別途帳簿を作成していれば、記載省略でよいか。 | ご質問にある帳簿作成期間内が何をさすのかが必ずしも明らかではありませんが、帳簿書類の作成に当たっては、合理的な範囲において、帳簿書類の一部を別帳とすることできる旨、監督指針Ⅲ－3－3(1)①に記載されています(金商業等府令第164条第1項第1号ル)。 |
| 172 | 顧客勘定元帳の選択権付債券売買の記載において「差引残高」(金商業等府令案第171条第1項第1号ル)とあるのは、オプションプレミアムの入出金に関する「差引残高」と考えてよいか。 | 個別の取引毎に判断すべきものではありますが、金商業等府令第164条第1項第1号ルにおける「入出金及び差引残高」は、顧客口座における入出金及び差引残高を記載することとなります。 |
| | **(受入保証金、委託証拠金、売買証拠金その他の担保財産に関する事項)** | |
| 173 | 顧客勘定元帳の記載項目となっている保証金、証拠金(金商業等府令案第171条第1項第1号ヲ)はあくまで顧客から受入、あるいは顧客へ返却するものが対象と考えてよいか(自己取引のために東京証券取引所等に差し入れのものは対象外)。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客勘定元帳は、顧客が行う取引に関し(金商業等府令第164条第1項柱書)、作成することになりますので、基本的に貴見のとおりと考えられます(同項第1号ヲ)。 |
| 174 | 金商業等府令案第171条第1項第1号ヲの「受入保証金、委託証拠金、売買証拠金その他の担保財産に関する事項(現金又は代用有価証券等の別、受入年月日又は返却年月日、銘柄、数量 | 帳簿書類の作成に当たっては、合理的な範囲において、帳簿書類の一部を別帳とすることできる旨、監督指針Ⅲ－3－3(1)①に記載されています(金商業等府令第164条第1項第1号ヲ)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 及び金額）」は、別途帳簿を作成していれば記載省略でよいか。 | |
| | **（数量、単価、金額）** | |
| 175 | 「数量（数量がない場合にあっては、件数又は数量に準ずるもの）、単価、金額」（金商業等府令案第171条第1項第2号ニ）はいずれも受渡しに係るものとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客勘定元帳は、顧客が行う取引に関し（金商業等府令第164条第1項柱書）、作成することになりますので、基本的に貴見のとおりと考えられます（同項第2号ニ）。 |
| | **（借方、貸方及び残高・スタート分の取引又はエンド分の取引の別・現先取引についてはその旨）** | |
| 176 | 登録金融機関において顧客勘定元帳に記載しなければならない事項について<br>① 金商業等府令第171条第1項第2号へ「借方、貸方及び残高」の「借方、貸方」については、その表示形式の如何を問わず、貸借の区別が明確に分かるように記載されていれば足りることを確認したい。<br>② 同号へ「借方、貸方及び残高」の「残高」とは、何の残高を指すか。貸方借方の差引残高を指すか、顧客ごとの残高合計を指すか。<br>③ 同号へ「借方、貸方及び残高」については、登録金融機関については、現行の金融機関府令第46条第1項第1号関係別表において規定されていないが、新たに対応が必要ということか。必要であれば、新たに必要となる経緯・目的は何か。<br>④ 同号ト「スタート分の取引又はエンド分の取引の別」及び同号チ「現先取引についてはその旨」については、現行の金融機関府令においては、現先取引に限定された表示項目であったが、今般の改正後においても、同様に該当する取引がある場合のみ、記載することでよいか。なお、上記の項目について、登録金融機関においても記載が必要となった場合、大幅なシステム対応が必要な仕様変更であるため、十分な経過措置期間を設けられたい。 | ① 「借方、貸方」は、明確にその別が分かるような表示が必要です（金商業等府令第164条第1項第2号へ）。<br>② 顧客の行う取引ごとの残高を記載する必要があります。<br>③ 「借方、貸方の区分」は、現行の金融機関府令第46条を受けた別表（別表第9から第13まで）において、顧客勘定元帳の記載事項として規定されています。<br>④ 帳簿書類の記載事項については、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています（金商業等府令第164条第1項第2号ト・チ）。<br>なお、帳簿書類の作成・保存のためのシステム開発等に要する期間にかかる経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置（1年間の経過措置）を設けることといたします（金商業等府令附則第18条・第19条）。 |
| 177 | ① 金商業等府令案第171条第1項第2号への「借方、貸方及び残高」について、登録金融機関については、現行の金融機関府令で規定されていないが、新たに対応が必要ということか。仮に必要となった場合、大幅なシステム対応が必要な変更であるため、十分な経過措置期間を設けてほしい。<br>② また、同号トの「スタート分の取引又はエンド分の取引の別」及び同号チの「現先取引についてはその旨」については、現行の金融機関府令では、現先取引に限定された表示項目であったが、金商法においても、同様に該当する取引がある場合のみ、記載することでよいか。 | |
| | **▼顧客勘定元帳の作成方法等** | |
| 178 | 金商業等府令案第171条第2項第1号の顧客別の取引経過について、 契約ごとに個別性が高 | 金商業等府令第164条第2項第1号の顧客別の取引経過とは、同条第1項各号の記載事項の |

| | | |
|---|---|---|
| | く、一定の様式で記載することが正確性を欠く場合があると想定される。そのため、店頭デリバティブ取引については、個々の取引の特性が反映された記載方式が取れるよう配慮願いたい。また、店頭デリバティブ取引に関する顧客別の取引経過については、取引契約書参照方式(省略扱い)としてほしい。 | ほかに特別な記載を求めるものではありません。また、ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項の一部について、取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針に記載することとします(監督指針Ⅲ－3－3(1)⑨)。 |
| 179 | 顧客勘定元帳には「約諾書番号」(金商業等府令案第171条第1項第1号ロ)を記載するものとされているが、約諾書が整備・保存されており顧客別に検索できる体制が確立している場合には、約諾書番号を記載する必要はない旨の例外規定を設けてほしい。 | 金商業等府令第164条第2項第3号において、約諾書番号が別途顧客別に検索できる場合には、約諾書番号の記載を省略することができることとされています。 |
| | **▼受渡有価証券記番号帳の記載事項等** | |
| | **(受渡有価証券記番号帳の記載に係る範囲)** | |
| 180 | 金商業等府令案第172条第1項において、振替決済制度に係る有価証券のうち国債・株券は受渡有価証券記番号帳の作成対象ではないが、一般債・短期社債は作成対象となるということでよいか。 | ご意見を踏まえ、受渡有価証券記番号帳について、社債等振替法に基づく振替決済制度に係る一般債及び短期社債等を作成対象から除くよう、規定を修正いたします(金商業等府令第165条第1項)。<br>また、これに併せて、保護預り有価証券明細簿の作成方法について、金商業等府令第166条第2項第3号に所要の修正を行い、明確化を図ることとします。 |
| 181 | 「(受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債、国債振替決済制度に係る国債及び株券の振替決済制度に係る有価証券を除く。)」(金商業等府令案第172条第1項)では、一般債振替決済制度に係る地方債、政保債及び投信振替制度に係る投資信託受益権も除外すべきではないか(ペーパレスの地方債、政保債及び投資信託は、記番号管理が不可能なため)。 | |
| 182 | 受渡有価証券記番号帳について、振替決済制度に基づく振替社債等及び振替投信についても記載の対象外としてほしい。 | |
| | **(銘柄、数量、券面額、記号、番号その他の当該証券又は証書を特定するために必要な事項)** | |
| 183 | 「当該証券又は証書を特定するために必要な事項」(金商業等府令案第172条第1項第3号、第173条第1項第3号)について、具体的に示してほしい(有価証券に表示されている記番号を想定しているのか。)。 | 金商業等府令第165条第1項第3号に「銘柄、数量、券面額、記号、番号」が例示されているところですが、これら以外にどのようなものが「当該証券又は証書を特定するために必要な事項」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 184 | 「数量」(金商業等府令案第172条第1項第3号、第173条第1項第3号)とは、証券又は証書のことを想定しているとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、受渡有価証券記番号帳は、金商業等府令第165条第1項本文において、受渡しを行った金商法第2条第1項各号の一切の有価証券について記載することとされていますので、当該受渡しを行った有価証券の数量を記載することとなるものと考えられます。 |
| | **▼受渡有価証券記番号帳の作成方法** | |
| 185 | 受渡有価証券記番号帳及び保護預り有価証券明細簿について、マイクロフィルムの使用に加え、電磁的記録でもよいこととしてほしい。様々な文書について電磁的な保存をすることが一般的と | 電磁的記録による保存は、e文書法(「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」)により認められております。なお、電磁的記録により保存を行う場合の留 |

| | | |
|---|---|---|
| | なってきているためである。 | 意事項について、監督指針Ⅲ－３－３(6)に記載しています。 |
| | **▼保護預り有価証券明細簿の記載事項等** | |
| | **（保護預り有価証券明細簿の記載に係る範囲）** | |
| 186 | ペーパレスの国債、地方債及び投資信託受益権についても、保護預り有価証券明細簿に記載するとの理解でよいか（金商業等府令案第173条第2項第4号に「振替決済に係る顧客の口座の設定は、保護預り有価証券明細簿に記載して行う」と規定されているため、保護預りではなく、振替口座管理という概念であるため。）。 | 社債等振替法第2条第1項に規定する振替の対象となる有価証券は、保護預り有価証券明細簿の記載対象ではありません（金商業等府令第166条第1項参照）。 |
| | **▼保護預り有価証券明細簿の作成方法** | |
| 187 | 金商業等府令案第173条第2項第1号は「顧客ごとに作成すること。」と規定されているが、「顧客『別』に作成すること。」としてほしい。 | ご質問の趣旨が明確でありませんが、金商業等府令第166条第2項第1号の規定は、現行の証券会社府令別表第8「九　保護預り有価証券明細簿」の記載要領等第一を基本的に引き継ぐものです。保護預り有価証券明細簿については、顧客ごとに作成することが必要となるものと考えられます。 |
| 188 | 「引出事由」（金商業等府令案第173条第1項第7号）については、顧客からの返還請求、売却依頼及び保証金代用有価証券への振替指示その他の引出しの事由を具体的に判別できるよう記載すること（同条第2項第2号）とされているが、顧客からの指示書を別つづりとすることで代替することを認めてほしい。 | 監督指針Ⅲ－３－３(1)①において、ご意見にあるような取扱いが可能である旨、記載しています（金商業等府令第166条第1項第7号）。 |
| | **▼分別管理監査の結果に関する記録** | |
| 189 | 金商業等府令案第164条第1項第12号に「分別管理監査の結果に関する記録」とあるが、登録金融機関にも保存義務があるのか。また監査とは外部監査のことをさすのか。更に、結果に関する記録とは、どのようなものが記載されていればよいのか。 | 登録金融機関については分別管理監査は求められていないことから、ご意見を踏まえ、分別管理監査に関する記録を帳簿書類から削除するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第157条第1項第12号、第184条第1項第2号）。 |
| | **▼トレーディング商品勘定元帳の記載事項等** | |
| | **（トレーディング商品勘定元帳の記載に係る範囲）** | |
| 190 | トレーディング商品勘定元帳は「第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者」（例：第二種金融商品取引業のみを行う者）が作成すべき帳簿書類には含まれていない。この際、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方を行う金融商品取引業者は、第二種金融商品取引業に該当する行為についてトレーディング商品勘定元帳を作成する必要はあるのか。例えば、第一種金融商品取引業に該当する「店頭の外国為替証拠金取引」と第二種金融商品取引業に該当する「取引所為替証拠金取引」の両方を取り扱う金融商品取引業者は、取引所為替証拠金取引についてトレーディング商品勘定元帳を作成する必要があるのか否か、確認いたしたい。 | 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であれば、第二種金融商品取引業に該当する取引についてもトレーディング商品勘定元帳を作成する必要があります（金商法第46条の2、金商業等府令第157条）。 |
| 191 | 「トレーディング商品勘定元帳」のトレーディング商品とは何か。バンキング勘定の取引も対象に | トレーディング商品勘定元帳は、金商業等府令第167条第1項各号に掲げるもの又は取引を対 |

| | | |
|---|---|---|
| | なるのか。 | 象として記載します。 |
| 192 | 現行金先法下の金融先物取引元帳においては、Banking／Tradingを同一ページに混在して記載（実際にはB／Tの表示の代わりに部署を表す口座番号等を表示し識別が可能となっている。）しているが、現行の金融先物取引元帳をトレーディング商品勘定元帳として取り扱うことで問題ないか。 | 金商業等府令第167条に規定する事項が記載されているのであれば問題ありません。 |
| 193 | 金商業等府令案第174条第1項第1号に規定する「商品有価証券等（貸借対照表の科目の商品有価証券等をいう）」の「等」には何が含まれるのか。 | 商品有価証券等とは、トレーディングの目的をもって自己の計算により売買した有価証券及びその他の商品をさすものと考えられます（金商業等府令第167条第1項第1号）。 |
| | **（相手方の氏名又は名称）** | |
| 194 | 「相手方の氏名又は名称」（金商業等府令案第174条第1項各号）は、「顧客名」との理解でよいか。 | 取引の相手方の氏名又は名称を記載することとなります（金商業等府令第167条第1項各号）。 |
| | **（借方又は貸方の区分）** | |
| 195 | 「借方及び貸方の区分」（金商業等府令案第174条第1項第1号ホ・第2号リ）は、「借方又は貸方の区分」ではないか。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（金商業等府令第167条第1項第1号ホ・第2号リ）。 |
| 196 | 借方・貸方（金商業等府令案第174条第1項第1号ホ・第2号リ）とは売買のことか。また、業者の売りは貸借どちらか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般に公正妥当な会計基準に従い記載する必要があるものと考えられます。 |
| 197 | 金商業等府令案第174条第1項第2号リの「借方及び貸方の区分」とは、売付け又は買付けの別を表示すればよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般に公正妥当な会計基準に従い記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **（残数量・残金額・未決済約定金額）** | |
| 198 | 現物、先物、オプションにつき、「残数量及び残金額」（金商業等府令案第174条第1項第1号ト・第2号ル）、「残数量、未決済約定金額」（同項第3号リ）を記載するとあるが、これは複数注文のうち一部が約定となった場合の未約定部分を記載するということか。また、これはトレーディング商品勘定元帳のみか。 | 現物（商品有価証券等）に係るものは売買の差引残高を、先物又はオプション取引に係るものは未決済分の残高を記載することになります（金商業等府令第167条第1項第1号ト・第2号ル・第3号リ）。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 199 | 金商業等府令案第174条第1項第2号ルに「残数量及び残金額」とあるが、個別案件ごとの残高でよいか。「数量」は件数又は数量に準ずるものと解してよいか。その概念もないものは記載不要でよいか。「残金額」の金額とは具体的に何を指すのか。<br>また、「残数量及び残金額」は、月末又は期末以外は記載を省略できることとしてほしい。金商業等府令案第174条第3項第6号で、先物取引等に係る残数量等については月末・期末以外は記載を省略できるとあり、それと同じ扱いをするのが妥当と考えられるため。 | 貴見のとおり、個別案件ごとの残高を記載することとなると考えられます（金商業等府令第167条第1項第2号ル）。<br>なお、ご質問にある数量・金額の「概念のないもの」が何を指すのかが明確でありませんが、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。<br>オプション取引に係る記載事項である「残数量及び残金額」について、月末又は期末以外の記載を省略することについては、当該取扱いにより、記載された業務の状況が不明確とならないかについて慎重に検討する必要があるものと考えら |

| | | |
|---|---|---|
| | | れます。 |
| 200 | オプション取引・先物取引における残数量・残金額（金商業等府令案第174条第1項第2号ル・第3号リ）とは何を示すのか。オプション取引・先物取引は証券等現物の受渡しのない取引であり単価は存在しない。 | 「残数量」又は「残金額」には、オプション取引又は先物取引に係る未決済分の残高を記載することになります。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 201 | 金商業等府令案第174条第1項第3号リの「残数量」は、個別案件ごとの残高でよいか。数量は件数又は数量に準ずるものと解してよいか。その概念もないものは記載不要でよいか。 | |
| | **（決済金額）** | |
| 202 | 金商業等府令案第174条第1項第3号チの「決済金額」とは、帳簿作成期間に発生した受渡金額の事と解してよいか。 | ご質問にある帳簿作成期間が何を指すかが必ずしも明らかではありませんが、決済金額は、既存の取引を転売や決済等により終了させる際の差金部分を指すものと考えられます（金商業等府令第167条第1項第3号チ）。 |
| | **（時価金額・時価単価・みなし損益相当額）** | |
| 203 | 金利先渡取引、為替予約、ノンデリバラブルフォワードは金商業等府令案第174条第1項第3号に該当する商品であると考えているが、当該商品におけるトレーディング商品勘定元帳において、法定要件たる時価単価（同号リ）とは具体的に何を記載すべきか。 | ご指摘のような取引において「時価単価」に何を記載すべきかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます（金商業等府令第167条第1項第3号リ）。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| 204 | 時価金額、時価単価（金商業等府令案第174条第1項第3号リ）とあるのは、清算価格での評価であることを確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 205 | みなし損益相当額（金商業等府令案第174条第1項第3号リ）とは時価金額をさすのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（割引利率）** | |
| 206 | 「割引利率」（金商業等府令案第174条第1項第4号リ）とは、金商法第2条第22項第5号に掲げる取引では、評価に使用した割引率を通貨ごとに表示するのか。また、該当日の割引率をすべて個別に表示するのか、あるいは算出に使用した基準期間の割引率のみの記載でよいのか。 | ご指摘の金商法第2条第22項第5号に掲げる取引において「割引利率」に何を記載すべきかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます（金商業等府令第167条第1項第4号リ）。 |
| 207 | 店頭デリバティブ取引について「割引利率」（金商業等府令案第174条第1項第4号リ）は表示不可能であるため、省略可能としてほしい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされています。 |
| | **（クレジット・デリバティブ取引における記載事項）** | |
| 208 | 「当事者があらかじめ定めた事由」（金商業等府令案第174条第1項第5号ホ）、「当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に支払われることとなる金銭の額又はその計算方法」（同号ヘ）、「当事者の間で移転することを約した金融商品、 | 帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書等と契約番号により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針Ⅲ－3－3(1) |

| | | |
|---|---|---|
| | 金融商品に係る権利又は金銭債権」(同号ト)については取引番号等により容易にISDAのコンファメーションを参照できるような方法による対応を認めてほしい。 | ⑨に記載しています。<br>なお、金商業等府令案第174条第3項第7号の規定については、規定内容の整合性を図るため、監督指針に記載するよう変更いたします。 |
| 209 | 「対価の額」(金商業等府令案第174条第1項第5号リ)とは、具体的に何を記載すべきか(クレジット・デリバティブ取引における利払いを指しているのか。)。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、一般的にはクレジット・デリバティブ取引において当事者の一方から相手方に支払われるプレミアムが該当するものと考えられ、ご指摘のような「利払い」も「対価の額」に該当するものと考えられます(金商業等府令第167条第1項第5号リ)。 |
| | **(「第二号から前号までに掲げる取引に類似する取引」)** | |
| 210 | 「第二号から前号までに掲げる取引に類似する取引」(金商業等府令案第174条第1項第6号)とあるが、どのようなものが類似する取引に該当すると考えられそうか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例えば、金商法第2条第21項第6号に規定する取引が考えられます(金商業等府令第167条第1項第6号)。 |
| | **▼トレーディング商品勘定元帳の作成方法等** | |
| | **(「銘柄ごとに取引の経過を個別に記載すること」)** | |
| 211 | 金商業等府令案第174条第2項第1号において「銘柄毎に取引の経過を個別に記載」とされている。同府令案第165条第1項第4号の「銘柄」の定義(取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。)及び第174条第1項第3号では、記載事項が「限月」「銘柄」と分かれていることから、東京金融先物取引所の場合は、「銘柄」毎の記載とは、(「限月」毎の記載ではなく)「金先」「金先オプション」毎の記載であると理解して良いか。 | 貴見のとおり、「銘柄」については、取引の対象となる金融商品等を特定しうる記載(「限月」を除く)である必要があります(金商業等府令第158条第1項第4号)。 |
| 212 | 金商業等府令案第174条第2項第1号において「銘柄毎に取引の経過を個別に記載すること」とあるが、銘柄が特定できれば、複数銘柄を受渡日順に並べるという方法にすることでよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、複数銘柄を混然と日付順に並べることは本規定を満たさないものと考えられます(金商業等府令第158条第1項第4号)。 |
| | **(トレーディング商品勘定元帳と現先取引勘定元帳の兼用)** | |
| 213 | 取引の大半が現先取引である場合でも、トレーディング商品勘定元帳と現先取引勘定元帳は分けて作成しなければならないか(金商業等府令案第174条第2項第3号)。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第167条第2項第3号)。 |
| 214 | 現先取引については、金商業等府令案第174条第2項第3号で、トレーディング商品勘定元帳に記入せず、別途現先勘定元帳に記載することになっている。一方、今般、廃止される金融機関府令上では、特定取引勘定元帳上で、現先取引を記入することを認めている。トレーディング商品勘定元帳上で金商業等府令案第175条の記載事項を網羅していれば、現先勘定元帳として別途独立させず、トレーディング商品勘定元帳に現先取引を記入することも可能か。 | 金商業等府令第168条において商品有価証券のうち現先取引を特に抽出して現先取引勘定元帳の作成を求めている趣旨から、トレーディング商品勘定元帳と別に作成することとなります。 |
| | **▼トレーディング商品勘定元帳に係る特則** | |
| | **(「新規、解約又は転売の別及び決済金額」)** | |
| 215 | 金商業等府令案第174条第3項第1号の新規 | 貴見のとおりと考えられます。また、取引の種類 |

| | | |
|---|---|---|
| | 等の仕法とは、「新規、決済又は解除の別」、「新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別」、「新規、権利行使、転売、又は買い戻しの別」、「新規、転売、買戻し、又は決済の別」などを指すのか。そうであれば、「新規等の仕法」として商品別に出力項目を定義してほしい。また、コード又は略号を用いて記載可能とあるが、他の帳簿書類にも同様の規定を設けてほしい。 | ごとの記載内容については、金商業等府令第167条第1項各号において、明記しています。なお、ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項については、当該金融商品取引業者において統一して取扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができる旨、監督指針において記載することとします（監督指針Ⅲ－3－3(1)⑧）。 |
| 216 | トレーディング商品勘定元帳について、外国市場で行う先物に関して、別途区分経理をすることで新規・決済の記載が省略可能であると考えてよいか。外国市場で行う先物の新規・決済の別は、そもそも外国市場先物において新規・決済という概念が無いため、その記載が困難であった。今回、別途区分経理することによりこの記載を省略することが可能という解釈で良いか。また、区分経理に関してもその方法について明確にしてほしい。 | ご意見の趣旨が明確でありませんが、金商業等府令第167条第3項第1号において、決済金額について別途区分経理することにより、（先物取引の場合の）新規、決済又は解除等の別の記載を省略することが可能とされているところですが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（取引日記帳による代用）** | |
| 217 | 金商業等府令案第174条第3項第5号において先物取引については、「トレーディング商品勘定元帳」を「取引日記帳」で代用可能と記載されているが、オプション取引も同様に、取引日記帳で代用できるようにしてほしい。 | 金融商品取引業者等が作成する帳簿書類は、その行う業務の内容を適格に記載することが求められるものと考えられます。したがって、ご指摘のオプション取引について取引日記帳で代用することについては、代用することにより行っている業務の内容が不明確にならないか等慎重に検討する必要があるものと考えられます（金商業等府令第167条第3項第4号参照）。 |
| 218 | 金商業等府令案第174条第1項第3号に掲げる事項について、「取引日記帳を作成している場合には当該取引日記帳に記載することをもって代えることができる」とする旨の規定があるが（同条第3項第5号）、商品により区別する必要はないと思われるため、その他の商品（同条第1項第2号、第4号、第5号、第6号）にも適用してほしい。 | |
| | **（「みなし損益相当額及び割引率」の省略）** | |
| 219 | 金利先渡取引、外国通貨に係る取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びスワップ取引（「スワップ取引等」）のみなし損益相当額及び割引率は、日々記載する必要があるのか。現行の証券会社府令では、スワップ取引等に係るもののみなし損益相当額及び割引率は、月末又は期末以外は記載しないことができる旨の規定があったが、金商業等府令案第174条第3項第6号にはスワップ取引等が含まれていない。当該条文には、スワップ取引等が含まれるものと解釈してよいか。 | ご指摘を踏まえ、金商業等府令第167条第3項第5号において、所要の修正をいたします。 |
| | **（取引契約書参照方式による省略）** | |
| 220 | トレーディング商品勘定元帳について、現在、有価証券関連の店頭デリバティブ取引は、帳簿書類上、各記載事項の概略を表示し、その詳細な内容については取引契約書を参照することとしている。今後、有価証券関連以外の多様な店頭デリバティブ取引が行われることが見込まれるが、これらの取引についても、有価証券関連の店頭デリバティブ取引で認められているように、帳簿書類上 | ご意見を踏まえ、一般的な帳簿書類の取扱いとして、記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針に記載することとします（監督指針Ⅲ－3－3(1)⑨）。<br>なお、規定内容の整合性を図る観点から、上記 |

| | | |
|---|---|---|
| | は概略で表示し、詳細な内容については取引契約書を参照する方法を認めてもらいたい。<br>　具体的には店頭デリバティブ取引に関する「オプションの行使により成立する取引の内容」（金商業等府令案第174条第1項第2号ニ）及び「支払いに係る指標又は受取りに係る指標」（同項第4号ロ）については、同条第3項第7号の取引契約書参照方式（省略扱い）に組み入れてほしい。契約ごとに個別性が高く、一定の様式で記載することが正確性を欠く場合があると想定される。同府令案第165条第3項第3号と同様の規定の適用が適当である。 | の取引契約書と契約番号により関連付けて管理・保存する方法について、金商業等府令案第174条第3項第7号から、監督指針に記載するよう変更いたします。 |
| | **▼現先取引勘定元帳の作成方法** | |
| 221 | 　現先取引勘定元帳の作成頻度は、明確に記載されていないように思われるが、月1回との認識してよいか。 | 　現先取引勘定元帳の作成に当たっては、「現先取引の経過を個別に記載」することとされています（金商業等府令第168条第2項）。 |
| | **▼投資運用業を行う者が作成すべき帳簿書類** | |
| | **（契約その他の法律行為の内容を記載した書面）** | |
| 222 | 「当該委託に関する契約書」（金商業等府令案第164条第1項第17号イかっこ書）とは外部運用会社と締結する運用再委託契約書のことを指しているのか。つまり再委託契約書を法定帳簿として保存することが求められているとの理解でよいか。 | 　金商法第42条の3第1項の規定に基づき運用の権限の全部又は一部を委託した者と締結した当該委託に関する契約書が保存の対象になるものと考えられますので、ご指摘の「運用再委託契約書」も当該委託に関する契約書に該当するものと考えられます（金商業等府令第157条第1項第17号イ）。 |
| 223 | ①　金商法第42条の3第1項各号に掲げる契約その他の法律行為の内容を記載した書面（同項の規定により委託をした場合にあっては、当該委託に関する契約書を含む。）とあるが、ここでいう「書面」とは投資信託約款のことを指しているのか、それとも外部委託にかかる契約書のことを指しているのかを確認したい。<br>②　上記①において「書面」が投資信託約款を指すとした場合、運用を第三者に外部委託している投資信託約款のみが対象となるものか、自己運用の投資信託も含めて投資信託約款のすべてが保存の対象となるのかを確認したい。<br>③　上記①において「書面」が投資信託約款を指すとした場合、信託約款の変更を行った場合は、変更前と変更後の双方につき、保存する必要があるということかどうか確認したい。 | 　投資信託に係る金商法第42条の3第1項各号に掲げる契約その他の法律行為の内容を記載した書面には、ご指摘の「投資信託契約」が含まれると考えられます（同項第2号）。また、その運用の外部委託を行っている場合は、当該外部委託に関する契約書も該当すると考えられます。<br>　更に、これらの契約を変更した場合には、当初の契約書に加え変更契約書も保存する必要があるものと考えられます。 |
| 224 | 　金商業等府令案第164条第1項第17号イの「法第42条の3第1項各号に掲げる契約その他法律行為の内容を記載した書面（同項の規定により委託した場合にあっては、当該委託に関する契約書を含む。）」とは、投資一任契約の場合には投資一任契約書の保存で足りると考えてよいか。 | 　ご指摘の「投資一任契約書」（金商法第42条の3第1項第1号）に加え、同項の規定に基づき運用の権限の全部又は一部を委託した者と締結した当該委託に関する契約書が保存の対象になるものと考えられます。 |
| | **（運用明細書）** | |
| 225 | 　投資信託委託会社においては、投信法第15条第1項で作成が義務付けられている投資信託財産に関する帳簿書類の中で「投資信託財産運用指図書」を作成している。 | 　貴見のとおり、投資信託財産の運用に関しては、「運用明細書」（金商業等府令第157条第1項第17号ハ、第170条）の作成・保存義務はありませんが、「投資信託財産運用指図書」（投信法第1 |

| | | |
|---|---|---|
| | したがって、金商業等府令案第177条本文において「運用財産（投資信託及び投資法人に関する法律第3条第2号に規定する投資信託財産を除く。）」とは、同号に規定されている「主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約」のみを指しているものではなく、委託者指図型投資信託の信託財産のすべてを指していることから、委託者指図型投資信託の信託財産において運用明細書の作成を義務付けるものでないと理解してよいか。 | 5条第1項、投信法施行規則第26条第1項・別表第1）の作成・保存義務があります。 |
| | **▼投資運用業を行う者が作成すべき運用明細書の記載事項等** | |
| | **（取引の相手方の氏名又は名称）** | |
| 226 | 金商業等府令案第177条第1項第7号の条文は、「取引の相手方の氏名又は名称」となっているが、「名称」については取引の相手方の「商号」が含まれるとの理解でよいか確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます（金商業等府令第170条第1項第7号）。 |
| | **（他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者に対し運用の内容を連絡した日時）** | |
| 227 | 金商業等府令案第177条第1項第8号に規定される運用明細書記載事項中、「他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者に対し運用の内容を連絡した日時」の「時」については削除してほしい。また、運用の内容の連絡は実務上、当日約定後直ちに連絡する場合と、後日社印等を押印した書面を正本として指図を行う場合も考えられるが、この場合前者の実質的に連絡した日時を記録すれば足りるか確認したい。 | ご意見を踏まえ、「運用の内容を連絡した日時」を「運用の内容を連絡した年月日」とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第170条第1項第8号）。<br>なお、「運用の内容を連絡した年月日」には、当事者間で実質的に連絡が行われた日が該当すると考えられます。 |
| 228 | 「運用の内容を連絡した日時」（金商業等府令案第177条第1項第8号）については、実際に指図をした時間を全件残すことは困難なため時間を削除してほしい。 | |
| 229 | 「他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者に対し運用の内容を連絡した日時」（金商業等府令案第177条第1項第8号）には、信託銀行が海外のカストディアンを任命している場合にあっては、信託銀行に指図を行った日時を記録すべきか、それとも信託銀行がカストディアンに指図をした日時とすべきかを確認したい。また、運用の再委託を行っている場合は、委託先運用業者から顧客の資産管理会社である信託銀行に指図を行った日時を記録してよいか確認したい。 | ご質問の場合、「運用の内容を連絡した年月日」には、投資運用業を行う者又は運用の再委託を受けた者が資産管理を行っている信託銀行に連絡した日が該当すると考えられます。なお、金商業等府令第170条第1項第8号の規定中「運用の内容を連絡した日時」を「運用の内容を連絡した年月日」に修正しております。 |
| 230 | 「他の者が運用財産の保管を行っているとき」（金商業等府令案第177条第1項第8号）とあるが、金融商品取引業者が自社で直接保管していない場合でも、組合で保有する有価証券を信託銀行において保管している場合や、現金を銀行口座で保管している場合も該当するのか。 | 貴見のとおり、「組合で保有する有価証券を信託銀行において保管している場合」、「現金を銀行口座で保管している場合」も該当すると考えられます（金商業等府令第170条第1項第8号）。 |
| | **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票** | |
| 231 | 金商法第42条の3第1項の規定に基づいて運用の権限の委託を行った場合、委託元運用業者は「発注伝票」を作成する必要はないという理解でよいか確認したい。 | 貴見のとおり、金商法第42条の3第1項の規定に基づいて運用の権限の全部又は一部を他の者に委託した場合には、委託した権限に係る「発注伝票」（金商業等府令第171条）は作成する必要 |

| | | |
|---|---|---|
| 232 | 運用再委託を行った場合、委託元運用業者は発注伝票を作成する必要はないという理解でよいか(発注伝票の作成義務者は金融商品取引業者との規定)。 | はありません。<br>なお、金融商品取引業者等は、運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者の運用を含めて「運用明細書」を作成する必要がありますので(金商業等府令第170条第1項かっこ書)、当該委託を受けた者の運用内容を的確に把握する必要があります。 |
| 233 | 外国証券に投資する場合の外貨への換金などの取引を行う場合は、発注伝票を作成する必要はないという理解でよいか確認したい。 | 「発注伝票」は、運用財産の運用として行う取引に関し作成することが求められていますので、ご質問のような取引が運用として行われる場合には、「発注伝票」の作成は必要であると考えます(金商業等府令第171条)。<br>なお、個別の取引において「発注伝票」の作成が必要かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。 |
| 234 | 「発注伝票」と「運用明細書」(金商業等府令案第177条)の記載事項には共通する項目が多いことから、両帳簿書類を兼ねる書面を認めてほしい。 | 「発注伝票」の作成方法として求められる金商業等府令第171条の規定と、「運用明細書」の作成方法として求められる同府令第170条の規定の両方の要件をすべて満たす場合には、両帳簿書類を兼ねることは可能と考えられます。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)①において、合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねることができることとされています。 |
| 235 | 第一種金融商品取引業と投資運用業を兼ねた場合には、「約定価格」、「約定時間」の記載は第一種金融商品取引業において作成される注文伝票等の記載で代替又は合わせて補完することで省略可能としてほしい。 | 第一種金融商品取引業と投資運用業は異なる業務であることから、それぞれの業務に応じて注文伝票と発注伝票をそれぞれ作成・保存する必要があると考えられます。 |
| 236 | 小規模な投資一任業者にとって「発注伝票」が一律に帳簿書類とされた場合の事務負荷、特に法定要件に対応した発注システムの構築に係るコスト負担が大きいことから、投資一任契約に係る業務については従来どおり、「発注伝票」を帳簿書類から除いてほしい。 | 小規模な業者という理由で帳簿書類の作成・保存を免除することはできませんが、システム開発等に要する期間に係る経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置(1年間の経過措置)を設けることといたします(金商業等府令附則第18条)。 |
| 237 | 投資運用業者がその作成保管を義務付けられる帳簿書類から「発注伝票」を削除してほしい。投資運用業者、特に小規模な投資一任業者にとって、帳簿書類に「発注伝票」が含まれることは事務経費の増加と負荷につながる。「発注伝票」が帳簿書類から削除されない場合には、効率の低下と不必要な重複を回避するため、別途作成が義務付けられる運用明細書等の他の書面をもってこうした要件を充足するとみなしてほしい。更に、「発注伝票」に関する投信法との整合性を勘案してほしい。 | 小規模な業者という理由で帳簿書類の作成・保存を免除することはできませんが、システム開発等に要する期間に係る経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置(1年間の経過措置)を設けることといたします(金商業等府令附則第18条)。<br>「発注伝票」と「運用明細書」を兼ねることに関しては、「発注伝票」の作成方法として求められる金商業等府令第171条の規定と、「運用明細書」の作成方法として求められる同府令第170条の規定の両方の要件をすべて満たす場合には、両帳簿書類を兼ねることは可能と考えられます。<br>なお、監督指針Ⅲ－3－3(1)①において、合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねることができることとされています。<br>また、現行の投信法において作成・保存を求められている発注伝票と金商業等府令第171条の「発注伝票」とは基本的に同内容のものとなっています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票の記載事項** | |
| | **（取引の種類）** | |
| 238 | 現行の投信法施行規則第69条第4項関係別表第七においては、「5　先物取引については、限月及び新規又は決済の別」、「6　オプション取引及び選択権付債券売買については権利行使期間、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料」が記載事項として規定されている。一方、金商業等府令案第178条第1項には先物、オプションの場合の記載事項が規定されていない。これは、先物・オプションに関する当該項目は、同項各号において該当すると思われる項目を適宜記載することが要請されているとの理解でよいか確認したい。 | 「取引の種類」（金商業等府令第171条第1項第2号）、「銘柄」（同項第3号）及び「約定価格」（同項第10号）の記載内容は、それぞれ同府令第158条第1項第3号、第4号及び第11号に定義されています。また、「売付け又は買付けの別」（同府令第171条第1項第4号）の記載内容は、同府令第170条第1項第4号に定義されています。<br>したがって、ご質問の記載事項については、同府令第158条第1項第3号に「取引の種類」として掲げられていますので、「発注伝票」には、該当する項目を記載することになるものと考えられます。 |
| 239 | 現行の投信法施行規則第69条第4項関係別表第七においては、記載事項として「5　先物取引については、限月及び新規又は決済の別」、「6　オプション取引及び選択権付債券売買については権利行使期間、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料」の記載があるが、金商業等府令案第178条第1項には記載が無い。このことは、先物・オプションに関する当該項目は金商法施行後は記載不要との理解でよいか。 | |
| 240 | 発注伝票に記載すべき「取引の種類」（金商業等府令案第178条第1項第2号）、「銘柄」（同項第3号）及び「約定価格」（同項第10号）については、注文伝票に関する同府令案第165条第1項のそれぞれに該当する各号の規定が適用されると理解しているが、同項第3号ニ(3)は、あくまでも受注者（又は自己の取引の発注に係る発注者）が注文伝票に記載する事項であって、発注伝票の記載事項には該当しないとの理解でよいか。 | ご指摘の金商業等府令案第165条第1項第3号ニ(3)においては、限月間スプレッド取引について金商法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る記載事項としていましたが、これを削除し、市場デリバティブ取引全般を対象とするストラテジー取引に係る記載事項として、新たに金商業等府令第158条第1項第3号に項目を設けるよう修正いたします。また、新たに加えたストラテジー取引に係る記載事項は受注者に限定しない規定としています（同号チ）。 |
| | **（指値又は成行の別）** | |
| 241 | 「発注伝票」の記載事項に「指値の場合にあっては、その値段及び注文の有効期限を含む」（金商業等府令案第178条第1項第7号かっこ書）とあるが、指値であってもその日の発注はその日に約定処理され、日を繰り越せば改めて発注し直す実務処理のため、「注文の有効期限」を記載項目として追加することは必要ないと思われる。またこのような理由から、従前においても「注文の有効期限」を発注伝票に記載することは求められていなかったものと考えられる（当該有効期限は、顧客からの発注を受けた証券会社がその管理のため用いているものであり、発注側（顧客側）に義務付けているものではないと考えられる。）。<br>したがって、（　）部分の削除をお願いしたい。削除が難しい場合でも、発注日時と約定日時が同一日に処理される注文については、除外していた | ご意見を踏まえ、注文の有効期限が当日中である場合には記載事項から除外するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第171条第1項第7号）。<br>また、同府令第158条第1項第8号（注文伝票）、第185条第1項第8号（登録金融機関の金融商品仲介補助簿）及び第283条第1項第8号（金融商品仲介業者の金融商品仲介補助簿）についても、同様に規定を修正いたします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | だくこととしてほしい。 | |
| 242 | 金商業等府令案第178条第1項第7号に「指値の場合にあっては、その値段及び注文の有効期限を含む。」とあるが、実態的には注文の殆どを占める当日限り有効な注文についてまで「有効期限」の記載を強制されるとシステム対応に非常なコストがかかることから、当日限り有効な注文については「有効期限」は記載不要としてほしい。 | |
| 243 | 金商業等府令案第178条第1項第7号の「注文の有効期限」を削除してほしい（本件変更については、システム対応の負荷が大きいため）。 | |
| 244 | 「指値又は成行の別」（金商業等府令案第178条第1項第7号）について、VWAP取引等の場合はその旨記載して差支えないか。 | 「指値又は成行の別」に係る具体的な記載内容については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のように「指値」又は「成行」が実態を的確に表されないなどの場合には、VWAP取引等の具体的な記載をすることは可能と考えられます（金商業等府令第171条第1項第7号）。 |
| 245 | VWAP取引や計らい取引のように、厳密には指値とも成行とも言い難いものが存在しているため、金商業等府令案第178条第1項第7号「指値又は成行の別」という分類を以下のように変更してほしい。<br>案①：「指値又は指値以外の別」とする。<br>案②：値段が記載されていれば指値であることは分かるので、「指値又は成行の別」というのは削除し、かっこ書の中の趣旨のみを残す。「指値の場合には、その値段」とする（有効期限については不要と思われる。）<br>案③：解釈として、必ずしも指値又は成行の記載が必要なく、VWAPターゲットやCDあるいは値段OBといった記載を許容する。 | |
| 246 | 記載項目のうち金商業等府令案第178条第1項第7号「指値又は成行の別」は、実態に即した記載方法（例えばVWAP取引や計らい注文）であれば問題ないことを確認したい。 | |
| 247 | 記載項目のうち金商業等府令案第178条第1項第7号「指値又は成行の別」は、店頭取引である債券や通貨には、「指値」や「成行」がない場合があるが、その場合はブランクでよいか確認したい。 | 監督指針Ⅲ－3－3(1)④において、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。」とされているところです。 |
| | **（約定日時）** | |
| 248 | 「約定日時」（金商業等府令案第178条第1項第9号）のうち、約定時刻については、そのデータを入手し発注データと照合を行うことは困難である。<br>投資運用業者は発注先の金融商品取引業者から約定データを入手するが、同府令案第115条の「取引残高報告書」の記載事項には「約定時刻」の規定がないこともあり、約定データの入手は困難と推定される。当該状況を鑑み、「発注伝票」の記載事項である「約定日時」については「約定日」のみの記載も可能としてほしい。また投資運用業として、投信を運用財産に組込む場合（いわゆるファンドラップ）、投信には「約定時刻」の概念がないため、「約定時刻」を記載しなくてもよいか。 | 「約定日時」（金商業等府令第171条第1項第9号）について、約定日のみの記載とすることは、投資運用業における運用財産の売買管理の観点から適当でないと考えられます。なお、現行の投信法において作成・保存が義務付けられている発注伝票においても約定時間は、このような観点から記載事項とされています（現行投信法施行規則別表第7「発注伝票」記載事項4）。<br>また、「同一日において価格が変動しない投資信託受益証券及び投資証券」については、日時に係る記載事項のうち時刻の記載を省略することができることとされています（金商業等府令第171条第3項第4号）。 |

| | | |
|---|---|---|
| 249 | 発注伝票の記載項目として金商業等府令案第178条第1項第9号に「約定日時」が規定されているが、例えば外国株式などは平均単価で約定されることが一般的であり約定時間が通知されない場合も存在する。このような場合、約定時間は記載不要という理解でよいか確認したい。また、その場合、一括注文した時に添付を義務付けられている「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」(同条第3項第1号)も不要と考えてよいか確認したい。 | ご意見を踏まえ、外国株式、国内株式の別にかかわらず、「約定価格」として平均単価を用いる場合は約定時間の記載は不要とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第171条第3項第3号)。<br>一括注文の場合、約定結果について運用財産ごとに適切な配分が行われること、また事後にその内容の検証が可能であることが必要であり、「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」(同項第1号)は必要であると考えられます。 |
| | **(他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者の商号又は名称)** | |
| 250 | 「他の者が運用財産の保管を行っているときは、その者の商号又は名称」(金商業等府令案第178条第1項第11号)における「名称」は、受託銀行別の社内コード等、その者を特定できればよいかを確認したい。 | ご意見を踏まえ、帳簿書類の記載事項については、当該金融商品取引業者において統一した取扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができる旨、監督指針に記載することとします(監督指針Ⅲ－3－3(1)⑧)。 |
| | **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票の作成方法** | |
| | **(「注文を受けたときに速やかに作成」)** | |
| 251 | 金商業等府令案第178条第2項第1号において「発注時に作成すること。」と規定されているが、約定数量(同条第1項第6号)、約定日時(同項第9号)及び約定価格(同項第10号)など発注時に記載することが不可能な事項が存在することから、注文伝票に係る規定(同府令案第165条第2項第1号)と同様、「原則として、発注時に速やかに作成すること。ただし、発注時に記載することができない事項又は速やかに作成することが困難なものについては、この限りでない。」と規定してほしい。 | 「注文伝票」(金商業等府令第158条)における「注文を受けたときに速やかに作成することが困難なもの」(同条第2項第1号ただし書)とは、同号ただし書に記載されているように「銘柄の異なる複数の有価証券に係る注文を一度に受けた場合等」物理的に受注時に速やかに作成することが困難なものを想定しているものと考えられます。<br>ご指摘の発注時に記載することが不可能な事項については、当然、発注時に記載する必要はなく、記載可能となった時点で速やかに記載すべきものと考えられます(金商業等府令第171条第2項第1号)。 |
| 252 | 「発注伝票」は「発注時に作成すること」(金商業等府令案第178条第2項第1号)となっているが、「約定数量」(同条第1項第6号)、「約定日時」(同項第9号)及び「約定価格」(同項第10号)については発注時に記載することはできない(同条第2項第5号において電磁的記録により作成する場合は当該項目が除外されている。)。「約定数量」、「約定日時」及び「約定価格」の3項目については約定結果を受けてからの記載を明記、又は、第2項第5号と同様に作成時の項目から外すことを明記してはどうか。 | 金商業等府令第171条第2項第5号イは、発注伝票を電磁的記録により作成する場合において、発注内容を事後的に電子計算機に入力するのではなく、発注を行うまでに入力しなければならないことを明確にするために設けられた規定であります。<br>したがって、発注伝票を「紙」により作成する場合においても、ご指摘の発注時に記載することが不可能な事項については、当然、発注時に記載する必要はなく、記載可能となった時点で速やかに記載すべきものと考えられます。 |
| | **(発注伝票のつづり込み方法)** | |
| 253 | つづり込みの方法として「運用財産の保管を行っている者ごと、日付順」(金商業等府令案第178条第2項第2号)とされ、また、一括注文の場合には「銘柄順かつ日付順」(同項第4号)となっているが、発注伝票を保存する場合のつづり方については「日付順」のみとしてほしい。 | ご意見を踏まえ、保存方法は「日付順」のみとするよう規定を修正いたします(金商業等府令第171条第2項第2号・第4号)。 |
| 254 | 「発注伝票」を受託銀行別に保管することは、必ずしもベストな整頓方法ではないと考えられるため、「運用財産の保管を行っている者ごとに別つ | |

| | | |
|---|---|---|
| | づりと」（金商業等府令案第178条第2項第2号）することは削除するか、運用財産ごとに保管することを許容してほしい。 | |
| 255 | 「運用財産の保管を行っている者ごとに別つづり」（金商業等府令案第178条第2項第2号）とあるが、分別管理の原則からすると「運用財産ごとに別つづり」の方が望ましいのではないか。 | |
| 256 | 一括注文にかかる発注伝票の保存方法（金商業等府令案第178条第2項第4号）について、より実情にあった保存方法も認めていただけるよう、変更を要望したい。<br>発注伝票の保存方法について、「銘柄順かつ日付順につづり込んで保存するものとする。」となっているが、この保存方法の場合、例えば「立会内」「立会外」、「市場外」といった執行条件の区分が分からなくなると考える（実際、当局の検査において、こうした執行条件の事跡を明確にするよう、指摘を受けた事実もある。）。当該条文については、「日付順に銘柄や執行条件などを区分して保存するものとする」というような表現に変更してほしい。 | 「銘柄順かつ日付順につづり込んで保存する」ことと、「立会内」、「立会外」、「市場外」といった執行条件の区分が分からなくなってしまうということは別の問題であると考えられます。<br>なお、保存方法の要件を「日付順」のみとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第171条第2項第4号）。 |
| | **（「一括発注」）** | |
| 257 | 金商業等府令案第178条第2項第4号における「一括注文」は、第一種金融商品取引業に係る「注文伝票」と投資運用業に係る「発注伝票」が明確に区別されていることを勘案し、監督指針案において使用されている「一括発注」に統一してほしい。 | ご意見を踏まえ、「一括発注」に規定を修正いたします（金商業等府令第171条第2項第4号）。 |
| 258 | 金商業等府令案第178条第2項第4号において規定される「一括注文」は、「複数の運用財産に係る同一有価証券の同一銘柄の注文を一括して金融商品取引業者に発注する場合」と定義されていることから、投資一任契約の顧客資産と投資信託財産に係る同一銘柄の注文を一括して発注することが可能であることを確認したい。 | 運用財産が投資信託財産又は投資一任契約財産であるかにかかわらず、一括注文を行うことは可能ですが、運用財産間の公平性が確保された上で行う必要があることに留意が必要です（監督指針VI-2-2-1-(2)②、VI-2-3-1-(2)②、VI-2-4-1-(2)②参照）。 |
| 259 | 複数の運用財産に係る一括注文（金商業等府令案第178条第2項第4号）につき、投資運用業者界では現状大きな混乱が生じている。日本の投資運用業者からの委託を受けた「関係外国運用業者」が運用する投資信託、一任勘定（投資一任口座と海外に拠点を置く集団投資スキームのビーグルを含む。）のための一括注文が許容されることを確認させてほしい。投資信託勘定と投資一任勘定の運用者にかかる一括注文が許容されることで、価格の差異を回避し、口座間の公平性の実現が可能になる。 | ご指摘の「日本の投資運用業者からの委託を受けた『関係外国運用業者』が運用する投資信託、一任勘定のための一括注文」についても、定義府令第16条第1項第2号の要件を満たす場合には、可能と考えられます。 |
| 260 | デリバティブ取引についての「一括注文」（金商業等府令案第178条第2項第4号）に係る規定を整備してほしい。 | 金商業等府令第171条第2項第4号に規定する「一括発注」の対象となる「銘柄」には、デリバティブ取引に係るものが含まれているものと考えられますので（同府令第158条第1項第4号参照）、デリバティブ取引に係る「一括発注」も可能であると考えられます。 |
| | **（発注伝票を電磁的記録により作成する場合）** | |

| | | |
|---|---|---|
| 261 | 金商業等府令案第178条第2項第5号イにおいて、発注伝票を電磁的記録により作成する場合は、同条第1項各号に掲げる事項を「発注を行うまでに電子計算機へ入力すること。」と規定されているが、同項第8号「発注日時」については、発注が終了するまでは入力することが不可能であることから、除外規定に追加してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令第171条第1項各号に掲げる事項を、電子計算機へ入力すべき時点を明確にするよう、規定を修正をいたします（同条第2項第5号イ）。 |
| 262 | 「発注内容を電子計算機へ入力した日付及び時刻が自動的に記録されていること。」（金商業等府令案第178条第2項第5号ロ）と規定されているが、この内容をデータとして所持しておけば足りるものと考えられ、発注伝票にまで印字する必要はないと思われる。また、従前求められていなかった規定であり、規定そのものに積極的な必要性がないのであれば削除してほしい。もし削除が難しく、当該規定を残す場合には発注伝票にまで印字することを求めるものではないことを明記してほしい。 | 当該規定は、発注伝票を電磁的記録により作成する場合に、発注内容を電子計算機へ入力した日付及び時刻が自動的に電磁的記録により記録されることを求めているものであり、入力時刻を発注伝票に印字することを求めているものではありません。 |
| 263 | 通貨の取引においてPCのスプレッドシートに発注内容を入力し、約定後にそのデータをシステムにアップロードする事務手順をとる場合があるが、スプレッドシートへの入力が、ここでいう「発注を行うまでに電子計算機へ入力」（金商業等府令案第178条第2項第5号イ）したとみなせるという理解でよいか確認したい。 | 「発注伝票」を電磁的方法により作成する場合に、金商業等府令第171条第2項第5号の要件を満たしているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼投資運用業を行う者が作成すべき発注伝票に係る特則** | |
| 264 | 金商業等府令案第178条第1項第1号が「運用財産の名称その他の運用財産を特定するために必要な事項」と規定されていることに伴い、一括注文の場合について定めている同条第3項において、「一括注文に係る運用財産の名称」の下に「その他の運用財産を特定するために必要な事項」を追記してほしい。 | ご意見を踏まえ、「・・・運用財産の名称その他の運用財産を特定するために必要な事項・・・」と規定を修正いたします（金商業等府令第171条第3項第1号）。 |
| | **（運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面）** | |
| 265 | 「発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（金商業等府令案第178条第3項第1号ただし書）とは、例えばどのようなものか確認したい。 | 「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（金商業等府令第171条第3項第1号ただし書）には、個々の運用財産ごとに、「当該運用財産の名称その他の運用財産を特定するために必要な事項」、「当該運用財産の保管を行っている者の商号又は名称」、「発注数量（個々の運用財産ごとの発注数量）」、「約定数量（一括発注により約定が成立した数量を各運用財産に配分した数量）」が明らかになっている必要があると考えられます。 |
| 266 | 一括注文に係る「約定時間」は記載を省略できる（金商業等府令案第178条第3項第1号）とあることから、添付する「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（同号ただし書）における記載事項にも約定時間は含まれないことを確認したい。 | 「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（金商業等府令第171条第3項第1号ただし書）には、「約定時間」を記載することは求められていないものと考えられます（同号）。<br>なお、一括注文に係る「約定時間」が省略できる場合は、「同一日における同一銘柄の取引について、当該取引の単価の平均額を約定価格とすることについてあらかじめ発注先の金融商品取引 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 業者との間で合意がある場合」に「約定価格」を「平均額」で「発注伝票」に記載した場合（金商業等府令第171条第3項第2号参照）であることに留意が必要です。 |
| 267 | 一括注文において、添付する「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（金商業等府令案第178条第3項第1号ただし書）における記載事項に、発注株数が含まれないことを確認したい。運用財産ごとの発注依頼株数が特定されていれば、「運用財産ごとの発注依頼株数に総約定株数を総発注株数で除したものを乗じることで、運用財産ごとの約定株数が算出される」ことから、一括注文した発注株数まで事後的に運用財産ごとに算出する必要性は低いと考える。 | 一括発注の「発注伝票」に記載する「発注数量」（金商業等府令第171条第1項第5号）には、個々の運用財産ごとの発注数量の合計を記載することとなり、添付する「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（同条第3項第1号ただし書）には当該一括発注の発注数量の合計を記載する必要はないものと考えられます。<br>なお、この場合において、「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」では個々の運用財産ごとの発注数量が明らかになっている必要があるものと考えられます。 |
| 268 | 金商業等府令案第178条第3項第4号において、電磁的記録により作成されている発注伝票の記載事項を書面へ出力する場合は、「一覧表により出力することができる。」とされているが、同項第1号により記載事項を省略している場合、添付を要する「発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」の扱いはどうなるのか。仮に、この書面を1つ1つ添付するということになると、一覧表形式とする意味が薄れてしまうこととなる。 | 一括発注（金商業等府令第171条第2項第4号）の場合には、「運用財産ごとに発注伝票の記載事項の内容を明らかにした書面」（同条第3項第1号ただし書）を含めたものが「発注伝票」に該当するものと考えられます（同条第3項第1号）。<br>ご質問の件につきましては、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により作成している場合には、同項第5号の規定により「一覧表により表示又は出力することができる」ものと考えられます。なお、この場合において、当該書面に記載すべき事項がどの一括発注に係るものか明確にしておく必要があることに留意が必要と考えられます。 |
| | **（平均額）** | |
| 269 | 金商業等府令案第178条第3項第2号「一括注文に係る約定価格　あらかじめ発注元の金融商品取引業者との間で合意がある場合には、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができる。」について、このままでは複数ファンドを一括した場合のみにしか、「平均単価」を伝票に記載できないとしか読めない。しかしながら、「平均単価」そのものは「あらかじめ発注元の金融商品取引業者との間で合意がある場合には、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価とすることが可能」であると理解しており、単一のファンドでも平均単価を利用した場合に、当該単価を発注伝票に記載できることが明確に分かるよう、手当をお願いしたい。 | ご意見も踏まえ、一括注文の場合に限らず、あらかじめ発注先の金融商品取引業者との間で合意している場合は約定価格として平均単価を記載することができるよう、また、その場合には約定時間を省略できるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第171条第3項第2号・第3号）。 |
| 270 | 単独で運用しているファンドにおいて、同一の銘柄を分割して発注した場合においても、金商業等府令案第178条第3項第2号に規定する平均単価の利用ができることを確認したい。 | 一括注文の場合に限らず、あらかじめ発注先の金融商品取引業者との間で合意している場合は約定価格として平均単価を記載することができるよう、また、その場合には約定時間を省略できるよう規定を修正いたします（金商業等府令第171条第3項第2号・第3号）。 |
| 271 | 金商業等府令案第178条第4項における「取引契約書」とは、どのような取引に係るものを想定しているのか明らかにしてほしい。 | 個別の取引契約書が作成され、その中で運用財産及び運用内容を特定するために必要な事項が記載されている場合には当該契約書を発注伝票とすることができるとしたものであり、特定の取引を想定しているものではありません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼帳簿書類の保存期間** | |
| | **（注文伝票の保存期間）** | |
| 272 | 発注伝票の保存期間が5年間から7年間に変更になっているが、従来の5年間でも十分だと思われ7年間にすると保存のためのコストが過大となるため、5年間に戻してほしい。 | 平成19年2月の証券取引等監視委員会の建議（注文伝票）や会社法上の計算書類は保存期間が10年であることを踏まえ、帳簿書類の保存期間を定めているものであり、一律に保存期間を5年とすることは適当でないと考えられます（金商業等府令第157条第2項）。 |
| 273 | 注文伝票の保存期間7年は、他の帳票に合わせて10年で構わないのではないか（ただし、例え7年であっても現行の5年保存の伝票は、いつの分から延長するのかを明示する必要があると考える）。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。なお、帳簿書類の保存期間については、当該帳簿書類が作成された時点における保存期間の定めに従う必要があります。 |
| | **（交付書面の記載内容が同一である場合）** | |
| 274 | 金商業等府令案第164条第1項第1号ハ及びニに関しては、複数の顧客との取引の間で共通の記載事項がある場合は、その共通記載事項部分は一つだけ保存し、顧客ごとに異なる記載部分のみそれぞれ保存する形式は認められるか。 | 金商業等府令第157条第1項第1号は、金融商品取引業者が顧客等に対し交付した書面の写しの作成・保存義務を規定しており、交付した書面の記載事項の一部のみが保存されるような取扱いは適切ではありません。<br>なお、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。 |
| 275 | 金商業等府令案第164条第1項第1号について、金商法第37条の3第1項に規定する書面（契約締結前の書面）の写しのうちの上場有価証券等書面や目論見書、金商法第40条の2第5項に規定する書面（最良執行方針）の写しは、顧客に配布する書面の内容は同一であることから、全顧客分の写しではなく、交付した書面を1部のみ5年間保存しておけばよいと考えればよいか。最良執行方針のように全顧客に配布する資料を顧客分保管する場合には、証券会社によっては、数百万部の書面を在庫として保管することになるため、印刷コスト、保管コストは膨大になる。また、全顧客に同一の内容を配布することから（したがって顧客ごとに内容の差はでてこないことから）、単に全顧客分の写しを保存することは投資者保護につながらないと考えられる。 | 金商業等府令第157条第1項第1号に規定する帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する必要がありますが、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。<br>なお、金商業等府令第80条第1項第1号に規定する上場有価証券等書面、同項第3号に規定する目論見書及び同項第4号ロに規定する契約変更書面については、契約締結前交付書面ではないため、金商業等府令第157条第1項第1号イ（3）に規定する書面に該当しませんが、契約締結前交付書面に代替する書面とし顧客に交付される重要な書面であることから、帳簿書類の対象とするよう、規定を修正いたします（同号ロ～ニ）。<br>また、金商業等府令第157条第1項第1号イ（5）に規定する帳簿書類は、「最良執行方針」の写しではなく、顧客から求められたときの「最良執行説明書」の写しであり、その内容は交付書面ごとに異なるものと考えられます。 |
| 276 | 契約締結前書面の写し（金商業等府令案第164条第1項第1号ハ）や最良執行説明書の写し（同号ホ）については、同一書面を複数（多数）顧客に交付するケースがあり、この場合には、各顧客に交付した書面自体の写しを保管するのではなく、マスターコピー一部と交付先リストの保管でも十分 | 金商業等府令第157条第1項第1号に規定する帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する必要がありますが、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せ |

| | | |
|---|---|---|
| | か。 | て交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。なお、最良執行説明書(同号イ(5))については、顧客から求められたとき交付するものであり、その内容は交付書面ごとに異なるものと考えられますので、通常は交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法による保存の対象とはならないものと考えられます。 |
| 277 | 金融商品取引業者等が保存すべき業務に関する帳簿のうち、特定投資家が特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出た場合の承諾書面については、当該書面の写しを保存すること(金商業等府令案第164条第1項第1号イ)とあるが、同一内容の書面を複数の顧客に交付する場合、当該写しを1つ保存し、採番管理をすることにより、どの顧客に、いつ、どの書類を交付したか分かるよう管理を行うことが可能か。 | 金商業等府令第157条第1項第1号に規定する帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する必要がありますが、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。 |
| | **(包括同意書面)** | |
| 278 | 金商業等府令案第164条第1項第2号ハに掲げる同府令案第160条第7号イに規定する書面(非公開情報授受の同意書面)の保存年限は、その作成の日から5年間となっているが、取引先から、一件ごとの同意書面ではなく、包括同意書面を徴している場合の保存年限は、その取引先の口座が閉鎖されるか、又は、同意書面が無効となってから5年間と考えてよいか。 | ご指摘を踏まえ、金商業等府令第157条第1項第2号に掲げる帳簿書類については、その効力を失ってから5年間保存することとするよう、規定を修正します(同条第2項)。これに伴い同様の規定である同府令第181条第2項及び第184条第2項を修正いたします。 |
| | **(新たに帳簿書類となったものについて作成・保存を開始する時期)** | |
| 279 | 新たに法定の保存期限が定められた帳簿書類(例えば金商業等府令案第164条第1項第2号ハに掲げる非公開情報の授受に係る書面同意書)について金商法施行前に作成された同帳簿には適用がないとの理解でよいか。 | 施行前の証券会社行為規制府令第12条第1項第7号の同意は、施行後の金商業等府令第153条第7号イの同意とみなされること(金商業等府令附則第29条)から、帳簿書類の保存期間については、金商業等府令の定めに従う必要があります。 |
| | **(電磁的記録による保存)** | |
| 280 | 業務に関する帳簿書面のうち、顧客への交付書面(契約締結前・締結時等交付書面など)について、電子処理(イメージ処理)したものをサーバー等に保存することで問題ないか。 | 帳簿書類の電磁的記録による保存については、e文書法(「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」)により認められているところです。また、保存媒体については、金商法令のほか、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第4条及び監督指針の要件を満たす必要があることに留意が必要です。 |
| **No.** | **●事業報告書の提出等〔第46条の3〕** | |
| | **▼事業報告書** | |
| 1 | 金商業等府令案別紙様式第十二号では、業態によらず統一様式となっているため、本来報告義務のない事項までが様式として定義されてしまっている(例えば、「自己資本比率規制の状況」は法令上は第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者にのみ報告が義務付けられているもので | 金商法においては、現行の証券業、投資信託委託業などの縦割りの規制を見直し、金融商品取引業として規制の包括化・横断化を図っています。このような趣旨を踏まえ、事業報告書についても統一した様式を定めることとしました。<br>金商業等府令別紙様式第十二号の記載に際し |

| | | |
|---|---|---|
| | あるが、事業報告書の様式が共通のため、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者以外も記載が必要になっている。)。よって、事業報告書の様式を業態毎に分けるか、様式中の各項目ごとに記載すべき業態、記載の必要がない業態を明示するのが望ましい。 | ては、行う業に応じて記述すべき事項を見出しや注意事項等によって明確化しています。<br>金商業等府令別紙様式第十二号の記載に関し、各金融商品取引業者が行わない業務に係る項目については、記載は必要ないものと考えられます。また、記載を要しない項目について、項目を省略しても問題はないと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「1(10)自己資本規制比率の状況」について、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが対象であることを明確化するよう、注意事項を修正いたします。 |
| 2 | 金融商品取引業者が提出する事業報告書は、第一種金融商品取引業、投資運用業等の区別無く別紙様式第十二号に統一されたが、投資運用業のみを行う金融商品取引業者にとって記入の要否が明確となる様式としてほしい。<br>また、記載を要しない業務に係る様式の部分については、当該項目を省略できるような規定としてほしい。更に、様式の記載項目順は「共通事項」「第一種金融商品取引業」「投資運用業」等、明確にしてほしい。 | 金商業等府令別紙様式第十二号の記載に際しては、行う業に応じて記述すべき事項を見出しや注意事項等によって明確化しています。<br>なお、投資運用業のみを行う者が記載する項目は、別紙様式第十二号「1 業務の状況」の(1)から(8)及び(18)から(22)並びに「2 経理の状況」となります。<br>金商業等府令別紙様式第十二号の記載に関し、各金融商品取引業者が行わない業務に係る項目については、記載は必要ないものと考えられます。また、記載を要しない項目について、項目を省略しても問題はないと考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の事業報告書の様式は、金融商品取引業の種別にかかわらず、金融商品取引業者すべてに同じものが適用されるので、金融商品取引業の種別によっては該当しない項目も多いが、その場合、該当しない項目についてはなんら記載を要しないとの理解でよいか(例えば、投資法人資産運用業のみを行っており、金商法第2条第8項第12号ロや同項第15号に掲げる行為等を行っていないような金融商品取引業者については、事業報告書の業務の状況(19)や(21)については、項目すら設けずなんら記載を要しない。)。 | 金商業等府令別紙様式第十二号の記載に関し、各金融商品取引業者が行わない業務に係る項目については、記載は必要ないものと考えられます。また、記載を要しない項目について、項目を省略しても問題はないと考えられます。 |
| 4 | 金商業等府令案別紙様式第十二号 の「1業務の状況 (14)～(23)」については、投資信託委託業者や証券投資顧問業に係る業務を行っていない会社は記載しなくてもよいか。また、要記載となった場合は、受益証券やみなし有価証券の各取扱いについては同様式中、「(9)」に記載すべきか、「(14)～(16)」で記載すべきか、それはどのように分類されるのか。 | 金商業等府令別紙様式第十二号の記載に関し、各金融商品取引業者が行わない業務に係る項目については、記載は必要ないものと考えられます。また、記載を要しない項目について、項目を省略しても問題はないと考えられます。<br>「1業務の状況」の「(9)」は第一種金融商品取引業の状況について記載することとしており、第一種金融商品取引業以外の業務の状況については、「(9)」以外の記載を要する項目でそれぞれ記載する必要があります。 |
| 5 | 事業報告書の様式については、金融商品取引業者として記載すべき内容の詳細な定義をしてほしい。 | 金商業等府令別紙様式第十二号の各項目の見出しや注意事項等において、記載すべき場合や範囲等について必要な説明を行っています。 |
| 6 | ファンド連結について、ファンド運用会社が有価証券報告書を提出している場合は、同報告書の要領で金商業等府令案別紙様式第十二号の財務諸表を作成するということでいいか確認したい。<br>一方、有価証券報告書を提出していないファン | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第47条の2に基づき提出する事業報告書は、有価証券報告書提出の有無にかかわらず、単体ベースの財務状況を作成することになります。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ド運用会社の場合、大会社でない場合は、ファンド連結を前提としないということでいいか。 | |
| | **（営業所の状況）** | |
| 7 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の「1業務の状況(7)営業所の状況」において、第一種金融商品取引業及び投資運用業を行う金融商品取引業者で、同一の所在地において業務を行う場合は、どのように記載するのか。例えば「種別毎の営業所の状況の記載」か。又は「合算して記載」か。 | 金商業等府令別紙様式第十二号の1(7)「営業所の状況」については、業務に係る記載は不要です。 |
| | **（業務の状況）** | |
| 8 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の「1業務の状況」の「(9)業務の状況」においては、現行の営業報告書と異なり、「②有価証券の売買の媒介等の状況」が新たに追加されているが、ここでは金商業等府令案第167条の「媒介又は代理に係る取引記録」に対応した、売買株数や売買金額を記載するという理解でよいか。 | 貴見のとおり、金商業等府令別紙様式第十二号の1(9)「有価証券の売買の媒介等の状況」については、有価証券の媒介又は代理に係る実績の記載を求めるものですが、その旨を明確化するため、(9)の注意事項を修正いたします。 |
| | **（自己資本規制比率の状況）** | |
| 9 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の「1業務の状況(10)自己資本規制比率の状況」については、金商法において規制の対象となっていない第二種金融商品取引業を行う業者についても、記載する必要があるか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「1(10)自己資本規制比率の状況」について、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが対象であることを明確化するよう、注意事項を修正いたします。 |
| 10 | 第一種金融商品取引業を行わない者は、金商法第46条の6の自己資本規制の適用を受けないわけであるから、金商業等府令案別紙様式第十二号の「1業務の状況(10)自己資本規制比率の状況」は、記載しないという理解でよいか確認したい。 | |
| 11 | 金商業等府令案別紙様式第十二号について、特定の種別の金融商品取引業者のみを念頭においていると思われる項目については、その旨を明確にしてほしい(例えば、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者を念頭においていると思われる項目(「1(9)業務の状況」)について、助言・代理業のみを行う業者についても記載が必要であるかのように読める。)。 | |
| | **（分別管理の状況）** | |
| 12 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「1業務の状況(11)分別管理の状況」の③「有価証券」には、みなし有価証券は含まれないとの理解でよいか。みなし有価証券については、ペーパーが発行されるわけではないので、具体的な管理方法を記載することができない。その記載が必要である場合には、みなし有価証券の管理方法として想定しているものについて、明確にしてほしい。 | 金商法第43条の2の分別管理の対象となる有価証券には、同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利も含まれており、これらの権利も含めた有価証券の管理の方法を、金商業等府令第136条において規定しています。<br>なお、金商業等府令別紙様式第十二号1(11)「分別管理の状況」においては、「②(注意事項)1」にあるように、金商法第43条の2第1項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載することとしています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況）** | |
| 13 | 金商業等府令案別表様式第十二号の(13)の文中、「(11)から(13)に準じて」ではなく「(11)から(12)に準じて」であると思われる。 | ご意見を踏まえ、「(11)及び(12)に準じて」に修正いたします。 |
| | **（投資一任契約に係る業務の状況）** | |
| 14 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の「1　業務の状況」の「(19)投資一任契約に係る業務の状況」における「①　契約件数等」の契約件数は、(注意事項)にあり現行使用されている「契約数」としてほしい。また、表の「特金等」の欄は、現行とおり「その他」としてほしい。 | (注意事項)における「契約数」を「契約件数」に、「特金等」を「その他」に修正いたします。 |
| 15 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「1業務の状況(19)投資一任契約に係る業務の状況」において、「ラップ口座による契約」は「特金等」の欄に記載することは妥当か。 | 貴見のとおりと考えられます。なお、ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「1(19)①」の表中、項目名「特金等」を「その他」に修正いたします。 |
| | **（業務の状況に係るその他の事項）** | |
| 16 | 金商業等府令案別紙様式第十二号について、多数の顧客や受益者を対象として業務を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者及び投資運用業を行う金融商品取引業者がどのような収益構造となっているかといった情報は、当該業者と取引を行う者にとって重要であると考えられるため、投資運用業を行う金融商品取引業者についても収益構造が把握できる様式とすべきではないか。例えば、別紙様式第十二号の「1業務の状況」の(19)～(22)の業務の状況として、それらの業務の報酬を記載するなどとしてほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「1業務の状況」について、(19)投資一任契約に係る業務の状況、(20)投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況、(21)法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況、(22)投資助言業務の状況において、それぞれ、運用受託報酬等を記載するよう、修正いたします。<br>また、同府令別紙様式第十六号についても、同様に修正いたします。 |
| 17 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の事業報告書について、「有価証券」(「1業務の状況」の(9)及び(11))と「みなし有価証券」(同(15))が意図的に区別されている部分がある一方、区別されずに単に「有価証券」とのみ書かれている部分がある。この場合には「みなし有価証券」を含むのか否かが明確でないため、様式において明確化するか、少なくとも監督指針にⅢ－3－3(1)④のような記載を行い、記載内容を明確化してほしい。 | 金商業等府令で用いられる「有価証券」の用語については、金商法と同様に、特段の限定がない限り、金商法第2条第2項各号のみなし有価証券も含まれます。金商業等府令第1条第1項において「有価証券」とは「金商法第2条に規定する有価証券」と規定されているのは、その趣旨からであり、これは別紙様式においても同様です。<br>別紙様式第十二号において、各項目の記載対象となる「有価証券」の範囲について特段の限定を付しているものは、各項目の柱書や注意事項等で明確にしています。 |
| | **（経理の状況に係る記載要領）** | |
| 18 | 現行の営業報告書の作成については、証券会社府令第32条第2項において、添付書類として別表第4の形で計算書類に係る注記事項を規定しているが、金商業等府令案においては当該規定が削除されている。これら注記事項は各社が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、例えば会社法の規定により作成する計算書類と同様のものを適宜に付すという理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、現行の証券会社府令別表第4と同様の事項について、事業報告書に添付を求めることとするよう、金商業等府令別紙様式第十二号の経理の状況の記載要領を修正いたします(別紙様式第十二号「2　経理の状況」(記載要領)7)。 |
| 19 | 現行の証券会社の営業報告書には、証券会社府令第32条第2項の規定に基づき「重要な会計方針」等を記載した書類の添付が求められていたが、金商業等府令案ではその旨の記載がない。これは、各業者が、一般に公正妥当と認められる企 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 業会計の慣行に従い、例えば会社法の規定により作成する計算書類と同様のものを適宜に付すという理解でよいか。 | |
| 20 | 金商業等府令案第181条第3号「イ 貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）」の「関連する注記」とは、具体的に何を注記すればよいか。これらは、会社法の会社計算規則第129条の注記表の3．貸借対照表、4．損益計算書、5．株主資本等変動計算書のそれぞれの注記が対応するものと考えればよいか。現在は、証券会社府令第32条の営業報告書の添付書類として別表第4が規定されており、（ただし、株主資本等変動計算書は、別表第4にその記載が無いので、それを除き）それらを関連する注記として記載している。また、通常、注記を2事業年度分にわたって併記される例は、連結ベースの有価証券報告書に限定されていると思うので、単独の財務諸表を開示する目的の説明資料に、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書のみならずそれらの注記までも2事業年度分併記させるのは、いかがと思うが、どうか。 | ご意見を踏まえ、現行の証券会社府令別表第4と同様の事項について、事業報告書に添付を求めることとするよう、金商業等府令別紙様式第十二号の経理の状況の記載要領を修正いたします。<br>また、金商業等府令第174条第3号イの関連する注記は、ご意見のとおり当該事業報告書の規定に従うこととなります。<br>なお、金商法第46条の4に規定する説明書類は、5年分の縦覧が可能な有価証券報告書等の開示に係る書類と異なり、毎事業年度経過後1年間のみ公衆の縦覧に供することとなっているものであるため、金融商品取引業者の業務及び財産の状況を継続的に確認することを可能とする観点から、2事業年度分の注記の記載を求めることとしているところです。 |
| 21 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「2 経理の状況」において、第一種金融商品取引業及び投資顧問業を行う者は「様式A」により作成することでよいか。また、この場合、「投資顧問料」の計上については、営業収益の中の、「その他受入手数料」に付記すればよいか（換言すれば、現行の投資顧問業法施行規則の別表22（記載上の注意）〔第6面から第8面まで〕3に記載されている内容を踏襲すればよいか）。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 22 | 金商業等府令案別紙様式第十二号について、複数の業を兼業する業者の場合、「2 経理の状況」を記載する様式は、「様式A」、「様式B」、「様式C」のいずれにより作成すべきかを、より明確にしてほしい。 | 金商業等府令別紙様式第十二号「2 経理の状況」記載要領1において、金融商品取引業者が行う業に応じて使用する様式を明記しています。複数の業を兼業する場合においても、第一種金融商品取引業を行っている者は様式A、投資信託委託業を行っている者は様式B（ただし、第一種金融商品取引業と投資信託委託業を兼業している者は、両業務の規模等により個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。）、第一種金融商品取引業及び投資信託委託業のいずれも行っていない者は様式Cを使用すべきものと考えられます。 |
| | **（損益計算書）** | |
| 23 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「2経理の状況の「（注意事項） 2損益計算書」において、「当該利益又は当該損失については、それらを示す名称を付した科目をもって記載すること」とあるが、「特別利益又は特別損失については、それらを示す名称を付した科目をもって記載すること」の誤りではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「2 経理の状況」に関し、所要の修正をいたします。 |
| 24 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「2 経理の状況」について、金融商品取引業者が作成する | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「2 経理の状況」に関し、損益計算書から経 |

| | | |
|---|---|---|
| | 計算書類が会社法計算書類と異なるところがある（損益計算書の経常損益、営業損益、営業外損益及び特別損益の各区分の記載や、株主資本等変動計算書がいわゆる縦型になっている）。別紙様式第十二号「2」においても、会社法計算規則のように、損益計算書の各区分記載を省略したり、横型の株主資本変動計算書が許されるか。 | 常損益の部を削除するなど所要の修正をいたします。<br>なお、株主資本等変動計算書については、内容の変更を生じないものについては表を横書きにしたものでも支障ないものと考えられます。 |
| 25 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「2　経理の状況」に関し、従来の商法施行規則では「経常損益の部」、「特別損益の部」、「営業損益の部」、「営業外損益の部」といった区分表示が設けられていたが、会社計算規則では財務諸表等規則にならい、これらの「部」の区分が廃止された背景がある。別紙様式第十二号「2　経理の状況」についても、「経常損益の部」、「特別損益の部」の表題を削除してほしい。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「2　経理の状況」に関し、損益計算書から経常損益の部を削除するなど所要の修正をいたします。 |
| | **（株主資本等変動計算書）** | |
| 26 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「2　経理の状況」中の「株主資本等変動計算書」については、一般的には財務諸表等規則の様式第4号に定める横書きの記載を採用している会社が多いと思われるので、事務効率の観点から横書きの記載を容認してほしい。また、上場証券会社においては、通常、オフサイトモニタリングを含め、計数に係る書類は百万円単位で作成している。事務効率の観点から、「2　経理の状況」の「様式A」により作成する会社については、経理の状況において百万円単位の記載を容認してほしい。表示単位未満の端数の取扱いについては、四捨五入、切捨てのどちらも認められるようにしてほしい。 | 金商業等府令別紙様式第十二号は、監督上の必要により報告を受けるものであり、その記載様式や単位（端数処理を含む。）は各業者ごとに異なることなく統一されている必要があるため、原則として別紙様式第十二号のとおり作成することが必要となります。<br>ただし、「2　経理の状況」中、「株主資本等変動計算書」の記載について、内容の変更を生じないものについては表を横書きにしたものでも支障ないものと考えられます。 |
| | **（附属明細表）** | |
| 27 | 金商業等府令案別紙様式第十二号「2　経理の状況」「様式A」「(4)附属明細表」の「②有形固定資産等明細表」のうち、有形固定資産以外の資産については、「当期末残高」の欄は減価償却累計額控除後の金額を記載し、取得原価ベースの残高及び減価償却累計額の記載は省略することができるとしてはどうか。<br>連結財務諸表規則第29条、財務諸表等規則第30条、会社計算規則第112条では、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を表示しなければならないこととされている。記帳方法として帳簿価額から直接減額するとされていることからすると、別紙様式第十二号(4)の附属明細表においても、有形固定資産のみ取得原価ベースの残高と減価償却累計額を記載し、その他については簿価ベースのみの記載も容認すべきものと考える。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「2　経理の状況」の「（注意事項）4②」において、この様式によるほか帳簿価額により記載することができる旨等の記載を追加するよう、修正いたします。 |
| 28 | 金商業等府令案別紙様式第十二号の「2　経理の状況」「（注意事項）」「4　附属明細表」中、⑤引当金明細表のイに「（退職給付引当金を除く。）」と | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号「2　経理の状況」の「（注意事項）4⑤イ」において、「・・・引当金（退職給付引当金を除く。）」を |

| | | |
|---|---|---|
| | あるが、退職給付引当金についても引当金明細表に含めるべきではないか。財務諸表等規則様式第十三号で同様に除くとされているのは、退職給付引当金について別途、財務諸表等規則第8条の13を踏まえた注記をしているためであり、そのような記載が要求されていない同別紙様式第十二号「2　経理の状況」「(注意事項)4⑤」においては、退職給付引当金を引当金明細表に含めるべきと考える。 | 「・・・引当金(退職給付引当金を含む。)」とするよう、修正いたします。 |
| | **▼関係会社に関する報告書** | |
| | **(報告対象範囲)** | |
| 29 | 金商業等府令案第195条第1号の報告書提出義務は、すべての登録金融機関について適用されるか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第188条第1号、別紙様式第十三号)。 |
| 30 | 金商業等府令案第195条第1号に掲げる関係会社に関する報告書の提出は、金融商品仲介業を行わない登録金融機関は不要としてほしい。 | 金商業等府令第188条第1号に掲げる報告書は、登録金融機関業務に係る報告書であり、金融商品仲介業務を行っているかにかかわらず、当該報告書の提出は必要です。 |
| 31 | 金商業等府令案第195条第1号に掲げる関係会社に関する報告書は、金融商品仲介業を全く行わない登録金融機関の場合であっても提出が必要か(現行、金融機関府令第31条では除外規定がある)。 | |
| 32 | 金商業等府令案第35条第3号により、金商法施行令案第15条の16「親法人等及び子法人等」の定義から「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者」は除かれている。<br>一方、金商業等府令案別紙様式第十三号の「(注意事項)3(2)」では、関係会社の定義を「金商業等府令第184条第6項に規定する関係会社」としているが、関係会社からは上記のような国内に営業所、事務所等を有しない外国法人が除外されていない。<br>もし、同別紙様式第十三号による報告対象に、国内に営業所、事務所等を有しない外国法人が含まれるとすると、外資系金融機関においては、数千社に上る外国の関係会社を報告しなければならないこととなるが、このような多数の外国関係会社の変動を、逐次報告することは、現実的に対応が困難である。<br>そこで、親法人等及び子法人等と同様に、同別紙様式第十三号の報告対象となる関係会社から「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者」を除外してほしい。 | 監督上必要な報告と考えており、ご意見にあるような修正は適当でないと考えられます。なお、別紙様式第十三号の報告は、変動があった都度、作成・提出が必要となるものではなく、毎事業年度経過後4月以内(1年に1回)に提出を行うものです。 |
| 33 | 金融商品取引業者やそのグループ会社が出資しているのではなく、グループ会社が運用しているいわゆる投資ファンドが出資しているに過ぎない会社は、金商業等府令案別紙様式第十三号の報告対象となる「関係会社」に該当しないと解釈してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、該当するケースもあり得るものと考えます。 |
| | **(関係会社の状況に係る注意事項)** | |

| | | |
|---|---|---|
| 34 | 金商業等府令案別紙様式第十三号「(注意事項)3関係会社の状況(1)」について、「株式会社である場合にのみ作成すること」とあるが、これは関係会社に該当するもののうち、株式会社についてのみ「関係会社の状況」の作成を要し、株式会社と同種類の法人であっても外国の法令に準拠して設立された法人については作成する必要はないという理解でよいか。 | 金商業等府令別紙様式第十三号(注意事項)3(1)は、提出義務者である金融商品取引業者が「株式会社である場合にのみ作成すること」を求めるものですが、ご意見を踏まえ、明確化を図るため、「関係会社の状況については、金融商品取引業者が株式会社である場合にのみ作成することとする。」と修正いたします。 |
| **No.** | **●説明書類の縦覧(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者)〔第46条の4〕** | |
| 1 | 金商業等府令案第181条第2号ロ(6)の「トレーディング損益(損益計算書の科目のトレーディング損益をいう。)その他の自己取引に係る損益の内訳」中、「その他の自己取引に係る損益」とは、どのようなものを記載することを想定しているのか、確認したい。 | 損益計算書の勘定の名称にかかわらず、自己の計算で行った取引に係る損益を指すものと考えられます(金商業等府令第174条第2号ロ(6))。 |
| **No.** | **●金融商品取引責任準備金(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者)〔第46条の5〕** | |
| 1 | 金融商品取引責任準備金(金商業等府令案第182条)を計算する際に基礎とする取引の範囲は、従来の証取法及び金先法に基づく証券取引責任準備金及び金融先物取引責任準備金を計算する際の基礎とする取引を前提としており、特にその取引の範囲に変更がないように見受けられるが、そのような理解でよいか。 | 金融商品取引責任準備金(金商業等府令第175条)については、証取法及び金先法に基づく証券取引責任準備金及び金融先物取引責任準備金を計算する際の基礎とする取引とほぼ同様の取引を対象としていますが、現行の証券会社府令における規定から、自己の計算で行う有価証券の売買のうち取引所金融商品市場において行うものを除外する変更を行っています。 |
| 2 | 現行の「金融先物取引責任準備金」の預託については、返戻の手段が無いので、制度変更に際し、手当をお願いしたい。 | 現行の「金融先物取引責任準備金」の返戻の手段に関するご意見の趣旨が明確ではありませんが、現行の金先法上は、「金融先物取引責任準備金」について預託義務は課せられておりません。 |
| 3 | 取引所為替証拠金取引(くりっく365)の算出比率は金先法下においては0.0012とされた。当該比率は、改正法施行後も維持されるものであると考えるが、金商業等府令案第182条第1項第1号トに定める取引に取引所為替証拠金取引が含まれるとは解し難く、明確な形で規定してほしい。 | 金商業等府令第175条第1項第1号トは、現行の金先法施行規則第29条第1号ロを引き継いだ規定であり、同様に解釈されるものと考えられます。 |
| 4 | 金融商品取引責任準備金の計算について、「当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち売買等に係る株式の総売買金額の最も高い事業年度における当該総売買金額の万分の〇・八に相当する金額」(金商業等府令案第182条第1項第2号イ)と規定されているが、当該事業年度開始の日前二年以内に合併や営業の譲受けを行っているような場合、合併や営業の譲受けが行われた前の期間についての総売買金額は、合併や営業の譲受けの相手方の総売買金額とを合算して計算すると考えてよいか。 | 金融商品取引責任準備金の算定対象は、当該金融商品取引業者の行った取引等が対象となりますので、ご意見にあるように合併等の相手方の実績を合算する必要はないものと考えられます(金商業等府令第175条第1項第2号イ)。 |
| 5 | 金商業等府令案第182条第1項第2号イからチにおいて、例えばイでは、「当該事業年度及び当該事業年度開始の日前年以内に開始した各事業年度のうち売買等に係る株式の総売買金額の最も高い事業年度における当該総売買金額の万分の〇・八に相当する金額」と規定されているが、当該事業年度開始の日前2年以内に合併や営業の | |

| | | |
|---|---|---|
| | 譲受けを行っているような場合、合併や営業の譲受けが行われる前の期間についての総売買金額は、合併や営業の譲受けの相手方の総売買金額も合算して計算すると考えてよいか。 | |
| No. | ●自己資本規制比率〔第46条の6〕 | |
| | ▼自己資本 | |
| 1 | 自己資本（金商業等府令案第183条）のなかに、その他有価証券評価差額金以外の評価・換算差額等（繰り延ヘッジ損益、土地再評価額差額金など）及び新株予約権が含まれていない理由は何か。 | 金融業等府令第176条第1項第7号イにおいて「その他有価証券評価差額金・・・その他前各号に掲げるもの以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるもの」と規定されており、ご指摘の勘定科目については、自己資本に含まれるものと考えられます。 |
| | ▼控除すべき固定資産等 | |
| 2 | 固定資産から控除できるもの（金商業等府令案第184条）について、証券取引所に上場されている有価証券（同条第1項第1号イ）のみでなく、金融商品会計に関する実務指針48に定められる、店頭において取引される金融資産や随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産（国債証券以外の債券や投資信託など。）を含めてほしい。 | 金商業等府令第177条第1項第1号は、現行の証券会社自己資本規制府令第3条第1項第1号及び金融先物取引業者自己資本規制府令第3条第1項第1号を引き継いだ規定であり、その見直しに当たっては慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案第184条第1項第4号ハによれば、従来どおり、引受以外の非上場の株、CB等は控除資産に計上することとなる。これは流動性のない非上場株式等は控除資産として計上すべきという趣旨と思われるが、実際には、優先株、CBのように上場株式への転換権が付いており必要に応じて転換して取引所で売却できる商品やユーロ円CBのように業者間市場で通常の社債と同様の流動性のある商品が存在する。これらの商品をトレーディング商品勘定で保有し控除資産とした場合、以下のとおりリスク管理上の整合性を欠くことが懸念される。①控除資産としていたものが株式への転換により、その時点から突然、市場リスク相当額の対象資産に変化してしまう。②当該有価証券は転換前においては株式でのデルタヘッジが有効であるが、デルタリスクをヘッジするために現物株式をショートすると、そのヘッジ分のみがリスク計上され、実際には存在しないリスクが計上されてしまう。以上を鑑み、トレーディング商品勘定で保有する上場株式に転換できる優先株、CB等については控除資産として計上せず、市場リスク相当額の算定対象とできることを認めてほしい。 | 金商業等府令第177条第1項第4号ハは、現行の証券会社自己資本規制府令第3条第1項第4号ハ及び金融先物取引業者自己資本規制府令第3条第1項第4号ハを引き継いだ規定であり、その見直しに当たっては慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 4 | 金商業等府令案第184条第6項に規定する「関係会社」について、同項第1号で「金融商品取引業者の親会社」が定められているが、この場合の親会社の定義について伺いたい。具体的には、財務諸表等規則第8条第3項で「子会社」の「子会社」は「子会社」とするみなし規定があるが、親会社についてはみなし規定が適用されるのかあいまいである。見解をお示し願いたい。また、この | ご質問の趣旨が明確でありませんが、財務諸表等規則第8条第4項の「他の会社等の意思決定機関を支配している会社等」の定義を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、「関係会社」（金商業等府令第177条第6項）と「親法人等」及び「子法人等」（金商法施行令第15条の16）の定義の違いについては、規制・ |

| | | |
|---|---|---|
| | 「関係会社」を金商法施行令案第15条の16に規定する「親法人等」や「子法人等」と一本化できないのか。同様としても差し支えないと思われる。 | 監督上の必要により異なる定義としているものと考えられます。 |
| No. | ●業務に関する帳簿書類(第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者)〔第47条〕 | |
| 1 | 金商業等府令案第188条第1項第2号イにおいて、第二種金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類が対象となる行為とともに包括的に定められているが、その対象行為を行わないのであれば、その帳簿書類は作成する必要がないと考えるが、どうか。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第181条第1項第2号イ)。 |
| 2 | 金商法第40条の2に定める最良執行方針等の規定は、第一種金融商品取引業を行わない投資運用業者に適用されないと理解しているが、金商業等府令案第188条第1項第1号においてあたかも投資運用業者の法定帳簿であるような規定振りとなっている。したがって、同号の条文中における「第一号」を「第一号(第一種金融商品取引業を行わない投資運用業者においては同号ホを除く。)」とするなど、投資運用業のみを行う業者への適用が無いことが明確となる規定としてほしい。 | 貴見のとおり、最良執行方針等の規定については、金商法第40条の2第1項及び金商法施行令第16条の6第1項の規定により、上場株券等の売買、店頭売買有価証券の売買及び取扱有価証券の売買が対象となるため、投資運用業のみを行う金融商品取引業者は対象となりません。<br>なお、金商業等府令第181条は、投資運用業のみを行う金融商品取引業者を対象とする規定ではなく、第一種金融商品取引業を行う者を除く金融商品取引業者を対象とする規定であるため、修正することは適当でないと考えられます。 |
| 3 | 第二種金融商品取引業を行う業者が作成すべき帳簿書類から注文伝票を除外してほしい。 | 第二種金融商品取引業を行う業者であっても、必要な帳簿書類の作成・保存は除外するべきでないと考えられます。 |
| 4 | 不動産信託受益権や匿名組合出資取引の場合、金商業等府令案第188条第1項第2号イにおける注文伝票・取引日記帳や同項第4号における発注伝票などの書類を作成していない。不動産信託受益権の売買契約書や匿名組合出資契約書が注文伝票や発注伝票に代わるものとして理解してよいか。 | 不動産信託受益権や匿名組合出資に係る取引の場合でも、注文伝票や取引日記帳の作成は必要です。ただし、注文伝票については、ご意見を踏まえ、監督指針において、記載事項がすべて記載された取引契約書をもって代替することができるよう、記載を追加いたします(監督指針Ⅲ-3-3(1)⑦)。<br>また、発注伝票については、金商業等府令第171条第4項の要件を満たしていれば同項により、取引契約書をもって発注伝票とすることができます。 |
| 5 | 航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等における匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱い及び売買の媒介を行う第二種金融商品取引業を行う業者にとって、「顧客勘定元帳」、「分別管理の状況の記録」とは何か。 | 「顧客勘定元帳」には、顧客が行うご質問の取引に関し、金商業等府令第164条第1項各号に掲げる事項を記載することになります。なお、媒介又は代理に係るものは作成対象から除くよう、規定を修正いたしました(同項柱書)。<br>「分別管理の状況の記録」(同府令第181条第1項第2号ロ)には、特定有価証券等管理行為(定義府令第16条第1項第14号に掲げる行為)に関し、金商法第42条の4に規定する方法に準ずる方法により、顧客から預託を受けた金銭と自己の固有財産とを適切に分別して管理されている状況が記録されたものが該当するものと考えられます。 |
| | ▼帳簿書類の保存期間 | |
| 6 | 金商業等府令案第188条第2項における帳簿書類の保存期間に関する規定は、統一性を欠いており、文書管理を難しくすることが予想される。また、保存期間が個々に長期化されていることも | 平成19年2月の証券取引等監視委員会の建議(注文伝票)や会社法上の計算書類は保存期間が10年であることを踏まえ帳簿書類の保存期間を定めているものであり、一律に保存期間を5年と |

| | | |
|---|---|---|
| | 各社の保存に要する経営資源（例えば文書庫を借りるコスト）を増大させるものである。更に、電磁的方法の利用についても要件が厳しく容易でないことから、店舗スペースのコスト上昇が懸念される。したがって、10年間及び7年間を出来れば5年間に統一してほしい。<br>　例えば、発注伝票について、その保存期間は7年間とされているが、現行の投信法における発注伝票の保存期間に合わせて5年間としてほしい。 | することは適当でないと考えられます（金商業等府令第181条第2項）。 |
| **No.** | **●説明書類の縦覧（第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者）〔第47条の3〕** | |
| 1 | 　金融商品取引業者が宅地建物取引業者でもある場合、金融商品取引業に関係のない営業所又は事業所等（例えば、戸建住宅用地等に関する郊外の再開発事務所や高層住宅（マンション）事業用地取得のため出先事務所等）にも事業報告書を備え置く必要があるか。当該事業報告書の据え置きが必要な営業所又は事業所等に関し、当該営業所等の面積・人数等の定量的要件や当該営業所等の業務内容などの定性的要件等があれば示されたい。 | 　金商法第47条の3に規定する「営業所又は事務所」は、同法第29条の2第1項第6号の「営業所又は事務所」と同じであると考えられます。同号の「営業所又は事務所」は、「金融商品取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他金融商品取引業以外の用に供する施設は除」きますので（監督指針Ⅲ－3－1(3)）、「金融商品取引業に関係のない営業所又は事務所等」には事業報告書を備え置く必要はないものと考えられます。 |
| 2 | 　金商業等府令案第190条第1項には「営業所又は事業所に事業報告書を備え置く方法その他の方法により」とあるが、その他の方法として例えば金融商品取引業者のホームページ等、インターネット上での開示でもよいか。 | 　金商法第47条の3において、説明書類の作成及びこれの営業所等への備置が義務付けられていますので、ホームページ等、インターネット上での開示は認められないものと考えられます。 |
| **No.** | **●業務に関する帳簿書類（登録金融機関）〔第48条〕** | |
| 1 | 　金商法第2条第8項第1号に掲げる取引のうち銀行が自己勘定で投資目的で行うものは、同法第33条の2により、金商業等府令案第191条の対象外ということでよいか。また、現在、特定取引勘定で自己の取引として行っているものも対象外ということでよいか。トレーディング（含む商品有価証券勘定）で行っている債券先物・金利先物についての法定帳簿上の位置付けが不明確であるため。 | 　個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、例えば、特定取引勘定（銀行法施行規則第13条の6の3）に関しては、当該勘定を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合が「投資目的」で行った業務に該当するものとされており（監督指針Ⅷ-1-1(1)）、通常は特定取引勘定で行われる取引は「他の法律の定めるところにより投資の目的をもって」行う取引（金商法第33条第1項ただし書）に該当しないものと考えられます。<br>　このように「投資の目的をもって」行うと認められない取引については、「登録金融機関業務」に該当するものと考えられます（同法第33条の2第2号・第3号）。<br>　なお、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもって」行う取引（同法第33条第1項ただし書）に該当する場合には、こうした取引は登録金融機関の登録を受けずに行うことが認められており（同法第33条の2第2号かっこ書・第3号かっこ書）、当該取引は「登録金融機関業務」の定義（同法第33条の5第1項第3号）にも含まれないものと考えられます。<br>　業務範囲規制との関係については、例えば銀行であれば、銀行法第10条第2項第2号の規定により、「投資の目的をもって」有価証券関連デリバティブ取引を行うことが認められています。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 登録金融機関が金商法第2条第8項第17号に定める業務を行っている場合、金商業等府令案第164条第1項の中で作成する義務のある帳簿は、同項第1号、第2号、第9号(顧客勘定元帳)、第10号(受渡有価証券記番号帳)、第12号(分別管理監査の結果に関する記録)でよいか。ただし、国債の振替決済口座管理業務の場合は、第10号の帳簿は不要と考える。 | 一般的に、金商法第2条第8項第17号に定める業務と併せて行うその他の登録金融機関業務によって、作成を要する帳簿書類は異なるものと考えられます。したがって、一律に作成を要する帳簿書類を特定することは困難であるものと考えられます。なお、金商業等府令第165条において、国債の振替決済制度に係る国債については、受渡有価証券記番号帳への記載対象から除かれています。 |
| 3 | 今般廃止される金融機関府令第46条第1項第2号で作成を求められていた別表11の帳簿(自己現先エンド月別銘柄残高明細表など)は、作成する必要が無くなったのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 4 | 帳簿書類については、廃止される金融機関府令第46条第5項と同様に本部集中等の保管を認めてほしい。 | 監督指針Ⅲ-3-3(3)②において記載するイ～ハの要件を満たす限り、本店において集中管理することは可能です。 |
| | **▼交付書面等の写し** | |
| 5 | 金商業等府令案第191条第1項第1号に規定する書面について、<br>① 登録金融機関が行う金融商品仲介業務においては、契約締結の当事者が「顧客」と「委託金融商品取引業者」となるため、委託金融商品取引業者(証券会社)が作成すべきものとの理解でよいか。<br>② 当該帳簿書類には、委託金融商品取引業者(証券会社)の商号、登録番号等のみが記載されていることでよいか。 | ① 金融商品仲介業務は、基本的には委託金融商品取引業者のために行う業務であることから、貴見のとおりと考えられます。<br>② 上記のことから、金融商品仲介業務を行う登録金融機関において、金商業等府令第184条第1項第1号に規定する交付書面の写し等を作成する必要はありません。 |
| | **▼トレーディング商品勘定元帳** | |
| 6 | 銀行がデリバティブ取引を行った場合、作成すべき帳簿書類「トレーディング商品勘定元帳」と銀行法施行規則第13条の6の3により銀行が作成すべき「特定取引勘定」のどちらを作成・保管すべきなのか。また、従来より一般的に銀行は、為替先物取引や通貨オプションを特定取引勘定に記載していないケースがあるが、今後、デリバティブ取引は必ず特定取引勘定に記載すべきと認識してよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、特定取引勘定(銀行法施行規則第13条の6の3)に関しては、当該勘定を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合が「投資目的」で行った業務に該当するものとされており(監督指針Ⅷ－1－1(1))、通常は特定取引勘定で行われる取引は「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(金商法第33条第1項)に該当しないものと考えられます。<br>このように「投資の目的をもつて」行うと認められない取引については、「登録金融機関業務」に該当するものと考えられます(同法第33条の2第2号・第3号)。<br>当該取引が、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものとして行われる場合には、登録金融機関は、当該取引について「トレーディング商品勘定元帳」を作成する必要があります(金商業等府令第184条第1項第2号・第157条第1項第13号)。<br>なお、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(同法第33条第1項ただし書)に該当する取引については、登録金融機関の登録を受けずに行うことが認められており(同法第33条の2第2号かっこ書・第3号かっこ書)、当 |
| 7 | 証取法にも金先法にも規定がなかったため外債先物・同オプションの自己取引は、今まで法定帳簿は作成していない。今回の金商法及び金商業等府令案では必ずしも明確ではないが、商品勘定(トレーディング勘定)(同府令案第191条第1項第2号・第164条第1項第13号)のみ帳簿書類の作成対象であり、特定取引勘定取引は帳簿書類作成の対象外との認識でよいか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 該取引は「登録金融機関業務」の定義（同法第33条の5第1項第3号）にも含まれないものと考えられます。<br>　このように「登録金融機関業務」に該当しない取引については、「トレーディング商品勘定元帳」を作成する必要はないものと考えられます（金商業等府令第184条第1項第2号・第157条第1項第13号）。 |
| 8 | 　登録金融機関の作成すべき業務に関する帳簿書類は現行の金融機関府令第46条により窓口販売業務、ディーリング業務、先物取次業務等に関して作成することと規定されており投資勘定での取引は対象となっていないが金商法においても引き続き作成対象外との認識でよいか。 | 　登録金融機関が行おうとする取引が、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引に該当するものは（金商法第33条第1項ただし書）、従前の証取法と同様（第65条第1項ただし書・第65条の2第1項かっこ書）、登録金融機関の登録を受けずに行うことが認められており（金商法第33条の2第2号かっこ書・第3号かっこ書）、当該取引は「登録金融機関業務」の定義（同法第33条の5第1項第3号）に含まれないものと考えられます。このような取引については、従前の証取法と同様、金商法上も、帳簿書類の作成は不要であると考えられます（同法第48条）。<br>　ただし、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきであることに留意する必要があります。 |
| 9 | 　登録金融機関が作成する「トレーディング商品勘定元帳」に記載すべき取引（商品）は商品勘定のみの認識でよいか。外国債券（外債）、外債先物取引及び外債先物オプション取引に関しても、商品勘定でなければ不要との認識でよいか。 | 　登録金融機関は、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものとして行う登録金融機関業務については、「トレーディング商品勘定元帳」を作成する必要があります（金商業等府令第184条第1項第2号・第157条第1項第13号）。<br>　個別事例ごとに実態に即して判断されることとはなりますが、ご指摘の取引がかかる業務に該当すれば、「トレーディング商品勘定元帳」を作成する必要があります。 |
| | **▼金融商品仲介補助簿** | |
| 10 | 　金商業等府令案第192条第2項第5号の「取引の内容に係る部分」は同条第1項のどの部分を受けているのか不明なため、明確に規定してほしい。 | 　「取引の内容に係る部分」とは、金融商品仲介業務に係る取引として行った顧客との取引の内容に関し、金商業等府令第185条第1項各号に掲げる事項が該当するものと考えられます。<br>　具体的には、個別事例ごとに同項に掲げる事項を登録金融機関が知り得たかどうかにより、実態に即して実質的に判断することとなると考えられます。 |
| 11 | 　電磁的方法により金融商品仲介補助簿を作成する場合には、「申込みを受けたときに」電子計算機で入力すること（金商業等府令案第192条第2項第6号イ）が求められているが、直ちに入力したものでなければ、電磁的記録として扱うことはできないのか。 | 　金融商品仲介補助簿は、原則として顧客から取引の申込みを受けたときに作成すること（金商業等府令第185条第2項第1号）とされていることから、電磁的記録により当該補助簿を作成する場合においても、この規定を遵守する必要があるものと考えられます。また、同項第6号イは、電磁的方法により当該補助簿を作成する時期を明確にするために設けられた規定であります。よって、当該補助簿を電磁的記録により作成する場合において、これらの要件を満たさずに作成されたもの |

| | | |
|---|---|---|
| | | は、適切に当該補助簿が作成されたとみることはできないものと考えられます。 |
| 12 | ①「申込みを受けたときに電子計算機へ入力すること」(金商業等府令案第192条第2項第6号イ)とあるが、登録金融機関が申込みを受けたとき、その登録金融機関が委託金融商品取引業者に電話等で取引内容の連絡を行い、委託金融商品取引業者が、その取引内容を電子計算機へ入力することにより金融商品仲介補助簿を作成することとしてよいか。<br>② 金融商品仲介業者が申込みを受けたとき、その金融商品仲介業者が所属金融商品取引業者等に電話等で取引内容の連絡を行い、所属金融商品取引業者等が、その取引内容を電子計算機へ入力することにより金融商品仲介補助簿を作成することとしてよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、金融商品仲介業務を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者は、金融商品仲介補助簿を顧客から取引の申込みを受けたときに作成すること(金商業等府令第185条第2項第1号、第283条第2項第1号)とされていることから、電話等により取引内容を連絡し、委託金融商品取引業者又は所属金融商品取引業者等が金融商品仲介補助簿を作成する当該取扱いはできないものと考えられます。 |
| | **▼金融商品仲介預り明細簿** | |
| 13 | 「顧客より受け入れた金融商品仲介業務に係る金銭及び有価証券について」(金商業等府令案第193条第1項柱書)の規定について、登録金融機関と顧客との間で金銭及び有価証券の授受を行なわないビジネスモデルでは登録金融機関は「金融商品仲介預り明細簿」の作成は必要ないとの理解でよいか。 | 顧客より金融商品仲介業務に係る金銭及び有価証券を受け入れない場合には、貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第186条第1項柱書)。 |
| | **▼帳簿書類の保存期間** | |
| 14 | 登録金融機関に作成・保存が義務付けられている現先取引勘定元帳の保存年限が現行3年から7年に、注文伝票の保存年限が現行5年から7年に、金融商品仲介補助簿及び金融商品仲介預り明細簿の保存年限が現行5年から10年に延長されているが、保存年限は現行どおりにしてほしい。 | 登録金融機関が作成・保存すべき帳簿書類については、<br>① 現行その行う業務ごとに異なる帳簿書類が規定されていることから、規定を整理することにより規制の簡素化を図る。<br>② 金融商品取引業者が行う業務と同様の業務については、同様の帳簿書類の作成・保存を義務付けるべきである。<br>との観点から、帳簿書類の規定の整備を行ったものであります。<br>また、注文伝票については、平成19年2月の証券取引等監視委員会からの建議を踏まえて、検査・監督上の必要性から期限を延長したものです。<br>なお、「金融商品仲介補助簿」の保存期間については、7年間とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第184条第2項)。 |
| **No.** | **●事業報告書の提出等(登録金融機関)〔第48条の2〕** | |
| | **▼登録金融機関の事業報告書** | |
| | **(行っている業務の種類)** | |
| 1 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の記載事項1～7の(注意事項)「1 行っている業務の種類」のかっこ書きは、「…登録金融機関業務(法第33条の5第1項第3号に規定するもの)」ではなく、「…登録金融機関業務(法第33条第2項に規定するもの)」ではないか。 | 金商業等府令別紙様式第十六号の記載事項1～7の(注意事項)「1 行っている業務の種類」のかっこ書きについては、登録金融機関業務そのものの定義に係る根拠条文として「法第33条の5第1項第3号」を記載しています。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（営業所等数並びに役員及び使用人の状況）** | |
| 2 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の記載事項1～7の（注意事項）「3　営業所等数並びに役員及び使用人の状況（2）」に「登録金融機関業務に従事する者」とあるが、従事している程度にかかわらず、すべての役職員をカウントして、記載するとの理解でよいか。専担者を記載させるのであれば、「本部組織において主として登録金融機関業務に従事する者」又は「本部組織における登録金融機関業務の専担者」と表記すべきではないか。 | 金商業等府令別紙様式第十六号の記載事項1～7の（注意事項）「3　営業所等数並びに役員及び使用人の状況（2）」の「登録金融機関業務に従事する者」として計上する役員及び使用人の数は、その従事の度合いにかかわらず、記載する必要があります。 |
| 3 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の記載事項1～7の（注意事項）「3　営業所等数並びに役員及び使用人の状況（2）」に、「なお、（　）には、外務員の数を内書きすること」とあるが、専担者のうち外務員登録を行っている者を記入するのであれば、「なお、（　）には、本部組織において、主として登録金融機関業務に従事する者のうち外務員の数を内書きすること」又は「本部組織における登録金融機関業務の専担者のうち外務員の数を内書きすること」と表記すべきではないか。 | 金商業等府令別紙様式第十六号の記載事項1～7の（注意事項）「3　営業所等数並びに役員及び使用人の状況（2）」について、カッコに内書きする外務員の数には、（その従事の度合いにかかわらず）登録金融機関業務に従事する者として計上した役員及び使用人の数のうち、外務員登録をしている者の数を記載する必要があります。 |
| 4 | 金商業等府令案別紙様式第十六号及び第二十二号について、金商法第33条の8第2項の規定により使用人とみなされる者（損害保険代理店の使用人等）は、これらの様式において使用人に含めることでよいか。また、みなし使用人である旨の記載は不要か。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十六号（事業報告書）「みなし使用人」について、「7」に係る注意事項3（2）において、当該みなし使用人については、登録金融機関の使用人とは別に記載する必要があることを明確化するよう、修正いたします。<br>また、別紙様式第二十二号（外務員登録申請書）については、特定金融商品取引業務を行うみなし使用人は、金商法第64条に基づき外務員登録を行う必要がありますが、「使用人」に含めて申請することで結構です。 |
| | **（有価証券の売買等の状況）** | |
| 5 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8　登録金融機関業務の状況」の記載事項「（1）　有価証券の売買等の状況」の「受益証券」について、<br>①　表中の内書きは、「うち上場証券投資信託」を指すという理解でよいか（（注意事項）3も同様）。<br>②　REITは含めるのか。 | ①　貴見のとおりと考えられます。<br>②　「受益証券」の欄には、金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを記載することとなります。したがって、REITは含まれません。 |
| 6 | 金商業等府令案別紙様式第十六号及び第十七号の記載方法について、「有価証券の売買等の状況（注意事項）」で、短期社債については、区分「債券　社債券」に記載することとされている一方、「商品有価証券の内訳」に係る「証券の種類」欄には社債券の表示がないがどのように記載すべきか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十六号及び第十七号の「商品有価証券の内訳」中、「証券の種類」欄について、所要の修正をいたします。 |
| | **（店頭デリバティブ取引等の状況）** | |
| 7 | 金商業等府令案別紙様式第十六号及び第十七号の記載方法について、「店頭デリバティブ取引等の状況」には、プロ向けデリバティブ取引（金商法施行令案第1条の8の3第1項第2号に規定 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|---|---|---|
| | する行為）の状況は記載する必要がないということでよいか。 | |
| 8 | 金商業等府令案別紙様式第十六号及び第十七号の記載方法について、「店頭デリバティブ取引等」の状況において、通貨スワップの取引単位の区分は、当該通貨スワップの金利支払いサイドの通貨をベースとして記載することでよいか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十二号、第十六号及び第十七号について、記載する単位は、原則として百万円単位とし、「取引の種類」欄の（取引単位）を削除するなど、所要の修正をいたします。 |
| | **（有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況）** | |
| 9 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（5） 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況」の表中左上の余白部分には「区分」という表記が入るのではないか。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| 10 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（5） 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況」（注意事項）3の書き出し、「募集の取扱い高」の鍵かっこが欠落している。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| | **（商品有価証券の内訳）** | |
| 11 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（8） 商品有価証券の内訳」は、表示単位未満の端数処理は四捨五入か。 | 金商業等府令別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の冒頭において、「表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること」と記載しています。 |
| | **（保護預り等有価証券の分別管理の状況）** | |
| 12 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（10） 保護預り等有価証券の分別管理の状況」の表中、「単位」は、「通貨単位」ではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（10） 保護預り等有価証券の分別管理の状況」「（注意事項）」を修正いたします。 |
| 13 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（10） 保護預り等有価証券の分別管理の状況」（注意事項）は、「金融機関府令」別紙様式第3号（記載上の注意）7（2）～（6）の注書きが必要ではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（10） 保護預り等有価証券の分別管理の状況」「（注意事項）」を修正いたします。 |
| | **（金融商品仲介業務の状況）** | |
| 14 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（11） 金融商品仲介業務の状況」の「イ 金融商品仲介業務に係る口座の状況」の（注意事項）2に記載の根拠規定「法第33条第2項第3項・・・」は、「法第33条第2項第3号・・・」ではないか。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| 15 | 金商業等府令案別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（11） 金融商品仲介業務の状況」の「イ 金融商品仲介業務に係る口座の状況」の（注意事項）2の媒介を定義している部分で、「（1）（2）において」とはどの箇所を指しているのか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十六号の「8 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（11） 金融商品仲介業務の状況」の「イ 金融商品仲介業務に係る口座の状況」の（注意事項）2のご指摘の箇所を、「ロにおいて「媒介等」という。」と修正いたします。 |
| | **▼登録金融機関の業務又は財産の状況に関する報告書** | |
| | **（有価証券の売買等の状況）** | |
| 16 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（1） 有価証 | ① 貴見のとおりと考えられます。<br>② 「受益証券」の欄には、金商法第2条第1項第 |

| | | |
|---|---|---|
| | 券の売買等の状況」の「受益証券」について、<br>① 表中の内書きは、「うち上場証券投資信託」を指すという理解でよいか（（注意事項）3も同様）。<br>② REITは含めるのか。 | 10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを記載することとなります。したがって、REITは含まれません。 |
| 17 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（1） 有価証券の売買等の状況」（注意事項）2の7行目「受益証券」欄の根拠条項「同項第10号に規定する」は、「法第2条第1項第10号に規定する」ではないか。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| 18 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（1） 有価証券の売買等の状況」（注意事項）3の根拠条項「投資信託及び投資法人に関する法律施行令第11条第2号に掲げる」は、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる」ではないか。 | ご意見を踏まえ、修正いたします。 |
| | **（市場デリバティブ取引の状況・外国市場デリバティブ取引の状況）** | |
| 19 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（2） 市場デリバティブ取引の状況」及び「（4） 外国市場デリバティブ取引の状況」の（注意事項）は、別紙様式第十六号の表記と異なるが、平仄を合わせるべきではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（2） 市場デリバティブ取引の状況」及び「（4） 外国市場デリバティブ取引の状況」の（注意事項）を修正いたします。 |
| | **（登録金融機関業務に係る受入手数料の状況）** | |
| 20 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項「（6）」の表題は、「（6）登録金融機関業務（（1）から（5）の業務の状況に係るものに限る。）に係る受入手数料の状況」となっているが、別紙様式第十六号の8（6）と平仄を合わせて、「（6）登録金融機関業務（（1）～（5）の業務の状況に係るものに限る。）に係る受入手数料の状況」とすべきではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十六号の8（6）と第十七号の1（6）の表題を、「登録金融機関業務に係る受入手数料の状況」と修正いたします。 |
| 21 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「1 登録金融機関業務の状況」の記載事項（6）の（注意事項）1は、「1 登録金融機関業務（金融商品仲介業務を除く。）に係る受入手数料について約定基準により記載すること」となっているが、別紙様式第十六号の8（6）（注意事項）1と平仄を合わせて、「1 登録金融機関業務（（1）～（5）の業務の状況に係るものに限る。）に係る受入手数料について約定基準により記載すること」とすべきではないか。 | ご意見を踏まえ、金商業等府令別紙様式第十七号の1（6）の（注意事項）1の該当箇所について、「登録金融機関業務（（1）から（5）までの業務の状況に係るものに限る。）に係る・・・」と修正いたします。 |
| | **（みなし有価証券の売買等の状況）** | |
| 22 | 金商業等府令案別紙様式第十七号について、ペーパレスの国債、一般債、株式及び投資信託の実績は、「4 みなし有価証券の売買等の状況」に記入するとの理解でよいか。 | 金商業等府令別紙様式第十七号「4みなし有価証券の売買等の状況」に記載するみなし有価証券は、金商法第2条第2項各号に掲げる権利について記載するものであり、金商法第2条第2項前段に規定する「有価証券表示権利」は含まれません。「有価証券表示権利」については、別紙様式第十七号1（1）で売買等の状況を記載することと |

| | | |
|---|---|---|
| | | されています。 |
| | **（顧客分別金信託状況表）** | |
| 23 | 金商業等府令案別紙様式第十七号の「5　顧客分別金信託状況表」の欄外「（注意事項）　4」について、「差替計算基準日」の定義は不要なのか。 | 「差替計算基準日」の定義は、金商業等府令別紙様式第十七号の「5　顧客分別金信託状況表」の「（注意事項）　3」において、「顧客分別金信託額の算出根拠となった日」である旨、記載しています。<br>なお、「（注意事項）　4」の標題に記載している「差替基準日」を「差替計算基準日」と修正いたします。 |
| **No.** | **●金融商品取引責任準備金（登録金融機関）〔第48条の3〕** | |
| 1 | 金融商品取引責任準備金（金商業等府令案第196条）の計算の基礎となるデリバティブ取引の契約金額は「想定元本」という理解でよいか。 | 例えば、金商業等府令第189条第1項第1号イに規定する債券先物取引にかかる金融商品取引責任準備金の計算の基礎となる額については、想定元本を指しますが、その他、デリバティブ取引に係る金融商品取引責任準備金の算出に当たっては、金商業等府令第189条第1項各号に定めています。 |
| **No.** | **●休止等の届出〔第50条〕** | |
| 1 | 届出が必要とされる事項を見直し、金商業等府令案第206条第4号を削除してほしい。<br>金商業等府令案第206条第4号「定款を変更した場合」については、業務の種別や他に行っている事業の種類の変更届出・変更登録など、定款変更の内容が登録事項に影響する場合の手続が別途規定されていることから、定款変更のみを単独で届け出させる必要性はないのではないか。 | 法人にとっての根本規則である定款が変更される場合、当該法人の業務運営に重要な影響を与える可能性があることから、その内容を適時に把握するため、変更の内容を問わず、一律に届出を求めることとしているものです（金商業等府令第199条第6号）。 |
| 2 | 金商業等府令案第206条第5号に規定する場合（役職員に関する法令に基づく行政官庁の処分等）について届出が義務づけられているが、当該条文を字義とおり解釈すると、職員等の業務上関係のない交通法規に関する行政罰などの事例も当該条項に該当すると思われる。当該事例レベルの届出を行うことの必然性はないものと思われるので、当該届出を行う場合を、「役職員に関する法令に基づく行政官庁の処分等が、金融商品取引業に関係する場合」に限定してほしい。<br>特に、投資助言・代理業や第二種金融商品取引業については兼業規制もなく、金融商品取引業とは異なる業務の比重が大きいため、金商業等府令案第206条第5号に関する届出を免除してほしい。 | ご意見を踏まえ、当該届出義務の対象となる役職員の法令等違反行為については、①「金融商品取引業又はこれに付随する業務」に係るもの及び②これら以外の業務に係るもののうち「金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの」に限ることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第199条第7号）。<br>なお、金融商品取引業者等が、その役職員による法令等違反行為を把握した場合には、当該金融商品取引業者等が行う「業務の種別」にかかわらず、監督当局において、その内容を速やかに把握する必要があります。したがって、ご指摘のように「投資助言・代理業」や「第二種金融商品取引業」を行う者について当該届出義務を適用除外することは、適当でないと考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案第206条第5号に規定される「法令」及び「その他の規則」の範囲を明確にしてほしい。<br>例えば、投資運用業者がその役職員の駐車違反（道路交通法第45条第1項違反）行為を知った場合、届出なければならないとすれば、著しく合理性を欠くものと言わざるを得ない。 | |
| 4 | 金商業等府令案第206条第5号に規定される「行政官庁の処分」の定義と対象範囲について明確にしてほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 例えば、投資運用業者の役職員個人がその相続に関して国税通則法に基づく「更正」や「過少申告加算税の課税処分」を受け、それを投資運用業者が知った場合、届出なければならないとすれば、著しく合理性を欠くものと言わざるを得ない。 | |
| 5 | 金商業等府令案第206条第7号に規定する場合（訴訟・調停の当事者になった場合・終了した場合）について届出が義務づけられているが、宅地建物取引業を営む一部上場企業などが金融商品取引業者であった場合、金融商品取引業と関係のない訴訟などについての事例も多い。当該金融商品取引業とは関係のない訴訟等について届出を行う必然性が低いように思われ、また、当該届出を都度行うことは著しく煩雑であることから、当該届出は金融商品取引業に関係するものに限定してほしい。<br>特に、投資助言業務や第二種金融商品取引業については、金融商品取引業とは異なる業務の比重が大きいため、当該届出の免除若しくは当該届出の対象訴訟・調停等の限定をしてほしい。 | ご意見を踏まえ、当該届出義務の対象となる訴訟・調停については、①「金融商品取引業又はこれに付随する業務」に係るもの及び②これら以外の業務に係るもののうち「金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの」に限ることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第199条第9号）。<br>なお、金融商品取引業者等が訴訟・調停の当事者となった場合等には、当該金融商品取引業者等の業務運営に重大な影響が及ぶ可能性があることから、その行う「業務の種別」にかかわらず、監督当局において、当該訴訟・調停等の内容を速やかに把握する必要があります。したがって、ご指摘のように「投資助言・代理業」や「第二種金融商品取引業」を行う者について当該届出義務を適用除外することは、適当でないと考えられます。 |
| 6 | 金商業等府令案第206条第9号ロにおいて、「純財産額が資本金の額に満たなくなった場合」の届出が定められているが、現在では、比較的容易に減資や資本剰余金への振替を行えることから、当該届出を提出する意味は薄いと思われる。監督上どのような必要があるのか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第199条第11号ロ）に定める「純財産額が資本金の額に満たなくなった場合」は、当該金融商品取引業者の財務状況を特に注視していくべきものとして、監督当局においてその旨を適時に把握できるよう、届出を義務づけることとしているものです。なお、ご指摘のように減資や資本剰余金への振替を行う場合にも、それによる資本金の額の変更についての届出が必要となる点に、留意が必要と考えられます。（金商法第29条の2第1項第2号・第31条第1項参照）。 |
| 7 | 「親・子法人等」の変更に係る届出義務が金商業等府令案第206条第9号に置かれているが、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限られないため、当該事項は第9号中に置くのではなく他の号と並列的に置くべきではないか。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（金商業等府令第199条第3号・第4号）。 |
| 8 | 届出が必要とされる事項を見直し、金商業等府令案第206条第9号ニ及びホを削除してほしい。<br>同号ニでは、親法人等・子法人等の異動が、同号ホでは持株会社の異動がそれぞれ届出の対象とされている。現行法下では、投資信託委託業者は3月末の利害関係人等の状況表を作成し、認可投資顧問業者は利害関係人のうち一部のみを届け出しているのに比べ、実務面の負担が非常に大きい。 | 監督行政上、金商法の取締役等の兼職制限等（同法第31条の4）や弊害防止措置（同法第44条の3）の適用に係る「親・子法人等」の範囲等に変更があった場合は、それを速やかに把握する必要があることから、ご指摘の規定（金商業等府令第199条第3号・第4号）を削除することは適当でないと考えられます。 |
| 9 | 「親・子法人等」の範囲変更に関する原案を採用する場合には、金融商品取引業者自体では捕捉できない会社が多々あることから、金商業等府令案第206条第1項第9号ニの届出を遅滞なく行うことは非常に困難であるため、実質的捕捉可能性の観点から、決算期（本決算・中間決算）に該当・非該当を見直し、当該決算期から3月以内に | ご指摘の規定（金商業等府令第199条第3号・第4号）は、監督行政上、金商法の取締役等の兼職制限等（同法第31条の4）や弊害防止措置（同法第44条の3）の適用に係る「親・子法人等」の範囲等に変更があった場合はそれを速やかに把握する必要があることから定めているものであり、当該届出は、「遅滞なく」行うべきものとされています |

| | | |
|---|---|---|
| | 報告する制度としてほしい。 | (同法第50条第1項)。<br>届出事由が生じてからどの程度の期間内に届出を行えば「遅滞なく」届出をしたと言えるかについては、やむを得ない理由があるかどうか等について個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のように、「決算期から3月以内」の届出制とすることは、監督行政上の観点から適当でないと考えられます。 |
| 10 | 「親・子法人等」の変更届出について、現行法下で金融庁より、2週間を経過してなされたものについて改善を促されたことがある。<br>金商法施行後においては、「親・子法人等」及び「関連会社」の定義が変更されて実質基準が導入されているが、実質的な支配力や影響力については該当性を正確に判断するには2週間以上を要する場合も予想されるため、結果的に2週間以上を要していたとしても、「遅滞なく」届出がなされたとの理解でよいか。 | ご指摘の「他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合」は、金商業等府令第199条第3号により当局への届出が義務づけられますが、当該届出は「遅滞なく」行うべきものとされています(金商法第50条第1項)。<br>届出事由が生じてからどの程度の期間内に届出を行えば「遅滞なく」届出をしたと言えるかについては、やむを得ない理由があるかどうか等について個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、届出事由発生から「2週間」以上経過した後の届出であっても認められる場合もあり得るものと考えられます。 |
| 11 | 「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者」は、金商業等府令案第206条第9号ニにおける届出の対象から除外されていることを確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます(金商業等府令第199条第3号)。 |
| 12 | 金商業等府令案第207条・第208条・第209条の「届出事項」「記載事項」「添付書類」は、廃止される金融機関府令及び証券会社府令と同様に、3段表の形式で規定してほしい。 | 法令の形式に関しては、ご指摘のように法文中に「表」を使用することにより法文の平易化等につながる場合も考えられるところであり、そうした点も含め、今後とも必要に応じて、適切に検討を行ってまいります。 |
| 13 | 金商業等府令案第208条の「届出書」の様式を提示してほしい。 | 金商法第50条第1項の規定により提出する「届出書」については、「記載事項」(金商業等府令第201条)及び「添付書類」(同府令第202条)に係る要件が満たされているものであれば、様式は問わないこととされています。 |
| 14 | 金商業等府令案第209条第10号において添付書類に「定款の写し」の提出を求められているが、その場合と金商法第29条の2第2項等の「定款」の提出が必要な場合とは、どう違うのか。原本証明等が必要となるのか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第29条の2第2項第3号の規定は、「金融商品取引業」の登録申請者が法人である場合において、登録申請書に当該法人の定款等を添付すべき旨を定めているものです。<br>一方、金商業等府令第202条第12号の規定は、金融商品取引業者又は登録金融機関が「定款を変更した場合」(同府令第199条第6号、第200条第3号)において、「変更の内容及び理由」「変更の年月日」を記載した届出書(同府令第201条第13号)に添付すべきものとして、変更後の定款の添付を求めているものです。<br>なお、金商法令において各種添付書類として「定款」と規定している場合は、写しを提出すれば足り、「原本証明」等は不要と考えられます。この点は、登録申請書に添付する場合と変更届出の際に添付する場合とで変わるものではないことから、いずれの場合にも単に「定款」とするよう、規 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 定を修正いたします（金商業等府令第202条第12号）。 |
| 15 | 「該当することとなった又は該当しなくなった親法人等又は子法人等の業務の概要を記載した書類」（金商業等府令案第209条第15号イ）は、「該当することとなった又は該当しなくなった親法人等若しくは子法人等の業務の概要を記載した書類」とすべきではないか。 | 法令用語の用法として、原案が適当であると考えられます。 |
| **No.** | **●廃業等の届出〔第50条の2〕** | |
| 1 | 金商業等府令案第211条の「届出書」の様式を提示してほしい。 | 金商法第50条の2第1項の規定により提出する「届出書」については、「記載事項」（金商業等府令第204条第1項）及び「添付書類」（同条第2項）に係る要件が満たされているものであれば、様式は問わないこととされています。 |
| 2 | 金商業等府令案第211条の「届出事項」「記載事項」「添付書類」は、廃止される金融機関府令及び証券会社府令と同様に、3段表の形式で規定してほしい。 | 法令の形式に関しては、ご指摘のように法文中に「表」を使用することにより法文の平易化等につながる場合も考えられるところであり、そうした点も含め、今後とも必要に応じて、適切に検討を行ってまいります。 |
| **No.** | **●業務の不開始又は休止に基づく登録の取消し〔第54条〕** | |
| 1 | 航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等における匿名組合契約に基づく権利の「私募の取扱い」及び「売買の媒介」を行う「第二種金融商品取引業者」にとって、案件の獲得状況によっては3月以上「私募の取扱い」を行わないこともあり得るが、この場合は、金商法第54条の「三月以上その業務を休止したとき」に当たるか。 | ご指摘のような場合についても、「三月以上その業務を休止したとき」（金商法第54条）に該当し得るものと考えられます。<br>ただし、金商法第54条の規定は、金融商品取引業者等が「正当な理由がないのに」業務を休止したときを登録取消事由とするものであり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のように案件の獲得状況に起因して金融商品取引業等を行わない場合は、必ずしも「正当な理由がない」との登録取消し要件に該当するものではないと考えられます。 |
| **No.** | **●みなし登録業者に対する登録番号の通知等〔第57条第3項〕** | |
| 1 | 機関投資家顧客との取引開始時には、相手方から何らかの登録を証する書面（写）の提出を求められるケースがある。<br>しかしながら、施行日にみなし登録金融機関となる場合は、改正法附則第54条第1項により、登録通知の規定（金商法第57条第3項）が適用除外されることとなる。このため、任意の書面として、「登録番号通知書」のような何らかの書面を交付してほしい。 | ご意見を踏まえ、監督上の対応として、「みなし登録」を受けた業者に登録番号等を通知する書面を交付することを検討いたします。 |
| 2 | 改正法附則第54条において、内閣総理大臣は、既登録金融機関から登録申請書等が提出されたときは、登録簿に登録する取扱いとなっているが、提出後直ちに登録されるとの理解でよいか。 | 可能な限り速やかに登録できるよう努める所存です。 |
| **No.** | **●外国証券業者が行うことのできる業務〔第58条の2〕** | |
| | **▼外国証券業者が行うことのできる業務** | |
| 1 | 金商法第29条には、「金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。」と規定されている。これに対し、金 | ご指摘の金商法第58条の2の規定はあくまでも外国証券業者（同法第58条）に関する特例を定めるものであり、当該業者が有価証券関連業以外 |

| | | |
|---|---|---|
| | 商法第58条の2には、「外国証券業者は、国内にある者を相手方として第28条第8項各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、金融商品取引業者のうち、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りではない。」と規定されている。両者を一見すると、外国証券業者は、金商法第28条第8項に掲げる行為以外であれば、内閣総理大臣の登録を受けることなく行ってよいようにも解釈され得る。例えば、店頭の地震デリバティブ等を業として行うことは、金融商品取引業の登録を受けた者でなければ行うことができないはずだが、他方、地震デリバティブ等は同項の有価証券関連業に該当しないため、外国証券業者であれば、登録を受けずにできることになってしまう。政令案・内閣府令案・監督指針案においても、外国にある者が日本国内にある者に対して金融商品取引業として行うためには、外国証券業者であっても、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行うことができないかどうかについて、明確化されていない。政令・内閣府令・監督指針において、この点を明確にしてほしい。 | の金融商品取引業を行う場合については、外国業者に関する他の特例（同法第3章第5節）等の適用がある場合を除くほか、同法第29条の規定により金融商品取引業の登録を受けて行う必要があると考えられます。 |
| 2 | 金商法施行令案第17条の3は、外国証券業者が国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合を規定している。これに関しては、外国証券業者が、金融商品取引業者としての登録なくして、国内にある複数の相手方とそれらの行為を反復・継続して行うことも許容されているとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、外国証券業者は、金融商品取引業の登録を受けずに、金商法施行令第17条の3各号の行為を業として行うことができると考えられます。 |
| 3 | 外国証券業者が業登録を行わず業として外国から国内の機関投資家を相手として有価証券の売買等を行うニーズは高い。また投資助言・投資運用業については外国業者も登録なく一定の国内の者を相手として業務を行うことができることとなっている。金商法施行令案第17条の3第1号の行為を外国証券業者が「業として」行う場合も、業登録を不要としてほしい。 | |
| 4 | 外国証券業者は、金商法第2条第27項第1号の有価証券等清算取次ぎ（市場デリバティブ取引に関するものを含む。）を行う清算参加者となることができるか。 | 有価証券等清算取次ぎ（金商法第2条第8項第5号）を業として行う場合、金融商品取引業の登録が必要であり、また、金融機関が同法第33条第2項第6号に掲げる行為を行う場合には、同法第33条の2の登録が必要となります。<br>外国証券業者については、金商法第58条の2ただし書に当たる場合、有価証券等清算取次ぎのうち同法第28条第8項第7号に掲げるものを行うことができます。 |
| | **▼外国証券業者が一定の者を相手方として行うことのできる業務の範囲** | |
| 5 | 外国証券業者による有価証券関連業の例外を定める金商法施行令案第17条の3の規定は、政府・日銀・金融機関・投資運用業者等を相手方とする場合に限っては、勧誘をするかしないかにかかわらず、有価証券取引や（一部の相手方に限り）有価証券関連デリバティブ取引が海外から可 | ご指摘の金商法施行令第17条の3第1号の規定は、基本的に、現行の外証法施行令第2条第1号の規定を引き継ぐものです。<br>また、外国証券業者が一般投資家向けに行う行為は当該特例規定の範囲には含まれませんが、別途、金商法施行令第17条の3第2号によ |

| | | |
|---|---|---|
| | 能である点について、従来の外証法及び同内閣府令と比べて、何らの変更もないことを確認したい。ただし、金融機関等以外の特定顧客、一般顧客等については、変更されることとなった第2号のみが適用となるとの理解でよいか。 | り、外国証券業者が勧誘をすることなく行う一定の行為が特例として認められています。ただし、国内にある者を相手方として行う店頭デリバティブ取引については、その相手方が一定の者に限定されています(同号イ・ロ)。 |
| 6 | 銀行法第47条第2項が定める外国銀行支店も、「銀行」(金商法施行令案第17条の3第1号ロ)に含まれるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(銀行法第47条第2項参照)。 |
| 7 | 金商法施行令案第17条の3第1号ハにおいて、「金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者」に加えて、「法第63条第2項若しくは法第63条の3第1項の規定に基づく届出を行った者」を追加すべきである。国内において金商法に基づいて投資運用業を行う者であれば、登録を受けた金融商品取引業者のみならず、適格機関投資家等特例業務に係る届出業者を相手方とすることも認められてしかるべきである。国内投資者保護の観点からは、プロ向けファンドの運営者については、特例届出者としてミニマムな行為規制の適用があり、また行政監督規制を及ぼしうるから、特段問題ないと考えられる。 | 金商法施行令第17条の3第1号は、十分な専門的知識・経験を有する者を相手方とする行為であり、投資者保護の必要性がないものを列記しているものです。<br>適格機関投資家等特例業務に関する特例の対象となる業者は、投資運用業を行うための人的構成等について登録審査(金商法第29条の4第1項第1号ニ等参照)を受けておらず、そのリスク管理能力は様々であると想定されることから、これを相手方とする行為を一律に金商法の規制対象から除外することは、必ずしも適当ではないと考えられます。 |
| | **▼外国証券業者が勧誘を行うことなく国内の者を相手方として行うことのできる業務の範囲** | |
| 8 | 金商法施行令案第17条の3第2号柱書は、現行の外証法施行令第2条第2号に対応する規定と理解している。現行の外証法施行令第2条第2号を受けて、現行の外証府令第7条は「勧誘に類する行為」を規定している。一方で、金商法施行令案第17条の3第2号の「勧誘」は、金商法第2条第3項の「勧誘」を意味すると理解しているが、「これに類するものとして内閣府令で定めるもの」に対応する内閣府令が見当たらない。現行外証法の取扱いが不明確にならないように「これに類するものとして内閣府令で定めるもの」に対応する内閣府令の定めを置いてほしい(現行の「企業内容等の開示に関する留意事項」4－1のように勧誘の該当行為の例示をガイドラインレベルに落とし、現行外証法よりも規定の明確化を後退させるのはやめてほしい。)。 | 現行の外証法施行令第2条第2号の「(勧誘)に類するものとして内閣府令で定める行為を含む。」との文言は、「勧誘」の範囲を明確化するというよりも、「勧誘」以外の行為まで規制対象とする旨を定めているものと考えられます。当該規定を引き継ぐ金商法施行令第17条の3第2号では「勧誘に類する行為」については定めておりませんが、これは、現行規制を改革する観点から「勧誘に類する行為」を規制対象から除外した結果であり、ご指摘のように規定の明確性を損なうものではないと考えられます。<br>したがって、金商法施行令第17条の3第2号の「勧誘」には現行の外証府令第7条に定める行為は一般に含まれないことになりますが、具体的な該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 9 | 外国証券業者から勧誘をすることなく、有価証券関連業を行う金融商品取引業者(以下、国内証券会社)の代理又は媒介により、外国から国内顧客を相手方として有価証券の売買や市場デリバティブ取引を、また、国内顧客のうち、プロ顧客を相手方として店頭デリバティブ取引を行うことが認められたが、外国証券業者が以下のことを行っても「勧誘をすることなく」という要件を満たすことができるか。<br>① 外国証券業者が国内証券会社に国内顧客(プロ顧客含む)への勧誘を委託すること。<br>② 外国証券業者が商品説明資料を作成し、国内証券会社がその資料を用いて国内顧客(プロ顧客含む)に外国証券業者との取引を勧誘すること。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合についても、「外国証券業者が勧誘をすることなく」との要件に該当し得るものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 10 | 金商法施行令案第17条の3第2号の規定により、外国証券業者が国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合として、当該外国証券業者が勧誘をすることなく一定の行為を行う場合が掲げられているが、同号ロに掲げる有価証券関連業を行う金融商品取引業者が、当該外国証券業者を代理して有価証券関連業に係る行為を勧誘する場合は、当該外国証券業者による勧誘がないものと考えてよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）」による代理又は媒介を通じる取引であっても、外国証券業者においても勧誘行為を行っていると認められる場合は、金商法施行令第17条の3第2号ロの特例は適用されないものと考えられます。 |
| 11 | 金商法施行令案第17条の3第2号ロは、外国証券業者が国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行う場合のうち、当該外国業者が勧誘を行わず、かつ有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき登録を受けた者）が代理又は媒介する場合の規定であるが、これには、当該金融商品取引業者が取次ぎを行う場合は言及されていない。これについては、当該金融商品取引業者が取次ぎを行う場合は、法的には、そもそも、当該取引は外国証券業者ではなく当該金融商品取引業者が行うものであると理由で言及されていないものに過ぎず、金融商品取引業者が取次ぎを行う場合を違法とするものではないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 12 | 外国証券業者が国内の登録金融機関の代理・媒介を受けて有価証券関連業を行う場合も、金商法第58条の2の登録義務の適用除外となるとの理解でよいか。なお、「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要」の第11項目においては、この趣旨（金融商品取引業者のみならず、登録金融機関による代理媒介も、適用免除の前提に含まれる旨）が記載されているものと解される。また、当該概要の第11項目において記載する「デリバティブ取引について専門的知識を有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社」とは具体的にはどのような者か。 | ご指摘の点は、当庁公表資料「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要」の資料中の「11①」において、「外国証券業者が行う有価証券関連業の特例として、勧誘をすることなく、国内の者の注文を受け、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業を行う者）の代理・媒介により、国内の者を相手方として取引・・・」との記載をしたことに関するものと考えられます。当該資料は、金商法施行令案第17条の3第2号ロに規定されている、「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第29条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介」により国内の者を相手方として行う有価証券の売買又はデリバティブ取引に関する特例について記載したものであり、当該資料中「金融商品取引業者等」とあるのは、正しくは「金融商品取引業者」であったものと考えられます。<br>いずれにせよ、金商法施行令第17条の3第2号ロは、外国証券会社が国内の「登録金融機関」の代理・媒介により有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にまで、金融商品取引業の登録不要の特例を適用するものではない点に、留意が必要と考えられます。なお、ご指摘の「デリバティブ取引について専門的知識を有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社」とは、「（同施行令）第1条の8の3第1項第2号イ又はロ |

| | | |
|---|---|---|
| | | のいずれかに該当する者」とする旨が規定されています(同施行令第17条の3第2号ロ)。 |
| | **▼外国証券業者に対する行為規制** | |
| 13 | 外国証券業者が金商法第58条の2に基づく有価証券関連業務を行った場合、当該外国証券業者には行為規制がかからないとの理解でよいか。 | 金商法第58条の2ただし書の規定は、金融商品取引業に係る規制の特例として、外国証券業者が行う有価証券関連業に該当する行為のうち一定の行為については、金融商品取引業の登録義務を適用除外するものです。<br>この場合には、当該外国証券業者が行う行為は、貴見のとおり、金融商品取引業者等を対象とする行為規制は適用されないものと考えられます。 |
| **No.** | **●引受業務の一部の許可〔第59条〕** | |
| 1 | 外国証券業者が元引受契約への参加を国内において行うに際して必要とされる許可を受けるための標準処理期間が、従来の1月から2月に延長されている。許可の申請には申請を行う外国証券業者の内容等に加え、許可を受けようとする案件に係る幹事会社、引受け額等を記載しなければならないが、ローンチの2月前にそれらが決定することは実務上不可能であるため、標準処理期間の短縮又は一定の事項につき、未定のまま申請を認める措置を設けてほしい。 | 元引受契約の性格を勘案すれば、標準処理期間は従前(外証府令第50条第1項第2号)と同様に1月とすることが適当と考えられることから、ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。 |
| **No.** | **●取引所取引業務の許可〔第60条〕** | |
| 1 | 外国証券業者の行うことできる金商法第60条に規定する「取引所取引業務」には、有価証券の売買及び市場デリバティブ取引に加え、その媒介・取次ぎ・代理も含まれるとの理解でよいか。 | 金商法第60条第1項は、外国証券業者が金融商品取引業の登録を受けずに「金融商品取引所における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引」を業として行うことができる旨を定めるものですが、国内投資家による取引の媒介・取次ぎ・代理を行うことは認められないものと考えられます。<br>一方、当該外国証券業者が国外において非居住者の取引の媒介・取次ぎ・代理を行うことは、基本的に金商法の規制対象外であり、例えば、非居住者の注文を国内金融商品取引所に取り次ぐこと等は可能であると考えられます。 |
| 2 | 金商法第58条において、「外国証券業者」は「金融商品取引業者及び銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において有価証券関連業を行う者をいう。」と定義されているが、この規定では、外国から「取引所取引業務」としてデリバティブ取引一般を行うことを希望する者が、たとえデリバティブ取引一般について十分な実績があったとしても、有価証券関連業を行っていない場合は「外国証券業者」となることができない。<br>この問題点を是正するため、「有価証券関連業」の範囲に「外国金融商品市場における市場デリバティブ取引一般」が含まれることとし、例えばユーロダラー金利先物について十分な取引実績がある者については、有価証券に関連する取引を行っていなかったとしても、ユーロ金利先物を | ①取引所取引許可業務の許可を受けられるのは外国証券業者に限られること(金商法第60条第1項)、②外国証券業者とは「外国において有価証券関連業を行う者」であること(同法第58条の2)、③有価証券関連業とは、現行の証取法における証券業に相当する概念であり、有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引はこれに含まれないこと(同法第28条第8項第5号)は、いずれも法律で定められた事項であり、ご指摘のように、その内容を政令・内閣府令で変更することはできないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 行う外国証券業者として参入することを可能としてほしい。具体的には、金商法第28条第8項第5号に規定する「外国金融商品市場において行う取引であって、第3号に掲げる取引と類似の取引」として、外国金融商品市場における為替・利率・金融指数・金融指標に関するデリバティブ取引が含まれる旨を政令又は内閣府令にて明記してほしい。 | |
| No. | **●取引所取引業務の許可の申請〔第60条の2〕** | |
| 1 | 外国証券業者の許可申請書の記載事項として、金商法第60条の2第1項第7号には「国内に事務所その他の施設があるときは、その所在の場所」とあるが、国内に事務所その他の施設が無い場合は、別紙様式第十八号別添6への記載は「該当なし」でよいことを確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 2 | 外国証券業者の許可申請書の記載事項として、金商法第60条の2第1項第8号には「国内における代表者の氏名及び国内の住所」が掲げられているが、外国証券業者の「国内における代表者」が必ずしも常時国内に居住している必要はないことを確認したい。また、国内における代表者が常時国内に居住していない場合は、別紙様式第18号別添7への記載は「該当なし」でよいことを確認したい。 | 金商法第60条の2第1項第8号には、外国証券業者の許可申請書の記載事項として、「国内における代表者の氏名及び国内の住所」が掲げられていますが、これは国内において取引所取引業務を行うことに鑑み、その業務について国内において連絡等が可能な代表者を求めるものであり、国内の住所については、必ず記載を要します。 |
| 3 | 金商業等府令案第228条第1号に掲げる「取引所取引業務の開始を決議した役員会等の議事録」の提出を外国証券業者に求めるのは過大な要請と考えられるため、削除を要請いたしたい。 | 取引所取引業務の開始を決議した役員会等の議事録は、当該申請が正当な代表権限に基づくものであり、許可申請書又は添付書類の記載が虚偽でないことを判断するために必要なものであると考えられます。<br>なお、取引所取引業務の開始を決議した役員会等の議事録は、現行の外証府令第23条の4第2項第1号でも添付が求められているものであり、必ずしも「過大な要請」ではないと考えられます。 |
| 4 | 金商業等府令案第228条第6号「住民票の抄本」「役員の登記事項証明書」及び同条第7号「官公署の証明書」の「これらに代わる書面」とは、日本に居住しない取引所取引店所在国における代表者について具体的にはどのようなものが代替可能なのか、欧米主要国について例示してほしい。 | 例えば、住民票については、外国における住民登録カードやパスポートの写し等が、役員が法人である場合の当該役員の登記事項証明書については、外国における当該法人の登記事項証明書に相当する書面等が、官公署の証明書については、外国における成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書に相当する書面等が該当するものと考えられます。 |
| No. | **●取引所取引業者の業務に関する報告等〔第60条の6〕** | |
| 1 | 外国証券業者の監督・監視の実効性確保のため必要な帳簿書類等については、基本的には外国証券業者の取引所取引店を管轄する外国規制当局の判断に委ねられるべきである。本府令案で求める「業務に関する帳簿書類の種類」については必要最小限の内容としてほしい。 | 国内の金融商品取引所において取引を行う外国証券業者については、我が国市場の公正性・透明性を確保するため必要な規制を及ぼすべきものと考えられます。そうした観点から、取引所取引許可業者に対し所要の帳簿書類の作成・保存義務等を定めていますが、その書類の範囲は、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者と比較して、限定的なものとしています（金商法第60条の6・金商業等府令第225条第1項）。 |

| No. | ●外国において投資助言業務・投資運用業を行う者に関する特例〔第61条〕 | |
|---|---|---|
| | ▼特例が適用される業務の範囲 | |
| 1 | 外国の投資運用業者は、投資運用業の登録を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方とする場合には、登録・届出を行うことなく当該業務を行うことができるとされているが、投資運用業の登録を受けた運用者が運用するファンドが契約の相手方となる場合についても、金商法第61条第2項又は第3項の適用があり、外国の投資運用業者は登録・届出を行うことなく当該業務を行うことができるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 2 | 金商法第61条により、海外所在の運用業者は、投資運用業の登録を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方とする場合には、登録・届出を行うことなく当該業務を行えるとされているが、これらの海外所在業者が登録業者等以外から出資を受けて投資運用業に相当する業務を行うことにつき、登録を要するのかについて確認したい。 | 外国所在の業者が行う投資運用業に相当する業務について、金融商品取引業者等以外の国内投資家から出資を受けて行われる場合には、金融商品取引業(投資運用業)の登録(又は適格機関投資家等特例業務の届出)が必要になると考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、国外で組成された集団投資スキームの財産の「自己運用」(金商法第2条第8項第15号)であって、出資をしている国内投資家が「10名未満の適格機関投資家」に限られるなど一定の要件を満たすものについては、金融商品取引業(投資運用業)の登録(又は適格機関投資家等特例業務の届出)を不要とするよう、規定を修正いたします(定義府令第16条第1項第13号)。 |
| 3 | 国内にある者(金商法第63条第1項第1号に定める「適格機関投資家等」であって、同号イ～ハのいずれにも該当しない者)をLPに含む外国法に準拠したリミテッドパートナーシップにおいて、当該リミテッドパートナーシップを運営するGPである外国法人が金商法第29条の登録を受けていない場合に、当該GPが他の外国法人であって外国において投資運用業を行う者に対して、当該ジェネラルパートナーに係る投資運用を一任する場合、当該他の外国法人による当該GPに対する投資運用業の提供は、直接的には外国法人に提供されているものであることから、金商法第29条及び第61条第2項の定めにかかわらず、投資運用業の登録は要しないとの理解でよいか。 | 基本的に貴見のとおりと考えられますが、当該リミテッドパートナーシップを運営するGPである外国法人については、基本的に金商法第63条第2項の届出が必要となる点に、留意が必要と考えられます。 |
| | ▼特例が適用される業務の相手方の範囲 | |
| 4 | 金商法は、国内の投資家を保護することを目的とする以上、国内で勧誘行為を行っていない権利に係る投資運用業については、金商法による規制は不要と考える。したがって、金商法施行令案第17条の11に第3項を追加し、「法第61条第3項に規定する政令で定める者は、国内における勧誘によらずに金銭その他の財産を出資又は拠出した者」と規定すべきである。そうでないと日本の投資家向けではない海外の集団投資スキームが日本の投資家の資金を少しでも受け入れただけで金融商品取引業の登録を要することになり、お | 運用財産に係る権利の勧誘が国内で行われたかどうかにかかわらず、居住者である投資者から出資を受けていわゆる集団投資スキームの財産の「自己運用」を行う行為については、国内投資者保護の観点から金商法の規制を適用する必要があると考えられることから、金商法施行令第17条の11にご指摘のような修正を行うことは適当でないと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、国外で組成された集団投資スキーム(金商法第2条第2項第6号)の財産の「自己運用」(同条第8項第15号)であって、 |

| | | |
|---|---|---|
| | よそすべての海外の運用業者に対して合理性を欠きかつ遵守が困難な規制を課することになる。仮に上記のような規定がなされないとするならば、上記のような投資運用業は法施行地外の行為である等の理由により金融商品取引業の登録が不要である旨、ガイドライン等で明示すべきである。 | 出資をしている国内投資家が「10名未満の適格機関投資家」に限られるなど一定の要件を満たすものについては、金融商品取引業(投資運用業)の登録(又は適格機関投資家等特例業務の届出)を不要とするよう、規定を修正いたします(定義府令第16条第1項第13号)。 |
| 5 | 金商法施行令案第17条の11第1項において、「登録金融機関のうち投資運用業を行う者」に加えて、「法第63条第2項若しくは法第63条の3第1項の規定に基づく届出を行った者」を追加すべきである。 | 金商法第61条の特例は、外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が、金融商品取引業者(投資運用業を行う者)のように十分な専門的知識・経験を有する者のみを相手方としてそれらの業務を行う場合に限り、金融商品取引業の登録義務を適用除外することを定めるものです。<br>これに対し、適格機関投資家等特例業務の特例(金商法第63条等)の届出者については、必ずしも、業務を適確に遂行するに足りる人的構成等の金融商品取引業等(投資運用業)の登録要件(金商法第29条の4第1項参照)を満たしているものとは限らず、規制による保護の必要性について金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)と同視し得るものではないことから、外国業者が特例業務届出者を相手方とする投資助言業務又は投資運用業について一律に金融商品取引業の登録を不要とすることは、適当でないと考えられます。 |
| 6 | 金商法施行令案第17条の11第1項において、「登録金融機関のうち投資運用業を行う者」に加えて、金商法第58条の2ただし書に基づく金商法施行令案第17条の3第1号に取引の相手方として掲げられている者を同様に定めるべきである。 | 金商法第61条の特例は、外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が、金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)のように十分な専門的知識・経験を有する者のみを相手方としてそれらの業務を行う場合に限り、金融商品取引業の登録義務を適用除外することを定めるものです。<br>これに対し、金商法第58条の2(金商法施行令第17条の3)の特例は、外国証券業者が一定の者を相手方として有価証券関連業を行う場合には、金融商品取引業の登録を不要とするものですが、この特例の対象取引の相手方が備えるべき知識・経験と、金商法第61条(金商法施行令第17条の11)に定める投資助言業務・投資運用業に係る特例の対象取引の相手方が備えるべき知識・経験は異なるものであり、ご指摘のように両者の範囲を統一することは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●情報収集のための施設の設置〔第62条〕** | |
| 1 | 外国の有価証券等管理業を行う者の従業員が一時的に日本に訪れ、関係会社等の施設を利用して情報収集を行う場合は、届出義務を生じないという理解で良いか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「外国の有価証券等管理業を行う者」についても金商法第62条第1項の届出義務の対象とされており(金商業等府令第233条第1項第2号)、他の目的をもって設置している国内の施設において我が国市場に関する情報収集等の業務を行う場合は、当該届出が必要になるものと考えられます。<br>ご指摘の事例についても、「一時的に従業員が日本を訪れて行う情報収集」が業務と認められる場合には、届出が必要になるものと考えられま |

| | | |
|---|---|---|
| | | す。 |
| No. | ●適格機関投資家等特例業務〔第63条〕 | |
| | ▼経過措置 | |
| 1 | 私募で集団投資スキーム持分の出資を媒介する場合、通常、運用期間中の第三者への持分譲渡は禁止されるため、現状において出資者が適格機関投資家以外の者（一般投資家）のみである場合、6月間の経過措置では、意図せざるタイミングで運用を終了せざるを得ず、結果として一般投資家の利益を損ねかねない。したがって、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件としては、施行日以降に運用を開始した者に限定してほしい。 | ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、施行日前に出資の勧誘が行われた集団投資スキームの財産を（施行日後に引き続き）主として有価証券等に投資運用する業務については、「適格機関投資家等特例業務」（金商法第63条）の要件に該当しないものであっても、施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限り、投資運用業の登録を受けずに継続することができることとされています（改正法附則第48条第1項）。なお、この場合において、当該集団投資スキームの運営者（特例投資運用業務を行う者）は、施行日後3月以内に、所要の事項を届け出ることが必要となります（同条第2項）。 |
| 2 | 一層構造ファンド又は二層構造ファンドの親SPCの匿名組合契約について、匿名組合員に適格機関投資家がいる場合でも、当該契約においては、①匿名組合契約に基づく権利が「みなし有価証券」に指定される前に締結された匿名組合契約には、当該権利に関する適格機関投資家以外への譲渡禁止、又は、分割譲渡の禁止が定められていない。②また、匿名組合契約に基づく権利が「みなし有価証券」に指定された後でも、証取法下の少人数私募においては適格機関投資家以外への譲渡禁止の制限が定められていない場合がほとんどである。このような場合に、金商法第63条第1項第2号適格機関投資家等特例業務の匿名組合員の構成要件を満たしていても、譲渡禁止要件を満たしていないことから、改正法附則第49条の適用はできないと解される。当該適格機関投資家と匿名組合営業者との間で、譲渡禁止の特約を金商法施行前に改めて締結し、金商法第63条第1項第2号要件をすべて満たしている場合には、改正法附則第49条の適用が受けられるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 3 | 金商法施行の際、現に同法第2条第2項第5号に掲げる権利について同条第8項第15号に掲げる行為に関わる業務を行っている二層構造ファンド（親子ともにGK-TK）について、親子双方のSPCが適格機関投資家等特例業務に該当している（匿名組合員の人数要件に加え、親SPCの匿名組合員は全員適格機関投資家のみの）場合、親子双方のSPCについて改正法附則第49条に基づく届出を各々行うとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | ▼特例業務の対象に係る「適格機関投資家等」の範囲 | |
| | （「1名以上の適格機関投資家」の要件） | |
| 4 | すべての出資者が一般投資家の場合、適格機関投資家等特例業務の特例の適用の余地があるか。 | 適格機関投資家等特例業務の特例（金商法第63条）は、1名以上の「適格機関投資家」から出資を受けることが要件とされており、ご指摘のようにすべての出資者が一般投資家である場合は、当 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 該特例の適用の余地はないと考えられます。 |
| 5 | 金商法第63条第1項第1号において、「適格機関投資家等」とは「適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの（中略）及び適格機関投資家をいう」と規定されている。そして「適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの」とは、金商法施行令案第17条の12第1項において、「適格機関投資家以外の者」と規定されており、金商法第63条で定める「適格機関投資家以外の者」にまったく限定が付されていない。以上から、金商法施行令案の当該規定の制定の趣旨は、金商法第63条でいう「適格機関投資家等」の意義につき、適格機関投資家以外の者のみでは足りず、必ず1名以上の適格機関投資家が含まれていることが必要であるという見解を示唆するものである、との理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、適格機関投資家等特例業務の特例（金商法第63条）は、1名以上の「適格機関投資家」から出資を受けることが要件とされています。 |
| 6 | 金商法施行令案第17条の12第1項及び第2項により、「適格機関投資家等」には、適格機関投資家が必ず1人存在しなければならないのか。また、必ず1人存在しなければならないとして、当該適格機関投資家の出資割合にかかわらず、当該集団投資スキームの投資家に適格機関投資家が1名含まれていれば足りるとの理解でよいか。更に、募集・私募に関する適格機関投資家等特例業務について、適格機関投資家は、募集・私募の対象とされればよいのか、それとも実際に取得した者に適格機関投資家が含まれなければならないのか。 | 適格機関投資家等特例業務の特例（金商法第63条）の要件として、1名以上の「適格機関投資家」から実際に出資を受けることが必要ですが、当該「適格機関投資家」の出資割合は基本的には問わないものと考えられます。 |
| 7 | 外国の法令に基づいて設立されたパートナーシップ（外国LPS）の業務執行組合員が、日本の投資家及び外国の投資家の双方に対して「みなし有価証券」に該当する外国LPS持分の取得勧誘を行ったが、結果的に日本の投資家はこの取得勧誘に応じなかった場合にも、当該業務執行組合員に第二種金融商品取引業の登録（又は適格機関投資家等特例業務の届出）が必要か。必要であるとした場合、届出で足りるか否かの判断は、何を基準に行えばよいか。<br>最終的に取得勧誘に応じる者が何名であり、取得勧誘に応じる者に組合等が含まれるかは不明であるが、見込みに基づいて適格機関投資家等特例業務の届出を行い、金融商品取引業の登録を行わないことは許容されるか。 | 適格機関投資家等特例業務の特例（金商法第63条）は、1名以上の「適格機関投資家」から出資を受けることが要件とされています。当該要件が満たされるとの「見込み」に基づいて取得勧誘を行うことは妨げられませんが、最終的に適格機関投資家が勧誘に応じない場合又は一般投資家が50人以上になった場合には、適格機関投資家等特例業務に該当せず、無登録で金融商品取引業を行ったことになる点に、留意が必要と考えられます。<br>なお、いわゆる集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号・第6号）は、一般に、その組成において投資者の需要等を踏まえながらその内容を確定させていく方法等が取られることが多く、どの時点を捉えて「取得の申込みの勧誘（募集）」が開始されたかを判断することが困難であることが想定されることから、金商法では、集団投資スキーム持分の「募集」の有無については、投資家が当該持分を取得するタイミングをとらえて判断することとしており、「取得勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの」が「私募」とされています（同条第3項第3号参照）。<br>一方、ご指摘の事例において、日本の投資家に対して「外国LPS持分」の取得勧誘を行った場合、結果として日本の投資家が取得勧誘に応じず取得に至らなかった場合でも、取得勧誘が行わ |

| | | |
|---|---|---|
| | | れて日本の投資家が取得することとなる可能性がある以上、実務的には、「募集」又は「私募」（金商法第2条第8項第7号）に該当するものとして、当該外国集団投資スキームの運営者は、金融商品取引業の登録（又は適格機関投資家等特例業務の届出）を要するものと考えられます。 |
| 8 | 金商法第63条第1項第1号との関係において、唯一の適格機関投資家がファンド運営者（GP）の場合、「自己の出資に係る取得勧誘を行った」ということで、「適格機関投資家等」における「適格機関投資家1名以上＋一般投資家49人以下」の要件が成立するという理解で正しいか。 | 集団投資スキームの運営者（GP）自身による出資は当該GPによる勧誘を伴うものではないことから、ご指摘のケースは、「適格機関投資家等」を相手方として行う集団投資スキーム持分の「自己募集（私募）」には該当せず、適格機関投資家等特例業務の特例の要件（金商法第63条第1項第1号）を満たさないものと考えられます。 |
| 9 | 金商法第63条第1項第2号との関係において、唯一の適格機関投資家がファンド運営者（GP）の場合、「適格機関投資家等」における「適格機関投資家1名以上＋一般投資家49人以下」の要件が成立するとの理解でよいか。 | 金商法第2条第8項第15号に掲げる行為は、いわゆる集団投資スキーム持分を有する者から「出資又は拠出を」「受けた」財産の運用について規定するものであり、必ずしも、当該集団投資スキームの運営者（GP）自身による財産の運用を念頭に置いたものではないと考えられます。<br>したがって、GP以外の出資者が一般投資家のみであるような場合には、当該GP自身が出資を行っているか否かにかかわらず、当該GPが行う「投資運用」は適格機関投資家等特例業務の特例の要件（金商法第63条第1項第2号）を満たさないものと考えられます。 |
| 10 | 集団投資スキームにおいては、例えば、ある技術分野において豊富な知見を有する事業会社と、いわゆるベンチャーキャピタル会社の二者が無限責任組合員となり、他の無限責任組合員とともに投資事業有限責任組合契約を締結して、いわゆるベンチャーキャピタルファンドを構成する例がある。このような例において、事業会社である無限責任組合員は、金商法第63条第1項の特例業務として無限責任組合員としての業務を行うことが多いと想定される。このとき、同条が存在することを要求している「適格機関投資家」は、有限責任組合員であることを要するか、あるいは、当該事業会社でない無限責任組合員であっても構わないか。<br>無限責任組合員が複数である場合、一方の無限責任組合員が、有限責任組合員の利益を代表してもう一方の無限責任組合員に対して十分にチェック機能を果たすことができるという考えも成り立ち得るのではないか。 | 金商法では、いわゆる集団投資スキームについて、その持分の「自己募集（私募）」（同法第2条第8項第7号へ）やその財産の「自己運用」（同項第15号）を行う者に対し、原則として「金融商品取引業」の登録を求めています。その上で、こうした業務の「相手方」（すなわち当該業務を行う者以外の当該集団投資スキームの出資者）が「適格機関投資家等」である場合は、適格機関投資家等特例業務の特例の対象として、「金融商品取引業」の登録義務を適用除外する代わりに、届出を求めることとしています（同法第63条）。<br>このように、集団投資スキームの構成員のうち登録又は届出義務が適用されるのは、実質的に「自己募集（私募）」や「自己運用」を行っている者であって、有限責任を負うか無限責任を負うかを問わないものと考えられます。<br>また、当該業務の「相手方」に含まれる適格機関投資家が無限責任組合員であったとしても、それ以外の「相手方」に含まれる一般投資家が49名以下であること等の要件が満たされる場合には、適格機関投資家等特例業務の特例の対象となり得るものと考えられます。ただし、唯一の適格機関投資家が当該集団投資スキームのいわゆるGPである場合には、適格機関投資家等特例業務の特例の要件を満たさないものと考えられます。 |
| 11 | 「適格機関投資家等」の定義における「適格機関投資家」について、金商法第63条第1項第1号イ～ハに該当しない限り、例えば唯一の適格機関投資家がファンド運営者（GP）の親会社若しくは | 基本的には、貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 子会社であった場合なども当然ながら「適格機関投資家」に該当するとの理解でよいか。 | |
| 12 | ファンドにおいて業務執行を行う者（「A社」）が、適格機関投資家である会社（「B社」）の子会社又は関連会社であるときに、金商法第63条の適格機関投資家等特例業務の要件として必要な「適格機関投資家」がB社のみであることは十分あり得る。B社が唯一の投資家である場合はもちろんのこと、B社以外に投資家がいたとしても、当該ファンドの投資家全体を体現してB社がA社に対するチェック機能を果たすことが十分に期待できるから、B社のみが適格機関投資家である場合でも、金商法第63条の要件を充足し得ると考えるが、どうか。 | |
| 13 | 本邦の営業者が、外国の管理型信託会社及び49人以下の一般投資家との間で匿名組合契約を締結した場合、当該営業者は金融商品取引業（投資運用業）の登録が必要か。<br>当該管理型信託会社が外国REIT等の運用者を委託者としており、その委託者が適格機関投資家である場合には、実質的にはプロ（適格機関投資家）を相手方としてファンド業務を行っていることになると考えられることから、金商法第63条第2項の届出で足りるのではないか。 | 適格機関投資家等特例業務の特例は、いわゆる集団投資スキームへの出資者に1名以上の「適格機関投資家」（金商法第2条第3項第1号、定義府令第10条第1項）がいることが要件となります。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「外国の管理型信託会社」が「適格機関投資家」に該当しない場合には、当該匿名組合の営業者の行う業務は適格機関投資家等特例業務の特例の対象とならず、金融商品取引業の登録が必要となると考えられます。 |
| | **（「49名以下の一般投資家」関係）** | |
| 14 | 適格機関投資家等特例業務（金商法第63条）における「適格機関投資家等」の要件（同条第1項第1号）に関して、当該集団投資スキームの出資者が1名以上の適格機関投資家と49名以下の一般投資家とする旨の規定（金商法施行令案第17条の12第1項・第2項）は、適格機関投資家以外の者の範囲を限定し、1名以上の適格機関投資家と49名以下の「適格機関投資家の役員及びその親族」とする旨の規定にするべきである。 | いわゆる集団投資スキーム関係の業務については、基本的に適格機関投資家が出資者となるものであっても、当該ファンドと関係の深い一般投資家が出資している場合も多いものと考えられます。<br>この「ファンドと関係の深い一般投資家」には様々な者が想定されることから、これを類型化して制限することは適当でないと考えられますが、一般投資家の人数が49人以下の場合に限って特例の対象とすることとしており（金商法施行令第17条の12第1項・第2項）、一般投資家の保護に配慮した制度としています。 |
| 15 | 金商法施行令案第17条の12第2項は、適格機関投資家等特例業務の要件としての適格機関投資家以外の者の人数を49以下とすることを定めているが、こうした人数の数え方は、取得勧誘の対象となる人数ではなく、適格機関投資家等特例業務に係る集団投資スキーム持分を所有することとなる者の人数（いわゆる出来上がりベース）との理解でよいか。この理解で正しければ、その趣旨が明確となるように規定を改めてほしい。 | 貴見のとおり、ご指摘の要件（金商法施行令第17条の12第2項）は、当該権利の取得勧誘に応じた取得者の人数に関するものと考えられます（金商法第2条第3項第3号参照）。 |
| 16 | ファンド運営者（GP）が自己募集と並行して当該取得勧誘を別の金融商品取引業者にも委託して行う場合においては、金商法第63条第1項第1号の私募に係る特例業務の判定における「適格機関投資家等」のカウントには外部委託分の取得者は含まず、あくまで自己募集による取得者が | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものでありますが、原則として、自己募集による取得者が人数要件を充足しているかにより判断されます。もっとも、GPと委託を受けた金融商品取引業者等が共同して勧誘している実態がある場合には、当該共同取得勧誘による取得者も |

| | | |
|---|---|---|
| | 「適格機関投資家1名以上＋一般投資家49名以下」の人数要件を満たしていれば特例業務となるとの理解でよいか。 | 対象人員に含まれることになります。 |
| | **（非居住者）** | |
| 17 | 金商法第63条第1項第1号との関係において、「適格機関投資家等」の要件でカウントすべき「適格機関投資家1名以上＋一般投資家49人以下」の中に、非居住者・外国法人といった外国投資家は含むべきではない。少なくとも、日本国外において取得勧誘行為が実施された外国投資家について除外するなどの、一定の基準に基づく除外規定がなされるべきである。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、原則として、国外において非居住者である外国投資家を相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該外国投資家については、適格機関投資家等特例業務に関する特例の適用要件の該当性を判断するに当たり、考慮する必要がないものと考えられます。 |
| 18 | 適格機関投資家等特例業務の要件として、適格機関投資家以外の者が49名以下であることとされるが、取得勧誘の相手方又は出資対象事業に関する権利を有する者が非居住者の場合は、当該非居住者はこうした49名に算入されないということを確認したい。 | |
| 19 | 金商法第63条に定める「適格機関投資家等特例業務」に該当するか否かを判断する上で、同条第1項における私募の「相手方」に含まれる非適格機関投資家（金商法施行令案で49人以内）は、国内に居住する者のみを算入するとの理解でよいか。例えば、日本においては適格機関投資家及び5人の非適格機関投資家を相手方として私募を行うファンドが、海外に居住する45人以上の個人投資家にも私募を行う場合、本特例業務に該当すると考えてよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、原則として、国外において非居住者である外国投資家を相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該外国投資家については、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件（相手方が1名以上の適格機関投資家及び49名以下の一般投資家であること）の該当性を判断するに当たり、考慮する必要がないものと考えられます。<br>ただし、国内で行われる勧誘であれば、相手方が非居住者であっても金商法の対象となるものであり、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件の該当性を判断する際にも考慮されるべきものと考えられます。<br>いずれにせよ、個々の集団投資スキームの運営者に対する適格機関投資家等特例業務の特例の適用の可否は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 20 | 集団投資スキームの持分を海外投資家のみに販売する場合であっても、当該投資家のうち一の投資家が適格機関投資家でない限り特例業務の特例が受けられないのか。海外投資家が、外国の法令上、金融商品取引業者や登録金融機関、適格機関投資家に相当する者である場合には、特例を認めるのが相当ではないか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、原則として、国外において非居住者である外国投資家を相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該外国投資家については、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件（相手方が1名以上の適格機関投資家及び49名以下の一般投資家であること）の該当性を判断するに当たり、考慮する必要がないものと考えられます。<br>ただし、国内で行われる勧誘であれば、相手方が非居住者であっても金商法の対象となるものであり、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件に該当するためには、権利の取得者に1名以上の適格機関投資家がいることが必要となります。<br>なお、当該特例の要件について、取得者に1名以上の「適格機関投資家に相当する外国法人」が |

| | | |
|---|---|---|
| | | いればよいこととするよう緩和すべきか否かについては、金商法の施行状況等を踏まえつつ、慎重に検討されるべき課題であると考えられます。 |
| 21 | 金商法施行令案第17条の12第2項は、金商法第63条第1項の「適格機関投資家以外の者」の数を49名以下と規定するが、その数を数えるにあたっては、金商法が国内の投資家を保護することを目的とする以上、海外の「適格機関投資家以外の者」を数えることは不要と考える。したがって、金商法施行令案第17条の12第1項が「適格機関投資家以外の者とする」と規定するのは、「適格機関投資家以外の者であって、国内における勧誘によらずに金銭その他の財産を出資又は拠出した者以外の者」と改めるべきである。 | 仮に金商法施行令第17条の12第1項の規定をご指摘のように修正すれば、いわゆる集団投資スキームに係る業務の相手方に「国内における勧誘によらずに」出資・拠出をする者が含まれる場合には、当該業務の相手方は「適格機関投資家等」に該当せず、適格機関投資家等特例業務の特例が一切適用されなくなってしまうこととなる（金商法第63条第1項参照）ことから、そうした修正を行うことは適当でないと考えられます。<br>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、原則として、国外において非居住者である外国投資家を相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該外国投資家については、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件（相手方が1名以上の適格機関投資家及び49名以下の一般投資家であること）の該当性を判断するに当たり、考慮する必要がないものと考えられます。<br>ただし、国外で勧誘を行う場合であっても、本邦居住者を相手方として行う場合もあり得ること等から、「国内における勧誘によらない」場合が一律に金商法の適用対象外となるものではない点に、留意が必要と考えられます。 |
| 22 | 外国法人であって外国において投資運用業（金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を行う業務に限る。）を行う者が、国内にある者をLPに含む外国法に準拠したリミテッドパートナーシップにおけるGPである場合に、金商法第63条第1項第2号に定める適格機関投資家等特例業務に該当する業務を行うものとして同条第2項の届出をすれば、金商法第29条の登録を要しないと理解してよいか。その理解でよい場合、適格機関投資家等特例業務に該当するかどうかを判断するに際し、適格機関投資家等に含まれる「適格機関投資家以外の者で政令で定める者」の数は、投資運用業の提供を受ける相手方となるLPのうち、国内にある者の人数に基づいて判断するとの理解でよいか。 | ご指摘のように運用行為が国外で行われる場合であっても、国内投資家から出資を受けた金銭等を投資運用する場合は、金商法上の登録・届出義務が適用されるものと考えられます。<br>一方、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、このように運用行為が国外で行われる場合においては、貴見のとおり、原則として、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件（相手方が1名以上の適格機関投資家及び49名以下の一般投資家であること）の該当性を判断するに当たって、非居住者である外国投資家を考慮する必要はないものと考えられます。その上で、適格機関投資家等特例業務の特例要件に該当するものとして当該外国のGPが届出を行う場合には、金商法第29条の登録義務は適用除外されることとなります。<br>なお、国外で組成された集団投資スキーム（金商法第2条第2項第6号）の財産の「自己運用」（同条第8項第15号）であって、出資をしている国内投資家が「10名未満の適格機関投資家」に限られるなど一定の要件を満たすものについては、金融商品取引業（投資運用業）の登録（又は適格機関投資家等特例業務の届出）を不要とするよう、規定を修正いたします（定義府令第16条第1項第13号）。 |
| 23 | 金商法第63条第1項第2号との関係において、「適格機関投資家等」要件でカウントすべき「適格機関投資家1名以上＋一般投資家49人以下」の | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、運用行為が国内で行われる場合には、非居住者・外国法人といった |

| | | |
|---|---|---|
| | 中に、非居住者・外国法人といった外国投資家は含むべきではない。少なくとも、一定の基準に基づく除外規定がなされるべきである。 | 外国投資家も、ご指摘の人数要件の対象に含まれるものと考えられます。 |
| | **▼「適格機関投資家等」以外の者が権利を取得するおそれが少ない要件** | |
| | **（取得者が適格機関投資家である場合の譲渡制限要件）** | |
| 24 | 適格機関投資家等特例業務の特例を受けるための要件として、一定の転売制限が要求されているが、取得勧誘に応じた取得者に適格機関投資家が存在しない場合、金商法施行令案第17条の12第3項第1号の制限を付す必要はないとの理解でよいか。 | 集団投資スキーム持分の取得勧誘に応じた取得者に適格機関投資家が存在しない場合は、そもそも、適格機関投資家等特例業務の特例の対象とならないものと考えられます。 |
| | **（取得者が一般投資家である場合の譲渡制限要件）** | |
| 25 | 適格機関投資家等特例業務の特例を受けるための要件として、一定の転売制限が要求されているが、取得勧誘に応じた取得者に適格機関投資家以外の者が存在しない場合、金商法施行令案第17条の12第3項第2号イの制限を付す必要はないとの理解でよいか。また、当該ファンド持分が適格機関投資家以外の者に譲渡された場合でも、同号イの制限を付す必要はないとの理解でよいか。 | 集団投資スキーム持分の取得勧誘に応じた取得者がすべて適格機関投資家である場合（一般投資家が含まれていない場合）には、当該権利には金商法施行令第17条の12第3項第1号の制限が付されている必要がありますが、同項第2号イの制限が付されている必要はないものと考えられます。<br>なお、同項第1号の制限が付されている以上、当該適格機関投資家は一般投資家に対して譲渡することはできません。 |
| 26 | 金商法施行令案第17条の12第3項第2号イの一括譲渡以外の譲渡禁止（転売制限）は、居住者への譲渡にのみ適用され、非居住者への譲渡には適用されないことを明確にしてもらいたい（金商法施行令案第3条の3第2項と同趣旨であることを明記してもらいたい）。また、非居住者が国外において当初取得した有価証券については、転売制限の適用がないことを確認してもらいたい。 | ご指摘の転売制限（金商法施行令第17条の12第3項第2号イ）の要件の趣旨は、いわゆる集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号）が分割されて多数の一般投資家に譲渡されることに伴い、適格機関投資家等特例業務の特例の要件が潜脱されることを防ぐことにあると考えられます。<br>こうした規制の潜脱のおそれは、非居住者を介して当該持分が譲渡される場合にも同様であると考えられることから、当該転売制限の要件は、当該権利が非居住者に譲渡される場合であっても適用されるものと考えられます。また、非居住者が国外において取得した権利が国内投資家に譲渡される場合には、適格機関投資家等特例業務の特例が適用されなくなる可能性がある点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **（取得者が一般投資家である場合の「同種の新規発行権利」要件等）** | |
| 27 | 金商業等府令案第241条の「当該権利と発行者が同一」で「当該権利にかかる契約その他の法律行為に基づく権利の内容が同一」とは、同一・一体の組合事業としての組合契約を指し、単に投資事業を行う組合契約であるというのみで同一とはみなされない旨を確認したい。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、一般に、単に「投資事業を行う組合契約」ということのみでは、「同一の権利」とは認められないものと考えられます（金商業等府令第234条）。 |
| 28 | あるファンドが追加募集をする場合、当該ファンドの運用行為が金商法第63条第1項第2号に定める適格機関投資家等特例業務に該当するための人数要件は、当初募集分に係る適格機関投資家等の人数と追加募集分に係る適格機関投資家等の人数を通算してカウントするのか。 | ご指摘の「当初募集分」の権利と「追加募集分」の権利が、金商法施行令第17条の12第3項第2号ロの「同種の新規発行権利」に該当する場合には、貴見のとおり、それらの「自己募集（私募）」に係る投資家の人数を通算して、適格機関投資家等特例業務の特例の要件への該当性を判断する必要があるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 29 | 適格機関投資家等特例業務の特例の要件として、集団投資スキーム持分の取得勧誘に応じた一般投資家の人数と6月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数の合計が49人以下であることを求めているが（金商法施行令案第17条の12第3項第2号ロ）、当該集団投資スキーム持分の取得者と「同種の新規発行権利」の取得者に同一人物が含まれている場合、その者はカウント上どのように取り扱えばよいか。 | ご指摘の規定（金商法施行令第17条の12第3項第2号ロ）は、同一内容の権利の取得勧誘を複数回に分けて行う場合には、その取得勧誘の相手方の人数を通算して、適格機関投資家等特例業務の特例の要件への該当性を判断することとしているものですが、この人数通算に当たって、同一の投資家が複数回出資をしているとしても、当該投資家は「1名」としてカウントすればよいものと考えられます。 |
| 30 | 営業者に対する匿名組合出資持分に関し、財産の分配について優先劣後を付した優先匿名組合出資持分と劣後匿名組合出資持分は、金商法施行令案第17条の12第3項第2号ロの「同種の新規発行権利」に該当しないことを確認したい。 | 原案においては、貴見のとおりと考えられますが、当該結論では規制の潜脱を招くおそれがあることから、「同種の新規発行権利」に該当するかについては、発行者及び出資対象事業の同一性で判断されることとなるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第234条）。 |
| 31 | 「適格機関投資家等（かっこ内省略）で次のいずれにも該当しない者を相手方として行う私募」（金商法第63条第1項第1号）、「第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（かっこ内省略）に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等のみであるものに限る。）を有する適格機関投資家等」（金商法第63条第1項第2号）の解釈において、優先匿名組合出資持分と劣後匿名組合出資持分が発行される場合の適用関係について、以下の①～③のいずれの解釈が正しいのか。<br>① 優先匿名組合出資持分に係る私募／運用と、劣後匿名組合出資持分に係る私募／運用を区別して捉える<br>② 優先匿名組合出資持分に係る私募／運用と、劣後匿名組合出資持分に係る私募／運用を区別せずに捉える<br>③ 優先匿名組合出資持分に係る私募と劣後匿名組合出資持分に係る私募を区別して捉え、優先匿名組合出資持分に係る運用と劣後匿名組合出資持分に係る運用を区別せずに捉える | 「自己運用」に係る適格機関投資家等特例業務の特例（金商法第63条第1項第2号）については、当該権利の優先劣後関係にかかわらず、「出資対象事業」が同一の権利については出資者の人数を通算して、当該特例に係る人数要件を満たしているかどうかが判断されるべきものと考えられます（同号参照）。<br>また、私募に係る適格機関投資家等特例業務の特例（同項第1号）についても、「自己運用」に係る適格機関投資家等特例業務の特例と同一の基準で判断することが整合的であることから、当該権利の優先劣後関係にかかわらず、「出資対象事業」が同一の権利については出資者の人数を通算して、当該特例に係る人数要件を満たしているかどうかが判断されるべきものと考えられます。<br>なお、当該趣旨を明確化するため、「同種の新規発行権利」（金商法施行令第17条の12第3項第2号ロ）が、発行者及び出資対象事業の同一性で判断されることとなるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第234条）。 |
| 32 | あるファンドが同時期に優先劣後など法律行為に基づく権利が同一でない複数の持分の私募を行う場合、各種の持分がそれぞれ金商法第63条第1項第1号の要件を満たしていれば、私募についての適格機関投資家等特例業務となるか。また、各種の持分がそれぞれ金商法第63条第1項第2号の要件を満たしていれば、それぞれ自己運用についての適格機関投資家等特例業務となるか。 | |
| 33 | 金商法施行令案第17条の12第2項は、金商法第63条第1項の適格機関投資家以外の者の数を49名以下と規定するが、適格機関投資家以外の者の数を数えるにあたっては、私募又は金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を行う者が同一だとしても、それをもって直ちに当該者の私募又は同号に掲げる行為に係る適格機関投資家以外の者をすべて合算すべきということにはならない | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、当該趣旨を明確化するため、「同種の新規発行権利」（金商法施行令第17条の12第3項第2号ロ）が、発行者及び出資対象事業の同一性で判断されることとなるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第234条）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | と考える。<br>この趣旨は、いわゆるファンドを複数運用する者がいた場合、その業務が適格機関投資家等特例業務に該当するかの判断基準となる人数計算はファンドごとに行うべきである、ということである。そして、何を基準として適格機関投資家以外の者の数を数えるかについては、金商法第63条第1項第2号の「同一の出資対象事業」が基準となると考えられる（同項第1号には「同一の出資対象事業」が基準となる旨が明示されていないが、第2号と同様に考えるべきである。）。以上の考え方でよいか。 | |
| | **▼いわゆるファンド・オブ・ファンズ（FOFs）** | |
| | **（「子ファンド」の運営者の責任）** | |
| 34 | 金商法第63条第1項第1号イ～ハについて背後の投資家に一般投資家はいないと特別目的会社又は匿名組合の営業者等から誤って伝えられて、適格機関投資家等特例業務の要件を満たすと誤信して届出をしたが、実際には一般投資家が含まれていた場合、金商法第29条違反を問われるのか。また、適格機関投資家等特例業務の届出後、事後的に、SPC・匿名組合等の背後の投資家が適格機関投資家から一般投資家に変わった場合でも、金商法第63条第1項第1号の適用があるか。もし適用がないとすると、特例業務届出者が常にウォッチしている必要があり、実務上困難である。 | 金商法第63条第1項第1号イ～ハの規定の趣旨は、特定目的会社や匿名組合等を用いることで適格機関投資家等特例業務の特例の要件を形式的に満たし、それにより金商法の規制を潜脱しようとする行為を防ぐことにあります。ご指摘のような場合に同法第29条違反を実際に問われるかについては、当該集団投資スキームの運営者が「要件を満たすと誤信」したことが真にやむを得ない事情によるものかどうかにつき、関係当局によって個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>また、適格機関投資家等特例業務の届出後、事後的に当該特定目的会社や匿名組合等の出資者を変更することにより、金商法の規制を潜脱するような行為についても、同様に、同法第63条第1項第1号イ～ハの規定による制約を受けるものと考えられます。<br>なお、集団投資スキーム財産の「自己運用」を行う業務として適格機関投資家等特例業務の届出がされているものが、事後的に適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合は、当局による措置命令（金商法第63条第5項）や当該届出者から当局への届出義務（同条第6項）の対象となり得ます。 |
| 35 | ファンド運営者（GP）の責によらずに結果として金商法第63条第1項第1号ロに該当する匿名組合営業者がファンドの投資家にいた場合等について、何らかの措置を講じることを要望する。 | 金商法第63条第1項第1号ロの規定の趣旨は、匿名組合を用いることで適格機関投資家等特例業務の特例の要件を形式的に満たし、それにより金商法の規制を潜脱しようとする行為を防ぐことにあり、ご指摘のような特別の措置を講じることは適当でないと考えられます。<br>なお、ご指摘のような場合には、真に「GPの責めによら」ないものかどうかにつき、関係当局によって個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（「親ファンド」が外国のスキームである場合）** | |
| 36 | 金商法第63条第1項第1号イ～ハについて、特定目的会社（TMK）や特別目的会社（SPC）等が有価証券の海外発行を行っている場合を考え | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のように、いわゆる「親ファンド」に該当するSPCへの出資が、 |

| | | |
|---|---|---|
| | ると、海外発行証券については適格機関投資家以外の者が取得している証券から除外するか、少なくとも、発行証券が「外国の法令上、適格機関投資家に相当する者」（定義府令案第15条第1項第3号参照）により取得されている場合は除外することが妥当であると考える。 | 国内における取得勧誘なしに「海外発行」により非居住者である外国投資家から行われるような場合には、原則として、当該非居住者は金商法第63条第1項第1号イ～ハの「適格機関投資家以外の者」として考慮されないものと考えられます。 |
| | **（「親ファンド」が特別目的会社（SPC）である場合）** | |
| 37 | 倒産隔離ビークルとして用いられる特別目的会社は、金商法第63条第1項第1号の「適格機関投資家等」に該当しない中間法人を出資者とすることが通常であるため、当該倒産隔離ビークルを出資者に抱える集団投資スキームには、適格機関投資家等特例業務の適用がないことになる（金商法第63条第1項第1号ハ・金商業等府令案第242条第1号）。こうした結論は、ファンド実務に多大な影響を与えるため、金商業等府令案第242条第1号を削除してほしい。 | 金商業等府令第235条第1号の規定の趣旨は、いわゆる「特別目的会社（SPC）」を用いることで適格機関投資家等特例業務の特例の要件を形式的に満たし、それにより金商法の規制を潜脱しようとする行為を防ぐことにあります。<br>例えば「倒産隔離」の観点から適格機関投資家以外の者の出資を受け入れる場合であっても、そうした出資の目的を客観的に認定することは困難であることから、当該要件を削除することは適当でないと考えられます。 |
| 38 | 金商業等府令案第242条第1号は、特別目的会社が集団投資スキーム持分を裏付資産として資産流動化商品として有価証券を発行する場合の特則を定めている。仮にそのようなスキームが用いられる場合には、いわゆる倒産隔離の観点から、当該特別目的会社の株式又は社員権を、適格機関投資家ではない他の特別目的会社が保有することになると考えられる。このように、適格機関投資家ではない者が、倒産隔離の観点から特別目的会社の株式又は社員権を保有することは、金商法第63条の潜脱的な行為とは考えられない。他方、このような倒産隔離の仕組みが認められない限り、実務上、集団投資スキーム持分を裏付資産とした資産流動化取引を適格機関投資家を相手方として行うことが困難になると考える。したがって、金商業等府令案第242条第1号の規定から、倒産隔離の観点から適格機関投資家ではない者が特別目的会社の株式又は社員権を保有する場合を除くべきであると考える。そうした除外が法技術的に困難な場合には、金商業等府令案第242条第1号を、「その発行する資産流動化証券（特定有価証券開示府令第1条第4号に規定する意義をいう。）を適格機関投資家以外の者が取得している特別目的会社」へと修正すべきである。 | ただし、投資目的がなく資金を出資している者については投資者保護の必要は小さいことや、実務において「倒産隔離」の必要が高いという実態も踏まえ、当該SPCへの出資額を上回るリターンが得られないことを内容とする権利を取得している場合については、当該SPCが出資を行う「子ファンド」の運営者が適格機関投資家等特例業務の適用を受けられることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第235条第1号）。 |
| 39 | 合同会社をSPCとし、社債（ABS）をすべて適格機関投資家に発行する証券化案件の場合、合同会社の持分はケイマン法人など適格機関投資家にならない者に持たせることが通常である。<br>資産対応証券以外の有価証券であって、SPCの独立性を確保するために発行しているエクイティ証券（特定目的会社の特定出資等を含む。）を適格機関投資家以外の者が有していても、金商法第63条第1項第1号ハに該当するものとすべきではないものと考える。 | |
| 40 | 金商業等府令案第242条第1号に定める者を | 金商業等府令第235条第1号の規定の趣旨 |

| | | |
|---|---|---|
| | 相手方とする私募又は投資運用業に係る行為は、適格機関投資家等特例業務に該当しないこととなるが、「同号に定める者」には、例えば、社債権者、株式会社の株主、社員が非適格機関投資家である特別目的会社(SPC)が該当する。<br>金商法第63条第1項第1号イからハまでの趣旨からすれば、集団投資スキームの運用者を相手方とする場合において、当該集団投資スキームに該当する出資を行った者(匿名組合員など)の属性を判断すれば足りるのであるから、相手方である会社の社債権者、株主又は社員の属性まで、適格機関投資家等特例業務該当性に係る判断要素に加えるべきではない。 | は、いわゆる「特別目的会社(SPC)」を用いることで適格機関投資家等特例業務の特例の要件を形式的に満たし、それにより金商法の規制を潜脱しようとする行為を防ぐことにあり、SPCの出資者属性を考慮に入れないことは適当でないと考えられます。<br>ただし、投資目的がなく資金を出資している者については投資者保護の必要は小さいことから、当該SPCへの出資額を上回るリターンが得られないことを内容とする権利を取得している場合については、当該SPCが出資を行う集団投資スキームの運営者が適格機関投資家等特例業務の適用を受けられることとするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第235条第1号)。 |
| 41 | 米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー(以下「LLC」という。)に係る出資持分は、金商法第2条第2項第4号の権利ではなく同項第6号の権利に該当し、金商業等府令案第242条第1号の規定の適用を受けないとの理解でよいか。<br>また、その場合、同条第2号イにおいて、米国のLLCが含まれることを確認したい。 | ご指摘の米国のLLCは州法ごとに内容が異なるものと承知しており、個々のLLC持分が合同会社の社員権に類するもの(金商法第2条第2項第4号)に該当するか、あるいはいわゆる集団投資スキーム持分に類するもの(同項第6号)に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>金商法第2条第2項第6号の権利に該当する米国のLLC持分について、当該持分に係る契約が金商業等府令第235条第2号イに定める「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に類する外国の法令に基づく契約」に該当するかどうかについても、同様に、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **(「親ファンド」が他の集団投資スキームである場合)** | |
| 42 | 金商業等府令案第242条で「投資事業を行い、又は行おうとする者」は、当該ファンドの運営者そのものを意味し、ファンドの運営者から投資一任契約等によって運用の委託を受けている者はこれに該当しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 43 | 一般投資家Aと適格機関投資家Bが出資を行って民法組合を組成し、一般投資家Aが当該組合の運営者である場合において、Xファンドが当該組合からのみ出資を受けた場合、Xファンドの運営者は適格機関投資家等特例業務の特例の適用を受けられる(Aは金商業等府令案第242条第2号イに該当しない)と考えてよいか。この場合において、Xファンドにとって民法組合は、1名の適格機関投資家以外の者であるとして取り扱ってよいか。 | ご指摘の場合には、「民法上の組合」(いわゆる「親ファンド」に該当)は、「一般投資家A」が「適格機関投資家B」のみを相手方として運営しているものと考えられ、「一般投資家A」は適格機関投資家等特例業務の特例の対象となり得るものと考えられます。一方、この場合には、「Xファンド」(いわゆる「子ファンド」に該当)は一の一般投資家である当該「民法上の組合」の運用者である「一般投資家A」のみを相手方として運営されているものと考えられ、当該「Xファンド」の運営者には、適格機関投資家等特例業務の特例は適用されないものと考えられます。 |
| 44 | 親ファンドの出資者に50人以上の一般投資家が含まれている場合であっても、親ファンドの業務執行者が定義府令案第10条第1項第23号に基づき適格機関投資家の届出を行った場合は、金商業等府令案第242条第2号に該当しないとの理解でよいか。 | いわゆる「親ファンド」の運営者が定義府令第10条第1項第23号に基づき適格機関投資家の届出を行った場合であっても、当該「親ファンド」の出資者に50名以上の一般投資家が含まれる場合には、金商業等府令第235条第2号に該当し、「子ファンド」の運営者は適格機関投資家等特例 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 業務の特例の要件を満たさないものと考えられます。 |
| | **（「親ファンド」が投資事業有限責任組合（LPS）等である場合の特例）** | |
| 45 | 金商業等府令案第242条第2号イは、特例の対象を「投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合（これらに類する外国の法令に基づく契約を含む。）」に限定しているが、これらに限定すべきではない。 | 金商業等府令第235条第2号の規定の趣旨は、いわゆる集団投資スキーム（「子ファンド」）に関する業務について、その出資者に他の集団投資スキーム（「親ファンド」）を介することで適格機関投資家等特例業務の特例の要件を形式的に満たし、それにより金商法の規制を潜脱しようとする行為を防ぐことにあります。<br>ただし、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合は、例えば民法上の組合等と比較して、各根拠法に基づく登記制度など一定の透明性が確保されたスキームであることから、これらが「親ファンド」として用いられる場合に限り、ご指摘の特例（金商業等府令第235条第2号イ）を設けているものです。<br>こうした趣旨に照らせば、民法上の組合など他の集団投資スキームについても同様の取扱いとすることは、適当でないと考えられます。 |
| 46 | 金商業等府令案第242条第2号イの例外として、親ファンドが投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合である場合には、子ファンド及び親ファンドの一般投資家の合計が49人以下であれば、親ファンドは「適格機関投資家等」（金商法第63条第1項第1号）に該当することを定めているが、親ファンドが民法組合の場合でも当該例外の適用があるように、規定を修正してほしい。 | |
| 47 | 金商業等府令案第242条第2号イは、適格機関投資家等特例業務の要件に関して、「（1）当該投資事業として出資又は拠出された金銭その他の財産を充てて行う出資対象事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利を有する適格機関投資家以外の者（当該投資事業を行う者を除く。）の数」と「（2）当該投資事業に係る投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく権利を有する適格機関投資家以外の者の数」を合算すると規定しているが、（2）の「投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約」の部分は、「組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約」とすべきである。<br>民法上の組合は集団投資スキームの一つとして広く用いられており、金商法第2条第2項第5号も民法上の組合と投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合をパラレルに取り扱っている。適格機関投資家等特例業務の適否の場面において区別すべきではない。 | |
| 48 | 金商業等府令案第242条は、民法上の任意組合によりファンド・オブ・ファンズを組成する手法を大きく制限するものであり、見直してほしい。同条第2号によると、いわゆる「親ファンド」が民法上の任意組合により組成されている場合であって当該「親ファンド」の出資者に非適格機関投資家が含まれる場合には、「親ファンド」と「子ファンド」の業務執行組合員が同一である場合を除き、「子ファンド」は適格機関投資家等特例業務届出者になることができない。この結果、ファンドの中には、既に、適格機関投資家等特例業務届出者としての要件を満たすために、非適格機関投資家を含む任意組合からの出資を拒否する動きが見え始めている。<br>民法上の任意組合である「親ファンド」の業務執行組合員が、投資運用業としての登録を行っている場合には、「親ファンド」については開示が行われ業規制の対象となるのであるから、金商法第63 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 条第1項第1号ハで定める者から除外してほしい。（すなわち、子ファンドがこの一事をもって適格機関投資家等特例業務届出者としての要件を欠かないようにしてほしい。） | |
| | **（「親ファンド」が投資事業有限責任組合（LPS）等である場合の人数要件）** | |
| 49 | 金商業等府令案第242条第2号イで規定するものは、親ファンドの投資家（LP）にLPS等がいる場合においても、あくまでも当該子ファンドとその親ファンドの2階層のみの投資家数のみを合算すれば足り、更に遡って合算する必要はないということについて確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 50 | 金商業等府令案第242条第2号イ（2）に定める「当該投資事業に係る投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく権利を有する」者、又は同号ロ（2）に定める「当該投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利を有する」者のいずれかが、別の集団投資スキーム（「祖母ファンド」）の運用者であった場合であっても、当該「祖母ファンド」の出資者の数・属性は、「子ファンド」の適格機関投資家等特例業務の該当性の判断に影響を与えないことを確認したい。 | |
| 51 | 金商業等府令案第242条第2号イは、マザーファンドの投資家に更に投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合がいる場合でも、もはやその組合員までは数えないということでよいか。<br>実際、ベビーファンドの運用者から見た場合、ファンド・オブ・ファンズから投資を受ける場合に、当該ファンド・オブ・ファンズに更に投資するファンド・オブ・ファンズの更に背後にいる投資家まで把握するのは事実上不可能であることから、上記の理解を確認する次第である。 | |
| 52 | ファンド・オブ・ファンズと適格機関投資家等特例業務について、親ファンドの投資家にファンド形式のものが含まれる場合（更に、その投資家にファンド形式のものが含まれる場合）、当該ファンド形式の投資家の組合員も含めた合計数が人数要件を満たせばよい、と考えてよいか。（ファンド・オブ・ファンズには、ファンドが3層以上にわたる場合も少なくないと思われるので、上記のような場合も適格機関投資家等特例業務として認める余地を残す必要があるのではないか。） | 金商業等府令第235条第2号イ・ロでは、一定の要件を満たすいわゆるファンド・オブ・ファンズ（FOFs）に係る特例として、いわゆる「子ファンド」の一般投資家の数と「親ファンド」の一般投資家の数の合計数を考慮する旨を定めていますが、「親ファンド」の投資家にファンドが存在する場合について、当該ファンドの一般投資家の数を考慮することまでは求めておりません。 |
| 53 | 金商業等府令案第242条第2号イ・ロにおける「親・子ファンドの出資者のうち一般投資家である者の合計が49名以下」との要件の計算に当たり、親・子ファンドに同一の者がいる場合（親ファンドが複数存在する場合を含む）には、延べ人数ではなく、実数で計算するよう取り扱ってほしい。 | ご指摘の規定（金商業等府令第235条第2号イ・ロ）における一般投資家の人数計算は、延べ人数ではなく、実数で計算されることが想定されているものと考えられます。 |
| 54 | 金商業等府令案第242条第2号イに関して、複数のLPSが匿名組合出資を行う2層ファンドの場合には、文言からすれば、当該一のLPSの組合員と他の匿名組合員の数を合計すれば足り、他のLPSの組合員の数を合計する必要がないとの理解でよいか。 | 金商業等府令第235条第2号イの特例に関しては、ご指摘のような場合には、いわゆる「子ファンド」の一般投資家（匿名組合員）の数と、いわゆる「親ファンド」（匿名組合に出資するすべてのLPS）の一般投資家の数を合計する必要があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | LPSなど法人格がない場合も金商業等府令案第242条第2号イ(1)の「適格機関投資家以外の『者』」としてカウントされるのか確認したい。 | この場合においては、「親ファンド」の運営者は「子ファンド」の投資家としてカウントされ、また、「親ファンド」の(運営者以外の)投資家は当該「親ファンド」の投資家としてカウントされるべきものと考えられます。 |
| | **(「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等である場合の当該LPS等の取扱い)** | |
| 55 | 適格機関投資家等特例業務の特例の要件について、投資家をカウントするに当たり、LPS／LLPは一の適格機関投資家(適格機関投資家としての届出を前提とする。)として数えられ、適格機関投資家以外の投資家が49名以下となる限り、ファンドマネージャーは適格機関投資家等特例業務該当性を充足するとの理解でよいか。 | ご指摘のように、いわゆる「親ファンド」がLPS・LLPである場合において、その出資者の構成にかかわらず、当該LPSを一の適格機関投資家としてカウントすることとすれば、これを利用して「子ファンド」の運営者による適格機関投資家等特例業務の特例の潜脱が生じるおそれがあることから、必ずしも適当でないと考えられます。<br>ただし、ご意見を踏まえ、いわゆる「親ファンド」がLPS・LLPであり、かつ、その運営者が金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)である場合は、「子ファンド」の運営者への適格機関投資家等特例業務の特例の適用についての人数要件については、親ファンドに出資する投資家の属性及び人数を問わず、当該「親ファンド」を1名とみなすこととするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第235条第2号イ(2))。 |
| 56 | 投資事業有限責任組合は、独立した適格機関投資家としての地位を認められており、「有価証券の募集」に関する金商法第2条第3項第3号の適用においても一の所有者としてカウントされるものであるから、金商法第63条第1項の適用にあたっても一の所有者としてカウントするのが適当である。したがって、投資事業有限責任組合についても、金商法第63条第1項第1号ハで定める者から除外してほしい。 | |
| 57 | ファンド・オブ・ファンズ(FOFs)の経済的効用を減殺させないよう、適格機関投資家等特例業務の特例の適用対象となるかの基準として以下の措置を要望する。①投資事業有限責任組合については、当該組合の出資者属性にかかわらず、適格機関投資家1名としてカウントする。②投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合以外のファンドについても、ファンド運営者(GP)が登録業者その他一定の者であるファンドから出資を受けているファンドに関しては、適格機関投資家等特例業務の特例の適用を受けられるようにする。 | |
| 58 | 金商業等府令案第242条第2号において、「・・・に基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者」は、「・・・に基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(ただし、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者を除く。)」とすべきである。 | ご意見を踏まえ、いわゆる「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等であり、かつ、その運営者が金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)である場合は、「子ファンド」の運営者への適格機関投資家等特例業務の特例の適用についての人数要件については、親ファンドに出資する投資家の属性及び人数を問わず、当該「親ファンド」を1名とみなすこととするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第235条第2号イ(2))。 |
| | **(「親ファンド」が投資事業有限責任組合(LPS)等に類する外国のスキームである場合)** | |
| 59 | 金商業等府令案第242条第2号記載の「これらに類する外国の法令に基づく契約を含む」とは、具体的にどのようなものを指すのか。ケイマンや米国の Limited Partnership は含まれるのか。米国法上の Limited Liability Company は金商法第2条第2項第4号の権利に該当し、同項第6号には該当しないことから、含まれないとの理解でよいか。「類する」かどうかの判断基準は何か。 | 投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合は、各根拠法に基づく登記制度など一定の透明性が確保されたスキームであることから、ご指摘の特例(金商業等府令第235条第2号イ)を設けたものであり、これに類するものとしては、例えば法令に基づく登記制度があるなど、同程度の透明性が確保された外国のスキームが該当するものと考えられます。<br>ケイマンや米国の Limited Partnership や米国法上の Limited Liability Company が、投資事業 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 有限責任組合等に類するものに該当するかは、こうした制度趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 60 | デラウェア州法に基づき設立されたLLCは、我が国では「合同会社」と訳されるが、税務上パートナーシップを選択することで我が国LPSやLLPに類する活用がなされていることが多い。したがって、デラウェア州法に基づき設立されたLLC（これに類するものを含む）も、金商業等府令案第242条第2号イに掲げる「これらに類する外国の法令に基づく契約」に含まれるものとして取り扱ってほしい。 | 投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合は、各根拠法に基づく登記制度など一定の透明性が確保されたスキームであることから、ご指摘の特例（金商業等府令第235条第2号イ）を設けたものであり、これに類するものとしては、例えば法令に基づく登記制度があるなど、同程度の透明性が確保された外国のスキームが該当するものと考えられます。<br>ご指摘の米国デラウェア州法に基づき設立されたLLCの持分は、その実態に応じて、合同会社の社員権に類するもの（金商法第2条第2項第4号）に該当するか、あるいはいわゆる集団投資スキームに類するもの（同項第6号）に該当するかが判断されるべきものであり、その上で、上記の制度趣旨に照らして、投資事業有限責任組合契約に類する契約（金商業等府令第235条第2号イ参照）に該当するかどうかが判断されるべきものと考えられます。 |
| | **（「親ファンド」と「子ファンド」の運営者が同一の者である場合の特例）** | |
| 61 | 金商業等府令案第242条第2号ロは、具体的にどのような場合を想定されているのか。 | 例えば、「Aファンド」が「Bファンド」に投資している場合に、「Aファンド」の運営者と「Bファンド」の運営者が同一の者である場合が想定されるものと考えられます。 |
| 62 | 金商業等府令案第242条第2号ロの「当該投資事業を行い、又は行おうとする者と当該投資事業として出資又は拠出をされた金銭その他の財産を充てて出資対象事業を行い、又は行おうとする者とが同一」である場合とは、具体的にどのような場合か。親ファンドの業務執行組合員と、子ファンドの業務執行組合員が同一の法人又は組合等である場合との理解でよいか。また、なぜこのような場合には、子ファンドは適格機関投資家等特例業務届出者としての要件を満たすとされるのか。 | 金商業等府令第235条第2号ロの規定は、例えば、ご指摘のような場合を想定しています。<br>ご指摘のような場合には、当該「子ファンド」「親ファンド」の運営者への適格機関投資家等特例業務の特例の該当性を判断するに当たり、これら2つのファンドを実質的に一体のものとしてとらえて人数要件を計算することが適当であるとの考え方から、このような特例を設けているものです。 |
| 63 | 金商業等府令案第242条第2号ロに規定される「同一」の定義には、親ファンド及び子ファンドの運営者（GP）が同一である場合に加えて、例えば、親ファンドGPが運営する別ファンド（民法上の任意組合など）が子ファンドのGPである場合についても、実質的な意思決定者が同一であることから、同様に「同一」として取り扱われるべきであると考える。 | ご指摘のように集団投資スキームの運営業務を「組合」が行っているとされる場合でも、金商法上の登録・届出の対象となるのは、当該組合の運営者（GP）であると考えられます。その上で、いわゆる「親ファンド」及び「子ファンド」のGPが同一であれば、ご指摘の「親ファンドGPが運営する別ファンドが子ファンドのGP」である場合についても金商業等府令第235条第2号ロの特例が適用され得るものと考えられます。 |
| 64 | 主として有価証券又はデリバティブ取引を投資対象資産とする「投資事業有限責任組合A」について、その無限責任組合員が「投資事業有限責任組合B」である場合であっても、金商業等府令案第242条第2号が適用され、「投資事業有限責任組合A」の適格機関投資家以外の投資家数と「投資事業有限責任組合B」の適格機関投資家以 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のような場合においては、「投資事業有限責任組合A」の構成員のうち当該組合財産の「自己運用」（金商法第2条第8項第15号）を行っている者に対して金融商品取引業（投資運用業）の登録（又は適格機関投資家等特例業務の届出）義務が適用されるもので |

| | | |
|---|---|---|
| | 外の投資家数の合計が49人以下であること等の一定の要件を充足すれば、「投資事業有限責任組合B」は、「投資事業有限責任組合A」が適格機関投資家等特例業務を行う場合の投資家から除外されないとの理解でよいか。 | あり、「投資事業有限責任組合B」の運営者がこれに当たる可能性が高いと考えられます。<br>その場合には、いわゆる「子ファンド」に該当する「投資事業有限責任組合A」と、「親ファンド」に該当する「投資事業有限責任組合B」とは、同一の運営者により運営されるものと考えられることから、当該者に対する適格機関投資家等特例業務の特例の適用に係る人数要件の該当性は、これらの組合の出資者を合計して判断されるものと考えられます（金商業等府令第242条第2号ロ）。 |
| 65 | 金商業等府令案第242条第2号ロは、適格機関投資家等特例業務の要件に関して、「当該投資事業を行い、又は行おうとする者」と「当該投資事業として出資又は拠出をされた金銭その他の財産を充てて出資対象事業を行い、又は行おうとする者」とが同一である場合の特則を定めているが、ここでいう「事業を行い、又は行おうとする者」が、事業の効果が帰属する者を示しているのか、あるいは、事実上行動する者（運用者）を示しているのか、文理上明確ではない。<br>規定の趣旨からして後者と理解しているが、そうであれば、「当該投資事業に関して、法第2条第8項第15号に掲げる行為を行い、又は行おうとする者」や「出資対象事業に関して、法第2条第8項第15号に掲げる行為を行い、又は行おうとする者」と改めるべきである。 | 貴見のとおり、ご指摘の規定（金商業等府令第235条第2号ロ）の「投資事業を行い、又は行おうとする者」及び「出資対象事業を行い、又は行おうとする者」は、これらの事業を実質的に行う者を意味するものと考えられます。<br>ただし、ここでいう「投資事業」や「出資対象事業」の内容は、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を行う業務に該当しないこともあり得ることから、ご指摘のような修正を行うことは適当でないと考えられます。 |
| | **▼適格機関投資家等特例業務の届出を行う者** | |
| 66 | 主として有価証券又はデリバティブ取引を投資対象資産とする「投資事業有限責任組合A」の無限責任組合員が「投資事業有限責任組合B」の場合において、「投資事業有限責任組合A」が適格機関投資家等特例業務を行う場合、金商業等府令案第243条に基づく届出の主体は、「投資事業有限責任組合B」の無限責任組合員なのか、「投資事業有限責任組合B」なのか。 | 適格機関投資家等特例業務の届出は、金融商品取引業の登録と同様に、法人又は個人が行うべきものであり、組合名義での届出は想定されていないものと考えられます。<br>いずれにせよ、「投資事業有限責任組合A」の構成員のうち当該組合財産の「自己運用」（金商法第2条第8項第15号）を行っている者は、その者が無限責任組合員であるか有限責任組合員であるかを問わず、金融商品取引業（投資運用業）の登録義務が適用されるものと考えられます。その上で、その者は、当該「自己運用」業務が適格機関投資家等特例業務の要件（同法第63条第1項第2号）を満たしている場合に限り、当該登録に代えて届出を行うことが認められるものと考えられます。<br>仮にご指摘の「投資事業有限責任組合A」の「自己運用」を行っている者が同組合の無限責任組合員である「投資事業有限責任組合B」の無限責任組合員であると認められる場合には、登録又は届出の主体は、「投資事業有限責任組合B」の無限責任組合員となると考えられます。 |
| 67 | 「届出を行う者」（金商業等府令案第243条）又は「名称又は氏名」（金商業等府令案別紙様式第20号）に関して、複数の者が共同することによって各々の専門性をいかしてより優れたファンドの運営が可能になるといった理由から、複数の者が | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 共同して適格機関投資家等特例業務の形でベンチャーキャピタルファンドを運営することがある。適格機関投資家等特例業務の届出に関し、個々の者がそれぞれ適格機関投資家等特例業務の届出を行うことは当然に認められるとの理解でよいか。 | |
| 68 | 複数の者が適格機関投資家等特例業務としてベンチャーキャピタルファンドを運営する場合、実体としては一つの集団を構成してファンドの運営を行っていることに鑑みると、集団として届出を行うことが便宜であると考えられる。具体的には、当該集団の代表者が届出をする方法や、当該集団を構成する者が連名で届出をする方法が考えられる。前者のように代表者が届出をする方法については、登記のある有限責任事業組合（LLP）の代表者が届け出する場合が考えられるが、LLPのように登記のある組合の場合には、登記を見ることによって組合契約の存在と構成員が容易に認識できるのであるから、組合名義での届出ができても構わないと考えるがいかがか。また、仮に組合名義で届出をすることができる場合、LLPの構成員が変動すれば届出を行った者に変更があったとして、変更の届出（金商法第63条第3項）が必要となるとの理解でよいか。 | 適格機関投資家等特例業務の届出は、金融商品取引業の登録と同様に、法人又は個人が行うべきものであり、ご指摘の有限責任事業組合（LLP）を含め、組合名義での届出は想定されていないものと考えられます。なお、法人又は個人が連名で適格機関投資家等特例業務の届出を行うことは可能であると考えられます。また、個人が適格機関投資家等特例業務の届出を行う場合において、当該業務について重要な使用人がある場合には、当該使用人の氏名を届け出るべきこととされており（金商法第63条第2項第4号）、当該事項に変更があった場合にも遅滞なく届け出ることとされています（同条第3項）。 |
| | **▼適格機関投資家等特例業務に関する届出手続** | |
| 69 | 適格機関投資家等特例業務の届出書の届出時期に関しては、金商法第63条第2項に「あらかじめ」という要件があるのみであるが、何時を基準として「あらかじめ」になるのか。私募のときには取得勧誘を開始するときまでか、自己運用業の場合には投資対象となる有価証券を取得するときか、匿名組合員から金銭の出資を受けるときまでか。 | 適格機関投資家等特例業務の届出は、当該特例業務に該当する「自己募集（私募）」（金商法第2条第8項第7号）又は「自己運用」（同項第15号）を行う前に行う必要があると考えられます。ただし、いわゆる集団投資スキーム持分（同条第2項第5号）は、株券や社債券のように商品内容が確定している有価証券と異なり、一般に、その組成において投資者の需要等を踏まえながらその内容を確定させていく方法等が取られることが多く、どの時点を捉えて「取得の申込みの勧誘（募集）」が開始されたかを判断することが困難であることが想定されます。<br>そこで、金商法では、集団投資スキーム持分の「募集」の有無については、投資家が当該持分を取得するタイミングをとらえて判断することとしており（同法第2条第3項第3号参照）、集団投資スキーム持分の「自己募集（私募）」に係る適格機関投資家等特例業務の特例の届出についても、基本的に、投資家が最初に当該持分を取得するまでの間に行うことが求められるものと考えられます。ただし、実務的には投資家に取得勧誘を開始するときまでに届出を行うことが現実的であろうと考えられます。<br>また、「自己運用」の場合には、基本的に、有価証券又はデリバティブ取引による投資運用を行うものとして持分の取得勧誘を行うときには、投資家が最初に当該持分を取得するまでに届出を行う必要があり、また、投資家から出資を受けた後に |
| 70 | 適格機関投資家等特例業務を行う者は「あらかじめ」届出を行う必要があるが（金商法第63条第2項）、「あらかじめ」とはどの時点を基準とすればよいか。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 有価証券又はデリバティブ取引による投資運用を行うことを決定するときには、当該決定を行う前までに届出を行う必要があるものと考えられます。ただし、実務的には、後者の場合は前者の場合の潜脱と認められる可能性があることから、投資家に取得勧誘を開始するときまでに届出を行うことが現実的であろうと考えられます。<br>いずれにせよ、具体的な届出期限については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 71 | 適格機関投資家等特例業務の届出については、海外から直接行うことができるような手立てを講じてほしい。また、届出業者には様々な義務が課されることから、一度届出をしたとしても、国内投資家が結果的に購入しなかった場合や解約により国内投資家が存在しなくなった場合には届出廃止の手続を行えるものとし、かつ海外から直接行うことができるようにするなどの手立てを講じてほしい。 | 国内に営業所・事務所を有しない者が適格機関投資家等特例業務の届出を行う場合は、届出先は関東財務局となり（金商法施行令第42条第1項第10号）、所定の届出書を同局に郵送する方法によって行うこと等も妨げられないものと考えられます。<br>また、適格機関投資家等特例業務の届出事項に変更があった場合には、遅滞なく「変更届出」（金商法第63条第3項）を行うべきものとされており、ご指摘のように当該特例業務を行わなくなった場合には、当該特例業務を廃止した旨を届け出る必要（同法第63条の2第3項第2号）があるものと考えられます。<br>なお、海外ファンドによる適格機関投資家等特例業務の届出等の手続の円滑化を図る観点から、また、ご意見も踏まえ、金商業等府令において当該特例業務の廃止届出等の手続に関する規定を追加し、当該手続における各種書類を英語で作成して提出することができるよう規定を修正いたします（金商業等府令第236条及び第239条から第243条までの各第2項）。 |
| 72 | 適格機関投資家等特例業務の届出において、他に行っている事業について記載することになっているが、金商法において営利性のないものも「業」の概念に含まれており、どのようなものまで記載すれば足りるのか。また、事業について変更があった場合の届出については、どのようにすればよいか。 | 適格機関投資家等特例業務の届出書には、当該特例業務以外に「事業」として行っている行為の種類をすべて記載する必要があると考えられます（金商法第63条第2項第7号）。ある行為を「事業」として行っているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、特例業務届出者が「（他に行っている）事業の種類」に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります（金商法第63条第3項）が、ご意見を踏まえ、金商業等府令において当該変更届出の手続に関する規定を追加するよう、規定を修正いたします（同府令第239条）。 |
| | **▼特例業務届出者に係る行為規制** | |
| 73 | 金商法第63条第4項により準用される同法第39条関係の政・府令事項は、どこで定められているのか。 | 金商法第63条第4項は、同法第39条を「準用」するものではなく、特例業務届出者を金融商品取引業者と「みなして」同条の規定を適用することとしています。<br>したがって、金融商品取引業者とみなされる特例業務届出者については、当然に、金商法施行令第16条の5や金商業等府令第118条～第122 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 条の規定が適用されることとなります。 |
| | **▼特例業務届出者に対する命令等** | |
| 74 | 監督指針案Ⅸ-1-5では、「適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点」として「適格機関投資家が0名になった時」のみを想定し、それ以外の場合については、無登録業者に対する対応に準じた対応を取るとあるが、適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった理由により、この取扱いを分ける必要はない。届出者(ファンド運営者)の責に帰さない事由で「適格機関投資家等」の要件を結果として満たさない状態となった場合が懸念されるため、何かしらの措置(セーフハーバー)を講じてほしい。 | 個別事例ごとの事情に応じ、金商法第63条第5項の命令の発動の検討も含め、必要な対応を行うこととなると考えられます。 |
| 75 | 金商法第63条第5項によれば、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合、3ヶ月以内の期間を定めて必要な措置を執ることを命ずることができることになっている。PEファンドの場合、評価損の計上により、あるいはファンドの回収期間に入った場合には、一時的又は経常的に、適格機関投資家の基準である10億円の有価証券残高を下回る場合が出てしまう可能性が高い。こうした局面において運用業者としての登録を要請されても、運用業者にかかる資本金・純資産規制の対応を含め、実務上対応が困難であるが、どうか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特例業務届出者が集団投資スキーム財産の「自己運用」を行う場合には、当該集団投資スキームの出資者から適格機関投資家がいなくなるなど適格機関投資家等特例業務の要件に該当しなくなることがないよう、例えば他の適格機関投資家から出資を募るなど、所要の対応を行う必要があると考えられます。<br>また、そうした対応ができない場合は、当該特例業務届出者が当該「自己運用」を継続するためには、金融商品取引業(投資運用業)の登録を受けることが必要になると考えられます。なお、当該登録に係る要件は、ご指摘の「適格機関投資家の基準」とは異なるものである点に、留意が必要と考えられます(金商法第29条の4参照)。<br>なお、いわゆるファンドの業務執行組合員が届出により適格機関投資家になる場合(定義府令第10条第1項第23号ロ・第24号ロ)は、届出を行う日の直近の有価証券残高が10億円であることが要件とされており、いったん届出が受理されれば、原則として2年間は適格機関投資家に該当することとされております(同条第4項)。<br>ただし、適格機関投資家等特例業務における「適格機関投資家等」の要件は、あくまでもファンドのGP以外の出資者に係るものである点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼その他** | |
| 76 | 将来の法改正によって適格機関投資家等特例業務に関する特例を廃止することはないと、保障してほしい。 | 金融庁としては、金商法を適切かつ円滑に施行し運用するよう、努めてまいります。将来的に、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護の徹底や市場の公正性・透明性を確保していくため必要な場合には、制度面の見直しについても、関係各方面の意見も伺いながら検討を行うことになると考えられます(改正法附則第220条参照)。 |
| **No.** | **●外務員の登録〔第64条〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 金商法施行令案第17条の14各号において金商法第64条第1項第3号に規定する政令で定め | 改正法附則第50条は、金商法の施行日において現に外務員として登録を受けている外務員に |

| | | |
|---|---|---|
| | る行為が定められているが、当該行為や同項第1号及び第2号に掲げる行為を含め、改正法附則第50条の規定の適用は、金商法の施行の際現に外務員登録を受けている者に限定されると思料する。この場合において、日本証券業協会等が実施した外務員資格試験等に合格し登録資格を有する者が、金商法施行日に外務員登録を受けていなかった場合には、同法施行後の当該資格を有する者の取扱いはどのようになるか。 | ついて、金商法第64条第1項の規定により登録を受けたものとみなす旨を規定しているものであり、金商法の施行日に現に外務員登録を受けていない者については、金商法上の外務員登録を受けたものとはみなされないと考えられます。<br>なお、外務員試験制度は金商法上の制度ではなく、外務員登録事務の委託を受けている各協会が定める自主規制ルールにしたがって実施されている制度であることから、金商法の施行日前に実施された外務員試験に合格した者について、金商法の施行日後に外務員登録が認められるかどうかは、一義的に、登録事務を扱う各協会において判断されるべきものと考えられます。 |
| 2 | 金商法施行令案第17条の14各号において金商法第64条第1項第1号に規定する有価証券以外のものに係る市場デリバティブ取引又はその取次ぎ等及び当該取引の勧誘等は外務員登録の対象となると規定されているが、金商法施行の際に従来の証券会社の外務員で日本証券業協会に外務員登録されている者は、改正法附則第50条の定めにより、従来の金融先物取引業協会の外務員登録を受けずに、金商法施行令案第16条の4第2項に規定する市場金融先物取引の取扱いができるとの理解でよいか。更に、金商法第64条第1項第2号の規定により、金商法施行令案第16条の4第1項に規定する店頭金融先物取引も同様に取り扱うことができるとの理解で正しいか。 | 現行の証取法に基づく外務員と金先法に基づく外務員は、金商法においては同一の外務員として扱われ、現行の証券業協会における外務員登録と金融先物取引業協会における外務員登録は、金商法第64条第1項に基づく同一の外務員登録として扱われます。したがって、現行において証券業協会において登録を受けている外務員であるか金融先物取引業協会において登録を受けている外務員であるかを問わず、金商法の施行日に現に登録を受けている外務員が金商法第64条第1項各号に掲げる行為を行うことについて、金商法上の制約はありません。<br>ただし、各協会は、自主規制ルールに基づいて外務員試験を行い、外務員の資格に区分を設けていることから、実務上外務員が行うことができる業務の範囲がどこまでとなるかは、各協会の自主規制ルールにしたがって判断されることとなると考えられます。 |
| 3 | 改正法附則第66条第2項につき、法施行後1年間は外務員登録をしていない者が天候デリバティブや地震デリバティブ取引を行うことが可能であるとの理解でよいか確認したい。 | 貴見のとおり、法施行時において金商法上の登録金融機関の登録を受けたとみなされる「みなし登録金融機関」は、法施行後1年間、新たに規制対象となるデリバティブ取引等について、外務員登録をしていない役職員に外務員の職務を行わせることが認められています（改正法附則第66条第2項）。 |
| | **▼外務員登録が必要となる行為の範囲** | |
| 4 | 日本に本店・事務所等の拠点を有しない金融商品取引業者が、日本に所在しない顧客を相手に市場デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理の申込みの勧誘等を行う場合、外務員登録は必要ないことを確認したい。 | 国外において非居住者である外国投資家を相手方として市場デリバティブ取引に係る勧誘行為が行われる場合には、当該行為は基本的には外務員登録義務等の金商法の規制の対象とならないと考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 5 | 金商法施行令案第17条の14第1号の規定により、取引所金利先物取引に係る自己売買を行うに当たっても、外務員登録が必要と考えるがどうか。 | 「取引所金利先物取引」の意味にもよりますが、市場デリバティブ取引に関する行為は、自己の計算において行うものについても、外務員登録の対象とされています（金商法第64条第1項第3号、金商法施行令第17条の14）。 |
| 6 | 有価証券関連以外のデリバティブ取引（長期先物為替予約、天候デリバティブ等）を行う場合、外 | ご指摘の有価証券関連以外のデリバティブ取引等に関する行為は、外務員登録義務の対象と |

| | | |
|---|---|---|
| | 務員登録がなくてもできるとの理解でよいか。 | されています（金商法第64条第1項第2号・第3号、金商法施行令第17条の14）。 |
| 7 | 資産管理専門信託銀行が行う金商法第2条第8項第5号に規定する「有価証券等清算取次ぎ業務（DVP業務）」は、DVP決済制度上不可欠な行為であると同時に口座管理機関業務に付随するものであり、顧客に対して売買又はその媒介・取次ぎは行われず、勧誘行為が行われないことから、外務員登録を行う必要性はないと考えられる。したがって、資産管理専門信託銀行が行う有価証券清算取次ぎ業務については、外務員登録を不要としてほしい。 | ご指摘の有価証券等清算取次ぎに関する行為は、金商法第64条第1項第1号イにおいて、外務員登録義務の対象とされています。 |
| 8 | 金商法第64条第1項に「第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く」とあるが、みなし有価証券の取引（レバレッジドリースの媒介等）を行う場合、外務員登録がなくてもできるとの理解でよいか。 | ご指摘の行為は、いわゆる集団投資スキーム持分（金商法第2条第2項第5号）の取引の媒介行為に該当し、貴見のとおり、外務員登録義務の対象外であると考えられます。 |
| | **▼登録申請書の添付書類** | |
| 9 | 外務員登録申請書に関し、金商業等府令案第251条第2号では「法第29条の4第1項第2号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面」を添付する案となっているが、日々の外務員登録申請件数が多いことや該当件数が僅少であること、日本証券業協会の協会員の場合には外務員の採用時の審査等についても自主規制規則を課していること等を勘案し、従前どおり、当該外務員がその内容を誓約する書面をもって、当該証明書を代替することを認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、登録の申請に係る外務員の金商法第29条の4第1項第2号イ及びロの該当性について、当該外務員及び登録申請者が誓約する書面を登録申請書に添付することで足りることとするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第251条第2号）。 |
| 10 | 外国人が外務員登録を受けようとする場合は、「（官公署の証明書）に代わる書面」（金商業等府令案第251条第2号）として、必要な事項を「誓約書」の項目に含めるという理解であるが、それでよいか。それでよければ、日本人についても、同様に、「誓約書」の項目の一つとしてほしい。入社後すぐに外務員登録を行って業務を始めたいというニーズがある中で、法務局で取得する必要がある証明書の添付義務が追加されることで、外務員登録に要する時間が長くなることは避けてほしい。 | |
| 11 | 「官公署の証明書に代わる書面」の手当は事実上困難であるため、金商業等府令案第251条第3号に含め誓約書で対応することでよいか。 | |
| 12 | 「外務員が法第29条の4第1項第2号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面」を提出することとなっているが、新たに当該書類を提出するのではなく、金商業等府令案第251条第3号に規定する「誓約書」に該当しない旨の文言を明記し、外務員が自署・捺印したものを提出する取扱いにしてほしい。 | |
| 13 | 金商業等府令案第251条第2号の「外務員が金商法第29条の4第1項第2号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面」とは、具体的にはどのようなものか。 | ご意見を踏まえ、登録の申請に係る外務員の金商法第29条の4第1項第2号イ及びロの該当性について、当該外務員及び登録申請者が誓約する書面を登録申請書に添付することで足りることと |

| | | |
|---|---|---|
| | | するよう、規定を修正いたします（金商業等府令第251条第2号）。<br>なお、成年被後見人・被保佐人でないことの証明については法務局が発行する「登記されていないことの証明書」が、破産者でないことの証明については本籍地市町村が発行する「身分証明書」がそれぞれ、該当します。<br>また、外国の法令上、成年被後見人・被保佐人・破産者と同様に取り扱われている者でないことの証明については、これらの証明書「に代わる書面」が該当すると考えられます。 |
| No. | **●外務員登録事項の変更等の届出〔第64条の4〕** | |
| 1 | 金商業等府令案第252条第2項第3号～第5号において、届出事項及び記載事項が新たに規定されているが、その理由を示してほしい。 | 金商法第64条の4第2号において、金融商品取引業者等は、その外務員が「第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき」は遅滞なく届出を行うべきものと規定されていることから、ご指摘の金商業等府令第252条第2項各号において、それぞれの事由に該当することとなった場合の届出事項等を規定することとしているものです。 |
| No. | **●外務員登録事務の委任〔第64条の7〕** | |
| 1 | 金商法第64条の7は、外務員登録事務を協会に行わせることができるとするが、店頭デリバティブの外務員登録については、どこの公益法人金融商品取引業協会に委任されるのか。 | 金商法施行後の外務員登録事務については、日本証券業協会又は金融先物取引業協会に委任する方向で検討中です。 |
| 2 | 協会が外務員登録事務の委託を行う場合に、金商法第64条第6項に基づいて外務員に交付している登録済通知書については、書面（紙媒体）による通知でなく、電子情報処理組織を使用して通知することを認めてほしい。 | 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項では、「行政機関等は、処分通知等のうち・・・他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、・・・電子情報処理組織・・・を使用して行うことができる」と規定されています。<br>外務員登録事務の委任を受けた金融商品取引業協会は当該規定にいう「行政機関等」に該当し（同法第2条第2号ト参照）、その行う外務員登録通知は当該規定にいう「処分通知等」（同条第7号）に該当すると考えられることから、金商法第64条第6項の規定に基づく「書面による通知」を電子情報処理組織を使用して行うことも可能と考えられます。 |
| 3 | 金商業等府令案第254条及び第255条については、別途、独立した内閣府令を制定してほしい。 | 法令の形式に関しては、法文の平易化等の観点も踏まえ、今後とも必要に応じて、適切に検討を行ってまいります。 |
| No. | **●金融商品仲介業の登録申請〔第66条の2〕** | |
| | **▼登録申請書** | |
| 1 | 金商業等府令案第258条第2号の金融商品仲介業者の登録申請書の記載事項のうち、事業の種類に関し、現行では証券仲介業者府令第1条第1項による別紙様式第一号の第2面における「記載上の注意」において「日本標準産業分類表細分類により記載する」こととされているが、金商法の下でも当該分類により記載する必要がある | 金融商品仲介業の登録申請書に記載する「他に行っている事業の種類」については、日本標準産業分類表細分類により表示すべき旨は規定されておらず（金商業等府令別紙様式第二十四号）、当該分類によらずに記載することも可能と考えられます。<br>いずれにせよ、登録申請者ごとの個別の事情 |

| | | |
|---|---|---|
| | か。 | にも応じて、他に行っている事業の種類が的確に記載されていることが必要であると考えられます。 |
| | **▼登録申請書の添付書類** | |
| 2 | 金商業等府令案第259条では、金融商品仲介業の登録申請書の添付書類に関し、業務の内容及び方法について記載する書面が新設されているが、一定期間内にすべての登録を受けている金融商品仲介業者が追加で届出を行うのは、非常に煩雑であるので考慮してほしい。また、改正法附則第70条との整合性はどうなるか。 | ご意見を踏まえ、金融商品仲介業の登録申請書の添付書類に記載する「業務の内容及び方法」については、現行(証券仲介業者府令第3条)と同様とするよう、規定を修正いたします(金商業等府令第259条)。<br>また、改正法附則第70条に基づき金商法の施行日において金融商品仲介業の登録を受けたとみなされる者は、施行日後3月以内に、登録申請書記載事項(金商法第66条の2第1項)を記載した書面及び登録申請書添付書類(同条第2項)を提出する旨の経過措置を設けています(整備政令附則第27条)。 |
| 3 | 金商業等府令案第259条第3号に掲げる業務分掌の方法は、法人に限定すべきではないか。今回の改正で「法人であるときは」という文言が削除されているが、個人証券仲介業者に業務分掌の方法を定めることは実態にそぐわないため、従前の文言とすることが妥当と考える。 | ご意見を踏まえ、現行(証券仲介業者府令第3条第2号)と同様に「法人であるときは」との文言を追加するよう、規定を修正いたします(金商業等府令第259条第2号)。 |
| **No.** | **●金融商品仲介業者の登録の変更の届出〔第66条の5〕** | |
| 1 | 既に証取法第66条の2の登録を受けている金融商品仲介業者は、現在の登録申請内容に変更が生じない限り、変更の届出を行う必要はないとの理解でよいか。 | 金商法施行後における金融商品仲介業者登録簿を整備する観点から、改正法附則第70条に基づき金商法の施行日において金融商品仲介業の登録を受けたとみなされる者であっても、施行日後3月以内に、登録申請書記載事項(金商法第66条の2第1項)を記載した書面及び登録申請書添付書類(同条第2項)を提出する旨の経過措置を設けています(整備政令附則第27条)。 |
| 2 | 「みなし金融商品仲介業者」が、金商法第2条第11項第4号の仲介業務を施行日より行うのであれば、施行日より2週間以内に業務の内容及び方法の変更を届け出ればよいとの理解でよいか。 | ご指摘の改正法附則第70条に基づく「みなし登録仲介業者」は、施行日から、金商法第2条第11項第4号の媒介業務を行うことができます。<br>また、「みなし登録仲介業者」については、施行日後3月以内に、登録申請書記載事項(金商法第66条の2第1項)を記載した書面及び登録申請書添付書類(同条第2項)を提出する旨の経過措置が設けられています(整備政令附則第27条)。施行日から金融商品仲介業の内容を変更するような場合も、当該変更について施行日後3月以内に提出する当該書類に記載して提出すればよいものと考えられます。 |
| **No.** | **●金融商品仲介業者の広告等の規制〔第66条の10〕** | |
| 1 | 既に証取法第66条の2の登録を受けている金融商品仲介業者に対しては、名刺、ホームページ、看板等において金商法施行日前から用いている「証券仲介業者」という名称の表示を、施行日以後できる限り速やかに「金融商品仲介業者」に変更するよう指導すればよいか。 | 現に「証券仲介業」の登録を受けている者は、金商法の施行日において、「金融商品仲介業」の登録を受けたものとみなされ(改正法附則第70条)、金商法の規制を遵守することが必要となります。<br>ご指摘のうち、特にホームページの表示内容については、広告等の規制(金商法第66条の10)の対象となり得るものであり、「金融商品仲介業者である旨」(同条第1項第2号)の表示が義務づ |

| | | |
|---|---|---|
| | | けられることとなる点に、留意が必要と考えられます。なお、金融商品仲介業者の登録番号については、施行日から3月間は広告等における表示義務を適用除外する経過措置が設けられています（整備政令附則第28条第2項）。 |
| No. | ●金融商品仲介業者の禁止行為〔第66条の14〕 | |
| 1 | 金商法上の「親会社等」に該当するクレジットカード会社の加盟店となり、クレジットカード決済によって金融商品仲介業者を通じて投資信託を販売する場合に、内閣総理大臣の承認は必要か。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、金融商品仲介業者の媒介を通じた有価証券の販売であっても、顧客との直接の取引主体はその所属金融商品取引業者等となることを踏まえれば、ご指摘のような場合は、金商法第44条の3第1項第2号の規定（当該業者との間で取引契約を締結することを条件としてその親・子法人等が信用を供与していることを知りながら、当該契約を締結する行為）等に該当し得るものであり、これを行うためには、承認（金商法第44条の3第1項ただし書等）を受ける必要があると考えられます。<br>なお、当該所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者について、それぞれ金商業等府令第153条、第154条及び第274条の要件を満たすことが必要である点にも、留意が必要と考えられます。 |
| No. | ●金融商品仲介業者の業務に関する帳簿書類〔第66条の16〕 | |
| 1 | 金融商品仲介業者に金商業等府令案第281条第1項に定める帳簿書類の10年間の保管義務を課すことは負担が大きいため、金融商品取引業者の注文伝票と同様に保存期間を7年間とすることはできないか。 | ご意見を踏まえ、金融商品仲介業者が作成する「金融商品仲介補助簿」の保存期間を7年間とするよう、規定を修正いたします（金商業等府令第282条第2項）。<br>なお、これと併せて、登録金融機関が作成する「金融商品仲介補助簿」についても、同様の修正をいたします（同府令第184条第2項）。 |
| No. | ●金融商品仲介業者の事業報告書の提出等〔第66条の17〕 | |
| 1 | 金融商品仲介業者は、金商法第66条の17で定める報告書を、その金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備置きが義務づけられているが、無人営業所にも備え置かなければならないのか。 | 金商法第66条の17第2項では、当該書面を「金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所」に備え置くものとされており、有人・無人は区別されておりません。 |
| No. | ●金融商品仲介業者の廃業等の届出等〔第66条の19〕 | |
| 1 | 金融商品仲介業では、金銭等の預託や金銭等の貸付等を条件とした取引の媒介が禁止されていることから、金商業等府令案第285条第2項第1号から第5号までの各ロ及び第6号は関連がないと考えてよいか。関連がないとすれば、当該事項は、例えば、信販会社のカードローンなど金融商品仲介業以外の業務等の債権債務の清算方法について記載されているものなのか。 | ご指摘の規定（金商業等府令第286条第2項）における「顧客に対する債権債務」の内容は、金銭債権・金銭債務に限らず、その金融商品仲介業の廃止等をしようとする業者と当該業務に関する顧客との間の一切の債権・債務関係が含まれるものと考えられます。 |
| No. | ●金融商品取引業協会〔第67条・第78条〕 | |
| 1 | 証券業協会・金融商品取引業協会には、投資者保護基金とは異なり、利益相反時の代表方法の規定がないが、どうするのか。 | 認可金融商品取引業協会（認可協会、金商法第67条）については、個別の利益相反規定がないものの、協会の代表者の忠実義務（委任契約に伴う義務と考えられます。）により制約を受けると |

| | | |
|---|---|---|
| | | 考えられます。<br>公益法人金融商品取引業協会（公益協会、同法第78条）については、民法第57条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行後は同法第84条）により、利益相反行為に係る制限を受けることになると考えられます。 |
| 2 | 金融商品取引業協会に関する法令の規定には、認定投資者保護団体に関する規定も含むことから、内閣府令の名称は「金融商品取引業協会等に関する内閣府令」とし、金商法施行令案第4章の3は「金融商品取引業協会」と「認定投資者保護団体」の2つの節に分けるべきである。 | 「金融商品取引業協会に関する内閣府令」の名称については、ご意見を踏まえ、「金融商品取引業協会等に関する内閣府令」に修正いたします。<br>金商法施行令の章立ては、金商法第4章「金融商品取引業協会」の中に認定投資者保護団体に係る規定が置かれていることを踏まえたものであることから、原案のままといたします。 |
| **No.** | **●金融商品取引業協会によるあっせん等〔第77条～第77条の3、第78条の6～第78条の8〕** | |
| 1 | 金商法の下では、各協会ごとに紛争解決のための異なる規則を持つため、結果に差異が生じる、窓口がたくさんあり消費者はどの窓口に申し出てよいかわからない、任意加入であるため協会員以外の事業者への苦情対応がなされない、新しい事業者が自主規制機関を作らないで金融商品取引業を行う、といった問題が生じる。これらの問題に対応するよう、内閣府令で対処が必要である。 | 金商法では、金融商品取引業協会のあっせん業務の第三者への委託制度を設け（同法第77条の3、第78条の8）、業態横断的な紛争処理機関を構築する途を開いているほか、協会に加入しない業者についても金商法の規定（同法第56条の4）を踏まえた監督上の留意点を監督指針において定める等、投資者保護を図るための取組みを推進しています。 |
| 2 | 協会に属さない業者はあっせんしないというのではなく、業界としてどの登録業者であってもあっせんするシステムを作ってほしい。 | 金商法では、認定投資者保護団体制度として自主規制機関以外の民間団体からの自主的申請により行政の認定を得て苦情解決・あっせん業務を行う制度を設けているところであり、当該制度の積極的な活用が期待されるところです。 |
| 3 | 相談、あっせんシステムを拡充してほしい。 | |
| 4 | あっせん委員となることができる者として金商法第77条の2第2項に規定する「学識経験を有する者」は、協会府令案第19条各号の定める不適格事由のいずれかに該当しない限り、同各号で言及されている以外の有資格者や学者等も該当し得るとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 5 | 協会府令案第19条の「あっせん委員となることができない者」として、弁護士、公認会計士及び税理士としての懲戒処分者が規定されているが、簡易裁判所において弁護士と同様に法律事務を取り扱うことができる司法書士も、あっせん委員として選任せられる前提に立ち、司法書士法による懲戒処分を受けた者を同条において排除する必要がある。 | ご意見を踏まえ、認可協会、公益協会及び認定投資者保護団体のあっせん委員の不適格事由として、過去3年以内に司法書士法に基づき業務の禁止の懲戒処分を受けた者を加えるよう、規定を修正いたします（協会等府令第19条第6号）。 |
| 6 | 協会府令案第20条第4号の「当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであった者」という文言では、あっせんの対象となる事件に全く関与していない顧問弁護士等もあっせん委員から排除されてしまい、対象が極めて広すぎると思われるので、民事訴訟法第23条第5項にならい、「当該事件に関して当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであった者」と限定することが妥当である。 | ご意見を踏まえ、協会等府令第20条第4号の規定を「事件について当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであった者」とするよう、修正いたします。 |
| 7 | 協会府令案第20条第5号の「当事者からの役務の提供により収入を得ている者又は得ていない | 協会等府令第20条第5号の規定は、あっせん手続の公正性・中立性を確保する観点から、現行 |

| | | |
|---|---|---|
| | こととなった日から三年を経過しない者」という規制は、民事訴訟法第23条やADR法と比較して、対象が極めて広すぎる。当事者の同意により当該対象者を手続に関与させても構わないと思われ、認定投資者保護団体の自由規制に任せてよいことから、こうした規制は削除すべきである。<br>仮に維持するとしても、当事者の役員・従業員に限って排除することを念頭に、「役務の提供」を「労務の提供」に限定し、また、期間制限も「3年」から「1年」に短縮すべきである。 | の証券外務員登録事務等府令第5条第5号の規定を踏まえ、あっせん委員の選任基準を定めているものです。<br>認定投資者保護団体によるあっせん業務は、民事訴訟法が定める裁判やADR法が念頭に置く弁護士が関与する「認証紛争解決手続」とは異なり、あっせん委員となる者が多様であることが想定されることから、当該選任基準を設けることも、一定の合理性があると考えられます。 |
| **No.** | **●公益協会への売買の報告等〔第78条の3～第78条の5〕** | |
| 1 | 金商法第78条の3から第78条の5までの規定は、公益協会及びその会員には適用されない規定であると理解しているが、協会府令案第24条等には具体的な報告内容などが規定されている。公益協会は当該規定から除外される旨の解釈を明示してほしい。仮に適用を受けるのであれば、報告の方法等について示してほしい。 | 金商法第78条の3～第78条の5の規定の趣旨は、金融商品取引業者がその業務を遂行する過程で得た情報等を利用して自己に有利な取引をすることで上場株券等の価格に影響を与え、取引所金融商品市場の価格形成機能を害することがないよう、市場外取引における価格等を、自主規制機関である公益協会を通じて公表させ、公正な価格形成に寄与させる点にあると考えられます。<br>したがって、上場株券等の有価証券関連業を規律することを主な目的としない公益協会については、ご指摘の売買価格等の通知・公表義務は適用されないものと考えられます。 |
| 2 | 公益協会の会員は、上場株券等の取引所金融商品市場外で売買が成立した場合には、当該公益協会において上場株券等の取引ルールが規定されていない場合でも報告義務がある旨が規定されているとの理解でよいか。 | |
| **No.** | **●認定投資者保護団体の目的及び業務〔第79条の7〕** | |
| 1 | 認定投資者保護団体制度は、弁護士法との関係が不明確であるように感じられ、また、ADR法に基づく法務大臣の認証との役割及び権限の違いが分かりにくい。 | 認定投資者保護団体の制度は、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に推進するため、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度です。この制度は、ADR法における法務大臣の認証に係る認証紛争解決事業者制度とは異なる制度であり、また、認定投資者保護団体が行うあっせん業務は、法律に基づく業務として、弁護士法第72条において禁止される非弁活動とは異なるものと考えられます。 |
| 2 | 認定投資者保護団体が認証紛争解決事業者を兼ねることができることを明確にするため、金商法施行令案第18条の4の3に「認定を受けようとする者が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく認証を受けた認証紛争解決事業者である場合に、認証紛争解決事業者として行う業務の概要」と定めることが検討に値する。 | ADR法に規定する認証紛争解決手続の業務は、「認定の申請に係る業務以外の業務」（金商法施行令第18条の4の3第2項第8号）に該当します。<br>したがって、認定投資者保護団体の申請を受けようとする者がADR法第5条の認証を受けている場合は、金商法施行令第18条の4の3第2項第8号の規定に従い、認証紛争解決手続の業務の種類及び概要を記載した書類を、認定申請書に添付しなければならないものと考えられます。 |
| **No.** | **●認定投資者保護団体の認定業務の対象事業者〔第79条の11〕** | |
| 1 | 認定投資者保護団体の「対象事業者」としては、投資性商品を取り扱う金融機関のみでなく、消費者・投資者に対して金融サービスを提供する限りにおいて広く「対象事業者」とするべきであるから、協会府令案第31条のかっこ書を削除すべきである。 | 認定投資者保護団体制度は、金融審議会金融分科会第一部会報告（平成17年12月22日）を踏まえ、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に推進する観点から、金商法と同等の行為規制が適用される投資性の強い商品・取引を対象事業者として定めているものです。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | なお、「対象事業者」以外の者に係る苦情の解決・あっせん業務についても、認定投資者保護団体が行う兼業業務として、認定業務が不公正になるおそれがない限り行うことができます（金商法第79条の9第3号、金商法施行令第18条の4の3第2項第8号参照）。 |
| **No.** | **●認定投資者保護団体によるあっせん〔第79条の13〕** | |
| 1 | 認定投資者保護団体について、特別の利害関係に関する規制は不要であるから、協会府令案第32条第2項において準用する条文から、第20条を削除するべきである。 | 協会等府令第20条は、あっせん手続が公正・中立に行われるためには特別の利害関係人が排除される必要があるとの観点から定めた規定であり、金商法第77条の2の規定を実施するために必要な規定です。<br>認定投資者保護団体が行うあっせんについても、投資者の信頼を得られるよう公正・中立に行われる必要があることから、あっせん委員から特別の利害関係人を排除する協会等府令第20条を準用する必要があると考えられます。 |
| **No.** | **●金融商品市場の免許申請の添付書類〔第81条〕** | |
| 1 | 取引所等府令案第4条第2項第4号において、免許申請書に添付する役員の住民票の抄本について「本籍の記載のあるものに限」るとあるが、この部分を削除してほしい。 | 取引所等府令第4条第2項第4号は、金融商品取引所の役員の適格性の審査などの監督上の必要性から、免許申請書に添付する当該役員の住民票の抄本は本籍を記載したものに限ることとしているものであり、これを維持することが適当と考えられます。 |
| **No.** | **●自主規制業務〔第84条〕** | |
| 1 | 金融商品取引所が行う自主規制業務として、会員等の資格の審査及び会員等に対する処分その他の措置に関する業務が定められている（取引所等府令案第7条第2号・第3号）が、自主規制委員会は、清算参加者の資格審査、清算参加者に対する処分その他の措置に関する業務及びこれらに関する業務方法書その他の規則の作成・改廃について、決定を行ってよいか。 | 自主規制業務は金融商品取引所の業務（市場開設業務）の一部です（金商法第2条第16項、第84条）が、清算参加者に関する事項は金融商品取引所が承認を受けて兼業している金融商品取引清算機関の業務の一部であり（同法第156条の19）、清算参加者の要件等は、金融商品取引清算機関としての業務方法書において定めている（同法156条の7）ことから明らかなとおり、市場開設業務の範囲外であると考えられます。したがって、清算参加者の資格の審査及び清算参加者に対する処分その他の措置に関する業務は、「自主規制業務」に含まれないと考えられます。<br>一方、自主規制委員会の権限は、自主規制業務に関する事項の決定です（同法第105条の4第2項）が、これ以外の職務を行うことが全く禁止されるものではないと考えられます。ただし、当該職務は、自主規制委員会が自主規制業務を適切に行うために独立性をもって設けられているものであること（同法第105条の4、第105条の10、取引所等府令第53条）にかんがみ、自主規制業務に関連性を有する自主規制委員会による自主規制業務に関する事項の決定に支障を生ずるおそれがなく、当該決定に資するものであることが必要であると考えられます<br>ご質問の清算参加者に関する事項の決定は、金融商品取引所においては、会員等が清算参加者を兼務することが多いこと等から、自主規制業 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 務に関連性を有するものといえ、清算参加者に関する事項の決定を行うことは自主規制委員会による自主規制業務に関する事項の決定に支障を生ずるおそれがないのみならず、会員等に関する事項の決定に資するものであると考えられます。<br>なお、ご指摘も踏まえ、自主規制委員会の職務執行のための決定（金商法第106条）の対象となる事項として、「自主規制業務以外の業務に関する事項の決定が適切かつ効果的に行われることが確保されるための事項」を追加するよう、規定を修正いたします（取引所等府令第53条第7号）。 |
| **No.** | **●金融商品会員制法人・自主規制法人の登記事項〔第89条の2・第102条の9〕** | |
| 1 | 金商法第89条の2第2項第8号及び第102条の9第2項第8号を削る。 | 金融商品会員制法人及び自主規制法人の登記事項として、代表権の範囲又は制限に関する定めを登記することは必要であることから、ご指摘の規定を削除することは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●株式会社金融商品取引所の議決権の保有に係る認可〔第106条の3〕** | |
| 1 | 地方公共団体の株式取得・保有自体に疑義はないのか。加えて他の金融商品取引所による取得を認めるべきである。今後の各取引所間の業務提携や、外国取引所からの買収に対抗するためにむしろ制限を緩和すべき。 | 個々の地方公共団体が株式会社金融商品取引所の主要株主として適切かどうかについては、認可の申請があった時点で、個別に審査されることとなります（金商法第106条の4第1項）。なお、認可金融商品取引業協会、他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社は、内閣総理大臣の認可を受けることなく、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の20％以上の取得・保有が認められています（同法第103条の2第1項ただし書）。 |
| **No.** | **●金融商品取引所の業務規程の記載事項〔第117条〕** | |
| 1 | 取引所等府令案第63条で規定される「細則」には、従来から制定・変更が認可事項であった「取引参加者規程」等が該当し、届出事項であった「業務規程施行規則」「取引参加者規程施行規則」等は含まれないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 2 | 取引所等府令案第63条第2項第4号の「清算基金」とは何か。信認金、証拠金との関係を確認したい。 | ご指摘の「清算基金」（取引所等府令第63条第2項第4号）とは、清算参加者が、清算機関としての取引所との間の清算契約に基づき、債務の履行を確保するための担保として清算機関に預託する金銭又は有価証券をいい、金商法第156条の11に規定する「清算預託金」を集めたものが「清算基金」となります。<br>これは、清算参加者として、清算機関である取引所に預託される金銭等という点で、信認金や取引証拠金とは性質の異なるものと考えられます。 |
| **No.** | **●取引証拠金の預託〔第119条〕** | |
| 1 | 取引所等府令案第68条第2項の「金融商品取引所が法第149条第1項の認可を受けて定める基準日」の下に、「（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合にあっては、法第156条の12の | ご意見を踏まえ、金融商品取引所が他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせている場合についての規定を設けるよう、規定を修正いたします（取引所等府令第68条第2項）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 認可）」といった趣旨を追加することが必要ではないか。 | |
| **No.** | **●上場の届出等〔第121条〕** | |
| 1 | 取引所等府令案第70条第2項第1号において、上場届出書には「当該金融商品等の上場が法第117条第4号、第5号又は第9号の規定により当該金融商品取引所が定める基準及び方法等に適合していることを示す書類」を添付することとされているが、市場デリバティブ取引については適用除外としてほしい。 | 取引所等府令第70条第2項第1号は、市場デリバティブ取引のための金融商品等の上場の届出に当たり、投資者保護の観点から、当該上場が当該金融商品取引所の業務規程に適合しているかを把握する上で参考となる資料の添付を求める趣旨であり、これを適用除外とすることは適当でないと考えられます。 |
| 2 | 上場する際の届出が7日前から前日（取引所等府令案第70条第3項）となった理由は何か。前日では直前すぎるのではないか。 | 金融商品取引所が金融商品等を上場する場合に、上場日直前の価格変動を把握して商品設計を行うことを可能にする等の理由から、金融商品取引所が上場を決定した後に速やかに当該上場ができることとするよう、規定を整備したものです（取引所等府令第70条第3項）。<br>なお、金融商品取引所は、金融商品等の上場に際して、自主規制業務である上場審査を適切に行う義務があり（金商法第84条第1項・第2項第1号）、仮に金融商品取引所が業務規程等に違反して上場を行ったような場合には、上場廃止命令（同法第127条）等の所要の処分により、投資者保護が確保されるものと考えられます。 |
| **No.** | **●上場廃止の届出等〔第126条〕** | |
| 1 | 取引所等府令案第72条第2項第1号において、上場廃止届出書には「当該金融商品等の上場の廃止が法第117条第4号、第5号又は第9号の規定により当該金融商品取引所が定める基準及び方法等に適合していることを示す書類」を添付することとされているが、市場デリバティブ取引については適用除外としてほしい。 | 取引所等府令第72条第2項第1号は、市場デリバティブ取引のための金融商品等の上場廃止の届出に当たり、投資者保護の観点から、当該上場廃止が当該金融商品取引所の業務規程に適合しているかを把握する上で参考となる資料の添付を求める趣旨であり、これを適用除外とすることは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●総取引高、価格等の報告〔第131条〕** | |
| 1 | 総取引高の報告については、商品別に報告することとしてほしい。取引所等府令案別表第1の「毎日」の項の下欄の「注意事項1」において、「総取引高は、金融商品等の種類ごとに区分し、有価証券の売買又は金商法第2条第21項各号に掲げる取引ごとに小計を付し、有価証券の売買については、合計すること」とあるが、この基準で上場商品を区分すると、商品性が大きく異なるユーロ円3ヶ月金利先物と取引所為替証拠金取引が同一区分となる一方、ユーロ円3ヶ月金利先物オプションが別区分となる。これら3商品は、商品別に報告することが適切である。 | 小計することが明らかに適当でないものについては、個々の取引の小計を付すことを要しないと考えられます。 |
| **No.** | **●金融商品債務引受業の免許申請の添付書類〔第156条の3〕** | |
| 1 | 清算機関等府令案第2条の2第3号において、免許申請書に添付する取締役等の住民票の抄本について「本籍の記載のあるものに限る」とあるが、この部分を削除してほしい。 | 清算機関等府令第2条の2第3号は、金融商品取引清算機関の取締役等の適格性の審査などの監督上の必要性から、免許申請書に添付する当該取締役等の住民票の抄本は本籍を記載したものに限ることとしているものであり、これを維持することが適当と考えられます。 |

| No. | ●金融商品取引業者の自己計算取引の制限〔第161条〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 取引規制府令案第9条で規制される取引の要件である「過当と認められる数量」について、ガイドライン等で何らかの基準を出す予定があるか。 | 取引所金融商品市場等の秩序を害するような「過当な数量の売買」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、ガイドライン等で一律かつ形式的な数値基準を明示することは困難と考えられます。 |
| **No.** | **●空売り及び逆指値注文の禁止〔第162条〕** | |
| 1 | 取引規制府令案第10条第12号及び第11条第10号について、「合併」となっている箇所を「合併、株式交換若しくは株式移転（合併等）」としてほしい。 | ご指摘の規定（取引規制府令第10条第12号、第11条第10号）は、空売りを行う場合の明示及び確認義務について、市場の公正性の確保を前提とした上で、合併等により割り当てられた株式の数量の範囲内で同一銘柄の株券の売付けを行う場合にはその適用を除外するものであり（金商法施行令第26条の3第5項・第6項）、この適用除外事由の範囲を拡大することについては、慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 2 | 空売りを行う場合の価格制限の適用除外規定について、一般投資家が行う信用取引に係る「50単位以内」の制限を、「100単位」以内まで緩和してほしい。 | ご指摘の規定（取引規制府令第14条第2号）は、空売りを行う場合の価格制限について、市場の公正性の確保を前提とした上で、一般投資家が信用取引により一定数量以下の売付けを行う場合にはその適用を除外するものであり（金商法施行令第26条の4第4項）、この売付け数量に関する要件を緩和することについては、慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 3 | 取引規制府令案第14条第3号について、「株券」となっている箇所を、「株券、受益証券若しくは投資証券（株券等）」としてほしい。 | ご指摘の規定（取引規制府令第14条第3号）は、空売りを行う場合の価格制限について、市場の公正性の確保を前提とした上で、顧客が保有する株券をいわゆる市場VWAP（出来高加重平均価格）で買い付けることを約している場合に、その数量の範囲内での売付けについてはその適用を除外するものであり（金商法施行令第26条の4第4項）、この対象となる有価証券の範囲を拡大することについては、慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 4 | 金商法第162条第1項第2号でいう「逆指値注文の禁止規定」について、具体的な規制内容を定める政令はないため、法的規制は存在しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●上場会社等の役員等による特定有価証券等の報告の提出〔第163条〕** | |
| 1 | 現行の上場会社証券売買府令第1条第2号及び大量保有府令第4条第2号では、これらの府令の規制の適用除外として、「「証券業を営む者」が引受けのため有価証券を保有している場合」が認められている。実務上、当該「証券業を営む者」には、証券業者であれば国内外を問わず含まれ、その引受行為にかかる保有株券は適用除外の対象となり、募残にならない限り報告対象とはならないと実務上理解されてきている。この点、（現行の上場会社証券売買府令を引き継ぐ）取引規制府令案第24条第2号では「金融商品取引業を行う者」と、大量保有府令案第4条第2号では「有価証券関連業を行う者」とされているが、外国の法令上 | ご指摘の大量保有府令第4条第2号に規定する「引受け又は売出しを行う業務」により株券等を保有する主体及び取引規制府令第24条第2号の「有価証券の引受け又は売出し」により株式を取得した主体に加え、金商業等府令第16条第5号に規定する「有価証券の引受けに係る業務」により株式を所有する主体については、それぞれ、改正前の大量保有府令第4条第2号の「引受け又は売出しを行う業務」により株券等を保有する主体、上場会社証券売買府令第1条第2号の「引受け又は売出しを行う業務」により株式を取得した主体及び証券会社府令第7条の3第6号の「引受けを行う業務」により株式を所有する主体（いずれについ |

| | | |
|---|---|---|
| | 「有価証券関連業を営む者」による引受け又は売出し業務に伴う株式が除外されることを、明示的に確認したい。又は、関係外国金融商品取引業者に係る取引一任制度と同様に、届出制度を整備することで、除外されることを明示してほしい。 | ても「証券業を営む者」と規定されています。)と実質的に同様の者を対象としており、いずれも同じ範囲の者を対象としているものです。<br>このため、ご指摘を踏まえ、文言の統一を図ることとし、上記のいずれの主体についても「有価証券関連業を行う者」とするよう、規定を修正いたします。なお、「有価証券関連業を行う者」については、外国の法令に準拠して外国において有価証券関連業を行う者も含まれるものと考えられます。 |
| 2 | 取引規制府令案第30条第1項第4号及び第5号については、「従業員」のみが対象となっており、「役員」は対象となっていないが、同項第2号及び第3号の規定と同様、「役員」も含めるべきではないか。 | ご指摘の規定は、特定有価証券等の売買等の報告義務の適用除外事由として、いわゆる「役員持株会」「従業員持株会」(取引規制府令第30条第1項第2号・第3号)及び「拡大従業員持株会(関係会社持株会)」(同項第4号・第5号)に係る場合を規定しているものであり、現行の上場会社証券売買府令第4条第1項第2号～第5号の規定を引き継ぐものです。<br>この範囲の拡大については持株会の実態等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| **No.** | **●組合等の財産に属する特定有価証券等(短期売買規制)〔第165条の2〕** | |
| 1 | 外国の法令に基づいて設立された団体のうち民法組合、投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合に類するものについては、いわゆる短期売買規制(売買報告及び利益の提供)というドラスティックな効果が発生するが(金商法施行令案第27条の8)、適用範囲が不明確であり、萎縮効果を与えるのではないか。 | 市場の公正性・透明性を確保する観点からは、外国の主要株主等についてもいわゆる短期売買規制の対象とすることが必要であり、この点は、組合等の形式により上場会社等の議決権の10%以上を保有する外国の団体についても、同様と考えられます。<br>また、金商法第165条の2の規定の実効性を確保する観点からは、国外のスキームを利用した当該規制の潜脱を防止する必要があり、この点に照らしても、外国の各種組合(金商法施行令第27条の8各号)を当該規制の対象に追加することが必要であると考えられます。 |
| 2 | 従業員持株会による株式の「売却」については、取引規制府令案第40条第4項第2号に規定されていないが、「売買報告書」が必要か。 | 日本証券業協会「持株制度に関するガイドライン」に従って運営されている「従業員等持株会」であれば、1単元未満の株式の「売付け」を除くほか、株式の「売付け」は行われないものと考えられることから、「売買報告書」の提出義務など、組合等に係るいわゆる短期売買規制(金商法第165条の2)は適用されないものと考えられます(取引規制府令第40条第4項第1号・第2号)。<br>一方、「持株会」において株式の「売付け」を行うような場合があれば、原則どおり、当該短期売買規制の対象となり得るものと考えられます。 |
| 3 | 従業員持株会や役員持株会自体が主要株主である場合、これらの持株会による買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかずに継続的に行われたものと認められる場合は、役員又は主要株主の売買報告書の提出は不要であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、「従業員等持株会」が一定要件の下で当該企業の株券等の買付けを行う場合は、組合等に係るいわゆる短期売買規制(金商法第165条の2)は適用されないものと考えられます(取引規制府令第40条第4項第2号)。 |
| 4 | 従業員持株会において各役員又は従業員の一回当たり百万円以上拠出している者がいる場合は、主要株主である当該持株会の「売買報告書」 | ご指摘のように、取引規制府令第40条第4項第2号の要件に該当しない「従業員等持株会」が行う株券等の買付けについては、原則どおり、「売買 |

| | | |
|---|---|---|
| | の提出が必要になるということか。 | 報告書」の提出義務など、組合等に係るいわゆる短期売買規制（金商法第165条の2）が適用されるものと考えられます。 |
| 5 | 「取引先持株会」が主要株主である場合は、短期売買規制の適用除外に該当せず、「売買報告書」の提出等が必要であるということか。 | ご意見を踏まえ、いわゆる「取引先持株会」が一定要件の下で取引先企業の株券等の買付けを行う場合は、いわゆる短期売買規制（金商法第163条・165条の2）が適用除外となるよう、規定を修正いたします（取引規制府令第30条第1項第6号、第40条第4項第6号）。 |
| 6 | 特定組合等の短期売買に係る「売買報告書」について、「取引を執行した組合員」を記載することとされているが、これは、民法上の組合員の場合は業務執行組合員であり、匿名組合の場合は営業者のことを言うのか。あるいは、当該注文を発注した者（形式的に証券会社に発注した者ではなく、そもそもの発注者）のことか。 | ご指摘の「取引を執行した組合員」（金商法第165条の2第1項、取引規制府令第41条第1項、同府令別紙様式第4号）とは、一般に、当該売買等を行うことを決定した組合員を言うものと考えられます。個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、民法上の組合であれば業務執行組合員が該当することが多いものと考えられるものの、これに限られるものではなく、実質的に売買等を行うことを決定した組合員がこれに当たります。<br>なお、当該短期売買規制の対象となる「特定組合等」（金商法第165条の2第1項）の範囲には匿名組合は含まれておらず、匿名組合の営業者については金商法第163条の「短期売買規制」の適用対象となる点に、留意が必要と考えられます。 |
| 7 | 金商法施行令案第27条の8に規定する団体の構成員は、外国法を準拠法とする契約において、適法に、単に契約上、当該構成員が出資額のみの責任を負担するものとされている場合については、取引規制府令案第42条に規定する者に該当し、短期売買利益の提供に関する責任（金商法第165条の2第4項）を負わないという理解でよいか。また、金商法施行令案第27条の8に規定する団体の構成員に関して、外国法を準拠法とする契約において当該構成員の責任範囲を定めている場合、当該責任範囲の限度で金商法第165条の2第4項の請求に応じればよいのか。 | 取引規制府令第42条に規定する者に該当するには、根拠法において有限責任である旨が規定されているなど対外的にも有限責任であることを対抗できることが必要であるものと考えられます。単に契約上「構成員の責任範囲」を規定するのみでは、団体内部の求償関係を定めているにすぎず、対外的に有限責任であることを対抗できないものと考えられることから、取引規制府令第42条に規定する者に該当しないものと考えられます。 |
| **No.** | **●会社関係者の禁止行為（インサイダー取引規制）〔第166条〕** | |
| | **▼対象有価証券・取引の範囲** | |
| 1 | 有価証券信託受益証券における受益権は金商法第166条の禁止行為の対象外との理解でよいか。 | ご指摘の有価証券信託受益証券（金商法施行令第2条の3第3号）のうち、例えば株券など、上場会社等の「特定有価証券」（同第27条の3）を「受託有価証券」とするものは、インサイダー取引規制の対象となる「関連有価証券」の範囲に含まれており（同第27条の4第5号）、当該規制の対象となるものと考えられます。 |
| 2 | 有価証券信託受益証券は、一の法人の発行する株券等を信託財産とする場合には、金商法第166条の禁止行為の対象に該当するのか。 | |
| 3 | 金商法第166条第1項で会社関係者が禁止される「上場会社等の特定有価証券等に係る（中略）デリバティブ取引」の中には、クレジット・デリバティブ取引の締結そのものが含まれるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 4 | 取引規制府令案第59条第1項第3号の場合がインサイダー取引規制の適用除外であるということは、未公表の重要事実を知った上で特定有価 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 証券等に係るクレジット・デリバティブ取引を行うことそれ自体が金商法第166条で禁止されているという理解でよいか。 | |
| 5 | 現行の証取法第166条では有価証券関連のデリバティブ取引のみが対象であったが、金商法第166条では「デリバティブ取引」となっている。そこで、①ここで定められている「デリバティブ取引」は、「当該上場会社等の特定有価証券等」に係るもの（有価証券関連デリバティブ取引及びクレジット・デリバティブ取引）に限定されることを確認したい。また、それを前提に、クレジット・デリバティブ取引のうち②非上場会社の債務を参照資産とするものは対象外であること、③ローンのみを参照資産とするものは対象外であることを確認したい。更に、④通常のCDS取引では、参照体に係るクレジットイベントをトリガーに、現物（通常、ボンドかローン）又は資金決済がなされることが一般的であるが、この場合の重要情報の扱いは、社債と同様と考えてよいか。 | ①～③については、貴見のとおりと考えられます。ただし、③については、実質的に社債等を参照資産とするクレジット・デリバティブ取引と認められる場合には、インサイダー取引規制の対象となる点に、留意が必要と考えられます。<br>④については、社債を参照資産とするクレジット・デリバティブ取引に係る重要事実は、社債に係る重要事実と同様と考えられる（金商法第166条第6項第6号、取引規制府令第58条）一方、社債以外の「特定有価証券等」を参照資産とするクレジット・デリバティブ取引に係る重要事実は、社債に係る重要事実と同様ではありません。 |
| 6 | 会社法第236条第1項第7号についての定めがある取得条項付新株予約権について、取得条項の行使が行われた場合の「新株予約権の取得」は、インサイダー取引規制の対象となる新株予約権の「有償の譲受」に該当するのか。仮に該当するとしても、金商法第166条第6項の例外規定に該当するのではないかと考えられるが、同項第2号の2の「特定有価証券等に係るオプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等」の範疇と解釈できるのか。又は、同項第8号の「重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買に関する契約の履行等」の範疇であると解釈できるのか。後者の場合には、取引規制府令案第59条に具体的な規定がなく、結局インサイダー取引規制の適用の有無が明らかではないこととなるので、明確に除外するか、該当しない旨の解釈を示してほしい。 | ご指摘の取得条項付新株予約権については、当該新株予約権を取得する際には、その対価として別の有価証券等が交付されるものであることから、インサイダー取引規制の対象である「特定有価証券等に係る（中略）有償の（中略）譲受け」（金商法第166条第1項柱書）に該当するものと考えられます。こうした新株予約権の取得は、ご指摘のようなインサイダー取引規制の適用除外事由には該当せず、インサイダー取引規制の適用対象となるものと考えられます。 |
| 7 | 特定預金等については、インサイダー取引規制が適用されないことを確認したい。 | 現在対象とされている「特定預金等」については、貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼重要事実の範囲** | |
| 8 | 顧客の保有する社債やローン債権（＝ポートフォリオ）の信用リスクをクレジット・デリバティブ取引によりSPCに移転し、SPCがそれを裏付けとして社債（CDO）を発行することがあるが、当該社債（CDO）が発行されるとの情報（組成情報）は、金商法第166条第2項に規定する重要事実に該当するか。（又は、投資家の「投資判断に著しい影響を及ぼす情報」に該当するか。）<br>更に、当該情報が重要事実に該当する場合には、当該情報を得た後、当該CDOの構成参照銘柄を含むインデックス取引（iTraxx等）を行った場合、法令等に違反するか。あるいは、当該CDOの構成参照銘柄を含まないインデックス取引を行った場合はどうか。 | 一般に、個々の事実が「重要事実」に該当するか、また、個々の取引がインサイダー取引規制に抵触するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>なお、普通社債の発行の決定は、金商法第166条第2項第1号～第7号に規定する重要事実に列挙されていません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼重要事実の軽微基準** | |
| 9 | インサイダー取引規制の重要事実である「子会社の解散」（金商法第166条第2項第5号へ）について、例えば、「解散による連結資産の減少額が10％未満の場合」といった軽微基準を設けてほしい。<br>また、「子会社の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立」（金商法施行令案第29条第5号）について、例えば「子会社の債務超過額が連結純資産の10％未満の場合」といった軽微基準を設けてほしい。少なくとも、臨時報告書の提出要件（当該連結子会社の純資産額又は債務超過額が連結純資産の3％以上である場合）と同等の基準での「軽微基準」を設けてほしい。 | インサイダー取引規制における重要事実である「子会社の解散」は、それ自体が投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすものであることから軽微基準が設けられていないのであり、「子会社の解散」について軽微基準を新設することについては、慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 10 | 取引規制府令案第49条第1号イの「募集の払込金額の総額」は、発行価額と権利行使価額の総額と理解してよいか。また、発行価額についていわゆる報酬債権との相殺払込みがなされるものについての取扱いは、無償と考えるのか、それとも相殺払込み相当額となるのか。 | 一般に、「募集の払込金額の総額」とは、募集時に払い込まれる金額の総額をいうものと考えられます。<br>また、発行価額と相殺される債権の取扱いについては、当該債権の性質等に応じて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 11 | 取引規制府令案第50条第1項第2号にある「法第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は・・・」とは、「法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は・・・」ではないか。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。 |
| | **▼社債等に係る適用除外事由** | |
| 12 | クレジット・デリバティブ取引については、金商法第166条第6項第6号の社債券に関する適用除外と同様、いわゆるデフォルト情報以外の重要事実を知って行う取引は適用除外としてほしい。 | 社債を参照資産とするクレジット・デリバティブ取引に係る重要事実は、社債に係る重要事実と同様と考えられます（金商法第166条第6項第6号、取引規制府令第58条）。一方、社債以外の特定有価証券等を参照資産とするクレジット・デリバティブ取引に係る重要事実は、社債に係る重要事実と同様ではなく、当該特定有価証券等に係る重要事実と同様となると考えられます。 |
| 13 | 信用事由にリストラクチャリング条項を含まない、いわゆる2CE（バンクラプシー、フェイリュアー・トゥ・ペイ）のクレジット・デリバティブ取引について、社債と同様に適用除外（金商法第166条第6項第6号）とならないか。 | |
| 14 | クレジット・デリバティブについては、社債との融合化が進んでおり、現状では社債トレーダーが社債を取り扱う一方で、クレジット・デリバティブも取り扱うのが一般的である。このため、当該トレーダーに係るインサイダー取引防止のための情報遮蔽体制整備については、より厳しい水準が要求されるクレジット・デリバティブの水準が求められるものと思われるが、その場合、社債トレーダーに対してより高度な情報遮蔽体制を用意することとなり、社債トレーダーと政府保証債・地方債トレーダーとの連携遮断等が必要となる。一方で、社債トレーダーと政府保証債・地方債トレーダーの連携を追求すれば、債券トレーダー全体に隔壁対象範囲を広げなければならない状態となり、結果として機能不全に陥るおそれがある。このような必然的な適用措置拡大は、そもそも社債を適用除外としている精神と一致しないことになるとも考えられる。そこで、クレジット・デリバティブについて | ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、社債等に係るクレジット・デリバティブ取引へのインサイダー取引の適用に関する「重要事実」の範囲は、普通社債等の売買取引に係る「重要事実」と同様に、いわゆるデフォルト関係情報に限られるものと考えられます（金商法第166条第6項第6号、金商法施行令第32条の2、取引規制府令第58条）。なお、未公表の重要事実を知った後に当該重要事実に係るクレジット・デリバティブ取引の契約を締結する行為までを適用除外とすることは、インサイダー取引規制の趣旨に照らして適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | も社債と同様の適用除外措置(金商法第166条第6項第6号)とすることを希望するとともに、適用除外不可の場合においても、体制整備のための猶予措置期間を設けてほしい。 | |
| 15 | ローンを参照体とする、いわゆるLCDS取引について、社債と同様の適用除外(金商法第166条第6項第6号)とはならないか。 | インサイダー取引規制の対象は、「上場会社等の特定有価証券等」に係る売買等に限られる(金商法第166条第1項)ことから、ローン債権など特定有価証券等以外の資産を参照資産とするCDS取引は、当該規制の対象にならないものと考えられます。<br>ただし、実質的に社債等を参照資産とするクレジット・デリバティブ取引と認められる場合には、インサイダー取引規制の対象となる点に、留意が必要と考えられます。 |
| | **▼その他の適用除外事由** | |
| 16 | 取引規制府令案第59条第1項第3号にある「特定有価証券に係る法第2条第21項第5号又は第22項第6号に掲げる取引」とは、「当事者があらかじめ契約の履行として特定有価証券等の移転のみを約している場合における・・・」という意味であると考えればよいのか。また、「当事者間において金銭を授受するとともに、当該有価証券を移転する場合」とは、「金銭の授受を伴う場合に限る」という意味に解すればよいのか。当該規定が想定している具体的なケースを、条文でより明確にしてほしい。 | ご指摘の規定(取引規制府令第59条第1項第3号、第63条第1項第3号)は、特定有価証券等を取引の対象(参照資産)としたいわゆるクレジット・デリバティブ取引であって、あらかじめ定めた事由が発生した場合に、当事者の一方が相手方に金銭を支払い、他方が取引の対象となっている特定有価証券等を相手方に引き渡す取引(いわゆる現物決済)が想定されています。<br>特定有価証券等の現物決済が行われる場合は、インサイダー取引規制の対象となる「特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け」(金商法第166条第1項)に形式的に該当することから、こうした場合に当該規制の適用を除外するための規定を整備するものです。 |
| 17 | 取引規制府令案第59条第1項第3号中「当事者の間において金銭を授受するとともに、」の文言は、同号の趣旨に照らして必須のものではないはずであり、これがあると所定の事由発生時には金銭の授受をしないような取引が適用除外の範囲外となってしまうため、削除してほしい。 | |
| 18 | 近時、DTCCによる(書面が存在しない)契約の締結が普及し始めていることに鑑み、クレジット・デリバティブ取引に関するインサイダー取引規制の適用除外の規定(取引規制府令案第59条第1項第3号・同府令案第63条第1項第3号)における「書面による契約を締結した」との要件について、書面を唯一の要件とせず、改ざんの可能性の低い電磁的方法による場合等も認めてほしい。 | ご指摘の適用除外要件(取引規制府令第59条第1項第3号、第63条第1項第3号)については、証券市場の公正性と投資者保護を損なうことがないよう、契約内容が書面により確認される場合に限ることとしているものであり、当該要件を一層緩和することについては、慎重な検討が必要であると考えられます。 |
| 19 | 顧客や業者の裁量が入らないアルゴリズム取引を取引規制府令案第59条においてインサイダー取引の除外事由として明示してほしい。 | ご指摘のような取引について、重要事実を知った後にも売買の継続を可能とすることは、インサイダー取引規制の趣旨に照らして適当でないと考えられます。 |
| 20 | 信用取引においては、追加保証金の差入義務が生じたにもかかわらずにその差入れがないときなど、顧客が期限の利益を喪失した場合には、当該顧客が「重要事実」を有しているか否かにかかわらず一律に信用取引未決済勘定を決済し、不足金が生じる場合には顧客の保有する代用有価証券を売却する場合がある。この場合、これらの取引の行為者は顧客ではなく金融商品取引業者となるが、顧客の計算により行われることから、当 | 取引規制府令第59条第1項第2号の規定は、信用取引を行った顧客が反対売買を行うケースが想定されており、ご指摘のような金融商品取引業者が行う取引について規定するものではないと考えられます。<br>ご指摘のように、顧客が「重要事実」を知った後に当該顧客の保有する代用有価証券が(金融商品取引業者により)売却される場合において、当該顧客がインサイダー取引規制に抵触するかどう |

| | | |
|---|---|---|
| | 該行為は顧客に帰属することになる。一方、取引規制府令案第59条第1項第2号で規定する「弁済の繰延期限の10日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合」との文言では、期限の利益を喪失した場合に金融商品取引業者により反対売買や代用有価証券の売却が行われる場合が適用除外対象となるかが不明確である。この場合には、「重要事実」を知っている顧客が、その有利な立場を自ら利用して取引を行うものではないことから、インサイダー取引規制には該当しないことを明らかにすべきである。 | かは、当該取引の実態に即して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 21 | 有価証券担保ローンなどで、弁済期限を迎えても弁済がないときや、担保価値の下落により追加の担保差入義務が生じている場合に追加担保の差入れがないときなどは、金融商品取引業者が担保有価証券を売却する場合がある。このように、投資者の意思によらず、金融商品取引業者が投資者の計算において担保権の実行として担保有価証券を売却する場合を、取引規制府令案第59条第1項において適用除外とすべき。 | インサイダー取引規制の対象は、売買契約等の当事者として権利義務の帰属主体となる者に限られず、他人に売買等の委託・指図をする者や、他人のために売買等の行為を行う者も対象となり得るものと考えられます。<br>ご指摘のようなケースにおけるインサイダー取引規制への該当性については、金融商品取引業者又は投資者が当該売却の前に「重要事実」を知っていたかどうか、当該売却に係る実質的な判断をどちらの者が行ったか等の実態に即して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、法令において一律に適用除外とすることは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●公開買付者等関係者の禁止行為(インサイダー取引規制)〔第167条〕** | |
| 1 | インサイダー取引規制にかかる重要事実の「公表措置」の規定については、上場会社のみではなく、金商法第167条の公開買付けに準ずる行為(金商法施行令案第31条の「5%以上買い集める行為」)を行った上場会社以外の法人・個人にも課されているものと思われるが、上場会社以外の者が取引所の開示システムでの公表や2社の報道機関に対し公表を行うことは非常に困難であり、実際には行われていないのが現状である。<br>また、買い集めた者は大量保有報告書の提出により周知されるにもかかわらず、これらの「公表措置」が採られていなければ、インサイダー取引規制が解除されず、当該買集めを知った他の者が当該買集め銘柄を買付けるとインサイダー取引規制に抵触することとなる。<br>このような矛盾をなくし、上場会社以外の者が行う買集め行為の「公表措置」を明確にする観点から、大量保有報告書の提出をもって「公表措置」としてほしい。 | 大量保有報告書の公衆縦覧等を公開買付者等関係者のインサイダー取引規制の解除要件である公表措置として取り扱っていないのは、大量保有報告書が買集めの途中における大量保有状況を開示させる制度であって、買集め行為の全体像を必ずしも公開するものとは限らないと考えられるからです。<br>ご指摘の点について、これを公表措置として認めるべきかどうかは慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 2 | 公開買付者等の禁止行為(金商法第167条)の解除要件である公表措置(金商法施行令案第30条)に、公開買付けに準ずる行為(金商法施行令案第31条)について、その事実が大量保有報告書で公表された場合を追加してほしい。 | |
| 3 | 公開買付者等の禁止行為(金商法第167条)の解除要件である公表措置(金商法施行令案第30条)に、上場会社が行う他の上場会社が発行する株券の公開買付等について、その事実が公開買 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 付けを行う上場会社によりTDネットで公表された場合を追加してほしい。 | |
| 4 | 信用取引においては、追加保証金の差入義務が生じたにもかかわらずにその差入れがないときなど、顧客が期限の利益を喪失した場合には、当該顧客が「公開買付け等事実」を有しているか否かにかかわらず一律に信用取引未決済勘定を決済し、不足金が生じる場合には顧客の保有する代用有価証券を売却する場合がある。この場合、これらの取引の行為者は顧客ではなく金融商品取引業者となるが、顧客の計算により行われることから、当該行為は顧客に帰属することになる。<br>一方、取引規制府令案第63条第1項第2号で規定する「弁済の繰延期限の10日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合」との文言では、期限の利益を喪失した場合に金融商品取引業者により反対売買や代用有価証券の売却が行われる場合が適用除外対象となるかが不明確である。この場合には、「公開買付け等事実」を知っている顧客が、その有利な立場を自ら利用して取引を行うものではないことから、インサイダー取引規制には該当しないことを明らかにすべきである。 | 取引規制府令第63条第1項第2号の規定は、信用取引を行った顧客が反対売買を行うケースが想定されており、ご指摘のように、金融商品取引業者が行う取引について規定するものではないと考えられます。<br>ご指摘のように、顧客が「公開買付け等事実」を知った後に当該顧客の保有する代用有価証券が（金融商品取引業者により）売却される場合において、当該顧客がインサイダー取引規制に抵触するかどうかは、当該取引の実態に即して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| **No.** | **●金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務〔第188条〕** | |
| 1 | 金商業等府令案に、金商法第188条の委任による規定がないが、同条に係る報告の提出先はどこか。 | 金融商品取引業者については、金商法第188条の規定の委任に基づく内閣府令はなく、金商法第46条の3又は第47条の2の規定等により、事業報告書等を提出することとなります。事業報告書の提出先は、「所管金融庁長官等」（金商業等府令第1条第4項第4号）となります（金商法施行令第42条第2項第9号）。 |
| 2 | 取引所等府令案第112条第1項の柱書では「総会」と「株主総会」とを区別しているが、第2項第2号に掲げる「総会における決議事項の要旨」には、株主総会における決議事項の要旨は含まれるのか。含むのであれば、明確に表現してほしい。含まないのであれば、会員制金融商品取引所の場合の記載事項である旨を明確にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、取引所等府令第112条第2項第2号において、総会と株主総会に明確に区別するよう、規定を修正いたします。 |
| 3 | 取引所等府令案第112条第2項第1号の「売買状況表」について、オプションの注意事項にも、「上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること」の文言を記載してほしい。 | ご意見を踏まえ、「売買状況表」（別紙様式第五号）における規定を修正いたします。 |
| 4 | 取引所等府令案第112条第6項第4号に定める「取引所内取引高報告」については、様式の添付されていない市場デリバティブ取引については作成不要であることを明確に記載してほしい。 | 取引所等府令第112条第6項第4号に規定する「取引所内取引高報告」は、該当する取引がない場合には、作成する必要がないと考えられます。 |
| **No.** | **●財務諸表の用語、様式及び作成方法〔第193条〕** | |
| | **▼四半期（連結）財務諸表等規則** | |
| | **（総則）** | |
| 1 | 四半期連結財務諸表規則等では、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法について | 企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された「四半期財務諸表に関する会計基準」の取扱いに |

| | | |
|---|---|---|
| | 同規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとしたうえで企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、この一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとしている。<br>しかし、四半期連結財務諸表等に適用される会計処理及び開示については、企業会計審議会ではなく、企業会計基準委員会により公表された「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に定められている。したがって、企業会計基準委員会により公表された企業会計の基準が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとして定めることが実態に即して適当であると認められる。 | ついては、事務ガイドラインを発出し、別途当庁のホームページに公表する予定です。 |
| 2 | 重要な後発事象の注記において、連結子会社も重要な後発事象の開示対象会社となるよう、連結財務諸表規則と同様に対象を「四半期連結財務諸表提出会社」から「連結会社」とすべきである。 | ご指摘を踏まえ、連結子会社も重要な後発事象の開示対象会社となるよう、規定を修正いたします(四半期連結財務諸表規則第13条第1項)。 |
| 3 | 四半期連結財務諸表規則案の条文において、「著しい変動がある場合」「金額の重要性が乏しい場合」など抽象的な表現が見られる。例えば、有価証券に関する注記等について、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記することが要請されている。これらの重要性の判断基準につき定めてほしい。 | ご指摘の「著しい変動」等については、企業の業種や規模によって重要性の判断は異なるものと考えられることから、「四半期財務諸表に関する会計基準」等と同様に、四半期財務諸表規則においても、数値による判断基準は設けないこととしているものです(同規則第16条第1項等参照)。 |
| 4 | パーチェス法を適用した場合の影響の概算額の注記は監査対象外とされている(監査証明府令第1条)。連結財務諸表規則等においては、同注記について監査証明を受けていない場合にはその旨を記載することとされており、四半期連結財務諸表規則等においても監査対象外であることが明確になるよう規定する必要があるのではないか。<br>また、影響の概算額とはどのようなものかを明示すべきである。 | ご意見を踏まえ、連結財務諸表規則等と同様に、四半期連結財務諸表規則等においても、パーチェス法を適用した場合の影響の概算額の注記について監査を受けていない旨の注記の規定を設けることとするよう、規定を修正いたします(四半期連結財務諸表規則第20条第4項)。<br>なお、影響の概算額については、年度と同様の方法(財務諸表等規則第8条の17第5項参照)によることが考えられます。 |
| | **(四半期(連結)貸借対照表)** | |
| 5 | 四半期連結財務諸表規則案第35条第1項等において、流動資産に属する資産として、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品を区分表示することとされている。これらは連結財務諸表規則等において「たな卸資産」としてまとめて表示している項目であり、首尾一貫性を欠くことになることから、たな卸資産として記載できるようにしてほしい。また、連結財務諸表における棚卸資産の区分表示については、子会社が親会社に販売した製品が、親会社で部品(原材料)として計上され、原材料と製品の組替の必要が生じる場合等が考えられることから、表示区分を細分化することについては慎重な検討が必要である。 | 「四半期財務諸表に関する会計基準」等では、四半期財務諸表の表示科目について、開示の適時性の要請を踏まえ、「中間連結財務諸表等の作成基準」だけでなく、35日以内での開示を義務付けている米国SEC規則での取扱いも参考にして、主要な項目について独立掲記した上で、その他の科目は集約して記載できることとしています。<br>同基準等では、区分掲記について具体的に定められてはおりませんが、適時性の要請を踏まえ、区分掲記の数値基準を定めるとともに、米国SEC規則での取扱いを参考に、たな卸資産の表示科目を定めているものです(四半期連結財務諸表規則第35条第1項等)。 |
| 6 | 四半期連結財務諸表規則案第35条第4項等において、区分表示すべき流動資産が100分の1 | 「四半期財務諸表に関する会計基準」等では、主要な科目について独立掲記しない場合には、 |

| | | |
|---|---|---|
| | 以下の場合は一括表示することができるとしながら、その内訳を注記することとされている。連結財務諸表規則等において、このような注記は求められていない。また、重要性が乏しいことから一括表示を認める場合にまで注記を求めるのは、適当ではないと考えられる。 | その科目及び金額を注記することとされています。<br>これを受け、四半期連結財務諸表規則第35条において、第1項において区分掲記が必要な主要な科目を定め、第4項において、主要科目について独立掲記しない場合には、勘定科目の重要性に鑑み、当該科目及び金額を注記することを定めているものです。 |
| 7 | 引当金等の区分表示(四半期連結財務諸表規則案第49条等)については、迅速化の観点から引当金残高及びその繰入額に関する表示を特別扱いせず、他の項目と同様の簡便な表示を認めるべきである。 | 「四半期財務諸表に関する会計基準」等では、四半期財務諸表の表示科目について、開示の適時性の要請を踏まえ、主要な項目について独立掲記が求められています。<br>同基準等では、引当金について具体的に定められてはおりませんが、その重要性に鑑み、年度と同様に、区分掲記の規定を設けているものです(四半期連結財務諸表規則第49条等)。 |
| 8 | 四半期連結財務諸表規則案第53条の手形割引高及び裏書譲渡高の注記は、四半期会計基準では求められていない項目であるため、同規則第46条の担保資産と同様に、「重要なものであり」かつ「著しい変動がある場合」に限る旨規定してほしい。 | 「四半期財務諸表に関する会計基準等」において求められている偶発債務の注記は重要性がある場合に限られていることに鑑み、また、ご意見を踏まえ、手形割引高及び裏書譲渡高の注記についても偶発債務の注記と同様の取扱いとするよう、規定を修正いたします(四半期連結財務諸表規則第53条等)。 |
| 9 | 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する注記について、連結財務諸表規則と同様に、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲を変更した場合の規定を追加すべきである。 | ご意見を踏まえ、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲を変更した場合を注記の対象とするよう、規定を修正いたします(四半期連結財務諸表規則第10条第1項等)。 |
| | **(株主資本等に関する注記)** | |
| 10 | 一株当たり四半期純損益金額等の注記については、株式併合等の影響を反映することにより比較可能性が保たれ、投資家にとって開示の意味が増すことから、当四半期累計期間(当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間)において株式併合等が行われた場合には、株式併合等が行われた後の四半期会計期間(3月ごとに区分した期間)においても、当該株式併合等の影響を反映した前連結会計年度の一株当たり四半期純損益金額等を注記すべきではないか。 | ご意見を踏まえ、株式併合等が行われた後の四半期会計期間においても当該注記が開示されるように四半期累計期間を対象に開示することとするよう、規定を修正いたします(四半期連結財務諸表規則第78条第3項等)。 |
| | **(四半期(連結)損益計算書)** | |
| 11 | 四半期連結財務諸表規則案様式第5号・第6号の四半期連結損益計算書の注記の対象となる配当は、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第63項に「期首からの累計期間において行われた配当」とされており、「四半期累計期間の金額」である旨を四半期連結財務諸表規則案等の文言上に明記すべきと思われる。 | ご意見を踏まえ、四半期累計期間を対象とする旨を明示するよう、規定を修正いたします(四半期連結財務諸表規則第91条等)。 |
| | **▼財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則** | |
| 12 | ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主の資産は「リース資産」とされ(財務諸表等規則案第22条第8号等)、これを区分表示することと | ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主の資産については、「リース賃借資産」として区分表示するのではなく、①有形固定資産又は |

| | | |
|---|---|---|
| | されているが（同規則案第23条第1項第8号等）、借主としてのリース資産であることを明確化するため、「リース賃借資産」として区分表示すべきである。 | 無形固定資産の別に一括して「リース資産」として区分表示する方法（財務諸表等規則第23条第1項第8号等）、②有形固定資産又は無形固定資産の属する各科目に含める方法（財務諸表等規則第23条第3項等）のいずれかの方法により表示することが適当であると考えられます。<br>なお、「リース取引に関する会計基準」においても、同様の考え方が示されています。 |
| 13 | 財務諸表等規則案様式第10号及び連結財務諸表規則案様式第10号の「借入金等明細表」でリース債務の明細を記載することとされているが、ファイナンス・リース取引におけるリース債務と借入金とでは、取引の性格等が異なることから、リース債務を「借入金等明細表」に含めるべきではないのではないか。 | ファイナンス・リース取引におけるリース債務は、金利の負担を伴う有利子負債であることから、「借入金等明細表」（財務諸表等規則様式第10号及び連結財務諸表規則様式第10号）において開示することが必要であると考えられます。 |
| 14 | 財務諸表等規則案様式第10号及び連結財務諸表規則案様式第10号の「借入金等明細表」で、リース債務の残高及び平均利率を記載する案となっているが、ファイナンス・リース取引についてリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を採用している場合には、「平均利率」の記載は困難である。また、ファイナンス・リース取引について、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用する場合の「平均利率」の記載の取扱いも明示されておらず、対応困難である。 | ご意見を踏まえ、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除せずにリース債務を計上する方法又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法で各期に配分する方法を採用している場合には、「借入金等明細表」における「平均利率」の記載を要しない旨を明示するよう、規定を修正いたします（財務諸表等規則様式第10号（記載上の注意）4及び連結財務諸表規則様式第10号（記載上の注意）5）。 |
| 15 | 財務諸表等規則案様式第10号及び連結財務諸表規則案様式第10号の「借入金等明細表」で、リース債務について、貸借対照表日（連結決算日）後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記する案となっているが、1年内と1年超に区分されていれば十分であり、注記は不要ではないか。 | ファイナンス・リース取引におけるリース債務については、他の有利子負債と同様に、「借入金等明細表」において貸借対照表日（連結決算日）後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記することが必要であると考えられます（財務諸表等規則様式第10号（記載上の注意）5及び連結財務諸表規則様式第10号（記載上の注意）6）。 |
| 16 | 中間財務諸表等規則案及び中間連結財務諸表規則案におけるリース取引に関する会計基準関連の規定の適用時期については、実務面での円滑な適用を図るため、平成21年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間からとすべきである。 | 中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則のリース取引に関する会計基準関連の規定は、「リース取引に関する会計基準」の適用時期にあわせて、原則として、平成20年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間から適用することが適当であると考えられます。 |
| **No.** | **●罰則〔第202条〕** | |
| 1 | 特定預金等については、金商法第202条の場外差金取引が適用されないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |

## Ⅱ．投資信託及び投資法人に関する法律関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●定義〔第2条〕 | |
| | ▼運用指図権限を委託することができる者 | |
| 1 | 現行の投信法施行令第2条第2号では、信託会社等については、投資信託財産の受託者であるか否かにかかわらず、運用の指図に係る権限を委託することができるとされている。<br>一方、投信法施行令案第2条では、当該投資信託財産の受託者である場合には、運用の指図に係る権限を委託することができないとされているが、今回の改正で規制を厳格化する理由は見出せないことから、現行の投信法施行令第2条第2号の規定を維持してほしい。 | 委託者指図型投資信託制度においては、委託者と受託者の牽制によってその「仕組み」の適正確保を図ることとしており、現行法令においても、委託者指図型投資信託の委託者（投資信託委託業者）が運用指図権限を認可投資顧問業者に委託することは認める一方で、当該認可投資顧問業者が受託会社である場合には委託できない旨を定めています。<br>今回の改正においても、こうした委託者指図型投資信託制度の考え方を維持することとして、委託者指図型投資信託の運用指図権限を受託者に委託することを一般的に禁止したものであり、特段の例外を設けることは適当でないと考えられます（投信法施行令第2条）。 |
| | ▼特定資産の範囲 | |
| 2 | 投信法施行令案第3条第8号（現行投信法施行令第3条第16号）について、任意組合等のみなし有価証券（金商法第2条第2項）一般は有価証券として特定資産に含まれ、匿名組合出資持分はいわゆる第2項有価証券に該当しない場合にも特定資産に含まれると解してよいか。 | 貴見のとおり、任意組合出資持分や匿名組合出資持分を含め、みなし有価証券（金商法第2条第2項）一般が、有価証券として特定資産に含まれると考えられます（投信法施行令第3条第1号）。なお、投信法施行令第3条第8号に掲げる匿名組合出資持分（同条第1号の有価証券に該当するものを除く。）については、同条第1号から第7号に掲げる資産の運用のために出資が行われる場合に限り特定資産に含まれると考えられます。 |
| 3 | 現行投信法施行令第3条では、直物外国為替取引（スポット）及び先物外国為替取引（フォワード）については特定資産に当たらないため価格調査は不要となっていたが、今般の法改正の変更点に記載されていないことから、店頭デリバティブの範疇に直物外国為替取引（スポット）及び先物外国為替取引（フォワード）は入らないため、引き続き価格調査は不要と考えて問題ないのか。 | 貴見のとおり、「直物外国為替取引（スポット）」及び「先物外国為替取引（フォワード）」は、通貨の売買そのものに該当するため、差金の授受によって決済することができるものを除き、特定資産に該当しないものと考えられます。 |
| 4 | 現行の投信法で外国投資信託とされたもののうち、主として金商法第2条第2項各号に規定する、いわゆる「みなし有価証券」に投資するものは、改正後の投信法でも外国投資信託とされるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | ▼証券投資信託の主たる投資対象 | |
| 5 | 現行の投信法第2条第4項は、「証券投資信託」の定義に当たり、「主として有価証券に対する投資として運用すること・・・を目的とするものであって、政令で定めるものをいう」と定めており、投資対象である「有価証券」から、いわゆる「みなし有価証券」を除外していない。投信法施行令第5条においても同様である。 | 今回の法整備による改正後の金商法においては、新たに信託受益権や集団投資スキーム持分が「有価証券」の定義に追加されております。このような流動性の低い権利については、平成12年改正における不動産等の取扱いと同様に、これらを主たる投資対象とする信託を一般的に禁止する必要まではないと考えられます。このような観点 |

| | | |
|---|---|---|
| | ところが、改正投信法においては、投資対象について「有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）」と定めており、いわゆる「みなし有価証券」を除外している。また、投信法施行令案第5条においては、「有価証券関連デリバティブ取引」の範囲から、「みなし有価証券」についての有価証券関連デリバティブ取引を除外している。<br>「証券投資信託」の投資対象の範囲が現行の投信法下より大幅に狭まることは不合理であり、既存のビジネスにも大きな影響を与えることから、「証券投資信託」の投資対象の範囲は現行と同一にするべきと考える。 | から、「証券投資信託」の定義としては、主として流動性の高い有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託とすることが適当と考えられることから、金商法第2条第2項各号に掲げる権利（いわゆる「みなし有価証券」）を除くこととしたものです（投信法第2条第4項）。<br>同様の趣旨から、「有価証券関連デリバティブ取引」の範囲から「みなし有価証券」についての有価証券関連デリバティブ取引を除外しております（投信法施行令第5条）。<br>なお、上記は「証券投資信託」の定義に係るものであり、「証券投資信託」の投資対象として「みなし有価証券」を除外するものではない点に、留意が必要と考えられます（投信法施行令第3条）。 |
| **No.** | **●投信法施行規則第1章（総則）** | |
| | **▼提出書類の訳文添付** | |
| 1 | 投信法施行規則案第2条ただし書の各書類については、「英語で記載されたもの」だけではなく、「英語の訳文が付されているもの」についても日本語の訳文を付さなくてもよいとするよう要望する。 | 投信法施行規則第2条ただし書のかっこ書の「英語で記載されたものに限る。」という中には、英語の訳文で記載されたものも含むと考えられます。 |
| **No.** | **●委託者指図型投資信託の委託者及び受託者〔第3条〕** | |
| | **▼委託者指図型投資信託の委託者となることができる者** | |
| 1 | 信託兼営金融機関については、登録金融機関としての登録を受けることにより、「投資運用業」を行うことができる。一方、改正後の投信法第3条では、「委託者指図型投資信託契約・・・は、一の金融商品取引業者…を委託者とし、・・・。」と定められるとともに、同法第2条第11項にて「・・・金融商品取引業者（金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。）をいう。第２０８条第２項第２号を除き、以下同じ。）・・・。」とされていることを踏まえると、信託兼営金融機関は、投信運用業を行うことにつき、登録金融機関としての登録を受けた場合でも、委託者指図型投資信託の委託者になることはできないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 2 | 外国法人である金融商品取引業者を委託者として投資信託契約を締結する場合、当該金融商品取引業者は国内に営業所又は事務所を有する外国法人でなければならないと定めているが、そもそも投信法第2条第11項及び第3条によれば、投資信託契約の委託者となることができるのは、投資運用業を行う金融商品取引業者（信託会社を除く）のみであり、投資運用業を行う者は国内に営業所を有することが登録要件となっているのであるから（金商法第29条の4第1項第5号イ）、この規定は不要ではないか。 | 金商法上の投資運用業には、新たに、いわゆる自己運用も含まれることを踏まえ、その参入要件として、外国法人である場合の国内営業所設置義務までは課してはおりません（金商法第29条の4第1項第5号イ参照）。<br>一方、委託者指図型投資信託や投資法人は、「投資者による有価証券等に対する投資を容易に」することを目的（投信法第1条）として、同法の規定に基づいて組成される「仕組み」であり、こうした「仕組み」に関して投資運用を行う業者の適格性を厳しく求めるとともに、当該業者に対して厳格な監督を及ぼし得るための規定を整備することは、なお必要であることから、改正後の投信法施行令において、これらの「仕組み」に関する投資 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 運用を行う者が外国法人である場合には、国内に営業所又は事務所を有する者でなければならないことを義務づけることとしたものです（投信法施行令第9条）。 |
| 3 | 外国の運用会社が国内で登録を行い事務所を設ければ国内投信を設定できるということだが、この場合の登録拒否事由は国内の投資運用業者と同一と考えてよいか。 | 金商法に基づき投資運用業の登録を行う場合の登録拒否事由は、国内法人と外国法人では基本的に同一となります（金商法第29条の4第1項）。 |
| **No.** | **●委託者指図型投資信託契約の締結〔第4条〕** | |
| | **▼投資信託約款の内容の届出** | |
| 1 | 投資信託約款の届出は金融庁長官宛てに提出しているが、今後は関東財務局長宛てに提出するとの理解でよいか。 | 投信法第2編第1章の規定による権限（同法第4条第1項の投資信託約款の届出に係るものを含む。）のうち、金融庁長官が指定するものは金融庁長官に（投信法施行令第135条第5項）、その他のものは金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長等に（同条第1項）その権限が委任されます。なお、投資信託約款の届出に係る受理権限については、施行日では金融庁長官とする予定です。 |
| 2 | 金融庁長官への提出について、現行の投信法施行規則第19条では、正本と副本合わせて2通の提出が求められているが、当該条文が削除されたため、提出部数が不明確である。正本1通を提出すればよいのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼投資信託約款の記載事項** | |
| | **（信託法の改正に伴う記載事項の変更）** | |
| 3 | 投信法施行規則案第7条第2号、第6号、第7号及び第8条第5号イは、金商法施行に伴うものか、信託法改正に伴うものか確認したい。 | 投信法施行規則第7条第2号、第7号及び第8号については、信託法改正に伴うものであり、第8条第5号イについては金商法施行に伴うものです。 |
| 4 | 投信法施行規則案第7条第6号及び第7号は、新法信託にのみ該当する事項であるため、旧法信託においては、約款に記載する必要がないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 5 | 投信法施行規則案第7条第7号において、「受益者代理人」の定義が投信法施行規則上に見当たらないので、定義を明確にしてほしい。具体的には、「受益者代理人」とは信託法第138条の規定する受益者代理人を指しているとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **（運用指図権限を委託する場合の記載事項）** | |
| 6 | 投信法施行規則案第7条第5号の「委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容」と同規則案第8条第8号の「運用の指図に係る権限の委託の概要に関する事項」とは、それぞれ何を指しており、どのように違うか。 | 投信法施行規則案第7条第5号と第8条第8号の趣旨は同じであると考えられるため、ご意見を踏まえ、同規則案第8条第8号を削除するとともに、投信法施行規則第7条第5号を「委託者が運用の指図に係る権限を委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。次条第8号及び第13条第1号において同じ。）する場合におけるその委託の内容」とするよう、規定を修正いたします。また、委託者非指図型投資信託についても同様の趣旨を追加するよう、規定を修正いたし |

| | | |
|---|---|---|
| | | ます(投信法施行規則第78条第4号)。 |
| 7 | 投信法施行規則案第8条第8号かっこ書において、投資信託委託会社から運用の指図の全部又は一部の委託を受けた者が、その一部を更に第三者に委託することも認められている。同第7条第5号にいう「委託の内容」には、再委託の内容は文言上含まれないことになるが、そのような理解でよいか。また、「再委託の概要」には再委託する業務の内容のみ記載し、再委託先の名称は記載しないということも可能か。 | ご意見も踏まえ、投信法施行規則第7条第5号の規定を修正するとともに、新たに第6号として、「委託者から運用の指図に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称及び所在の場所」を追加するよう修正いたします。<br>また、委託者非指図型投資信託についても同様の趣旨を追加するよう、規定を修正いたします(投信法施行規則第78条第5号)。 |
| | **▼投資信託約款の記載事項の細目** | |
| | **(信託契約の延長事由の説明に関する事項)** | |
| 8 | 約款の記載事項の細目のうち、投信法施行規則案第8条第5号イが項目として追加されているが、この意図は何か。 | 投信法第4条第2項第9号において信託契約期間の延長に関する事項を記載することとなっていることを受け、その細目(投信法施行規則第8条第5号イ)を定めるものです。 |
| | **(運用指図権限を委託する場合の記載事項の細目)** | |
| 9 | 改正後の投信法第4条第2項第15号及び投信法施行規則案第8条第9号は、委託会社が運用の指図に係る権限を委託先に委託し、更に権限の一部を再委託先に委託する場合に、再委託の報酬の額、支払の時期、支払の方法を投資信託約款に記載することを求めているが、委託会社に対して委託先がそこまでの開示を行っていないケースもあるため、委託先までの記載としてほしい。 | 投信法施行規則第8条第8号は、「再委託」をする場合に受益者に必要な情報として、今回の改正で追加することとしたものであり、再委託先が開示しないことをもって、これを「委託先」までの記載とすることは適当でないと考えられます。 |
| 10 | ① 投信法施行規則案第8条第8号は、投信法第12条第2項及び金商法第42条の3にいう運用指図に係る権限の全部又は一部の委託について、「更に委託する」場合を含むとの解釈を前提としていると理解されるが、同号では、「更に委託」することを「一部」に限定している。これは、「全部」「更に委託する」ことを禁じる趣旨との理解でよいか。<br>② 仮に、「全部」を「更に委託する」ことを禁ずるとした場合、その理由は、更なる委託先を最初から当初の委託先とすれば足りるとの趣旨との理解でよいか。<br>③ 投信法施行規則案第8条は、金商法第42条の3の下での投資運用業の外部委託のうち、投資信託について別違に取り扱う趣旨との理解でよいか。あるいは、金商法第42条の3にいう「委託」に「再委託」が含まれることを約款の記載事項との関係で念のために明示したもので、特に投資信託以外について「再委託」を禁じる趣旨ではないと理解するのか。 | ① 貴見のとおりと考えられます。<br>② 貴見のとおりと考えられます。<br>③ 金商法においても再委託は一部に限定して可能とされており(金商業等府令第130条第1項第10号参照)、投資信託の場合のみ別異に取り扱う趣旨ではありません。<br>なお、投信法施行規則案第8条第8号と第7条第5号の趣旨は同じであるため、第7条第5号の規定を修正するとともに、同規則案第8条第8号を削除いたします。 |
| **No.** | **●委託者指図型投資信託の受益証券〔第6条〕** | |
| | **▼公社債投資信託の定義** | |
| 1 | 新たに有価証券となった抵当証券(金商法第2条第1項第16号)と、受益証券発行信託の受益証券(同項第14号)のうち指定金銭信託及び貸付債 | ご意見を踏まえ、金商法第2条第1項第14号(一部に限定)及び同項第16号(抵当証券)を公社債投信の投資対象として加えるよう、規定を修 |

| | | |
|---|---|---|
| | 権信託(現行の証取法施行令第1条の3の性質を有するもの)を公社債投信の投資対象として加えてほしい。 | 正いたします(投信法施行規則第13条第2号イ)。なお、ご指摘の貸付債権信託は、金商法第2条第2項第1号に掲げる有価証券に該当するので、「主として」(投信法第2条第4項)投資を行うのでなければ、投資対象とすることは可能です。 |
| | **▼受益証券の記載事項** | |
| 2 | 運用の指図に関する権限を委託した先が更にその一部の権限を再委託する場合、その内容に関する記載については必要ないことを確認したい。 | 投資信託約款において、運用の指図に関する権限を委託した先が更にその一部の権限を再委託する場合のその内容に関する記載についても必要となります(投信法施行規則第7条第5号かっこ書)。なお、投信法施行規則案における第8条第8号のかっこ書は第7条第5号へ変更いたします。 |
| 3 | 投信法施行規則案第13条第2号ロの「親投資信託」には、FOFにのみ受益権を取得されることを目的として設定されたいわゆるFOF専用ファンドも含むのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え** | |
| | **(受益権原簿の記載事項)** | |
| 4 | 追加発行の都度口数を記載すると信託計理上の口数と乖離するため、投信法施行規則案第14条に掲げる受益権原簿記載事項として、消却(解約)口数も記載項目としてはどうか。なお、実務的対応としては、日計表や追加解約明細表などの既存帳票を代用することが現実的であり、従前のように別々の帳票での管理が可能である旨の記載ができるよう手当してほしい。<br>また、以下の点を確認したい。<br>① 振替受益権には番号は存在しないので、振替受益権の場合は記載不要との理解でよいか。<br>② 発行の日の発行には、追加発行も含まれるものと理解しているが、その理解でよいか。 | ご意見を踏まえ、受益権原簿記載事項に受益証券の口数、追加設定した受益証券の口数及び解約した受益証券の口数の記載を追加するよう、規定を修正いたします(投信法施行規則第14条第2項第1号)。また、受益証券台帳の記載事項である、券種について追加するよう、規定を修正いたします(同号)。<br>帳簿書類については、監督指針Ⅵ－3－2－4において、別々の帳票での管理が可能である旨を明確にするよう、監督指針を修正いたします。<br>また、①及び②については、貴見のとおりと考えられます。 |
| 5 | 投信法施行規則案第14条第1項に「各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期(弁済期の定めがないときは、その旨)その他の受益債権の内容」(第1号)、「受益権について譲渡の制限があるときは、その旨」(第2号)とあるが、投資信託においては「投資信託約款」において収益の分配、一部解約、償還に係る事項、信託財産の計算期間、受益権の譲渡制限などが記載されており、投信法施行規則案第14条第1項各号に規定する事項は、「投資信託約款」に記載されているもの以外、考えられない。「その他受益債権の内容」とは、具体的には何が想定されているのか。<br>投資信託約款は保存することを義務づけられており(金商業等府令案第188条第2項、同条第1項第4号、第164条第1項第17号イ)、この投資信託約款の内容以外に何か想定するものがないのであれば、投信法施行規則案第14条第1項を削除又は一部改正してほしい。 | ご意見を踏まえ、投信法施行規則案第14条第1項各号は削除するよう、規定を修正いたします。<br>なお、信託法第186条第1号の趣旨を踏まえ、受益権の内容を特定するものとして、「委託者指図型投資信託の名称」を記載し、又は記録するよう、規定を修正いたします(投信法施行規則第14条第1項)。 |
| 6 | 投信法施行規則案第14条第2項第1号に「当 | 投信法施行規則案第14条第2項第1号及び第 |

| | | |
|---|---|---|
| | 該委託者指図型投資信託の委託者の商号又は名称及び所在の場所」と規定されているが、委託者指図型投資信託の発行者が保存すべき帳簿書類として、自らの名称や住所を記載することの意味がないものと考えられるため、削除してほしい。 | 2号は、同項第6号で記載を求めている投資信託約款の記載事項(投信法第4条第2項第1号)と一部重複しているため、ご意見を踏まえ、これらを削除するよう規定を修正いたします。 |
| 7 | 受益権原簿の作成に当たり、投資信託約款の内容を記載する必要があるなど、従前の記載内容に項目が追加されているが、投信法施行規則案別表第1には記載要領等欄の詳細が記載されていないので、これらの整理の必要があるものと考える。また、従来投資信託において作成していた「受益証券台帳」には複数の帳簿をもって分別して記載することができる旨の記載があり、現在作成している帳票で今回法令に求められている項目が記載されているものがある場合には、それらを利用できるよう受益権原簿について既存の帳票を代替する等のための手当をしてほしい。 | ご意見を踏まえ、投信法施行規則別表第1(同規則第26条第2項関係)の受益権原簿の「備考」欄において、投資信託約款を金商業等府令第157条第1項第17号イに掲げる帳簿書類として保存している場合にあっては、当該投資信託約款の記載事項が受益権原簿に記載されているものとみなすこととするよう、規定を修正いたします。<br>また、別表第1の受益権原簿の「記載要領等」欄において、「法第6条第7項において準用する信託法第197条第1項に規定する場合に該当する場合は、第16条に定めるところにより受益権原簿を作成しなければならない。」を追加するよう、規定を修正いたします。<br>なお、投信法施行規則第16条について、委託者指図型投資信託の性質に即したものとなるよう、規定を修正いたします。 |
| 8 | 受益権原簿の記載事項について、信託法第186条各号、信託法施行規則案第18条、第19条のうち、投資信託の法定帳簿として必要なもののみを具体的に規定し、これを記載事項とするよう変更してほしい。 | 投信法第6条第7項において準用する信託法第186条の「法務省令」は「内閣府令」と読み替えられており、信託法施行規則第18条及び第19条は適用されず、投信法施行規則第14条において委託者指図型投資信託の受益権原簿の記載事項が規定されており、投資信託の性質に即した記載事項を定めています。 |
| | **(受益権原簿の閲覧・謄写を拒むことができる場合)** | |
| 9 | 投信法施行令案第11条において信託法第190条第3項第3号の読替えに当たり、「当該委託者の業務の遂行を妨げ」る目的を追加するべきと考える。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘の「当該委託者の業務の遂行を妨げ」る目的についても「請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」に該当する場合もあり得るものと考えられます。 |
| **No.** | **●証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止〔第7条〕** | |
| 1 | 金商法施行令案第2条の3第4号の「有価証券信託受益証券」と改正後の投信法第2条第4項の「証券投資信託」との関係について明らかにしてほしい。<br>「有価証券信託受益証券」の信託行為は、投信法第7条で禁止する「証券投資信託を除くほか、信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託」に該当しないのか。 | 金商法施行令第2条の3第3号に規定する「有価証券信託受益証券」は受益証券発行信託の受益証券であり(金商法第2条第1項第14号、信託法第185条第1項)、信託法第8章の定めるところによるものであることから、これには投信法に規定する「証券投資信託」の受益証券(金商法第2条第1項第10号)は含まれないものと考えられます。<br>ご指摘のとおり、「有価証券信託受益証券」は、投信法第7条の規定に従って、「信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする」信託であってはならないところ、例えば、信託された有価証券の管理を行うことのみを目的としており、当該有価証券の処分が行われないこと等により「主として有価証券に対する投資として運用する目的」と認められない場合には、当該禁止に抵触しないものと考えられます。 |

| No. | ●金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等〔第8条〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 金商法における有価証券の範囲が拡大したが、そのうち、以下のものについては、投信法施行規則案第19条第1項第3号に追加してほしい。<br>① 抵当証券(社債券に性質がほぼ同じと考えられるため)<br>② 受益証券発行信託(受託者において受益証券の価格(受益証券が分割されている場合は、その1単位あたりの価格を含む。)が計算されており、特に外国のものについては、外国投資信託に類し、価格が公表されているものも多いため) | 一般的に、投信法施行規則第19条第1項第3号で定める有価証券は、資産価値が客観的かつ透明なプロセスで形成されるものに限定されているため、ご意見にある①及び②を追加することは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●議決権等の指図行使〔第10条〕** | |
| 1 | 将来的に有価証券発行信託に投資する投資信託が組成される可能性もあることから、指図行使の対象として、信託法に基づく受益者の権利を追加するべきと考える。 | 受益証券発行信託の受益証券も有価証券である(金商法第2条第1項第14号)ことから、投資信託委託会社は投信法第10条第1項により議決権等について指図行使できるものと考えられます。 |
| **No.** | **●特定資産の価格等の調査〔第11条〕** | |
| | **▼「利害関係人等」の範囲** | |
| 1 | 投資信託委託会社の利害関係人等(投信法第11条第1項)の範囲は、登録申請書の添付書類に記載する特定関係者の範囲内となることを確認したい。 | 投資信託委託会社の利害関係人等には投信法施行令第17条第3号の投資信託委託会社の特定個人株主が含まれており、登録申請書の添付書類に記載する特定関係者(金商業等府令第9条第4号)の範囲内とはなりません。 |
| 2 | 投信法施行令案第17条、第27条及び第123条について、 今のところ内閣府令で規定する予定はないということでよいか。 | 貴見のとおり、現時点では、投信法施行令第17条第4号、第27条第4号、第123条第4号に基づく内閣府令は規定していません。 |
| 3 | 投信法施行令案第17条第4号の「前3号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者」については該当する内閣府令の規定はないことを確認したい。 | |
| | **▼指定資産の範囲** | |
| 4 | 民間発行のCMOについては金商法第2条第1項第18号に該当すると理解しており、その結果特定資産調査の対象となっている。しかし、エージェンシー発行のCMO(同法第2条第1項第17号に該当)と同様にマーケットで売買されているものであり、特定資産調査の対象とならないように、投信法施行規則案第22条において、金商法第2条第1項第18号についても指定資産の範囲に含めるべきと考える。 | 投信法は、客観的な価格評価の容易でない資産へ投資した場合は外部の独立した者による価格調査を義務づけることとしています(投信法第11条)。金商法第2条第1項第18号に掲げる有価証券は、様々な性質を有する権利が含まれるため、類型的にみて、客観的な価格評価が容易であるとはいえず、価格調査義務の適用が除外される指定資産(投信法施行規則第22条第1項)の範囲に含めることは適当でないと考えられます。 |
| 5 | 投信法施行規則案第22条第1項第1号かっこ書において同号に含まれる有価証券の範囲には、金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利は含まれないとの理解でよいか。<br>また、金商法第2条第2項の各号に掲げる権利であっても、外国金融商品市場に上場しているものもあり(例えばLPSなど)、通常の株券と同等に取引されている。このようなものについて価格調査は不要と思われることから、上記理解で正しい | 投信法施行規則第22条第1項第1号のかっこ書は、同号イからハに掲げる有価証券に表示されるべき権利(有価証券表示権利)も価格調査が不要となる指定資産の範囲に含まれることを規定しているものであり、金商法第2条第2項各号に掲げる権利が指定資産の範囲に含まれないことを規定しているものではありません。同項各号に掲げる権利であっても、投信法施行規則第22条第1項第1号イ又はロに該当するものであれば、当該権利は指定資産の範囲に含まれることとなりま |

| | | |
|---|---|---|
| | としたならば、かっこ書を金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含むと変更するべきではないか。 | す。<br>なお、上記の趣旨をより明確化するよう、規定を修正いたします。 |
| 6 | 投信法施行規則案第22条第1項第1号イにおいて、オプション取引（金商法第2条第1項第19号に該当）のうち、金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されているものは指定資産とされているが、同項第3号において当該取引も含む市場デリバティブ取引（金商法第2条第21項に該当）が重複して指定資産に定義されている。投信法施行規則案第22条第1項第3号の記載の中で、同項第1号に掲げるものを除くと明記するべきではないか。 | 投信法施行規則第22条第1項第1号イは有価証券であり、同項第3号の市場デリバティブ取引に係る権利とは異なることから、ご指摘のような修正は不要であると考えられます。 |
| 7 | 投信法施行規則案第22条第1項第1号ハ（3）において、金商法第2条第1項第19号に掲げる有価証券は指定資産と定義されており、この中には金商法第2条第22項第3号又は第4号に掲げる取引が含まれる。一方、投信法施行規則案第22条第2項第2号において店頭デリバティブ取引（金商法第2条第22項に該当）全般が指定されていることから、店頭オプション取引が指定資産であるならば、同号の記載の中で、前項第1号に掲げるものを除くと明記するべきではないか。 | 投信法施行規則第22条第1項第1号ハ（3）は有価証券であり、同条第2項第2号の「店頭デリバティブ取引」に係る権利とは異なることから、ご指摘のような修正は不要であると考えられます。 |
| 8 | 投信法施行規則案第22条の指定資産等の定義において、同条第1項第5号を「金銭債権及び金銭債権を裏付けとする信託受益権」とすべきである。あるいは、金融機関などによる元本保証ものと区別する必要があれば、同項に第6号として「前項に規定する以外の金銭債権及び当該金銭債権を裏付けとする受益権」を追加すべきである。 | 指定資産は、金融商品取引所に上場されている有価証券や金銭債権のうち預金等の性質に近いものなど、客観的な価格評価が容易な資産が定められており、客観的な価格評価が容易でない「金銭債権を裏付けとする信託受益権」を指定資産として追加することは、適当でないものと考えられます。 |
| | **▼調査すべき事項の内容** | |
| 9 | 投信法施行規則案第22条第3項第1号で規定する特定資産の価格等を調査しなければならない事項のうち、信託受益権に関しては、各々の資産次第で、例えば不動産ならば、信託の内容及び投信法施行規則案第22条第3項第3号に規定される不動産に関する事項との理解でよいか。 | 基本的には、貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●運用報告書の交付等〔第14条〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 投信財産計算規則案第57条に規定する附属明細表の適用に「変更後の規定は、本法施行日前に開始した計算期間に関して作成すべき附属明細表の記載については、なお従前の例による。」旨の経過措置を設けてほしい。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の趣旨の経過措置を追加するよう、規定を修正いたします（投信規則等一部改正府令附則第3条）。<br>また、同様に投資法人計算規則についてもご指摘の趣旨の経過措置を追加するよう、規定を修正いたします（同府令附則第4条）。 |
| 2 | 運用報告書の記載事項に関する変更について、改正法施行日後に開始する計算期間にかかる運用報告書から適用されるとの理解でよいか。また、MRF、MMFの運用報告書に関する変更についても、適用開始基準を明確にしてほしい。 | ご意見を踏まえ、施行日前に開始した計算期間に関して作成すべき計算関係書類（投信財産計算規則第2条第2項第1号）に関しては、改正法施行後も、なお従前の例によるものとする旨の経過措置を追加するよう、規定を修正いたします（投信規則等一部改正府令附則第3条）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼計算関係書類の金額の表示方法** | |
| 3 | 投信財産計算規則案第4条第1項では、投資信託財産の計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示することされているが、外貨の場合も同様に千単位又は百万単位での表示もできる旨明示することを要望する。 | 投信財産計算規則第4条第1項は、円貨で金額を表示する場合の原則を規定するものであって、外貨で表示する金額について千単位や百万単位等での表示を禁止するものではないと考えられます。 |
| | **▼計算期間の特例** | |
| 4 | 投信財産計算規則案第9条第4号により、計算期間は最長で1年と3日が認められているが、一方で祝日の移動調整により連休が5日以上となるケースが増加しつつあり、同号を遵守するため計算期間を短縮させる約款変更を要す投信も今後想定されるため、連続休業日の翌営業日を計算期間の末日とすることができるよう手当してほしい。 | ご意見を踏まえ、計算期間の初日から1年を経過した日が休日等である場合にはその翌営業日を計算期間の末日とすることができるよう規定を修正いたします(投信財産計算規則第9条第2号)。 |
| | **▼附属明細表** | |
| 5 | 投信財産計算規則案別紙様式第1号の表示上の注意2の「投資法人が保有」は「投資信託財産が保有」ではないか。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。 |
| 6 | 投資信託のように時価による「基準価額」で出入りする仕組みのものにおいては、投信財産計算規則案別紙様式第1号について以下の項目は意味をなさないことから削除することを要望する。<br>第1有価証券明細表<br>(1) 株式:評価損益の項目<br>(2) 株式以外の有価証券:帳簿価格、未収利息、前払経過利子、評価損益の項目<br>第2信用取引契約残高明細表:帳簿価額、評価損益の項目<br>一方、投資法人の投資証券は未公開株や不動産のように頻繁に売買することのないものを組み入れている場合もあり、「評価損益」等を出すことは一定の意味をなすと考える。 | ご意見を踏まえ、「評価損益」等の項目を削除し現行の様式と同内容となるよう、規定を修正いたします(投信財産計算規則別紙様式第1号第1(1)及び(2))。<br>また、同様に投資法人計算規則についても、ご意見を踏まえ、現行の様式と同内容となるよう、規定を修正いたします(投資法人計算規則別紙様式第1(1))。 |
| 7 | 投信財産計算規則案別紙様式第1号について、以下の項目を削除してほしい。<br>・第1有価証券明細表<br>株式以外の有価証券:帳簿価格、未収利息、前払経過利子、評価損益の項目 | |
| 8 | 投信財産計算規則案別紙様式第1号について、以下の項目を削除してほしい。<br>第2信用取引契約残高明細票:帳簿価額、評価損益の項目 | |
| 9 | 投信財産計算規則案別紙様式第1号第1有価証券明細表の表示上の注意3(1)に「通貨の種類ごとに当該通貨をもって表示するとともに金額を小計し」とあるが、どの項目の金額を小計するか書式に明示することを要望する。 | ご意見を踏まえ、「評価損益」等の項目を削除し現行の様式と同内容となるよう、規定を修正いたしますので、ご指摘の「表示上の注意3(1)」の記載を変更する必要はないものと考えられます(投信財産計算規則別紙様式第1号第1)。 |
| 10 | 投信財産計算規則案別紙様式第1号第1有価証券明細表に記載することが求められている「評価損益」については、財務諸表等規則に合わせて、最終計算期間に係る評価損益を開示する旨 | 投信財産計算規則別紙様式第1号第1について「評価損益」を削除する修正をすることから、ご指摘の最終計算期間に係る評価損益を開示する旨の明記は必要なくなるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | を明記することを要望する。 | |
| | **▼適格機関投資家私募による場合の運用報告書の作成・交付義務の適用除外** | |
| 11 | 投信財産計算規則案中、第58条第7項とされている規定を同条第8項とし、第58条第8項とされている規定を同条第7項として、入替え前の投信財産計算規則案第58条第7項を、「法第14条第1項第1号及び第3号に規定する場合における投資信託財産については、前各項の規定は適用しない。」と修正するべきではないか。<br>又は、第58条第7項とされている規定は削除し、第58条第8項とされている規定を同条第7項とするよう修正すべきではないか。 | ご意見を踏まえ、投信財産計算規則案第58条第7項を削除するよう、規定を修正いたします。 |
| | **▼運用報告書の作成・交付義務が適用除外とされるMRFの投資対象** | |
| 12 | 投信法施行規則案第25条第2号イにおいて、証取法第2条第2項第1号の貸付債権信託受益権および外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権の権利の性質を有するものを対象資産に加えるべきと考える。 | ご意見を踏まえ、「貸付債権信託受益権」及び「外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権の権利の性質を有するもの」をMRFの運用対象資産に加えるよう、規定を修正いたします（投信法施行規則第25条第2号イ(1)・(3)）。 |
| 13 | 投信法施行規則案第25条第2号イにおいて、受益証券発行信託（金商法第2条第1項第14号）のうち指定金銭信託及び貸付債権信託（証取法施行令第1条の3の性質を有するもの）を対象有価証券に加えるべきと考える。 | ご意見を踏まえ、受益証券発行信託の受益証券のうち、①指定金銭信託及び②貸付債権信託に係るものをMRFの運用対象有価証券である有価証券の範囲に加えるよう、規定を修正いたします（投信法施行規則第25条第2号イ(1)・(3)）。 |
| | **▼運用報告書の作成・交付義務の適用除外の効果** | |
| 14 | 投信法第14条第1項第1号及び第3号に該当する場合には、投資信託委託会社は、同条の運用報告書の交付義務のみならず作成義務及び内閣総理大臣への届出義務をも免れ、したがって投信財産計算規則案第58条第8項が適用されず、運用報告書の作成が不要であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼運用報告書の作成期日の特例の対象となるMMFの投資対象** | |
| 15 | 従来のMMFでは投資対象として証取法第2条第2項第1号の貸付債権信託受益権及び外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権の権利の性質を有するものが有価証券として規定されていたが、投信財産計算規則案第59条第1項第2号イでは投資対象の有価証券から除かれていることから、特定金融商品に含め引き続き運用対象と認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、「貸付債権信託受益権」及び「外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権の権利の性質を有するもの」をMMFの運用対象資産に加えるよう、規定を修正いたします（投信財産計算規則第59条第1項第2号イ(3)・(4)）。 |
| 16 | 投信財産計算規則案第59条第1項第2号イにおいて、受益証券発行信託（金商法第2条第1項第14号）のうち指定金銭信託及び貸付債権信託（証取法施行令第1条の3の性質を有するもの）を対象有価証券に加えるべきと考える。 | ご意見を踏まえ、受益証券発行信託の受益証券のうち、①指定金銭信託及び②貸付債権信託に係るものをMMFの運用対象資産である有価証券の範囲に加えるよう、規定を修正いたします（投信財産計算規則第59条第1項第2号イ(1)・(3)）。 |
| 17 | 投信財産計算規則案第59条第1項第2号イにおいて、対象資産にヘッジ目的で利用するデリバティブ取引に係る権利も含まれることを明確にするよう要望する。 | ご意見を踏まえ、対象資産にヘッジ目的で利用するデリバティブ取引に係る権利も含まれるよう、規定を修正いたします（投信財産計算規則第59条第1項第2号イ）。 |
| 18 | 投信財産計算規則案第59条第1項第2号ニ(4)において、オーバーナイト指定金銭信託の受 | ご意見を踏まえ、MMFの運用対象資産として認められるオーバーナイト指定金銭信託の受託 |

| | | |
|---|---|---|
| | 託者に、ファンドの受託者の再信託先が含まれる旨を明確にしてほしい。 | 者として、当該投資信託の受託者のほか、投資信託財産の再信託先も含まれることを明確化するよう、規定を修正いたします（投信財産計算規則第59条第1項第2号ニ(4)）。 |
| | **▼MRF・MMFの受益者に対する情報提供** | |
| 19 | 運用報告書の受益者への交付について、MRFは1年ごとの交付から交付を要しないとすること（投信法施行規則案第25条第2号）、MMFは6ヶ月ごとの交付から1年ごとの交付（投信財産計算規則案第59条第1項第2号）とされており、受益者からは情報の減少となる。よって、情報提供の代替方法を導入すべきものと考える。 | MMFについては、現在、自主規制機関の規則において、組入資産の種類別残高の情報について月次ごとに委託会社のホームページに掲載することを求めています。また、MRFについては、月次ごとに委託会社のホームページに運用状況について情報提供がされていますが、今後は、MMFと同様に自主規制機関の規則において月次ごとに委託会社のホームページに掲載することを求めることが予定されています。 |
| **No.** | **●投資信託財産に関する帳簿書類〔第15条〕** | |
| 1 | 改正法施行日前に設定された投資信託について、改正法施行日後に作成すべき法定帳簿は、<br>① 原則として改正法に定められている法定帳簿<br>② 受益権原簿（投信法第6条第7項において準用する信託法第186条）については、信託法改正にかかわるものであるため、従来どおり受益証券台帳<br>との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（信託法整備法第2条、第26条参照）。<br>なお、改正法施行日前に作成した帳簿書類（現行の投信法第36条第1項）の保存についてはなお従前の例によるものとされております（整備政令附則第34条）。 |
| 2 | 従来法定帳簿とされていた運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書（現行の投信法施行規則第69条第1項第1号ヌ）及び委託先との連絡票（同号ル）が法定帳簿でないことを確認したい。また改正法が施行された後には今まで保存してきたこれらの法定帳簿については保存の必要性はないことを確認したい。 | 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書及び委託先との連絡票については、今後、投信法上の法定帳簿ではなくなるものの、施行日前に作成していたそれらの帳簿については作成時点で定められた期間の保存義務が引き続き課される（整備政令附則第34条）点に、留意が必要と考えられます。<br>また、委託に関する契約書については、金商法上の帳簿書類として作成・保存義務が生じる（金商業等府令第181条第1項第4号、第157条第1項第17号イ）ことについても留意が必要と考えられます。 |
| 3 | 投信法施行規則案別表第1において、運用の委託先との連絡表が削除され、運用指図書のみとされているが、当該運用指図書は、検査その他の必要な場面では投資信託委託会社がこれを入手できる状況にあれば、投信委託会社が管理せず、運用の委託先が管理することで足りることを要望する。 | ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、ご指摘の運用指図書について投資信託委託会社に保存義務があります。なお、運用指図書の保存については、投資信託委託会社の管理のもとにおいて、他の者に委託することは可能と考えられます。 |
| **No.** | **●投資信託約款の変更内容等の届出〔第16条〕** | |
| 1 | 投信法施行規則案第27条第1項第5号に規定する同規則案第31条各号のうち、同条第1号で定める事項は、同規則案第27条第2項第3号ロに規定する添付書類（書面決議参考書類）と重複するため、手続の簡素化を図る観点から、同規則案第27条第1項第5号を「･･･第31条各号（第1号を除く。）に掲げる事項」とすべきものと考える。 | ご意見を踏まえ、投信法施行規則第27条第1項第5号を「第31条第2号から第7号までに掲げる事項」とするよう、規定を修正いたします。<br>なお、第28条第1項第6号、第41条第1項第5号、第89条第1項第5号及び第90条第1項第6号についても、同様に規定を修正いたします。 |
| **No.** | **●投資信託約款の変更等〔第17条〕** | |

| | | |
|---|---|---|
| | **▼「重大な約款の変更等」** | |
| 1 | 投信法施行規則案第29条は、重大な約款変更になる項目として、投信法第4条第2項第1号の「委託者及び受託者の商号又は名称」を対象としているが、通常、これらの変更が投資信託契約の商品の同一性を失わせるものであるとは考えにくい。「委託者及び受託者の商号又は名称」の変更であっても、商品の同一性が失われるものではない場合、当該変更は重大な約款変更に該当しない旨確認したい。 | 個別の事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、「商品としての同一性を失わせる」ものでない変更であると判断されるのであれば、重大な約款変更に該当しないものと考えられます（投信法施行規則第29条）。 |
| 2 | 投信法施行規則案第29条第1号から第3号までについては、いずれも「当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの」という表現が付されていないことから、いかなる変更であっても改正後の投信法第17条第1項に基づく手続きが必要となるように読める（現行の投信法施行規則第46条も同様）。投信法施行規則案第29条第1号から第3号までについても「当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの」という表現を付すべきである。 | ご意見を踏まえ、投信法施行規則第29条第1号から第3号までについても、「当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの」という趣旨に変更いたします。これに伴い、第1号から第6号までを個別に規定する必要がなくなるため、改正後の投信法施行規則第29条のただし書以降を削除するよう、規定を修正いたします（投信法施行規則第29条）。また、委託者非指図型投資信託及び外国投資信託についても同様に、規定を修正いたします（投信法施行規則第91条及び第99条）。 |
| | **▼書面決議参考書類の記載事項** | |
| 3 | 投信法施行規則案における投資信託約款変更に関する議案（第34条）、委託者指図型投資信託の併合に関する議案（第35条）、投資信託契約の解約に関する議案（第42条）について、「相当性に関する事項」を記載しなければならないことになっている。この「相当性」について、当局の見解を確認したい。具体的な判断基準はあるのか。あるいは弁護士・公認会計士等の一定の資格者から見解を徴するといったことを想定されているのか。各委託会社の判断にゆだねられているのか。 | 「相当性に関する事項」（投信法施行規則第34条第2号、第35条第3号イ、ロ、第42条第1号）は、それぞれの規定において「相当性」の対象とされている事項の内容に応じて個別事例ごとに適切な記載が求められており、一律の基準を示すことは困難と考えられます。なお、弁護士・公認会計士その他の専門家の見解が「相当性に関する事項」に含まれる場合もあり得るものと考えられます。 |
| 4 | 委託者指図型投資信託の併合にあたっては、投資信託委託会社が議案を出し（投信法施行規則案第35条）、受益者が書面による決議を行うこととなるが、継続保有か売却かの投資判断を行えるよう、メリットばかりではなく予想し得るデメリットについても受益者に開示することを、投資信託委託会社に義務づけることが必要ではないか。 | 委託者指図型投資信託の併合に関する書面決議に係る参考書類は、受益者が当該議案に賛成するかどうかを判断するための重要な資料となることから、ご意見を踏まえ、その記載事項として、「委託者指図型投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実」を追加するよう、規定を修正いたします（投信法施行規則第35条第10号）。<br>なお、投資信託約款の変更及び解約に関する書面決議に係る参考書類についても、同様の趣旨の記載事項を追加するよう修正いたします（投信法施行規則第34条第6号、第42条第7号）。<br>また、非指図型投資信託についても変更及び併合（投信法施行規則第92条第6号、第93条第10号）、また、外国投資信託についても変更、併合又は解約（同規則第100条第1号ホ、第2号リ又は第102条第6号）について追加するよう、規定を修正いたします。 |
| | **▼議決権行使書面の交付** | |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 実務においては、委託会社が議決権行使書面を作成し、販売会社に依頼して知れたる受益者に交付することが想定される。特に公募投信の場合、委託会社は、各受益者の指名及び行使できる議決権の数を把握しておらず、これらは販売会社が把握している。こうした状況に鑑み、各受益者の氏名及び行使できる議決権の数を除くすべての記載事項を記載した議決権行使書面を委託会社が作成し、一方、各受益者の氏名及び行使できる議決権の数を記載した書面については委託会社が販売会社に作成を依頼し、販売会社経由で両書面併せて受益者に交付するという対応で問題ないとの理解でよいか。 | ご指摘のように議決権行使書面の作成事務及び交付事務を販売会社に委託することも可能と考えられますが、作成及び交付は投資信託委託会社の義務とされていることに留意が必要と考えられます(投信法第17条第9項、信託法第110条第1項)。 |
| **No.** | **●投資信託約款の解約等〔第20条〕** | |
| | **▼書面決議参考書類の記載事項** | |
| 1 | 投信法施行規則案第42条第1号と第6号の違いは何か。同一であれば、第1号は不要ではないのか。 | 投信法施行規則第42条第1号の「解約の相当性に関する事項」は解約を行うことが客観的に相当なものであることの記載を意味しており、一方、同条第6号の「解約の理由」は解約を行うこととする具体的な理由の記載を意味しており、両者の内容は異なるものと考えられます。 |
| **No.** | **●委託者非指図型投資信託契約の締結〔第49条〕** | |
| 1 | 委託者非指図型投資信託は、個々の投資家を委託者として信託契約を締結する形式であるため、投信法施行規則案第78条及び第270条の「一部解約」は、「投資信託契約の解約又は一部解約」といった規定振りとしてほしい。<br>同様に、投信財産計算規則案第62条で定める委託者非指図型投資信託に関する規定の準用において、第52条第2項、第53条第1項第1号、第54条第1項第1号の「一部解約」は、「投資信託契約の解約又は一部解約」といった規定振りとしてほしい。 | ご意見を踏まえ、「(委託者非指図型)投資信託契約の解約」とするよう、規定を修正いたします(投信法施行規則第78条及び第270条)。<br>同様に、投信財産計算規則第62条で定める委託者非指図型投資信託に関する規定の準用において、第52条第2項、第53条第1項第1号、第54条第1項第1号の「一部解約」についても「解約」と読み替えるよう、規定を修正いたします。なお、「解約」の中には「一部の解約」も含まれるものと考えられます。 |
| **No.** | **●外国投資信託の届出〔第58条〕** | |
| | **▼届出義務が生じる「募集の取扱い等」の範囲** | |
| 1 | 投信法施行令案第24条は、外国投資信託の受益証券・外国投資法人の届出が必要になる「募集の取扱い等」の範囲を定めているが、「募集」以外はすべて削除すべきと考える。理由は、「募集」の場合は有価証券届出書の届出が要求されていることに照らして、投信法上の届出が求められることは合理的であると考えられるが、「私募」等の場合には、届出が求められる合理性が特に見当たらないことがあげられる。特に「金商法第2条第8項第1号から3号まで及び8号に掲げる行為」(投信法施行令案第24条第4号)については、単なる売買まで含まれているが、そのような取引を発行体が逐一把握することは不可能であり、少なくとも第4号は削除されるべきである。<br>なお、投信法施行令案第30条及び第128条では「募集の取扱い等」から除外される取引が規定 | 外国投資信託の届出(投信法第58条第1項)及び外国投資法人の届出(投信法第220条第1項)の趣旨は、外国投資信託の受益証券又は外国投資証券が国内において流通することとなる場合には、投資者保護を図る観点から規制当局においてその実態を把握する必要があるため、必要な情報の届出を発行者に求めることにあると考えられます。<br>このような観点から、投信法施行令第24条各号では、外国投資信託の受益証券又は外国投資証券が国内において流通することとなるものとして、「募集」のほか、「売買」その他の行為を届出義務の対象として規定しているところであり、ご指摘のように「募集」(投信法施行令第24条第1号)以外の行為(同条第2号から第6号まで)を削除することは適当でないと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | されている。しかし、「外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理」といったものは、もともと日本の証取法や投信法が適用されるものではないと解されるので、条文の趣旨が不明である。この点について、なぜこのような除外規定を設ける必要があるのかを確認したい。 | また、ご指摘のように、第一種金融商品取引業を行う者が株価指数連動型の外国ETF（投信法施行規則第94条、第259条）について、「外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理」を行う場合は、外国投資信託・外国投資法人の届出義務が適用除外とされています（投信法施行令第30条第2号イ、第128条第2号イ）。その趣旨は、外国の取引所における取引の媒介・取次ぎ・代理若しくはその一部が国内において行われ、又は国内の投資家を相手に当該行為が行われる場合には、外国投資信託・外国投資法人の届出が必要な「有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理」（金商法第2条第8項第2号、投信法施行令第24条第4号）に該当することを前提に、届出義務によらなくても当局において情報収集が可能と考えられる場合等について一定の適用除外を設けることにあると考えられます。 |
| | **▼届出義務が適用除外とされる外国投資信託の種類** | |
| 2 | 投信法施行規則案第94条及び第259条は、日本国内で届出を行うことなく売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことができる外国証券を現物信託型かつ株価指数連動型としている（投信法施行令案第12条第2号）が、外国投信のうち、外国金融商品市場にて上場されているものであれば、現物信託型あるいは株価指数連動型であるなしにかかわらず、発行者が日本国内で届出を行うことなく売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことを許容すべきと考える。特に、MSCI等外国指数には多くの上場外国不動産投資信託（REIT）が組み入れられているため、適格機関投資家がバスケット取引等で運用する需要がある。<br>一方、上場外国不動産投資信託に関する国内届出の有無については、EDINET上での閲覧等簡便な確認方法がなく、当該適格機関投資家及び当該取引の委託の取次ぎの媒介を受ける証券会社は対応に苦慮している。<br>このような適格機関投資家が行う上場外国不動産投資信託（REIT）への投資についても、届出の適用除外としてほしい。 | 株価指数連動型外国ETFについては、国内当局が必要な情報を把握することが比較的容易であり、外国の取引所の上場審査等により商品性について一定の適正性が確保されると考えられることから、一定の場合について外国投資信託・外国投資法人の届出の適用除外としているところです（投信法施行令第30条、第128条、投信法施行規則第94条、第259条）。<br>ご指摘の上場外国不動産投資信託（REIT）は、投資対象が個別性の強い不動産であること等により国内当局による情報把握が必ずしも容易でないことから、現時点では、株価指数連動型外国ETFと同様の適用除外を規定するのは適当でないと考えられます。 |
| 3 | 売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことについて発行者の届出を要しない外国投資信託の受益証券又は外国投資法人の外国投資証券の範囲が、いずれも現物信託（出資）型かつ株価指数連動型のものに限定されている。外国の取引所に上場されているものについてはすべて届出をすることなく取り扱えるようにしてほしい。 | |
| 4 | ① 外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等として、国内取引所に上場されている外国投資信託及び海外取引所に上場されている株価指数連動型ETFは、届出義務の適用除外とされているが、特定投資家あるいは適格機関投資家のみを対象とする私募投信は適用除外とされていない。 | ① 国内の取引所に上場されている外国投資信託の受益証券及び外国投資証券については、金商法上の開示規制（有価証券届出書の提出義務等）により当局への情報提供がなされ、取引所の上場審査により商品の適正性が確保されると考えられることから、投資信託・投資法人の届出義務の適用除外とし、また、株価指数連 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金商法では顧客属性に応じた規制の柔軟化が認められること、届出義務を適用除外することによる届出費用負担の減少が顧客の支払費用減に資する可能性があること等を勘案し、特定投資家向けあるいは適格機関投資家向けの私募の外国投資信託についても、投信法第58条第1項の「投資者の保護のために支障が生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの」として定めてほしい。<br>② 投信法施行令案第30条第2号は、既に外国金融取引所で売買されている外国投資信託の受益証券も対象になるか確認したい。 | 動型外国ETFについては、国内当局が必要な情報を把握することが比較的容易であり、外国の取引所の上場審査等により商品性について一定の適正性が確保されると考えられることから、一定の場合について外国投資信託・外国投資法人の届出の適用除外としているところです（投信法施行令第30条、第128条、投信法施行規則第94条、第259条）。<br>適格機関投資家又は特定投資家のみを相手方として外国投資信託の受益証券の私募を行う場合、必ずしも当局において実態を把握することが可能とは限らず、商品性について適正性が確保されているとは限らないため、ご指摘のように一律に外国投資信託の届出義務の適用除外とすることは適当でないと考えられます。<br>② 既に外国金融商品取引所において売買されている外国投資信託の受益証券について投信法施行令第30条第2号に該当する行為を行う場合も、外国投資信託の届出義務が適用除外になると考えられます。 |
| 5 | 投信法施行令案第30条第3号及び第128条第3号の「内閣府令で定める行為」を定める規定は見当たらないが、①外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等に当たり、有価証券届出書が提出されている場合、②募集総額が1億円未満の場合、③受益証券の私募が行われる場合については、外国投資信託の届出を要しないものとしてほしい。外国投資法人も同様である。 | 国内の取引所に上場されている外国投資信託の受益証券及び外国投資証券については、金商法上の開示規制（有価証券届出書の提出義務等）により当局への情報提供がなされ、取引所の上場審査により商品の適正性が確保されると考えられることから、投資信託・投資法人の届出義務の適用除外とし、また、株価指数連動型外国ETFについては、国内当局が必要な情報を把握することが比較的容易であり、外国の取引所の上場審査等により商品性について一定の適正性が確保されると考えられることから、一定の場合について外国投資信託・外国投資法人の届出の適用除外としているところです（投信法施行令第30条、第128条、投信法施行規則第94条、第259条）。<br>ご指摘のように外国投資証券の募集に際して有価証券届出書が提出されている場合であっても、必ずしも商品性について適正性が確保されているとは限らず、また、募集総額が1億円未満の場合及び受益証券の私募が行われる場合は、必ずしも当局において実態を把握することが可能とは限らず、また、商品性について適正性が確保されているとも限らないため、現時点では、ご指摘のように一律に外国投資信託の届出義務の適用除外とすることは適当でないと考えられます。 |
| 6 | 外国株式の海外市場への取次ぎは、時差があるため当該海外市場が終了している場合は、約定価格のリアルタイムでの入手が困難という理由から証券会社との相対取引で行うことが多い。このため、届出が不要な外国ETFの取引として、適格機関投資家を相手方とする相対取引は認められたが、その他の投資家を相手方とする相対取引も認めることを要望する。 | 投信法施行令第30条第2号ハ及び第128条第2号ハは、高いリスク管理能力が認められる者である適格機関投資家が顧客である場合に限り、株価指数連動型外国ETF（投信法施行規則第94条、第259条）について、店頭売買やその仲介を行う場合に外国投資信託・外国投資法人の届出義務を適用除外とするものであり、ご指摘のように顧客が適格機関投資家に該当しない場合にも適用除外とすることは、投資者保護の観点から適当 |

| | | |
|---|---|---|
| | | でないと考えられます。 |
| | **▼一定の場合に届出義務が適用除外とされる外国ETFの要件** | |
| 7 | 外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等に該当するための外国投資信託の受益証券は、投信法施行規則案第94条に該当するものに限られる。同条は、これを、投信法施行令案第12条第2号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券とする旨規定する。投信法施行規則案第94条は、外国で上場するETFについては届出を不要とする趣旨と考えられるが、ここでいう「類する」の要件は、あくまで金融庁長官の指定する株価指数に連動するものに限定する趣旨か。それとも解釈に委ねる趣旨か。もし、そのように限定する趣旨であれば、実際に外国で上場されているETFで投信法施行規則案第94条により届出が不要となるものは極めて限定され、規定の意味が余りないのではないか。また、もし限定しない趣旨であれば、投信法施行規則案第94条で投信法施行令案第12条第2号を引用する箇所につき、金融庁長官の指定する株価指数であることに限定されない趣旨を明らかにするか、あるいはガイドライン等で解釈を明確にしてほしい。 | 投信法施行令第12条第2号に掲げる証券投資信託(いわゆる株価指数型ETF)と同様の経済的実態を有する外国投資信託については、国内当局が必要な情報を把握することが比較的容易であること等から、同号に掲げる証券投資信託に「類する」外国投資信託の受益証券(いわゆる株価指数連動型外国ETF)について、一定の場合に外国投資信託の届出の適用除外としているところです(投信法施行令第30条、投信法施行規則第94条)。<br>したがって、この「類する」とは、投信法施行令第12条第2号に掲げる証券投資信託と同様の経済的実態を有することを意味し、当該外国投資信託において連動させる指数は、「金融庁長官の指定する」株価指数(同号イ)と同様の経済的実態を有するものであれば、必ずしも「金融庁長官の指定する」株価指数そのものに限定されず、また、全体として株価指数と同様の経済的実態を有すると評価されるものであれば、当該指数を構成する銘柄の一部に上場外国株式類似のもの(例えば、外国上場REITの持分等)が含まれている場合も「類する」に該当し得るものと考えられます。 |
| | **▼届出の時期** | |
| 8 | 投信法第58条(外国投資信託の届出)及び第220条(外国投資法人の届出)で要求される届出は「あらかじめ」行うべきこととなっているが、当該届出は、外国投資信託の受益証券又は外国投資証券の取得勧誘又は売付け勧誘等が行われる時点以前に行うことは要求されるものではなく、取得又は売付け以前に行われれば足りる旨をガイドライン等において明確にしてほしい。 | 外国投資信託及び外国投資法人の届出は、外国投資信託の受益証券又は外国投資証券の「募集の取扱い等」が行われる場合に、「あらかじめ」行うこととされておりますが(投信法第58条第1項、第220条第1項)、「募集の取扱い等」のうち、「募集」又は「私募」(投信法施行令第24条第1号及び第2号)については、「勧誘」をその内容とすることから(金商法第2条第3項)、それ以前に届出を行うことが必要とされており、ご指摘のような措置は適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●外国投資信託への投資信託に係る規定の準用〔第59条〕** | |
| | **▼外国投資信託の運用報告書作成交付義務** | |
| 1 | 外国ETFの運用報告書の作成交付義務は免除となるか。 | ご指摘の外国ETFについては、国内において上場される場合等、外国投資信託の届出義務が適用除外となる場合(投信法施行令第30条)は運用報告書の作成義務が適用されませんが(投信法第59条)、それ以外の場合は運用報告書の作成義務(投信法第59条、第14条)が適用されます。 |
| | **▼外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え** | |
| 2 | ① 投信法施行令案第31条第1項において、読み替えられる字句及び読み替える字句がすべてはあげられておらず、読み替えた規定に紛れがあり、その解釈にも紛れを生じるおそれがあるため、明確化を希望する。<br>② 投信法施行令第31項第1項における投信法 | ① 投信法第59条及びご指摘の投信法施行令第31条の規定により、投信法第59条において規定を準用する際に必要な読替えはすべて規定されており、ご指摘のような措置は不要と考えられます。<br>② 受託者が同一でない外国投資信託が統合す |

| | | |
|---|---|---|
| | 第16条の準用について、外国投資信託の併合にあたっては、必ずしも受託者（Trustee）が同一であるとは限らない場合もあり、「受託者を同一とする二以上の」を「二以上の」に読み替えるべきと考える。 | る場合は「併合」に該当しないものと考えられます（投信法第16条第2号、信託法第2条第10項参照）。<br>なお、受託者が異なる2つの外国投資信託が統合され1つの信託となった結果、外国投資信託約款等が変更される場合は、投信法第59条において準用する同法第16条第1号に該当し、届出義務が生じることに留意が必要と考えられます。 |
| 3 | 投信法施行令案第31条第2項において、読み替えられる字句及び読み替える字句がすべてはあげられておらず、読み替えた規定に紛れがあり、その解釈にも紛れを生じるおそれがあるため、明確化を希望する。 | 投信法第59条及びご指摘の投信法施行令第31条の規定により、投信法第59条において規定を準用する際に必要な読替えはすべて規定されており、ご指摘のような措置は不要と考えられます。 |
| **No.** | **●募集投資口の申込み等〔第83条〕** | |
| | **▼申込みをしようとする者に対する通知事項** | |
| 1 | 投信法施行規則案第135条第2号ト(2)については、主要な物件が1テナントによって賃貸されている場合は、(3)と同様に、「やむを得ない事情により記載できないものにあっては、その旨」という例外規定が必要ではないか。 | ご意見を踏まえ、「やむを得ない事情により記載できないものにあっては、その旨」が記載事項となるよう、規定を修正いたします（投信法施行規則第9条第7号、第135条第2号ト）。 |
| 2 | 投信法施行規則案第135条については、全不動産、全テナントが対象となるのか。 | 投信法施行規則第135条第2号は、項目ごとに「主要な物件」又は「主要なテナント」に限定されているものを除き、投資法人の資産に属するすべての不動産及びそのすべてのテナントが対象となるものと考えられます。 |
| **No.** | **●事務の委託〔第117条〕** | |
| 1 | 投信法施行規則案第169条第1項第1号に関連し、当該投資口又は投資法人債の募集を行う一般事務受託者が、これらの募集を買取引受契約によって行う場合には、引受の申込みは、一般事務受託者が投資法人に対して行うことになり、引受の申込の勧誘は発生しないので、記載不要との理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、投資口・投資法人債の募集事務を一般事務受託者に委託する契約においては、当該募集事務の委託後に当該一般事務受託者が買取引受を行うかどうかにかかわらず、投信法施行規則第169条第1項第1号に掲げる事項の記載義務が適用されるものと考えられます。 |
| **No.** | **●短期投資法人債の発行〔第139条の13〕** | |
| 1 | 不動産、不動産の賃借権及び地上権を取得する場合には、実務上しばしば、当該不動産に係る「地役権」や当該賃借権に係る敷金や保証金等の「金銭」も合わせて取得する場合があるので、投信法施行令案第98条の2第1号に掲げる資産の中に、地役権や金銭も含めることを要望する。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例えば不動産、不動産賃借権又は地上権を取得する場合において、当該不動産等にかかる「地役権」又は「敷金、保証金等の金銭」を併せて取得することが客観的に必要不可欠と認められる場合は、不動産等を当該地役権又は金銭と併せて取得するために短期投資法人債を発行することも、不動産等の特定資産「の取得に必要な資金の調達」（投信法施行規則第192条第1項第1号）に該当し得るものと考えられます。 |
| 2 | 不動産、不動産の賃借権及び地上権を取得する場合には、実務上しばしば、当該不動産に係る「地役権」や当該賃借権に係る敷金や保証金等の「金銭」も合わせて取得する場合がある。投信法施行規則案第192条第1項第1号の「特定資産（令第98条の2各号に掲げる資産『に限る』。次項第2号において同じ。）の取得に必要な資金の調達」の解釈としては、不動産、不動産の賃借権又は地上権と合わせて、上記地役権や金銭を取得する目的の場合も含まれるとの理解でよいか。文言上、「令第98条の2各号に掲げる資産『に限 | |

| | | |
|---|---|---|
| | る』」とされているので、投信法施行令案第98条の2各号に掲げる資産の中に、地役権や金銭も含めることとしてほしい。 | |
| 3 | 投信法施行令案第98条の2では、特定資産（改正投信法第139条の13第1号イ）の範囲として、（第1号）不動産、不動産の賃借権及び地上権、又は、（第2号）第1号に掲げる資産「のみ」を信託する信託の受益権としている。<br>不動産の信託契約においては、通常、費用見合いの現金の信託を伴うので、金銭信託も合わせてなされるが、第98条の2第2号のように「のみ」と規定されると、こうした場合の信託受益権を取得するために短期投資法人債を発行することができず、実質上、不動産信託受益権を取得するためには短期投資法人債を発行することができなくなってしまう。また、不動産の信託に付随して、当該不動産に係る「地役権」も信託されることがあるが、そのような場合も本号に定める信託受益権から除外されてしまう。<br>そこで、同号の文言は、「前号に掲げる資産『に係る』信託『の』信託受益権」とすることを要望する。この場合、『に係る』の解釈として、不動産、不動産の賃借権及び地上権以外の資産も合わせて信託されている場合を含む趣旨であることをパブリックコメントの回答又はガイドラインにおいて明確にするべきと考える。なお、旧投信法施行令第3条第15号の信託受益権には金銭も含まれている。 | 投信法施行令第98条の2は、投資法人が投資口の発行を行い投資家の資金を集合して運用する制度として法定されたビークルであることから、投資口の発行以外の方法による資金調達手段である短期投資法人債については、その発行が可能な場合を限定することとし、特に必要性が認められる場合として、「不動産」（投信法第139条の13第1号イ）等の個別性の強い資産の取得に必要な資金調達を行おうとする場合を規定するものです。<br>投信法施行令第98条の2第2号は、このような趣旨に則して、不動産等と同視し得るものとして不動産、不動産の賃借権又は地上権「のみ」を信託する信託の受益権を規定するものであり、ご指摘のような措置は適当でないと考えられます。 |
| 4 | 短期投資法人債（CP）発行の要件として、CPの資金使途が、①不動産、不動産の賃借権、地上権、②右記①の資産「のみ」を信託する信託の受益権、③右記①及び②のみへの投資運用を行う匿名組合出資持分、④右記①及び②のみを特定資産とする優先出資証券（資産流動化法上の特定目的会社が発行）に限られているが、②から④については、①「のみ」とせず、「主として①」でよいのではないか。 | |
| 5 | 投信法施行規則案第192条第2項第2号から第4号に記載されている「又は当該契約の締結の見込みが確実であること」とは具体的にはどういう状態を指すのか、あるいはエビデンスとして何か必要なのかについてガイドライン等で明確化するべきと考える。 | 短期投資法人債の発行の要件として規定されている、「…見込みが確実であること」（投信法施行規則第192条第2項第2号～第4号）は、不動産その他の特定資産の取得、不動産の修繕又は敷金・保証権の返還のために短期投資法人債の発行により資金調達を行う場合、必ずしも当該資金調達の時点において当該取得若しくは修繕に係る契約の締結又は当該返還に係る賃貸借契約の終了が行われているとは限らないことから、契約の締結又は終了と同視し得る場合として、その「見込みが確実であること」で足りることとするものです。<br>したがって、「見込みが確実であること」とは、例えば、契約書案の作成等、契約の締結又は解約の準備が終了しており、当事者の意思表示又は期間の経過等により直ちに契約の締結又は終了の効果が生じることとなる場合等が考えられます |

| | | |
|---|---|---|
| | | が、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものであり、監督指針等において一律に記載することは適当でないと考えられます。 |
| 6 | 借入金の返済も短期投資法人債の資金使途（投信法施行規則案第192条第1項）として認めてほしい。 | 投信法第139条の13第1号イ及び投信法施行規則第192条第1項は、投資法人が投資口の発行を行い投資家の資金を集合して運用する制度として法定されたビークルであることから、投資口の発行以外の方法による資金調達手段である短期投資法人債については、その発行が可能な場合を特に必要性が認められる場合に限定するものです。<br>ご指摘の「借入金の返済」については、通常はあらかじめ資金需要の予測が可能であり、短期投資法人債の発行以外の方法による資金調達が可能と考えられることから、特に短期投資法人債を発行する必要性があるとは認められず、ご指摘のような措置は適当でないと考えられます。 |
| 7 | 現行の投信法施行規則第192条が削除されているが、金商法施行後は、これにより、投資法人債に物上担保を付すことはできなくなったとの理解でよいか。 | 金商法施行後も投信法第139条の11において読み替えて適用する担保付社債信託法の規定により、投資法人債に物上担保を付すことが可能と考えられます（投信法施行令第98条）。<br>現行の投信法施行規則第192条は、投資法人債に付すことができる物上担保の種類が現行投信法第139条の11において読み替えて適用する現行担保付社債信託法第4条において限定されていることを前提に、付すことができる物上担保を同条第4号（現行投信法施行規則第98条参照）に基づいて指定するものですが、信託法制の整備に伴い、現行担保付社債信託法第4条は削除され、付すことができる担保の種類は無限定となることから、当該規定を削除することとしております。 |
| **No.** | **●外国投資法人の届出〔第220条〕** | |
| 1 | 投信法施行令案第128条第2号は、既に外国金融取引所で売買されている外国投資証券も対象になるか。 | 既に外国金融商品取引所において売買されている外国投資証券について投信法施行令第128条第2号に該当する行為を行う場合も、外国投資法人の届出義務が適用除外になると考えられます。 |
| **No.** | **●金商法等の適用に関する特例〔第223条の3〕** | |
| 1 | 投信法施行規則案第266条は、ある投資運用業者がその資産の運用を行う投資法人間の取引のみならず、当該資産運用業者がその資産の運用を行う投資法人と私募ファンドの間の取引にも適用されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |

## Ⅲ. 銀行法関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●業務の範囲〔第10条〕 | |
| | ▼排出権取引 | |
| 1 | 「金商法制の政令案・内閣府令案等の概要」（平成19年4月　金融庁総務企画局）の参考資料P.13②には、銀行の付随業務に追加された算定割当量（いわゆる排出権）に関連する取引は、排出権デリバティブ取引のみならず、排出権の取得・譲渡の媒介、および排出権のコンサルティング業務も該当すると読み取れる記載があるが、その根拠条文を示してほしい。 | 排出権取引の媒介・コンサルティング業務は、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」に該当するものと考えられます。 |
| 2 | 算定割当量の取引（いわゆる、排出権取引）に関して、銀行本体による排出権自体の売買取引を可能としてほしい。 | 銀行の業務範囲については、財務の健全性に与える影響等を慎重に検討する必要がありますが、排出権の売買取引に伴うリスクの内容は、未だ必ずしも明らかでないものと考えられます。<br>また、排出権の売買取引を銀行の業務範囲として認めるためには、法改正が必要になるものと考えられます。<br>したがって、ご要望については今後の検討課題であると考えられます。 |
| 3 | 銀行の排出権取引について、排出権の現物取引の媒介・コンサルティング業務が付随業務として容認されているが、業者間において不当な格差を生じさせ、排出権取引の普及を妨げる要因にもなりかねないことから、銀行による「排出権自体の売買」も容認してほしい。 | |
| 4 | 銀行が取扱うことが可能な排出権デリバティブ取引は、「差金の授受によって決済される取引に限る」（銀行法施行規則案第13条の2の2第1項第2号）とあるが、この限定条件は金融商品取引業者にはなく、業者間において不当な格差を生じさせ、排出権取引の普及を妨げる要因にもなりかねないことから削除してほしい。 | 銀行の業務範囲については、財務の健全性に与える影響等を慎重に検討する必要がありますが、排出権デリバティブ取引のうち、「差金の授受によって決済される取引」に該当しないものについては、排出権そのものの移転・管理に伴うリスクが存し得ること等から、銀行の付随業務に追加しないこととしたものです（銀行法施行規則第13条の2の2第1項第2号）。<br>ご要望については今後の検討課題であると考えられます。 |
| 5 | 排出権取引は、根拠法令で取扱いについて認められた銀行等以外の登録金融機関についても、取扱いが可能か。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行等以外の金融機関による排出権の取扱いが可能かどうかは、当該金融機関の根拠法令において定められた業務範囲に排出権の取扱いが含まれるかどうかにより判断されます。 |
| | ▼投資助言 | |
| 6 | 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介が追加（銀行のみ）されているが（銀行法施行規則案第13条第3号の2）、ラップ口座については、銀行が勧誘時に契約締結の代理・媒介を行うことは可能であるが、助言することは不可という理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、金商法では銀行が登録金融機関として投資助言業務（同法第28条第6項）を行うことは可能とされています（同法第33条の2柱書）が、現行の銀行法においては、銀行の業務範囲に投資助言業務が含まれていませんので、銀行が投資助言業務を行うためには銀行法の改正が必要になると考えられます。 |
| 7 | 金商法第33条の2では、投資助言業務を登録金融機関業務としているが、銀行法上では整備されていない。「個人の財産形成に関する相談に応じる業務」すなわち「資産運用アドバイス」が、従来どおり銀行による付随業務の限界なのか。 | 貴見のとおり、銀行法における業務範囲規制（銀行法第10条～第12条）では、銀行が「投資助言業務」を行うことは認められていません。<br>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、金融商品仲 |

| | | |
|---|---|---|
| | また、証券仲介業務を行う登録金融機関が、個別の有価証券等の勧誘を行う際に、顧客に「投資判断」を提供することは販売・勧誘行為の一環であるが、この情報を提供するに際してその対価を得ない場合は、金商法第28条第6項の「投資助言業務」（同法第2条第8項第11号に掲げる行為）に該当しないとの理解でよいか。 | 介業務を行う登録金融機関が、個別の有価証券等の販売・勧誘の一環として顧客から対価を得ずに金融商品の価値等の分析に基づく「投資判断」を提供する場合であっても、有価証券等の販売・勧誘について顧客から対価を受けている場合には、「投資助言業務」（金商法第28条第6項、第2条第8項第11号）に該当する可能性があるものと考えられます。 |
| | **▼デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理** | |
| 8 | 銀行法第10条第2項第13号の「デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理」は、金商法第2条第8項第2号の「（外国）市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理」だけでなく、金商法第2条第8項第3号の「（外国）市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理」を含むものとの理解でよいか。仮に、そうでない場合は、金商法施行後も証券専門会社が有価証券関連以外のデリバティブ取引の委託の媒介等を行えるようにしてほしい（銀行法施行規則案第17条の2第1項第3号、第17条の3第2項第3号、銀行法第10条第2項第13号）。 | 貴見のとおり、銀行法第10条第2項第13号の「デリバティブ取引・・・の媒介、取次ぎ又は代理」には、金商法第2条第8項第3号の「市場・外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理」が含まれるものと考えられます。 |
| **No.** | **●預金者に対する情報の提供等〔第12条の2〕** | |
| | **▼情報提供義務** | |
| | **（デリバティブ取引との組合せ商品についての情報の提供）** | |
| 1 | 「特定預金等」（銀行法第13条の4）と銀行法施行規則案第13条の3第1項第5号との関係及び同号の存在意義如何。 | 「特定預金等」（銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4）とは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等であり、それ自体が強い投資性を有することから、それ自体が有するリスクについて情報提供義務等の金商法の販売・勧誘ルールが準用されます。<br>一方、銀行法施行規則第13条の3第1項第5号は、預金等自体が有する投資性に着目するものではなく、預金等とデリバティブ取引等との組合せにより生じるリスク（「預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない」こと）について、預金者等に対する情報提供義務を課すものです。 |
| | **（「取引を行う目的」の追加）** | |
| 2 | 銀行法施行規則案第13条の5、第13条の7および第14条の11の3の規定においても、金商法や改正後の金販法と平仄を合わせ「契約を締結する目的」を付加すべきではないか。 | ご意見を踏まえ、各規定における考慮要素（「顧客の知識、経験、財産の状況」）に「（顧客の）取引を行う目的」を追加するよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第13条の5、第13条の7、第14条の11の3、第34条の49及び第34条の53）。 |
| 3 | 金銭債権等と預金等との誤認防止（銀行法施行規則案第13条の5）に関して、「顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ」との部分は「顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的を踏まえ」とすべきである。 | |
| 4 | 預金者等への情報の提供について銀行法施行規則案第13条の5第1項は「顧客の知識、経験 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない」としているが、この規定の「顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ」との部分は、金販法や金融商品取引業者の説明義務に関する他の規定に倣って「顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的を踏まえ」とするべきである。 | |
| | **▼特定取引勘定** | |
| 5 | 銀行法施行規則案第13条の6の3第2項第1号において規定される「特定取引債券」の売買については、社債券であっても「金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的で自己の計算において行う」取引は特定取引として特段の制約なく可能との理解でよいか。 | 銀行が、特定取引として「特定取引債券」(銀行法施行規則第13条の6の3第2項第1号)の売買を行う場合には、特定取引勘定を設ける等、銀行法令が定める規制に従う必要があると考えられます。<br>また、金商法との関係では、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものではありますが、特定取引勘定(銀行法施行規則第13条の6の3)に関しては、当該勘定を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合が「投資目的」で行った業務に該当するものとされており(監督指針Ⅷ－1－1(1))、通常は特定取引勘定で行われる取引は「他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて」行う取引(金商法第33条第1項)に該当しないものと考えられます。<br>このように「投資の目的をもつて」行うと認められない取引については、金商法上の「登録金融機関業務」に該当するものと考えられますので、その「法律上の制約」の範囲内で可能であると考えられます(同法第33条の2第2号・第3号)。 |
| **No.** | **●特定預金等〔第13条の4〕** | |
| | **▼特定預金等に関する意見等** | |
| 1 | 「特定預金等」(銀行法第13条の4)について、デリバティブ預金、外貨預金、通貨オプション組み入れ型預金を指定すること(銀行法施行規則案第14条の11の4)には賛成である。<br>これらの商品は、預金という呼称が使われているものの、従来の預金とはかけ離れた金融商品であり、高齢者を始めとする消費者に誤解を生じさせるおそれが高いものである。特に、デリバティブ預金と通貨オプション組み入れ型預金は、周知性に乏しいうえにリスクとリターンの関係を把握しにくく、思わぬ損失を被る危険性が高い商品である。また、外貨預金は、単体としてだけでなく、円定期預金などとの組み合わせによるセット商品としても扱われており、これも手数料を含めたリスクとリターンについての理解が消費者に浸透しているとは言えない状況にある。<br>よって、これらを特定預金として、銀行で預金の一種として勧誘・販売されている実態を踏まえ、消費者被害を防止するための十分な方策を講ずるべきである。 | ご意見を踏まえ、特定預金等に係る規制の適切な運用を通じて、利用者保護を図ってまいります。<br>なお、ご指摘のいわゆる「セット商品」について、顧客が円定期預金の有利な金利を得るために必要となる外貨預金の預入金額割合等の条件は、広告等への表示が義務づけられる「重要な事項について顧客の不利益となる事実」(銀行法施行規則第14条の11の20第2号)に該当すると考えられます。また、外貨預金の為替手数料等についても、広告等への適切な表示が義務づけられます(銀行法施行令第4条の5第1項第1号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 店頭デリバティブ取引については、取引の相手方による金融商品取引業からの除外規定が設けられているが、特定預金等（銀行法第13条の4）についても同様の適用除外規定を設けてほしい。 | いわゆるプロ向け店頭デリバティブ取引を金融商品取引業から除外する規定（金商法施行令第1条の8の3第1項第2号）は、現行の金先法の規定（同法第2条第11項第2号）を引き継いだものです。<br>銀行法第13条の4の文言からすれば、特定預金等契約の範囲は取引の内容により客観的に決せられるべきものであり、取引の相手方の属性如何により左右されないものと考えられますので、内閣府令においてプロ相手の取引を特定預金等契約から除外することは困難と考えられます。<br>プロ向け店頭デリバティブ取引以外の投資性商品（特定預金等を含む。）に係る取引については、特定投資家制度の導入等により、取引の相手方の属性に応じた規制の柔軟化（柔構造化）を図ることとしています。 |
| 3 | プロ相手の非有価証券関連店頭デリバティブ取引との平仄をあわせるため、特定預金等（銀行法第13条の4）についても、同様の適用除外措置をとってほしい。具体的には、銀行法施行規則案第14条の11の4で除外してほしい。 | |
| 4 | 銀行法第13条の4及び銀行法施行令案第4条の6は「金融商品取引業者等」を「銀行」とする読み替えを定めていないが、銀行法第13条の4の「銀行が行う特定預金等契約の締結について準用する」との文言により、登録金融機関でない銀行にも規制が適用されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、「銀行が行う特定預金等契約の締結について」金商法の規定を準用する場合には、金商法の規定における「金融商品取引業者等」は「銀行」と当然に読み替えられるものと考えられます。したがって、登録金融機関でない銀行も、銀行法第13条の4において準用される金商法の規定の対象となります。 |
| | **▼中途解約時に違約金等を支払うこととなる預金等** | |
| 5 | 外貨定期預金（中途解約時にキャンセルコストが発生する可能性がある場合）は、銀行法施行規則案第14条の11の4第1号の対象となるか。<br>デリバティブ等を組み込んでいない伝統的な一般外貨定期預金は、同条第2号に該当すると考えられる。一方、一般外貨定期預金であっても、その通貨、金額、期間、中途解約時の市場環境等によってはキャンセルコストが生じるケースがあることを踏まえ、預金規定に中途解約損害金等の条項を置いているケースが多いことから、これら一般外貨定期預金が同条第1号の対象外であることを明確にしてほしい。 | 「一般外貨定期預金」と呼称される商品であっても、中途解約損害金等が市場環境に応じて算定されること等により元本欠損が生じるおそれがある商品であれば、銀行法施行規則第14条の11の4第1号に該当するものと考えられます。 |
| 6 | マーケットで運用し、当該運用利率から銀行の収益（スプレッド）を控除したものを対顧客利率として設定している円定期預金について顧客から中途解約を受ける場合、銀行ではマーケットで運用している当該定期預金の再調達コストを元に清算金を計算する過程で、経過利息を上回る清算金額となることがあり、その清算金額を顧客より徴求すれば実質元本割れとなる。当該清算金額はあくまでも再調達コストであり、厳密に言えば、金利に係る変動により計算されるものである。<br>このような場合、当該円定期預金は、特定預金等（銀行法第13条の4）に該当するのか。 | ご指摘のような商品は、銀行法施行規則第14条の11の4第1号の「特定預金等」に該当するものと考えられます。 |
| 7 | 違約金等が固定額又は固定割合であっても、金利、通貨の価格、金融商品市場におけるその他の指標に係る変動により預金等に適用される金利等が変動し、その結果、当該違約金等の額を解約時における残高から控除した金額が預入金額 | 違約金等が固定額又は固定割合であっても、適用される金利等が変動する預金商品については、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により」（銀行法施行規則第14条の11の4第1号）元本欠損が生じる |

| | | |
|---|---|---|
| | を下回ることとなるおそれがある預金等は、特定預金等（銀行法第13条の4）に該当するのか。<br>　他方で、金利、通貨の価格、金融商品市場におけるその他の指標に係る変動にかかわらず、違約金等の額を解約時における残高から控除した金額が預入金額を常に下回ることとなる預金等（例えば、固定された適用金利を上回る違約金等が設定された預金等）は、特定預金等に該当しないことを確認したい。 | おそれがあり得ることから、「特定預金等」に該当する場合があるものと考えられます。<br>　また、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動」にかかわらず違約金等の支払により常に元本欠損が生じるとされる預金商品についても、当該元本欠損が市場リスクと全く因果関係がないとまでいえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的かつ厳正に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼外貨預金等** | |
| 8 | 　外貨定期預金は円貨からの振替のみではなく、外貨普通預金や外貨建てトラベラーズ・チェックからの振替で締結することも多く、満期後も外貨普通預金に振替えることや外貨送金することも多い。このような場合、為替リスクや為替手数料は発生しないので、同一通貨間で外貨定期預金をスタートする場合は、銀行法第13条の4において準用する金商法の行為規制の適用除外としてほしい。 | 　外貨預金等のうち、外貨で預かり、外貨で払い戻す商品については、外貨ベースでは元本欠損が生じないものの、当初の預入れ前や最終的な払戻し後の両替まで含めて全体としてみれば、為替リスクが存在するものと考えられます。また、これを「特定預金等」（銀行法施行規則第14条の11の4）の範囲から除外すると、預入れ前や払戻し後に別途両替をすることにより、容易に「特定預金等」に係る行為規制の準用を免れ得ることになりかねないと考えられます。したがって、外貨預金等については、外貨で預かり、外貨で払い戻す商品も含め、一律に「特定預金等」とすることが適当と考えられます。 |
| 9 | 　預金等のうち外国通貨で表示されるものと定義されているが、当該外国通貨での受払いを予定する決済用の口座は元本割れのリスクは想定されないため特定預金等に該当しない、即ち、円等他通貨での受払いを予定する外貨預金のみが特定預金等（銀行法第13条の4）に該当するとの理解でよいか。 | |
| 10 | 　銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第5号において、「預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）」とあるが、自動継続の外貨定期預金の更新は、特定預金等契約に該当しないとの理解でよいか。 | 　定期預金の自動継続は、当初の定期預金契約とは別の定期預金契約を成立させるものと考えられます。したがって、「特定預金等」（銀行法施行規則第14条の11の4）である外貨定期預金の自動継続は、別の「特定預金等契約」の締結に該当するものと考えられます。 |
| | **▼その他「特定預金等」への該当性** | |
| 11 | 　「投資性の強い預金・保険・信託」の具体的範囲につき、顧客（投資家）側が事実上オプションの「売」を行っている預金に関しては、更なる説明義務や規制の強化、適合性原則に基づく勧誘制限を強化すべきである（銀行法施行規則案第14条の11の20、第14条の11の26に関連）。 | 　預金等のうち、通貨売買に係るオプション取引を組み込んだ商品については、「特定預金等」として金商法の販売・勧誘ルールを準用することとしています（銀行法施行規則第14条の11の4第3号）。<br>　また、「特定預金等」に該当しない商品についても、オプション取引との組合せによる元本欠損のおそれについて情報提供義務が課されている（銀行法施行規則第13条の3第1項第5号）ほか、組み合わせられたオプション取引の部分について金商法上の「デリバティブ取引」として同法の規制が直接適用されるものと考えられます。<br>　ご指摘のさらなる規制強化の必要性については、利用者被害の発生の有無等の実態を踏まえ、今後も継続的に検討してまいります。 |
| 12 | 　銀行法施行規則案第14条の11の4第3号は通貨オプションが付随する預金等に限定されるものと読めるが、同条第1号、第2号に該当しない預金等であれば、通貨オプション以外の店頭デリバティブが付随していても、特定預金等に該当しない | 　貴見のとおりと考えられます。なお、預金等に付随する店頭デリバティブ取引については、通貨売買に係るオプション取引を除き、金商法上の「デリバティブ取引」として同法の規制が直接適用されることに留意が必要と考えられます（金商法第 |

| | | |
|---|---|---|
| | との理解でよいか。 | 2条第22項、金商法施行令第1条の15第1号参照)。 |
| 13 | 銀行法施行規則案第14条の11の4について、「国内で自社(自行)が発行する国内円譲渡性預金」は「特定預金等」に該当しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、一般的な「国内円譲渡性預金」については、「特定預金等」に該当しないと考えられます。 |
| 14 | 外貨普通預金も特定預金等(銀行法第13条の4)に含まれるとの趣旨と理解するが、適合性の確認、締結前書面及び締結時書面の交付等の行為規制に関しては口座開設時のみが対象となり、都度入金は対象にならないとの理解でよいか。 | 一般に普通預金については、口座開設後の個々の預入れは「契約の締結」に該当しないと考えられます。したがって、外貨普通預金についても、口座開設後の個々の預入れについては、適合性の確認や契約締結前交付書面・契約締結時交付書面の交付は基本的には不要と考えられます。 |
| 15 | デリバティブ預金の取扱いについて、現在残高があるが、今後新規で募集するかどうかわからない場合でも、銀行法第13条の4において準用する金商法が求める態勢整備を行う必要があるか。 | いわゆるデリバティブ預金等の「特定預金等」について準用される金商法の販売・勧誘ルールの中には、例えば損失補てん等の禁止等、契約の締結時のみならず継続時にも適用のある規制が存在します。したがって、「特定預金等」の残高がある場合には、少なくとも、これら規制を遵守するための態勢整備が必要になると考えられます。<br>また、既に締結した「特定預金等契約」であっても、その内容を変更する場合や、定期預金の自動継続を行う場合には、新たな「特定預金等契約」の締結と位置づけられることから、準用される金商法の販売・勧誘ルールのうち、契約の締結に際して適用のある規制も遵守すべきことに留意が必要と考えられます。 |
| **No.** | **●特定投資家〔第13条の4で準用する金商法第34条等〕** | |
| | **▼外国法人顧客** | |
| 1 | 銀行法自体は海外支店に対しても適用されるため、当該海外支店が外国顧客との間で行う特定預金等契約の締結に関し、特定投資家制度が適用されると考えられるが(銀行法第13条の4において準用する金商法第34条等)、外国法人顧客については、特定投資家の区分となる「資本金5億円以上の株式会社」(定義府令案第23条第9号)であるか否かはどのように計算されるのか。外貨建ての資本金を契約毎に、その時点の換算相場で判断するのか。 | 「資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社」(定義府令第23条第9号)には、外国法人顧客は含まれません。<br>一方、ご意見も踏まえ、外国法人顧客はすべて「一般投資家への移行可能な特定投資家」に該当することとするよう、規定を修正いたします(定義府令第23条第11号)。 |
| | **▼特定投資家として申し出ることができる個人** | |
| 2 | 「取引の状況その他の事情から合理的に判断して承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が3億円以上になると見込まれること」(銀行法施行規則案第14条の11の14第1号)とあるが、合理的な判断とは各行の判断でよいか。また顧客から3億円以上と申告されてもヒアリングやその他の状況から3億円未満と推定される場合はお断りをするが問題ないか。 | ご指摘の規定(銀行法施行規則第14条の11の14第1号)の趣旨は、業者が顧客である個人の資産・負債の状況や資産内容を正確に把握する方法を有していないことを前提とした上で、「3億円以上」との水準が合理的に見込まれることを求めるものと考えられます。当該要件への該当性の確認方法については法令に特段の定めはなく、また、銀行に必ずしも法的に独自に調査する義務を課すものではなく、確認に係る基準を一律に定めることは困難と考えられますが、例えば、当該銀行における当該顧客からの預り資産額、当該銀行との取引状況、当該顧客の自己申告の内容及び |

| | | |
|---|---|---|
| | | 当該顧客が任意に提供した資料等を活用することが考えられます。これにより、全体として「合理的に判断」して、純資産及び投資性のある金融資産が3億円以上と見込まれることが必要となります。ご指摘の事例において、全体として「合理的に判断」して、純資産及び投資性のある金融資産が3億円未満と見込まれる場合には、当該銀行は、当該顧客には移行の申出を承諾しないこととなると考えられます。 |
| 3 | 「申出者が最初に特定預金等契約を締結した日から起算して1年を経過していること」(銀行法施行規則案第14条の11の14第3号)とあるが、口座開設日から起算して1年との認識でよいか。 | 申出者が当該業者との間で最初に特定預金等の取引を開始した日(必ずしも個別商品の「口座開設日」と一致するとは限りません。)から起算して1年を経過していることが必要と考えられます。<br>なお、銀行法施行規則第14条の11の14第3号の要件は業者ごとに判断されるべきものであることを明確化するため、規定を修正いたします。また、同号の「最初に・・・特定預金等契約を締結した日」としては、施行日以前に特定預金等契約に相当する契約を締結した日を含む旨を明確にするよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則等改正府令附則第4条)。 |
| **No.** | **●広告等の規制〔第13条の4で準用する金商法第37条〕** | |
| 1 | 金融機関の広告の適正化のために、具体的な基準を示すべきである。 | 金商法制においては、利用者保護ルールの徹底を図る観点から、同じ経済的性質を有する金融商品・取引には同じルールを適用するという基本的考え方の下、有価証券及びデリバティブ取引と同様に投資性の強い預金等についても、銀行法等において金商法の行為規制を準用することとされております。これにより、銀行等の金融機関についても、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項の表示義務等、広告等に関する規制が適用されることとなります(銀行法第13条の4において準用する金商法第37条、銀行法施行令第4条の5、銀行法施行規則第14条の11の17～第14条の11の22等)。 |
| | **▼広告等への該当性** | |
| 2 | 「広告等」(銀行法施行規則案第14条の11の18第1項)にラジオ等音声による方法は含まれないとの理解でよいか。 | 銀行の行う「特定預金等契約の締結の業務の内容」についての情報を提供するような行為については、その媒体・方法を問わず、幅広い投資家の投資判断に重大な影響を与えるものであることから、基本的に、手数料情報(銀行法施行令第4条の5第1項第1号)やリスク情報(同項第2号)を明瞭・正確に表示させるなど、投資者保護の観点からの広告等規制を適用する必要があると考えられます。<br>ただし、ご意見も踏まえ、例えばテレビ・ラジオCM等においては、その特性から表示すべき事項のすべてを表示することが実際上困難であると考えられること等を勘案し、「損失リスクがある旨」及び「業者が交付する書面を十分に読むべき旨」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします(同条第2項、銀行法施行規則第14条の11の21)。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | いずれにせよ、具体的な情報提供行為が広告等規制の対象となるか、該当する場合において当該規制に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 3 | 単に商品名を表示する行為は、「契約の締結の業務の内容について広告等をする」（銀行法施行規則案第14条の11の18第1項）に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即し実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば商品名のみが表示されたチラシ等を配布する方法についても、銀行の行う「特定預金等契約の締結の業務の内容」について、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供に含まれると考えられますので、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。 |
| 4 | 「外貨預金金利上乗せキャンペーン実施中。詳しくは店頭で」というようなメリットを表示した短文広告は、ここでいう「広告等」（銀行法施行規則第14条の11の18第1項）に該当し、すべての必要事項（特に、全通貨の為替手数料の具体的な料率の表示）の表示が必要になるか。<br>また、「外貨預金商品リスト」として各商品の名前のみを表記する場合又は簡単な特徴を表示する場合はどうか。 | ご質問のような短文広告は、「特定預金等契約の締結の業務の内容」（準用金商法第37条第1項）について情報を提供するものであり、広告等の規制の対象になるものと考えられます。したがって、当該短文広告においては、対象とするすべての外貨預金について、法定の表示事項を表示する必要があると考えられます。<br>また、ご質問のような「外貨預金商品リスト」も、同様に、「特定預金等契約の締結の業務の内容」について情報を提供するものであり、広告等規制の対象になるものと考えられます。 |
| 5 | 海外の顧客に限らず、住居や事務所を直接に訪問することなく、電子メール等を通じて商品説明資料を送付した上で電話や電子メールを通じて、特定預金等（銀行法第13条の4）のご説明を個別の顧客に実施する限りは、たとえ、対象商品が標準化されているために、結果として、異なった機会に複数の顧客に対して同一の商品説明資料が送付される場合であっても、そのような趣旨や目的で使用される商品説明資料の提供行為は、広告ないし広告類似行為（銀行法施行規則案第14条の11の17）には該当しないとの理解でよいか。 | 複数の顧客に対して電子メール等を通じて同一の商品説明資料を送付する行為は、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（銀行法施行規則第14条の11の17）に該当し、広告等規制の対象になると考えられます。 |
| 6 | 個別顧客に対する個々の条件が記載された提案書や、インディケーション（価格・気配相場・市場水準等を提示する書面）は、広告類似行為（銀行法施行規則案第14条の11の17）に該当しないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、単独の顧客のみに対して当該顧客に即した個別の情報提供を行う行為は、基本的には広告類似行為に該当しないものと考えられます。 |
| 7 | 広告類似行為について、「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（銀行法施行規則案第14条の11の17）とあり、ファクシミリや電子メールで送信する方法も対象になっていることから、相手先が特定される場合も含まれると解されるが、広告類似行為に該当しない場合とはどういう状況を想定しているのか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、例えば単独の顧客のみに対して当該顧客に即した個別の情報提供を行う行為は、基本的には「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」（銀行法施行規則第14条の11の17）である広告類似行為に該当しないものと考えられます。 |
| | **▼広告等の表示方法** | |
| 8 | 銀行法施行規則案第14条の11の18第1項で「表示事項について明瞭かつ正確に表示する」としている点、同条第2項でリスク情報（銀行法施行令案第4条の5第2号の事項）は、「最も大きな文字と著しく異ならない大きさで表示する」としてい | 広告等規制においては、広告等のスペースは千差万別であること等を勘案して、契約締結前交付書面とは異なり、リスク情報等について、特定の大きさ以上の文字・数字による表示までは義務づけていないものの、最も大きな文字・数字と著しく |

| | | |
|---|---|---|
| | る点は、消費者の誤認防止の観点から評価できる。ただし、「最も大きな文字と著しく異ならない大きさで」という規定は、「最も大きな文字と異ならない大きさで」と改めるべきである。 | 異ならない大きさで明瞭かつ正確に表示することを義務づけています（銀行法施行規則第14条の11の18第2項）。<br>なお、広告等においてリターンとリスクとをバランスのとれた形で表示することは重要であり、ご指摘の規定は、その旨を義務づけているものと考えられます。 |
| 9 | 広告等の表示方法（銀行法施行規則案第14条の11の18）における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて、「最も大きなものと著しく異ならない大きさで」との定めは、「最も大きなものと異ならない大きさで」とすべきである。 | |
| 10 | リスク情報等の掲載場所、同情報の文字を強調する修飾等により顧客が見やすいような工夫を行うことは、「著しく異ならない大きさ」（銀行法施行規則案第14条の11の18第2項）かどうかの判断に加味されるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、「著しく異ならない大きさ」（銀行法施行規則第14条の11の18第2項）については、文字・数字の大きさという形式的観点のみならず、顧客の視点から見てリスク情報等が容易に理解できるかどうかという実質的観点からも判断されるべきものと考えられます。 |
| 11 | ウェブサイトにおける情報提供も広告であるとのことだが、銀行法施行規則案第14条の11の18の規定は、ウェブサイトにおいて特定預金等の情報を提供する場合に、メディアの特性を活かして重層的に表示することを妨げるものではないことを確認したい。ウェブサイトの構成は一枚の書面ではないため、例えば、「商品ラインアップ」から「外貨定期預金」をクリックすると、商品の概要、適用金利とともに最も大きな文字と同等の大きさで「この商品には為替変動リスクがあります」と表示され、そこから「更に詳しく」をクリックすると、より詳細な説明が表示されるというような表示方法も認められるとの理解でよいか。 | ウェブサイトによる広告において、重層的な表示を行うことが禁止されるものではありませんが、広告としての一体性が損なわれない範囲で行う必要があると考えられます。したがって、顧客が重要事項の表示に到達するまでに多数回のクリックが必要となるような場合には、広告としての一体性が否定され、法定事項を表示したものとは認められない可能性があることに留意が必要と考えられます。 |
| | **▼顧客が支払うべき手数料等の表示** | |
| 12 | 「～顧客が支払うべき対価～」（銀行法施行令案第4条の5第1号）は「一般的に顧客が支払うべき対価」のことを指しており、「顧客の個別要望により、顧客が支払うこととなる可能性がある対価」は含まれないとの理解でよいか。 | 「顧客の個別要望により、顧客が支払うこととなる可能性がある対価」についても、表示する必要があるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、手数料等については、「合計額」のほか「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の19）。合計額・上限額や計算方法も表示できない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになるものと考えられます（同条）。 |
| 13 | 銀行法施行規則案第14条の11の19に係る預金の為替に伴う費用は、契約そのものに関して発生するものではないが、「顧客が支払うべき対価」に該当するとの理解でよいか。また、その表示方法は一標準通貨単位あたりの公示仲値等の差（例：1ドルあたり1円）を示すことでよいか。 | ご質問の「預金の為替に伴う費用」は「手数料等」に該当するものと考えられます。<br>また、手数料等の表示方法は顧客の視点にとって明瞭かつ正確なものである必要があり、ご質問のような方法も十分考えられます。 |
| 14 | 外貨預金や仕組預金などの特定預金等（銀行法第13条の4）に関し、いずれも手数料は徴求せず、①預金についてはマーケットでの金利から銀行の収益（スプレッド）を控除した利率を対顧客レートとし、②仕組預金に関しては、①に加え、内在されるオプション等からの銀行の収益（スプレッド）を考慮した条件を対顧客条件とした場合、当該ス | いわゆるスプレッドについては、価格に手数料等を織り込むことによりその表示を免れるといった潜脱のおそれがあり得ることから、一律に表示が不要とはいえず、実質的に手数料等に相当する部分について表示する必要があると考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、手数料等については、 |

| | | |
|---|---|---|
| | プレッドは、「顧客が支払うべき対価」及び「その他当該特定預金等契約に関する重要な事項についての顧客の不利益となる事実」のいずれもあたらないとの理解でよいか。<br>　また、主要行向け監督指針Ⅲ-3-3-2-2における中途解約の解約精算金で、一般的に書かれている「他の条件が変わらない場合の開始時直後の解約精算金」等は、実質的には上記スプレッドに当たるが、これは、「中途解約」という行為に伴う不測の損害金に関する説明であり、「顧客の不利益となる事実」ではないとの理解でよいか。 | 「合計額」のほか「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の19）。合計額・上限額や計算方法も表示できない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになるものと考えられます（同条）。<br>　また、中途解約の解約精算金については、その金額が市場金利等に応じて算定され元本欠損の直接の原因となる場合には、その直接の原因となる「指標」および「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を広告等に表示する必要があると考えられます（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）。また、「重要な事項について顧客の不利益となる事実」（銀行法施行規則第14条の11の20第2号）に該当する場合もあり得るものと考えられます。 |
| 15 | 「手数料等」（銀行法施行規則案第14条の11の19）には、金利・為替レート等に内在する銀行収益部分は含まれないとの理解でよいか。 | 価格に内在する収益部分については、価格に手数料等を織り込むことによりその表示を免れるといった潜脱のおそれがあり得ることから、一律に表示が不要とはいえず、実質的に手数料等に相当する部分について表示する必要があると考えられます。<br>　なお、ご意見も踏まえ、手数料等については、「合計額」のほか「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の19）。合計額・上限額や計算方法も表示できない場合には、「その旨及びその理由」を表示することになるものと考えられます（銀行法施行規則第14条の11の19）。 |
| 16 | 広告において、手数料等（銀行法施行規則案第14条の11の19）の表示を行う際、広告スペースが小さい場合に、例示によって表示することは認められるか。また、外貨預金等書面に手数料等の表示を行う際に、例示によって表示することは認められるか。例、全通貨の為替手数料を表示することなく、「外貨から円貨又は円貨から外貨への振替を行う際には外国為替手数料がかります。例、1米ドルあたり1円」とする場合。 | ご意見も踏まえ、手数料等については、「合計額」のほか「上限額」の表示でも足りることとし、更に広告等においては「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の19）。これにより、例えば手数料テーブルが複数あり、広告等においてそのすべてを表示することができない場合には、「手数料等の上限額の概要」として、最も高い手数料テーブルを表示する方法も妨げられないものと考えられます。いずれにせよ、具体的な表示内容が法令の規定に照らして適正なものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。ご質問の例については、仮に米ドル以外の外貨に係る為替手数料が「1単位当たり1円」よりも高い場合には、「例、1米ドル当たり1円」との表示は適当でないと考えられます。 |
| 17 | 特定預金等契約（銀行法第13条の4）を担保として与信を行った際に、相殺事由が発生した場合は、預金の種類に応じて相殺手数料を設定し徴収することが考えられる。この手数料は与信行為を行う際に説明すればよく、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価として、広告や締結前 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 書面に明示する必要はないとの理解でよいか。 | |
| | **▼市場リスクに関する表示** | |
| 18 | 「直接の原因」（銀行法施行令案第4条の5第2号）とあるが、例えば、デリバティブを内包した特定預金の場合、説明の対象となるのは特定預金に内包されたデリバティブのインデックスとの理解でよいか。 | そのようなインデックスの表示が、一般的な顧客にとって十分理解できるものであることが必要であり、場合によっては、当該インデックスを変動させることとなる指標であって、より一般的に馴染みのあるものを表示することが必要となることもあり得るものと考えられます。 |
| | **▼顧客の判断に影響を及ぼす重要事項に関する表示** | |
| 19 | 銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に顧客が不利となるかどうかを、銀行の諸コストを勘案しない「市場金利」を基準にした表現となっている（銀行法施行規則案第14条の11の20第1号）のは、一般預金者に「銀行の諸コストなしで市場直接参加者と同条件で取引できるはずだ」との誤った認識を与えかねない。「延長時点での同等商品の金利水準と比べ…」に改めてはどうか。 | 銀行法施行規則第14条の11の20第1号は、預金の預入期間が延長された場合には、顧客が延長がなければ可能であったはずの、より有利な金利による資金運用の機会を失うおそれがあることを表示するよう義務づけるものです。したがって、同号により、顧客に対して「銀行の諸コストなしで市場直接参加者と同条件で取引できるはずだ」との誤解を与えるような表示が義務づけられるものではありません。 |
| | **▼その他広告等表示事項** | |
| 20 | 特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告又は広告類似行為をする際に表示が求められる事項については、銀行法第13条の4が金商法第37条第1項第2号（金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号）に限って準用しているようにも読めるが、一方では、銀行法施行規則案第14条の11の18においては、銀行法第13条の4において準用する金商法第37条第1項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に記載する必要があるとされている。具体的には、どの範囲の事項について表示すべきものなのか。 | 銀行法第13条の4においては、金商法第37条第1項第2号を除いて同条が準用されておりますので、銀行法施行規則第14条の11の18の適用にあたっては、金商法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる事項を明瞭かつ正確に記載する必要があると考えられます。 |
| 21 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関する広告に必要事項を表示する場合はメリット事項の表示にバランスさせてデメリット事項を表示すれば足りると考えて良いか。<br>例えば、預金商品の広告について適用金利を表示していないような場合は、為替手数料が必要になる旨（又は1つの通貨での例示）を表示すれば足り、手数料率の具体的な数字を記載する必要はないとの理解でよいか。 | 広告等を行う場合には、法令において定められた記載事項・記載方法を遵守する必要があり、たとえ当該広告等において適用金利を表示していない場合であっても、法令において表示が義務づけられている手数料等やリスク情報等の表示が必要になると考えられます。 |
| | **▼表示事項に追加すべきとの意見** | |
| 22 | 顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として、銀行法施行規則案第14条の11の20第1号で「期間延長特約付き特定預金については延長されると当該預金の金利が市中の金利を下回ることによって顧客に不利になるおそれがあること」を、同条第2号で「その他重要な事項について顧客の不利益となる事実」を定めていることは賛成であるが、それだけで十分とは言えない。中途解約の場合に支払いを要する違約金の額や計算例など、違約金に関する事項を具体的に明記するべきである。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、利用者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。ご指摘の違約金に関する事項については、その金額が市場金利等に応じて算定され元本欠損の直接の原因となる場合には、その直接の原因となる「指標」及び「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を広告等に表示する必要があると考えられます（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）。また、解除に関する事項は誇大広告の禁止対象とさ |

| | | |
|---|---|---|
| | | れています（銀行法施行規則第14条の11の22第1号）。更に、契約締結前交付書面においても、「預入期間中途での解約時の取扱い」（同規則第14条の11の27第1項第10号）等が記載事項とされております。これらの規制を適切に運用することにより、利用者保護を図ってまいります。 |
| 23 | 特定預金等（銀行法第13条の4）の広告の表示事項の中に、解約に関する事項、その他流動性リスクに関する事項を加えるべきである。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、利用者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>ご指摘の解約に関する事項については、違約金の額が市場金利等に応じて算定され元本欠損の直接の原因となる場合には、その直接の原因となる「指標」及び「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を広告等に表示する必要があると考えられます（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）。また、解除に関する事項は誇大広告の禁止対象とされています（銀行法施行規則第14条の11の22第1号）。更に、契約締結前交付書面においても、「預入期間中途での解約時の取扱い」（同規則第14条の11の27第1項第10号）等が記載事項とされております。<br>ご指摘の流動性リスクに関する事項については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、「重要な事項について顧客の不利益となる事実」（銀行法施行規則第14条の11の20第2号）に該当し広告等への表示が義務づけられる可能性があるほか、「特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」（同規則第14条の11の27第1項第18号）に該当し契約締結前交付書面への表示が義務づけられる可能性もあるものと考えられます。<br>これらの規制を適切に運用することにより、利用者保護を図ってまいります。 |
| 24 | 広告等に表示すべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（銀行法施行令案第4条の5）として、中途解約の場合に支払を要する違約金の額や計算例など、違約金に関する事項を具体的に盛り込むべきである。また、銀行法施行令案第4条の5第2号については、価格変動リスクによる損失の可能性があること、その直接の原因となる指標、理由などに加え、損失が最大の場合どの程度となるかについても記載すべきである。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、利用者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>ご指摘の違約金に関する事項については、その金額が市場金利等に応じて算定され元本欠損の直接の原因となる場合には、その直接の原因となる「指標」及び「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を広告等に表示する必要があると考えられます（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）。また、解除に関する事項は誇大広告の禁止対象とされています（銀行法規則第14条の11の22第1号）。更に、契約締結前交付書面においても、「預入期間中途での解約時の取扱い」（同規則第14条の11の27第1項第10号）等が記載事項とされております。<br>ご指摘の損失リスクに関する事項については、広告等において、一定の情報の表示を義務づけています（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）。また、契約締結前交付書面に「契約の概要」 |
| 25 | 銀行法施行令案第4条の5第2号においては、価格変動リスクによる損失の可能性があること、その直接の原因となる指標、理由などに加え、損失が最大の場合どの程度となるかについても明記するべきである。 | |
| 26 | デリバティブ預金や通貨オプション組入型預金について、損失が最大の場合にどの程度となるか、また、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（銀行法施行令案第4条の5）として違約金に関する事項を具体的に明記すべきである。 | |
| 27 | 銀行法施行令案第4条の5（又は銀行法施行規 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 則案第14条の11の20）に金融商品取引契約の解約に関する事項も追加してほしい。 | を記載して説明すべきことが義務づけられています（銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の3第1項第3号）。<br>これらの規制を適切に運用することにより、利用者保護を図ってまいります。 |
| 28 | 特定預金の広告の表示事項（銀行法施行令案第4条の5）の中に、解約に関する事項を加えるべきである。 | |
| | **▼誇大広告の禁止** | |
| 29 | 広告等（銀行法施行規則案第14条の11の18第1項）の表示事項にはリスクに関する事項が明記されているが、誇大広告にはかかる事項は明記されていない。しかし、実際にはリスクが極めて高い商品であるにもかかわらず、安全な商品であるかのように広告することは、誇大広告として禁止するべきである。 | ご指摘の損失リスクに関する事項は、「誇大広告をしてはならない事項」としては明記されていないものの、広告等への明瞭・正確な表示が義務づけられている（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）ことから、これを表示せず、又は不実な表示をすれば、法令違反に該当するものと考えられます（銀行法第63条の2の4第1号参照）。 |
| 30 | 誇大広告をしてはならない事項（銀行法施行規則案第14条の11の21）として、「特定預金等契約において損失が生じるおそれに関する事項」を明記すべきである。 | |
| 31 | 外貨定期預金および通貨オプション付預金について、預金規定により中途解約は行わない旨のみを定め、実務上も中途解約はお断りしており、相続や貸金との相殺等の特殊な事例のみ個別交渉により中途解約を認めることとしている場合、中途解約は行わない旨のみを表示することに問題はないことを確認したい。（このような場合に、中途解約時は付利しない等の文言を記載することは、顧客の都合での中途解約を認めるとのメッセージになりかねないため） | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご質問のような場合において「中途解約は行わない」旨のみを表示することは、基本的には、「著しく事実に相違する表示」又は「著しく人を誤認させるような表示」（銀行法第13条の4において準用する金商法第37条第2項）とまではいえず、誇大広告の禁止に違反するものではないと考えられます。<br>一方、例外的に中途解約が認められる場合において顧客が不利益な取扱いを受けることとなる場合には、その旨が広告等における表示事項である「特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」（銀行法施行規則第14条の11の20第2号）に該当する可能性があること、また違約金の額が市場金利等に応じて算定され元本欠損の直接の原因となる場合には、その直接の原因となる「指標」及び「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）を広告等に表示する必要があること等に留意が必要と考えられます。 |
| 32 | 「特定預金等契約の解除に関する事項」（銀行法施行規則案第14条の11の21第1号）で誇大広告となるような場合とは、実際の契約条件と比較して、解除可能事由を過小に説明する場合を想定するべきものか、また、当該解除事由を正確に記載していたとしても、実際の運用では、契約上の解除事由に該当しない場合であっても柔軟に応じます等の説明を付加すること等により、契約上の解除事由（条件）について誤解を生じせしめるような場合も含まれると理解すべきものか。あるいは、上記のような場合に限らず、契約解除に伴う損害金（違約金）の支払義務の存在や当該損害金の額（程度）の記載を怠る場合も含まれると理解すべきものか、また、契約上の解除条件の正確な記載に加えて、その解除に伴う損害金は銀行側 | 広告等における表示が誇大広告に当たるかどうかは、当該表示が「著しく事実に相違する表示」又は「著しく人を誤認させるような表示」（準用金商法第37条第2項）といえるかどうかにより、一般的な顧客の視点から個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、どのような場合に誇大広告に当たるかを類型的に示すことは困難と考えられます。なお、解約に関する事項については、違約金の額が市場金利等に応じて算定され元本欠損の直接の原因となる場合には、その直接の原因となる「指標」及び「指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」（銀行法施行令第4条の5第1項第2号）を広告等に表示する必要があること等に留意が必要と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | がやむを得ないと認めて解約に応じた場合には免除することもあります、といった記載を加えることにより、顧客に誤解を生じせしめるような不明確な記載をした場合も含まれると理解すべきものか。あるいは、上記のような場合以外の説明を記載した場合を想定すべきものなのか。また、仮に上記以外の内容を想定しているとすれば、具体的にどのような場合を想定すべきものか。 | |
| | **▼広告等規制と域外適用等** | |
| 33 | ① 銀行法等に基づく必要な許可等が得られていると仮定して、「銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為をするとき」（銀行法施行規則案第14条の11の18第1項）には、海外に所在する銀行の営業所（外銀海外本支店ないし邦銀海外支店等）が提供ないし勘定記帳する特定預金等について、国内に所在する銀行の拠点（外銀国内支店ないし邦銀国内本支店）が国内顧客に広告ないし広告類似行為を行う場合も含まれるとの理解でよいか。<br>② 上記①の場合に対する判断は、当該取引の契約主体となる海外に所在する銀行の営業所が一切関与しない場合と、個別取引について何らかの関与（契約条件の確定や該当取引に係る説明資料の個別作成等）をする場合とで判断は異なってくるとの理解でよいか。<br>③ 上記①・②の各場合に対する判断は、国内顧客に広告ないし広告類似行為を行う国内の営業所が、対象となる特定預金等の締結について、単なる紹介行為の一環として行う場合、一般的情報提供の目的・範囲で行う場合、媒介者として行う場合、代理者として行う場合といったケースによって判断に違いはあるか。<br>④ 上記①～③の各場合に対する判断は、海外の契約主体ないし勘定記帳主体が海外現地法人である場合と、国内拠点と同一法人格内の海外本支店である場合とによって判断に違いはあるか。<br>⑤ 仮に、上記①～④のいずれかの場合において規制対象となるとした場合、準用される金商法第37条第1項第2号に従って表示すべきとされる「特定預金等契約の締結の業務者である旨」とその「業者としての登録番号」は、どのようなものを記載すべきものと考えるべきなのか。また、仮に海外に所在する銀行の営業所について表記すべきである場合には、「特定預金等契約の締結の業務者である旨」とその「業者としての登録番号」は、どのようなものを記載すべきものと考えるべきか。 | ① 国内に所在する銀行の営業所が、これと一体をなす海外の銀行の営業所の行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告等を行う場合には、準用金商法の広告等規制の対象になるものと考えられます。<br>② 上記①の結論は、ご質問のような事情により変わるものではないと考えられます。<br>③ 上記①の結論は、ご質問のような事情により変わるものではないと考えられます。<br>④ 海外現地法人が契約主体となる場合においては、銀行は特定預金等契約の締結の媒介を行っていることになると解されますが、媒介等を行う場合においても広告等の規制の対象となりますので、判断に違いは生じないものと考えられます。<br>なお、海外現地法人が特定預金等契約を顧客との間で締結するには、別途、本邦に支店を設置し、銀行法に従って外国銀行支店の免許（銀行法第47条）を取得しなければならない点にも留意が必要と思われます。<br>⑤ ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法第13条の4においては金商法第37条第1項第2号は準用されていません。 |
| 34 | ① 銀行法等に基づく必要な許可等が得られていると仮定して、「銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為をするとき」（銀行法施行規則 | ① ご質問の事例については、海外の広告主体が外国銀行支店（銀行法第47条）の免許を得ていることが必要と考えられますが、その上で、国内顧客を対象とする広告等を行う場合、広告 |

| | | |
|---|---|---|
| | 案第14条の11の18第1項）には、海外に所在する銀行の営業所（外銀海外本支店ないし邦銀海外支店等）が提供ないし勘定記帳する特定預金等について、直接海外から国内顧客に対して広告ないし広告類似行為を行う場合についても適用になるとの理解でよいか。<br>② 上記①の場合に対する判断は、国内に所在する銀行の営業所が一切関与しない場合と、個別取引について何らかの関与（契約条件の確定や該当取引に係る説明資料の個別作成等）をする体制となっている場合とでは判断は異なってくるとの理解でよいか。<br>③ 上記①・②の各場合に対する判断は、当該特定預金等に係る海外の契約主体ないし勘定記帳主体が、海外現地法人である場合と、国内拠点と同一法人格内の海外本支店である場合とによって判断に違いはあるか。<br>④ 仮に、上記①～④のいずれかの場合において規制対象となるとした場合、準用される金商法第37条第1項第2号に従って表示すべきとされる「特定預金等契約の締結の業務者である旨」とその「業者としての登録番号」は、どのようなものを記載すべきものと考えるべきか。 | 等規制の対象となるものと考えられます。<br>② ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、金商法の規制は、営業所単位でなく法人（個人）単位で適用されるものであることから、国内営業所の関与如何にかかわらず、外国銀行支店による国内顧客への広告又は広告類似行為については、広告等規制の対象となるものと考えられます。<br>③ 契約主体が海外現地法人又は国内拠点と同一法人格の海外本支店のいずれであっても、当該契約主体が行う広告等は広告等規制に服すると考えられます。また、金商法の規制は法人（個人）単位で適用されるところ、契約主体が海外現地法人である場合においては、国内拠点は特定預金等契約の締結の媒介を行っていることになると解され、その場合、当該国内拠点についても広告等の規制の対象となるものと考えられます。<br>④ ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法第13条の4においては金商法第37条第1項第2号は準用されていません。 |
| **No.** | **●契約締結前の書面交付義務〔第13条の4で準用する金商法第37条の3〕** | |
| | **▼経過措置** | |
| 1 | 銀行法施行規則等改正府令附則第2条第1項、第2項においては、施行後3ヶ月の経過措置が認められる要件として「当該顧客から書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る」とあるが、意思表明の確認方法は規定されていないという理解でよいか。 | 顧客の意思の確認方法について、法令上特段の定めはありません。個別事例ごとに適切な方法により行われるべきものと考えられます。 |
| 2 | 銀行法施行規則等改正府令案附則第2条第1項の「・・・交付を要しない旨の意思の表明があった場合」とは具体的にはどのような場合を指すのか。<br>例えば、施行日前に約定した外貨預金等が施行日以後に満期を迎え、自動継続により新たな外貨預金等の契約が成立しよう（成立した）とする場合、銀行は「事前に顧客意思の確認を行ったうえで、施行後3ヶ月以内に外貨預金等書面を交付しなければならない」のか、単に「施行後3ヶ月以内に外貨預金等書面を交付」すればよいのか。 | 銀行法施行規則等改正府令附則第2条第1項の適用を受けるためには、施行日以後の特定預金等の契約の締結前に、契約締結前交付書面の要否についての顧客の意思を確認する必要があるものと考えられます。 |
| 3 | 銀行法施行規則等改正府令案附則第2条第3項に基づき交付する場合も、情報通信の技術を活用した交付が認められるとの理解でよいか。 | 外貨預金等書面については電磁的交付の方法も認められるよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の25第2項）。<br>銀行法施行規則等改正府令附則第6条においては、「新銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号又は第14条の11の29第1項第1号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。」と定められておりますので、施行日後に外貨預金等書面の電磁的交付が可能となったことに伴い、施行日前の書面交付についても、電磁的交付が可能と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 銀行法施行規則等改正府令案附則第3条及び第4条に基づいて外貨預金等書面又は締結前書面を交付する場合においては、銀行法施行規則案第14条の11の29第2号にいう説明は不要であるとの理解でよいか。 | 例えば、銀行法施行規則等改正府令附則第6条においては、「新銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号又は第14条の11の29第1項第1号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。」と定められており、同附則第6条及び第7条に基づいて書面を交付する場合にも、銀行法施行規則第14条の11の30第2号に定める説明が必要になると考えられます。 |
| 5 | 既存顧客への対応として、施行日前に「外貨預金等書面」を顧客宛に送付することにより（銀行法施行規則等改正府令案附則第3条）、意思表明および説明責任についてもクリアしたとみなされるとの理解でよいか。 | 銀行は施行日前に外貨預金等書面に相当する書面を交付することができますが（銀行法施行規則等改正府令附則第6条）、その場合においても、施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約の販売・勧誘を行うにあたっては、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思表明を得ない限り、原則どおり契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付が必要になります（銀行法施行規則等改正府令附則第2条、銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、銀行法施行規則第14条の11の29第1項第1号）。<br>また、銀行が施行日前に外貨預金等書面相当の書面を交付するにあたっては、「銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号又は第14条の11の29第1項第1号の規定の例により」交付しなければならないとされておりますので（銀行法施行規則等改正府令附則第6条）、その際には顧客の知識・経験・財産の状況・取引を行う目的に照らして理解されるために必要な方法・程度による説明を行う必要があると考えられます（銀行法施行規則第14条の11の30第2号）。<br>このように、単に書面を送付したのみで説明責任を果たしたものとみなすことはできないものと考えられます。 |
| 6 | 銀行法施行規則等改正府令案附則第3条に基づき契約締結前書面（外貨預金等書面）を送付する場合には、当該顧客の登録住所宛、取引報告書・月次報告書に同封することにより行うことでよいか。 | ご質問のような方法も妨げられないものと考えられます（銀行法施行規則等改正府令附則第6条）。 |
| 7 | ① 「施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の預金等（預金又は定期積金等）の受入れを内容とする契約」（銀行法施行規則等改正府令附則案第4条第1項）とあるが、具体的には何を指すか。 例えば、インターネットバンキングやテレフォンバンキングの新規契約時に書面交付する「包括的規定」（普通預金・定期預金取引や外貨預金取引等、全メニューの詳細規定）に、「本法で定める契約締結前・契約締結時書面の要件」ならびに「これらの書面を取引の都度交付しないこと」を追記することで足りるとの理解でよいか。<br>② なお、上記でよいとした場合、インターネットバンキングやテレフォンバンキングの既存契約先については、当該顧客が法施行後初回に特定預金取引を行う際、契約締結前書面に記載 | ① 銀行法施行規則等改正府令附則第7条では、施行日以後に締結される特定預金等契約と同一の内容の契約について、施行日前に契約締結前交付書面に相当する個別の書面を交付している場合を想定しています。ご質問のような包括的な書面の交付については、同附則第7条ではなく第6条の「外貨預金等書面」に係る経過措置の適用を検討すべきものと考えられます。<br>② ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「外貨預金等書面」の特例において要件とされている顧客の意思表明を受ける方法について、法令上特段の定めはありませんので、顧客の意思表明の確認方法としては、ご質問のような方法によることも可能と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | する内容を「口頭」（テレフォンバンキングを想定）ないしは「確認ボタン押下」（インターネットバンキングを想定）により説明および了解を得ることを認めてほしい（上記「包括的規定（追記版）」を取引後速やかに交付することとする）。 | |
| | **▼契約締結前交付書面の交付方法等** | |
| | **（包括的書面による交付等）** | |
| 8 | 同一タイプの外貨定期預金で受入れ通貨や預入期間が何種類かある場合に、各通貨毎、各期間毎に締結前書面を別々に準備する必要はなく、一の書面に受入れ通貨や預入期間の種類をすべて記載し、共通の契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）として利用することは問題ないとの理解でよいか。 | 契約締結前交付書面は、例えば「当該特定預金等契約の概要」等が記載事項とされており（銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の3第1項第3号）、個別の契約ごとに作成・交付されるのが原則であると考えられます。<br>なお、外貨預金等に係る特定預金等契約については、取引に関する情報を包括的に記載した書面の交付によって契約締結前交付書面の交付に代えることが認められております（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号）。 |
| 9 | 当該預金商品名と金利水準のみを記載した書面の提示を求められた場合やそのような金利水準が専ら顧客との交渉の関心事になっている場合に、契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）として記載が求められている事項を記載した書面を、別途、契約締結前に交付する限りは、そのような事項のみを記載した書面を顧客に交付すること自体は禁止されていないとの理解でよいか。<br>また、仮にそのような理解でよいとした場合、書面により交付するケースであっても、記載書面を特定した上で、当該特定された交付書面に当該事項は記載している旨の表記を行うのであれば、必要な記載事項が、交付時点がそれぞれ異なる複数の書面に分かれて記載されていたとしても問題はないとの理解でよいか。<br>あるいは、上記ケースにおいて、必要な記載事項が分かれて記載された複数の文書が同時に交付される限りは、物理的にセットされていなくとも問題はないとの理解でよいか。 | 別途適切に契約締結前交付書面が交付されるのであれば、契約締結前交付書面の記載事項の一部のみを記載した書面を説明資料として顧客に交付することも妨げられないものと考えられます。<br>契約締結前交付書面の記載事項を複数の書面に分けて交付することも妨げられないと考えられますが、それらの書面が一体の「契約締結前交付書面」として交付される必要があり、同一の機会に交付されない場合には一体として交付されたものとは認められないことになると考えられます。<br>なお、「物理的にセット」との文言の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、それらの書面が同一機会に一体の「契約締結前交付書面」として交付されている実態があれば足り、例えばホッチキス等で綴じられていることまでは求められないものと考えられます。 |
| 10 | パンフレットに必要事項を網羅し、「契約締結前交付書面」（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）として顧客に交付することは認められるか。 | 契約締結前交付書面については、法令上特定の様式が定められているものではないことから、ご質問のような方法もあり得ると考えられえますが、個別事例ごとに契約締結前交付書面の記載事項・記載方法に関する法令上の要件を充足しているかを実態に即して実質的に判断することが必要と考えられます。 |
| | **（情報通信の技術を利用した提供等）** | |
| 11 | 従来、全国銀行協会作成の「インターネットバンキングにおいて留意すべき事項について」において、顧客から明示的な同意を得る方法として、「口頭（電話による場合を含む）により同意を得て、銀行側で同意を得た旨の記録を残すこと」が挙げられている。<br>特定預金等契約（銀行法第13条の4）の締結に | 銀行法施行令第4条の3第1項においては、顧客による承諾の方法が「書面又は電磁的方法による承諾」と明示されておりますので、ご質問のような方法（テレフォンバンキングで、口座番号・暗証番号の認証を経た上で接続された電話回線において、口頭で承諾を得て、通話を録音記録として残しておく方法）は認められないものと考えられま |

| | | |
|---|---|---|
| | 際して契約締結前交付書面・契約締結時交付書面の交付を電磁的に行う場合には、あらかじめ「書面又は電磁的方法による承諾」を得る必要があるが（銀行法施行令案第4条の3）、この「電磁的方法による承諾」には、例えば、テレフォンバンキングで、口座番号・暗証番号の認証を経た上で接続された電話回線において、口頭で承諾を得て、通話を録音記録として残しておくことも含まれるとの理解でよいか。 | す。 |
| 12 | 情報通信の技術を利用して提供する方法として、「銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法」が定められているが（銀行法施行規則案第14条の11の8第1項第1号ロ）、この方法はインターネット等を介して顧客に閲覧させ、顧客のパソコンにダウンロードさせる方法という趣旨でよいか。<br>もしそうであるならば、顧客のパソコンに、ファイルに記録された記載事項がダウンロードされ、保存されたことを確認することは技術的に困難であると思われるが、ダウンロードしたことの確認については、例えば、画面上で、顧客に、ダウンロードした旨のチェックボックスにチェックをつけさせる方法により確認することで足りるとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、銀行法施行規則第14条の11の8第1項第1号ロは、銀行が書面に記載すべき事項をウェブサイトにおいて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係るパソコンに当該事項をダウンロードする方法等を想定したものです。<br>顧客が当該事項をダウンロードしたことを銀行が確認する法令上の義務はありませんが、顧客がダウンロードしなければ銀行は当該事項を電磁的に提供したことにならないことから、ご質問のような方法等により、顧客がダウンロードしたことを確認することは、事後的検証の可能性の観点から有益であると考えられます。 |
| 13 | インターネット取引における契約締結前交付書面の交付について、以下の方法によるとした場合、銀行法施行規則案第14条の11の8第1項第1号のうち、ハ若しくはニに該当することになるものと思料されるが、顧客が口座番号・暗証番号等によりログインを行った後に契約締結前交付書面の閲覧を行うことになることから、当該画面は「専ら顧客の用に供せられるファイル」であり、ハの「銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法」に該当するものとの理解でよいか。<br>① 口座番号、暗証番号等による認証を経た上で取引画面にログインする。<br>② 特定預金等の取引を行うに際しては、契約締結前交付書面を電磁的に交付を受けることについての同意を受けた上で、契約締結前交付書面を閲覧してもらい、取引画面に進む。<br>③ インターネットにおける特定預金等の取引については、契約締結前交付書面を閲覧しない限り、できない仕組みとする。 | 銀行法施行規則第14条の11の8第1項第1号ハ又はニのいずれに該当するかは、顧客の閲覧に供するものが、「銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル（＝専ら顧客の用に供せられるファイル）」であるか、又は、「閲覧ファイル（銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイル）」であるかにより、判断されます。<br>ご質問のような方法については、通常はファイルが「専ら顧客の用に供せられる」ものであると考えられるため、銀行法施行規則第14条の11の8第1項第1号ハの方法に該当するものと考えられます。 |
| 14 | テレフォンバンキングにおける特定預金等の取引に際しては、顧客の知識、経験、財産の状況、取引の目的に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことを前提とすれば、以下の方法による契約締結前交付書面の交付は認められると考えてよいか。 | 銀行法施行規則第14条の11の8第1項第1号ハ又はニの方法を用いる場合において、「顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認」（同条第2項第2号ただし書）する方法について、法令上特段の定めはありません。したがって、その方法の適切性については、個別事例ごとの実態に即 |

| | | |
|---|---|---|
| | ①顧客が契約締結前交付書面の電磁的交付について承諾していることを前提に、銀行法施行規則案第14条の11の8第1項第1号ハ若しくはニの方法により、顧客が当該契約締結前交付書面を閲覧<br>②当該顧客が顧客のパソコン等に表示されている当該契約締結前交付書面を閲覧しなければ回答できない質問（例えば当該契約締結前交付書面に記載している特定の番号の確認等）を行うことにより、当該書面を閲覧した旨の確認を口頭で取り、その内容については録音による記録として保管する。<br>また、この際通話内容を録音することによって、銀行法施行規則案第14条の11の8第2項第2号ただし書に定める「顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したとき」にも該当するとの理解でよいか。 | した実質的な判断が必要ですが、基本的には、ご質問のような方法により確認を行えば、同条第2項第2号ただし書に基づく確認を行ったと認められるものと考えられます。 |
| 15 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関するインターネット取引における契約締結前交付書面の交付について、以下の方法によるとした場合、銀行法施行規則案第14条の11の8第2項第2号ただし書に定める「顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したとき」に該当すると考えてよいか。<br>① 口座番号、暗証番号等による認証を経た上で取引画面にログインする。<br>② 特定預金等の取引を行うに際しては、契約締結前交付書面を電磁的に交付を受けることについての同意を受けた上で、契約締結前交付書面を閲覧してもらい、取引画面に進む。<br>③ インターネットにおける特定預金等の取引については、契約締結前交付書面を閲覧しない限り、できない仕組みとする。 | 「顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認」（銀行法施行規則第14条の11の8第2項第2号ただし書）する方法について、法令上特段の定めはありません。したがって、その方法の適切性については、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要ですが、基本的には、ご質問のような方法により確認を行えば、同条第2項第2号ただし書に基づく確認を行ったと認められるものと考えられます。 |
| 16 | 「顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報」（銀行法施行規則案第14条の11の8第2項第4号イ）とは当該閲覧先のURL等を指すものとの理解でよいか。また、「顧客ファイルに記録するものであること」とは具体的に何を指すものなのか。例えば、顧客がインターネット上で口座番号・暗証番号等を入力しログインすることで表示される画面上に、「閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報」を表示しておくことで満たされるとの理解でよいか。 | 「顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること」（銀行法施行規則第14条の11の8第2項第4号イ）とは、例えば、閲覧ファイルへのハイパーリンクを記録した電子メールを顧客に送信して、顧客ファイルに記録する方法等を想定しており、ご質問のような方法も可能と考えられます。 |
| 17 | 外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）を交付するに際しては、電磁的方法による交付は認められないのか（金商法第37条の4第2項の適用があるとは読めない。）。<br>仮に認められるとした場合、銀行法施行規則第14条の11の8及び第14条の11の9の適用があるのか。 | ご意見を踏まえ、「外貨預金等書面」についても、情報通信の技術を利用した提供を可能とするよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の25第2項、第14条の11の29第2項）。これにより、当該提供についても、同規則第14条の11の8及び第14条の11の9が適用されることになります。 |
| | **（外貨預金に関する契約締結前交付書面の交付時期）** | |
| 18 | ① 外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金における「契約締結」とは口座開設を指し、 | ① 貴見のとおりと考えられます。<br>② 外貨貯蓄預金の積立契約については、個々 |

| | | |
|---|---|---|
| | 外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金の個別の入出金は契約締結には当たらないとの理解でよいか。<br>② また、そうである場合では外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金の入出金及び外貨貯蓄預金の積立契約（毎月一定の日に一定金額について円普通預金等から外貨貯蓄預金に振替入金する契約）に際しては、契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）及び契約締結時交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）の交付は不要との理解でよいか。<br>③ また、この解釈は、窓口だけでなくATM、電話、インターネットによる取引時にも適用できるか。 | の振替入金の都度書面を交付する必要はないと考えられますが、積立契約の締結に際して契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付することは必要と考えられます。<br>③ 貴見のとおりと考えられます。 |
| 19 | ① 法施行以前に口座開設済みの外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金は、その後の都度の入金時には、契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）・契約締結時交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）の交付は不要との理解でよいか。<br>② 同様に法施行以前に預け入れされた外貨定期預金について、預入日までに法施行日を迎えた場合も契約締結前書面・契約締結時書面の交付は不要との理解でよいか。<br>③ また、この解釈は、窓口だけでなくATM、電話、インターネットによる取引時にも適用できるか。 | ① 「外貨普通預金」及び「外貨貯蓄預金」の口座開設後の個々の入金は、基本的に「特定預金等契約の締結」とは解されないことから、貴見のとおり、口座開設後の入金の都度、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付をする必要はないものと考えられます。<br>② 一方、外貨定期預金については、個々の預入れが「特定預金等契約の締結」と解されることから、基本的には、施行日以後に行われる預入れの都度、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付が必要となると考えられます。<br>③ 上記①②の考え方は、窓口だけでなく、ATM、電話、インターネットの取引についても適用されるものと考えられます。なお、ATM、電話又はインターネットを利用した非対面取引については、「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号）を利用することにより、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付を不要とすることができます。 |
| 20 | 金商法の契約締結前の書面交付義務が、銀行法施行規則案において特定預金等にも準用される旨新設されているが（銀行法第13条の4）、特定預金等のうち外貨預金（デリバティブ、通貨オプションを組み入れない）に係る契約締結とは口座開設時（入出金ごとではなく）との理解でよいか。 | |
| 21 | 次のような場合にも「特定預金等の契約の締結」として、その都度契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）、契約締結時交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）の対象となるのか、それとも口座開設時を「特定預金等の契約の締結」としてその際に契約締結時交付書面の交付を行うこととなるのか。<br>① 外貨建てで送金をする顧客が、顧客の保有する口座内で円普通預金から外貨普通預金へ振替を行い、当該外貨普通預金から即時に払い出しの上送金した場合<br>② 外国通貨で表示される銀行法施行規則案第14条の11の4第1号で規定される預金等への預け入れを希望する顧客が、顧客の保有する口座内で円普通預金から外貨普通預金への振替を行い、当該外貨普通預金から即時に払い出しの上、同条第1号で規定される預金等への入 | ① 外貨普通預金については、一般的には口座開設時が「特定預金等契約」の締結時であり、「振替」による都度入金は契約締結に該当せず、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付は不要であることが多いと考えられますが、ご質問の商品が、普通預金から外貨普通預金への「振替」を行う都度新たに契約が成立すると認められるような仕組みの商品であれば、その都度これらの書面を交付する必要があります。このことは、その後即座に払い出しを行う場合でも同様です。なお、そのような仕組みの商品であっても、口座開設時に契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付している場合は、その後1年以内に行われる「振替」については、これら書面の交付が不要となります（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号、第14条の11の29第1項第2号）。<br>② 外貨普通預金への「振替」については①と同 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金を行った場合。この場合、対象となるとすれば、同条第2号としての契約締結前交付書面・契約締結時交付書面と同条第1号のそれの両方が必要になるということか。<br>上記において、外国通貨で表示される流動性預金については、口座開設時が「特定預金等の契約の締結」であるとすれば、口座開設時において入金がなされないということもあり得るが、残高の有無にかかわらず「特定預金等の契約の締結」とみなしてよいか。 | 様です。外貨普通預金からの払い出しの後に締結される同規則第14条の11の4第1号の「特定預金等契約」については、別途契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付する必要があります。<br>なお、外国通貨で表示される流動性預金については、残高の有無にかかわらず、口座開設時において「特定預金等契約」の締結に当たるものと考えられます。 |
| | **（その他の意見等）** | |
| 22 | 契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）により説明を受け、理解したことを証する顧客の受取書（確認書）のようなものは必要か。 | 法令上、顧客から受取書（確認書）を取得することまでは義務づけられていませんが、「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」（銀行法施行規則第14条の11の30第2号）を確保する観点から、そのような運用を行うことも十分考えられます。 |
| 23 | 「平成19年3月30日主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正についてのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の中の「仕組預金をテレフォンバンキングで販売する場合には、「書面を事前に顧客宛送付し、当該書面に基づいて説明し理解を得る」との手続が必要であり、書面交付を行うことなく、口頭のみで説明を行う手続では不十分と考えます。」との記載は、インターネット取引ではないものの電子的交付の要件を満たした上でe-mail で交付する場合や、テレフォンバンキング取引でないものも含めて、特定預金等（銀行法第13条の4）に関する取引にも適用されるとの理解でよいか。また、書面をファックスにて送付する場合についても、交付とみなしてよいか。 | 特定預金等についての情報提供は、契約締結前交付書面の交付（又はその電磁的方法による交付）により行うこととされています（銀行法施行規則第14条の11の24）。また、当該交付に関しては、顧客に対して、当該顧客の属性に則った説明を行うこととされています（同規則第14条の11の30第2号）。ファックスによる送付も、基本的には書面交付の方法として認められ得るものと考えられます。 |
| | **▼契約締結前交付書面の記載方法** | |
| | **（顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの）** | |
| 24 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関する契約締結前交付書面の記載方法について、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（銀行法施行規則案第14条の11の22第3項）とあるが、「特に重要なもの」の考え方を示してほしい。 | 銀行法施行規則第14条の11の23第3項の規定は、顧客が当該特定預金等の特徴を十分理解できるようにする観点から、「当該特定預金等契約の概要」（準用金商法第37条第1項第3号）等のうち特に重要な事項や元本損失が生ずるおそれがある旨等を簡潔かつ平易に記載することを想定するものです。 |
| 25 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関する契約締結前交付書面の記載方法の項目のうち、「特に重要なもの」（銀行法施行規則案第14条の11の22第3項）とは、具体的にはどのようなものを指すのか。 | |
| 26 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関する契約締結前交付書面には「金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（銀行法施行規則案第14条の11の22第3項）を最初に平易に記載することとなっているが、特に重要か否かの判断は各業者が行うとの理解でよいか。 | 銀行法施行規則第14条の11の23条第3項の規定は、顧客が当該特定預金等の特徴を十分に理解できるようにする観点から、「当該特定預金等契約の概要」（銀行法第13条の4において準用される金商法第37条の3第1項第3号）等のうち特に重要な事項や元本損失が生ずるおそれがある旨等を簡潔かつ平易に記載することを想定するも |

| | | |
|---|---|---|
| | | のです。<br>　第一次的には各金融商品取引業者等がその判断により記載を行うことになりますが、事後的には当該記載の適切性等が検査・監督の対象になり得るものと考えられます。 |
| | **（リスク事項等）** | |
| 27 | 　特定預金等（銀行法第13条の4）に関する契約締結前交付書面の記載方法については、銀行法施行規則案第14条の11の22が定めているが、銀行が販売していることに起因して、高齢者を初めとする消費者が、リスクのある商品をリスクのない商品と誤解するおそれや、リスクの高い商品をリスクの低い商品と誤解するおそれはなお強いことからすると、商品のリスクに関する事項は、書面のはじめに赤字で12ポイント以上の文字により表現するなどの工夫をすることが求められる。 | 　特定預金等に関する契約締結前交付書面については、金商法に規定する契約締結前交付書面と同様に、リスク情報等を枠の中に12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて記載し、かつ、特に重要な事項の次に記載すべきこととしています（銀行法施行規則第14条の11の23第2項）。<br>　更に、業者に対しては、契約締結前交付書面に関し、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることなく特定預金等契約を締結することを禁止しています（銀行法施行規則第14条の11の30第2号）。これらの規制により、ご指摘の趣旨は基本的に反映されているものと考えられます。<br>　なお、契約締結前交付書面については、特定の様式の使用が義務づけられているものではないので、各業者が顧客の視点に立った実務上の創意工夫により、例えばリスク情報等を強調するためにご指摘の「赤字」等を用いることは可能であると考えられます。 |
| 28 | 　特定預金等（銀行法第13条の4）に関する契約締結前交付書面の記載方法（銀行法施行規則案第14条の11の22）について、損失が生じるおそれに関する事項の記載方法は、文書のはじめに12ポイント以上の赤字で表現するなどの工夫をすべきである。 | |
| 29 | 　特定預金等（銀行法第13条の4）に関する契約締結前書面の記載方法（銀行法施行規則案第14条の11の22）について、商品のリスクに関する事項は、書面のはじめに赤字で12ポイント以上の文字により表現することが求められる。 | |
| | **▼契約締結前交付書面の記載事項** | |
| | **（手数料等）** | |
| 30 | 　顧客が支払うべき手数料等（銀行法施行規則案第14条の11の25）がない場合、敢えて「0円」と記載する必要はないとの理解でよいか。 | 　手数料等（銀行法施行規則第14条の11の26）が全く存在しない場合には、貴見のとおりと考えられますが、「手数料等」の有無を判断するに当たっては、例えば、手数料等が価格に織り込まれた場合であっても、実質的に手数料等に相当する部分に関する記載が必要であること等に留意が必要と考えられます。 |
| 31 | 　特定預金等（銀行法第13条の4）に関する手数料等（銀行法施行規則案第14条の11の25）として、レート（TTS・TTB）の開示が必要とあるが、書面交付日の実数が必要か。又は「お預け入れ時にはTTS、TTBを使用します。相場変動がなくても、TTSとTTBの差（1米ドルあたり2円）の負担が生じます」というような表現ぶりでよいか。 | 　手数料等（銀行法施行規則第14条の11の26）として、書面交付をした日の実際のレートを記載する必要まではないものと考えられます。<br>　なお、ご質問の「お預け入れ時にはTTS、TTBを使用します。相場変動がなくても、TTSとTTBの差（1米ドルあたり2円）の負担が生じます。」との記載については、顧客にとっての分かりやすさの観点からすると、TTS・TTBの内容説明や両替の往復に要する費用であるか片道に要する費用であるか等の追加的な記載が必要と考えられます。 |
| | **（受入れの対象となる者の範囲）** | |
| 32 | 　銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第4号は、当該銀行名を記載すればよいか。 | 　ご指摘の記載事項は、対象となる顧客の範囲を記載することを想定しています（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第4号）。 |
| 33 | 　契約締結前交付書面の記載事項の「受入れの対象となる者の範囲」（銀行法施行規則案第14条 | |

| | | |
|---|---|---|
| | の11の26第1項第4号）とは、当該金融商品取引契約を締結する相手方について、一定の要件により対象顧客を定め、その範囲を記載するとの理解でよいか。 | |
| | **（預入期間）** | |
| 34 | 預入期間（銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第5号）については、例えば「1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年のいずれか」「1日以上1年以内で設定可能」と記載してもよいか。 | ご質問のような記載も可能であると考えられます（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第5号）。 |
| | **（利息の設定方法等）** | |
| 35 | 銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第8号の「利息の設定方法」とはどういう意味か。<br>「BAレート－○○％」等具体的な決定方法の記載が必要か。あるいは、「○月○日から×月×日までの適用金利は次のとおりです。」との記載の後に預入期間や預入金額毎に決定される金利水準を一覧性のある表で明示する方法でよいか。 | 顧客にとっての分かりやすさの観点からは、「○月○日から×月×日までの適用金利は次のとおりです。」との記載の後に一覧表を明示する方法が適当と考えられます（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第8号）。<br>「BAレート－○○％」との記載については、顧客にとっての分かりやすさの観点からすると、「BAレート」の内容や水準を説明する追加的記載が必要と考えられます。 |
| 36 | 最終的な契約締結時点までは確定しにくい変動金利の適用水準については、「変動金利預金の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合」（銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第14号）に該当する場合には「当該基準及び方法並びに金利に関する事項」は記載する必要があるものの、契約締結時の確定的な適用金利は「利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項」（同項第8号）としても、表示しなくともよいとの理解でよいか。 | 変動金利の場合において、「利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項」と、変動金利に係る「金利の設定の基準となる指標、金利設定の方法、金利に関する事項」の一部に重複が生じる場合には、銀行法施行規則第14条の11の27第1項第8号に関する事項と同項第14号に関する事項をまとめて記載することも許容され得るものと考えられます。<br>なお、変動金利預金であっても、一般的な顧客に対してできるだけ具体的な金利水準が理解できるように情報提供する必要があると考えられます。 |
| 37 | 契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）には、契約締結前の段階では確定していない事項（例：外貨預金等の利率、単価等）は記載する必要はないと理解してよいか。 | 外貨預金の利率や単価が契約締結前に確定していない場合であっても、適用される利率や単価が決定される方法について記載するとともに、できるだけ具体的な利率や単価を記載する等、一般的な顧客が理解することができる方法及び程度により可能な限りの説明をすることが必要と考えられます。 |
| | **（市場リスクに関する事項）** | |
| 38 | 契約締結前交付書面の記載事項については、銀行法施行規則案第14条の11の26が定めているが、同記載事項には「取引の仕組み」も含まれることを明確にするべきである。金販法は、「取引の仕組みのうちの重要な部分」の説明をするべきことを定めているところ（金販法第3条第1項）、この点について説明義務違反が存する場合には、元本欠損額が説明義務違反による損害と推定されることになる（金販法第6条）。契約締結前交付書面の記載事項においても、金販法の上記の規定と平仄を合わせるべきである。 | 特定預金等に関する契約締結前交付書面については、金商法に規定する契約締結前交付書面と同様に、「契約の概要」（銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の3第1項第3号）のほか、「その変動を直接の原因として損失が生じることとなる指標」や「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」についても記載事項としており（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第11号）、金販法上の説明義務の内容との同等性が確保されていると考えられます。 |
| 39 | 契約締結前交付書面の記載事項（銀行法施行規則案第14条の11の26第1項）に「取引の仕組」 | |

| | | |
|---|---|---|
| | も含まれることを明確にすべきである。 | |
| 40 | 銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第11号ロの「当該指標にこうした変動により損失が生ずるおそれがある理由」とは、具体的には、金販法第3条第1項第1号に規定される「ロの指標にこうした変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組のうち重要な部分」との理解でよいか。<br>なお、特定預金等以外の金融商品に関しては、金販法第3条第1項第2号も含むものと考えている。 | 行政法規である金商法上記載が必要とされる「理由」(銀行法施行規則第14条の11の27第1項第11号ロ等)と民事法である金販法上説明が必要とされる「取引の仕組み」(金販法第3条第1項第1号ハ等)とは、完全に一致する概念ではありませんが、後者の記載により前者を包含することは通常可能と考えられます。 |
| | **(期間延長による不利益)** | |
| 41 | 「当該銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金」(銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第12号)とは、銀行が延長する権利を保有しているものを指しており、他の延長条件(例えば、金利が一定条件に達すれば自動的に延長される条件)や解約条件が付いた取引については記載不要との理解でよいか。 | ご質問のような条件等は、銀行側に期間延長する権利が与えられていないのであれば、銀行法施行規則第14条の11の27第1項第12号に定める「銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等」に直接的には該当しないものと思われますが、顧客に不利となり得るものであることから、基本的には「その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」(銀行法施行規則第14条の11の27第1項第18号)として記載する必要があるものと考えられます。 |
| | **(デリバティブと特定預金等との組合せ商品)** | |
| 42 | 預入日の2営業日前に、預入日の売予約・満期日の買予約を締結し、円ベースでの利回りを確定する外貨定期預金(スワップ予約付き外貨定期預金)については、ディスカウント金利体系では、預入時の払込金が満期時に減額される形となるが、元利合計の円ベース利回りで契約締結するものであり、銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第13号ハには該当しないとの理解でよいか。 | ご質問の外貨定期預金については、銀行法施行規則第14条の11の27第1項第13号ハに該当するものと考えられます。 |
| 43 | ① 外貨定期預金の満期日為替予約については、特定預金等契約の締結と先物為替予約契約の締結が同時に併せて行われない限り、銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第13号には該当しないとの理解でよいか。<br>② また、特定預金等契約とデリバティブ取引契約等を併せて行うケースが同号に該当し、通貨オプション内在型預金(契約上は特定預金等契約のみ)は銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第13号に該当しないとの理解でよいか。 | ① 基本的には貴見のとおりと考えられますが、意図的に先物外国為替取引(銀行法施行規則第14条の11の27第1項第13号ハ)の契約締結時期を遅らせることによって同号の適用を免れること等は許容されるものではなく、実質的な組合せ商品といえるかどうかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>② 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **(「その他当該商品に関する詳細」等)** | |
| 44 | 「その他当該商品に関する詳細」(銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第13号)、「参考となると認められる事項」(同項第17号)とは、具体的にはどのようなものを指すのか。 | いかなる事項が「その他当該商品に関する詳細」(銀行法施行規則第14条の11の27第1項第13号)に該当するかは、現行の銀行法施行規則第13条の3第1項と同様に、顧客に必要かつ十分な情報提供を行う観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、いかなる事項が「その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」(銀 |
| 45 | 契約締結前交付書面の記載事項の「その他当該商品に関する詳細」(銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第13号)について、その考え方を示してほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 行法施行規則第14条の11の27第1項第18号）に該当するかについても、顧客に必要かつ十分な情報提供を行う観点から、現行の銀行法施行規則第13条の3第1項第4号ヌと同様に、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 46 | 「その他特定預金等の預け入れに関し参考となると認められる事項」（銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第17号）とは、具体的にはどのようなものを想定すればよいのか。また、他の事項とは独立して記載する必要があるものなのか。更に、他の事項の記載内容において記載されている場合にまで必ず記載する必要があるものなのか。 | いかなる事項が「その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」に該当するかは、顧客に必要かつ十分な情報提供を行う観点から、現行の銀行法施行規則第13条の3第1項第4号ヌと同様に、個々の特定預金等契約の内容に応じて判断されることになりますが、他の事項の記載内容において記載されている場合に重ねて記載が必要になるものではありません。 |
| 47 | 契約締結前交付書面の記載事項の「その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」（銀行法施行規則案第14条の11の26第1項第17号）について、その考え方を示してほしい。 | |
| 48 | 金販法においては、「指標にかかる元本欠損（あるいは、元本を上回る損失）のおそれ」のみならず、第3条第1項第3号及び（第4号）により「当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損（及び元本を上回る損失）の生ずるおそれ」を説明するように求めているが、銀行法においては、それ自体の説明は求めていないとの理解でよいか。 | 銀行法では、いわゆる信用リスクに基づく元本欠損・元本超過損のおそれについては、特定預金等に係る契約締結前交付書面の記載事項として明示されているものではありませんが、利用者保護の観点から必要と認められる場合には、そのようなおそれも「その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第18号）として記載すべきものと考えられます。 |
| **No.** | **●契約締結前交付書面の交付を要しない場合<br>〔第13条の4で準用する金商法第37条の3第1項ただし書〕** | |
| | **▼外貨預金等書面を交付している場合の特例** | |
| 1 | 外貨普通預金の場合、口座開設時に外貨預金等書面の交付を行っていれば、契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）を1年毎に再交付する必要はないか（契約の成立時期は口座開設時期か初回入金時か）。 | 外貨普通預金については、口座開設時が契約成立時と考えられ、それ以降に行われる個々の入金の都度書面を交付する必要はないものと考えられます。 |
| 2 | 外貨定期預金の自動継続については、銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第2号及び同条第3項により、契約締結前交付書面は、初回契約時のみの交付との理解でよいか。<br>また、契約締結時交付書面についても、同規則案第14条の11の28第1項第2号及び同条第3項により、初回契約時のみの交付との理解でよいか。 | 外貨定期預金の自動継続が1年以内の間隔で行われる場合には、銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号・同条第4項及び第14条の11の29第1項第2号・同条第4項に基づき、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付が不要になり得るものと考えられます。<br>なお、外貨預金等書面を交付している場合についても、上記特例の適用があることを明確化するよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号、第14条の11の29第1項第2号）。 |
| | **（書面の交付を要しない旨の意思の表明）** | |
| 3 | 銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号に定める外貨預金等書面には、預入期間の中途での解約時の取扱いについて記載する必要はないことを確認したい。 | 貴見のとおり、外貨預金等書面には、中途解約時の取扱いについて記載する必要はないと考えられますが、中途解約時の違約金等が市場金利等に応じて算定され元本欠損が生じ得るような預 |

| | | |
|---|---|---|
| | また、銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号末尾かっこ書の「交付を要しない旨の意思の表明」は、書面をもって行う必要があるか。 | 金等については、そもそも外貨預金等書面の特例が適用されないことに留意する必要があります（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号）。<br>「書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号）の確認方法についての法令上の定めは設けられておりませんので、書面により行われることが法令上義務づけられるものではありませんが、顧客の意思表明を確認したことを事後的に検証可能とするため、顧客から書面を取得しておくことは実務上望ましい対応と考えられます。 |
| 4 | 「外貨預金等書面」（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）については、次のような事務フローによるATMでの外貨定期預金取引も認めてほしい。<br>① 口座（通帳）開設時に、「外貨預金等書面」を交付し、顧客の属性に照らして説明を行う。<br>② 以降のATMによる個々の取引時に、顧客の「契約締結前書面の交付を要しない旨の意思表明」を画面上で確認し、その旨の意思表明がある場合のみATM取引を続ける。 | 「書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号）の確認方法についての法令上の定めは設けられておりませんので、ご質問のATM取引において顧客の意思が的確に確認し得るものとなっている場合には、外貨預金等書面の特例が適用され得るものと考えられます。 |
| 5 | 例えば、顧客によって、当初の外貨預金口座開設時のみ、「契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）」により詳細な説明を受け、以降の外貨定期預入れ時には、「外貨預金等書面」（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）によるATMでの取引を希望する場合もあると考えられる。このようなケースにおいて、口座開設時に、「契約締結前交付書面」により説明を行い、同時に「外貨預金等書面」を交付するとともに、内容について説明し、以降はATMでの個々の取引時に画面上で「契約締結前書面の交付を要しない旨の意思表明」を確認のうえ、第14条の11の24第1項第1号の取扱いとして預入れすることは可能か。 | |
| 6 | 銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号および第2項、同規則案第14条の11の28第1項第1号および第2項で、特定預金等契約の締結前1年以内に「外貨預金等書面」を交付し、当該顧客の意思表示があった場合、契約締結前および契約締結時の書面交付は要せず、かつ「外貨預金等書面」を交付した日から1年以内に特定預金等契約の締結を行った場合、当該締結の日において「外貨預金等書面」を交付したものとみなす旨規定されている。この点について、「外貨預金等書面」を交付し、当該顧客から契約締結前および契約締結時の書面交付は要しない旨意思表示を受ける場合、当該顧客の署名等は必要か。 | 「書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号）の確認方法についての法令上の定めは設けられておりませんので、署名の取得が法令上義務づけられるものではありませんが、顧客の意思表明を確認したことを事後的に検証可能とするため、顧客から署名を取得しておくことは実務上望ましい対応と考えられます。 |
| 7 | 銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号においては（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場 | 書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号）の確認方法について |

| | | |
|---|---|---|
| | 合に限る。）とあるが、当該意思表明の方法については特に規定していないことから、何らかの方法により記録を残す場合であれば口頭での意思表明も含まれるとの理解でよいか。 | の法令上の定めは設けられておりませんので、ご質問のように顧客から口頭により意思表明を得て、これを銀行側で記録しておく方法も妨げられないものと考えられます。ただし、明確性の観点からすれば、顧客から書面を取得しておくことが実務上望ましいと考えられます。 |
| | **（包括的意思表明取得の可否）** | |
| 8 | 外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）を交付している自動継続扱いについては、その申し込み行為が、「契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」とみなし、次回以降の継続時については契約締結時書面の交付を要しない場合とみなすことはできるか。 | 書面交付を要しない旨の顧客の意思表明は、契約を締結しようとする都度受ける必要があり、ご質問のように契約の申込みをもって包括的な意思表明があったものとみなすことはできないものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、当初の契約締結の際に「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号）の適用により契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付が不要とされている場合であっても、その後に「同一内容の特例」（同各条第1項第2号及び第4項）が適用され得ることとなるよう、規定を修正いたします。 |
| 9 | 外貨定期預金で、当初口座（通帳）開設時に、顧客から「契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）があった場合において、「外貨預金等書面」（同号）を交付した場合には、1年以内の同通帳への預け入れについては契約締結前交付書面の交付義務は適用除外との理解でよいか。「契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」は預け入れの都度、必要となるのか。口座開設時に、以降の預け入れについて包括的に意思表明を確認するという対応は認められないのか（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）。 | |
| 10 | 銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号および第2項、同規則案第14条の11の28第1項第1号および第2項で、特定預金等契約の締結前1年以内に「外貨預金等書面」を交付し、当該顧客の意思表示があった場合、契約締結前および契約締結時の書面交付は要せず、かつ「外貨預金等書面」を交付した日から1年以内に特定預金等契約の締結を行った場合、当該締結の日において「外貨預金等書面」を交付したものとみなす旨規定されている。この点について、外貨定期預金を期間1年以内に継続処理する場合、当初開設時に「外貨預金等書面」を交付し、当該顧客から意思表示を受ければ、継続のたびの書面交付は不要との理解でよいか。 | |
| 11 | 外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）を利用して期間が1年以内の自動継続型の外貨定期預金を締結した場合、同条第2項により締結時に外貨預金等書面を交付したものとみなされ、その後の継続の際も同様に外貨預金等書面を交付したこととなるが、この場合でも継続する度に毎回締結前書面の交付が不要である旨の確認を要すると規定されていると理解する。 これでは顧客の指示に基づき都度確認することなく契約を更新するという本来の趣旨に反し、顧客サービスの低下につながることとなる。当初顧客が自動継続を選択する際に、以後の継 | 外貨預金等書面の特例（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号）の適用にあたっては、投資者保護の観点から、個々の特定預金等契約の販売・勧誘ごとに、顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明を得ることが必要とされております（同号）。ただし、当該特定預金等契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と「同一の内容」の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付している場合には、顧客の意思の確認を要することなく、契約締結前交付書面の交付を省略することが可能とされており（同項第2号）、基本的には外貨 |

| | | |
|---|---|---|
| | 続の際は締結前交付書面は送付しないことを伝え、これに対する顧客の同意を確認すれば、継続の都度意思確認を繰り返すことは不要であるとの理解でよいか。 | 定期預金の自動継続は「同一の内容」の特定預金等契約の締結に該当するものと考えられます。なお、ご意見を踏まえ、外貨預金等書面を交付している場合については、当該特例の適用があることを明確化するよう、規定を修正いたします（同項第2号、第14条の11の29第1項第2号）。 |
| 12 | 外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）を交付している自動継続扱いについては、自動継続の都度、あらかじめ契約締結前交付書面を交付することは実務上困難であるため、その申し込み行為が、「契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」とみなし、次回以降の継続時については契約締結前書面の交付を要しない場合とみなしてほしい。少なくとも、施行日前に契約した自動継続扱いの外貨定期預金については、「締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」とみなしてほしい。 | |
| 13 | 「当該顧客から契約締結前（時）交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号・第14条の11の28第1項第1号）を受けるのは「1回のみ」でよいことを明確にしてほしい。 | 投資者保護の観点から、個々の特定預金等契約の販売・勧誘ごとに、顧客から契約締結前（時）交付書面の交付を要しない旨の意思の表明を得ることが必要であり、ご要望の「1回のみ」では足りないものと考えられます。 |
| | **（締結前一年以内要件について）** | |
| 14 | 自動継続式の外貨定期預金に係る「契約締結前の書面交付」は1年以内で継続が繰り返される場合は、お客様の交付を要しないとの意思表示があれば期間の制限なく交付不要との理解でよいか（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）。また、その場合、1年超の自動継続式外貨定期預金の場合はどうか。 | 外貨預金等書面の交付後1年以内に外貨預金等に係る契約が締結され、その後の自動継続の間隔が1年を超えない場合には、その都度顧客の意思表明を受けている限り、契約締結前交付書面の交付を要しないとされているところ（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第3項）、こうした取扱いが可能となる期間について、法令上特段の制限は設けられておりません。<br>なお、ご意見を踏まえ、当初の契約締結の際に「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号）の適用により「契約締結前交付書面」の交付が不要とされている場合であっても、その後に「同一内容の特例」（同項第2号及び同条第4項）が適用され得ることとなるよう、規定を修正いたします。したがって、当該外貨預金等に係る特定預金等契約が、従前の契約と「同一の内容」の特定預金等契約であれば、顧客の意思表明を得ることなく、契約締結前交付書面の交付を要しないこととし得るものと考えられ、外貨預金等に係る契約が自動更新される場合は、基本的には「同一の内容」の特例が適用され得るものと考えられます。<br>一方、1年を超える間隔で自動継続が繰り返される外貨預金等に係る特定預金等契約については、外貨預金等書面の特例及び同一内容の特例のいずれも適用されないことになります。 |
| 15 | 「外貨預金等書面」（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）の交付を要しない場合の期限を設けないでほしい（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項、第14条の11の28第1項）。 | 投資者保護を前提とした上で、利用者の利便性にも配慮する観点から、「一年以内」との要件を設けたところであり（証取法第40条第1項、証券会社府令第28条第3項参照）、この期間を更に伸長し、又は撤廃することは適当でないと考えられます（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 号、第14条の11の29第1項第1号)。 |
| 16 | 休日の関係で暦年ベースで預入期間が1年を超えてしまう場合は、1年以内とみなすことができるか(銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号、第2号)。<br>また、休日営業店舗において、注文は1年以内の日に受付(契約)していても、実際の注文執行日が翌営業日となり1年を超える場合、1年以内とみなすことでよいか。 | 「一年」の期間(銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号・第2号、同条第3項・第4項、第14条の11の29第1項第1号・第2号、同条第3項・第4項)の算定に当たっては営業日以外の日も算入されますので、暦年ベースで1年を超える場合には、本特例は適用されないものと考えられます。<br>また、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結が1年以内に行われている場合には、その後の手続の完了が1年を超えることとなっても、本特例の適用はあり得るものと考えられます。 |
| | **(外貨預金等書面の交付に関する説明)** | |
| 17 | 通帳式の外貨定期預金の場合、当初口座開設時は「外貨預金等書面」(銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号)の交付および説明を行い、以降については定期的に「外貨預金等書面」を送付、質問がある場合の連絡先を記載すること等、弾力的な取扱いを認めてほしい。 | 当初の口座開設時に外貨預金等書面を交付するにあたって顧客に対して十分な説明を行っており、かつ、以後の外貨預金等書面の定期的送付が1年以内ごとに行われ、しかも当該書面に質問がある場合の連絡先等を記載し、顧客からの問い合わせに十分に対応し得る態勢を整備している等の事情が認められる場合であって、顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示を受けることその他銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第14条の11の29第1項第1号の要件を満たしているときには、ご質問のような取扱いも許容され得るものと考えられます。 |
| 18 | 1年以内に締結前書面交付済の場合で改めての書面交付不要の場合(銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第2号、第14条の11の28第1項第2号)は、情報提供についても不要との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(銀行法施行規則第14条の11の24参照)。 |
| | **▼同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例** | |
| | **(「同一の内容」の範囲)** | |
| 19 | ① 特定預金等契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一内容の特定預金等契約の「同一内容」(銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第2号)とは、何を指すか。<br>自動継続扱いの場合、期間(休日の関係による預入期間のズレ等)、金額(利息元加による増加等)が、前回契約と異なる場合でも同一と認められるとの理解でよいか。<br>② 外貨定期預金契約を行った後、1年以内に追加で同一口座内における同種通貨の外貨預金契約を行った場合も、同一内容の契約との理解でよいか。<br>③ 「外貨定期預金」という同一商品の契約であれば、期間、通貨、金額等が異なっても同一内容と判断してよいか。 | 「同一の内容」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、<br>① ご質問のような自動継続扱いにより締結される契約は、基本的には「同一の内容」に該当するものと考えられます。<br>② ご質問のような同一口座内における同種通貨による外貨預金契約の追加的な締結は、基本的には「同一の内容」に該当するものと考えられます。<br>③ 「外貨定期預金」という区分が同一であっても、直ちに「同一の内容」に該当することにはならないものと考えられます。例えば、通貨が異なる場合には、「同一の内容」に該当しないものと考えられます。 |
| 20 | 外貨定期預金の1年以内の同通帳への預け入れの際に、顧客から「契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」(銀行法施行規則案 | 同一口座内における同一通貨による外貨定期預金契約の追加的な締結は、基本的には「同一の内容」に該当するものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 第14条の11の24第1項第1号）がなく、「契約締結前交付書面」を交付した場合、適用除外となる「同一内容の特定預金等契約」の「同一内容」はどの程度までと考えられるか。例えば、同一通帳、同一通貨建ての外貨定期預金で期間が異なる場合、同一内容とみなすことができるか。あくまで「当該」契約のみに限られるのか。 | |
| 21 | 仮に、自動継続の外貨定期預金の自動更新が特定預金等契約（銀行法第13条の4）に該当する場合、自動継続の外貨定期預金の契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）で、休日等による契約期間のずれや、元利継続による金額の増加で、更新前と異なる場合、同一内容の契約とみなしてよいか。 | 外貨定期預金の自動更新は、特定預金等の締結と位置づけられるものと考えられますが、自動継続扱いにより締結される契約は、基本的には「同一の内容」に該当するものと考えられます。ご質問のような契約期間のずれや、継続による元本の増加が生じただけでは、基本的には同一性は失われないものと考えられます。 |
| 22 | 「同一の内容」（（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第2号）とはどのようなものを指すのか。次のような場合はどうか。<br>・ 同一期間の外貨定期預金だが、通貨が異なる場合<br>・ 同通貨の外貨定期預金で期間が異なる場合<br>・ 同通貨の外貨定期預金で、利息の支払方法が異なる場合（満期一括払いを毎月払いのタイプのものに継続する場合）<br>・ 二重通貨預金（外貨償還特約つき預金）で、預入の為替レートと外貨償還となるための満期時の為替レートの幅が違う場合 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、基本的には、<br>① 同一期間の外貨定期預金で通貨が異なる場合には、為替リスクの程度が異なると考えられるため、「同一の内容」に該当しない、<br>② 同一通貨の外貨定期預金で期間が異なる場合には、基本的にはリスクの種類・程度に差異はないと考えられるため、「同一の内容」に該当する、<br>③ 同一通貨の外貨定期預金で利息の支払方法が異なる場合には、リスクの種類・程度に差異はないと考えられるため、「同一の内容」に該当する、<br>④ 二重通貨預金（外貨償還特約付預金）で、預入の為替レートと外貨償還となるための満期時の為替レートの幅が違う場合には、為替リスクの程度が異なると考えられるため、「同一の内容」に該当しない<br>と考えられます。 |
| | **▼契約変更書面を交付している場合の特例** | |
| 23 | 契約変更書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第3号）の記載事項に該当しない項目（例えば、以下の事項）に関しては、契約内容の大きな変更にあたらないことから、書面交付を要しないと考えてよいか。<br>① 外貨定期預金の利息受取口座の変更などの変更<br>② 当初元本に利息を加えて自動継続する場合<br>③ 自動継続の処理方法の変更（元本に利息を加えて継続から利息を指定口座に入金して継続など）<br>④ 自動継続から自動解約、非継続への変更又はその逆の場合<br>⑤ 積立金額の変更、積立日の変更<br>⑥ 流動性預金である外貨貯蓄預金の積立契約（毎月一定の日に一定金額について円普通預金等から外貨貯蓄預金に振替入金する契約）における積立金額の変更、積立日の変更 | 契約締結前交付書面の記載事項に変更をきたさないような契約内容の変更については、契約締結前交付書面も「契約変更書面」も交付が不要となるよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第3号イ）。<br>・ ①及び③は契約締結前交付書面の記載事項のうち「利息の・・・支払方法」（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第8号）、<br>・ ④は「自動継続扱いの有無」（同項第5号）、<br>・ ⑤及び⑥は「預入れに関する事項」（同項第6号）<br>に該当し得ることから、これら事項の変更が契約締結前交付書面の記載事項に変更をきたす場合には、契約締結前交付書面又は「契約変更書面」（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第3号ロ）のいずれかの交付が必要になるものと考えられます。<br>また、②の自動継続は、そもそも契約内容の変更ではなく、新たな契約の締結に該当するものと |

| | | |
|---|---|---|
| | | 考えられますので、書面交付を要しない特例に該当しない限り、書面交付が必要となるものと考えられます。 |
| 24 | 契約変更書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第3号）に記載されるべき事項（銀行名の変更等）について、変更がある場合、外貨預金の取引がある顧客と契約変更書面での説明・交付および変更契約書の締結は必要との理解でよいか。 | 契約締結前交付書面の記載事項に変更をきたすような契約内容の変更を当事者間で新たに合意する場合には、新たな契約締結前交付書面又は「契約変更書面」（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第3号ロ）の交付が必要になるものと考えられます。<br>なお、銀行名の変更は、当事者間の変更契約に基づくものではないため、これについて新たな契約締結前交付書面又は「契約変更書面」を交付する必要はないものと考えられます。 |
| | **▼「外貨預金等書面」の特例と「同一の内容」の特例との関係等** | |
| 25 | 外貨建預金につき、他の特定預金等契約と異なり、書面交付免除につき顧客同意を必要としている趣旨は何か（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、外貨建預金についても、他の特定預金等契約の場合と同様、当該外貨建預金に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し、当該外貨建預金に係る契約と同一の内容の外貨建預金に係る契約について契約締結前交付書面を交付している場合には、顧客からの書面交付不要の意思表明がない場合でも、契約締結前交付書面の省略が可能となります（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号）。<br>これに加えて、外貨預金等については、外貨預金等書面の交付後1年以内に外貨預金等に係る契約を締結する場合は、投資者保護の観点から顧客からの書面交付を要しない旨の意思表明を得ることを要件とした上で、更に特例的に書面交付の省略を認めております。 |
| 26 | 期間1年以内の外貨定期預金の自動継続時の取扱いについては、どの条文を根拠として取り扱うべきか。例えば、銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第3号の「契約変更書面」を根拠とした場合、契約締結前の「契約変更書面」と契約締結時交付書面（変更にかかわる事項のみ記載）の両方を顧客へ交付する必要があるか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、外貨定期預金の自動継続に際しては、原則どおり、契約締結前交付書面の交付を行うこと・自動継続の前1年以内に外貨預金等書面を交付している場合、外貨預金等書面の特例を利用すること（ただしその旨の顧客への意思表明が必要となります）（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号、第3項）・自動継続の前1年以内に契約締結前交付書面（外貨預金等書面を含む）を交付している場合であって、締結しようとしている契約が「同一の内容」に当たるときには、特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の1年以内交付の特例を利用すること（銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号、第4項）が考えられます。なお、外貨定期預金の自動継続は、新たな特定預金等契約の締結であり、「契約変更」に該当しないものと考えられます。 |
| 27 | 「外貨預金等書面」（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）交付時について、一律、「契約締結時交付書面」（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）を交付しても差し支えないか。<br>（理由）「外貨預金等書面」を交付する場合には | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結時交付書面とともに外貨預金等書面を交付することも妨げられません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 「契約締結時交付書面」の交付は不要であるが、「契約締結前交付書面」を交付する場合には「契約締結時交付書面」の交付が必要になるため。 | |
| | **▼契約締結前交付書面の交付を要しない場合として追加すべきとの意見** | |
| 28 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関する取引について、書面（情報通信の技術を利用して提供する場合を含む）に限らず、顧客からの同意があれば、画面での表示や電話音声等で同書面の記載事項を説明することにより、交付したとみなす取扱いを認めてほしい。 | 業者が顧客の同意を得た上で法定要件を満たさない画面表示や電話音声等による説明で書面交付を代替することを一律に認めることは、顧客保護のための規制の形骸化を招くおそれがあり、適当でないものと考えられます。 |
| 29 | 顧客によっては、ダイレクトディール先等デリバティブ全般についてプロと見なせるわけではないが、一部の商品については精通しているケースがある。したがって、特定預金等（銀行法第13条の4）に関する取引について、契約締結前書面の交付を要しないとして顧客の同意を得たうえで、銀行としても顧客の知識、経験、財産の状況に照らして書面不交付に問題がないと判断される場合においては、アマについても書面交付を要しないようにしてほしい。 | 業者が顧客の同意を取得して自主的な判断により書面交付を省略することを認めることは、顧客保護のための規制の形骸化を招くおそれがあり、適当でないものと考えられます。 |
| **No.** | **●契約締結時等の書面交付義務〔第13条の4で準用する金商法第37条の4〕** | |
| | **▼契約締結時交付書面の交付方法** | |
| | **（複数の書面による交付等）** | |
| 1 | 銀行法施行規則案第14条の11の27第1項各号記載の事項のうち、現在使用している預金通帳・証書又は継続通知書（自動継続の場合）等に記載している事項については、預金通帳・証書等の当該事項記載欄を参照する方法でもよいか。<br>（記載事項が網羅されており、預金者が理解する上での問題がないという前提において、物理的に一体化した書面である必要はない、との理解でよいか。） | 契約締結時交付書面は、物理的に一体化している（形式的に一つの書面である）必要まではないと考えられますが、一般的な顧客が理解しやすいよう、実質的に一体のものとして交付される必要があると考えられます。<br>例えば、預金通帳・証書又は継続通知書を参照する場合には、基本的には、実質的に一体のものとして交付したことにならないものと考えられます。 |
| 2 | 契約締結時交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）については、一枚の書面に全項目を記載して交付しなければならないか。あるいは、証書、計算書、外貨預金規定の3点セットで必要事項を網羅していればよいか。 | 契約締結時交付書面は、物理的に一体化している（形式的に一つの書面である）必要まではないと考えられますが、一般的な顧客が理解しやすいよう、実質的に一体のものとして交付される必要があると考えられます。<br>ご質問の証書・計算書・外貨預金規定を交付する方法については、これらで必要事項を網羅していたとしても、実質的に一体のものとして交付したことにならないものと考えられます。 |
| | **（遅滞ない交付等）** | |
| 3 | 銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の4が規定する契約締結時交付書面については「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを交付しなければならない。」と定められている。本条の対象となる取引を郵送にて実施した場合、顧客の側からの申込日から銀行において実際に当該申し込みに従った特定預金等を設定するまでの間に相当な期間が生じることもありうる。この場合には、銀行において特定預 | 基本的には顧客からの申込みを銀行が承諾した時点で特定預金等契約が成立したことになると考えられますので、銀行としては、顧客からの申込みを承諾した後、遅滞なく契約締結時交付書面を交付する必要があると考えられます。なお、いかなる場合に「遅滞なく」交付したと認められるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金等の設定を行った日が契約締結日であり、当該契約締結日以降、遅滞なく契約締結時交付書面を送付することで足りるとの理解でよいか。 | |
| 4 | インターネット取引やテレフォンバンキングといった非対面取引については、銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の4に規定する契約締結時交付書面の即時発行が困難で、後日書面を送付する必要が生じるが、どの程度の期間内に送付すれば「遅滞なく」交付したとみなされるのか。 | |
| 5 | 特定預金等(銀行法第13条の4)に関する電話取引やインターネット取引、又は自動継続扱いの場合等、非対面取引の場合は締結時交付書面や変更書面は登録住所に郵送することとなるが、転居の通知を速やかに行わない顧客も少なくないため、書面が返送される事態が予想される。当行において転居先を調査する等、銀行にとってできるだけの努力をした場合には、交付を免除する等、少なくとも不利益処分が課されない制度としてほしい。 | 契約締結時交付書面は契約が成立したときに遅滞なく交付される必要がありますが、銀行の責めに帰さない真にやむを得ない事情により契約締結時交付書面の交付義務を履行できなかった場合には当該事情が斟酌されることになるものと考えられます。 |
| | **▼その他書面を交付する場合** | |
| 6 | 特定預金等契約には、金商法第37条の4が準用されることとされている。このうち契約締結時交付書面については銀行法施行規則案に記載があるが、取引残高報告書に相当する書面については同規則案上記載がない。特定預金等契約については、取引残高報告書に相当する書面の顧客への定期的な交付は不要との理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼契約締結時交付書面の記載事項** | |
| | **(預入金額)** | |
| 7 | 「預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額を含む。)」(銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第2号)では、外貨預金等の場合、「円貨で表示される預入金額」と「外貨元本額」を併せた記載が必要であるようにも読めるため、次のとおり修正してほしい。<br>「預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額。)」 | ご意見を踏まえ、元本の額が外国通貨で表示される場合には、当該外国通貨で表示された元本の額のみを表示すれば足りることが明確となるよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第14条の11の28第1項第2号)。 |
| 8 | 外貨定期預金の預入金額は、当該外貨建ての元本のみがあるのであり、「～外国通貨で表示される元本の額を含む」(銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第2号)という表現は円貨建ての元本額をも併記しなければならないとの誤解をうむ。また、外貨普通預金から資金を振替えて外貨定期預金に預け入れた場合は、そもそも円貨建ての元本は記載できない。「～外国通貨で表示される元本の額を記載する」と変更してほしい。 | |
| 9 | 外貨預金の預入金額は、預入額を円貨表示することは技術的に不可能なので、元金の額が外国通貨で表示される場合にあっては、当該外国通 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 貨で表示される元本額のみの記載としてほしい（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第2号）。 | |
| | **（預入日等）** | |
| 10 | 預金契約は、資金の受入れが契約成立の条件となることから、銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第4号で規定される「預入日」と同項第8号で規定される「当該特定預金等契約の成立の年月日」は一般的に同一日となるものと思料されるが、同項第8号を規定した趣旨は何か。 | 契約締結時交付書面の交付時期の基準となる「契約の成立の年月日」については、「預入日」と別の年月日を認定すべき預金商品がないとはいいきれないことから、「預入日」とは別の記載事項として規定しています（銀行法施行規則第14条の11の28第1項第4号・第8号）。<br>なお、「契約の成立の年月日」と「預入日」が一致する場合には、同一の年月日の記載により双方の記載事項を兼ねることも可能と考えられます。 |
| 11 | 「当該特定預金等契約の成立の年月日」（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第8号）については、オープン型の外貨預金については、通常、「契約の成立の年月日」と「預入日」は同一日付となる。この場合、「契約日（預入日）」欄に1つだけ日付を記載することでよいか。 | 顧客が、当該特定預金等契約に係る「預入日」と「成立年月日」を的確に理解できるような内容となっていれば、ご質問のような記載方法も妨げられないものと考えられます（銀行法施行規則第14条の11の28第1項第4号・第8号）。 |
| 12 | 先物為替予約付外貨定期預金等で、預入時相場を予約締結する場合について、予約締結日を「契約の成立年月日」とし、実際に預入を行う日を「預入日」とし、それぞれの日付を記載することでよいか（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定預金等に該当する外貨定期預金についての「契約の成立の年月日」と当該定期預金についての「預入日」を記載いただく必要があると考えられます（銀行法施行規則第14条の11の28第1項第4号・第8号）。 |
| 13 | 満期日（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第4号）に代えて「期間（例えば1ヵ月等）」を表示することでもよいか。 | 預入日と預入期間をあわせ読むことにより満期日が特定されるのであれば、ご質問のような記載も可能と考えられます。ただし、その場合でも、顧客の視点からすると、具体的な満期日を記載することが望ましいと考えられます。 |
| | **（銀行に連絡する方法）** | |
| 14 | 「顧客が当該銀行に連絡する方法」（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第11号）とあるが、①事業所・営業単位等、当該取引の窓口となっている部署の連絡先に限定されることなく、例えば、代表電話番号やコールセンターの電話番号、あるいはインターネットにおける問い合わせ用HPやメールアドレスなどを記載すれば足りると考えてよいか、又は②「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。 | 当該特定預金等契約に関して顧客が各種照会等を行うための連絡先が適切に記載される必要があると考えられます（銀行法施行規則第14条の11の28第1項第11号）。<br>① 代表電話番号等を記載することも一律に禁止されるものではありませんが、その場合には、実際に各種照会等に対応する窓口に適切に取り次ぐ体制となっている必要があるものと考えられます。<br>② 「取扱店まで直接連絡してください」との記載では、「顧客が当該銀行に連絡する方法」を適切に記載したことにならないものと考えられます。 |
| 15 | 「顧客が当該銀行に連絡する方法」（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項第11号）とあるが、「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。 | |
| | **（記載事項の省略）** | |
| 16 | 契約締結時交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）は、契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）と記載内容が重複する部分については、契約締結前交付書面を交付することで包括されているという認識でよいか。 | 交付した契約締結前交付書面に記載があることをもって、契約締結時交付書面の記載事項を省略することはできないものと考えられます。 |
| | **▼契約締結時交付書面の交付を要しない場合** | |

| | | |
|---|---|---|
| | **（外貨預金等書面を交付している場合の特例）** | |
| 17 | 外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）を利用して期間が1年以内の自動継続型の外貨定期預金を締結した場合、本条により締結時に外貨預金等書面を交付したものとみなされ、その後の継続の際も同様に外貨預金等書面を交付したこととなるが、この場合でも継続する度に毎回締結時書面の交付が不要である旨の確認を要すると規定されていると理解する（銀行法施行規則案第14条の11の28第1項第1号）。これでは顧客の指示に基づき都度確認することなく契約を更新するという本来の趣旨に反し、顧客サービスの低下につながることとなる。<br>当初顧客が自動継続を選択する際に、以後の継続の際は締結時交付書面は送付しないことを伝え、これに対する顧客の同意を確認すれば、継続の都度意思確認を繰り返すことは不要であるとの理解でよいか。 | ご指摘のとおり、外貨預金等書面の特例の利用にあたっては、投資者保護の観点から、個々の特定預金等契約の締結ごとに、顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明を得ることが必要とされております。<br>なお、ご意見を踏まえ、当初の契約締結の際に「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の29第1項第1号）の適用により「契約締結時交付書面」の交付が不要とされている場合であっても、その後に「同一内容の特例」（同項第2号及び同条第4項）が適用され得ることとなるよう、規定を修正いたします。<br>したがって、当該外貨預金等に係る特定預金等契約が、従前の契約と「同一の内容」の特定預金等契約であれば、顧客の意思表明を得ることなく、契約締結時交付書面の交付を要しないこととし得るものと考えられます。 |
| 18 | 外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）を交付している自動継続扱いについては、自動継続の都度、契約締結時交付書面を交付することは実務上困難であるため、その申し込み行為が、「契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」（銀行法施行規則案第14条の11の28第1項第1号）とみなし、次回以降の継続時については契約締結時書面の交付を要しない場合とみなしてほしい。少なくとも、施行日前に契約した自動継続扱いの外貨定期預金については、「締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」とみなしてほしい。 | 書面交付を要しない旨の顧客の意思表明は、契約締結の都度受ける必要があり、ご質問のように自動継続扱いの申込みをもって、包括的な意思表明があったものとみなすことはできないものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、当初の契約締結の際に「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の29第1項第1号）の適用により「契約締結時交付書面」の交付が不要とされている場合であっても、その後に「同一内容の特例」（同項第2号及び同条第4項）が適用され得ることとなるよう、規定を修正いたします。<br>したがって、当該外貨預金等に係る特定預金等契約が、従前の契約と「同一の内容」の特定預金等契約であれば、顧客の意思表明を得ることなく、契約締結時交付書面の交付を要しないこととし得るものと考えられます。 |
| 19 | 自動継続の外貨定期預金については、契約締結時交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）は、初回契約時のみ交付すれば、更新時は不要との理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、自動継続の外貨定期預金についても、契約締結時交付書面の交付を要しない場合を定めた特例（銀行法施行規則第14条の11の29）の適用がない限り、原則どおり、契約締結時交付書面の交付が必要となります。 |
| | **（同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例）** | |
| 20 | 銀行法施行規則案第14条の11の28第2号にある「同一の内容」とはどのようなものか。同規則案第14条の11の27第1項各号すべてが同一でなければならないことは第4号に鑑みて不可能である。同規則案第14条の11の24第1項第2号における「同一の内容」と同じとの理解でよいか。<br>自動継続扱いの場合に締結時書面の交付を免除する趣旨と理解すれば、元利合計で継続する場合があることや、適用金利は継続時の店頭金利を適用する場合が主であることに鑑み、少なくとも預入金額や利息に関する事項（特に、利率）は同 | 「同一の内容」といえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと解されるため、一律に基準を示すことは困難ですが、外貨定期預金が自動継続される場合は、基本的には「同一の内容」の特定預金等契約の締結といい得るものと考えられます。<br>なお、銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号の「同一の内容」と第14条の11の29第1項第2号の「同一の内容」の意義は、同一と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 一である必要はないとの理解でよいか。 | |
| | **（契約変更書面を交付している場合の特例）** | |
| 21 | 契約締結時交付書面への記載事項（銀行法施行規則案第14条の11の27第1項）に係る変更について、税制に関して変更があった場合、契約締結時交付書面又は変更に係る事項を記載した書面を交付することが必要と考えるべきか。 | 税制の変更は、契約当事者間の合意に基づく変更ではないため、これについて新たな契約締結時交付書面又は契約変更書面の交付は必要はないものと考えられます。<br>なお、「租税に関する事項」については、契約締結時交付書面の記載事項から削除する一方、「租税の概要」を契約締結前交付書面の記載事項に追加することとしています（銀行法施行規則第14条の11の27第1項第15号）。 |
| | **（契約締結時交付書面の交付を要しない場合として追加すべきとの意見）** | |
| 22 | 特定預金等（銀行法第13条の4）に関する電話取引やインターネット取引、又は自動継続扱いの場合等、非対面取引の場合は締結時交付書面や変更書面は郵送にて交付することとなるが、顧客の同意がない限り取引の都度、継続の都度郵送しなければならないとすれば、その費用は無視できないものとなる。欧米諸国では1ヶ月間に締結された取引すべてにつき月次取引明細書という形で顧客に郵送することが通常であるので、締結時交付書面としての必要事項を満たしていれば、月次明細書方式をもって契約締結時交付書面とすることができることとしてほしい。特に外貨定期預金取引については、契約内容やリスクが複雑でなく、顧客の同意がなくとも月次明細書を送付することで顧客保護は充分と考えられる。月次明細書そのものを契約締結時書面として取扱うことを許容していただくか、契約締結時書面の交付が必要ない場合に含めてほしい。 | 原則としては、契約締結時交付書面は契約が成立したときに遅滞なく交付されるべきであり、月次取引報告書をもってこれに代えることはできないものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、当初の契約締結の際に「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の29第1項第1号）の適用により「契約締結時交付書面」の交付が不要とされている場合であっても、その後に「同一内容の特例」（同項第2号及び同条第4項）が適用され得ることとなるよう、規定を修正いたします。したがって、当該外貨預金等に係る特定預金等契約が、従前の契約と「同一の内容」の特定預金等契約であれば、顧客の意思表明を得ることなく、契約締結時交付書面の交付を要しないこととし得るものと考えられ、外貨預金等に係る契約が自動更新される場合は、基本的には「同一の内容」の特例が適用され得るものと考えられます。 |
| 23 | 締結時交付書面の交付を要しない場合として、銀行法施行規則案第14条の11の28第1項第1号に外貨預金等書面を交付している場合が挙げられているが、第1項の文面からは締結前書面を交付した場合には顧客の同意を得た上で締結時書面を省略することは認められないと読める。そもそも外貨預金等書面は締結前書面の簡易版であるので、契約締結前交付書面を交付した場合にも外貨預金等書面を交付した場合と同様、顧客の同意の下に締結時書面が省略できることとしてほしい。<br>仮に、現状の文言のままでも同様の解釈をして構わないとした場合、「締結前書面（兼　外貨預金等書面）」というような、両書面を兼ねることが分かる標題の書面にする必要があるか。 | 契約締結前交付書面は顧客が投資判断をするに当たって必要な情報提供をするためのものである一方、契約締結時交付書面は顧客が契約内容等を確認するためのものであり、両者はその目的が異なることから、基本的には、当該特定預金等契約に関し、契約締結「前」交付書面のみを交付していることのみをもって、契約締結「時」交付書面の交付を要しないこととすることはできないものと考えられます。<br>ただし、外貨預金等書面については、必ずしも「外貨預金等書面」との表題が必要になるわけではありませんので、契約締結前交付書面が外貨預金等書面の要件を満たしている場合には、外貨預金等書面の交付があったものと解釈することは可能と考えられます。ただし、表題から当該書面の法律上の位置づけが明らかになることが望ましいものと考えられます。<br>そして、ご意見も踏まえ、当初の契約締結の際に「外貨預金等書面」の特例（銀行法施行規則第14条の11の29第1項第1号）の適用により「契約締結時交付書面」の交付が不要とされている場合であっても、その後に「同一内容の特例」（同項第2号及び同条第4項）が適用され得ることとなるよ |

| | | |
|---|---|---|
| | | う、規定を修正いたします。<br>　したがって、当該外貨預金等に係る特定預金等契約が、従前の契約と「同一の内容」の特定預金等契約であれば、顧客の意思表明を得ることなく、契約締結時交付書面の交付を要しないこととし得るものと考えられ、外貨預金等に係る契約が自動更新される場合は、基本的には「同一の内容」の特例が適用され得るものと考えられます。 |
| 24 | 　金商法における店頭デリバティブ取引に関しては、金商業等府令案第117条において契約締結時交付書面の交付を要しないとされているが、特定預金等契約に関しても、預金証書等の記載により、個別取引に関する取引内容・特約等についての確認が可能であることから、店頭デリバティブ取引と同様に、特定預金等契約の締結後に、契約するごとに当該取引条件を記載した預金証書等を発行する場合は、契約締結時交付書面の交付を要しない旨追加指定してほしい。 | 　特定預金等契約については、店頭デリバティブ取引とは異なり、専門的知識及び経験を有する当事者が、取引条件を十分に理解した上で契約を締結する等といった取引慣行が認められにくいことから、店頭デリバティブ取引（金商業等府令第110条第1項第2号ホ）と同様に、契約締結時交付書面についての適用除外規定を設けることは適当でないものと考えられます。 |
| **No.** | **●書面による解除（クーリング・オフ）〔第13条の4で準用する金商法第37条の6〕** | |
| 1 | 　銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の6に規定される書面による解除の規定に関し、対象となる特定預金等契約については「当該特定預金等契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。」とされているが、今回の銀行法施行規則案や同法施行令案においては特段の定めがないように見受けられる。現時点においては、特定預金等契約の締結は本条の適用を受けないとの理解でよいか。 | 　貴見のとおり、現時点では、銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の6の規定に基づく政令は規定しておりませんので、特定預金等契約について銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の6の適用はありません。 |
| 2 | 　デリバティブ預金など特定預金等（銀行法第13条の4）は、周知性がないばかりでなく大変複雑で、リスクとリターンの関係を把握することが難しい商品である。それが、従来は元本保証の預金だけを扱っていた銀行で勧誘・販売されることから、高齢者を初めとする消費者に安全性について誤解を与えるおそれが強い。<br>　したがって、少なくとも当分の間、特定預金等契約、少なくともデリバティブ預金と通貨オプション組み入れ型預金については、クーリング・オフの対象とするべきである（準用金商法第37条の6）。 | 　金商法におけるクーリング・オフ規定の対象取引については、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態の有無や、価格変動リスクを有する商品には当該制度は馴染まない面があること等を考慮して、投資顧問契約を定めることとしています（金商法施行令第16条の3第1項）。<br>　預金商品については、現時点で、投資顧問契約と同等の規制が必要な状況とは考えられないことから、クーリング・オフ規制の対象としないことが適当と考えられます。<br>　なお、今回の銀行法令の改正では、特定預金等について、適合性の原則を適用するとともに、業者の説明義務を拡充している（銀行法第13条の4等）ほか、民事責任ルールの特則を定める金販法上の説明義務も拡充しており（同法第3条）、これらにより、高齢者をはじめとする利用者保護の徹底等が図られるものと考えられます。 |
| 3 | 　特定預金等契約（銀行法第13条の4）、少なくともデリバティブ預金と通貨オプション組み入れ型預金については、書面による解除（クーリング・オフ）の対象とすべきである（準用金商法第37条の6）。 | |
| 4 | 　特定預金等契約（銀行法第13条の4）についてはクーリング・オフの対象とすべきである。 | |
| 5 | 　特定預金等契約（銀行法第13条の4）にもクーリング・オフ規定を適用するよう指定すべき。金商法第38条の禁止行為についても準用すべき。 | |
| **No.** | **●禁止行為〔第13条の4で準用する金商法第38条〕** | |
| | **▼不招請勧誘禁止・勧誘受託意思確認義務・再勧誘禁止** | |

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 銀行法第13条の4において準用する金商法第38条第3号から第5号までについて、特定預金等契約の締結が対象とされているが、同時に「当該特定預金等契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令に定めるものに「限る」とされている。今回の銀行法施行令においては特段の定めがないように見受けられるが、現時点においては、「特定預金等契約の締結」は上記各号の適用を受けないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、現時点では、銀行法第13条の4において準用する金商法第38条第3号から第5号までの規定に基づく政令は規定されておりません。 |
| 2 | デリバティブ預金等の特定預金等契約(銀行法第13条の4)は、電話等による勧誘も行われており、その結果適合性原則の観点から相応しくない顧客が契約に巻き込まれて思わぬ損害を被るおそれが強いことから、特定預金等については、不招請勧誘の禁止、勧誘意思確認、再勧誘の禁止の対象とするべきである。 | 金商法における不招請勧誘の禁止の対象は、レバレッジが高いことなどの商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮して店頭金融先物取引を定めることとし、また、証拠金の取扱い等に関して取引制度が整備されている取引所金融先物取引についても、不招請勧誘の禁止の対象としないものの、勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすることとしています(金商法施行令第16条の4)。<br>預金商品については、現時点で、金融先物取引(外国為替証拠金取引等)と同等の規制が必要な状況にあるとまでは考えられないことから、不招請勧誘の禁止等の対象としないことが適当と考えられますが、今後、適合性の原則の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止等の対象とすべき状況が把握された場合には、政令において迅速かつ機動的に対応してまいります。 |
| 3 | 特定預金等契約(銀行法第13条の4)については、不招請勧誘の禁止、勧誘受諾意思確認、再勧誘の禁止の対象とすべきである((銀行法第13条の4において準用する金商法第38条第3号～第5号)。 | |
| 4 | 特定預金等契約(銀行法第13条の4)については、不招請勧誘禁止の適用対象とすべきである。 | |
| 5 | 特定預金等契約(銀行法第13条の4)と特定保険契約(保険業法第300条の2)に関しても勧誘意思確認義務と再勧誘禁止について適用されるよう指定すべきである。 | |
| 6 | 特定預金等(銀行法第13条の4)に関する取引については、顧客の保護の観点から、アマ利用者に対しては、不招請勧誘、再勧誘禁止などを販売に当たって伝え、本人の同意を取る必要がある。各取引に上記内容の確認書類の備え付けを義務つけてほしい。とりわけ、価格変動商品の当初勧誘が、郵便局や銀行では専用窓口以外の全窓口で行う扱い上の間違いもあり、扱い窓口の場所の確認も行う必要があるので、価格変動商品の当初購入者に対する電話勧誘は当然制限されるべきである。 | 預金商品については、現時点で、金融先物取引(外国為替証拠金取引等)と同等の規制が必要な状況にあるとまでは考えられないことから、不招請勧誘の禁止等の対象としないことが適当と考えられます。なお、銀行が金商法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券(国債証券等を除く。)等を取り扱う場合には、預金等との誤認を防止するための説明や、特定の窓口において取り扱うことなどが求められています(銀行法施行規則第13条の5)。また、投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならないとされ、投資性商品を取り扱う窓口と通常の預金を取り扱う窓口の区分が求められています(同規則第13条の6)。また、ご意見も踏まえ、銀行が特定預金等契約の契約・解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為を禁止行為とするよう、規定を修正いたします(同規則第14条の11の30第5号)。 |
| 7 | 今回の金融商品の勧誘行為に対する規制の中では、不招請勧誘禁止は店頭金融先物取引のみに、勧誘受託の意思確認の義務付け・再勧誘の | 金商法における不招請勧誘の禁止の対象は、レバレッジが高いことなどの商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を |

| | | |
|---|---|---|
| | 禁止については金融先物取引に限定されているが、リスクのある金融商品による被害者を出さないために、特定預金等（銀行法第13条の4）も含め、ノルマ販売をしないこと、不招請勧誘禁止・勧誘確認義務・再勧誘の禁止の対象には、特定預金等も含め、リスクのある金融商品全体にしてほしい。 | 考慮して店頭金融先物取引を定めることとし、また、証拠金の取扱い等に関して取引制度が整備されている取引所金融先物取引についても、不招請勧誘の禁止の対象としないものの、勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすることとしています（金商法施行令第16条の4）。<br>預金商品については、現時点で、金融先物取引（外国為替証拠金取引等）と同等の規制が必要な状況にあるとまでは考えられないことから、不招請勧誘の禁止等の対象としないことが適当と考えられます。<br>ノルマ販売等については、貴重なご意見として承ります。手数料収入等の収益重視のあまり顧客の適合性を無視ないし軽視した投資性商品の販売・勧誘が行われることのないよう、業者において金商法の販売・勧誘ルールが遵守されることが必要であり、その確保のために厳正な検査・監視・監督を行ってまいります。 |
| | **▼契約締結前交付書面等の記載事項に関する実質的な説明義務** | |
| 8 | 銀行法施行規則案第14条の11の29第2号は、「顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。」を禁止行為としているが、この点については強く支持する。 | ご意見を踏まえ、特定預金等に係る説明義務に関する規制の適切な運用を通じて、利用者保護を図ってまいります（銀行法施行規則第14条の11の30第2号）。 |
| 9 | 電話で新規に外貨定期預金の締結を希望する顧客への対応策として、外貨預金等書面（銀行法施行規則案第14条の11の24第1項第1号）又は外貨預金の契約締結前交付書面（銀行法施行規則案第14条の11の22第1項）を半年に1回程度全顧客に送付しておき、実際に申出があった場合はこの書面を元に説明を行うことを考えているが、書面を交付するタイミングと説明を行う時点がずれていても、締結の際に実際に書面に基づいて説明がなされれば問題ないとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、交付する書面の記載内容等が、販売・勧誘に係る契約に関する外貨預金等書面又は契約締結前交付書面として適切な内容となっておれば、ご質問の方法が認められる場合もあり得るものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、この点を明確化するため、原案の「書面の交付に際し」を「書面の交付に関し」とするなど、規定を修正いたします（銀行法施行規則第14条の11の30第2号）。 |
| 10 | 特定投資家である顧客との特定預金等契約の締結に際しては、銀行法施行規則案第14条の11の29第2号イからハまでに掲げる書面の交付は必要とされていないが、「次に掲げる書面の交付に際し、」が同号を適用する前提条件であるならば、これらの書面の交付を行わない場合は、同号に定める説明義務は発生しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（準用金商法第45条第2号）。 |
| | **▼特別の利益提供等の禁止** | |
| 11 | 顧客の取引振りに応じて、個別に為替手数料の値引きに応じることや金利の上乗せを行う程度のことは、正常なビジネス判断の範囲のこととして、特別の利益の提供（銀行法施行規則案第14条の11の29第4号）にはあたらないとの理解でよいか。 | 「特別の利益の提供」（銀行法施行規則第14条の11の30第4号）に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、取引条件の設定が不当でないこと、社内の手数料テーブルや当該銀行が同様の取引条件にある他の顧客に対して行っている値引率などを考慮して、社会通念上妥当と認められる範囲内に留まる場合には、基本的には、「特別の利益の提供」に該当しないものと考えられま |

| | | |
|---|---|---|
| | | す。 |
| 12 | 「特別の利益の提供」(銀行法施行規則案第14条の11の29第4号)とはどのような行為を念頭におかれているのか。例えば、外貨預金獲得キャンペーン期間中に一定額以上の外貨預金を預け入れられた顧客に景品を提供する、又はキャッシュバックするというのは、特別の利益の提供に該当するのか。 | 「特別の利益の提供」(銀行法施行規則第14条の11の30第4号)に該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、景品の提供やキャッシュバックが一律に禁止されるものではなく、取引条件の設定が不当でないこと、同様の取引条件にある他の顧客に対し同様の取扱いをすることや過大な景品やキャッシュバックでないなど、社会通念上妥当と認められる範囲内の取扱いに留まる場合は、基本的には「特別の利益の提供」には該当しないものと考えられます。 |
| **No.** | **●損失補てん等の禁止〔第13条の4で準用する金商法第39条〕** | |
| 1 | 外貨預金の場合、為替レートに内包する手数料を返還する場合や預入時に遡って金利を上乗せすることは、損失補てん(銀行法第13条の4において準用する金商法第39条)ではないとの理解でよいか(手数料の減免や利息の上乗せとの理解でよいか。)。<br>銀行法施行規則案第14条の11の29第4号の特定預金等契約について顧客若しくは第三者への特別の利益を提供する行為に該当しないか。 | 手数料の返還や金利の上乗せといった行為が損失補てん等の禁止規定(銀行法第13条の4において準用する金商法第39条)や特別利益の提供の禁止規定(銀行法施行規則第14条の11の29第4号)に該当するかどうかは、当該行為の具体的内容や目的等を勘案し、社会通念を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 2 | 特定預金等(銀行法第13条の4)の取引の場合、金額や為替レート等、顧客の申込み内容を行員の事務ミスにより間違えて記帳した場合に遡ってその訂正を行うことは、訂正の結果として銀行に損益が発生することがあっても、銀行法第13条の4において準用する金商法第39条で禁止されている損失補てんにはあたらず、また同条第3項にいう「事故」にもあたらないとの理解でよいか。 | 「損失の補てん」に該当するか否かは、社会通念を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的には単なる記帳ミス(「顧客の申込み内容を行員の事務ミスにより間違えて記帳」)を訂正したことにより顧客に利益が生じたことをもって「損失の補てん」を行ったということにはならないものと考えられます。<br>また、「事故」(銀行法第13条の4において準用する金商法第39条第3項)に該当するか否かについても、社会通念を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられますが、単なる記帳ミスは基本的には「事故」に該当しないものと考えられます。<br>ただし、当該記帳ミスにより「顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること(金商業等府令第118条第1号ハ参照)に当たる場合には、「事故」に該当するものと考えられます。 |
| 3 | 銀行法第13条の4において準用する金商法第39条第3項にて、「損失補てん等の禁止」の除外について規定されているが、同項以外に特段の規定はないことから、適用除外となる「事故」に該当することの認定、損失を補填する程度等については、各金融機関等において恣意的な運用が行われることがないように規定等を定めた上で、適切に運用することで差し支えないとの理解でよいか。 | ご指摘のとおり、事故確認の規定(金商法第39条第3項ただし書、第5項)は特定預金等契約には準用されておりません(銀行法第13条の4)。貴見のとおり、顧客との約束又は顧客に提供する財産上の利益が事故による損失を補てんするものであることを各金融機関において適切に判断する必要があると考えられます。 |
| 4 | 特定預金等契約(銀行法第13条の4)について、事故確認申請の規定は銀行には適用されないとの理解でよいか。 | |
| **No.** | **●適合性の原則等〔第13条の4で準用する金商法第40条〕** | |

| | | |
|---|---|---|
| 1 | メールオーダーにより、顧客の申込書受入時に、顧客の知識、経験、財産、投資の目的を記載した用紙の内容について確認し、適合性に合致しないケース等においては、しかるべき対応(＝販売をお断りする等)をとることで外貨預金の口座開設は可能か(銀行法第13条の4において準用する金商法第40条第1号)。メールオーダー等、書類のみの授受により契約の締結が行われる取引の場合の要件を確認したい。 | まず狭義の適合性原則(銀行法第13条の4において準用する金商法第40条第1号)として、非対面取引であるかどうかを問わず、顧客の適合性が確認できない場合には、販売を行わないとの対応が必要と考えられます。<br>また広義の適合性原則(銀行法施行規則第14条の11の30第2号)として、非対面取引については、顧客が書面の内容をよく読んだことを確認することや顧客からの問合せに適切に対応する態勢の整備等、実務上の工夫が必要と考えられます。 |
| **No.** | **●銀行の子会社の範囲等〔第16条の2〕** | |
| | **▼証券専門会社の業務** | |
| 1 | PTS取引は、現行において証券専門会社が営める業務である(証取法第2条第8項第7号、現行の銀行法第16条の2第1項第3号)が、改正後の銀行法及び銀行法施行規則案では、証券専門会社の業務範囲とされていないように見受けられる。金商法制施行後も取扱可能な業務となるようにしてほしい。 | PTS業務は、銀行法第16条の2第1項第3号の「有価証券関連業」(金商法第28条第8項第1号)に該当し、証券専門会社の業務範囲に含まれているものと考えられます。 |
| 2 | 今般の法改正により、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者は、宅地建物取引業を行うことができ(金商法第35条第2項第4号)、また、宅地又は建物に係る投資に関し助言を行う業務(宅地建物助言業)を行うことができるとされている(金商業等府令案第71条第15号)。<br>一方、銀行が子会社にできる金融商品取引業者は証券専門会社に限られるところ(改正後の銀行法第16条の2第1項第3号)、証券専門会社が営むことができる業務範囲には、宅地建物取引業も宅地建物助言業も含まれていない。<br>不動産の流動化・証券化に係る宅地建物取引業及び宅地建物助言業を証券専門会社の業務範囲としてほしい。 | 証券専門会社における不動産の流動化・証券化に係る宅地建物取引業の取扱いについては、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があることから、今回の改正では証券専門会社の業務範囲に追加しないこととしております。 |
| 3 | 証券会社が行う承認業務の承認について、当該証券会社が銀行の子会社や関係会社である場合、当該証券会社に対する「銀行等の株式保有状況」や「実質支配状況」と「銀行向け監督指針等」を勘案したうえで承認を行なっているとの理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行の子会社や関係会社である金融商品取引業者について、金商法第35条第4項の承認を行う場合には、同条第5項に定める基準に従い承認の可否を審査するほか、銀行の子会社の業務範囲規制等に抵触しないかどうかといった銀行法上の観点も検討の対象になり得るものと考えられます。 |
| | **▼金融関連業務** | |
| | **(金融関連業務の範囲等)** | |
| 4 | 専ら金融商品取引業を行う銀行子会社以外でも、登録すれば、銀行子会社が金融商品取引業を行うことは可能との理解でよいか。 | 金融商品取引業のうち有価証券関連業務に該当する業務以外の業務については、金融関連業務として位置づけられているものもあり(銀行法施行規則第17条の3第4号、第13号、第14号等)、当該業務は証券専門会社以外の銀行子会社でも行うことが可能と考えられます。 |
| 5 | 金商法第2条第8項第7号及び同項第15号に | 銀行法施行規則案第17条の3第2項第12号に |

| | | |
|---|---|---|
| | 定める業務は、銀行法施行規則案第17条の3第2項第12号に含まれるとの理解でよいか。<br>含まれない場合、子会社対象業務に加えるべきでないか。 | は、金商法第2条第8項第7号及び第15号に掲げる行為を行う業務は含まれていないものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、金商法第2条第8項第7号、第13号及び第15号に掲げる行為を行う業務を金融関連業務に追加することとするよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第17条の3第2項第4号)。 |
| 6 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項第14号において、金融関連業務の範囲が、投資助言業務又は投資一任契約に係る業務とされているのは、金融関連業務には投資運用業が含まれないという趣旨か。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法施行規則案においても、投資信託委託会社として行う業務等や、投資一任契約に係る業務は金融関連業務に含まれております。<br>なお、ご意見も踏まえ、いわゆる自己運用行為(金商法第2条第8項第15号)を金融関連業務に追加することとするよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第17条の3第2項第4号)。 |
| 7 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項第14号は、「投資助言業務(金商法第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業務(金商法第28条第4項に規定する投資運用業務をいう。)」と規定されるべきものではないか。 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項第14号は、現行規則をそのまま引き継ぎ、投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務を金商法上の投資一任契約に係る業務に置き換えるものです。<br>なお、ご意見も踏まえ、いわゆる自己運用行為(金商法第2条第8項第15号)を金融関連業務に追加することとするよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第17条の3第2項第4号)。 |
| | **(金融関連業務の範囲に追加すべきとの意見)** | |
| 8 | 金融関連業務を専ら営む会社は銀行の子会社にすることができるところ(銀行法第16条の2第1項第11号)、金商法第28条第4項に定義する「投資運用業」のうち、同項第3号に掲げる行為を業として行うことも、金融関連業務に含めてほしい。 | ご意見も踏まえ、いわゆる自己運用(金商法第2条第8項第15号)のほか、いわゆる自己募集(同項第7号)や投資一任契約・投資顧問契約の締結の代理・媒介(同項第13号)も金融関連業務に含まれるよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第17条の3第2項第4号)。 |
| 9 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項第12号ハに基づく業務については、同条項にいう民法上の組合契約又は投資事業有限責任組合契約が同号イ又はロに掲げる行為のいずれかをその目的として含む限りにおいては、他の行為を行うことをその目的として含む場合であっても(ただし、投資事業有限責任組合契約の場合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条に掲げる事業に限る)、こうした条項にいう金融関連業務に該当することを確認したい(例えば、上記のイ又はロの目的の他に、貸付けや金銭債権の取得を目的とした投資事業有限責任組合契約の締結により、他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務を営む会社を子会社にすることができることを確認したい)。この点が明確でない場合には、必要な手当てをしてほしい。 | 株式又は社債以外の金銭債権等の取得を目的とする組合契約の締結は、銀行法施行規則第17条の3第2項第12号ハに掲げる行為に該当しないものと考えられます。一方、ご意見を踏まえ、投信法上の「特定資産」(不動産等を除く。)に対する投資として他人のため金銭その他の財産の運用を行う行為を「金融関連業務」に追加するよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第17条の3第2項第14号の2)。これにより、金銭債権の取得を目的とする組合の業務執行者等となることも、「金融関連業務」に含まれることになると考えられます。なお、「主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資」である、いわゆる自己運用行為 (金商法第2条第8項第15号)についても、明確に「金融関連業務」として位置づけるよう、規定を修正いたします(銀行法施行規則第17条の3第2項第4号)。 |
| 10 | 銀行子会社の範囲等(銀行法施行規則第17条の3)に関し、コモデティ(商品、エネルギー等)の現物取引についても取扱い可能としてほしい。 | いわゆる商品やエネルギーの現物取引については、現物の移転・管理に伴うリスク管理の在り方は、銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に係るリスク管理とは大きく異なるものと考えられます。 |
| 11 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項に「商品取引所法第2条第4項に規定される商品およびエ | |

| | | |
|---|---|---|
| | タノール・液体水素・酸素等の広義のエネルギーの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（商品の預かり保管、貸借を含む。）」を可能とする旨、規定してほしい。 | 銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があり、今回の改正では金融関連業務の範囲に追加しないこととしております。 |
| 12 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項に「商品取引所法第2条第4項に規定される商品およびエタノール・液体水素・酸素等の広義のエネルギーの輸送の受託又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 商品現物の輸送等に関するリスク管理の在り方は、銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に係るリスク管理とは大きく異なるものと考えられます。<br>銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があり、今回の改正では金融関連業務の範囲に追加しないこととしております。 |
| 13 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項に「先物取引等の決済に用いられる倉荷証券又はワラント又は預り証等の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | ご指摘のような「証券」の売買等は、実質的に「金銭債権の取得又は譲渡」（銀行法施行規則第17条の3第2項第3号・銀行法第10条第2項第5号）に該当するものとして「付随業務」に該当する可能性があると考えられます。<br>これに該当しない場合には、当該取引により移転することとなる権利の性質により、損失リスクの管理体制等を個別に検討する必要があります。<br>銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があるため、今回の改正では金融関連業務の範囲に追加しないこととしております。 |
| 14 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項に「鉱業権（試掘権、採掘権）や租鉱権に代表される権益等の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 鉱業権・租鉱権等の権利の取引に関するリスク管理の在り方は、銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に係るリスク管理とは大きく異なるものと考えられます。<br>銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があり、今回の改正では金融関連業務の範囲に追加しないこととしております。 |
| 15 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項に「国内および国外における電力、天然ガス等の設備保有、大口需要家向け供給、および業者間市場参入等の業務」を可能とする旨、規定してほしい。 | 電力・ガスの設備保有・供給業務に関するリスク管理の在り方は、銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に係るリスク管理とは大きく異なるものと考えられます。<br>銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があり、今回の改正では金融関連業務の範囲に追加しないこととしております。 |
| 16 | 銀行法施行規則案第17条の3第2項に「海外の商品市場における取引等」を可能とする旨、規定してほしい。 | 海外の商品市場における取引等を行う業務に係るリスク管理の在り方は、銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に係るリスク管理とは大きく異なるものと考えられます。銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があり、今回の改正では金融関連業務の範囲に追加しないこととしております。 |
| | **▼保険専門関連業務** | |
| 17 | いわゆる保険専門関連業務（銀行法第16条の2第2項第4号）として、保険業法施行規則案第56条の2第2項第5号の4に相当する規定を加えるべきでないか。 | 今般の法改正は、金融商品取引業の統合・拡大に伴う整理を行うもの以外は、基本的には現行法と同様の業務範囲とすることとしております。<br>ご指摘の業務を保険専門関連業務として認めるか否かについては、他業禁止の趣旨等を踏まえ、慎重に検討する必要があることから、今回は貴重なご意見として承ります。 |
| | **▼その他意見** | |

| | | |
|---|---|---|
| 18 | 銀行が取り扱う金地金は、為替相場等によって価格が変動するので元本割れを起こす可能性があると思われるが、今回の金商法政令案・内閣府令案等では規制対象となっていないのか。 | 銀行法において金商法の行為規制が準用される対象は、「特定預金等契約」（銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4）に限られており、金地金は金商法の行為規制の準用対象となっておりません。<br>また、金地金は、金商法の適用対象となる有価証券となっておらず、デリバティブ取引の原資産たる金融商品にもなっておりません。<br>なお、銀行の金融関連会社は「地金銀の売買を行う業務」を行うことができます（銀行法施行規則第17条の3第2項第38号）が、銀行本体では当該業務を行うことはできないこととされています。ただし、銀行本体でも付随業務として金の保護預りを行うことはできます（銀行法第10条第2項第10号）。 |
| 19 | 特定預金等（銀行法第13条の4）、特定保険契約（保険業法第300条の2）又は特定信託契約（信託業法第24条の2）に該当しない、預金等、保険契約及び信託契約についても、特定投資家・一般投資家制度を適用すべきでないか。 | 投資性の強い預金等のみならず、一般の預金等についても行為規制の柔軟化を図るべきか否かは、今後の検討課題と考えられます。 |
| 20 | 特定預金等契約（銀行法第13条の4）及び特定保険契約（保険業法第300条の2）については、当該契約の特性と実情に鑑みて、消費者保護のための実効ある措置を講じるべきである。 | 投資性の強い特定預金等契約及び特定保険契約については、金商法と同等の販売・勧誘ルールを適用することとしており、利用者保護のための実効性のあるルールを整備しているところです。今後ともこれらの特定預金等契約及び特定保険契約に関する実務の状況を踏まえ、適切な対応を図ってまいります。 |
| 21 | デリバティブ預金等は元本保証であると評価できない金融商品といえる。そのため、他の預金と同じ「預金」との呼称で特定預金等（銀行法第13条の4）を呼ぶことにより消費者の誤解を招くのではないか。特定預金等の呼称の問題を検討すべきである。 | 改正後の銀行法第13条の4は、「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等として内閣府令で定めるもの」を特定預金等と規定しております。<br>同条で準用する金商法の各規定の下、特定預金等については、広告等において損失リスクに関する一定の情報の表示が義務づけられている（銀行法施行令第4条の5、銀行法施行規則第14条の11の20、第14条の11の21）ほか、契約締結前交付書面に、契約の概要、元本損失のおそれがある旨やその理由等を記載して説明すべきことが義務づけられます（銀行法第13条の4において準用する金商法第37条の3第1項第3号、銀行法施行規則第14条の11の27第1項第11号・第12号、第14条の11の30第2号）。<br>これらの規制が適切に運用されることにより、利用者が特定預金等の商品性を誤認して契約を締結するという事態の回避につながるものと考えられます。 |

## Ⅳ. 保険業法関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●業務の範囲等〔第97条〕 | |
| 1 | 保険業法施行規則案第47条第9号と第10号を併せ読むと、保険会社の資産運用方法としては、金商法第2条第20項に定めるデリバティブのすべてが可能であると考えられるが、あえて記載を分けた理由は何か。 | 保険会社は、金商法第33条の規定により、有価証券関連デリバティブ取引関係の業務を行うことが原則として禁止されており、「他の法律の定めるところにより投資の目的をもって」行う場合等、一定要件を満たすものに限って取扱いが認められています。<br>こうしたことから、保険業法における保険会社の業務範囲等の規定は、「有価証券関連デリバティブ取引」と「(それ以外の)デリバティブ取引」とを区別して規定しており、保険業法施行規則においても、それに倣って規定を整備しているものです。 |
| 2 | 金融商品取引業者等の投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介が銀行の付随業務として追加されているが(銀行法施行規則案第13条第3号の2)、保険会社についても同様に、顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性の観点から、保険業法施行規則の改正を要望する。 | 保険会社の投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介については、保険会社が当該業務を新たに行うに当たり十分な態勢を構築することができるかどうかを確認した上で、平成19年度中に認める予定としています。 |
| No. | ●保険金信託業務に係る広告等の規制<br>〔第99条第8項で準用する信託業法第24条の2で準用する金商法第37条〕 | |
| 1 | 広告表示事項である「重要な事項について顧客の不利益となる事実」の内容を、具体的に明らかにしてほしい(保険業法施行規則案第52条の13の18、同234条の18)。 | 改正後の銀行法施行規則においては、「銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあっては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨」を広告等に表示すべき旨が義務づけられています(同規則第14条の11の20第1号)。<br>保険金信託業務として締結される特定信託契約や特定保険契約に関する「重要な事項について顧客の不利益となる事実」(保険業法施行規則第52条の13の18・同規則第234条の18)を類型的に明示することは困難ですが、特定預金等に関する上記の規定例を踏まえれば、例えば、典型的な信託契約や保険契約と比較して顧客に有利な条件が定められている契約において、そうした条件設定を可能とするため、顧客の不利益となり得るような契約条件が内在しているような場合には、当該条件により「顧客の不利益となる事実」を表示すべきものと考えられます。具体的にどのような事実が当該表示義務の対象となるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| No. | ●保険金信託業務に係る契約締結前の書面交付義務<br>〔第99条第8項で準用する信託業法第24条の2で準用する金商法第37条の3〕 | |
| 1 | 契約締結前交付書面の記載方法(保険業法施行規則案第52条の13の20)について、損失が生じるおそれに関する事項の記載方法は、文書の | 保険金信託業務として締結される特定信託契約に係る契約締結前交付書面においては、リスク情報を、枠の中に12ポイント以上の大きさの文 |

| | | |
|---|---|---|
| | 始めに12ポイント以上の赤字で表現するなどの工夫をすべきである。 | 字・数字を用いて、かつ、書面の冒頭に記載すべき特に重要な事項（保険業法施行規則第52条の13の21第3項）の次に記載すべきこととしています（同条第2項）。<br>なお、ご意見も踏まえ、枠内に記載すべきリスク情報の範囲を拡大するよう、規定を修正いたします（同項）。また、特定保険契約については、リスク情報のうち「元本損失が生ずるおそれ」（保険業法第99条第8項において準用する信託業法第24条の2において準用する金商法第37条の3第1項第5号）は、「特に重要なもの」として冒頭に記載する必要があると考えられ、この点を明確化するよう、規定を修正いたします（保険業法施行規則第234条の21第3項）。<br>更に、契約締結前交付書面については、その交付に関し、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることなく契約を締結する行為を禁止しています（同規則第52条の13の24第2号）。<br>契約締結前交付書面については、これらの規制により、顧客に対する適切な情報提供を確保することとしています。<br>なお、各業者が顧客の視点に立った実務上の創意工夫として、例えば「損失が生じるおそれに関する事項」を「赤字」で強調して記載すること等も、可能であると考えられます。 |
| 2 | 契約締結前交付書面の記載方法（保険業法施行規則案第52条の13の20）について、損失が生じるおそれに関する事項の記載方法は、文書の始めに12ポイント以上の赤字で表現するなどの工夫をすべきである。 | |
| 3 | 保険業法第99条第8項で準用する信託業法第24条の2において、金商法第37条の3第1項第4号は準用されていないため、保険業法施行規則案第52条の13の20第2項第1号を「準用金商法第37条の3第1項第5号に掲げる事項」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（保険業法施行規則第52条の13の21第2項）。 |
| 4 | 契約締結前交付書面の記載事項（保険業法施行規則案第52条の13の22第1項）に「取引の仕組」も含まれることを明確にすべきである。 | 保険金信託業務として締結される特定信託契約に係る契約締結前交付書面においては、「契約の概要」（保険業法第99条第8項において準用する信託業法第24条の2において準用する金商法第37条の3第1項第3号）のほか、「その変動を直接の原因として損失が生じることとなる指標」や「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」等を記載すべきこととしております（保険業法施行規則第52条の13の23第1項第8号）。したがって、契約締結前交付書面においては、金販法上の説明義務の対象である、損失のおそれを生じさせる「取引の仕組みのうちの重要な部分」（金販法第3条第1項第1号ハ等）と基本的には同等の内容が記載されることになるものと考えられます。 |
| 5 | 契約締結前交付書面の記載事項（保険業法施行規則案第52条の13の22第1項）の「取引の仕組」も含まれることを明確にすべきである。 | |
| **No.** | **●子会社の範囲等〔第106条〕** | |
| 1 | 金商法第2条第8項第7号及び第15号に定める業務は、保険業法施行規則案第56条の2第2項第24号に含まれるとの理解でよいか。含まれない場合、子会社対象業務に加えるべきではない | 金商法第2条第8項第7号及び第15号の業務については、いずれも保険業法施行規則第56条の2第2項第24号の業務に該当しないものと考えられますが、ご意見を踏まえ、子会社対象業務 |

| | | |
|---|---|---|
| | か。 | (「金融関連業務」)に追加するよう、規定を修正いたします(同規則第56条の2第2項第17号)。<br>なお、これに関連して、投信法上の「特定資産」(不動産等を除く。)に対する投資として他人のため金銭その他の財産の運用を行う行為を「金融関連業務」に追加するよう、規定を修正いたします(同規則第56条の2第2項第26号の2)。 |
| **No.** | **●特定保険契約〔第300条の2〕** | |
| 1 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)について、変額保険・変額年金、解約返戻金変動型保険・解約返戻金変動型年金、外貨建保険・外貨建年金を指定すること(保険業法施行規則案第234条の2)には賛成である。これらの商品には従来の保険と違ったリスクがあり、高齢者を始めとする消費者に誤解を生じさせるおそれが高く、現に苦情も多い。また、銀行窓口で販売していることによって、銀行取引は安心だという観念を持つ消費者の誤解を招きやすい現状もある。そこで、これらを特定保険として、消費者被害を防止するための十分な方策を講ずるべきである。 | ご意見を踏まえ、特定保険契約に係る規制の適切な運用を通じて、利用者保護を図ってまいります。 |
| 2 | 保険期間満了前に契約を解約する際、金利変動に応じて返戻額の上乗せを行うしくみ(解約控除により最低返戻額を設定し、金利情勢に応じて契約者配当のように返戻額の加算を行う)を設けているものがあるが、これは保険業法施行規則案第234条の2第2号の対象にはあたらないとの理解でよいか(最低返戻額を保険証券等に表示する等、保険契約者等に最低返戻額を明瞭に開示するための措置が講じられていることを前提とする)。 | 「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動」に関わりなく支払われる「最低返戻額」が設定された上で、金利等の動向により返戻金が加算されるようなものについては、必ずしも「特定保険契約」に該当しないものと考えられますが、個々の保険商品がこうした要件に該当するかどうかは、例えば「最低返戻額」を低く設定した上で「返戻金の加算を行う」形とするような潜脱的なものでないか等、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 3 | 保険業法施行規則案第234条の2第2号に規定される「解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約」について、以下の理由により、「無配当歳満期定期保険(利率変動型)」は該当しないとの理解でよいか。<br>① 当該商品は、解約返戻金の額が保険料の合計額を上回るのが一般的な資産性商品(終身保険や個人年金保険など)ではなく、解約返戻金の額が保険料の合計額を下回るのが一般的である定期保険(いわゆる掛捨ての保障性商品)であること。<br>② 金利水準に応じて適用される積立利率が変動することにより解約返戻金の額が変動するものの、積立利率には最低保証があり、保険期間中の解約返戻金の額は、契約時に最低保証した解約返戻金の額を下回ることがないこと。 | ご質問の商品が保険業法施行規則第234条の2第2号に該当するか否かをご質問の内容のみから判断することはできませんが、一般的に「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動」に関わりなく解約返戻金の最低保証額が設定された上で、金利等の動向により返戻金が加算されるようなものについては、必ずしも「特定保険契約」に該当するものでないと考えられます。個々の保険商品がこうした要件に該当するかどうかは、例えば「最低返戻額」を低く設定した上で「返戻金の加算を行う」形とするような潜脱的なものでないか等、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 4 | 保険業法施行規則案第234条の2第2号にいう「保険料の合計額」とは、例えば損保の積立保険で言えば、補償保険料部分と積立保険料部分の合計額を意味するとの理解でよいか。そうであれ | ご質問のような商品については、「保険料の合計額」とは、補償保険料部分と積立保険料部分との合計額を意味するものと考えられます。<br>いわゆる早期解約控除が適用される場合のよう |

| | | |
|---|---|---|
| | ば、早期解約控除を適用するために、金利変動によらず「保険料の合計額」を下回る事態が生じるものは本件には含まれないことになるのか。 | に、解約返戻金の額が「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動」に関わりなく保険料の合計額を下回るおそれがあるような保険契約は、必ずしも「特定保険契約」に該当しないものと考えられます。一方、早期解約控除の適用があるものであって、かつ、金利変動等によっても解約返戻金の額が変動し得るようなものについては、「特定保険契約」の定義に該当するものと考えられます。 |
| 5 | 分割払契約では、保険業法施行規則案第234条の2第2号にいう「保険料の合計額」とは、「既払込保険料の合計額」でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 6 | 保険業法施行規則案第234条の2第3号に「保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約」とあるが、保険契約のなかでも、被保険者の死亡、疾病等を事由とする保険金、給付金を受けることを目的とした保障性のある保険契約(保険料を定期的に払込む方法によるもので、かつ死亡保険金あるいは疾病等に関わる給付金総額が解約した場合の返戻金の額を必ず上回る保険契約)については、今回対象とする投資元本やその運用収益の獲得を目的とした投資性の強い保険契約とは、顧客の契約締結の動機、目的、ニーズが明らかに異なり、保護すべき顧客の利益や適正な販売勧誘を実現するための必要な措置もまた異なるものと思料する。したがって、一律に外国通貨をもって表示する保険契約をすべて「特定保険契約」と規定して金商法を準用するのではなく、投資性の強い保険契約についてのみ同法を準用することとして、同号かっこ書内に掲げる当該規定から除かれる保険契約に「保険料を定期的に払込む方法によるもので、かつ死亡保険金あるいは疾病等に関わる給付金総額が解約した場合の返戻金の額を必ず上回る保険契約」を加えてほしい。 | 外国通貨をもって表示する保険契約については、当該外国通貨ベースでみれば損失が生じないケースも想定されるものの、振込前や払戻後の両替まで含めて全体としてみれば為替リスクによる損失発生のおそれが観念されることから、特定保険契約として取り扱うことが適当と考えられます。なお、保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約のうち外航貨物保険等の保険者がてん補すべき損害の額が外国通貨で表示されるものについては、完全な保障性商品として広く普及していることに鑑み、一定の要件の下で、これを特定保険契約の対象から除外しております(保険業法施行規則第234条の2第3号)。 |
| **No.** | **●特定投資家〔第300条の2で準用する金商法第34条等〕** | |
| | **▼契約の特定投資家への告知義務** | |
| 1 | 特定保険契約の締結に係る業務を行う者は、顧客が「特定投資家(金商法第2条第31項第4号に掲げる者に限る。)」に該当するか否かを把握することが困難なため、プロ・アマの区分毎にそれぞれの取扱いを説明した書面を作成し、これを全顧客に一律に配布することにより保険業法第300条の2において準用する金商法第34条に規定する告知を行うことが法令上禁止されるものではないとの理解でよいか。 | 当該説明書面を受領した顧客が、プロ・アマの区分毎のそれぞれの取扱いを的確に理解し得るような内容となっており、かつ特に「一般的投資家に移行可能な特定投資家」に対して保険業法第300条の2において準用する金商法第34条に則った告知が明確に行われることが確保されているものであれば、全顧客に書面を一律に配布する方法も妨げられないものと考えられます。 |
| 2 | 特定投資家関連の金商法の規定については、保険会社に対しては準用されているが保険募集人に対しては準用されていない(保険業法第300条の2)。<br>保険募集人が特定保険契約の締結の代理等を行う場合においては、特定投資家関連の規定に関して保険会社にどのような取扱いが求められることとなるのか。 | 保険募集人が特定保険契約の締結の代理・媒介を行う場合には、特定投資家制度が準用されないため、顧客の属性にかかわらず、金商法と同等の行為規制を遵守することが必要となります。<br>これは、例えば乗合代理店が複数の保険会社の商品を販売・勧誘する場合に、商品ごとに顧客が特定投資家として取り扱われたり、一般投資家として取り扱われたりする等の制度の複雑化を避 |

| | | |
|---|---|---|
| | | けるためです。<br>一方、保険会社による特定保険契約の締結については、保険募集人がその媒介・代理を行っているかどうかを問わず、特定投資家制度が準用され、顧客の属性に応じた取扱いが行われることになります。<br>なお、保険募集人が保険会社の使用人として行う販売・勧誘については、保険会社による販売・勧誘そのものであるため、特定投資家制度が準用されるものと考えられます。 |
| 3 | 保険業法第300条の2には、保険契約の締結の代理又は媒介を行う保険募集人が挙げられていないが、同条において準用する金商法第34条の「特定投資家への（自己を特定投資家以外の顧客として取り扱う申出ができる旨の）告知義務」は、特定保険契約を締結する保険会社若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が負うものであり、特定保険契約の締結の代理又は媒介を行う保険募集人（代理店を含む。）が負うものではないとの理解でよいか。<br>また、当該告知義務を保険募集人（代理店を含む。）によらず、保険会社等が負う場合、保険会社が保険募集に立ち会わない実情を鑑みると、その告知の方法は、HP等への記載等の方法でもよいか。 | 貴見のとおり、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の告知義務を負うのは、「保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人」となると考えられます（保険業法第300条の2）。<br>なお、保険募集人が保険会社の使用人として行う販売・勧誘については、保険会社による販売・勧誘そのものであるため、特定投資家制度が準用されるものと考えられます。<br>保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の告知の方法については、法律上特段定められていませんが、個別事例に即して実質的に顧客に対して告知内容が伝えられる必要があると解され、単にウェブページによる表示では足りないと考えられます。 |
| 4 | 保険業法施行規則案第234条の3において、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条に規定する契約の種類について規定しているが、そもそも、同法第34条、第34条の2、第34条の3、第34条の4において、その規制対象から、保険募集人を除いているのはどのような趣旨か。例えば、一般投資家である法人や個人が特定投資家として取り扱うよう申出をし、保険会社がそれを承諾したとしても、保険募集人は、当該特定投資家をあくまで一般投資家として取り扱わなければならないことになるのか。 | 金商法の「特定投資家」制度関係の規定は、金融商品取引業者および登録金融機関を対象とするものであり、金融商品仲介業者は対象とされておりません。保険業法においても、これと平仄を合わせて保険募集人を特定投資家制度の対象外としておりますが、これにより、例えば当該保険募集人がいわゆる乗合代理店の場合において当該代理店におけるプロ・アマ管理の複雑化を避けることができるものと考えられます。したがって、保険会社が顧客からの特定投資家への移行申出を承諾した場合においても、保険募集人は当該顧客を一般投資家として取り扱う必要があります。なお、保険募集人が保険会社の使用人として行う販売・勧誘については、保険会社による販売・勧誘そのものであるため、特定投資家制度が準用されるものと考えられます。 |
| 5 | 保険業法第300条の2において準用する金商法第34条に関し、法令上の義務が存しない場合に、自主的な対応として告知を実施することは法令上禁止されるものではないことを確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 6 | 保険業法第300条の2において準用する金商法第34条に関し、改正後の保険業法施行前に特定保険契約に相当する契約を締結し施行時に有効に継続している場合、改正後の保険業法施行時に終了している場合は、いずれも特定保険契約等を「過去に締結したことがない場合」に該当するとの理解でよいか。 | 施行日前に特定保険契約に相当する締結をしている顧客についても、施行日時点で、「特定保険契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合」（保険業法第300条の2において準用する金商法第34条）に該当するものと考えられます。<br>なお、施行日前に、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の例により、「（施行後に当該顧客が）一般投資家への移行の申出が |

| | | |
|---|---|---|
| | | できる旨」を告知することにより対応できる旨の経過措置が設けられています（改正法附則第197条）。<br>　また、施行日前に、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の2第1項・第3項の例により顧客が「特定投資家から一般投資家への移行」の申出をし、業者がこれに関する書面の交付をする場合は、施行日において当該移行に係る法定手続が行われたとみなす旨の経過措置を設けるよう、規定を修正いたします（整備政令附則第44条）。 |
| | **▼契約の種類** | |
| 7 | 　契約の種類について、「特定保険契約等（特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する）」の一種類とされているが（保険業法施行規則案第234条の3）、これをより細分化して（例えば、適用約款が異なる毎に細分化して）取扱うこととしても、顧客の保護に支障が生じることはなく、むしろ、顧客の選択肢が拡大するものであることから、より細分化して取扱うことができるようにしてほしい。 | 　移行の申出の単位となる契約の種類を細分化することは、顧客にとっての分かりやすさを害するおそれもあることから、適当でないものと考えられます。<br>　なお、顧客の意思に反しない範囲内で業者が自主的に特定投資家を一般投資家として取り扱うことは許容されますので、特定保険契約の一部について特定投資家を一般投資家として取り扱うといった顧客をより保護する方向での実務的な細分化は可能と考えられます。 |
| | **▼特定投資家以外の顧客とみなされる場合** | |
| 8 | 　保険業法施行規則案第234条の4の「保険会社等」には保険代理店も含まれることを確認したい。 | 　保険業法施行規則第234条の4における「保険会社等」は、「保険会社又は少額短期保険業者」をいい、保険募集人である「保険代理店」は含まれません（保険業法第2条の2第1項、保険業法施行規則第1条の5第2項参照 ）。 |
| 9 | 　保険業法施行規則案第234条の4ないし第234条の14の規定にかかわらず保険商品の募集においては顧客をすべからく一般投資家とみなすことが許容されると考える。（理由）①金商法及びそれに関連する保険業法施行規則案の当該条項は、保険という商品の性質に鑑みた顧客の所謂プロ・アマ属性に配慮の欠けるところがあるように思う。専ら投資経験を豊富にもつ顧客をプロと認定して特定保険契約の募集に際して契約締結前書面の説明・交付を省略していた場合に、顧客が当該保険商品から損失を被れば募集人等がその責めを逃れることは難しいのではないか。②マスマーケティングを前提とした保険募集においては、顧客のプロ・アマ属性に応じて異なる販売過程をとることは実務的に困難。顧客をすべからくアマとみなしても、現行の顧客保護規制の枠組みをもって顧客保護は維持されうるのではないか。 | 　特定投資家を相手方とする場合であっても当該顧客の意思に反しない範囲内で保険会社等が自主的に一般投資家と同様の取扱いとすることは許容されるものと考えられます。 |
| 10 | 　保険業法施行規則案第234条の4第1項の「一定の日」とは、例えば事業年度の末日、四半期の末日等保険会社が任意で定めることができる日との理解でよいか。 | 　貴見のとおりと考えられます。 |
| 11 | 　保険業法施行規則案第234条の4第1項の「その他の適切な方法により公表している場合」には、例えば自社のホームページでの公開も含まれるとの理解でよいか。 | 　特定投資家制度に関する「期限日」の公表方法については、「適切な方法」により行うこととされているほかは特段の定めはないことから、顧客が当該「期限日の定め」を的確に認識できるように行わ |

| | | |
|---|---|---|
| | | れるものであれば、例えばホームページ等や書面の交付等による「公表」も認められるものと考えられます。 |
| 12 | 保険業法施行規則案第234条の4第2項の「最も遅い日」との規定は、第1項の「一定の日」が複数存在することを想定していると思われるが、複数存在する場合としては具体的にどのようなケースを想定しているのか。 | 特定投資家制度に係る「期限日」の定め方は業者の判断によるものですが、例えば、「毎月末日」との定めをするような場合が考えられます。 |
| | **▼申出をした特定投資家に交付する書面** | |
| 13 | 特定投資家に交付する書面（保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の2第3項）は保険代理店が作成することができる旨を確認したい。 | 特定投資家に対する説明書面（保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の2第3項）は、保険会社等が交付すべきこととされていますので、基本的には、保険募集人である「保険代理店」がこれを作成・交付することはできないものと考えられます。 |
| 14 | 保険業法施行規則案第234条の5第1号の「対象契約」について、保険業法施行規則案第234条の9第2項第1号と同様に「期限日以前に締結した対象契約」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（保険業法施行規則第234条の5第1号）。 |
| 15 | 保険業法施行規則案第234条の5第1号の「法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行為」とは具体的にどのような行為を念頭に置いたものか。 | 例えば、期限日前に締結した特定保険契約に係る契約締結時交付書面を期限日後に交付する行為等が想定されます。 |
| 16 | 「期限日後に行われるものであっても、申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う」と規定される「法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行為」（保険業法施行規則案第234条の5第1号・第234条の9第2項第1号）には、例えば既に契約している特定保険契約等の内容の一部の変更を内容とする特定保険契約等を締結する行為が含まれるか。 | 既に締結している特定保険契約等の内容の一部の変更を内容とする特定保険契約等の締結（保険業法施行規則第234条の22、第234条の26参照）は、既に締結している特定保険契約等とは別個の契約の締結と位置づけられるものであり、既に締結している特定保険契約等について「法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行為」（同規則第234条の5第1号等）には含まれないものと考えられます。 |
| | **▼申出をした特定投資家以外の法人が同意を行う書面** | |
| 17 | 保険業法施行規則案第234条の9第1項の「準用金商法第45条各号に掲げる規定は、対象契約に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨」について、保険業法第300条の2において準用する金商法第45条第1号に掲げる規定のうち、同法第38条第3号から第5号まで（不招請勧誘の禁止等）は政令で定めた特定保険契約等がなく、アマからプロに移行することを原因として不適用となるものではないため、同意書面に特段記載する必要がないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 18 | 保険業法施行規則案第234条の9第1項は、「準用金商法第34条の3第2項第4号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金商法第45条各号に掲げる規定は、対象契約・・・には適用されない旨とする。」としているが、保険業法第300条の2において準用する金商法第45条第1号に掲げる規定のうち、同法第38条第3号から第5号まで（不招請勧誘の禁止、勧誘受諾確認義務、再勧誘禁止）については、特定保険契約には適用され | |

| | | |
|---|---|---|
| | ないこととなっているため、除外してもよいと理解してよいか。 | |
| | **▼特定投資家として申し出ることができる個人** | |
| 19 | 保険業法施行規則案第234条の12で規定する要件は、第1号から第3号のすべてを充足することとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人に該当するためには、保険業法施行規則第234条の12各号に掲げるすべての要件を充足しなければならない旨を明確化するよう、規定を修正いたします（同条柱書）。 |
| 20 | 保険業法施行規則案第234条の12第1号に規定する「資産の合計額」には、同条第2号イからトに規定する資産以外の資産も含まれるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 21 | 資産や負債の合計額について、保険業法施行規則案第234条の12第2号の「取引の状況その他の事情から合理的に判断」する方法とは具体的にどのようなものを指すのか。例えば、申出者からの自己申告により把握する方法、顧客が保有する各種金融商品等の「残高証明書」を顧客より徴求する方法が含まれるとの理解でよいか。 | 「合理的に判断」する方法としては、例えば、自己との取引状況、当該顧客の自己申告の内容や当該顧客が任意に提出した資料等を確認する方法等が考えられます。ご質問のような方法も許容され得るものと考えられます。 |
| 22 | 申出者の資産として加算すべき保険金に関する権利は、貯蓄性のあるものに限定しなければ、保険業法施行規則案第234条の12の趣旨には合致しないものと思われる。経理上、損害保険の保険金を資産と認識することはなく、また、損害保険の補償金額が高額かどうかは、特定投資家扱いの可否とは関係がない。<br>（保険業法施行規則案第234条の12第2号ニでは特定保険契約等に限定されてはいるが、現在の保険業法施行規則案第234条の2によると、必ずしも貯蓄性のある保険契約に限定されていないと考えられる。） | ご指摘の「特定投資家への移行可能な一般投資家（個人）」の要件は、投資性のある金融商品の取引を行うにあたり十分な「知識・経験・財産の状況」を有する個人であるかどうかの判断基準の1つとして、「特定保険契約に係る権利」を含めた「投資性のある金融商品」を一定額以上保有していることを求めているものであり、損害保険に該当するものも含めることとしているものです（保険業法第234条の12第2号ニ）。<br>なお、業者は、こうした要件を形式的に満たす個人から「特定投資家への移行」の申出を受けた場合であっても、適合性の原則（保険業法第300条の2において準用する金商法第40条第1号）等に照らして、当該個人を特定投資家として取り扱うことが適当ではない場合には、当該申出を承諾しないことが適当であると考えられます。 |
| 23 | 保険業法施行規則案第234条の12第3号の「特定保険契約等を締結した日」については、改正後の保険業法施行前に特定保険契約に相当する契約を締結した日は含まれないとの理解でよいか。 | 保険業法施行規則第234条の12第3号の「特定保険契約等を締結した日」には、施行日前に特定保険契約等に相当する契約を締結した日も含まれるものと考えられます。<br>なお、ご意見を踏まえ、この点を明確化するよう、規定を修正いたします（銀行法施行規則等改正府令附則第35条）。 |
| 24 | 保険業法施行規則案第234条の12第3号の「特定保険契約等を締結した日」の確認方法について、顧客が保有する特定保険契約等の「当初契約申込時の申込書顧客控」を顧客より徴求する方法はどうか。 | ご質問のような方法も、それにより契約締結日を正確に確認できる限り、許容されるものと考えられます。なお、当該申出者が当該保険会社等と締結した特定保険契約等を締結した日であることから、当該保険会社等は基本的に確認可能であると考えられます。 |
| 25 | 特定保険契約の締結に係る業務を行う者は、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の4第1項の規定による申出を受けた場合 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | でも、当該申出が取り下げられた場合には同条第2項の書面交付及び確認を行う必要がないとの理解でよいか。 | |
| | **▼一般投資家から特定投資家への変更の申出を承諾する場合** | |
| 26 | 保険業法施行規則案第234条の8、第234条の9、第234条の13、第234条の14等において、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の3、第34条の4に規定する同意書面に関する事項が規定されているが、同法第34条の3第2項、第34条の4第4項によれば、「(一般投資家から特定投資家への変更の)申出を承諾する場合」と規定されていることから、保険会社が、その申出を自由な裁量により承諾しないこととし、すべての顧客を一般投資家として取り扱う運用を行うことは法令に違反しないと考えることは可能か。 | 保険会社が一律に顧客の申出を承諾しないこととすることは、法適用の柔軟化を図る特定投資家制度の趣旨に合致せず許容されないものと考えられます。<br>ただし、保険会社の自主的な対応として、特定投資家に対して一般投資家と同様の対応を行うことは妨げられないものと考えられます。 |
| **No.** | **●広告等の規制〔第300条の2で準用する金商法第37条〕** | |
| | **▼広告類似行為** | |
| 1 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)については、単なる商品名の表示を行ったことをもって当然に広告規制の対象になるものではなく、表示内容全体の実質から判断されるべきものであるとの理解でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、商品名の表示を行う場合には、基本的には「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について」(保険業法第300条の2において準用する金商法第37条第1項)広告等を行う場合に該当するものと考えられます。 |
| 2 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)に関する顧客が法人等である場合で、当該法人等に対する特定保険契約の勧誘のために事務所等を訪問してビラやパンフレットを用いて特定保険契約の説明を行う場合、「ビラ若しくはパンフレットを配布する方法」に該当しないという解釈が可能であるとの理解でよいか。 | 顧客と面談せずにビラ・パンフレット等を単にポストに投函する場合や多数の住居に配布して回るような場合を含め、住居や事務所等を訪問してビラ・パンフレット等を配布することにより多数の者に同様の内容で情報を提供する行為は、「広告類似行為」として広告等規制の対象になり得るものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、「住居を訪問して」ビラ・パンフレット等を配布する方法であっても「広告類似行為」に該当する場合があり得ることを明確化するため、規定を修正し、当該部分を削除いたします(保険業法施行規則第234条の15柱書)。 |
| 3 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)に関する勧誘の要素がない既契約者に対する情報提供は規制の広告規制の対象外であるとの理解でよいか。 | 「広告等」への該当性は、当該情報提供が「その行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容」について行われている否かを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断することにより決められるべきものと考えられ、必ずしもご指摘の「勧誘の要素」の有無により決められるものではないと考えられます。<br>なお、当該情報提供が法令又は行政官庁の処分に基づくものである場合には、「広告等」から除外されることとなります(保険業法施行規則第234条の15第1号)。<br>また、当該情報提供の内容が、単なる事務的な連絡事項を記載したにとどまり、「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容」に該当しない場合には、「広告類似行為」に該当しないものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | さらに、個別の顧客に対し既契約に係る運用実績を連絡するにとどまる場合には、基本的には「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」に該当せず「広告等」規制の対象外と考えられます。 |
| 4 | 顧客に対面し契約締結前交付書面（保険業法施行規則案第234条の20第1項）を交付・説明する場面において使用する募集資料（補助資料）は、広告等の規制の対象に含まれないとの理解でよいか。 | 個別の顧客に対する個別の販売・勧誘の場面において使用する個別の「補助資料」については、基本的には広告等規制の対象に含まれないものと考えられます。ただし、当該「補助資料」が多数の顧客に対して同様の内容で情報提供されるものであれば、ご指摘のような場面で使用される場合であっても、基本的には広告等規制の対象に含まれるものと考えられます。 |
| 5 | ホームページ上の表示も広告等（保険業法施行規則案第234条の16第1項）に該当するとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| | **▼広告等の表示方法** | |
| 6 | 保険業法施行規則案第234条の16第1項で「表示事項について明瞭かつ正確に表示する」としている点、同条第2項でリスク情報（保険業法施行令案第44条の5第2号の事項）は、「最も大きな文字と著しく異ならない大きさで表示する」としている点は、消費者の誤認防止の観点から評価できる。しかし、「最も大きな文字と著しく異ならない大きさで」との定めは、「最も大きな文字と異ならない大きさで」と改めるべきである。 | 広告等規制においては、広告等のスペースは千差万別であること等を勘案して、契約締結前交付書面とは異なり、リスク情報等について、特定の大きさ以上の文字・数字による表示までは義務づけていないものの、最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで明瞭かつ正確に表示することを義務づけています。<br>なお、広告等においてリターンとリスクとをバランスのとれた形で表示することは重要であり、ご指摘の規定は、その旨を義務づけているものと考えられます。 |
| 7 | 広告等の表示方法（保険業法施行規則案第234条の16第2項）における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて、「最も大きなものと著しく異ならない大きさで」との定めは、「最も大きなものと異ならない大きさで」とすべきである。 | |
| 8 | 保険業法施行規則案第234条の16第2項の趣旨は、広告等において商品に関して説明する主な事項と同等の大きさの文字又は数字を用いて保険業法施行令案第44条の5第2号に掲げる事項を記載することを求めるものであり、タイトルや見出し等を表示する文字等と同等の大きさの文字を求めるものではないとの理解でよいか。 | 保険業法施行規則第234条の16第2項は、広告等においてリスク情報を表示する文字・数字の大きさにつき、「広告等」であることの趣旨に鑑み、当該広告等の中で最大の大きさの文字・数字を用いることまでは義務づけていません。<br>同項は、利用者の視点からすれば、広告等において、当該商品のメリットとリスクについてバランスのとれた表示がなされることが重要であるとの観点から、リスク情報についてタイトルや見出しを表示する文字等を含む他の事項と「『著しく』異ならない大きさ」で表示すべき旨を定めるものです。<br>なお、具体的にどの程度の大きさの文字・数字を用いれば広告等規制に適合するかについては、当該広告等の全体を利用者の視点から見た場合に、メリットとリスクとがバランスがとれたものとなっているかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼顧客が支払うべき手数料等の表示** | |
| 9 | 保険業法施行規則案第234条の17第1項の「手数料等」には原則として保険料そのものは含まれないとの理解でよいか。仮に含まれる場合、 | 広告等に表示すべき「手数料等」は、「いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき対価」と定義されており（保険業法 |

| | | |
|---|---|---|
| | 保険契約における保険料は、保険金額に一定の割合を乗じるといった単純な算出方法ではない場合が多いが、そのような場合の「計算方法」についてはどのような記載が求められるのか。 | 施行規則第234条の17第1項)、基本的には保険料も含まれるものと考えられます。ただし、例えば変額年金等において顧客が運用資産として積み立てることとなる金額自体は、「対価」に該当しないため、広告等において「手数料等」として表示する必要はないものと考えられます。この場合には、当該変額年金等における保険契約関係費、運用関係費等を「手数料等」として表示すべきものと考えられます。<br>なお、広告等には、手数料等(保険料等)の「合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」等の情報を明瞭・正確に表示することが義務づけられますが、その算出方法が非常に複雑であり、これを表示することができない場合には、「その旨及びその理由」を明瞭・正確に表示することが必要となります(同規則第234条の17第1項)。 |
| 10 | 保険業法施行規則案第234条の17第1項には「令第44条の5第1号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき対価(…「手数料等」という。)…」とあるが、保険会社が保険代理店に支払う代理店手数料は、顧客が支払っているものではない。また、金融審議会第一部会報告(平成17年12月22日)においても、商品の組成業者が販売業者に対して支払う販売手数料については区別して考えられている。したがってこのような代理店手数料が本項の「手数料等」に該当しないとの理解でよいか。また、保険仲立人が保険契約の媒介にあたって収受する手数料についても併せて確認したい。 | ご指摘のとおり、保険会社が保険代理店に対して支払う手数料等は、広告等に表示すべき「手数料等」に該当しないものと考えられます。保険仲立人が保険会社のために特定保険契約の締結の媒介を行う場合に保険会社が保険仲立人に支払う手数料も、同様と考えられます。 |
| 11 | 新契約費、死亡保障、契約維持費等のコストを考慮したうえで確定した積立利率や投資元本に対する満期金の実質利回りを表示している場合、そのコストについては「顧客が支払うべき対価」(保険業法施行規則案第234条の17第1項)には該当しないとの理解でよいか。 | ご質問の新契約費、死亡保障、契約維持費等のコストも、「顧客が支払うべき対価」(保険業法施行規則第234条の17第1項)に含まれ得るものと考えられます。<br>なお、細かな費用の内訳まで開示する必要は必ずしもないものの、保険契約関係費・資産運用関係費等の「手数料等」の「種類」ごとに、現行どおり「保険会社向けの総合的な監督指針」に沿うなどにより記載する必要があると考えられます。 |
| 12 | いわゆる運用利回りのマイナス要因として間接的に顧客が負担することとなる株式の売買委託手数料等については、売買委託先や売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、「当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合」(保険業法施行規則案第234条の17第1項)に該当するとの理解でよいか。 | 「これらの表示をすることができない場合」(保険業法施行規則第234条の17第1項ただし書)に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のような事情がある場合には、「これらの表示をすることができない場合」に該当する場合もあるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、手数料等の「上限額」の記載を可能とし、また「概要」の記載で足りることとするよう、規定を修正いたします(同規則第234条の17第1項)。 |
| 13 | 例えば、特別勘定の資産を自社運用する保険会社において、外国株式投資にあたり、本来であれば個別銘柄に投資するところ、資金ロットの制 | 「これらの表示をすることができない場合」(保険業法施行規則第234条の17第1項ただし書)に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即 |

| | | |
|---|---|---|
| | 約から効率的な分散投資ができない等の理由で、代替的に投資信託受益権（カントリーファンド）等に投資するケースがあるが、このようなケースではあらかじめ投資信託受益権等に係る信託報酬を開示することが困難であり、「当該手数料などの合計額又はその計算方法を表示することができない場合」（保険業法施行規則案第234条の17第1項）に該当するとの理解でよいか。 | して実質的に判断されるべきものですが、ご指摘のような事情がある場合には、これに該当すると認められる場合もあるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、手数料等の「上限額」の記載を可能とし、また「概要」の記載で足りることとするよう、規定を修正いたします（同規則第234条の17第1項）。<br>ただし、「上限額」の「概要」を記載することが、可能であれば、当該場合に該当しない点に留意が必要と考えられます。 |
| 14 | 保険業法施行規則案第234条の17第1項に関し、当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合とは、保険会社の一般勘定との理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、手数料等に関する事項を「表示することができない場合」（保険業法施行規則第234条の17第1項ただし書）に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきであり、ご指摘の「保険会社の一般勘定」であれば、一律に「表示することができない場合」に該当するというものではないと考えられます。 |
| 15 | 保険業法施行規則案第234条の17第1項の「手数料等」の定義について、「（次項、第234条の19第4号及び第234条の24第1項第3号において「手数料等」という。）」としてほしい。 | ご意見を踏まえ、規定を修正いたします（保険業法施行規則第234条の17第1項）。 |
| 16 | 保険業法施行令案第44条の5第2号にいう「指標」とは、例えば、投資信託商品における投資方針で明示する特定の「ベンチマーク」や「10年国債利回り」といった具体的なインデックスを指すのではなく、株式、債券、外国為替等の相場等を指すとの理解でよいか。 | 「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標」については、例えば、株式、債券、外国為替の相場等のみならず、日経平均株価や10年物国債の利回りといった具体的な指標も含まれ得るものと考えられます。 |
| | **▼その他の事項の表示** | |
| 17 | 保険業法施行令案第44条の5第2号においては、価格変動リスクによる損失の可能性があること、その直接の原因となる指標、理由などに加え、損失が最大の場合どの程度となるかについても明記するべきである。 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、利用者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>特定保険契約については、広告等において、損失リスクに関する一定の情報の表示を義務づけています（保険業法施行令第44条の5）。<br>また、契約締結前交付書面に「契約の概要」、「契約の申込みの撤回等」や「契約の解約」に関する事項等を記載して説明すべきことが義務づけられています（保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3第1項第3号、保険業法施行規則第234条の24第1項第2号・第7号等）。<br>これらの規制を適切に運用することにより、利用者保護を図ってまいります。 |
| 18 | 広告等に表示すべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（保険業法施行令案第44条の5）として、中途解約の場合に支払を要する違約金の額や計算例など、違約金に関する事項を具体的に盛り込むべきである。また、保険業法施行令案第44条の5第2号においては、価格変動リスクによる損失の可能性があること、その直接の原因となる指標、理由などに加え、損失が最大の場合どの程度となるかについても記載すべきである。 | |
| 19 | 特定保険契約（保険業法第300条の2）においては、中途解約する場合には多額の違約金が必要とされることが消費者に理解されておらず、説明不十分による苦情が多い。この結果、高齢者であるにもかかわらず、長期間経過しないと給付を受けられないという契約を締結するなど、適合性原則から見て問題がある消費者が広告等で誤認するおそれがある。<br>このような観点からすると、保険業法施行規則 | 広告等は、その性質上、表示できる事項に限りがある場合もあり得ることから、その表示事項は、利用者保護上真に必要な事項を列記することが適当と考えられます。<br>なお、ご指摘の契約解除や違約金に関する事項は、「重要な事項について顧客の不利益となる事実」（保険業法施行規則第234条の18）に該当する場合には表示が義務づけられるほか、誇大広告の禁止対象とされています（同規則第234条 |

| | | |
|---|---|---|
| | 案第234条の18で「当該保険契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」を定めていることには賛成であるが、それだけで十分とは言えない。中途解約の場合に支払いを要する違約金の額や計算例など、違約金に関する事項を明記するべきである。 | の20第1号・第3号)。<br>また、契約締結前交付書面においても「解約及び解約による返戻金に関する事項」(同規則第234条の24第1項第7号)等が記載事項とされており、これらの規制を適切に運用することにより、利用者保護を図ってまいります。 |
| 20 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)について、損失が最大の場合にどの程度となるか、また、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として違約金に関する事項を具体的に明記すべきである。 | |
| 21 | 保険業法施行規則案第234条の18の「当該特定保険契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」とは、具体的にどのようなケースを想定したものか。 | 今回の改正後の銀行法施行規則においては、「銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあっては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨」を広告等に表示すべき旨が義務付けられています(同規則第14条の11の20第1号)。「特定保険契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」を類型的に明示することは困難ですが、特定預金等に関する上記の規定例を踏まえれば、例えば、典型的な保険商品と比較して顧客に有利な契約条件が定められている保険商品において、そうした条件設定を可能とするため、顧客の不利益となり得るような契約条件が内在しているような場合には、当該条件による「顧客の不利益となる事実」を表示すべきものと考えられます。具体的にどのような事実が当該表示義務の対象となるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼誇大広告の禁止** | |
| 22 | 保険業法施行規則案第234条の19第1号の「特定保険契約の解除に関する事項」とは、具体的にはどのようなケースを想定したものか。 | 「特定保険契約の解除に関する事項」(保険業法施行規則第234条の20第1号)としては、例えば、当該特定保険契約上の解除事由や解除方法等が考えられます。 |
| 23 | 保険業法施行規則案第234条の19第2号には、変額年金保険の元本保証、外貨建て定額年金保険の円保証が含まれるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 24 | 保険業法施行規則案第234条の19第3号の「特定保険契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項」とは、具体的にどのようなケースを想定したものか。 | 「特定保険契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項」(保険業法施行規則第234条の20第3号)としては、例えば、特定保険契約において、契約違反につき損害賠償額の予定を定めるような場合が考えられます。 |
| 25 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)については、実際にはリスクが極めて高い商品であるにもかかわらず、安全な商品であるかのように広告することは、誇大広告として禁止するべきである。 | ご指摘の損失リスクに関する事項は、「誇大広告をしてはならない事項」としては明記されていないものの、広告等への明瞭・正確な表示が義務づけられていることから(保険業法施行規則第234条の16第1項・保険業法第300条の2において準用する金商法第37条第1項第3号、保険業法施行令第44条の5第1項第2号及び第2項第1号)、これを表示せず、又は不実な表示をすれば、法令違反に該当するものと考えられます。 |
| 26 | 誇大広告をしてはならない事項(保険業法施行 | 損失が生ずるおそれに関する事項は、「誇大広 |

| | | |
|---|---|---|
| | 規則案第234条の19)として、「特定預金等契約において損失が生じるおそれに関する事項」を明記すべきである。 | 告をしてはならない事項」としては明記されていないものの、広告等への明瞭・正確な表示が義務づけられており(保険業法施行規則第234条の16第1項・保険業法第300条の2において準用する金商法第37条第1項第3号、保険業法施行令第44条の5第1項第2号及び第2項第1号)、これを表示せず、又は不実な表示をすれば、法令違反に該当するものと考えられます。<br>また、「保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為」が禁止されていることから(保険業法施行規則第234条の27第1項第1号、第234条第1項第4号)、損失が生ずるおそれに関し誇大広告をすることも禁止されているものと考えられます。 |
| 27 | 誇大広告をしてはならない事項(保険業法施行規則案第234条の19)として、「特定保険契約において損失が生じるおそれに関する事項」を明記すべきである。 | |
| **No.** | **●契約締結前の書面交付義務〔第300条の2で準用する金商法第37条の3〕** | |
| | **▼契約締結前交付書面の記載方法等** | |
| 1 | 契約締結前交付書面(保険業法施行規則案第234条の20第1項)は、必ずしもそれのみで独立の書面とする必要はなく、他の説明資料(「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ－3－3－6(2)②に定める契約概要・注意喚起情報等)にその内容を盛り込むことでもよいか。 | ご指摘の「保険会社向けの総合的な監督指針」における「契約概要」及び「注意喚起情報」であっても、その記載事項・方法が「契約締結前交付書面」の要件を満たしているものであれば、それらの書面を「契約締結前交付書面」として交付することは認められるものと考えられます。ただし、その場合には、リスク情報を含む「注意喚起情報」についても「契約概要」と一体として顧客に交付することにより、顧客がその内容を理解するための十分な時間が確保されるべきことに留意することが必要です(こうした点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」の内容にもご留意下さい。)。 |
| 2 | 「契約締結前交付書面」(保険業法施行規則案第234条の20第1項)は、保険会社向けの総合的な監督指針における「契約概要」や「注意喚起情報」を改訂することにより、同一書面で兼ねることができるとの理解でよいか。 | |
| 3 | 契約締結前交付書面(保険業法施行規則案第234条の20第1項)の名称を書面の表題に併記する必要はあるか。 | 「契約締結前交付書面」は法令上の概念であり、当該名称を書面の表題に並記することまでは法令上義務づけられていません。 |
| 4 | 保険業法第300条の2において準用する金商法第34条に規定する告知を書面の配布により行う場合、「契約締結前の書面の交付」に包含する形で行うことが法令上禁止されるものではないことを確認したい。 | 契約締結前交付書面の記載方法や記載事項等の要件を満たしている限り、契約締結前交付書面に保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の規定に従った告知内容を含むことは妨げられていないものと考えられますが、その場合は顧客が当該告知内容を的確に理解できるように説明される必要があると考えられます(保険業法施行規則第234条の27第1項・第234条第1項第4号)。 |
| 5 | ①契約締結前交付書面(保険業法施行規則案第234条の20第1項)の交付時期である「特定保険契約等を締結しようとするとき又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」とは、特定の一時点を指す概念ではなく、ニーズ喚起(販売・勧誘の初期段階)から特定保険契約等の締結の申込みを受けるまでの期間を指す概念との理解でよいか。<br>②また、当該期間に使用するすべての書面が契約締結前交付書面として保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3を充足す | ①については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結前交付書面の交付時期については、顧客が特定保険契約の内容を理解するために十分な時間が確保されるべきことに留意する必要があるものと考えられます。<br>②については、貴見のとおりと考えられます。ただし、契約締結前交付書面以外の書面については、契約締結前交付書面と整合的な内容である必要がある点に、留意が必要と考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | る必要はなく、いずれかの書面をもって充足すればよいとの理解でよいか。 | |
| 6 | 契約締結時交付書面の記載方法については、保険業法施行規則案第234条の20が定めているが、特定保険契約は銀行によって販売されることが多いこともあって、高齢者を始めとする消費者の商品のリスクに対する誤解のおそれはなお強く、現に苦情も多いことからすると、リスクに関する事項は、契約締結前交付書面の始めに赤字で12ポイント以上の文字で表現するなどの工夫をすることが求められる。 | 特定保険契約に関する契約締結前交付書面については、金商法に規定する契約締結前交付書面と同様に、リスク情報等を枠の中に12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて記載し、かつ、特に重要な事項の次に記載すべきこととしています（保険業法施行規則第234条の21第2項）。<br>なお、ご意見も踏まえ、枠内に記載すべきリスク情報の範囲を拡大するよう、規定を修正いたします（同項）。また、リスク情報のうち「元本損失が生ずるおそれ」（保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3第1項第5号）は、「特に重要なもの」として冒頭に記載する必要があると考えられこの点を明確化するよう、規定を修正いたします（保険業法施行規則第234条の21第3項）。<br>更に、業者等に対しては、契約締結前交付書面に関し、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることなく契約を締結する行為を禁止しています（同規則第234条の27第1項第3号）。これらの規制により、ご指摘の趣旨は基本的に反映されているものと考えられます。<br>なお、契約締結前交付書面については、特定の様式の使用が義務づけられているものではないので、各業者等が顧客の視点に立った実務上の創意工夫により、例えばリスク情報等を強調するためにご指摘の「赤字」等を用いることは可能であると考えられます。 |
| 7 | 保険業法施行規則案第234条の20第3項の「準用金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」とは、何を指すのか。例えば、契約締結前交付書面の交付を「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定されている「契約概要」を用いて行う場合、改正後の監督指針（5月9日に改正案が公表されたもの）に基づく「契約概要」の記載事項を指すとの理解でよいか。 | ご指摘の「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（保険業法施行規則第234条の21第3項）の内容は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、ご指摘のような「保険会社向けの総合的な監督指針」に定める「契約概要」の内容の一部等が該当するものと考えられます。なお、ご意見も踏まえ、当該趣旨を明確化するため、特に重要な商品の仕組み及び元本損失が生ずるおそれがある旨を12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて記載するよう、規定を修正いたします（同規則第234条の21第3項）。 |
| 8 | 保険業法施行規則案第234条の20第3項の「準用金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」とは何か。「特に重要なもの」にあたるとの判断は、保険会社等が行うのか、保険募集人が行うのかを明確化してほしい。 | ご指摘の「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」（保険業法施行規則第234条の21第3項）の内容は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、「保険会社向けの総合的な監督指針」に定める「契約概要」の内容の一部等が該当するものと考えられます。その該当性の判断は、基本的には実際に契約締結前交付書面を交付することとなる保険会社等が法令に則ってその判断により記載を行うものと考えられますが、事後的に |
| 9 | 保険業法施行規則案第234条の20第3項の契約締結前交付書面の最初に平易に記載すべき「特に重要なもの」は、販売する商品の特性に応じて、販売業者がその重要性を判断すればよいと | |

| | | |
|---|---|---|
| | の理解でよいか。 | は当該記載の適切性等が監督の対象になり得るものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、当該趣旨を明確化するため、特に重要な商品の仕組み及び元本損失が生ずるおそれがある旨を12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて記載するよう、規定を修正いたします(同規則第234条の21第3項)。 |
| | **▼契約締結前交付書面の記載事項** | |
| 10 | 保険業法施行令案第44条の6第2項において、読み替えられる金商法第37条の3第1項第1号の「住所」は、住所(外国保険会社等にあっては、日本における主たる店舗(保険業法第187条第1項第4号に規定するものをいう。)の所在地)とすべきではないか。そうでないと、該当する支店等の数が多すぎて、現実的でない。 | 保険業法施行令第44条の6第2項の「外国保険会社等については、支店等(保険業法第185条第1項に規定する支店等をいう。)の所在地)」との記載は、当該外国保険会社等の支店等のうち、実際に販売・勧誘を行った支店の記載が求められているものと考えられます。 |
| 11 | 契約締結前の交付書面の記載事項については、保険業法施行規則案第234条の23が定めているが、同記載事項には「取引の仕組み」も含まれることを明確にするべきである | 特定保険契約に関する契約締結前交付書面については、金商法に規定する契約締結前交付書面と同様に、「契約の概要」(保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3第1項第3号)のほか、「その変動を直接の原因として損失が生じることとなる指標」や「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」についても記載事項としており(保険業法施行規則第234条の24第1項第9号)、金販法上の説明義務の内容との同等性が確保されていると考えられます。 |
| 12 | 契約締結前交付書面の記載事項に関する保険業法施行規則案第234条の23については、同記載事項に「取引の仕組み」も含まれることを明確にするべきである。 | |
| 13 | 失効及び失効後の復活の定めがない特定保険契約等にあっては、保険業法施行規則案第234条の23第1項第6号の記載を省略しても差し支えないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(保険業法施行規則第234条の24第1項第6号)。 |
| 14 | 保険業法施行規則案第234条の23第1項第9号の「金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標」について、例えば、日経平均株価や東証株価指数といった代表的指標のみならず、個別有価証券の市場価格(株式、債券、外国為替の相場等)も含まれることを確認したい。 | 貴見のとおりと考えられます(保険業法施行規則第234条の24第1項第9号)。 |
| 15 | 保険業法施行規則案第234条の23第1項第9号ロ「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由」の趣旨、特に金販法第3条第1項第1号ハにおける「指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分」との差異について確認したい。 | 行政法規である保険業法において記載が必要とされる「理由」(保険業法施行規則第234条の24第1項第9号ロ)と民事法である金販法において説明が必要とされる「取引の仕組み」(金販法第3条第1項第1号ハ等)は、完全に一致する概念ではありませんが、後者の記載により前者を包含することも可能と考えられます。 |
| 16 | 保険業法施行規則案第234条の23第1項第9号ロ「当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある理由」について、例えば、いわゆる解約控除の仕組みを有する特定保険契約であって当該解約控除の額が国債の利回り等の指標によって変動する場合、解約控除額の計算方法を記載すれば足りるとの理解でよいか。 | 契約締結前交付書面の記載内容の適切性は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、解約控除額の計算方法の記載だけでは、一般的な顧客にとって損失が生ずる理由が十分に理解できず補足的な説明の記載が必要であるものと考えられます(保険業法施行規則第234条の27第1項第3号参照)。 |
| 17 | 保険業法施行規則案第234条の23第1項第12号に規定する「その他顧客の注意を喚起すべき事項」とは具体的にはどのような事項を想定しているのか。 | 保険業法施行規則第234条の24第1項に列記された事項以外で顧客の注意を喚起すべき事項の記載を求めるもので、何が「その他顧客の注意を喚起すべき事項」に該当するかについては、顧 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 客に対して特定保険契約に関する必要かつ十分な情報を提供するという契約締結前交付書面制度の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 18 | 保険業法施行規則案第234条の23第2項及び第234条の24第2項の規定は、同一契約に関して2以上の者が書面を交付する場合に、それぞれが保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3第1項各号(第7号を除く。)に掲げる事項について記載しなければならないが、同規則案第234条の23第1項各号、第234条の24第1項第1号から第6号までについてはいずれかが記載していれば足りるという旨を定めているとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(保険業法施行規則第234条の24第2項、第234条の25第2項)。 |
| | **▼契約締結前交付書面の交付を要しない場合** | |
| 19 | 「既に締結している特定保険契約等の内容の一部の変更を内容とする特定保険契約等の締結」(保険業法施行規則案第234条の21)であって、「既に締結している特定保険契約等」の締結に際して交付した契約締結前交付書面の内容に変更がなく「契約変更書面」を交付していない場合であっても、「契約変更書面」の交付が必要で交付をした場合と同様に、契約締結前交付書面の交付は要しないこととしてほしい(例えば、団体年金保険契約におけるシェア変更に伴う増額が契約当事者間の合意により発生する場合が該当すると考えられる)。 | ご意見を踏まえ、契約締結前交付書面に記載すべき事項に変更が生じないような変更契約を締結する場合についても、契約締結前交付書面の交付を不要とするよう、規定を修正いたします(保険業法施行規則第234条の22第1項第1号)。 |
| 20 | 契約締結前書面の交付を要しない場合(変更契約の締結)に、既契約の「増額」、「積立金の移転(スイッチング)」が含まれることを確認したい。 | 既契約の「増額」や「積立金の移転(スイッチング)」が、既契約の規定に基づき顧客の選択により行われるものである場合には、「既に締結している特定保険契約等の一部を変更することを内容とする特定保険契約等」の成立(保険業法施行規則第234条の22第1項、第234条の26第1項)に該当せず、契約締結前交付書面又は「契約変更書面」を交付する必要はないものと考えられます。 |
| 21 | 「既に締結している特定保険契約等の内容の一部の変更を内容とする特定保険契約等」(保険業法施行規則案第234条の21)には、例えば保険料の追加投入(増額)、積立金の移転(スイッチング)、年金種類の変更等に関して、契約者が当初の契約上の権利を行使する行為は含まれないとの理解でよいか。 | |
| 22 | 保険業法第240条の2第1項に規定する「契約条件の変更」を行う場合、「既に締結している特定保険契約等の内容の一部の変更を内容とする特定保険契約等の締結」に該当するとの理解でよいか。 | ご指摘の場合は、そもそも保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3第1項本文が規定する「特定保険契約等を締結しようとするとき」等に当たらず、保険業法施行規則第234条の22第1項に該当するか否かの問題は生じないものと考えられます。 |
| 23 | 契約締結前書面の交付を要しない場合として、保険業法施行規則案第234条の21に定める契約変更書面の記載事項は、保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の3第1項に掲げられている事項のうち、変更に係る事項を保険業法施行規則案第234条の20第1項に準じて記載するものとの理解でよいか。 | 契約変更書面(保険業法施行規則第234条の22第1項第2号)は、契約締結前交付書面記載事項のうち変更に係るものを記載した書面とされており、その内容は簡易なものが想定されておりますので、法令において特に記載方法を定めておりません。各業者において、顧客に分かりやすい内容となるよう、適宜工夫することが期待されます。 |
| 24 | 「契約変更書面」(保険業法施行規則案第234条の21)は、保険業法第300条の2において準用 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定保険契約等の内容を変更する契約は、 |

| | | |
|---|---|---|
| | する金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項を変更する場合には、交付することを求められるのか。<br>本条項は、「契約変更書面」を交付している場合には契約締結前交付書類の交付を要しないことを定めるものであり、契約内容を変更する場合における契約変更書面の交付を義務付けているものではないことを確認したい。 | それ自体が特定保険契約等に該当するものであり、原則として契約締結前交付書面が必要となるものであるところ、例外的に「契約変更書面」の交付で代替することが可能とされています（保険業法施行規則第234条の22第1項第2号）。なお、ご意見も踏まえ、契約締結前交付書面の記載事項に変更をきたさないような契約内容の変更については、契約締結前交付書面も「契約変更書面」も交付不要となるよう、規定を修正いたします（同規則第234条の22第1項第1号）。 |
| **No.** | **●契約締結時等の書面交付義務〔第300条の2で準用する金商法第37条の4〕** | |
| | **▼契約締結時交付書面の交付方法** | |
| 1 | 保険業法施行規則案第234条の24が契約締結時の書面交付義務に関し保険証券等の記載事項を勘案して整理を行うこととされている趣旨に鑑みれば、保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の4、保険業法施行規則案第234条の24において、「遅滞なく」あるいは「成立後遅滞なく」と規定していることをもって、特定保険契約に係る契約締結時交付書面（当該特定保険契約に係る保険証券等を含む）の交付時期について、特定保険契約以外の保険契約に係る保険証券の交付に比して、早期に交付しなければならないことを意味するものではないという理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定保険契約に係る契約締結時交付書面は、法令に基づき「遅滞なく」顧客に交付する必要があります（保険業法施行規則第234条の25第1項）。<br>いかなる場合に「遅滞なく」交付されたといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 2 | 契約成立後遅滞なく必要事項がすべて記載されている保険証券を交付する場合には、契約締結時交付書面の交付は不要と解してよいか（保険業法施行規則案第234条の24第1項）。 | 貴見のとおりと考えられます（保険業法施行規則第234条の25第1項）。 |
| 3 | 契約締結時交付書面は、保険証券を改訂して保険業法施行規則案第234条の24第1項の規定する項目をすべて記載することにより、同一書面で兼ねることができるとの理解でよいか。また、その場合に、当該書面は「契約締結時書面」であることを表題に併記する必要はあるか。 | 当該書面に契約締結時交付書面の記載事項が法令に則して適切に記載されている限り、保険業法施行規則との関係では、契約締結時交付書面と保険証券等を同一書面で兼ねることは妨げられないものと考えられます。<br>なお、「契約締結時交付書面」との表題を書面に記載することまでは法令上義務づけられていません。 |
| | **▼契約締結時交付書面の記載事項** | |
| 4 | 保険契約においては、保険業法施行規則案第234条の24第1項第2号の「成立の年月日」について、例えば、申込みが到達してから一定期間内に承諾を行う旨、保険証券の送付により承諾の意思表示に代える旨等の約款上の定めによる実務に関わるものの、保険者が保険契約上の責任を負うこととなる「責任開始期」、保険期間の始期に関する「保険契約の年月日」（商法上の保険証券記載事項）等のように保険期間にわたって保険契約上の権利義務に関わる要素ではないため、通常、システム上の管理まで行われていない（責任開始期、契約年月日はシステム上管理している）。これを新たに契約締結時書面の記載事項としてシステム対応を行うことは、費用対効果の観 | ご意見を踏まえ、商法上の保険証券の記載事項に合わせ、「保険契約の年月日」と修正いたします（保険業法施行規則第234条の25第1項第2号）。なお、「特約付加日」については、この「保険契約の年月日」に含まれるものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 点から困難であるため、「保険契約の年月日」による対応を認めてほしい。また、特定保険契約に該当しない既存契約に、特約を途中付加することにより、特定保険契約に該当することとなる場合の当該特約付加の「成立年月日（承諾日）」についても、通常、システム上の管理まで行われていない（「保険契約の年月日」に相当する「特約付加日」はシステム上管理している）ため、同様に、「特約付加日」による対応を認めてほしい。 | |
| 5 | 保険業法施行規則案第234条の24第1項第3号の「手数料等」は、複数のファンド（特別勘定）から運用先を選択できる特定保険契約である場合、契約締結時交付書面により取引の結果を顧客に対して情報提供するという観点に鑑み、顧客が選択したファンド（特別勘定）について記載することで足りるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます（保険業法施行規則第234条の25第1項第3号）。 |
| 6 | 保険業法施行規則案第234条の24第1項第3号の「租税に関する事項」とは、契約締結時交付書面の交付を受ける契約者に影響を与えることとなる租税に関する事項との理解でよいか。 | 契約者に関する租税事項のみならず、保険金受取人に関する租税事項も、契約者の判断に影響を与え得るものである限り、保険業法施行規則案第234条の24第1項第3号の事項に含まれるものと考えられます。<br>なお、租税に関する事項については、その概要を（契約締結時交付書面ではなく）契約締結前交付書面に記載すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（同規則第234条の24第1項第10号）。 |
| 7 | 保険業法施行規則案第234条の24第1項第3号の「租税に関する事項」とは、特定保険契約が積立期間中に投資信託等に投資する場合に負担する信託報酬等に係る消費税等を指すのであって、保険金等の受取時にかかる税金の種類等を指すものではないとの理解でよいか。 | 保険業法施行規則案第234条の24第1項第3号に規定する「租税に関する事項」には、保険金等を受け取る場合における租税に関する事項も含まれるものと考えられます。<br>なお、租税に関する事項については、その概要を（契約締結時交付書面ではなく）契約締結前交付書面に記載すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（同規則第234条の24第1項第10号）。 |
| 8 | 厚生年金基金の加入員等を被保険者とする団体年金保険契約において、保険業法施行規則案第234条の24第1項第6号イの「被保険者の氏名」を記載すること、年金受給者を受取人とする団体年金保険契約において「保険金額を受け取るべき者の氏名」を記載することは困難であるため、団体年金保険契約においてはこれらの氏名の記載を省略することを認めてほしい。 | ご意見を踏まえ、被保険者又は保険金額を受け取るべき者の名称等を記載することができない場合にあっては、それらの範囲を記載すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（保険業法施行規則第234条の25第1項第6号イ）。 |
| 9 | 保険業法施行規則案第234条の24第1項第6号ハの「保険の目的」とは生命保険では被保険者にあたり、「その価額」とは生命保険では客観的な価値評価が不可能であるため、記載を省略することを認めてほしい。 | ご意見の場合のように、契約締結時交付書面の記載事項のうち、当該記載内容を観念することができないものについては、その記載を省略することが可能と考えられます（保険業法施行規則第234条の25第1項第6号ハ）。 |
| 10 | 保険業法施行規則案第234条の24第1項第6号ニの「保険金額」および第234条の24第1項第6号への「保険料及びその支払方法」について、団体年金保険契約においては、これらを顧客との協議事項とし、顧客の実施する年金規約等に定める方法によって定めることを基本としているた | 貴見のとおりと考えられます（保険業法施行規則第234条の25第1項第6号ニ、ヘ）。 |

| | | |
|---|---|---|
| | め、例えば「年金規約等に定めるところによる」といった記載とすることも排除されないとの理解でよいか。 | |
| | **▼契約締結時交付書面の交付を要しない場合** | |
| 11 | 保険業法施行規則案第234条の25の「既に締結している特定保険契約等の一部の変更」について、保険業法施行規則案第234条の21と同様に「既に締結している特定保険契約等の内容の一部の変更」としてほしい。 | ご意見も踏まえ、保険業法施行規則第234条の22の規定振りを同規則第234条の26の規定振り(「既に締結している特定保険契約等の一部の変更」)にあわせることとするよう、規定を修正いたします。 |
| 12 | 保険業法施行規則案第234条の25の「既に締結している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等の成立」であって、「既に締結している特定保険契約等」の成立に際して交付した契約締結時交付書面の内容に変更がなく「顧客に対し契約締結時交付書面に記載すべき事項のうち当該変更に係る事項を記載した書面」を交付していない場合であっても、同書面の交付が必要で交付をした場合と同様に、契約締結時交付書面の交付は要しないこととしてほしい(例えば、契約締結時書面の記載事項のうち、保険業法施行規則案第234条の24第1項第6号ニ、ヘについて、「年金規約等に定めるところによる」といった記載を行った場合が該当すると考えられる。)。 | ご意見を踏まえ、契約締結時交付書面に記載すべき事項に変更が生じないような変更契約を締結する場合についても、契約締結時交付書面の交付を要しないこととするよう、規定を修正いたします(保険業法施行規則第234条の26第1項第1号)。 |
| 13 | 保険業法施行規則案第234条の25の「既に締結している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等」には、例えば保険料の追加投入(増額)、積立金の移転(スイッチング)、年金種類の変更等に関して、契約者が当初の契約上の権利を行使する行為は含まれないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、契約者が契約上の権利を行使する行為は、「既に締結している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等」(保険業法施行規則第234条の26第1項)に該当しないものと考えられます。 |
| 14 | 既に締結している特定保険契約等の「内容の一部の変更」(保険業法施行規則案第234条の25)には、「増額」も含まれるという認識でよいか。 | 既契約の「増額」や「積立金の移転(スイッチング)」が、既契約の規定に基づき顧客の選択により行われるものである場合には、「既に締結している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等」の成立(保険業法施行規則第234条の26第1項)に該当せず、契約締結前交付書面又は「契約変更書面」を交付する必要はないものと考えられます。 |
| 15 | 保険業法第240条の2第1項に規定する「契約条件の変更」を行う場合、「既に締結している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等」(保険業法施行規則案第234条の25)に該当するとの理解でよいか。 | ご指摘の場合は、そもそも保険業法第300条の2において準用する金商法第37条の4第1項本文が規定する「特定保険契約等が成立したときその他内閣府令で定めるとき」に当たらず、保険業法施行規則第234条の26第1項に該当するか否かの問題は生じないものと考えられます。 |
| **No.** | **●禁止行為〔第300条の2で準用する金商法第38条〕** | |
| 1 | 保険業法施行規則案第234条の26第1項第3号は、「顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」を禁止行為としているが、この点については強く支持する。 | ご意見を踏まえ、特定保険契約に係る説明義務(保険業法施行規則第234条の27第1項第3号)に関する規制の適切な運用を通じて、利用者保護を図ってまいります。 |
| 2 | 「契約締結前交付書面又は『契約変更書面』の | 既契約の「増額」や「積立金の移転(スイッチン |

| | | |
|---|---|---|
| | 交付に際し、顧客に対して、(中略)顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」が禁止行為とされている(保険業法施行規則案第234条の26第1項第3号)。ここで、『契約変更』に該当する行為として、契約時に顧客が指定した特別勘定の積立金を、契約締結後に他の特別勘定に移転する「積立金の移転(スイッチング)」も含まれるとの理解でよいか。 | グ)」が、既契約の規定に基づき顧客の選択により行われるものである場合には、「既に締結している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等」の成立(保険業法施行規則第234条の22第1項、第234条の26第1項)に該当せず、契約締結前交付書面又は「契約変更書面」を交付する必要はないものと考えられます。 |
| 3 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)は、周知性がなく大変複雑であり、しかもリスクとリターンの関係を把握することが難しい商品である。それが、従来は元本保証の預金だけを扱っていて高齢者を初めとする消費者に「安心な金融機関」という観念が強い銀行で勧誘されることで、安全性への誤解の可能性はいっそう強まる。<br>他方、保険についての書面による解除(クーリング・オフ)は、特定保険が銀行で販売される等の事態が生じる以前の規定であり、現段階での状況に十分対応しているとは言えない。<br>こうした状況と、適合性原則の観点から相応しくない顧客が契約に巻き込まれて思わぬ損害を被るおそれがあり、現に苦情が多いことからすると、特定保険契約については、不招請勧誘の禁止、勧誘意思確認、再勧誘の禁止の対象とするべきである(保険業法第300条の2、金商法第38条第3号から第5号まで)。 | 金商法における不招請勧誘の禁止の対象は、レバレッジが高いことなどの商品性や、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮して店頭金融先物取引を定めることとし、また、証拠金の取扱い等に関して取引制度が整備されている取引所金融先物取引についても、不招請勧誘の禁止の対象としないものの、勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすることとしています(金商法施行令第16条の4)。<br>保険・年金商品については、現時点で、金融先物取引(外国為替証拠金取引等)と同等の規制が必要な状況にあるとまでは考えられないことから、不招請勧誘の禁止等の対象としないことが適当と考えられますが、今後、適合性の原則の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止等の対象とすべき状況が把握された場合には、政令において迅速かつ機動的に対応してまいります。<br>なお、保険業法に基づく書面による解除(クーリング・オフ)については、平成19年6月13日公布の政令・内閣府令改正により措置しております。 |
| 4 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)については不招請勧誘の禁止の適用対象とすべきである。 | |
| 5 | 特定保険契約(保険業法第300条の2)については、不招請勧誘の禁止、勧誘受諾意思確認、再勧誘の禁止の対象とすべきである(保険業法第300条の2、金商法第38条第3号から第5号まで)。 | |
| 6 | 保険は準用といっているが、リスク性のある商品については不招請勧誘の禁止・勧誘確認義務・再勧誘の禁止を適用すべき。多くの消費者が保険や預金をリスクのない安全な商品と考えているが、そうした消費者に注意喚起を促す意味で、不招請勧誘の禁止・勧誘確認義務は必要と考える。また、リスクを認識し、加入の意思がない消費者に対しては再勧誘をすべきではないと思う。 | |
| 7 | 保険業法第300条の2において準用する金商法第38条第3号から第5号までは政令委任事項があるが、保険業法施行令案には該当がないということは、現時点では適用対象となる保険契約がないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●特定投資家に係る適用除外〔第300条の2で準用する金商法第45条〕** | |
| 1 | プロ向け適用除外を定めた保険業法第300条の2において準用する金商法第45条の名宛人が保険会社等に限定されており、保険募集人の行為についてはすべてアマとして取扱うことが求め | 貴見のとおり、保険募集人については、保険業法第300条の2において準用する金商法第45条が適用されないため、保険業法施行規則第234条の28に基づく体制整備は不要と考えられま |

| | | |
|---|---|---|
| | られていることから、プロ向け適用除外を受ける場合に必要とされる「特定保険契約等に関する照会に対して速やかに回答できる体制」の整備は同条の名宛人である保険会社等のみが行えば足り、保険募集人においては不要であるとの理解でよいか。 | す。 |
| 2 | 保険業法施行規則案第234条の27の「顧客の締結した特定保険契約等に関する照会に対して速やかに回答できる体制」として、いかなる内容を想定しているか。 | 保険業法施行規則第234条の28は、「顧客からの照会に対して速やかに回答できる」ような体制の整備を求めるものですが、具体的にどのような体制を整備するかについては、各業者が顧客の利便性確保の観点から、適切に判断すべきものと考えられます。 |
| 3 | 特定保険契約（保険業法第300条の2）の相手方が、特定投資家・一般投資家のいずれであっても、保険については、保険業法等の規定により実務上の差異は発生しないため、保険業法第300条の2において準用する金商法第34条から第34条の4まで及び第45条の規定は実効性がないのではないか。ゆえに、特定保険契約等については、金商法第34条の5に基づく政令で適用除外するなど、実務に則した適切な措置を講じてほしい。 | 投資性の強い特定保険契約については規制の横断化の観点から金商法と同等の行為規制を及ぼすとともに、特定投資家を相手方とする場合には規制の柔構造化の観点から一定の行為規制を適用除外することとしております。なお、ご指摘の保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の5に基づく政令により特定保険契約について特定投資家制度を適用除外とすることは、法制上困難と考えられます。 |
| **No.** | **●その他の意見等** | |
| 1 | 確定拠出年金制度においては、①確定拠出年金の加入者等に対し、確定拠出年金法に基づき金販法と同等の情報提供を運営管理機関が実施することが義務付けられており、また②運用商品販売会社の受益者は資産管理機関であるという点から特定保険契約（保険業法第300条の2）に関する運用商品販売会社の説明責任は、資産管理機関に対してのみ生じるという認識でよいか。なお、401K対応商品は他の法で制度が確立されていることをもって、保険会社向けの総合的な監督指針においても、契約概要・注意喚起情報に関する規定（Ⅱ－3－3－6(2)②）の適用外とされている（同監督指針パブリックコメント結果。） | 確定拠出年金制度におけるいわゆる「商品提供機関」が行う取引については、当該取引の相手方は「資産管理会社」であって、加入者との対面は想定されていないことや、加入者への説明義務は確定拠出年金法令の規定に基づいて「運営管理機関」が行うものとされていることからも、加入者が「商品提供機関」の「顧客」に該当するとは考えにくいこと等から、一般的には、加入者ではなく、「資産管理会社」を相手方として行われているものと考えられます。<br>したがって、例えば当該「資産管理会社」が信託銀行である場合には、信託銀行は適格機関投資家（定義府令第10条第1項第4号）として「特定投資家」に該当することから、当該「資産管理会社」たる信託銀行との関係においては、一定の行為規制が適用除外されることとなると考えられます。<br>ただし、「商品提供機関」が加入者を直接勧誘するような場合においては、加入者が「商品提供機関」の「顧客」に該当することもあり得るものと考えられます。 |
| 2 | 保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の5に基づく政令は制定されていないという理解でよいか。また、制定されていないとする場合、それはなぜか。更に、今後、近々に政令が制定される予定はあるか。 | 貴見のとおり、現時点では保険業法第300条の2において準用する金商法第34条の5に基づく政令の規定は設けられておりません。<br>今後、必要に応じて、同条に基づく政令の規定の整備を検討することになります。 |
| 3 | ① 金商法第37条の4において「金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは」とあるのは、保険業法施行規則案にあっては空振りとなっている（規定は設けられてな | ①②については、貴見のとおりと考えられます。<br>③については、現時点では政令の定めは置かれておりません。 |

| | | |
|---|---|---|
| | い)との理解でよいか。<br>② 金商法第38条柱書において「投資者の保護に欠け(中略)おそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。」とあるのは、保険業法施行規則案にあっては空振りとなっている(規定は設けられていない)との理解でよいか。<br>③ 金商法第38条第1項第3号は、保険業法第300条の2の読み替え条項を受け「特定保険契約等(当該特定保険契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。)」となるが、この政令は保険業法施行令案のどこに規定されているのか。 | |
| 4 | 保険業法第300条の2により準用する金商法第40条第2号に「内閣府令に定める状況」とあるが、当該内閣府令は制定されていないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 5 | 今後、金融商品全般を対象とするより包括的な規制の枠組みが検討されるものと拝察するが、その際には英国における事例等を踏まえ、「保険の特殊性」に留意し、拙速なルール統合は行わず、十分な検討を行うべき。 | 貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。<br>なお、金商法制に係る衆議院財務金融委員会の附帯決議(平成18年5月12日)及び参議院財政金融委員会の附帯決議(平成18年6月6日)において、「より包括的な金融サービス法制」の検討に当たっては、「各種金融商品サービスの性格」等も踏まえるとされています。 |
| 6 | 施行時期は「平成19年9月頃を予定」とされているが、特定保険契約(保険業法第300条の2)に関する諸帳票、事務システムの改定、販売・勧誘等に関する諸ルールの改定等、実務対応にあたって相当程度期間を要することから、改正保険業法への対応準備、契約者保護等に万全を期すための十分な準備期間を確保できるよう、施行日を定めるにあたって最大限の配慮をお願いしたい。具体的には9月末以降の施行を強く要望する。 | 施行時期については、利用者保護の徹底を早期に図る必要性と円滑な施行を期するため業者に相当な準備期間を設ける必要性の双方を勘案し、平成19年9月30日を予定しております。 |

## Ⅴ. 信託業法関連

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| | **●特定信託契約〔第24条の2〕** | |
| 1 | 信託業法施行規則案第30条の2に関し、流動化・証券化を目的とする金銭債権(ローン等)の信託は特定信託契約に該当しないと考えるが、特定目的社債や信託受益権の信託は、信託業法第2条第3項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約でない限り、特定信託契約となるのか(流動化目的の信託であれば、信託の性質に差異はなく、特定信託契約である必要はないのではないかと思われる。)。 | 流動化・証券化を目的とする金銭債権の信託であれば一律に特定信託契約に該当しないと言い切れるものではなく、当該信託が信託業法施行規則第30条の2第1項各号のいずれかに該当するか否かを個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。<br>社債や信託受益権の信託についても同様と考えられます。 |
| 2 | 信託業法施行規則案第30条の2に関し、金銭と金銭債権又は金銭と不動産の包括信託で、金銭を運用することなく単に保管する(保管方法は他行預け金又は銀行勘定貸(普通預金金利付)の場合)だけにすぎない場合、金銭に係る受託者の行為は信託業法第2条第3項第2号に該当するので、当該包括信託は、特定信託契約には該当しないとの理解でよいか。 | 「特定信託契約」から除外されるかどうかは、当該信託契約が全体として信託業法施行規則第30条の2第1項各号に該当するかどうかにより判断されるべきものであり、当該信託契約に係る信託財産の種類(金銭・金銭債権・不動産等)ごとに判断されるものではないと考えられます。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、ご質問のような「包括信託」については、当該信託契約が全体として「管理型信託業」に該当するものとして、「特定信託契約」から除外される場合があり得ると考えられます(信託業法施行規則第30条の2第1項第4号)。<br>また、当該信託契約が全体として「金銭等以外の物又は権利の管理又は処分を行うことを目的とする」ものに該当する場合には、信託財産の中に金銭が付随的に含まれる場合であっても、「特定信託契約」から除外される場合があり得ると考えられます(信託業法施行規則第30条の2第1項第5号)。 |
| 3 | 信託業法施行規則案第30条の2に関し、金商法第2条第3項で定義する「第二項有価証券」を引き受ける場合、信託業務報告書の、「信託の区分」及び「信託財産の区分」は、それぞれ次のいずれで表示すべきか。<br>・ 金商法第2条第2項第1号及び第2号<br>信託の区分:有価証券の信託、金銭債権の信託、その他の信託<br>信託財産の区分:受託有価証券、信託受益権<br>・ 金商法第2条第2項第3号ないし第6号<br>信託の区分:有価証券の信託、金銭債権の信託、その他の信託<br>信託財産の区分:受託有価証券、金銭債権、その他債権 | 例えば、「第二項有価証券」と併せて他の財産を引き受ける場合には、「包括信託」の区分に計上されるべきである等、「信託の区分」及び「信託財産の区分」の計上にあたっては、個別事例ごとの実態に即した実質的な判断が必要と考えられます。<br>したがって、どの区分において表示すべきかを一概に回答することは困難と考えられます。 |
| 4 | 特定信託契約から除かれる信託契約として、信託業法施行規則案第30条の2第1項第3号ではいわゆる元本保証運用の信託契約が規定されているが、同号に規定する「預金保険法第51条第1項に規定する一般預金等」からは、「金融機関から受け入れた預金等」が除かれるため(預金保険法施行令第3条第4号)、これを含めてほしい。 | ご意見を踏まえ、金融機関から受け入れた預金等が含まれることとするよう、規定を修正いたします(信託業法施行規則第30条の2第1項第3号)。 |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 信託業法施行規則案第30条の2第1項第3号の「信託財産を一般預金等のみにより運用することを約する信託契約」について、一般的に信託財産の中の余資を信託銀行の銀行勘定に経理するいわゆる銀行勘定貸についても、これに含まれるとの理解でよいか。 | 信託業法施行規則第30条の2第1項第3号は信託財産の運用方法等に関する要件を定めるものですが、ご指摘の「銀行勘定貸」は信託兼営金融機関内部の経理方法に係るものにすぎないことから、当該規定の適用に関して問題とならないものと考えられます。 |
| 6 | 信託契約において、「委託者が以下の①～③に掲げるいずれかの者に対して指図の権限の委託を行うべき旨」の規定が設けられており、この規定に従って、委託者が①～③に掲げる者に指図の権限の委託をした場合にも、信託業法第2条第3項第1号の信託に該当するとの理解でよいか。<br>①（多数）受益者が指定する者②受益者代理人③信託契約に定める要件を充足する者であって、受託者が忠実義務・善管注意義務に従い選定する者 | 信託業法第2条第3項第1号の信託に該当するかは、「委託者からの指図の権限の委託を受けた者（株式の所有関係又は人的関係において受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者以外の者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われている」との要件に該当するかを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。<br>①（多数）受益者が指定する者及び②受益者代理人に指図の権限が委託される場合には、上記の要件に該当する場合が多いものと考えられます。<br>一方、③信託契約に定める要件を充足する者であって、受託者が忠実義務・善管注意義務に従い選定する者に指図の権限が委託される場合には、上記の要件該当性について、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 7 | 信託財産たる金銭債権を回収する行為について、平成16年の信託会社等に関する総合的な監督指針に対するパブリックコメントにおいて、「実質的同一性が確保されない場合には、財産の性質を変更したものと解されます。」との回答がなされているが、この「実質的同一性が確保されない場合」とは、合理的な理由なく債権の一部を免除したり、非合理的な金額で担保処分をした場合等に限られ、通常債権の契約条件に従った回収行為はもちろん、社会的に相当と考えられる態様にて行われた担保処分による回収行為についても「実質的同一性」は確保されているとの理解でよいか。仮に、「実質的同一性」は維持されないと解した場合であっても、委託者からの指図は、個別の債権について具体的になされる必要はなく、回収方法についての大要が指図され、受託者がそれに従っている限り、個別債権についての具体的な指図までは必要ないとの理解でよいか。 | 金銭債権について、期限が到来し、契約に基づき、当該金銭債権の価値と同額の金銭を取得した場合には、基本的には「実質的同一性」が確保されていると考えられますが、具体的には個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 8 | 信託財産の価値を最大限保護するために行う資産の売却については、信託業法第2条第3項第2号の保存行為に該当する余地があるとの理解でよいか。 | ご質問の行為については、信託業法第2条第3項第2号の「保存行為」に該当しないものと考えられます。 |
| 9 | 信託業法施行規則案第30条の2第1項第5号に定める「信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約（前号に掲げるものを除く。）」には、信託の目的が、金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）（以下「金銭等」と | 信託財産の中に金銭が付随的に含まれる場合であっても、一律に本規定の要件を満たさないことになるものではなく、当該信託が、金銭等以外の物・権利の「管理又は処分を行うことを目的とする信託」ということができるかが個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| | いう。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分であるものの、当該目的達成のために、信託財産に金銭等を含みうるもの（例えば①不動産の管理又は処分を行うことを主たる目的としているが、こうした不動産信託に付随して、修繕積立金等一定の金銭の信託も行う場合、②金銭債権の流動化取引において、一定の現金準備金をリザーブしておくために、委託者が所定の金銭を追加信託することが予定されている場合等）も含まれるとの理解でよいか。 | |
| 10 | 金銭債権の証券化取引においては、流動性補完やバックアップサービサーの立ち上げ費用のリザーブとして、金銭債権に加えて若干の金額の金銭を信託することが珍しくない。このように、委託者が信託する財産に金銭が含まれていても、当該金銭の管理・処分が信託の主たる目的ではないような場合は特定信託契約に該当しないとの理解でよいか（信託業法施行規則案第30条の2第1項第5号）。 | 信託財産のうち一部が金銭であっても直ちに信託業法施行規則第30条の2第1項第5号に該当しなくなるものではなく、金銭等以外の「物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託」と認められるかどうかが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 11 | 信託業法第24条の2の特定信託契約の定義上「…指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とあるにとどまり、元本以外の部分についての損失のおそれは特定信託契約の定義上は問題とされていないことから、信託業法施行令案第12条の5第2号柱書についてもこれに合わせ「…指標に係る変動を直接の原因として信託の元本について損失が生ずることとなるおそれ…」と、また同様に、同条第2号ロについても「当該指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とすべきではないか。 | 信託業法施行令第12条の5第1項第2号においては、金商法施行令第16条第1項第4号と平仄を合わせる観点から「損失が生ずることとなるおそれ」との表現が用いられており、こうした表現は金商法の行為規制が準用されるすべての政令において同様となっております。<br>なお、特定信託契約に係る「損失のおそれ」は、貴見のとおり、信託元本に損失が生ずるおそれがあることをいうものと考えられます。 |
| 12 | 信託業法第24条の2の特定信託契約の定義上「…指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とあるに留まり、元本以外の部分についての損失のおそれは特定信託契約の定義上は問題とされていないことから、信託業法施行規則案第30条の22第1項第7号柱書についてもこれに合わせ「…指標に係る変動を直接の原因として信託の元本について損失が生ずることとなるおそれ…」と、また同様にして、同号ロについても「当該指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とすべきではないか。 | 信託業法施行規則第30条の23第1項第7号においては、信託業法施行令第12条の5第1項第2号・金商法施行令第16条第1項第4号と平仄を合わせる観点から「損失が生ずることとなるおそれ」との表現が用いられております。<br>なお、特定信託契約に係る「損失のおそれ」は、貴見のとおり、信託元本に損失が生ずるおそれがあることをいうものと考えられます。 |
| **No.** | **●広告等の規制〔第24条の2で準用する金商法第37条〕** | |
| 1 | 信託業法施行規則案第30条の17第1項には、広告に記載すべき事項として「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」が規定されているが、これは顧客が直接支払うべき対価であって、他方信託財産から支払われるべき何らかの費用は含まれないとの理解でよいか。また、仮に信託財産から支払われるべきものも含まれる場合において、例えばどのようなものを記載すべきであり、他方どのようなものは記載不要なのか。例を示してほしい。 | 信託財産から控除される形で支払われるものであっても、「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」（信託業法施行規則第30条の17第1項）に該当し得るものと解されます。例えば、いわゆる信託報酬には、信託財産から控除される形で支払われるものもあると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 信託業法施行規則案第30条の17第1項には、広告に記載すべき事項として「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」が規定されているが、当該対価の支払の相手は、信託の受託者だけとの理解でよいか。また、仮にそうでないとしたら、例えばどのようなものに対する支払を記載すべきであり、他方どのようなものに対する支払は記載不要なのか。例を示してほしい。 | 「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」（信託業法施行規則第30条の17第1項）には、顧客が直接・間接に支払うこととなる対価が含まれるものと考えられます。信託の受託者に対して支払われるものだけでなく、例えばファンド・オブ・ファンズの場合など受託者以外の者が受領するものが含まれる場合もあり得るものと考えられます。他方、信託会社が販売会社に対して支払う手数料は、広告等に表示すべき「手数料等」に該当しないものと考えられます。 |
| 3 | 例えば信託財産が株式であり、かつ当該株式の売買により信託財産が運用される場合、当該株式の売買手数料として証券会社に支払われる金額は手数料等（信託業法施行規則案第30条の17第1項）に含まれるのか。仮に含まれるとしても、株式の売買がどの程度の頻度・金額で行われるか、どの証券会社を用いるか、また当該証券会社のある時点におけるある取引の売買手数料の合計額がいくらかをあらかじめ明らかにすることは極めて困難であることが予想されるが、こうした場合は、同項ただし書の「当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合」に該当し、上記事情をその理由として記載すれば足りるとの理解でよいか。 | 「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」（信託業法施行規則第30条の17第1項）には、顧客が直接・間接に支払うこととなる対価が含まれるものと考えられますので、ご指摘の株式の売買手数料もこれに該当し得ますが、ご質問のような場合には「合計額又はその計算方法を表示することができない場合」に該当し得るものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、「上限額」の記載も可能とし、かつ「概要」の記載で足りることとするよう、規定を修正いたします。したがって、例えば「上限額又はその計算方法の概要」等の記載も可能でない場合に「表示をすることができない場合」に該当し得ることになります。 |
| **No.** | **●契約締結前の書面交付義務〔第24条の2で準用する金商法第37条の3〕** | |
| | **▼信託業法上の説明義務と金商法上の書面交付義務との関係** | |
| 1 | 特定信託契約（信託法業第24条の2）の場合に準用される金商法上の書面交付義務と、信託業法上の書面交付義務との関係はどう考えるのか。金商法上の規定が適用されるのか（同時ではなく事前の交付が必要か、フォント等の形式的要件が必要か、法定帳簿として扱うか等）、それとも両法の書面交付義務が適用されるのか。 | 特定信託契約に対しては、信託業法上の事前説明義務（信託業法第25条）と信託業法第24条の2において準用する金商法（準用金商法）上の契約締結前交付書面の交付義務（準用金商法第37条の3）の双方が適用されるものと考えられます。<br>ただし、特定信託契約については、信託業法の事前説明義務のうち同法第26条第1項第16号の事項の説明義務はありません。また、準用金商法の契約締結前交付書面の記載事項のうち第37条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号は適用されません。<br>一方、準用金商法の契約締結時書面交付義務（同法第37条の4）は特定信託契約には準用されず、信託業法上の契約締結時書面交付義務（同法第26条）のみが適用されます（同法第24条の2）。 |
| 2 | 特定信託契約（信託法業第24条の2）の場合に準用される金商法（準用金商法）上の書面交付義務と、信託業法上の書面交付義務との関係はどう考えるのか。仮に両法の書面交付義務・説明義務が適用される場合、準用金商法第37条の3に基づく書面の交付と信託業法第25条の説明は同じ書面を用いて行うことでよいか。 | 信託業法施行規則第30条の21、第30条の23が定める契約締結前交付書面の所定の記載方法・記載事項を遵守して適切に書面交付を行う限り、同一の書面を用いて、信託業法第25条の説明義務と信託業法第24条の2において準用する金商法第37条の3の契約締結前交付書面の交付義務をあわせて履行することは可能と考えられます。 |
| 3 | 流動化目的の信託の場合、契約条件は委託者との信託契約直前まで交渉を続けており、事前書 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、流動化目的の信託の場合であっても、特定信 |

| | | |
|---|---|---|
| | 面交付になじまず、信託引受時に金商法の準用は不要ではないか。 | 託契約に該当する限り、投資者保護の観点から金商法の契約締結前書面交付義務の準用は必要と考えられます。 |
| | **▼給付可能額の記載** | |
| 4 | 信託業法施行規則案第30条の22第2項第3号により「給付可能額（信託法第225条に規定する給付可能額をいう。）」を契約締結前交付書面に記載させる趣旨は何か。 | 限定責任信託においては給付可能額を超えて受益者に対して信託財産に係る給付を行い得ないこととされておりますので（信託法第225条）、投資者保護の観点から、契約締結時交付書面への記載が必要と考えられます（信託業法施行規則第30条の23第2項第3号）。 |
| 5 | 「給付可能額」（信託業法施行規則案第30条の22第2項第3号）の記載は、新信託法第225条にいう「法務省令で定める方法」（平成19年5月15日に法務省より公表された信託計算規則案第24条第1項に定める方法）を記載すれば足りるか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| **No.** | **●信託契約の内容の説明を要しない場合（第25条ただし書）** | |
| 1 | 信託業法施行規則案第31条第1号の「適格機関投資家等」を「特定投資家」にすべきではないか。 | 信託業法施行規則第31条第1号の改正は、従前の規定の形式的修正にとどまるものです。<br>投資性の強い信託契約のみならず、一般の信託契約についても行為規制の柔軟化を図るべきかについては、今後の検討課題と考えられます。 |
| **No.** | **●信託契約代理業に係る届出関係（第71条等）** | |
| 1 | 信託業法第71条第1項、信託業法施行規則案第70条、第74条に規定する信託契約代理業に係る届出について、金融商品取引業や銀行代理業等他の規定も踏まえつつ以下のとおり対応してほしい。<br>① 営業所等の所在地変更について、物理的に所在地の移転が伴うもののみに限定する。<br>② 役員の兼職状況について、非常勤役員については対象外とする。<br>③ 届出事項によっては、添付書類について登記事項証明書を除外する。 | ① 物理的な位置の変更の有無にかかわらず、営業所の所在地が変更される場合には、法律上、変更の届出が必要と考えられます（信託業法第68条第1項第3号、第71条第1項）。信託契約代理店への監督の必要上、変更届出の対象とする必要があると考えられます。<br>② 役員の兼職状況は信託契約代理店の登録申請における記載事項の一つであり（信託業法第68条第1項第6号、信託業法施行規則第70条第2号）、その変更については届出が必要と考えられます（同法第71条第1項）。信託契約代理店への監督の必要上、非常勤役員の兼職状況についても変更届出の対象とする必要があると考えられます。<br>③ 登記事項証明書は、届出事項に関する事実確認に必要な書類であり、これを不要とすることは困難と考えられます。 |

## Ⅵ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●信託業法の準用〔第2条〕 | |
| 1 | 兼営法施行規則案第23条第5項に、以下のような条文を設けてほしい。<br>「金商法第34条に規定する金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等のみの指図により法第2条第1項において準用する信託業法第29第2項各号の取引が行われたものである場合であって、かつ、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。）からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合」<br>※現行の兼営法施行規則第22条第5項第6号が設けられた趣旨は、投信委託業者には、現行の投信法第15条の行為準則が課されるとともに、同法第28条の書面交付義務が課されているため、重ねて兼営法上の書面を交付する必要はない、というものであったと認識している。<br>金商法では、金融商品取引業者等が投資運用業を行うに際して、同法第42条の2の行為規制が課されるとともに、同法第42条の7第1項に定める運用報告書に金商業等府令案第141条第1項第6号に掲げる事項の記載を求めていることから、上記と同様に取り扱っても問題ないものと考える。 | 兼営法施行規則第23条第5項第6号において投資信託委託会社等の指図により信託業法第29条第2項各号の取引が行われた場合に受益者への書面交付義務が適用除外される趣旨は、別途投信法において、投資信託委託会社に対し、利益相反のおそれがある場合における受益者等への書面交付義務が課されていることから（投資信託・投資法人法第13条第1項）、重ねて受託者から受益者に対する書面交付義務を課す必要はないと考えられることを理由にするものと考えられます。<br>一方、金商法においては、利益相反のおそれがある場合における顧客に対する書面交付義務は課されておりませんので、金融商品取引業者等の指図により取引が行われた場合一般を受益者への書面交付義務の適用除外とすることは適当でないものと考えられます。 |
| No. | ●特定信託契約〔第2条の2〕 | |
| 1 | 信託業法第24条の2の特定信託契約の定義上「…指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とあるにとどまり、元本以外の部分についての損失のおそれは特定信託契約の定義上は問題とされていないことから、兼営法施行令案第3条の4第2号柱書についてもこれに合わせ「…指標に係る変動を直接の原因として信託の元本について損失が生ずることとなるおそれ…」と、また同様にして同条第2号ロについても「当該指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とすべきではないか。 | 兼営法施行令第11条の4第1項第2号においては、金商法施行令第16条第1項第4号と平仄を合わせる観点から「損失が生ずることとなるおそれ」との表現が用いられており、このような表現は金商法の行為規制が準用されるすべての政令において同様となっております。<br>なお、特定信託契約に係る「損失のおそれ」は、信託元本に損失が生ずるおそれがあることをいうものと考えられます。 |
| No. | ●特定投資家〔第2条の2で準用する金商法第34条等〕 | |
| 1 | 兼営法施行規則案第31条の4第1号および信託業法施行規則案第30条の5第1号では、アマ成りした顧客について、対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為について、期限日後に行うものであってもアマとして取り扱う旨規定されているが、具体的にはどのような行為を想定しているのか。 | 例えば、期限日直前に対象契約の締結が行われる場合において、当該対象契約に係る「契約締結時等の書面交付義務」の履行が期限日後になるような場合が考えられます。 |
| No. | ●広告等の規制〔第2条の2で準用する金商法第37条〕 | |

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 広告等に記載すべき手数料等の対価（兼営法施行令案第3条の4第1号及び信託業法施行令案第12条の5第1号並びに兼営法施行規則案第31条の16第1項及び信託業法施行規則案第30条の17第1項）について、「手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合にあっては、その旨及びその理由」を記載することになっている。特定信託契約である年金信託契約の信託報酬の額は、基本的に、運用資産の種類や運用の手法その他の信託財産の管理・処分の内容等に応じて個別に信託契約に基づき相対で決定しているのが実情である。このような信託の場合、例えば「信託報酬の額は、運用財産の額に報酬率を乗じた金額です。報酬率は運用資産の種類や運用方法等に応じて変わります。」等の表示を行うとの理解でよいか。 | ご指摘のとおり、広告等に「手数料等の合計額又は計算方法」を表示することができない場合には、「その旨及びその理由」を明瞭・正確に表示することとされています。どのような表示内容であれば法の趣旨に合致したものとなるかという点については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。ご意見も踏まえ、広告等においては、手数料等の種類ごとの金額若しくは「上限額」又はこれらの計算方法の「概要」を表示すれば足りることとするよう、規定を修正いたします（兼営法施行規則第31条の16第1項）。したがって、ご指摘の事例については、顧客に可能な限り具体的な情報を提供することが重要であるとの観点から、直ちに「表示をすることができない」と判断するのではなく、例えば「上限額又はその計算方法」の「概要」の記載が可能かどうかについて検討されるべきものと考えます。 |
| 2 | 兼営法施行規則案第31条の16第1項には、広告に記載すべき事項として「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」が規定されているが、これは顧客が直接支払うべき対価であって、他方信託財産から支払われるべき何らかの費用は含まれないとの理解でよいか。また、仮に信託財産から支払われるべきものも含まれる場合において、例えばどのようなものを記載すべきであり、他方どのようなものは記載不要なのか。例を示してほしい。 | 信託財産から控除される形で支払われるものであっても、「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」（兼営法施行規則第31条の16第1項）に該当し得るものと解されます。例えば、いわゆる信託報酬には、信託財産から控除される形で支払われるものもあると考えられます。 |
| 3 | 兼営法施行規則案第31条の16第1項には、広告に記載すべき事項として「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」が規定されているが、当該対価の支払の相手は、信託の受託者だけとの理解でよいか。また、仮にそうでないとしたら、例えばどのようなものに対する支払を記載すべきであり、他方どのようなものに対する支払は記載不要なのか。例を示してほしい。 | 「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」（兼営法施行規則第31条の16第1項）には、顧客が直接・間接に支払うこととなる対価が含まれるものと考えられます。<br>信託の受託者に対して支払われるものだけでなく、例えば、ファンド・オブ・ファンズの場合など受託者以外の者が受領するものが含まれる場合もあり得るものと考えられます。他方、信託会社が販売会社に対して支払う手数料等は含まれないものと考えられます。 |
| 4 | 兼営法施行規則案第31条の16第1項には、広告に記載すべき事項として「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」が規定されているが、例えば信託財産が株式であり、かつ当該株式の売買により信託財産が運用される場合、当該株式の売買手数料として証券会社に支払われる金額はこれに含まれるのか。仮に含まれるとしても、株式の売買がどの程度の頻度・金額で行われるか、どの証券会社を用いるか、また当該証券会社のある時点におけるある取引の売買手数料の合計額がいくらかをあらかじめ明らかにすることは極めて困難であることが予想されるが、こうした場合は、兼営法施行規則案第31条の16第1項ただし書の「当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合」に該当し、上記事情をその理由として記載すれば足りるとの理解でよいか。 | 「特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価」（信託業法施行規則第31条の16第1項）には、顧客が直接・間接に支払うこととなる対価が含まれるものと考えられますので、株式の売買手数料もこれに該当し得ますが、ご質問のような場合には「合計額又はその計算方法を表示することができない場合」に該当し得るものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、「上限額」の記載も可能とし、かつ「概要」の記載で足りることとするよう、規定を修正いたします。したがって、例えば「上限額又はその計算方法の概要」等の記載も可能でない場合に「表示をすることができない場合」に該当し得ることになります。 |

| No. | ●契約締結前の書面交付義務〔第2条の2で準用する金商法第37条の3〕 | |
|---|---|---|
| 1 | 契約締結前交付書面の交付が不要な場合として、兼営法施行規則案第31条の20第2号及び信託業法施行規則案第30条の21第2号において「既に締結している特定信託契約の内容の一部の変更を内容とする特定信託契約を締結しようとする場合において、当該顧客に対し契約変更書面…を交付している場合」が規定されている。行おうとしている変更契約の内容が、契約締結前交付書面に記載すべき事項に変更が生じないような変更契約である場合があるが、このような場合には契約締結前書面及び契約変更書面ともに交付不要としてほしい。 | ご意見を踏まえ、契約締結前交付書面に記載すべき事項に変更が生じないような変更契約を締結する場合についても、契約締結前交付書面の交付を不要とするよう、規定を修正いたします（兼営法施行規則第31条の21第1項第2号イ）。 |
| 2 | 信託業法第24条の2の特定信託契約の定義上「…指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とあるに留まり、元本以外の部分についての損失のおそれは特定信託契約の定義上は問題とされていないことから、兼営法施行規則案第31条の21第1項第3号柱書についてもこれに合わせ「…指標に係る変動を直接の原因として信託の元本について損失が生ずることとなるおそれ…」と、また同様にして第3号ロについても「当該指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれ…」とすべきではないか。 | 兼営法施行規則第31条の22第1項第3号においては、兼営法施行令第11条の4第1項第2号・金商法施行令第16条第1項第4号と平仄を合わせ「損失が生ずることとなるおそれ」との表現が用いられております。<br>なお、特定信託契約に係る「損失のおそれ」は、信託元本に損失が生ずるおそれがあることをいうものと考えられます。 |
| No. | ●損失の補てん等を行うことができる信託契約〔第6条〕 | |
| 1 | 兼営法施行規則案第37条は、信託契約に係る信託財産の総額2分の1を超える額を同条各号に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約について信託兼営金融機関が損失の補てん等を行うことができる旨定め、第1号において「有価証券（金商法第2条第1項（第12号及び第14号を除く。）に規定する有価証券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）をいう。第5号において同じ。）」と規定しているが、この規定は金商法第2条第2項各号の権利まで読み得る規定となっている。<br>この点、信託財産の総額2分の1を超える額を金商法第2条第2項第1号（信託の受益権）に運用する信託について元本補てん契約を締結している商品が現に存在することから、当該規定では現行実務に多大な影響を与えることとなる。<br>また、兼営法施行規則案第37条においては、現に有価証券が発行される受益証券発行信託（金商法第2条第1項第14号）についての手当て（除外）はなされているところ、有価証券とみなされる権利である信託の受益権を除外しない理由はないと思われることから、金商法第2条第2項第1号の権利を除外する修正をしてほしい。 | ご意見を踏まえ、兼営法施行規則第37条第1号に掲げる有価証券から「信託の受益権（金商法第2条第2項第1号・第2号）」を除外するよう、規定を修正いたします。 |

## Ⅶ. 金融商品の販売等に関する法律関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●金販法の適用対象への海外商品先物取引等の追加〔第2条第1項〕 | |
| 1 | 金販法の適用対象（金販法第2条第1項第11号）に、海外商品先物取引等を追加することには賛成であるが、海外市場の指数等先物取引及び店頭デリバティブ取引等、海外商品デリバティブ取引のすべてを同法の適用対象に含めるべき。 | 今回の改正では、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の対象取引について、同法では商品取引所法と異なり業者の民事責任規定が整備されていないことやこれら取引による利用者被害の実態等を踏まえて、利用者保護を図る観点から、これらの取引形態に加えて類似の取引形態を新たに対象としたものです。<br>なお、金販法では、銀行法第10条第2項第14号に規定する「金融等デリバティブ取引」も対象としている（金販法施行令第5条第2号）ところ、その具体的内容として定められている商品デリバティブ取引（銀行法施行規則第13条の2の2第1項第1号）には、海外市場の指数等先物取引が含まれているものと考えられます。 |
| 2 | 金販法の適用対象に店頭デリバティブ等、海外商品デリバティブのすべてを含めるべき。 | |
| No. | ●「重要事項」の説明義務〔第3条第1項〕 | |
| 1 | 金商法の「契約締結前交付書面」には、金販法上の「重要事項」のほとんどを記載することとなっている。元本欠損が生ずるおそれを生じさせる取引の仕組みのうち重要な部分、当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる取引の仕組みのうち重要な部分、権利行使・解約制限リスクを「契約締結前交付書面」にあわせて記載し、「契約締結前交付書面」の説明を行うことをもって、金販法上の重要事項説明を行ったこととなるとの理解でよいか。 | 金販法の「重要事項の説明義務」（第3条第1項）と金商法の「契約締結前の書面交付義務」（第37条の3）を履行する方法として、業者が顧客に対して同一の書面を交付して説明することも可能であると考えられます。<br>ただし、金販法は民法上の損害賠償責任規定の特則を定めるものであり、実際の説明が「重要事項の説明義務」に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに、司法判断に委ねられるものと考えられます。 |
| | ▼「金融商品の販売に係る取引の仕組み」 | |
| 2 | 「取引の仕組みのうちの重要な部分」とは、例えば、EBや仕組み債の場合、どこまでが含まれるのか。組成する段階で発行体やアレンジャーによってデリバティブ取引が行われているような場合に、デリバティブ取引の仕組みの説明が必要なのか、それとも債券の発行条件のうち当初元本を毀損させる可能性のある条項について説明すれば足りるのか。 | 金販法第3条第1項第1号～第6号の各号ハの「金融商品の販売に係る取引の仕組み」は、「金融商品の販売」の類型に応じて、基本的には、その金融商品の販売によって顧客が取得又は負担する権利・義務であるといえます。<br>また、「金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分」とは、具体的には、市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動のリスク）、信用リスク（金融商品販売業者や有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化のリスク）又は政令で定めるリスク（金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由に関するリスク）を直接の原因として「元本欠損が生ずるおそれ」又は「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」を生じさせるものとされています（金販法第3条第1項第1号～第6号ハ）。<br>これらのことからすれば、「金融商品の販売に係る取引の仕組みのうち重要な部分」としては、金融商品販売業者等が金販法により説明義務を負う市場リスク、信用リスク又は政令で定めるリスク |

| | | |
|---|---|---|
| | | (同法第3条第1項第1号～第6号各イ)を生じさせる契約の内容等(顧客の権利・義務)に関する重要な事項が説明されることになります。<br>当該重要事項については、金融商品販売業者等の専門性(顧客との関係における情報優位性)及び顧客がこれを信頼して取引せざるを得ない状況にあること等にかんがみて、金融商品販売業者等に対して顧客への説明義務を課しているとの金販法の趣旨からすれば、顧客が金融商品を購入するかどうかの判断をするに当たって重要な事項であるというべきであり、「金融商品の販売に係る取引の仕組みのうち重要な部分」についても、このように実質的に判断されるべきものです。<br>「取引の仕組みのうちの重要な部分」の内容については、個別事例ごとに司法判断に委ねられるものであると考えられますが、以上のように、顧客が金融商品を購入するかどうかの判断をするに当たって重要な事項かどうかという観点から、実質的に判断されるべきであり、単に形式的に「債権の発行条件のうち当初元本を毀損させる可能性のある条項」について説明すれば足りるものでないと考えられます。 |
| 3 | 金販法第3条第1項第5号、同条第4項第1号及び第4号、同条第5項第6号について、法律で予定されている「政令」を定めてほしい。 | 金販法第3条第1項第5号及び同条第4項第4号に規定する「政令」については、今後必要に応じて定めることとなりますが、現時点では定めません。<br>同条第4項第1号及び同条第5項第6号の「政令」については、金販法施行令で以下のとおり定めることとします(第7条及び第8条)。<br>すなわち、<br>・ 金販法第3条第4項第1号に係る「政令」では、同号に掲げられているもの(デリバティブ取引)に類するものとして、「金販法施行令第5条第2号又は第3号に掲げるもの」を定めます。<br>・ 金販法第3条第5項第6号に係る「政令」では、「金販法施行令第5条第1号に掲げる行為」について、金販法第3条第5項第1号に掲げられている行為(契約の締結行為)に準じて「同号に規定する契約の内容」と定め、「金販法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる行為」について、金販法第3条第5項第5号に掲げられている行為(デリバティブ取引)に準じて「これらの規定に規定する取引の仕組み」と定めます。 |
| | **▼適合性の原則** | |
| 4 | インターネットバンキング等非対面取引において、金販法における適合性の原則に基づいた説明を行う場合、画面上に契約内容を表示し、顧客が理解した旨を確認すればよいか。 | 金販法第3条による説明については、第2項で「説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない」とされ、適合性原則に照らしたものであることが求められています。その「方法及び程度」については法令上特段の定めはなく、説明の態様等に関する形式的・手続的な面よりも、顧客の属性(知識、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして当該顧客が当該説明事項の内容を的確に理解するかという実質面が重視されることになると考えられます。こうした考え方は、対面取引と非対面取引（例えばインターネット取引やATM取引等）とで異なるものではありませんが、特に非対面取引の場合には、その特性に鑑み、例えば、顧客が画面上に表示される説明事項の内容をよく読んだ旨を確認すること、顧客からの問合せに適切に対応できる体勢を整備すること、及び照会頻度の高い質問についての「Q&A」を掲載することなど、実務上の工夫が必要であると考えられます（金融監督庁「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」（電子金融研究会報告書・平成12年4月18日）参照）。この点に関連して、監督指針では「インターネットを通じた説明の方法」に係る実務上の工夫の例示として、「金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認すること」があげられています。いずれにせよ、当該規定に適合する形で顧客への説明義務が尽くされていると言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなると考えられます。 |
| 5 | 金融機関において、例えば以下のような運用を行えば、金販法第3条が求める「適合性原則に照らした説明」が行われているといえるかを示してほしい。<br>① 顧客に対してヒアリングシートを用いてリスク許容度を分析し、あらかじめ設定した顧客区分（リスク許容度による分類）にカテゴライズし、この区分ごとに販売可能商品を設定し、その商品以外は販売しないことを原則として、上位カテゴリーの商品（当該顧客のリスク許容度より高いリスクの商品）の購入を顧客から特に要望があった場合に営業責任者の決裁を前提にして顧客からの特約書徴求を担保に販売する等の運用。<br>② 顧客CRM等に、交渉履歴を入力する場合の記載事項として、面談時間、面談場所、面談相手、セールスした商品、使用した販売ツール、説明事項の概要、顧客の反応の概要、その他特記事項等の記載を行う運用。 | ご指摘のとおり、金販法第3条による説明については、第2項で「説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない」とされ、適合席原則に照らした説明が求められています。これを充足するかどうかについては、個別事例ごとに司法判断に委ねられることになります。<br>したがって、ご指摘のような運用も十分考えられるところですが、特定の顧客に対する説明義務が遵守されたどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきものと考えられます。 |
| | **▼「特定顧客」** | |
| 6 | 特定投資家は、その申出によりアマに移行した金融商品取引契約に関しては、金販法上の「特定顧客」としての扱いを受けることはないが、アマに移行していない金融商品取引契約については、引き続き、「特定顧客」としての扱いを受けるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 7 | 金融商品販売業者等に説明義務が課されない | 金販法においては、利用者保護と円滑な金融 |

| | | |
|---|---|---|
| | 「特定顧客」について、金商法第2条第31項に規定する「特定投資家」を含めることには反対である。仮に、「特定顧客」に「特定投資家」を含めるのであれば「特定投資家」が「特定顧客」と扱われるのは金商法における取扱いと同様に「契約の種類ごと」とするべき。 | 取引との両立を図る観点から、顧客をいわゆるプロ(特定顧客)とアマとに区分し、「特定顧客」を相手方とする場合には、金融商品販売業者等の説明義務を除外することとしています(金販法第3条第7項第1号)。今回金商法制に導入された特定投資家制度は、これと同趣旨のものであることから、金販法の「特定顧客」に金商法の「特定投資家」を含めることとしたものです。<br>なお、「特定顧客」の範囲には、「一般投資家から特定投資家への移行をした者」を含み、「特定投資家から一般投資家への移行をした者」を除くこととしていますが、これらの移行は「契約の種類」ごとに行われることとされています(金商法第34条の2第1項、第34条の3第1項、第34条の4第1項)。 |
| 8 | 金融商品販売業者等に説明義務が課されない「特定顧客」の範囲を拡大して「特定投資家」を含めることには反対である。 | |
| 9 | 金融商品について、取引の仕組みやリスクについて十分に説明の上、顧客が既に説明不要の意思を表明している場合は、「金融商品の取引の仕組みの重要な部分」や「損失の元本超過リスク」についても、説明不要との意思を表明した、と取り扱ってもよいか。 | 金販法第3条第7項第2号の「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明」があったと認められる場合には、金融商品販売業者等は同条第1項の説明義務を免除されますが、当該顧客の意思表明があったか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることになります。御指摘の場合にはこの意思の表明があったといえる場合が多いと考えられます。<br>なお、顧客が当該「意思の表明」を行った場合に免除されるのは業者の金販法上の説明義務であり、業者の金商法上の義務は免除されません。 |
| 10 | 特定顧客の概念が特定投資家に拡大されたことに関連し、特定投資家に対する重要事項の説明(及び金商法における契約締結前書面の交付等)が不要となるが、これは、あくまで金販法(及び金商法)上の義務が免除されるに過ぎず、例えば、民法の信義則を根拠とする説明義務等の民事責任が免除されるとは限らないとの理解でよいか。 | 貴見のとおり、顧客が金商法の「特定投資家」に該当することにより業者の金商法や金販法による説明義務が免除されたとしても、業者のこれ以外の義務、例えば民法上の信義則を根拠とする説明義務等の民事上の義務が免除されるとは限らないと考えられます。 |
| 11 | 金販法施行令案第8条により、「特定投資家」には金融商品販売業者等の説明義務が適用されないが、金商法施行令案第1条の8の3により金融商品取引業より除かれる店頭デリバティブ取引の相手方と当該取引を行う場合、当該取引先を「特定投資家」とみなし金販法の説明義務は適用されないとの理解でよいか。 | 当該店頭デリバティブ取引の相手方が、金販法施行令第8条第1項の要件に該当しない限り、金融商品販売業者等の金販法上の説明義務は免除されません。当該要件を満たさない者を「特定投資家」とみなすことはできません。<br>なお、その場合においても、当該相手方が重要事項について説明を要しない旨の意思表明をした場合には、金販法上の説明義務は免除されることになります(同法第3条第7項第2号)。 |
| | **▼「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」** | |
| 12 | 現行の金販法では、「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思表明があった場合」(現行の金販法第3条第4項第2号)には説明義務が適用されないこととなっている。改正後の金販法においても、「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合」の顧客に対しては、重要事項の説明を行わなくてもよいとの理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます(改正後の金販法第3条第7項第2号)。なお、「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明」の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきものであることに留意する必要があります。 |
| **No.** | **●経過措置** | |

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 金販法第3条第5項が説明義務として追加されたが、この追加部分を全顧客に改めて説明（通知）することが必要か。 | 整備法第183条第1項により、改正後の金販法は、整備法の施行後に業として行われる金融商品の販売等に適用され、整備法の施行前に業として行われた金融商品の販売等については従前の例によることとされています。したがって、整備法の施行前に金融商品の販売等が行われている場合には、改正後の金販法第3条第1項各号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分」について改めて説明（通知）する必要はないこととなります。 |
| 2 | 金販法第3条（金融商品販売業者等の説明義務）では、「重要事項」の説明として、新たに「金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分」について説明義務の対象となるが、施行前において、金販法第3条第7項に基づく「重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明」があった顧客に対しては、改めて、「取引の仕組みのうちの重要な部分」についての説明は、要しないと理解してよいか。 | ご指摘の趣旨を踏まえ、整備法第218条第1項に基づき、「同法の施行前（同法による金販法の改正前）に、整備法による改正後の金販法第3条第1項に規定する重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、金融商品販売業者等は、同改正後に、同法に基づく説明を要しない（同法第3条第7項）」旨の経過措置を設けるよう、規定を修正いたします（整備政令附則第60条）。<br>この経過措置により、ご指摘のように、改正前において、改正後の重要事項についての「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」があった場合には、改正後に、金販法第3条第1項による説明を行うことを要しないこととなるものと考えられます。ただし、この「顧客の意思の表明」があったか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきものであることに留意する必要があります。 |

## Ⅷ. 資産の流動化に関する法律関連

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●届出書の添付書類〔第4条第3項関係〕 | |
| | ▼競争入札の実施要項 | |
| 1 | 不動産及び不動産信託受益権の入札は、これらの所有者が自ら入札を実施するのではなく、宅建業者、信託受益権販売業者等に対して売却業務を委託し、この宅建業者、信託受益権販売業者等が入札に関する取りまとめ業務を実施するのが一般的である。このような入札についても、資産流動化法施行規則案第9条第10号に規定する「競争入札」に含まれ、当該宅建業者、信託受益権販売業者等は同号の「競争入札を実施する者」に含まれるとの理解でよいか。 | 資産流動化法施行規則第9条第1項第10号の趣旨は、競争入札を通じて特定資産を取得する場合について、「特定資産の譲受けに係る契約又はその予約」（例えば、売買契約等）の契約書の提出時期を業務開始届出時ではなく資産対応証券の発行時で足りることとする（同規則第22条第3項第1号、第23条第1項第3号）一方で、特定資産の取得の見込みがないまま投資家から資金を募ることを防止する観点から、競争入札の実施要項を記載した書面等を業務開始届出の添付書類とすることにあると考えられます。<br>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、ご指摘のように、特定資産の原所有者から委託を受けた者が入札に関する事務を実施する場合も、同規則第9条第1項第10号の「競争入札」に該当し、当該委託を受けた者が作成し交付する実施要項は、同号の「競争入札を実施する者」が作成し交付する実施要項に該当し得るものと考えられます。 |
| 2 | 不動産及び不動産信託受益権の入札について、これらの所有者が、宅建業者、信託受益権販売業者等に対して売却業務を委託する場合、当該入札に関する実施要項は、当該宅建業者、信託受益権販売業者等が作成し、この名義で複数の入札参加者に交付されることが実務上一般的である。これらの宅建業者、信託受益権販売業者等が作成・交付する実施要項についても、資産流動化法施行規則案第9条第10号に規定する「競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したもの」に含まれるとの理解でよいか。 | |
| 3 | 不動産の競争入札に係る実施要項については、実務上、実施者の押印はなされず、FAXやemail で各入札参加者に交付されることが一般的であるが、そのような押印がなされない実施要項も、資産流動化法施行規則案第9条第10号に規定する「実施要項」に含まれるとの理解でよいか。 | ご指摘の競争入札の「実施要項」については、具体的な作成・交付の方法について特段の規定はなく、実際に行われる競争入札の内容について正確に記載されており、当該競争入札を実施する者により作成され、かつ、複数の者に交付されたものであれば、押印のないもの又はファクシミリ若しくは電子メールで交付されたものも「実施要項」に該当し得ると考えられます。 |
| 4 | 不動産の競争入札に係る実施要項については、実務上、不動産又は不動産信託受益権の売買実行日（売買代金支払、所有権移転日）が明示されていないことが多い（売買実行日の目安となる時期の記載にとどまる、優先交渉権者確定後に協議の上で決定する旨記載されている等）。このような売買実行日が明示されていない実施要項も資産流動化法施行規則案第9条第10号に規定する「実施要項」に含まれるとの理解でよいか。 | 資産流動化法施行規則第9条第1項第10号の趣旨は、競争入札を通じて特定資産を取得する場合について、「特定資産の譲受けに係る契約又はその予約」（例えば、売買契約等）の契約書の提出時期を業務開始届出時ではなく資産対応証券の発行時で足りることとする（同規則第22条第3項第1号、第23条第1項第3号）一方で、特定資産の取得の見込みがないまま投資家から資金を募ることを防止する観点から、競争入札の「実施要項」を記載した書面等を業務開始届出の添付書類とすることにあると考えられます。<br>したがって、実際に競争入札が行われること及びその概要を確認し得る内容の記載があるものであれば、必ずしも確定した期日として売買実行日が記載されなくても、「実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面」（同規則第9条第1項第10号）に該当し得るものと考えられます。 |
| 5 | 不動産の競争入札に係る実施要項について | 実際に競争入札が行われること及びその概要 |

| | | |
|---|---|---|
| | は、（ⅰ）不動産の所有者（売り主）が不動産を信託設定しその上で取得する受益権を購入者に譲渡するか否か、（ⅱ）信託設定せず不動産の所有権のまま購入者に譲渡するか否か、（ⅲ）信託設定をする場合の信託の受託者が誰になるか等の通常資産流動化計画に規定すべき取引形態が明示されていない場合もあるが、このような取引形態が明示されていない実施要項も、資産流動化法施行規則案第9条第10号に規定する「実施要項」に含まれるとの理解でよいか。 | を確認し得る内容の記載があるものであれば、必ずしも具体的な取引形態が記載されていなくても、「実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面」（資産流動化法施行規則第9条第1項第10号）に該当し得るものと考えられます。 |
| | **▼信託契約書** | |
| 6 | 不動産信託受益権を特定資産とする場合でも、停止条件付売買契約書を締結後に業務開始届出を行い、売買実行と同時に信託契約を締結することを予定する場合、業務開始届出時には信託契約書の添付ができないので、資産流動化法施行規則第9条第11号は削除してほしい。 | ご指摘を踏まえ、信託に係る契約書又はその予約契約書を添付できない場合には、業務開始届出の時点では、これに代わる契約書案の添付で足りることとし、その後信託に係る契約を締結した後速やかに当該信託に係る契約書の追加提出を求めることとするよう、規定を修正いたします（資産流動化法施行規則第9条第1項第11号・第2項） |
| **No.** | **●契約締結前の書面交付義務〔第209条・第286条で準用する金商法第37条の3〕** | |
| | **▼資産対応証券の募集等を行う特定目的会社** | |
| 1 | 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令案第9条第3項に「平易に記載」とあるが、投資家の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項を箇条書で同条第1項に準拠して列挙すればよいのか。また、「平易に」とは、どのような内容を記載すればよいのか。 | 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第10条第3項の規定は、顧客が当該取引の特徴を十分理解できるようにする観点から、当該募集等契約の概要（準用金商法第37条の3第1項第3号「当該金融商品取引契約の概要」）等のうち特に重要な事項や元本損失が生ずるおそれがある旨を簡潔かつ平易に記載することを想定するものです。 |
| | **▼特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者** | |
| 2 | 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令案第9条第3項に「平易に記載」とあるが、投資家の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項を箇条書で同条第1項に準拠し列挙すればよいのか。また、「平易に」とは、どのような内容を記載すればよいのか。 | 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第10条第3項の規定は、顧客が当該受益証券の募集等に係る取引の特徴を十分理解できるようにする観点から、当該受益証券の募集等に関する契約の概要（準用金商法第37条の3第1項第3号「当該金融商品取引契約の概要」）等のうち特に重要な事項や元本損失が生ずるおそれがある旨を簡潔かつ平易に記載することを想定するものです。 |
| **No.** | **●業務の運営の状況〔第209条・第286条で準用する金商法第40条第2号〕** | |
| | **▼資産対応証券の募集等を行う特定目的会社** | |
| 1 | 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令案第23条第1号・第2号の「業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い」とは、「個人情報の保護に関する法律」の他、それに関連する金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に準拠して取り扱えばよいのか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられますが、業務運営の状況が本規定を遵守したものとなっているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| | **▼特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者** | |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令案第23条第1号・第2号の「業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い」とは、「個人情報の保護に関する法律」の他、それに関連する金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に準拠して取り扱えばよいのか。 | 基本的には貴見のとおりと考えられますが、業務運営の状況が本規定を遵守したものとなっているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 |

## Ⅸ. その他の法律等

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●中小企業等協同組合法関連 | |
| 1 | 中小企業等協同組合法施行規則案第25条の18においては「当該特定共済契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実とする。」とされているが、当該主務省令に規定すべき事項は、既に中小企業等協同組合法施行令案第12条第3号において「前2号に掲げるもののほか、利用者の不利益となる事実として主務省令で定めるもの」と規定されている。<br>したがって、同法施行規則の当該条項においては、具体的な重要事項を規定すべきではないか。具体的な重要事項が想定されないのであれば、規定する必要はないのではないか。改正案のように包括的に規定することは、かえって組合内部に無用の混乱を招く可能性がある。 | 具体的にどのような事実が中小企業等協同組合法施行規則第25条の18の表示義務の対象となるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、利用者に有利な契約条件が定められている共済契約において、そうした条件設定を可能とするため、利用者の不利益となり得るような契約条件が内在している場合には、当該条件による「利用者の不利益となる事実」を表示する必要があると考えられます。<br>当該規定は、このように他の規定で網羅しきれない「利用者に不利益となる事実」についても広告等への表示を求めることにより、投資者保護の徹底を図るためのものであり、当該規定を削除することは適当でないと考えられます。 |
| No. | ●労働金庫法関連 | |
| 1 | ① 現行の労働金庫法施行規則第45条第5項第1号の5及び第5号の削除は、信託受益権及び商品ファンド持分が金商法第2条第2項の「みなし有価証券」とされたことに伴い、現行の信託受益権販売業及び商品投資販売業が、第二種金融商品取引業とされたためであると理解するが、削除された信託受益権販売業及び商品投資販売業は、労働金庫法施行規則案第45条第5項の第何号で読み込めばよいのか(同項第3号の業務から除かれているのは「有価証券関連業」であるので、同号で読み込めるということか)。<br>② 労働金庫法施行規則案第53条第1号中「第18号の3」を「第18号の5」に改める必要はないのか。 | ① 現行の信託受益権販売業及び商品投資販売業は、有価証券関連業に該当することになるため、労働金庫法施行規則第45条第5項各号からは削除しています。<br>② ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。 |
| No. | ●商品ファンド法関連 | |
| 1 | 商品ファンド法施行令案第5条第1項で5千万円とする商品投資顧問業者の資本金に関し、同条第2項では1千万円に緩和しているが、その要件を「商品投資販売業者のみを相手方として・・・会社」から、「金商法第2条第31項の特定投資家(ただし同法第34条の2の場合を除く。)及び同法第34条の3及び第34条の4で規定する特定投資家(みなされる場合)のみを相手方として・・・会社」に変更すべきである。 | 商品ファンド法施行令第5条では、投資者保護のため必要かつ適当なものとして、商品投資顧問業者の最低資本金について、金商法における投資運用業を行う金融商品取引業者と同じ水準である5千万円と規定していますが(同条第1項)、現行と同様に商品投資に関する高度な専門性を有する商品投資販売業者のみを相手方として営業する場合については、一種の業者間の取引であることを考慮して、その要件を緩和して1千万円と規定しています。<br>金商法における特定投資家制度は、金融商品取引業者等と特定投資家との間の取引について、一定の行為規制が適用除外されるものです。商品投資顧問業者の最低資本金は商品投資顧問業の参入要件となるものであり、参入後の行為規制に係る特定投資家制度の概念を取り込むことは |

| | | |
|---|---|---|
| | | 適当でないと考えられます。 |
| 2 | 商品ファンド法第33条第1項に規定する「金商法第29条の登録を受けて投資運用業を行う者の運用財産（金商法第35条第1項第15号の運用財産をいう。）の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金」にヘッジ目的として運用する資金を追加してほしい。 | 商品ファンド法第33条は、商品投資に係る投資判断を商品投資顧問業者等に一任することを義務づけています。この規定は、商品投資に係る投資判断は高度な専門性を要するものであることを踏まえ、投資者保護の観点から、商品投資顧問業者等への投資判断の一任を義務づけているものと考えられます。<br>このような規定の趣旨からしますと、ヘッジ目的であるか否かにかかわらず、商品投資契約の締結等を業として行う者が、運用財産の運用上生じた余裕金を超える資金を商品投資により運用する商品投資契約の締結等を行う場合には、当該商品投資に係る投資判断は商品投資顧問業者等に一任すべきものであり、ご意見のような追加をすることは適当でないと考えられます。 |
| 3 | 商品ファンド法第33条第2項に規定する「その他これに類するものとして政令で定める資金」にヘッジ目的として運用する資金を追加してほしい。 | 商品ファンド法第33条は、商品投資に係る投資判断を商品投資顧問業者等に一任することを義務づけています。この規定は、商品投資に係る投資判断は高度な専門性を要するものであることを踏まえ、投資者保護の観点から、商品投資顧問業者等への投資判断の一任を義務づけているものと考えられます。<br>このような規定の趣旨からしますと、ヘッジ目的であるか否かに関らず、商品投資受益権の販売等を業として行う者が、運用財産の運用上生じた余裕金を超える資金を商品投資により運用する商品投資受益権の販売等を行う場合には、当該商品投資に係る投資判断は商品投資顧問業者等に一任すべきものであり、ご意見のような追加をすることは適当でないと考えます。 |
| **No.** | **●金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律関連** | |
| 1 | 本人確認法施行令案第1条第1号では、金商法第63条に規定する特例業務届出者が、本人確認法上の金融機関等となることが規定されているが、特例業務届出者の中には、本人確認記録の作成や保存義務等を遵守するために十分な体制を整備している者以外の者もあると想定される。この場合にも十分な体制の整備を一律に求めることとなれば、金商法上、規制の柔軟化を図った趣旨が損なわれることになると考える。特例業務届出者を本人確認法上の金融機関等に含めることは避けるべきであり、本人確認法施行令案第1条第1号の規定は削除してほしい。 | ご指摘のように、金商法第63条においては、特例業務届出者について、金融イノベーションを阻害することのないよう、登録制ではなく届出制により簡素な規制を適用することとしています。<br>しかしながら、当該特例業務届出者の行う業務の内容は、投資者から出資・拠出を募る又は運用を行うという点において金融商品取引業と同視し得るものであり、本人確認法施行令においては、特例業務届出者について本人確認義務の対象となる「金融機関等」として位置づけています。このような趣旨にかんがみると、同令第1条第1号を削除することは適当でないと考えられます。 |
| **No.** | **●独立行政法人等登記令** | |
| 1 | 独立行政法人等登記令の預金保険機構の下欄に、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定めを追加する。 | 今回の預金保険法及び預金保険法施行令の改正は、金商法制の整備に伴う改正として法令中の用語を置き換えることを内容とするものであり、預金保険機構の設立やその手続等に関する事項を改正する趣旨のものではありません。したがって、ご指摘の事項についての検討は、今回の改正の範囲外となりますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |

| No. | ●組合等登記令 | |
|---|---|---|
| 1 | 組合等登記令案別表第1および第2から<br>・ 金融先物会員制法人を削る。<br>・ 金融商品取引業協会を追加する。代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め・資産の総額・公告の方法を下欄の個別登記事項とする。<br>・ 証券業協会を削る。<br>・ 投資者保護基金の中欄 「証券取引法」を「金融商品取引法」とする。<br>・ 金商法第69条第3項で理事の代表権の範囲制限が可能であり、民法第54条に同旨の規定がないことから、代表権の範囲・制限を登記事項とすべき。 | 組合等登記令については、別表一から金融先物会員制法人の項及び証券業協会の項を削り、認可金融商品取引業協会を加え、別表二から金融先物会員制法人の項を削除する等の改正をしています。<br>なお、認可金融商品取引業協会の登記事項については、現行の証券業協会に関する登記事項の規定を引き継ぎ、資産の総額及び公告の方法とし、代表権の範囲・制限については新たに登記事項として加えるという措置はしておりません。これは、金商法第69条第2項においては認可金融商品取引業協会について代表権が会長にあることが規定されていますが、同条第3項は、認可金融商品取引業協会の定款の定めるところにより理事が代表権を行使する旨を規定するものであり、この場合における代表権の範囲・制限について、登記事項として求めることは特段必要ないと考えられることによるものです。 |

# X. その他

| | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|---|---|---|
| No. | ●施行時期 | |
| 1 | 施行に当たっては、金融商品取引業者等や国民に広く周知する必要があることから、施行時期は後ろ倒しにするべき。 | 金商法の施行は改正法の施行日（平成18年6月14日）から起算して1年6月（平成19年12月13日）以内の政令で定める日とされています（改正法附則第1条本文）が、利用者保護の観点からは、できるだけ早い施行が望ましいと考えられます。<br>一方、利用者の利便性への配慮、金商法の施行に向けた金融商品取引業者等の準備期間の確保、並びに金融商品取引業者等及び利用者に対する周知期間の確保も重要であると考えています。<br>これらの点を総合的に勘案し、施行日を平成19年9月30日とし、準備や周知のための期間として約2ヶ月の期間を設けることとしております。<br>なお、ご意見も踏まえ、法令の規定の趣旨を超えない範囲で、金融商品取引業者等の行為規制に関する所要の経過措置を規定しています。政令及び内閣府令で設けた行為規制に関する経過措置のうち主なものは次のとおりです。<br>① 標識掲示義務規定について施行日から3月間適用を猶予しております（整備政令附則第23条第1項）。<br>② 登録番号の表示・記載義務規定について施行日から3月間適用を猶予しております（整備政令附則第23条第2項）。<br>③ 既存顧客との間で行われる上場有価証券又は店頭売買有価証券の売買等については、施行日から3月を経過する日までの間に取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合にあっては当該取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合にあっては施行日から6月以内（「上場有価証券等売買等経過期間」）に、当該既存顧客に上場有価証券等書面を交付すれば、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしております（金商業等府令附則第2条）。<br>④ 既存顧客との間で締結されるMMFに係る金融商品取引契約については、上場有価証券等売買等経過期間内に、当該既存顧客に目論見書等を交付すれば、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしております（金商業等府令附則第3条）。<br>⑤ 既存顧客との間で行われる信用取引・有価証券に関連する市場デリバティブ取引については、施行日から3月を経過する日までの間に取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合にあっては当該取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合にあっては施行日から6月以内（「信用取引等経過期間」）に、当 |
| 2 | 施行日については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ（改正法附則第1条）、本年9月に施行との情報も聞かれる。関係政省令案のボリュームが相当に多く、金融商品取引業を行う者において準備に相当の時間を要することから、改正法で許される限り施行までの時間が確保されるよう配慮してほしい。 | |
| 3 | 金商法制の本格施行に向けては、新たに規定された事項を踏まえ、各金融機関において組織体制の整備、人員の配置、システム構築、帳票類の整備等の作業を行う必要があり、これには相当の時間を要すると考えられることから、施行時期については、実務面での対応が可能となるよう十分配慮してほしい。 | |
| 4 | 投資者保護の観点から、態勢整備については万全を期して対応する必要があるため、パブリックコメントへの回答については、具体的に回答することはもちろん、態勢整備のための準備期間を設けるべきである。 | |
| 5 | 「この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる」（金商法第196条の2）となっていることから、実務上、早期の対応が困難な事項については、経過措置を幅広く設けるべきである。 | |
| 6 | 投資家とりわけ一般投資家へ交付する開示資料の印刷準備のため、政令・内閣府令等の公布日と施行日との間には6月の猶予期間を設けてほしい。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 該既存顧客に契約締結前交付書面を交付すれば足りることとしております（金商業等府令附則第4条）。<br>⑥ 既存顧客との間で施行日から3月を経過する日までの間に金融商品取引契約を締結する場合については、契約締結後遅滞なく契約締結前交付書面を交付すれば足りることとしております（金商業等府令附則第5条）。<br>⑦ 施行日後3月以内に交付する上場有価証券等書面については、登録番号の記載を不要としております（金商業等府令附則第12条）。<br>⑧ 既存の証券会社については、施行日前においても、金商業等府令第80条第1項第1号の規定の例により、既存顧客に書面を交付することができ、この場合、既存の証券会社は、上場有価証券等書面を交付したものとみなされることとしております（金商業等府令附則第13条）。<br>⑨ 施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約について、金商法第37条の3第1項の規定の例により書面を交付しているときには、顧客に対して契約締結前交付書面を交付したものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとしております（金商業等府令附則第14条第1項）。<br>⑩ 施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約につき、旧金先法第70条第1項又は旧商品ファンド法第16条の規定により書面を交付しているときには、顧客に対して契約締結前交付書面を交付しているものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとしております（金商業等府令附則第14条第2項）。<br>⑪ 施行日後3月以内に交付する目論見書等については、契約締結前交付書面の作成方法に準ずる方法により作成する必要はないこととしております（金商業等府令附則第15条第1項）。<br>⑫ 金融商品取引業者等は、施行日以後に金融商品取引契約を締結しようとする場合には、施行日前においても、金商業等府令第80条第1項第3号の規定の例により、目論見書等を交付することができ、この場合、当該目論見書等については、契約締結前交付書面の作成方法に準ずる方法により作成する必要はないこととしております（金商業等府令附則第15条第2項）。<br>なお、利用者や金融商品取引業者等の金商法令の理解に資するよう、ご指摘も踏まえ、寄せられたパブリックコメントに対してはできるだけ具体的に回答するよう努めました。 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 金商法施行に伴う発生する金融商品取引所、金融商品取引清算機関、金融商品取引業者等の各種書面作成義務（帳簿等）については、システム対応に多大な時間を要するため、最低6ヶ月の経過措置期間を定めてほしい。 | ご意見を踏まえ、帳簿書類については、施行日から1年間は、金商業等府令第157条第1項各号又は第181条第1項各号に掲げる帳簿書類に準ずる書類を作成している場合には、当該書類を金商業等府令第157条第1項各号又は第181条第1項各号に掲げる書類とみなすこととするよう、規定を修正いたします。 |
| 8 | 整備政令案附則第19条第2項に規定する経過措置期間を1年に延長してほしい。 | 広告等をする場合の表示事項及び契約締結前交付書面の記載事項として登録番号を規定しているのは、金融商品取引業者等であることを顧客が確認することを可能にするためであり、これらの事項に係る規定は、利用者保護の観点から、できるだけ早い施行が望ましいと考えられます。なお、金融商品取引業者等が登録番号を広告物や書面に記載するために一定の準備期間を要することを踏まえ、3ヶ月の経過措置期間を規定したところです（整備政令附則第23条第2項）。 |
| 9 | 施行日前に募集を開始した「みなし有価証券」に関する一連の募集行為に関しては、施行日後に開始する行為についても、金商法の適用が除外されることとしてほしい。<br>施行日前に、商品組成計画の公表及び予備的な募集活動を行う「みなし有価証券」の販売については、「みなし有価証券」の組成完了日が施行日以降となる場合についても、従前の例によるものとしてほしい。 | 金商法施行後に金商法第2条第8項各号に掲げる行為を行う場合には、利用者保護の観点から、原則として金商法の規定が適用される必要があるものと考えられます。<br>なお、ご意見も踏まえ、金商法第2条第2項に規定する有価証券とみなされる権利の募集の際に交付すべき契約締結前交付書面又は目論見書については、次のような経過措置を設けることとしています。<br>① 施行日から3月を経過する日までは、契約締結前交付書面への金融商品取引業者等の登録番号の記載を不要としております（整備政令附則第23条第2項）。<br>② 既存顧客との間で施行日から3月を経過する日までの間に金融商品取引契約を締結する場合については、契約締結後遅滞なく契約締結前交付書面を交付すれば足りることとしております（金商業等府令附則第5条）。<br>③ 施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約について、金商法第37条の3第1項の規定の例により書面を交付しているときには、顧客に対して契約締結前交付書面を交付したものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとしております（金商業等府令附則第14条第1項）。<br>④ 施行日後に金融商品取引契約を締結する場合であって、施行日前に当該金融商品取引契約と同種の行為を行うことを内容とする契約につき、旧商品ファンド法第16条の規定により書面を交付しているときには、顧客に対して契約締結前交付書面を交付しているものとみなして、金商業等府令第80条第1項第2号の規定が適用されることとしております（金商業等府令附則第14条第2項）。<br>⑤ 施行日後3月以内に交付する目論見書等に |

| | | |
|---|---|---|
| | | ついては、契約締結前交付書面の作成方法に準ずる方法により作成する必要はないこととしております（金商業等府令附則第15条第1項）。<br>⑥ 金融商品取引業者等は、施行日以後に金融商品取引契約を締結しようとする場合には、施行日前においても、金商業等府令第80条第1項第3号の規定の例により、目論見書等を交付することができ、この場合、当該目論見書等については、契約締結前交付書面の作成方法に準ずる方法により作成する必要はないこととしております（金商業等府令附則第15条第2項）。 |
| 10 | 改正法及び整備法の施行時期は、信託法及び信託法整備法の前か後かを明らかにしてほしい。また、附則を含めた全文を明らかにしてほしい。 | 改正法及び整備法の施行時期は平成19年9月30日であり、信託法及び信託法整備法と同日です。<br>また、今回のパブリックコメントでは、附則を含め、実質的に内容を伴う改正についてはすべて公表しており、公表を省略しているのは軽微な形式改正のみです。 |
| **No.** | **●経過措置** | |
| | **▼旧信託契約代理店に関する経過措置** | |
| 1 | 改正法附則第147条、第148条及び信託業法第71条に関し、<br>① 金融商品取引業に移行する信託契約締結の代理・媒介（現信託契約代理業）は信託業法の規制対象から除外されるとの理解でよいか。<br>② 取扱業務を信託契約代理業務から除外するための信託業法上の手続き（業務方法書等）の変更は必要となるか。 | ① 信託受益権が有価証券とみなされることにより、信託契約代理店が信託会社のために行う信託契約の締結の代理又は媒介は、有価証券の発行者のために当該有価証券の取得の申込みの勧誘等を行う行為となり、本来は、有価証券の募集・私募の取扱い（金商法第2条第8項第9号）と位置づけられることになります。したがって、現行の信託契約代理業の相当部分は、金商法の規制対象である金融商品取引業として取り扱われることになり、第二種金融商品取引業としての登録が必要となります（金商法第28条第2項第2号）。他方、信託業法の規制対象である信託契約代理業として残るのは、委託者が信託受益権の発行者（金商法第2条第5項）とされるような信託（現行の証取法第2条第2項第1号・2号の貸付債権信託等）について、信託会社のために信託契約の締結の代理又は媒介は行う行為です（信託業法第2条第8項）。<br>② 金商法の施行に際して現在行っている信託契約代理業が金融商品取引業に移行する場合に信託業法上必要になる手続きは次のとおりと考えられます。<br>・ 施行日以後も引き続き信託契約代理業として行う業務がある場合には、業務方法書が変更するものと考えられるところ、信託業法第71条第3項の規定により、遅滞なくその旨を届け出る必要があります。<br>・ 施行日以後に信託契約代理業務を行わない場合には、信託業法第79条第1号の規定により信託契約代理業を廃止する旨を届け出る必要が |

| | | |
|---|---|---|
| | | あります。 |
| | **▼投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置** | |
| 2 | 改正法附則第162条の変更届出の猶予期間中は、現行の証取法、投信法、投資顧問業法等に基づく変更届出も猶予されることを確認したい。<br>また、その間の変更については、改正法附則第159条第2項の届出の後も遡及して届出する必要がないことを確認したい。 | 改正法附則第162条に定める経過措置期間中は金商法第31条第1項から第3項までの規定は適用されませんが、改正法附則第159条第2項の規定により同項に規定する書類に変更後の事項を記載し、これを提出する必要があるものと考えられます。 |
| | **▼処分等の効力** | |
| 3 | 改正法附則第217条及び整備法第216条は、旧法下での手続が金商法の手続とみなす旨定めているが、旧法下の登録申請者に同条の適用があり、金商法の下での手続きとみなされるか明確ではない。仮に適用があるとしても、旧法に基づいて提出された申請書が新法に基づく申請書としてどのように扱われるのか、具体的な手続が不明である。もし、旧法に基づく申請者による証券業登録の申請が無効として扱われ、金商法に基づく登録申請を再度やり直す必要があるとすると申請者の負担が過大となる。そこで、・旧法に基づいて登録申請を行った申請者についても、旧法の要件を満たす場合には、施行日に遡及して登録されたものとみなす旨を政令に定めて、経過措置（改正法附則第18条及び整備法第2条）の適用を認めるか、・改正法附則第217条又は整備法第216条の適用があることを明確にした上で、旧法に基づいて提出された申請書を新法に基づく申請書に差し替えるための具体的手続をおくか、・金商法の施行前から同法に基づく金融商品取引業者の登録申請を認める等により、金商法施行による登録手続の遅延、登録の事実上の不受理等が生じないよう、然るべき経過措置を設けてほしい。 | 金商法の施行前にした旧証取法、旧投信法若しくは旧信託業法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、金商法の規定に相当の規定があるものは、金商法の相当の規定によってしたものとみなされます（改正法附則第217条）ので、例えば、「旧法」に基づいて提出された申請書は金商法に基づいて提出された申請書とみなされますので、「旧法に基づいて提出された申請書を新法に基づく申請書に差し替えるための具体的手続」は必要ありません。<br>なお、金商法に基づく申請書とみなされる場合に、例えば登録拒否要件に該当するかは「旧法」ではなく「金商法」に則して判断されることになります。 |
| | **▼営業保証金の取戻し** | |
| 4 | 金商法制の施行後、現行の認可投資顧問業者は営業保証金を取り戻すことができるとされているが、現行の投資顧問業法に基づき交付されたいわゆる15条書面には営業保証金に関する優先弁済権の記載が求められている（投資顧問業法施行規則第18条第3項第5号）。そうすると、金商法制施行後に営業保証金の取り戻しが行われた場合には、顧客の手許に残るいわゆる15条書面の記載内容に齟齬が生じる場合が生じるが、この場合に顧客に対して何らか通知等を行う必要はあるか。 | 営業保証金の取戻しを行うためには、当該営業保証金について現行の投資顧問業法第10条第6項の権利を有していた者に対し、6ヶ月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公示することが要求されていること（整備法第40条第3項）等から、顧客に対し個別に通知等を行うことは不要と考えられます。 |
| 5 | 整備法第40条第2項は営業保証金取戻しについて定めているが、現行法において営業保証金に代わる契約を締結している場合における解約に関する手続についても明らかにしてほしい。営業保証金の取戻しと同様に、公告・金融庁長官の承認が必要となるか。 | 現行の投資顧問業法第10条第3項に基づく契約は、整備法第216条により、金商法第31条の2第3項の契約とみなされることになると考えられます。なお、別途法定の営業保証金を供託しない限り、営業保証金に代わる契約を解約することはできないものと考えられます。当該契約を解約する場合には、公告は必要ありませんが、金融庁長官の承認が必要と考えられます（金商法施行令第 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 15条の13第3号)。 |
| 6 | 金商法の施行時に「投資運用業」「第二種金融商品取引業」「投資助言・代理業」の登録を受けたとみなされたものは、整備法第40条の規定により、供託したとみなされた営業保証金を取り戻すことができるとの理解でよいか。また、これに係る政令・内閣府令・法務省令上の根拠及び手続きを確認したい。(金商法施行令案第15条の15では、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業以外の金融商品取引業を行うものとして変更登録を受けた場合に、営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができるとされているが、法施行時に投資運用業等のみなし登録を受けた場合には、同条第1項第5号の「変更登録を受けた場合」に該当しないと思われる。) | ご理解のとおり、金商法施行の際旧信託業法又は旧証券投資顧問業法に基づき営業保証金を供託している者がこれを取り戻す場合は金商法施行令第15条の15第3号に掲げる場合に該当しません。<br>営業保証金を取り戻すことができる当該者の具体的な対象、取り戻すことができる額及びその根拠規定は、次のとおりです。なお、取戻しの手続きの詳細は、投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令第2条から第15条までに規定されています。<br>・ 金商法施行の際に旧信託業法第91条第1項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録第二種業者である法人は、その全部を金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができます(改正法附則第203条第3項、整備政令附則第7条)。<br>・ 金商法施行の際旧証券投資顧問業法第10条第1項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録助言・代理業者である法人は、その全部を金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができます(整備法第40条第2項、整備政令附則第8条第1項)。<br>・ 金商法施行の際旧証券投資顧問業法第10条第1項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録助言・代理業者で上記のみなし登録第二種業者でない者は、同法に基づき供託している額が金商法上供託すべき額を超過する場合には、その超過額を金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができます(整備法第40条第2項、整備政令附則第8条第2項)。<br>・ 金商法施行の際に旧信託業法第91条第1項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録第二種業者であり、旧証券投資顧問業法第10条第1項の規定により営業保証金を供託しているみなし登録助言・代理業者である個人は、旧信託業法及び投資顧問業法に基づき供託している額が、金商法上供託すべき額を超過している場合には、その超過額を金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができます(改正法附則第203条第3項、整備法第40条第2項、整備政令附則第9条) |
| **No.** | **●その他の意見・要望** | |
| | **▼金融サービス法制の在り方** | |
| 1 | 金商法を幅広い「金融サービス市場法」として完成させるため、ジャンプの段階では、消費者保護のために「融資規制」を設け、「適合性の原則」に対しては具体的な内容を、「訴訟外紛争解決」については第三者的公的機関の設置を明文化してほしい。 | 金融商品・サービスにかかる法制の在り方に関しては、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」に示された理念の下、平成12年に金販法の制定や投資信託・投資法人制度の改正等の法整備を行い、続いて、今般の金商法制において投資性の強い金融商品・サービスを対象とする横断的法制の構 |
| 2 | 投資性の強い預金・保険・信託に対する規制に | |

| | | |
|---|---|---|
| | ついて、金融商品の多様化の実態や消費者ニーズを十分に踏まえた上で、実際の法・規制の運用に際しては、立法趣旨に基づき実効性の確保に努める必要がある。<br>また、今回の法改正の対象範囲に含まれないリスク性、投資性の低い金融商品・サービスについては引き続き行為規制の一元化の方向性について模索しつつ、個別の商品特性を踏まえ過度の規制によって消費者保護・利便性が損なわれることがないよう検討を進めるとともに、金融商品の販売・勧誘に従事する労働者・職場の実態を踏まえた適正な運用を行っていくべきである。 | 築を図るための法整備を行いました。<br>より包括的な金融サービス法制については、金商法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方などを踏まえ、引き続き検討を進めることとなりますが、まずは、今般の金商法制の適切かつ円滑な実施を図ることが重要と考えられます。 |
| 3 | 今後は平成17年12月に公表された金融審議会第一部会報告に記載のとおり、金融商品全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みの検討を進められることと拝察するが、消費者保護の充実と利便性向上に向け、業態横断的な苦情・紛争解決のルールを整備・規定するという観点からの検討してほしい。 | より包括的な金融サービス法制については、金商法の実施状況、各種金融商品サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方等を踏まえ、引き続き検討が進められることになりますが、その際には、ご指摘の「業態横断的な苦情・紛争解決のルールを整備・規定するという観点からの検討」も含まれるものと考えられます。 |
| 4 | 今後の検討課題として、金販法、消費者契約法、独占禁止法など、業態横断の関係法令との整合性も含め、業法は経営の健全性確保等の観点から必要最小限な業界固有の規制にとどめるなど、今日的な存在意義を踏まえた上で体系自体を大きく見直し、ダブルスタンダードとならないよう整理するという観点からの検討がなされるべきである。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |
| 5 | 消費者保護の充実と利便性向上に向けて、行政当局と自主規制団体等の役割・権限の在り方など、規制システムの在り方と併せて検討を進めるべきである。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |
| | **▼販売・勧誘の態勢等** | |
| 6 | 高齢者への不当な金融商品の販売を規制するためには今回の行為規制の内容では不十分であり、各業法においてより厳しい規制を設けた方がよいのではないか。 | 金商法においては、利用者保護ルールの徹底を図る観点から、同じ経済的性質を有する金融商品・取引には同じルールを適用することとし、既存の利用者保護法制の対象となっている金融商品・取引についても、関係業法を併せて改正することにより、業態を問わず、金商法の行為規制を横断的に適用することとしています。<br>横断的に適用される行為規制の大きな柱となるのは広告等規制、顧客への説明義務や適合性原則等であり、例えば、契約締結前交付書面等の交付に関し、業者には顧客の知識・経験・財産の状況及び契約の締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明が義務づけられます。<br>このように金商法制の施行により、業態を問わず横断的に、顧客の属性に応じた金融商品・取引の販売・勧誘ルールの徹底が図られることとなります。 |
| 7 | 個別の勧誘に利用する資料(例:顧客向けの提案資料)についても広告規制にあるような記載方法・記載事項が考慮されていない状況だと思われ | 個別の契約の内容にもよりますが、一般的に、個別顧客向けの個別の提案資料は広告類似行為及び契約締結前交付書面に併せて顧客に交付さ |

| | | |
|---|---|---|
| | るので、これについてもどこかで規定してほしい。 | れるものと考えられます。<br>金商法においては、広告類似行為や契約締結前交付書面の表示事項や表示方法等について遵守すべき要件を定めているとともに、金融商品取引業者等には各種の禁止行為（金商法第38条）や適合性の原則（同法第40条第1号）等が適用されるほか、顧客に対する誠実公正義務（同法第36条）も課されています。特に、ご指摘の「顧客向けの提案資料」についても、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為は禁止されています（金商業等府令第117条第1項第2号）。<br>これらの規制により、金商法制においては、顧客に対する勧誘時の説明が適切なものとなるための措置が十分に備えられているものと考えられます。 |
| 8 | 販売担当者に目標を強要することは、顧客の利益を損なう恐れがあり、好ましくない。適切な営業推進態勢や人事評価システムを確立させること。<br>また、すべての店頭に専門担当者を配置し、応対体制を確立させること。<br>更に、販売担当者に、基礎実務、商品内容、応酬話法、苦情事例など、研修を保証させること。 | 金融機関等の経営態勢、人事評価や研修制度の在り方については、基本的にはそれぞれの経営判断に基づくものでありますが、ご指摘のとおり、顧客の視点からそれぞれの在り方が判断されるべきものと考えられます。<br>行政当局としても、各業者の業務の運営について公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときは、関係法令に則り適切に対応してまいります。 |
| 9 | 販売・勧誘する者が顧客に適切に説明ができるよう、販売・勧誘従事者を監督する者に対して、抽象的な監督責任ではなく、その説明が適当であるかどうかを確認し、必要な場合には是正する体制が確立されるよう具体的な義務を明文化すべきである。 | |
| 10 | 銀行の現場では、収益第一の営業目標に基づいて預金金利水準の低い現在、リスク商品での個別の収益目標実現を追及している。今回の政令、内閣府令においても、最低限、金融機関側の押売販売でなく、顧客の意思を前提にした販売体制をとらせるような規定を置いてほしい。 | |
| 11 | 現在の販売実態を十分に踏まえた上で、「金融産業で働く人の活力」につながるルールにする。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |
| 12 | 現場の金融労働者が金融リスク商品の無理な販売を行わざるを得ないのは、過大なノルマと成果主義賃金による営業推進体制が背景にあるからである。金融庁の「主要行等向け監督指針」ではⅢ－3－4－2－2が示されているが、現実は、主要行はもとより中小金融機関も含めこのような状況が広がっており、金融機関の営業推進体制について適正化を図るような実効ある規制が必要である。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |
| 13 | 金融機関と投資家間の商談履歴を必ず残し、両者で確認・押印後管理すべきである。リスク確認は毎回行うべきである。金融機関、投資家の意識のずれがトラブルの原因になっている。商談時に必ず履歴を残し、毎回、前回の確認とリスクの確認を行うべきよう義務づけるべきである。 | 業者が顧客と取引するに当たっては、適合性原則（金商法第40条第1号）や契約締結前交付書面の交付義務（同法第37条の3）等の販売・勧誘ルールを遵守する必要があり、業者においては顧客保護の観点から、顧客に対する説明態勢を含め、法令遵守のための適切な態勢を整備する必要があると考えられます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 14 | リスク商品販売に、顧客の定期預金の満期期日や資産残高等、銀行等の保有する個人情報が利用されている実態がある。個人情報の取扱いは個人情報保護法や「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で規制されているが、仮に同ガイドラインに例示されている「…当社又は関連会社、提携会社の金融商品・サービスの販売・勧誘」等への個人情報の利用の同意があったとしても、リスク商品の勧誘に際して、勧誘の受託の意思確認の上で、改めて当該個人情報の利用許諾を義務づけるべきである。 | 業者は顧客の個人情報の取扱いには慎重を期すべきであり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 |
| | **▼その他の意見** | |
| 15 | 貯蓄から投資への流れが加速する中、日本では金融教育が他国に比較して遅れている。東証、日証協、投信協会、貯蓄広報委員会や民間金融機関ではセミナー等を行っているが、金融庁や財務局職員によるセミナーがあってもいいのではないか。 | 貴重なご意見として参考にさせていただきます。<br>なお、金融庁（財務局を含む）においても、金融経済教育に関するシンポジウムを開催するなど、関係機関と連携しつつ、金融経済教育に積極的に取り組んでいます。 |
| 16 | 集団投資スキームを有価証券として金融商品に含めることはよいが、競走馬に関する集団投資スキームについて課税が強化されるのは反対である。 | 有価証券に関する課税の在り方については、課税の公平性等の観点から、別途検討されるものであると考えられます。 |